續々群書類從 第四

續々群書類從第四

例言

一本編は、史傳部の第三卷として、餘目氏舊記以下二十二種を收む、

一餘目氏舊記は、陸中國鹽釜村水澤の餘目氏に傳へらるゝ留守氏の記錄にして、文治年中より永正十一年まで三百餘年間に涉る、東國の事情を知るに屈竟の史料たり、但末文の佚したるは惜むべし、留守氏もと伊澤と稱し、賴朝に從うて奧州を征し、留守職に補せらる、依て子孫留守を以て氏とせり、其孫裔、村岡氏餘部氏等庶流ありと雖も、此古記には、毫も之を記するを見ず、本書は、原本を謄寫せる、大學史料編纂掛所藏本を底本とし、吉田東伍氏所藏本を以て校訂せり、

一雙林寺傳記は、長尾昌賢影像記、及び上杉傳來記の二種より成る、前

者は、寛正四年上州群馬郡白井雙林寺上杉景仲木像造立に際し、同寺二世某の記する所にして、長尾氏の家系より、景仲一生の事蹟を略述せるもの、後者は、同寺第十一世某の記する所にして、景仲以後、景信景春景英景誠憲景政景等の小傳を集めたるものなり、

一公方兩將記は、應仁兵亂の起より、永正の末年、細川高國政務一統に至るまで、細川畠山兩氏の政權爭奪を記せるものなり、

一小弓御所樣御討死軍物語は、天文七年十月七日に於ける、國府臺の戰記なり、

一平嶋記は、阿波平嶋公方家の歷代、同義冬の母系、三好氏の系、義冬の事蹟等を記せる、同家の記錄なり、以上の四書は、黑川氏所藏本を以て底本とせり、

一多賀谷七代記は、常陸國下妻城主多賀谷氏家より重經に至る、七代の事蹟を述べたるもの、氏家は、金子家忠の裔、同族結城氏朝と共に

足利成氏に仕へ、下妻城を築いて之に住し、子孫相繼で居る、重經に至つて、德川家康の滅す所となれり、此書は、黑川氏所藏本に據り、大學史料編纂掛所藏本を以て校訂せり、

一世田谷私記は、奧州吉良氏後の領、武州荏原郡世田谷に於ける事蹟を記述せるもの、吉良氏は、治家に至つて足利持氏に從ひ、世田谷鄕を賜はる、子孫小田原北條氏と姻親を結び、德川氏に至つて蒔田とも稱し、高家衆たり、本書は、水戶家所藏本を謄寫せる、大學史料編纂掛所藏本を採收せり、

一沼田記は、上州沼田の城主平經信、源賴朝に從つて戰功を樹てしより以來、經信泰經常泰泰景義景家景の事蹟、及び景貞に至り、武田勝賴の爲に滅されたる顚末を記す、文辭拙劣、誤脫亦尠からずと雖も、沼田氏の事蹟を詳記せる唯一の史料たり、本書は、黑川氏所藏本を以て底本とせり、

一棚守房顯手記は、嚴嶋明神の神官棚守房顯の記述に係る同社の記錄にして、誤字借字頗る多く、讀む能はざるものありと雖も、同社の古實を原ね、尼子氏大內氏の事蹟、ことに嚴嶋合戰に關しては、缺くべからざるの史料たり、此書は、大學史料編纂掛所藏本を採り、村田氏の修補本を以て校訂せり、

一佐野宗綱記は、野州佐野城主宗綱一代の事を記せる外に、其弟天德寺、及び養子信宣等の事蹟を述べたるものにして、黑川氏所藏本を以て底本とせり、

一香宗我部氏記錄は、香宗家證跡記、香宗我部親泰從臣覺、下總佐倉同姓書册寫、香宗我部文書、同證文等、數種を收めたるものにして、大學史料編纂掛所藏本を採れり、

一萱谷記は、寶曆の頃、萱谷氏の家臣が、主家の事蹟を記せるものにして、常陸小田の幕下萱谷攝津守勝貞が、同國太田の佐竹義重と戰ふ

事より、常陸に於ける諸家爭奪の概略を述べたり、
一箱根山中城責由來は、天正十八年秀吉小田原征伐の際、山中城主間宮豐前が城守の樣を記し、并せて秀吉の先鋒越智直末が碑文をも載せたり、以上の二本は、黑川氏所藏本に據れり、
一忍城戰記は、小田原征伐の際、忍城主成田長氏が兵の籠城せる樣を記せるものにして、大學史料編纂掛所藏本を以て底本とせり、
一淸正高麗陣覺書は、淸正の臣下川兵太夫の記する所と傳へられ、我自刊我本にも收められたるも、本編所收の黑川氏所藏本とは、多少異同あるを以て、茲に加ふることゝせり、
一石川忠總家臣大坂陣覺書は、石川主殿頭が大坂冬陣夏陣に於ける軍の働を記せるものにして、大學史料編纂掛所藏本を以て底本とせり、
一大坂陣山口休庵咄は、豐臣氏の臣山口休庵が、大坂冬役に於ける城

兵の働を述べたるものにして、水戸彰考館本を謄寫せる、大學史料編纂掛所藏本を底本とせり、

一土屋忠兵衛知貞私記は、大坂兩役に於ける、供奉留守の人名、大名賞罰の事、并に大坂方籠城の輩、及び戰死の人名を列擧せるものにして、大學史料編纂掛所藏本に據れり、

一嶋原一揆松倉記は、寛永十四年嶋原一揆の始末を記せるもの、本書は、內閣文庫本を以て底本とせり、

一嶋原天草日記は、松平甲斐守輝綱が、一揆征討の從軍日誌なり、

一山田右衛門作物語は、山田右衛門作に託して構作せる、嶋原亂の物語なり、右衛門作は、洋畫を以て松倉氏に仕へ、凶徒に迫られて一揆に與みし、私に官軍に通ぜんとして、幽囚の身となりしが、後官軍に救はれたる人なり、以上の二書は、大學史料編纂掛所藏本を底本とせり、

一休明光記は、幕府の松前奉行羽太正養が在役中に於ける、蝦夷に關する事件を記載せるものなり、此書は、黑川氏所藏本を底本とし、早稻田大學圖書館本、及び帝國圖書館本を以て校訂せり、

一本編は、文學士堀田璋左右氏主として材料の選擇、及び編纂の勞を執られたり、玆に一言謝意を表す、又史傳部第一例言に、「文學博士萩野由之氏親しく材料選擇の勞を執られ」たる旨を記載せるも、該編は、印刷に臨み、本會に於て、其材料を增減せるものあるを以て、同氏の爲に之を訂正す、

明治四十年六月

續々群書類從第四史傳部

目錄

香宗我部氏記錄

ゑう古都發向之事○ちくしうにて淸正行長一所江行亂妨物ども燒捨申事○淸正行長又手分仕兩道江行別候事附淸正都川渡候事○淸正都江一番乘仕候事○諸勢都江被レ着候事附王をとらへ可レ申とて淸正行長又手分仕兩道を押ゑ申事○長橋と申府中に王御通り候段札を立候事附鍋嶋異見候へども淸正承引不レ仕おして參候事附ほいれぐ人王をとらへ置候通淸正へ注進事○淸正ほいれぐの城本へ參着候事附淸正城中江入王を請取被レ申事○おらん海人の城一日に十三取事附其內一之名城は淸正自身乘崩被レ申事○淸正朝鮮地江歸陣仕候處をおらんかい人猛勢にて附送候事○せいしう浦江能越せるとうすをとらへ候事附後藤二郎と申通詞をとらへ申事○せるとうす王に對面之事○鏡の城よりあんへん迄淸正歸陣の事附つたひ〳〵の城に日本勢被レ置候事○本唐口へ參候小西行長其外日本勢敗北之事附都南大門合戰之事○淸正陣所あんへんに北京の大王より勅使之事○吉州より到來有レ之に付てあんへんより北靑と申所迄七日路淸正被レ戻候事附鍋嶋異見之事○せるとうすを取ぬがし申事○かくなみ勢十萬餘騎の大將を淸正自身討捕候事附惣人數かせんほ川へ追はめ不レ殘討捕候事○大閤より御教書參都を明ケ釜山海迄引取候へとの儀に付て各ふさんかいへ引取候事○陣州之城日本勢

休明光記

巻之九……六五八

續々群書類從第四史傳部目錄終

史傳部　三

餘目氏舊記

奥州宮城郡引付、幷留守之先祖之事、依ニ御所望ニ大概書進候畢、

彼家ニハ藤原氏天津兒屋根廿一世之孫、鎌足大臣大職冠（ふや本つゝき不レ申候所チへだて候）正一位内大臣仁王卅九代、天智天皇御宇の人也、淡海公忠仁公、　照宣公、粟田之關白通家御末葉、伊澤四郎家景、官途ヲバ左近將監家景と號す、二代目民部丞家元、三代左兵衛丞家廣、四代左兵衛丞恒家、五代目出羽守家信、六代目遠江守家助、七代美作守家高、八代目美作二郎家冬、九代淡路守、十代彈正少弼、十一代駿河守家助（明カ）、十二代四郎詮家、母山内方息女たうてん（主典カ）腹也、大崎朔（モカ）の上樣之御判形にて、留守之家をつがれ候を、　　御さたにて被ニ腹切一、下腹舍兄美作持家留守之家ニたゝれ候、是まで十三代目に男子なくて、伊達大膳大夫持宗息、長谷五郎郡宗遺跡ニ被レ立候、是まで十四代、其息に藤王丸十歳にて卒ス、以上十五代、留守之家ニハあはたのくはんはくより家といふ字持字なり、景といふ字先祖ニ候へ共、それは[　　]しての字に候也、伊澤とこそ可レ申ニ、號ニ留守一事ゆいしよ候也、奥州ヲバ仁德天皇之御宇ニ當、將軍忠平と云人平泉ニ居住して、王のけしんニて奥州ヲ知行ス、いせいニ倚（衍カ）々まし候也、其後後冷泉院御宇、安部貞任ト云人當國探題也、其時八幡太郎義家さだたうをつい（追）ふ（服）くし、秀衡祖父なたり（亘理）の權（ゴン）太郎清平たんだいニ定め給ふといへども、秀衡いせいニふけり、兩國を公領とし、越後のうかいよりこなたヲ知行し、ちよくぢやうをもそむき、かまくら殿平家をたいぢし、日本國を掌の内にし給ふといへども、たがひたてまつらざりしゆへに、文治五年ニ御發向有て、秀

衡たいぢし、平泉まで御下向候て、御歸ニ三迫おつゝみ松山と申所に御陣をめされ、兩國を日本の諸侍に御配分、其時賴朝奥州守護ニ畠山庄司重忠をなすべきと被ニ仰出一、梶原平三景時ゑげたゞニ内々ふくはいの間、申ていはく、昨日の秀衡今日の重忠たるべしと申間、賴朝さて本朝ニ賴朝ニ心安き輩誰か候べきと被レ仰、其時かぢはら取あへず申ていはく、誰と申とも伊澤の四郎家景ならでハと申によりて、賴朝の御諚ニ、所詮日本第一の大國なり、此絶賴朝居住と存候共、鎌倉ニ歸べし、然バ常ニ動座有べし、其間の留守と號して、家景ヲ可ニ指置一とて、則御判をくださる、如何ニいせいふけん候へども、外様ニハ執事、侍所といふもの候はず候、留守ニハ佐藤をゑつじといひ、南宮ヲ侍所と云候、大崎、京都より貞和二年ニ御下向まへは、佐藤をば御父と云、家部をば御母と云候、六代目達江守家助の代までは七百郷知行、九代目淡路守までは、名取宮城百廿郷領知ニス、大崎ニハ兩國諸侍の御座前々より相定候、伊達、葛西、南部三人ハ何事も同輩御座ス、一間か口さがり候、前々

ハ留守殿ハ伊達、葛西より扇だけ御座あがり候、伊達宗冬威勢を取られ、留守家助いせいをうしなはれ候以後、留守座一間半さがられ候、白川、蘆名、岩城なども一間半さがり候、桃生、登米、深谷、相馬、田村、和賀、稗貫などは二間口さがり候、伊達、葛西の一ぞくはそれよりさがり候、家景當國へ下向候時、宇都宮と留守ハ兄弟のながれニて、うつの宮やくヲ芳加もち候程ニ、宮城の役をもはがが可レ持候を、所詮當國の案内者たるとて、家景賴まれ候て供いたし候故ニ、佐藤役を持候、大崎殿御下の以前ハ、兩國ヲ公家のりんばんニ、三年持ニ御持候、其後三年ニ一度ヅヽ、或ハ國司或探題守護下給ひて、弓矢也、中頃奥州ニ四探題也、吉良殿、畠山殿、斯波殿、石塔殿とて四人御座候、ゑば殿とは大崎の御弟にて候、應永七年ニ牛袋ひじりのぼり給ひて、京都より國一圓の御判下て、後大崎殿一探題なり、將軍ハ申事なふ候、國司ハ公家もち給へば、こくしと申」、探題は國司の次ニ候也、其次ニだざいの大貳、小貳、其次ニ守護、目題とて候、探題は京都公方樣、筑紫

と陸奥國ハ國遠く候とて、御代官ニ指置(被カ)御申候、いまは探題ハ奥州計に御座候、志ゆごと申候人ハ日本ニ三十餘人候也、いまは探題ハ奥州計に御座候、志ゆごのうはて也、かく〳〵べつの義也、能々此御思慮可レ然候也、留守殿は動(ヤヽモスレ)バ大崎御(被カ)まけ大將之味方ニ候、ぶげんさがられ候也、大崎御下以前、きら、畠山殿の國あらそいの弓矢たへずある時、畠山殿、宮城之内岩切ニたちこもり給ふニ、吉良殿うちほこり給ふ、畠山殿留守一族ニ吉田と申人をたのみ給ふ間、夜中に及でぐそく(具足)し奉、遠江守家助在城ハ門ヲたゝき、吉田が參候と被レ申候間、無レ難きどをひらき候處、畠山殿御供いたし家助のさぶらひへ御越候間、不レ及レ力同心し奉る、さる間岩切にて畠山がたさいげんなく〳〵打死ス、其時畠山殿、留守方はかなくも、志やうへ(衣)ひた〳〵れにて、夜ひそかに卅人、馬ニくつはをまき候て、志ほがまの内ちんニかくれこもるを、吉良殿がたより引いだしきられ候、國分ハきら方をいだし候、家助のくびはいかずちと成て天へ上候、家助ハ男子をもちたまはず、桃生山内方の聟也、二年まへに白拍子わき二人にて、留守殿在城こまざき(駒崎)へ出仕ス、わき白拍子十七ニ成候を一夜とめ給いて、その腹に三歳になるわか一人もち給ふ、かの母中野といふ所ニ住居ス、然バ留守殿腹を切られ候うへは、六十六郷一時にやぶれはてぬ、かの白びやう●(○し脱カ)もはだかニせられて、たけなるかみにてうしろまへヲかくし、若子ヲかくし置て、ゑんじや(緣者)たる間、桃生へ下り、山内方を頼むといへども、まけ大將のかたをし給ふ人を不背にて、かくごに不レ及とて、小鹿ヘ葛西を頼むといへども、是も格勤に不レ及、ぬかのぶ(糠部)ヘ南部を頼みくだす、南部方三年留守殿をかくごし、六歳之時、三千餘騎の衆にて押てのぼる、その程三年が間、留守名代たゆるなり、留守一ぞく吉田と云人、卅日留すどのとて留すとよばる、去間南部勢けはい坂までをしてのぼる間、吉田の方、矢を一ツいずして自落、手くだかで留守に成給ふ、美作守家高之事也、如何に親子の間たりといふ共、こゝろざしふかきとて、家高ハ母儀の棟見ヘ候所にて下馬す、神妙之由諸人云々、伊澤四郎家景の舍弟宮城の小四郎家業トいふ、そも宮ぎと名乗根本は、賴朝御逝去以後、賴家鎌

倉殿に成給ふ、無レ程御死去、御弟實朝將軍ニ也給ふ、彼御代彌次郎左衛門といふ朝敵いできたり、わづかに手勢三百餘騎たりといへども、男力は七百人がちからなり、わづかに手勢三百餘騎たりといへども、勢衆をばうしろニおきて、只一騎數十万騎が中ニはせ入防戰すといへ共、矢かたなも不レ立間、かなふべき樣なし、鎌倉殿ニハ平家ヲたいらげ、秀衡をほろぼし、四海をたなごゝろの內にしたまへども、彼彌二郎左衛門は、ゑんたいきわまりたまいて、六十六箇國へ御札を立、かのぞくとをくみうちじたらん輩は、くんこうけんしやうのぞみによるべしとふれ給へども、日本ひろしと申せども、御ふだニ付てのぼる俗なし、小四郎家なり(成カ)、御札の面に付て在鎌倉し、くみうちせんとて思立て、老母の方へ暇乞に立越たり、老母對面していはく、さても鎌倉にては平家ヲたいらげ、木曾をゑたがひ、秀ひらをついふくし給ふといへども、かの彌二郎左衛門御しんたいきわまり給ふを、汝がくみうちせんとはおろか也、まげてとゞまり給へとせいしけれども承引せず、其時老母目のまへなりし女房衆をよびて、ひそかに物ヲのたまへば、良久有て、から竹のねのふしあい一寸づゝ有しヲとうばんニすみちがへニ置て、家なりがまへニおく、母その竹をひしぎ給へ、先あまが所にて力わざヲ見んと仰けり、家なりハ此竹おせども〳〵不レ叶、其時女房衆ニ竹の櫛を取寄ッヽ、小ゆびにてやす〳〵とひしぎ、さてもあまがこゆびの力ヲだにもたざるか、てきにくまんと思ふ事いはれなし、たゞ思留り給へと仰けり、かのに(尼公)こうは畠山重能の息女なり、祖父がたの力也、然ども小四郎ゑきりニ可レ登と申間、母さらばちから武者ニくむやう知り給ひ候かといふ、不レ存候よし申、更ばをしへべし、力武者をば先引おとせバ、かならず我がしたに成なり、てきのぐそくの袖をくさずりをとりて、先我馬よりとつておりひきおとせば、必くみしくなりとをしへ給ふ、さて小四郎家なり鎌倉ニ登り、此旨披露ス、鎌倉殿ぎよかん有て、軍ヲはじめ給ふ、げにも彌二郎左衛門三百餘騎ヲ後ニおきて、一騎はせまわるに、面ヲあはする人なし、其時小四郎家なり駒打よせて、奧州より留守家景が弟伊澤小四郎家なりとは我事

也、くみ給へといふ、彌二郎左衛門をしならべてくむ、母のをしへのごとくくみふす、刀をぬきくびヲはん分かきたりしかば、彌二郎左衛門足のあぐとニて、ぐそくのをしつけヲ二打うちければ、大力ニうたれ二つへ計まへニ打いだされ、せつしゆす、ゆめのごとくにおもひけるは、さてもかほどの高名ヲとげて、人にしやうこ取られてあしかりなんと存、ゆめのごとくはへおき、左のみゝをすこしきりて、たゝうがみニつゝみ、むないたニをし入、又せつしゆす、そのまにまう勢おちかさなりてくびをとる、かくてしつけんの以後、家なりほれ〱として君の御前に參、今日の朝敵くみ打のよし申、鎌倉殿御諚ニハ、他人しやうこを持參のうへは、子細ニおよばずと仰有、其時家なりくびヲめしいだし、重而しつけん有べしと申間、めしいださる、家なりてきの耳を取でいで、ひきくらぶるニ無二相違一、實朝の上意ニハ、家なりが高名比るいなし、一箇國も二箇國も可レ給と被レ仰、家なり奥州ヲ可レ給と申、かなふまじき由御諚なり、さらば宮城之郡ヲ可レ給と申、仰ていはく、兄家景が在城也、

叶まじき由被レ仰、さらば宮城と申所名計被レ下べしとて、にかたけの郷ヲ宮城本郷と申、かの一郷ばかりにて宮城とうら書ヲする、小四郎家なり、二男わらは名にてぼう丸、菅谷ニなる、五郎家冬と號す、是すげやの先祖なり、前々ハ留守一ぞく十七人也、一番の一ぞく頭宮城方也、村岡先祖文明とて、是二番め、一ぞくとがうす、八幡庄三箇村の事ハ、文治より朝頼の御判にて給置、八幡介と號す、末世たりといふとも、於二留守一彼方にしゆくい不レ可レ有也、國分ハ小山より長沼相分、ながぬまの親類にて、出家にて下荒井が先祖也、きへ僧たりしが、きようたるによつて聟に成、けつく正印とがうす、果報の人也、動かち大將味方ヲいたし、其いせいいやましニ候也、荒井七郷ハさい所の三河守とて、さいしよの先祖之恩なり、かの七郷知行のとき、しほがまのさいれいニざせきに名馬ヲかたはつなにつなぐ、彼馬くるふ事申計なし、諸人かたはつなぶさたのよし云ければ、さい所申やう、荒井七郷ばかりにて、もろはつなつなぎかたしと申、國分がたニハ此義をきゝあらそう處ニ、國分

藥師堂かやくようのとき、むながきにたづな、さいゑよの三河守と候ヲ見て、其後無二其沙汰一候也、

一尊氏將軍鎌倉の先代九代めの將軍高時を、弘元二年五月廿二日ニせめほろ●し奉り、せんだいの御一家の御在城、一日に六十二城御本意候事、ゆへなく鎌倉殿に成給ふ、中先だいとて、幾程なふして、又鎌倉殿へ打入給ふ、建武の比、又たか氏將軍御本意とす、其時兩國軍勢鎌倉へ馳參、留守代官佐藤兵庫助高名仕、忝も尊氏將軍の御自筆にて、佐藤の母衣に河内守とじゆりやうを被レ下候、然バ五十四郡の外樣、又被官ニ鎌倉殿の御さぶらいへめされ候人躰、葛西の末永と留守の佐藤兩人より外はなく候由申候、

一留守七代め美作守家高之時、河内七郡には澁谷大椽泉田四方田とて、文治五年ニ當國ニ下外樣に四頭一揆にて候しが、千騎乘たり、留守殿ニ五人一きヲいだし、連判ニのる、ゑぶやの一ぞく、その内の大椽四方田、いづみた一ぞく悉く連判ス、其中にかさきも候ける哉、中目上總介とて取分連判ニのる、留守けいづニそへ候て、末世いまにいたるまで候也、

一又留守、葛西、山內、長江、登米五郡一揆いだされ候、連判も文書ニこそへ候、留守の家ニハ取分賴朝御報恩ふかきにより、源氏をまほり奉ルべきよし代々議定ス、大崎殿御先祖、京都九代以前御當家はじめ、尊氏將軍公方ニなり給ひし、御さうてふハ、兄弟三人也、斯波、澁川、足利也、斯波ハ京都武衛の御事、ゑぶ川ハ今ニ御座候、あしかゞハ三番めにて、京都公方樣の御事候、武衛日本二番の御人にてわたらせ給ふ程ニ、將軍の御望御座有べく候とて、畠山德本のさたヲもつて、前々ニ畠山殿、細川殿兩官領職ニ御座候を、三職にかうし、武衛を官領ニス、さて將軍の御のぞみ御座なく候也、いまだぶゑい所にて御座候時、大崎の十代以前、在京權大夫家兼長國寺殿、公家官從四位上也、京都七條より貞和二年ニ伊達神大名りやうぜんと申山寺へ先御下、彼所ニ三年御座候て、其より河內志田那師山へ御つき有しより、無二無三ニ留守殿守ニ大崎候、十一代駿河守家明、十七年畠山殿かたをいたし、八幡介ハ家明のあねむこ也、十八ニ成、長世保長尾鄉はひろくきこと申候所ニ取レ陣、其勢七百餘騎

也、氏家三河守其比當國の執筆もたれ候間、岩手ざはより手勢三百餘騎にてはせつき、日之内に七度陣をとり候、火をゆる程もなくして、互七度破やぶられ候、留守八幡兩人十七十八にて馬はなれ、一所へおちあひ候、被官一人も供いたすべき樣なく候處ニ、童名をさいまつ孫二郎と申候中間一人、家明の供仕候、氏家方家明の陣屋の口まで馬をかけよせ、太刀のぬきをうちおり、陣屋の內へさかさまにたつ、てきも味方も可レ取やうなし、其時岩手澤、吉田の道場時衆飛入、重代太刀取られ候、七度合戰候へ共無レ際候て、つゐに陣屋に火をかけずして、治合戰候て引退、乍レ去兵庫助打死ス、彼人うたれ候計にて留守まけ軍と云々、人いろくきの佐藤とは此事也、

一小山御退治有べきニ付て、鎌倉殿へ京都より兩國ヲ渡可レ進候間、鎌倉殿の御代官入候て、山形殿ハ出羽守護にて御座候、大崎は奥州の探題にて御座候、何も不レ可レ有ニ相違一可レ被レ守之由、京都より御諚候間、兩國探題守護諸外樣在鎌倉をす、十一年つめ候人も有、九年つめ候もあり、留守殿駿河守家明ハ十九年在鎌倉ヲす、一大ほうじ方と山內方よりあいて廿間の家を二百貫文ニかい、はん分ッッ宿ニス、其內ニ持氏の御祖父に永安寺殿御逝去有、留守殿國にては親之千秋萬歲にもあはず、一期の以後もらくはつせざる人神人たる故ニ候へども、在鎌倉の時ハらくはつす、かまくらわらへども、小入道見よとてわらいければ、又人申樣、國にては金の足だをはく人なる由ほうひす、大崎殿鎌倉にては瀨ヶ崎殿御宿をめされ候間、せがさき殿と山形殿ハ長尾に御宿たる間、長尾殿と申、京都にても、御一家をば小路の名を申、瀨ヶ崎殿御出仕之時、諸外樣之後ニ御出仕候、兩國外樣庭へいでつくばい候ニ、こしよりおり給ひ候て、えんのきわにてあしなかをめされ、御こしもたをめず、御座へ御入候を、上杉の房州中書官領是を見て、斯波殿のふるまいあまりくわしよくなり、とがめべきよし云々也、其比奉行人數不絕殿、二階堂殿、きら殿、ゆき殿と云、人數被レ申けるは、玉々守護探題はわたくしならぬ事候、昔ハ大裏よりりんじにて候、此頃は公方樣の御判にて被レ成候、奥州探

題鐵被レ下候時は、京都公方様より會津、白河、伊達、葛西へ御内裏御敎書にて、斯波左京大夫入道國一圓をまかせ置所也、彼義ニまたがひ奉り可レ被レ申候由被ニ仰下一候鶴(ツル)、然バ何事も武衛御同意候、所詮京都へ人を被レ立候て、武衛御口(襟カ)を御らん候て、御とがめ候べく候と被レ申候ニ依、尤とて都へ人を被レ立候處ニ、使京着して翌日ニ、公方北野へ御參詣有、京都十三人大名およそ御供、細川殿、畠山殿ハ御輿の立候二丁計こなたより馬よりおりあゆみ給ふ、武衛の御輿ハ立候まことば比計まで御馬ニめされ、そこにており給ふ、其時御使鎌倉にかへり、如レ此と申間、房州尤さるべし、國の守護ト申ハ其國にてハよこ座ニ居ス、ひざ不レ立燒物のうらくわず、はしのくわてんせず、まして瀨ケ崎殿はたんだいにて渡候上ニハとて、つゐにとがめず、如レ此候間、一事ニ宮城ニハ大崎ヲ守られ候よし、大崎ヲ守候外様は留守、八幡、國分、山內、長江、登米、一迫、うはかた、二迫、長崎、和賀、稗貫、遠野、相馬、田村、白川、岩瀨、信夫、其外あまた候よし、如レ斯御わかり候間、いまニおゐても大崎よりハ京鎌倉公方様へうら書を御申なく候、日本ニハ二人とも無ニ御座一候由申候、山形殿ハうら書を御申候、山形殿ハ大崎、京都より御下の二代目、左衛門尉大夫大(マヽ)興守殿の二番目の御曹司、修理大夫兼頼と申候、大崎都より御下候て、十一年後ニ延文元年ニ大崎より出羽へ御越候て、守護ニ成給ひ候、御曹司とはいかにいせいふげんに候とも、平氏、藤原、橘氏、其外八十氏の人の子どもをバ不レ可レ申候、源の御子ニかぎりて申候、其故には八幡太郎殿わらは名をさうしこと申候程に、御內人御さうしと申候よりはじまりたる事ニ候、去間平家御子をばきんだちと申候、

一駿河守ようせうの時、高森ニ五木田入道といふ者有て、留守のさたをもつ、留守霜臺死去之後、鎌倉へ次目の御判可レ申候ためニ罷上、程なく申下、忠節不レ可レ有ニ此上一と存候、其夜佐藤、南宮同心しこきた入道を夜打ニうつ、そのおんりやういまニ宮城に候也、又其以後大崎御被官澤田の□(治カ)主留守長門彈正と云人、師山を知行シ、みまや別當なり、御不審にて宮城へ越て、駿河守ヲたのみ、佐藤後

家ニさいあひし、器用たる間、宮城のさたをもつ、郡中に村岡方いせいたる間、いかんとしても村岡をたいぢすべしとたしなむ、あるとき葛西へ此旨云越、その狀を路次にて飛脚取おとす、此狀いな澤へ來候間、村岡宮内少輔方いきどをりふかくして、駿河守と一城になりて、彈正らをうタれ候、

一駿河守悉本所を國分へ取られ候て、其いきどをりおびたゞし、大さき六代朔の殿御舍弟彌三郎殿直兼と申候、後に青塚殿と申候ヲ、我が城高森へ申越、我が宿所うわたてニ置奉り、駿州ハ中城へおり、其後ハ村岡城おと森へおり給ひて、代官に村岡刑部少輔遠江守舍弟也、南宮、佐藤ヲさしそへ奉り、いつきかしづき奉り候、國分をバたいぢし給はず、結句むこニ成給ふ、然バ大谷保に其比城くハくなし、さと在所までニ候を、代官を入、三年知行し給ふ、竹城保宮澤大利八郎とて有、其在城せめおとし、二年御知行かはうちにもかなたこなた百餘郷知行し給ひて、名取も大かた御手を入られ、すでニ國ニ二人の大將のごとく也、宮城衆つぎ目其外所帶等之時ハ、まづ高森殿と申、かの御

判を給、次に留守殿判をとる、彌ちやう〳〵わの間、彌三郎殿嶋へ御下の跡におしのけ奉ル、朔の上様も宮城衆十分之至(程カ)也とて、青塚どのを御不審にて、一期やう〳〵青塚郷其外二三箇所計もたれ候て、一期ヲくらし給ふ、其時宮城衆大崎ヲすてたてまつり、伊達ヲ〔伊達ヲ〕たのむなり、

一應永年號はじめつかたの事也、村岡文明の子孫、總州とてせきねに有、其息四人也、宮の前其外かなたこなたニ居住ス、其親類遠州と云候、親父宮内少輔とて京の人有、其舍弟兵部少輔とて殊更大ぎやうの人なり、用心館調、弓箭のちやうき、ひやうぢやうならびなし、於レ今かのさたをまなぶ也、宮内少輔いまだ又二郎の時、そうりやうたりし村岡總州ニせつかんせられ候て、かはうちへ罷出、大崎致ニ奉公、加美郡小泉郷ヲ御恩給、大いぬ塚ニ居住ス、こほり大猿塚ニて調義し、一夜之内ニそうしうを父子五人うち、聽而兄弟彀宮十七人にて、いな澤のたちヲ築、留守方三百餘騎にて取レ陣、村岡兵部少輔うち死いたすべきとおもひさだめ、かみヲあらひしが、てき押よする間、かみヲゆふべ

き無レ隙日夜七日が間やぐらニのぼり矢ヲいる、これにこり候とて、一期之間かみヲあらひ候ては、鱗而絲もとゆひにてかみヲゆふ、角テ大さきより瀨の上樣、宮ぎへ馳給ふ、府中山いたやどをりヲ大木をきりふさぐといへども、事ともせず、そうの關へ御出張候間、留守殿おそれたてまつり、陣ヲ引退給ふ、其儘村岡ニ成、兄弟いせい無ニ申計一、村岡兵部少輔、大崎いくさ奉行ヲもつ、稻澤西城をつくべきよし、兄宮内入道存命之間、雖ニ佗言一不ニ承引一、宮内ちやく子遠州いまだ又二郎之時、親父の不審ふかくして、大いぬ塚の佐藤といふ人親類たる間、かの所ニ居住ス、一期ノ後も三男六郎太郎とて、兵部方の聟也、かれニ遺跡ヲゆづる、兵部名人たる間、わが聟をば不レ立、遺跡筋目たるとて、ちやくし又二郎ヲよびかへし、村岡とよばず、如レ此さたニより、遠州の代ニ西館をゆるすあいだ、つかする也、村岡遠州家明（詮家）のむこ也、四郎方切腹の事いきどをりふかくして、四郎の舍弟山内腹に飛騨守いまだ三郎二郎なりしを取立可レ成ニ留守一とて、義作守ニ矢をいる、西館兵部少輔ちやく子長門守高森かたをし、伊達ニ勢衆を引入て、東館遠江守ハ三郎二郎ヲかくごし、大崎ヲひき、三年の弓矢にてつゐに兵部入道遂ニ本意一、長門守村岡ニ成、

一いまだ年號はじまらざる時に候、しほがまの大明神仁王十四代仲哀天皇御孫、花ぞの丶新少將にて流人として宮城高府ニ下給て、其後歸洛し、東海道十五箇國北陸道七箇國兩國御知行有て、御一期之後しほがまの明神とあらはれて、大同元年ニ宮城のこほりニ立給ふ、當永正十一年まで七百九年ニ成給ふ、昔ハ當國諸郡ニ神領有、行方保にも、宇多庄にも、そとのはまニ有、ぬかのぶ（色麻）ニあり、三迫ニ有、黑河ハ不レ及レ申候、小田保ニ有、しほかまの保にも有、大谷保、羽生より（一方）ハ七月御神事ニあふ、屋代同御へいかみあがる、三迫、高泉よりは駿河守之代まで御へいがみあ[illegible]屋の代あがり候、大崎殿ハかならず國ニ立給ふべき御曹司御くはいしようの時は、しほがまの大明神御かげをさし給ふと申傳候也、留守殿は當國ハ下之事、文治三年（ひのとひつじ）永正十一年まで三百廿七年也、葛西も同年也、

伊達ハ關東伊佐より文治五年つちのとのとりニ被レ下候、三百卅五年ニ當也、志ほや先祖泉田四方田、文治四年五年ニ、下大崎ハ貞和二年ニ下給ふ、當年まで百七十年に當る、山形殿ハ大崎より十一年後ニ御越候、延文元年ニ百五十九年也、留守殿ハ十六代ニあたる、伊達殿ハ十六代ニあたる、南部殿ハ甲斐國下て六代なり、葛城殿ハ家口まで十六代、斯波殿ハ四代ニ成給ふ、一迫狩野殿ハ六代、大崎ハ十一代、御世ハ九代、山形殿ハ九代、黒河殿ハ六代にてたへ給ふ也、

一□□吉良殿、畠山殿とり合也、吉良殿ハこま崎ニ扣給ふ、畠山殿長岡郡澤田要害へ打入給ふ、大崎ハ近所也、大崎より打出、羽黒堂山、長岡之地藏堂山に陣を取給ふ之間、こらへかね、すでニ長世保卅番神ニ築レ館給ふ、從ニ大崎勢ニ鉢森ニ取レ陣志かまいる、なかさしにて家久侍ヲいころす、矢一にて河ヲへだて、其間一里へだてヽ、せいひやう遠矢を彼城引退、竹城保之内長田ニ築城、又吉良がたより日々とり合なり、葛西れんせいの十番め子、富澤の先祖右馬助とて、所帯の一所も不レ持、こうとうばかりして候よし、又うはかた先祖かいめう志ゆさんとて、是も在家ノ一字も不レ持、但かの仁ハ内力候よし、有時雨中ニ徒然のあまりニ、典厩志ゆさんの方へ立越て云、爾もか程の國あらそひの御弓矢ニ侍と成て、身をもたざるハ口惜しと、いはく志ゆさん如何とたつね候ニ、馬具足ヲはしもち候はゞやすかるべしといふ、志ゆさん、さらばそれがし志ちニ取候具足、同馬一疋借進べしとて、二人奉公ニいづ、但一所ニ罷出候ては、自然軍無レ曲してはかなふまじ、吉良、畠山御兩所へ可ニ罷出一し、一方かち給候はゞ、こゝろへをもつて何も身ヲもつべしと思案ヲめぐら志、志ゆさんハ畠山かたへいで、なかたの城ニこもる、てんきうはこまさきへいで、吉良殿ニ奉公す、志ゆさんひそかニいで、典厩ニいはく、明日調議ヲさせたまへ、今夜つかねのぬきとをしを、地とこ五寸おきて、鋸をもつて十本ばかりひききるべし、御身かまを持つめ給へ、我らやりをもちて役所をこらへ、ぐそくのうへばかりつくべし、其時かまにてぬきとをしを引給へ、やすくやぶれべしとをしへければ、

てんきう吉良殿ニ參て、明日彼城責られべし、それがしさきがけを仕、やすく御本意をとげべしと申、さらばとて御調義有て、そのごとく破給ふ間、三間ハ海也、落所なくして舟にてかいどうへおち給ひて、其儘二本松殿ニ成給ふ、其時の忠節により［　］方ニハ二迫三國鄕を被レ下、富澤には三迫とみさはの口を給る、其後いせいいやましにて、富澤、三迫、高倉庄七十三鄕、西岩井のこほり卅三鄕のぬしたり、うは方は二迫、栗原、小野、松庄廿四鄕今ニ知行ス、吉良殿ハ大崎御いせいたる間、弓矢ヲすて、是も安達郡へのぼり、志ほの松卅三鄕計持給ふ、

一吉良、畠山數度取合ニ、兩所たいぐんにて、一度ハ無事ニ御談合ヲもつて、奧州ヲ半分ッヽ國わけヲし給ふ、其時ハ糟延郡と、みやぎヲバ一郡ヲ半分づヽわけ給ふ、そのゆへは、ぬかのぶは大郡といひ、志ゆ〱のこほりたるゆへなり、みやぎは國の府中にて、昔より國々あるじ御在所たる間也、

一留守のひくはん年來之事、芳賀、佐藤、南宮、笠、上すり殿と思加家所さいしよとは、八幡のほうじやうへニ、留守代官被レ越、さいしよニかほヲ見候程ニ、如レ此不を申候、せんふ、さかしら、さつくわ、おかしま、鈴木、鶴谷、安太夫、源太夫、是等ハ大概宮侍也、朔十五日ニかならず志ほがまへ參詣シ、御へいヲ取給ふニ、朔ニ月詣きつき事昔よりのほうにて候、

一京鎌倉より御内書、御教書、奉書下候ハ、大崎御下のまへは、先宮城へつき候て、其後伊達、葛西へ筑也、大崎御下候て以後ハ、大崎へつヾき候て、二番目ニ留守へつき候、高森ニハ昔ハ當國外樣出仕をいたし候間、いだて屋敷葛西屋敷とて候也、

一ひでひらヲバいせい日本一たるゆへニ、日本國ニてみたちと云、留すどのをバ昔ハ當國ニてみたちと申候、ざいかまくらの時、永安守殿御ゆいかいニ、今若御曹司、乙若御さうしとて御兄弟御座ヲ、兩國之御主に可レ奉レ成と御ゆひかい候間、鎌倉殿御臺樣かたじけなふも、御すへへ伊達入●白川入道ヲめされ、御志やうじごしにいまわかヲくだす事、いだてヲ父とたのみ、志らかはヲ母とたのむべきよし被レ仰、恐々餘ニ夢ノ心地して、畏て候と

申上、上杉の司忠官領職にて、兩御若君下給ふ、御宿ハ白川殿也、伊達殿鎌倉へおりのぼりの定宿白河也、御へん小路の五郎左衛門云者のかた也、白河殿の中間所也、上杉藏人太輔がうちニ馬ヲ扣、大家ヲ宿ニ可レ取と被レ云、五郎左衛門が家、關一の大家也、かれを宿に可レ取といはる、伊達政宗如何ニ官領にて御座候とも、侍程之者ノ不レ可レ引よし被レ云也、及事候間、白河方伊達殿ニ手ヲするといへども、政宗不ニ承引一、其時桑嶋先祖、宮澤の先祖、兩入道其座ニ候しが、たゞ白河殿の御志ニなさるべしと申間、政宗十里ばかりある山家ヘ宿をかゆる、はやいこんに候歟、其後又ゑちう、いたて、白川へ先ニ御公領ヲ可レ被レ致ニ進上一といはる、心得がたく乍レ存、伊達よりハ長井はうぢやうの三十三郷、ゑらかはよりは宇多庄ヲ可レ進之由被レ申、しちう庄などは心得がたし、郡ヲ進上ト被レ云候故ニ、宮澤之先祖申樣、此上ハ思召被レ定、大崎御一所にて京都ヲ被レ守、御切腹候べしといふ間、伊達殿其旨ニ同事迎ヲよびのぼせらる、五百餘騎勢衆のぼる、去間白河中ニハ伊達可レ被レ逃、打留よと

相ふれけり、政宗宿ニ心ヲあハセて、出羽ニかヽりてにげくだる、去程ニ白河中かねたいこヲ打テ、三千騎計おつかけ、信夫庄までおいけれ共、おいつかずして引返ス、大崎殿ハ瀨ヶ崎よりにげ給しが、大勢ニおはれ、又行さきも大切之間、仙道大越ニて、ひそかに御はらヲめさる、御子四代目のそくとう積灯寺をば國ニ置奉、御孫大洲賀さま向上院殿十五歳に成給ふヲつれ奉りしがにげ給ふ、東福院、對馬守十七人御供のうちたりしが、仙道の中塚といふ人の聟也、彼方へぐそくしたてまつる也、それより御とも十七人ヲ、女房いてだちニて南長谷まで御下、それより大崎へ付給ふ、去間伊達殿京都へ注進被レ申間、美濃國きんたんじ、若木、吉家、越後、梶原わたり半分給、長崎も若狹くらみの庄ヲ御給候、角テ應永七年ニ新田の岩松殿大將にて御下、伊達、西根、長藏要害せめそんじ、大打せられたれば、かまといふものにて七日くひをつく、其後中一年過、上杉殿大將たて、應永九年ニ廿八萬騎にて被レ下、伊達一ぞくながくら入道本人たり、存旨アリテ要害ヲ引、西根、長倉、あ

かだテを築、かの所へ廿八萬き押よせ、日々大將勅使河原の兼貞十三歲なり、せめそんじ、しのぶまで切付られ、一騎不ㇾ殘うたれ、兼貞腐ル、政宗悅の餘に一首の歌を詠ず

二度の弓箭の花は是かとよ

やちよノ橘千世の梅かえ

大たき五代日向上院殿之御事

自二大崎一大すか（須賀）樣御さうしにて、老田（花山カ）城へ御登、三年御抑候し、長世保ハ其時以二忠節一いだてニは大崎よりの御判形にて知行候也、左樣ノ引付にて、老田方代ニ大崎の御えぼし子なられ候、花山播州まで如ㇾ此候、此間播磨守元宗、京都御官領細川勝元ノ御一字にて、其例違候、大さき御一所ハ伊達殿小外樣ニ登米方二人、其外兩國諸外樣かまくらがたヲいたす也、又於二登米一いたら澤といふ所ニ、かさい衆桃生、深谷、其外奧六郡同心也、張陣ス、自二大崎一中目太郎三郎御代ニ下討死ス、立死也、雖ㇾ然合戰勝利之間、無ㇾ難大崎殿國をせいひつ（靜謐）し給ふ、其兩若君ヲ殿之御所と申、如ㇾ斯御弓箭取まけ給て、二度鎌倉へ不ㇾ可ㇾ登とて、仙道ニさゝへかはどの二成給候、

一大崎御文書ニハ留守樣體そへらし、留守文書ニハ大崎日本國わ御書樣躰之事、

一京都公方樣へハ進上書、時之御指南之名ヲ被ㇾ遊二思召一候を、武衞御覶（指南カ）處取分武衞御舍弟三條烏丸ニ御座候て、下屋形と申候、其御指南之時者如ㇾ此、

進上　烏丸殿　　左衞門佐敎兼

裏書ハ無二御申一

一其後ハ飯尾肥前守殿、今ハ伊勢守殿之御□（指南カ）にて候間、

進上　伊勢守殿　　左衞門佐敎兼

武衞樣へハ　左行少過ナ懇勤ニ被ㇾ遊候

謹上

烏丸殿 御宿所　　左衞門佐敎兼

アナタヨリハ　　互ニウラガキナシ

謹上　左衞門佐殿 御報　　左兵衞佐義俊

はたけ山殿ハ御同輩也

謹上　畠山殿 御宿所　　左衞門佐敎兼

謹上　斯波殿　　左衞門佐殿 御報　御名乘

武崎□如大崎是ハちとこなたチ御賞致候

細川殿へハ如レ斯

謹上　細川殿御宿所　　左衛門佐敎兼

謹上　斯波左衛門佐殿　　左京大夫勝元

御宿所互ニウラガキナシ

謹上　山名殿御宿所　　左衛門佐敎兼

赤松殿　六角殿　土岐殿　京極殿ヨリハ少緩怠ニ被レ遊候伊勢殿へハ内封にて候アナタヨリハ伊勢守ウラガキアリ

謹上　氏家三河守殿　　貞宗

御奉行より飯尾殿布施殿松田殿佐藤へハ如レ斯、何も内封ニ

進上　氏家三河守殿　　左衛門丞爲終

鎌倉殿へハ如ニ京都ニ上杉山田殿へは三管領よりはサガリニ遊候伊勢殿のごとく歟少慇懃た(されカ)●べく候

進上　二階堂殿　　左衛門佐敎兼

越後上杉へハ畠山殿細川殿ハ謹上ガキヲワタクシ御様之時ハめされ候

武衛様ハ内封被レ遊候何事も大崎ハ武衛御同輩にて候程ニ

上杉民部少輔殿　　敎兼

アナタヨリハ左衛門佐殿小付ニ

謹上　氏家安藝守入道殿　　民部大輔　上杉房貞

此間ハ如レ此左衛門佐殿

謹上　中目上總守殿　　相摸守　上杉房貞

謹上　山形殿　　左衛門佐敎兼

アナタヨリハ

謹上　大崎殿御宿所　　源義春

謹上　天童三郎殿　　衛門佐敎

謹上　大崎殿御宿所　　天童源賴武

其外兩國之御一家にハ内封ニ被レ遊候

アナタヨリハ

進上　大崎殿人々御中　　中野源義建

眞ノ謹上書之時も御座候兩國外樣へハ伊達大膳大夫殿　　敎兼

アナタヨリハ

謹上御宿所　　藤原尙宗

葛西陸奥守殿　　敎兼

アナタヨリハ

進上中目殿　　武藏守宗淸

南部修理大夫殿　致兼

進上中目殿　南部修理大夫

留守出羽守殿　致兼

アナタヨリハ御當代まで

進上大窪殿　留守藤原景宗

奥之斯波殿へハ

謹上斯波殿御宿所　左衛門佐致兼

アナタヨリハ　ウラガキナシ

謹上大崎殿御宿所　御名乘名

謹上鹽松殿　左衛門佐致兼

ウラガキナシ

謹上大崎殿御宿所　御名乘

謹上二本松殿　左衛門佐致兼

ウラガキナシ

謹上大崎殿御宿所　源材國

大崎よりは兩國へ被レ成ニ謹上書ニ候ハ五人、其外ハ無ニ御座ニ候、斯波殿、鹽松殿、二本松殿、山形殿、天童殿計にて候、越後、越中、加賀、坂東八箇國へ鎌倉殿無ニ申事ニ候、大御堂殿樣、若君殿、今宮殿などへは眞謹上書、其外被レ成ニ謹上ニ候方ハ一人も無ニ御座ニ候、越前ニハ武衛樣御一家、斯波殿、仙北殿、五條殿、末野殿へハ謹上書候、千葉殿へハ內封ニ候、千葉介殿致兼、

アナタ

謹上　大崎殿御奉行所　平治胤

宇都宮彌三郎殿　致兼

謹上　大崎殿御奉行所　宇都宮藤原朝綱

此比ハ下野守護ヲ被レ持候間、今ハうらがき是あるまじくと存候、

葛西、本所五郡二保とは、江刺、伊澤郡、氣仙ニ、元良ニ、岩伊郡、奥田保、黃海保是也、大谷保ハ吉良之石橋殿御領候ヲ、在鎌倉時、方達役つとめ、十物十引物之內羽二すし致ニ進上ニ候返ニ被レ下候、應永年內之事候、遠田ハかまくら殿、千臺九代御公領二萬貫所也、御年貢ニハ年々一度砂金きんもつ一のぼりかし、文臺たゞ爲レ後知行ス、小田保荒井七郷ハ從ニ文治ニ給、主ノ知行大崎が下にて十二郷、大崎ハ知行候ヲ、伊達成宗以ニ調法ニ遠田之爲ニ替地ニ遠田十七郷、荒井七郷、當年永正十一より四十三年前也、かさい淨蓮へ相渡也、五郡二保御判

形正月三日にいで候間、以二其吉例一かさいにはしやくを御かはれ候、かさいの系圖は如レ此、桓武天王、葛原親王、高望王、村岡の五郎大夫良文、武藏權守將常、秩父武基、一番舍弟從五位下武常、二代目豐嶋□□村常家、三代目三郎虚家、四代目權頭清元、葛西三郎清重、伯耆守清親也、葛西ノ分合兄秩父十郎武基之息、秩父官者武綱、□子上野權守重綱、舍弟六郎基家、平三大夫重家、澁谷庄司重國、えぶやとかさいはちゝぶより相分、伯父甥の流に候也、四家也、相分は七平、八源、九橋、十藤と申候、七平は平家御一門一流、北條一流大極一流、余吾將軍一流、上總介千葉一流、秩父一流、三浦、梶原、大庭、懷嶋權五郎景政是一流、合テ七流也、△藤原は二條關白一流、金若生、安部、佐藤一流、上杉、伊達是一ぞう山內、小野寺一ゾウ、宇都宮、留守一ゾウ、小山、白河、登米、八幡、國分是一ゾウ、鎌足大臣、十番目子にて氏家一流、故に十郎とがうす、氏家庄ヲ爲二本所一故に、氏家と云、一國之主ヲバ其國之內にては、上樣上意などゝ申候て、努々不二苦敷一候、他國人に相對しては不レ可レ申候、

京都十三人大名

三官領 武衞　山名　三官領 畠山　同 細川　一色　侍所職 赤松　同 六角　同 京極　土岐　武田　小笠原　在京大名 大內　同 上杉　伊勢守

大名と奉行之間、奉行人數布施下野守、飯尾肥前守、松田丹後守、濟藤御一家三人、吉良殿、今河殿、

日本國知行人數之事

武衞樣御分國越前國守護代

朝倉尾張二えゆご代小田大和守

同　甲斐左衞門大輔

雙林寺傳記（長尾昌賢影像記 上杉傳來記）

最大山雙林寺者、月澄院殿俊叟昌賢菴主之開基也、緊有二壹軀之靈像一、卽是東山道上野國群馬郡白井之城主長尾氏左金吾入道昌賢之像也、菴主尋常崇二禪法一、一朝入二山僧室一、受衣持戒、孳々精勤、迨レ無二虛日一矣、朝唱二古佛之寶號一、夕澄二眞如之覺日一、涅二不緇一磨二不磷一、自改二世名一號二俊叟一、昌賢克文克武、龍蛇陳上看二謀略一、養レ氣養レ神法、戰場中策二勝旗一、孫呉呂望不レ能レ及矣、罷老到レ此倒退三千、可レ謂二股肱輔弼之臣一、昔寶德二年命二其嫡子景信一、創二搬一宇梵刹一、山號二最大一、寺謂二雙林一、請二月光正文和尚一、入院開堂、世々傳二持祖燈一嗣二續佛壽一、嗚呼昌賢菴主弌世之芳聲不レ追二枚擧一矣、惜哉命不レ可レ延、無常緊來、寬正第四禩八月念莒七十有六載卒、於レ茲其嫡子景信文武兼全、忠孝尤篤、故履二其芳蹟一、守二白井城一、嚴父之光恩謂二更巴酬一、集二一旗之諸士於雙林一、効室緊判緊斷、欲レ雕二鑿菴主在世之尊容一、雖レ然畫像木像月久年深、必可二破壞一、故命二運慶之末裔佛匠一、抹二土砂一合二膠漆一、造二立壹軀之靈像一、欲レ窮二沒後之孝一、由レ之菴主運步覺路、擁座奉陪必矣、兼祈二長尾氏子葉鎭拔綠孫枝世々看一花矣、一日像成、安厝之序、山僧猥操レ筆、記二一生之受用底一、以號二御影之記一、若有二闕略一、竢二后昆之知識一、懇訂焉々爾、

寬正四年十二月五日

雙林第二世一列叟記焉 在判

御影之記

長尾左衞門尉從五位下平景仲者、桓武天皇第五之皇子葛野親王之御孫高望、始而平姓賜テ、高望五代之末孫村岡左衞門尉致經ト云有、依レ無二男子一、伯父之致成ガ二男權五郎景正ヲ村岡權五郎忠通ト改、致經家ヲ繼ツ、忠通壯年ヨリ智仁勇兼備ネリ、源賴義於二奧州一安部貞任、宗任退治之時、軍忠ヲ盡シ、任二鎭守府將軍相摸守一、忠通五人ノ子アリ、嫡子平大夫爲通、始爲次ト云、三浦祖、二男權守景成、大庭祖、三男左衞門尉景村、堀川院瀧口忠通家督、四男才大夫景通梶原祖、五男權五郎景政鎌倉祖後長尾氏ニ改、是ヨリ鎌倉長尾ト云、如レ是五流ニ分ル、承曆元年忠通相摸國村岡ヨリ長尾鄕エ移リ、是ヨリ長尾ヲ稱號ノ始トス、其後源義家奧州後三年ノ合戰ニ、長尾忠通爲二副將一戰功ヲ

盡ス、雖レ然老病難クレ遁、永保二年九月十八日、奥州ノ於ニ陣中ニ病死、以後五家氏神ニ祭ラン事ヲ願フ、寛治七年御靈號ヲ賜ハル、相州長尾郷ニ景村御靈宮ヲ建立ス、右五家トモニ諸國エ勸請シテ仰レ之、三男左衛門尉景村、忠通家ヲ繼、景村ヨリ四代ニ當テ長尾四郎左衛門尉友景、承久元年頼經公鎌倉御下向ノ時、伊豫少輔實雅朝臣爲ニ介添一鎌倉エ下リ、無レ程卒ス、其子長尾四郎大夫景熙、後深草院北面ナリシヲ、宗尊親王建長四年鎌倉御下向ノ時、上杉掃部頭重房爲ニ介添一鎌倉エ下リ、是ヨリ武家ニ落ツ、康元元年上州白井ノ莊ヲ賜ハリ、同年十一月入部、是ヨリ白井長尾ト云、景熙ヨリ五代末孫長尾彥四郎景守ト云、其子孫四郎景仲昌賢入道是也、

長尾左衛門尉景仲入道昌賢者、嘉慶二年正月於ニ鎌倉一誕生、始ハ景重ト云、實ハ鎌倉長尾新五郎景房二男也、景守依レ爲レ甥、景守嫁ニ末女一孫四郎景仲ト改ム、九歲ノ時ヨリ白井ノ家ヲ繼デ、長尾ノ正統トナル、景仲十四歲ノ時、景守卒シテ家督ス、壯年ヨリ智仁勇ヲ備ヘ、內ニハ法燈ノ廢レタルヲ起ス、誠ニ英傑ノ勇士也、應永廿年景仲廿六歲ノ時、嫡子彥四郎景信ヲ儲タリ、應永廿三年十二月、上杉氏憲入道禪秀辭ニ管領職一、後奉ニ足利滿隆、持仲一、催ニ關東兵一、攻ニ鎌倉公方持氏一、軍無レ利シテ御所ヲ退給フ、此時景仲、油井濱ニ陣ヲ張リ、御所ノ御旗ヲ立、景仲幕ヲ張リ、味方ヲ招グ、時ニ潮滿テ景仲幕ヲ芝引畾ヲ濡ス、禪秀兵士不レ得レ戰シテ、悉退散、持氏窺ヒ此隙ヲ一遁ニ駿州大森山ニ一、此依ニ軍功一テ、景仲幕ノ芝引ノ畾兇水色ヲ家傳ノ幕トス、至レ今如レ是、

永享三年、景仲度々依ニ忠功一、山內執事職ヲ賜ル、

永享十年六月、持氏若君義王丸御元服可レ在トテ、御用意ノ沙汰有、管領上杉憲實於ニ御所ニ一被ニ申上一ハ、鎌倉公方御元服ハ、御代々京都エ御使在テ、御一字拜受有事ナレバ、任ニ先例一御申上可レ然由、數囘雖レ申、持氏無ニ御承引一、剩憲實誅罰ノ御勢被レ催、依テ景仲智略ヲ以テ、己領分上州白井城エ憲實ヲ移シテ害ヲ遁シ、讒者ノ根本ヲ持氏エ訴フ、是皆景仲忠勤也、此時從ニ京都一御敎書下テ、憲實攻ニ鎌倉一、景仲爲ニ副將一盡ニ軍功一、

同十二年結城一亂根本人一色伊豫守、同年七月成田館エ楯籠、驪鼻性順長尾景仲、同三日發向シテ、終

日及二十餘度戰一暮シ相引ニス、翌日性順景仲一手ニ成テ、伊豫守ニ討テ掛リ、忽得二勝利一是ヨリ所々ノ一黨爲二退治一武上相三國ノ間ニ在テ、景仲父子忠義ヲ勵ス事二箇年也、

文安二年景仲越後ノ上杉相摸守房定ト志ヲ合セ、上洛シテ關東ノ公方管領ノ衰微ヲ歎ジ、再興ノ志ヲ將軍家ニ訴フ、因レ之永壽王ヲ信州ヨリ招出シ、元服在テ號二左兵衛督源成氏ト一任二四位少將一亦上杉憲實ノ子息龍若丸ヲ尋二求山內一補二管領一號二上杉右京大夫藤原憲忠一景仲依二此忠節一叙二從五位下一又將軍家御感有テ、長尾如二代々一關東管領ノ後見、並武藏國青木、諸岡、八幡山ノ三莊ヲ賜リ、朱宰配ヲ恩免シ賜フ、

文安四年ノ春、景仲度々ノ依二忠功一鎌倉ノ公方管領ヲ再興シ、我官祿ヲ賜事厚シ、景仲ガ果ハ是迄也、月滿テハ缺、華開テハ必落ツ、生死ノ轉變目前ニ在ト觀念シ、官職ヲ抛擲シテ剃髮シ、號二昌賢入道一嫡子彥四郎ヲ改二左衛門尉一世人聞レ之猶以禮義厚ト云々、

享德二年十二月廿七日、昌賢、景信、長尾郷御靈宮ニ歲暮之社參シテ神拜スル所ヘ、早馬ヲ以テ憲忠於二御所一生害ノ由告來ル、昌賢驚ト雖、神前ヲ不レ退、父子家臣ヲ集テ曰、敵ハ計略ヲ以テ大將ヲ討ツ、味方ハ案外ニシテ主君ヲ亡フ、是十二分ノ負也、掛テ勝事不レ可レ有、退テ案ヲ廻ンニハシカジトテ、父子一同ニ兵カタメ、山內ノ屋形ヘ掛入テ見ルニ、介ル兵士モナシ、景信、憲忠ノ御旗ヲ立、味方ヲ雖レ招不レ應レ之、鎌倉ニ在テ無レ利ヲ知リ、及レ暮忍之武兵ニ命ジ、御所ノ邊、谷々ヲ放火シ、其隙ニ憲忠ノ籏中悉引拂、一家ノ臣前後ヲ警固シテ、鎌倉ヲ退、面々城地ヘ入、昌賢父子ハ白井城ニ楯籠リ、越後上杉ノ一家ト心ヲ合、上杉顯定ヲ招出シ、白井ノ城ニ籠置、味方ノ諸士ニ力ヲ合、嫡子景信ヲ京都ヘ遣シ、憲忠故ナキ生害ノ趣ヲ將軍家ヘ訴、因レ之從二京都一鎌倉ニ被レ向、御勢攻二公方成氏一又越後上杉房顯父子爲二大將一昌賢景信、副將ノ命ヲ受テ攻レ之、大得二勝利一成氏終ニ戰負、敗奔二野州古河一此時御教書下テ、上杉顯定入二鎌倉一稱二八州ノ管領一昌賢軍忠依レ無二比類一從二將軍家一上州玉村十五郷ヲ賜ル、

上州白井ハ、昔時伊勢神明ノ御厨ナリシヲ、建保年中武家ヘ渡ル　○建曆四年ノ神鳳抄ニ、伊勢兩宮御厨ノ內ニ白井ハ見エズ、建保前ニ武家ニワタリシカ、　其後

長尾代々ノ領地トナル、景仲神道ヲ崇敬シ、御靈宮ノ境内ニ神明建立シ、御靈宮トトモニ信心常ニ不レ淺、神主朝暮抽ニ丹誠一、長尾一家武運長久祈無レ怠、藤原ノ清範ト云儒者ヲ京都ヨリ招下シ、上州白井エ遣シ、祿ヲ與ヘ、城内聖堂ヲ建立シテ、一月ニ六日ノ會日ヲ定メ、家臣集テ聖人ノ道ヲ聞テ敬レ之、仁義禮智信ヲ専ラ身ニ行ヒ心ニ得テ、又於ニ聖堂一家傳ノ記錄ヲ集テ、聖殿、御靈宮、雙林寺三所ノ寶藏ニ籠置、又正長元年景仲領分ノ百姓ヲ撫育シ、三百貫ノ繩ヲ捨免シ、一年ニ三日ノ遊日ニ、一日加テ四日ニナス、人民會テ不レ苦、戰場エ出ル百姓ヲ夫丸ト云シヲ、此節ヨリ改テ號ニ新給一、是ヨリ弓鑓ニ加フ、如レ是ノ者少シタリトモ於ニ戰場一三度迄志ヲ顯ス者ニハ、或詞ノ褒美ヲ出シ、或祿ヲ與ヘ、號者數多民ヨリ見出シ、物頭ニナス、況於ニ直勤者一ヲヤ、是皆昌賢武道賢キ故也、又領分澁川ノ信光寺ニ、相州江之嶋ノ辨才天ヲ、昔ヨリ勸請シテ、武門繁昌ヲ祈願ス、信光寺ノ道場ニハ丈六ノ彌陀ノ尊像ヲ安置シテ、先祖代々ノ聖靈、幷家臣戰場ニテ討死ノ亡魂、爲ニ頓證菩提一、常念佛ヲ唱テ弔也、如レ是儒佛神ヲ崇敬シテ明ナル故、世人智仁勇ノ人ト云々、

昌賢從ニ幼少一歸ニ依佛法一、嫡子景信ト心ヲ合、寶德二年上州白井ニ蘭若ヲ建立シ、額ヲ號ニ最大山雙林寺一、月光和尙入院有テ、是ヲ開山トシ、代々傳法盛ニシテ、上野、越後、佐渡、信濃四箇國、元來白井長尾一家ナルニヨリ、連々蘭若ヲ敬奇禪林ニナス、是皆昌賢菩提心深キ故也、

寬正四年昌賢不例ニシテ、老病難レ遁、八月廿六日於ニ鎌倉一逝去ス、行年七十六歲、號ニ月澄院殿俊叟昌賢庵主一、

跋

昌賢入道其爲レ人也、生ニ今之世一慕ニ古之風一、遊ニ於禮義之境一、枕ニ於忠臣之床一、是故無レ儒無レ釋、以ニ道之所一レ存、爲ニ師之所一レ存、無レ不レ學焉、平日正ニ其心一、脩ニ其身一、以及レ於レ之、國家其利博哉、以レ此盛德輔ニ佐主君一而汲ニ々於利一者、豈可ニ同レ年而語一哉矣、日爍ニ雙林一長不レ尾、月昇ニ最大一點無レ塵云々、

寬正五年八月廿六日

二世雙林頭陁正伊跋 在判

經曰、吾法者、附屬國王大臣有力檀越、因茲思之、非有檀越護法幢、爭得轉不退法輪乎、疇昔從五位下平朝臣長尾姓景仲入道法名昌賢菴主、振武名於關之東、開鴻基於上之北、則山名最大、寺號雙林、以懇情請月江師翁、軍務之暇常訪五道、卽有亡後影像、在世行實、是則第二世伊公之所述作也、其子景信嫡相承、而景春、景英、景誠、憲景、今也到政景、代々不忘箕裘之業、世々踞白井之城、去天正庚寅夏時、關盛衰之運、終爲豐臣秀吉公被傾此城畢、於茲白井之城司絕、亦無居人矣、爾來長尾代々位牌、或石塔雖有之、以無其後裔故、蓋夫到末世、必勿有辨知嫡庶之次第人、然則悲月江一派之法永忽乾、昌賢一家之武略速盡、頻爲之落涙、依今所籠置雙林之寶藏、搜出長尾數代之記錄、爲始昌賢之嫡男景信嫡流六世之威名、彼於記錄中逐一出焉、當山開基代々外護檀越、顯莫大之德義、爲後看遺度之者乎、

天正十九年九月廿三日

雙林十一世自然 在判

景信

長尾左衞門尉景信者、昌賢之嫡子也、應永廿年於鎌倉誕生、母ハ景守末女也、父トトモニ在鎌倉、山內エ忠功ヲナス、永享十二年正月十三日、一色伊豫守鎌倉ヲ退テ以來、結城ノ一黨八州ニ蜂起ス、因之山內上杉兵庫頭淸方、時ノ執事長尾左衞門尉景仲、長尾尾張守入道芳傳、大石石見守憲重等ヲ集評定シ、京都エ爲使節長尾彥四郞景信ヲ遣ス、關東兵起ノ旨ヲ達ス、將軍家依之日月ノ旗、幷御教書ヲ賜リ、上杉中務大輔持房ヲ被指添、景信トトモニ鎌倉エ下向、八州ノ諸士從之、結城悉退治、是景信忠勤也、其後享德二年十二月廿七日、公方成氏公、管領憲忠ヲ被害、此時景信忠功ヲ勵シ、父トトモニ上州白井エ退テ、昌賢白井ノ城ニ在テ、景信越後エ下向、上杉房顯、幷長尾ノ一族エ軍議ヲ示合、上杉民部大輔顯定ヲ白井ノ城エ招キ入、憲忠家ノ諸士ト心ヲ合、景信上洛シテ、憲忠無故生害ノ旨ヲ將軍家ニ訴、依之成氏追罰ノ御教書ヲ賜リ、上杉顯定房顯攻鎌倉、成氏終ニ戰負テ、下總國下河邊莊古河エ退去、自是成氏勅勘ヲ受テ、古河城ニ蟄居、其後御教書以テ、顯定被補管領、

鎌倉山內ニ在テ八州ヲ靜謐ニ成敗ス、景信度々依ニ忠功ニ、長祿二年昌賢爲ニ介添ニ、山內執事職ヲ賜リ、父子トモニ勤役ス、寛正六年上州雙林寺ノ二代一列和尙、寺役隱遁ナリシヲ、景信相州長尾鄕エ招テ、巴ノ井ノ邊ニ菴室ヲ建立ス、是ニヨリ和尙此庵ヲ玉泉軒ト號ス、暫住侶ス、景信家業ノ透ニハ、法ヲ聞テ心ノ垢ヲ拂フ、此時ヨリ玉泉ノ號ヲ法名トス、其後一列和尙、上州沼田エ引テ玉泉寺ヲ開基ス、文明五年六月廿三日、行年六十一歳卒ス、法性院殿玉泉宗德庵主、

景春

長尾四郎右衛門入道伊玄齋者、景信嫡子、母ハ越後府中長尾信濃守賴景女也、幼少ヨリ在ニ鎌倉ニシテ、山內ニ勤仕ス、武略智略力量人ニ勝タル勇士也、祖父景仲、父景信、山內執事職ヲ相傳スル所ニ、文明五年六月景信卒シテ、總社長尾忠景ニ景信ガ職ヲ賜ル、景春太ニ述懷シテ、昔時宗尊親王鎌倉御下向ノ時、先祖景煕上杉掃部頭重房爲ニ介添ニ、武家ニ下リ、鎌倉ニ在府セショリ以來、代々上杉後見評定ノ席ヲ勤來ル處ニ、無ニ其甲斐ニ事無ニ面目ニ次第也ト、山內ヲ深ク恨、祖父昌賢、永享永德ノ譽ニ依テ、山內ノ爲ニ後見ニ、京都從ニ將軍家ニ賜ニル武州ニ青木、諸岡、八幡山、上州ニ玉村十五鄕ニ、並意趣ヲ書認テ、京都將軍家エ指ニ上之ニ、景春ハ相州ヲ退テ、舊領上州白井ノ城ニ住シテ、伊玄入道ト改名シテ、古河ノ公方ヲ賴寄テ、山內ヲ背ク、其後兩上杉ノ合戰ニモ、古河ノ命ニヨリ、扇谷エ意ヲ合、山內ト戰事度々也、永正六年伊玄入道、越後長尾信濃守爲景ト示合、沼田、白井ノ兩城ヲ堅メテ、管領越後エノ通路ヲ妨ル、依レ之憲房、同年六月八州ノ諸士ヲ引卒シテ、白井ノ城ヲ責ル、伊玄軍利ヲ失ヒ、己ガ領分利根川ノ向不動山ノ館ニ楯籠ル、沼田城主ハ憲房エ降參ス、白井ノ城ニハ大森式部入道、相武兩國ノ良士ヲ籠置、管領憲房越後エ進發シテ、多勢ヲ以テ爲景ト合戰ス、爲景負テ、同六年七月廿八日、越中國エ退ク、管領父子越後ニ在留ス、翌七年六月十二日、信濃ノ一家ト示合、爲景越後エ來テ、管領父子ト合戰ス、顯定ノ軍破レテ高梨ニ討レ玉フ、因レ之憲房越後ニ逗留不レ叶シテ、上州白井エ引取、暫雖ニ在留ニ、信州ノ長尾一家勝ニ乘ジテ、伊玄入道ニ力ヲ合スル由、管領聞レ之白井ヲ退玉フ、同年秋、長尾爲景越後勢ヲ引卒シテ、上州エ來リ、伊玄入道ニ

力ヲ合、白井ノ城ヲ責ル、番人不レ叶シテ落城、此時數千騎ヲ討取ル、伊玄白井ノ城ニ還住ス、其後管領ヨリ和談雖レ有、伊玄一生無ニ承引一、古河公方ノ命ヲ守、伊玄入道從ニ壯年一有ニ乘馬術一、頗得ニ精妙一、昔城陸奧守平泰盛、悉與ノ馬書家ニ傳故也、永正十一年八月廿四日卒、行年七十二歲、號ニ涼峰院殿大雄伊玄庵主一、

景英

長尾左衛門尉景英者、伊玄入道嫡子、於ニ白井一誕生、母ハ足利長尾景定女也、幼少ヨリ上州ニ在テ、古河公方ニ仕フ、永正十一年伊玄卒去ノ後、古河ノ御所ノ依レ命、山内エ和談シテ出仕ス、無ニ幾程一、大永七年十二月五日卒、行年四十九歲、號ニ洞然院殿明岩宗哲居士一、

景誠

長尾孫四郎景誠者、景英嫡男、母ハ箕輪ノ城主長野信濃守業正姉也、大永七年十二月五日、景英卒シテ四十九日、於ニ法事ノ席一、野心ノ家來有テ、景誠ヲ害ス、長野信濃守聞レ之、白井エ來リ、長尾陪臣ト志ヲ合、總社長尾景房ヲ招ギ、白井長尾ノ正統ヲ繼、景誠大永八年正月廿四日生害、行年廿二歲、號ニ輝雲院殿明室正光居士一、

憲景

長尾左衛門尉憲景入道一井齋者、實ハ惣社長尾顯忠ノ嫡男、母ハ簗田中務大輔姉也、永正八年誕生、十七歲時、白井景誠遺跡相續ス、管領憲政御諱ノ字ヲ賜リ、景房ヲ改號ニ憲景一、上杉憲政平井ヲ退玉ヒテ後、上越ノ境ニ舊臣ドモ雖レ奉ニ隱置一、近年北條氏康沼田ノ莊ヲ手ニ入、北條孫次郎、眞田薩摩守城代タルニ依テ、御旗ヲ揭玉フ事不レ叶シテ、永祿元年簗田中務大輔ヲ以テ、越後ノ長尾景虎ヲ御賴有リ、此時公方晴氏公モ、簗田ニ被ニ御心添一、又上杉ノ舊臣白井、箕輪、總社、太田ノ面々モ管領同意ノ旨申談、因レ之景虎早速御受有テ、同年八月憲政越後エ御入馬、是白井領ハ、越後エ通路自由成ニ依テ、如レ是憲景忠節ヲナス、同三年九月上旬、上杉政虎上州沼田エ進發、白井長尾一家箕輪城主長野信濃守業正、總社ノ城主長尾尾張守顯方、政虎エ內通シテ、沼田ノ城主北條孫四郎、眞田薩摩守ヲ責ラル、政虎大勢ニ、兩將軍失レ利落城シテ、北條、眞田トモニ討取、憲景モ數百騎ヲ討捕

テ、預ニ御感ハ、此時政虎ヲ白井ノ城エ招請、御太刀一腰（笹光直山城己）御馬一疋（龍體甚保生月毛）献ス、政虎喜悦異レ他、憲景馬術ノ名誉ヲ美稱シ玉フ、所レ献ノ保生月毛馬ヲ乘玉フ、其早事鮹上ヲ不レ拂、政虎ヲ大ニ預ニ御感ハ、諸士一同目ヲ驚ス、同年藤澤ノ道場ヨリ佐竹義重好之僧ヲ招、上州安中ノ住人小林某ヲ相添、憲景志ヲ佐竹エ內通、依レ之義重、政虎エ一味ス、同四年三月、政虎北條氏康居城相州小田原ヲ攻ラル、此節憲景依ニ腦病ハ、嫡子孫九郎憲春ヲ爲ニ名代ハ、於ニ小田原ニ武功ヲ盡ス、政虎於ニ鎌倉八幡宮ニ拜賀時、弓箭ノ役ス、永祿五年三月、政虎武州私市城ヲ攻ラル、憲景先登、進デ軍忠多シ、就中憲景家臣山本石見守、彼城ノ案內ヲ知テ、夜中舟ニテ政虎ノ人數ヲ本丸エ引入、大破得ニ勝利ニニ依テ、預ニ御感ハ、元龜三年八月上旬、武田信玄、眞田安房守昌幸ヲ先手トシテ、新道切テ、信州ヨリ白井領エ亂入、憲景勇士ヲ籠置、岩居堂ノ館ヲ攻取、小野子ノ莊エ攻入、遠里近村ヲ燒拂、横川ニ寄居取立、柏原ノ館ヲモ攻落シテ、伊香保ノ地ヲ寄居ニ構、瀧川エ働出、宿中無レ殘放火、信光寺本堂彌陀堂、辨才天堂迄悉燒拂、東上州エ發向シテ、沼田、厩橋ノ通路ヲ妨ル事度々也、同年九月下旬、武田勝賴白井ノ城ヲ攻ル、此時一井齋、雙林寺ノ森ニ矢野山城入道ヲ備置、憲景ハ出向テ、先手ノ安房守ト戰、此時矢野入道玄清、横合ニ掛テ眞田ヲ討チ、大敗北シテ數百騎ヲ討捕、又甲州勢新手ヲ入替ヘ責戰、入道不レ叶シテ白井ヲ退キ、領內東上州不動山ノ館ニ入ル、此節御靈宮、空專寺、雙林寺佛殿、山門廻廊、並近邊ノ人家不レ殘兵火、翌天正元年三月上旬、輝虎加勢トシテ、沼田厩橋ノ大軍ヲ以テ、甲州衆ヲ攻破、大得ニ勝利ハ、白井ノ城番千餘騎討捕テ、一井齋白井ノ城エ入、其後憲景眞田領ヲ責取事及ニ二度ニ年月ヲ送ル、天正六年三月十三日、於ニ越後ニ輝虎逝去シ玉フ、沼田厩橋ノ面々ト憲景心ヲ合、越後エ內通ス、天正七年武田勝賴ト上杉景勝和談有テ、信州ハ景勝エ御任セ、上州ハ勝賴エ附、此時憲景勝賴エ禮儀ヲナス、外上州ノ諸士、或ハ武田ニ內通、或ハ小田原エ仕フ、四箇年上州亂國トナル、天正十年三月十一日、勝賴生害ス、此節上州諸家何モ信長エ降參シ、瀧川左近將監一益ニ隨フ、憲景、一益ニ一味スル處ニ、同年六月二日、於ニ京都ニ信長爲ニ明智日向守光秀ニ生害、依レ之瀧川上州ヨリ上

洛ノ節、憲景兵士ヲ差添信州ヘ送ル、此時一井齋軍議ヲ考テ、諸家ニ先達テ、北條氏政氏直ノ幕下ニ希由、以ニ使節ヲ北條安房守氏邦ヘ申入ル、氏政大喜悦有テ、使者高山越前守ニ對面ス、憲景志ヲ被レ感由預ニ書簡ヲ、因レ之長尾一家ヲ小田原ヘ附、其上三男鳥坊丸ヲ證人ニ遣ス、是ヨリ上州靜謐也、天正十一年四月二日、一井齋卒、行年七十三歲、號ニ雲林院殿梁雄玄棟庵主ト、

政　景　後景廣

長尾權四郎政景者、憲景三男、母ハ勅使河原左近將監女也、憲景嫡子孫九郎憲春ハ、永祿六年廿六歲ニシテ卒、二男玄勢丸ハ、永祿六年七歲ノ時、於ニ京都ニ白井局就奉レ願ニ將軍義輝公ニ、御諱字ヲ賜リ、號ニ輝景ト、改ニ左衞門尉ト、然ドモ多病ニシテ難レ勤蟄居ス、依レ之憲景此旨ヲ氏政ヘ申達、三男鳥坊丸ヲ證人ニ遣ス、氏政憲景ガ先忠ヲ被レ感テ懇篤多シ、天正十一年四月二日、於ニ白井ニ憲景卒ス、因レ之白井ノ家臣小田原ヘ來リ、對ニ北條安房守ニ、憲景入道卒去ニ付テ、鳥坊丸於ニ白井ニ作善執行仕度旨、其上鳥坊丸老母病氣存命難レ計間、旁御暇申請度旨、右爲ニ證人ト鳥坊丸姉、幷家臣矢野山城守ヲ可ニ差添申ニヲ願ニ安房守ニ、此趣ヲ氏政父子ヘ達ス、六月上旬願叶テ、矢野山城守、鳥坊丸姉ヲ小田原ヘ渡ス、鳥坊丸、六月十二日小田原ヲ發シテ、同月廿日、於ニ白井ニ一井齋百箇日ノ法事ヲ執行シ、老母ノ病氣ヲ醫療シ、家臣ニ命ジ、領分堅固ノ仕置ヲナサセ、同廿三日小田原ヘ歸府ス、同廿五日氏政父子鳥坊丸、並家來矢野玄清入道、吉里八郎太郎、矢野山城守、青木出雲守、師岡伊豫守。高山越前守ヲ召出シ、憲景入道事於ニ上州ニ先忠ヲ發、諸家ヲ引附、證人ノ始ヲ出ス、因レ之上州不レ戰シテ手ニ入事、偏ニ憲景ノ功也、此度長尾家督、並白井舊領ノ分、鳥坊丸ニ無ニ相違ニ、又長尾代々在ニ鎌倉ニシテ、公方家ヨリ在府免賜リ、舊例也、自今以後開府ニ在ベシトテ、眞壁、清見寺ヲ在府免ト御書ヲ出シテ、鳥坊丸ニ賜リ、兄輝景コト憲景入道申通依レ爲ニ多病ニ、小田原ヘ出仕事無レ據次第也、然ドモ輝景休息免、白井ノ城廻ヲ除外、河内分可レ出旨ヲ是亦御書ヲ出シテ、鳥坊丸ニ賜ル、同七月廿四日、氏直鳥坊丸ヲ改ニ權四郎ニ、氏政ノ一字ヲ賜リ、號ニ政景ト、是ヨリ長尾權四郎政景ト云、天正十三年政景、白井入部、此時家臣牧彈正ト云者、領內大

室ノ館ニ任テ政景エ不レ隨、依レ之家臣等ニ深ク隱シ、號鶴野兵士ニ少々召連、政景自彼館ニ乘入、彈正父子、並家來悉討取テ、領分靜謐ニナス、天正十七年夏、政景白井エ來リ、城中ノ普請、並、兵糧等籠置、小田原エ歸府ス、同年冬輝景重病ニ付、政景エ領地ヲ任ス、此時本領一致シテ要害ヲ堅ムル、同十八年豐臣秀吉小田原ヲ攻ム、政景北國ノ爲ニ鎭兵ニ白井城ヲ可レ固旨、氏政ノ命ヲ請テ、天正十八年正月九日、小田原ヲ發シテ、白井城ニ籠ル、同月下旬、氏直ノ家臣垪和伯耆守爲ニ撿使ニ與力廿騎相具シ、籠城ノ諸家エ來テ、證人ヲ改、城内堅固ヲ巡見ス、正月廿六日入來、政景出向城中エ招請、此時氏直ヨリ鐵炮玉藥廿箱美酒肴ヲ送ル、政景兼テ心掛置所ノ垪欄堀水ノ手兵粮米鹽噌薪等迄見分ニ入、翌廿七日伯耆守白井ヲ發、爲ニ見送ニ矢野山城守、靑木淸九郎ヲ差添、領分發崎ノ館、不動山ノ館ヲ巡見シ、沼田エ送ル、同三月廿六日、從ニ小田原ニ爲ニ使節ニ荒木兵内羽書持來、近日秀吉京都發向ノ用意急也、次加州利家、越後ノ景勝、信州ヨリ其他エ發向ノ由、無ニ油斷ニ堅固ノ籠城肝要ノ旨申來ル、同年四月利家景勝、笛吹峠ヲ越、松枝ノ城主北條陸奥守ヲ攻ル、不レ叶シテ四月上旬降參、夫ヨリ白井エ進發シテ、利家ハ白井領内澁川ノ宿ノ人家ヲ壞シテ、杢川ニ筏ヲ渡シ、數萬騎ヲ引越、白井城エ押寄攻戰フ、又東上州ヨリ攻來ル勢ハ、發崎ノ館ヲ乘取、彼館ヨリ鐵炮ヲ放シ掛ル、此時利家ノ勢四ノ丸エ火ヲ掛ル、其變化ニ三四ノ丸ヲ乘取、然ドモ城内堅固ニシテ及レ暮、四月十四日ノ夜、利家ノ臣政景ニ和ヲ入、城中ノ男女ノ爲ニ代命ニ政景降參ス、依レ之城中ノ士卒、同十五日ノ早朝ヨリ兵具ヲ捨テ城ヲ出テ、命ヲ助ル、政景召人ト成、加州エ行、此時家ノ重寶悉紛失ス、其後政景牢浪シテ、上杉景勝ニ賴寄テ、家臣ト成、改ニ景廣ニ此時白井城番雖ニ暫有ニ無ニ其後居人ニ

跋

菴主之行實者、委二世有レ所レ述、景信嗣ニ業於昌賢ニ已降、今此到ニ政景ニ年代已古、智謀夫恢、未レ聞下如レ斯者上、晦而後明者物理固然也、一家正統之嫡流、未ニ必絕ニ父祖勳業豈厥可レ虛、天運必以ニ循環ニ後榮尙須レ期、寺門特有ニ誠祈ニ檀門爭亦可レ有ニ盡斯ニ哉、

天正十九年九月廿三日

雙林十一世玄悅 在判
當城六代也
開祖ヨリ廿九代
玄棟院記之

右二書以ニ上野國群馬郡白井玄棟院所藏本一謄ニ寫之一
天保元年八月下旬
黑川春村

公方兩將記上

應仁兵亂發起事

人皇百四代後土御門院ノ御宇應仁年中、兵亂興テ天下大ニ騷動ス、其亂根ヲ尋レバ、尊氏將軍ヨリ七代ノ公方室町大樹義政公天下ノ成敗ヲ司リ給シ時、管領畠山德本入道老朦シテ家督ヲ定メ兼ケル故、養子左衞門督政長、實子右衞門佐義就、互ニ家嫡ヲ爭テ合戰ニ及ブ、又斯波ノ千世德丸早世セシニ依テ、治部太輔義敏、左兵衞督義廉ト云兩人ノ一族相分レテ其家督ヲ諍論ス、然シヨリ以來、世上ノ人心兩方ヘ分レ分レニ成ケル頃、公方義政公御實子無キノ故ヲ以テ、御舍弟淨土寺ノ門主ヲ還俗セサセ參ラセテ、御養子ニ定メラレ、今出河殿ト申ス、義視公是也、角テ今出河殿エ天下ヲ讓ラセ給ハン由御契約定テ、執事ニハ細河右京太夫勝元ヲ被仰付、既ニ義政公御隱居ニ及バントス、然處ニ大樹ノ御臺所ハ深ク此事御嫉有テ、御所ヲバ出給テ、姨母御前ノ禁中ニ內住(ウチズミ)シテマシ〳〵ケルエ密ニ賴入ラセ給ヒ、暫ク御住居有ケルヲ、姨母御前ノ樣々ニ賺シ參ラセテ、又御所エ歸リ入セ給フ、幾程ナクテ御臺所御懷胎ノ儀有リ、滿月ニ及デ若君御誕生マシ〳〵ケリ、扨モ此御臺所ハ、裏松ノ贈內大臣重政公ノ御娘、其頃無雙ノ美人也、然レバ世上ノ風聞ニハ、此若君ハ大樹ノ御子ニテハ無シ、御臺所暫ク內裏ニマシ〳〵ケル時、主上潛ニ御通ヒオハシマシ儲給ヘル御子也、其時御臺所ヨリ蔦ノ細道ト云硯箱ヲ御記念トシテ主上ヘ參ラセケルナンド申合ケル、ウタテカリシ事ドモ也、抑此若君御誕生有ケル以後、公方家御家督御違變ノ御志アリ、御臺所猶以密ニ御內書ヲ山名入道宗全ガ許ヘ被レ遣、實子ニ御世ヲ讓ラセ給ハン事深ク賴入セ給フ、又今出河殿ハ勝元ヲ賴マセ給フ故、後ニハ兩君ノ御爭トナリ、應仁ノ兵亂起レリケル、其レヨリシテ洛中ノ合戰、諸國ノ亂レト成行ケリ、其後去ル子細有テ、今出河殿ヲバ山名方ニ成シ參ラセ、若君ヲバ却テ勝元取立參ラセ、公方家思召マヽニ、天下ノ家督ヲ定給フ、文明五年大亂一統シテ、宗全勝元二人トモニ病死シケリ、今年十二月、若君御元服有テ征夷大將軍ニ被レ任、御名ヲバ義尙公ト稱號アリ、御歲九歲トゾ

聞ヘケル、勝元ノ子息、細河九郎政元ヲ管領職ニ被レ定、武藏守ニ補セラル、公方家ノ御悅譽ヘテ謂ン方モナシ、同七年新將軍義尙公御讀書始アリ、其ヨリ文學ヲ御好アリ、小槻宿禰雅久講師ニシテ、論語ノ御會談アリシ、卜部兼俱參向シテ神代ノ卷ヲ講讀ス、其外禮法ノ儀ヲ正サレ、弓馬ノ藝ヲ好マセ給ヒ、文武二道ニ闇カラズ、誠ニ希代ノ公方名譽ノ將軍出來サセ給フ也トテ、都鄙世上ノ人申合ケリ、又其頃世ニ稀ナル歌人ト聞ヘシ飛鳥井大納言雅康卿ヲ師範トシテ、和歌ノ奧儀ヲ究ラレ、鞠ノ遊ヲ興ジ給フニ、皆其印可ヲ得給ケレバ、是ヲ見聞人ゴトニ、此將軍ノ御德儀ヲ感信セズト云事ナシ、

飛鳥井雅康卿詠歌事附義尙公御政務事

文明九年、京都ニ今迄集リ居タル諸國ノ軍兵退散シテ、其ヨリ在京ヲ不レ勤、國々ノ合戰所々ノ騷動天下ノ亂トナリケレバ、諸人一日モ安堵ノ思ヲナス事ナシ、公方家深ク此事ヲ歎セ給フ、同十一年ノ秋、御臺所ハ大神宮ヘ御參詣アリ、是ハ御立願ニ天下ノ兵亂ヲ鎭メラレン爲トゾ聞ヘシ、其頃飛鳥井雅康卿ハ、江州甲賀郡柏木ノ里ニ閑居シテ、花ニ吟ジ月ニ嘯キ世ニ與カラズ居給ケル、其山庄ヘ音信サセ給ッ、、近隣ニ御旅宿アリ、雅康卿取アヘズ和歌ヲ詠ジテ獻ゼラレケリ、

世ヲ祈ル君カ心ノ誠ニヤ
内外ノ神モ惠添ラン

御臺所御返シアリ、

世ヲ祈ル心ヲ神ノ稟ヌトモ
此言ノ葉ニ更ニコソ知レ

今年公方家御治世ノ儀、新將軍ヘ御讓リ御隱居有テ、東山殿ト申奉ル、慈照寺ノ院内ニ東求堂ヲ造リ給テ、此所ニ御閑居アリ、累代ノ奇物、和漢ノ名器ヲ集メ給ヒ、茶ノ湯ノ會ヲ催シテ、世間ノ事ヲ知シメサズ、樂シミノミニ日ヲ送リ明シ暮サセ給ケリ、新將軍十五歲ニテ天下ノ政務ヲ始メラレ、成敗ヲ執行ハル、理非分明ニシテ皆人歸服シ奉ル、同十二年三月ノ頃、御鞠始アリ、其御人數ハ新將軍、東山殿、飛鳥井雅康卿、同雅親、是四人トゾ聞ヘケル、蹴鞠終テ、雅康卿又詠歌ヲ獻ジ給フ、

君々ノ千世モ連ナン袖ヲ見テ
身ニ餘リヌル今日ノ嬉シサ

東山殿御返歌アリ、

末遠ク連チン袖ニ包テモ

ケニ嬉シサソ身ニ餘リヌル

同年ノ七月、一條ノ關白殿下兼良公ヘ、天下ヲ治ル政道ノ法御尋アリ、此殿下ハ古今ニ稀ナル博覽ノ智者也、殿下則御領掌ニテ一卷ノ書ニ記シ、將軍ニ附屬シフ、樵談知要抄是也、同十七年關東古河御所、源成氏朝臣連年公儀ヲ背キ、兵革ヲ用テ我威ヲ振フノ儀、御赦免ニ預リ度由、御侘言申ニ依テ御赦免有ケリ、是又善政トゾ申シ合ケル、今年八月ニ將軍家右大將ニ被レ任、翌年七月廿九日、大將拜賀ノ爲ニ御參內有ケリ、御供ノ人々兵亂ノ後、衰微ノ身トイヘドモ、我劣ジト綺羅ヲ盡シ、アタリヲ拂テ供奉セラル、洛中ノ貴賤上下是ヲ見物シ奉ル、東山殿モ棧敷ヲ構ヘテ御覽アリ、サコソ嬉シク思召ケン、禮儀ノ次第ノ故實ヲバ、二階堂判官政行ニ被二仰付一、一々作法ヲ定タリケル、先ヅ小侍所ハ細河右馬助政賢、先陣ヲ承テ騎馬十人ヲ打セタリ、其次ニ雲客廿餘人、其次ニ重代ノ武士打込ニ番長隨身、次ニ帶刀左右トモニ十二番、其次ニ將軍家御車ニ召サレ參向アリ、次ニ衞府官人、次ニ公卿廿人御供也、菊亭大納言公與卿ハ御簾ノ役、柳原別當重光卿ハ御沓ノ役ヲ勤ラレケル、次ニ畠山政長ノ嫡子尾張守尙順、佐々木治部少輔經秀、伊勢備中前司貞隆、富樫介政親等各々騎馬、後陣ハ時ノ管領細河右京太夫政元、騎馬十騎ヲ從ヘテ靜ニ供奉シ奉ル、珍シカリシ行粧也、

義尙公於二陣中一御逝去事

文明一統ノ後トイヘドモ、諸國ノ兵亂イマダ不レ止、山名方ノ餘類猶國々ニ逃下リ、在々所々ヲ押領ス、就中近江國ノ住人佐々木六角四郎高賴、存外ノ曲者ニテ、更ニ上洛スル事ナク、公方ニ屬ヒ奉ラズ、我意ニ任セテ逆威ヲ振フ、剩ヘ山門ノ領地ヲ押領シテ、山徒ノ訴訟頻也シカバ、旁々以指置ガタシ、不日ニ追伐アルベシトテ、長享元年九月十二日、新將軍義尙公數千騎ノ人數ヲ卒シテ、江州ヘ御進發、其日ハ坂本ニ着カセ給フ、斯ニ暫ク御陣ヲ被レ居、高賴ヲ攻ラル、、高賴モ一家ヲ盡シ出向テ合戰ニ及ブ、佐々木勢打負テ新將軍御勝利ナレバ、高賴終ニ己ガ居城觀音寺ノ城ヲ落テ、山賊ノ望月、山中、和田ト云者ドモヲ相語ラヒ、甲賀山ノ中ニ隱レテ、行方知ズナリニ

ケル、此山ハ深嶺幽谷人跡絶テ、輙ク攻入ガタケレバ、攻干サレン事叶難シ、殘黨多シテ高頼領地ノ分内廣ク、彼ガ一類所々ニ散居シ、不日ニ御退治成ガタケレバ、猶彼輩捜出シ御誅伐アルベシトテ、同十月四日坂本ヨリ御船ニ召サレ、安養寺ヘ御陣ヲ替ラル、斯ニテ御父東山殿ヘ御詠歌ヲ獻ゼラレタリ、

坂本ノ濱路ヲ過テ波安ク
養フ寺ニ住ト答ヘヨ

東山殿御返歌アリ、

頓テ又國治リテ民安ク
養フ寺モ立ソ歸ラン

同廿八日、同國鈎ノ里ヘ御着陣、斯ニ三年御在陣アリ、同年十二月二日、待從中納言實隆卿ヲ勅使トシテ、今上皇帝忝モ陣中ヘ御製ヲ下サレケルハ、

君住メハ人ノ心ノマカリヲモ
サコソハスクニ治メナスラメ

新將軍ヨリ御返シヲ獻セラル、

人心マカリノ里ソ名ノミセン
スクナル君カ代ニ仕ヘナハ

角テ長陣ノ間、御徒然ヲ慰メラレンガ爲メ、且ハ御信心ノ爲ニトテ、春秋傳ト孝經ノ談儀ヲ御聽聞アリ、花晨月夕折ニ觸タル御詠歌ハ其際限モ無ケル、然ル處ニ長享三年ノ春ノ頃、不圖御不例ノ御事アリ、事假初ノ様ナリシガ、次第ニ重ラセ給ツ、醫療祈念ノ驗モナク、同三月廿六日忽ニ御逝去有ケリ、御出陣ノ御年ヨリ今春迄三箇年、合戰ノ御營ニ御身心ヲ苦シメラレ、御勝利有テ陣中ニテ御逝去有事、武將ノ本意ト申ナガラ、御年イマダ廿五歳、器量才藝御行迹皆以世ニ超給ヒ、殊更御父義政公老後ノ一子、天下ノ武將旁以一方ナラズト、貴賤上下オシナベテ歎キ悲シム計也、御父君東山殿、御母堂大方殿、御兩所ノ御歎キ喩ヘテ謂ン方モ無シ、同卯月廿七日ノ新將軍義尙公ノ御死骸ヲ、洛陽ノ等持寺ニテ御葬禮ノ儀アリ、其日禁裏ヨリ勅使立テ、義尙公ニ從一位ノ太政大臣ヲ御贈官御贈位アリ、又御追號ヲバ常德院殿トゾ稱セラレケル、草ノ陰ニテモ亡魂サコソ御悅ビ有ベシト、皆人申シ合ケル、飛鳥井權大納言雅康卿、今度ノ御事愁歎ニ堪侘テ、一首ノ短歌ヲ沈吟シテ、御手向ニゾ備ヘラレケル、

ハシメ無ク、終リ無キ世ニ、メクリ來テ、ヲノツ

カラナル、コトハリヲ、見シモ聞シモ、トヾマラズ、過シ中ニモ、タノミツル、ヒロキ樹(ウヱキ)ノ、影カクス、闇ノウツ、ハ、誰モミナ、夢ニマサラヌ、思ヒニテ、心マヨヒノ、兎ニ角ニ、日數ウツリテ、卯月テフ、名モウラメシキ、コ、ヌカノ、朝タノ煙リ、立ト見シ、涙モキエテ、マボロシノ、有カ無カノ、俤(オモカゲ)ハ、ナニ中々ニ、殘ルラン、馴ニシ事ヲ、ツクヾヽト、思ヘバ悲シ、和歌ノ浦ニ、道ヲ學テ、眞鶴ノ、アサル渚ノ、シホカヒニ、玉藻數々、アラハレン、波ノ打キ、、人シレズ、掛シ心ハ、袖ヌル、、コスガトノミゾ、ナリハツル、アハレ昔ニ、イヒ置シ、稀ナル齡、七十ノ、餘レル迄ニ、ナガラヘテ、惜カラヌ身ノ、カハリ行、習モガナト、思ヘドモ、猶オクレ居テ、歎ク頃哉、

聞人皆哀ガリケルトゾ聞ヘシ、

將軍家江州御動座事

長享二年卯月十日改元有テ、延德ニ遷サル、扨モ今出河殿義視卿、去文明九年諸國ノ軍兵京都ヲ退去シケル頃、美濃國ヘ御開キアリ、其時十二歲ニ成ラセ給シ若君ノマシヽヽケルヲ、同ク誘引(イザナヒ)御退失アリ、此若君ノ御母上モ裏松殿ノ御息女ニテ、大方殿ノ御妹也、長享元年ノ秋八月、濃州ニ於テ此若君ヒソカニ御首服マシヽヽテ、從五位下左馬頭ニ被任、御稱號、其頃義材ト申奉ル、其後度々御改名アリ、明應二年ニハ義高ト被改、文龜元年ニハ義尹ト申ス、永正十年終ニ義稙公ト稱ス、皆是義材ノ御事也、爰ニ今春常德院殿御早世アリケル以後、東山殿ニ御實子ナク、天下ノ武將大樹ノ位ヲ可相續人無レバ、今ハ東山殿モ、又大方殿モ御心折レサセ給テ、今出河殿御和睦アリ、彼御子左馬頭義稙ヲ東山殿ノ御養子ニ成シ參ラセ、征夷將軍ノ位ヲ讓ラセ給ヒ、天下ノ政事ヲ與奪有ベシト御定メ有ケレバ、延德元年四月十二日、今出河大納言義視卿、同左馬頭義稙朝臣、濃州ヨリ御上洛、即左馬頭殿ヲ東山義政公ノ御養子ニナシ給ヒ、公方ノ家督ヲ御相續アリ、東山殿、今出河殿、本ノ如ク御和睦也、角テ翌年延德二年正月七日、東山殿義政將軍ノ御薨逝、御年五十六歲ニナラセ給フ、即葬禮ノ御營有テ、慈照院殿ト諡シ奉リケル、同年ノ七月左馬頭殿征夷將軍ノ宣下ヲ蒙リ給ヒ、宰相中將從四

位下ニ御官位アリ、政道正シクマシ〳〵テ皆人歸服申ケリ、其次ノ年延德三年正月七日、今出河殿御逝去アリ、御歳五十三トゾ聞ヘケル、御追號大智院ト稱ス、去々年御上洛ノ後ハ、三條東洞院通賢寺ノ方丈ニ御居住有テ、御飾ヲ落サセ給ヒ、御名ヲバ今出河大納言義視入道道存ト申シケルガ、果シテ今春御薨去有ケル、去程ニ義稙將軍ハ大樹ノ位ニ備リ給ヒ、天下ノ政道ヲ執行給ケルガ、御代替リノ事ナレバ、國々ノ大名高家皆使者ヲ以テ名代トシ、御禮ニ差上、或ハ自身上洛シテ御禮申上ケルニ、江州ノ佐々木六角四郎高頼ハ近國ニ在ナガラ、猶モ上洛不仕、上意ニ從ヒ申サヾル故、又是ヲ退治有ベシトテ、明應元年八月將軍家江州ヘ御動座有リ、三井寺ニ御陣ヲ召サレ、佐々木ガ居館觀音寺ノ城ヲ攻ラル、高頼打負、城ヲ落テ又甲賀ノ山中ヘ隱レ入リ、蟄居シテ在ケル故、將軍則御歸京有ケリ、同年十二月防州住人大内左京太夫義興、中國九箇國ノ勢ヲ卒シ、上洛シテ將軍ニ拜仕シケル、是ハ遙ナル國ヲ隔タルニ、加樣ニ公方ヲ敬奉ル事、他ニ異ナル大名也トゾ、皆人申シ沙汰シケル、

豆州堀越御所滅亡事附義澄御上洛事

其頃關東ニ事アリケルハ、去ル享德年中鎌倉ノ御所左馬頭成氏ヨリ上杉民部太夫憲忠ヲ誅伐有ケリ、此時ヨリ以來、鎌倉方ト上杉方トニニ成テ合戰アリ、上杉ハ京都ヨリ御下知ヲ承リ、合力ノ者多ケレバ、成氏獨身ニテ終ニ打負、鎌倉ヲ追落サレ、野州古河ヘ落行給フ、上杉方ハ武州五十子ニ旗ヲ立テ、頻ニ京都ヘ執シ申シ、關東ノ主ヲ請奉ル、依レ茲東山殿ノ御舍弟天龍寺ノ香嚴院ヲ還俗セシメ、左兵衛督ニ補任シテ政知ト號シ、關東ヘ被レ下向一、然レドモ相州ノ諸侍猶成氏ヲ慕フ者有ガ故ニ、政知ニ隨逐セズ、然間政知鎌倉ヘハ不レ入給一、豆州北條ニ御所ヲ立、斯ニ御住居有ケレバ、其所ノ名ヲ取テ堀越殿トゾ申シケル、其時分駿州高國寺城主ニ伊勢新九郎平盛時ト云者アリ、後ニハ長氏ト改名シ、剃髮ノ後ハ早雲寺宗瑞ト云ケル、文武二道ニ達シ、才智拔群ノ者也、是ハ其頃京都ニ在シ伊勢守貞國ニハ外叔ノ甥也、此者ノ先祖伊勢肥前守平盛綱ハ、故大樹等持院尊氏公天下草創ノ時、手越河原ノ戰場ニテ討死ヲ遂ジヨリ、爾來代々京都公方家ノ御供衆ニテ有ケルガ、一族ナレ

バ又代々伊勢守トモ縫座ナリケル、于レ斯新九郎盛時ハ、先年今出河殿御供申シ、勢州エ下リケルガ、關東兵亂ノ久シキヲ鑑ミ、時運ニ乘ジテ吾家ヲモ興起セント思ケルニヤ、駿河國主今河義忠ト云人姉聟ナリケレバ、新九郎是ヲ賴デ駿州ヘ下ル、其頃隣國ト合戰有テ、義忠ハ討死シ、其家督五郎氏親漸ク七歲也ケル間、幼稚ニシテ國政ニ疎キガ故ニ、彼家ノ一門家老等我意ニ任セ威ヲ爭ヒ、分レ〳〵ニ合戰ニ及ブ事アリ、新九郎此大節ニ及デ氏親ヲ介抱シ、此爭亂ヲ取扱ヒ、終ニ駿河ヲ無爲ニ治メ、氏親ノ世トナシケレバ、氏親此忠義ヲ賞祿シテ、同國高國寺城ニ富士郡ヲ相添ヘ、新九郎ニ授ケヽル、新九郎ハ本ヨリ京家ノ者ナル故、常ニ豆州堀越ノ御所ヘ參リ仕フ、政知モ又御心安ク思召テ、諸事念頃ニ仰合サル、于レ時延德三年ニ、政知ニ二人ノ御子アリ、長男ハ先腹ニテ今歲十五歲、茶々丸殿ト申ケル、二男ハ當腹ニテ十一歲ニナリ給フ、然ルニ政知モ御臺所モ次男當腹ノ若君ニ世ヲ讓ラント思召、茶々丸殿ノ少シ計リ酒狂醉亂ナリケルヲ、誠ノ狂氣ト披露有テ籠ニ入奉ル、御內ノ人々憐レミ申シ、竊ニ籠舍ノ中ヘ小刀一本ヲ參ラセケレバ、茶々丸殿其小刀ヲ以テ番ノ武士ヲ刺殺シ、彼武士ノ刀ヲ奪取リ、走リ出テ繼母公ヲ刺殺シ、其後數多合力シテ、軍兵ヲ引具シ、父政和ヲ攻ラレケルニ、政知モ力及給バネバ、其儘自害マシ〳〵ケリ、哀レナリケル事ドモ也、二男ノ若君ハ駿州ヘ落行給フ、伊勢新九郎是ヲ聞テ、急キ義兵ヲ興シ、茶々丸ヲ攻ケレバ、伊豆一國ノ侍ドモ、茶々丸殿ハ父ノ首ヲ斬シ人也、此人ニ組セン事勿體ナキ事也トテ、皆背キケル程ニ、茶々丸獨身ニテ可二合戰一樣モ無、堀越ヲ出デ、相摸ヘ落行、三浦介平時高ヲ賴居給ケル、扨モ政知御次男ノ若君ハ、駿州ノ今河五郎氏親ヲ賴ミ給フ、氏親思案シテ此若君ヲ京都ヘ上セ奉リ、天龍寺ノ香嚴院ヘ入申シ、御喝食ニテマシ〳〵ケルガ、後ニ此若君公方ト成リ世ヲ繼給ケル、義澄將軍トハ是也、其以後三年ノ間、茶々丸殿ハ三浦介ガ館ニ居給フ、然處ニ伊勢新九郎入道早雲ハ、上州ノ上杉定正、駿州ノ今河氏親ヨリ加勢ヲ請ヒ、明應三年九月廿三日、相州三浦ヘ押渡リ、三浦介ヲ攻落ス、茶々丸殿不レ叶シテ其儘自害シ給ケル、法名ヲバ成就院福山廣德トゾ申ケル、前三浦介□ハ主君ノ鎌倉殿古

典經持氏ヲ亡シテ、己ガ養子時高ニ亡サレケリ、今又時高亡シ時、其頃時高ガ子義同モ父子不快ニテ相州ニ在ケルガ、上杉方ヨリ催サレ、案内者シテ三浦ヘ先掛シ、寄手ニ加リ、父ノ時高ヲ責亡ス、誠ニ父子トモニ大惡人トゾ聞ヘケル、三浦ニハ上杉ノ下知トシテ、義同ヲ入置ヌ、早雲ハ名氏ヲ改メ北條ト號シ、末繁昌ニゾ榮ヘケル、同六年古河ノ御所成氏朝臣モ卒去有ケレバ、乾亨院殿ト追號シ奉ル、政知ノ追號ヲバ勝幢院殿トゾ申ケル、

河州正覺寺合戰畠山政長自害事

京都ニハ應仁ノ兵亂ノ後、文明一統ヨリ爾來、細河勝元モ山名宗全、畠山義就モ皆々卒去セシメケレバ、當時古キ人トテハ畠山左衛門督政長計ゾ殘リケル、此政長本ヨリ一方ノ棟梁ニテ、位モ從三位ニ叙爵シ、管領職ニモ三箇度迄補任セシガ、三職四職ノ面々、御供衆ニ至ル迄、彼人ノ下風ニ立、然レバ政長驕ヲ極メ、書狀ト文章モ古ノ法ト替リ、四職ノ人々ヲ始トシテ、サナガラ被官ノ如クニス、因レ茲一色、赤松、山名ノ面々色々此儀ヲ歎訴シテ、政長ヲ恨ル頃、政長ノ讐敵前右衛門佐義就ガ子畠山上總介義豐、河州譽田ニ在城シテ、每度政長ト合戰ス、將軍義稙公ハ政長ト御一味也ケル故、政長則將軍ノ御供シテ數多ノ軍兵ヲ卒シ、河州正覺寺ニ楯籠リ、近日譽田ヲ攻ントス、義豐ガ滅亡近キアリト見ヘケル處ニ、細河右京太夫政元ハ亡父ノ親ミヲモ不レ省、政長ニ恨ヲ含ミ、多勢ヲ引具シ義豐ニ加リケル、是ニ依テ桃井、京極、山名、一色、此人々ヲ初トシテ、皆敵陣ニ加、義豐數萬ノ合力ヲ得、却テ正覺寺ヲゾ責ニケル、于レ時明應二年四月廿八日、政長方ニハ遊佐、齋藤、志貴、杉原ノ人々其心ヲ一ニシテ、斯ヲ先途ト防戰フ、サレドモ敵ハ四萬餘騎、味方纔ニ二千餘人、叶フベシトモ見ヘザリケレバ、事ノ急ニナラヌ先ニ公方ヲ落シ參ラスベシトテ、義材公ヲバ御馬ニ召サセ申シ、夜ニ紛レ御出城有リ、和州筒井城ヘ落着カセ給ケリ、角テ其夜モ明ケレバ、敵陣次第ニ多勢加リ、四方ヨリ取卷テ、可レ落道モ無リケル、城中ノ人々今ハ遁レヌ所ナレバ、尋常ニ腹切ント中々ニ思ヒ切テ、心ヲ靜メ待居タリ、政長ハ平(タイフ)ト云侍ヲ招テ、子息御兒丸トテ十三歲ニ成リ給フ、是ハ三歲ノ時常德院殿ヨリ一字ヲ賜リ、尙慶ト申シケルヲ呼出シ給ツ、此子

ヲ汝ニ預ルゾ、イカナル知慮ヲモ廻ラシテ落シ申シ、再度當家開運ノ時ヲ待ベシト宣ヒケレバ、平申シケルハ、某ハ此度御最期ノ御供セント存切テ侍リ候、一族ニテ候平ノ三郎左衛門ニ被二仰付一候ヘト云、三郎左衛門モ是非御最期ノ御供致サン、若君ノ御供ヲバ他人ニ被二仰付一ベシト頻ニ辭シ申ケリ、政長大ニ怒リ、汝ハ不覺ノ申シ事哉、十死ヲ暫時ニ定、只今自害セン事最コリ安キ事也、一生ヲ來日ニ期シ、尚慶ヲ守立テ世ニ出サント致ス事ハ、却テ大事ノ儀ナルベシ、早々ト宣ケレバ、平三郎畏テ泣々座敷ヲ立ニケル、扨三郎ガ謀慮ニハ、此頃公方ノ御慰ニ參リ居テ、舞謡ナドシタリケル、桂ノ遊女等ガ裝束ドモヲ取持テ、御兒丸ヲ桂ノ姿ニ作立、彼女ドモノ中ヘ入、己ハ桂ガ男ノ風情ニナリ、鼓ノ類、裝束ナンドヲ包物ノ内ヘ取入、畠山重代ノ長刀ヲバ竹ノ筒ニ入テ背荷、敵陣ノ前ヲ通リケルガ、敵方ニモ桂ヲ知タル人多クテ、ソレカト思通シケレバ、咎ムル者ハ無リケリ、其ヨリ馬ニ乘奉リ、鞭ヲ進メテ大和國奥ノ郡ヘ落シ參ラス、角テ今日四月廿八日夜ニ入テ、政長最期ノ酒宴ヲ始メ、其時城ニ籠ラレケル葉室大納言光忠卿ヲ初メ參ラセ、一味ノ面々ニ盃ヲ廻ラシ、心閑ニ念佛申シ、車座ニ並居テ各々腹ヲ切ラントス、政長ハ藤四郎吉光ノ脇指ニテ腹ヲ三度切給フニ、三度ナガラ切レザリケレバ、腹ヲ立テ其刀ヲ投ヤリ給ケルニ、傍ナル藥研ニ當リ、藥研ヲバ裏表二重迄通シケル、其ヨリシテ此刀ヲ藥研藤四郎トゾ名付ケル、扨ハ重代ノ刀ニテ主人ノ死スルヲ惜ケルゾヤ、如何スベキト宣フ處ニ、丹下備後守冠落シノ信國ノ刀ヲ拔テ、己ガ股ヲ二刀突通シ、イカニモ乃必能候、是ニテ遊バサレ候ヘトテ、政長ニ奉ル、政長此刀ヲ逆手ニ取直シテ、腹十文字ニ掻破リ、刀ヲ光忠ニ參ラスル、光忠卿モ其儘自害シ給ケレバ、其ヨリ次第ニ腹切テ、二百餘人ノ者ドモ一騎モ不レ殘、一同ニ自害セシメ、城ニハ火ヲ放テ片時ノ煙ト燒失ケリ、

将軍御沒落事

角テ細河政元ハ正覺寺ノ軍ニ討勝テ、政長ヲ擊取、公方ノ御行衛ヲ尋搜シ參ラセケルニ、和州筒井城ニマシマシケレバ、彼城ヨリ取奉テ、忝モ征夷將軍源義稙公ヲ波波下部紀伊守ニ預置、籠ヲ作入奉テ、適世者只一人配膳ノ役ニゾ侍ラセケル、男女トモニ彼

籠ヘ參ル事堅ク制禁シタリケルガ、將軍ノ伯母御前ノ比丘尼御所ニマシマシケル、只此御方バカリコソ番人ノ許免ヲ得ラレ、折々籠中ヘ御見廻マシ〳〵テ、御物語アラレケル、或時彼遁世者ヒソカニ將軍ヲ進メ申シケルハ、早々斯御所ヲ落サセ給ヒ、何方ニモ御座ヲ移サレ、御運ヲ開カセ給ベシ、御本意ヲ遂ラレナバ、某ガ子孫ヲバ必御取立給ハラセ候ヘ、某ハ御跡ニテ水火ノ責ニ遇トテモ、御行衞ヲ申マジキト懇ニ申上ケル、將軍此由最ト思召シ、サラバ其意ニ任スベシ、汝ガ忠義程生々世々忘ルベカラズ、子孫ニ至テハ必取立召仕ハレント御約束有ケリ、其後將軍ハ頓テ彼伯母御前ト一ツ乘輿ニ召サレツヽ、籠舍ノ中ヲ忍出、安々ト遁レ落給フ、先ツ北國ヘト赴キ給フ、道々武士等ヲ催サル、中ニモ能登國ノ住人畠山修理太夫、椎名、神保、石黑ヲ頼マセ給ヒ、越中國放生津ト云所ニ御下着有ケリ、扨モ將軍御沒落ノ御跡ニ、彼遁世者ハ此事ヲ深ク隱シ、何事ナク御座ノ如クニ日々御膳ヲ捧ツヽ、人知ヌ樣ニモテナシ、獨シテ御物語申ス體ニシ居タリケリ、サレドモ十日計過テ自然ト皆人知タリケル、昔鎌倉ニテ頼朝卿ノ御時、木曾左馬頭義仲ノ嫡男清水冠者義高ヲ召籠置給ケルニ、清水殿或時女房ノ姿トナリ落行給タリケルニ、乳母子ノ海野小太郎幸氏ト謂フ者一人御座ノ亭ニ居殘リ、獨シテ物語シ、又獨シテ雙六ヲ打テ居タリケル、外樣ノ番侍ハ此事ヲ不レ知、イツモ只志水殿ノオワシマスト思居ケルニ、遙ノ日數ヲ經ケル後、此事既ニ顯レケレバ、彼幸氏ヲ召捕テ囚問ハレケルトカヤ、此遁世者モ加樣ノ事ヲ思合、角ハ計ヒケル物ナラン、角テ伯伯下部紀伊守ハ此遁世者ヲ召捕テ、樣々ニ拷問シテ、公方ノ御行衞ヲ尋問タリケレトモ、終ニ此者落ザリケレバ、後ニハ河原ニ引出シ、首ヲ刎テ捨ニケリ、其日紀伊守ガ父豐前守頓死シケレバ、公方ニ惡シクアタリ申シ、御罰ナルベシト、世上ノ人ハ申合ケル、

新將軍御在位事附山門炎上事

去程ニ京都ニハ公方無クシテ叶ベカラズ、堀越殿ノ御次男ノ天龍寺ノ香嚴院ニ喝食シテ、未ダ落髮シ給ハザルヲ、九條殿下政基公ニ内緣有テ、樣々申サセ給ケレバ、右京太夫政元此儀ニ承伏シ、不日ニ取立參ラセ、喝食御元服有テ、義遐ト御稱號、後ニハ義澄

ト御改名有ケリ、扨モ義稙卿ヲバ將軍職ヲ解官有シメ、義澄卿ヲ公方ト仰ギ、征夷將軍ノ位ニ備リ給ヒ、皆人傳申ケレバ、榮枯一時ニ轉變ス、爰ニ又前大樹義稙卿ハ北國ニ御座有テ、一味ノ面々ヲ催サル、御手ニ屬スル輩ハ、能州ニ畠山修理太夫長九郎左衞門、越中國ニ椎名、神保、小坂等、加賀國ニ富樫中務政親、越前ニ朝倉、若狹ニ武田、其外石黑左近藏人、多田治部太夫等也、頓テ此人々ヲ御供ニテ、明應二年閏四月責上ラセ給ツヽ、江州坂本ニ着御アリ、深ク山門ヲ賴御在陣ナリ、然處ニ京方ノ軍勢雲霞ノ如ク押寄、山門ヲ取卷、夜ヲ日ニ繼デ攻ケルガ、サシモ賴ミ思召ケル根本中堂、三千ノ僧房マデ寄手方ヨリ火ヲ放テ、一片ノ煙ト燒拂、今ハ楯籠ラセ給ベキ城廓陣所モ無リケレバ、又此所ヲ御退去有テ、前大樹中國ヘ御沒落、防州ノ大守大内左京太夫義興ヲ賴マセ給フ、此者多勢ノ者ナレバ、甲斐〲敷御請申シ、尼子、小貳、大友備前守等ニ觸遣シ、皆味方ニ參リケル、斯ニ暫時御座ヲ居ラレ、催促ノ御敎書ヲ國々ヘ廻シ下サル、其頃江州住人石丸丹波守利光ハ、前大樹ノ味方トシテ、同年五月十日、尾州ノ勢ヲ相語ラヒ、美濃國ノ齋藤ガ新將軍ノ味方ナルヲ、退治ノ爲ニ出陣シテ、旗落寺ニ陣ヲ取ル、齋藤法印妙椿ハ兼テ約束有シカバ、越後國住人上杉相州ヨリ數多ノ加勢ヲ待請テ、三千餘人ヲ相催シ、小山城ニ出張シテ、晝夜四十餘日合戰シケルガ、終ニ石丸打負テ、父子兄弟皆一所ニ自害シ失ケル、于レ斯畠山中務少輔政光ハ、先年河内ノ合戰ノ時、前大樹ノ御供シテ筒井城迄參ケルガ、此城ニテ大樹敵陣ニ囚レ給ヌ、政光其ヨリ無レ力落行テ、石丸ガ許ニ今年迄隱レ居ケル、此度石丸軍ニ打負テ、齋藤ガ爲ニ自害シテ亡ケレバ、政光ハ賴ム木ノ本ニ雨ノ降ル心地シテ、又斯ヲモ立出テ、前大樹ノ御跡ヲ慕ヒ申、遙々中國ニ赴キ、周防國山口マデ下リ着テ拜仕申タリケレバ、前大樹御感ノ餘ニ、御自筆ノ御書ヲゾ下サレケル、其詞ニ云、

今度正覺寺供奉之輩馳ニ上京都一敵同意候處相殘堪忍一段忠節殊就ニ當國下向一馳參之條感悅候彌抽ニ戰功一者可レ爲ニ神妙一候也

明應二年七月十三日　御判

畠山中務少輔殿

雪敲事

畠山尾張守尙慶ハ、和州奧郡ニ隱レ居ケルガ、彼侍ニ木澤ト云者アリ、政長自害ノ後、イカニモシテ主君ノ本意ヲ遂シ、尙慶ヲ二度河內ノ本領ヘ返シ入申サバヤト、骨髓ニ徹シ思ケルガ、天感ニヤ有ケン、其本意ヲハ遂ニケル、扨其子細ヲ尋ニ、木澤其頃浪牢シテ、泉州ノ堺ヘ落行商人ニ成居ケル、然處ニ或時大雪降ケルニ、夜ニ入テ名屋ト云商人ノ家ノ門前ヲ行過ル、于レ時木澤ガハキタル木履ニ雪ノ多ク付タルヲ、夜更タルマヽニ名屋ガ門ノ閾ニアテヽ丁々ト打付、雪ヲ敲キ落シケレバ、其儘內ヨリ戶ヲ開テ袖ヲ引行者アリ、折節闇夜ニ怪シケレドモ、木澤少シモ不レ騷シテ、音モセズ袖ヲ引カレテ奧ヘスベリ入タレバ、屛風ノ中エ引入レテ、女房二人燈ヲ持來リ、熟熟ト木澤ヲ見テアキレタル風情ニ見ヘケリ、是ハ其亭主名屋ト云町人、商賣ノ爲ニ高麗國ヘ渡海シ、長長ノ留主ナレバ、名屋ガ女房他ノ男ニ密通シテ、夜ナ夜ナ通ヒ來ル者アリ、然レバ今夜モ名屋ガ女房彼忍男ノ通來テ、門ヲ敲ク音カト思ヒ、戶ヲ開テ木澤ガ手ヲ取リ引入ケルトゾ聞ヘケル、木澤頓テ其氣色ヲ見取ケレバ、女房ニ向テ申ケルハ、我ハ是此家ノ主人ト知音ノ者也、主人頓テ高麗ヨリ歸來ラバ、汝ガ不行義ノ段々具ニ申シ聞スベシト云、名屋ガ妻女ハ手ヲ摩頭ヲ地ニ付テ、此事隱シ給ハルベシト樣々ニ侘言シテ、金銀財寶持來リ、色々ニ賄ヒ宥メケレドモ、終ニ不レ聞、金銀ヲバ不レ取シテ、床ノ上ニ一管ノ笛ノ有ケルヲ懷中シテゾ歸リケル、沓ニ程經テ後、名屋ハ高麗ヨリ歸ルベキ由先立テ申シ越、其待儲ノ爲ニトテ妻女ハ家ノ內ヲ掃除シケルニ、彼床ノ上ニ置ケル笛ノ會テ見ヘザリケルヲ、不思儀ニ思ヒ尋ル內ニ、或下女ノ申シケルハ、日外ノ夜ノ男コソ彼笛ヲバ懷中シテ取テ歸リ候ト云、其ヲ能々尋レバ、木澤ニテゾ有ケル、木澤申ケルハ、是非トモニ此事名屋ニ告聞カセ、此笛ヲ證據ニシテ(脫字アラン)妻女ガ父臙脂屋ト云町人アリ、此事ヲ聞テ木澤ガ許ヘ尋行、吾娘ノ不作法ヲ夫ノ名屋ニ告給ハヾ、娘ノ一命危カルベシ、イカニモシテ此事ヲ隱シ給ハラバ、報恩ノ爲ニ何樣ノ御所望ヲモ相叶ヘ申ベキ由樣々ニ侘言シケルヲ、木澤申シケルハ、吾ハ是故畠山政長ガ臣下ナリ、先君ノ讐ヲ報ゼン爲ニ合戰ヲ思立、河州平野城ヲ攻テ、敵ノ上總介義豐ヲ討ント謀ル者也、然レトモ當

家近年浪牢ノ身トナリ、金銀米錢微力ニシテ、長陣ノ支度叶ヒガタシ、是ヲ以テ大義ノ計略延引ニ及ブ者ハ、富家ナレバ兵粮金銀ヲ見續テ給ルベシヤト云、臙脂屋ハ卑シキ町人ナレドモ、木澤ガ義志ニ感信シ、又吾娘ノ一命ヲ救ハン爲ニ、ソレコソ安キ御所望ナレ、何分ニモ粮米金銀ヲ續ケ申ベシト云テ、其約束ヲゾ堅メケル、木澤扨ハ心安シトテ、笛ヲバ臙脂屋ニ與ヘ遣シ、畠山ノ家人杉原、齋藤、志貴、丹下、宮崎、安見、遊佐等ニ觸遣シ、大軍ヲ催シ、畠山尙慶ノ紀州ニ隱レマシ〳〵ケルヲ、大將ニ取立テ蜂起シケレバ、臙脂屋モ卽チ兼約ノ如ク兵粮ヲ運送シケリ、木澤ガ忠節有難カリシ事ドモ也、扨モ畠山總州義豐ハ河州平野ニ在城シテ、細河政元ヨリ加勢ヲ受、和州ヲ退治スベシト企ツ、是ニ依テ和州、河州ノ間ニテ合戰度々ニ及ケルヲ、尙順自ラ多勢ヲ卒シテ平野城ヲ取卷、息ヲモ不レ續攻ケル程ニ、總州方終ニ打負、明應八年正月廿七日、平野城攻落サレテ、畠山義豐ハ伴拔ト云所ニテ、自害シテ果給フ、其子彈正忠ハ行方知ズ成給ケリ、尾張守尙順ハ父ノ仇義豐ヲ討取ノミナラズ、紀伊、大和、河內三箇國ヲ一時ニ從ヘ、河州高屋ニ在城シテ、暫ク運ヲ開カレケル、

畠山尙順入道卜山與ニ細河方ニ合戰事

畠山義豐自害ノ由聞ヘケレバ、細河右京大夫政元大ニ怒リ、尙慶追討ノ爲ニ多勢ヲ催シ、赤澤宗益ト云者ヲ大將トシテ大和國ヘ發向ス、彼國住人越智古市ヲ初トシテ皆味方ニ參リシカバ、其勢力ヲ得テ河州譽田城ヲ攻ル、此城尙順味方ナレバ、其急ヲ救ハン爲ニ、尾張守尙順多勢ヲ卒シテ後詰シケルガ、防戰不レ叶シテ、終ニ尙順勝利ヲ失ヒ、譽田城攻落サル、其ヨリ宗益猶將軍ノ力ヲ得テ、高屋城ヲ圍攻ル、同十二月十八日終ニ此城攻落サレテ、畠山尙順ハ紀州廣ト云所ヘ落行テ隱レ居給ヒ、殘徒大半討捕ラレテ、細河方ノ軍兵大ニ勝利ヲ得タリケル、抑此高屋城ハ、安閑天皇ノ御廟所也ケルヲ、要害能所也トテ、尙順初テ城ニ取立、安々ト居住セラレシガ、靈神ノ祟リニヤ、程ナク落城シタリケルカト皆人申合ニケル、去程ニ赤澤宗益ハ、畠山故總州義豐ガ子彈正忠ヲ取立テ、河內國ノ守護ニ定メ、甚ダ威勢ヲ振ヒケル、尾張守尙順ハ今年十八歲、紀州ニ在テ剃髮シ、卜山入道ト號シケルガ、扨在ベキニアラザレバ、又敗軍ノ

士卒ヲ集メ、明應九年九月廿八日ニ河州ヘ發向シテ、高屋城ヲ攻ラレケル、細河政元是ヲ聞テ、又高屋城後詰ノ爲ニ、同朋ノ澤藏軒ト云者ト、江州ノ內堀ト云者ヲ大將トシ、五千餘騎ノ軍兵ヲ河內國ヘ差向ラル、此勢高屋ニ下着シテ、卜山方ト合戰ス、卜山入道ハ新手ノ敵ニ切立ラレ、忽打負タリケルヲ、城中ノ兵ドモ後詰ノ勢ニ力ヲ得テ、追掛〳〵戰ケレバ、卜山彌々敗軍シテ、其身ハ匐々ニテ漸ク紀州ヘ落テ行、畠山彌次郎以下同苗ノ一族七人迄生捕ニコソセラレケル、

和州合戰事

明應九年庚申九月廿八日、主上崩御マシ〳〵ケレバ、洛中ノ悲歎淺カラズ、御追號有テ土御門院ト申ス、頓テ新帝御踐祚アリ、後柏原院是也、翌年辛酉二月廿五日改元有テ、文龜ニ遷サル、文龜元年四月晦日、栗程ノ大雹降ケリ、是只事ニアラズト云、前大樹義稙卿其頃周防國山口ニマシ〳〵テ、諸國ヘ御內書ヲ廻ラサレテ御勢ヲ召サレ、再度御歸京ノ儀ヲ被レ催シニ、九州ノ諸侍等皆以歸服シ奉ル、畠山入道卜山ハ、猶紀伊國ニ蟄居シケルガ、先敗ニ打殘サレタル家子郎等、所々方々ヨリ驅集リ、又多勢ニ成ケレバ、程無ク和州ヘ亂入テ、越智伊賀守ガ城ヲ取卷、透間モナク攻戰テ、終ニ此城攻落シヌ、此時越智ガ家臣武者大將ト聞ヘシ鳥屋ト云侍父子、一番ニ渡リ合セ、散々ニ戰ケルガ、痛手負テ死スベカリシヲ、郎黨等肩ニ掛テ漸ニ引退キ、附慕フ敵ドモヲバ、引返々々防矢射テコソ落延ケル、鳥屋ガ子息ハ十六歲ニテ、散散ニ戰ヒ討死シケル、角テ其夜落城シ、越智伊賀守ハ城ヲ開テ落失ケリ、此事京都ニ聞ヘシカバ、新將軍哀マセ給ツヽ、御詠歌ヲ下サレケリ、

　子ヲ思フ燒野ノ雉子ホロ〳〵ト
　　涙モ越智ノ鳥屋啼ラン

細河政元ハ又卜山入道ガ蜂起ノ由ヲ聞給テ、赤澤宗益ガ弟福王寺、幷、喜嶋源左衛門、和田孫四郎、澤藏軒、柳本、近江勢ノ內堀ヲ始トシテ、三千ノ軍兵ヲ大和國ヘ差遣シ、卜山ヲ責ラル、文龜二年五月三日、方々手分シテ卜山方ノ諸城ヲ攻ル、同月七日澤藏軒ハ南都西大寺ニ陣取ケルガ、其夜彼寺炎上シテ、澤藏軒陣ヲ開ク、卜山入道籠リ居ケルヲ、同八月ヨリ細河勢取卷テ攻レドモ、終ニ不レ落、同十月五日城中ヨ

リ道寄シテ、寄手ノ細河勢悉ク敗北ス、城中ト山方ノ、齋藤、譽田、杉原、平、遊佐、二具ノ者ドモ悉ク高名シテ、ト山入道ハ又家運ヲゾ開カレケル、此由中國ニ聞ヘケレバ、前大樹義稙卿大ニ御感有テ、御內書ヲ下サレケル、其狀ニ云、

十月五日信貴城合戰時遊佐九郎次郎平三郎討死之由注進去月卅日到來畢言語同斷且忠節且不便雖ㇾ然無ニ異儀一相踏候由先以大慶候彌成敗可ㇾ爲ニ肝要一候仍細河式部太夫不ㇾ存ニ疎略一通神妙候佐佐木中務大輔江內書事即遣之候政近義隆可ㇾ述候謹言

十二月十七日　御判

畠山尾張守どのへ

江州百濟寺炎上附音羽城合戰事

其頃近江國佐々木六角四郎高頼ノ家臣ニ伊庭ト云者謀叛ヲ起シ、六角ニ敵對ス、依ㇾ茲佐々木家軍勢二ニ分レ合戰ニ及ブガ故ニ、南部一圓ニ騷動シテ悉ク亂レケレバ、此亂ノ變ニ過テ、文龜三年四月七日、當國百濟寺炎上シケリ、此費ニ乘リ隙ヲ伺ヒ、澤藏軒多勢ヲ率シテ江州ヘ亂入ス、城々ヲ攻取テ、一國不ㇾ殘治ベシトテ、猛威ヲ振テ相働ク、同國日野音羽城主ハ、蒲生貞秀ト云者籠リ居タリ、此人ハ當國ノ湖水ニテ、昔百足ヲ射テ龍宮ヘ渡リシト云傳ヘタル俵藤太秀鄕ガ後胤、武勇ノ士也、薙髮シテ智閑法師ト云、先是ヲ攻落セヨトテ、音羽城ヲ取卷　日夜稠ク攻ルトイヘドモ、城強ク能防テ可ㇾ落樣モ無リケレバ、寄手攻アグミテ、徒ニ日數ヲ送リ、延々ト圍居タリ、城中ニ鑄物師ノ安河ト謂フ者籠リ居ケル、希代ノ弓ノ上手ニテ、彼ガ射ケル矢先ニ立者一人トシテ命ヲ不ㇾ落ト云事ナシ、澤藏軒ハ音羽城ヨリ三町程遠ザケテ本陣ヲ取テ居タリケルガ、陣ノ前ニ五尺廻ノ柳ノ木アリケルヲ、彼安河ガ射ケル矢ニテ羽ブクラセメテ射拔ケレバ、是ヲ見ル人々舌ヲ卷テゾ畏懼ケル、頓テ此柳ノ木ヲ切テ城中ヘ送リ、名譽ノ精兵トゾ褒美シケル、扨江州ノ國人次第〳〵ニ寄手ニ靡キ從ヒケレバ、澤藏軒ノ人數二萬人ニ及ケリ、サレドモ城主ハ不ニ心屈一、一通ノ書ヲ寄テ澤藏軒ヘ送リケリ、其辭云、

合戰雖雄依ㇾ難ニ相決一數日御在陣御苦勞令ニ推察一候寔是驚ニ武威之雷鼓一被ㇾ奪ニ籌策之術一條輕ㇾ命

重レ義尤感入候許ニ久年之恩波ニ諸國之猛卒抽ニ忠勤ニ盡粉骨事神妙之條候仍懸替之弦五百張令ニ進入ニ候可レ被レ立ニ御用ニ候城中之輩恰似ニ鷹前之雉子隱ニ草底ニ歟今更牽ニ卑賤之黨衛ニ雨迎ニ花洛之勇將ニ遂合戰決ニ勝負ニ捨レ命潔レ骸事當時面目自他嘉幸不レ過レ之候畢早破ニ四圍之構ニ靡ニ凱歌之旗ニ武勇佳名可レ被レ傳ニ後代ニ者也恐々謹言

文緑三年卯月廿八日　一本年號無之　蒲生國人等

澤藏軒御陣所

トゾ書送リケル、城兵志ヲ一ニシテ堅固ニ防居ケル程ニ、寄手長陣ニ疲レ、攻戰フニ退屈シテ、糧米悉ク盡ケレバ、先ヅ此城ヲバ重テノ軍ニ攻ベシトテ、四面ノ圍ヲ解キ、寄手皆々引返ス所ヲ、智閑法師城兵ヲ拂テ、多勢ヲ引具シ、中山ト云方ヘ切テ出、小谷縄手ト云所ニテ寄手ノ前後ヲ挾立、悉切崩シヌ、澤藏軒ガ軍兵悉ク敗軍シ、細河方打負テ、匐々諸國ヘ落失ケリ、蒲生ガ武勇褒ヌ人コソ無ケル、

公方兩將記下

細河家亂根事

昔皇胤二流ニ分レ、北朝ノ持明院殿ト南朝ノ大覺寺殿ト天下ヲ爭ヒマシ〳〵ケルニ、終ニ北朝ニ統シテ、南方ハ歸服マシ〳〵ケリ、公方家近年兩派ニシテ、今出河殿ト堀越殿ト大樹ノ位ヲ爭ヒ給ヒケレバ、上ヲ學ブ下トシテ、畠山モ兩家ニ分レ、斯波モ二方ニ立並テ、合戰互ニ止ム時ナシ、三管領ノ内ニテハ只細河殿バカリコソ一家モ睦シク、總領ヲ尊ンデ六代迄繁昌ナレバ、大名高家ノ手本トモ成給シニ、當管領右京大夫政元ノ世ニ至テ、其子孫二流ニ分レ、是モ兄弟世ヲ爭テ互ニ挑合給フ、其濫觴ヲ尋ルニ、政元ノ擧動先祖ニ替ル事ノミ有リ、抑細河ノ先祖ヲ尋ルニ、八幡太郎義家ノ孫陸奥判官義康ニ三人ノ子アリ、一人ハ新田先祖義重、一人ハ足利ノ先祖義兼、今一人ハ矢田判官代義清トテ、是細河ノ先祖也、此人源平亂ニ木曾左馬頭義仲ニ從ヒ、備中國水嶋ノ合戰ニ討死シ給フ、其レヨリ代々朝廷ノ武臣トシテ、

又鎌倉ヘ随身ス、足利氏ノ一族ニハ是ヨリ近キ分レハナシ、大公方尊氏卿天下ヲ知シメサレケルヨリ、代代當家ノ執事トシ、彼庶流讃岐守清氏ハ虎口ノ讒言ニテ御敵ニナサレテ亡給フ、其外ノ氏族一人トシテ御敵トナリシ人ハナシ、政元先祖武藏守頼元、右京太夫頼元ヨリ爾來代々管領職ニ補ス、其外武衛畠山モ相替テ管領ニ補ストイヘドモ、是ハ其先祖斯波修理太夫高經、畠山尾張守義深一度公方ヘ敵對シテ降參シケル子孫ナレバ、細河家トハ各別也、應仁ノ亂ノ時、右京太夫勝元ハ、畠山政長ヲ贔負シテ、山名入道宗全ト合戰ニ及バントス、其時ノ上意ニ、政長ヲ救フ者ハ御敵ニナラルベシト被二仰出一タリケルニ、猶細河ノ一族衆政長ヲ救ハント云ケルヲ、勝元忠有テ智惠深キ人也ケレバ、思案ヲ廻ラシ申サレケルハ、當家將軍ノ執權トシテ、某ドモニ六代迄終ニ一度モ御敵ノ名ヲ汚サズ、然ル處ニ今我政長ヲ合力シテ御敵トナルナラバ、主君ハ不忠也、先祖エハ不孝也、不忠不孝ノ身トナラバ、天下ノ人望ニ背テ萬代ノ嘲是ニ過ギジトテ、目ノ前ノ政長ニ合力加勢モ無リケリ、翌年上意ヲ經テ、公方家ヲ守護セシメ、山名ト對陣シテ、應仁元年ヨリ文明九年マデ十一年ノ合戰ハ記スニ暇アルベカラズ、終ニ勝元政長ハ運ヲ開テ勝利ヲ得、山名方ノ一族ハ京都ニモタマリ不レ得、散散ニ成テ亡ケル、是只勝元忠義ヲ守リ、先祖ヲ崇ミ給フ故也、然ルニ政元其子トシテ亡父ノ志ヲ破リ、畠山政長ヲ討ノミニアラズ、公方ノ御敵ト成テ將軍ノ位ヲ替奉ル事、主君ヘ不忠、先祖ヘ不孝、是ニハ過ジト見ヘケレバ、天下ノ人望ニ背テ滅亡近キニアルベシト皆人申沙汰シケルガ、果シテ違フ事無リキ、サレバ政元ハ世ノ人ニ替リ給ヒ、行年四十歳ノ頃マデ女人ヲ禁制シ、魔法飯綱ノ法、愛宕ノ法ヲ行テ經ヲ誦、多羅尼ヲ咒シ、サナガラ出家山伏ノ如クニテ、見ル人聞人皆身ノ毛ヲヨダツ計也、サレバ男子モ女子モナク、家督ヲ繼べキ樣ナケレバ、家老ノ面々色々ニ此事ヲ諫申ケル、其頃新將軍義澄卿ノ御母堂ハ、柳原大納言隆光卿ノ御娘、今ノ攝政九條太政大臣政基公ノ北ノ政所トハ御兄弟ニテマシマス故、公家武家トモニオシナベテ九條殿ヲ崇敬ス、政モ當時公方家ノ權ヲ執テ驕ヲ極シ餘リニヤ、アラヌ心出來テ、九條殿ノ御末子ヲ己ガ養子ニシ奉リ、元服ノ時ハ、忝モ

新將軍家御加冠アリ、是ヲ細河九郎澄元ト名乘セラル、公武トモニ崇敬シテ、丹波國ノ守護ニ補セラル、古ヘ鎌倉ノ將軍賴經卿月輪殿ノ公達ナルヲ、武家ニナシ給シサヘ世ノ謗ナキニ非ズ、ソレハ右大將賴朝卿ノ親戚ニテ、右大臣實朝公ノ跡目ナレバ、輕キ事トハ云難シ、今澄元ハマサシク相國ノ御子ナルニ、將軍ノ執事政元ガ家督トナラセ給フ事、末世トハ云ナガラ、淺マシカリシ事ドモ也、是ヨリ先キ政元ハ藥師寺ヲ使者トシテ、阿波國ノ守護細河慈雲院ニハ、孫讃岐守之勝ノ子ヲ養子ニセント約束アリ、是ハ先年政元病氣頻ノ時、俄ニ契約有シト也、此養子器量アル人也ケルヲ、是モ將軍ヨリ一字ヲ賜リ、元服有テ細河六郎澄元ト申シケルガ、未上洛ハセズシテ、下ノ屋形ニ居給ケル、下ノ屋形トハ阿波國ニ侍ル也、細河ノ先祖賴之朝臣大忠ノ人ナル故、公方鹿苑院殿ヨリ攝州丹波ノ外ニ四國ヲ添テ賜ケル、ソレヨリ賴之ハ在京シテ、阿波國ニ舍弟讃岐守詮春ヲ留置、四國ノ政道ヲ執行ハセラレケルガ、是ヲ下屋形ト號シ、代々阿波ニ居住セラル、今ノ之勝モ詮春ノ子孫トゾ聞ヘケル、政元ハカヽル同姓ノ近親ヲ養子トシ、又九條殿ノ御末子ヲ養フ儀、一家ヲ二流ニシテ、後日ノ殃ヲ招ク事ハ、是只事ニ非ズ、平生不忠不孝ナレバ天罰ヲ蒙リ、一家此時滅亡セン其前表トゾ見ヘニケル、

藥師寺與市滅亡事附兩畠山和睦事

抑藥師寺ハ細河家ノ被官ノ中ニモ歷々ノ者也、其頭ノ藥師寺與市郎一元ハ淀ノ城ニ住シ、攝州守護代也、其弟與次トモニ無雙ノ勇士也、合戰ノ手柄ヲ顯ス、就中與市ハ一文不通ニテ文盲ノ人ナレドモ、天性正直ニテ理非曉キ德アリケレバ、細河一家ノ人々常ニ是ヲ賞翫ス、然ルニ近年政元ハ魔法ヲ行テ空上ヘ飛上リ、空中ニ立ナドシテ不思議ヲ顯シ、後々ニハウツツナキ事ヲ宣テ、時々狂亂ノ如クナレバ、如何樣今ノ分ニテハ、末々當家亡ベシト覺ヘケリ、依ㇾ是藥師寺與市一元、赤澤宗益ト令ㇾ相談、六郎澄元ヲ取立家督トシ、政元ヲ隱居セサセ、細河ノ家ヲ治ベシト評議決定シテ謀叛ヲ起シ、一元ハ淀ノ城ニ楯籠リ、宗益ハ三百餘騎ニテ伏見竹田邊マデ攻上ル由聞ヘケレバ、政元大ニ驚キ、一元ガ舍弟藥師寺與次ヲ大將トシ淀ノ城ヲ攻ラル、、與次ハ當城ノ案内者ナレバ、不日ニ淀ヲ責落シテ、兄ノ與市ハ自害ニモ不ㇾ及生捕レ

上京ス、與市ハ先年一元寺ト云寺ヲ舟橋ノ邊ニ定置信仰シケルヲ、此度與次ガ計ヒニテ、與市則彼寺ニテ傷害ス、與次ハ今度ノ忠賞トシテ、公方ヨリ御感狀ヲ賜リ、桐ノ御紋ヲ下サレケル、剩攝州ノ守護代ニ任ゼラレケリ、昔源義朝父ノ爲義ヲ殺シテ忠賞ニ預シ如也トテ、爪ハジキヲシテ笑人多カリケリ、赤澤宗益ハ降參シテ樣々ニ陳謝シケレバ、旬々一命ヲ助ケラレニケル、細河家ハ如レ斯爭論ノ萌ヲ顯シケレドモ、永正元年十二月廿五日、公方家ノ上意トシテ、畠山尾州方ト同ク、上總介方ハ兩家和睦シテ、河内國富田ノ八幡宮ニ會シ、互ニ和平ノ酒宴シテ、年來ノ遺恨ヲ忘ケリ、サレバ其證ニ鎧太刀等ヲ寶前ニ納奉ル、紀伊大和河内ノ人々國民等迄和睦シテ相悅事限ナシ、

天下妖怪事附政元滅亡事

永正二年ノ春、天下大飢饉、餓莩岐ニ滿、喩ヘバ十人ノ者九人ハ死ストト云程也、同三年諸國ニ億萬鼠出來テ、耕作ノ穀米山林ノ竹木ヲ喰ツコナフ、是ハ餓死ノ者ノ亡靈ナランートテ、諸國在々所々ニ於テ、餓莩ノ骨ヲ取集メ、是ヲ收メ寺ヲ立テ弔祭リケル程ニ、頓テ此鼠ノ靜リケルコソ不思議ナレ、今年細河方ヨリ澤藏軒ヲ大將トシ、和州ヘ打入、當國ヲ治メントス、畠山方ノ者ドモ澤藏ガ下風ニ立ン事ヲ耻思テ、所々城々ニ楯籠テ防戰ケル程ニ、多武峯ノ衆徒中モ細河方ヲ背シカバ、澤藏軒押寄セ、難無攻落シテ、同九月四日多武峯ヲ燒拂フ、大和勢不レ叶シテ方々ヘ落行ケル、澤藏軒ハ心ノ儘ニ和州ヲ退治シタル躰ニテ、陣ヲ開テ歸ケル、于レ爰細河六郎澄元ハ未四國ニ居給ケルガ、某政元ノ養子トシ、イツ迄角テ有ベキトテ、四國ヲ立テ上洛アリ、實父讚岐守殿ヨリ三好筑前守之長ト、高畠與三郎トテ二人相トモニ武勇ノ達者ヲ撰出シ、輔佐ノ臣ニ相添ラル、此三好ハ阿波國ノ守護代ニテ、小笠原ノ末流名譽ノ者トゾ聞ヘケル、後ニハ改名シテ長輝ト云、薙髮ノ後ハ喜雲入道トゾ申シケル、又香西又六郎元近ト云者アリ、武勇ニ長ジタル者ナリケレバ、讚岐國ノ守護代トシ、一方ノ堅トナリ居ケル、又其頃藥師寺ノ與次ハ三郎左衞門ト改名シテ、政元ニ寵セラレ、厚恩蒙テ傍若無人ニ擧動居ケルガ、今度三好之長ガ澄元ノ後見シテ在京ノ間、權威高ク何事モ藥師寺ガ下知ニ不レ從ヲ

深ク惡ミ憤テ、確執爭ヒ、哀レイカナル事モ出來ヨカシ、六郎殿方ノ人々ヲ亡シテ本意ヲ遂ント思廻シ、香西又六郎、竹田源七、新名等ノ者ドモ寄合評定シタリケルガ、政元近年物狂シク、此人存命セバ當家長久セシメ難シ、六郎殿ノ世トナラバ、三好彌彌權ヲ執ベシ、イザ政元ヲ生害シテ、丹波九郎殿ニ京兆ノ家督ヲ續ガセ、我等モ一天下ノ權柄ヲ執ント評定ス、此儀尤トテ政元ノ右筆戸倉ト云者ヲ語置キ、永正四年六月廿三日、政元イツモノ魔法ヲ行ヒ給ハントテ、沐浴ノ爲ニ湯殿ヘ入給フ處ヲ、戸倉スルスルト走來テ、終ニ政元ヲ刺殺ス、不斷政元ノ傍ニ近在シケル波々伯部ト云小性湯明衣持テ來タル處ヲ、戸倉是ヲモ切ケルガ、薄手也ケレバ後ニハ蘇生シテ、疵平愈ノ療治シ一命助リケルト也、此時政元ヨリ丹波國退治ノ爲ニ赤澤宗益ヲ大將トシ、三百餘騎ヲ被差向、河内國高屋ヘハ宗益弟福王寺、并ニ喜嶋源左衞門、和田源四郎ニ大和勢攝津勢ヲ差向ラレ、日日ノ合戰ニ毎度味方勝利ヲ得、所々ノ敵モ降參シケルガ、政元切害ノ變ヲ聞テ、味方ノ軍勢皆散失或ハ討ル、者多シ、香西又六郎此次而ニ澄元ヲモ討申サントテ、翌廿四日藥師寺香西大將トシテ澄元ノ館ヘ寄來ル、三好高畠ハ思儲シ事ナレバ、百々橋ヲ相隔、出向テ防戰、敵方ノ戸倉一陣ニ進ンデ攻來ルヲ、波波伯部是ヲ見テ、昨日深手ハ負ケレドモ、マサシキ主君ノ敵也、遁スマジト云儘ニ、鎗ニテ戸倉ヲ突伏テ、郎黨ニ頸ヲゾ取セケル、又澄元ノ方ヨリモ奈良修理ト名乘テ出、香西孫六ト太刀打シ、孫六ガ頸ヲ取ル、修理モ深手負、屋形ノ内ヘ引テ入、澄元今歳十六歳、心ハ矢長ニ勇メドモ、味方纔ノ小勢ニテ叶ヒ難ク見ヘケレバ、三好高畠等評議シテ、澄元ヲ相伴ヒ江州ヘ落行ヌ、洛中洛外騒動シテ、又大亂トゾ也ニケル、扨又防州山口ニマシマシケル前大樹義稙卿此由ヲ被聞召、大ニ悦思召サレ、此時ノ變ニ乘ジテ御上洛有ベシトテ、御用意ノ爲ニ國々ノ味方ヲ集メ給フ、中國西國ノ面々、大形味方ニ參ケレドモ、毛利治部太輔ヲ始メ宗徒ノ大名ドモ、猶モ京都ノ御下知ニ従ヒ申ケレバ、京都ノ新將軍義澄卿ヨリ御敎書ヲ被成下ケルハ、

就右京太夫生害之儀都鄙可及大篇候然者今出河可有出張候所詮其以前罷向取懸可致合

戰候抽軍忠者尤以可爲神妙候猶貞宗朝臣
可申候也

七月五日　　　御判

毛利治部太輔殿

トゾ有ケル、

細河九郎澄之最期事

香西藥師寺相談シテ、丹波ヨリ源九郎澄之ヲ迎取リ、管領ト仰テ右京太夫ニ遷ル、是ハ實ハ九條殿ノ御子ナレバ、上一人ヨリ公家武家迄モテナシ申事限無シ、香西又六郎藥師寺三郎左衛門等權柄ヲ取リ、我儘ヲ擧動ケル、角テ五十餘日ヲ過シニ、三好之長ハ六郎澄元ノ供ヲシテ、近江國甲賀谷山中新左衛門ヲ賴リ、近江伊賀ノ軍士ヲ催シ、畠山總州ヲモ賴入、大和河内ノ勢ヲ招キ、多勢ヲ引率シテ、同八月朔日京都ヲ差テ攻上リ、九郎澄之ノ居給ケル遊初軒ヘ取掛リ、入替入替攻掛ル、九郎殿御內ニ宮兵庫助ト名乘リ、一番ニ切テ出、火花ヲ散戰ケルガ、甲賀勢ニ望月ヲ始トシ、先掛ノ敵七八騎切テ落シ、終ニ討死シテケリ、是ヲ軍ノ初トシテ、九郎方ノ侍ドモ藥師寺香西斯ヲ先途ト防ケレドモ、藥師寺不叶自害シケレバ、香西又六モ流矢ニ當テ亡ケリ、波々伯部紀伊守ハ澄之ニ向テ申樣ス、君ノ楯戈ト思召ス香西藥師寺討死シテ、味方殘リ寡ク成リ、敵四方ヨリ取圍デ今ハ遁ヌ所也、敵ノ手ニカヽラセ給ハンヨリハ御自害然ルベシト申ス、九郎澄之ソレハ覺悟ノ前也トテ、硯ヲ請テ文ヲ書キ、父ノ九條殿下、母ノ政所ヘ遣スベシトテ、同朋ノ有ケルニ此文ヲゾ渡サレケル、其文ニハ、澄之此頃丹波ニテ物憂カリシ事ドモ、又御二人ヨリ先ニ角亡果參ラセ、御歎ヲ殘ス悲シサトヲ書ツヾケ給フテ、奥ニ一首ノ歌有リ、

梓弓張テ心ハ强ケレト
　引手スクナキ身トゾ成ケル

扨鬢ノ髮ヲ少シ切添ヘ、泪ト共ニ卷籠テ、我文ナガラ名殘惜ゲニ渡サレケルトゾ聞ヘケリ、澄之ハ雪ノ如クナル身ヲ押ハダヌキ給ツヽ、尋常ニ腹切死シ給ヘバ、波々伯部紀伊守介錯シテ、其儘ソコニテ腹ヲ切リ、館ニ火ヲ懸燒死ケル、香西兄弟藥師寺ヲ始トシテ、討死ノ面々自害ノ者都合百七十餘人トゾ聞ヘケル、扨此時ノ有樣ヲ同朋モ局ノ女モ九條殿ヘ申上、澄之ノ形見ノ文ヲ奉リタリケレバ、父ノ殿下政基公

モ、母ノ北ノ政所モ、是ハ夢カヤ現カトテ、御歎ハ限リナシ、

細河澄元同高國任二管領職一事附前大樹御上洛事

細河澄之自害ノ後、同六郎澄元管領ニ備テ右京太夫ニ任官ス、三好高畠天下ノ權ヲ柄リ、心ノ儘ニ威勢ヲ振フ、然レドモ程ナク諸人ニ踈レテ、公家武家トモニ澄之ヲ惜ム者多シ、三好高畠諸人ニ無禮ヲシテ驕ヲ極メケル程ニ、內々澄元ヲ背ク者コソ出來ケル、就中京都ニ奈良修理進元吉、攝州ニ伊丹兵庫助元扶、丹波ニ內藤備前守貞正等、一味同心シテ九條殿ヘモ其好有ケレバ、殿下ヨリモ被二仰合一、又其器量モ勝レツヽ、一門中ニ並ナキ人也トテ、細河民部少輔高國ヲ撰出シ、管領職ニ補セラル、是ハ彼家ノ庶流細河防州政春ノ子也、角テ中國ニオハシマス前大樹義稙卿ヘ申通ジ、義兵ヲ起シテ諸國ヲ反覆セシメシ故、永正五年夏四月ニ中國ノ多勢上洛スルト聞ヘシカバ、澄元方ノ人々此小勢ノ分ニテハ大敵防ギ難シトテ、卯月九日澄元モ三好高畠モ、京ヲ開テ散散ニ落行ケリ、澄元ト三好之長ハ江州ヘ隱レ給フ、斯ニ之長ノ嫡子當執事三好下總守長秀勢州ヘ落行ケルヲ、伊勢ノ國司ハ高國ノ一味ナレバ、討手ヲ差向攻ラルヽ、長秀不レ叶シテ山田ノ中嶋ト云所ニテ、主從十二人自害シケリ、新將軍義澄卿京都御住居難レ叶、同月十六日京都御退去有テ、忍デ江州ノ朽木ヘ落サセ給ヒ、三四年バカリ當國ニゾマシ／＼ケル、扨モ前將軍義稙卿ハ、中國ヨリ畿內ノ味方國々ノ者ドモニ御敎書ヲ遣サレ、御勢ヲ召シケル、其狀ニ曰、

泉州邊之儀其後無二殊事一候哉此節各有二相談一一段可レ被レ抽二忠節一候條可レ爲二本意一候早速御馳走肝要旨候於二京都之儀一者諸家申談可レ致二勤功一覺悟一味候之旨可二御心易一候彌回二謀略一計候猶重而可二申承一候恐々謹言

四月十八日　義興判

大和衆中參

去程ニ前將軍義稙卿ハ、中國ヲ立セ給ヒ、同四月廿七日泉州堺ノ津マデ御上着アリ、爰ニテ義尹ト御改名アリシト也、扨御供ノ人々ニハ、先防州山口城主大內左京太夫義興父子幷大友備前守、太宰新少貳、畠山尾張守、松浦、秋月、此者ドモヲ始トシテ、都合三萬三千餘騎御供申テ攻上ル、五畿內ノ軍勢ドモ、甲ヲ

脱弓弦ヲ弛シテ、又我先ニト馳參レバ、御勢程無六萬餘騎ニテ御上洛トゾ聞ヘケル、加樣ニ皆人降參シケルニ、攝州池田城主池田筑後守バカリ澄元味方トシテ、少シモ不レ屈城ニ籠ル、管領高國ヨリ細河右馬頭尹賢ヲ大將トシ、同五月上旬ヨリ池田城ヲ攻ラル、ニ、筑後守ハ一騎當千ノ兵ナレバ、城ヨリ切テ出、合戰數度及ビケルニ、寄手毎度打負ケリ、サレドモ此城後詰モ無兵粮モ盡ケレバ、一族池田遠江守降人ニ成テ城ヲ出ケリ、殘ル軍兵ドモ今ハ不レ可レ叶トテ、同苗廿餘人雜兵七千餘人切テ出、寄手ノ大勢ヲ散々ニ追拂ヒ城ヘ引返シテ、五月十日筑後守ヲ始トシテ、一族同苗七十餘人一度ニ腹ヲ切テ、城ニハ火ヲ掛燒捨ケリ、是程敵味方移リカハル世ノ中ニ、池田少シモ心ヲ不レ變介節ヲ守テ討死シケルヲ、都鄙皆褒ヌ人無リキ、

前大樹入洛御再任事附盜賊御誅伐事

永正五年六月八日、公方前將軍義稙朝臣御歸洛有、同月十日ヨリ御參內、小番御勤仕有ケレバ、公卿殿上人サシツドヒテ珍シキ事ニ思悅奉ル事限ナシ、就中九條殿下ハ、公方ノ御手ヲ取ラセ給、足下ノ早ク上ラセ給ハヾ、ヨモ九郎ヲバ討スマジキ者ヲトテ、御歎有レ之ケリ、畠山尾張守尙順ヲ始トシテ、舊功ノ人々喜悅ノ眉ヲ開キ合ヘリ、同七月朔日勅命ヲ蒙テ、征夷大將軍ニ被二再任一、又ソレヨリシテ將軍トゾ申奉リケル、新將軍義澄卿ヲバ其日ニ被二解官一ケレバ、先公方トゾ申シケル、凡ソ帝王ニハ重祚ノ例多シトイヘドモ、武家ノ將軍再任ノ儀是始メトゾ承ル、頓テ三條殿ノ故御所ヲ轉ジ、御殿ノ造營有ケル比、永正六年六月廿六日子刻計ニ殿中ヘ盜賊ドモ忍入リ、御重寶ヲ奪取ケリ、當番ノ面々ハ折節油斷シテ知ザリケレバ、盜賊等安々ト公方ノ御寢所ヘ忍入タリケルヲ、將軍義稙卿御寢卷ノ物バカリ召サレ、御太刀ヲ拔合セ、夜盜ノ輩ヲ卽時ニ四人切伏給フ、然ドモ九箇所ノ疵ヲ蒙ラセ給ケル、誠ニ天運ニ叶ハセ給フ故ナガラ、天晴武勇ノ御擧動哉トゾ皆人感奉リケル、御瘡療養有テ御平愈也シカバ、同十二月十九日表御所ヘ御出有リ、諸大名ノ面々御太刀持參シ、御馬進上ノ目出度御祝儀斜ナラズゾ見ヘニケル、

先公方義澄卿御沒落事附諸國亂逆怪異事

先公方義澄卿ニハ細河三好附從ヒ奉リ、江州ニ隱

レマシ／＼ケルガ、主従一所ニ蟄居シテハ、大義ノ計略叶難カルベシトテ、三好ハ阿波へ下向シケレバ、先公方ハ江州九里備前守ヲ頼マセ給ヒ、暫時彼ガ許ニゾマシ／＼ケル、近年大亂ニテ諸大名皆己ガ分國ニ引籠リ、近隣ニ干戈ヲ動シテ、公儀ノ御味方申ス人稀ナリケレバ、先公方モ管領モ大儀ノ計略叶ヒ難クテ、徒ニ月日ヲ送リ給フ、就中肩ヲ張リ黨ヲ立ル大名數多有トイヘドモ、關東ノ上杉、美濃ノ齋藤、越後ノ上杉、駿河ノ今河、伊勢ノ國司、何レモ多勢ノ者ナルガ、此比ノ亂中一度モ上洛不レ仕、イカナル公方ノ御大事ニ及バセ給事アラバ、サリトモ馳上テ御難儀ヲ見續ンカト頼母敷思召ケルニ、今年越後國ノ守護上杉民部太輔藤原房能モ、家人長尾六郎爲景ニ被二打取一、越後一扁ニ亡國トナリシカバ、關東ニ居住セシ上杉修理太夫顯定、同憲房多勢ヲ率シ、越後へ打越爲景ヲ攻ケレバ、爲景不レ叶シテ越中へ落行ヌ、然ルニ信州ノ高梨攝津守ト云者爲景ニカタラハレ、越後へ打越、椎屋ノ軍ニ打勝テ、顯定ヲ討取シカバ、憲房不レ叶シテ上州へ歸ケル、此由京ヘモ注進ス、洛中洛外ノ逆亂イマダ靜ラザル内ニ、諸國又カク亂果ケルウタテサヨ、同年八月七日ノ夜、大地震夥シ、國々ノ堂社佛閣顚倒スル者多シ、此時天王寺ノ石ノ鳥居モ倒レニケリ、其地震七十餘日不レ止シテ、剰へ同八月廿七日、廿八日兩日間遠江國へ大波夥ク來リ、陸地悉ク海トナル、其ヨリ此處ヲ今切ノ渡リトゾ申シケル、加樣ノ天地ノ變異打續キ奇怪ナレバ、イカサマ天下治リヤラジト、心アル人ハ歎キ合ケリ、扨モ義澄卿ハ、忍テ江州ノ九里ガ許ニマシ／＼ケルガ、同八年三月ノ比、斯ニテ嫡男ノ若君御儲アリケリ、然レドモ當國ノ大守佐々木六角四郎高頼ハ、將軍義稙卿エ無二ノ味方仕テ、先公方ヲ捜索ケル間、此國ニテハ若君ヲ養育ナサルベキ樣ナシトテ、義澄卿ハ若君ヲ御同道ニテ、密ニ播州へ御下向アリ、彼所ノ國守赤松ヲ頼マセ給フ、斯ニシバラク御座間ニ、次男ノ若君御誕生有ケレバ、即此若君ヲ赤松ニ御預置給フ、赤松是ヲ養奉テ、後ニハ公方ニナシ参ラセ、義晴卿ト申ケルハ此若君ノ御事也、嫡男ノ若君ヲバ細河澄元ニ預置カレ、四國ノ者ドモカシヅキ申シ、御元服有テ堺冠者義維ト申ケルガ、是モ後ニハ左馬頭ニ補任シ給ヒ、其御子ヲバ阿波ノ御所義榮ト申ケル、

扨モ先公方ハ、兩人ノ若君ヲ澄元ト赤松ニ御預有シ事、一ハ此兩人何モ無二ノ忠臣ナル故ニ、此人々ノ心ヲ取セ給ベキ御謀ノ爲ナリ、一ハ又戰國ノ最中ナレバ、御父子分々ニナラセ給テ、何方ニテ成トモ御運ヲ開カセ給ベキ御思案也トゾ聞ヘケル、最ニ淺カラヌ事トゾ申ケル、

攝州蘆屋邊合戰事附先公方御逝去事

細河右京太夫澄元三好筑前守ハ播州ヘ落行、赤松ヲカタラヒ、播磨勢ヲ從ヘ、其他四國ノ軍兵幷細河右馬頭政賢、同名和泉守護畠山總州、遊佐河內守ヲ相催シ、和泉國ヘ攻上、深井ニ陣取居給ヒケル、管領高國是ヲ聞テ、先五百餘騎攝州ヘ差下、此勢萬代庄ニ陣取ケルガ、四國勢モカヽラズ、互ニ日數ヲ送リケルニ、七月十三日京方多勢ニテ深井ヘ押寄攻ケレバ、澄元勢ニ横合ヲ懸ラレテ、京方打負、過半討死シ、相殘ル軍兵堺津ヘ引退ク、澄元勝ニ乘テ中嶋迄攻寄タリ、細河淡路守ハ兵庫ヘ押渡リ、難波迄攻上ル、高國方ノ河原林對馬守正頼、同國蘆屋庄ノ上鷹尾城ニ楯籠レルヲ、淡州ノ軍勢是ヲ攻ヨトテ、深井ニ陣ヲ取ケレバ、河原林驚テ此由注進シケル程ニ、管領高國ハ此注進ヲ聞ヤ否ヤ、馬廻柳本宗雄、其子波多野孫左衞門、能勢因幡守、荒木大藏ヲ始、三十餘頭攝州ヘ差下シ、同七月廿六日蘆屋ノ原ニテ合戰ス、鷹尾城ニ籠リシ勢是ニ氣ヲ得、切テ出、横合ニ懸リケレバ、淡州ノ軍兵數百人討死シテ、京勢難ナク軍ニ打勝悅居ケル處ニ、播州ノ赤松勢約束ヲ不レ差出勢シテ、同年八月八日九日ニ鷹尾城ヲ攻ラル、岸崕トモ不レ謂シテ堀ヲ埋ミ、喚キ叫ンデ息ヲモ不レ継攻ケレバ、サシモ武キ河原林、二日目ノ合戰ニ悉ク打負、同十日夜ニ紛レテ城ヲ出テ落行ケリ、赤松勢ハ手合ノ軍ニ打勝テ、ソレヨリ伊丹城ヲ攻ル、河內攝津ノ御敵トモニ二手ニ成テ、京都ヘ攻入ベキノ由注進頻也ケレバ、管領高國モ大內義興モ京都ニハタマリ不レ得、頓テ將軍ノ御供申シ、丹波國ヘ落行ケリ、此時先公方義澄卿御上洛有ベシトテ、播州ヲ御立アリ、江州ニ着セ給テ、岡山城ニ入ラセ給ヒ、近日御歸京アルベシト有シ處ニ、御不例頻ニ重ラセ給ヒ、永正八年八月十四日終ニ此城ニテ御逝去有ケリ、御歲三十二歲、哀ナリシ事ドモ也、御追號ヲ奉テ法住院殿トゾ申ケル、

佐々木高賴參ニ將軍味方ニ事

其頃將軍義稙卿ヨリ江州佐々木六角ヲ賴マセ給フ、抑江州兩佐々木ト申ハ、六角ハ惣領ニテ國人彼下知ニ從フ、京極庶流ナレドモ、先祖道譽入道等持院殿ヘ忠功多キ人ニテ、公方家是ヲ御賞用アリ、于レ今四職ノ隨一也、應仁ノ亂ヨリ爾來、京極ハ細河ニ同意シ、六角ハ山名ト一味ス、互ニ敵對セシメケルガ、山名方打負シカドモ、六角一人ハ京都ヘ隨奉ラズ、御動座度々ニ及ビケリ、然ルニ今將軍ヨリモ、又管領高國ヨリモ頻ニ高賴ヲ御賴アリケレバ、終ニ六角モ將軍ノ味方ニ參ラル、高賴老衰セリトテ、一男龜樹丸ニ家ヲ讓ル、後ニ近綱ト云シハ此人也、近綱片足短シテ立居不自由也、カヤウノ御大事ニハ立ガタキ人也トテ、高賴二男吉侍者トテ相國寺ノ禪僧ニテマシ〳〵ケルヲ、是ハ一入武勇ノ器量アル人也、イザヤ取立參ラセント、彼家ノ宿老多賀備後守、蒲生下野守、田中四郎兵衛等相談ヲ調ヘ、公方家ヘ令ニ言上、今度還俗シテ高賴名代トシ是ヲ將軍ヘ奉リ、定賴ト號ス、將軍家大ニ御悅有テ、即彈正少弼ニ被レ任ケリ、定賴木刀ヲ腰ニ指テ、將軍ノ御前ヘ出ラレケルヲ、是ハ如何ト御尋有、定賴申サル、ハ、某ハ本出家ノ身ニテ刀ヲバ不レ持申ト答申上ラレケル、將軍家笑ハセ給ヒ、即國行ノ御ハカセヲ賜ケルトゾ聞ヘケル、

船岡山合戰事

去程ニ將軍ハ丹波國內藤ガ館ヨリモ多勢ヲ率シテ攻上ラセ給ケル、御供ノ人々ニハ大內左京太夫義興、畠山尾張入道卜山、細河民部少輔高國、同右馬頭、伊勢兵庫頭、齋藤法印、土岐美濃守、大友備前守、佐々木彈正少弼、同中務太輔、細河式部太輔、畠山修理太夫、遊佐彈正忠、石黑左近藏人、進士九郎、多田治部太夫、神保、小坂長九郎左衛門、朝倉彈正忠、同太郎左衛門等、都合御勢三萬餘騎トゾ聞ヘケル、京方細河澄元三好等小川ニ有ケルガ、攻上ル敵ヲ防ガントテ、紫野上、船岡山ヲ陣城ニ拵、澄元ノ妹聟細河右馬頭政賢ニ畠山上總介義英遊佐河內守ヲ大將トシ、三好筑前守同山城守一萬餘騎ヲ相添テ寄來ル勢ヲ待懸タリ、大德寺、今宮、小川邊ニ透間モナク陣取ヌ、大將右京太夫澄元ハ、丹州ノ住人竹內刑部太夫以下五百餘人ヲ引率シ、小河ノ屋形ニ扣ヘタ

リ、同八月廿四日攻上ル勢既ニ長坂山ニ陣取、先駈ノ勢ドモ齋藤法印手ノ者、土岐、佐々木、六角勢一番ニ攻來ルヲ、畠山總州、安富、神保、湯河、平ニ切立ラレ、立足モナク引退ク、二番內藤備前守、嶋村彈正、河原林、息ヲモ不レ繼攻カヽル、其荒手ニ切立ラレテ、遊佐彈正忠、同河內守ヲ始メ總州ノ軍勢皆討レテ、尤危ク見ヘニケル、大內義興ガ馬廻五百餘騎ノ者ドモ、短兵急ニ挫（トリヒシヒ）テ、喚キ叫ンデ切テ入ル、義興直先ニ進ンデ、重代ノ長刀ニテ向フ敵三騎薙伏セ、四方ヲ拂テ切テ廻ル、三好筑前守同山城守斯ヲ先途ト防戰ヒ、大內方ト三好方ト自身ノ太刀打度々ニ及ブ、郎黨ドモ懸隔懸合セ、互ニ戰ヒ入亂レテイツ果ベシトモ見ヘザリケルニ、佐々木定賴荒手ヲ以テ唯一文字ニ切テ懸ルニ、三好忽敗軍ス、先京兆ヲ落シ申セトテ、三好ソレヨリ澄元ヲ相伴ヒ、攝津國ヘ落テ行ク、大將右馬頭政賢ハ、小川ニ殘リ留テ防矢射テ討死シ給フ、惣ジテ京方討死ノ數二千三百餘人ト記ス、赤松勢ハ伊丹城ヲ攻テ居ケルニ、船岡山ニテ味方ノ勢打負ケル由聞ケレバ、早々ニ引返シ、生瀨口ヘ落行ケリ、

大內介義興任二管領一事附江州九里誅伐事

將軍ト高國ハ高雄山ニ御陣ヲ召シケルニ、澄元沒落シ洛中無爲ニ成ケレバ、同年九月朔日御歸京ヲ遂ラル、法住院殿御沒後ナレバ、此上誰人カ此代ヲ傾ケ申サンヤト、皆人安堵シ悅合フ、此度合戰御本意ニ叶フノミナラズ、近年莫大ノ介抱皆是大內介ガ忠功ニ因レル者也トテ、義興ヲ召シテ管領ニ任ゼシメ、翌年從三位ニ叙爵ス、去年合戰ノ賞也ト注サレケル、又其比江州ノ住人ニ九里備前守、山中新左衞ト云者アリ、三好ト一味シテ、良モスレバ先公方ヲ隱シ參ラセ、六角方下知ヲ背ク、山中ハ討死シ、九里ハ猶殘ル勢強クシテ、左右ナク亡スベキ樣ナシ、六角高賴モ此事如何トタメラヒケルガ、今度定賴舟岡山ニテ拔群ノ軍忠有シ故、位既ニ從四位下ニ叙セラル、君恩報謝ノ次デニ九里ヲモ誅伐スベシト思ヒ、密ニ將軍ヘ申上テ御加勢ヲ申シ請ラル、扨モ定賴ノ謀ニ、近日定賴伊勢參宮ニ赴クベシ、九里ヲモ供ニ連ベキ也、其外種村三河守、狛修理進、田中、二階堂ノ人人供タルベシト定ラレ、定賴卽備前守ガ館ヘ入來ス、九里ハ驚キ悅ンデ色々ニ饗應ス、數獻ノ酒ヲ進ケル

ニ、定頼モ供ノ人々モ皆以沈醉ス、定頼ハ九里ガ膝ヲ枕トシ空寢入シテ居給ケルガ、兼テ期シタル事ナレバ、多賀豐後守、吉田永原等、將軍ノ御加勢二千餘騎ヲ引率シ、九里ガ館ヲ取卷テ時ノ聲ヲ揚ケレバ、定頼其時驚キタル風情ニテ、コハ如何ト云儘ニ、太刀ヲツ取、其マヽ九里ヲ切殺シテ、年來ノ本意ヲ達セラル、佐々木家ノ者ドモ其ヨリ皆定頼ノ武勇ニ恐レ、悉ク靡キ從ヒケルト也、

武衛今河於二遠州一軍事附朝倉出身事

管領大内介義興在洛十二年ノ間、都ノ掟モ無レ私、五畿近國モ漸々ニ靜也シガ、猶モ東海西海ニハ合戰止隙無リケル、就中遠江國ハ本今河家ノ分國ナリシニ、中比ヨリ武衛家ノ領地トナリケリ、今又武衛ハ衰ヘケルニ、今川ハ度々京都ノ亂ニ御加勢ヲ參ラセテ、忠節他ニ異ナレバトテ、又遠州ヲ今河ニ下シ賜リケル、其比三河國臥蝶ノ住人ニ大河内備中守久綱ト謂者アリ、本ハ吉良ノ家來ナリシガ、近年國中ニ威勢ヲ振ヒ、遠三兩國ノ侍ト相親ミ、一揆ヲ語ヒ黨ヲ結ビ、惡逆度々ニ及ビケリ、是ハ先代ノ源三位入道頼政ノ二男源太夫判官兼綱ヨリ十一代ノ末孫也、家ノ紋丸ノ内ニ十六葉ノ菊ノ花ヲ付ケレバ、菊一揆ト號シケル、其時分今河修理太夫氏親駿州ニ在ケルガ、イカニモシテ上洛シ、將軍ヘ出仕シテ、禁裏ヘモ參内セント思企、然レドモ尾州ハ武衛ノ領國ニテ、敵軍所々ニ遮ケレバ、武衛今河度々合戰ニ及ビケリ、此節大河内貞綱、信濃三河ノ勢ヲ語ヒ、尾州武衛ノ味方ヲシテ、遠州ヲ切テ取ラントス、永正十年三月、氏親一萬ノ兵ヲ率シ出張シ、笠井庄楞嚴寺ニ陣ヲ取、先勢ハ河ヲ渡リ大菩薩山ニ陣取、又武衛次部太輔義達、尾州ノ勢ヲ引率シ、伊井次郎ヲ語ラヒ、深嶽城ニ籠リケルヲ、今河ノ先手朝伊奈十郎泰以、唯一手ニテ深嶽山ヘ押寄、案内ヲ知ケレバ、一夜討シテ攻落シ、敵ヲ討事數百騎也、尾州勢打負、同國ノ奥山ヘ引退キ、大河内ヲ始トシテ散々ニ落失タリ、翌年甲斐國ノ守護人武田次郎兄弟、牟楯ノ事有テ合戰ニ及ブ、氏親ヘ加勢ヲ請ケレバ、遠駿ノ勢二千餘騎ヲ差遣ス、此勢甲州勝山城ニ楯籠テ戰ニ及ケル、同正月ヨリ此費ニ乘テ大河内久綱、又信濃尾張三河ノ一族等幷浪人ドモヲ語ヒ、武衛ヲ申請ケ、遠州濱松庄引間城ニ楯籠テ、天龍河前後ヲ押領ス、同年五月下

旬、氏親六千餘騎遠州ヘ發向ス、折節洪水夥シテ、天龍河モ大海ノ如ク湛ヘケレバ、舟橋ヲ掛ラル、、船數凡三百餘艘、竹ノ大繩ヲ以テ掛渡シケリ、扨武衞方討テ出、大河内高橋以下敵ヲ渡サセジト矢軍ニ及ビケレドモ、今河方ニハ加勢數多有、數萬ノ軍兵一同ニ押渡リ、終ニ追籠ケリ、大河内以下不レ叶追込ラレ、五十餘町ガ内ヘ城四五搆ヘ楯籠テ、六月ヨリ八月迄合戰シテ、後ニハ寄手阿部山ノ金堀ヲ以テ、城中筒井ヲ悉掘崩シ、水一滴モ無シケレバ、勢氣盡果テ、城兵終ニ難レ叶、八月十九日引間落城シテ、大河内備中守、同弟巨海新右衞門、高橋以下楯籠ル兵千餘人討死ス、武衞義達不レ叶シテ降參セラレタリケルヲ、命ヲバ助ケ參ラセ、普濟寺ト云會下寺ヘ入出家有ケルヲ、其儘尾州ヘ送リ遣ス、武衞今日ヨリ遠州ニ望事ナシ、自今以後、今河家ヘ敵對ヲスベカラズトテ、一向ニ和睦有ケリ、然レドモ三州ノ住人戸田彈正少弼、諏訪信濃守以下、猶大河内ガ殘徒ヲ催シ、遠州ヘ發向シ、合戰度々ニ及ケリ、就中三州堺船方山ノ城代多末又三郎ト云者今河方ニテ有ケルヲ、彼一揆等押寄テ忽ニ攻落ス、多末又三郎討死ス、掛河城主朝伊奈備中守泰以軍兵ヲ將ヒ來テ、又舟方城ヲ攻落ス、斯シテ尾州遠州ニハ合戰ノ隙ナク、月日ヲ明シ暮シケル、其比又武衞ノ被官ニ朝倉彈正左衞門敎景ト云者、是ハ越前國ノ守護代也、去ル比ヨリ日本六十餘州ノ國人、大名守護ノ數ニ入ケル、其輩兩三人アリ、宇都宮ノ被官ニ芳賀、結城ノ被官ニ多賀谷、千葉ノ被官ニ原、武衞ノ被官ニ朝倉等、度度ノ忠勤ニ依テ、一度ニ皆六十六人ノ數ニ入ラル、然レドモ京童部ハ猶合子ハリトゾ笑ケルト聞ヘケル、斯ル凡下ノ者ナレドモ、果報ノ時節至リケルニヤ、永正十三年六月ノ比、當時管領大内介義興ノ吹擧ニ依テ、朝倉敎景ニ白傘袋鞍覆御免有ケリ、剩後ニハ經上テ御相伴衆ニ加リケル、イミジカリケル繁昌也、

大内介歸國事附四國勢攻上事

角テ洛中無爲ニ治リ、公方御安座マシマスニ依テ、今ハ當代心安シトテ、永正十五年八月廿三日、大内左京太夫義興京都ノ成敗ヲ辭シ奉リ、本國ヘ下向有ケレバ、其跡ニ細河高國ヲ左京太夫ニ任ゼシメ、管領執事ノ職ニ補セラル、義興ガ忠功喩ヘテ謂ン方モナ

シ、哀レ文武ノ良將哉ト、世以稱美セシメケル、義興歸國シテ、洛中シバラク無勢ノ由諸國ニ隱レ無リケレバ、永正十六年冬、四國ニ在ケル細河前右京太夫澄元、同執事三好筑前守、能キ時節トヤ思ケン、所所ヘ回文シテ味方ヲ催シケル程ニ、時日ヲ不レ移、千餘人馳集ル、即播州ヘ押渡リ、赤松――ヲ語ラヒ打立ケレバ、池田故筑後守ガ子息池田三郎五郎、時ヲ得タリト馳來テ、今度某ハ攝津國口ノ先陣ヲ仕ラントテ、有馬郡ノ田中ト云所ヘ出張シテ、人數ヲ揃ケル、是ヲ聞テ高國方ノ川原林對馬守正賴、池田民部丞、鹽川孫太郎相談シテ、同十月廿二日、夜討ニ寄ル、然ドモ敵中ニ還忠ノ者出來テ、此由ヲ告シ故ニ、三郎五郎用心シテ靜テ待ケルガ、案ノ如ク寄ケル間、池田逆打ニ薙懸テ、手痛ク切テ廻リケレバ、寄手三十餘人忽ニ被二討取一テ、這々ニ引退ク、其日池田ガ手ヘ討取シ頸ドモ、阿波國ヘ進上シテ、合戰次第ヲ一々ニ申シ遣ス、澄元大ニ感悅シテ、池田三郎五郎ニハ攝津豐嶋郡ヲ一圓ニ賜リ、彈正忠ニナシ給ヒ、池田彈正トゾ呼レケル、誠ニ父子二代ノ忠功拔群ノ由聞ヘケル、

攝州所々合戰事附若槻伊豆守最期辭世事

前右京太夫澄元四國勢ヲ催シ、播州ノ赤松是ニ組シテ、多勢既ニ攝州ノ兵庫ニ着シカバ、當管領高國ノ被官河原林對馬守是ヲ支ヘ防ン爲ニ、越水ノ城ニ籠ル、澄元ノ軍兵等先是ヲ攻ヨトテ、一萬餘騎ニテ取卷ケリ、大將澄元本陣ハ神呪寺ノ南、鏡ノ尾山ニスヘラレタリ、三好筑前守、海部、久米、河村、香河、安富、此者ドモハ廣田、中村、西宮邊ニ陣取、入替入替リ日々ニ責戰フ、城中精兵數多有リ、其中ニ一宮三郎宗是ト云者名譽ノ射手ニテ、每度一矢ニ二三人ヲ射落ケレバ、諸人是ヲ恐レ感ズ、寄手モ是ニヒルミ、左右ナク城モ不レ落由ヲ高國ヘ言上シケレバ、一宮ハ久敷御勘氣蒙リケル者ナレドモ、此度ノ忠功ニ御勘氣忽御免許有リ、剩ヘ本領安堵ノ上ニ、加恩ノ所領ヲ下シ賜ル、去程ニ高國ハ丹波、山城、攝州ノ味方ニ觸催シ、同十一月廿一日帝都ヲ立テ、同十二月六日池田城ニ着キ、越水ノ城ヲ後詰シ給フ、其軍兵等、小屋野間九十九町、高木、河原林、武庫、守部、水堂、濱田、新田、武庫河ノ方上カラ下迄透間モナク陣ヲ取ル、明レバ永正十七年正月十日、高國ハ二萬餘

騎ニテ押寄セ、諸口ヲ分散シテ、一手々々相戰フ、先高國ノ先陣丹波國守護代内藤備前守貞正一番ニ競懸リ、阿波勢ト斬結ブ、阿波勢百餘人討レケレドモ、内藤終ニ打負、二百餘人討死シテ、其儘ソコヲ引退、二番ニ高國方攝津國住人伊丹兵庫助國扶ト名乘テ、中村口ヘ切テ懸リ、木戸内マデ攻入ケル、誠ニ一騎當千ノ者ト見ヘケレドモ、是モ討負引返ス、阿波勢打勝テ首數五十餘討取ケル、梟リケレバ、越水ノ城中後詰ニ競ヒ、追手ノ木戸口ヲ押開キ、當國大嶋ノ住人雀部與次郎、同弟次郎太郎ト名乘リ突テ出ル、澄元方ヨリ田井藏人ト名乘リ、切テ懸リ相戰フ、藏人ハ討レ、雀部兄弟深手負テ、城中ヘ引入ケルガ、二三日過テ死ケルヲ、上下惜ヌ者ナカリキ、然レドモ城中ニ兵粮蓋キ、勢力乏シカリケレバ、同二月三日城ノ本人對馬守、阿部藏人ト相談シテ、城ヲ開キ引退ク、同ジク城ニ籠ケル若槻伊豆守長澄ハ、吾身老果テ餘命ナシ、何ノ爲ニ此城ヲ退キ去ベシヤトテ、猶城ニ籠リ自害シケルガ、先代源三位頼政最期ノ昔ヲ思合タリケルニヤ、扇子ヲ敷居直リテ、辭世ノ和歌ヲ詠吟シテ、尋常ニ腹ヲゾ切ニケル、

花サカヌ今ノ憂身モ古ヘモ

身ノナル果ハ替ラサリケル　長澄

若槻ガ擧動皆人感涙ヲ催シケリ、角テ高國ハ諸方ノ軍ニ打負テ、池田、伊丹、久々知、長洲、尾崎ノ邊エ陣所ヲ替給ケレバ、同十六日澄元方ノ者ドモ悦勇ンテ、三好之長難波庄ニ陣取、一萬餘騎ノ兵ヲ率シテ、尾崎、長洲ヘ取掛、競懸テ攻戰フ、大物庄ノ北横堤ニテ高國方香西與四郎ト名乘切テ出レバ、三好孫四郎ト名乘、阿波勢ノ中ヨリ進出、香西ニ渡合、人交モナク散々ニ切合、相引ニコソシタリケレ、高國今日ノ軍ニモ又打負、城中ヘ引入ケルガ、兎ニ角ニ叶マジト思ハレケレバ、其夜中ニ城ヲ逃出テ、京都ヲ差テ引歸サル、四國勢ハ逃ルヲ追テ、ヒタ攻ニ攻上レバ、高國ハ京ヘモ入不レ得、直ニ江州ヘ落行給ヒ、將軍ハ猶京都ニ止マリマシ／＼ケル、毎年正月十日迄當國ハ西宮大明神ノ神事ニテ、居籠ト云事アリ、此所ノ民ドモ此日ノ食物ヲ兼テ營ミ置キ、物音ヲモ不レ鳴サ、道行ヲモ不レ入、戸ヲ閉テ物忌ニ籠リ居テ、物ヲモ高ク不レ謂也、他所ノ人此事ヲ知ナガラ、態ト物ヲ云セントテ、西ノ宮人ノ門戸ヲ敲キ、詞ヲ掛ナンドスレ

バ、其人必神罰ヲ蒙ルト申ナラハス、梟ル奇特ノ神日ニ高國軍ヲ始シ故、其神罰ニテ合戰ニ打負ケリト其比皆人申合ケリ、爰ニ又同國伊丹城ニ籠リシ伊丹但馬守、野間豐前守、兩人トモニ申ケルハ、我々此城ヲ數年骨折築立置、今更敵ノ爲ニ燒捨ラレン事口惜キ次第也、又城ヲ無下ニ開テ落行ン事モ謂甲斐ナシ、所詮自害シテ冥途ヲ心安行ベシトテ、城ニハ火ヲ掛テ兩人ノ者ドモ煙ノ中ニ枕ヲ並べ、腹ヲ切テゾ死失ケル、

三好筑前守之長降參自害事

同二月廿七日、三好之長京都ヲ差テ攻上ル、威勢權柄アタリヲ拂テ無レ類コソ見ヘニケレ、同三月十六日、前右京太夫細河澄元、神咒寺陣ヲ拂テ伊丹庄へ移リケレバ、攝津國ヨリ京都マデ軍兵巷ニ充滿タリ、然ルニ三好之長ハ、去年阿波國高津ト云所ニテ、一方ノ主君トモ仰來リシ細河淡路守成春ヲ討タリケレバ、是ハ敵ナガラ主筋ノ人也、之長放逸ノ擧動ナレバ、行末賴母シカラジトテ、危ブム人多カリケルガ、案ノ如ク此度京都ヲ難ナク追落シタリケレドモ、味方ニ參ル者モナク、剩今迄味方ニ在ケル者モ、之長ガ驕ヲ惡ンデ、アハレ何事モアレヨカシ、敵ト成テ思知ラセント存ル族多カリケル、去程ニ將軍モ高國モ江州ニ落集リ、佐々木定賴ヲ憑セ給フ、江州衆味方ニ參テ、佐々木勢等不レ及レ申、朽木民部少輔、蒲生右兵衞太夫、三上、永原、越前朝倉勢、美濃ノ土岐勢、丸毛、齋藤利綱軍兵ドモ各々馳着ケル間、無レ程多勢ニ成給ヘバ、定賴ヲ先陣ノ大將トシ、都合三萬餘騎ヲ率シテ、將軍モ高國モ同年五月三日、京都東山白河表へ攻上ラル、三好筑前守之長、四國勢五千餘騎ヲ率シ、二條三條四條高倉へ馳出防戰トイヘドモ、敵軍雲霞ノ如ナレバ、不レ叶トヤ思ケン、其比之長ガ兩手ノ如ニ思ヒケル香河、安富、久米、河村一度ニ引分降參シテ、高國方へゾ出ニケル、之長次第ニ無勢ニナリ、合戰叶ガタケレバ、陣ヲ開テ同五月五日、比丘尼寺曇花院殿へ逃入テ、密ニ忍居タリケル、細河澄元ハ伊丹庄ニ陣シケルガ、京都無下ニ攻落サレヌト聞ヘケレバ、中々當庄ヲ敵ニ取マカレテハ叶ベシトモ覺ヘネバ、早々四國へ落去ベシトテ、同七日ノ早朝ニ生瀨口ヲ差テ落ル、攝州高國方河原林對馬守、泉州堺ノ津ニ在ケルガ、此由ヲ聞テ

早船ニテ海ヲ渡シ、澄元ヲ追掛ル、道ニテ難儀ニ及ビケルヲ、澄元馬廻ノ者ドモ所々ニテ防矢射討死シケル其間ニ、澄元無レ恙播州ヘ落着給ケリ、三好之長父子ハ、猶モ曇花院ニ在ケルガ、其夜落ナバ落ベカリシヲ、運命ヤ盡果ケン、曇花院殿ヲ不二落去一滯留シテ居タリケル、此事頓テ敵方ヱ洩レ聞ヘ、高國方ノ軍兵等曇花院殿ヲ八重九重ニ取卷タリ、然レバ之長ハ今度ノ命ヲ助カラント心弱クヤ成ニケン、降參申シ度由ヲ頻リニ侘申サレケル、高國サラバ先對面有ベシトテ、之長ガ子息芥河次郎長光、同孫四郎長則先此寺ヲ出シ、同十日高國ヘ對談申ケレバ、上京安達ガ宿所ヘ入置給フ、扨之長ヲモ一命助ケラルベカリシ處ニ、故細河淡路守成春ノ子淡路ノ彥四郎ト云人、頻ニ高國ヘ訴訟シテ、之長ハ某ガ父ノ讐ニテ候條、是ヲ賜リ生害スベキ由ヲ望マル、終ニハ請受テ彥四郎ノ軍兵ドモ、其比之長ハ百萬邊ノ寺ニ在シヲ、混々ト押寄セ、取卷テ自害遲シト攻入ケレバ、之長今ハ不二力及一、終ニハ此寺中ニ居テ腹搔切テ死失ケル、法名ヲバ希雲居士トゾ稱シケル、同苗新四郎ト云者之長ヲ介錯シテ、同ジク腹切死ニケリ、今日ハ亡君淡路守成春ノ一周忌ニ當リケルガ、之長角亡ケル事天罰ノ報忽ニ來リケルトゾ聞ヘケル、扨又彥次郎ヨリ之長ガ子ドモ芥河次郎同孫四郎ヲモ申請テ誅スベキ由、高國ヱ所望申サレケレドモ、之ハ降人ト成テ預ケ置タレバ、殺サレン事如何也トテ、其許無リケルヲ、又同月十二日ニ彥四郎ノ軍兵ドモ、彼兄弟ガ宿所ヲ取卷、芥河次郎同孫四郎此由ヲ見、又父ノ之長腹切テ失ヌト聞テ、扨ハ誰ガ爲ニ一命ヲ惜ムベキ、イザヤ腹切テ父上ニ追附參ラントテ、兄弟最後ノ盃ヲ取カハシ、沐浴看經シテ、心閑ニ兄弟ドモ一度ニ腹切テ失ニケルヲ、惜マス者コソナカリケレ、

高賴澄元卒去事附高國政務事

同年五月九日、將軍源義稙卿ハ江州觀音寺城ヲ立セ給ヒ、御入洛在テ本ノ如ク天下ノ政務ヲ取行ハル、當國ノ守護佐々木六角大膳太夫高賴ハ隱居ノ身ナレドモ、何トカ思ヒケン、御供セントテ上洛ス、此人去ル永正十五年七月九日、嫡子近綱早世シテ、其嗣子モ無リシヲ深ク歎キ申サレケルニ、高賴ノ二男彈正少弼定賴、武勇モ勝レ度々忠功ノ義有ケレバ、將

軍モ管領高國モ近年江州ヱ落着給テ、彼人ノ威勢ヲ賴ミ給フ、然レバ武士面目ト云ヒ、且ハ當家ノ再興ト云ヒ、旁々大ニ喜悦シテ高賴老後ノ愁ヲ忘レ、樣樣馳走申サレケル、今度ハ老後ノ上洛ナレバ、再會計リ難シトテ、靜ニ將軍ヘモ最後ノ御暇乞ヲ申シ、同八月歸國セシガ、幾程アラズシテ同月廿一日、一病ノ煩モナク終ニ卒去セラレケル、法名ヲバ龍光院花山宗椿居士ト號ス、將軍モ高國モ深ク追悼マシ／＼テ、百首ノ和歌ヲ詠吟マシ／＼、彼追福ニゾ備ヘラル、扨又細河澄元ハ京ヲ落テ播磨ニ下リ、ソレヨリ四國ニ押渡テ、故義澄ノ御子阿波御所ヲ傅立參ラセ、今一度上洛シテ高國ヲ亡シ、三好之長ガ遺恨ヲ報ズベキ由ヲ志シ居給シガ、同年ノ夏ノ比ヨリ病氣次第ニ募ツヽ、同六月十日阿波國ニテ卒去シケル、眞乘院ト法名ス、生年二十五歳トゾ聞ヘシ、三好討レ澄元死シテ後ハ、管領高國ハ政務ヲ一統ニ執行ヒ、其門葉マデ繁昌シテ、威勢萬人ニ超過シケル、高國ハ本ヨリ文武ノ達者ニテ、其比和歌ノ道ニ心ヲ寄セラル、伊勢國司北畠左中將材親卿ハ高國ノ聟ニテ歌人ナレバ、此人ト相談シテ六百番ノ歌合ヲ興行ス、又武藝ヲモ心懸、射禮ノ法ヲ中興シ、子息六郎冠者稙國ニ申付、上ノ馬場ニ於テ犬追物ヲ執行ハル、其時小笠原備前守、波々伯部源次郎、伴出羽守等其役々ヲ勤ケル、理非分明ニシテ、政道正シク執行ケル程ニ、諸將彼家風ヲ望ミ、萬民ヲシナベテ管領ヲ慕ヒケレバ、高國ノ威勢日ヲ追テ盛ンニ成ニケル、

公方兩將記 終

小弓御所樣御討死軍物語

ころは天文七ねんつちのへいぬ、春も中ばのをりふし、𛁈もふさの國とかやこうのだいといふところ、もとはうへ杉のかろふおほたのだうくわんさうとうとりたてのふるち也、いまはおゆみの御𛁈よささま御とりたて候へて、むさしの國ごうとの𛁈ろにさしむかつて、御はたをたてさせらる、ほうでう左京の太夫氏つなは、いず、さがみ、むさし三箇國の𛁈ゆごたりといへ共、御所さまへたいし申、くわんたいをかまへず、すどにおよび、そうじやをかへ、てをかへ、さま〴〵御𛁈やめんのだん申あげ候得ども、お弓さま御げんぶんは、一どかまくらに御さをたてられ候て、とうはしうをめしおかれ、日の下のしやうぐんと御かくごさだまる御事なれば、御𛁈やめんのきはさらになし、𛁈かるところに、こがの御所はる氏さまとお弓の御所よしあき様、とし月御中かふあいなれば、こがさまよりお弓さまを御ついとうあるべき御ないしよども、氏つなにくだされ候へ共、氏つなげんぶんは、上は御一たい、下としてりよぐわいをぞんずべきにもなければとて、御𛁈やめんのぎ申、すぢめはうちをかすゝしかども、𛁈もおさのぐんびやうとうこうのだいへよせられ、こうづけ、𛁈もづけ、こうしう、するが、同日に氏つなぶんこくへ御らんにうのもよほし御きじやうなり、そのうへは、氏つな日月のびてはかなふべからずとて、えど、かはごへ、れうじろへやがてひやうろうをこめをき、ほりをほり、やぐらをあげ、ふしんしてこそかまへけれ、ときにいたつて十月七日に、氏つなはこうのだいにさしむかつて、はたらきをなす、彼こうのだいといふところは、えどのしろよりほどとおさ卅よりと申也、すみだ河のみなかみさるがまたといふところよりながれ、わかつていちかわ、中川、あさ草川とて、三すぢ四すぢの大かわ、𛁈ほのみちひにわたりなし、あさ草川に船ばしをかけ、いち川、中川はしほのみちひにわたりあるとは申せども、さるがまたへさしのぼり、三十よりをうちまはり、ざいざい𛁈よ〳〵をほうくわあるべきひやうだんし、こうのだいのつゞき、松どのたいといふ山へさきせいう

ちあぐる、こうのだいに御・きありける小弓さまは、かづさ、しもふされう國のいくさ手なみに御ならい、しろをはなれて十里ばかり御いであつて、物ちかに御そなへ候し也、七日みのこくよりさるのこくにいたるまで、やいくさ野ぶしかぎりなし、小弓さまの御せいは二千よきとう也、左京の太夫氏つなは三千よきにてひかへたり、年月御しやめんを申おそれのしゆびなれば、まひらにはうちむかはず、おそれをなして、物とうにこまをひかへてそなへたり、小弓さまはこのよしをてよわにや御らんずる、めしぐせらる、さて又よせてのつわ物共は、一ぞくをゐりにかす、たにをこへ、そわをつたひ、思ひ〳〵にむまにのり、あいかゝりにぞかゝりける、しかりとは申せ共、小弓さまの御勢はまちいくさとけちなされ、この山よりはたかきみねに、小松四五本たちならぶそのしたかげに、御はたを御たてあつてみへにけり、たがいにゐるやは雨とふり、天くわ、いなづま、とぶほたる、いづれをわかつひかりぞとやさけびのこへかぎりなし、てきみかたのはなすやは中にてやすへ、したへおつ、内々氏つなけんふんは、

このたびのいくさをとりかけ申物ならば、とし月の御しやめん申すしめはいつわりと、かづさ、しもおさ兩國のしよさぶらいはぞんずべし、ひかばやとはおもへ共、このきわをひくならば、とう八しうのぐんせいをめしぐせられて、小弓樣明日はかまくらへ御らんにうはひつじやうぞ、さりとてはよけかたなく、おの〳〵ぞんずる事共也、ことさら大河三すぢまでうしろにあてゝひくならば、一人ものころまじとおもひさだめて、氏つなはてそなへをしてときを待、みのこくより野ぶしして、さるのおわりに成ければ、ほうでう氏つなは、ちやくなんの新九郎氏やすにうちわをとらせて、たゞいまといくさはじめてよせかくる、氏つなのあしがることはたゝかひ申やう、小弓さまの御そなへよわ〳〵しくみへ申、あわれ御引候へかしとて、きやうか一しゆかくなん、

御所さまの小弓のよはくなりぬれは
　ひきてみよかしちからなくとも

小弓さまの御あしがるも、やがて返歌にかくばかり、

あつさ弓たかいにひくもひかれねは

うんの極は天にあるへし
かやうによみつらぬ、御所さまの御そなへは岩ばんじやくか、くろがねのついぢなどもいひつへし、大木の風になびかぬがごとくにて、やりのしをひざにのせ、きつさきをそろへ、かぶとのしころ、袖のいたづり、あい／＼ひざをおりてぞそなへたる、よせてのつわ物これをみて、かなわじとや思けん、こまのたづなをかいくつて、からめてさしてむまをいる、物にもなれぬこわかとう、小弓さまの御そなへまばらかけしてきりかゝる、御所さまの御そなへいまはとみへたまふ、御きへんのかた／＼、こうのだいにはやり物ならて、ぬきてにかけて一どうにきりかゝる、いくさのひきかけ、せのならひ、すこしそらひきしたりけり、氏つなと氏やすのむまわりはこれを見て、物のぐをとりもちて、一どうにせめかゝる、あやなくも小弓さまの御せいはくづれぬ、つたへきくそのむかし、からこくにおいてしうのぶわうとゐんのちうわうのぼくやといふところにて御たゝかい候へば、てきみかたのながすちは海となりてながれしも、このごとくにや候し、このたびもてきみかたの入みだれ、つばをわり、しのきをけづり、しばしがほどは、てきみかたのしやしもなくみへわかざりし事共なり、氏つなのぐんせいは弓とやりにひだりまきして、一ちうのしでをつけ、袖しるしにもさいはいをきりつけたり、又あい事には、てきかとゝはゞ、うつとこたへよと也、そのこたへなきものをば見わけ見わけて、くみうちする、かうう かうそがたゝかい、はんくわい、ちやうりやうもこれよりほかの事あらじ、氏つな氏やすのげぢにしたがい、ぐんせいはうつわ物に水のしたがうごとく也、さすが小弓さまも日の下のしやうぐん、御心がけの事なれば、一ぞくも御みたちのかず、いくさのせうれつ世ならいならば、さだめなくして御所さまをまけさせ給ふ物也、たちどころにて御ふし御しやていのもとよりさま御うちじになされけり、御いたわし共中／＼申につきせざりしなり、又ほうこうのかた／＼、國がたのめん／＼、ことごとく御ともある、心なきざうひやうはにげじにはうたれぬ、氏つなのぐんせいもずいぶんのこものうちじにつかまつり、いくさばのありさま、たちのおれ、やりのおれ、さんをみだすがごとく也、御所が

たの御せいはやむまにうちのりて、にげのびてゆくもあり、その中にまち野の十郎と申せし人、小弓様御ぶし、御うちじにうけ給て、三日すぎてけき川といふところにておひばらをきるとかや、ひるいなきはたらきなり、あけて八日たつのこく、こうのだいへうち入て、くびをあつめてかづみれは、一千よとちうもんあり、小弓さま御ぶしの御しるし、日の下のしやうぐんこがの御所へぢさんある、かゝりけるところに、しよほうこうのかた〴〵、又國かたのめん〳〵のくび共をこゝにたづねて、しゆつけたちこうのだいよりきたり、くびを見わけて、とり〴〵に、ころもの袖にをしつゝみ、かたわらさして、わうらいしは三まいにをしかくし、ねんぶつするぞあわれ也、小弓にましますみだいがた、これをば夢にもしろしめさず、月をながめて花にめで、思ひ〳〵の御あそび、おぼしめしよらざるおりふし、御所さまのとし月御ひざうめされし月げのむま、ところ〴〵にうすでおひい、くれないに身をそめ、御まやさしてかけ入ぬ、みだいさま申あぐ、時のうつればにげたるざう人どもはかけまわり、いまはかなわじ、かたときもしのばせ給へみだいとて、御てをひきていでければ、十や五ッのわか君さま、すぎこしかたは御庭のしらすをだにもふみたまわず、何とあゆませ給ふべきと、にしやひがしとたちまよひ、おちやめのとゝこゑ〴〵に、さけばせたまへどかいぞなき、かくてあるべき事ならねば、山路をさしておち給ふ、いやしきしづにうちまぎれ、行しもしらぬとおき野をたどり給ふぞあわれ也、御所さまの御事は、むかしもいまもならひとや、御心をよせ給ふおもひ人はす十人、その中にとしのころ二十ばかりの女ぼうのおもひたち給ふやう、いつまでいきていつの世に、誰にちぎりてあるべきと、二ッなく思ひきり御しがいと申なり、一両日もまへころとか、こうのだいより御所さまのみだいへふみをまいせらる、いくさのならひさだめなし、もしうちじにもあるならば、かづさしもおさ両國のしよさぶらひは、氏つながはたもとへあつまるべし、たとひとし月てきなりとも、ほうでう氏つなはなさけのふかきものゝふとつたへきこしめさるれば、たつときてらへ御身をよせ、おこたらず後の世をねがはせ給ふ物ならば、何のしさいのあるべきと、くり返〳〵筆をつくし

て書給ふ、氏つなはこのよしをうけたまはりおよびて、みだいがたの御ごありける御てらのもんぜんまでも、もの丶ふの一人もさしつかはす事はなし、かくてかづさしもうさのいやしきしづのめしづのおも、おやこの行ゑしらずして、手にもちたる物とりおとし申也、おりふし七日の夜に入れば、月のひかりもよいのあと、おの／＼やみぢにたどりゆく、二ツや三ツやみどり子は、おやのゆくゑをしらずして、たちどころにしてあこがるゝ、にげちりともに、ふみころされ、海べのすなにうづもれて、かずをしらずぞころびしす、いかりてたけきもの丶ふども、涙をながしてうちすぎぬ、かくていくさのおりふし、かづにいさめるもの丶ふ共は、てきのくびに物のぐをとりそへて、氏つなのぢんのまへにひざをつく、氏やすは是を見て、こん日のこうみやうこうをつはなけれ共、としにもたらぬわかむしやの、かくのごとくのはたらき、まつだいまでもたのもしき事也けりとかんせらる、三日すぎて九日に、小弓のしろへかけ入に、おそれながらも御所さまの御ばんどころにぢんをとる、あけて十日そう天に、かづさの國の中しまに五千よきにてぢんをとる、きんへんをほうくわすれば、わらや一ツも殘らざる、まりやつ八郎太郎のぶたか、一兩年はらう人して、氏つなをたのみてむさしのくにの、かたわら、かねざわにざいしゆくして、とし月をおくりしが、此ときこ船にのり、五百よてうのかいしやうを、一ときにとかいして、ぢんちうへはせさんず、かづさの國のしよさぶらひ、このよしをきくよりも、百き二百きひきつれて、我も／＼と氏つなのはたもとへときをうつさずはせきたる、しかれば、まりやつ三日もすぎざるに五百きになりにけり、とし月はのぶたかをそねみつるおとゝの八郎四郎、そのほかしんるい、だうみやう、いるの子にいたるまで、氏つなと氏やすのたちかげにおそれて、そふれうのぶたかにこと／＼ひざをおり、下おふさの國とかや小弓のしろの本ぬし、はらのしきぶの太夫たねきに、とし月は小弓の御所さまに國をおはれ申て、こゝかしこをるらうし、きんねん月はむさしの國へうちこし、氏綱をたのみて、あさ草にざいしゆくせし、ほどをへて十七年、おもはざるところに氏つなと氏やすのたちのひかりにひかれて、たゞいま小弓へほんいすることきとくなれ、三日

のうちに六千よきになりにけり、そのほかのしよさむらい、千葉のすけまさたねをはじめて、氏綱にむかつてたがいにれいをとゞけらる、五三日のうちに兩國をおさめ、北條氏つなおよそ日本にかくれはあるまじ、兩國のめん／＼しんるい、だうみやう、思ひ思ひにとりあいしが、氏つなのげぢにより、このたびこと一見して、さきせいをするとかや、かゝりけるところに、かまくらつるがおかざうりうあつて、二千よねんそのいごしゆりもなし、上下のくわいらう、かわら、ひわたのやぶれおち、のきはしのぶとわすれ草、露やしづくのおこたらず、やぶれたえなんそのあと、千草と成て蟲のこへ物すごくなりぬべしと、あわれもよをすおりふし、ほうでう氏綱こんりうを思ひたち、きねんしてらいはいある、むかしは日本六十よしうの大みやう小みやうほうがして、よりともへたてまつる、たゞいまの氏つなは三箇國のしゆごなれど、たゞ一人思ひたち、京ばんしやうなら大くず百人よびくだし、いづさがみむさし三箇國のしよしよく人ことく／＼くあつまつて、海邊ちかき山／＼のざい木をとりくだし、三四箇年にこんりうある、かくのごとくしんりよなどめのまへの事なりと、きせん上下ぞんずる也、小弓の御所さま、しやけさまと申て御名のり候へど、こんりうざうゑいのおもむき、九牛の一もうもおぼしめしはたゝれずして、いたづらにとしつきを御暮し候し也、北條氏綱はしんちうもふかく、しそんにもかう／＼、しよさむらいになさけのいとふかき事ども、筆かみにつくしがたき也、いくさは十月七日、同二十三日に鎌くらへたちかへり、けんちやう寺、ゑんがく寺、五山十さつのそうちうを申さるゝ、きやうとのしたいとんしやせんほうきやうたうしんそ、ねんがうをなされけり、しゆしやうさども中／＼申につきざりし也、小弓の御所さまらいせにおいては、しやうぶつとくだつのうてなにいらせ給ふべし、ほうでう氏綱はぶつしん三ぼうのめぐみふかくして、百代百そんまで、みやうあるべき事ども、かんせんたるべきものなり、

天文七つちのへいぬ十月二十五日

いくさは十月七日とらのこく、ひのとのひつじの日なり、御所さまひがし御そなへ、氏綱はにしきたうしとらかくのごとくそなへかゝり口き、からめてはう

しとらならしなり、こうのだいはみなみ、いくさは松どのだいはきた也、きたよりみなみへちりし也、

平嶋記

源家平嶋先祖

清和天皇十六代足利尊氏公ヨリ十一代將軍義稙公惠林院ノ長男也、

義冬　平嶋元祖也、永正六年己巳京都ニテ生ル、廿六歳天文三年甲午、都ヨリ阿波國エ下向有テ、平嶋庄ニ居住ス、天正元年癸酉十月八日ニ同平嶋ニテ卒ス、年六十五歳也、卽同所ノ内ニ葬ル、法名中山、菩提寺同所西光寺也、義冬母ハ阿波國細川讃岐守成之ノ女也、天文三甲午年三月十六日ニ平嶋ニテ果ル、法名清雲院、菩提寺右同寺也、右茶湯領トシテ平嶋之内中川ニテ田地三反、義冬ヨリ西光寺エ令ニ寄附一也、卽家來荒川民部少輔、留永豐後守幷清雲院ノ老女冷泉ノ局方ヨリ紙面差遣ス、

義親　天文戊戌年阿波國平嶋ニテ生ル、永祿九丙寅年十月廿日ニ撫養ニテ卒ス、年廿九歳也、同カ内平嶋之内ニ葬ル、法名玉山、

義親母ハ周防國大内介之女也、永祿六癸亥年十二月廿二日、周防國ニテ死ス、法名惠光院、義親内室ハ結城氏也、永祿十丁卯年平嶋ニテ死、

義助 義冬ノ二男也　天文辛丑年平嶋ニテ生ル、母右同前也、

右義親早世故、義助惣領ニ立テ義冬ノ家督也、文祿壬辰年七月二日、平嶋ニテ卒ス、年五十二歳也、同所ニ葬ル、法名寶山、

義任 義冬三男也　天文十二年癸卯平嶋ニテ生ル、母右同前也、文祿年中ニ卒ス、是萩原光勝院明岳父也、

義種 義助男也　拙者儀也、天正二甲戌年九月二日ニ平嶋ニテ生ル、母ハ周防國大内介一家柳澤主膳正女也、慶長五庚子十一月三日ニ平嶋ニテ死、法名慶德院玉林也、

義次 義種男也　平嶋又八郎、慶長元丙申年九月廿二日ニ平嶋ニテ生ル、母ハ平安城水瀬前中納言兼成女也、

尊氏ヨリ義冬迄十二代也、義冬ヨリ又八郎義次迄四代也、義冬都ヨリ阿波國エ下向之時ヨリ慶長廿年大坂陣迄凡八拾年程カ、

足利氏ノ儀ハ拙者家ニ有傳ル系圖ノ如ク也、

拙家母方氏此記通如ク也、

右代々覺傳ル通リ如レ此書置者也、

寛永六年九月日

平嶋又八郎方ェ

清和天皇十二代義冬母先祖

義季 細川太郎是元祖也、

俊氏（義季ノ男也） 細川八郎也、

公頼（俊氏ノ男也） 細川八郎太郎也、

頼春（公頼ノ男也） 細川讃岐守也、（此頼春兄ニ和氏ト云人有、相摸守清氏ノ父也、）

尊氏公ノ時、此頼春侍大將となり、讃岐の宇多津庄ニ居住シ、後阿波國勝瑞ノ庄ニ居城ス、觀應三年之春、楠郡を責ける時、頼春討死す、阿波國板東郡萩原ニ葬ル、法名光勝院祐繁寶洲、

詮春（頼春男也） 細川讃岐守也、阿波國秋月ノ庄居城ス、又勝瑞ニモ住、此詮春を阿波國の御屋形ト云也、法名寶勝寺也、貞治六丁未年四月廿五日卒、三十八歳、此詮春ノ兄ニ右馬頭頼之ト云人有て、義滿公の時天下之執權を司取也、

義之（詮春男也） 細川讃岐守也、勝瑞ニ居城、

法名寶光院也、三十二歳、

應永十七年寅六月十日、

滿久（義之男也） 同讃岐守也、同所住、法名春光院（心華院）、永享二年庚戌九月廿八日、

持常（滿久男也） 同讃岐守也、勝瑞ニ居住ス、法名桂林院、寶德元年己巳十二月十六日、四十一歳、

成之（持常男也） 同讃岐守也、同所住ス、法名慈雲院道空、

永正八年辛未九月九日、七十八歳卒、

阿波國勝浦郡瑞麟山丈六寺菩提寺也、此成之息女義冬母儀清雲院也、

成之嫡孫也、但シ成之ヨリ持隆之間時代略ス、

持隆 同讃岐守也、同所ニ住ス、

天文廿一年八月十九日ニ、阿波國勝瑞の庄ニ見性寺ニテ、家老三好豐前守義賢ノ爲に自害、卽丈六寺ニ葬ル、法名德雲院也、

眞之（持隆男也） 同六郎後掃部頭ト云、阿波國仁宇山住ス、又生稲山ニ住スト云、眞之元龜ノ頃、攝州福嶋ノ城ニ安宅シテ、安宅甚太郎信康ト一所に籠居る、信長に對戰して名をあらはすト云、阿波國南方山郡にて、天正十一癸未年十月八日の頃、不意に害にあひて死、法名法昌院、如レ是有て阿波國細川家終也、

三好先祖

元祖本國信濃國小笠原成由、

之長 三好主膳正也、後ニ筑前守ト云、三好ニ在城

す、三好天下に名をあらはしけるは、文明の頃、北國勢二萬餘騎ニテ都へ責上りしを、細川出向しに、三好三千騎にて先懸して、洛外にて合戰す、北國勢ノ謀車ひしと云物をさきてのもの壹人壹ツヽ持せ、にぐる樣にして道にまきすて、其ひしを敵ニふませ、たゞよふ所を打取べしとたくみける、三好勢のすくなきを見て、味方とう勢計にて三好を討取とて、彼車ニひしをなげすて懸り來けり、三好は小勢成とはいへ共、一騎當千の兵共にて、鑓の柄を二間半の四方竹に拵て、之長が下知にまかせ、一面にたゝきつれて懸りければ、北國勢不レ叶引しりぞきけるが、我がすてたるひしをふみたてしり居成にけり、跡よりすは來らんと軍路をふさぎければ、せん方なく見えける所を、おひつめ討取ける程に、一萬計打捨けり、是都鄙共にかくれなき手柄也、其後又京都に合戰有とて、細川打まけ、其時之長切腹したりける、

永正十七庚辰五月十二日、於ニ百萬遍一自害、法名喜雲院ト號、

元之長は三好筑前守也、享祿四辛卯年六月十五日卒、法名海雲ト號、

之長男也元長　天文ノ頃、泉州ノ合戰打負、堺浦顯本寺と云法花寺にて比類なき自害す、右親子二代主君の爲ニ切腹ス、細川家におひて尤忠臣也、

元長一男也長慶　三好修理太夫也、河内國高屋に在城ス、此人文武達ル故、將軍義晴公ニ仕ル也、永祿七年甲子七月四日卒、

元長二男也義賢　同豐前守也、阿波國三好ニ在城ス、後ニ勝瑞ニ居住ス、永祿三庚申年三月ニ泉州岸和田ニテ、畠山高政との合戰に討負、久米田ト云所ニテ自害ス、法名以徹實休、

元長三男也冬康　安宅攝津守也、泉州岸和田在城ス、又淡州灑本にも住す、此人能書、歌道にも達しける、永祿ノ末病死、永祿七甲子年五月九日、於ニ河州飯盛城一卒、

元長四男也勝正一存　十川左衞門督也、後ニ讃岐守ト言也、讃岐國十川ニ居城ス、天正ノ中頃病死スト云、又討死共言、

長慶修理太夫男也義繼　三好左京太夫也、天正元年癸酉十一月十六日、在ニ河州一自殺、天文ノ末ヨリ河内國若江ニ居住ス、

是將軍義昭公ノ妹聟也、天正ノ始に義昭公ヲ信長ヨリ配流せられける時、義繼儀義昭ノ妹聟也、又三好ノ惣領なれば、兎角討果スべきとて、信長若江の城にせめよせ給へば、義繼ノ家老三人信長ニ返忠ス、其ゆへ義繼は此上は可レ戰不レ及とて、大手の矢倉ニ上リ腹十文字にかき切て、臟を掴出しなげ捨て、遊佐與傳といふ者をよびて、介錯せよと有ければ、與傳畏候とて、太刀をふり上たりしが、甲にまかりかいしやくならずと言ければ、心得たりとて兩手にて甲おし上られける處を、兩手共に首打おとして、與傳は義繼の首を指上て敵に見せ、矢倉に火をかけて、與傳も腹かき切て果にけり、信長見給て、あつはれ大將かな、か樣成主君を持て逆心をなしつる家老共のむざんやと、信長もおしみ給と聞へける、又一説に義繼病死と言も有、是大きなるあやまり也、

長治　豐前守之康一男也　三好彦二郎勝瑞ニ居城ス、之康討死以後、阿波國の大守と成しが、心行不レ正して、一門中と不快ニなりし、天正の始より度々合戰有、爰ニ一宮長門守成助と言は、長治の家老殊に姨聟なり、然共長治大敵と成、土州長宗我部元親方に加勢を乞、元親も兼て阿波國を望なれば、多勢を用意して海部迄指越故、眞之と成助共きおひを以テ長治を責けり、長治不レ叶して淡州に落行べきとて、居城を立出けるを、一宮追懸ケ別宮の浦にて天正五丁丑年三月廿八日、長治自害、法名慶翁宗昌大居士、

正安　之康二男　三好孫六也、泉州堺浦ニ居住ス、長治死後勝瑞ニ來リ、成助元親にも不レ隨して、城を堅固ニ持て四五年も有しが、天正十年の秋、元親數勢をもつて責ける故、不レ叶して扱ヲ成て城を明渡シ、讃州に落行ける、其後九州にて死ス、
天正十四年丙戌十二月十二日、於二豐後一戰死、行年二十三歲、

成助　義形妹聟也　一宮長門守也、一宮ニ居住ス、右のごとく土州元親と一味し、長治を討取けれ共、又元親と不快に成、天正壬午年當國夷山にて元親ニ討れにけり、

忠元　義形妹聟也　新開遠江守入道道善也、留岡ニ居城ス、道善は元親成助にも不レ隨、城を堅固ニ持て居けるを、元親侍大將ニ久武と云者、智略を以て和談し、天正十年ニ丈六寺に道善をよび出し、たばかつて討取けり、右道善を討し者は、元親内橫山源太兵衛と云者也、又道善内松田新兵衛と云者、其時右之橫山を討取也、

攝津守冬康一男也
信康　安宅木甚太郎也、淡州洲本ニ居城ス、元龜元庚午年甚太郎年十五歳也、信長五畿内を随え給時、信康攝州福嶋之城ニ細川六郎と一所ニこもり居、信長に對戰し、其後洲本に歸り、程なく病死ス、

冬康二男、但養子ニテ信康ヨリ年兄成由、
清康　安宅河内守淡州油良ニ居城ス、

天正ノ中比、信長ヨリ池田勝九郎ヲ由良江討手ニ被レ遣候時、清康不レ叶城明渡シ然共如何有けん、信長ヨリ本領安堵シテ、今度ハ洲本ニ居城シテ有しが、やがて病死す、右之外、三好家數多有レ之、阿波國所々ニ居城ス、又五畿内ハ三好山城守入道笑岩、同日向守長縁、河カ内下野守入道釣閑齋、岩成主税助、松永彈正久秀、彼是所々ニ居住ス、淡州には十河一存、瀧宮豐後守、豫州ニハ眞邊、石川、淡州ニハ安宅、野口、是皆實休ニ近キ一門也、國を守護シ、三好家繁榮成し、右言ごとく長治惡心成故、一家中互ニ遺恨出來、親子兄弟も立別る、敵と成味方と成、討つ打レつ相果ル、又土州元親にも大形うたれ、信長秀吉公ノ代にも、或は討れ、又又他國江落行、終ニ亡失スル也、

將軍義稙公ノ御臺を清雲院殿ト云也、心だて替給へば、きやう人の樣におはしましけり、それにヨリ義稙公と夫婦ノ間不くわいになり給けり、夫故義稙公は子そく義冬を少も御寵愛なく、剩くげ方ヨリ又御臺をむかへ給い、是別てこんせつ成故、清雲院殿も義冬もあさましき有樣にておわしましけり、就レ其新御臺義冬の事を樣々讒言有ゆへ、御父子の間彌不快に成給也、其故將軍は天下を義高か義晴江御渡可レ有と被レ仰けり、是は皆新御臺に近き一門なる故也、然上義冬は都の住居も不レ叶して、清雲院殿をぐし、天正三年甲午に都を出給、四國へと心ざし下給ひしが、先淡州志築の浦ニ着、暫ク淡州に住居し給ひしにカと、細川讃岐守より迎舟を差遣、義冬を當國江呼越、平嶋の庄に居置、馬飼領として平嶋十二箇村並山形四箇村被ニ仰付ケり、其外樣々忠節有故、世間の者も用意して、御所樣公方樣など崇ると聞し也、

義冬ニ付下ル侍之覺、

留永豐後守據宗 兵部少輔父也　大和國高市ノ住人也
結城但馬守重正　駿河國志多ノ住人也
小寺新右衛門　河内國松原ノ住人也
荒川民部少輔珍國　三州八若ノ住人也

森小平太時常 彌三郎父也　越前國長坂ノ住人也
村井權內　關東ノ者生國失念
足代七郎右衛門　武藏國ノ者領所不知
淺田將監延房　攝州豐嶋郡淺田住人也
堀喜左衛門景盛　江州鯰江ノ住人也
眞淵伊豆守忠元　但馬出石ノ住人也親ハ則出石形部ト云人也
安井源右衛門　中國之者住所失念
三江兵庫頭善行　攝州野口ノ住人也
湯淺次太夫兼綱　阿波國長山ノ住人也
是ハ淸雲院殿之者也、今吉井村李衛ハ此子孫也、

侍分以上拾五人都合三百六拾人附下ル由、右之侍共義冬につかへ忠義不レ淺けり、然共義冬儀牢人故、侍共皆召おかるべき樣もなくて、右之內三江、留永、結城、就て、荒川、湯淺六人召置、殘ル九人其外若黨雜人共、大形暇をつかわし本國へもどし給と也、

細川讃岐守持隆ノ內室ハ、周防國大內介息女也、此內室妹ノ有けるを、持隆ノ計ひとしてよひ越、義冬御臺になし給也、是は義冬ノ行末ノ儀を持隆思案有てか樣に調給也、此御臺ニ男子三人出來、一男を義親、二男を義助、三男を義任と言也、此義助拙者父也、如レ此持隆取持有ル故、天文三年ヨリ同廿四年迄、平嶋ノ庄ニ住居也、義冬始テ阿波國ヘ來り給時、平嶋之內西光寺ニ落着給、又其後居所家作りかへ給時、西光寺ニ居給ニヨリ、則西光寺領分田地二町餘ノ年貢、諸役、物見ニ赦免有て、家來三江兵庫入道善行方ヨリ紙面差遣也、

文言

至ニ阿波國平嶋ノ庄西光寺ニ依レ致ヨ居御座ニ當年領年貢諸公事物等永代被レ免所レ被ニ仰下一也

天文十六年四月十三日　沙彌　善行

西光寺

此書付西光寺ニ今ニ有由、

持隆三好豐前守ニ被レ討給事、

義冬周防ノ國エ下リ給事、

細川讃岐守持隆ハ、有時家老三好家ノ中を召集て申されけるは、義冬公當國ニ久々奉レ置儀、別ていたはしく思也、各智略を以て義冬一度天下ニ居申度念願也、何も同心有て、此儀可レ然と申有處、三好豐前守義形壹人同心なく、剩氣色かへ、持隆をさんぐ\に罵けり、持隆儀ハ云ニ及ず、座中何も色をかへ、持隆此儀を口惜思はれ、先義形を討果シ憤をさんせんとて、近習の

侍共ニ密ニ内談し給、四宮與兵衛と云者返忠して、義形ニ此旨ヲ告知らせり、義形しあんして、右ニ持隆御給事を當分同心仕ざる儀を殘念ニ存由ヲ、近習の侍共を以持隆之機嫌の能樣ニ申成シ、扨分國の人數、又近町ノ一門中をしのび〳〵に呼寄、勝瑞近キ在々ニかくし置、彼四宮を以持隆に申上けるは、北の川端にて御道遙被レ成候得ば、御遊山の時分能と種々たばかり申故、持隆逆心とはおもひより給ず、尤成程とて天文廿一年八月十九日ニ、見性寺の前へ出給へば、義形かくし置し人數一度ニ押出し、持隆ヲ取卷て、時のこゑを上にければ、持隆曾て無勢ニテ出給へば、ふせがすべき樣もなく、あきれ居給所に、剩供の者も方々に逃ければ、せんかたもなかりける、星合彌三郎蓮池淸助と言者二人留て、持隆を見性寺へ入ける、然處ニ義形ノ舍弟ニ存込で、持隆の直に可ニ討取一樣に有けるを、淸介押へだて置、持隆ニ切腹させ申、星合介錯致けり、此二人之者、常ニハ持隆の氣にいらざる者ども也、人並退ばのがるべきなれども、侍の儀を守リ一足もしりぞかずして、星合も蓮池も二人共立腹切て、主君の供をぞしたりけり、諸人是を感じける也、

持隆ニ六郎とて、曾て幼少成男壹人有、但下しやく腹也、義形申けるは、持隆を奉レ討は身の災をのがれん爲也、此御子恨なしとぞたて置、又主君ニあがめんとて養置けり、是細川六郎掃部頭眞之、此眞之母は當國西條むら岡本美濃守女也、持隆死後、眞之母を義形取て妻にして、是に男子二人出來、一男を彦次郎長治、二男ヲ孫六郎存保ト云けり、此兩子ノ儀前ニしるし置也、返忠ノ四宮ハ無道の者也とて、義形翌年の春討果す由也、持隆を討取し以後、義形ヨリ三好入道如三使にて、義冬に申越けるは、德雲院殿いわれたる儀を思立給、御身をうしなはせ給也、然共尊公御事は御別儀も無ニ御座一候、只今迄のごとく當所ニ其儘御座可レ被レ遊候、御領知も全相違御座有間鋪由申越ける、義冬被レ仰けるは、德雲院無レ之上は、當國に住して不レ叶、然何方も可ニ立退一由仰給へば、民部入道達てせいし申により、然ば重て御返事可レ有と被レ仰けり、又持隆果給節、義冬の母儀淸雲院殿、其時勝瑞ニ居合給けり、義形は義冬何方へも立退可レ給かとて、淸雲院殿を勝瑞ニ二三年も留置、平嶋に御座なき故、義冬せん方なく居給也、義形かやうに義冬を念頃に云ける

も子細有儀也、其時將軍義輝公は如何有けん、義冬をたいせつニ養けるニよつて、義形も少はたつとみけるとぞ聞へし、然所ニ清雲院殿御病氣ニ成、天文廿三年三月ニ相果給故、此一周忌を御とむらい有て、後中國に御下可レ有由、義形被レ仰ければ、義形も尤と思ひ、大船二艘調越ける、義形早々仕度有レ之、弘治元乙卯年四月十日に、周防國へ下給ス附居ける、侍六人の内乾定直儀は、上方の樣子可レ知爲とて、河内國にもどし給、又湯淺儀は阿波國生れの者成とて、義形ニ預ケ置給ひ、殘る四人は妻子等迄召連周防に下り給所ニ、大内介ハ殊外ニ取持、早々小原と言所ニ居所を拵、義冬を入置て樣々忠節有故、永祿六癸亥年秋迄周防國に居給ふなり、

三好豐前守義形討死之事、

義冬周防國ヨリ阿波國に歸給事、

將軍義輝公ヲ三好奉レ討事、

義親病死之事、

義昭公信長尾州ヨリ上洛之事、

天文廿一壬子年、阿波國ノ屋形細川讃岐守持隆ヲ家臣三好豐前守義形討捕シ後ハ、細川ノ領國分皆義形介ニ知行、三好家彌諸國威を増けり、さて義形は弘治ノ頃ヨリ法躰シテ、名を實休と號、然に實休は五畿内所々に一門を居置、おのづから天下の執權を司也、然共好三家は細川の家來成ニヨリ、諸大名中三好ノ執權を殊外猜給也、實休驕をきわめ、万事我意ニまかせける故、將軍義輝公も實休を以の外にくみ給ふなり、畠山右衛門督高政ト言人、前ニ將軍の時ヨリ牢人して、紀伊國廣と言所に居けるを、去時將軍ヨリ高政方へひそかに御書を指遣し、實休を可レ討取由御附給ふ、此高政と細川三好家とは年來の敵すお成故如レ此也、高政請奉て早々紀伊國の諸侍并熊野根ごろの法師武者迄催促シ、其勢一萬五千餘騎にて、永祿三庚申年二月下旬に紀伊國を打出ブ、先泉州岸和田の城をぞ責にけり、是は阿波國より實休を引上スべきとの謀也、此岸和田ノ城實休上洛の宿城として、舍弟安宅攝津守冬康を被レ置けり、如レ案實休此由を聞附、阿波ノ國ヨリ人數を出して、岸和田のうしろづめにむかはれけり、さて久米田と云所にて合戰有しが、高政勢略にてたゞ一戰に勝、永祿三庚申年三月十五日ニ實休自害ス、か樣に大將討死しけるにより、諸勢皆にげ

んして、高政忽運をひらきけり、
其後大和國筒井喜三ト云侍、人數二萬計にて河内國木本ト言所ヘ打て出、三好家と度々戰けり、然共此陣は三好宗三也、謀を以喜三をなんなく討捕けり、是も將軍より喜三方ヘ内證有しの軍とぞ聞ける、其子細は是程の大亂ニ、三好左京太夫義繼は、兩度の合戰に虚病を構出合ざりけり、此義繼は、則將軍義輝の妹聟成により、此兩陣ニ立まじきよし將軍ヨリ義繼方ゟ内書有てなり、扨喜三討死後、義繼が外に三好家ゟは將軍機嫌あしきやうにぞ聞ける、
三好山城守、同下野守、日向守、松永等評議しけるは、今度兩度の合戰は正敷將軍の計也、然上は我々行末不レ可レ然と、智略を以將軍を奉レ討、中國の義冬を都に居へ置、一家中も心安可レ有とて、永祿六癸亥年秋、三好日向守周防國ヘ下て義冬ヘ申けるは、德雲院果させ給により、尊公是ゟ御下向の儀、我々面目をなき事に候、乍レ去其節我等實体にくみせざる所は御存被レ成儀に候、其に付實体も天命にて高政にむざ〳〵と討果され申候、さて高政喜三兩陣は將軍の御はからいにて御座候、實体儀は尤惡逆の者にて候間、御にくしみ有も理にて候、別儀もなき我々を御にくしみ有事以外候、然上は我々行末とても不レ可レ然候、彼是時節到來仕候、此上は三好一家中として代を亂し、尊公を一度天下ニ居、御會稽をあらはし、我々一家も身安穩置申度候、乍レ去尊公遠國ニ御座候ては、評議難レ成候、先阿波國ヘ御歸着可レ有候、實休男長治阿波國ニ居候へば、曾て幼少ニ御座候、其上父實休も尊公御事は疎略にも不レ奉レ存候、又彦次郎も今將軍を親の敵と存候故、尊公ヘ少も別儀は無レ之儀ニ候、早々思召立候得と、其爲一家中より某御迎ニ下し候と、色々理をつくして申ける故、義冬滿足有レ之、早々思召立給しが、此儀一先大内介ニ志らせばやとて、大内介ニ内談テ有ければ、大内も尤と思ひけれ共、他家の謀を以義冬を代に出し候ては、家の外聞よからずとや思ひけん、仰尤に候へ共、我存ル子細候間、先今度御無用ニ被レ成候へと堅留申ニより、義冬も日向守もせん方なくて、日向守は罷上べきとて、湊迄出けるを、義冬名殘おしく思給ひ、義親と二人船場迄見立に出給所、三好船より申けるは、今一度申置度儀御座候、乍レ恐少の間船ゟ御召給候へと申ければ、何の志あんもなく、

義冬親子ともに三好が船へ乘給へば、日向守兼て家來ニ云合けるが、其儘船押出けり、義冬はせんかたなく居給しが、折節順風にて、なんなく阿波國に着、本の平嶋ノ庄ニ置、彥二郎長治をはじめ、三好家來中不レ殘伺公し、忠節致けり、卽日向守諸事相計、領知分をも無ニ相違一渡けり、扨日向守申せし如く、永祿八乙丑年謀叛くはだて、將軍義輝公をなんなく奉レ討けり、卽平嶋へ其趣注進す、折節痛給故、長男義親上洛したまひ、攝津國富田村普門寺と言禪寺に陣取居給し所に、三好家中は言不レ及、方々より侍共走來て、旣ニ代にも出給べき所、其頃尾張國織田上總介信長と云人、隣國數箇國切隨へ、五畿內西國へ責上る由聞ければ、三好義親に附隨し勢も、身の用心をせんとして、我々が居城をまもり、義親は折々見廻計にて、さながら合戰の評議も濟ざりけり、又三好も將軍を討けれども、東國中亂逆最中也、然共五畿內へ近附敵もなければ、誰を敵にし、いづれの國へ責行べき樣もなし、先大敵は信長也、是を可ニ討取一智略をめぐらしけれども、さながら信長を責ほどの軍勢もなければ、五畿內を取しづめて、信長來なば引請て合戰をすべしとて、いたづらに月日を暮けり、然所ニ將軍義輝公舍弟先年より南都に居給しが、義輝公を三好討ける由聞給て、南都を忍出て北國に落行給しが、若狹國武田大膳太夫、越前國朝倉義景、尾張國信長を頼給しにより、數萬軍勢集ル由聞ければ、畿內勢も其緣々にひかされて、三好方ノ人數も次第にげんじければ、彌合戰評議もおろそかに成けり、

松永彈正久秀がいとこニ松永喜內と云若者有けるが、まへ大和國宇多ト云所ニいたりしが、其頃牢人にて有けるを、右彈正計として義親ニつき居けり、然其殊外不行儀者にて、義親の命にも不レ隨、剰慮外しけるに寄て、義親手打にせられけり、松永是を聞て憤を含けるが、義親道理至極せる故、せんかたもなく有しが、上向には別儀もなかりけれども、心中には遺恨有て、夫より義親松永不快の樣に成にけり、又義親不運にや、普門寺にて病氣指出、樣々養生成けれども、快氣あらざれは、本國にかへり養生すべしとて、阿波國へもどりしが、撫養と云所ニ着て、永祿九丙寅年十月八日に、則撫養にて果られけり、義親の病證をきけば、松永彈正がちんどくをあたへたると云さた有け

り、然共實事にてはあるまじき也、然に次男義助は義冬病氣以の外成故に居給しが、義親果給由を聞て、義助可ㇾ上とて船用立せらるゝ處に、一宮長門守成助方より數勢を以、義助の船をおさへ、上洛を留けり、此由來は、義親撫養にて果給よしを松永彈正聞附、然ば一宮成助を取立都にすゑんとて、其趣を成助方に申越にけり、右の如く義助の上洛をおさへけり、此成助は松永爲には兄公也、又小笠原氏の傳にてあれば、都にすへても可ㇾ然とて如ㇾ此也、松永取持けるとなり、扨義助は一宮に船をおさへられ、口惜おもひけれ共、成助は大身、義助は牢人の後なれば、せんかたなく居れける所に、一宮方より船の押番におきける者共、平嶋へ來りて義助の樣躰をみんとや思ひけん、屋敷廻門前に立やすらいけるを、義助堪かね、家來の者共に書附、彼やつばらおもふ樣に打擲し、方々におひちらしける、夫につき平嶋川口に舟番に居ける侍頭弟重佐介金山藤兵衞と云者二人、大將として其外に侍がましき者數十人雜人原數を不ㇾ知相催し、義助へ寄きたるよし聞ける、義助いはれけるは、いやしき奴原に居所を踏破れては口惜事なるべし、川迄出向戰んとて、義助も弓矢取持て馬に乘出けり、家來のものども何も不ㇾ殘出けり、案のごとく大勢寄來けり、義助かたには射手ども有ける故、散々に射ける故、かの奴原射しらまされて難儀に見えし所に、彼二人の侍も能鎧着て見えけるが、鑓おつとりのへ、壹番に突かかりけり、義助內三江兵庫頭男左太夫は大力成しが、長刀持て渡り合散々に戰しが、終ニ弟重を討取、金山もいた手おひ引退りぞきけり、其外入亂戰ける、兩方手負多かりける、然所に留岡の城主新開道善幷ニ近所の侍共走來て、雙方押合扱ける故、先互に引退りぞきけり、三江左太夫深手おひ、其日の暮に相はてけり、扨長門守成助此由を聞附、數百騎の勢にて翌日平嶋に寄來ル由聞えける故、義助方にも其用意して待ける所ニ、右ノ新開道善、宍草左近、矢野駿河守、其ほか長治家老中出合扱ける故無事に成けり、然共扱衆中より義助上洛も成助上洛も指留られけり、然共上方の三好中は兎角義助を可ニ取立ーと言、松永は成助を立と云により、三好と松永と不快に成て、南都に度々同士軍ゑたりけり、其時三好山城守侍大將中村新衞と云大がらの者有けり、ならの大佛堂ニぢん

取居けるを、松永是を打果すべきとて、多勢を以て永祿十年丁卯十月十日の夜中、大佛堂に草こみて大佛を燒けり、三好方の軍兵多やき打討けり、然共彼中村新兵衞は如何したりけん、堂よりぬけ出、松永が多勢の中へ懸入て、敵あまた打取て討死しける、是によつて三好彌憤ふかくして、松永と度々合戰したりけり、然處に義昭、信長大軍にて都へ上り給、攝津國へ責下り給故、松永、三好和睦して、所々城廓を構、信長を一防けれども、信長多勢故かかなわずして、三好、松永、共に信長に降參したりけり、それによりて義昭を都に居へ置、信長は本國に歸給也、然に三好、松永又評議しけるは、將軍義輝公を討取しより此方、信長におさへられて本望をとげず、むねん至極也、剰義昭公天下にすはり給へば、我々行末とても不レ可レ然、此上は今一度謀叛して、義昭公を討取本望をとげんとて、永祿十二己巳年正月に義昭ノ居給都六條を責ける、又不レ叶して引しりぞきけり、其後に信長多勢にて上洛し給、彌五畿內を切隨へ給、其時三好、松永共にまた信長に降參したりしが、如何有けん、松永岩成主稅、信長に逆心して我々居城に引籠り、合戰をとげ、終に自害して果けり、三好智略して彌信長に隨ひけり、か樣に成行て義昭公少の間天下の主と成給也、義昭公都に居り、將軍ニ任じ給しが、又信長と遺恨出來て、天正ノ始ノ頃、城州宇治にて合戰して、義昭公忽討負、はいぐんして河內國若江ノ庄へ落行、妹聟の左京太夫義繼を賴給へども、義繼いかゞ思ひけん、城中へ入ざりけり、義昭なんぎに及ばせ給しが、爰に同若江ノ住人乾太郎右衞門尉定直と云者、先年義冬都より阿波國へ下向の時附下し者也、義冬周防國へ下給時、子細有て暇を乞、古鄕若江へ歸りけるが、義輝公へ奉レ仕儀もならず、三好義繼の旗本に來居けるが、定直は義昭の有樣をいたわしく思ひ、我いにしへ義冬公に奉レ仕、今不快の義昭公をかへ申、後本意にあらずといへども、か樣に落人と成給、又此君とても世に出給御身てもなし、其上御先祖は同主君すぢ成とて義昭公を我館へ入、忠節いたしける、其時義昭公、定直先祖の儀共尋給いて、定直を乾內藏丞義直と取替給、扨義昭は乾方ニ數日居給へども、誰取立る者もなし、また信長と和睦もならずして、終には流人と成て、義昭公代をうしない給、後は信長の天下を治給

也、
右の内藏丞義直は天正中頃に仙石權兵衛秀久方出、天正十三乙酉年讃州にて討死しけり、此義直悴五郎兵衛正直といふ者、先祖の主從の緣所を傳知て、折節牢人にて大坂に居けるが、慶長九年甲辰の春、拙者を見舞に下り、一月計逗留して歸しが、義昭公、三好義繼ノ儀、幷に五畿内ノ儀共能知て語ける故、如レ此書附也、

阿波國治次第

土州長宗我部宮内少輔元親は阿波國三好家ともくいしけるを聞て、哀事出來よかしと思所に、一宮長門守成助方より一味可レ有由云越に附、早々人數四五千用意し、阿波國海部迄責入處に、同五年丁丑春、三好長次を討取由成助方より注進す、其上南方諸侍も大形元親にしよくしける故、同五年に仁宇、桑野迄責入る、桑野城要害能拵、又畑山にも城を構、一両具足の者二百人宛相そへ、桑野、吉明に預置き、元親は土州へ歸けり、然處に天正六戊寅年の春、三好存保泉州より下て、卽勝瑞に居、長治跡を繼居ける處に、紀州、淡州より加勢多來ける故、一宮を責けり、成助かなわずして大粟山へ引籠、又元親え加勢をこふ、同八年庚辰元親の侍大將久武と云者一萬計の軍勢にて、成助に一味す、夫ゆへ存保も迎て可レ戰樣もなくて有ける處、彌土佐方におもむく者多かりける故、阿波國過半元親領知す、一宮の城に池内肥前守、野中三郎左衛門と言者大將にて、一兩具足二百人計相添、成助と一所に置、ゑびす山の城に吳田五郎左衛門、東川庄左衛門と云者大將にて、一兩具足二百人相添、庄野和泉守に城を預け、其外手に入城々皆番手を置領納しける所に、天正十一癸未年の春、信長より三好山城守入道笑岩、阿波國被ニ仰付ニにより、笑岩數千騎にて當國へ下ければ、前方元親に隨ける阿波國古侍共、又笑岩にぞくしける故、元親の者ども不レ叶し池田肥前守、野中三郎左衛門は成助を人質に取、夷山の吳田五郎左衛門、東川庄左衛門は庄野和泉守子を人しちに取、其外番手の者共皆土州へ歸りけり、其上又阿波國三好家の領知と成處、同年六月二日に明智日向守光秀謀叛して、信長を討取由聞ければ、笑岩に附下上方勢、同笑岩共に取あへず上洛しければ、元親此由聞て、同年八月に二百計の軍勢にて當國へ責入、前に言ごとく

三好存保、勝瑞より打出、中富表にて元親と戰ければ、存保無勢故不レ叶、侍共多討れ、本城へ引籠しが、其後扱に成城を元親に渡し、讃州え落行ける、其外小城共は隙も入ず責取ける、扨成助儀右笑岩下し、笑岩に内通儀有とて、夷山にて謀て、成助を元親討果しけり、庄野和泉守別心なきとて、本領八百村を廿四町宛行いけり、扨今度一宮城に元親舍弟二郎親安、池村親載と言者に一兩其足數百騎相添置、脇氣城元親伯父新右衛門尉親吉を籠置、其外の城々に一門共を入置國を治、天正癸未年讃岐豫州まできりしたがへり、

羽柴筑前守秀吉公、天正壬午年播磨國を隨居給しが、明智が謀叛の由を聞給、早々走上り、攝州山崎、并勝龍寺にて合戰有て、明智を討取、其外逆徒共多切隨給、天下を治給也、然に蜂須賀蓬庵公秀吉に數度勳功有により、阿波國を被二仰附一けるに付、天正十三乙酉年、蓬庵公當國え御打入有により、長宗我部不レ叶して、阿州、讃州、豫州三箇國を指上、本國を安堵して土州へ歸、其外逆心の者そく時に討隨給ば、卽渭津居城を構、蓬庵公御入城有故、國中長久に治也、

　當國の大守達拙家を憐給ふ事

義冬阿波國え初て下給時、前にしるすごとく細川讃岐守持隆より領知として、平嶋十二箇村、并山部、長山内にて吉井、楠根、仁宇、和食四箇村、都合十六箇村、此高三千貫分給り、天文の初より同廿四年の春迄、義冬の領知也、

義冬天正廿四年乙卯（改弘治元年）夏、周防國へ下り彼地にて大内介にはごくまれ、永祿癸亥六年の秋迄、周防國に住す也、（已上九年、）

義冬永祿六年の秋、周防國より當國へ歸着有けるとき、三好日向守長緣計ヒとして、同長治方より領知前のごとく宛行ける、然共周防國大内介は義冬、義親阿波國え歸ル儀、日向守と內談にて有けるとて、殊外腹立して、義冬內室は言に不レ及、義助、義任其外家來の者迄押え置、一人も差越ざるにより、諸事の調もならざりける故、日向守方より賄の代官として、田宮右衛門佐と云者、家筋能侍成とて、義冬居所の近邊ニ屋作して置、朝夕の膳部等も此田宮方より調ける、然田宮は義冬儀をたつとみて、膳部下々のいきなどかゝらざる樣にとて、給仕人其外膳部賄の者覆面を懸させて調させける也、是一笑成體也ト言傳也、此屋のたつ

みに代官屋敷と云田地有レ是、田宮が居所也、

義冬周防國より當國へ歸給、同年の暮義冬内室彼地にて果給けり、其故大内介は義助、義任にも指てかまい無りける故、翌年正月早々義助夫婦、義任、同家來の者共皆阿波國え戻りけるに付、永祿七甲子年より天正元癸酉迄拾年の間、右の十六箇村無二相違一義冬令二知行一也、然處に義冬は天正元年十月十八日に果給いける、領知分無二異儀一天正四年迄、義助令二知行一也、

天正五丁丑年土州長宗我部元親當國へ責入、元親は桑野に陣取居て、桑野梅谷寺と云出家に、池田甚兵衛と云者を相添、義助方へ申越けるは、尊公御事御領知分共に全異儀御座有間鋪候、然ば此馬細失と申駿足にて候、召料に被レ成候へとて、土佐名物の紙等相添、おくりゑさせけり、同天正十年秋、元親又當國え打入、勝瑞三好存保を責隨へし時、元親は夷山と云所に陣取居て、八萬村糸光寺と云出家西寺賢齋と云法師武者を相添越、如二先年一御領分相違御座有間敷候、此馬小鍋と申て、隨分の引廻し乘心能馬にて候とて、今度も名物の布等を相添越ける、其後元親讃州え責入し時、義助も侍三人陣に立遣ける、此者共十川の城責ける時、少々高名をもして歸り申により、元親猶以念頃有也、

天正十三年蓬庵公當國え打入有て、追附義助方へ使者有て、念頃成儀共仰給り、義助も頓て渭津へ行、蓬庵公へ目見致、然ニ翌年ノ秋、義助方え仰給りけるは、阿波國先方の侍中の知行分何も取上候ける、義助も先此方え可レ被二預置一候、重て宜相計とて、十六箇村不レ殘取上給い、其後茶代に致候へとて、平嶋の内にて高百石給り、義助言けるは、拙者儀何方へも可二罷越一候、茶の代不レ入と申ければ、蓬庵公より尤に候へ共、先堪忍被レ致候へ、細川長宗我部申におとりも有間鋪候、以來如在有間敷と仰給りけれども、義助無二同心一、知行も所務せざりければ、しせん何方へも可二立退一かとて、浦々の船を留置て、又念頃の使を度々給りける故、義助せひもなく、百石分所務申附けり、今の知行是也、然共家來の者可二召仕一樣もなく、右の年寄侍皆隙を遣しける所に、此者共云けるは、草履取風情にても此儘御奉公可レ仕と申によりて、三江兵庫頭、留永兵部少輔一人殘置、殘る三人幷若黨中間

女等まで暇をさし遣ける、然所に文祿元壬辰年七月二日義助相果けり、其節拙者若年にて、身體に々十方ちなかりける所に、即蓬庵公より佐治九右衛門使ニて、義助相果力落、其上諸事不自由に可レ有とて、米二十石給り、又領地分も無ニ異儀一所務可レ致旨仰給に付て大悦、蓬庵公へ禮等申けり、其より義助家を拙者繼也、

慶長五庚子年關が原陣の時、蓬庵公上方ニ御詰有、至鎭公は關が原ニ居させ給ふニ付、渭津の城中え拙者度々見廻申ニ付、太守歸國被レ成て、至鎭公より初て米廿石、蓬庵公より小袖共給わりけり、

同十三戊申年太守え義次ニ初て目見えをさせける節、至鎭被レ仰候は、代々名乘計にて名はなく候かと尋給ふ、拙者云けるは、被レ仰のごとく名なくして懇敷御座候間、いか樣にも名附給候へと申ければ、太守公尤ニ候、乍レ去平人にてはなく候故、其名を附申事如何ニ候、蓬庵は年よられ法體にて候へば、佛同前ニて候間、蓬庵を令レ頼可レ有と、拙者方より其由可ニ申遣一とて、即かへられければ、蓬庵公心得候とて、萩原光勝院を被レ召御談合有て、名字も在名を名乘候へとて、則平嶋又八郎と御附有て、御脇指小袖共給り、拙至鎭被ニ仰遣一給へば、至鎭公一段の儀にて候とて、又八郎ニ小袖給り、重慮ニ仕合ニて平嶋へ歸り、如レ此蓬庵公附給ル名にて有候間、又八郎子孫皆々又の字を置字ニ致可レ附也、

右ノ明岳、義任ノ子ニて、拙者とは從弟にて、其故蓬庵公明岳にも念頃なる故、義次名之儀ニ附、被ニ召給一ハ談合有、先年故勝光院死節にも、萩原の寺を望ける出家衆も有共、蓬庵公念頃に思召より、明岳に被ニ仰附一、光勝院ニ居り、數年持來ル所、蓬庵より地切の慈光寺に御居へ可レ有と被レ仰けり、明岳申けるは、慈光寺は大寺ニて忝儀ニ候へども、萩原は先年曾公より御念頃を以被ニ仰附一けり、また拙者師寺にて候へば、光勝院を罷出、是え參儀如何ニ候間、御免候へと被レ申ければ、蓬庵公尤候、然は慈光寺より萩原も懸持ニ致され能候はんと被レ仰、其通にて慈光寺に居、光勝院も今に懸持ニいたさるゝ也、

慶長十九甲寅年冬、大坂籠城の節、秀頼ノ家老大野修理治長方より秀頼申附候由ニて、父子大坂え可ニ罷上一旨、米村新助と云者使にて狀并小船一艘指下け

る、拙者思樣、此儀侍冥加ニ叶處成と、早々可ニ打立ーと思ひしが、乍レ去只今迄太守公の育をゑて、今此儀沙汰もなく上ル儀本意あらずと思ひ、大坂への返事調使者をもどし、卽修理亮方の狀を滑津へ持て行、細山主水正政慶を以、此旨太守公え申ければ、至鎮公某ニ對面有て、神妙成ル仕合感入候、重て申來候とも同心有間敷候、此狀次で能候はゞ、御前ノ御目に懸べき也、具足の箱ニ置候へと、梶浦佐次右衛門ニ御渡有けり、其時拙者云けるは、破具足成共着可レ申候、今度陣に召れ給り候得と云ければ、太守公尤候、然共家賴は共同前に召れ申事も不レ成、今ふせい成人指添、不自由成武具を調申事も難レ成、心指はいづれの道にても同前に候間、留主の内城中え節々見廻給候へと被レ仰候所、是非もなくして其後城中へ度々見廻けり、然處に太守公無ニ比類ー高名にて歸國被レ成けるが、留守中骨折滿足に候とて、米三拾石給けり、寛永始に蓬庵公當今津へ御越有けるせつ、拙者家宅見苦敷由御聞有て、家普請いたし候へとて、材木竹幷戸障子迄給候付、此表作事せしむる事也、右の外呉服帷子乘馬等給儀は不レ及レ記候、か樣ニ太守公御念頃に有候ゆへ、今に牢人相懸る者也、其方代も如レ此諸事記置子孫え可ニ相傳ー者也、

寛永六年九月日　義種判

義次方江

天下次第

平淸盛公　永曆元庚辰年ヨリ壽永二癸卯年迄廿四年間也、

源賴朝公　元曆元甲辰年ヨリ正治己未年迄十六年、

同賴家公　正治二庚申年ヨリ建仁癸亥年迄四年間也、

賴朝ノ一男也、弟ノ實朝ニ討ル、也、

同實朝公　元久元甲子年ヨリ承久元己卯年迄十六年也、

賴朝二男也、兄賴家ノ子曉法師ニ討る、公曉がいす也、

賴朝公ヨリ實朝公迄三代三拾六年代リ知也、

平時政男也

北條義時　承久二庚辰年ヨリ元弘三癸酉年迄百拾四年間也、

内六年ハ賴朝後家二位尼ノ天下也、是ヲ尼將軍ト云也、元祖時政ヨリ高時崇鑑迄九代也、

後醍醐天皇　建武元甲戌年ヨリ延元二丁丑年迄四年間

也、

足利尊氏公　暦應元戊子年ヨリ元龜三壬申年迄二百三十五年間也、

内永祿八乙丑年ニ將軍義輝公ヲ三好奉レ討、同九年十年三ヶ年ノ間天下ニ主ナシ、但三ヶ年ノ間ヲ三好代ヲ知ト云也、然ニ永祿十一戊辰年義輝ノ弟義昭代ニ出ル、右元龜三年迄四年ノ間、天下持給フ也、尊氏ヨリ義昭迄十五代也、

織田信長公　天正元癸酉年ヨリ同十年壬午迄拾年之間也、

羽柴秀吉公　天正十一癸未年ヨリ慶長三戊戌年迄十六年之間也、同六月十九日ニ秀吉公明智を討取、天下を治、慶長三年八月十八日ニ卒給、則豊國大明神と崇也、同四年一箇年は秀吉長男秀頼天下分知、然ニ秀頼ノ家臣石田治部少輔三成といふ者、西國の諸侍をかたらい、慶長五庚子年謀叛を企けり、此時源ノ徳川家康關東より走上り給、美濃國關ヶ原にて合戰をとげ、幷石田逆徒の者共多討取給、天下を治給也、是を關ヶ原陣とも、大がきくづれとも、又治部少輔亂とも云也、

徳川家康公　慶長五庚子年より天下長久に治給也、

平清盛公代永暦元年ヨリ秀頼公代慶長四年迄凡四百四十年也、

右是平嶋君の自記也余暇日考同異得失畢以正文字朱以改事實他日爲修史の一助樂之

寛文戊申孟夏念有一日　好松子

右從道祐走寫本被差越候へども寸暇無之漸忠子に腐毫をそめさせ便を幸に進献之候落字文字の形任寫本者也

寛文八年初秋二日　口　勝

武成公 足下

多賀谷七代記

大極一たび動して乾坤を生じ、天地開闢せしより人物あり、これを三才と名くる、皆大極の一理より生じ、同根一體なり、故に三略に曰、四體相隨、骨節相救がごとし、天下國家の備もかくのごとし、君は體也、臣は四肢なり、夫四肢は我有にして自由なりといへども、正しく熱湯をさぐり、白刄をふむ事をきらふは人倫の常也、民を使ふも我手足を痛みるが如くして無理ならずば、敵いづれの處にかあらん、親レ賢遠レ姦、世の政道に私有事なかれ、私あれば則必人の恨有、人の恨ある時は國家治らず、實なるかな天道は奢を惡む、滿る月は必缺る、鯉魚は龍門の瀧津瀨に登るといへども、終に巖に當深谷に其身を絕す、治亂盛衰の理、歡樂極て哀情多し、只愼むべきは天の誠なり、爰に下妻の城主多賀谷七代の花の色を、慶長の風に破れ散々になりし昔を書集て、今改めて多賀谷七代記と名づけけらし、

于時延享四年丁卯八月初旬　小林姓尙房識

多賀谷俗姓平氏系圖傳

人皇五十代桓武天皇九代後胤

○○金子十郎家忠（平治ノ亂ニ左馬頭義朝嫡男惡源太義平十六騎ニ撰レ武藏七黨ノ內其一人ナリ）

—家政（金子十郎家忠二男多賀谷左衞門尉ト號ス）—重茂—景茂—家經

—政忠—家茂—政朝　滿廣（是ハ結城ヨリ續）氏家（彥四郎）

—高經—家植—家重　重政——政經

—重經（修理大夫）宣家（佐竹ノ四男重經養子）

—政頭（信濃守重經弟也其親族多シ）—忠經（是ハ石田治部三成カ烏帽子子トナリ肥州名古屋へ移ス左近ト云後三經ト名乘）

—泰經（彥四郎安藝守又安房守ト本文ニアリ重經弟ナリ）

多賀谷家次第書

金子次郎家政　武州崎玉郡多賀谷ノ鄕ニ住居シテ年久シ、是家忠ノ二男ナリ、然トイヘドモ苗字ヲツヽミ在名ヲ名乘ル、征夷大將軍源賴朝公御治世ノ時、嘉祿二年ノ春、隨兵ノ列ニ加ハリ、御上京ノ刻在名ヲ名乘リ、多賀谷左衞

門尉ニ任ゼラル、

多賀谷彌五郎重茂　家政ノ長男ナリ、建長三年正月弓始ノトキ、若侍ノ中ヨリ選出サレ、弓射ノ役ヲツトム、鎌倉ニ其名ヲアラハス、

同　五郎景茂　重茂ノ嫡男ナリ、建長七年ノ時、相模守時頼ニ奉仕、射法一流ノ名ヲアラハシ、弓始ノ役ヲツトムルナリ、

同　太郎家經　景茂ノ長男ナリ、西正恩寺相模守貞時ニ奉仕ス、

同　正五郎政忠　是ハ家經ノ次男ナリ、相模守時宗ニ奉仕、

同　彦太郎家茂　正五郎政忠ノ長男ナリ、

同　彌五郎政朝　彦太郎家茂ノ嫡子ナリ、此彌五郎政朝ハ男子ナクシテ、女子ヲ持、行年五十七才ニテ卒ス、依レ之一族ノ家臣木崎、金窪、糟谷、渡邊等相議シテ、結城ノ二男小次郎滿廣ヲ請シテ、政朝ノ嫡女ニ嫁ス、是氏家ノ母ナリ、此母ハ多賀谷ノ長久ヲ祈リテ、稲荷牛頭天王ヲ勧請ス、

同　彦四郎氏家　是結城小次郎滿廣ノ長男ナリ、（結城ト多賀谷ハ元祖共ニ平氏ナリ）氏家ノ母其志賢聖ニシテ、辨才天女妙音菩薩ヲ信敬シテ、多賀谷ノ繁榮ヲ祈ケル加護ニヨツテ氏家ヲ生産ス、福壽無量ノ悲願ニシテ、氏家生長ノ後、弓馬他家ニコヘテ、多賀谷ノ家七代繁昌スト云々、氏家ハ結城ノ郭中ニ住居ス、世人是ヲ結城殿ト云、今ハ結城ノ城迄作場ニナリ、多賀谷ト云田畑ノ字アリト云云、

結城氏朝並春王安王被レ害事

永享十一年ノ春、鎌倉ノ公方足利ノ持氏公全不義ニシテ、京都ヲ攻傾ント軍兵ヲ催ス、足利持氏公ハ京都ノ公方足利義教公トハ一族ナリ、依レ之關東管領上杉安房守憲實諫ヲ加ルトイヘドモ、却テ耳ニ逆、良將ノ上杉安房守ヲ誅セント欲シテ、憲實無レ據シテ上野國白井ノ城ヲ迯テ京都ニ上リ、將軍足利源義教公ヘ訴レ之、持氏公ハ足利尊氏公ヨリ七代目ナリ、故ニ相州持氏追討スベキノ旨御教書ヲ下シ玉フ、憲實是ヲ承リ、關東ヘ進發ス、鎌倉ニ至テ數々攻戰フ、持氏ヲ擒トナシニケリ、其子義久鎌倉ニテ自害ス、憲實ハ京都

ニ於テ持氏ノ死ヲ宥ムト云トモ、御赦免ナク持氏公切腹ス、鎌倉落城ノ刻、持氏ノ次男春王丸、三男安王丸、潜カニ野州日光山ヘ迯ル、京都使ト小笠原政康公日光山ヘ尋入ル、依レ之日光山ヲ退キ、結城中務大輔氏政ヲ頼ミ、結城ノ廓中ニ住居ス、去程ニ京都公方義敎公ノ御命ニ依、上杉憲實是ヲ承トイヘドモ固辭退ス、其後同苗持房旗ヲ授ケ、結城ニ發向セシムト云々、上杉持朝、持房ニ屬ス、永享十一年七月ヨリ同年十月ニ至リ攻戰フト云ドモ、落スコトヲ不レ得テ退去ス、其翌年ハ改元、嘉吉元年四月十六日、結城落城シテ一族餘類悉討死ス、春王丸、安王丸ハ長尾因幡守ガ爲ニ擒トナル、京都公方義敎ノ旨命ニ依テ是ヲ害ス、此時多賀谷彦四郎氏家ハ結城氏政ノ末子ヲ資、戰場ヲ迯テ常州佐竹ヲ頼テ年月ヲ送ル、成長シテ後結城四郎氏朝ト號ス、又持氏ノ末子永壽王信州ヘ迯テ、大井越前守ヲ頼テ年長スト云々、

多賀谷氏家討二管領一事

嘉吉元年春、上杉憲實ノ家臣長尾左衞門尉、京都ノ公方科ヲ宥テ和睦セシム、此時公方義敎公關東ノ諸士告文ヲ遂シ、時ノ變化ヲ窺ヒ、永壽王ヲ元服セシメ、成氏ト名乘、則左兵衞尉ニ任ゼラレ、其後鎌倉ヘ下ス、是則鎌倉ノ公方ト號ス、同年極暮ニ至リ、上杉憲實ノ長男左京亮憲忠管領職ニ任ゼラレ、關東靜謐ノ爲ニ古河ノ城ニ住居ス、嘉吉二年八月、鎌倉ノ公方左兵衞尉成氏公、多賀谷、結城ノ兩家奉仕ス、結城四郎氏朝ハ下妻ノ城ニ住居ス、漸ク此時ニ本家ヲ名乘テ、成氏公ニ奉仕ス、是迄ハ多賀谷ヲ名乘テ忍居ト云々、鎌倉公方左兵衞尉成氏公ハ足利持氏ノ三男ナレバ、密ニ結城四郎氏朝ヲ召シ謀テ曰、上杉憲實ハ父兄ノ爲敵ナリ、然ルニ今ノ管領ハ憲實ガ子也、豈悶ナカランヤ、誅伐セズンバアルベカラズト、氏朝ニ密談ス、依レ之公方成氏公ノ仰ヲ請奉テ、多賀谷彦四郎氏家、結城四郎氏朝十三(五イ)歲ノ時ナリ伴テ、嘉吉二年十二月廿七日ノ夜、鎌倉ノ御門ニシテ、不意ニ管領憲忠ニ行逢、何ノ手モナク討ケリ、憲忠ガ首ヲ三方ニ載テ、公方成氏公ニ献ジ奉ル刻、首ノ跡三方ニ染ルナリ、此時ノ忠勤ニ依テ則三品ヲ賞ス、其一ツハ關東ノ諸士會合ノ節席ヲ重ル也、是ヲ世話ニ多賀谷疊ト云、其一ハ常州川内郡ヲ給ルナリ、依レ之多賀谷彦四郎氏家ハ今ハ關ノ舘ニ住居ス、其後下妻ニ要害ヲ構ヘ、西ノ舘ヲ以テ本

丸トス、寛正元年元文三丙午迄二百七十年ニ成十月漸ク普請ニ成就シケル也、此年ノ極暮ニ至リ、下妻ノ要害ニ氏家移リ玉フ、翌年ノ春多賀谷普代ノ舊臣、悉ク氏家ノ仁德ヲ慕ヒ、志ヲ通スル族日ヲ重テ發進セリ、因レ玆多賀谷ノ武功近國ニ普シ、同二年ノ春、大寶八幡宮ヲ建立シ、氏家子孫無窮ヲ祈リ奉ル、抑大寶八幡宮ハ往昔人王四十二代文武天皇ノ御宇、和氣宰相權ノ藤原時忠卿ト云人、常州河内郡守護ノ為ニ御下向アリシトキ、豐前國宇佐八幡宮ヲ勸請シ、人王十六代應神天皇ナ宇佐八幡宮ト崇メ玉フ長時ニ是ヲ祈念ス、此時ノ年號大寶元年也、元文三丙午迄千三十八年此故ニ大寶八幡宮ト異名スト云、時忠卿ノ御隨身ノ殿原、今ハ八坊ト異名シ、神ヲ尊敬シ奉ルナリ、多賀谷彥四郎氏家、行年五十八歲ニテ卒ス、法名祥賀天翁大居士、

建二築下妻館一籠城事

高經又尊經、氏家子息ナク弟ノ子息ニ家督ナ相續サスルトナリ、同年十月下總守ニ任シ續レ家、寛正六年十月、足利左兵衛督成氏公鎌倉ヨリ古河ノ城ヘ移ル、文正元年古河公方左兵衛督成氏公ハ、上杉兵部少輔房顯ヲ征伐ノ為ニ武州ヘ發向ス、多賀谷高經供奉ス、文明三年上杉民部大輔古河ノ城ヲ攻落ス、此時成氏十九歲、雅知(幼稚カ)ノ大將ナリ、依レ之テ敗北スト云々、此時高經ノ長男家植、古河加勢ノ為發馬ノ刻、古河ノ城落テ敗軍ノ士卒ニ土露生(トロフ)ノ原ニテ行向フ、則成氏公ヲ伴ヒ下妻ニ歸リ、其後上總國千葉ノ城ヘ送ル、千葉陸奧守康胤ハ足利ノ祖族タリ、是ヲ賴ンデ十餘年ノ曆數ヲ送リ、文明十四年ノ春、古河ノ城ヘ歸リ玉フ、多賀谷下總守高經行年六十八歲ニシテ死ス、文明十四年八月十七日也、法名祥英傑叟大居士、

家植高經ノ長男、家督ナ續ク、同年左近大夫ニ任ジ、家督ヲ續ク、文明十五年ノ春、多賀谷左近大夫家植總州ニ發向アリ、東南西北ヲ悉ク拂、行田ノ城主、宮内栗村ノ城主、常樂寺ノ某兩士一筋ニ志ヲ合セテ防戰ノ故ニ、家植利アラズシテ馬ヲカヘス、カヽル刻家植ノ母南門ニ出テ、謀計ノ口傳ヲ示ス、家植急ニ唯受シ兵ヲス、メ、其情氣ヲ擊テ兩村ヲ伐取、兩士是ニ漂泊シテ、家植ニ降許ヲ請ケル、多賀谷是ヲ憐レミ、死ヲ宥シテ授村シテ、下妻ニ歸陣ス、下栗、行田ノ兩士家植ノ旗下トシテ、兩館ヲ渡シ、下妻ニ歸リケリ、袋畑右京、肘谷小次郎、唐崎修理、袋彈正、伊古立掃部、長萱大炊、古川又五

郎、桐ケ瀬ノ城主是ラハ皆家植ノ武威ニ怖レテ降許ヲ請フ、幕下ニ付ス、吉沼ノ城主原外記、子息彌五郎原村ニ住ス、是ヲ攻落シ殺害シテ、渡部道欽居士（渡邊道欽ハ多賀谷ノ一族ナリ、）ヲ居へ置ケリ、

多賀谷左近攻落出城事

去程ニ文明十五年ノ秋、家植ハ豐田ノ城主豐田安藝守治部ヲ攻ントテ、吉沼ノ城主渡部道欽居士ニ多賀谷家重ヲ添テ、數日攻ルト云トモ、豐田ノ城主要害ニ栖籠リ、弟赤津七郎、將親臺ノ豐田ニ出城ヲ構へ住居シケルガ、時々横谷ヨリ多賀谷ヲ懸散シケレバ、落ルコトヲ得ズシテ下妻へ歸リケリ、同年秋多賀谷左近大夫家植ハ向石下ノ城主豐田中務尉政治ヲ攻ント欲シ、下妻ノ郷士百餘人ヲ隨へ御出馬アリ、其勢ニ怖レヲ成、降許ヲ請、家植ノ旗下ニ屬ス、（豐田中務ハ小田天菴ノ旗下ニテ、豐田治親ノ一族也、）同國岡田郡ノ大方、飯沼ノ兩舘ヲ攻落シ、下總猿島ノ押トシテ、赤松民部大輔ヲ飯沼ノ城ニ居置、同羽生民部、下妻ノ武威ニ怖レテ幕下ニ附、（是ハ横曾根ノ城主ニテ、小田ノ旗下ナリ、）報恩寺平太郎國長、家植ノ旗下ニ屬ス、（是ハ今報恩寺村ニ一向宗ノ門徒寺ナリ、）多賀谷左近大夫家植ハ其威近國ニ武功ヲ輝シ、益盛ンナリ、同國若江島ノ城主ニ居置ケル、若江ノ十郎氏忠、北條家ノ内通ニ依テ多賀谷ノ舊恩ヲ忘テ、北條家へ志ヲ通ズルノ旨其キコへ有ケレバ、飯沼ノ城主赤松民部少輔ニ命ジテ是ヲ攻落シ、若江ノ十郎ヲ生捕、下妻ニ歸陣ス、家植氏忠ニ對面シラ白サク、汝氏族ノ因ヲ捨テ怨ヲ結ブノ天罰遁ニ處無シトテ、則是ヲ誅シ玉フ、其後岡田郡江島ノ城ヲ赤松民部ニ授ル也、此赤松民部少輔先祖ハ、村上天皇ノ苗裔赤松次郎入道圓心ガ子息律師則祐四代目ノ末孫ナリ、依レ之砦ノ向山ト云所ニ熊野權現ヲ祭リ、長時ニ是ヲ祈念ス、飯沼ノ城ハ赤松民部ガ弟赤松藤五郎正祐ヲ兵部大輔ニ任ゼラレテ、天神ノ城ニ居置ト云リ、

多賀谷左近大夫家植始テ大寶八幡宮ニ誓テ曰、予不肖ノ身トシテ兵ヲ起シ、近隣遠境ヲ隨ルコト、全武德ノ勝タルニ非ズ、偏ニ八幡大神ノ御加護ニ依テナリトテ、強敵平均ノ後、帶シ玉ヘル太刀一振神前ニ奉納ス、（是ハ先年多賀谷彦四郎氏家憲忠チ討ケル太刀ナリ、名ニ青雲、銘ハ信房ノ作ナリ、）其後小島山ノ熊野宮幷ニ觀音堂ヲ再興ス、寺ヲ建立シ寺領ヲ附ル、又本丸ノ東ニ祈願所トシテ、稻荷宮ヲ勸請ス、辨才天ノ社ニ虚空藏牛頭天王ヲ古澤村ニ遷シ、其餘神社佛

閣ヲ修造スト云々、

北條氏直氏輝攻ニ下妻ニ事

家植休日舘沼ニ樓船ヲ浮ヘ亂舞ス、諺ニ曰下妻ノ多賀谷殿ハ川風ニ笛ヲ吹セ湏ニ鼓ヲ打スト世話ニ云傳ヘタリ、嘯船山雪月詠詩歌、サレドモ生命限アリテ、天文十一年七月七日、家植行年六十八歳ニシテ逝ス、法名祥禪大居士、又多寶院殿祥潛龍山大居士、又龍山祥潛大居士ト云、家重家植ノ長男、任ニ下總守ニ家督ヲツグ、同年ノ秋ニ至テ父家植ノ菩提ノ爲ニ家重寺ヲ建立シ、潛龍山多法院ト號ス、此節結城小次郎正勝、結城ニ毘沙門天ヲ建立シ、多門寺ト號、是ハ正勝下妻ニ居住ノタ・刻、守本尊トス、今相原山ニ是ア、ニ同ジ、天文十四年古河ノ公方晴氏古河ハ東國管領ノ城也、京都ニ上リ、其跡ニ上杉憲政居城ス、是ハ足利義教公ノ一族ナリ、同年ノ春上杉憲政、武州河越ノ城ヲ攻ント欲シテ軍卒ヲ催シ、三月ヨリ五月ニ至リ攻ルトイヘドモ、落ルコトヲ得ズシテ退陣ス、河越ノ城主北條左衛門大夫綱重居住ス、多賀谷彥太郎家重ニ北條氏康報書ヲ賜ハリ、家重ヲ以テ上杉憲政ヲ家亡ント欲ス、然ト云トモ多賀谷是ニ不レ應、又其後北條家ヨリ多賀谷ニ命ジテ結城ノ陣代小田左京大夫ヲ攻亡ト欲スト云ヘドモ、多賀谷家重北條家ニ與セズ、依テ下妻ハ北條ノ惡ヲ受ト云、此節北條氏輝ハ關宿ノ城ニ住ス、北條氏康(房カ)ハ佐倉ノ城ニ居住スト云、天文十九年二月中旬ニ至リ、北條氏直關東ノ在城ヲ悉攻落ス、氏直ノ先祖ハ往昔平相國淸盛ノ長男小松ノ内大臣重盛ノ嫡子權ノ左少將維盛ヨリ九代ノ末流、伊勢新九郎氏重早雲入道ト云、豆州中島ノ鄕ニ住ス、此時ニ至小田原ノ城ヲ構ヘ、武功ヲ輝シ、伊豆、相模兩國ヲ伐取ナリ、北條氏直迄五代相續セリ、北條氏康(房カ)是ハ氏直ノ弟也、氏輝ハ從弟、氏政ハ氏康之子也、家臣松田尾張守國廣、弟松田彈正國長、北條氏直近國ヲ隨ヘテ自然ニ武威遠境ニ輝ケリ、天文廿年ノ春、總常ノ間ニ發向アリ、在舘ヲ攻落シ、神社佛閣ヲ燒拂フ、猛卒民家ニ込入、財産ヲ亂取ケルト云々、是ヲ世ニ南方ノ亂ト云フ、結城ノ陣代菅谷隱岐守、不意ニ上杉憲政ニ代ル、依レ之南軍ノ諸卒一時ニ勝利ヲ失フタリ、此戰ハ古河ノ管領ヨリ密ニ命ゼラレテ曰、上杉憲政北條氏康ニ與シ隱謀ヲ企ル由其キコヘアリ、是ニ依テ晴氏公關東下向之刻、密ニ是ヲ奉レ討ベキノ旨、先達テ晴氏公ヘ訴ヘ、則結城ノ陣代菅谷隱岐守ニ命ジテ上杉ヲ攻落シケリ、武州河越ノ城ヲ攻落シ、則上杉憲政ヲ害セラル、是ニ依テ憲政ガ子息憲久越後ヘ退キ、長尾ノ家ニ忍ビ居、年月ヲ送ルト云、晴氏公ハ古河城ニ居ス、此節關東ノ諸士頗ル北條氏直ニ與ス、北條氏康(房カ)關宿ノ城ニ居ス、然レドモ多賀谷舊好ノ士下妻ニ潛伏シテ、吾勇テ守リ志ヲ通ズル故、結城朝經ト多賀谷家重ハ北條家ノ惡ヲ受ルトイヘリ、

天文二十年七月十一日、多賀谷下總守行年七十五歳ニテ逝ス、一説ニ天文二十三年甲寅ニ逝ストアリ、法名祥徹通菴大居士、重政阿彦太郎朝經ト云、家督ヲツギ、修理大夫ニ任ジ重政ト改ム、

小田天菴與ニ佐竹義宣一不和之事附及ニ合戰一事

小田天菴氏治、系圖小田天菴記ニ詳ナリ略レ之、シカシ此多賀谷記ニハ藤原氏宇都宮彌三郎友綱ノ末流ニテ、永樂七萬五千貫ヲ領ストアリ、息男喜太郎守治、勇氣ノ武士ナリ家臣信太和泉守土浦ノ城主也、片野入道三樂、梶原美濃守、菅谷左衛門尉正光、行方刑部少輔、行方ノ城主也、北條安房守是等ハ皆城持ナリ、其外在舘ノ諸士數多ナリ略レ之、文祿元年ノ春、小田ノ領地府中ノ百姓ト佐竹ノ領分小川ノ百姓ト、山論ヲナシテ討合ニ及ブ、府中ノ百姓一人打殺サル、依レ之時ノ長ヨリ小田ヘ訴ヘケル、天菴諸士ニ命ジテ小川ノ百姓ヲ拾餘人打殺ケリ、小川ノ百姓又此ヲ佐竹ヘ訴ヘケレバ、太田ヨリ久留間丹波守騎馬二十騎ニテ向、小田ノ領分府中ノ百姓ヲ五十餘人切害シケリ、其後小田ヨリ北條安房守ヲ使トシテ、小川ノ百姓ヲ五十餘切捨テケリ、依レ之兩家鬪合戰ニ及ビケリ、子曰君子愼ニ其獨一其本亂而末治者否矣云々、先言實ナル哉、同年六月中旬ニ佐竹方ノ討手トシテ、鹽井內膳正三百餘ニテ小田ノ城ヘ發向トコソ聞ヘケリ、天菴方ヨリ菅谷左衛門尉正光、幷北條安房守ニ仰セテ、隨兵二百騎ニテ佐竹勢ヲ防ン爲、府中ニ出テ對陣シ、互ニ及ニ合戰一ケリ、菅谷左衛門尉正光謀略ヲ以テ兵ヲ茅原ニ伏シテ、横切ニシテナサシム、佐竹勢是ニ迷動シテ備ヲ切破ラレ、軍將鹽井內膳正退參スルト云々、

常州太田ノ城主佐竹右京大夫義宣ハ清和天皇ノ苗裔ニテ、新羅三郎義光ノ末孫ニテ、永樂百二十萬貫ヲ領シ玉フ、此度討手ニサシ向ラレシ鹽井內膳正、初度ノ軍ニ打負退參スル條、甚立腹シ玉ヘバ、久留間丹波守ニ太田十郎氏房ヲ副テ、隨兵一千餘騎ニテ小田ヲ攻落スベキ旨、其聞遠近ニ隱レナシ、

永祿二年是ニ依テ多賀谷方ヨリ加勢トシテ、白井入道全洞天菴記ニハ善通トアリ、平石渡部等ヲ其將トシテ、動勢百五十騎着陣ス、此譯ハ多賀谷下總守家重ノ女子、佐竹義宣公ヘ嫁ス、然レハ佐竹ハ多賀谷緣者ナル故也トゾ、然レドモ佐竹義宣公下妻ノ加勢ヲ御延引有テ、御返シアルベキ旨、再三仰附ラル、ト云トモ、白井、渡部等頻ニ佐竹ノ命ヲ奉レ承、小田ノ籏下山根岸ノ在舘ヲ攻落シケリ、

小田ノ天菴氏治ハ老臣行方刑部少輔、幷信太和泉守等、其外小田ノ籏下ヲ召寄セ、諸士ノ異見ヲ問玉ヒケ

リ、此度佐竹勢ヲ防爲、天菴ノ命ニ依テ梶原美濃守、片野入道三樂、幷北條安房守ニ三百餘騎ヲ隨、片野ノ城ヲ要害ニ取テ、時々兵ノ氣ヲ賓ケ、佐竹勢ヲ防戰ベシトゾ評議セラレケリ、行方刑部少輔諸士ニ向テ曰、軍ハ勢ノ多少ニヨルベカラズ、君臣ノ志ヲ一ニスルトセザルトニアリ、人ハ居レ易知レ難ト云リトテ、城内ニ兵粮ヲ籠、軍卒ヲ催シケリ、實經山ニ出城ヲ搆、喜太郎守治住居ス、是ハ佐竹勢小田ノ城ヲ攻ルトキ時々横切ヲセン爲ナリ、永祿九年八月廿三日、多賀谷修理大夫重政行年六十五歲ニシテ逝ス、法名天英祥春大居士、

政經重政ノ長男、家督ヲ續下總守ニ任ズ、

永祿十年ノ春、政經白井全洞ヲ使トシテ、北條ノ北ノ方二十五町餘燒拂フ、安房守ヲ攻落ス、其餘大曾根、若森、田中、藏持、海老ケ嶋ノ在舘ヲ攻落シケリ、是ハ皆小田ノ旗下也、逃テ小田ノ城ヘ加ハル、宍戸ノ城主平太夫友仲是モ小田ノ旗下也、落城シテ、下妻ニ屬ス、是ハ多賀谷下總守政經・佐竹ノ命ヲ受テ小田ノ旗下ヲ責落ト云ヘドモ、實ハ此攻ニ乘取リ、下妻ノ旗下ニ屬サシメ、山根ヲ役知領シケルトナリ、

永祿十一年五月中旬、佐竹ノ室將久留間丹波守、太田十郎、片野ノ城ニ至テ互ニ對陣シテ雌雄ヲ一時ニ決セント、火花ヲ散シテ戰ヒケリ、小田ノ軍卒要害ニ籠テ兵ノ氣ヲ賓、敵カヽレバ退キ引ハ掛リ、互ニ鬪臆ヲ計テ日ヲ暮シケル故、五月中旬ヨリ七月下旬迄是ヲ防戰ト云トモ、賓ノ兵粮ナキ故カ、兵次第ニ減シケレバ、力不レ及、夜中ニ城ニ火ヲ掛、燗亂ノ紛ニ殘兵ヲ隨ヘ、小田ノ城ヘ退參スト云々、去程ニ佐竹勢モ太田ヘ歸陣ス、義宣公ノ命ヲ受テ、重テ小田城ヲ攻落スベシトテ、軍慮ヲ計テ扣ヘケリ、永祿十三年ノ春元龜ト改元、此年ノ春義宣公ノ依レ命、鹽井内膳正幷宍戸中務大夫友秋ヲ添テ、元龜元年三月ヨリ九月下旬迄動勢一千餘騎ニテ責ルトイヘドモ、小田ノ城要害嶮シクシテ克ク是ヲ防ギ戰フ、佐竹勢モ退屈シテ、後ニハ遠攻ニ日ヲ暮シケルユヘ、極暮ニ至リ太田ヨリ飛脚到來シテ歸陣スト云々、宍戸中務大夫友秋ハ元小田ノ旗下ナリ、シカルニ兄平太夫友仲、下妻ノ旗下ニ屬ス、其後弟友秋ハ佐竹ヘ屬シケルトナリ、

元龜二年ノ春、多賀谷下總守政經、子息重經ニ命ジテ常州小張、板橋、牛久、足高、谷田部、守谷、筒戸、金田、中根、若柴是ハ此頃小田ノ旗下ナリ、ノ城ドモヲ攻落サントテ、下妻ノ郷士三百餘騎ニテ重經發向ス、下妻ノ武威ニ怖レテ降人ニ出ルモアリ、或在城ニ楯籠テ思フ程戰テ切腹スルモアリ、城ヲ迯テ小田ノ城ヘ屬スルモアリ、重

經谷田部ノ城ニ到リ、深泥廣堀ヲ埋メ、草ヲ以埋メ出シ塀櫓ヲ燒落シ、喚叫テ攻戰フ、此勢ニ怖ヲ成シテ、城主尾上主殿ハ牛久ノ城ヘ退去ス、牛久ノ城主尾上治部大夫主殿ガ弟、依レ之出レ兵迎レ之、堀内三丸ニ屋形ヲ建、爰ニ住居ス、家臣尾上因幡、并増田宮内、谷田部ノ城ニ居殘リ、下妻勢ト思フ程戰ヒ討死ス此戰ニ下妻方ニテ宗徒ノ郷士坂入出雲、多賀谷與三左衞門討死スト云、谷田部落城シケレバ、政經ノ弟淡路守經伯ヲ谷田部ノ城ニ居置、元龜二年ノ春、今里村圓福寺ヲ下妻ノ大町ニ移シ、國家ノ護持ヲ祈リ、多賀谷繁昌ノ爲ニ寺ヲ建立スト云々、

相州小田原北條氏直ハ常總ノ間ニ發向シ、在舘ヲ悉ク責落シ、其威漸ク關東ニ盛ニシテ、附隨フ者多カリケル、總州關宿ノ城主簗田中務尉氏政義氏ノ家臣也、多賀谷記ニハ中務大輔トアリ、謀叛ノ由其聞アリ、依テ北條氏輝、結城、山川ヲ語ラヒ、是ヲ攻ント欲テ兵ヲ起、土露生野ニテ相戰フ、已ニシテ和睦ス、是ハ私ノ宿意ニ依テナリ、氏政使者ヲ以遺恨ナキノ旨ヲ談ス、氏輝是ニ信ヲトリテ和睦ストナリ、

佐竹義重義宣ノ弟ナリ、義宣公ノ依レ命上三河ニ出陣ス、是ハ北條勢ヲ横切セン謀計ナリ、佐竹義宣公ハ筑波根ノ麓櫻川ニ屯ヲ張、兩軍ノ軍慮ヲ計テ控テケリ、然ル處ニ簗田中務尉氏政、北條氏輝ト和平ス、依レ之佐竹勢太田ヘ退陣ナサレケル、カヽリシカバ南軍ノ諸卒總常ノ間ニ發向シ、兩國ノ神社佛閣ヲ燒拂フ、民家ヲコボチ或ハ兵粮ノ爲ニ百姓ノ財産ヲ奪ヒ、亂入押取言語ニ盡シ難シト云々、

小田原北條ノ軍卒下妻ノ城ヲ攻ル事

元龜二年五月下旬ニ至、北條陸奥守氏輝、簗田中務尉氏政ニ命シテ下妻ヲ攻ル、勇猛血氣ノ南兵一千餘騎發向シテ、古澤村ノ出曲輪ヲ攻破リ、喚叫テ攻戰フ、然ト云トイヘドモ此城ノ要害險岨ニシテ、□ニ大沼ヲ構ヘ、東ハ泥土ノ廣堀アリテ、禽獸ダモ翔難シ、高築地ノ上ニハ櫓ヲアゲ、大弩ノ箭先ヲ揃ヘ、敵夥シクカヽレバ是ヲ拂フ、サシモニ勇ム南軍ノ猛卒退屈シテ引退キ、向陣ヲ張テ遠攻ニ責ベキトゾ評議シケリ、其翌日北條陸奥守氏輝、簗田中務尉氏政、諸卒ニ向テ曰、此城敗北瞬目ノ間ニアリ、萬死一生ノ戰今日ニ限ルト、勇ヲ宗トシ義ヲ先達テ、一時ニ是ヲ破ラントゾ下知シケル、依レ之多賀谷政經謀計ノ口傳ヲ示シ、敵ヲ欺キヲビキ入ル、又重經ニ百五十騎ヲ副テ、峯町

ニ伏兵ヲ置、元亀二年五月廿五日ノ早旦ニ、北條ノ両將大軍ヲ率ヒテ攻カヽル、先陣ハ簗田中務尉三百餘騎、矢尻ヲ揃テ責カヽル、此時下妻方ニハ野武士五十餘人ニ竹弓ヲ持セ、野飼ノ馬ニ打乗、凱聲ヲ合テケル、北條勢是ヲ見侮リテ、一參ニカケチラシケリ、件ノ野武士散々ニ逃迷ヒケレバ、下妻方ハ敵ヲ思フ途ニヲ引入テ、多賀谷重經此時十四才、峯町ヨリ責大鼓ヲ鳴シ、貝ヲ吹立テ、鶴翼ニ備ヲ代カヽリケレバ、南兵三百餘騎思ヒヨラザル後ヨリ大敵アリト動轉ス、然ル處ニ多賀谷下總守政經、青木、坂入、渡部等其外宗徒ノ勇兵前後左右ニ立テ、五百餘騎眞シクラニ討テ出レバ、北條ノ大軍前後ノ敵ヲ防キ兼テ悉逃迷フ、政經、重經下知シテ曰、逃ルヲ追コト進ニシカジト、案内シラズノ他國武士要所難所ニ追込、小島山ニ於取ル處ノ首五十餘級、馬頭堂ノ東ニ梟レ之、依テ北條勢殘兵ヲ引圓、關宿迄コソ退參ス、政經、重經諸士ニ軍賞ヲ宛行、或ハ疵ヲ蒙ル者ニハ醫療ヲ加ヘ玉フ、誠ニ武德功勇ノ名將トゾキコヘシ、

元亀三年、此年京都西三條大納言實澄卿依ニ勅命一和平ヲナサシメンガ為、關東ニ御下向アッテ下妻ニイタル、政經、重經尊敬ノ禮ヲ厚ス、大町ノ圓福寺ヲ以テ多賀谷是ヲ公卿ノ旅宿トス、實澄卿甚悦ニ思召テ、和歌ヲ詠ジ寺ノ風致ヲ嘆賞ス、花下忘レ歸因ニ美景一、樽前勸レ醉是春風、三條大納言詠歌ノ筆跡今大町圓福寺ニコレアリ、此度依ニ勅命一關東諸士令レ成ニ和平一、玆ニ因テ多賀谷ト氏政、氏輝ノ軍モ止テ一兩年和平ス、小田天菴ト佐竹ノ懸合モ一兩年止テ和平、元亀モ三年ニシテ天正ト改元アリ、明レバ天正元年ノ春、關宿ノ城築田中務尉氏政軍卒ヲ催シ、飯沼ノ城主赤松兵部太夫ヲ攻亡ス、是ハ下妻ノ旗下ナリ、氏政天神ノ城ヲ燒拂、是ヲ出城ニ拵ヘ、氏政ノ弟氏綱ヲ居置由其キコヘアリ、依レ之多賀谷下總守政經、子息重經ニ命ジテ是ヲ攻ル、多賀谷ノ先手ハ石塚、風間ヲ其將トシテ三百餘騎差向ケル、下妻勢三日三夜荒手ヲ入替入替戰ドモ、天神ノ城無ニ左右一落事ヲ不レ得シテ、延引ニゾ及ケリ、是ハ猿島ノ城主染谷喜藤次ト云者、夜ニ兵粮ヲ船ニテ送リコレヲ貴、兵コソ加ヘケル故ナリトゾ、下妻勢數日ニ及天神ノ城ヲ落シ得ザル條、其キコヘ有ケレバ、政經、重經御父子御出馬アリ、遙ニ天神宮ヲ拜シテ曰、南北ノ敗北ヲ求願ヲタノミ、武運長久ヲ祈誓シ玉ヒケリ、カクテ軍兵ヲ岡田ガ原

ニト、ノヘ、天神ノ城ヲセメ落サントゾ欲シケリ、北條家ハ南兵二百餘騎ヲ城ヲ出シ、花島村ノ出張ニ兵ヲ備テ、多賀勢ノ退屈ヲ窺ヒ横切ニセント智謀ヲ廻ラス、重經渡部周防ヲ遣ハシ、爰ニ近邊ノ鄉士ヲ添テ今湯田村ノ在舘ヲ燒拂、染谷喜藤次ヲ夜討ニシテ殺害シケレバ、天神ノ城ヲ養クベキ兵粮ナクシテ、終ニ落城トコソ見ニケル、去程ニ重經ハ水海道ヲ經テ、乾ニ野陳ヲ張、諸勢ヲ附テ是ヲ政破ラントゾ巧ケリ、亦南方ノ軍卒多賀谷ヲ討ントト横合ヨリ鐵炮ヲ打カケ、黑烟ヲ立テ攻タリケル、此勢ニ僻易シテ、南方アハテ、城へ歸ラントス、政經重經父子相謀口傳アリ、敵ヲ追ナビカシケレバ、南軍ノ兵深泥ニ蹈込、川水ニ溺レテ死スル者多カリケル、此時湯田村へ廻リケル石塚、風間、渡部等、一手ニ成テ東西ヨリ責カ、ル、此時ニ至テ天神ノ城退避ス、諸卒皆小船ニ乘、猿島ノ方へ迯タリケル、政經、重經夜中ニ大ロヲ船ニテ渡シ、其翌日下猿島ニ發向ス、多賀谷勢ヲシテ南兵ヲ悉ク討取、天神ノ城ヲ乘取ケリ、政經ハ天神ノ宮ヲ造營シ、寺ヲ建立シテ寺社領ヲ附ス、願望成就ノ悅トシテ、鎧一領、多賀谷重代黑革威ナリ、太刀雉子尾三及切ト名クル二振ヲ奉納ス、其夜重經神前ニ通夜シ靈夢ヲ蒙ル、鏡ニ天神ノ御影ヲ寫シ奉納ス、是重經ノ鏡ナリ、今鏡ノ天神ト云、則天神ノ城へハ若江島ノ城主赤松民部ヲ居置、又若江島ノ城へハ重經ノ子息多賀谷左近忠經ヲ居置也、天正元年ノ仲秋、大寶八幡宮ノ拜殿ヲ建立シ、本宮ヲ修造ス、

同二年ノ夏、太閤秀吉公關東御進發ノ刻、石田木工頭ヲ御使トシテ、御報書ヲ以テ結城、多賀谷ノ兩家ヲ御賴アル、依レ之多賀谷政經、重經、結城ノ名代トシテ相州早山ニ參著シ、御奉書奉レ畏ノ旨、幷關東御進發ノ禮ヲ達シケリ、吳服三鶴ヲ奉レ献、秀吉公甚悅ニ思召テ、脇差一腰ヲ重經ニ下シ給フ、銘ハ左文字ナリ、其後結城、多賀谷ハ石田三成ニ屬シ、肥州名古屋ノ陣ニテ柴田勝家、幷高麗ヲ誅伐ス、此時ノ賞ニ重經ノ子息左近忠經ヲ石田三成ガ烏帽子子トシテ、石田三經ト名乘リ、後ニ名古屋へ移ス、其後若江島ノ城ハ家臣古澤佐渡ヲ居置ケリ、依レ之多賀谷ハ家康公ノ思召好ラズト云々、此一條ハ末ニ全洞滅亡ノ後ニアルベシ、其後秀吉公北條ノ族徒ヲ平均シ、同年ノ秋大坂へ御歸陣アリ、總常ノ間靜謐ノコトハ結城、佐竹、多賀谷

ノ三家ニ被レ命ト云々、
天正四年五月八日、多賀谷下總守政經、行年五十八歳ニシテ逝ス、法名祥聯綿室大居士、
重經(政經ノ長男、童名犬二郎又彦太郎ト號ス、)被レ任ニ修理大夫ニ續ニ家督ヲ、

豐田ノ元祖ノ沙汰幷蛇沼合戰之事

天正四年ノ秋、多賀谷修理大夫重經ハ、豐田治親ヲ攻ントテ、多賀谷普代ノ舊臣ヲ召レ評議セラレケリ、抑豐田治親ノ先祖ハ藤氏也、(此多賀谷記ニ藤原氏トアルハ誤ナラン、我キク豐田ハ桓武天皇ノ苗裔ニテ、平親王將門ガ一族平氏ナリ、)高祖赤津四郎將軍將基、(或書ニ赤頭ト書ク、)八幡太郎義家公陸奥下向ノ刻、供奉ノ衆ニ加ハリケレ、カヽル折節阿武隈川滿水ニテ、數萬ノ軍兵渡コトヲ不レ得シテ延引ニ及ケリ、此時御大將義家公、赤津四郎ニ預ケ置玉ヘル蹲龍ノ御纛(或記ニ豐田重代ノ旗トアリ、)ヲ川端ニ建テ、龍神ニ御祈誓アリ、源氏重代ノ蜘切丸ヲ水中ニ浮玉ヒケル、此時旗動渡テ大龍ト成テ大川ニ横ハリ、義家公大龍ノ背ニ乘リ玉ヒ、無レ難此川ヲ渡シ玉ヒケリ、不思議ナル哉、川ノ瀬淺クシテ隨兵數萬騎片時ニ越タリ、義家公御歸陣ノ後、御纛ヲ將基ニ給ハル也、數代豐田ニ在城ナリ、義家公ヨリ給ル處ノ御纛ヲ雷ノ宮ト祭リ、長時ニ是ヲ祈念シ、子孫ノ無窮ヲ祈ケリ、(此事異説樣々ナリ略レ之、)

天正五年ノ春、豐田攻アルベキ由、下妻ノ在士觸狀ニ依テハセ集ル由其聞ヘアリケレバ、豐田ノ鄕士手ノ者合テ五百餘騎、下妻ヲ逆攻ニセント評議セラレケル、カヽル折節、豐田ノ鄕士中山計之助告テ曰、明日未明ニ多賀谷勢發向ノ由急ヲ知セケリ、依レ之治親ノ弟將親ヲ召テ軍ノ異見ヲ問玉フ、將親謀計ヲナシテ夜中ニ蛇沼ノ西ヘ溝ヲ堀セ、土橋ヲカケテ其上ヲ平ニシテ落穴ヲ拵ヘ、觀音ノ森ニ伏兵ヲ置テ横矢ヲ射サセントヲ搆ケリ、多賀谷修理大夫重經ハ、天正五年三月初旬、豐田攻アルベキ旨、下妻ノ在士手ノ者ニ應テ發參セリ、〇著到次第寫レ之、多賀谷左衞門尉、同名兵部少輔、同名勘解由、同名藏人、同名治部右衞門、同名長門、同名甚八、廣瀨掃部助、同彥三郎、平石治部、同左馬介、久保谷能登、同彥四郎、堀中大炊、同內記、同軒林、岡田縫殿介、菅谷賀右衞門、同玄蕃、染谷豐前、同太郎右衞門、同淨軒、一佛宮內、稻田豐前、同岡太郎、秋庭時兵衞、同長門、相原右京、大畑孫四郎、同大藏、勝貫新三郎、同助五郎、鶴見若狹、同平六、野寺作平、同三幸齋、赤羽豐前、同忠八、糟谷治部、同五平次、

大竹藏人、同市藏、礒内内記、同民部、鵜貝縫殿介、同勘解由、手子生大學、同三左衛門、秋葉大内藏、同玄蕃、石塚圖書、同左京、川野五郎右衛門、美濃部内記、同十藏、栗原長五郎、渡部長門、同彌八、同源兵衛、白井對馬、同縫之介、同與五郎、青木民部、同源三郎、堤内記、野口治部大夫、同源八、海老澤軍八、中里但馬、同小平次、中島佐渡、同與右衛門、海老原又次郎、同圖書、大里雅樂、同與惣次、山田新八、小久保將監、同左近、齋藤安三郎、坂入出雲、同監物、同左兵衛、正根寺掃部介、櫻井伊豫、古澤伊豆、同左源太、山口隼人、同助五郎、須藤大學、稻葉彌五郎、同掃部右衛門、戸輪牛之介、塚原藤八、同常右衛門、慶野隼人、伊古立掃部、石島圖書、仙波三十郎、矢島帶刀、同豐前、杉山大炊、同兵藏、星宇右衛門、同又三郎、小島大學、富山隼人、大淵采女、同長次郎、川澄角平、同備中、吉原木工助、同孫右衛門、石濱周防、同半五郎、永築采女、原外記、串田尾張、猪瀬隼人、同彌一郎、宇佐美源内、野手彌平次、同因幡、尾崎民部、内藤帶刀、市川宮内、中山治部右衛門、同大炊、香丸三左衛門、同豐前、宮川與三郎、塚越隼人、同民部、塚田兵庫、同平藏、飯塚源八、塒若狹、同山城、飯島京右衛門、落合圖書、飯村二藏、多賀谷與四郎、桂木兵庫、望月宮内、（其外多賀谷與力雜輩紙ニ凡五百餘騎ト記之ス、）

天正五年三月五日、多賀谷修理大夫重經ハ猛卒一千餘騎ヲ隨ヘ、豐田ヘ發向ス、多賀谷與四郎氏經、三百餘騎ニテ先陣ニ驅向フ、此手ノ者ニ屬シケル中ニ、大膽不敵ノ惡僧二人（是ハ並木ニテ赤塚淨阿彌ガ子ニ虎藏熊藏トテ兄弟也、）アリ、每度軍ノ砌重經ノ御馬副也、鐵ヲ以長サ八尺廻リ一尺ニ棒ヲ拵ヘ杖ニツキ、重經ノ前後ヲ守護シケリ、下妻勢在舘ヲ攻ルトキニ、門築地ヲ破ルコト彼ラ二人ニ越ル者ナシ、世人是ヲ商賣金坊ト異名シケリ、此度豐田押ノ先手ニ加ハヽリケルガ、蛇沼ノ西ニ至リ、勢猛ニ閙リ、人數ヲ掛立通リケルガ、件ノ落シ穴ヘハマリ、先手ノ軍卒村立サハグ、其氣ニ乘テ豐田ノ伏兵矢尻ヲ揃横切ル、雨ノ如ニ射立ラレ、サシモニ猛卒下妻勢備ヲ亂シテ、士卒迷動ス、カヽル折節、將親三百餘騎ニテ觀音ノ森ヨリ討テ出戰ヒケル故ニ、多賀谷與四郎悉敗北シテ下妻ヘ歸陣ス、此戰ニ商賣金坊二人ハ知ズシテ、込矢ニ中リ命ヲ果シケリトゾ、多賀谷修理大夫重經ハ時日ヲ不レ移蛇沼ニ馳著ケリ、豐田方ノ軍卒是ニ對シテ剛臆ヲ後代ニ殘シ、勇ヲ宗トシ義ヲ專ラ

トシテ戰ケリ、下妻ノ大軍荒手ヲ入替、雌雄ヲ一時ニ決セント夥シク攻カケタリ、カヽル處ニ小田ヨリノ加勢トシテ菅谷左衛門、行方刑部、其外宗徒ノ武士三百餘騎ニテ馳著タリ、小貝川ニテ馬ニテ渡シ、横合ヨリ亂入、鐵炮ヲ打掛、石飛矢ヲ飛シ、或ハ込矢ヲ射カケ、飛道具ヲ以テ攻入、火花ヲチラシ戰ヒケリ、サシモノ下妻勢、多賀谷ノ軍制ヲ破、備ヲ散亂シ散々ニ退參シケルコソ本意ナカリケル次第也、或人云ク、多賀谷ハ無双ノ勇將也、豐田ヲ侮リ竹束持楯等ノ用意モナク、責落スコトハ一日ヲ不レ期ト輕々シク思ヒケル故、此軍利アラズト評スナリ、其後多寶院ノ南山和尚、豐田龍心寺ノ住僧ト會談シテ、下妻ト豐田ヲ和平ス、多賀谷ト豐田ハトモニ平氏ニテ氏族ナリ、

豐田安藝守治親ハ蛇沼觀音堂ヲ建立シ、寺領ヲ附置、兄弟ノ人々參籠シテ、去多賀谷ノ大軍ヲ豐田ノ小勢ヲ以テ追散シタルコト、全我武德ニアラズ、是偏ニ觀音ノ妙智力ニ依テ、諸々ノ怨悉ク退散スル處ナリト、長時ニ是ヲ祈念スト云々、

白井全洞攻二落豐田城一並飯見被レ誅事

其翌年ノ春鯨村ノ在舘白井入道善通又全洞トモ、豐田ヲ討ンコトヲ謀テ、態ト作病ヲ起シ、腮ニ灸ヲスヘ、爛藥ヲヌリ惡病ト號シ、雷ノ宮ヘ參籠ス、又豐田ガ家臣飯見大膳正、是モ雷ノ宮ヘ參籠シケルガ、互ニ見知ケレバ、通夜シテ舊軍ノ物語シケルガ、其後ハ飯見ガ舘ヘ申入ケリ、又一人ノ息女ヲ持シガ、全洞是ヲ娶ニ貰、白井小次郎ニ嫁ス、依レ之無二底意一互ニ志ヲ通シケリ、白井全洞飯見ヲ謀テ曰、貴方潜カニ治親公ヲ討奉ルベキ旨多賀谷ノ報書ヲ以テ密談ス、報書ニ曰、

豐田之逆徒征伐之事、揚二不日義兵一於レ有二其功一者、治親兄弟之領地、一圓可二宛行一者也、是ハ重經ノ謀略ノ報書ナリ、

貪欲不道ノ飯見、此謀略ニ組シ、天正六年五月二日ノ夜、主君治親公ヲ密ニ討奉ル、白井全洞ヲ伴ヒ、下妻ニ到テ主君ノ首ヲ獻シ奉ル、業報ノ程コソ淺猿マシケレ、重經ハ心得難キコトニ思召シ、治親ノ首ヲ能々見知ケル者ニ是ヲ改メサセ、其後飯見大膳ニ對面シテ申ケルハ、主君ノ首ヲ以テ賞ヲ望ム者ハ古今ニ稀ナリ、平治ノ昔長田庄司忠致ハ義朝公ヲ奉レ討、六波羅ニ獻レ之、所領ヲ望シト云リ、且ハ若侍ノ見コリニモ可レ成コトナリ、忠致誅伐ノ先例ニ任セ、庭前ニテ則縛首ヲ伐ラセ、大寶ノ堤ヘ獄門ニカケ、往來ノ輩ニサラシ見セケルハ淺マシカリケル有樣ナリ、

其後豐田ノ城ニハ舍弟七郎將親移テ、舊臣ヲ語ラヒ

楯籠ケル、依レ之白井全洞豐田ノ城ヲ乘取ト、數日ニ及攻ルト云ドモ、落コトヲ得ザレバ、時節ヲ窺待居タリ、此年ノ夏、鬼怒川滿水シテ堤モ危ク見ケル刻、原土手ヲ切テ落シ流水ヲセキ掛ケリ、依レ之豐田城水責ニシテ終ニ落サレケリ、治親公ノ內室、女ノ童大坊ノ東光寺ヘ遁テ出家ヲ遂、豐田一家ノ菩提ヲ祈ケルト也、赤津七郎將親、幷豐田ノ舊臣百餘人自害シテ、敵ニ首ヲ取セジト館ニ火ヲカケ燒拂ケリ、白井全洞ハ豐田ヲ亡シ專一ノ高名也、然ルニ重經如何思召ケルヤラン、一字モ其賞ヲ宛行レズト云々、是ハ己ガ慾心ニ迷豐田ヲ討ケルコト眞ノ忠義ニ非ズ、重經諸士ノ思フ處ヲ量フテ其賞ヲ不ニ宛行一哉、去ル寬正五年春、多賀谷彥四郎氏家下妻ヲ急ニ建節、觀音寺ヲ沒取シテ其客殿ヲ氏家ノ居所トス、其後觀音寺ノ造營ナシ、時ノ住僧ヨリ訴レ之、其後重經、長沼ノ惣光寺ヲ沒取シテ、觀音寺ヘ移ス、此悶ニ依テ東叡山ヘ訴、宮樣ノ御覺心好ラズ、自然ニシテ多賀城滅亡ス、天正六年ノ極暮ニ多賀谷重經ノ嫡女ヲ以テ佐竹義重ノ四男義治ヲ請テ嫁ス、多賀谷彥太郎家宣ト號シ、家督ヲ續グナリ、下妻落城ノ後秋田ヘ退キ、佐竹ノ家中トナル、今多賀谷左衛門尉經忠、是家宣ノ末孫ナリ、寶永年中下妻ヘ尋來リ尊靈ヲ拜スト、或人語レシ、一本多賀谷左兵衛尉トアリ、

多賀谷重經驕之事附伯父經伯異見之事

城ノ西北ニ當テ大沼アリ、高築地ヲ築キ其內ニ大堀ヲ搆、流水ラセキ入ケリ、東南ハ泥土ノ廣堀ニテ險岨滑カナリ、城中ニ館沼ト名ケ、方二十五町ノ池アリ、鬼怒川ヨリ溝堀ヲ附テ船ヲ乘込、其入口ニ夥シク水門ヲ拵ラヘ、通船ヲ改ム、城郭守護ノ爲、靈神ヲ建立ス、艮ハ大寶八幡宮ヲ勸請シ奉、乾ニ當愛宕ノ社、坤ニハ今泉ノ不動尊、巽ハ樋橋ノ荒神、其外要害守護ノ爲東西南北ニ靈神ヲ祭リ、高櫓ノ上ニハ鐘ヲ掛テ、隣國ノ諸士ニ急ヲ告ル、此時ニ臨ンデ、晝夜ヲ不レ限、下妻ノ幕下ノ輩馬ヲ發スルコト、櫛ノ齒ヲ引ガ如シト云ヘリ、

多賀谷修理大夫重經ハ鷄鷹遊獵ヲ好、自莊園ニ出テ民屋ヲ煩ハシメ、或ハ眉目淸美ナル女ノ童ヲ猥ニ奪、郭中ニカシ附、晝夜婬樂ニ溺レテ、九夏三伏ノ暑日樓船ヲ館沼ニウカベ、酒色ヲ友トシ、光陰ノ暮ンコトヲ惜ムトナリ、

重經流石ノ勇將タリト云ドモ、人慾ノ私ニ奪ハレ、其身奢自然ト重過シテ、政道日ヲ經テ衰ヘ、遊宴甚盛ナリ、多賀谷淡路守是ハ谷田部ノ城主重經ノ伯父ナリ、下妻ノ亡ンコトヲ愁

テ、折ニ諫ヲ加ルトイヘドモ、良藥ハ口ニ苦ク、治國ノ忠言ハ却テ妄將ノ耳ニ逆、重經露斗モ是ヲ聞入給ハズ、不興ニシテ谷田部ノ城ヘ歸リケル、重經ハ勇ヲ宗トシ賢ヲ嫌ヒ、佞ヲ愛シテ萬端ニ附テ我意ヲ振ヒ、酒宴遊興ヲ事トシ、近隣遠境ノ民百姓、遊宴ノ爲妻子ヲ奪レ、親子兄弟恩愛ノ別ヲ愁ヒ、悲者勝テ計ニ暇ナシ、下妻ノ滅亡モ瞬目ノ間ニアリト、世人跟ヲ翻シケリ、子曰不義而富且貴於レ我如ニ浮雲一トカヤ、

此年ノ春、多賀谷ノ諸士渡部、正根寺、廣瀨、風間等、黑子ノ原ニテ遊獵ヲナス、下舘ノ城主水野谷ノ家臣増田備後、中村民部ト云者ト、不動坂ニテ及ニ爭論一、已ニ兵刄ヲ交ユ、カヽル折節多寶院ノ南山和尙出合玉ヒ、双方ヲ宥メ和平ヲナサシムト云リ、

文祿元年ノ春、常州牛久ノ城主尾上治部、同國岩崎ノ城主只越尾張守、同國板橋ノ城主月岡玄蕃、同國小張ノ城主次郎入道全久、是ハ皆小田天菴ノ旗下ナリ、是等ハ皆多賀谷ノ爲ニ在城ヲ攻落サレ、其恨骨髓ニ徹シ、近邊ノ好ヲ慕ヒ、忍居セラレケルガ、潜ニ評議シテ兵ヲ起シ、俄ニ谷田部ノ城ヲ責ル、谷田部ハ淡路守經伯住居ス、然ル所ニ小田ノ旗下ヨリ近隣ノ郷士ヲ整ヘ、二百餘騎ニテ不意ニ谷田部ヲセムル、依レ之經伯下妻ヘ急ヲ告ル、是ハ谷田部ト下妻ノ間ヘ一里宛置テ鐘ヲ掛テ是ヲ鳴シケリ、一時ニ下妻ヘ告ケリ、多賀谷修理大夫重經ハ相圖ノ早鐘ヲ聞コシ召、ハヤ谷田部ニ一亂アリト思惟シテ、下妻ノ諸士ニ急ヲ告ルユヘ、召ニ隨ヒ馳集ル、爰ニ谷田部ノ城主經伯ノ子息ニ多賀谷彦六郎經明、生年廿一歲、血氣ノ勇士、父ノ難儀ヲ救ハント、只一騎多賀谷ノ秘藏ノ大黑ト云名馬ニ乘、一陣ニ馬ヲ發ス、多賀谷ノ舊臣渡部藤內、廣瀨鄉右衞門、日頃淡路守ノ報恩ヲ默止ガタクシテ、多賀谷彦六郎ト一所ニ馬ヲ發シ、谷田部ノ城ニテ討死トキコヘシ、實ニヤ元曆ノ昔佐藤次信ガ八者一言報恩之義ニ依テ百年ノ命ヲ絕スト、八島ノ磯ニ身ヲ果シ、名ヲ後代ニ殘シケル例ヲ爰ニ引浪ノ渡部廣瀨ガ最期ノ有樣、後ニ思ヒシラレケル、

下妻寄騎黨士寫レ之

多賀谷隱岐守、同孫十郎、同與四郎、同備後、同南宿坊ノ律師、同休應、同圖書、廣瀨掃部助、同鄉右衞門、平石治部、同左馬介、同彦七郎、鳩谷勘解由、同縫殿介、正田宮內、中島淸間、同淡路、平塚五郎右衞門、同文七、鶴見若狹、同平右衞門、大塚藏人、築兵部、糟谷五平次、同宮內、甲邊但馬、同內記、隈邊若狹、同圖書、片岡紀伊、長澤平右衞門、井澤兵庫、田宮源內、荒卷筑

後、村上甚十郎、同監物、堤內記、菊池隼人、同四郎右衛門、飯田備前、森對馬、山崎丹後、田戸部彥十郎、野村兵庫、唐崎庄右衛門、海老澤外記、同助五郎、山木勘助、國府田四郎次郎、袋畑彈正、荒井丹後、井口小三郎、十倉左京、人見右京、横倉彈正、永田主稅、早乙女大學、同主水、高德助兵衛、同民部、江口但馬、小野星彌七、相田圖書、細谷大膳、香丸福右衛門、新關八兵衛、三戶部大學、沼尻伊豆、粟橋藤兵衛、同一內、猪瀨隼人、同太郎右衛門、同大學、舘與四郎、瀧川上總、小田部彌三郎、濱名和周防、淺野新次郎、五明若狹、中井川出雲、野口豐前、同但馬、猪野彌太夫、簗瀨新五右衛門、石島三右衛門、喜田岡彌市兵衛、白石市兵衛、青木民部、同但馬、秋森助五郎、同大隅、櫻井伊豫、青柳備前、增田大學、玉名和源藏、野尻三河、原田彌八、和田四郎右衛門、本川彥左衛門、山田彈正、草間治部、川田出雲、若代彥六、行田宮內、風間隼人、下栗常閑寺、田崎治部右衛門、市村豐前、內藤右馬介、倉持兵庫、同宗內、小榑彌正、羽生式部、伊奈甚內、同豐前、田村大膳、赤塚淨阿彌、川澄囚獄、宇佐美五平次、桐ケ瀨彈正、同因德寺、吉原木工助、仁平主稅、鈴木平右衛門、厚木加茂右衛門、野手若狹、塚原藤八、關田九平次、正根寺源八、同掃部介、古澤太郎右衛門、同佐渡、坂入刑部、同彌八、渡部常助、同外記、杉山大炊、同金久、稻葉掃部助、飯島京右衛門、赤羽日向、磯民部、望月宮內、平井手平三郎、久保谷能登、山口專助、佐藤久八、同越後、中山主稅、森隼人、中島藏之助、大久保兵庫、染谷晉兵衛、堀川內記、同軒林、齋藤太郎右衛門、近藤平八、石伊賀、塙大學、肘谷五郎、袋彈正、保科伊豆、篠崎大膳、泉右京、星野民部、永須采女、原外記、此外多賀谷ノ旗下筆紙ニ盡シガタシ、

多賀谷彥六經明討死幷矢田部落城經伯最期之事

文祿元年三月十一日ノ早旦ニ下妻勢ハ谷田部ノ城ヘ發向トキコヘケル、カヽル處ニ多賀谷ノ彥六經明ハ父淡路守ノ難儀ヲ救ン爲、早馬ニテハセツキ、既ニ谷田部ノ城ニ至リ、渡部、廣瀨ノ兩勇ヲ前後ニ立テ、大敵ヲ掛破リ城內ヘ入ントト欲シ、火花ヲ散シ戰ヒケル、父ノ經伯櫓ヨリ是ヲ見附、流石ノ武士ナレドモ、親子恩愛ノ執着ニ溺レ、吾子ノ危キヲ救ントテ、備ノ亂ルヽヲ不レ顧軍門ヲ開キ、隨兵二十餘騎ヲ双ベ立テ討ケレバ、サシモニイサム寄手ノ勢アタリニ近附者モナ

シ、然リトイヘドモ敵ノ取圍テ放ツ矢ニ、彥六馬ノ太腹ヲ射サセ、不レ叶シテ歩立ニ成テ戰ケルガ、數ケ處ノ疵ヲ蒙リケル、廣瀨鄕右衛門ハ敵方ノ大將只越尾張守ガ弟只越主膳ト差違テ死シタリケル、渡部藤內ハ矢責ニ逢テ切腹ス、兼テノ言報恩ノ義ニ因テ百年ノ命ヲ絕スト覺悟シタリシ最期ノ體、勇々シカリケル有樣ナリ、多賀谷淡路守四十ニ餘ル老武者、（私曰、三十ナ壯ト云、六十ナ老ト云、サレバ四十ノ老武者ニ非ジ七十カ、）大軍ヲ追ナビカシ悉ク氣ヲモミテ勢力盡ハテ、遁レガタクヤ思ヒケン、一簇シゲル竹園ニカケ入テ曰、夫侍ハ死スベキ處ヲ退テ死セザレバ必死ニマサル恥アリト、親子諸トモ腹カキ切テ死タリシハ本意ナカリケル次第ナリ、仁者ハ必有レ勇、勇者必不レ有レ仁ト文宣王モ傳タリ、經伯最期ニ角ナン、（一本ニ云討モノモ討ル、モノモ土器ノ碎ケテ後ハモトノ土クレトアリ、）

討ツ事モ討タル、事モ土器ノ
　碎テ見レバ元ノ土哉

死生ハ有無中道ニ住シ、四體白刄ニ破テ空ニ歸スル、經伯親子腹切ケレバ敵軍城ヲ乘取ケリ、

カヽリケル處ヘ、下妻ノ大軍龍ノ雲ヲ起スガ如ク馳著、此有樣ヲ見ルヨリモ大ニ驚キ、重經諸士ニ向テ曰、淡路守ハ不覺ノ大將ナリ、恩愛ノ輕ニ儉約ノ重キヲ忘、相圖ヲ違ヘ、此城ヲ敵ニ乘取ル、コト先非ヲ悔ルニ其益ナシト愁サセ給ヒケリ、青木、坂入、渡部、風間、石塚等ノ家臣、セメテ我々半日早此城ニ馳ツキナバ、淡路守御親子ノ命ニ替ラン者ト悲歎ノ涙ヲ流シケリ、去程ニ下妻勢、面ノ井ト三ツ堀兩村ノ平原ニ野陣ヲ張リ、時々兵ノ氣ヲ資ケ互ニ對陣シテ戰ヒケル、下妻ノ大軍荒手ヲ入替、晝夜十日ニ及攻戰ト云ドモ、雌雄ヲ未決セズ、重經諸士ニ命シテ曰、僅ノ舘一ツ下妻ノ大軍數日ニ及攻落シ得ザルコソ遺恨ナリトテ、則勢ヲ三軍ニ分テ陣ヲゾ堅ケル、先陣百五十騎、多賀谷信濃守政賴、（重經ノ弟ナリ、）糟谷、平井手等ナリ、後陣ハ百九十騎、多賀谷彥四郞泰經（重經ノ弟ナリ、後安房守ト云、）十五歲、幼稚ノ大將ナリ、此手ニハ白井、石濱、青木、吉原、和田、長澤、正根寺、風間等ヲ添テ差向ラル、重經ハ諸將ノ命ヲ司テ、下妻ノ在士二百餘騎ニテ、南北ノ氣ヲ鎭、本陣ニコソ支タリ、谷田部ノ城ニハ俄ニ敵軍入込テ籠ケレバ、兵糧ノ資モナケレバ次第次第ニ兵減シ、日ヲ經テ軍卒惰ケレバ、文祿元年壬辰四月五日、念ナク此城夜中ニ落テ退散ス、依レ之下妻勢谷田部ノ城ヲ乘取、

則平石伊賀、同名隼人、渡部越前、同名周防、平井手、一本ニハ平出トアリ、山口等ヲ指置守レ之、此度ノ掛合ニ討取所ノ首三百餘級、馬ニ荷テ下妻ニ歸陣シ、重經諸士ニ軍賞ヲ宛行、北大寶ニ頭塚ヲ築テ、敵ノ首ヲゾ埋メケル、

重經攻二落手久足高城一事

同年夏六月下旬ニ至、多賀谷重經、足高、小張ノ兩館ヲ攻落ントテ、谷田部ノ城主ニ居置タル平出、川田、渡部等ニ命テ不意ニ足高ヘ押寄ケル、下妻勢三ノ丸ニ亂入、喚叫ンデ攻戰、城モ甚危カリケレバ、足高ノ城主尾上中務其黨ニ急ヲ告ル、依レ之牛久ノ城主尾上治部大夫、若柴ノ城主若柴集人、小金ノ城主豐島三河守、深川ノ城主高木治部少輔、足高ノ城ヲ救ハントテ、方方ヨリ加勢ノ兵馳寄ル、下妻勢是ニ掛立ラレテ勝利ヲ得ズ、一兩日延引ニ及ビケリ、カヽリシカバ重經諸士ニ命シテ謀計ヲナシテ、潛カニ城ノ西南ニ泥土ノ險道ヲ經テ、青巖滑ナル切岸ニ立テ劔ヲ以テ巖壁ヲ鑿テ鎗ヲ杖ニツキテ、青苔滑ナル巖ニ登リ、本城ヘ亂入ラント仕タリケル、城中ヨリ尾上中務大木ヲ落シカケ、或ハ鐵炮ヲ打カケ防キ戰ヒケレバ、多賀谷勢暫ク時刻ヲ移シ、此戰ニ利アラズシテ引退ク、其翌旦ニ曲輪ヲ出テ切破リ、下妻勢責入ケレバ、城内悉騷動シ、備ヲ亂村立テ迷動ス、此費ニ乘取火矢ヲ射カケ、燒草ヲ以テ櫓ヲ燒落シケレバ、與類ノ輩敗北シテ終ニ落城シタリケル、下妻勢勝凱ヲ作テ足高ノ城ヲ乘取、平石伊賀、青木民部ヲ城主ニ居ヲキ、夫ヨリ重經ハ下妻ヘゾ歸ラレケリ、

文祿二年ノ春、又多賀谷修理大夫重經大軍ヲ起シ、下常州ヲ攻ト欲シテ發向アル、板橋ノ城主月岡玄蕃、多賀谷ノ武威ニ怖レ降人ニ出ケレバ、則重經、月岡玄蕃ニ命シテ豐田糟内ノ城主ニ居ヲキケル、其後青木、風間、平石、渡部等ニ命シテ岩崎ノ城ヲ攻ント議セラレケル、諸士一同ニ尤トテ勢ニカヽツテ攻ヨスル、岩崎ノ城主只越民部、下妻ノ大軍ヲ引受テ晝夜ヲ三日ニ及ビ防戰ト云トモ、勢力ツキハテ退散ス、此戰ニ只越民部ガ舍弟只越又次郎、城ニ居殘リ多賀谷勢ト思程戰ヒ討死シケレバ、風間治部大輔、平名宮内モ討死ストキコヘケリ、多賀谷勢二陣ニ備ヘ、一手ハ兵士谷田部ノ西ヲ經テ巽ニ向、針崎ニ屯ヲ張、一手ハ牛久沼ノ泥水ヲ渡シテ、牛久ノ城ヲ責トコソハシタリケル、サレドモ要害險岨ニシテ落スコトヲ得ズ、下妻勢向陣

ヲ張リ、遠責ニ日ヲゾ暮シケリ、深川、小金、若柴、其餘ノ小城ハ安危此城ノ運ニアリト、近郡ノ加勢身命ヲ惜マズ防戰ヒケレバ、輙ク落ベキトハ見ヘザリケリ、

去程ニ多賀谷重經ハ倩思慮ヲ廻シ、此城ヲ夜討ニシテ攻落サント、手ノ者廿騎餘隨ヘ、苔巖滑ナル苔ノ細道ヲ足ヲ爪立攀登、一段高キ所ニ至リ暫息ヲツキテ城内ヲ見下セバ、夜廻リノ者拍子木ヲ打テ通リ、所々ニ篝火ヲ燒テ用心嚴シキ有樣ナリ、重經案ニ相違シテ暫シ躊ラフ處ニ、夜廻是ヲ見附、陣處ニ是ヲ告ケレバ、寸破夜軍ヨ餘スナト、敵塀ヲ隔テ横切ル雨ノ如射ケル矢ニ、重經甚ダ危カリケル、此時ニ臨ンデ心中ニ大寶八幡宮ヲ祈念シ、太刀ヲ胸ニ押當、金剛堅固ノ身ト成テ、雨ヤ雹ト降クル矢ヲ受ルトイヘドモ、少シモ疵ヲ蒙ラズ、神力ノ程コソ有難ケレ、此時宗徒ノ勇士ト頼ケル、相原山、常閑寺、幷ニ青木三郎兵衛主シラヌ矢ニ中テ死ダリケル、カヽル處ヘ身方ノ大勢大手ヨリ夥ク攻カケタリ、城中是ニ動轉シ、前後ノ敵ヲ防キ兼、馳集リシ加勢ノ族徒散々ニ迯失ケリ、牛久ノ城主尾上治部、切腹ノ體ニ見セテ牛久ノ沼ヲ船ニテ渡シ、常府ヲサシテ退散ス、重經牛久ノ城ヲ乘取、舍弟多賀谷信濃守ヲ城主ニコソハ居置ケリ、重經ハ牛久ヨリ歸陣アリ、願望成就ノ祝トシテ大寶八幡宮ヘ參籠シ、鳥井ヲ建テ奉幣ヲ捧ク、先年多賀谷彥四郎氏家奉納ノ太刀ヲ申ヲロシ、重經帶シケルガ、此度牛久攻ノ願望ニ依テ八幡宮ヘ奉納ス、此太刀ハ信房ノ作ナリ、牛久ノ合戰ニツケ留シ矢尻ノ跡十餘ヶ所有レ之、今ニ傳ヘテ神前ニ納シ青雲ト名付ルハ此名釼ノコトナリシ、

多賀勢攻二府中一並藥師堂燒亡之事

爰ニ常州府中ノ城主行方修理ハ牛久ノ尾上治部トハ親族ノコトナレバ、二ノ丸ニ尾形ヲ建、尾上治部ヲ居ヲキ、ヨキニ勞ハリ玉ヒケル、多賀谷修理大夫重經此由ヲキクヨリモ、常州ノ城未ダ不如意ナルニ臨ンデ是ヲ責落サシト、文祿年中三月初旬ニ下妻ノ大軍常府ヲサシテ發向アリ、高濱ノ臺ニ向陣ヲ張、數日攻戰フト云トモ、小田方ノ族徒馳集リ、是ヲヨク防キケレバ、多賀谷勢荒手ヲ入替入替晝夜責ルトイヘドモ、雌雄ハイマダ決セザリケル、然ル折節南風強ク吹テ枯木モ倒ル、計也、白井全洞手ノ者五十餘騎ヲ隨ヘ南

ヘ廻リ、夜中ニ火矢ヲ射カケ、或ハ在家ニ火ヲ放チケレバ、風ノマニマニ燃上リ、猛火盛ニシテ餘烟天ヲゾ掠メケル、城中是ニ速動シケレバ、其費ニ乘取リ歪洞城ニ責入ケル、城中ノ迯ヲ失テ迯去ケリ、軍將行方修理、尾上治部ヲ伴ヒ藥師堂ニ迯入ケリ、白井歪洞追駈テ本堂ヘ責入ラントセシ處ニ、半鐵ノ黑衣ニ忍辱ノ袈裟ヲカケ、一丈餘ノ棒ヲツキ、敵軍ニ向テ曰、我藥師ノ行者ヲ空スルコトナカレト、大勢ニ破テ入、竪横十文字ニ打テ廻レバ、歪洞ノ猛卒此法師一人ニ打立ラレ、攻入ベキ樣非シテ、暫山門ニ控ヘケリ、此法師ノ行キ方ヲミレバ藥師ノ本堂ノ內ヘ入ニケリ、下妻勢夥シクカヽレバ是ヲ追散シ、二三度四五度ニ及、猛卒ヲ退ケリ、如何樣此堂ノ內ニ敵カクレ居タルニ極レリ、只燒拂ハンニハシカズト各々罵リケレバ、歪洞ノ手ノ者ニ青柳越後ト云者、鎗ノ柄ニ松明ヲ結附、藥師堂ニ火ヲ放チケレバ、忽チ本堂廻廊山門迄一時ノ烟ト燒拂フ、猛惡ノ程コソ恐シケレ、多賀谷ノ軍卒烟亂ノ紛ニ本堂ニ亂入、繪贊佛像或寶物御宸筆ノ勅額迄己ガ樣々亂取ケルコソ怖シケレ、行方修理、尾上治部ハ行方シラズ落失ケリ、多賀谷勢ハ烟亂ノ刻、尾上行方ハ燒死シタリト思惟シテ、下妻ヘ歸リケリ、扨モ白井入道常府ノ城ヲ夜討シテ、責落タルコト專一ノ高名也ト申セドモ、藥師ノ本堂ヲ燒シコト、行末如何有ベキト、世ノ人眉ヲ顰メケリ、抑此藥師ト申ハ、人王六十二代ノ帝村上天皇ノ御宇ニ、日本一州國分寺ヲ建立シ、藥師ノ像ヲ安置ス、斯程ニ尊キ靈場ヲ一片ノ烟トナシタル惡逆ハ、往昔人皇八十代高倉院ノ治天ニ、平相國淸盛公三位中將重衡ニ命ジテ南都ヲ攻ル刻、時ノ軍將燒松ニ火ヲ附ヨト云ケルヲ聞誤リ、興福寺ノ門前ニ火ヲ掛ケル、魔風吹來テ大佛殿迄燒亡ス、是ハ攝津國ノ住人次郞太夫友仲ト云者ノ仕業ニテ、敢テ重衡ノ心コリ起玉ハズトイヘドモ、末ノ露元ノ雫トキク時ハ、木ノ實ハ元ヘ返ルノ道理、終ニ重衡卿南都ニテ法師ノ爲ニ命ヲ絕ストカヤ、カヽル例ヲ聞トキハ多賀谷ノ繁榮モ久ニ非ラジト、世人是ヲ嘲哢ス、

或人曰、甲府ノ城ニ行方民部ト云者、常府ノ親族タリ、常府落城ノ後、信濃ヘ退去シ、松本ノ鄕ニ住居ス、老年ノ後、小田滅亡トキク、紀州高野山ニ登リ、小田一家ノ菩提ヲ吊フト云リ、

行方刑部最期之事

小田ノ老臣行方刑部少輔久明ハ天菴記ニハ貞久トアリ、鹿島郡行方ノ城主ニテ、其志賢才ニシテ言ニ笑ヲ含、諸士ヲ點頭シ、下常州ヲ隨ヘ、此十餘年ノ間、佐竹ノ大軍ヲ退キ、天菴殿小田ノ城ヲ保ケルコトモ、行方刑部ガ計略ニ因處也ト、世人是ヲ評シキ、サレドモ生者必滅ノ理、會別離苦ノ遁レガタクシテ、今年ノ春ヨリ病ノ床ニ伏シテ、身命危クキコヘケレバ、小田殿忠臣ノ別ヲ愁ヒ玉ヒテ、其頃長崎ヨリ名醫渡リテ常陸ニ居住ス、是ヲ小田ノ城ヘ召サレ、行方醫療ノ爲トテ天菴殿書翰ヲ認メ、小田久米次郎治親ヲ以テ行方ノ城ヘゾ道サレケル、其文ニ云、

貴方不快之事可レ及ニ大事一旨有ニ其聞一、幸從ニ長崎一名醫渡國國子徘徊依レ之爲ニ療養一遣者也令レ得ニ本復一也

ト仰遣サレタリケル、小田久米次郎天菴ノ甥ナリ、行方ノ城ニ至リ、件ノ趣ヲゾ宣タリケル、行方刑部重キ枕ヲ漸資ケ起サレ、對面シテ曰、醫療ノ事畏而令ニ承知一候、何ゾ我天心ノ計ヲ以定業ノ病既ニ來レリ、唐醫又扁鵲ニ勝タリトモ、人倫ノ死苦ヲ救ヒ療センヤ、願クハ君弘ク聖賢ノ道ニ不レ違、一國ノ民ニ德ヲ施シ、諸士ノ志ヲ不レ奪、小田ノ家ヲ治ルコトヲ得セシメ玉ヘ、愚臣老衰シテ死期甚急ナリトテ、禮ヲ厚シテ小田ノ使者ヲ歸シケリ、文祿四年八月四日、行方刑部少輔久明行年八十五才ニテ終ニ空シクナリ玉ヘバ、葬禮ノ儀式ヲ調ヘテ野外一片ノ烟トゾナシニケリ、法名久明了傳眞菴居士、小田記ニハ土浦ノ城ニテ病死トアリ、但小田方ノコトハ小田記ニ委シ、下妻方ノコトハ此記ニクハシケレバ、下妻ハ此記ヲ用ユ、小田ノコトハ小田記ヲ用ヒテ是ナラン、小田殿忠臣ノ別ヲ御悲歎アツテ、則於ニ長久寺一御追善アリケルトカヤ、傳キク唐ノ太宗ハ魏徵ト云臣下歿テ悲ノ餘リ曰、昔殷武丁夢中得ニ良弼一、今朕醒後失ニ賢臣一ト云、碑ノ文ヲ書テ廟ニ立シハ尤也、周武王ノ語ニ曰、舜ニ忠臣五人有テ天下治ル、吾ニ亂臣十人有テ國亂ル、ト愁王ヘケルトカヤ、實ナル哉老臣行方刑部死去ノ後幾程モナク、三歲ヲ經ズシテ小田殿滅亡シケルコソ本意ナケレ、

長谷川靭負鎗之仕合之事

文祿二年ノ春ノ頃、長谷川靭負ト云者駿州今川義元ニ仕シ者ト云、下妻ヘ來テ兵術ヲ敎ルコトアリ、重經長谷川ヲ召寄セラレ、管鎗ノ利方ヲ問、靭負答テ曰、鎗ハ短ガ利有ト申

ケレバ、重經ニ一間柄ノ鎗ヲ好マレケルユヘ、彼者ノ申所奇怪ニ思召レ、則白井全洞ニ仰附ラレ、多賀谷ノ手ノ者十人ニ二間柄ノ鎗ヲ持セ、長谷川ガ手ノ者十人ニハ一間柄ノ管鎗ニテ、十八ヅヽ双方ヘ別テ互ニ手詰ヲナサシム、然ルニ長谷川ガ門弟、多賀谷ノ猛士ニ突立ラレテ跡ヲモ見ズシテ逃去ケリ、依レ之長谷川負ニ成テ下妻ヲ退キケリ、其後守谷ノ城主相馬小次郎胤信ニ仕テ、何トゾ下妻ヘ怨ヲ結バント計リケルコソ尤ナリ、小人有レ勇無レ義則爲レ盗、君子有レ勇無レ義則爲レ亂ト云リ、重經血氣ノ勇士ニテ國ヲ治ルヲ不レ得、總常ノ兩國一日モ不レ靜トコソ申シキ、

下妻勢攻二筒戸城一事

文祿三年四月中旬、多賀谷重經ハ總州筒戸ノ城ヲ攻ント、白井入道全洞ヲ大將トシテ、百五拾騎差向タリ、筒戸ノ城主相馬小次郎胤長、守谷ノ城主相馬小三郎胤信ハ下妻勢水海道ヲ經テ責來ル由其聞ヘ有ケレバ、筒戸ノ城ニ早鐘ヲ鳴シ急ヲ告ル、去程ニ守谷ヨリ加勢トシテ、横田民部ヲ大將トシテ百五十騎、思モヨラヌ横合ヨリ急ニ攻入ケレバ、下妻勢迷動シテ、板樋迄散々ニ逃タリケリ、其後白井全洞ハ板樋ノ木崎ニ野陣ヲ張、度々用意ヲシテ時日ヲ窺居タリケル、其翌日守谷ノ家臣横田民部、雨ノ夜イト闇カリケルヲ幸ニ夜討ニセント究意ノ射手ヲ揃ヘ、十餘人長谷川藤藏ヲ副テ黄昏時分板樋ノ南ヨリ竊ニ廻リ、一簇シゲル小松原ニカクレテ相圖ヲ待テ控ヘタリ、横田民部五十騎ヲ引率シテ鐘大鼓ヲ鳴シ攻カケタリ、此時南ヘ廻リケル長谷川ノ黨、寸破ヤ爰ゾト云マヽニ、陣小屋ノ上ヨリ込矢ヲ横切雨ノ如ク射カケラレ、下妻勢途ヲ失テ下妻ヘコソ引退、白井全洞モ面目ヲ失ヒ、病氣ト號シ舘ニ引籠、出仕ヲ止テ居タリケリ、是ハ全洞モ板樋ノ夜討ニ込矢ヲ射カケラレ、十四ヶ所疵ヲ蒙リケルトナリ、是ハ去春長谷川報負ニ恥ヲアタヘテ追出シケル返報ナリトゾ、

菅谷左衛門尉事

麒麟ハ角ニ肉有テ猛心ヲ現サズト、軍書ニ傳ヘテ炳然トカヤ、爰ニ佐竹義宣公ハ暫兵及ヲ止メテ籌ヲ帷幄ノ中ニ廻シ、小田ヲ亡スベキ方便ヲコソハナサレケル、則小田家臣菅谷左衛門尉ニ報書ヲ認贈ケル、其文ニ曰、不日揚二義兵一小田滅亡於レ在レ之者、天苍之領地一圓可二宛行一者也、菅谷左衛門尉殿、義宣判トゾ書レケル、菅谷サシモノ智勇ノ侍ナレドモ、天理ノ公終ニ人欲ノ私ニヒカレ、小田ノ運命傾キテ落城遠カラザ

ルコトヲ勘ハ、時ノ謀略ニ心迷テ小田殿ヲ亡サントト志ヲ通ジケルコソウタテケレ、扨モ此菅谷ハ小田天菴氏治ノ祖父小田左京大夫正治、菅谷ノ原ヘ鷹野ニ出玉ヒケル刻、廻國ノ聖笈ヲ荷テ通ケル折節、硯ノ入コトアリケレバ、正治此硯ヲ借玉ヒケルニ、硯ニ水ナシ、聖野邊ノ桔梗ノ花ヲ採テ硯ニ滴テ墨ヲ磨テ奉ル、小田殿其才覺ヲ感ジ玉ヒ、小田ヘ伴、則菅谷ノ原ニテ對面シケレバトテ、正治ノ正ノ字ヲ下サレ、菅谷喜八郎正俊ト號シ、手ノ郷三百貫給ケル、今菅谷左衞門迄三代相傳ナリ、然ルニ正光小田ノ舊恩ヲ捨テ、佐竹ニ與シ、天菴公ヲ亡サント謀ケルコソ本意ナケレ、小田記ト少違アリ、

信田菅谷月見會幷重成最期之事

文祿三年八月十五日、菅谷左衞門正光ハ土浦ノ城主信太殿ヲ手野郷ニ招キ請シ、月見ノ御遊ヲ催シケル、信太殿正光ガ隱謀ヲ夢ニモシロシ召レズ來臨アリ、清明ノ月ニ心ヲユダネ玉ヒ、實ニ白樂天ガ三五夜中新月色、二千里外故人心ト詠ゼシモサルコトゾカシ、其頃小田ノ申子トテ氣色艶キ女ノ童アリ、菅谷是ヲ召シテ清ラニ肥脂ツキタルヲ片肌ヌイテ舞ヲ舞、唄カナデケル有樣ハ、平相國淸盛ノ愛シ玉ヘル妓王、妓女、佛御前ト申トモ是ニハ如何デマサルベキ、誠ニ傾城ハ城ヲ傾クト後ニゾ思シラレケル、信太殿モ是ニ心迷テ、長夜遊宴醉狂ニゾ及ケル、座久而不ㇾ歸近ㇾ危トカヤ、然ト云トイヘドモ大剛ノ兵ナレバ、隱勢モ討コトヲ不ㇾ得、菅谷モ怖畏シテ數刻ヲ移シケルガ、運ノ極ノ哀サハ、信太殿隱所ヘ行玉ヒケルヲ、跡ヨリ菅谷付ネラヒ、隱所ヨリ何心ナク出玉フ處ヲ飛掛テ、何ナク討取ケル、信太殿最期ニ眼ヲ怒ラシ、菅谷ヲニラミ付玉フトカヤ、恐ロシカリケル次第ナリ、夫ヨリ菅谷左衞門ハ土浦ノ城ニ入替ル、或人曰、信太和泉守重成ノ子息、此時十五歳ニナリケルガ、相馬小次郎氏正ト名乘テ、後家康公ヘ降人ニ出ケル、今相馬彈正ノ祖也ト云、カクテ小田ノ天菴氏治ハ忠臣ヲ失ヒ、佞臣敵ニ心ヲ通シ、其年ノ秋ヨリ佐竹勢小田ヲ攻ルト云トモ落シ不ㇾ得ソテ、十二月下旬ニ至リ、佐竹勢モ退陣ス、其翌年文祿四年正月下旬、菅谷左衞門正光ガ計ラヒニテ、小田殿土浦ノ城ニ移玉ヒケルコソ、小田ノ晩運傾キシ前表ナリ、大姦者似ㇾ忠、大僞者似ㇾ信、菅谷左衞門表ハ小田ノ忠臣、裏ハ佐竹ニ心ヲ通、忠臣ノ信太ヲ謀叛人ト稱シ殺害シ、片野三樂、梶原政景、眞壁北條ヲ退ケシ、カヽル例ヲ傳

キクニ、昔北條時政義時等、既ニ天下ヲ平呑スヘキ心有テ、己サマタゲトナルベキ和田畠山等ヲ誅シ、實朝ト謀テ頼家ヲ害シ、頼家ノ子善哉ヲ僧トナシ、公曉ト號シ、鶴ガ岡ニ居シメ、人ヲシテ公曉ヲス、メテ實朝ヲ討シメ、其敵ナリトテ公曉ヲモ誅セシカバ、頼朝ノ血脈忽斷絶シテ、天下自ラ北條ノ掌握トナレリ、今ノ菅谷モ小田殿滅亡ノ後ニ小田領地ヲ平呑セントノ内心ニ含シモノ也、此年二月初旬ヨリ佐竹二千餘騎ニテ發向シ、城ヲ七重ニ取圍ミ、短兵急ニ取ヒシガント、弩ノ備前ヲ揃ヘテ天地モ崩計ニ是ヲ放ツ、佐竹義宣公御出馬アツテ、兵ヲ進メ時ノ軍將久留間丹波守太田十郎東西ヨリ火ヲ掛ル、南北ニ別レ夥攻タリケル、爰ニ小田ノ老臣行方刑部カ子息主馬五郎久重、（小田記ニハ、海上主馬五郎武經、桓武帝ノ後胤平忠經カ末孫トアリ、行方刑部カ弟猶子ナルト討死ストアリ、）土浦ノ城ノ大手ヲ堅メケルガ、此軍急ニシテ落城ト見ヘケレバ、自切テ出、佐竹方ノ軍奉行久留間備前守ト引組差違テ二人トモニ死ダリケル、生年廿一歳、比類ナカリシ働ト譽ヌ者コソナカリケル、終ニ文祿四年二月廿五日ノ夜、小田一家悉滅亡セリ、菅谷左衛門尉正光ハ、小田家亡シ後ハ佐竹義宣ノ手ニ屬シ、土浦ノ城ニ住ト云ドモ、義宣公其賞ヲ宛行玉ハズ、案スルニ是ハ菅谷ガ智謀軍術タクマシケレバ、却テ獅子身中ノ虫トナリテ佐竹ニ害ヲナスベシト恐レ玉ヒシナルベシ、昔漢高祖大忠アリシ韓信ヲ亡シ、我朝ノ右大將頼朝ハ梶原ガ讒ヲ用テ義經ニ忠賞ヲ宛行ハズ、却テ義經ヲ討亡シ玉ヘハ其例ナキニ非ズ、依レ之菅谷ハ佐竹ヲ背キテ家康公ヘ降人ニ出、手子生村ニテ五千石ヲ拜領ス、然トイヘドモ信太ガ怨靈止コトヲ得ズ、菅谷家ニ祟リケルハ、手子村ニ八幡宮ト崇奉リ、靈社ト名ヅケ毎年八月十五日祭禮懈怠ナカリケル、（或記ニ曰、小田ノ舊臣今田角大夫ト云者、大坂秀吉公ニ奉仕ス、此好ナシタヒ大坂ニ上リ、秀吉公ヘ降人ニ出、其後氏治老年ノ後、越後ヘ退キ病死ス、嫡男喜太郎守治ハ大坂落城ノ節討死ト云々、〇又小田天菴記ニハ天菴殿天正二年、土浦ノ城ニテ生害、守治ハ生死シレズトアリ、土浦落城ノ年代相違ナリ、シカシ土浦落城ノ節、天菴殿切腹ト僞リ守治ト一所ニ落失タルニヤ、昔モ小松ノ三位維盛ハ那智ノ海ヘ入水ト僞リ、清經ノ中將ハ柳ガ浦ヘ身ヲ投シト僞リ、小舟ニ乘テ四國ノ方ヘ遯テ、後其子孫義兵ヲアゲシト云フ、拾遺物語等ニ見ヘタリ、是ラノ謀計ニテモアリケルニヤ、）

白井全洞滅亡之沙汰事

文祿四年三月三日、桃花ノ節會ナレバトテ、鯨ノ城主白井全洞ガ舘ニハ近邊ノ鄕士ヲ集、酒宴ヲコソハ催シケリ、カヽル處ヘ多賀谷ヨリノ御使トシテ、野口平內高德助五郎兩使來テ全洞ニ對面シテ申ス樣、貴方

板樋退陣ノ後出仕ヲ止メ、長々在城ノ儀上ニモ奇恠ニ思召レ候、今日ヲ期セズ早速參着スベキノ旨、仰ニ依テ兩使マカリ越候ト相演ケリ、全洞畏入答テ曰、某不快之事不レ在、奉レ詐レ上全持病再發ニ依テ療養ノ爲在城仕候、愚臣病衰シテ久君ノ尊顏ヲ拜シ奉ラザルノ恐レ、宜ク御兩使ヲ賴入候旨返答申テ、則使者ヲ歸サレケルガ、全洞愚案ヲ廻ラシ、如何樣ニモ此者共下妻ヘ歸リ我息才ナル躰ヲ眞直ニ申上タランニハ、白井ノ家滅亡近キニ有、追馳テ討取ント、在士ノ手ノ者五十餘騎ヲ引連、跡ヲ慕フテ急ガレケル、然ルニ下妻ノ兩使鯨村ヘ參ラレケル刻、是ハ一大事ノ御使ナリ、一言ノ否ニヨツテ互ニ諍論ニモ及ベキ哉ト、兼テ隱勢ヲ連ラレケルガ、大明神ノ西ニテ白井全洞ト懸合、火花ヲ散テ戰ヒケリ、爰ニ下妻ノ中ニ泉利助野口平右衞門トテ射法一流ノ達者アリ、白井全洞ヲ目掛テ散々ニ射カケタリ、鯨ノ在士是ニ迷惑シテ、大明神ノ森迄引退キケレバ、下妻勢モ黃昏ニ及、下妻ヘコソ歸ラレケル、依レ之重經ハ彌心不レ好、終ニ其身ヲ責ル媒トコソ成ニケリ、災禍元無レ種以ニ惡事一爲レ種ト、其罪汝ガ罪ニシテ汝ヲ責ルト佛語ニモ傳タリ、或人曰、忠孝ハ小魚ヲ煮ガ如シ、煮過タランニハ却テ其味ヲ失トヤ、鯨ノ城主白井入道全洞ハ、多賀谷數代ノ忠臣ナリ、然ニ去天正ノ末年ヨリ重經御覺不ニ好心一、是ハ先年白井全洞、豐田ノ城主安藝守治親ヲ討シトキ、豐田ノ領地一圓ニモ給フベキ處、重經其賞ヲ宛不レ行、白井之ヲ憤ニ含テ在城スト訴シ者有レ之故ナリケリ、然ルニ此度重經ヨリノ兩使ヲ討ント計シコト、白井逆心ニ極リシト重經大ニ立腹シ、吉沼ノ城主渡邊道欽居士ニ命ジテ、急ニ白井ヲ攻ツブセト有ケレバ、道欽畏テ則子息渡邊外記ニ百五騎ヲ副テ鯨ノ城ヘゾ向ハレケル、慶長元年丙申五月三日ノ夜、鯨ノ城主全洞ハ夢ニモ角トハ知ラズシテ、聊カ悅事アリテ我館ニ鄕士ヲ集メ亂舞シテコソ居タリケル、カヽル處ヘ下妻ノ討手渡邊外記ハ不意ニ押寄、凱ヲドツトゾ作リケル、館內ニハ思モ寄ヌコトナレバ、馬物具ノ用意モナク、鯨ノ鄕士防ニ勢力非ズシテ、子ハ親ヲ捨テ下人ハ主ヲ忘レツヽ、皆散々ニ夜中ニ逃失タリケレバ、全洞今ハ是迄ト我館ニ火ヲ附、腹切躰ニ見セテ妻子ヲ見捨、行方シレズニ落失ケリ、不思議ナル哉、天正六年五月三日ノ夜、白井全洞豐田ノ家臣飯見大膳正ヲカタラ

ヒ、豐田安藝守治親ヲ奉レ討ケルガ、十七年目ノ五月三日ノ夜ニ當テ、白井滅亡シタリケル、業報ノ程コソ恐シケレ、實ニヤキ、傳、凡計ノ末代ハ鯨ノ塔ノ森ニ迷シ卒都婆ノ苔ムシテ文字モ定カニ見ヘネドモ、法名偶元白井善道居士ト石碑ノ隱ニ消殘ル、移替レル有樣ニテ、シルシノ塚ハカケテ畑ニウタレ、千歳ヲ待タデ薪ニクダカレ、ソノカタダニナクナリユキヌルコソ哀ナレ、

多賀谷滅亡ノ發端

上杉彈正喜平次景勝、長尾謙信ノ甥子ナリ、則謙信ノ家督ヲ續ギ奥會津ヘ出、諸將ノ氣ヲ窺、越後ノ城代ヨリ天糟近江ヲ居置キ、太閤秀吉公薨御ノ後、出仕ヲ止メテ在城ス、依レ之家康公關東ノ諸士ヘ觸狀ヲ廻シ、景勝誅伐ノ爲奥州ヘ各發向ス、慶長五年七月十八日武城ヲ御發足アリ、家康公御進發、同日野州小山ニ着陣ス、

結城三河守秀康公家康公長男、同七月十八日夜白川ニ着陣、秀忠卿御二男、後御家督ヲツグ、台德院樣是ナリ、同七月十八日宇津宮ニ着陣、其餘關東ノ諸大名不レ殘奥州發向トキコヘケリ、此景勝誅伐ニ奥州御進發ハ口傳アリ、或曰、此時佐竹多賀谷ハ如何思ヒケル哉、病氣ト號シテ供奉ノ衆ニ不レ加ト云リ、慶長五年七月十九日ヨリ同廿五日迄、家康公小山ニ御逗留、是天運ニ叶玉フ故ナリ、一日モ御逗留ナク奥州ヘ御進發於レ有レ之ハ、必危キコトヾモ可レ有レ之、或人曰、佐竹、多賀谷ノ兩家隱謀ヲ企テ作病ヲ起シ、此度奥州押ノ人數ニ不レ加、因レ茲諸士ノ評議ヲ以テ家康公ヘ訴ヘケル、慶長五年七月廿五日夜、從二駿府一飛脚到來シテ、江州澤山ノ城主石田治郎少輔三成起二逆心一兵ヲ催スノ旨注進ス、依レ之家康公景勝征伐之事ハ諸士ニ命ジテ、則御嫡男結城三河守秀康公、御三男宇都宮藤五郎秀行公、其餘那須ノ七騎黨ヲ副テ、各々奥州ヘ發向ス、

同廿五日夜鷄鳴ニ家康公ハ御立アリテ、武城ヘ御歸陣有レ之、其後江州ヘ御進發、濃州關ケ原ニテ對陣アリ、則石田治部少輔三成幷安國寺福太輔ヲ生捕御歸陣アリケレバ、御威光益天下ニ輝キケリ、依レ之上杉景勝請レ降許テ家康公ノ御命ニ隨奉ル、佐竹右京大夫義宣公永樂百二十萬貫ノ處、御公儀ヘ召上ラレ、二十八萬石ニテ秋田ヘ國替ナリ、多賀谷重經モ家康公ヲ奉レ背滅亡ノ端トハナレリ、

下妻落城之沙汰幷重經背二御當家一滅亡之事

慶長六年二月中旬、多賀谷御誅伐ノ爲榊原侍從幷伊

井三幸齋下妻ヘ發向アリ、城外僅ニ隔テ下栗村ノ臺ニ向陣ヲ張、潛ニ謀計ヲ以テ重經ヲタバカリ、田下村ヘ呼出シ、榊原侍從重經ニ對シテ曰、我賤クモ公方ノ御使トシテ下妻ニ下着ス、貴方兩使ニ向怨ヲ結ハ是天下ノ敵ナリ、暫當城ヲ退去シ重テ實否ヲ開クベシ、今此節ニ望テ讒者ノ口ヲ閉ルニ無レ據ト頻ニ進ミケレバ、重經是ニ信ヲ取テ、田下村ヨリ直ニ江州彥根ヲ志シ退散ス、是ハ多賀谷左近三經、江州澤山石田治部少輔三成ガ養子トナリテ住シケルヲ賴ミテ行シモノナルベシ、子曰、一家仁一國興レ仁、一人貪戾一國作レ亂トカヤ、多賀谷重經ハ元祖彥四郎氏家ヨリ七代相傳ノ家督ヲツギ、下妻ニ住居シ、其威近國ニ武功ヲ輝シ、總常ノ間ニ於テ永樂十二萬貫ヲ領セリ、然リト云ドモ治亂盛衰ノ理、樂盡テ悲來ル、貨悖テ入者亦悖テ出ト云、重經武勇ノ達人ト云ドモ、家康公奉レ背ニ御命ニ、慶長六年二月十七日ニ下妻沒落シタリケル、軍卒城ヲ燒拂ヒケレバ、烟ニムセブ老若男女喚叫其聲ハ、蒸熱地獄ノ罪人モ是ニハ如何デマサルベキ、或ハ幼子ヲ懷ニ入テ館沼ニ身ヲ投、或ハ重經ノ御內室女郎達ニ至ル迄紅顏ノ粧モ早ク白骨トナツテ朽果ルコソ哀レナリ、其外譜代相傳ノ舊臣、或ハ沼ニ飛込或ハ兵火ニ燒死、自滅スル輩三百餘人ニ及ケリ、此外主ヲ賓ケ親ヲ伴ヒ、兄弟誘ヒテ近邊ノ好ヲ慕フテ逃ル者モ多カリケル、深谷園籬ノ春ノ花、一朝ノ嵐ニサソワレ、四方ノ霞ニ散ユキテ、昔ノ夢ニ不レ異トキク、人哀ヲ催シ、見人淚ニ袖ヲ濡シケル、跡ハ草露ノ路野邊ト成テ、名耳バカリゾ殘リケル、

此多賀谷記ハ、寶永四年ノ春、秋田ノ城內ヨリ多賀谷左兵衛尉經忠ト云人、八十有餘ニテ下妻ヘ尋來ケル折節書集シ也、是ハ先年佐竹義重ノ四男重經ノ養子トナリ、多賀谷彥太郎家宣ト名乘リシ人ノ御末ナリ、依レ之下妻於ニ圓福寺一御追善ヲ營ミ、多賀谷七代ノ尊靈ヲ拜シケルトナリ、或人曰、下妻滅亡ノ刻、多賀谷淡路守經伯ノ娘幼少ニテアリケルヲ、家臣青木、坂入、渡部等養レ之、黑子千明寺ニ住シ尼トナリ、妙法院ト號シ、多賀谷一家ノ菩提ヲ弔ヒ、老年ニ至リ九十七歲ニテ寶永六年己丑四月死ス、

右多賀谷記ハ多賀谷左衛門尉家政ヨリ修理大夫重經迄十四代ノ事ヲ記ストイヘドモ委シカラズ、正シク多賀谷彥四郎氏家下妻ニ始テ要害ヲカマヘ住居ス、是ヨリ重經迄七代ノ沙汰ハ分明ニ書記ス哉、下妻ノ城ハ人皇百二代　後花園院ノ御宇永享十一年己ノ未ニ始リ、慶長六年辛丑ニ終ル、曆數百年ノ間ナリ、慶長六年ヨリ延享四年迄百四十八年也、（延享四年ヨリ文化八年迄六十五年ナリ、）自ニ永享己未一至ニ文化辛未、凡三百七十四年也、（慶長辛丑ヨリ文化辛未迄二百十一年也、）

下妻城主多賀谷修理大夫重經

元和四年戊午十一月九日逝、號ニ安養院一、

法名覺心祥圓大居士、紀州高野山ニ石塔アリ、

延享十四年丁卯仲秋吉日　小林覺右衛門尉尙房（行年四十八歲而寫之）

多賀谷七代記大尾

世田谷私記

穂積隆彦撰

○武藏國荏原郡菅苅庄世田谷郷は、菅苅和名類石見往古吉良家の領地なり、抑吉良と稱するは、足利家の嫡流足利左馬頭義氏朝臣の嫡子從五位下左馬頭義繼朝臣、吉良左馬四郎三河國吉良の庄に住給ひ、入唐歸朝の後、陸奥國に下り給ふ、一日北畠殿と供にくだりたまふと云々義繼朝臣居住の地藤谷の庄といふとぞ、此家頭書ニ曰ク系圖ノ事諸説區々なり、數本可ニ合考ー、但し等々力村大平氏の所藏永祿中所ㇾ書の系圖を是とすべし、こゝそ吉良東條乃祖也、一云東城、義繼朝臣入道し給ひ、法名等覺號ニ寂光寺ー、其子從四位下上總介經氏朝臣吉良太郎號ニ寶相寺ー、其子從四位下上總介經家朝臣又太郎號ニ寶珍院ー、其子正四位下左京大夫貞家朝臣號ニ常樂院ー、陸奥國一方ノ管領となる、其子正五位下中務大輔治氏朝臣、一云滿家、是又陸奥國一方の管領として有ニ武功ー、其子治部大輔治家朝臣從ニ陸奥國ー移ニ居上野國飽間地ー、飽間治部大輔トモ亦從ニ持氏卿ー、傍書曰く、足利泰氏五世尊氏公、吉良義繼六世治家也、さすれは基氏の方是か、持氏疑べし、或書に基氏に作る、賜ニ武藏國世田谷郷ー、初てこゝに住給ひ、夫より世々稱ニ世田谷殿ー、治家朝臣卒て、貞和五丑年八月廿一日號ニ興善寺ー、元文ニ巳年改ニ延命院ー此代世田谷勝光院を開基すと云、亦曰、勝光院は、貞和年中開基共、さあれば尊氏公の時代なり、其子兵部大輔頼治朝臣亦左兵衞佐共、實は左竹氏、也、號ニ金龍院ー、其子左京大夫頼氏朝臣太郎實は、西條太郎右兵衞佐俊氏泉イ三男也、號ニ靈應寺ー、後號興善寺觀應二卯年其子右京大夫頼守朝臣號ニ栴澤寺ー、明德二未年○頭書ニ曰、栴澤寺は本烏山村にあり、今は稻毛神地村ニ移ル是其舊跡なり、烏山春玉部高井村の隣村なり、其子右京大夫政忠朝臣號ニ洞春院ー、應永廿一午年○傍書ニ曰、疑べし、文龜二也其子左兵衞佐成高朝臣號ニ養雲院ー、元和三巳年七月十六日領ニ武藏國世田谷、相摸國蒔田郷ー、今武藏國久良岐郡、古は相摸國の内とみへたり、蒔田村勝國守ニ傳て曰頼治以來代々蒔田居住とも○蒔田勝國寺は文和年中開基政忠を號ニ勝國寺殿ーと云々○一書に政忠以來世田谷に移り玉ふと云其子正三位左兵衞佐頼康卿亦左兵衞督也と、號ニ勝光院ー、永祿四酉年其子從四位下左兵衞佐氏朝朝臣、號ニ實相院ー、實今川庶流堀越治部少輔貞基ニ男也、今川系圖に、貞世子治部少輔貞相、其子治部少輔範時、其子陸奥守貞延、其嫡瀨名陸奥守一秀の舍弟堀越治部大輔貞基、其嫡堀越六郎氏延、其舍弟氏朝也、

此系享和二戌年七月廿五日、於今川丹後寺殿隆常寫、

世田谷を領し給ふ、其比何ほどの貫高にや、今に至てわかりがたし、大概のみ傳へたるは拾八萬石といへど非なり、しかるに明應の比より伊勢新九郎長氏後號ニ宗雲ー伊豆國にはびこり、相摸國小田原の城主大森實頼を攻落し居城として、其子左京大夫氏綱朝臣、其子左

京大夫氏康朝臣、其子左京大夫氏政朝臣、其子左京大夫氏直朝臣、世々小田原に住で、氏康朝臣より關東に威をふるひ、七國を領し、氏政朝臣上野を隨へければ、八箇國の大小名此下知に云たがはざるはなし、就中氏綱朝臣は、管領兩上杉を攻、足利左馬頭晴氏朝臣を下總の古河にうつし、聟に縁結し、北條の世前代に復さんことをはかる、世に晴氏朝臣を古河の公方と稱しける、亦世田谷頼康卿傍書に曰く、一説に氏康のむことも云、末に詳也、をも聟とし、彌關東に猛威を振ひけるが、天正十八年七月十八日、遂に豐臣秀吉公の爲に被レ亡、五代合て九十五年にして斷滅す、此時關東の諸城或は攻落され、或は開落して、悉く落城す、八州皆北條に屬する故也、此時世田谷城主氏朝朝臣上總國生實にのがれ給ひけり、今下總國千葉郡生實の地首也、往古は上總國の内に見へたり、諸書に上總國生實とあり、生實は天文の比足利左馬頭政氏朝臣の次男義明朝臣晴氏の御父居住の地にて、世に小弓の御所と云ひたる所也、其故にや氏朝朝臣此所に一足のがれ給ふか、東照宮駿遠三甲信の國々を上知し給ひて、北條の領國其儘秀吉公より賜り給ふ、同年八月朔日、江戸の城へ入御、是を關東御入國と云、此時氏朝朝臣初て　東照宮に謁す、同月九日右御領國御配分の節、世田谷左兵衛佐氏朝朝臣本前荏原郡世田谷を賜ふと、河肥今ハ川越トカケリの記と云ものにみへたり、則武藏國御領地御配分給りたる姓名こゝの序に記置也、

松平	內膳正家廣	松山城	壹萬石
松平	主殿助家忠	忍城	壹萬石
松平	玄蕃允淸家	八幡山	壹萬石
松平	源七郎康忠	深谷	壹萬石
松平	丹波守康長	東方	壹萬石
松平	周防守康重	騎西	貳萬石
高力	河內守淸長	岩付城	壹萬石
大久保治部大輔忠隣		羽生	壹萬石
小笠原	掃部助信嶺	本庄城	壹萬石
阿部	伊豫守正勝	市原	五千石
牧野	讃岐守正成	石戸	五千石
戸田	左門一西	鯨井	五千石
內藤四郎左衞門正成		柏戸	五千石
三宅	宗左衞門康貞	見加尻	五千石
永井	右京大夫直勝		五千石
三宅	彌兵衞正貞	內野	五千石
神谷	彌五郎忠家	小雀	五千石
柴田	七九郎重政	菖蒲	五千石

菅沼　新八郎定盈　阿保城　壹萬石
設樂　甚三郎貞光　禮羽　五千石（埼玉郡）
渡邊　半藏弘　松嶺　三千石
源內　喜太郎利定　稻毛庄峯村
高木　善次郎正次　千石
世田谷　左兵衛氏朝　在原郡世田谷（賜本知）
酒井　與四郎忠利　河越內　五千石
酒井　右兵衛忠世　河越內　五千石

同二十年二月朔日、吉良家上總國長柄郡寺崎村に於て千百貳拾五石玉ふ、此時世田谷鄕は上知し給ふとみへたり、氏朝朝臣同所に止り隱居し給ひ、學翁齋と號し給ふ、其居住の地、今弦卷村實相院の地是なり、氏朝朝臣の息蒔田左兵衛佐賴久主（初源六郎）寺崎村へ歸り給ふ、其後元和元年（頭書ニ曰ク、井伊氏世田谷の地拜領は寛永十酉年也元和とは誤りなり、）井伊掃部頭直孝朝臣は、世田谷の鄕を給ふ、是大坂戰功に依てなり、（吉良家上總國寺崎村を賜り、天正二十年二月朔日蒔田源六郎へ御朱印をたまふ、氏朝賴久一同天正十八年神君に拜謁し玉ふ、世田谷沒落之節也、慶長六年近江國日野郡寺尻村七百石加增、台命曰、吉良は三州東城西城の外不レ可ニ稱號ニ、宜レ改ニ蒔田ニ也、依レ之號ニ蒔田ニ、亦曰ニ世田谷ニ、沒落以前賴久は蒔田村に居、仍在名を名乘と云、）賴久主は、關ケ原御陣御供七百石加增、伏見至阿彌曲輪之勤番、上總住居年始獨禮、其息蒔田左兵衛尉義祇主幼少家督故、七百石上知、此代大坂兩度の御陣幼少に付、陣代家人を差出、本多佐渡守正信朝臣の組を勤、（陣代は中北氏也）義祇主息蒔田左兵衛佐義成主、其子吉良左京大夫義俊朝臣復ニ吉良氏ニ、高家任ニ侍從ニ、被レ叙ニ從五位下ニ、三百石加增、千四百貳拾五石、其息吉良左兵衛義所主表高家、其息當左京大夫義豐朝臣（初義隆）從四位下侍從、其息式部義房主世世かくのごとし、

一云、大坂御陣之時、陣代家人班目兵左衛門經行と云者也と、北條分限帳云、永祿二年に世田谷弦卷鄕八貫六百五拾文、桑原右京進分と見へたり、然ば永祿の比は吉良家世田谷鄕一領し給ふとも云がたし、いぶかし、

〇賴康卿の簾中八崎姬の方とて、北條氏綱朝臣の娘なり、（頭書ニ曰ク、東亂記にも氏康の息女とあり、又三增合戰トタホニハ氏康の妹聟ともあり、疑し、吉良家にては、實は氏康の姬を氏綱の養女にして來ると云、是なるべし、）賴康卿と倶に暫蒔田村に住給ふ、世に蒔田殿と云は是なり、號ニ商源院ニ、其比氏朝朝臣は世田谷に住給ふ、亦氏朝朝臣の代、賴久主は蒔田村に住給ふとみへたり、今彼村に古城跡と云傳へたる所あり、當時村高三百貳拾六石餘也、外に蒔田領とて數箇村立たる事とみへたり、今尋るに、近鄕にても此者

は不レ知なり、

今蒔田村を尋るに、頼康卿代苅部豊後並木伊賀両人は、蒔田村居住被ニ申付一、外苅部鈴木この面々は世田谷御所へ供奉のよし傳へありけるとなり、

世田谷は前に云るすごとく、何ほどの貫高なる所か不レ知、古城跡あり、今野山なり、村高四百拾六石餘也、弦巻村高百三拾三石餘なり、亦世田谷領と唱へたる所、今郷數五拾七箇村あり、所謂世田谷、弦巻上下、祖師、各船橋、經堂、在家、赤堤、烏山、給田、小足立、和泉、上野、猪方、岩戸、駒井、喜多見、横根、宇奈根、大藏、鎌田、岡平、瀬田、上野毛、下野毛、尾山、用賀、野良田、入間、大町、廻り澤上下、北澤、粕屋、深澤、池尻、野澤、石川、上沼部、奥澤、等々力、衾、松原、代田、太子堂、三宿、池澤、野澤上下、馬引澤、若林、北野、野川、野崎、押立上下、飛田、給深、大寺等今高合壹萬三千六百三拾四石餘あり、（頭書ニ曰ク、今世田谷領と云村々の組合分にて、本世田谷城付領と云事にはあらず、武州に是而已ならず、みな領名にて村の組合を分るなり）是は古の城附村々のみか分りがたし、外に蒔田郷も領し給ふ、去かれば何程の領地成哉、其家にても云らず、（傍書ニ曰ク、等々力村大平利左衛門方に、吉良氏の文書數通あり、其文書によりてみれば、凡て世田谷近郷は、みな吉良氏の進退のやうに思はる、）也、寫し別にあり、

世田谷勝光院は、太郎治部大輔治家朝臣の草創にして、往古は淨土宗にて、龍鳳寺とぞ申ける、然るに治家朝臣七代頼康卿、相摸國小松村梅林寺の林遠和尚歸依し給ふ故、氏朝朝臣の代彼僧を招き住職とす、此時號ニ興善山勝光院一、治家の法號興善寺月山清光大居士と云、頼康卿は永祿四子年十二月五日薨じ給ひて、法號は勝光院脱山淨森大居士と云、吉良古領よりの引付にして、此寺御朱印三拾六石也、今は號ニ延命山一、亦頼康卿のはかは、此寺にては、代々の墓所の中央にあると云へどさだかならず、蒔田村の勝國寺にありて、此勝國寺は臨濟宗にて、八王子安下村心源寺の末寺なり、（頭書ニ曰ク、吉良氏世田谷居住ノ中系圖法號年號は諸説まちまちにて疑多し、等々力村大平氏先祖の大平右衛門大夫所ニ自書一の系圖一枚あり、永祿の年號あり、是を證とすべし、別に寫す、）

蒔田村勝國寺住持の曰、開基の節は靈應寺（傍書ニ曰ク、治家の法號なり、或は治家の孫頼氏と、）と云ふ、中興開基は吉良左京大夫政忠朝臣にして、勝國寺と改給ふと云、政忠朝臣の手道具の内今殘りあるは、生花筒並茶碗壹つ有レ之よし、法號は勝國寺照岳道旭、文龜二壬戌年六月十七日とあり、成高朝臣の法號春雲院松岳道攝、〔延命院鐵翁惠心、延元元子十一月七日、吉

良先祖と而巳有レ之」興禪寺月山清光、貞和五丑八月十一日、吉良左京大夫と而巳有レ之、傍書ニ曰ク、或書ニ成高ノ兄ニ禪興寺と云あり、是の貞和疑べし、治氏朝臣歟治家朝臣か不分となり、傍書ニ曰、共ニ非なり、頭書ニ曰ク、或書ニ曰、治氏梅澤寺殿、治家靈應寺殿とあり、又頼高朝臣は梅澤寺月舟應雲寺而巳有レ之、年月不レ知、隆彦其家へ尋るに〔延命院は經家歟傍書ニ曰ク、是ならん、〕興善寺は貞家歟と云り、傍書ニ曰ク非なり、又曰ク、或書ニ勝持院とあり、隆彦按ずるに、〔靈應寺殿と云たるは頼氏朝臣なり、頭書ニ曰ク、靈應寺殿は觀應二年とあり、然れば頼氏にてはなし〕興善寺殿傍書曰、説は前にあり、は治家朝臣なり、延命院殿は頼治朝臣か、頼高朝臣は梅澤寺殿、傍書曰、是はよし、〔政忠朝臣は勝國寺殿、傍書曰、是はよし、〕成高朝臣は養雲院殿也、其内延命院殿のこと可レ考也、勝國寺は天正十酉年燒失したる故不レ分由、吉良殿系圖一巻有レ之、頼康卿所持、勝國寺へ被二納置一たる由申傳へ有レ之、延享年中全頗和尚古系圖猶改め置れたると也、

○勝光院の什物にくわしやの爪あり、是はある亡者を送りける時に、俄に天かきくもり、黑雲おほひ亡者をとらんとせしに、此寺の住持智德ありて、珠數にてはらひぬ、其時此ものゝ爪落たりと傳ひあるよし、文化九申年十二月五日是を見るに、爪四つ也、珠數水晶なり、燒たるけさもあり、氏朝の守ニ寸三分觀音の像也、此寺に愛緣佛と云あり、今參詣の輩に何方にありといふことをいはず、玄かに此寺に今にあることなり、他の人に拜禮をゆるさずと也、銅佛と見えて丈ケ貳尺ばかりもあるよし、則愛緣佛の緣記にくはし、

文化九申十二月五日、隆彦此緣佛初て拜禮す、銅佛にあらず、木佛箔置也、

隆彦按するに、此愛緣佛の緣紀は、中興の僞作也、元祿年中吉良殿高家席に成給ふ、頭書曰、吉良家は元祿以前蒔田氏と云シ時分より代々表高家なり、元祿中ニ至りて高家席に入にてはなし、玄かるに此緣起に、吉良の御所の御子孫は今高家の御家にして榮へ給ふ也と言へり、先ツ此緣起の內に崎姬の方は北條氏康の御娘也、永祿元年蒔田邊を三千石遣はひめんにつけられ、姬君に相添て、世田谷御所へ入せ給ふと有、其初めは天文六年春の比、藥師如來彼始に告ありて、白鷺の足に歌を付放したるに、此鷺賴康卿の鷹是を取たると云ことより、緣起のことあり、天文六より永祿元迄は、其間廿年とあることにて、時代の當らぬなり、殊に永祿の比は蒔田村邊郡關東は貫高にて、何貫文の地と

云也、氏康の娘とあるは間違也、氏綱の娘なり、是にて僞作したること分るべし、よつてこゝにくわしくは志るさず、頭書曰、今おく澤村九品佛の脇切ニ生ルサキ草と云艸あり、是ニ云傳ル說あり、共疑ふべし、崎姫の方世田谷御所へ入輿の節、小田原の家臣宗哲といふ者、崎姫の方婚姻の時は、かやう〳〵と詞までをしへしかな書の一巻、今に吉良殿にあり、政忠朝臣所持の一節切一管あり、管也、尺八のやうなるもの、扨愛綠藥師の緣起の內に、世田谷の家臣の名田中三河守、關加賀、中地山城守、岡防上野介、大平出羽守、大場對馬守、小田原より姫の供奉の人には森豐後守、苅部長門守、並木又次郎、小串彌太郎、松原藤六、其外あまためしぐしけると也、一書云、程ヶ谷驛帷子、新町、程谷三鄕合て一宿と云、永祿の比、帷子宿には北條氏康の妹聟吉良左兵衛佐義門と云人居住す、大橋山城守康忠、北見關加賀守滿賴、輕部豐前守泰則等、吉良の旗下なりと、頭書ニ曰、東亂記の文ニ似たり、北見は喜多見氏也、關加賀守は別人也、此所文脫漏ある歟余が見し東亂記におなじ、但東亂記ニハ義門の名のりはなし、斯見へたり、一ル北條系圖の內にも、吉良左兵衛佐義門と見へたり、賴康卿元は義門と云たることとなるべし、亦前に記し置瀬田村の土俗の傳へは、苅部豐後並木伊賀は瀬田に止り、外苅部鈴木は世田谷御所へ供奉すとあり、可ニ見合ハ、今其家にも時代の分限帳とか姓名帳とかあるならんと尋ければども、なし、愛綠藥師の緣起に載たる人々の名は、何の書より取たる歟、苅部、並木、鈴木等は、小田原よりの附の衆なり、

世田谷豪德寺は、吉良左京大夫賴高朝臣の娘、後ニ弘德院殿と云たる人の草創也、文明十二庚子年と云り、開山馬堂昌譽禪師也、政忠朝臣幷弘德院殿の墓あり、法號弘德院久榮理椿大姉、文明十二庚子年十二月二日逝去、政忠朝臣法號は、洞春院照岳道旭居士、文龜二壬戌年六月十七日卒とあり、瀬田村勝國寺ニ而ハ、勝國寺殿照岳道旭文龜二年六月十七日とあり、志かるに今は井伊家の菩提所となり、掃部頭直孝朝臣の法號久昌院豪德天英大居士と稱し、弘德の寺號を豪德寺と書あらためたりとみゆ、此寺の過去帳に前開基吉良政忠、中興開基井伊直孝とあり、吉良二方の墓は、住職代々の墓所の際にありて、五輪のかしらのみ殘りたるは殊勝のことなり、志かれば政忠朝

臣は此寺に葬りたる也、亦は蒔田村勝國寺へ葬たるかしれず、

○同所勝國寺は、吉良御所勝國の開基なりといへり、今御朱印地なり、吉良家代々に勝國寺と云人不レ見、

隆彥考るに、蒔田村勝國寺は政忠の開基とある上は、政忠初は勝國と書たる歟、文龜帝　後柏原院御諱稱ニ勝仁、仍レ之勝の字憚り忠政と改め給ふなるべし、此寺は眞言宗なり、蒔田の勝國寺は禪宗也、元は一宗なるべし、亦祈願所なる故、もとより眞言宗なり、

○同所常德院草創は、將軍義尙公の開基也と云り、過去帳に常恒院尙山源義大庵主、延德元己酉年三月廿六日とあり、住持曰、此寺往古庵室なるを、義尙公開基給ふといふ、是は吉良一族に淨德院と云し人ありたるを、足利の一族の緣を以、乃寺の住持僞作して、義尙公世田谷に來り給ひて、此庵室に逗留し給ひしゆへに、薨御の後に一寺に建立したりと云り、將軍家を佛法に引入れんとてなんぞ大庵主とは稱したり可レ恐、義尙公は近江國鈎里軍中に薨じ玉ひ、治世十七年、御歲貳拾五、法號は常德院悅山道治大居士なり、

世田谷常德院に、氏朝の佛供料をおさめ給ふ時の寄進狀今にありと、頭書曰、うつし前ニあり、其書面は淨德院とあり、年號は元龜年中、判所は左兵衞佐氏朝とあり、亦別に家臣中北山城守と記したる書あり、これには淨德庵と有、是にて僞作分レ見し、

○同所常盤橋は、昔吉良家の內室常盤御前頭書曰、此常盤と云る女は、大平出羽守が女也、賴康朝臣之妾也と云り、不義のことありて、此川の邊にて害せられける、其靈雨曇の夜いでゝ、里人おそるゝことかぎりなし、或沙門の智德をもて、後不レ出、今小溝のはし也、瘧をやまふるもの、此はしに祈りて治す、其時醴を供すと云、今下宿の水なき溝ニかゝる、石橋也、其貳拾間程原の方北側に、松の木植たる塚あり、是常盤の墓也と、此塚の上に不動の石像有、延享元子年に建置たり、又南の方にも塚あり、是なりともいへど、いづれの方かさだかならず、常盤は賴康卿の妾なりと、今其靈を辨天に祭り、其腹に出生し給ふ男子を若宮八幡と崇めあり、九両社は、上馬引村に在、左あれば、此男子も害せられけるか、

世田谷の里民常盤記常盤記寫別にあり、とて一冊を傳へあるよし、隆彥はいまだ是を不レ見、又曰、常盤は懷

胎にて殺害せられけるに、男子を生りと云、

弦巻村實相院開基は、蒔田左兵衛佐頼久主也、此寺は氏朝朝臣の隱居し給ふ地にして、今に構の跡堀もあり、學翁齋とて住給ふとなり、玄かるに學翁齋卒去の後、一寺に建立し給ふよし、氏朝朝臣の内室上總國より勝光院へおこし給ふ、文今に勝光院にあるよし、是は實相院開基のことを言殘し玉ふ文也、則氏朝朝臣の息頼久主の時に開基也、今御朱印拾五石は、台德院殿より被レ下けると也、吉良家寄附の例に依る也、慶長八癸卯年九月六日、從四位下左兵衛佐氏朝卒去、法號は實相院學翁意本大居士、則此寺に墓所あり、山號は鶴松山と云、

盛時云、深大寺村之源大寺にも吉良の由緒ありて、今の御朱印五十石は吉良家よりの引付也と云、吉良より奉納の正宗の刀もあるよしなり、

追加雜集

○見立の松とて世田谷古城跡に今にあり、見立となづくる事、愛縁藥師の緣起にくはしく見へたり、

○豪德寺本堂の前に大なる櫻あり、政忠朝臣の庭木なりと云傳へたり、（盛時云、單瓣白花なり、下屋敷之花井宮坂八幡の花もみな同種なり、）

○御所櫻とて古城跡にありけるさくらの實生、今吉良家の下屋敷の内にあり、（下屋敷は、氏朝五代義俊代、先祖之舊領於二世田谷二三千坪下屋敷拜領之云々、傍書曰、文化十一年此さくら今は枯れたり、株のみあり、頭書曰、古城部にある櫻は、先年はやくより、枯たるより、今は跡にても見へずと、屋敷のは文化十年未だ枯株あり、）

亦彼家にては、氏朝以來所持也と、未詳、

○一記云、頼久代慶長六年、加二倍江州日野郡寺尻村七百石之地一、台命曰、吉良者於二參州一東城、西城兩流之外不レ可二稱號一、宜レ改二蒔田一也、因レ茲自レ是號二蒔田氏一云々、亦曰、義信代寶永七年二月十六日、改號二吉良一、因レ是東城、西城兩家斷絶也、仍二台命一、先祖之舊領武州世田谷三千坪下屋敷拜領之（頭書曰、今按二、此屋敷千六百坪餘ありと云、又曰、此改姓願の事吉良家二云所は別なり、上野介一亂の前より願出被レ置たり淺野一件にて上野介斷絶するか、右に改苗被二仰付一にてはなしと云、）

西城吉良寛永系圖、東城四郎義繼、此子孫住二奥州一、近年號二吉良一、玄かるに神君仰にて、吉良は

一人ノ外名乘まじと也、仍蒔田號ス、隆彦按るニ、改ニ蒔田氏一神君之台命なるべけれど、義繼は三州東城に最始に住して、東城の吉良と稱す、亦兩城吉良家次男吉良左馬助尊義、亦住ニ東城一、是を後に東城の吉良と云、此家八代右兵衛佐持廣代斷絶す、持廣は贈大納言廣忠卿烏帽子親なり、吉良正嫡考東城西城兩家の事可レ辨、

○衾村東岡寺頭書曰、東光寺殿ニ作ル は、治家朝臣の嫡子祖朝と云たる人、十歳にて卒葬レ爰、號ニ東岡寺殿一云々、

傍書曰、今石碑を見るに、年號寛永甲子六月廿三日とあり、法名二ツあり疑べし、東光寺殿瑞陽雲祥公大禪定門、清雲院殿居室妙安大姉、

○奥澤新田村の砦の跡は、吉良の臣大平出羽守の居住と云傳ふよし、亦曰、大平左馬と言たる人とも云へり、

傍書曰、今世田谷領等々力村ニ大平利左衛門と云百姓あり、大平氏の子孫にて、北條吉良よりの古文書十五通並古系圖二枚短册一枚あり、其文書には、大平右衛門尉大平清九郎とあり、髓成文書也うつし置ぬ、

○世田谷村八幡宮は、御朱印拾壹石餘あり、賴貞朝臣の勸請なりと云り、神主大場大内藏と云、吉良家の祈願所也、勸請の年曆由緒等不レ分、傍書曰、天文十五年八月廿日とあり、近年吉良殿より神寳刀奉納有よし、雲澤の刀長二尺三寸ホトあり、社地に御所櫻あり○傍書曰、社傳には、往昔義家朝臣の勸請にて、吉良氏の再興なりと云、疑べし、

○世田谷領と子レ今傳ふ村々には、吉良家臣の居住の跡は間々あり、上北澤村のうち八幡宮の社の裏手に、新八郎屋敷と云所あり、是は氏朝朝臣の臣鈴木新八郎が屋敷跡なり、此新八郎は、隆彦等が先祖なり、此外にも北見村に江戸氏、御旗本に成て元祿中斷絶す、稻毛溝口村に松原氏の孫あり、世田谷に大場氏の孫あり、又北見村に森豐後守子孫あり、今は小川氏を名乘、同所備中在家に關加賀守ノ孫あり、亦御旗本に廣戸氏の孫あり、等々力村の大平に孫あり、稗谷宿に苅部氏の孫あり、大藏村ニ田中氏の孫ありしが今はなし、又同村ニ石井氏、是は此寺ニ見へざれども、盛時の家の祖にして、吉良の幕下也、

傳ニ曰、經家朝臣者仕ニ南朝一、陸奥國一方之管領職也、被レ叙ニ從四位下一、其子貞家朝臣叙ニ正四位下一、被レ任ニ左京權大夫一、菊桐御紋　勅許、爲ニ陸奥國一方之管領一、其子治氏叙ニ正五位下一、任ニ中務大輔一、延文元年春、足利高經舍弟大崎家兼、奥羽爲ニ探題一、襲ニ來於藤谷一、戰レ與ニ治氏一、治氏不レ利而避退ニ藤谷一、而赴ニ于東國一云云、大永六年四月廿九日、雖レ在ニ　踐祚一、仍ニ亂世一未レ執ニ行　御卽位之式一、吉良賴康覩ニ北條氏綱一令レ獻ニ料米及黃金廿枚一、賴康上洛、報ニ九條植通公一、爲ニ　奏

聞ニ有ニ後奈良院　叡感ニ故天文五年二月廿六日ニ有ニ御卽位式ニ于レ時賴康蒙ニ莫大勸賞ニ被レ叙ニ正三位ニ氏綱菩提所相州早雲寺ヲ以テ爲ニ　勅願所ニ亦氏綱任ニ左京大夫ニ被レ叙ニ從四位下ニ云々、

相摸國大山の御師佐藤圖書方に氏朝朝臣の書あり、任レ例參詣の節は、可レ爲ニ圖書助ニとありて、左兵衞佐氏朝と志るし、花押あり、此花押は、世田谷淨德院にある佛供料の寄進狀花押とは少々違有よし、氏朝朝臣は初は賴貞（傍書曰、賴貞は賴康の初名也、）と名乘たまふよしあるゆへ、押字の違あるべし、

等々力村滿願寺は、政忠朝臣の男經舜住職し給ふと云り、前錄せる世田谷の事、後ニ此棟札之寫を吉良殿は見たるにより、左に記し置也、（傍書曰、此棟札一覽せしに、名前役割等違あり、目擊うつし別ニあり）

世田谷八幡建立大檀那

源賴貞御在判

惣奉行　江戸前攝津守　法名淨仙

華押如此あり　（等々力村にある所の賴康とある文書の判と同じ）

大工奉行　西村左近將監　吉重

鍛冶奉行　鈴木藤十郎　有宗

（同イ）大工　松原藤六　貞吉

石渡戸新兵衞　常久

（イ右）脇大工　山井大藏

由木內匠

| 惣大工 |
| 番工　番工 |

遷宮導師　鶴岡相承院法印快元和尙位

天文十五丙午年八月廿日

（イ無）若宮奉行　熊澤入道々珍

青木右馬助　安重

賴貞と有は、氏朝朝臣也と云り、氏朝は、慶長八年六十二歲ニ而卒去也と、左あれば、氏朝僅に五年の時也、亦氏朝天文十五年十二月晦日叙ニ從四位下ニ玉りと、位記ニ賴貞と有、隆彥按ニ、賴貞は賴康卿にはあらずや、此卿は永祿四酉年薨じ給ひし也、惣奉行江戸氏は、天正十八年御入國之後、其時之在名木田見と名乘、北見若狹守は攝津守の後歟、若狹守有レ故て斷絕す、
〇傍書曰、賴貞と有は、賴康卿の事也、大平文書と棟札ノ文と花押同きにて疑なし、

一文化九申年十二月五日、頼康卿二百五十回忌ニ付、義廣主一日
罷出て拜禮す、前年の取越也、

右這書者、諸記錄及老少口々相傳前書之說錄レ之
而號ニ世田谷私記一寛政九巳年三月廿八日爲ニ一冊一
以吉良侍從之入ニ進覽一其後亦增補傳ニ子孫一者也、
文化六己巳年十一月卅日　穗積隆彥（花押）改隆雄

世田谷豪德寺政忠朝臣の墓、廿年程以前とは向を替て、一本の
松のもとへ移して、寛政十未十一月中添碑を建る、其文は萬治
中革ニ弘德一爲ニ豪德一蓋今中興開基久昌院豪德法號、以ニ弘豪倭
音近一也云々、弘德院殿并政忠朝臣の墓ども五輪の頭のみあな
たこなたに殘りたるに、今他の五輪の臺と思しきを重てあり、
其重たる石に至德元年と有石あり、

盛時者右石碑建立之時、吉良の由緒の舊臣等よ
りみな〳〵助力したり、予が家にても乃公之御
代御寄附ありて、碑文之裏に乃公之御名あり、

傍書曰、世田谷豪德寺に古系一本あり、等々力村利左衛門方ニ
古系圖一本あり、右いづれも異同アリ、うつし置ぬ、

吉良家正嫡考

穗積隆彥述

吉良家之祖足利左馬助義繼朝臣は、左馬頭義氏朝臣之
三男也と諸書ニ見へたり、板本大系圖にも次男と玄
たるも有、亦三男と玄たるもあり、嫡子長氏朝臣、次男
泰氏朝臣、三男義繼朝臣と也、世說に長氏朝臣之嫡流
を西城之吉良と云、長氏朝臣の曾孫滿氏朝臣、次男
左馬助尊義朝臣を以、東城之吉良の祖と心得、尊義朝
臣八代右兵衛佐持廣朝臣の子、去（マヽ）時之時此家斷絕す
と云、持廣朝臣に、源淸康君之御妹聟にして、亞相廣忠卿は、持廣より一字を奉れり、贈 持廣朝臣之家も
東城ニ住して、後之東城吉良と云たるなる也、本朝略
名傳記に云、足利義氏の三男左馬頭義繼は、吉良東條
之祖也とあり、亦藤原公定卿之撰せられ玉ふ系圖ニ、
義氏之嫡子泰氏、次男義繼、三男上總介長氏、號吉良太郎 是
正嫡とあり、或は同書に長氏は泰氏の男ともあり、亦
印本ニ東條西城と記せり、東城西城あり、西城ハ今西尾也 此所
より　文武天皇御宇始て雲母紺青を掘出し獻ず、仍
て吉良との庄と云、亦公武大躰略記、足利左馬四郎義

繼ハ吉良之初也、上總介長氏今川之始也、尾張守家氏は斯波并石橋之先人也、次郎義顯ハ澁川之先祖也、四郎賴義ハ石塔之初也、宮內卿律師公深ハ一色之初也、律師義辨ハ上野之始也、法印賢寶ハ小俣之初也、以上兄弟七人ハ左衞門佐泰氏之息也とあり、（此書ハ兼良公撰）然ラバ義繼朝臣と泰氏朝臣とは兄弟にして、長氏朝臣を始賢寶迄七人ハ皆泰氏朝臣の息也、此書ニ而義繼朝臣ハ義氏朝臣の嫡子にして、吉良東城之祖たる事分明也、亦公定卿之大系圖にも、長氏或は泰氏子ともある上は彌分明也、然バ嫡子義繼朝臣、次男泰氏朝臣如レ此也、既ニ義繼朝臣曾孫貞家朝臣ハ、陸奥國一方の管領也、亦大系圖に、義繼息經氏ハ長氏の子滿氏、是を猶子とすと見へたり、又義繼之譜所ニハ其子經氏ハ滿氏爲レ子とあり、然れば經氏ハ長氏之息にして、義繼養子となり玉ふとの事を誤り傳ふることゝ見へたり、箇樣に不審ある譜ハ取用ゆるにたらず、長氏朝臣之流より東城太郎ハ出たる事ならば、何ぞ今義繼朝臣之後胤にて嫡男の外、次男より東城氏と名乘べきやうなし、略名傳記、義繼ハ吉良東城之祖とあるにて知べし、最初東城ニ義繼朝臣、西城ニハ長氏朝臣住し玉ひしに、義繼朝臣ハ陸奥國へ移り玉ふ政に、後之東城長氏之曾孫滿氏之次男尊義此所ニ住て、東城と云たることとなるを、後人是を東城之吉良心得、義繼之流をば奥州吉良と云來りたると見へたり、義繼以來陸奥國へ移り、曾孫其國の管領となり玉ふ程の家也、左あれば、今人之云東城吉良と云ハ、やはり西城吉良次男家なれども、是は東城ニ住玉ふ故に、是亦東城と云來るものと心得べし、東城西城と云事ニあまり心を附拘ぬべからず、東城吉良と云ハ正しく奥州吉良之家なり、

瀨名貞雄曰、長氏母ハ家の女房、二男泰氏母ハ平泰時娘也、仍て長氏は時之權威を憚り、嫡子たりといへども、退て泰氏を本家とす、泰氏亦本家を義繼に讓へたりと見へたり、依て義繼を嫡家と云なるべしと考へるは、是亦其理ニあらず、

右正嫡考者、寛政八巳年三月廿八日成二一冊一以吉良侍從之入二進覽一矣、

于時文化十年癸酉六月日

於二武藏野玉川里別業杉乃菴一寫之

平　盛　時

○南向茶話追加十八丁ウに、武州世多ヶ谷吉良ハ、家系ニ云、是レ則チ義氏の末男長氏、其子義繼始て參州吉良東條に住、吉良と稱し、夫より十一代の孫成高、是ノ刻キザミ將軍より武州世田ヶ谷、相州蒔田を賜はり、其子左兵衞佐賴康、其子左兵衞氏朝に至り、此地に居住する所ニ、天正十八年、小田原陣に、領地沒收、神君に拜謁同十九年、上總國に於て千百石の地を給ハリ、其子賴久の代に、仰ニ曰、吉良は一人乃外不レ可レ有ニ稱號ニよし、依ニ台命ー始て蒔田と改、左兵衞佐と號す、今に子孫連綿たり、是により、世田ヶ谷に吉良古墳事跡申傳るよし云々、

○松屋外集百十三卷五十則

沼田記

抑沼田之初其根元監、赤城山、子持山ニ相續、一面ニハ谷川山、武尊山、其内廣々滿々たる湖水二千幾歲ヲ不レ知、傳所人皇四拾代天皇白鳳十三年正月、日本大ジシン、諸國山崩、水涌出、人民六畜死、伊豫國温泉埋、土佐國田地五拾餘萬頃沒、伊豆國俄ニ一ツ之嶋出、上野國北山湖水ワキ出、上野下總押流、今爰以監にアマド切破、其跡自然と掘流行、下總國流出村と申處に赤城山大權現御留り、末世之印也、其後人皇四十八代稱德天皇天平神護元年七月、僧勝道初下野國荒山大權現開キ、日光山是也、同時赤城山開キ、扨又湖水跡何分舊事不レ知廣原也、自然不レ扣、民家遠國他國よリ集り來リ、隱里と名附、雪霜陰有之、然共次第繩詰り家作り繁昌、壹番和田之庄、二番庄田庄、三番忍田之庄、四番硯田庄、五番川田之庄、六番下沼田之庄、七番町田之庄、是ヲ七田之庄と名附、地頭も無レ之年年暮、佛神祭る事も不レ知、鳥類畜類のごとく、川狩野狩リヲ業として蕃、然處に人王六拾代村上天皇天慶之頃、相馬將門一亂關八州騷動止事なし、其頃都より平氏何がし流浪と成庄田之庄へ來り居住、所之者帶刀不レ知恐崇敬、月日を增主君之ごとくかしづき、近鄕之者集崇敬事言事なし、文武兩道兼備誠にケイナリける人成、後には和田之樣と申ける、然處庄田之一女嫁し、位フリ種なき一子を出生し、何れもかつごう仕、和田四郎と申ける、拾五歲之頃、鹿狩野狩業として、七田之庄官ナリ、其外近鄕之もの扣集り、壹番師之住人、二番石墨之住人、三番眞庭之住人、四番後閑之住人、五番瀧棚之住人、同根岸之住人、六番牧之住人、七番岡之住人、八番發知之住人、九番川場之住人、十番生品之住人、拾壹番古語文之住人、何れも集崇敬、和田四郎成人丑田之庄ガ娘嫁、繁昌し、庄十壹之番之住人駒之立どなし、あるとき和田之庄申やう、我父都より流浪之身なり、不思議に天道に叶如レ斯繁昌する事神德なるべし、鎮守を祭り子孫之氏神とせん、上之山に社ヲ立、三峰山大明神是都之神也、扨又和田之庄司一子出生歡際なし、其名を和田之太郎殿と申ける、成人彌增、右拾壹人之住人カッガウ際ナク、先例にまたがひ、三峰山ヲ祭リ、先祖之改ニ和田太郎、平經家と名

乘り、武藝弓馬强、諸國六藝之達者召呼れ、さながら一騎をも取立、保元平治一亂に平之淸盛天下一等權柄取、依レ之武藏上野下野之流人我も／＼と馳集る由聞傳、我も古へは平氏也、今不レ出者何世に可レ出と、經家拾八歲、上下人立之番師左京、二番恩田兵部、三番下沼田合人、四番町田主計、五番硯田平馬、六番川田圖書、七番庄田丹宇、合テ貳拾人、上下共出立いさみける、程なく京着ス、大將淸盛訴を申上、淸盛武將左樣也、目見へ申ける、經家御能上意たり、沼田之始終問邊言上、依レ之沼田、利根勢田兩郡之主たるべし、安堵之御敎書被レ下、暫在京可レ致と被二仰附一候、其外武藏之七黨、上野八黨、下野七騎在京、經家兩郡之庄官免許を給、其名を高あらはし、翌年歸國、兩郡之主萬歲うたいける、七田之庄拾壹番之住人門前に市を成、有時經家我かく官位登、能場所見立一城を築べし、如何々あらんと申ける、今の住居之場せまし、依レ之小澤原能所成、吉日をゑらび、土手堀二重に可レ致由、外堀深三間、敷高サ九尺、內堀深五間、貳間半、土手貳間、近鄉百姓役公屋敷、本丸共年中出來致候に付、町屋敷割和田之庄不レ殘引取、小澤之城名付、丑寅之方に當、瀧本山小澤寺祈願寺立、萬歲を謠、七田之庄拾壹番之家中立ならべ、此城一方川有、本丸之方に致候小澤川ト名付、扨又位勢日々に增、然る所に小川住人名作之住人、羽場之住人、布施之住人、須川住人、右四人御旗本に奉レ願、其上東は平澤住人、生井住人、追貝之住人、日御はたしたに被レ遊被レ下と願出、其外數を不レ知馳來り伺公、其節古椀着類切古物流出候、御吟味被レ遊、若後日如何あらんと申上、依レ之牧之住人、後閑之住人、小川之住人、右三人大勢添山を別尋見所に、高山之岩根に稻荷あり、立寄見れば老人男女居る、是は何方よりかゝる片地に居る、眞すぐに申せ、鎭ずるにおゐては今打殺と、てんでに太刀に手をかけひねりけり、老人答テ、我々奧州より迷ひ候者成、奧州亂世山越、是まで罷出けり、越後之山里に參り、飯米を支度致、平日は猪鹿申を取給物に仕候、貴公樣方は何方より御出被レ成候、我々は是より十四里程里に出、此國之大將より位を蒙り參候、扨又此國に御大將御座候はゞ、憐御慈悲に御手下に被レ成被レ下候はゞ難レ有奉レ存候、其名を何と申ぞ、乍レ恐それがし阿部之末流宗家ト申者、先祖は壹騎前も仕候、忰貳

人御座候、被ニ召寄一御出被ニ下置一候はゞ難レ有と願候、私義は明ト不レ存、依レ之谷深奥州道遠し、其故藤原申候、然ば大將へ申上候、此地被ニ下置一隨分切開可レ申候、私一類共越後之山里に長男壹人御座候被レ召可レ被レ下候、則野人ふとく、阿部之力丸ト名乘申候、此段御大將へ申上、御怡際なし、然る所へ東入より申上候は、壹番に花咲之住人、腰本、土出、小川、右之村々之住人、其外大勢にぞ願出るは、我等住居仕候山奥ゟ人間共不レ知、惡鬼共不レ知、住居之里へ出候、人を追拂ひ給物をかすめ取、民家をなやませ、御退治被ニ仰附一被ニ下置一候はゞ、本山に入手下に可ニ罷成一、然ば案内可レ仕候、壹番川場之住人、二番古證文之住人、三番岡之谷之住人、四番生品之住人、五番發知之住人、六番平澤之住人、七番生井之住人、其外東山に入者、土出之住人、小川之住人、腰本、追貝之住人、其外名有者共里々村々より吉日をゑらみ、惣人數千人之餘打立、籠居賊人皆阿部之末流、有時者湖水勢多郡深、扨々たやすく返成候、阿部貞任末流ならん、奥州よりまよひ出、此所に住居する也、折々奥州方會津へ相出、押取切取業として月日を送り、人之妻子を取、又は此東山入て妻子をうばい取、ゑゆでんどうじのごとく也、依レ之大將經家出馬、東西北ゟ人を廻し、食責可レ致候、大手からめ責けるに、大勢に無勢晝夜不レ限責られて、うへに及し大將を生取、經家前に引出、己何者成、此山に住居して氏家をなやます、阿部之貞任宗任曾此所にゑのび罷有、我は多勢丸と申者、住家無レ之此所に數年罷有、猪鹿申飯食仕、今如レ此むねんの次第と齒がみをなして申ける、則首打落ごく門に懸たりけり、其外同類打殺したり、所々うばい取たる男女古鄕へ歸しける、大將經家歸陣候、大小太刀在々所々御褒美被レ下候、

一、人王八拾代高倉院御宇淸盛惡逆、木曾義仲信州より一騎起、北國西國不レ納、關東には賴朝公寄々廻文、義經忍ニ奥州一隱便ならず、石橋山合戰發り、經家熊谷治郎由身有故同道、壹番馳向、夫より賴朝打負、上總義助同心合打勝、賴朝萬歲後、經家近習たり、上總之助加勢關八州人數百貮拾萬騎、夫より賴朝義經心を合打勝、賴朝萬歲也、經家近習たり、沼田之城主永代安同御敎書被レ下、鎌倉に在番ス、翌年歸國之暇被レ下、沼田へ歸城ス、經家嫡男三つ峰ゟ登り、其名を

改ニ沼田左衛門之尉平經信一、次は女子うつも利根姫と申、器量餘にすぐれ、夫婦の御てうあい世にあまり、然る處に經家七田之庄十壹番之住人召寄、此所暫住居するといへ共、城内せまし、是より向瀧棚之原城内廣取立可レ申と被ニ仰付一、夫より吉日を撰、是北東西岩、南壹方原也、繩張外堀内堀本丸三之丸搆、小川之堀を引拂、士屋敷、町屋鋪移シ、其上根岸之瀧棚へ民家引移、築作出來、則瀧棚鎌岩之堀名附也、經信は師兵部娘嫁ス、男子出生、則兵部うぶ親にす、然處利根姫美女たる事、頼朝悅義無レ際、經家も彌出當也、程なく利根局懷妊と聞へける、然處政子聞給、下部に申付、利根をうしない、夜に入可レ參段申付給ふ、頼朝聞付、然者其儘には叶まじとて、代官等に被レ下、其夜こしに乘せ、西國方へ遣とかや、其御衰氣之藤九郎あり亦懷略と成、政子承失可レ申段、美女たる事、頼朝之召寄、則丹後之局と申、御てうあい無レ際、又懷略政子承失可レ申段、下部に申附、あやうき所に、本多何家は頼朝被ニ仰附一こしに乘、其夜大坂さして急ける、住吉邊にぞ行暮、庵室有、立寄見ればゞ、庵主右行之もの伴女子を連、一夜は安事、只々一夜頼と、本多則丹後之局御入、急にいたはり、夜半時分出産之氣ざし有、牢坊本田立さはぎ、近所氏家を尋、老女をたのみ取上、玉の樣成男子也、片わら成信家をたのみ、月日を送り、此若君成人には不レ成、隨分と大切にいたはり、年月をへて、既に拾壹歲之頃、頼朝公大佛供養に上京之砌、本田丹後之局打連れ、御若君諸共に御先にたゝずみたり、御先拂之武士何者成とあやしみける、本田罷出、我々御訴訟申上度事御座候、此段申上、頼朝公御目通へ被ニ召出一御免有、御こしより飛出給ふ、扨々本田が忠節、丹後局がふし物不具、則秩父之重忠へ被ニ仰付一、旅宿改大勢之人々終計也、夫より其名を改、鳴津之三郎と申、大隅、薩摩兩國被レ下とかや、扨又經家悴左衛門殿、頼朝下向之後、鎌倉へ被ニ召寄一、經家老衰たるに依て、沼田其方自今安部爲べし、經信難レ有仕合奉レ存候と沼田へ歸國ス、沼田勢多利根兩郡之由來書附出可レ申段、重忠を以被ニ仰附一作レ恐歸城ス、家中之面々途中迄罷出恐悅申上ル、經家老病養生不レ叶死去、經信初家中闇夜之ごとくなり、古城を名附、法城院殿心岸圭田大居士ト號ス、元龜三庚午六月十五日也、

抑沼田利根郡と申事、其水上は奥州金花山、其先はあや切湖水平形ナリ、たへず流出ル、金花山裏通りにて、金水たへず、凡沼田より三拾里程奥にぞ金水流るる也、利金水之文字返して利根利金相生乃義を取なり、扨又勢多郡と申事、從ニ沼田一廿五里程奥に湖水あり、大湖水多勢丸住居之場ゆへ、おせの沼と申なり、此流は勢多郡俗に多勢之沼と申也、

一、人王四拾五代聖武天皇之御宇、行基大師吉備大臣入唐歸朝之砌、日本三拾三箇國六十六箇國に改、後諸國順見、然所奥州小田郡より黄金出る、初而獻上する、依レ之金水故利根川と申事也、沼田左衞門平經信は父におくれ安事、家老家之子召寄、我かんがへる所、此城大鋪居所にあらず、是より下瀧、棚倉懸ケと申所如何に候哉、壹番に師兵部、忍田舍人、庄田隼人、硯田左京、平澤豐前、仰御尤に存候、御忌服明候はゞ、被ニ仰附一可レ然と御請申、材木は川田より可レ出、月日迄り、經信忌服濟、夫より吉日を改、本丸三之丸兩輪構屋敷町割普請年中に出來候、移徙祝義にて、家中萬歲樂謠けり、然る處鎌倉より申來り、實朝公天下之讓を請、賴家不行跡たるに依り、鎌倉に馳登り、繼目申上、御禮相濟、御敎書頂戴、歸國家中之面々途中迄御迎萬歲謠けり、其上川田の住人平井右近一女嫁ス、則城入濟、蓬萊を莊り婚義整ける、然る處十月より大雪降、東西南北之往來留、凡雪壹丈餘有レ之故、死するもの多し、經信米石を出し民を救ル、則經信一女、次は男子也、成人之後、女子は下沼田之庄婚義被レ下、次男今年十五歲、父に勝テ武道能、則三峰山登エ、氏神を拜シ泰經ト名乘、家祿を繼、家老家子一等に恐悅申上、然處鎌倉より飛脚到來、實朝公逝去、依レ之御世繼無ニ御座一、執權陸奥守平之義時、政子と談じ、京都關白道家公四男賴經と號、天下政子簾中政取、依レ之泰經鎌倉へ馳登り、繼目御祝義申上、御敎書給歸國之願、其上北上野、沼田、片地取、山賊强盜さかんにして難レ鎭、依レ之早早御暇願上出立可レ有候段被ニ仰附一歸國ス、家老惣家中途中迄罷出歸城ス、千秋謠相濟、有時泰經申樣、我兩郡之境を不レ知、誰か參候は可ニ相究一候哉、忍田舍人、師兵部、和田之庄司、平井右近、右四人境目可レ遊と被ニ仰付一、先壹番沼田之舟渡境とす、夫より戸鹿野舟渡越あやと坂峠境を立、夫より空澤通り、夫より不動峠境を立、爰に名棚誂住人鈴木内匠と申一騎當千之

者罷出、御先祖御先仕、八數合夫より須川大度峠と申所へ出、亘立、夫より布施猿ヶ原と申所へ出、長井三國峠へ懸り、社人罷出申樣、傳承候、古へ行泰大師御通り之節、飯場御見立、則三社權現之印立、是三國之境なりと被レ仰、其後往來之者難所を安事參り、錢を掛置たまりて神社と成、

上野國赤城山
信濃國諏訪　　是則三國三社權現也
越後國彌萬孫

此所を境と遊下向、猿ヶ京に歸、夫より湯原ト申處に案內、峠を越湯原より谷川、此所より越後通り有レ之と聞、成程步行道御座候、越後何と申處出ルニ、山里と申所へ出候、夫より段下り、米石洞と申所も出候と申上ル、此高山越後迄上州境と定、不盡山ト申、又奥に藤原と申所有、奥州迄谷ふじゆへ、不盡原と申、是より奥州何程有と申、大方十里餘も參道無シ、大木之下又拾里も有レ之、奥州金山之裏へ出、夫より御通可レ被レ成候、我々此谷は被二仰附一候而も、鬼神に而も及不レ申候、然者末々可レ遊ト、夫より湯原へ歸り、川を越、牧村に出、是より佐山村へ越シ、案內罷出、大沼村を越御案內、左之高山は何と申、是は天ふだんゆきふり申候、夫より發知村へ出候、此所に木村字母と申者永ク御座候御案內、扨又此向山は何と申、此山は弘法大師諸國廻り之時、此所へ御出、大唐之五大山口、太瀧藏山と被レ仰一ウ可レ有と被レ仰、依レ之所は麓壹ウ建立仕候、其後は庵主も無二御座一候、金山の水流なり、此山所之もの申には、發知山と申、夫より川場へ御案內可レ仕候、川場より案內とうげへ被レ出、このところにゆしま庄司御先を仕、一宿あそばされ、是より古證文むらやまのふもとをとおり、ひらさはと申ところへ出、爰に平澤豐前と申もの御迎に出、生井村、棚村之もの共御迎に罷出、是より東谷入へ可レ參被二仰付一、此奥山難所にぞ人馬立兼候由申上、是より會津通り東入へ廻文を遣御迎罷出、追欠村金子之住人、小河平澤之住人、土出村星野住人、腰本村圓村住人、右之者共御先拂、戸倉と申處へ村、里々村々谷々之者集り、是より會津迄何程有ぞ、如何樣八里計り御座候と申上る、馬足立不レ申、則戸倉、土出、小河へ被二仰附一一宿被レ遊、此山奥は何と申所ぞと御尋、去古岡部之多勢丸と申盜賊此里をなやましゝを、御先祖御

退治被レ下、今は安隱御座候、其先は何共知り不レ申、奥州程近ク御座候利根川之本なり、金山之裏へこの多勢丸之湖は皆勢多郡會津之境究、夫より御歸沼田江右之趣段々言上、泰經、師左京娘婚禮、城入相濟、家中恐悅申上、萬歲謠、泰經申樣、領分之道橋隨分能、民之困窮無レ之樣可レ致、薄根川橋三箇所懸片品川地領入合、沼須舟渡、利根川、戸鹿野むらふな渡、後閑むら船渡可レ然、出水等有レ之ば、日本一之要害名城也、經泰男子出生歟なり、然處鎌倉より廻文來り、今度賴經公逝去、賴嗣公へ御世を讓申候、早速馳登り、執權武藏守時氏御目見へ相濟、鎌倉上番可レ仕候と被二仰附一、沼田安部之御願書被レ下、翌年御暇被レ下、御城より家中之面々途中迄御迎出、萬歲を謠けり、泰經男子成人、今年七歲、三峰山江登り、御供師左京、忍田舍人、根岸兵部、右三人登り山神を拜、其名を改め、沼田勘左衞門平之安泰號下向ス、文武兩道達者、家中諸士敬ける、月日重り次第に父に勝り、國も治る御勢也、然處に鎌倉より廻文來り、今度賴嗣御逝去、御世繼無レ之、後嵯峨院第一皇子宗尊親王鎌倉へ下り、天下之將軍と成、泰平之由申來り、依レ之早速馳走、執權相摸守平時賴御目見へ仕、鎌倉在番たり、鎌倉之親王五代に初、時賴におとない民懷、六拾餘州無事、翌年泰經沼田へ歸國被二仰附一歸城ス、家中面々途中迄御迎城入、恐悅申上ル、然處泰經病氣重り、安泰を取立候樣に申則逝去、人々かなしみ限りなし、月日積り安泰父之跡を繼、纂目ノ其上鎌倉江登り、繼目申上、安堵之御教書被レ下御歸國、治事第一也と被二仰附一歸國、家中面々御迎萬歲謠ける、皆々武藝第一に致と被二仰附一、弓馬懸り行、稽古專也、猪鹿狩なぐさみたるべし、天下大平ト申は此節なり、安泰今に御てうあいなく、町小澤主計娘嫁入、何も宜敷申上、婚儀濟、然處沼田町大小賴狀上、御城水不足に付、町々難儀仕候、何卒上水御奉行被二仰附一被レ下候はゞ、行德無水も可レ參處、水引落に付行届不レ申候段申上、依レ之鹽野井平右衞門上水之役被二仰附一無レ滯可レ參候、足輕三人平井隼人急申上、上水境中山之賤人出馬合而貳百人計押込、在家に押取仕、何共難義仕候、御人數御借可レ被レ下申上ル、早速可レ遣と根岸大膳平井隼人兩人手下三百人指遣シ、則峠に而弓引懸ケ、鏑をならし、打かけ〳〵、坂之麓へ追落し、石を飛せ、いきもつがせず追敗シける、跡を

も不レ見して逃にけり、暫飯屋を拵、十日計見合せけり、其後は音もなし、何れ歸けり、安泰如レ此申上ル、境を押込所、早速打拂事勢力すぐれたりとて、御ほうび被レ下候、去程安泰一子出生男子、御悦際無、然處文永拾壹年鎌倉より宗尊親王御遠行付ニ、早速鎌倉へ馳登、則惟康親王御代執權相摸守時宗へ御目見仕、依レ之沼田之事御尋之上可ニ申上一、鎌倉在勤被ニ仰附一、安堵之御教書被レ下、翌三月歸國之御暇被レ下、御城御安泰、嫡子成人、今年七歳、三峰山に登、御供師左京、庄田左門、忍田舍人、家臣氏神並拜、沼田上野之助、平之常泰と號、則下向、父御歡限なし、然所に須川之住人須川兵庫注進、上之山大道峠之城下に我妻郡之賊人日々に峠に追入、此方之民家をかすめ、里に出而狼藉仕候、御加勢可レ被レ下と申候、則三百人被レ遣、手勢共人數五百人夜を日についで急ける、此方麓ニ小屋を懸、弓鑓棒構々之道具を拵出向責戰、賊人責立られ、或は疵請或は生捕終ニ博、跡方口なく追ちらし、又は可レ參之峠にをり火を燒き、凡十五日程詰居たり、沼田へ歸、右之段逸々申上候へば、御目見得被ニ仰附一、此度之出勢去儀何れも休足の御暇被レ下候、扨又常泰成人被レ遊、勇力當年拾五歳之春之頃、領地之山々猪狩可レ致也、雪澤山に有時節也、家中諸士に被ニ仰附一、三峰山は鎭守山なり、その外之山々狩可レ致と被ニ仰附一候、發知へ川端山勢子之人數を出、勢子大將は發知たるべし、日々に狩をこのみける、然處安泰老病を引請、養生不レ叶逝去ス、成孝院殿春王道英大居士、成孝院開禪也、家老家中寄、常泰をいさめける、父之養生不レ叶天命之究所也、則山陵へ納被レ仰となり、常泰月日おくり忌服過、家中大小之士、古軍之事申渡シ、領內之民之歩行なし、淸道但しく鎌倉より廻文來り、其書に曰、惟康親王御遠行、御世繼無レ之、深草之院第二之皇子久明親王御世繼給、執權相摸守貞時也、常泰早速鎌倉へ馳登、貞時へ御目見仕、常泰申上は、拙方代々之先祖相談納候所に、近年賊人徒原境領內をおびやかし、御地之ものかすめとり、雪國に而雪霜之間、四箇月程限り難義仕候段申上ル、尤に被ニ思召一、則御暇被レ下下向、家中之面々大小途中まで御迎に罷出拜祝ス、城入萬歲を謠ける、常泰忍田舍人娘婚儀調、城入御悅限なし、年來程有テ懷胎身彌大切、臨月を待所、若君御平産、御歡際なし、然處追欠金子市藏と申もの

注進、近郷東上州新田之方、幷山家のものども根利家之棟峠と申所、其より在々所々かすめ取り、男子かどわかしける、難義仕候御加勢被レ下追拂、あんのんに仕度義願上、御老人數三百人差越、何れも長柄之鎌鑓弓矢長刀やう日について案内させ、右之峠近に飯屋立待居たり、あんのごとく百人計人有共不レ知峠へ上りける所を、すはやと追懸られ、思寄らぬ責道具打ず打れず大勢無勢、不レ叶賊共命ヲおしみ逃所ヲ、追打に弓矢を以討懸ヶ打ちらし、暫見合居たりけり、番所と所之者差置、皆沼田に歸り遂ニ一右之段言上仕、遠方別而太儀至極と御褒美被レ下、何れも在所に歸り、休足可レ仕と被ニ仰出一、扨又常泰一子成人、當年七歲、吉日を改、三峰山に登り、氏神を拜し、御供師兵部、和田之庄司、庄田右衞門、右三人登山致、並拜仕、沼田右近太夫平泰景ト改、和田大膳と申者根元緣傳也、和田常泰申やう、鎌倉におゐて祈願菩提寺ト申事有、此城下に兩寺建立すべし、則新田大光院僧ト申趣呼寄、正覺寺ト號、新田、瀨良田、長樂寺僧呼寄、三光院號ス、各各一ゥ建立、然處に町田主計申上候、此頃上之原に夜夜光物出、往來成がたし、何卒御吟味被ニ成下一候はば難レ有存候、小澤大膳同道に而參候處、見る所に二ツ之塚有、堀くづし見れば、黃金之觀音一體光りをはなつて出る、是は所之守護也、大切に致、其所に一ゥヲ立、堂を立、則別當は堀口民部に被ニ仰附一ける、其頃鎌倉執權より廻文參り候、久明親王御遠行に付、守邦親王に御世を讓り、早々罷登可レ申、依レ之其時鎌倉之執權相摸守高時に繼目之御目見仕、則鎌倉在番可レ仕段被ニ仰附一、翌年春歸國之暇被レ下、沼田に歸ける、城入恐悅申上ル、然處嫡子右近之太夫當年拾七歲、何れ成共妻を見立可レ申段被ニ仰附一候、家中面々忍田舍人申上ル、平澤息女可レ然由、則平澤に被ニ仰附一候、難レ有御請申、吉日をゑらび婚儀濟、其頃新田足利兩家より內通折々也、鎌倉高時惡行日々に重り、時節見合一騎おこし可レ申段一身連判之廻文來り、彌相違無レ之趣申候、月日送軍張高時さらに其いろ不レ見、然共每年鎌倉出仕はやめざりけり、右近之太夫男子出生、父歡際無家中彌恐悅、然處常泰病氣に付、養生不レ叶死去、家中大小闇夜之燈きへたるごとく、弓馬之家に生城主國主は、只誠を以民をなで、士卒ヲ扶持する事第一之可之名君也、月日送り家老役人被レ召、郡中に觸

をなし、ほどこし實をくばりけり、新田之內通もだしがたし、家中之若士武藝を磨べし、弓馬別而磨べし、强くありけん、然處右近之尉、父之繼目可二申上一鎌倉に參上ス、高時御目見仕、安堵之御敎書被レ下、暫在番可レ致ト被二仰附一、翌年沼田歸國ス、家中之面々三日三夜萬歲謠ける、

正慶二、鎌倉にて守邦親王薨、御年三拾三、同年新田左中將源義貞高時亡ス、北條九代百五拾年にて亡、是より一亂起、日本國中刃ヲケツリ止事無、高氏打負西國へ落ける、義貞利軍加勢才束、依レ之新田より猶才束ス、義貞勝ほこり、こうとうの內侍を被レ下ける、高氏西國より押來り、義貞打まけ高氏天下をにぎる、然共國之庄官國主駈動止事なし、然處右近尉嫡子當年拾壹歲、三峰山に登り氏神拜、御供師民部、和田庄司、庄田右衛門、社人和田大膳、則神前並拜、沼田左衛門尉平義景と名乘ル、則御下向、扨又鎌倉にては後醍醐之天皇第貳之皇子大塔之宮尊雲二品親王治世三歲、直義がタメニ薨、同第三之王成良親王治世三年薨、是より鎌倉親王五代滅ス、尊氏天下一等、六拾四州掌に入トイエドモ、三代義滿に漸天下納ル、天下泰平ト成、同拾二年之內、去程に右近之尉泰貞、直義之使鎌倉に相談在番ス、鎌倉におゐて病死之段飛脚到來、左衛門之尉義景早速馳登り、父之遺蹟繼目、鎌倉在番被二仰附一相詰ル、沼田は家老共計り相守、然處新田義貞之餘類越前越後より三國を通り、沼田に流浪シ、爰かしこの民家をさわがし、其上新田館邊より沼田に押寄、若シ別心あらば於二一戰一可レ及段申越之、依レ之左衛門尉鎌倉在番、此段早々申渡し、差圖次第早速歸國致、一戰ニ及候はゞ、加勢可レ付段被二仰附一、頓而沼田より急ぎ城意する、沼田にても今哉〳〵と待駒引立ける、其上越後通之勢、新田より之勢前後より責懸る、左衛門尉申やう、兎角無二申譯一、家中之士誰壹人先應一身可レ仕旨申、其上兎も角も時之シキニ可レ致、依レ之新田之陣屋へ使を立、一身可レ仕、庄田成馬に申付、沼須川向之陣屋へ罷渡、大將脇屋義治へ申上、向後は鎌倉を打捨、御身方可レ仕申上、其義神妙也、則返禮指出可レ申段、大森之後何寺、細須田豊前等を引れ、新田之一族軍用催促所々觸ける。左衛門尉沼田之城に誓居ス、然處家老面々打寄、君には御てうあいも無レ之、幸イ岡谷兵部が娘美女に御座候被二召寄一可レ然

と申上ル、尤に思召、兵部へ此段申聞せける、難レ有御請申、則吉日を改、婚義濟、扨又都に者建武二年より應永元年まで四拾年之間、京都吉野年號兩朝二立、吉野皇居も五拾貳年に而滅ス、一天帝王ト極ける、然處に沼田に而左衞門尉出世せんとすれば、新田より押寄、又新田へ組せんとスレバ鎌倉も無二心元一、如何せんと家中一等評議、先暫見合テ世中を御議勘可レ遊段一統に申上、尤に思召なり、月日重り左衞門尉男子を設御歡際なし、然處に鎌倉より廻文、兩上杉管領相極、和田之餘類悉打果、天下一等納り、早々馳登り異義無レ之旨申上、則鎌倉在番可レ致段兩上杉より被二仰附一、浦浦嶋々迄足利殿一類意恨懷者なし、義景も鎌倉に相詰、沼田は家老取計、然處義景之男子當年拾五歲、父は鎌倉に御座候へ共、家老打寄、御父は當主たり共、御名を改則三峰山へ登り可レ然、御供師左京、眞庭大學、後閑舍人、右三人登山せり、社人和田大膳祓幣取並拜、沼田民部太夫平之家景ト名乘、則下向之威勢ゆゆしける、扨又鎌倉には兩管領位をあらそひ、意恨如レ山、表は睦敷候得共、數年御迎拜烈、嫡子成人御覽、御悅は際なし、家老之面々國之□法御聞被レ遊、少も違亂無レ之段吉慶たり、然處大胡豐前、樽村、細村、南雲村ヲ掠押取、夫より長井川ニ村森下まで押領せんとす、依レ之大森之後何寺より飛脚來り、右之段加勢可レ被レ下ト急に乞候、則物頭ニ組、大小之士惣人數三百人直に早馬を飛せける、大森も大勢ニ手に成て相待ける、豐前も是にたまりかね、永井坂へ引にけり、暫窺ける、坂下へ押詰、山手にかゝり、遠見を置、ぶせんも今はせんなしとて引にけり、自分も暫日を重て大森へ引取、沼田勢も直に歸けり、大森方眞下之一族に返禮に出陣之面々禮物持參せり、扨又家景當年拾八歲、御妻女なく、依レ之西山兵庫娘可レ然と申上、尤に被二思召一、右之段兵庫へ被二仰附一、難レ有御請申、吉日を撰婚儀濟、扨又大森壹等平日片品河通境論日々止事なく、此方よりも手痛く責防、重而手を不レ入、扨又義景老病に而醫藥不レ叶逝死ス、長男家景遺讓、正覺寺山後納葬愼成月日迄忌明、家中之面々繼目之御祝義申上、今度鎌倉へ出立之御供立被二仰附一、吉日改出仕有、急鎌倉參着ス、兩管領へ御目見濟、則父之遺讓無二相違一安堵之御教書被レ下、在番被二仰附一、翌年歸國御暇、沼田へ歸、家中面々御祝義申上、此節京都には

高氏、西國にては毛利弘元、赤松一等、駿河義元、尾張、小田原北條、甲斐信玄、越後之景虎、在國出立なし、依レ之兩上杉可レ責ニ領關八州一思召之出立也、其味方數を不レ知、扨又家景男子出生御歡際なし、成人を待にけり、鎌倉兩上杉相論互に止事無、其上小田原北條に打破れ、關東數年之戰、管領長尾景虎壹人にて意振、其上一類共在所越後日々押領ス、箕輪之城主長尾信濃、白井之城主長尾上野之助、平井之城主長尾武藏守、然長尾信濃守沼田へ入魂有レ之互に睦敷、則沼田、景虎旗下と成けり、沼田家景嫡子當年拾五歲、氏神三峰山に登家名を改、御供師左京、忍田舍人、和田庄司、右三人社人和田大膳神前拜し、沼田上野之助平景貞ト名乘下向、家中一統に恐悅ス、然處に箕輪之城主長尾信濃守より飛脚來ル、其文に曰、我等今貴殿と入魂之上は、長く御身結び可レ申候、依レ之治女貴殿娘に可レ遣如何と申越候、家景歡けり、急ぎ家老壹人可レ遣、則忍田舍人に申附、早速罷越大悅と申、然ば婚禮は當十一月差越可レ申と相究メ、舍人御暇乞罷歸る、家景に右之段申上、御歡際無し、普請申附、御望之通り程無出來せり、十一月初旬に至り日限究こし、迎に大勢指越、箕輪より沼田迄楠之はを引、沼田着城內へ入にけり、家中面々上下御歡申上ル、景貞御夫婦睦鋪、父母之御怡不レ淺聞へける、程過上野之助景貞、箕輪之城に着ス、信濃守出向御禮濟、一間にゑやうじ、景貞立廻りを見て御歡不レ淺、貞方へもけんざん、日本一之士と申ける、貞方申樣、當所鎮守は榛名大權現御座を立くわんじやう致旨申候、景貞尤に思召、別當に申附、沼田へ移ス、當所八幡關東初之八幡、是も勸請可レ申ト、板鼻之八幡是也、戶鹿野村に建立、榛名權現は根岸村に建立、是より御領內惣鎮守也とて、人々敬參詣ス、其後根岸村を榛名村と申傳也、右兩社城主より御建立なり、然處に鎌倉管領小田原北條威勢強ク鎌倉を押破、管領憲政を押拂、北條之天下之如也、依レ之憲政は武藏平井へ欠落、爰に暫住居ス、然處甲斐信玄責ニられ、爰にも不レ叶、越後へ逃廻、景虎をたのみ、管領職をゆずり隱居ス、依レ之景虎位勢強ク、其頃白井長尾意元入道、色々知謀を通、入道申事も不レ用シテ終に平井落城する、憲政爰かしこにて打れ、或は三國通りも有、或は沼田通りもあり、沼田之內下沼田と申處に百人計り待休にて打れ、湯原通り上牧小松ト申處に而

も打れ、或は出水に流れ、殘は越後に行とて道にて打れける、長尾信濃守、信玄に多度責られ、意玄入道も打れ、關東大方北條になりけり、沼田は景虎加勢にそ、信州川中嶋年々數度之戰止事無、小田原北條越後領押寄、前橋、平井、箕輪、白井、沼田は越後領也、景虎と度々打出、又信州へ信玄打出兩度戰、不意を破る、然共年若成大將にて、其上管領印を持、京都より義輝敎文被ㇾ下、輝虎ト號、北條次男養子に致シ之づか成、然所輝虎三拾九歲に而病死、此樣子見て信玄之諸士勝賴に所、直に我妻郡不ㇾ殘責取、横谷、西窪、湯本、鎌原四人打シタガイ、是を案内人にシテ沼田ヲ打取り可ㇾ申、案内致せと申、眞田彈正忠手勢三千引取、我妻より中山通り責落、夫より沼田に急ける、程無沼田押寄、時之聲上にけり、思もよらぬ事なれば、あはてふためきまよいける、其勢雲霞之ごとく也、家老面々打寄、兎角城を明降參いたすに之くは無聲をふるゑて申ける、依ㇾ之景貞妻をつれ住シ城を忍び出、貝野せ通りを落行ける、家老共眞田に降參仕城を渡ける、矢澤但馬に騎馬相添、諸士を籠置、城主景貞出奔、尋出候はゞ先地を無ニ相違ニ可ㇾ被ㇾ下候相觸ける、景貞は妻子引連、夜に紛新田之方へ落行、然處金子美濃ト申もの惡逆無道者尋出し、先地に成申さんと、則跡を之たい、景貞に尋逢、眞田軍勢皆々引歸り候、先君御壹人は忍太御歸被ㇾ成と申候、先久屋通り夫より町田觀音堂へ廻り、是より御之やうぞく御仕替、星口論より御入被ㇾ成と申、是に御家來皆々打寄、御迎と申上る、左樣ト思召、則本輪へ廻り門に入らんとする所、同侍懸シ士共首打落、其首大將へ美濃差上、則御ほうび被ㇾ下、其上金子美濃儀は數代之主君ヲ打事、大逆無道之惡人也、依ㇾ之我妻川原之穽へ入、諸人之見せしめたるべし、其後我ト死ス、海野能登、矢澤但馬、交代城代ス、然處小田原北條、關八州不ㇾ殘納、片地沼田を殘置事、依ㇾ之軍勢押寄手もなく責落、城代壹人たまりかね城を渡しける、其後猪俣能登守御せんぎきびしく、眞田ふせく、北條も末に成、秀吉公に責落され、扨又猪俣能登守ト出奔ス、關東權現公御領ト成、關ヶ原陣之時働に付、眞田安房守昌幸に天正拾八年入部、同伊豆守信幸、同元和八年大內記信政、同河內守信吉、同伊賀守信行、同彈正忠信成、六世に而天和二歲酉之十一月領地沒收、おしむかな沼田之城主

始眞田安房守貞方、本多中務大輔平八郎忠房之娘、其上權現公御孫也、昌幸沼田に暫居城ス、依レ之貞方御願に付、天守迄立る者也、大蓮院殿から町正覺寺ニ御靈供有レ之、奥方沼田領分に鎮守、信州之諏訪大明神勸請シ、村毎に立ル、其上武尊大明神、日本惣鎮守也、是又可ニ相立一被ニ仰附一、眞田安房守沼田物領之時節建立致候也、天正十八庚寅年也、眞田伊賀守迄六世にて沒收ス、其濫觴ヲ尋に、伊賀守元妾腹に而、沼田領内小川五千石にて部屋住之人、成人後何卒信濃守拾萬石心懸、常に其心のみ、然處に河内守ゟ信州拾萬石家督渡、沼田三萬石は伊賀守へ渡る、心外に請取、城主ト成、夫より松代と觀音へ不レ通、是より同高に可レ致ト領分三萬石新撿を入、拾三萬三千石に打出シ、依レ之領分百性ゟ過役申附、難儀日々に增シ、其上浪人ヲ高知行にて召抱、年々として不勝手に成、依レ之江戸兩國橋かけ替に付、何方之地頭成共望之方へ手金として三千兩成とこ之御觸に付、伊賀守信行、永城代之面々諸役人被レ召、近年不勝手に付、我領分に此通り之橋木有レ之哉、若有レ之候はゞ三千兩請取勤仕度、幷に當用にも成り、其上材木出方は尋役百性に申付如何候と被ニ仰出一、諸役人御尤に被レ存候、御注文御請書差上、來年八月上旬に兩國橋場へ着可レ爲レ仕ト申上候、家老幷山奉行普請奉行傘帶役なり、連判證文可ニ差出一之旨御下書被レ下、家老無レ之、根岸宮内川田押込置、假り城主舍人家老判、山奉行宮下七太夫、麻田權兵衞右三人連判證文差上、則三千兩之金請取、首尾よしと歡夫より藤原山、發知村、川幡村、佐山村、手別材木御注文之通見立不レ殘根伐致、出シ方は領分之百性役に申付候處に、未申酉三箇年大ききん、百性夫食無レ之、材木山出し成不レ申、年中懸りても里へも不レ出、數年按立られ候事、其上八月中旬之證文暮に成り而も城下へも不レ見、延引之返事も不レ申躰、其上大將家綱公度々之乘打立林樣之時も無レ之、不禮數度に至り、口數箇條御書申分ケ不レ立、伊賀守天奏之召靑縄かけ、宇津之宮奥平能太夫殿へ御願、御家門之面々不レ殘所々へ御預ケ、沼田之城破却之御附、依レ之御城請取、御上使には安藤對馬守、新庄因幡守、其外大勢無ニ異儀一渡シ、夫より天守引たおし、堀埋土居くずし、一城官廣原ト成、御代官竹村惣左衞門、熊澤武兵衞、新町土屋鋪貳軒殘し置陣屋と

す、然る處に借置し橋木材木屋長嶋屋長兵衞へ被ニ仰附ニ半年計りに江戸へ着ス、百性願に附、則貞享元年より新撿被ニ仰附ニ酒井雅樂守樣へ被ニ仰附ニ五百三千石餘に相定者也、天和元辛酉より元祿拾五壬午迄貳拾壹年御代官所也、

棚守房顯手記

抑嚴嶋大明神ト奉レ申ハ吾朝推古天皇ノ御宇端正五年戊申十二月十三日、此嶋ニ來輪御座テ悅玉フ、當社信心ノ仁等子息繁昌シテ福喜榮花ニホコルナリ、去程ニ清盛入道殿參詣ノ時、ウツヽニ白金ノヒル卷シタル小長大刀ヲ玉リ、此劔ヲ以テ一天四海ヲ吾儘ニヲサムベシ、但惡行アルニ付テハ、子孫マデハ守ガタシト御神上セ玉フ、彌清盛福原ヨリ月詣テ在リ音渡瀨戸其砌被レ掘ル、

一高倉院當社御參詣事、治承三年四月三日御着岸ナリ、二夜三日御社籠經會舞樂等執行、神主佐伯景廣位ヲ上ル、座主尊永大僧正成玉フ、社家六人、內侍三人位ニツク、黑木ノ御所ヲ被レ立ル、御宿清盛內侍ノ宿所ナリ、瀧宮ニテ三井寺高賢大僧正、

雲ゐより落くる瀧の白糸ニ
契ヲむすふ事そうれしき

二夜三日在テ御乘船ノ砌、徳大●臣殿御詠、長濱ニテ、

立返る名殘も在の浦風に
神もこゝろをかくる志ら波

如レ此津々浦々ニテ御詠歌在リ、福原ヘ歸幸成レバ清盛喜悅無ニ申計一候、

一在時清盛入道殿高野山江詣テノ時、大師清盛ニ直ニノ玉フ、越前氣比社サカン成共、嚴嶋ヲ造榮在ベシト被ニ仰渡一ケル間、舍弟賴盛ヲ奉行トシテ社々ヲ立替、鳥居々々ヲ立カヘラル、女院ヨリ伊與國新庄ヨリ米三千石送リ被レ參セ、彌山ノ鐘宗盛寄進、治承二年春ノ比、鐘ノ文ニ在レ之、

一推古天皇ヨリ廿七代安徳天皇、源平兩家ノ取合節、平家懸負時、二位ノ尼先帝ヲイタキ參セ、長門國早伴ノ與ニテ海底ヘ沈玉ヒケリ、二位ノ尼御前ハ西海ヨリ流レ上リ、在浦ニ留リ玉フ、其ヨリシテ彼崎ニ時屋ヲ立、阿彌陀堂ヲ立ル、今ノ道場ノ本尊之也、

一源氏ノ代トナル、先神主佐伯景廣斷絶ノ間、鎌倉ヨリ神主職ヲ改ラル、齋院ノ次官親吉ノ次男親實神主職ヲ玉リ下向ス、其以後當嶋色々儀不レ及ニ書記一知ニ也、

一酉ノ年大晦夜、酉ノ廻廊ヨリ大黒ノアタリマデ火事燒ル、其節本願伊與大願寺覺慶戊申歳ニ廻廊立調也、

一寅ノ歳ノ三月十五日祭禮ノ夜、倉橋舟者酒醉ニて高聲スル間、祭禮ノ警固衆論處ニ、船ヨリ神前へ矢共射候、是ハ一遍ノ事、次ノ日十六日、倉橋者廿日市河内カリ屋ナベ一ツノ口輪ニ付而、神領衆各同心ニ倉橋舟十六艘、アマサヘ人數十人討候、此内多賀居名字ノ衆四五人討ルノ間、カマカリ小晦日警固船百六七十艘當嶋へ寄セ來ル、色色神慮之儀云理立共、不聞明之間、社家神法ヲ振ル、然處敵舟杉ノ浦へ下リ、ハクチ尾ヨリ來リ、西浦、瀧小路、中江、在浦ニ火ヲ懸ル、折節雨風付而引退砌、多賀谷兵部少輔上下ノヒサシヨリ禮拜シ、其儘乘船スルトテ、鳥居ノ前にて兵部少輔ヲ爲初トシ、宗トノ者廿四人海底ニ沈、去程ニ與州ヨリ緣流付而茂見警固舟廿艘計ニテ合力ス、多賀谷討死ノ由ヲ聞、舟ヲ押モドシ、各警固衆申入候、兵部少輔討死ノ間、我舟計ヲ又アガルベシ横楯ノ上ニテキシメク處ニ、風吹雨降ル間、何トカシタリケン、長濱ノ奧ニテ沈ミケレバ、是ヲ見ケッ合力ノ警固衆、勿躰ナャ各逃ゲ押返ル、其後ハカマカリ荒果人躰ナシ、

一神主親實ヨリ四郎與親迄十四代、彼與親今出川殿御歸洛之時供奉、去辰ノ年二月當嶋船乘在、其年十二月八日於京都病死アリ、兵庫福嚴寺ニダン中在、神主斷絶間、小方加賀守、友田上野介在京ス、國本にて東西ト引分、東方五日市宍戸治部少輔爲始トシ、櫻尾ニ立籠ル、西方ハ新里若狹守ヲ始トシ、藤懸ノ城ニ楯籠、數箇年取合也、在時東方ノ爲合力ハ武田元重神領へ打入發向ス、大野河内城開退歸ル、其以後己斐ノ要害ヲ取卷數箇月武田セムルト云へ共、銘城故落ズ、山縣民部在田今田三人、元重ノ一所成レバ己斐ノ城至出陣ノ間ニ、毛利吉川ヨリ山縣民部在田ヲ切被取ル、武田元重己斐ノ城ヲ差置歸陣す、隨而山縣へ出張す、彼在所ニ二三箇年在陣處ニ、毛利吉川兩家ニ武田味方成シ笠广心ヲ合ス間、今田ニテ刑部少輔元重討死す、其時吉木竹内備後守元重一所討死ス、

一去程ニ神主與親斷絶以後、當嶋之儀、東方ノ時嶋本ノ

衆草津ノ羽仁ト同前ニ東方ヲ背處ニ、寅ノ歳正月十六日ニ東方成シ座主、兒玉治部丞ヲ始トシ、西方へ現形ス、宍戸役人其外東方成シ者共他出ス、同三月八日、五日市、廿日市、小方、東方小船七八十艘にて押懸り、嶋中ヲ切返取、西方成シ者共合戰ニ負、山中へカヽリ、同九日早朝至大野渡ル、然處ニ羽仁美濃守、野間四郎ヲ契約シテ、淺沼各被レ成ニ合力ヿ、警固船百艘計にて五日市ノ永明院宮崎山ヲ城ニコシラへ栖籠處ヲ、三月八日、同年十一月十二日未明ニ、永明院高木杢助、中村兵庫助、其外五日市小方衆十四五人討死ス、然間當嶋西方ト成間、羽仁美濃守ヨリ當嶋先役人新里ニ嶋ヲ去渡ス、然處ニ花谷山ヲ城ニ調號ニ勝山ト一處、巳ノ年ノ正月十四日ニ、五日市、小方、東方衆小船七八十艘計にて押寄ス、同日早朝ニ兒玉治部丞ムへヲ射サセ死去ス、一夜陣ヲ取リ、十五日未明、東方ハイグンス、

一上卿事西方ヲ緣類者とて、親正ノ次男ケンギヤウ役ノ新太郎ヲ五日市ヨリ成バイ在、三月六日上卿家政親正孫ノ親家父子孫三人、能美ノ嶋へ他宿ス、彼上卿事無沙汰なりし風聞有ニ付て、三月ニ他嶋ノ所ヲ同年八月ニ歸嶋有、其外色々ノ事を書知ニヲヨズ、

一去程ニ神主家事、東西引合色々事共アリ、事多キ事成バ不レ能ニ書記一、

一尼子伊與守經久、雲州因幡伯耆我儘ニ切平ゲ、至ニ當國西條ニ鏡ノ城ヲ切取歸陣ス、彼城にて市地國松爲レ初、其外宗トノ衆千計討死ス、頭場ヲ付ク、

一大內左京大夫義興、辰ノ年ノ六月十八日京入す、明ル年ノ八月十八日、京都中嶋眞木嶋三箇所ノ合戰懸負、今出川公方樣ヲ供奉す、細川右京大夫高國畠山。左京大夫義興、其外大名各京都ヲ引退、至ニ丹波國ニ下向、則八月廿二日、公方樣三家、其外大名小名各御歸洛アリ、連大寺船岡ノ合戰ニ大內同名問田討死ス、子息掃部頭大力ノ間、親ヲ脇ニイダキ戰フ所、大利間問田掃部頭高名非類なし、能美肥前守、陶内江良藤右兵衞、同深野岩見守、千本ノ在家ニ火ヲ懸ケ、連大寺、船岡、近江衆竹下、其外數萬儀切果シテ、公方樣京都御案座有天下ヲ閑給フ、

一大內左京大夫義興在京十一年アリテ、爲ニ湯治一攝津國在間ノ湯へ入、其儘直ニ至ニ堺津一下向シタマ

フ、京都ヨリ色々御仰留ノ間、堺ニ三年在津して、永正四年辰ノ年ヨリ後ノ辰年迄十三年フリニ下向在、小方加賀守、友田上野介在京ヲト、ケ、大內ノ供奉シ下ル、神主職兩家愁訴候ト云ヘ共、論ズル物をバ中ヨリ取ト、神領大內義興爲ニ存知、己斐城番內藤孫六、本城ニハ杉甲斐守、櫻尾には此前ニ嶋田越中守など城番ス、其以後ハ前興親、陶ノ縁類ニ付而其名シミタル故、陶安房守內大藤加賀守、毛利下野守城番ス、然者午ノ歲防州ヨリハ至ニ佐東一陶尾張守大將トシ、豐筑防長藝石無ニ殘所一各出張シ、佐東藤九陳取、三月ヨリ八月迄在陣ト云ヘ共、其知るし成りし、去共新庄小幡、伴ノ大場緣類故か、彼要害一箇所手ニ被レ入計ニテ開陣在、

一去程ニ神主ノ家事、於ニ京都一興親死去以後、辰ノ歲ヨリ到ニ未年一十六年斷絕ノ間、友田上野介興藤、未ノ年閏四月十一日、武田光和其外ノ國衆ヲ合力ヲ以、櫻尾入城シテ神主家ニナリ給、己斐ノ城ニ內藤孫六、櫻尾ノ城ニ大藤加賀守追下ス、石道本城ニアル杉甲斐守ヲバ廿日市後小路にて佐東衆ヨリ討、興藤被官ハタミ十郎左衛門尉トモニ討死スルナリ、其後防州ヨリ陶尾張守、弘中下野守、大野到ニ門山一、未ノ年ノ八月ヨリ在陣アリ、同八月十八日防州ノ警固船ノ爲ニ大將一弘中越後守當嶋押寄ノ間、廿日市ノ當嶋ノ衆、廿日市ノ番衆共明退ク、嶋中ノ供僧、社家衆、町●以下ノ者在嶋ス、然間平良宮內之儀、神主興藤存知事敵ナレバ、神を祭斷絕ノ間、越後守ヘ申處ニ、山口ヘ言上アレバ、御供米其外米錢急場ニ其調アリ、其年ノ御衣アヤ五端、衣三疋、越前綿三把調アリ、然處ニ陶尾張守ヨリ弘中越後家使者アリ、在嶋ノ間、社家衆ニ細々可レ在ニ參會一、其外本□ナル社家被レ及レ見ニ一人一差被レ渡候者ト在、弘中越後守當嶋ヘ打入ノ時節、到而馳走ノ故、棚守左近大夫ト申社家ヲ可レ遣トテ、未ノ年十二月廿八日、弘中氏長一所吉井藏人沓屋ノ四郎兩人相別、至ニ門山ニ西に渡ル、則對面アリ御酒、サウ者山崎左馬助、然者深野名字文祕、肥留惣右衛門兩使以、神前兩社ヘ定灯可レ被ニ參メ一、其時寄進太刀、御供料、請取歸嶋ス、其後申ノ年ノ正月八日至ニ門山一參ス、其ヨリ師旦ナリ、未ノ年十月ヨリ申ノ歲ノ五月十二日まで色々事在、未ノ年石道小幡

興行防州家タルニ付而、佐東衆神領ヨリ取懸、武略ニ和談シ、三宅圓明寺ニテ落城、彼寺家ニテ親流八人腹切ル、十一月一日ナリ、去程防州警固船當嶋ヨリ五日市押上リ發向ス、船ヘノリバニ、吉浦野間刑部大輔、能美彈正忠、弘中越後守ガ一人野村民部丞、其外宗トノ衆廿人計討死引返ル、去程ニ申ノ歳五月十二日、武田光和、嚴嶋上野介、大野女瀧ヘ出張シ、防州陣ト對陣ス、大野ノ城主彈正少弼、陶尾張守ヘ内々懸望ノ條、周防陣ト城内一味ノ間、同月十二日城ニ火ヲ懸處、佐東神領衆ハイグンス、追討ニ雜人原七八十茂防州家ヘ打取ル、、此ヲ氣ヲイトシテ大内義興子息義隆發足之間、豐筑防長藝石殘所ナク、櫻尾ノ城ヲ取巻、陶尾張守大輕陣ニ岩戸山、吉見其外杉内、藤陣、天神山、篠尾ヲ被ニ陣取ル、去間大内義興、當嶋勝山ノ二重ニ屋形ヲ立、在嶋ナサル、日々至ニ櫻尾ニ渡海ナサレ勸ヲ御覧ズル、七月廿四日櫻尾ニ重迄、陶衆切入合戰在、寄手勝屋ノ甚右兵衛ハ渡邊掃部助、青目喜三與藤ノ宗トノ十人計討死ス、櫻尾城内高名衆野坂藤三、絲賀中務丞、舍弟平左衛門尉、福田治部丞、三井右衛門尉、其外各分取高名ス、然處ニ防州衆車ヤグラヲコシラヘ、北下ニ懸寄處ニ、城ヨリ笛大鼓にてハヤス、城内彌手ヅヨケレバ、吉見ノ三河守頼興和談ノ爲ニ調法、與藤ノ兄男藤太郎、十月十日當嶋ヘ渡海す、義興對面在所至ニ櫻尾ニ下向ス、城内ヘ吉見衆之事者不レ及レ申、其外防州衆モ出入在、去程ニ酉ノ歳ノ越年義興御父子當嶋ニテアリ、然者陶之内野上右馬助爲ニ防州ノ守護ニ故、十二月廿八日ヨリ渡海アル、同深野ノ文祝、河内山圖書力行ナド、云者、棚守宿所ヘ越、元日ノ大番與房ノ宿コシラヘトモス、明ル元日ニ尾張守岩戸陣ヨリ渡海在、其外銘々各出頭ナリ、同正月廿六日御使者弘中越後守棚守召出シ、明後日廿八日御社參在べし、先年ノ目錄等上覽アルベシト被ニ仰出ル間、大内義弘孝弘政弘御三代ノ御參詣ノ目錄ヲ上覽ス、御神物兩社御太刀銘ノ物百廿貫文、社家三方舞樂料、瀧ノ宮ヘ十貫文、彌山ヘ五貫文、神馬十貳疋ヒザキ十二貫、宮引、樂頭田、道榮ニ十貫文、棚守請取配當ス、正月廿八日ニ社參アリ、御座敷神前ノクミレ天上ノ脇ノ歌仙ノ間ナリ、雜肴御樽十折

五合、棚守房顕進上ス、彼爲ニ御返禮ニ卅貫文被レ下ル、坊布施百貫事ハ岡ノ屋形ヨリ御參詣ノ間無レ之、然間興房正月ノ五日ノ立春ニ「又ニ一重山あたらしき霞哉」發句御連歌岩戸陣與行ナリ、其外色色儀共多々在ト云ヘ共、書知スニヲヨバズ、去程ニ二月十日屋形ヲ陶尾張守岩戸ヨリ渡海在テ御申ナリ、種々樣々ノ御馳走、乍レ去山口ニテ物マネナリト事也、棚守宿所にて事也、同二月廿二日、義興大野門山ヲ御覽ニ御渡海御留守ニ、在浦ノ輿ニツナグ御座船火事在、其日ノ船番能美孫三郎御船ニ在し御幡箱ヲ取持、輿ノカジニ取附タスカル、然處大野ヨリ歸嶋アリ、御船其日ノ番成レバ腹共切セラル、カト思處ニ、サハナクテ義興上意ニハ、能美孫三郎若輩成る、御幡ヲ心懸テ取上ル事非類ナシトテ、防州於ニ田布施ニ「五十貫足ノ所領被レ遣ル、世上ノ覺ヘ有難事也、去間陶ノ次郎興次、興房同前ニ在陣有しが、養ニ性氣ニ間、三月十八日先ヘ歸陣アリ、岩戸ヨリ舟にて興次下向有レバ、興房モ此輿マデ送ニ被ニ渡セ給給ン、嶋ヨリハ弘中越後守其外警固衆各棚守房顕船中迄參ル、時陶父子ノ御別弘中氏長ヲ始トシ落類哀成し事也、義興ハ三月廿六日至ニ門山ニニ御渡海ナサル、陶尾張守四月五日岩戸山ヲ陣カアンシ、矢野ヘ渡サル、、其ヨリ志和ノ天野ノ米山ヲ取懸和談シ、備後黒山合戰ニ、興房ノ内江良三郎、屋形三嶋彥九郎、陶内深野查助、同名平太郎、宗ト衆十人計討死ス、尼子衆ウシ尾ノ備後守米原ノ衆、備後越ナド數十人打死ス、防州衆備後ヨリ歸陣シ、淺沼之內野村、大藤備後陣ノ留守無本ニ付而、世野烏子ヘ取懸、野村查允ニ腹ヲ切セ和請在、

一豐後ヨリ爲ニ合力ニウスキ小原、雨田原、志賀、佐伯、一萬田、戸次、齋藤、筑後衆、三四箇國衆ニ一萬計、陸路ノボル、アルイハ船にて上ル、酉ノ歲ノ十二月廿七八日嶋着ス、明ル戊ノ年佐東對中城ヘ取懸ル、岩道新城佐東ヨリノ城間遂ニ明ル、去間防州衆對中コ、モリニ陣ヲ取ル、、彼要害安藝國にてハ名城成ト云ヘ共、城ヨリ豐州衆ノ樣躰ヲ見及ビ和談シ、佐東內藤玄蕃助、シフヤ兩人腹ヲ切セ和談ス、然處ニ豐州於ニ國元ニ不慮ノ雜說有ニ付而、豐後衆歸陣ス、國衆各ヲバ國ヘ入ケレドモ、小原右京ヲ

バ頭崎搆本ニテ討ハタサント在しカバ、雲州舟ノ着場ヨリ逃去リ、防州對中マナヲニ在宅ニアリ、同志賀ノ大藏左衛門尉、小原同前ニ在郷ス、如何成儀共哉覽サシチガヘ死去スルナリ、其外色々事共アリ、書知ス及ズ、

一去程ニ陶興房、未ノ歳ノ八月ヨリ至ニ當國ニ在陣ナリ、義興御父子ハ申ノ歳六月當嶋ヘ着岸アリ、酉ノ歳嶋ニテ御越年、酉ノ歳ヨリ子ノ年迄門山ニ御在城ナリ、然所左京大夫殿御養性氣ノ間、佐東之毛利ノ陣ヨリ陶野田、右田、杉、內藤、七月十四日當嶋ヘ下向アル、門山ヨリ杉民部入道、右田右京亮渡崎アリ、西ノ廻廊にてノ談合ナリ、然バ屋形ヲ山口ヘ下シ參スベシトノ儀定ナリ、去程ニ嚴嶋興藤兄子藤太郞病死ノ間、舍弟四郞ヲ掃部頭廣就ト號シ、八月廿日陶尾張守爲ニ調法ニ、義興ニ掃部對面成シ、大內大夫殿山口下向在、其子年ノ十二月廿日義興遠行アリ、瀧雲院是ナリ、去程ニ上野介興藤、神領思儘ニ被レ納ル、、陶尾張守ヨリ至ニ櫻尾ニ使者アリ、御代替ノ間、義隆ヘ掃部頭ヘ參上アリテ可レ然ト在ケレバ、寅ノ年ノ十二月十三日、當嶋ヘカドデアリ、則山口ヘ下向アリ、同廿八日到ニ櫻尾ニ歸坂在リ、去程前神主興親、永正四年辰ノ歳死去以後、神主職斷絕、辰ノ年未ノ年迄十六年、上野介嚴嶋家建立事、未ノ年ヨリ丑ノ年マデ十九年、然處大內左京大夫義隆、同恒持父子、其外各子ノ歳ノ正月九日防對迄出張アリ、次第々々上ル、尼子ノ石州まで出張シ、子ノ歳ノ九月四日ニ、吉田青三井到陣取懸ル、然間義隆、恒持御父子到ニ岩國ニ出張在、陶隆房其外杉內藤諸勢、同十月四日、警固揃一二三百艘ニテ當嶋ヘ參詣アリ、陶隆房、棚守宿ニテヒキハタシ、只一ヨンにて則景舟アリ、其夜ハ在浦與ニ舟懸リ、未明ニ至海田着給、陶隆房神前儀兩社ヘ御太刀貳フリ、御神馬貳疋、御供被ニ御參セ候爲ニ名代トニ伊香賀對馬守被ニ殘置ニ社詣也、海田ヨリ中コウリヲ打登リ、吉田シロマメノタヲ陣ヲ取リ、日々ノ合戰ナリ、然處ニ吉田ノ御師職棚守房顯被ニ仰付ニ事ハ、陶隆房ノ爲ニ使者ニ深野文祝以ノ調法ナリ、同九月廿八日、熊野民部丞、石田六郞左衛門尉棚守房顯(脫字カ)到ニ吉田ニ初而卷數上進ノ處ニ、則元就棚守ノ使兩人ヘ對面アリ、然間

同月廿八日、尼子衆青三井ヨリ豐嶋小原勤發向ス、尼子衆井原彌次郎其外宗トノ者共數十人討取、其頭ドモヲ棚守房顯使者元就對面ノ座敷へ持來ル、只嚴嶋大明神ノ被召ル御事ト大慶御滿足ト喜悅ナリ、十月二日ニ從吉田ヨリ祇遠神田爲使來ル、櫻尾事防州ノ敵トモ見ヘズ味方モト見ヘザル間、彼祇薗神田世上ヲ忍タメラフ間、色々ノ御寄附、太刀一腰、刀料足千疋、吉田ヨリ給ル、同十月十日ニ又熊野左馬助、石田彥左衞門尉吉田へ進處ニ、同日十日吉田衆尼子陣へ懸ル、三澤三郞左衞門尉太ヲトコ、太刀ヲ光長四郞右衞門尉ガ討取、其外雲州衆數十人吉田へ討取、粟屋、井上、兒玉、各高名セラル、、其外數箇度ノ合戰在ト云へ共、城衆ノ一度モノカクヲトラズ、然處ニ大內義隆ヨリ細々被成御尋ト弘中越中守對ニ房顯使者ニ御奉書ヲナスレ共、其世上ヲタメラフ故參上申サズ、カクシノへ御請共申處ニ、十月十一日ニ正長ノ一所石津藤四郞ヲ差上此者ト同道シ、早々罷下べし、嶋中にてはいかにもヒソカニ忍べしと在しかば、嶋ヲバ夜ニまぎれ到岩國ニ下向スト云へ共、未櫻尾ノ衆共出入間、一國ニ忍レズ、同十三日對面アリ、參上御祝着ニ被思召ルト在テ、御太刀一腰千疋被御下ル、其時ノ御立願ニ、神前御籏藏經、嚴嶋往古ヨリノ御祭禮神事、如舊例斷絕ノ所ヲ馳走在べしと被仰渡、房顯歸嶋ス、然者弘中越中守正長、十六日ノ御供ニ爲御代官ト參詣アリ、氷上眞如坊爲御祈念七日在嶋、在南ノ攝受坊宿坊也、細々被成御出ナサレ參會申ナリ、此等之段其陰無ク條、棚守氣遣不及是非、其九月ヨリ鹿ノ死事限なし、御鬮共ヲ行處ニ、神主ノ身上トナリ、

一外宮寶殿事ハイスル條、興藤下智以本願道本上人齋號す、寅歲春ヨリ思立、子ノ歲ノ十月ニザウヒツス、遷宮之事十一月廿八日カべ代ノ衣十疋、布百端、舞樂布施百貫アリ、然而棟上十一月廿六日ナリ、社御棟ノ西東ニ弓ヲハル處ニ、東方ノ弓ヲル、ナリ、櫻尾ノ惡事也、去程ニ興藤遷宮へ社參アルべキ處ニ、大田衆ト己斐大藏大夫先陣後陣ノアラソイ在、時々取合にも成べかりし間、廿八日ノ遷宮ニハ社參無シ、岩國御在陣哉バ、屋形ヨリ外宮御

遷宮ニ御太刀一腰、料足十貳貫文宛にて請取申、陶隆房ヨリモ太刀一腰、五百文被レ參ル、、尼子吉田陣ヨリ多古左衞門尉所ヨリ、先年當嶋在嶋ノ條、神樂錢共至ニ地御前ニ持來リ、田内藏助ニ渡ス、防州ヨリノ儀をば三ツ返成レ共、尼子ト櫻尾一味成バカタサズ、然者色々儀多在ト云ヘドモ書記ニ及ズ、爲ニ歳暮之儀ニ從ニ屋形ニ御供ヲ御參セラル、、大行事民部ヲ請取遣候、十二月晦ニ參ル、御直衣御衣御所望間、大行事民部丞ヲ爲ニ年頭ニ八日到ニ岩國ニ參上候、

一去程ニ興藤防州へ手切申サル、間、興家三家ノ警固二三十艘呼下ス、正月十二日ノ日也、然者防州衆岩國ヨリ參詣せしヲ、現行間討べしと政所五日市宍戸代官中村石見守、防州衆ヲ山へ追上ケレバ、卒ト浦へヲリ下リ乘船引退ク、此段者嶋中儀也、吉田白マメタヲ防州衆陶隆房ヲ始トシテ、尼子陣へ正月十一日進陣被レ寄ル、、其夜事外手成レバ不レ知レ之、ス十二日伯耆多高浦ヲ吉田衆懸ケ登リ切ヲトス、五六百人一所にて討果ス、陶衆是ヲ見テ青三井ツノ至レ麓ニ打出ル處へ、尼子下野守三四千程にてヲリ下リ戰處ニ、陶衆深野平左衞門尉、神新右兵衞、宮川善左衞門、脇藤右兵衞ハ宗トノ衆十四人、江良伊豆守十三箇所手ヲイスレ共タスカリケル、尼子下野守ヲ初トシ、雲州十五人一所にて打死ス、敵味方躰當成ト云へ共、尼子下野守大將ノ躰成バ、陶勝合戰トス、然者雲州衆十二日夜半計ニハイグンス、少々追討ニス、此吉田事也、當嶋ニハ是等ヲバ不レ智、防州衆ノ兵粮以下嶋中ニ萬々ト有、時ニ諸警固へ櫻尾ヨリ可レ遣由候處ニ、同十五日ニ防州警固船二三百艘、黑河兵部少輔隆尙大將にて當嶋へ押上ル、野嶋・呉嶋ノ船數三十艘餘、取物モ取あへず乘艘、舟押向鳥居ノ御前にて戰ヒ興船ハ下へ押下ル、防州ノ警固大船間跡ヨリ追下ル、然處櫻尾ノ被官衆到ニ廿日市ニ逃退ケル間、房顯小舟にて大野ノ興まで黑河殿ノ迎ニ參リ、隆尙ノ船五六艘ニテ押上リ、當嶋ヲ散ル、防州衆嶋中ノ兵粮一圓ニ散ス、去ハ大内殿ヨリ棚守房顯所へ、弘中越中守一所石津藤四郎乍ニ警固ニ隆尙舟ニノセ被レ下ル、同十七日石津同道シ到ニ岩國ニ參上申處ニ、同十八日御對面在、今度嶋中棚守事無ニ心元ニ思召處ニ、無事參上、御

悅喜被思召陶トノ上意にて、御烏帽子、鎌倉ノ御腰物、翠ノ緒卷、金龍目貫、カウガヒ、御太刀、金覆輪金具、皆金銘助宗被下ル、神前ヘ御太刀貳ツ、何茂銘ノモノ、神馬貳足、御酒計にて罷上ル、當嶋事房顯存知儀ナリ、二月一日御供被御參ル、御代官ニ正長參詣也、同二月十日被成召文ヲ問、參上之處ニ、防州御師役ノ事、前々ヨリ德壽內侍爲ニ存智ト云ヘ共、二三箇度ノ御弓箭ニ在嶋モセズ、男ト付ニ陸地ニ居たる事、女在ニ無沙汰ニ不及是非次第ナリ、何樣思召儘ニおゐて一應被仰付ベシ、御師職之事、棚守房顯被仰附ル、、子々孫々末代知行在べしとて、防州日積破石十五石、西祭御反錢三十貳貫、御書御判被下ル罷上ル、同二月廿三日ニ參上申、社家奉行神事、田同社家三方相物知行ノ反錢、房顯分ト愁訴、何茂對ニ棚守房顯被成御判候、社家末代儀候、其外色々儀共候ヘ共不及書知に、御神物事、御太刀貳ツ、御神馬二疋、月々參ル也、然處ニ棚守存分儘成間、尼子衆ヲギ捨置たる具足三十五兩、久河ノ小山藤左衞門所ヨリ持參ス、四方竹ノ鑓三十本五貫文、三十五兩ノ

彼具足十六貫文ニモトメ、ヲカヤウ甲ナハネウ野算後守破石ヲ預ケ候間、具足廿兩、甲十、鑓廿本、弘中越中守ヘ進し候、三月十八日岩國ヨリ到門山御陣ノ寄候之間、房顯大野ヘ參上之間、具足廿五六、此內カタトリ具足七八兩にて渡海候て、弘中正長ニ加リ候處ニ、屋形も被聞召、其外防州衆房顯ヲ御ホウビアリ、棚守石原、小者、中間十人計にて卷數御太刀計ニテ參上申ス、同十九日爲ニ御代官ト越中守社參ナリ、御神物御太刀貳ツ、神馬一疋、料十貫文、同日櫻尾山見トシテ防州衆到ニ七尾取上リ引バニ內藤彥次郎、能野藤右衞門尉、宮川大藏大輔、其外宗トノ周防衆十人計討死、弘中三河守返合ズハ悉討べキヲトノ後日風聞之、同三月廿三日、七尾ヘノ御陣寄ル、、櫻尾ヲ取ツメラル、去程ニ神領衆羽仁、野坂、熊野、其外家來ノ者共、對ニ興藤ニ一心有付而、四月五日夜半ニ明退ケレバ、上野介只一人城ニ火ヲ懸ケ腹ヲ切燒死給フ、明ル六日ニ櫻尾ヘ上リ、防州衆見物有處、興藤ノ死ガイトヲボシキガ燒フスボリタルガ、モトドリノ髮筋ムスブマヽニ在ケレバ、右田右京、神

代左馬助、彼婁氣筋ヲヌキ取レケル、是ヲ周防衆其外各不思儀なる事共ノ御沙汰也、息捕部頭廣就、太田栗栖只一人供奉して、直ニ落行タマハヾタスカリ給フベキニ、五日市ノ城へ案内有ケレバ、城ヨリ綱ヲ下シ、其ヨリツタテ城内ヘ入給フ、栗栖ハ太田歸ル、去間明ル六日ニ、五日市ノ城へ被ニ取懸一、同八日宍戸彌七郎廣就ニ腹切スル、其時有據捕部頭事外セイヒヤウ强弓成ハ、防州陣矢ヲ三筋射、弓ヲ切折腹ヲ切ル、、頭ヲ取リ鞁ヲケニ入、弘中三州ニ渡ス、●請取七尾にて九日御シンケンナリ、義隆小手小具足、飯田石見守小手小具足にて懸ニ御目一ル、其九日同日櫻尾ニテノ勝時ヲ上ゲ給フ、此等ハ神領表事也、吉田ヘ御合力ノ陶、杉、内藤、毛利殿爲ニ初トハ、至ニ佐東一打被レ入ル、武田光和ハ去年之六月ニ病死タリト云ヘ共、洞ノ賀川、早川、齋藤、内藤、返見親流ノ徘、其外被官ノ者共金山ヲ持□兇在城ナルノ間、陶大將陣南ノ御所被ニ陣取一ル、其外在々所々ニ陣取、毛利元就金藏寺ノ山ヲ陣取給フ、此等佐東表之儀ナリ、去程ニ七尾ノ御陣ヨリ房顯被レ召ル、四月十一日ニ渡海申候處ニ、來十七八

日ニ御社參在ベシ、然者御宿コシラヘ仕ベシト被ニ仰出一ノ條、亂ミダレ事成バ、不レ如レ意是非ニ及バズト云ヘ共、御請申罷歸ル、御宿等何トカト調申處ニ、四月十七日被レ成ニ御渡海一、二夜三日御逗留、十八日ノ御社參如ニ舊例一、經會舞樂執行、御神物之事、兩社ヘ御太刀貳ツ、何茂銘物ノ神馬十二疋、ヒザツキ十四貫四百文、彌山へ五貫、瀧宮へ十貫、導師布施トンキン二端、宮引ニ十貫、舞樂料百廿貫、坊布施百貫文、房顯子大夫丸ニ扇五本、御太刀長光ヲ被レ下ル、十九日御歸嶋、社家三方ノ年寄共被ニ召出一レ、當社ノ往古ヨリ神事祭禮目錄上覽在度之由被ニ仰出一之間、神前目錄等御覽ナサレ、何茂追而可レ被ニ仰付一之由にて被レ成ニ歸嶋一ル、今度者大本ヨリ下ヘ御舟ヲ召レ、嶋ヲ爲ニ御見物一、七尾ノ御陣ヘ御歸ナサル、去程ニ外宮端午ノ神事五十貫五十俵下行在、房顯執行ヤブサメなど度々御馬共ヲ被レ出レ、諸陣ノ見物ハレガマシ、恒持御見物ナリ、將又五月七日外宮ヘ御社參在ベシト被ニ仰出一サレケル間、其旨存ト御請申處、御神物御太刀貳、神馬二疋御供ヲ御參セラル、、七尾ヨリ御參詣、則

御歸陣ナリ、然者佐東金山和談ナサレ、內藤、齋藤ノ者共ヤグラマデ追下シ、五月十二日討果ス、新羅三郎ノ鎧、武田家什物タリト云ヘ共、陶尾州ヨリ屋形ヘ被レ進レバ、五月十八日房顯ヲ被レ召テ當社ヘ被レ成二御寄進一ル、、小松殿鎧同前寶藏ニ在リ、同五月廿四日、藤カケ七尾ヨリ佐東至二金山一御陣替ナリ、房顯六月五日參上、參上申候處則被レ成二御對面一、佐東管幣ノ御前嚴嶋ノ末社タル間、房顯ニ下サル、、其以後社家ノ年寄共同道仕、棚守參上可レ申之由候條、供僧ニハ修善坊祝師秀久、田內藏助親尊、至二金山一參上申處ニ、嚴嶋往古年中ノ目錄ヲ御上覽在ルニ、正月元日ヨリ歲暮ノ年中神事三千八百五十石、御倉下行ト在、其外リン時ノ御神事數ヲシラズ、內外定ル神事三百八十箇度ナリ、義隆御心中ニハ彼目錄ヲ御覽ズル上ハ、如二往古一御調有度之由被二仰出一ト云ヘ共、然者神領分上ハ己斐、草津、半役ヲ石道、吉木、五日市、北ハ太田ヲ限、西ハ安藝大竹カギリ、小方、久岐、黑海、大野、山鄕四鄕、平良、宮內所領算用在處ニ、六七千貫是アリ、上意ニ往古ノ目錄ニ三千八百五十石、此六七千以

相當、御寄進在ベシト思召被レ仰處ニ、奉行衆其外被レ申ケルハ、上意ノ趣尤ニ存ル、雖レ然其在所ヲ被二切取一、其所ニ城番被二仰付一、要害物置候程ノ所領無二御座一テハ可レ在二如何一候哉、其在所ノ御味方申侍共ノイサメ共ナサレズバ、其所智在ガタクト在ケレバ、山里四鄕悉御寄進ナサル、、廿日市東西ノ地領錢卅五貫、轉經ノ三箇日御供、社家供僧ノ捌忍、此內壹貫八百文修行坊裁判ノ布施地蓮ノ代物也、平良宮內神領社領事不レ及レ申、社家當嶋御法度申附也、當社本願道本上人、小方加賀守、新里市頭成申ニ付而可レ在二キウ命一カリケル處ニ、棚守房顯黑河殿ニ彼大願寺申理船ニヌリコメ成シ、舟ヨリ下リ大願寺ヘ歸寺スル、修理行事親家事、尼子ノ師旦タル故ニ成敗スベキノ由被二仰出一ルヲ、棚守懇望申他宿ス、丑ノ歲正月十八日他宿在レ之、明ル二月ニ小早川殿竹林內侍師旦ニ附而、歸嶋之儀小早川殿ヨリ被レ理二御申一、內藤左京進申次、社家申次、弘中越中守兩人ノ御奉書ニテ、對二棚守一社家奉行事成レバ、歸嶋之儀被二仰渡一ル、、修理行事、小早川殿ヨリ土屋紀伊守棚守所ヘ來ル、、去程ニ金山

ノ御陣替、到二三入一八月廿二日ナリ、三入願音寺御宿也、細々參上申、然所ニ棚守房顯ヲ十一月廿日被二召出一レ、然者嚴嶋ノ神主職ヲ被二仰附一ベシ、小方加賀守息女ヲ相グシタル間、杉刑部少輔ヲ被二仰附一間馳走スベシト在間、畏テ候ト申歸嶋ス、同十二月廿二日渡海在ル、神主ニ相列ラル、神領衆、惣公文政所大野兵部丞、野坂左衛門大夫、熊野玄蕃允、高井松丸、西カウチ、坪井、三宅、其外櫻尾ノ小近習共取集、三四十人着シ、南ノ攝受坊宿ナリ、所領之事、嚴嶋神主前々ハ一萬六千貫分現、其上播磨神邊庄七百貫、引聲料、其外ノ神事料、美作にも在ル由也、伊與國新ノ庄ニアリ、先年中比ノ事カ、尊氏將軍筑紫へ被レ成二御下向一、筑前タヾ羅濱ノ御合戰被レ得二御大利一、御歸洛之時當嶋被レ成二御社參一ル、三夜三日御社籠アリ、其時造果七百貫、己斐、草津三箇所ヲ被レ成二御寄進一ル、昔嚴嶋領事、寺原、北方、南方、高田、原、西條、黑瀨、天ノ庄、佐東、ムギ田、中小師、緣井、管幣ノ御前、三田、井原、長田、其外所々ニ神領在ト云へ共、弘袖故カ、ムヨリ返ノ國衆切取レ、神領六七千貫之內ヲ平良五十貫、其外

ニ貳百五十貫計智行ナリ、其ニ惣公文政所小給人相副ラル、取合、八百貫程分在二分現一、去間當社へ寄進神馬ノ事、先年者神主殿取ル、ト云へ共、興藤ノ以後ハ棚守被レ下ル、丑ノ歲ノ正月十八日以來寅ノ歲ノ二月迄八十三疋參ル、其內可レ然馬ヲバ方々ヨリ所望也、惡馬共ヲバ人ニ遣セ共、上□スル間、神馬下リ馬之事、前々興藤マデハ神主存智之儀ノ間、當神主殿へ可レ進之由言上候處ニ、近頃之儀ヲ申タリトテ、事外ノ御ホウビニテ神主景教へ被レ遣ル、御衣ノ召下シ社家へ給ルナリ、去間東坊公事共、先住寺元眞他出間、神主景教東坊へ入寺アリ、然間當社ノ社家衆ヲ大內殿御存分ニハ、防州山口神明祇薗、又ハ氷上明現ナドノ社家ヅレニ思召ル、處ニ、當社寶藏ノ目錄ヲ上覽在テ、其以後事外ノ御ソンキヤウナリ、河津筑後ヲ以神主景教へ被二仰出一サレケルハ、神主ト社家ト當輩ト目錄ニ書記置ノ間ニ、於二向後一ハ無禮にては不レ可レ然之由被二仰渡一レケレバ、其後ヨリ對二社家一神主腰ヲクリ在、去程ウラベノ神主兼右京都ヨリ三入之至二御陣一下向在ケレバ、ヤガ而當嶋へ下向アリ、宿坊大乘坊

則於神前護摩行事二七箇日執行ル、御祓其外神通少々神職相傳アル、上意ヨリ之儀者、棚守房顯には月次ノ神事ヲ相傳べしと神主兼右へ被仰渡ケレバ傳申ナリ、此御神事ハ千貫計モ入事成ト、御旦那ハ大内殿成レバト存知傳申也、兼右ハ卅日計在嶋在、到山口下向アル、去間義興ハ寅歳ノ六月廿八日三入ヨリ到河本、赤名へ先勢取懸ルニ、七月初比、赤名ノ城にて熊谷平三、陶内粟屋内藏助其外宗トノ衆廿計討死ス、然共赤名ヲ退治在、小笠原降、其外石州御手被入、十月廿日ニ雲州馬津は御陣經羅本に山陣ナリ、卯ノ歳ノ御越年アリ、卯ノ歳ノ二月廿八日、星坂へ進陣ヲ寄ル、富田、月山城、間五六町ニテ細々合戰アリ、然間雲州衆現形者共皆心替申間、五月七日防州衆敗軍アル、アタカイノ津迄義隆介殿下向アリ、義隆乘船アル、介殿別ノ御船ニ召ル、時、介殿、細川是久、右田彌四郎、福嶋深三郎、四人討死ナリ、屋形舟にて退被下ル、陶、内藤陸地退ケル間、雲州衆門人共七八千にて跡ヨリ送ル、去レ共追返し追モドシ、退時サツカにて陶内深野勘解由左衞門尉ト内藤内能野藏人大夫申結ブ儀有て、深野、能野、藏人ヲ馬ヨリ切テ落ス、然間内藤下野守馬ヨリヲリ、陶尾張守ニ向、如此子細可在如何トノ給ひケレバ、深野勘解由左衞門尉ニ腹ヲ切セ、其後陶内藤同道アリ、屋形ノ供奉シ山口下向アル、於雲州當國ノ衆小早川興升於八幡主從十餘人腹切タマフ、毛利殿無事ニ歸陣ナリ、此等ハ雲州山口まで事、去程ニ土州一條殿御息所ハ、伏見殿御息女、一條殿ノ御ゴケ子、介殿恒持ノ御爲ニハ御袋ニテ御マセバ、介殿御見參ノ爲ニ、卯ノ年ノ二月ヨリ五月ニ到テ御在嶋アリ、神ハ九前、王ハ十前ノ位トテミダレ成ル事共多々在ケレドモ書記ニ及ズ、去間雲州ノ敗軍、五月四日五日風聞ノ間、同七日當嶋ヲ到小方、御宮迎參御下向在、介殿ハ雲州にて御死去、去バ介殿舍弟チヤチ若君、寶壽寺ニナシ被參レ、宮樣同前ニ寶壽寺ニイタラセタマフ、

一去程ニ萬里小路殿山口へ御下向ナサレ、御歸洛ノ時御社參在、御宿坊大聖院、大永ノ辰ノ歳ノ十月廿八日二夜三日ノ社籠ナリ、參宮ノ時ノ儀式、山口ヨ

リノ御中間衆十四人、左右ニ七人宛、白ハレニ立烏帽子ニタイ松ヲトボシ、御供ニ大内ノ樂人山井ノ安藝守御劔ノ持、御神物丸サヤノ御太刀計也、

一廣橋殿山口ヨリ御上ニ參詣、御宿坊道場神泉院、當社二夜三日ノ御逗留ナリ、棚守宿所ヘ御出ナサル、懸香ヲ五十ツ、ミ持セらる丶、

一御本所一條殿京都ヨリ到ニ土州ニ御下向ナサル、當社ヘ次デナガラ御社參在しとて御參詣アリ、岡長兵部丞所御宿ナリ、卯ノ歲ノ月迫ニ御渡海候、辰ノ歲ノ御越年當嶋にて在、明ル二月ノ末まで御逗留ナリ、山口ヘ御下向ナケレバ、從義隆ヨリ爲ニ使者ニ右田左馬介渡海色々御進上物ナリ、棚守房顯事、土州一條殿御宮樣、チヤチ若君、於ニ當嶋ニノ御宿ノ故、別而細々得ニ御意ニ、御鞠ノ御合計共にも參合候、

一御本所二條殿、天下ヨリノ御事、防州雲州ノ和談ニ付而御下向ナサル、一條殿御在嶋ノ間、岡ヘ尋給ヘバ、兵部丞前ノ小家ヲ二條殿ノ御宿ニ一條殿ヨリ被ニ仰付ニラル丶、五日御逗留在、二條殿ヨリ御使、難波ニ一條殿ヨリハ持明院殿ヲ二條殿ノ御使者ニ相列、房顯所ヘ被レ下、天下ヨリ山口ヘ御下向ナサル、御案内者イタスベキノ由被ニ仰出ニル丶、御案内者ノ事ハ不レ寄レ存ト上表申、到ニ小方ニ御舟ノ事、其比ハ小原中務丞當嶋ヲ存知、政所代事能ニ兵部丞ニ申付御下向アリ、周防ノ對中まで御馬二疋、人足五人申付ナリ、去間一條殿ハ三月廿八日ニ當嶋ヨリ御歸洛在、

一九條殿山口ヘ下向有べしとて、當嶋ヘ御參詣アル、棚守被レ成ニ御尋ニル、然者山口ヘ吹擧之儀被ニ仰出ニ之間、無ニ志案ニナガラ、一仁軒管務殿ヘ書帖ヲ進處ニ、一圓無ニ取合ニテ防對ヨリ追返シ被レ申ルニ、其儘御上洛ナリ、

一義隆ヨリ於ニ當社ニ被ニ仰附ニル 旁句御發句、四月十五日「影うつすみとりや嶋ね夏木立」、此ヲ卷頭にて、同十八日ヨリ先千句ヲ三日興行シ、到ニ八月十五日ニ御成就にて、千句三箇日ノ興行、會所朝座ナり、連歌仕京衆、等俊、道休、有定、宗雅、大休、其外地下親尊爲ニ始ト、連衆多々在、將又二三箇年有て防州ヨリ萬句被ニ仰付ニル、今度ノ御發句「さほえかの月にさやけき宮ゐか那」、是ヲ卷頭にて、八月十八日ヨリ十一月至テ、此內千ク、クンタウ千句にて

興行申候、

一毛利殿當社御信心事、前廣元ヨリノ稻光リノ太刀奉納ナリ、神馬十二疋被レ引事在、興元御參詣、四月十八日事也、神物等書記ニ不レ及、御宿岡兒玉七郎左衞門尉所也、於二國衆一モ取分當社ヲ御信心ナリ、去程ニ尼子出張之御立願哉覽、棚守房顯備後ノ中山ヘ召ル、間、參ルニ、吉田ノ小山西浦之事神領タル間、嚴嶋ヘ寄進有べし、然者年中ニ一町可レ立樣ノ神事ヲ取行べし被二仰渡一ル、。町共立べキ神事成ガタク候、天神堂ヲ立ラレ、會所ヲ被二仰附一、月次ノ連歌興行申べし、其上にては六月十七夜管絃ノ稽古事二日ヨリ到二十七日ノ夜一大小七箇度ノ寄合共候、一日ノ當番ニ社家之儀ハ不レ及レ申ニ、地下御奉公衆、其外町人至まで貳三百人呼ビ、酒飯調一日遊覽候、此御酒吉田ヨリ當嶋ノ各ヘ之事由申候、六日九日管絃ノ稽古、十四日ニハ供僧、社家寄合、十六日ハ船酌、十七夜管絃過、大元ノ輿にて酒飯在之、此等之儀社家各合力ナリ、去間房顯五十二ニ成年歲佛詣申處一條殿當嶋ヘ御下向之時馳走申ニ付而、事外御懇ナル不レ能レ申ニ幸之儀共條、參禮申セトノ御事成共、大内殿案内モ得ズ、參禮之儀不レ寄レ存由申處、玉體御眞筆三十六首ノ歌仙被レ下畢、近頃面目ノ次第、鞠ノ門弟之事、飛鳥井殿ヘ參、於二京都一得二御意一也、參宮申高野山罷上ル、藤坊一會興行ニ「所から聞名も高し時鳥」ト申候つる、於二神明一ハ御神物自分之儀不レ及レ申、屋形陶殿ノ奉書タテニ神馬共參候ハヾ言上候喜、

一去程ニ、大内殿丑ノ年ヨリ寅ノ歲まで、十一年神領御存知ノ處、陶隆房成めゆる天滿ハシカン事哉覽、無本到來條、山口之事ハ不レ能レ申ニ、毛利殿ヘ申談、八月廿日、當嶋之事、陶之內大林我々嶋中ヲ隆房ノ裁判ナリ、櫻尾之儀、鷲頭殿城番成故、惣公文新里等、藤懸ヲヘテ、コウソ共調鷲頭殿ヘ以レ使陶方申レける、山口之事、杉內藤申談、屋形ニ腹ヲ被レ切申之間、櫻尾ニ被レ明レ請取可レ申ノ由度々被レ申ければ、別明渡シ山口下向、

一然處ニ、佐東金山事、爲二城番一麻生與太郎、福嶋、其外ノ防州ノ給人衆五六十人在ケルヲ、吉田ヨリ出張在、福嶋ナド心寄ノ條、安々と金山請取ル、、其外伴大場ニテハ吉田ヨリ存知ナリ、

一去程義隆八月廿八日、屋形ヲ寶泉寺ヘ退給フ、是モ公家衆多々在山口ノ故ナリ、郷人共ヤカタ入ウツリ、ランボウスル間、陶ノ番衆共氣ヲウ事限なし、其後寶泉寺ノ屋形衆各〻迷惑レケレバ、義カタ十二三人にて長門先崎ニテ小舟ニ召レ、何方ヘモ下向有ミキヲ、浪風悪ケレバ御舟ヲコギモドシケレバ、對念寺入寺アル、然處ニ陶衆千騎計にて取籠參ル上、義隆七ニ成セ給フ、若君、二條殿、御方樣、十六ノ小幡四郎、十六大内冷泉院、天野藤内、三條殿内衆、八幡ノ梶右延、以上十三人御腹召レ討死ナリ、其外ノ衆屋形方成し衆討死ナリ、陶一味衆被ニ申談、如レ此處ニ備後ノ江田玄蕃助對ニ當家ニ無沙汰之條對治有べしとて、防州ヨリハ江良丹後守爲ニ人躰ニ出張ス、毛利元就自身出陣アリ、翌日幡返ノ要害切取ル處ニ、防州ヨリ此城ヲ吉田ヘ被レ渡レタラバ可レ然カリシヲ、陶衆當座ノ相物レ共、後々ニハ毛利殿知行ナリ、

一義隆腹ヲ召レケレバ、大内ニ人體無ケレバ、陶尾張守、杉内藤、弘中三河守隆兼、豐後大友殿舎弟八郎殿ヲ呼越、大内ノ家ニ取立申ス、吉見陶ノ半前々ヨリヨカラヌ間、此度到ニ吉見ニ、防州衆被ニ取懸ニルニ、斯處ニ陶方ヨリモ毛利殿自身御合力有ベシト、度々使者催促在ケルニ、サハ無シテ、寅ノ歳五月十二日、己斐草津ノ城ヲ取、櫻尾ノ城ヲ取、神領發向シ、宮嶋ニハ陶内深野小右兵衛番衆成シヲ失追フ、當嶋吉田ノ裁判ナリ、神領衆悉ク吉見在陣ノ事成バ、神領侍給人衆女子共不レ及ニ是非ニヌ有樣也、然者吉見防州陣案ニサヲヒシ、西曰ク和談シ、陶歸陣成レバ各歸陣セラル、在陣間六月十九日到ニ富田ニ石見後卷ト號シ、藝州警固二三百艘にて富田發向ス、野間ノ彦太郎防州方成バ、草津羽仁源七ヲ防州ヨリ城番ニ入レケレ共、和談シ野間城ヲ明レバ、羽仁源七佐東對中ノ町にて討果ス、十八ニ成シガ無ニ非類ニ働ヲシ、名ヲ末代ニ上ル、其後六月五日、防州警固船百計至ニ當嶋ニ押懸ト云ヘ共、城等ヲカマヘアク間、嶋ヘモ上ズ陸地ヨリハ山代衆其外防州□二三千、平良宮内ヘ打入ト見ヘシガ、陶内宮川甲斐守馬ガハヤリ、ガケホラヘ落死ニケリ、彼仁在京舟岡ノ合戰以來、度々高名セシ人也、兩弓カケノ右ノ

弓カケヲハヅシタルバカリ、此ヲ見ル人カタマリテ如此ト沙汰シホメル成、寅ノ年茂暮卯歳ニ明レバ、警固四五十艘にて細々當嶋ヘカクル、斯處ニ江良丹後守、三月十五日ニ、當社祭禮ニ、警固百四五十艘ニテ佐東えヘ入ル、鹽舟ヲ二三艘浮取ニトリテ返リ樣ニ當嶋ヘ押懸ル、其砌參詣ノ衆共ニ、先年ノカマカリ、多賀居ガ時ノ古物語共申聞セシ處ニ、江良ガ舟ヨリ一人海底ニ飛入ル、防州警固舟矢カヽリニ無ケレバ、兩方矢ノ一モ射チガヘヌ、其儘敵舟下向ス、去程成何儀共哉覽、明十六日弘中隆兼ヘ陶尾張守被賴江良ガ成敗アリ、神領衆江良丹後守無ケレバ寄親ヲ矢計持惡ケレ共、小方大竹ニ在ケルガ、卯月八日ニ小船七八十艘にてヲシカヽル、興クガにて射クサヲス、御本地堂にて管絃經在、サテ引退、其次ノ五月十三日、周防警固百艘計ニテ押上リ、在浦ヲ燒斗フ、兒玉三郎左衞門尉討死ス、其儘敵舟引退、其以後ハ陶尾張守山里黑瀧ニ在陣在間、此方ニハ猨カ藏ヲ要害コシラヘ、迎城ニセラル、其間陶善門ノ名ヲ禪キウト付、九月廿一日當嶋ヘ押上リ、宮崎ヲ大將陣トシ、弘中三河守ハ古城ヲ下リ陣取レ、其外ノ防州衆思々ニ、陣ヲ取、斯處ニ吉田ヨリハ廿三日地御前到テ出張、國衆各問懸ニ陸路ノ沖西大立石迄被出レケル、船數無ケレバ、興家使者ヲ與セラル、、折節土州表ヘ寄ベトテ乘船ノ砌ナレバ、先安藝内ヘ合力スベシトテ、船數二三百餘艘ニテ被下ル、、去ハ當嶋城心モトナシトテ、熊谷信直廿六日船數五六十艘にて當城ヘ入給フ、城氣ヲイ不及是非、然間廿八日ニハ、興家ノ警固二三百艘下ル間、明ル廿九日暮ニカヽリ、元就乘船在て、包ノ浦ヘ舟付テ、バクチ尾ヘ上リ給フ、興家其外國衆ナドハ博奕尾大將陣ニ時ノ聲ノ上リシ後ヲシ上ル、陶弘中一矢モ射ズ、西山ヲサシテ引退ル、、小早川隆景追懸ケ給ヒテ、西山ノ夕尾にて陶内三浦ニ懸合戰行フ、隆景ノ内南ノナニガシ山縣捌次郎其外五六人討レ、小早川殿アン穩也、三浦越中ハ一所ノ者廿人計、隆景ヘ打取給フ、陶ノ禪キヲハ其ヨリ下、大江ト云所にて腹切セ申ス、宮川市允カイシヤク、其キハまでハ五六人在しナリ、爰ニ陶内柿並佐渡入道我頸ヲ取、禪キヲノ頭トシ持出べしト申セバ、脇彌左衞門尉ト云新里內者クビヲセンノ

ツ、ミニ入、兒玉周防守サ、グレバクビヲモ請取、彌左衛門尉ヲモ討ケル、然ニ兒玉新五郎小船にてヲシメグリ落人ヲ見メグル處、年十二三十五六ナル落人、若衆共七八人タスケ舟ニ乘セケル處ニ、ヲヂ周防守見及ビ、如何ニ新五郎人ヲタスケダテヲコト身ヲ失ナト在ケレバ、其內年ノマサリタル討ベシト在ケレバ、弘中越中守被官池內丹後守ガ行合兄弟、兄ハ十六弟ハ十五成シガ、兄ハ我ヲ打給ヘ弟ヲタスケ玉ヘト云、弟ハ我ヲ打給ヒテ兄ヲタスケ給ヘト在ケレバ、兒玉新五案ジワズラヒ云ヘ共、年マシノ兄ヲ討、不レ及二是非一哀成次第也、此等兄弟ハ房顯先年於山口にて約束ノ者共、棚守子共佐東松尾ニ在ケレバ、彼池內子他人法師ト子共歸嶋之時召連渡海ナリ、其後二箇月在テ五六人下ス、三浦事ハヲヂノ越中深野了圓召連上ル、天野中務少輔隆重ヒン取房顯ニ給ル、于レ今在嶋ナル故、社家一分也、

一隨而弘中三河守隆兼子息源太郎、人數二三百にて龍ノいはニ取上リ、十月一日ヨリ三日まで山中ニ取卷レ在しが、弘中備中守、同中兵衛、絲長加賀守、宗トノ者人數ホソメント、十二三人タスケ申ベシト在ケレバ、眞ト心得、彼者ヒン取ル、殘ル者共ヒトリ返ト落ケレバ、弘中父子計ナリ、爰ニ攝津國住吉ノ了善ト云出家在しが、弘中三州別而懸二目ヲ一られし間、弘中父子一所ニ腹ヲ切ル、先代未聞之儀也、隆兼ノ頭ヲバ淺沼洞ヘ取、息源太郎首ヲバ熊谷洞ヘ取ナリ、陶弘中ヲ討レバ、山中ヲサガラベキ事成レ共、江田安藝新五郎討レネバ、彼者討ントテ三日ノ夜モ元就一夜陣ヲスヘ給フ、斯處天野紀州隆重ヘ江田新五討取首到來スレバ、彌山下向アル、頭取集八千計モアリ、然バ地ニクビヅカヲツカセラルベシド在ケレ共、元就ノ御志案在トテ、クビヅカ返リレズ、其後到小方岩國ノ城ヲ切取、久河杉治部大輔ニ腹ヲ切セ、千束ノ要害ヲ切取、ス、マニ下向アリ、彼城ヲ切取、富田若山ヲ明退間、山口ニ入給フ、大內八郎義長、陶鶴千代丸五歲成シヲ、野上隱岐守供奉シ、長門谷ノ寺迄退下ル、、先勢トシ天野紀伊守隆景追懸申シ、義長腹ヲヌス、陶鶴千代幼生成バ、野上隱岐守差コロシ申、野上其刀にて腹ヲ切ル、哀成シ在樣也、然間先防長切シタガヘ歸陣アル、去

程於二當社一萬部御經在、元就對二房顯一被二仰渡一ケルハ、當社ノ御事者不レ及レ申、從前ノ分在領地等寄進申、灯共灯明領寄進申、置二外宮一定灯參度由被二仰出一ル、外宮棚守無調法ニ被レ及二御覽一シ如何在ベシト被レ仰ル、、御意尤存ル、雖レ然彼棚守去年八月以來、地御前町人等悉失退處、彼棚守五六人ニテ社頭山取籠神前御コウシドモ開立、我等ヨリ灯明共參セ候て、于レ今外宮ヲ積タル棚守にて候ト申理ケレバ、左樣之事ヲバ無レ存テ、如レ此之儀尤事ニ在トテ、山里之内鳥屋原十八貫目ノ在所外宮棚守ニ被レ下ル、有時小早川殿吉川殿ノ爲二御祈念一黃金二枚、元就ヨリ被レ下ル、一枚ハ舞樂料ス、一枚ハ外宮ノ長屋ヲ立ル、先年大般若經房顯寄進申ス、御輿ナド調申候、棚守房顯ナリ、御旅所御供屋立置也、

一聖護院殿被レ成二御下向一、吉田ヨリ御馳走ナリ、當嶋中之儀一會ヅ、興行、房顯千句等執行、其外別而得二御意一シトリ、去間ナ内殿重代ノ千鳥荒波亂髮菊作小林長太刀思々ニ取持、吉田ヘ進上處、右馬頭隆元請取給ヒ、我等事ハ義隆ノ以二扶持一家ヲ續ギタル毛利成バ、御恩忘ザル我成レバ、坊長兩國之事茂不レ寄レ存共、獻進メバト存知行ス、彼大内殿御重物、我家ニハ如何シ、、大明神ヘ預ケ寄進仕給フ、小松殿ノ時自代恩出ル、然所ニ荒波ノ刀上意ニ御覽在度之由にて、御奉書度々アリ、此由棚守ヘ吉田ヨリ被二仰聞一處ニ、房顯申事ニハ、平家清盛御時代之事ハ不レ及レ申、賴朝以來御代々には天下ヨリ銘物ノ御太刀刀共ヲ御寄進社候ヘ、御神物御所望ノ御事ハ神慮ヲ不レ存之由ヲ度々申上處ニ、尤ノ申樣也、然者對二吉田一此等之段以レ狀可レ申由條棚守房顯ガ狀ニ、進處荒波亂髮ノ大刀ニ房顯ガ代ヲ相州天下ハ上セ給ソ、一兩年過テ上野兵部大輔殿ヲ下シ在、彼荒波ノ爲レ替、先度進上被レ申シ亂髮ヲ持下リ、是非共荒波御上覽在度之由被レ仰ケレバ、吉田ニ乘院ヲ上野殿ニ相州渡海條棚守重而不レ及二難一受可レ進上二覺悟ス、然處ニ石州澤ニ逗留候長永ト云シ出家候シガ、於二當社一十端十萬枚ヲ執行度之由被レ申ル間、四月廿八日護摩行事執行神前ノ御事成バ、寶藏繪本尊取出懸サスル處ニ、カナオカ口一ブク失ル無二勿躰一事ト沙汰スレ共、ウセタル間不レ及二力ニ一處ニ、五月廿八日荒波ヲ取出日客人御前上シトミ

ノ上ニ此繪在タリトテ、宮バウハ持來ル、是社先月ニ失タル不動成トテ、事ノ子細共書付、荒波取出日寶藏ハ奉レ納ル、去間荒波ノカハリニ亂髮ヲ奉納申、荒波ヲ取出シ於ニ神前ニ御番ノ上奉レ置リ、此刀神慮ヲ不レ存事成レ共、當社末代御事間、御神ハ御返シ有樣ニト祈念申、上野兵部太輔殿ヲ神前ヨビ渡シ申時、天下御代々ニハ御寄進共社候ヘ、神物御所望之儀不レ成ニ舊例ニ事ト申渡處ニ、上野殿返トニ社管被レ申樣尤ニ存ル上意ニモ、御前ニ有相シ若翟達、荒波ヲ御上覽アラデハナド、申セバ、アサアサト思召タル事ニテ候、此刀則返シ可レ進トト、テ請取歸ル、荒波上ル然處ニ此刀上リシヨリ天下不慮之儀共到來シ、若君樣など御々カイ在シカバ、彼荒波當榮寺新當頭堂ノ京都宿坊マデ返サン、此由ヲ申下レ、ト云ハ共、此刀於ニ京都ニモ卅萬疋ハスミシト在ケレバ、彼新當堂者、其儘京ニカキ返サルベキ沙汰無シ處ニ、彼ガ預リ手ノ東福寺ノ賢西堂隆元ノ逾行成バ、爲ニ御吊ニ從ニ公方樣ニ彼ノ賢西堂ヲ下郷在ル、比ハ七月六日ナリ、岩國永興寺丹東堂、雲州嶋根ノ陣ヘ上リ、七月六日下向シ、甯ノ民部大夫ガ所ニ着處ニ、賢西東永興寺ノ菊藏主、京都ヨリ同日六日下合、永興寺ノ同宿シ給、然者此荒波ノ刀ヲ持下、新東堂ニ渡ベキ由物語在ケレバ、其比常榮寺山口ニ下向事ナリ、此刀ノ新東堂ヘ渡ナバ、神前ヘ離レ參候トテ、房顯ハ此等之段永興寺ヨリ申サル、條色々申理處ニ、賢西東荒波ノ刀、棚守ノ宿所ヘ持來リ給、同日七夕成バ寶藏ヘ奉納申ス、此刀事ハ永興寺丹東道ノ寄進トメ、アマリキドク不思儀成ル仕合成バ、書記置也、寶藏ノ御神物天下ヨリ毛利殿ハ被レ遣候ランジヤタイ、其外寄進ノ太刀、刀、御當家ヨリ房顯取附奉ル事也、彼目錄寶藏ニアリ、

一飛井雅敎卿下向在リ、於ニ京都ニ門弟之條被レ成ニ御辞ニ候條、神泉寺ヲ宿坊ニ申附、廿日計御在嶋にて、自レ是豐後ヘ御下向候、將又飛井雅綱モ被レ成ニ御下向ニ候、御宿坊ハ在浦多居庵ニテ候、御息八幡齋性院ヲ御同道候也、豐後ヨリノ御上之事候間、御船待之間、三四十日計御在嶋事間、鞠御會等細々興行候、其以後御上洛候、

一聖護院殿御下候、此等之段注進候處ニ、從吉田ヨ

リ可レ致ニ馳走一之由候條、社家各一會ヅヽ興行候、房顯事ハ千句度々興行候、門跡茂御返方御千句共興行候テ、事條ノ地走附而別而御懇切候、

一輝元御元服付而細河是久御息隆是下向候、一段得ニ御意一候、到ニ吉田一被レ成ニ御上一候而、直ニ御上洛候、義輝公方様ヲ松長彈正忠腹ヲ召ル時御供輩申ル、ナリ、

一於ニ當嶋一吉田ヨリ千部經八箇度、於ニ大元一二箇度、萬部御經二箇度執沙汰アリ、

一觀世大夫下向在、吉田ヨリ至ニ當嶋一參詣之條、先宿ハ岡飯田右近所ナリ、其以後宿事、神子內侍、飛鳥井殿宿成バ、大夫ヲモ同前ニ宿ヲ申附ル、昔觀世大夫下向之時ハ舞々臺にて仕ルト云ヘドモ、見物所モ無レバ、今度ハ鄉之中にて舞臺ヲハラセ申附ル、神前ニテ九番仕ル、其以後棚守於ニ宿所一舞臺ヲハラセ、十一番仕ルナリ、其時ノ見物聖護院殿飛鳥井殿御兩所御見物ナリ、山口ニ逗留ノ安木與八キャウゲンス、其年幸若大夫下向シ、逗留七月中、又其次年八郎次郎下向ス、

一當社立替事、備後和知對ニ當家一無本意條、與州ヨリ開陣ノ砌、嶋中ニ被ニ留置一ル時、南攝受坊前々ヨリ宿ノ條、彼寺ニ有しが、何ヲ根其不レ知之條、十二月十六日社頭ヘハシリ入コム、不レ及レ計ノ條、正月廿四日迄ハヘイ門シ、神事祭禮無リケリ、色々彼兒弟、被官一人三人ヲ神前打ハタシ、其年ノ御衣正月廿五日ヲ十二月ニシ、正月晦日ヲ極月ニシ、客人御前籠リ、二月一日ヲ元日トシ、三箇日何モ神事祭禮執行、弓始其外ノ祭禮如ニ舊例一執行ナリ、

一社頭事立替ラルヽ、然者遷宮ノ儀、往古ハ當社々家老者中調來ト見エル、房顯ハ當社事彌太ヤカント存故、元就公ト申談、從前ノ神道傳受成レバ、京都吉田神主兼右ヲヨビクダサント申、然者未歲六月十四日、元就公御死去成レバ、萬事相違成共、兼右ヲヨビ下申、十二月廿一日下向アリ、長樂寺ヲ宿坊申付ル、廿一日ヨリ晦日マデハ棚守カクマイ申、正月一日ヨリハ上ヨリノマカナイナリ、今度兼右下向付而、神道傳受事、元行護摩行事上啓景豐行傳受、祝師正久行事、防州末岡行事、棊打專哉同道下向在、山口長岡於ニ吉田一ハレナル棊在、專哉ニ二ツニテ三番長岡マクルナリ、去程ニ兼右ニ寶藏ノ太刀

刀ヲ從ニ明神ノ御引手物ニ可被參之由、元就公ト得ニ御意候間、菊作ノ太刀ハセヾノ國重ノ刀ヲ取出シ參セ候處、隆景ノ御奉納候キ、來大郎兩作ノ太刀ヲ所望成之由にて、兩種ヲ御返シ候條、何茂不進候、御鬮共給見候處ニ、オリザル間、寶藏ノ太刀刀一種モ不參候、棚守ヨリ銘作太刀二ツ、刀四ツ、丸貫ノダンノ脇刀一ツ進上申候喜、上ヨリハ太刀、刀、銀子百枚、其外卷物多在之、今度ノ御入目、彼是二三萬貫茂可入候哉、

一元祐東坊於ニ經所死去事、申ノ歲五月廿七日夜、賢知ト云出家ト申給フ、子細其候哉ツキコロス、然者彼元祐ヲ我寺家ヘ取入、其以後迎ヘ渡ス、去程ニ先役人五日市政所ヨリ嚴嶋ノ舊例ノヲモムキ、相違不及是非次第ナリ、先年ハ往來者共社頭ニテ死去者ヲ在時ハイタヲ切ハヅシ、鹽ニ入流由ヲ書立言上申ス、其義ヲ房顯ハ持上被下ノ間、田石兵衞兄弟成バ遣處ニ、此等之段先政所ノ申樣無ニ餘儀我等ヲ當嶋勘忍サセラルベキモ何ト成共、房顯ノ儘タルベキノ由候間、棚守山口ノ御請文ニ政所ヨリ言上之段先例之趣無ニ別儀乍去元祐事カタイキカヨフ間、寺家ヘカキ入養生ヲクハエベキ覺悟候處、シバラクニテ去ヲハリ候由言上申候ヘバ、其以後ハ御尋ナシ、

一狐猿在嶋ノ事、山口代ヨリ事候、當嶋諸國ノ差合在所成バ、ミダリナル事ノミ成ル故カ、防州代にも猿ガリナサル、ヲシヲカケ候テ一二疋取下候喜、其以後モ五六疋取候、狐共一二疋コロシ候、何茂嶋中法度、社邊ノ砂共可被取セノ御立願ナリ、御弓矢御繁多付而御延引ナリ、

一播磨國上月城尼子勝久、鹿介差籠ト云ヘ共、天正六年八月ニ勝久ニ腹ヲ切スル、其外宗トノ者數仁打果ス、鹿介事河舟ニテ打果ス、荒藤四郎ガ粟屋新右衞門尉打取テ上ヘ上ル、

一浮田依ニ二心備前美作到被取懸、度々合戰是在、大寺畑又小寺畑切クヅス、敵味方計ヲイ死人數人在、口山事可被切落相定ル、然所ニ上勢五六千、到上月下向ス、美作口ヘモアケチ手ノ衆下向風聞ス、然者作州高田ヲ歸陣在、備中水田ト云所陣取タマフ、四月十三日粟屋余十郎、兒玉小次郎、神田宗四郎、此若輩衆我手勢七八百、三澤衆何ヤカヤ千

五百ニテ竹庄ト云在所ヘ被二、粟屋余十郎打死シ、名ヲ高代上ル、兒玉小次郎三箇所ニ手ヲラル、一所衆四五人打死ス、神田宗四郎二箇所手ヲ負フ、一所ノ者三四人打死ス、其外四五十人打死ナリ、

一有時隆元公房顯ヲ召レ、嶋中往古社頭其外神事祭禮等、近年斷絶ノ所ヲ可致言上之通被仰出之條、先例之儀ハ年々定ニ神事二三百八十箇度、大湯屋ノ大風呂ト申候テ、社家衆行水ノ風呂御座候、永享ノ比迄候シ、百五六十年バカリ斷絶之由申上候處、然者永祿六年七月七日、上ヨリ燒始ラル、、然所供僧社家此風呂ニ付而前後ノアラソヒ有バ、一兩年不燒ズ、去程ニ當社遷宮執行間、供僧社家和談シ、棚守ニ役ニ燒ル、先年ハ六齋、當時ハ月ニ三箇度宛申付ル、往古ノ大湯ノ札ニ社家ノ座拜在、自然社家座拜之時彼札ヲ取出シ見ルベキナリ、房顯ガ一役ニタカスル事如何敷申セ共、愚老一生ハ常榮ノ御事ハ別而御奉公ト存上、如此無御足付候ヘ共調來候、

在時又隆元公房顯ヲ岩國ヘ被召寄、社頭近邊ノ在家退ケ、嚴嶋法度如舊例被仰ル、其時ノ御物語御書ニアラハサレケルニ、義隆ノ御恩報ジガタシ、豐筑防長之儀ハ望ナケレドモ、隣國敵成バ國ノワヅライ成故也、夫付テ防長ヲバ取リ置也、豐筑事ハ天下ヘ申セ共、豐後ハ被遣ノ由被仰、四位陸奥守大膳大夫ニシキノヒタ、レエホヲシ下サル、、隆元公遠行ノ已後、元就公、元春、隆景、元秋、元淸、其外藝石出雲伯州備後備中防長十箇國衆、各筑前到橋下向在、然者大內輝弘、大友殿以加勢爲後卷二千計にて山口ヘ被打入ル、去程ニ筑前ノ諸勢無事引退、大內輝弘防州打石ニ取上リ處ヲ、腹ヲ切開陣、其時嶋中サヲイ不及申、社頭小屋ヲカクル、然者元就公、輝元公、隆景、元秋、元淸、御社參ナリ、五日在嶋在、御兄弟衆何茂棚守所御宿ニ小早川殿竹林御宿ナリ、吉川殿ハ陸路ヲ直ニ御歸陣ナリ、其御雲州ノ尼子勝久ナド色々ノタクミ共有ト云ヘ共打ハタザル也、

一天正三年子ノ歲ノ正月四日座主江上卿、祝師、大行事、小行事、大御前棚田中務丞、客人御前棚守、御灯八人、舊例ヨリ參處ニ、神前ノ出仕ノ時モ座拜定

ノ條無二申事一候ニ、二季ノ十七夜卯月八日、船管絃之時ノ座敷是又定候處ニ、正月四日於二座主一田中務ト大行事ト上下ノアラソイ有レ之、其以後ハソ子返成候て、九月ノ法會ノ社役不レ勤候、社家各座主ヲ爲二證人一役人佐竹十月初ヨリ吉田江能上リ、棚守ヲ無レ力サスベキノ由候、元行十月廿四日到二吉田一參上候、座主ハ廿六日參上候、彼公事等、田中務丞、同左衞門大夫、上卿三人召仕ナサレ參候、佐武ハ廿日以前ヨリ參ス、座主ト役人佐武ト社家三人棚守元行合躰シ、吉田奉行衆ニハ、平佐藤右衞門尉、國司右京亮、粟屋内藏丞、兒玉三郎右衞門尉、彼公事出ト云ヘ共、棚守前々ヨリ對二吉田一馳走故、供僧社家チリヲヒネル、座主ノ事ハ天正二十月ヨリ無二歸嶋一、明ル寅歳ニ萬部經ヲ次デニ歸嶋ナリ、社家三人衆ヲバ改ラルベキ由被二仰出一ト云ヘ共、上卿ノ儀ヲ桂土佐守ヨリ愁訴、元淸ヘ被レ申條、對二神慮一棚守見參候テ、予レ今社役等勤仕ル、役人佐武モソホ返ト歸嶋ス、當時社家中モ無相當事ノミ共候ヘ共、棚守社奉行ノ故ハ多々ト申付ズ、

一神子内侍事、河田周防守ト云人存ト云ヘ共、當家御代ト成、卯歳十月以來、棚守房顯ニ被二仰付一處也、至二子々孫々一知行スベキ者也、神前一夜ガハリ五十人ヒル守其外神主殿御宿成故、當嶋地頭成レバ、昔家には敵床ナド在ナリ、神主殿正月四日參詣之時者、松バヤシ東西ヨリ馳走ス、其外念佛フリヲト年年入ナリ、

一當社舊例新御神事等ノ目錄等寶藏ニアリ、其外年中祭禮次第、折節御神事、裝束之次第、何茂書記シ寶藏是ナルナリ、末ノ代ニハ彼目錄ヲ取シ披見スベキ者ナリ、

一嶋中高煙停止成リ、雖レ然二季ノ法會已後ハ、色々チリドモ有故、掃除申付、チリヲ燒、前々年ニ一二三箇度ヅヽ、非人嶋ヲ廻リ、モノ、ホ子流寄物ヲヒロイ陸スツルナリ、

一當社嶋廻事、以前ヨリ毎年六ケ衆七、兩棚守、田樂頭十人、一次第ニ御床江入ル、昔ハ合嶋廻多ケレバ、日暮ヲ入モアリ、向後モ此旨可二存知一者也、

一嶋中禁ゼイ事、布ヲルハタ、クソク專ニイマシムル、當時家之内軒ノ本にてヲル哉覽、不レ及二是非一次第ナリ、左樣成ル故カ、狐狼ナド在嶋ノ條、無二勿

躰ニ次第候、
一親ノ忌ノ事、向月ニソイ月社參セズ、死スレバ隨而地ヘ遣ス、其舟當嶋ヘワシ渡共、七日嶋ヘヲリズ、七日過レバクガヘヲリ用ヲベンズル、七十五日ニ成リ、當嶋ノ奥山迄戻リ、九十日ニ成レバ又イマレニ入、九十六日ニテ我屋ヘ入リ、九十九日ニ百箇日トブラウ也、百二三日ニテ八ニ寄合、猶當嶋七月火ヲクハヌ所、座主、上卿、祝師、兩棚守、御灯六箇所ナリ、猶陸地ハ外宮棚守、神主殿、政所、惣公文、此四箇前ナリ、父方ノヲウデ、ウバ、ヲヂイミトモニ九十日、父方イトコニ三日、ハシノ間までヘダツ、七日過ハ社參スベシ、母方ノヲウヂ、ウバ、ヲヂ十日イミトモニ三十日過ハ社參スベシ、母方ノイトコニハ七日社參スベカラズ、我屋山送リノ出家達地ヘヲリタラバ、七日社參スベカラズ、地ヘヲリズバ三日過ハ社參スベシ、チノウノイミ事十二日にて我屋ヘ入リ、十四日出使ス、ハラミテ七月成レバ、社家天上役ヲセズ、母ハ子ヲミテ七十五日にて我家ヘ歸ル、八十一日にて社家殿火合、生子七十五日ノ内ニウブヤにて死ルニハイミ多ズ、七十六日ニモ成、本ニイマル、ナリ、鹿火事合火七十五日、又其合火卅三日、猪鹿合火事卅三日、又其合廿一日也、書記ヲヨバズ、於二當嶋一ハ不レ及二其沙汰一事ナリ、能能可レ延二慮一事也、

一月水日數之事、七日奥ノ山ニ在テ七日ニ又イマレヘ入ル、九日ニテ社家ヘ不レ入他宿ス、十二日にて我屋ヘ入リ、內侍所ナドハ十三日にて出使ス、在家ノ衆ハ九日にて我屋ヘ入リ、十一日にて火ヲ合ル、

一金山佐東御陣ヘ參上之時、天下ヨリ御寄進ノ御鍬之時ノ御請文如レ此調可レ申之由にて、義隆御自筆ヲ以アソバサレ、房顯ニ直ニ被レ下ル、難レ有次第ナリ、棚守住書目錄ニ相副、末代悴家ノ長寶故、左近大夫ニ遣置ナリ、

一當社家奉行ヲ存上、何ト候テモ名ヲ殘度故、ゆり若君殿御父德大侍ノ公光ノヒチリキ、野間家斷絕付而、房顯モトメ野間ノ家住書目錄、共ニ寶藏ニ納ヲク、又ヨコハギ大臣姬君、中將ヒメヱ掛ケ物阿彌陀三尊赤千端、棚守內儀寶藏納ル、將又天王寺伶人蔦坊、岡兵部少輔父薗式部、東儀因幡守細々下向アリ、然處ニ京一ノ琴成バ法華トナヅク、銀子五百文

目ニモトメ下ス、當社末世ノ調法ナリ、佐々木ノ綱切ト云アヲノ太刀、野坂家ノ重代タリ、神領一亂ノ砌、棚守ガ手ニ渡ル、社家ノ事成レバ寶藏ニ納ル、末代ノ事也、

一寶藏太刀刀具足何成共奉納之時ハ、ヒザツキ錢二貫三百文を座主棚守政所代三人にて百疋宛三百文事ハ、承使棚守ガ沙汰人、地下散仕遣スナリ、正月三日藏開祝棚守役、七夕蟲拂ヨリ外ハ不開ナリ、カギ神前棚守預ルナリ、彼寶藏ヲ明應年中ノ事哉覧、與州イマハリノマトバト云海ゾク、十月廿日ノ夜イタ敷ヲ燒貫、昔ヨリノ太刀刀ヲトル、小松殿ノヨロイヲモトリシヲ、河野殿サラエラレ返サレラル、カイラゲ丸サヤノ太刀共同具ノ無ハ、何當社ノタヽリ在テ返シ寄進ノ物ナリ、義興ノ一文字廣元稍ビカリ其以後ノ寄ナリ、義隆ヨリ彼一文字ヲ可在御請之由、日積若相陽雲等以對房顯被仰出ル、御鬮次第トテ鬮ヲ給候ヘドモヲリズ、同子今寶藏アリ、吉平刀上ヨリ寄進、國吉ノ刀ナシ、和殿丸貫脇ザシ、井原ノ彈正忠奉納ナリ、目錄寶藏ニアリ、

一先公方樣義輝御代之時、對房顯從水澤彈正少弼被成御內書、於當嶋中社家奉行共存ルル故ニ御請共申ナリ、聖護院殿御調ナリ、愚老四位修理大夫成事、何茂御門跡ノ御調法ナリ、

一當公方樣輌御下向之條、從當家御馳走成バ、天正四年當社ハ御劔、御神馬料足十貳貫、眞木嶋殿御奉公にて對房顯被仰付候條御祈念申、御請文義隆ノ以御自筆書記被下候趣申上候、何茂御奉書歷々所持之條、末代之棚守悴家可爲調法者ナリ、此等之段書記置事老給故、前後可爲不同事多カルベシ、後見旁々可預御分別者ナリ、

一參詣御宿事、屋形始元春樣ノ御家中各御宿ナリ、天野殿元淸樣御家來、雲州元秋樣、元秦樣、何茂御旦那ナレバ御宿ナリ、隆景樣御一人自往古竹林內侍御宿成バ、別宿ヲ被召ル、雖然御社參之時ハ何方ヘモ無御座共、棚守宿所ヘ小早川殿樣被成御出ル、對棚守房顯陰居ノ爲御合力、毎年米廿荷宛被下ル、ナリ、上樣ヨリ御寄進地、元春樣、元淸樣、其外銘々御寄進ノ地不及書記、御寄進狀目錄等、左近大夫元行渡遣處也、御神事祭禮無油斷

可馳走者ナリ、
一當嶋定エボシ直垂ノ衆事、上卿、祝師、兩棚守、御灯、大行事、田中務丞、此七八人衆事、當時ハ少々ノ會合茂烏帽子着ズ、寄合事無勿躰事也、往古法度社家ヨリ破ナリ、能々可自慮者ナリ、社家ヨリ地下町ノ法度之儀可申付事ナリ、
一當嶋アマリミダリ成故カ、狐狼在嶋ノ間、如往古神主〔衛カ〕殿ヲ櫻尾ニ被置、嶋中法度如前可被成下智、シ社邊ノ砂事、三家被成社參可被退トノ御願書、對房顯御願書二通、御書三通有定也、雖然御弓矢御繁多付而御延引也、何茂此兩條ハ不可在御油斷之間、何茂御調有べキ者ナリ、
一聖觀院殿、朝山日季上人、在嶋之節被仰事ニ、當社大明神ハ未御位付御神ナレバ、天下ヘ言上理正一位ノ上ニ可申調トノ仰事共候哉、高倉院當社ヘ御幸之由、又彌山鐘ノ文之儀申處ニ、門跡御欣ノ事のみ候、其以後寶藏ノ從往古ノ目錄等御目ニカケ候、此等之理爲申トテ、從吉田事外御ホウビナリ、
一爰ニ石田助十郎ト申者候シ、親ノ六郎左衛門尉ハ元就公ノ上意ニ相叶、對棚守忠節ノ者成バ、社家準ズ、然所ニ彼助十郎社家ニ成間敷存分共候哉、天野元政ハ奉公可仕ノ由内々申候哉、端午ノ外宮ノ神事、社家ニハ不同、只ヒヤクハナカ常ノ躰にて、出使之時如此候、左候間佐東祇園ノ猿樂、十七日能、廿三日迄相延候間、廿日罷渡リ、其儘病にて七月死去仕候、當社之儀神慮恐敷候間、不入事候ヘ、共書付置申候、
一當嶋ヘ道場神泉寺可爲無祿處ニ、防州田布施之人シチ申事ニ、山口ノ道場ノ爲末寺田布施貳十石在所アル由申候條、兒玉就忠以愁訴候テ、貳十石ニ神泉寺寺領ニ申付所也、
一藏福坊智嚴ト申出家關東ノ仁にて候、事外殊勝ナル出家にて候、弘中正長爲調法供僧被準、義隆ノ被懸御目候哉、從先年ノ修行者彼智嚴程ノ廻國人無之ノ由候條、房顯爲指南在嶋候、向後彼等程ノ出家可在候哉ト申事候、
一寅歳安藝周防引合付而、同卯年九月陶殿ノクズレ時ヨリ、修善坊、修行坊、端光寺他出アリ、然者供僧四五人他國ノ間、從吉田對我等被仰事、供僧

坊明所多々アル條、何ト成共可計之由候條、修行坊ヲバ長印ヲイノ良重ニ申付候、東藏坊ヲバ深音申付、一乘坊事ヲ村上當頼事間、十月興榮警固歸ニ在所ヘノ事候ヘバ、辰歳二月歸嶋之時、吳嶋道泰ヨリ對棚守書狀ニ、彼伊勢新發意事、先座主出家弟師事間、座主にも可成事候ヘ共、何と成共可然之樣上意ニ可申理之由條、此儀ヲ元就公ヘ御目懸處、尤吳嶋殿ヨリ被仰儀之條、座主之儀ハヤ申付所成バ、其內可然き供僧ヲ可申付ノ由候條、一乘坊アキ所事候ヘバ申付候、去程ニ當家思召儘之條、山里社領等被仰之條、修善坊、東藏坊良秀兩人事高野呼下歸嶋事候、良秀事瑞光寺專順迄宍戶殿ヘ申理、于今智行事候、修行長印事ハ旁々カケリマハラレ故ニ、十二三年ニテ下向ス、歸嶋にて候、座主留ス代事、石道ノ西福寺當嶋ニ四五年在嶋ノ條、房顯相抱申、上之祈念候テ、眞讀大般若共誂貴申條、先留守代事、十一月十五日ヨリ座主代等候、辰ノ年二月二日ニ當座主兒ニテ十一ニテ御渡海候、長屋下野守孫ヲ同道候テ、房顯中江罷居候被成御出候、同二月十五日千部經被仰付候條、於房顯宿所ニ兒ノ御出立にて出仕候、其節導師吉田滿願寺眞勢僧都にて候哉、其以後眞勢ノ髮ヲソリタマイ良勢ト申ナリ、

一座主良辨事寅歳ヨリ到高野住山候、卯歳七月廿一日、攝津國室ノ興にて自海候、越後公大夫公滿願寺新發意二人以上六七人海流候、其日浪風高鹽與、口舞臺ナド鹽ニ震リ、夕高鹽ミツル事房顯代五度ナリ、末世ノ故カ如何哉覽、

一山口慈光院快誰事在嶋付而、岩國喜樂寺ニ寺家ヲ取上セ、慈光院法事等執行候、彼屋敷事、從先輩無祿にて、供僧坊にても無之候ヘ共、被申談、彼寺家ヲ被立候、然處老少不定成ル事候ヘバ、於吉田死去之條、彼寺ヲ被立候砌、過分之借錢共候哉、近邊之事候ヘバ、彼寺ヲ百貫文返辨申付候テ留置候、無祿所續難候間、何トゾシテ少々所領共申請トテ、供僧坊ニ續度候、對房顯從隆景陰居ノ爲御合力、年廿俵宛被下候條、此等ヲ慈光院付度心中候、

一從吉田之六月十七夜之管絃、當役事戌歳ヨリ到當年三十一箇年也、會所事、寅歳ニ建立在、會所坊主野村自行五六年、其已後山崎一葉五六年、其後奥州

相津之弘音、其已後到二吉田一參ル、其後加運宗勢宗軒ナドモ二三箇月逗留也、當時ノ護摩擁興逗留、

一天正九年二月初甲三日山口アク、然者二月以來嶋廻五箇度、至二四月一雖二執行一、渡供一度モ不レ上、此由遂二注進一候、公方和、社家三方氣遣不レ及二是非一次第也、當社神秘雖二多々一、彼トクヒ年取分御神秘之故、房顯同五月十六日嶋廻申處ニ、馬ハ二ツヤブサキ社頭廻ニハタリ候ヘドモアガラズ候間、色々立願共七浦ノ社、牛王、十社、百韻之連歌、速田御供進宮之願書共仕候テ祈念申處ニ、如二先例一ハルカノ於二海上一トクヒ上リ申之條、上和當嶋案堵、此節之條書記畢、其以後元良內藤小七郎二箇度鳥啄上リ申候、

一御本地觀音堂之事、去天文十年五月四日七日ノ出水山河クヅレ、社頭廻砂ハマル間、三月廿三日破リ土ヲ給、天正九年則八月造榮調、御本尊移奉ル、九年巳ノ歲ノ夏中時、花香於二大御前之經所一執行、卯月八日管絃經同前也、

當嶋往古ヨリ之儀覺江次第跡ヲ先江書置ナリ、向後ノ事彌書記可レ置ヘク定而シトロ成ベシ、後見御方ニ可レ預二御分別一者ナリ、

天正八年後三月上旬

棚守左近衛將監房顯朝臣（花押）

八十八歲

佐野宗綱記

一抑下野國安蘇郡佐野根古屋唐澤の城主御先祖は、藤原氏の元祖天兒屋根命之末、太政大臣大職冠鎌足大臣之子淡海公より三十代の孫、佐野修理助横山宗綱公と申、智仁勇の三德を兼、五常の道明にて、目出度御大將なり、御兄弟五人、天德寺、龍願寺、虎松殿、御一人は桐生へ御養子に御越、御弟四人亦御家の侍中には、富士下野守、同源太左衞門殿とて、御一家の御末なり、其外、大拔越中守、山上道及、竹澤山城守、津布久彈正とて、佐野四天王と號、忠有て禮儀正しく、勇有て恐なし、其外近習外樣多し、段々記に不ㇾ及、日々夜々に忠儀を盡し、出仕の御事、

一上杉管領則政公、武州川越夜軍に、北條氏直公に討負給、越後へ敗亡し給ふ、以後關八州の城主皆々思思に、長尾謙信公、武田信玄公、佐竹義信公、里見義胤公の旗下に屬し、人質を遣し、出仕の粧を刷掤給ふ、小幡松枝などは、信玄公の旗下になる、惣社より東、上州宇都宮より北、野州は謙信公旗下なり、小山より東は佐竹義信公の旗下と成る、然共佐野宗綱公幷に新田四郎信濃守殿、足利館林の城主長尾但馬守殿、小俣の城主澁川相摸守殿、桐生の城主桐生大炊助殿、右五人の城主は、何方へも人質を出す事もなし、由良長尾伯母聟なり、新田足利は、小田原の氏直公と御無事にて、家老壹人宛にて名代の御禮式あり、佐野殿桐生殿は、代々御一家にて、中にも其比は御兄弟、此御兩家は、謙信公御無事にて、上州武州口の儀任せ置との御事なり、虎松殿を御養子に被ㇾ成、猶以御入魂なり、由良殿、澁川一家なれば、佐野桐生と度々合戰有故、給人は境を論じ、百姓等は馬草場を論じ、城主の下知をも待たず、夏は麥作早苗をふり、秋は作毛をふり、境目〳〵には要害を搆へ、物見番所を居へ、拾貫拾五貫計の宛の知行を與へ、鄕一揆と名付、又ハ貳貫參貫の割符を取らせ置、歩弓人とも、境目々々の番所、五鄕七鄕の分は、其番所の塞に付隨、右番所にて鐘貝を擣立れば、在々の者共は其番所へ馳集り、所々の物見は、村々にて鐘貝を擣立れば、城付に定置、外の與力歩弓は本城へはせ集り、此外色々の相圖手立有、合戰の中、

妻子共の俵粮運び送の手つかへなき用心有、足利館林より佐野へ敵對あれば、佐野殿と御無事故、結城小山下館より加勢有、桐生より新田へ責行ば、足利より加勢有、桐生殿と佐野殿境は大山にして、其上足利支配入組によりて、御兄弟と雖、互に加勢ならざる故、由良殿と桐生殿、廣澤、吉澤、境野にて取合あれば、沼田、高崎より加勢入、是は謙信公御支配所なる故なり、

一謙信公、足利佐野御一覧のため御出馬被レ成、宗綱公へ御見舞として、唐澤の城御本丸へ御入被レ成、三日御逗留有て能を御見物被レ成候、御馳走の爲なり、此時虎松殿を御養子となし、越後へ御同道なり、其後子細有て、宗綱公謙信公と御通路なし、依レ之謙信公向後敵對の上は、其元心易き爲なり迚、虎松殿佐野へ御歸しの事なり、

一宗綱公御舍弟、天徳寺、龍願寺、右兩人武者修行の爲とて國々へ御出有、天徳寺は攝州大阪の城主秀吉公へ御入なり、龍願寺は武田信玄公へ勤め、扨龍願寺は腰に紅のすがりに砥石を入、高名の度々にめたばを付られしとなり、信玄公より本國名某と御尋なさる、重て場數を究候節申上べく候とて名乘らず、重て右にをとらぬ場數度々有レ之上、亦信玄公御尋ありければ、佐野宗綱が弟に龍願寺と申者にて御座候と名乘ければ、扨は聞及たる侍也とて、其名を聞つる上は、千貫より内は不足なり、其家に貴老におとらぬ譜代相傳の侍數多雖レ有レ之、三百貫五百貫取らせて置なり、貴老の大將と可レ賴者は、今時某が外には、越後の謙信公成べしとて、太刀御馬砂金抔遣され、越後へ御越有所に、謙信公より則千貫に與力弓御預被レ成謙信公の長刀の御師範とす、鑓にて手結し給ひ、鑓遣を討たるに依て、謙信公彌御氣に入給ひけるといふ、然共謙信公乃家臣直江山城子息は、鑓遣の弟子なるにより、いきどをりありけるか、又さもなけれ共、山城智謀深き者なれば、信玄公の家より來るとてか、龍願寺の事色々謙信公へ訴ゑしかば、則切腹被ニ仰付一しなり、此故宗綱公謙信公へ御遺恨か、通路なきに依て、越後より虎松殿佐野へ御歸、無レ程御病死なり、

藤岡榎本合戰之事幷に松本丹波强弓之事

一藤岡の城主佐渡守殿、榎本城主大隅守殿、右兩人宗

綱公と同水戸城主佐竹義信公の旗下成しが、心替して、兩人小田原の氏直公乃旗下と成る、宗綱公御立腹にて、兩城主可レ被レ攻由御内談有て、譜代の侍赤見六郎富士源太に被二仰付一、夜討の相談被レ遊ける所に、山口藤七郎大將にて、はやり勇の若侍三拾六人拔翩にて、夜の丑の刻に榎本大手口へ押寄、時乃聲を上る、城中不意乃事なれば、周章ひしめく折節討入ければ、城中已に危見へける、已に夜明方成ければ、佐野よりの寄手小勢なるを見屆け、城中色を直しければ、藤七郎以上七人に成迄は働けれ共、無二是非一引歸してけり、此由宗綱公へ御上聞に達せしかば、法度乃拔翩殊に勝利には不レ及、其上侍共大勢討せ不出來なる事なりとて御腹立被レ遊ける、藤七郎失二面目一、犬伏大庵寺にて切腹せんとて行ける、此儀家老中不便に被二思召一、左有とても志の侍なれば、宗綱公へ御訴訟にて、御免狀被レ下候得共、最早其内切腹せしとなり、

一藤岡へは、津布久彈正、竹澤山城守、柿沼丹後に被二仰付一、是も夜討の御相談極り、大田和山より可レ被レ貴御相談にて、松本丹波に被二仰付一しは、貴殿常常古河、藤岡の物見なれば、今度壹人藤岡の城より風上へ廻り、在家へ火を付べし、其光にて押寄可二討取一旨相究、其夜丹波忍行に、内々藤岡にても佐野より夜討にも押寄來らんも知がたしとて用心の所へ、丹波はやり過、火付候所を見出され、大勢に取詰られ、難儀に及、其節も下人壹人強弓爲二持參一けり、日比宗綱公の御前にて的被二仰付一に、八分の弓に四寸の的を輪墨目の内へ計射る程の上手、又二十間に絲を下げ射切程の上手なり、佐野御家中は申に不レ及、近國一の上手にて、件の弓押張射ければ、矢壹筋にて貳人射殺し、手本へ寄をば切拂引歸す、最早夜明に成しかば、藤岡勢も打出、佐野方よりも押寄、只木、新井の原にて兩方互に入亂戰事三時計にて、藤岡勢數多打死しければ、殘手勢散散敗軍して虜となり、其已後藤岡榎本の城主、度々掛合有ども、一度も佐野方後れを不レ被レ取事なり、竹澤、津布久、柿沼無二比類一高名にて、三人宗綱公より御感狀下されけるとなり、

一竹澤山城守、出流原の庄五百石、柿沼は植野の庄五百石、一子は宮内とて御秘藏の御小姓なり、御兩人

にて九百石、津布久彈正は新里の庄五百石宛加增被ㇾ下、世の聞え太悅目出度事なり、扨亦松本丹波には越名乃庄給り、猶々古河藤岡の物見被ニ仰付一べしとの御掟にて、其外手嶋又五郎、上岡源次兩人步弓御預けきびしく、御番被ニ仰付一べしとなり、〇璋曰此一節大學本無

從ニ小田原一佐野富士山へ寄來事

一榎本藤岡兩城主掛合に討負給ふ故、殘念無ㇾ計小田原へ申遣しけるは、佐野宗綱公と取合之節、某共兩人にて人數無ㇾ之、足利より加勢可ㇾ有事なれ共、佐野領入組故、加勢難ㇾ成、宗綱勢は數多なり、其上、結城、小山、皆川、壬生、右四箇所より加勢有ㇾ之故に依而不ㇾ達ニ本意一候、此上は御出馬にて佐野を御責可ㇾ被ㇾ遊か、御人數可ㇾ被ㇾ下かと申遣ければ、無ㇾ程御出馬被ㇾ成、佐野唐澤の城へ數萬騎にて押寄、大手より御攻可ㇾ有御相談有所に、大手はけづりはぎにて、山高く峯より大石大木をなげ下し、先年も攻あぐみたる事有ㇾ之由聞及ければ、富士口より御責可ㇾ有とて、富士山に陣を取、其比氏直公の御事は、關八州にて屋形殿と申故、陣場を屋形山と申なり、然に氏直公諸軍勢に被ニ仰付一けるは、明日卯の刻に出馬と被ニ仰出一、富士口へ惣奉行として北條安房守、軍奉行には伊勢大和守、多米伊勢守を遣し忍、深谷、岩付、其外武藏上野の勢を以、數萬騎唐澤大手口前川原迄押寄けり、宗綱公も諸軍勢へ御下知被ㇾ成けるは、先富士源太、柿沼丹後、竹澤山城守、細野次郎左衞門、山越才吉、稻垣淡路、葛生縫殿を大將にて、下館結城勢にて、富士口上げ木戶より谷々迄、步弓鐵炮にて數千騎にて堅たり、大手口前川原へは先一番に山上道及、津布久彈正、大拔越中守大將にて、赤見六郎、戶室才藏、春山權八、佐野田左京、其外記に不ㇾ及、壬生皆川勢を引入堅たり、追手富士口共に三日の合戰なれ共事共せず、雖ㇾ然二日の合戰には、一二三の備迄掛崩されしかども、立直し三日ながら相引にせしとなり、

境七箇村取合之事

一稻岡村、西場村、只木村、駒場村、村上村、羽田村、寺岡村、此村々は境七郷とて、之は佐野領代々乃御支配の村なり、長尾殿小田原と同心にて、新田、館林、飯野の加勢にて、右七箇村の分は度々宗綱公と御

取合、毎年の合戰に、宗綱一度も後を御取不レ被レ成、長尾殿只木山に陣を取、宗綱公は寺岡村岡崎山に御陣を取、出流川を隔て合戰、亦或時は足利領八椚猿田の合戰には、長尾殿散々旗本備迄つき崩され、無二是非一足利古屋の城へ引入ける、佐野勢は追副、一足も不レ引攻ける程に、大將宗綱公も古屋の城廻輪迄追詰、町中侍屋敷迄燒拂ひ、悉く勝利被レ成ける處へ、新田、館林の勢共馳着るに依て、兩方人數引上る事、

免鳥合戰之事

一右其遺恨か、翌年長尾殿手勢に、新田、館林、飯野の加勢にて、佐野へ押寄候由、村上にて天海佐度、猿田にて福地出羽、植野にて柿沼丹後、次藤左衛門早馬にて告來る、右の旨申上、鐘貝響かしければ、佐野勢無レ程馳集り、宗綱公御出馬被レ成候内、最早免鳥の城へ押寄、大勢を以攻戰ふ、佐野先手衆、山上道及、富士源太、其外六十騎計急ぎ掛着けれ共、其内免鳥の城主高瀨紀伊守討死して、長尾殿に城を被二討取一其内跡勢押寄兩方佐野、足利勝負所と、身を原上の塵土に躶といふは爰成とて戰、兩方手負死人不レ知二其數一なり、軍半に足利方より惣大將と見て武者壹騎、何樣佐野方に名有武者をと心掛馳廻る氣色、强氣の者と思て、少々佐野方にても近付者なし、山上道及是を見て馳向、雙方鑓にて手結しける、道及元より鑓は上手なりければ、不レ叶とや思けん、鞭鐙を合て引歸す、道及すかさず追詰、虛空藏乃前なる深田へ押込討取けり、其武者名は不レ知ども、何樣惣大將成べし、足利方にても此由を見るよりも、山上道及は鬼神とて近付者なかりけり、然所へ武州忍、騎西、羽生の勢加勢して、宗綱公も攻あぐみ、唐澤本丸へ御引上、山上道及、大拔、竹澤、赤見六郎、富士源太、津布久抔を被レ召、此上は結城、小山、下館、壬生、皆川、宇都宮、右六箇所へ通じ加勢を乞請、大軍を以討捕か、又は後れ振して館野邊へおびき入、富士口より犬伏天明へ人數を廻し、横鑓、步弓、鐵炮打掛、何も一兩人は、小中並木より、步弓横鑓三方より攻入べき御相談被レ成けれども、内々家老衆少々不和にて、思々の心入御相談不レ極して、右六箇所へ御通路なし、山上道及は無レ程宗綱公へ御願を上げ、武者修行に出けるなり、免鳥

の城には長尾殿家來舘林勢を籠置せ、城乃外かわにも杭をふり、人數指置きびしく用心して相守り、境七箇村此時に足利支配と成、長尾殿御家來、淺葉左衞門同甚内と申者、免鳥の爲ニ城代ニ預置しなり、

宗綱公早苗をふらせし事

一免鳥の合戰餘り殘念に思召、宗綱公家老衆へ被ニ仰聞一候は、長尾は只木山に出張を構へ、免鳥の城境七箇村の順見として折々出候由、さもあらんに於ては、忍之者壹人宛出し、長尾只木山へ參日を聞見屆させ、馬を出し、其計謀は先村上天海佐渡、椿田福地出羽、同帶刀、是三人は免鳥乃近所に居、在々所所の小道迄能案内を存の事なれば、歩弓鄕人指添、免鳥寺岡の野中に出し、麥作早苗をふらせ、左もある時は免取の城より可ニ討出一の間、大拔越中、赤見六郞大將にて、杤納、戸奈良、其外乃侍五拾騎計にて、免鳥の城を押へべし、只木山より長尾も可ニ討出一、各は足黑に隱れ居て、長尾出ば押寄可ニ討取一なり、大勢にて勝利難レ成とて、人數被ニ仰付一ける、先一番富士源太、阿部主計、山越才吉、佐藤美濃守、手嶋又五郞、上岡源次、柿沼丹後、次藤左右衞門初として、葛生縫殿、春山權八、戸室才藏、野代豐後、淸水左京、川田右近、品川大和、大川右衞門、關口土佐、稻垣淡路、龜田主水、岩崎平次、川崎加賀、小曾戸外記、戸叶信濃、此等を御馬添、此外百騎計被ニ仰付一、竹澤山城、小野兵部、同長門、津布久彈正などは、方方押へとして、居城に指置、御相談御極の事、

一天正年中四月廿八日に、長尾殿只木山へ御出の由、忍の者聞見屆、唐澤の御本丸へ申上ければ、兼て御用意の事なれば、御出馬足黑村に御忍被レ遊、右三人の者に指圖被ニ仰付一、歩弓鄕人等に馬草の爲とて作毛をふらせけるを、如レ案長尾物見の者共只木山より免鳥へ告ければ、淺葉左衞門、甚内、兄弟共に討て出、只木山長尾殿も立腹有て、馬廻り上下百五拾人計にて、壹人も不レ殘討取れとて、歩弓鄕人足に任せず、侍はわづか壹人も可レ爲レ出と心掛、無二無三に討出る、宗綱公も足黑村より寺岡迄發向被レ成、大拔、赤見、杤納、戸奈良は、免鳥の城へ押寄、何とぞ淺葉兄弟の內壹人成共討捕レと責戰、宗綱は長尾を討たんと思召、今日命限りと御攻有、長尾旗本つき崩され敗軍してけり、長尾殿も宗綱の人數備

の様子見て、何様今日を限りと心掛やらんと思召、早々足利へ鞭鐙を打て御引有ければ、宗綱公も無二是非一兎鳥の押へともに唐澤御本丸へ御引上しとなり、

彦間小野兵部被レ討事

一(天正十四丙戌年カ)極月十日乃事成に、長尾家老小曾根筑前と、私に御內談被レ成けるは、彦間小野兵部家來下總と云者有、其方何とぞ彼をすかし、兵部兄弟を可二討取一、左も有ば下總をも引立、其方と一所に彦間に指置、佐野の押にすべし、謀計を廻し可二討取一と、堅く被レ仰ければ、小曾根申上るは、委細畏入候、何とぞ左樣に可レ仕とて、名草より下總方へ隱密に、少々內談の儀有レ之間、其元御隙次第御出可レ有とて、念比に書狀を遣ければ、下總何事かと存れ共、敵方へ不レ行ば臆病者と云れんとて、早々行ければ、筑前喜び色々馳走の上にて、件の由を咄しければ、下總もしばらく思案しけれ共、侍は渡り者、兵部家來には佐野又者なり、今度御相談を用ればば長尾家來なりと心得、小曾根と同心して、十五日に兵部兄弟を私宅へ申入、馳走に風呂をたき、小曾根勝手に隱居て、風呂の內にて可レ討と相談極め、十五日、兵部長門此事とは努にも不レ知、下總所へ御出有、如レ案風呂にて兵部兄弟を安々と討取、長尾方へ注進せしとなり、兵部內室老母乍レ泪に立出、唐澤本城へ落入ければ、宗綱公を初、座中の侍落涙しけるとなり、

足利攻相談之事

一宗綱公天正●(十四イ)年中極月廿九(十五イ)日、富士源太御家老中へ被レ仰けるは、元日に籏本の人數計にて足利へ押寄、上下共に不意成所へ押寄、長尾と勝負を可レ致、本道、寺岡、村上は道遠く、其上兎鳥城にて鐘貝を擣立候はゞ、長尾が居城迄押寄ざる前に、足利の諸軍勢方々より可二馳集一、其上館林、新田勢、卽時に後詰すべし、飛駒(音間イ)より下名草へ打出ば、佐野、足利入組なれば、此段足利へ打越迄は隱密すべし、長尾さへ於二討捕一は、縱新田足利館林の者共前後より被レ圍被レ討共不レ及二是非一、佐野足利度々取合雖レ有レ之、倘後れを取たる事なし、雖レ然頃日に成て、長尾に遺恨數多有レ之事なり、

御遺恨數多之次第

一第一長尾押へに飛騨に指置る、小野兵部同長門を被ㇾ討取ㇾ、小曾根筑前守を彦間に指置事、第二彦間と名草の境に代々百姓等山林馬草場を論じ、彦間より杭をふり、中木戸と名付置所に、名草より杭を破し事、第三に兇鳥合戰といひ、彼是討果しても餘り有事ぞかし、敵方の者より猶以恥敷は、天德寺兇鳥合戰の後なれ共、山上道及武者修行に國々へ出候間、此者共がさげすまんも一入口惜事なりと御意被ㇾ遊けれども、御家老中は御上意尤と計にて、其日は御相談なき事なり、

大拔越中計謀御諫言之事

一大拔越中御歳暮に登城有ければ、宗綱公私に被ㇾ仰けるは、明元日に足利へ名草より御寄可ㇾ被ㇾ遊由御相談有ければ、大拔申樣、正月朔日に掛て合戰する事、昔より大きに嫌ひ候由承候、味方守護乃備を御立候てこそ、敵の不意を御勝利御取可ㇾ有なり、不ㇾ可ㇾ然と奉ㇾ存候、何とやらん申上に、御腹立被ㇾ遊候樣に御諫言の申上れば、以乃外御機嫌惡敷、惣じて御主の思召詰られし事は、強氣乃大將御氣短故か、亦は御武運盡端にや、家老衆不和にして、大拔も底意に小田原より内通か、足利より内通か、心替りと見へて、御家中二ッに成、大拔も佐野家一人の侍大將、近き比大拔方御家方拵とてひそかに申廻るなり、達而御諫申上者なし、夜乃丑の刻に本城御出馬有ければ、御馬前に若き女乃白き帷子を着たるが、歩行諸人奇異乃思をなす所に、無ㇾ程何く共なく消失ぬ、不思儀成し事共なりとて、萬人肝消計なり、

宗綱公御歳廿八にして討死之事

（天正十五年丁亥正月元日カ）
一足利長尾顯長公より佐野押へに彦間に指置る小曾根筑前は、何とやらん佐野領少々騷と聞て、所々方々山林迄人を付置處に、如ㇾ案此事を告來る、定而此城に御攻有間敷と思ひ、妻子以下をば山林へ隱入置にしと云て、其身は與力、歩弓の者共を召連、名草數輩名の寄居場へ馳參、出番の者に其趣を申に依而、貝鐘を吹立ければ、先一番に名草に置く芳賀右衞門半月乃指物に馬印にて、歩弓ヲ召連馳來る、二番に柳田隼人、山下播磨、和泉新重郎、岩下右近、杉下修理など馳集る所に、最早佐野先手富士源太山越才吉兩人は名草迄討入、足利にては無ㇾ何

心ニ元日の事なれば、不ニ思寄一周章してさはぎけり、宗綱公强氣故、旗本勢後勢共に勇早めんと思召、御先立被レ遊、旗本勢不レ續程に、御馬をはやめ御出馬有ければ、御鑓持壹人馬乃尾に取付程に馳けれ共不レ叶、閑馬(カンマ)川原にて吐血して死けりと也、旗本勢も早馬にて續かんとすれ共、御大將御馬は肝强故、四五町計馳拔給ひ、數葉那坂迄御壹人御出馬有所に、數葉那坂より大將とは不レ知共、佐野勢と見て高聲しけるは、小曾根筑前なり、彥間に差置るる小野兵部をも某討取申、其已後も御家に對し度度敵對いたし候、今度も働き最早顯長公方へも申遣し、此寄居に名草六郎と某し一家其外籠居て候、跡より續く同勢へ弓鐵炮を討掛可レ申と云ければ、宗綱公是を御聞、內々數葉那乃寄居を攻落し、足利を討取、長尾が首を見て歸り足に、筑前を可レ討と思召所に、慮外なる廣言かな、己を一攻にせんと麾を振り、御籏本續やと思召、振り歸り御覽有けれ共、後勢未不レ續しかば、しばらくたゝずみ給ふ所に、御武運の盡にて、何く共なく野鐵炮來て、胸に當り、御落馬之所に、豐嶋七右衛門と申輕少の侍なりしが、此由を見て、大將共不レ存走寄、御首を二太刀討けれ共不レ叶、宗綱公被レ仰は、うろたへ者錣を卷て切べし、其方太刀にては叶まじ、我等太刀にて可レ切と被レ仰ければ、則御腰なる首取を拔、錣を卷、御首を給る、七右衛門意に、何樣佐野先手物頭可レ成、血氣勇者にて一騎可レ來と思に、馬物具乃能を見て、若大將にてはなきやらんと疑、大勢に首見せければ、其內に能見知たる者有て、御大將宗綱公と申ける、足利方にては大將を討取、目出度々々と一度にどつと大悅する處へ、佐野籏本勢馳(ハセ)付、大將の御事は不レ知、數葉那の出陣何程かあらん、只一もみに馳破れと喚き叫て勇みける、筑前小高所に登り、あら物々しや佐野勢、此數葉那坂をば小曾根筑前堅たり、去ぬる比彥間に指置る小野兵部兄弟を討取、其上今日乃軍初に、大將乃宗綱公の御首給はつたり、志有ん侍は此小曾根が手に掛り、主乃御供仕と大音聲にて名乘しかば、佐野勢是を聞て、嗚呼口惜き次第なり、此上は骸を原上の塵土に曝す共、命を惜べきにあらず、粉骨を働くは定なりと、先主乃敵なれば小曾根めを討捕れと、一命を不レ顧

勇み進て責ければ、差も堅めし數葉那も佐野勢に被二責立一方々敗ぼくする、猶佐野勢は勇み宛、足利勢を責落さんと喚き叫で攻ければ、さしも勇足利勢敗軍なす所へ、樺崎勢新井圖書、大沼田淡路、市川右衛門、久米伊賀守、此外數多馳來り、佐野勢も意はたけく勇〆共、大將は不意に被レ討させ給、後れ馳に成、方々へ引退く、佐野勢無念と云も餘り有、爰に豐嶋七右衛門は、宗綱乃御首を足利へ注進のため、本道は物騒ければ、樺崎より山隱乃野道をつたひ通りける、かゝる所へ敗軍したる佐野勢乃中に、山越才吉、戸室才藏は馬乘捨て、歩行立に成、秘に山中に忍居たりしに、向乃谷道を見れば、武者一騎下人に人乃首を持せ通ける、宗綱乃御首を足利へ注進と覺えたり、待請て討取べしと、澤へ下り小蔭に待居たる處へ、七右衛門は無二何心一來りける、兩人小蔭より立出、其元へ來る武者は、宗綱乃御首を足利へ注進と見請、爰元に待かけたりと、無二無三に打て掛る、七右衛門は只二人てはあらじ、隱勢有らんと心得、御首を打捨、山蔭に逃入ければ、兩人悦び御首を見れば、主君宗綱乃御首なり、急御供申歸りけるとなり、佐野家老中は、方々敗軍の諸勢を集め、宗綱居城へ會合し、今度大將討死被レ遊上は、我々を初、於二彼地一尸を廣原に曝し討死事雖レ有二本意一、大將被レ討ければ散亂の者難レ集、亦は甲斐々々敷働不レ致して、彌人の口も口惜事なれば、此上は天德寺を請待して、後日に勝利相待可レ遂二本望一にて候の間、宗綱公存生の時分より、猶以本城の儀は不レ及レ申、銘々居城村々迄堅固に可レ致二用心一由、侍中へ申渡せし事、

宗綱公御老母幷御內婦御嘆之事

一宗綱公討死被レ遊、御老母御內婦樣御泪ながらに、兩人乃姫君をつく〴〵と御覽被レ成、扨々親上討死にて候事、弓馬の家に生るゝ可レ驚にあらず、武士の本意と思へども、子供二人之內、せめて一人男子にて有ならば、如程には有間敷者をと思召、今一入の御嘆申も有レ餘、姉君五歳、次は三歳、何の御事もなき有樣を奉レ見にも、家中の面々絶二言語一、何共御挨拶不二申上一、泪にて有レ之所に、山越才吉戸室才藏兩人は御首を奪取、唐澤の城へ立歸り、御嘆の處、件の御首をすゑ置、何共無二言葉一泪を流計也、老母

御内婦御覽有て、御首に取付御落涙有、老母泪を押へ、空き死骸に打向ひ、嗚呼不覺なり宗綱、計謀と云ながら、大拔が諫言の用なば、加程に有間敷物を、さかりし花を落花となし、老木乃枝の有甲斐もなき、母が意を思ひやれ宗綱と被レ仰、御聲上嘆給へば、座中一度にわつと計にて物云者なかりけり、老母泪を押へ兩人を召され、御首奪取し初終を御聞被レ遊、扨も汝等は軍勢乃中に見へざる故、若討死かと思しに、思にまさるかくの者かな、宗綱存生にてか程の働有なば、恩賞可レ有に、不運なる宗綱に頼まれし汝等迄も不運也と被レ仰、又御泪に暮給、座中御挨拶申者もなきとなり、

佐野家老中天德寺請待之事

一宗綱の御老母被レ仰けるは、嘆ても不レ叶事なれば、我々女性の事なれば、何事も思に無ニ甲斐一事なり、此上は天德寺を請待し下知爲レ致、何とぞ今一度足利新田を攻、長尾と信濃を可ニ討取一被レ仰ければ、家老衆家中の面々一同に仰にて無ニ御座一共、家中不レ殘左樣に奉レ存罷在候、又か樣乃亂國の節は、大將なくては士卒も心掛輕き者にて御座候、早々天德寺を請待可レ申とて、宗綱公討死、御老母御意の趣、飛脚にて委細に上方天德寺へ申越候事也、

大拔越中切腹の事

一今度大拔越中守、元旦之御出馬に御供なき事は、尤御諫言乃砌御腹立被レ遊、御用なく御出馬の事は、是非に不レ叶、越中申儀雖レ有ニ一理一、乍レ去心底難レ計、本城の御留主居も不レ被ニ仰付一、何共御意不レ被レ成して、無二無三に御出馬被レ遊候處、越中御所に居殘候事非ニ本意一、御留主の儀御城主より常々急成時の爲に被ニ仰置一候間、常の衆は尤にて候、跡に居殘候節にも本意成衆も雖レ有、大拔方成れば無ニ是非一、心替は必定と覺たり、押寄勝負を決せんと富士源太、竹澤山城、山越才吉、津布久彈正、細野次藤左右衞門を初として、其外記に不レ及、三十餘人の者侍大將として、此外數百騎を催し、大拔攻の相談相究となり、大拔越中も佐野四天王乃隨一にして、一騎當千乃侍なれ共、家老衆と不和にして、御相談一にならずして、殊に元旦乃御出陣御諫言御用なき故、居殘し事雖レ有ニ道理一、一戰乃御供不レ仕、家老衆と不和乃儀段々背レ道たり、此度寄來る敵を見て、一戰に

不レ及ば、臆病に似たれ共、若彼等と戰なば、主君へ敵對と長く呼れんは、侍の本意にあらずとて、宗綱公討死ㇱたまひし後、無レ程一戰にも不レ及、父子切腹せしと也、

長尾殿宗綱公を討大悦之事（本條以下以大學本補足之）

一同正月二日に、足利於二本城一、家來中へ悦の御盃を被レ下、長尾殿家來中へ仰らるゝは、佐野足利の取合數年雖レ及二度々一、大將を捕子にする迄の事なかりしに、今度宗綱を不思儀に討捕事、且は後代の譽、且は家運長久の元、何事か是にしかんや、近々令二出馬一、佐野の家來ども討捕、佐野仕置可二申付一の旨被レ仰、各承り、今度の御勝利、偏に兼日之御武略不レ淺と祉奉レ存候、關東城主數多雖レ有レ之、小田原越後甲州佐竹の旗本に屬せずと云事なけれども、足利新田之御兩家計、何方の御旗本共不レ被レ成、此上は野州上州迄も御手に可レ被レ入にて祉候得と申上れば、不二大形一御大悦有レ之、御盃は最前小曾根筑前に被レ下、次には豐崎七右衛門に被レ下是、是は宗綱を筑前が手にて討取たる故也、侍大將成ける江戸豐後計何之御挨拶も不二申上一、豐後かたへ御盃被レ下頂戴いたしながら淚をはら〳〵と流す、長尾殿御立腹在て、强敵を討取諸人悅之所に、扨豐後は最前より愁たる躰不思儀の至也、其方緣者宗綱が下に有レ之故かと被レ仰ければ、豐後承り、御屋形の仰とも覺不レ申物哉、親兄弟立別て戰場に臨ては、却て互に耻を奉レ存故に、一入勇强事は古より其例多し、若某野心を存は、日頃一命を輕じ忠勤を抽で、又今御前に罷出るに不レ可レ及、愚意を取て了簡仕に、北條氏綱公より今氏直迄は已に五代成る故、御一家廣く、代々普代衆數多雖レ有レ之、新田足利の御兩家を御一族の外御懇意被レ遊、剰關東の城主數多の內、御兩家よりは互に御禮の前後を爭給候共、結句小田原より御無事を被レ成、御疎略のなき事は、全以御兩家を大切に被二思召一るゝ、御心底に不レ有、第一は謙信公の御支配、近國無雙の强將、宗綱公をうるさく思召、此奧意の爲に御兩家を立置れ、御懇意被レ成と覺候、此上は氏直公御氣遣被二思召一敵なければ、却而御兩家を御氣遣に被二思召一、さも有んに於は御兩家を御退治被レ成、親き御一門御普代衆を新田足利館林桐生へ可レ被二指置一御計略と奉レ存

候旨申上ければ、長尾顯長公以の外御立服被レ成、左有とて寄來る宗綱討ずに其儘置るゝものかと被レ仰、豐後重而申上るは、御敵對之儀に御座候上は、御退治被レ成事御尤に奉レ存候、某右申上候處、御思慮於レ被レ遊は、箇樣の大利深く御敬み、兇鳥、樺崎、彥間、名草へ、敵寄來べき所を大切に被二仰付一社、深き御武略に可レ有二御座一、信長公又謙信公信玄公三大將ながら、弓矢の道二五七とて、六方の勝を專に守て、樣子作法共に宜き格法なり、爰を以大將を近代對道の名人と是を天下にさた仕候、佐野天德寺、山上道及なども、武者修行に出し留主と申、又は佐野家老中不和にして、法令以下區歳折からなれば社、御利運とは罷成て候、佐野家中於二一和一は、主君をやみ〳〵と討せ申事口惜く存、敵の樣躰を伺ひ、身命をおしまず、方〳〵より攻來候はゞ、必死の敵に對して戰危き事にて御座候、爾若兇鳥の城か彥間の要害を攻落し、火の手を上け候はゞ、大將の不覺には罷成間敷候哉、宗綱うたれ給ふ事、卒忽の働に依て不思儀の所、又宗綱運命盡たる故なり、淺葉兄弟、小曾根筑前、新井圖書その外の衆中も、某が申上る所理に當らさる儀も候はゞ可レ承候、又合戰之樣子幷に宗綱討捕候事、早々小田原へ御使者を被レ遣、なを跡より委細之儀可二申入一抔とて被二仰越一候てこそ可レ然所に、當前之御勝利のみを御悅、行末御家の亡る事を不二思召一儀、なげかはしき樣に奉レ存候、良將は奧に奧有と申、又古語にも遠き慮なき時は必近き愁有と申事も御座候、小田原は大家と申、關八州に何の城主肩を雙ぶるものなし、此以後無二覺束一事出來之上は、猶親を深く敬給ひて社、御先祖鎌倉權五郞景政公より代々の御家をかゞやかし可レ給時にも御逢可レ有、又わざはひを薄くし、幸をなすは、良將の智慧と承と、惶所もなく申上けれども、家亡べき時節にや、終に御納得なし、此故に江戶豐後無レ程長尾殿を立のく、諸人惜み思事なり、

足利新田小田原へ被二召籠居一之事

一佐野宗綱公を足利にて討捕申之旨、長尾顯長公より小田原へ被二仰遣一ければ、氏直公御感悅にて、山上五右衞門を上州厩橋へ被レ遣、其歸りに則由良長尾殿へ被二仰遣一ければ、先年由良殿武略を以、桐生

又次郎殿を退治し給、今度又長尾顯長公、佐野宗綱を被ニ討捕一甲州駿州抔迄手に入候はん事無レ疑、新田よりは西上州を手に入、信州迄發向し給へ、足利の儀者宗綱を討捕といへども、家來の者佐野を堅領して有レ之事なれば、迚もの事にかのもの共を一々退治して、それより、小田原、結城、下館、壬生、皆川迄手に入、此外北野州常陸迄も手に可レ被レ入計略尤に候、是は佐竹義信、同く義久、景勝支配の地なれば、定て此兩家より加勢申付べし、日比の勇才感入候、兩家の働を以手に入給、國々郡々の事は、此方より少も望無レ之候、右の子細ども直段、又各兩家の働感悦之段申入、數日之御苦勞を慰申さん爲、山上五右衛門指越の旨、御兩家ながら、此五右衛門御同道にて入來所レ希也と被ニ仰越一に依て、由良殿、長尾殿、則小田原へ御越有所に、氏直公より山上五右衛門を以、兩城主へ被レ仰には、第壹、合戰に各々勝利得らる事尤には候得ども、此方へ注進延引の事、第二、先年佐野を攻候刻、佐野、前川原、富士口迄攻寄、宗綱が二三の備迄切崩、旗本後備迄色めき立て見へ候、此時節各人數を加勢候はゞ、宗綱が備立直す事不レ可レ成所に、兩家見除故、宗綱備を立なをし下知しけるに依て、味方利を不レ得事、第三、今度宗綱を討取候はゞ、卽刻其首を爲レ持、顯長小田原へ可ニ參府一の所に、五日以後注進之儀、旁以無禮至極のよし御腹立也、依レ之御籠居被ニ仰付一候、被レ仰分於レ有レ之は、重而家老中迄可レ被ニ仰達一迚、兼而相圖の者共出合ひし／＼と押取籠居也、其以後無レ程御免にて人質を御とり、其上新田足利へ兩城主歸城なれ共、又翌年小田原より被レ攻、終に無レ程兩家ながら亡し事也、

小田原より使者來る事

一小田原氏直公より佐野へ御使者にて被レ仰けるは、宗綱討取之趣、委細長尾顯長方より屆候、其元佐野之分は不レ殘今迄の通りに支配無ニ相違一可レ被レ致候、就レ夫左も有んにおゐては、小田原へ關八州の格法にて候間、人質可ニ相渡一候、押寄勝負とは存れども、宗綱内婦老母居城にて、無ニ大將一所へ何とやらん長なし、又長尾由良兩城主、佐野桐生雖ニ討取一無禮旁以子細有レ之故、小田原へ招寄籠居に申付候、右兩人申分相立雖ニ歸城有一、其元より人質於

レ渡は、重て遺恨有レ之共、此方より後詰可レ申と家老衆へ被ニ仰遣一ければ、委細御使者の趣違背申に似たりと雖、宗綱祉討死仕候共、弟天德寺と申者御座候上は、天德寺心を承、此方より御報可ニ申上一とて使者を小田原へ歸し、早速使者之趣上方へ申遣候事也、

佐野より天德寺へ飛札之事

一天德寺は、上方秀吉公へ御勤、家中の衆中鑓の弟子と被レ成、秀吉公にも御氣に入、御前近く被レ遊、諸事御心易被レ仰候、第一天德寺智仁强將無レ並、度々場數有レ之、其上兵法鑓之上手、天下無雙の事也、秀吉公にも一度は御取立可レ被レ遊と思召御念頃也、然所に野州佐野より飛札到來之趣御覽被レ成、扨々殘念成事哉、吾等兄弟佐野に居住あるならば、卽時に長尾を討捕可レ遂ニ本意一者と思召、又宗綱公にも其時には天德寺有ならばと思召候はん事、鏡に懸て覺候と、御心强き天德寺にも御泪なり、左有とても無ニ是非一、此上は下向して長尾を討取んと思召、野州への御返事は、今度兄宗綱公御討死無ニ是非ニ事なれば、其元居城は不レ及レ申、村々境目々々迄能々用心尤に候、追付下向して可レ遂ニ本意一候と佐野へ被ニ仰下一之間、家老中は不レ及レ申、家中の侍一同に心を合用心之事、

一天正年中二月上旬の事、天德寺は、右の飛札具に秀吉公へ申上ければ、扨は佐野宗綱は、長尾に被ニ討取一候か、貴老殘念に有所尤に候、早々野州へ下向して長尾を可ニ討取一、若も貴老所存も於レ有レ之は、無レ殘可レ被レ仰と、忝も秀吉公御念頃の御意、天德寺難レ有仕合奉レ存候、拙者下向仕、佐野家來共と心を合、隨分働、長尾を討取申さんと申上、一兩日中に下向の用意被レ成所に、二月中旬に又佐野より委細以ニ飛札一申越候は、小田原より使者之儀、是は案の外也とて、亦秀吉公飛札之趣申上ければ、於レ有レ左は下向の儀無用にて候、此上は小田原へ人質を遣し、下知に隨て居城を守り可レ有よし、佐野へ可レ被ニ仰遣一と、天德寺へ私に御相談、秀吉公御意被レ遊候は、最早長尾由良兩人小田原へ籠居の上は、貴老下向して無益、又新田足利兩城主申分有レ之歸城の事にても、小田原へ人質相渡からは、新田足利よりも可ニ遠慮一、然時は野州唐澤の城無ニ心元一儀

無レ之候、時節を見合、我等小田原を攻、退治可レ申候、その時分は貴老も達ニ本望一候半と、件之趣私に可レ被ニ仰遣一候と御意被レ遊ければ、佐野へ此旨一々不レ殘被ニ仰下一し事なり、

小田原より人質取に來事

一氏直公より山上五右衛門を以、佐野家來中へ被ニ仰遣一けるは、去る時分以ニ使者一申遣候人質の事、天德寺へ被レ聞候哉、人質無レ之候はゞ、存寄之儀候はば可レ被レ給候と被レ申ければ、佐野家來衆は御尤に而候、天德寺へ申遣しければ、此上何分にも氏直公御意次第に可レ致由申越候間、御下知に隨而人質可ニ相渡一旨申ければ、五右衛門その儀に而候はゞ、佐野本城に御入候家老衆は、不レ殘妻女か子共衆之中一人宛、侍中も右の通りにて、以上廿四人之人質召連、山上五右衛門同道に而小田原へ差越、無ニ是非一事共也、

山上道及事

一山上道及は武者修行として、上方又は關東中小田原にも少の間働、武田信玄公へ入候所に、佐野の樣子段々承り、夫より秀吉公へ參上し、天德寺へ御目懸り、宗綱公御討死の次第互に御物語、是非に不レ叶以ニ天德寺を一申上、秀吉公へ御目見仕ければ、秀吉公被レ仰けるは、近日小田原を攻、退治可レ被レ遊旨、就レ夫天德寺道及は所生關東者なれば、關東之繪圖を御望被レ遊、關八州の城々山川大小道難所迄殘らず繪圖に仕差上ければ、御感悅不レ淺して、彌御氣に入、此上は兩人を關八州、今度小田原の案內可レ被ニ仰付一とて、無レ程五畿內五箇國之中へ被ニ御遣一ければ、五畿內の軍勢數萬騎に而御用意之事也、

秀吉公小田原攻并天德寺先手之事

天正十八年庚寅

一秀吉公五畿內の勢數萬騎にて、小田原氏直を御攻可レ有とて、諸軍勢へ軍法の御下知被レ遊けるに、天德寺申上は、今度小田原攻之御先手を某に被ニ仰付一候得かしと御願を申上れば、秀吉公御意有しは、貴老人數も不レ持、壹人に而は成間敷と被レ仰ければ、天德寺申上は、今度御先手被ニ仰付一候はゞ、野州佐野へ申遣し、宗綱が家來共都合五百騎計は可レ有ニ御座一候、彼等を呼寄、御先手可レ仕と申上ければ、秀吉公御感深き大將にて、いや／＼佐野に居

殘候侍共も最早數箇年以前之事なれば、思ひ〳〵に賴み働たるも不レ被レ存候、若其時如何可レ有と仰ければ、宗綱が侍代々普代の事なれば、何國へも賴申儀に而も無レ之候と達て申上ければ、左も有ば貴老望に先手可レ有と被二仰付一ければ、佐野へ件之由被二仰越一けるに、思召とは相違して、秀吉公如二御意一、方々へ散亂にて、小田原へ人質之衆其外以上百騎より內にて、其日限に參上仕候、天德寺此由を御覽じて、扨も無二是非一次第哉とて失二面目一けり、夫より少し秀吉公御前宜く不二思召一事也、

小田原合戰之事

一秀吉公御軍代には加藤主計頭殿、御目付には富田左近殿、其外不レ及レ記、數萬騎にて、小田原へ押寄、小田原にても兼て用意の事なれば、氏直公も諸軍勢へ御下知、先大手口には北條安房守、山上五右衞門大將にて、數千騎にて堅たり、氏直公被レ仰けるは、此度の合戰に聞は、佐野天德寺、同家來山上道及、兩人關東の案內、殊に今度先手を望たるよし實正也、扨々佐野より人質相渡置たる侍供も、天德寺に寄騎(ヨリキ)して馳向せ惡次第也、大手口にて佐野よりの人質共不レ殘羽付(ハリツケ)に懸置、天德寺勢に可レ被レ見と被レ仰ければ、北條安房守氏直公へ申上は、尤御意に而御座候得ども、天德寺道及彼者共を見ば、身命をおしまず可二討入一、命をおしまぬ敵には大勢成とても敗軍は必定也、天德寺道及働を御覽可レ有、若又人の心と申者は、其者共を見るより此方へ同心可レ致も不レ被レ存候と申ければ、氏直公尤なれども此段々眼前に乍レ存、佐野之者共天德寺と同心にて押寄上は、如何可レ有共不レ被レ存、關八州の人質數多之事令レ見の爲にとて、達て被レ仰ければ、大手口に三十四人、佐野の人質羽付(ハリツケ)に掛て置、佐野勢目前にて突殺し見すべきとて、生ながら置ける事不便なる次第也、然所に五畿內の諸軍勢數萬押寄ける、天德寺は道及を先として、最前秀吉公御先手を所望の上、是非々々此度先陣と心掛、露命を輕じ進ける所に、件之羽付を御覽じて、目もくれ心もきへけれ共、一入々々口惜、佐野勢共妻子を目前にて如レ此、命可レ惜事なしとて、無二無三に討入ければ、さしも堅たる大手口一の備一樅崩ける、加藤主計頭殿此由を御覽じて、天德寺道及を討すなとて後

勢寄ける程に、天德寺を先として攻ければ、小田原方散々敗軍しけるなり、是よりして天德寺秀吉の御前首尾能也しとなり、

秀吉公天下一本之次第

一小田原無レ程落城し、信長公の後、明智日向守を御退治以前、武田信玄公御病死之後、長尾謙信公も御病死にて、御兩家は亡、關八州の分は不レ殘、佐竹義治公、同義久公、里見義胤公を初として、其外奥州迄御無事に成、西國安藝の毛利殿御無事にて、六拾餘州に秀吉公へ御敵對なすもの無レ之、御自身一天之御主と被レ仰し事なり、

天德寺佐野へ御入部之事

一秀吉公被レ仰けるは、天德寺貴老數年場數、其上今度小田原にての働難レ記ニ言語一高名なり、就レ夫佐野領は不レ及レ申足利領迄合て拾貳萬石之所被レ下ける、又道及も働の者なれば、いよ／＼可ニ引立一との御内意難レ有仕合なり、天德寺申上は、御上意の趣難レ有奉レ存候、乍レ去拙者儀出家の事、高地不レ被レ下候共不足に不レ奉レ存候、兄宗綱が女生の子共御座候、御見合に而養子仕度奉レ存候、其節如何樣にも御取立可レ被レ下と申上ければ、天德寺事中所尤の事也、出家にて有間、本領佐野を被レ遣けり、秀吉公被レ仰けるは、富田左近子ども次男宗綱が養子と卽時に被ニ仰付一、左近次男未幼少の事なれば、御意に而御約束被レ成、野州唐澤御本丸へ御入被レ遊し事なり、

佐野侍中出仕之事

一天德寺公唐澤御本丸へ御居城有て、家老中其外佐野譜代の侍居殘候分は、御本丸へ被ニ召寄一、殊に竹澤山城守城にて小田原へも不レ働城を守り、今度天德寺御入部の旨大悅不レ淺して、宗綱公すばなの上雲雀、鳥屋寄居にて御討死被レ遊し次第、一々御物語申上ければ、さて無ニ是非一思召、又家老中佐野を堅固に持、其以後一村も敵に不レ被レ取事、始終の忠勤手柄の段、前代未聞、誠に可ニ報謝一樣もなしとて御感悅不レ淺、又大拔越中が事、切腹程之儀にても有間敷ものをと被ニ思召一、我等下り樣子見屆、少々の事は罪を免し置べきにと被レ仰ければ、一度の衆中何共御挨拶不ニ申上一、仁義ふかき大將哉と感心の事にて、天德寺御繁昌、宗綱公御時に不ニ相替一脇々へ

出し侍、又は引込浪人にて、百姓とも侍とも不レ知所々在々に居住の者ども、天德寺御入部と聞しより、段々の樣子申上、御目見への處に、天德寺公被レ仰けるは、何も被レ申段尤なれ共、普代の侍にて如何に大將討死有ばとて、散亂は不二出來一也、然ども大拔越中が事と云、惣而佐野家老中侍不和之儀にて、申所も一理有レ之、其上我等佐野入を待懸、左樣之歸來と申志有間、先知にその上少々宛の御心付にて被二召遣一被レ仰けるは、其方達前々働の段々忠勤感入候、此上は宗綱同前に忠義可レ抽と被二仰渡一し事なり、

御養子家老中へ御相談之事

一天德寺被レ仰しは、內々何もへ申通り、最早宗綱公御跡目之儀、秀吉公へ可二申上一と家老中へ御相談被レ仰ければ、竹澤山城守申上候て、御意之趣御尤に奉レ存候、富田左近殿御次男當年十八歲に御生長、此元姬君にも御成生の御事、早速御願を被レ遊可レ然と申上る、天德寺被レ仰けるは、其方我等名代として秀吉公へ參上し、御意之段相違無レ之候はゞ、其方下り次第に某上京し申上、同道可レ致候とて、竹澤山城守を御使者に被レ遣、秀吉公へ以二時之御取次を一天德寺願之趣申上る、秀吉公御意被レ遊けるは、以前天德寺佐野入之時分に約束の事なれば、無二相違一と御意にて、富田左近殿へも右之段被二仰付一けるは、天德寺上京迄にも不レ及、今度吉日次第に竹澤と此方家來之者一兩人成長人(オトナシキ)者を指添、野州へ可レ被レ遣と富田殿へも御上意被レ下、竹澤山城御供にて佐野へ御越の事なり、

天德寺御禮に上京之事

一天德寺は、秀吉公へ爲二御禮一御上京被レ成、右の御禮申上、さて〳〵山城を御意寬に指上申所に、卽時に被二仰付一、難レ有奉レ存候旨、又御願を申上候者、宗綱某養子の儀に仕候、如何樣にも名を御付可レ被レ下由申上ければ、秀吉公も御機嫌にて、天德寺申所神妙に候被レ仰、則佐野小太郞修理太夫信宣(ノブフサ)と被二仰付一、天德寺難レ有奉レ存候とて御暇申上、富田左近殿へも御禮式被レ遊、佐野へ御下り、御婚禮の御事旁以目出度御首尾と、上下御祝悅之事なり、

天德寺御隱居之事

一信宣公御成長、佐野御支配村々まで堅固に被二仰

付、家老衆其外家中の侍中一和にして、御長久の御家と御感悦の儀不レ淺、天徳寺公被二仰出一けるは、信宣諸事長成人家中在々迄支配、大悦不レ過レ之候、就レ夫我等は數箇年見届、その上老身なれば、赤見村へ隱居可レ被レ遊旨被レ仰ければ、信宣公を始家老衆不レ殘御意之段御尤に奉レ存候とて、無レ程御相談極り、赤見村へ御隱居被レ遊候事也、

信宣公天徳寺へ不孝之事

一天徳寺公赤見村へ御隱居被レ遊ければ、諸事之儀に付て、信宣公御我儘成御心出來被レ遊し事、家老中を初御異見數度の事なれども、御用ひ不レ被レ成故、赤見天徳寺公御鬪被レ遊、唐澤へ御越にて、度々御異見の處に、御用ひ不レ被レ成、其上天徳寺近所に御入候ては、御心せはしく思召、是非々々仙場村へ御越可レ有とて、不意に仙場村へ御押込、其以後御通路不レ被レ成、唐澤へも御入なき樣にと、扨々無二是非一次第也、信宣公慢氣の事なれば、家亡る儀無レ疑、嘆かはしき事也とて、朝夕泪計にて、無レ程御病死被レ遊し也、其以後は猶以御氣儘の事也、

普代の侍御暇之事

一信宣公諸事御氣儘被レ遊候を、家老衆度々御諫言申上けれども、右天徳寺御異見だに御聞入不レ被レ成、御諫言申上る者は背二本意一、普代の侍名は不レ及レ記、一人二人宛御隙申請し事不レ知二其數一、富士源太御一家の末なれ共、富士村へ御引込御病死、四天王の末は竹澤子孫計、其外佐野普代衆少也、他所へ奉公に出、又は引込百姓に入まじり、富田の家より來る衆も、後には御隙にて立のく、其中に秀吉公富田左近殿御病死なれば、御約束の御加増御さたなくて、佐野本領計御支配なり、其節の家老衆は佐野和泉守、竹澤山城守孫佐野内匠頭とて佐野を家名に被レ下、和泉守は富士源太之聟なりとて家名被レ下けり、弓削長門守、内藤五左衞門、中江川大膳也、此外新參衆譜代の衆不レ及レ記、度々御我儘の御諫言なれども御用不レ被レ成、雖レ然江府家康公御前は御無事也、

唐澤之城天明春日山に引築し事

一信宣公唐澤の居城へ、江府の火事夜中に見へければ、諸家中にて江府か何國やらん夥敷火事也とて申上る、信宣公御覽じて、是は正敷江戸に無レ疑と、

急に御供廻りも續乘る程に、早馬にて館林より御通り、道にて御馬死ける程に、御急忍領にて御馬死しければ、不便に思召、其在所に馬頭觀音と御祭り有也、扨江戸へ夜中の火事に明る九ッ前には、江府家康公爲二御見舞一申上る、家康公扨々早々の見廻感入候、何時佐野を御出何方より告參候と被レ仰けり、餘り御前宜き儘に、某居城よりは目の下に見、扨佐野居城は我等居城目の下に被レ見候は、殊外高く御入候哉、淺事ながら某も關八州は不レ及二申に一、日本の支配申からは、某居城よりは高く候はゞ、平地に貴殿の居城築可レ然旨被二仰出一ける、委細御請を申上、首尾不レ宜、佐野へ御歸り、家老中へ御相談にて、無二是非一天明春日山に居城御築、寅の年中御移り被レ成けり、扨々惡事出來の時節にや、御築初の日取も亡日にて、御移の日も亡日と申侍なり、

移城慶長七年壬寅か、關ヶ原御陣ば五年庚寅なれば、丑年一ヶ年過て也、春日山の城又寅年破崩とあり、是又同十九年甲寅か、然ば大坂夏御陣の年にて、右城落滅の前年か、

信宣公信州松本へ御預ヶ之事

一信宣公常々我まゝ成御事は、第一は天德寺へ御不孝、普代の侍中に御暇被レ遣、新參の者共古來衆より近所に被二召遣一、諸事御意次第と出仕して、追從輕薄申上者、無作法之儀御進、是等計御氣に入、家老中も時節計の出仕にて、無二是非一折節、御内婦樣より嫉妒の御遺恨により、信宣公を隱居之願、御嫡子小吉殿を御世に立、家中の嘆御自身の御心をはらし可レ被レ遊と、家老衆とも無二御相談一七八箇條の御書付にて御訴狀、御内縁之傳にて私に御上ヶ、家康公にも内々は目付衆より佐野信宣我儘無沙汰のよし少々御聞被レ遊ける所へ、訴狀御覽被レ遊、尤公儀へ對し無禮なしとはいへ共、旁以我儘成儀數多有レ之間、一先押籠於レ有二申分一は可レ有二免許一とて、信州松本へ國替と被二仰付一佐野へ御上使被レ遣、寺岡村岡崎山に、旗本衆五人に被二仰付一、日限時刻を極め岡崎に密れ居て、信宣公御親子三人ひし〳〵と取籠、松本城主へ御預ヶ置被レ遊ける、天明春日山の城へ御移り、中十二年被レ成二御座一候事、

佐野家老侍中色々義心之事

一然所へ江府家康公より城請取に爲二御上使一溝口外記殿旗本衆以上三人被レ遣けり、佐野家老中諸將不レ思寄一事なれば、おもひ〳〵の評議なり、先城代

和泉守被レ仰は、今度不思儀の被ニ仰付一、何樣無ニ覺束一城を明渡し、時節を窺、無罪樣子御訴訟、於ニ申分仕一は、歸城無レ疑、何も思召承度しと被レ仰けり、佐野内匠被レ仰しは、尤和泉守殿思召のとふり、今度不思儀に存ずれども、さすがに侍が主より預り置城を、一言もなくおめ／＼と渡可レ申事口惜き次第なり、此城を枕にして討死と被レ申ければ、弓削長門守被レ申しは、内匠殿如レ被レ仰、某も左樣に存候と申ければ、中江川大膳被レ仰は、尤なる和泉殿と雖、某存寄は以ニ時節一申分け、歸城有間敷者にて無レ之候、分別は雖レ似ニ臆病一、今度は無ニ異儀一相渡し可レ然と被レ申ける、長門守達て兩所之被レ仰は合點參不レ申候、此長門守と内匠頭は城を出申間敷、但し侍中之御心次第と思切て被レ申ければ、其中にも長門守之仰を尤と申者も有、和泉守殿被レ仰しを御道理と申者も有、和泉守殿達て被レ仰しは、忠義は侍の本也、主人大切に存る上は、重て世に立申社本意なるべし、今度不意に信宣公松本へ籠居、殘念の次第也、せめて罪の樣子家來共にも一々被ニ仰聞一、其上箇樣の段は不レ及ニ是非一、何も被レ仰義尤に候得ども、信宣公我儘成儀は、一分之於ニ公義一無禮少もなし、時日を待申分立間敷ものにてなしと被レ申ければ、此道理可レ然と、四人の家老衆同心にて、城をすなをに可レ渡と被レ申けれ共、長門守一人は更に不レ爲ニ同心一、雖レ然一人にては城可レ持樣もなし、一命有上は孰もと同心難レ成とて、早馬にて犬卧大庵寺へ欠入、則時に切腹せしとなり、四人の家老衆侍中へ被レ仰けるは、我々申處御同心候はゞ、御上使の衆へ樣子申上可ニ相渡一とて、佐野和泉守、同内匠頭、内藤五左衛門、中江川大膳、御上使之衆へ罷出申けるは、今度主人信宣儀不意に信州松本へ御預け籠居被ニ仰付一段、罪の次第家來共も承度奉レ存候、又主人より預り置候居城早速相渡し申儀、侍の本意に雖レ非、向ニ御上使一及ニ異儀一候はゞ、御訴訟申分難レ成奉レ存恐入候、重而御訴訟爲ニ申上一相渡可レ申候、乍レ恐御前之儀賴上候と敬て申ければ、御上使三人の衆、尤也神妙に候、後日に御申分成間敷にて無レ之候と、御禮式にて御請取、三日の間に城を崩破り、御上使江府へ御歸之事なり、

信宣公御申分訴訟之事

一佐野和泉守殿法躰之後、山中仙齋とて土井大炊頭殿へ御內緣以レ有レ之取入、其節土井大炊頭殿家康公へ御出頭して御有し所へ、山中仙齋、信宣公無レ罪次第御前へ宜樣に御取成奉レ賴上ニ候と、種々訴訟御申分依レ有レ之、無レ程御免之御內意にて、仙齋御迎に松本へ被レ參ければ、御親子三人御感悅不レ淺、江府へ御越、御目見へ可レ被レ遊所に、武州深谷迄御出有、御運之盡哉、道にて卒中風被レ遊、江府へ御着、無レ程御死去也、其故御沙汰なし、無ニ是非一御兄弟ながら御牢人にて被レ成ニ御座一、無レ程家康公御他界其以後、土井大炊頭仙齋老にも御病死、其より長々御牢人の御苦勞難ニ申盡一、然所へ御兄弟佐野吉之丞殿同喜兵衞殿被ニ召出一、御子孫御繁昌御出世御長久と目出度奉レ願候、

香宗我部氏記錄

香宗家證跡記

抑中山氏之先祖、土佐國香宗我部者、人皇五拾六代清和天皇七代之後胤、鎭守將軍源賴義之三男、兵衞尉甲斐守義光號二新羅三郎一、崇德院ノ大治二年、歲七十二卒ス、弓馬藝勝源氏一流祖ト云、之曾孫、武田太郎信義之苗裔何某、甲斐國武田之氏族、今世世上中山家所藏系圖、雖レ載ト世々無二斷絕一詳於姓名上有レ疑、故ニ不レ取レ之、雖レ然所レ載姓名ト與二年時一、今所レ存古文書符合之者、證レトシテ之擧レ之、鎌倉源將軍之時、何代ト云コト未レ詳、土佐國賜二於香我美郡一、自レ夫世々住二於香宗鄉土居村一而號二香宗我部一、家紋割菱、世ニ云二武田菱一、今立仙宮ノ紋割菱也、

或曰土州ニ有二宗我部一、在二於長岡郡一居秦氏號二長宗我部一、在二於香我美郡一居源氏號二香宗我部一、

○重通又太郎、法名照海、

所レ傳在二系圖一、但如二右記一、家譜連綿相續シテ一世雖レ无二斷絕一、无レ證者不レ取、此照海之事、西山氏所レ藏之文書、香宗我部通秀西山氏所レ賜之文書之內ニ有リ、以レ是實ニ有二照海一知ル也、出ス二於通秀之條ニ一略之、

右重通時代推而量ルニ、北條貞時高時ノ比ノ人歟、

○秀賴甲斐孫四郎、法名性海、系圖正和之比人トス、

長岡郡介良村西養寺所レ藏文書蠹簡集

土佐國介良庄事、爲二走湯山密嚴院領一之處、甲乙人致二濫妨狼藉一條、父甲斐孫四郎入相共相二鎭狼藉沙汰一、居代官可レ令二所務一、且載二起請之詞一可二注進一、違犯仁交名之狀如レ件、

元弘三年六月四日　源朝臣

長宗我部新左衞門殿

蠹簡集曰、右介良西養寺藏、凡十九通、今按源朝臣足利尊氏、新左衞門豐岡城主秦信能、孫四郎入香宗城主甲斐又太郎重通次男甲斐孫四郎賴入道性海也、

私曰、元弘三年ハ光嚴院ノ正慶二年也、此年鎌倉九代將軍守邦親王、執權北條相摸守平高時并ニ一族等、新田義貞被ニ打亡ル、去治承四年賴朝鎌倉入、平家之一族滅、天下ヲ治、今年正慶二年迄年數百五十餘年、將軍九代北條八代也、右之內將軍九代といへ共、初一代源賴朝、二代賴朝ノ嫡子賴家、治世僅ニ

而伊豆國ヘ流ル、後又被レ殺、三代實朝、賴家ノ弟也、是又治世不久、其甥爲ニ公曉一於ニ鶴ケ岡一害セラル、此以後ハ親王或攝家ノ末男ヲ將軍ニ立ル、然共名ノミニテ、執權北條天下之政事心ノ儘ニ行ヘリ、從レ是足利尊氏天下ヲ治ム、

○時秀法名善海、系圖秀賴ノ子トス、

右時秀之事、西山氏所レ傳文書如レ左、

如レ仰未レ入ニ見參一候得ども、承候而悅存候、□直之時は承候ハヾ、自レ是可レ入レ申候、兼又物部案主職之事ハ、時秀之御時、甲斐二郎殿と仰候之間、身が書カ出申、もしうりけんには、甲斐二郎殿ゑと書カ出申て候、いまの御案文は身が進候之狀江ハ、もし五つたがいて候と存候、何事連々に可ニ申承一候、恐々謹言

七月廿六日　　沙彌了(花押)

謹上　甲斐二郎太郎殿

○通秀甲斐守、法名蓮海、系圖在、

右通秀、西山氏所レ賜證文、永和五年ノ文書有、如レ左、

去申香宗我部卿內甲斐小次郎氏秀子息次郎太郎安秀分事、

合貳町壹反卅屋敷二所田數注文在ニ別帋一

右件田畠等者、伯父氏秀尙未ニ處分一間、子息安秀江彼地ニ而去申畢、公家武家御公事等者、昭海置文定候間、於ニ後々未來ニ不レ可レ有ニ異儀一上者、限ニ永代一、安秀江去申候也、仍爲ニ後日一、去狀如レ件、

永和五年壬四月廿一日　　通秀(花押)

右照海置文ト有ヲ以、知レ有ニ重通ルコト一也、

○親秀出羽守、此親秀之弟何某、其子中山田左衛門佐泰吉ト云、土佐國中山氏之祖也、

右親秀、金剛頂寺西寺所藏疊箇集願文、有ニ文明十八年源出羽守親秀一、

新宮村西山氏所レ藏文書如レ左、

新宮別當職豐後入道次男申付所明白也、但跡公事無沙汰候ハヾ、何時も違反可レ仕候也、仍狀如レ件、

延德四年壬子六月八日　　親秀(花押)

私曰、親秀之弟何某、其子中山田泰吉ト云、此親秀者如ニ右記一、文明延德之比人也、泰吉者大永三癸未年生ル、從ニ延德四明應元也壬子一四十三年也、今也上中山家之系圖ニ、中山田左衛門佐親秀之弟

トス、甚誤也、譬バ文明元年ヲ以、親秀ノ生年トス、大永三迄八十餘歳也、爭弟トセン、實未レ詳、

但此時分、足利將軍天下ヲ治ルトイヘドモ、次第々々威衰ヘ、諸國不レ治、就レ中應仁亂後、永正天文弘治永祿之比ニ至、東西南北國ヲ爭ヒ、四國者長宗我部取ヒシグノ時節、一日片時不ニ安隱一、故ニ父子兄弟家ヲ離レ、國ヲ去スルノ間、家傳モ斷絕スルコト當然也、

○親泰 内記、後左近、又安藝守、實秦國親三男、元親之弟也、

今世上中山家之系圖ニ、親秀之爲ニ養子一、是甚誤也、親秀如ニ右記一、文明之比ノ人也、親泰享年雖ニ未詳一、其兄元親天文八年之產也、然レバ文明ヨリ天文マデ八十有餘年也、爭ソ八旬之後、當歲之以ニ親泰一養子トセンヤ、親秀親泰之間、恐絕ニ於一代一乎、雖レ无レ證、土佐軍記曰、香宗我部景好四千貫ノ主而此郡主也、元親之弟以ニ親泰一養子聟トスト有、又香宗之遺臣村田氏系圖序曰、天文中香宗我部與ニ安喜郡司一戰有レ年、香宗漸及ニ衰微一、量ニ家運一、而一夕頓自殺、家士驚皆歸レ城、相議而請ニ秦姓一而嗣レ家、後說區而辨ニ一訣一、

○親氏 千菊丸、彌七郎、

親泰之嫡男、元龜年生ニ於土居村一、從ニ元親一於ニ朝鮮一病卒、葬ニ遺骨於寶鏡寺一、石碑曰、

面ニ 月溪芳心、

右ニ 淸和天皇六孫王多田滿仲武田朝臣親氏、於ニ高麗陣中一有ニ他界一、

左ニ 于時文祿元壬辰年中冬廿四日、

右石碑有レ事、絕テ无ニ知人一、予享保年中墓參之時、幽ニ文字有コトヲ見ル、然レドモ苦ムシテ不レ分ニ文字一、高橋氏ニ告レ之、高橋則石面ヲ洗、白粉ヲ流、初而見レ之、

○貞親 親泰之次男 始親和、後改ニ貞親一、始右衞門八、後改ニ左近太夫一、

天正十九辛卯生ニ土居村一、慶長五庚子亂、其年僅十歲、其身雖レ不ニ出陣一、亂後去レ國退ニ于泉堺一、元和元、大坂落城以後、仕ニ堀田加賀守正盛一、領ニ千三百石一、正盛武州川越之城主也、寬永十六、信州松本ニ移リ、同十九年、下總國佐倉移、此事中山所藏貞親與ル澁谷ニ書ニ見ル、萬治三子年七月九日、於ニ佐倉一病死、七十歲、

或曰、貞親及レ長、仕ニ肥前唐津領主寺澤志摩守堅高一、領ニ五百石一、是大坂落去以前之事也、元和元、豐臣氏滅亡之後、秦氏之近族故、憚恐辭ニ退唐津一、而潛至ニ武府一、在ニ知足院一、于時號ニ中原源左衞門一、幸

其伯母仕二將軍家一、春日局云、是便トシテ竊達二
上聞一、春日局賴二堀田氏一ト云、
蠹簡集、國吉五左衞門、野瀨惣兵衞二十月五
日與ルニ書、中原源左衞門殿 知足院 御座被レ成
ノ文有、
右貞親中山正氏氏昌與ニル文書有、在二別卷一、略二于
此一、

貞親子
○親重 香宗我部隼人
實ハ加賀守之老臣、高井源左衞門男也、高井氏ハ加賀
守ノ妹壻也、萬治三年堀田上野介正信所レ謫、後仕二
於松平陸奥守綱村一、

親重子
○久秀 香宗我部采女、後號二左中一、
實當國 中山覺丞秀治之三男 新助也、親重无二男
子一、招レ之而爲二家督一、

如二今世上中山家所レ藏香宗我部之系圖一、世々連續
而无二斷絕一甚詳也、雖レ然全无二明證一、剰雜二他姓一、大中臣秋家類也、
或何代之御敎書、或屬二何麾下一、親秀、信長公之屬二麾下一之類、
或聞二其名一而爲二其親一、爲二其子一 親秀親泰是也 之誤不レ少、予
深悲レ之、享保之初年求レ之不レ倦、好古識者 高橋氏村田翁
尋レ之、而有レ據古文書、或傳レ家文書、或彼蠹簡集謄
寫、又新宮村西山氏所二祕藏一古書悉寫レ之、香宗家
歷代之爲レ證者也、

于時延享五戊辰秋八月 日

中山益庵源良爲

今中山家所レ藏系譜者、先年從二奥州一傳フ二于本町 中山
家一、樫尾正直請レ之、使三弟中山久通書二寫之一、久通信
レ之而爲二一卷一、儒生桂井素庵作二其序文一、夫ヨリ段々末
流傳レ之爲二家珍一、今按、香宗我部左近親和ハ、慶長五
之亂去レ國泉州堺ニ暫潛レ身、此時親和纔ニ八九歲 十歲時也、十
歲未滿ト云傳フ、然レバ非レ可レ知二來由一、漸成長後、持
傳ヘタル古文書等ヲ以、彼系圖識ト云者ニ命ジテ、作
ラシムルナルベシ、可レ疑處數多、如レ左、

○一條次郎忠賴之子秋家 東鑑ニ、忠賴家人有二甲斐小四郎大中臣秋家一、然ルニ香宗家世々稱二甲斐源氏一、爭ッ使二大中臣姓一稱二源氏一哉、今按、適秋家甲斐小四郎ト云、系圖スルモノ其來由ヲ不レ知、所レ闕以レ之所ニ附會一乎、甚可レ疑、

○秋通 被レ養二大中臣秋家一ト有、可レ疑、 ○通長 織田信長ノ狀ヲ藏、其子親秀、信長ノ屬ニ麾下ニ一、今按、年曆有レ疑見レ後、

○親秀 屬二信長麾下一、按ニ、親秀ハ文明ノ比人也、信長ハ天文三甲午ニ生レ、天正十年四十九歲ニテ生害也、大積文明ヨリ至ニ

天正十ニ二百年ニ及、可レ疑、

○親泰　親秀之爲ニ養子一、今按、親秀ハ文明延德比ノ人、委備ニ別卷一、親泰ノ享年雖レ未レ知、舍兄元親主ノ以ニ享年一量レ之、天文ノ比出生ノ人、シカレバ文明、天文ノ間七十年ニ近シ、可レ疑、

○通秀　香宗我部出羽守親秀之弟、中山田左衛門佐、今按、寶鏡寺所レ藏中山田左衛門佐泰吉(花押)有ニ天正年中之文書一、因改レ之而作ニ泰吉一、

○秀政　新助　○政氏　五郎右衛門、今按、安喜濱八幡宮棟札、中山田秀正アリ、家傳書ノ末ニ、中山田五郎右衛門正氏アリ、因兩政之字改而作ニ正之字一、

右之外眞僞猶又可ニ訂正一者也、

寛保元辛酉中冬念二烏　　中山田益庵良爲

左衛門佐樣御支配御家臣連名

(香宗我部武田朝臣安藝守親泰公從臣覺)

香宗我部出羽守親秀公御嫡孫、實ハ御舍弟 孫十良君之御嫡、御配地ヲ以被レ屬ニ御幕下一、老職之上ニ列、

御城代

中山田左衛門佐殿

御舍弟

同　新助殿

但御本領之内配分、中山田殿知行在所、香宗鄉ノ内土居村、同中ノ村、富家村、赤岡村、十林寺村、上曾我村、下曾我村、中山田村、新宮村、兎田村、深淵鄉、大谷村、佐古村、父養寺村、上田村、吾川郡ノ内森山村、中嶋村、仁ノ村、安藝郡内川北村、江川村、伊尾木村ニ在リ、別紙分限ノ根居帳之通リ、

以下

中山田吉左衛門殿　　池内肥前頭

西山兵太夫殿　　久武右馬丞

池内掃部　　野村新左衛門

今西隼人佐
野本民部佐
森田民部
池内六兵衛
池内楠千代
池内玄蕃
池内三良左衛門
池内勘兵衛
東村久右衛門
東村藤助
池内助兵衛
東村四郎左衛門
池内三吉良
池内新右衛門
面（西左カ）佐近右衛門
久甫内彌十郎
久甫孫右衛門
野村彌左衛門
野村亦兵衛
永田與三右衛門

富永雅樂佐
西隼人
池内大炊助
池内彌太良
池内彌六
池内吉太夫
池内五郎兵衛
池内九兵衛
東村宗左衛門
池内源左衛門
池内勘太夫
池内忠三良
池内九良兵衛
西右兵衛
久甫内勘左衛門
久甫大八良兵衛
野村與助
野村孫右衛門
野村與七郎
森本九良左衛門

永田藤兵衛
西山勘太良
西山新之丞
西澤新左衛門
西山次良太夫
西澤平次良
竹村孫之丞
竹村彌兵衛
富家次良左衛門
富家雅樂丞
富家左近右衛門
富家助兵衛
長尾長左衛門
野村與七良
長尾市兵衛
西岡次郎
立山太良左衛門
藏橋御熊
藏橋孫市
門田三良右衛門

森本神十良
西山次太夫
森本甚兵衛
松村藤左衛門
松村清右衛門
竹村源兵衛
竹村源内
竹村孫左衛門
富家主計丞
富家神左衛門
富家助左衛門
寺内五良左衛門
田中市介
久甫内食兵衛
光久九良太良
西岡孫七郎
藏橋五郎左衛門
石淵九良五良
石淵九良次良
門田源兵衛

門田次良右衛門
門田市左衛門
門田與左衛門
横田神兵衛
横田源右衛門
今西九右衛門
富家與左衛門
成谷祐六
岩原源左衛門
岩本七良兵衛
野本久兵衛
鵜来須（ウクルス）喜兵衛
小林神兵衛
別役新助
別役與市兵衛
金子久左衛門
金子次良左衛門
久橋九良兵衛
金子助右衛門
大坪次良兵衛

門田文左衛門
門田新兵衛
北村彌藤次良
北村源三兵衛
北村彌三右衛門
大谷五兵衛
森田勘助
馬場源助
馬場平兵衛
井關嘉兵衛
野本亦兵衛
吉村喜助
小林源兵衛
岡田彌左衛門
田内與三次郎
金子次郎右衛門
岡田勘右衛門
岡田新兵衛
永瀬七良右衛門
竹崎十良兵衛

竹崎十良左衛門
大坪新右衛門
大坪神助
絲川四良左衛門
石田八良左衛門
竹内源内
野崎五良左衛門
松田善右衛門
原野忠兵衛
岡崎善兵衛
横山喜太夫
徳弘彥太夫
田内次良兵衛
須田八良左衛門
吉村左兵衛
池三良右衛門
竹内孫之丞
森本久次良
成谷助左衛門
松村清右衛門

森本四良右衛門
池本六良左衛門
澁谷藤作
正木兼之丞
竹内源兵衛
平樂寺五良介
松田與左衛門
松田新左衛門
寺内五良左衛門
岡崎常力
嶋崎彥左衛門
大石民部丞
前田三助
濱田新九郎
寺村喜助
竹内三良右衛門
宇賀源兵衛
森田次良右衛門
岡本文七郎
光明院助丞

光明院彌八良
光明院新左衛門
光明院六良右衛門
志賀式部左衛門
堀　與　平
吉久彦左衛門
三田猪助
山崎五良左衛門
山崎神助
黒石甚左衛門
上窪孫兵衛
能瀬惣兵衛
公文孫七郎
公文三良右衛門
村田七兵衛
村田七良兵衛
中村與左衛門
上窪喜兵衛
永瀬七良右衛門
大西孫右衛門

光明院源右衛門
光明院源次右衛門
行延彦四郎
畠中太郎右衛門
畠中平兵衛
吉川三良兵衛
山崎五良右衛門
山崎源左衛門
大坪次良兵衛
山本彦助
公文源八良
能瀬新左衛門
公文喜兵衛
公文平左
村田彌三右衛門
中村源兵衛
上窪喜三兵衛
上窪李兵衛
安宗新六
小橋新兵衛

大西彌五兵衛
松永吉右衛門
松永甚左衛門
岡本與七郎
原　藤兵衛
助永左衛門五郎
岩田源五郎
岩田久右衛門
森本四良左衛門
窪田八良兵衛
松本與三兵衛
森本彌木兵衛
池内忠三郎
岩村平左衛門
森本新左衛門
田所新右衛門
岩崎善兵衛
川谷三郎右衛門
野崎四良左衛門
中岡太良左衛門

南　宗兵衛
南　彦右衛門
吉延源三郎
松村清右衛門
原　藤左衛門
中内六之丞
岩田新五郎
澤　善助
澤　新右衛門
窪田孫右衛門
嶋村源助
池内左兵衛
森本又三郎
絲川次良右衛門
竹内太左衛門
野崎五良兵衛
山村彌五良左衛門
竹内源兵衛
野嶋源助
松本與三左衛門

岡田與次右衛門　久甫田彌次右衛門
今村忠兵衛　遠崎善兵衛
遠崎新次良　横矢三良兵衛
內川神右衛門　濱田新九郎
瀧本彌六　西村左近右衛門
大崎新右衛門　松岡神兵衛
松岡勘兵衛　松岡彥四郎
友重孫右衛門　內田茂左衛門
內川太郎次郎　德田彥右衛門　內川善兵衛
御紺屋
村山與左衛門　村山與市　酒屋藤四郎
以上
別紙目錄之通、分限帳相添、右面々名書ヲ以、御引渡
仕候間、御執成被レ下度候、恐惶謹言、
天正十六年戊子三月廿五日
池內肥前頭直武（花押）
中山田左衛門佐樣御取次
堀與平殿
金子助右衛門殿

下總佐倉同姓書册寫

定紋　割菱

替紋　細輪酸漿

合印　松皮菱

松皮菱割菱故事

永承五年、後冷泉院依レ勅、奥州安倍頼時攻、是時詣ニ住吉社一祈レ平ニ復夷賊一、于レ時有ニ神託一賜ニ旗一流、鎧一領一、昔神功皇后征ニ三韓一用也、神功皇后鎧脇楯者、住吉之御子香良大明神之鎧袖也、此袖之紋割菱也、三韓歸國後、鎮ニ座於攝津國住吉一、以奉ニ納于寶殿一矣、今依ニ靈神之感應一、于ニ源賴義一賜レ之、可レ謂ニ希代一也、賴義三男新羅三郎義光、雖レ爲ニ季子一依ニ父鍾愛一傳レ之、謂旗楯無レ是也、旗者白地無紋、鎧有ニ松皮菱一、故義光末裔當家爲レ紋、

七ツ鳩酢

長宗我部紋

元親參内ノ時天盃ヲ賜フ、盃中ニ鳩酢艸浮ブ、是ヨリ家ノ紋所トス、故ニ國吉ノ家ニテ、丸ノ内ニカタバミヲ紋所トス、三ツカタバミナリ、當家モ替紋七鳩酢ヲ用、

傳來從ニ太閤秀吉公一拜領鎗之圖

銘

石見守藤原國助

柄長一丈三寸五分餘、石突迄太刀打朱朶卷一尺六寸五分、金物にくろめ、柄　青貝　ふき寄せ、鞘　白たゝき、

鞘縮圖

右
湊親明迄持鎗ニ用レ之、隼人親保に至りて別に持鎗を製造す、無銘、後南海岸惣奉行被レ命る時、木川織右衛門某に壯年の頃、鏡智流の槍術を學、仍て鑓鎗を造る、銘粟田口忠國、小身長貳尺三寸餘、何も柄青貝、其頃添鎗も青貝柄ニ造る、朱の柄ハ法度有レ之候附、渡邊主計が問合る上にて製す、表向之外は不レ成事か、
敬親に至りて細川忠義に鍛冶せしめ、傳來之通被レ立、持鎗とす、

家傳證文入箱之内古書　後水尾院勅筆

太山には松の雪たにきしなくに
見やこは野への若菜つみけり

右御短冊

一將軍綱吉公御幼少之節御畫貳枚
一貞親重親已來兩代之判物右之通、

寺澤侯ニ而貞親江給ふ知行書出、

怡土郡村長野村之内三百石令ニ扶助ー畢、全可レ有ニ知行ー候、仍如レ件、

慶長十九年十一月廿二日　志摩守廣高

香宗我部喜左衛門殿

香宗我部喜左衛門殿

正盛公より給ふ所

子ノ九月廿二日致頂戴候
御知行御書出し一通

知行方之事

高千石者
右武藏國河越領分之内を以、令ニ扶助ー訖、全所ニ領知ー者也、

寛永拾貳
寅六月廿八日 [正盛]　堀田加賀守

香曾我部左近太夫とのへ

知行方之事

一高三百石ハ

右信濃國松本領之内を以令ニ加増ー訖、爲ニ與力ー給ニ
三百石ー、都合千三百石、全可ニ領知ー者也、
寛永拾五年
寅五月十五日 〔堀田正盛〕　　堀田加賀守
香宗我部左近とのへ

正信公より所給御朱印

知行方之事
高三百石
右下總之國佐倉領之内を以、令ニ扶助ー訖、全可ニ領知ー
者也、
慶安五年
辰正月二日 〔堀田正信〕　　堀田上野介
香宗我部左馬之助とのへ

知行高之事
高千三百石
右下總國佐倉領之内を以、令ニ扶助ー訖、全可ニ領知ー者
也、
萬治三年
子二月廿一日 〔堀田正信〕　　堀田上野介

香宗我部隼人殿

表

覺

三百石	大原形部左衛門
貳百石	愛久澤元左衛門
貳百石	倉林權太夫
百石	增澤久左衛門
百石	堀部五郎左衛門
四百石	平野喜内
百五十石	前原文右衛門
三百石	國吉五左衛門
貳百石	向加右衛門
貳百石	渡部忠兵衛
合力米 百俵	愛久澤彌七郎
貳百石	兼松左次兵衛
百五十石	武山市太夫

裏

貳百石	水野孫左衛門
百五十石	別府平左衛門
百石	川村理左衛門
貳百五拾石	三木安左衛門
百五十石	小野庄右衛門
百石	石寺武太夫
八拾石	井村安之丞

人數〆貳拾人
都合知行高
付分共ニ
四千九百三拾石

一春日局貞親江之章　　一通

香宗我部隼人との

一左近貞親章　同
一堀田兵部樣書　一枚
一仙臺柴田外記書狀
御家來安並五郎兵衞爲二御使者一遠路御札致二拜見一候、然ば貴樣御事、上野介樣江御暇被二仰請一今程備中守樣御在所守谷ニ御座候處、御暇被二仰請一候儀、內々上野介樣御不快、同中務樣、備中樣、何茂御兄弟樣中江御間も惡躰ニ御座候故、貴樣御迷惑ニ思召候段、尤之御事御座候、依レ之何方へも御引越被レ成度思召候得共、左近殿御一類迚も別ニ無レ之、且又御一身而已ニ無レ之、御母儀樣幷左近殿御息女御座候付而、御心當之所も無レ之候間、拙者以二才覺一當地何方に成共、一兩年御住宅被レ成度旨、御紙面之趣得二其意一存候、將又吉松道與方江之御書中、後御袋樣、拙者女共所へ茂委細に可二仰越一其儀御家來五郎兵衞方物語之通令二承知一寔以無レ據儀共、御心底致二推察一候、拙者儀遠國ニ罷有候故、書狀之御取交迄ニ而、未レ得二御意一候得共、不レ遁儀ニ御座候間、聊不レ存二疎略一候、被レ越候上者、辭退不レ及仕候間、拙者知行所ニ一兩年茂可レ被レ成二御座一候、尤其節御勝手次第ニ御下向可レ被レ成候、拙者在所遠國田舍之儀ニ御座候間、萬事御不自由之段は御推察可レ被レ成候、公儀御伺被レ成候內、差次ニ茂可二相成一候ハヾ、御不自由之段は御堪忍之儀、兼而御思慮不レ及二申入一候、委細五郎兵衞可レ被二申上一候間、不レ能二一二一候、恐惶謹言、

六月八日　柴田外記朝意（花押）

香宗我部隼人樣御報

一元親之御筆　一枚

文字

謙下

元親 印 印

左近貞親勤方覽書

一未ノ年□棋樣、
一申ノ年大阪大普請登、
一亥ノ年又大阪御普請用意登、子ノ年迄御普請勤、其年ノ暮江戶江下リ、正月早々上京、妙心寺ニ着、
一午ノ年ヨリ大阪逗留之間、中五箇年、
一午ノ年江戶江下リ、五箇年間智足院逗留、

一亥ノ年三月廿八日、川越ニ而御禮申、
一子ノ年四月日光江御供、
一寅ノ年三月廿日松本江參、同廿六日御城請取、
一午ノ八月廿八日松本出、九月四日江戸着、同十三日
佐倉江、

土州ニ居國侍

片山五郎右衛門　前野孫五右衛門
同　源右衛門　深　十右衛門
田中三郎兵衛　德久五郎右衛門
千齡甚右衛門　町孫太夫
士侍次郎兵衛　西山次郎右衛門

右左近自筆之書附、以上家傳之證文箱ニ入、

庄兵衛親淸養子之節　一札

覺

一香宗我部隼人殿御男子無レ之、拾歲之御娘御座候、遠山因幡、弟正兵衛ヲ御取合聟苗跡ニ被レ成、隼人殿御眩暈御煩候故、御奉公も不レ被レ成候付、當時ヨリ御番代ニ被ニ相出一度旨被ニ仰合一、隼人殿以後者御合力、小判百兩、御扶持方百人分之所、無ニ御相違一被ニ下置一候樣ニ可レ被ニ仰立一事、
一右正兵衛事、萬一不孝不忠、又ハ御奉公難レ成程之病氣指出候歟、不レ寄ニ何事一、侍ニ不似合不行跡之儀於レ有レ之者、其品ニ仰聞可レ被ニ相返一事、
一御娘正兵衛氣ニ入不レ申候ハヾ、其品同斷立除可レ申候、勿論跡名字も相返可レ申候、若又御娘御病死共、御家督御相違被レ成間敷事、
一隼人殿以後も御祖母御後室、幷御娘乍ニ勿論一、少も不和之儀無レ之樣可レ被レ申事、
一隼人殿御男子出生申候ハヾ、正兵衛弟ニ相定、正兵衛心次第、何樣ニもかた附可レ申旨、被ニ仰合一之通、無ニ異儀一申合候事、

右之通御相談之上申合候、以上、

遠山因幡
延寶五年壬十二月廿八日　命氏（花押）（印）
芳賀九郎左衛門　賴久（花押）（印）

香宗我部隼人殿

遠山家有レ故斷絶、當時無レ之由、慶應三丁卯年、仙臺同姓壽三郎、久々文通も打絶居、爾後如ニ往古ニ文通いたし度、瀨脇節藏を以申來ル時、承リ遣度處、前書之通、

一元親一代軍鑑ハ元親記ニ有レ之、舊臣瀧谷用齋書寫、左近江進レ之、上中下三冊、

一豐臣秀吉卿元親亭江御成之時、御料理獻立等、於ニ江戶ニ類火之砌燒失、

一元親ノ旗ハ、黃地黑キ石餅也、馬印ハ赤キ三ツ挑灯竿留、白ネリノ吹流、

一香宗我部ノハ不レ知、

一元和元年乙卯五月十一日、捕ニ長曾我部盛親一、御年譜、

一元曆已來之古書一枚ヅヽ、箱ニ入有レ之を、正俊公林大學頭殿江御賴被レ成、一々御詮議之上、小札ヲ被レ附候、其筆者秋元但馬守樣御家中樋口文右衞門之筆跡、右使ハ中山田一重也、

一寶曆七丑夏、總州佐倉の城外、山ヶ崎村隆勝寺ニ而江湖有レ之、依レ之諸國の出家來ル、其節伊部丹治、彼に參詣す、出家壹人出、咄シノ內、某ハ土佐國より來ル旨、丹治が本家の事尋、其安否聞、伊部氏の親族も出家致、彼の兼州と相弟子なり、拙僧が親類ハ長曾我部の舊臣ニ而御座候、元祖ハ長曾我部のわかれニ而、則秦氏にて同姓也ト申候、彼出家江戶へ歸候時分、丹治宅江來ゆへ、むかし咄しなど承、又聞出致置候、其節のやくそくわすれず、河州高安より一通の書の中へ、元親公の畫像封ジて送れり、丹治是を靭負江遣、靭負方にも先年於ニ山形一寶幢寺の隱居六十六部ニ出、土佐の國至、吸江寺にやどる、住僧云、昔土佐の大守の寺ニ而御座候、其節ハ寺領多有レ之故、寺も繁昌ニ而御座候よし、今ハ不緣地同前ノ事ニ而、御覽之通及ニ大破ニども、修覆すべき心當もなく、誠ニ貧事ニ相成候、爰にふしぎなる事ノ、此木像ハ則當寺の開山元親の靈像ニ而候が、狐附、おこり、はやり病の類ニ此御影をゑりにかけ、又ハ家內ニはり候へば、忽チ快く、依レ之承傳、方々より貰ニ參り候、一□家中ニ其子孫の御座候由、是を屆可レ給候とて遣候を、隱居靭負方へ屆られ候、其御影ニ少もたがはず所持有レ之故、不佞

貫置しなり、彼州兼州由緒の事あらまし爰ニ記、
一土佐國吾妻（川カ）郡長濱村吸江寺ニ元親公ノ有二木像一同
所少林山雪蹊禪寺ニハ元親公有レ廟、
一土佐國山田と云所郷侍之樣ニ成、數年居候、刀をも
帶申候、書念候故、丹治も承殘由被レ申候、

秦姓　　上村善三郎正親
次男兼洲 右之者家ニハ御座候
三男庄五郎親行
息男　丹治

長宗我部の分れ國吉之本名、上村ニ而御座候、
後國吉改申、玄かれば上村對馬守秦親正より
之わかれニ而可レ有レ之存候、系圖等も有レ之由
候、

一宗ト樣佐倉城御拜領之時、爲二受取一參候役人ハ、
城代　香宗我部左近　大名分　秋田修理
奉行　豐永理右衛門　是ハ式部親之由
同　品山六郎左衛門
一盛親兄長曾我部四郎左衛門尹　親子主水正玄親、大
坂落城の後、藤堂和泉守高虎公ニ被二召抱一令レ申、
藤堂大學と云ハ則主水が末葉也、桑名彌次兵衛が
孫も彼家に仕て勤功を勵、
一江村藤左衛門ハ、佐倉崩後、越後樣之御家ニ仕、越
後騷動之後、浪人致候、其後居所相分不レ申、
一豐永式部者、土佐より出候、次而正盛公へ被二召出一、
佐倉崩後、豐前守樣へ仕、其末葉今ニ出羽守樣ニ有
レ之、是ハ二代目之式部が事、土佐より出候ハ佐倉
ニ而死去、同所嶺南寺ニ石塔有レ之、
一黑岩治左衛門ハ、間部樣へ召出候所、其年相果申
候、親參もの故斷絕、
一乙竹十次郎ハ、京極若狹守樣へ相勤しが、浪人致
候、其後行衛相知不レ申、
一小山吉兵衛ハ佐倉時分、左近娘采女、乳母ハ則吉兵
衛妻ニ而御座候、吉兵衛も表ニ而中小姓分に而相
勤申候、其子左吉ハ守若より安中時分迄、御持筒小
頭相勤、古河ニ而病死、世忰ハ御掃除坊主ニ出候、
其後豆州公御代ニ御側小僧ニ成、名三德と云、其後
元□□仰附、三十俵三人ふち被レ下、中小姓被二仰付一、
御側ニ而被二召仕一候は、於二山形一病死、世忰十郎左
衛門跡式被二仰附一、延享年中江戸住宅御供方相勤申
候、於二江戸一病死、男子無レ之故、□尾百太夫三男一

十郎を養子仕、跡式無二相違一被二下置一、佐倉住宅當時幸次郎樣御近習相勤、

三德を德七ニ相改候樣ニ被二仰附一、德七代迄左近ニ貰候、紋附之麻上下致二所持一之由、此譯德七咄ニ者承置候、

一上田文庵ハ實父中村良宿、妻桑名源六孫娘也、長曾我部の長臣桑名掃部が末葉、右桑名掃部ハ元親時代、盛親後見ニ申附、大坂籠城の節も一所に居、攝州久寶寺合戰の時も、渡部功兵衞と戰て死、其弟大坂落城後、松平下總守樣被二召出一相勤候、然候處ニ手討仕方不レ宜ニ附、御暇出、同州の內山鳥村へ引込罷在內、良宿方緣付申候、其娘の腹に出生致候が則文庵ニ而御座候、

一春日の局ハ、明智日向守臣、齊藤內藏介利三之娘なり、山崎合戰の後、內藏介討死、子五人落人となり、西國舟ニ積、伊豫の長曾我部江送りけるを、舟中ニ而改る者鐺ニ而つき候得共不レ中、無レ程伊豫ニ至る、長宗我部のはからへニ而、內藏助息女林八右衞門江嫁す、是春日局也、御子三人有、然といへども嫉妬ニ而、佐渡守家を出、京都ニ行、長橋の局の肝煎ニ而、台德院殿江被二召出一、竹千代君へ被レ附、當家江被二召出一候も、右長曾我部の由緒を以之故と思はる、

一辨才天像

弘法大師之彫作之由、長宗我部元親於二四國一旗あげし時、或夜夢に南海より寶の船くると見て、夢は覺たり、枕上に此尊像有レ之、夫より四國一統すべき思ひたちとならせ、出軍の度々此尊像持參して、向ふ所勝ざるなし、當家へ相傳して秘藏す、

右像靈顯ありて、俗家に難レ置、宗圓寺江先代預置候處、安政四丁巳年四月十九日、同寺より引取家藏す、右像に添て宗圓寺ニ有レ之略記之寫左之通、

辨才天略記

抑此辨才天尊像者、弘法大師之御自作、而大師四國巡行之節、爲二本尊一背中負奉處、其靈驗一偏ナラズ、後諸願成就四國巡行畢、土州長岡郡曾我部村龍雲山雪溪禪寺奉二安置一也、其後長曾我部宮內少輔秦元親公、爲二四國之大守一、幡多鄉於二箍山一搆二本城一居レ之、或時元親公一夜夢、辨才天船之先乘、賜二旌旗一建二樓船數艘一、珠玉珊瑚、米穀金

銀種々之寶器如レ山積得、而浦戸津ヨリ高智湊迄着船、來視ニ其繁華ハ、全地銀海、草木粲色、奇容無レ所レ可レ名、卽夢覺云、自レ此武感(威カ)益高、鄰國恐怖、數度之戰場、兵粮軍用ニ無レ謂ニ不足ハ、國富民豐、上下自寧、於レ是移ニ于居城高智之龍躰山ハ、武運尙新、威德愈隆、于レ時天正九辛巳年四月、元親公先日從レ有ニ靈夢ハ、而奉レ請ニ長岡郡曾我部村龍雲山雪溪禪寺ハ、空海所レ修辨才天尊像以爲ニ守護ハ、數度之出陣、歸陣共ニ斯像爲レ持、朝夕香花、尊敬無レ怠、故戰場勝利福祿自在、不レ可レ期而自足、其靈驗豈啻哉、慶長五辛丑年關ヶ原出陣之節、元親公最期一戰ト被ニ思召ハ、朝夕爲ニ守護ニ處之像香曾我部左衞門尉被レ讓、其子孫之繁榮ヲ祈請、夫香曾我部家傳、其後大坂落城以來、諸國流浪致サレシヨリ、卽守護持傳來、於レ今其靈驗尙新、信心之輩日々月々、以ニ巳之日ニ而祈念、則福祿自在、武運高隆、衣食滿備、金銀融饒也ト云、其餘ハ香宗我部之記錄ニ詳也ト云、

正覺山記錄寫

一正信公佐倉之城ニ有レ之、組頭ヘ連狀遣、其文ニ云、

今度存寄之祈狀差上候、仰ニ達御耳ハ、以後如何樣ニ落着可レ仕も上意次第ニ候之間、少も不ニ相驚ニ候、委細深見縫殿、多賀四郎兵衞、花木外記、舟木吉兵衞、四人之者江申遣候條、可レ受ニ差圖ニ候、少も於ニ違背ニ者、不忠至極可レ爲、此節組々侍中へ此旨可ニ申渡ニ候也、

堀田上野

十月十三日　正信　判

神尾圖書殿
香宗我部隼人殿
野々口丹波殿
安藤志摩殿
田口宮内殿
山村勾左衞門殿
稻葉左衞門殿
豐水式部殿

一土州元親墓所

土州吾川郡長濱邑少林山雪溪禪寺菩提寺、法名

羽林次將贈正五位雪溪恕三大居士、
右雪溪寺より元親之畫像出ス、

境内松檜木大木有
元親墓
石塔
二間
境内五十四方計
十二三間石坂
壹町計杉並木
此墓字天保地ト申所也
高福寺ヨリ八町計有之此寺ニハ御壹人之
御墓御木像有

六午年
五月十九日
奉寄進雪溪如三眞前
寺村清右衛門ト有之

一嘉永五壬子年九月廿七日、土佐國香我美郡香宗土居村寶鏡寺尋來、中山右衛門七郞より書狀相達、此度越前國永平寺開山遠忌ニ付、寺用有ㇾ之罷登候、序之由新町之内油屋佐右衛門へ止宿爲ㇾ致、於ニ宗圓寺ニ面會、傳來之古證文等見申度旨ニ付、同寺江持參爲ㇾ見申候、歸國之節右古證文寫之卷かり申度旨ニ付、借遣候、先年寶鏡寺燒失之節、朝鮮より分取之幕、其外寶器不ㇾ殘燒失致候由、仙臺へも相尋度旨申望候ニ付、書狀相渡遣、十月廿九日仙臺より罷歸、九月廿九日爰元出立、去寅年親泰君年忌之節、燒香之儀ニ付舊臣農家ニ罷在候者共、彼是及ニ混雜ニ、土州公ハ願之上、寶鏡寺境内者一族、舊臣農家ニ罷在候者ニ而も不ㇾ殘、帶刀致度相濟、鄕人ニ而も土州公之御家人より先江燒香相濟候者も有ㇾ之由、仙臺ニ而者齋病氣ニ付、面會も不ㇾ致候由、當方者茂庭周防弟ニ而、妻ハ片倉小十郞より參り申候由、忰者伊織と申候由、奥村藤翁と申て、蝦夷より歸、對面萬端世話致吳候而、齋緣者之由、寶鏡寺藏峰坊ハ中山家之血緣之者ニ而御座候樣子、歸國之節三つ組盃箱入、かたばみ紋附望ニ付差遣、是者先年正月十一日之餠、舊臣江山稚之頃、仕來之□振舞之節、出來候品鹿□ニ者候得共差遣す、中山佐右衛門、同龜三郞、三拾六餘にも被ㇾ成居候由、土州公目見之節者、御家人平士之末江着坐、右之外物語等有れども略ス、

一後柏原院御宇大永年中、
一條關白右大臣敎房公ノ子息、
権大納言房家卿始テ土佐國江下向、畑郡屋形ヲ建、土佐ノ御所ト申ナリ、

五千貫 津野　五千貫 吉良　四千貫 大比奈　五千貫 本山　五千貫 安喜　四千貫 香宗我部

三千貫 長宗我部

何も一條殿江屬す、

一香宗我部江元親ノ弟左近太夫親泰ヲ養テ子トス、

△池　十市　下田　廣井　西和田 此分一組ニテ降參、元親へ、

△御岡　森　中村　尾川　波川　三ノ宮 此分一組ニテ降參、元親へ、

△大高坂　國澤　吉松　大黑　若　横山 此分一組ニテ左京進へ降る、

△野中　椵倉　小野　國吉　高場　萩野　五百藏

植村　野田　甫喜山　山川　伊尾喜　豐永 此分一組親泰へ降る、

△安田　北川　寶津　有井　横山　和食　奈半利

北村 此分一組ニ而降る、元親へ、

高野山高室院

自ニ文明之頃一至ニ寛永年中一過去帳之寫

珠公瓊窓禪定 土州香宗我部北村殿立レ之、文明七年乙未二月四日、

海公藏翁信男 同香宗我部北村殿爲ニ夫妻一立レ之、文明九年丁酉八月四日、廿一歳早世、

妙善禪定尼 同岸本立レ之、文明十八年八月十五日、

前甲州太守金波海公禪定門 同香宗我部殿御親父也、

明庵禪定門 同香宗我部殿使者忠兵衛殿、大永二年壬午七月廿一日立レ之、

月巖常海禪定門 同香宗我部殿也、矢倉上ニテ御生害、大永六年八月十六日切腹人數十六人也、

日牌 爲法悅正禪定門 同香宗我部殿、池内肥前守登山ニテ立レ之、乘信坊爲ニ親父一一本爲ニ子息一一本元龜三年壬申閏正月三日、

宴質昭海禪定門 同香宗我部殿、施主幸菊女、永正五年十一月四日死去也、永祿五年九月廿一日立レ之、

天與龍冠禪定門 同香宗我部殿、池内肥前守立レ之、元龜三年壬申四月三日、

日窓妙用禪定尼 同香宗我部殿、吉村甚助殿、元龜三年五月四日、

寶明禪定尼 同吉良川源兵衛殿内方、元龜三年四月五日、

常諦禪定門 同香宗我部中山田新助内方立レ之、元龜三年五月四日、

出羽守周洲遷仙禪定門 當院家之護摩堂不動尊御寄進也、四月四日死去也、香宗我部殿也、

月洲臣海禪定門 同香宗我部西山左門太夫殿立レ之、元龜三年四月五日、

南秀桂海禪定門 同左衛門太夫殿立レ之、元龜三年四月五日、

盛徹祐昌禪定門　同香宗我部田中市助殿親、元龜三年十月九日、

南浦守海禪定門　同香宗我部殿也、元龜三年四月十日、

香宗我部文書

土佐國介良庄事、爲ニ走湯山密嚴院領ニ之處、甲乙人致ニ濫妨狼藉ニ條、早長曾我部新左衞門と相共相ニ鎭狼藉沙汰ハ、居ニ代官所ニ可レ令ニ所務ハ、且載ニ起請之詞ニ可ニ注進ハ、違犯仁交名之狀如レ件、

元弘三年六月四日　源朝臣(花押)

甲斐孫四郎殿

承了(花押)

大忍庄西河内行宗名事、如レ元所レ令ニ安堵ニ也、於ニ御年貢御公事ハ、考ニ任先例ハ無ニ懈怠ニ可レ令ニ勤仕ニ之狀如レ件、

曆應元年十一月廿二日

猶々事多道候御尋候ハヽ、愚意隨分可レ申候、

先日以ニ一書ニ雖レ申、如レ此之狀、口傳不ニ濃成ニ候へば不審多事重令レ申候、

今度阿州表之働、無ニ比類ニ令ニ感悅ニ珍重候、然而勢州面之儀、肝煎專ニ候、尙山城守可レ申候、謹言、

六月十三日　信長(朱印)

香宗我部出羽守殿
同　孫十郎殿
雖ニ申通候一令ニ啓上一候、仍而東國江御内意以ニ吉藤一被ニ仰越一之條、使者相副遣置候、則信雄樣再從ニ家康一、向後御入魂之御誓紙相調珍重候、然間急速有ニ御渡海一、御手合肝要存候、幸紀州表有レ之儀候、相應之御用等可レ被ニ仰付一候、猶吉藤可レ被ニ申分一候、恐々謹言、
五月十七日　元政（花押）
長宗我部宮内少輔殿
香宗我部左近太夫殿
人々御中
誠改年吉慶彌珍重候、殊早々一札到來悅入候、將又至ニ海部一來儀之由候條、旁從レ是可レ申候、恐々謹言、
正月十日　信良（花押）
先日之御報被ニ相達一候哉、昨日ハ早々御歸殘多候、少少用事候間、早々御出待入候、次此狀中平次殿へ御届可レ給候、恐々謹言、
正　三日　元閲（花押）
上書　香喜左殿参る　長宮内
速ニ對ニ當家一惡心之族候ッ、就レ其今度光明院方生害候、殊大谷儀彼組之衆無レ紛候、始末旁御存知之事候條、昨日與成敗候、悴家固キ所以御心遣如レ此候、彌御憑敷存計候、今更不レ及レ申、就レ中昨日被レ對ニ姫炎一、内々入魂之儀共、誠ニ前後貴所内心之通承難ニ申盡一、我々存分委豐前守可レ申、將又岩右、富右公私對ニ此方一別而懇望申越候、併貴邊御才覺之驗、是又大慶候、于レ餘無音候條、先々以ニ書狀一申候、委ハ御意得賴申、猶自レ是可レ申條閣筆候、恐々謹言、
小春十四日　元親（花押）
上書
池内左近介殿（池内は長曾我部の老臣なり）　長
進之　元親
尊書奉ニ披見一候、御安泰被レ爲レ入、畏悅之至奉レ存候、隨而私事無レ恙滯留仕候、將又矢箱二ッ、鐵砲七挺、慥受取申候、猶委曲肥前可ニ申上一候條、貴答迄不レ能ニ一二一候、恐惶謹言、
七月十四日　香宗我部彌七郎（親氏花押）
左衛門佐樣
已上
半分德政之事、藤五郎手前之儀者、餘ニ□少身ニ而、

年來令二奉公一候間、何之者たりとも、おしく事除置候
間、右返可レ被二申聞一者也、

霜月廿四日　　盛（長曾我部衛門太郎盛親花押）

久内藏殿

去月廿三日之芳札卽披見本望候、仍其元今度盛親と
就二別心一、可レ爲二在國一內意候由、尤忠節之儀候、殊懇
深之示預喜悅之至候、然而遂二合戰一凶徒可二討果一事、
掌二握關東一之諸勢相催候本意上、御身何樣之臨候共、
可レ任二存分一候、尙委細井伊兵部少輔可二申入一候、恐
恐謹言、

九月十六日　　家康（花押）

香宗我部左衛門佐殿

御芳札披見仕、恐悅之至存候、仍上國內々拒之旨、就
レ其御氣遣之由被二仰越一、家康祝着候、其元雖レ爲二子
孫一、別而不レ可レ存二疎略一候間、可レ被二御心易一候、將又
房楸二掛進二上之一仕候、誠風情計候、尙御使者江申含
候條、不レ能二再毫一候、恐々謹言、

九月十七日　　直政（花押）

香宗我部左衛門佐殿
人々御中

香宗我部證文

中山家證文

此書孫々永系圖ニ可二添藏一者也、又外ニ西山氏
文書寫、並香宗我部左近親和主ノ文書一、中山
田新介秀直佐倉ヨリノ狀一、近世中山家傳系
圖一書添也、

一中山田之系圖（中山辨多敬道、十八歲而訂二正之一備二別卷一、此書）
一香宗家系圖之證文寫、幷逐一愚按ノ記、
二中山田左衛門佐、同新助給ホノキ坪附、
三香宗我部親泰主ヨリ系圖、幷諸說眞僞辨、
四中山五郎左衛門氏昌卿士職之後差上覺書ノ
寫、
五富岡山ノ事、
六親泰主百五十年忌於二寶鏡寺一燒香出席列座
事、
七香宗家所レ傳系譜可レ疑所辨之事、
八中山與兵衛良久、山內家ニ有付事、
九村田氏系圖序辨疑事、

香宗我部氏者、淸和天皇六代陸奧守源賴義之三男、

新羅三郎義光之苗裔、而甲斐源氏也、往昔蒙二鎌倉源將軍之命一、領二香宗鄕并近邑一、世居二土居村一、所二傳言一也、然如今當家所二言傳一可レ爲レ證者、所二藏于西養寺一文書、元弘三年者光嚴帝正慶二年癸酉也、(至二寬保元年一四百有九年、)當年北條平高時滅、然者鎌倉源將軍之時、已所レ在二香宗鄕一顯然也、所レ藏二西山傳兵衞一文書貳拾有五通、(此文書今年盡謄寫、備二他卷一、)康安、(今至二寬保元一三百八十年、)永和、(同上、三百六十、)永德、(同上、三百五十餘、)應永、(同上、三百四十餘、)永享、(同上、三百少餘)長祿、(同上、二百六十、)寬正、(同上、三百七十餘、)文明、(同上、二百七十年、)延德、(同上、二百五十、)永正、(同上、二百三十餘、)大永、(同上、二百十四、)天文、(同上、二百少餘、)天正、(同上、百五十年餘、)右文書所二年號記一如レ是、於二于此一眞知レ所二言傳一著也、且近代中山家藏二家譜一、世系甚詳矣、然予近歲欲二訂正一レ之、因好古士探二其眞僞一、不レ充レ無レ疑、因レ玆證二古文書一、以家傳系圖之內所レ有レ據如レ左、(所レ疑出二卷末一、)

○重通法名照海(西山氏所藏、永和五年通秀文書有二昭海一、其文見二後條一、)

○秀賴甲斐孫四郎性海、(西養寺所藏、元弘三年源朝臣文書有二甲斐孫四郎一、又見二後條一、)

○時秀法名善海、(西山氏所藏、沙彌了文書有二時秀一、見二後條一、)

○通秀、(西山氏所藏、永和五年文書有二通秀一、見二後條一、)

○親秀出羽守、(金剛頂寺所藏、文明十八年願文有二源出羽守親秀一、西山氏所藏、延德四年六月八日文書有二親秀一、見レ後、)

○親泰、(寶鏡寺所藏、文祿元年、同二年文書、並吾川郡森山村妙見社、安喜郡伊尾木八幡、安喜浦八幡、香美郡兎田村八幡棟札有二親泰一、)

○親氏、(寶鏡寺境內墓碑、見二後條一、)

○秀通左衞門佐、(寶鏡寺所藏、天正十四年文書有二中山田左衞門佐秦吉一(花押)、今傳書作二秀通一恐誤也、因而改作二秦吉一、)

○秀政新助、(安喜濱八幡宮天正十三年棟札有二中山田秀正一、見二後條一、)

香宗我部系圖有所據古文書之寫

○土佐國介良庄事、爲二走湯山密嚴院領一之處、甲乙人致二濫妨狼藉一條、早甲斐孫四郎人ゝと相共に相二鎮狼藉沙汰一居二代官一可レ令二所務一、且載二記(起カ)請之詞一可二注進一、違犯仁交名之狀如レ件、

元弘三年六月四日　源朝臣

長曾我部新左衞門殿

蠹簡集二云、

右介良西養寺藏凡十九通、今按、源朝臣蓋足利尊氏、新左衞門豐岡城主秦信能、孫四郎入香宗城主甲斐又太郎重通次男甲斐孫四郎秀賴入道性海也、

○參考太平記二、元弘三年六月後醍醐帝還二幸於京師一、復二皇位一、去二正慶號一爲二元弘三年一、

西山氏所藏寫
○去申香宗我部鄉内甲斐次郎氏秀子息次郎太郎安秀分事、

合貳町壹段卅　屋敷二所田數注文在ニ別帋一

右件田畠等者、伯父氏秀爲ニ未處分一間、子息安秀江彼地お去申畢、公家武家御公事等者、昭海置文定候間於ニ後々未來一不レ可レ有ニ異儀一候、上者限ニ永代一安秀殿所江去申候也、仍爲ニ後日一去狀如レ件、

寛保元マテ三百六十三年
永和五年潤四月廿一日　通秀（花押）

按、此通秀ハ、香宗我部殿也、甲斐次郎氏秀ハ、通秀ノ伯父ニテ、初テ領ニ新宮村一、即西山氏ノ祖也、氏秀死後安秀エ去リ渡ス證文也、○昭海ハ甲斐又太郎重通入道也、

西山氏所藏
○如レ仰未不レ入ニ見參一候得ど、御承候間悦存候、□直之時は承候はゞ自レ是可レ入レ申候、兼又物部惣案主職之事ハ、時秀之御時甲斐二郎殿と仰候し間、身より出申候しうりけんには甲斐二郎殿ゑと出して候、いまの御案文は身か進候し狀には、もし五つたかいて候と存候、何事連々に可ニ申承一候、恐々謹言、

七月廿六日　沙彌了花押

謹上　甲斐二郎兵衛殿

按、西山氏所藏、康安二年十一月十三日藤原隆重沽券狀ニ云、物部惣案主職、香宗我部甲斐次郎殿母儀、太夫殿ヘ限ニ永代一沽渡ト有、今又此書中ハ、甲斐二郎氏秀ノ子孫ナルベシ、○時秀ハ甲斐孫四郎性海ノ子善海也、

西山氏所藏
○新宮別當職豐後入道次男申付所明白也、但諸公事無沙汰候ハゞ、何時も違犯可レ仕候也、仍狀如レ件、

寛保元マテ貳百五十年
延德四年壬子六月八日　親秀

按、親秀ハ、香宗我部出羽守殿也、○蠧簡集云、豐閣ニ金剛頂寺所藏願文、有ニ文明十八年源出羽守親秀一云々、

寛保元マテ貳百五十七年
於西山氏寫之
親秀主御花押（花押略）

○安喜浦八幡宮棟札云、大檀那親泰、同親氏、天正十三年乙酉霜月一日、中山田秀正、正木通安、

○寶鏡寺内香宗我部親氏主墓碑銘云、

淸和天皇六孫王多田滿仲武田朝臣親氏、於ニ高麗陣中一有ニ他界一云々

寶鏡寺所藏、元久五庚申年六月九日寫レ之、

○人質米爲ニ返辨一本物之事、俵物拾六俵之分に、三段アシ西ノヨリ壹反おゐて進上申候、何時成共以ニ本米一請可レ申候、其時ハ可レ預ニ御取成一候、仍爲ニ後日一狀如レ件、

天正十四年五月十日　中山田左衛門佐
泰吉（花押）

池内兵へ

○中山五郎衛門氏簽所藏
右衛門八殿ハ對し皆々神妙被ニ相屆ニ段、誠賴母敷候、我々進退不ニ相濟ニ候付而、彌右衛門八殿御手前之義、萬成ニ推量ニ候、其方儀も先々何ヘ成共あり被レ付、身上可レ被ニ相續ニ事尤ニ候、何時よらず我々進退相澄候ば歸參あるべく候、少も別儀あるまじく候、今迄若年之主人を被ニ相屆ニ事、さりとては本意不レ淺義候、かしく、

二月十五日　長右　盛親(花押)

中山田五郎衛門殿・

按、此書簡慶長六七年ノ比乎、萬治年中祖父五郎左衛門氏昌被ニ差上ニ先祖書云、香宗我部國ヲ去、堺ニ居住、親五郎左衛門屋從三年ト有、

○中山簽菴所藏
尙々新助無事に奉公申候、我等內萬事之儀賴置申候、程近候はゞ、貴殿舍弟被レ參候樣ニ申度候へ共、遠路之義、其上我等只今之躰ニ候へば難レ申候、返〳〵五江右病中以ニ書狀ニも不ニ申入ニ、一入殘多存候、

一筆令ニ啓達ニ候、然バ五郎右殿久敷煩にて、去秋被ニ相果ニ候由候、老足之義と乍レ申、別而殘多存計候、大方之有付も無レ之被レ果候段、其身存命之內、心底察入、不便彌增申候、乍ニ少分ニ香典金壹分遣申候、誠以志計候、次ニ貴殿仕合之程承度候、舍弟にも有レ之由候、終ニ參會不レ申候へ共、言傳申度候、能々被ニ相心得ニ候て可レ給候、此地我等無事候間、可ニ心安ニ候、折々以ニ書中ニ申度候へ共、便不レ存心計候、猶期ニ後音之時ニ、恐々謹言、

四月廿日　香宗我部左近　貞親(花押)

中山田三郎太夫殿參る

按、此書中慶安元戊子四月廿日也、曾祖父正氏ハ、正保四丁亥十月十九日、於ニ御北屋鋪ニ、行齡七十有七歲ニて病卒、墓碑寶鏡寺內ニ今見存(ス)三郎太夫ハ五郎衛門也、舍弟ト有ハ與兵衛貞久也、新助ハ、直治(五郎左衛門正氏ハ、弟五郎左衛門ナリ)ノ嫡子秀直(覺丞秀治ノ兄弟也)也、

天正年中秦守地撿帳香宗我部御領之內中山田左衛門佐泰吉同新助秀正給之寫

中山田村次郎丸名分　中山田左衛門佐給

タハタヤシキ　一所三拾代　出十下ヤシキ　同鄉　同

タハタ同ノ東　一所壹反　出四拾代中ヤシキ　同鄉　同

同ノ北　一所貳拾代　出十下ヤシキ　同

同ノ西
一所拾五代　出五代下ヤシキ　同鄉　同
同ノ北出居前
一所貳拾五代　下ヤシキ　同鄉　同
同ノ東出羽ノ前後かけて
一所貳拾貳代五步下ヤシキ　同鄉　同
土居ヤシキ
一所三拾五代　三步上ヤシキ　中山田村　中山田左衞門佐給　主士□
同ノ東
一所拾五代　出廿五下ヤシキ　同鄉　同
同ノ東
一所貳拾五代　出五代四步下ヤシキ　同鄉　同
同東ヤシキ付小田有
一所四代　下　同鄉　同
馬場ヤシキ外ノホリ田カケテ
一所貳拾代　出三拾代　同鄉　同
イツミヤシキ同ノ東
一所壹反廿代　出壹反內　壹反上壹反廿代下ヤシキ　同鄉　同
竹ノ後同東
一所八反　出拾六代下々　同鄉　同
西深新田同東
一所拾代　出五代下ヤシキ　同鄉　同
同
一所拾五代　出拾五代貳步上　同鄉　同
北內同ノ南
一所拾代　出五下ヤシキ　同鄉　同
同ノ南
一所壹反　出拾代中ヤシキ　同鄉　同
同ノ南
一所壹反　出貳拾代內　拾代定アレ　廿代下ヤシキ　同鄉　同
同ノ南
一所貳拾代　出拾代內　十代定アレ　廿代下ヤシキ　同鄉　同

一所五代　出五下ヤシキ　同鄉　同
〆地貳町三反廿四代貳步　中山田村分
カチタ
一所壹段廿代　出壹反十中　新宮村ハタノ村　中山田左衞門給
タハタヤシキ同ノ後
一所壹反　出拾五代貳步中ヤシキ　吉延名同鄉　同
觀音堂床本ハ寺アリ今ハ寺ナシ
一所拾代　山畠ヤシキノアレ　同鄉　同
同ノ南ノ下本ハ貳反
一所壹反四拾五代　同鄉　中山田新助給
〆地六反貳步　新宮村分
窪門同ノ西
一所壹反三拾代　出廿代中　兎田村　中山田左衞門給　吉兵衞控
後ヤシキ
一所四拾代　出三拾代中　同村　同
一所四拾五代　出十五內　卅代山畠屋敷下　ニ卅代田分中　同鄉　同
常浩院ノ前安眞ヤシキ同ノ東
一所壹反卅代　出壹步下　同鄉　同
ハリマ畠同ノ東
一所四拾代　出十五上　同鄉　同
柳ナ本同ノ南
一所壹反　出十代上　同　同
〆地八反貳拾五代壹步　兎田村分
クロノ上同ノ上クロ谷
一所三拾代　出壹代壹步中　中山田左衞門給
宮ノ東同ノ南
一所三拾代　出三拾代半內　廿代田分下々四　拾代半中ヤシキ　同

ワサタノ前本三反トアリ
一所貳反貳拾三代貳歩　同
ノタノ同
一所三拾三代貳歩内 廿八代貳歩久ア / レ五代 作月　同
〆地四反四拾八代　富家村分
相川村 中山田新助扣
一所五代 出七代
〆　古川村分
一所貳反廿代 出貳拾四代貳歩　中山田左衛門給
一所六反 出貳反廿四代三歩　同
〆地壹町壹反拾八代五歩　赤岡村分
御北ノ同
一所壹反 ヤシキ地替ト有　土居村 中山田左衛門佐分
一所四拾代三歩 ヤシキ　同　主□土□
一所壹反 出廿代四歩ヤシキ　同　給同新介□
チコキ場
一所壹反 出廿五代　同
カリヤ道かけて
一所壹反卅代 出四拾代五歩　同
杉ノチテン
一所四反貳拾代 出貳拾五代拘　中山田新助給
下ノ出羽ヤシキ
一所壹反 出三拾代　立山分 中山田新介給
クイマヤシキ
一所三拾代 出拾代　中山田新助給
同
一所四拾代 出拾四代　同　給
同
一所四拾貳代　同　給

同
一所三拾三代　中山田左衛門給
内コモリ
一所參反 出四拾九代五歩勺方　同　給
同
一所壹反 出四代　同　給
チモアシ
一所壹反廿代 出三拾三代　同　給
立ア上同
一所貳代廿代 出壹反四拾三代　中山田左衛門佐給
ウラアミ
一所四拾代 出五代　同　給
同
一所三拾代 出七代三歩　同　給
同
一所壹反 出八代五歩方　同　給
三斗代
一所壹反三拾代 出壹反三拾八代　同　給
チモテカマタ
一所壹反三拾代 出廿壹代三歩勺　同　給
カナチ
一所貳反 出七代勺　中山田新助給
川原田
一所參反貳拾代 出四拾代　中山田左衛門佐給
トクヒ同ホリタ
一所六代四歩　中山田新介給
同
一所壹反三拾代 出壹反拾八代　同　給
同
一所五反貳拾代 出貳反拾八代　同　給
〆地五町四反貳代三歩　土居村分
内三町壹反四拾代五歩勺　中山田左衛門給

貳町貳反拾壹代三歩勺　中山田新助給

中池田同ノ同ノ同
一所壹反　出拾五代上　マルハシ村　中山田左衛門給

シャクノ瓦同ノ同ノ同
一所貳拾代　出五内レ十代ア中　同　給

南クロツヘ
一所貳反拾代　出四拾貳代四歩方　同　給

シレイタ同
一所貳反拾代　出壹反拾代中　上曾我村同　同　給

同ノ同ノ同ノ同ノ東
一所壹反卅代　出三拾代三歩勺中　中山田左衛門佐給

イマニシ
一所七反三拾代　出三反壹代五歩上　曾我村　同　給

一所四拾五代　出八代貳歩中

クラノ本同同同同大忍大堺ツメテ
一所三拾代　出十一代下　遠崎　同　給

コスイラン
一所壹反四拾代　出廿代下　下曾我　中山田新助給

ヒラタ同
一所三拾代　出拾九代五歩　茄屋ノハナ　中山田左衛門佐給

同ノ同ノ同ノ西南ノ川ツメテ
一所壹反　出壹反十代上　中山田新助給

ヒラタ同浦ヒラタ北道ノ下少有
一所四拾代　出貳歩中　内廿五　下　十五代　スナス入　中山田左衛門給

横田道ツヘ同ノ西
一所三拾代　出拾三代中　同　給

一所貳反　出三拾壹代内畠六代　同　給

一所四拾代　出貳拾四代四歩方下　同　給

青村ノ同ノ南
一所拾代　出貳拾九代下ヤシキ　十林寺村　同　給

六村ヤシキ同ノ南
一所拾五代　出貳拾九代下ヤシキ　同　給

〆地三町四反貳拾八代　中ノ村分

内　三町八代　中山田左衛門佐給

四反貳拾代　中山田新助給

右之村々寛保元年辛酉初冬、於二庄屋宅一、天正年中秦主以二地撿帳一、村田杏仙寫レ之、

西門新開同南
一所二拾代　吾川郡森山村　中山田新介給

マカリ田
一所壹反拾代貳歩　同　給

川久ホ同東大サカイ
一所三拾九代　同　給

〆地貳反廿九代貳歩　吾川郡森山村分

一所三拾代　吾川郡中嶋村　中山田新介扣

〆

クホタ
一所壹反　出五代　吾川郡仁ノ村　中山田新介給

〆

一本田五反九代三歩　安藝郡川北村江川村帳之内　中山田左衛門佐給

但川北江川川地撿帳江ハ、明暦三年打直シ、絲川、松田嶋、承應貳年打直シ、此分ハ御當代之給取控主記有レ之也、考ニ此打直シ、内ニ中山田給可レ有レ之哉、在所帳ニテ不レ知故、此打直

ノ處序ヲ以、前代ノ本帳可レ尋ノ旨、川田氏ヨリ申來ル、

〆

一田四反六代四歩　同郡伊尾木村 中山田左衛門佐給

一同貳代三歩　中山田左衛門尉給

〆地四反九代壹歩　伊尾木村

右香川郡三箇村、安喜郡三箇村ハ、元文五庚申ノ秋、御免方役人川田彌五郎寫レ之、

母代寺分 ナキ同北
一所壹反卅代　出十三代貳歩下　深淵郷大谷村同 市衛門作　中山田新介給

西佐太分 堂ノ前同ノ東
一所貳拾代　出廿一代四歩中　香宗衆作古村同　香宗樣御分　中山田新介給

東佐古分 ヨリモト同ノ東
一所壹段　下　作古村同　香宗樣御分　中山田新介給

父養安寺分 松木力内同ノ東
一所四反　出廿一代中　父養寺同　香宗樣御分　中山田新介給

〆地八段六代　深淵郷分

右ハ於二佐古村大庄屋嶋屋與一兵衛宅一、寬保元年辛酉霜月廿六日、村田杏仙寫レ之、

新田同ノ西
一所四拾九代四分　中ヤシキ　上田村 香宗御分 池添善兵衛門　中山田給

一所壹反四拾代四分　中　同 同　同扣

同ノ西
一所四拾七代四分　中　同 同庄衛門扣　中山田給

同ノ北
一所拾貳代五歩　中　同 同 同樣　同　給

同ノ北
一所四拾八代四歩　下ヤシキ　同 同 同樣　同　給

一所三反拾八代　中　同本ヤス衆 香宗御分　中山田新介給

〆地八反拾七代三歩　上田村分

右ハ寬保元年辛酉十一月廿七日、上田村年惣八寫レ之、

合地百七拾參石貳斗九升三合

内

百貳拾參石七斗八升三合　中山田左衛門佐

四拾四石五斗四升　中山田新介

四石九斗七升　上田村香宗御分 中山田給

但是ハ新助給カ未詳

○○親泰 左近太夫 後安藝守

實長曾我部秦國親之三男也、所傳系圖曰、香宗我部出羽守源親秀無二男息一、以二親泰一爲二養子一、今按、金剛頂寺西寺所藏有二文明十八年出羽守源親秀之願文一、親泰之享年雖レ未レ詳、兄秦元親生二於天文八年己亥一、慶長四年己亥六十

一歲而逝去也、爲二其弟一之間、天文年中出生之人也、假令ハ文明元年ヲ以親秀之生年トシ、天文十年ヲ以親泰之生年トス、弘治二年丙辰ニ至テ親秀已ニ八十八歲、親泰十五歲也、此時已ニ養子ト成玉フニシテ、父子行齡之懸隔大ニ可レ疑、且蠹簡集、香宗我部系圖、親秀之弟孫十郎之條曰、親秀以二弟孫十郎一爲二家督一、今却養二親泰一、孫十郎不平、密發二刺レ兄之言一、有二反者一告二之親秀一、大怒使二人殺一レ之、同書孫十郎子中山田左衞門佐泰吉條曰、父難泰吉在二襁褓之內一、乳母懷レ之遁二于近邑親戚一、烏兎漸移、親秀悲二之孤獨一、愿疑招請、遂與二中山田之家一、此文ニヨレバ、孫十郎ヲ害スルハ親秀八十歲ノ後也、其時泰吉襁褓ヲ免、サレバ成長ニ及テ中山田ヲ與ルト云ハ、親秀百歲ノ後ニ當レリ、此亦可レ疑之甚者也、竊按ニ、親秀親泰之間、恐一代ヲ脫スル者乎、

於二寶鏡寺一寫之

親泰主御花押(花押略)

親氏 千菊丸 彌七郎

元龜年生二香宗土居一、從二元親一於二朝鮮陣中一病死、藏二遺骨於寶鏡寺一、石碑曰、面ニ月溪芳心、右ニ清和天皇六孫王多田滿仲武田朝臣親氏、於二高麗陣中一有二御他界一、左于時文祿元壬辰年中冬廿四日、

貞親 右衞門八 左近大夫 始親和後貞親

天正十九年辛卯生二香宗土居一、慶長五年庚子亂後、去レ國退二于泉州堺一、于レ時十歲也、及レ長仕二肥前國唐津城主寺澤志摩守堅高一、領二五百石一、後仕二堀田加賀守正盛一、武州川越城監、寬永十六年ヨリ信州松本ニ移リ、同十九年ヨリ下總佐倉ニ移ル、領二二千石一、中山五郎右衞門所藏、用齋ヘ與ル書ニ云、千三百ヲ賜ルト有、萬治三年庚子七月九日、於二佐倉一病卒、享年七十歲、

或曰、貞親仕ルニ寺澤氏一、大坂落城以前事也、元和元年乙卯豐臣滅亡後、秦氏ノ近族故、憚恐レ辭二退唐津一、而潛至二江府一、在二知足院一、于レ時號二中原源左衞門一、幸其伯母仕二將軍家一、春日ノ局ト云、是ヲ便トシテ竊ニ達二上聞一、春日局賴二堀田正盛一ト云、〇蠹簡集、國吉五左衞門、野瀨惣兵

衞ニ十月十五日ニ與フル書中ニ云、中原源左衞門殿知足院ニ御座被レ成候、切々御見舞候哉ノ文アリ、

親重 香宗我部隼人

實加守老臣高井源左衞門男也、高井氏ハ加守妹壻也、萬治三年 堀田上野介正信所レ譴、後仕ニ於松平陸奥守綱村一、賜ニ二千石一、

久秀 香宗我部采女、後改ニ左中一、

實中山覺丞秀治之三男新助也、親重無ニ男子一、招レ之爲ニ家督一、

○蠹簡集ニ、香宗左近親和、澁谷用齋ニ與ル正月廿八日ノ狀ニ云、我等事去春不ニ存寄一武藏國川越ト申處ニ有付申ト有、

○益菴按ニ、右親和主（後改ニ貞親一）用齋ヘ與ル正月廿八日ノ書ハ、寛永十四五年ノ比カ、中山氏益所藏用齋ヘ與ル五月十五日ノ書中ニ、加賀守加增ニテ此十三日松本ニ入部ト有、又同書ノ中ニ、當正月廿八日川越ニテ類火過半燒失之文有、此書面ヲ以見レバ、右蠹簡集ニ出ル正月廿八日ノ書ハ、前年川趣ヨリノ狀必然也、親和堀田家ニ初メテ仕玉フハ、寛永十二年ヨリ十四年ノ内ヲ不レ可レ離、元和元年卯夏大坂落城ヨリ廿二三箇年也、

武鑑チ以考ルニ、武州忍城主松平伊豆守信綱、寛永十六年同國川越ニ移ル、忍エハ同年阿部豐後守忠秋移ルト有、堀田正盛寛永十二川越ニウツリ、同十七信州松本ニ移ト有、然レドモ右信綱忠秋、忍川越兩城ノ交替十六年也、是チ見レバ、堀田川越チ去リ松本ニ移ルヤ、必定十六年ナルベシ、

○親泰主ノ古牌以ニ白木一麁相作レ之漆色也、拜ニ先年一、益菴、然ルニ享保年中、寶鏡寺先住持古牌上京シ新造シ、誤而文祿元壬辰十二月廿一日ノ卒去トス、因レ玆今當住ニ古牌ヲ尋ルニ紛失シテ無レ之、誠可レ悲事也、然モ當寺所藏文書ニ、文祿二年卯月八日親泰華押有、以レ是文祿二年卯月存命之事ヲ知ル、

○蠹簡集、香宗系圖親泰ノ條曰、寶鏡寺所藏牌主曰、前藝州太守明彭孤仙禪定門台靈、文祿二年癸巳十二月二十一日、

○高橋敬信云、寶鏡寺僧近去ニ親泰古牌一、而新製ニ黑漆牌主一、誤ニ卒年一而爲ニ文祿元壬辰年一、不レ可レ證矣、

○敬信云、村田克復翁曰、親泰爲ニ親氏之代一赴ニ朝鮮一、至ニ長門國文字關一而病卒、享年未レ詳、○敬信又按、親泰長門而卒、蓋本說也、文祿二年癸巳十二月廿三日、香宗隣村王子村王子宮有ニ再造上棟一、隣村且元親之家弟、則當ニ延引一而不レ爲者、蓋自ニ長門一凶事未レ達也、

○親泰主有ニ御息女二人一、

○敬信曰、聞下親和主與ニ村田七郎兵衛一書上、親和有ニ兩姉一、一人ハ號ニ久禮田一、一人號ニ山際一、與ニ親氏一不レ知ニ姉妹一、山際親和伴去レ國、於ニ大坂一令レ嫁ニ某氏一、即見ニ其書中一矣、又村田翁傳ニ口碑一曰、久禮田婦人嫁ニ久禮田氏一、故號ニ久禮田一也、有下稱ニ知久一女上、從ニ久禮田婦人之嫁一、此香宗郷久武右馬丞孫、而金子某之女也、此女後嫁ニ高知城士由比五左衛門一、(領ニ三百石一、其養子九兵衛、其子今ノ九郎丞也、)知久女婢居ニ香宗一、後常語下三年仕而不上レ見ニ一條様一云、久禮田婦人親和殘ニ之國一、中山田、村田、澁谷等其外數ノ遺臣於ニ香宗一育レ之、終卒ニ於此一、敬信謂、親和自ニ他邦一數與ニ遺臣書一、禮讓慇懃、且謝ニ姉婦數年關ニ劬勞一、又爲ニ養之料一而贈ニ白金一、或歎ニ姉之病症一、其爲レ文皆孝弟懇到、且運筆優美、百載下使ニ讀者通一眞自落レ涙矣、蠹簡集第五卷所レ載長岡郡天行寺村藥師堂棟札曰、地頭立花久禮田先生(稱ニ帶刀一歟)宗清、天正十六年三月十九日、宗清疑久禮田婦人之夫君歟、奥宮氏曰、宗清恐久禮田豐前守入道定祐之子歟、敬信謂、定祐天正六年戊寅二月十三日卒、八年庚辰遷ニ一條内政之子息於長岡郡久禮田一焉、然則香宗家之婢女所レ稱有レ由乎、

蠹簡集

○妙見社當地頭源親安元龜三年壬申霜月廿六日、

右森山村妙見社棟札凡三枚、今按、安當レ作レ泰、此香宗我部安藝守親泰也、香宗我部姓源、甲斐武田之氏族、世領ニ香美郡香宗郷一、住ニ于土居村一、世系未レ詳、下略、

同

○六社八幡宮天正三年乙亥十二月廿八日、大願主源朝臣親泰、同泰氏久吉、

右安喜伊尾木八幡棟札、

○同

○八幡宮大檀那香宗源(前ニ朝字有木札ニナシ故ニ)臣親泰、同千菊丸、天正四年丙子三月吉日、池内眞武、北村秀張、奉行岡本與右衛門、北村新左衛門、池内長介、

右兎田村八幡宮權現社棟札凡二枚、千菊丸蓋親氏童名、

同書

○八幡宮大檀那親泰、同親氏、天正十二年乙酉霜月一日、中山田秀正、正木通安、

右安喜濱八幡棟札凡三枚、

中山氏盆所藏之寫

○先月五日兩通、今日披見申候、先以無事之由承、大慶此事ニ候、此地ニ而無事候間、可ニ心安一候、

一加々守加增拜領所替ニて、信州松本へ越申候、少成共上方へ近寄候而滿足申候、

一久禮田無事之由承候、我等方より文便之度々ニ遣候へ共、終ニ一度も此六七箇年之内文不レ參候、ふしん千萬に候、未氣色なをり不レ申と察申事候、

一松本へ此十三日に入部候故、我等儀一切不レ得レ透、此狀さへやう〳〵相調申候へば、七郎兵衛、中山五郎右取不レ申候故、はる〲よび候ても、先々堪忍つゞき不レ申候へば如何候歟難レ成候、貴様まごも

有レ之由候へ共、我等身躰少立あがり候はゞ、よび
候而、連々其身も能様ニ候へば能候へ共、未此躰ニ
而は下り被レ申候へと申儀も難レ成候、猶近々可レ申
候、恐々謹言、

五月十五日　　香宗左近

親和（花押）

用齋老へ

猶申度事山々候へ共、此状さへ五六度にやうや
う相調候故、何事も申殘候、親泰親氏年記之事
書付、終ニ相屆不レ申候、廿一日廿四日は存候へ
共、年來不レ存候故申候つる、去年高野高寶院ニ
あい候て書付取申候、中山三郎兵事其元ニ而無ニ
他言一内證にて相談候て、今一度此方へ可レ承候、
無レ隙候間、追々可レ申候、

益菴按ニ、右御文書ハ、澁谷用齋江ノ御書簡ナリ、傳ニ于當家一、三
郎太夫今被ニ呼戻一様ノ御狀ナリ、故ニ用齋此書面ヲ以可ニ示談一、
因藏レ之、

此五月十五日ハ寛永十六五月十五日ナルベシ、堀田氏去ニ川越一
寛永十六年ナリ、信州松本ニ移ルハ同年五月五月十三日カ

中山五郎衛門氏益所藏

○去霜月廿五日之書中相屆披見、先以其元無事之由
承大慶候、此地も相更儀無レ之候間可ニ心易一候、次ニ
久禮田久敷煩にて、終去年九月廿五日ニ被ニ相果一
由承驚入申候、去年も五郎右迄如ニ申入候一、一兩年
之内ニ迎遣可レ申と存候處ニ、一入殘多存計ニ候、
久禮田病中、其上永々逗留候間、五郎右別而肝煎之
段、中〳〵書中にて禮難ニ申入一候、早々以ニ使札一申
入度儀ニ候へ共、遠方其上何角指相候而、乍レ存無ニ
其儀一、何も其元ニて被レ存取急恐申候、恐々謹言、

九月三日　　香宗我部左近

貞親（花押）

中山三郎太夫殿

猶々貴殿事、先々其元有付候由尤に候、我等身上
少もおもわしき様に候はゞ、是非被レ參候様ニ申
度候へども、少〳〵之躰に候へバ難レ申候、猶追
追可ニ申達一候、其元より便之刻ハ左右承度候、此
地よりは便無レ之ニ付、乍レ存打過候、不レ及レ申候
へ共、無ニ何事一様御心得專用ニ候、

益菴按ニ、此御文書ハ、寛永ノ末正保ノ始ナルベシ、本文ニ去
年も五郎右迄如ニ申入一と有、シカレバ正保四年ヨリ以前ナリ、
又猶々ニ先々其元有付ト有レ之ハ、郎三郎太夫殿寛永ノ末年、正
保ノ始、郷士職ニ成給ふ後と見ユル、以レ是知レ之、

覺

中山五郎衛門藏

○一知行高拾貳町　中山田村之大帳ニ可レ有ニ御座一候　惣領　中山田左衛門佐

一同七町　何ほどハ土井村何村〱ノ帳ニ有、殘ル分ハ香宗我部領之他村可レ有ニ御座一候、　中山田新介

一同七町　新助子直治弟ナリ　同五郎右衛門

但新助隱居仕右ヲ渡

右五郎右衛門儀ハ、御入國以前迄、右之分知行仕居申、香宗我部右衛門ハ在所を明被レ申時、堺へ見屆參、三箇年堺ニ罷在、右衛門太郎殿、右衛門八殿ニ暇ヲ乞罷下候、其刻お上方　宗傳様へも御目見仕候、其後浪人ニ而罷居、山内市正殿御預ニ而相果申候、以上、

萬治元年十一月十日　中山五郎左衛門

野村甚兵衛殿

右萬治年ハ正保年ヨリ十六七年後也、是ハ郷士ニ成テ數年ノ後、先祖へ御尋有レ之カ、

○富岡山之事

今按ニ、祖父五郎左衛門殿願書、野中傳右衛門殿裏ニ判物、中山五郎右衛門氏益所藏文曰、富岡山三ツ森、私先祖之山ニ而御座候と有レ之、然ば此山ハ、先代より持傳へられたる山なるべし、

○寬保元辛酉年十二月廿一日、香宗我部親泰主一百有五十年之忌相當、十一月廿一日於ニ寶鏡寺一有ニ御法會一、因レ玆廿一日之朝、出席列座次第、

上座　中山五郎右衛門
右脇ヨリ次第　二　中山益菴
三　中山重次郎
新宮村郷士　四　西山圓藏
郷士　五　谷清五右衛門
郷士　六　西山傳兵衛
郷士　七　村山彦兵衛
渡邊氏ノ家來分　八　村山源兵衛
醫者　九　西岡貞喜
郷士八郎衛門代　十　西岡源作
中ノ村百生西ノ内民　十一　左兵衛
土居村組頭久武民　十二　安衛門
土居村百生東村民　十三　清衛門
赤岡香原東村民　十四　源吉
土居村百生野村民　十五　重衛門
中山五郎衛門左脇ヨリ次第　二　池内喜之介
郷士　三　西岡作右衛門
郷士　四　西岡熊衛門
郷士網衛門子　五　池内傳内
郷士　六　横屋儀衛門
郷士與一衛門子　七　池内小文次
郷士岸本浦又之丞代養育人　八　松田銀太
土居村百生久武民　九　所兵衛
土居村百生東村民　十　平七

〆人數貳拾四人　今朝別座

右御經終、御燒香、第一中山五郎右衛門也、其後次第混雜、御齋御酒大盃、當村年寄儀兵衛持參嘗レ之、中山五郎右衛門ニ始リ、從レ夫段々座中行り數獻大酒、中山五郎右衛門盃住持ニ納ル、御墓參拜禮モ第一中山五郎右衛門也、

池内市郎右衛門養子繼跡

一池内喜之助、於二列座一先祖ヲ尋ルニ、喜之介云、我等先祖ハ池内肥前弟右京ト申者ト傳フ、然共何之證跡モ無レ之ニ付、唯申傳ヲ以、右京が子孫と申のみ也ト、肥前ニハ子ナシト云傳フト、今按、地撿帳ニ池内肥前支蕃彌六有、右京ト云ハ不二傳聞一、

本名成谷氏ナリ

一谷淸五衛門 地撿帳ニ、成谷何某有、成程侍ト見ユル、 一西山圓藏、傳兵衛、

其家所藏文書ヲ按スルニ、四百年以前香宗家ヨリ出ル家ナリ、

一西岡氏、橫屋氏、松田氏、此三家輕士カ一兩具足か不レ詳、當邊地撿帳ニ僅不レ過二一所一、

一村山氏 中ノ村地撿帳ニ、紺屋與市給、並紺屋ヤシキ與市居ル有、

世主

○十一月廿日從二高知一中山八十之進、與一兵衛別家、覺丞養子、中山次郎松、中山田左衛門佐子、新助、子與兵衛、子與市兵衛、子作右衛門、其子與一兵衛子、參拜也、

但遺臣當日ノ列座略ス、

寛保元年辛酉十一月廿二日書レ之　中山益菴良爲

○右中山次郎松家ヲ本トス、源朝臣香宗我部血脈綿々トシテ不レ絶レ繼、代々家督故、香宗家之古文書始メ、其家譜等存、此家詳到ニ于今一、枝葉繁茂、苗裔雖レ蔓二國内一、枝葉中山家皆以未レ得二其家譜一、

一我若年之比、實父重久被レ語しハ、祖父五郎右衛門正氏、慶長五關原之亂後、香宗我部右衛門八殿國を去給ふに扈從て、泉州堺に在し、年有て暇を給ひ國に至り、右ニ記盛親主中山田五郎右衛門殿ト有レ之、文書ヲ以考ルニ、右衛門八殿御手前之儀萬成ニ推量ニ候と有、舊宅土居村御北の土ゐに住、當村ハ一豐君御入國之後、老臣山内備後に玉ハルニ付て、備後殿へ達シ、居をやすんじ、二度仕へる事を不レ求、終に正保四年丁亥十月十九日卒す、齡七十七、寶鏡寺之境内に葬、石碑は今見存す、父良久十六歳之時、瑞應寺クンテキノ代ト云不レ詳、住持へ被レ頼候而、手習學問等被レ致候由、漸成長之後、老職山内備後殿へ瑞應寺住持より厚く被レ頼候處、備後殿許容有て、被レ加二與力職一、此時分野中傳右衛門殿、山内彦作殿國務たり、然ニ彦作之常々病身にて、御寄合之日每度不參被レ致故、爲レ代與兵衛良久出勤也、傳右衛門殿御心に應じて、折節六ケ敷存寄も申上しと、常に傳右衛門殿戲言に彦殿々々と被レ仰たると、六十二三歳の比也、中風を煩、元祿四辛未八月廿九日七十歳卒去也、○重久云、祖

父正氏之方ヘ瑞應寺ヨリ申越ハ、源太郎（與兵衛頁久也）之儀、山内氏江可ニ賴入一云、五郎右衛門云、御悃志不レ淺、如何樣ニモ不レ洩ニ貴命一、乍レ去備後殿ハ常々傳聞スル處、不ニ賴母シキ人一トキコユト申サレシト、

村田氏譜序

伏惟我祖先村田某、往昔從ニ武田源主一、香宗我部家是也、自ニ甲斐國一始移ニ於土佐國香美郡香宗郷一世仕焉、天文中香宗我部主今按、出羽守親秀主歟、未レ得ニ明證一也、與ニ安喜郡司一戰、蓋有レ年、香宗主漸及ニ衰微一、量ニ家運一乎、一夕居城而頓自殺、我曩祖新六左衛門介ニ錯之一、弟新兵衛、其外家士凡十六人殉死矣、主從繪像傳在ニ香宗寶鏡寺一、澁谷武左衛門、我祖父正安等、若年時見レ之、曩祖影白髮老人也云、後爲ニ罌鼠一失レ之、而所レ屯家長諸士聞レ之、驚背歸レ城、相議曰、當家不レ圖既滅亡、只當下從ニ兵勢隆秦姓一亡中怨敵上、一決而遂請ニ長宗我部國親三男親泰君一、建ニ香宗家一、我先人亦仕レ之也、嗚呼世代久遠、本系無レ由レ尋焉、今竊父祖之遺傳、且不レ洩下所ニ聞見一餘裔上、具ニ錄レ之、永貽ニ家門一云、

益菴按

○右村田氏ノ系譜ノ序今按出羽守親秀主歟ト有、出羽守ハ文明ノ比ノ人也、天文年マデ九十年ニ及ブ、親泰ハ享年不レ知トイヘドモ、兄元親主、天文八年ニ生レタル人也、シカレバ前後無レ所レ取也、

寛保元年酉十一月廿六日

先祖覺書云、天文ノ比、安喜郡司何某ト香宗殿取合、不慮ニ生害ナサル、、其時侍十六人切腹ス、其子細長々シキユヘ略レ之、時ニ一人新六左衛門ナリ、主從二人ノ爲レ鉢繪ニカキ、寶鏡寺ニアリ、親父正安見ラレケルト語リ玉フ、寶鏡寺住持高山和尚、鼠ノ巣ニナス云々、

右ハ曾祖十兵衛友安之所レ記ニテ御座候、

村田杏仙

右所ニ書集一雖レ爲ニ愚昧之身一、享保之初、舊蹤香宗郷野市村に來り、土居村四方の堤の邊に殘る所、或寶鏡寺境内之御墓所、又東野之御墓所、或野々土居新介秀正隠居ノ所也、或御北屋鋪、或中山田城跡、第一立山宮、本社東西北割菱ノ紋、彼是見及び聞傳へ、貴而先祖之系譜具に書記す事を欲し、嫡子敬道に令レ編レ之、備ニ別卷一、此書は諸方所ニ傳藏一之古文書、幷蠹簡集之中、又當家に傳る所の文書謄寫者也、

于時寛保元年辛酉十一月念六烏

中山益菴良爲　手記

新宮村西山傳兵衛所藏古文書之寫

○康安二壬寅○寛保元マテ三百八十年ニ成　貞治元年也

後圓融　○永和五己未同マテ三百六十三年　康曆元年也

後小松　○永徳三癸亥○同マテ三百五十九年

後小松　○應永六己卯○同マテ三百四十三年

後花園　○永享九丁巳○同マテ三百五年

後花園　○長祿二戊寅○同マテ貳百八十四年

後土御門　○寛正六乙酉○同マテ貳百七十七年

後土御門　○文明四辛卯○同マテ貳百七十年

後土御門　○文明十四壬寅○同マテ貳百六十年

同帝　○延德四壬子同マテ貳百五十年　明應元年也

後柏原　○永正七庚午○同マテ貳百卅貳年

後柏原　○大永八戊子○同マテ貳百十四年　享祿元年也

後奈良　○天文六丁酉○同マテ貳百五年

後陽成　○天正十七己丑○同マテ百五十三年

(一)沽渡物部庄内惣案主職事

右所領者、隆重々代相傳之所帶也、然而依レ有ニ要用ー代拾漆貫文、香宗我部甲斐次郎殿母儀太夫殿所ヘ限ニ永代ー沽渡申候者也、雖レ然後々將來不レ可ニ他人妨ー、仍爲ニ後日ー沽劵狀如レ件、

康安二年十一月十三日　藤原隆重判

(二)去申香宗我部郷内　甲斐小次郎氏秀子息次郎太郎安秀分事

合貳町壹段卅屋敷二所田數注文在別帋

右件田畠等者、伯父氏秀爲ニ未處分ー間、子息安秀江彼地お去申畢、公家武家御公事等者昭海置文定候間、於ニ後々未來ー不レ可レ有ニ異儀ー候、上者限ニ永代ー安秀ニ所ェ去申候也、仍爲ニ後日ー去狀如レ件、

永和五年壬四月廿一日　通　秀(花押)

(三)去渡安秀重代相傳屋敷四至境事

一所山田内限ニ東兼光屋敷、西ノ土根ー、限ニ南ナヘルカ内北ノ岸ー、限ニ西堂内東ノ土根ー、限ニ北岡松山ー、

二反廿代　一所窪内　限ニ東原田畠ー、限ニ南大郎入殿ヤシキ北土根ー、限ニ西長畠東土根ー、限ニ北野畠道ー、

永和五年閏四月廿一日　通　秀(花押)

(四)合貳町壹段卅　坪付

クロソ井　一所七段　　東ソカ　一所伍段

家トコロ　一所三段　　土橋井忠二郎の前　一所陸段内　新田一反　山田ノ内四書有之

ノ、御出書ノウシロ新田　一所卅代　　一所屋敷

一所二反廿代(クホノ内)　一所窪内西
右坪付狀如レ件、
永和五年閏四月廿一日　通　秀(花押)

(五)連中起請文事　此起請文牛玉ノ裏
合一通
右契約元者、相互に人の曲言候共用申まじく候、自身見ざらん事もとかくよそへ申候て、相互にせういんあるべからず候、於二向後一者大事少事を見はなち申まじく候、若背二此旨一候者、日本國中大少神祇、伊勢天照大神、八幡大井、賀茂、春日大明神、殊者當鄕の鎭守八幡大井、立山大明神、金剛童子、御罰を各身に可レ蒙レ罷候、仍爲二後日一起請文如レ件、
安　秀(花押)
永德三年七月十三日　家　秀(花押)
通　秀(花押)

(六)ゆつりわたすとさの國物部庄之内惣あ主□(職カ)きうやしき田畠之事
合五段(高橋田)十貳段(テウチ)十　貳段(サセワラ)十　左近二郎
百姓　馬三郎
溝淺權守田タリ入候　權　守

右件のしりやうは、たゆうちうだい、さうでんの所たる也、しかるに子息にしやまどのへゑいたいをかぎり候て、ゆづりわたす所しちなり、但しそんなくばかいの五郎殿御子息西山殿しそんへゆづりわたすところしちなり、若このぎをそむかんともがらにをいては、ながくぶけとして、あとをもつべからず、仍爲二後代一龜鏡讓狀如レ件、
永德四年二月五日　尼　大　輔

(七)讓與　〇表ニ松石丸讓狀と有、〇此手跡サテ〳〵見事也、
香宗我部鄕內一分地頭職事
合
一箇所(家所)貳段　一所壹段(ヤシキ)忠三郎ヤシキ
右所領者宗海重代相傳之地也、然ニ子息松石丸ニ限ニ永代一讓與處也、御公事等者彼惣領千增丸ニ可レ有ニ合力一也、無ニ子孫一者兄弟等子孫ニ可ニ讓與一物也、仍爲ニ後日一讓狀如レ件、
應永六年四月五日　沙彌宗海(花押)

(八)讓與香宗我部鄕內一分之地頭職西山分之事
右件之所領者、香宗我部鄕內西山重代相傳之所領也、然ニ其子宮法師生年十三歲之時節、熊野參詣之

時、譲與所實也、但惣領地頭方へ之御公事等之事
者、惣領次ニ難レ勤可レ申、其時一口之子細あるまじ
く候、仍爲ニ後日ニ之狀如レ件、
永享九年十二廿三日　　西山秀員(花押)
宮法師へ

(九)譲與香宗我部郷内壹分之地頭職田畠之事
合貳町壹段卅　ツボツケ本證文あり
右件之田畠者、通海住代相傳之所領也、然間ちやく
子孫太郎大藏限ニ永代ニ譲與所實也、但右限とひの
おん公事等、惣領方へ可レ令ニ勤仕ニ候者也、仍爲ニ後
日ニ之譲狀如レ件、
長祿貳年二月十六日　　通海

(十)譲與香宗我部壹分之地頭職之事
合二町壹段 并屋敷等
右之田畠等者、惣領方之御公事ねんごろにきんし
申べき所實也、其外所從等ことごとく孫太郎之外(ウカ)
は他人さまたげあるまじく候、仍爲ニ後日ニきけい
の譲狀如レ件、
寛正六年九十六日　　西山大藏
秀　俊(花押)
孫太郎方へ

(十一)ゆづりわたす香宗我部地頭しき之事　○表ニ孫太郎ゆづり狀秀俊と有
合二町
右件之所領は、西山大藏秀俊ぢうだいのそうでん
の所領也、たゞし惣領御公事等きんしすべき物也、
男子孫太郎に田畠のこさず永代をかぎりゆづりわ
たすところぢちなり、他人さまたげあるまじく候、
仍爲ニ後日ニゆづり狀如レ件、
文明四年十一月十五日　　大藏
秀　俊(花押)
孫太郎
ゆづり狀

(十二)定西山之大藏おきて文之事
右之おきて文ハ二町二段卅之公事にて、惣領ニお
きてちうせつ(なカ)といたし候間、二段卅御めん候、この
むねこゝろへらるべき者也、次ニ男女いくたり候
て、名田等之内たん分もゆづりわくる事、まち代ニ
おき、惣領いかやうニ人なんど申子細候とも、とお
かんなく、ほうかう御公事等、きんしすべき者也、

仍永代のおきて文如レ件、

文明四年十一月十五日　大藏　秀　俊（花押）

孫太郎

（十三）よづりあたわる田地事

合二町者

右かの田地は、西山ぢう代さうでんの所れう也、ちやく子之千代丸一（とカ）そしろもの こさず、よづりあたる所實也、さる間そうれう方とうしんに京とへまかりのぼり候間、かの物わたすなり、さる間おやにて候物、永海之おきてニまかせ、けうだいいくたり候共、のぞむまじきなり、仍爲ニ後日一よづり如レ件、

文明十四年七月廿七日　西山大藏　秀　信

千代丸

よつり狀

（十四）新宮別當職、豐後入道次男申付所明白也、但諸公事無沙汰候はゞ、何時も違反可レ仕候也、仍狀如レ件、

延德四年壬子六月八日　親　秀

西山一鐵

（十五）ゆづり渡副狀、如レ先人々田畠之書立前ニ有り、男女多有共、一（とカ）こそ代も分儀有まじく候、此旨又手つぎの時も可レ被ニ申置一物也、仍爲ニ末代一定右如レ件、

永正七年十一月廿八日　豐後守　秀　信（花押）

孫太郎

（十六）一慈航庵物之事

一所下王子中西分

同光明院殿分一段

合二段

後日狀如レ件、

永正八年辛未二月九日　永　海〇秀俊也　秀　信（花押）

（十七）申合永代之事

右件之永代之儀者、大恩王子中西分、字作田一反代五百文、在所賣所實也、若彼在所相違候者、我々本領之内一反可レ遣（カ）候、此只今違亂有間敷候、何も大恩賣德引列、可レ任ニ其旨一候、爲ニ後日一如レ件、

大永八年貳月廿八日　　秀世

木の下新五郎殿

(十八)右申合永代之事

ほう田之内一段五貫五百文、同ゑき米一俵也、寶鏡寺於二子孫一天下大法行候共、相違有間敷候、并香宗我部殿同心に無二別儀一候、以二中間孫兵衞、寺家九郎左衞門一便申候、爲二後日一之狀如レ件、

天文六年乙酉三月吉日　寶鏡寺　永珠

大恩中彌介殿參る

(十九)坪付

一所壹段拾代　チハカ内　廿代ヤシキダ 田分 下(一字虫)　西山ジ二郎太夫

一所四拾五代下　同ノ東　新五村 同

一所貳段拾貳代内　西谷北ノ山ネトンビタ有　一反十二代下 一反上　同 同

一所壹段　花木ノ内　下ヤシキ　同 同　又六郎□

一所卅六代　谷ノ内同上下懸テ　下ヤシキ　同 同

一所廿代　同ノ西ノホリ明　下ヤシキ　同 同

一所八代　シヤウブガ谷ノ同堀明　下ヤシキ　同 同

一所壹段卅代　西山とのヤシキ後懸テ　中ヤシキ　同 同

一所廿五代　同ノ前西ノ外懸テ　同 同

一所廿代　同ノ別　同新丞持 同

一所壹段拾五代二歩中ヤシキ　同ノ北ノ所　同善五部□ 同

一所卅六代　同ノ北　下ヤシキ　同 同

一所貳段卅代　ツカノ本ノ同　下ヤシキ　同 同

一所四拾代　タハタノ同　同

一所貳反　竹ノウシカノ付　下ヤシキ　タハタ 同

一所八段拾六代二歩　クロソヘノ北川フチ　扚内五代荒 ヒヽ　同

一所四段三拾五代　上ソカ宮ノ東　中　ソカ村 同

一所壹反五代貳歩　クホヤシキ　下ヤシキ　源五郎□ 同

一所貳段卅六代五歩拾方　カリヤ大恩大 諸テ　中　同

一所卅壹代　カキタノ同ナワテノ下　下　同

合三町四段貳代方

上田村

一所四段廿七代(コカダ)　中　同

一所參段卅五代三歩(高タ)　下　同(同)

　惣合四町貳反廿四代三歩方

一上々八段拾壹代二歩勺

一上壹段

一中壹町壹段四十八代五歩勺方

一下七段廿三代三歩

一下々四段卅八代

一中ヤシキ貳段四十五代二歩

一下ヤシキ六段二代

一荒　五代

　以上

天正拾七年己丑

　八月廿五日　　親　氏(花押)

(二十)坪付上屋敷田分

一所五反(ミツダ)　四反うけ(一字蝕)　本行坊(もろき)

一所五反(タカタ)　彦左衛門(一字蝕)

　　　　　　　　藤兵衛

以上壹町

西山

(廿一)

如レ仰未不レ入ニ見參一候得ども、承候間悦存候、値直之時は、承候はゞ自レ是可レ入レ申候、兼又物部惣案主職之事は、時秀之御時、甲斐二郎殿と仰候之間、身が出申、もしうりけんには、甲斐二郎殿ゑと出申て候、いまの御案文は身が進候之狀には、もし五つたかいて候と存候、何事連々に可ニ申承一候、恐々謹言、

　七月廿六日　　沙彌了(花押)

　謹上甲斐二郎兵衛殿

(廿二)對馬入道殿へ　是ハ立紙ニシテ表ニ有

別當職事、西寺へ可ニ申遣一候、いづれも先麥などをば豐後入道まかせられ候へと可レ被レ申、來月二日ニ可ニ人遣一候、恐々謹言、

　十月廿九日　　(花　押)

(廿三)對馬入道殿　是モ立紙ニシテ表ニ

　　　　　　　　親　秀

新宮別當職事、豐後入道申付候處ニ斟酌候、雖レ然可レ給候、此分重而可レ被レ申候、先々豐後入道孫子おゝき事に候間、在所被ニ請取申一候、以上、

西寺南泉坊ニ申付候へと被レ申候、一坊かゝへおき

候事に候間、此方より申付事いかゞに候、さりなが
ら親類中より先遣レ人、南泉坊ニ而相尋、御心中聞
候て可ニ申合一候、別當など事はさかいろの事に候
間、おかしげなる物など候而ハ不レ可レ然候間、始末
時々玄案仕申事ニ而候、先ニ豐後入道領掌候へか
しと存候、恐々謹言、

十一月十八日　（花押）

對馬入道殿（是モ立紙ニシテ表ニ）　親秀

（廿四）

別當職、豐後入道被レ致ニ領掌一候肝要候、さかいろ
の事に候、いかにも此間ニ相替、萬可レ給樣ニ候は
ば、公私返候肝要候、恐々、

（以下蠹滅）

（廿五）

なく候間、誰〳〵にも難ニ申付一候、（別當職事は久敷本人候つる候共、其たしなみなく候つる間、新儀な申付候、其ふるし、）
別當職事、既三箇條罪人として罷、夫々仰ニ弟子ニ
契約仕候はゞ、（一疋なもはさみ候はんずる者へ可ニ申付一候、）親罪子（ニシテ）としてはのがれがたく候、
正納言も同事也歟、中候はんずるニ、可レ致ニ其成
敗一候處ニ、南泉坊申付候、はや別人と存候間、是
非を不レ申候處ニ、西寺儀も別當代と申なる、其時
と別當罪事、同意たるべく候哉、能〳〵可ニ相尋一
候、我々心中ニハ南泉坊ニ正納言申付候、子細之
末若事にもなにとしても、此萬事ハ東西働事繁
候間、年寄ならでは公事なども難レ仕候間、別々
ニ申付候と心へおき候、此間も西山も別當も先規
ニ相替、せ見子の一疋もつながれず、がいにまか
せられ候口惜候、今更とかく被レ申事入まじく候、
恐々謹言、

十一月十三日　親秀

池内殿

○此一通甚よめ不レ申候ニ而、本文之通寫ス、
右數通ノ文書、紙ニ包ミ、表ニ宗海ト有、其上ヲ藍染布破袋ニ納、袋ノ上ニモ宗海ト有、此手跡應永年、宗海ノ文書ト同筆ト見ユル也、

右合二拾五通、新宮村郷士西山傳兵衛所藏古文書謄寫之、

于時寛保元辛酉冬十月十八日、

中山益庵良爲
同　辨太敬道
本家香宗我部書

右二十五通新宮村西山傳二郎所藏、包紙有ニ宗海二字一、又裏布袋同字存、

雑録

馬場、五百藏、萩野、甫喜山、伊尾木、山川、安田、北川、室津、在井、和食、奈半利、北村、賀江、佐竹、秦泉寺、十市池、下田、廣井、執行、西和田、野田、豊永、又新田五人衆ト云ハ、志和西厚窪川西東也、

(三)一條殿系圖 土佐軍記

家房 一條關白兼良公嫡男敎房——之二男房家也、文明二年大亂ヲ避テ、兼良ハ奈良ニ往、敎房ハ兵庫ヘ下ル、房家ハ土州ニ下ル、是幡多一條家ノ元祖也、天文八年御歳六十六ニテ卒去、王代一覽嫡子房通ハ一條關白冬良ノ養子壻トナリ、京ノ一條ノ家嗣タリ、

房冬 房基 兼定 土州ヲ追出ス、

内政 元親ノ壻也、大津ノ御所是也、

若君 母元親ノ娘ナリ、父内政ヲ追出シテ、此子ヲ可ニ取立ニトテ、久禮田定祐ニ預テ守護スル、此ヲ久禮田ノ御所ト云、長宗我部沒落ノ後、大和國ニ移玉ヒテ、京ノ一條殿ヲ賴テ御座有トゾ、是限ニテ土佐一條家絕タリ、

抑一條殿土佐國ニ下ラル、コト文明初年也、當時大亂ヲ避テ、祖父兼良公ハ暫奈良ヘ下リ、嫡子敎房ハ兵庫ヘ下リ、其子房家ハ土佐ノ幡多ヘ下ル、將軍義政卿ヘ訴訟アリテ、土佐ノ國司ヲ望玉ヘバ、叡聞ニ達シ、國司ノ宣下有テ、義政卿ヨリ土佐ノ侍中ヘ御敎書ヲ玉リケレバ、國中一條殿ヲ國主ト崇奉リ、幡多中村ニ口城ヲ拵、移シ奉テ守護ス、國士在中村シテ事ヘル、家老、土居、羽生、爲松、安並、四人也、最其身謙退シテ禮厚クスレバ、國中自治ル、國中ノ侍元服スル時ハ、一條殿御前ニテサセラル、文明二年ヨリ天正元年マデ百五年ニテ、當國一條ノ家亡フ、

(四)元秀戰死 秦氏系圖曰、兼序也、贊辨元秀ニ作ル誤也、故ニ此書兼序ニ改ム、

永正四年六月廿四日、王代一覽廿三日ノ夜作 細川右馬頭政元、京都ニテ切腹、王代一覽曰、永正四年六月廿三日ノ夜、政元ガ家人香西又六逆心ヲ企テ、政元ガ小臣戶倉某ニ賂ヲ與ヘテ、今月廿三日ノ夜、政元愛宕精進ノタメ湯殿ニ入ケルヲ、戶倉從入テ密ニ政元ヲ害ス、 其子高國武勇ヲ振トイヘドモ、王代一覽曰、政元常ニ魔法ヲ行ト稱シ、潔齋ス、故ニ子ナシ、下ノ屋形讃岐守元勝ガ子六郎澄元ヲ養テ子トス、然レドモ澄元未ニ上洛ニ云々、同書曰ク、永正十七年細川澄元ト細川高國ト權ヲ爭フテ合戰、高國敗レテ江州ニ赴ク、高國ハ細川民部政春ガ子也、政元養子ノ約アリト云々、 相順フ人モナシ、其比長宗我部宮内少輔兼序ト申ハ、元親公ノ祖父也、年比細川ト甚睦マ

ジケレバ、其威ヲ以國士ヲ蔑ニスル、此遺恨ニヨッテ、細川ノ切腹ヲ聞テ、本山張本ニテ大平、吉良、山田ト申合テ、兼序ヲ討テ本望ヲ達セント、永正五年五月、其勢三千餘騎ニテ江村郷豊岡ノ城ヘ取掛クル、兼序是ヲ聞テ、手勢五百騎桑名久武中ノ内ヲ先トシテ、山下ヘ下テ、本山七百餘騎ニテ扣ヘタル眞中ヘ切テカヽリ、敵六七十討取テ、関ヲ上テ此競ニ城ヘ引トレト下知シテ引取ル、大平、山田、吉良ガ勢二千餘騎、二手ニシ城ヘ入ント突テカヽル、兼序前後ノ敵ヲ追北シテ、無難ニ城ヘ取籠ル、大平、山田、吉良、本山、城ノ三方ヲ取巻テ、晝夜二十五日攻戰フ、兼序ノ軍兵大半討死シテ兵粮モ盡タレバ、明日突テ出テ腹ヲ切ベシト思案シテ、近藤ト云普代ノ侍甲斐々々敷者ナレバ、□テ申樣、此間ノ合戰ニ、軍兵過半討死シテ、兵粮盡ヌレバ、明ナバ合戰シテ討死スベシ、汝ハ此千王丸ヲ懷テ、如何ニモシテ一條殿ヘ參リテ、兼序最期ニ申置、此子ヲ進上申トイヘ、何ノ子細モナク御憐愍有ベシ、是ゾ我爲第一ノ忠勤、生々世々ノ恩ナルベシト宣ヘバ、近藤承テ、全レ生待レ命、遠難輕死、臨節近易シト云リ、六歳ナル千王丸殿ヲ一條殿ヘ奉テ養育セントコト、遠シテ難キトイヘドモ、代々ノ芳恩難レ忘候ヘバ、何トゾ千王丸殿ヲ一條殿ヘ奉リ、我モ御奉公可レ仕ト請合ケレバ、兼序悦デ、今ハ思ヒ置コト更ニナシ、千王丸ヲ汝ガ子ト思テクレヨト宣ヒ、近藤ニ渡シ玉フ、近藤ハ竹ノ皮籠ニ千王丸殿ヲ入、背ニ負テ其夜城中ヲ忍ビ出デ、四日路有ケル、幡多郡一條殿ヘト急ケル、扨兼序ハ足手ニカヽル家人ドモノ妻子所縁ヲ誘テ、夜中ニ落シ、明ルヲ待テ居玉フ、本山城ノ體草臥タルゾ攻ヨトテ、士卒ニ下知シテ攻上ル、大平、吉良、山田、續テ攻ル、兼序六七騎ノ兵ヲ先ニ進マセテ、敵ヲ塀際マデ寄テ、門ヲ開テ突テ出ル、本山吉良ガ山下ヘ崩レテ落ルヲ、追討ニシテ引取、山田、大平、入替テ攻カカル、此勢ヲモ突崩シテ、五六十騎討取テ引トル、四人ノ大將軍評定シテ、二手ニシテ攻破ルベシト相定テ、関ヲ上テ攻上ル、兼序塀際近ク敵ヲ寄テ突テ出、復山下ヘ追崩ス、右ノ手ヨリ大平山田千餘騎横合ニ切テカヽリ、火花ヲ散シテ攻戰、本山取テ返シテ切テカヽル、二時計ノ合戰ニ、本山舍弟本山勘解由討死スル、此競ニ城ヘ引トル、サレドモ後ノ門ヲ破ラレテ、大平山田ガ兵共亂入テ火ヲカクル、兼序兼テ用意ノ

コトナレバ、櫓ヘ取籠リテ、妻子トトモニ自害シテ、侍大半討死シ終ニ落城ス、此跡四人ノ大將配分スルト聞ヘシ、又近藤ハ漸一條殿ヘ無レ恙參着シケレバ、土居ト云人ヲ賴デ、一條殿ヘ言上スル、一條房家公此子並ニ近藤ヲ被二召出一、對面有テ泪ヲ流サセ玉テ、長宗我部ハ近藤ト云能侍ヲ持テ家ハ絕マジキゾ、主ノ孤ヲ取立テ世ニ出スコト和漢其例多シ、近藤程ノ臣下ハ有間敷ト御感有テ、近藤ヲバ御家人ニ召加ラレ、千王丸ヲ御傍ニ置セラレテ、朝夕痛ハリ思召養育シ玉フ、諸人感淚ヲ流ス、又兼序爲二菩提一城下明榮寺ニテ法花經供養アソバシ、法名闊翁常秀居士ト諡ス、國中ノ侍是ヲ聞テ、此御所ノ爲ニ一命ヲ奉テ奉公スベシ、賴母敷ト感ゼヌ人ナシ、此子眼ザシ非二平人一、成人ノ後ニ家ヲ起スベキ人ト思ヘリ、七歲ノ時一條殿二階ニ御坐有テ涼マセ玉フ、此子ニ向テ汝此越戶ノ上ヨリ庭ヘ飛ナラバ、父ガ名字ヲ取返テトラセント宣フ、此子聞モアヘズ、則越戶ノ上ヨリ庭ヘ飛玉フ、一條殿御覽ジテ手ヲ打セ玉テ、長モ恐ルベキ所ヨリ飛タリ、何ト見テモ唯者ニアラズト譽サセ玉フ、近年世上ヨク治リテ、此子十五歲ノ時、御前ニテ元服シテ、實名ナレバ長宗我部宮內少輔元國（秦氏系圖曰、國親也、元國ニ作ルハ非也、故ニ以下國親ニ作ル、）ト號ス、連々一條殿、本山吉良山田大平ニ仰ラレテ、長宗我部ノ本領廿枝江村鄉ヲ取返シ、三千貫ヲ此宮內少輔國親ニ下サレテ、成人シテ豐岡ノ城ヲ捬テ移ル、方々浪人シテ居タル普代ノ侍ヲ召返シテ、長宗我部ノ家ヲ相續シテ、男子四人、女子五人（土佐軍記ニ八人ト有）ヲ持テリ、嫡子元親、天文八己亥ノ五月誕生、次男親貞（吉良左京進是也）、三男親泰（香宗我部左近大夫是也）、四男親房、（嶋彌九郎是也）、嫡女吉良、二女十市、三女波川、四女津野、五女（他ノ腹、以上系圖、按ルニ、本山式部少輔ノ妻トシ、恐ハ此五女乎、）

山田退治ノ事

近年世上能治リテ、宮內少輔ハ親ノ怨敵可二討亡一思フトイヘドモ、一條殿許容ナケレバ、徒ニ年月ヲ送ル、生得利根ナル人ナレバ、國中譽ルニヨッテ、本山吉良ヲ始、兼序ヲ討タル人々、行末如何ト薄氷ヲ蹈、其中ニ本山ハ張本人ナレバ、一條殿ヘ連々申上、宮內少輔ノ息女ヲ乞テ、子息式部少輔ト夫婦ニセバ、親子因ミ深ク、昔恨モ殘マジキト思案シテ、一條殿ノ家老土居ト云人ヲ賴テ訴訟アリケレバ、一條殿宣ハ、近年世上治リタル上、宮內少輔本山ト入魂セバ、彌治平ナ

ルベキト思召テ、此由長宗我部ヘ仰ケレバ、國親兎モ角モ御所ノ仰ニ順フベキト領掌ス、則此事調テ、輿入有テ、國中安堵ノ思ヒヲナシ、一條殿ノ賢慮難レ有ト感ジケル、爰ニ山田丹波守ハ、七人ノ守護ノ内ニテ、香美郡山田ニ在城ナリ、此人能ヲスイテ、朝夕猿樂ヲ呼テ興行シ、或月見花見河漁ト云テ、民百姓ヲ毆キ縛リテ遊ブ虎人ナリ、家老ニ山田監物ト云者有、天然器用ノ人ニテ、山田家治ル、此人諫言スレドモ嘗テ許容ナク、家中ニ後々ハ監物ヲ譏テ、遊山見物ニ日ヲ暮ス、宮内少輔是ヲ聞テ、時至テ山田ヲ退治セント、弓ヲウタセ箭ヲハガヒ、鎗長刀ヲ調玉フ、近年世上靜謐ノ時分ナレバ、人皆不審シアヘリ、監物主君ヲ諫テ曰、豐岡ニハ近日陣立ト云テ武道具ヲ調ルト承ル、近鄕ト云、又兼序討タル加勢ナレバ、由斷スベキニアラズ、御用心アレト云ケレバ、山田聞テ、此比何カ目ニ見ヘテ陣用意スルゾ、現在ノ親ノ敵、本山モ緣者ナレバ遺恨ナシト見ヘタリ、虛ヲスルヨト云テ聞モ不レ入、監物重テ曰、本山張本人ナレドモ緣者ナレバ、遺恨有マジ、加勢ノ吉良大平山田ニ遺恨有ベシ、由斷スベキニアラズトイヘドモ、サラニ許容ナク、朝夕亂舞ニテ日ヲ送ル、宮内少輔、山田ハ久シキ家ナリ、家老ニ監物ト云モノ當世ノ出來人ト聞、合戰ノ勝負ヲ試ンタメ毎日相撲ヲトラセ玉フ、山田聞テ豐岡ニモ角力有ト云、イザ行テトラントテ、山田ヨリ十八町隔タル事ナレバ、毎日往テ山田衆ト豐岡衆ト立合テ相撲トルニ、毎日豐岡衆勝タリ、宮内少輔見玉ヒテ、相撲ニ勝上ハ合戰ニモ勝ベキト思案シテ、天文廿年ノ秋、其勢五百餘騎ニテ山田ヘ取カクル、山田ニハ長宗我部取カクルヲ聞テ、弓トイヘバ弦ナシ、鎗トイヘバサビクサリ、諸勢周章騷グ、監物一人走リ廻ルトイヘドモ、暗夜ニ迷ヘルガ如シ、監物百餘騎揃テ先手ヘ出ル、山田丹波守三百餘騎同出テ、町ハヅレニ少高キ塚アリ、是ニ取上リ、暫有テ其勢六七十騎左右ニ立テ、眞先ニ馬ヲ靜ニ歩マセテ來ル、監物是ヲ見テ、山田ノ本陣近クヨリテ長刀ヲ杖ニツキ、大音上テ、抑是ハ當今ニ仕ヘ奉ル臣下ナリト謠テ、山田ノ方ヲ見テ、唯今謠フトイヘドモ、弓一張箭一筋ノ足ニナラズ、思召知玉フカ、月比申ハ是レナリト、大ノ眼ヲ見開テ睨ケレバ、山田面色眞青ニナリテ、フルフテコソハヲハシケレ、此先手ノ兵近ク歩ミ來ル、監物是ヲ見テ、今日ノ先掛ハ江

村小備後カト云、江村聞テ、監物能出タリ、尋常ニ勝負ヲセヨト云テ、三尺餘リノ太刀ヲ拔切テカヽル、監物ハ長刀ニテウケツ開ツ戰シガ、監物受太刀ニ成テ、長刀捨テ小備後ニ無手ト組、小備後大男ニテ力增リテ、監物ヲ押ヘ首ヲトル、山田是ヲ見テ、馬ニ鞭チ、其勢三百餘騎、足ヲ亂シテ逃ル、江村ガ兵宮內少輔ノ旗本續テ追掛ル、山田衆三ノ丸ヘ逃入テ、門ヲ閉ントスル、豐岡衆ヒタトツヒテ鎗ヲ突ク、敵猛勢ナレバ、山田ガ兵門脇ニテ三十餘人討死ス、江村ツヾヒテ攻入、二ノ丸ヲモ乘取テ、山田兵本丸ヘ引取カヌテ大略落ウセル、山田丹波守ハ六七十騎ニテ城ノ山下ヲ西ヘ落ルヲ、久武內藏佐十六七騎ニテ追カケ、十八町ノ內ニテ追詰、馬ヨリ引下テ縛搦テ、鞍ツボニ結付テ歸ル、宮內少輔十五日逗留アツテ、降參ノ者ヲ許テ本知ヲ玉リ、城番ヲ置テ豐岡ヘ歸陣也、山田ハ虛人ナレバ、殺テ無益トテ、江村ニテ少領知ヲ玉リ、時々出仕シテ居ラレケリ、長宗我部是ヨリ六千貫ノ主トハ成玉フ、

長濱合戰ノ事

吾川郡ノ內長濱ト云所ニ城有、本山領知ニテ同名玄蕃ノ頭ヲ入置ク、本山居城ヨリ朝倉マデ道八里、豐岡ヨリ長濱ヘ道三里、入海ニテ小船往來ノ所也、此城ニ門ヲ可レ立トテ、材木ヲ揃ヘテ宮內少輔城下ニ上手ノ大工アリ、此大工ヲ雇テ門ヲ建ル、宮內少輔聞玉ヒテ、彼大工ヲ召寄ラレテ、長濱ノ城門ヲ建ルト聞、外ヨリ二三十人シテ押時ハ、貫木迦ル、樣ニ立樣ハ有マジキカト仰ラル、大工承テ、ソレコソ有ベキコトナレト申上ル、サラバ貫木ハヅル、ヤウニ建ヨト宣ヒ、大工長濱ヘ行テ門ヲ立ル、上手ナレバ外ヨリ三十人計ニテ押セバ迦ル、樣ニ立ル、佗人是ヲミテ、此門丈夫ニシテ恰好ヨシト譽ルトナン、國親悅喜不レ斜、其翌年夏家老中ヲ呼テ曰、長濱ノ城忍ビ取ベシ、然ラバ本山口惜思ヒテ、有無ノ合戰アルベシ、十死一生ノ覺悟究メタル由宣ヘバ、家老ドモ尤ト申テ、其勢五百餘騎、弘治二年六月初ニ艜船三百艘ニ取乘テ、長濱ノ城ヘ押寄テ鬨ヲ上ケレバ、夜中ノコトナレバ、城中周章騷、大手ノ門ニ着テ、二三十人シテ押ケレバ、貫木迦レテ城中ヘ打入、家々ヘ込入テ攻殺ス、

此段元親記曰、本山梅慶領分ハ、東ハ一宮境、西ハ二淀川、南ハ浦戶限二郡ノ主也、朝倉ノ城ヲ居城ニシ

テ、子息式部少輔ハ弘岡吉良氏城主タリ不審、浦戸兩城ヲ掛テ持、斯カル處ニ、元親公ノ父覺世對ニ本山ニ年來遺恨ノ子細有テ、本山ト弓矢可ニ取起ート一念カケラレケレドモ、長宗我部纔ノ家ナレバ、其計畧ニ佗種々思案ヲ囘シ、先式部少輔ヲ壻ニシテ緣邊ヲ結ビ、連連本山ノ家ヲ見透シテ手立評定ス、其内雙方雜說ヲ企テ申犯ス、然ドモイマダ色ニハ出ザリケリ、有時覺世大津ノ江ヨリ舟ヲ仕立、種崎ノ城ヘ兵粮ヲ積セラル丶處、潮江ヨリ舟ヲ出シ、此兵粮船ヲ切取タリ、覺世是ヲ序トシテ存分ヲ發シ玉フ、右ノ手立梅慶父子不レ知由、色々申シ陳ジラルトイヘドモ、覺世無ニ承引一、其ヨリ終ニ不通ニハ成ニケリ、誠ニ小事ヨリ起リ大事トハ成、是本山ノ家運ノ末トゾ見ヘシ、斯ル處ニ面白キ傳出來ス、覺世譜代ノ者ニ福留右馬丞ト云大工有、彼者科有テ、永濱ヘ浪人シテ居ケルガ、上手故、城主扶持シテ城門ヲ建、櫓ヲ立、其外城中ノ作事、悉皆此右馬允ニ任也、有時覺世此右馬丞致ニ忠節一長濱ノ城ヲ取ニオイテハ、可レ被ニ召歸一ト種崎傳ニ懇望セラル丶處ニ、大工歸住ヲ悅テ、早速御請申、城門ノ相鑰ヲ用意シ、種崎ヨリ

人數ヲ繰込、右馬允引入シテ、永祿三年五月廿日夜、長濱ノ城ヲ取、城主大窪美作ハ木塚ヲサシテ落退ク、扨本山驚テ、其夜中朝倉ヲ打立、木塚ニテ勢ヲ揃ヘ、先二千餘騎ニテ、翌十一日辰ノ刻計ニ長濱ヘ討出、覺世元親公自ニ種崎一至ニ御疊瀨一、其夜中ニ被ニ打渡一、纔其勢千騎ニハ過ザリケリ、然ル處ニ長濱ノ城ノ落人四人、浦戸ヘ退ントシテ、江口ヨリ船ニテ逃處ヲ、高橋三郎左衛門此舟ヲ切取、一人討留、今三人ハ海ヘ飛入、ソレヨリ山傳ニ浦戸ノ城ヘ逃籠ル、本山進掛テ、度運寺ノ前ニテ鎗ヲ合スル、此時ニ江村備後守、一圓但馬、池添源之丞、濱田久左衛門、一番鎗仕リ、巳ノ刻ヨリ午ノ下刻マデ、掛ツ返シツ討ツウタレツ火花ヲ散シ切戰、終勝負不レ見處、元親卿五十騎計ニテ懸出シ、敵軍ノ眞中ヲ掛破、旗本ヘ眞黑ニ撞テ掛ル、旣敵足本ヲ亂シ、西ノ廣野ヘ引取、追詰散々ニ討崩ス、池添源之丞ハ、長濱ノ城主ノ子、大窪勘十郎ヲ討取、濱田久左衛門ハ、宇賀平之丞ト云モノニ被レ討處ヲ、弟善左衛門馳續、兄ノ敵宇賀ヲ討取、東四郎衛門ハ、吉良民部ヲ討取、旣本山討負敗軍ス、本ノ塚マデ追詰、究竟ノ武者百

騎餘討捕、然ル處ニ廿八日ノ早朝ニ、從二浦戸一式部少輔若宮表ヘ打出合戰ス、元親ノ舍弟左京進自身鎗ヲ初、式部少輔ヲ追立、本ノ塚ノ門際マデ追詰、數人討取、此時本山ガ內井ノ村左介ト云者、左京進ヲ目掛胸板ヲ一鎗突タリ、左京進馬上ニテ打返シ、井ノ村ヲ追詰ラルヽ處ニ、井ノ村ハ其ヲ逃レ城ヘ引取、其後若宮ヘ海際マデ柵ヲ結ヒ、浦戸ノ通路ヲ留ム、五六日モ有テ、覺世如何思モハレケン、若宮ノ持口ヲ口ケ、式部少輔ヲ被レ落、朝倉ヘ一所ニ引籠ル、扨又大工奎丞ハ、右ノ忠勤ユヘ、豐岡ヘ被二召返一、本知ニ加增シテ玉ハル、然ルニ此年ノ夏急病ヲ被レ請、既ニ存命不定ニ成玉フ、及二臨終一宣フハ、我本山ト弓矢不二成就一シテ相果コト無念至極也、乍レ去一足モ本山分境ヲ蹈越、城ヲ取遂ニ一念ニ、我死後猶可レ無二危所一、去年戸ノ本ニテノ合戰、元親ノ振舞、武者遣ヒ以下無二殘所一、本山ノ弓矢全不レ可二無事一、我軍神ト成可レ守ト遺言アッテ、

永祿三年六月十五日遠行、此時國親五十八歲、元親廿二歲ナリ○今瑞應寺過去帳ニ、瑞應覺世大居士、弘治二丙辰六月十五日、長宗我部宮內少輔秦元國、豐岡北谷葬ト記ス、斯而本山方ニハ、此由ヲ聞、競ヲ得、此時思トイヘドモ、近比長濱ノ太刀風ニ怖レ、其上究竟ノ武士數十人被レ討、家中弱リ、評定區々ニシテ不二一決一、月日ヲ過ストイヘリ、

元親卿ハ、國親死去ノ砌ヲモ不二差緩一、長濱本ノ荷野二口ヨリノ手遣稠シク、爰カシコ數度ノ合戰ニ討勝、本山居城ノ外、端城十三箇所、三箇年ノ中ニ悉切取、朝倉一城ニ逼ル、二三箇年モシテ終退散シテ、本山ヘ引取、賣生野ト云切所ニ取籠、川限ニ七年堪タリ、梅慶モ式部少輔モ以前ニ令二病卒一、息將監兄弟三人有レ之也、サテ又朝倉ノ城落去シテ、二淀川限、元親ノ手ニ入、則舍弟左京進弘岡ノ城ヲ預ル、其ヨリ名字ヲ吉良吉良ハ吾川郡弘岡荒倉山ニ城有、此時本山ノ城ト云、不審、○土佐軍記ニ永祿六年吉良退治有、具ニ出ス可二考合一ト名乘ラルヽ也、年ヲ考フルニ、此年永祿六七年ニ當ルカ、次又七箇年目ニ本山入有二川越一、無二異義一被二打渡一、不レ移二時日一賣生野ヘ取詰メル、將監ハ賣生野ノ谷口ニ要害ヲカマヘ、吉井ト云家老ニ預ケ守ラセラル、然ルニ此口ノ合戰ニ吉井討タレ、元親公此要害ヲ蹈崩シ、賣生野ヘ責入ル、將監不レ叶終降參ス、元親卿兼テハ可レ被レ損樣ニ宣ヒケルガ、宥免アッテ惣領將監二男內記、三男又四郎、女二人、母儀トモ六人連出シ、知行玉リケルトナリ、

長濱勢思モヨラヌ所ヘ夜討ニ入ケレバ、十方ヲ失ヒ追討タル、モノ數ヲ不レ知、適太刀長刀取人アレドモ、其所ヲ不レ去討タル、、城主玄蕃（右ニ記ス元親記ニ、城主大窪美作ト有、）討死スル、本山ヘ歸ル勢纔ニ十四人ト云、宮内少輔本望ヲトゲ、此城ノ掃除シテ、本山攻來ラバ、有無ノ合戰アルベシト覺悟シテ居玉ヘド、一日有テ宮内少輔心地煩玉フ、大病ナレバ豐岡ヘ歸陣ナリ、此時元親十八歳ニテ長濱ニ在陣ナリ、國親此病氣本復難レ成事ヲ思テ、元親ニ參ラレヨト云ツカハサレケレバ、元親早速豐岡ヘ御出アリ、國親御前參玉ヘバ、近習ノ者ニ助ケ起サレテ、元親ニ向テ宣ハク、我死テモ本山ト合戰勝ナルゾ、丈夫ニ心得ラレヨ、又我死後ニ佛事營テスベカラズ、北谷ニ葬リテ本山退治ノ後弔ヘト宣ヒテ、盃取カハシ、早々戻ラレヨト仰ケレバ、則長濱ヘ歸陣ナリ、宮内少輔ハ、弘治二年六月十五日逝去有、行齡五十四歳也、十六日ノ曉天、國親卒去ト長濱ヘ告來ル、皆人力ヲ落、サレドモ元親卿十八歳ナレバ、皆安堵スル、元親公秦泉寺豐後守ヲ召テ、宮内少輔殿逝去無ニ是非事也、近日本山攻來ルベシ、元親敵ニ逢テ鎗突コトヲ不レ知、如何敎ヘヨト宣フ、豐後承テ、敵ノ眼ヲ突ト申、元親聞テ敵眼ヲツカレヌ時ハ如何、敵ノ眼ヲ突ト云心持ニテ突ト申ス、大將ハ先ヲ蒐ルカ後ニ居物カト宣ヘバ、豐後承テ、大將ハカ、ラヌモノ逃ヌモノ、此謂レ有ユヘニ先ヲ蒐ヌモノト申、元親尤ト宣フ、サテ十日計過テ後ニ、本山長濱ノ城取返ント、其勢千餘騎、サシモ怒レル氣色ニテ押寄ル、元親公城ヨリ十八町出テ、鹽堤ヲ本陣トス、本山千餘騎、二手ニ分テ鎗ヲ入ル、元親公モ二手ニ分テ、一方ハ江村小備後ヲ大將トシ、一方ハ元親旗本ナリ、小備後鎗ヲ入ル、本山鎗ヲ合テ、火花ヲ散シテ攻戰フ、本山大軍ナレバ、江村突立ラレテ敗軍スル、元親公鹽堤ノ上ニテ下知セラル、是ヲ見テ敵二人切テカ、ル、突倒テ後ヘヨリカ、ル敵ヲ、鎗ノ石付ニテ突倒テ、首ヲ取テ捨ル、敵ヲ江村久武桑名秦泉寺百餘騎計リモリ返、是ヲ見テ中ノ内、國吉野中下田七八十騎同ク返テ切テカ、ル、本山勝軍ト心得テ、マバラニ追テ行處ニ、敵二方ヨリ返シケレバ、本山切立ラレ、散々ニ崩ル、、式部少輔モリ返シケレドモ、大軍ノ靡キ立タル癖ナレバ、下知ヲモ不レ聞、一陣破ヌレバ、殘黨不レ全事ナレバ、朝倉サシテ逃ルヲ、元親公ノ勢潮江マデ追討ニシテ、首百三

十餘討トリ、勝関ヲ作リテ引取ル、此時マデハ御舍弟ハ利發、元親公ハ內氣ニテ、長宗我部ノ家ハ嗣レマジキト旺者有シガ、此合戰ヨリ、國侍又一條家ニモ、土佐ノ國ノ出來人哉ト譽ヌ人ナシ、

秦泉寺合戰ノ事土佐軍記元親記ニ不レ記レ之無レ所レ考

本山和睦附大平退事土佐軍記

土佐郡本山ハ、先年長濱合戰ノ後中違テ、元親卿姉君ト狀通モナシ、元親公今ハ多勢ニナレバ、本山ヲ追出サント、其勢千餘騎、永祿五年四月中旬、朝倉ヘ押寄テ関ヲ上ル、大手ノ門マデ攻ヨスル、本山式部千餘騎ニテ防ギ戰フ、本山衆六七十騎門脇ニテ討死ス、元親卿ツヾヒテ攻不レ給、頓テ引取陣ヲ取テヲワス、一兩日有テ執行加賀守ヲ使トシテ宣フハ、式部少輔ハ我姉聟ナリ、殊ニ子供モ有ナレバ、更ニ無ニ遺恨一、式部少輔ニ家督ヲ渡シテ、親父隱居アラバ、元親和睦セント被ニ申遣一ケレバ、本山敵對シテ不レ叶ト思案シテ許諾シ、向後元親公ヲ奉レ賴、式部少輔ニ名跡ヲ續テ玉ハラバ、今日ヨリ居城ヲ渡シ隱居セント返答シテ、和睦調テ、式部少輔ニ城ヲ渡シ、其身法體シテ宗玄梅慶也、宗玄ニ作ルハ非也、又元親記ニ曰、朝倉ノ城ヲ退テ、本山ヘ引取、實生野ニ取籠、七年堪タリ、其中ニ梅慶モ式部モ病死、息將監兄弟三人籠城、終降參、嫡子將監、二男內記、三男又六云々、上ニ見ヘタリ、下略、ト號ス、式部少輔元親公ニ一味シテ、旗本ニソナヘラレケル、郡侍波川、二ノ宮、能津、箇樣ノ城持小身ノ侍マデ、人質出シテ被官トナル、彌多勢ニ成玉ヒテ、此郡大平ヲ退治セント勢揃シテ、二千餘騎ニテ取莵ル、大平四千貫ノ主ナレバ、千餘騎ニテ防ギ戰、武勇日ノ出ノ元親ナレバ、大平家老マデ武勇怯(ツタナ)フシテ、身命ヲ捨働者モナシ、大平齡(ヨハヒ)ヲナセドモ、下知ニ不レ順、前後ノ敵ニアタリ、押立ケレドモ、波川執行一番ニ返シテ鎗ヲ合スル、大平ガ兵四五十騎討レテ引退ク、郡侍片岡、森、中村ナド、元親公ヘ內通シテ、山陣ヲ取見合テ居タリ、中ニモ片岡ハ大身ニテ、多勢ノ人ナレバ、大平一方ノ大將ト賴シ人合戰セデ居ヌレバ、大平力盡、或夜忍ンデ阿州ヘ落タリ、吾川郡手ニ入テ、是年ヨリ思立、土佐ノ守護ヲ滅ス謀略ヲ廻サレケル、

吉良退治ノ事土佐軍記

土佐郡吉良駿河守ハ、五千貫ノ主也、元親公永祿六年三月中旬ニ、二千餘騎ニテ取莵ル、元親記ニ、此時本山式部少輔ハ、弘岡浦戸兩城ヲ掛テ持ト有、恐クハ誤也、秦氏系圖曰、覺世ノ嫡女吉良ト有、吉良千餘騎、谷一類、大黑、楠村ナド、云兵先トシテ、城下戸ノ木ト云所ヘ出テ備

ヲ立ル、元親卿左京進殿ヲ先手ニテ押寄ル、鐵炮軍始リ、互ニ鎗ヲ入ントスレドモ、兩勢鎹ヲ傾テ膝ノ上ニ鎗ヲ置テ睨ミ合、鎗入兼ヌルヲ、親貞一番ニ鎗ヲ入ル、光富權之介並ニ濱田善右衞門同鎗ヲ入、敵モ立上リ鎗ヲ合ル、互ニ押ツ押レツ一時計挧合フ、吉良衆突立ラレテ、谷一類數度モリ返ス、元親自身鎗ヲ突、旗本ノ内、桑名、江村、波川、粉骨ヲ盡ス、此三人ニ突立ラレテ、敗軍スル敵ヲ城ヘ追込テ、本陣ヘ引取、元親侍歷々手負有、後マデモ戸ノ木ノ一番左京進ト譽ル、二度目ノ合戰ニ、谷ノ一類大谷其外討死スル、吉良ハ終ニ打負、讃州ヘ落去セラル、此郡侍、大高、坂、國澤、吉松、大黑、谷、横山、稻毛等ノ城持皆降參シテ家老トナルモ有、又吉良ノ城ヘハ、左京進入城有ユヘ、左京進ニ附ラル、モ有、抑此吉良氏ト云ハ、賴朝卿ノ弟、希義ノ末葉ナレバ、此名跡ヲ潰スニ非トテ、左京進ヲ吉良ト改ム、卽吉良左京進親貞是也、彼希義、東鑑ニ曰、賴朝卿之弟希義、永曆元年依二故左典厩縁坐一、配二流于土佐國介良庄一、治承之年賴朝卿東國擧二義兵一之間、弟希義可レ討、小松內府家人、蓮池權頭家綱、平田太郎俊遠被二仰付一、兩人欲レ討二希義一、希義日來與二夜須七郎行家一依レ有二約諾之旨一、落二介良庄一、行二夜須庄一、此時家綱、俊遠追二掛吾川郡一、按ニ、長岡郡カ、年越山ニテ今坂折ノ北、山ノ端ニ、年越明神有レ是、追付、希義ヲ討取、夜須七郎者、蓮池平田等希義可レ討企聞一族同心馳向所、野々宮今ニ香我美郡野市村ノ北ニ、野々宮有、之邊而希義被レ討給ト聞、空歸ト有、此希義土佐ニテ一子ヲ生ム、夜須七郎此子ヲ養育シテ、其身器用人ナレバ、賴朝ヘ言上シテ、鎌倉ヘ呼下シテ、其後土佐ニテ三千貫ヲ下サレ、吉良ト云、又夜須七郎奇特ニ守立タルトテ、是モ千貫ノ地ヲ給ハル、此吉良八郎ヨリ十八代ト語リ傳、

香宗我部和睦之事土佐軍記

香美郡香宗我部景好ハ、四千貫之主ニテ、此郡主也、元親弓矢日ノ出ナルヲ見、姫倉玄蕃頭ヲ以、息女一人持テ男子ナシ、元親ノ舍弟左近太夫ヲ給ラバ、養子壻トシテ家ヲ渡、景好ハ隱居仕度ト仰ケル、元親公悅テ、則此事調テ、左近太夫殿香宗我部ヘ入城有リ、香宗我部左近太夫親泰是也、是ハ鎌倉權五郎景政ノ蘗葉ナリ、

此香宗家ヲ權五郎ガ末ト云ハ不知ノ者ノスル所ニテ、甚ワケモナキコト也、香宗我部氏ハ、多田滿仲ヨリ四代源賴信、賴信ノ三男新羅三郎義光ノ孫、武田

太郎信義ノ末、甲斐國武田氏族、鎌倉將軍ノ時代、土州香美郡ヲ給リ、當國ニ移リ、大忍鄕香宗土居村ニ居城シテ世々住ス、既ニ足利將軍元弘年中、長宗我部新左衞門ヘノ狀中ニ、甲斐孫四入道ト有、是香宗我部員通入道性海也、蠹簡集、又延德年中香宗我部出羽守源親秀書、西寺ニ有トカシ、又香宗寶鏡寺境內ニ墓有、其銘六孫王經基――ト有、旁無レ紛、淸和源氏ノ末流明白也、予良爲、今案ニ、元親ノ次男五郎次郎、讃州香川ノ家ヘ養子壻トナル、此香川家鎌倉權五郎景政ガ末也ト云、恐ハ此家ノ事ニシテ、傳聞ノ誤ナルベシ、

香宗我部家紋四ツ割ノ放レ菱是也、此紋昔ヨリ佗ニ不レ用、甲州武田家ニ限ル紋ナリ、故ニ稱ニ於天下一而武田菱ト云、サレドモ今田夫賤士適此紋ヲ付ルモノ有レ是、全ク不レ辨ノ者也、猥ニ佗姓ノ紋ヲ付ルコトナカレ、如今武鑑ヲ考ルニ、如レ此佗姓ニ不レ見レ所レ用、又今土居村立仙宮ノ紋、昔ヨリノ割菱有、又當國中山氏有、是香宗我部ノ氏族也、

安喜退治ノ事土佐軍記

安喜郡安喜修理大夫元親記、安喜城主山城守ト有、ト云ハ、五千貫ノ主也、七人ノ守護ノ內ナリ、此居城ヨリ豐岡ヘ道程五六里也、其比安喜ハ一條殿ト緣者ナレバ、五日路隔タル一條殿ヨリ加勢ヲ乞テ、豐岡ヘ取蒐ル、先ニ發スル者ハ則人ヲ制シ、後レテ擧スルモノハ人ニ制セラル、ト云文有、自レ此取蒐ルヨトテ、一條殿ヨリ加勢三千玉テ、手勢三千餘騎、合テ六千餘騎ニテ、永祿八年元親記、永祿三年ノ合戰ト有、八月中旬ニ、豐岡ヘ取蒐、坂中ヘ攻上ルヲ、元親ノ士、桑名、久武、中ノ內、江村、其外吉良、香宗我部、坂中ヘ下リ合、鎗ヲ合スル、火花ヲ散シテ防戰フ、安喜大軍ナレバ突立ラレ、城中ヘ取込テ、安喜切岸塀際ヘ詰寄テ、塀越ニ鎗ヲ合ス、元親公鐵炮キビシク打カクレバ、手負死人彌ガ上ニ重リ伏タリ、桑名、久武、江村、突テ出ト申セバ、時分早シト制シ玉フ、安喜家老、平野矢之介ト云剛者、安喜ヲ諫テ云、今日城ヘ乘セ玉ヘ、手負モ有べク候ヘドモ、味方進ナレバ、此競ヲ拔シテハ敗軍タルベシト申セバ、安喜聞テ、人ヲモ不レ殺長宗我部ヲ手虜ニセン、今一兩日ノ中ゾト仰ケレバ、平野淚ヲ流シテ、平ニ御乘アレト申セドモ、運ノ末トコソウタテケレ、一向進マレズ、又元親ハ自身突テ出べキト日ノ暮ヲ待所ニ、大運ニヤ、安喜裏崩シテ、右往左往ニ敗軍スル、元親城門ヲ開キ打テ出、鬨ヲ咄ト上テ突テカヽル、大軍ノ靡立タル曲ナレバ、反ス兵一

人モナク崩ル、、城下ニ香我美野香我美郡、今ノ野市村ナ香我美野ト云、豊岡ノ城下、香我美野ノコト不審、トテ、三里野邊有、豊岡城下三里ノ野邊不審、夜ニ入此野邊ヲ安喜退ヲ、附慕テ追討ニスル、元親團扇ヲ取、福富隼人後飛驒ト云、熊谷源介後伊豆ト云、二人ニ、是程ノ大崩ナレバ、荒切シテ通レ、小切ハ若者ニサセヨト宣ヘバ、福富廿人、熊谷十八人切ニケリ、此言葉後々土佐ニテ沙汰スル、首數九百餘取ト記シケル、以上安喜ヨリ豊岡ヘ攻來ルコト元親記ニ不記、此條不審、扨四五日有テ、元親公此競ヲ拔サズ、安喜居城ヘ取蒐ル、

元親記ニ云、安喜城主山城守ハ、一節可レ致二降參一者、親泰傳ニ申通ナルガ、其筈令二違却一之條、彼地可レ令二發向一トテ、永祿十三年秋打立、先和食ニテ勢揃、人數ヲ二手ニ分、安喜ノ後山ヘ回シ、元親卿ハ濱ノ手也、安喜ヨリ新城穴内兩城ヲ道口ノ押ニ持、斯カル處ニ、敵矢流山マデ取出合戰ス、則被二追立一右兩城ヘ北籠者モアリ、又安喜ヘ引取者モ有、此時二階孫左衞門十七歲ニテ、穴内ノ城外木戸口ニテ、有澤ト云者ト鎗ヲ合、有澤ヲ討取、若年ノ手柄トテ、感狀ヲ玉ハル、則時ニ新庄穴内ヲ切崩シテ、安喜ヘ押入、西濱ヨリ燒立、安喜ハ一合戰スベキト催シケレドモ、早矢流山ニテノ太刀風ニヲソレ、其上山ノ手ヨリハ、城ノ後ヘ回リ燒立、追手搦手稠敷攻ラレケレバ、城ヲ離レ一足モ出ルコト不レ成、敵ヒシ／＼ト取巻攻ル、如レ此二十四日シテ、終落城シテ、城主切腹ス、又七日過而黑岩ト云侍追腹切ト云、此競ヲ以、東灘奈半利ノ後山、北川成願寺、其ヨリ奥マデ悉降參ス、奈半利ノ城桑名丹後、安喜ノ城香宗我部親泰ヘ預ラレ歸陣也、

兩舍弟勢合テ三千餘騎ニテ押寄ル、安喜二千騎ニテ城ヨリ廿町出テ、矢流ト云所ニテ、敵ヲ防クニヨキ地トテ備ヲ立ル、是ヲ香宗我部八百餘騎ニテ突テカヽル、吉良千餘騎二陣ニ進ム、元親公旗本千餘騎、鬨ヲ上テ切テカヽル、安喜衆二手ニ分ル、平野矢之介北川千餘騎、安喜旗本千餘騎、白身鎗ヲ入、火花ヲ散テ攻戰フ、元親ノ先手、田中新右衞門、福富隼人、一ノ宮神主飛驒守、先ヲカケテ鎗ヲ合スル、安喜ノ內北村ト名乘テ、飛驒守ニ渡合、飛驒ハ長刀、北村ハ太刀ニテ切合、飛驒守左ノ手ヨリ鼻ヲカケテ筋違ニ切ラレナガラ、長刀ヲ取ノベ北村ヲ突倒首ヲ取、北村ト云剛兵一方ノ組頭討死スレバ、此手ノ人々騷立ツ、サレドモ

平野矢之介モリ返シ、切テカヽリ突立ル、田中、福富蹈留テ鎗ヲ合、鎗二本ニテ平野ヲ突殺ス、是ヲ見テ安喜衆敗軍シテ、城マデ一里ノ内、三百餘騎討死ス、是ヲ矢流崩ト云、安喜城ヘ引取ル、元親公晝夜三十日攻戰、一條殿ヨリ加勢モナク、兵粮モ盡ケレバ、或夜安喜百騎計リニテ阿波ヘ退キ給フ、（元親記、城主切腹ト有、）夜明テ城ヘ乘入見レバ、兵一人モナシ、自レ是此郡手ニ入テ城持、北川、室津、横山、和食、奈半利、有井、北村、人質出シテ降參、此城ヘ香宗我部入城シテ、香宗我部本領ハ子息ヘ渡ス、今度合戰、高名ノ感狀玉ハル衆多シ、

蓮池ノ城乘取事 元親記 津野城攻ノ所ニ出ス

佐竹陣ノコト 右同斷

久禮城主佐竹信濃守領ヘ落出立事 右同斷 附信濃降參并狂歌ノ事

一宮建立ノ事 右同斷

相撲ノ事 同斷

羽根ニテ鎗ノ事 附 崎濱入ノ事 同斷

野根落城事 土佐軍記

安喜郡野根ト云在所、先年ヨリ給人ヲ野根七郎ト云、土佐國ノ中ナレドモ、野根山トテ、十里ノ大山ヲ隔テ、阿波ノ海部宍食ヘツヾイタル所ナリ、此野根難所ヲ賴ミ、又阿波ヘ近キニヨリ、元親ヘ降參セザルニヨリテ、元親ヨリ付城ヲコシラヘ、香宗我部ヘ城番ヲ被二申付一、是ハ多勢押込ベキ様ナケレバ、人數六七百遣シテ、年々取合退屈セバ降參スベシ、サモアラバ許シ玉ハントノ事也、三四年過テ、敵モ心安ク思ヒテ、野根ノ町七月十二日ヨリ躍ヲ始テ、男女ノ聲ニテ毎夜躍ル音聞ユ、附城ノ番ノ内、西ノ内喜兵衛ト云若者、傍輩ニ申様、本城ノ内番衆大勢町ヘ出テ躍音聞エタリ、此躍衆ニ紛テ城内ヘ忍ビ入、様子ヲ見ルベシ、皆々ハ躍見ズトモ寢ント云、喜兵衛又申ハ、城内様子ニヨリテ火ヲツケベシ、火ノ手上ラバ乘入レト云、傍輩ヨモユカジト思テ笑居タリ、喜兵衛一人躍所ヘ行テ見レバ、城番衆ト見ヘテ、長キ刀ニ包面シテ躍ナリ、サテ喜兵衛城内ヘ忍入テミレバ、門モ明テ城ハ順番持ナル故、女以下マデ一人モ居ズ、留守番四人、門櫓東ノ戶ヲ明テ敷居ヲ枕トシテ、月ノ夜ニ這伏タリ、喜兵衛立寄テ、四人トモ起シモ立ズ切殺ス、サテ城ニ火ヲ掛テ燒立ル、一人シテスルトハ敵モ思ヨラズ山ノ手ヨリ香宗我部衆大勢忍入テ、乘取タルト心得テ、野根七郎ヲ

始、下々町人マデモ、阿波、海部、肉食ヘ逃散ル、香宗我部衆燒ルヲ見テ、俄ニ取合テ掛付、少々追討ニスル、喜兵衛志深ク、十八歳ニテ野根ノ城ヲ乘取ル、是併元親武勇盛ナルユヘ、箇樣ノ名譽ノ侍出來タルト、諸人申アヘリ、

元親記ニ云、奈半利城主桑名丹後、以ニ調略ー野根山ヲ越、本ノ掛取ニ仕タリ、七月ノ事ナルニ、野根ノ城主ハ、其夜麓ニテ、踊ヲ躍ラセテ見物シテ居タル留守ヘ、西内喜兵衛一番ニ忍ビ入處ニ、門番唯一人老人ノ聲ニテ打嘯テ居ル、爰アケヨト呼所ニ、主ノ歸リタルトテ、門ヲ開テ入タリ、其男ヲバ案内問ンタメ生捕テ置扱、西ノ内喜兵衛ハ、留守居ノ侍三人討取、則鐵炮三十計續ケ放シテ、時ヲ咄ト上ル、其聲ヲ城主ハ麓中ニテ聞、甲浦サシテ逃退ク、則翌日甲浦ヘ押寄ル處、甲浦ノ者モ皆聞落ニ仕タリ、扨甲浦ノ城ヲ普請シテ、丹後將監城ヲ預ル、阿州ヘ逃タル町人ドモ皆歸住ス、此度ニテ一國無ニ殘所ー相濟也、

夢合ノ事元親記

津野城攻ノ事土佐軍記

高岡郡津野大膳太夫（姓ハ藤原氏、天兒屋根之苗裔、大織官鎌足ノ子、仲平之末葉也、高岡西郡牛山郷姫ノ野ト云所ニ居城有、）者、五千貫ノ主也、元親公五千餘騎ニテ取蒐攻玉フ、此由聞テ一條殿ヘ加勢ヲ乞ケレバ、一條殿家老ヲ召テ評定セラル、土居ガ云、元親弓箭日ノ出ニテ、土佐七郡之内旣ニ五郡之取タリ、津野家果タラバ、當家之御大事不レ可レ過レ之、急ギ御加勢アレ、評定ニ不レ及ト申ケレバ、孰茂一同シテ三千餘騎加勢有、扨二淀川トテ大河有、船渡ノ所也、此河端ニ、蓮池トテ古城アリ、此城ニ一條殿ノ加勢ヲ入置玉フ、是ヨリ津野居城ヘ十八町也、（津野居城ハ、當郡ノ西部ニテ、牛山村ニ有、蓮池ヨリ七八里之所也、不審、）此加勢年替リニ詰ル、替ル時、元親衆ト道ニテ數度セリ合有、サレドモ押ヘキカスルコトナク、三四年大河ヲ堺ニ攻戰フ、元親公ノ方ヨリ付城ヲシテ人數ヲ入置給フ、是モ年替リニ詰ル、一條殿御居城ヨリ三日路ノ所ナリ、當年ノ番衆ノ内、土居孫太郎（後肥前ト云、）十九歳ノ時、此城下ニ妙連寺ト云寺アリ、此住持ヘ參テ常々物語スル、或時孫太郎本卦ヲアツラヘル、其僧申ヲ聞バ、大河ヲ渡リ行所ニ利有ト讀タリ、孫太郎心中ニ、此河土佐第一ノ大河也、本卦ニ任セテ謀叛ヲ企、元親ヘ忠節シテ、立身スベキト思案シテ、川原ニテ鶺鴒ト云鳥ヲ射取ントテ、此河ノ上下ヲ步ミ、川越ニ元親公ノ方ヘ箭文ヲ

射ル、傍輩此志有コトヲ知ズ、――――――土佐軍記此段ヲ用ル、下略、

蓮池之城爲レ取事元親記

此城ハ幡多――――――可レ記レ之、

一條殿落去ノ事土佐軍記

幡多郡一條殿、年比土佐國侍ヲ幕下ニ屬シ、此一條殿御前ニテ、諸士元服セラル、先祖房家公ヨリ四代、春秋七十餘年、國司ニ備給テ、當年天正元年、今按ニ王代一覽曰、文明二寅年、房家土佐國ニ下ルト有、天正元酉ノ年マデ一百四年ニ成、七十四年トスル不審、下略、淸書ニ用、

幡多落去之事元親記

一條殿ハ――――

元親言行土佐軍記

一元親男子五人、女子五人、

一嫡男彌三郎信親、豐後大方郡戸次川ニテ、嶋津ト合戰シテ、天正十四年十二月十二日討死、女子一人、舍弟盛親ノ內室也、

一次男香川五郎次郎、讃州香川氏之養子、後病死、此香川家ハ、鎌倉景政ガ末ト云、

一三男津野孫次郎親忠、慶長五、關ケ原亂後、舍弟爲ニ盛親ニ被レ殺、

一四男右衞門太郎後式部大輔、又土佐守、盛親、大坂落城ノ後生捕ト成、於ニ京都ニ被レ殺、

右四人ノ母、齋藤內藏佐妹也、

一五男右近大夫加藤肥後守元親ト知音故、肥後ニ在、盛親之弟タルノ條、盛親滅後於ニ伏見ニ切腹、

此母ハ小少將ト云、

一女子內政公ノ簾中也、男子一人有、內政土佐ヲ被ニ追出ニテ後、若君ヲバ久禮田定祐ニ預テ守護ス、秦氏沒落後、京ノ一條殿ヲ賴テ御座有トゾ、

一女子二吉良左京進親實ノ內室、親實切腹後病死、

一女子三佐竹藏人內室也、男子二人アリ、

一女子四吉松十右衞門內室也、男子一人有、

右四人之母、齋藤內藏之介妹ナリ、

一女子五小宰相殿、是ハ右近太夫ト同母也、元親存生ノ內幼少也、

織田信長公江使之事土佐軍記

――――可レ用、元親記卅七

家康公江入魂ノ事同書

宇喜多直家江入魂ノ事同書

――――

吉良左京進親貞病死ノ事同書

嶋彌九郎親房合戰討死事 同書
元親公部廻ノ事 同書
右上巻 夢合ノ事二十丁 阿波入最初ノ事并————二十一丁
自レ是中
阿州海部落去事 土佐軍記
牟岐城落去事 右同書
元親記ニ云、牟岐城主新階道前ハ、親泰才
覺ヲ以、人質出シテ降參、一ノ宮蠻山ノ城
モ、道前降參ヲ聞テ、是モ人質出シテ降參、
其後道前一ノ宮ノ城主ハ、心替リシテ腹
ヲ切ラセ、牟岐ノ城、親泰一ノ宮江村孫右
衞門、蠻山小村石齋ニ預ケラル、
此間モ元親記ニ
當國波川謀叛ノ事三十五丁　阿州大西器用降
參事廿四丁　大津ノ一條殿ニ趣事 三十六丁
同器用心かわりの事　嘉例文句ノ事廿六丁
大西陣ノ事廿五丁
※
東條并城々一味ノ事土佐軍記
————

元親記ニ曰、桑野土佐軍記、木津、城主東條關兵衞
降參故、元親公ヨリ桑野ノ城ヘ、中ノ内兵
庫ヲ大將ニテ、加番指コメラル、牟岐城主
新階道前、此城ヘ加番ノ有コトヲ不レ知シ
テ押寄ル所、加番ノ士、中ノ内兵庫、岡上彥
之丞、森田兵左衞門、宇賀孫右衞門、一番鎗
ヲ入、道善敗軍、
右道善、旣ニ前條牟岐落去ノ事ニ出ルニ付略ス、可考、
重淸岩倉城落去ノ事土佐
元親記曰、右翌年ニ大西ノ下郡ヘ被ニ打
出、三好モ重淸マデ打出、川越ニ合戰、大
西上野、久武内藏、先陣シテ川ヲ渡シ戰ト
イヘドモ、猛勢ニ被ニ切立、重淸ノ城ヘモ
不レ入、下郡サシテ敗軍ス、スグニ重淸ノ
城モ責崩シ、此競ニ岩倉表ヘ攻カヽル處、
岩倉城主式部少輔 土佐軍記、岩倉兵衞作、 實子ヲ人質
ニ出シ降參ス、此度ニテ上二郡手ニ入ト
有、
三好衆放火軍評定ノ事土佐
中富川合戰之事

北伊與二郡之侍共降參ノ事元親記廿六

嘉例文句ノ事土佐軍記二

久武內藏介討死ノ事付――事元親記廿七丁

土 讃岐出陣事

土 藤目城主青野事

元親記曰、藤目城主齋藤下總守ハ、土佐軍記、青野重行作、上野守依レ爲ニ緣者ニ、上野以ニ肝煎ニ致ニ降參ニ則孫ヲ人質ニ出ス、是讃州ニテ一番ニ手ニ入所ナリ、然ルニ三好阿讃兩國ヲ催シテ、此藤目ノ城ヘ可ニ取掛ニノ由注進アルニ付、則爲ニ加番ニ桑名太郎右衞門ヲ差向、追々後卷ノ手立有レ之、人數五百被ニ差遣ニ所ニ、ハヤ落城シテ、皆大西ヘシリゾケリ、

同記、藤目ノ城取返ス事、三好藤目ノ城ヲ攻ノ時、後詰ノ人數遲滯故、早速ニ取返事、外聞遺恨ノ次第トテ、同年ノ三月打立テ、城下ヘ取詰メ、曳々聲ヲ出シ責登リ、終ニ責落ス、元親公此度打死ノ侍共弔ノタメニトテ、大西ヨリ貴僧ヲ被レ召、米澤山ニ遣シ供養セラレ、サテ此城ヘハ、以前ノ下總ヲ被レ入テ歸陣タリ、

元 阿州岩倉合戰ノ事元親記二十九

土三十二 香川和睦ノ事――此香川家ハ平姓ニテ、鎌倉權五郎景政ガ末葉ト云、

元親記、香川殿降參幷緣邊取組ノ事ニ曰、―

元親公息達其外家中侍之子共、元親記卅二

土 財田退治幷降參ノ衆ノ事

元親記、讃州羽床陣ノ事ニ曰、――、

土 伊豫働事

元親記曰、北伊與二郡ノ侍降參ノ事ニ云、

豫州北川陣ノ事

卅丁 元親記、當國波川陣取ノ事ニ曰、

同書、豫州北川陣事ニ云、

元親記、大津城ニ御座有シ一條殿ニ趣ノ事

卅七丁

河野合戰ノ事

久武伊豫出陣討死

元親記卅七丁

元親記三十九丁 阿州三好合戰ノ事三十九丁

同 阿州岩倉城攻事四十三丁

自ㇾ是下目錄

寶鏡寺建立勸化牒

夫本州香我美郡香宗土居村龍珠山寶鏡禪寺開基乃由緒を原るに、世々香宗鄕の領主は、淸和源氏甲州武田の氏族香宗我部なりしが、出羽守親秀に至り、家運衰へければ、戰國の倣にて、時勢を謀り、長宗我部秦國親乃三男にして、元親の舍弟たりし親泰を養子として、家を讓り、其身は中山田に隱居し、後年嫡乃親吉に中山田の家を與へ、親吉は左衞門佐と稱せし也、扨親泰主は、左近太夫と稱し、秦元親四國を掌握にし、武威盛なりし頃は、安喜の土居に住し、安藝守と稱す、其知行の地、東北は槇山、西北は本山、南は海濱を限り、其餘、吾川安喜兩郡の內、都合萬貫餘也、(萬貫と云ふ田地にして、三萬三千三百三拾石餘、)終に文祿二年癸巳十二月に卒去せられ、今玆乙巳に至て百九十三年に成る、親泰主の嫡男親氏主は、彌七郎と稱し、文祿元年壬辰、秦元親に從ひ、朝鮮に在陣、同年十一月、彼國にて病卒せられ、香宗に新寺を建立し、月溪山芳心院と號し、(親氏主乃法名、月溪芳心と稱す、)菩提を弔はれけるが、已後、江之口に移る、尤卒去の頃より、靈牌を寶鏡寺にも安置せられ、今猶親泰主と同じ祭奠す、親泰主卒去の前年ゆへ、百九十四年に成れり、親泰主の二男親和は、右衞門八と稱し、幼稚にして親泰主の家督を相續せられけるが、慶長五年の冬、秦盛親本國を退られし時、親和を十歲にて他國に退られ、成長乃後、肥前の國唐津乃城主寺澤侯に仕へ、(五百石を領す、)寺澤乃家滅びて後、堀田侯に仕へ、(貳千石餘を領す、)香宗我部左近貞親と革め、萬治三年庚子、總州佐倉の城下に於て、七十歲にて病卒せらるゝとかや、開基大檀那乃家全盛の時は、寶鏡寺も若干寺領有り、一方の伽藍にて、和尙の位階に昇りし僧住職せし法地なりしが、奈何せん世に隨ひて衰微せり、慶長六年乃春、一豐公、御入國の砌、寶鏡寺の由緒を聞召せられ、寺領山林等寄附せしめ給ふ、夫より程經て、再建の寺も、亦殆百年に垂として、大破に及びぬ、拙僧も去年辰の秋入院せしかども、作の形勢を見ては、時乃職分に當て、暫くも安堵を爲さず、故に默止がたくて、建營を存立けるが、素より自力に叶ふべき事ならねば、檀中檀緣乃衆は勿論、同鄕同村に住居の人々を遍く勸進せんと欲す、時節柄一統乃不如意は顯然たりといへども、御精力を出されて、信施し給ふならば、速に成就に至ら

ん、而ふして、新建の精舍に於て、常々祈禱をも勤修し、且又開基兩主二百回乃遠忌、近年の中に當り給ふなれば、此法會をも執行せん、左有らば、舊領主の尊靈を感應ましく〱、諸佛菩薩、諸天善神も、増守護し給ひて、大小乃施主、家運長久、如意安全ならん、惣而世俗よりの財施、佛道よりの法施、此二ッハ等じて、互に其功德乃深き事、佛經に詳なれども、玆には略して載せず、只當寺由緒の大率と、今般志願の趣意を記す而已、敬白、

寶鏡寺現住侶泰圓（朱印文篆字 泰圓）

天明五乙巳年二月吉祥日

寶鏡寺追遠記

維時天保壬寅冬某月某日、於香宗鄉土居村寶鏡寺、弔香宗我部瑞松公二百五十年之遠忌、而以其嫡淨德公附祭焉、按系譜、其先出於甲斐武田氏、始祖諱時秋養子中原秋家、而仕鎌倉、以土佐國香我美郡宗我部深淵二邑爲采地、世々相承、至出羽守君諱親秀、而嗣子幼孩、養長宗我部雪蹊公弟諱親泰爲嗣、以長女配之、卽瑞松公也、而自退居于中山田、因氏焉、其幼子諱泰吉、稱左衞門佐、繼中山田氏、方雪蹊公武威日張、幷吞四州（將并吞四州其勢元原敵）、其勢將元原、瑞松公頗有勇功、故徙安喜土居、稱安喜守、所領倍蓰舊時、其嫡彌七郎君諱親氏、文祿元年壬辰、屬雪蹊公如朝鮮、遂歿于彼國、此爲淨德公、以其死于外國也、瑞松公特悲哀之、建寺於香宗鄉、號月溪山芳心院以祭焉、今移在瑞應寺傍也、其翌年癸巳、瑞松公亦病卒于家、於是次男右衞門君諱親和繼家、慶長中、長宗我部氏、有故國除、因是右衞門君亦攜家寶與親臣某々、往他邦、遊筑紫、事寺澤侯、秩五百石、寬永中、天草賊起、寺澤侯遂故滅亡、後亦往東國

流寓時、堀田侯以二賓客一待レ之、餽以二千有餘石一、乃委贄至レ今、屬籍不レ絕、且親臣五人受二別俸一、各成レ家云、然而中山田氏之後、分爲二數家一、慶長年中、我大通公受二封於土佐一之後、以二名家子孫一所二收用一、或加二士籍一、或成二鄉士莊官一、其家仍以二中山一爲レ氏焉、其臣隷起レ家在二城市一者不レ少、而事二農商一家二舊里一者、亦有二數十家一焉、是以寺主貫公、欲レ盛二追遠之儀一也、與二其遠裔及臣隷之家一相謀、且告二之佐倉藩香宗我部氏一、卜二月日一行二祀典一、增二益先規一、以隆二盛其儀節一、可レ謂レ盡二臣子之忠孝一矣、其後嘉永壬子冬、寺主貫公、飄然負レ笈東海、至二下總國佐倉藩一、面謁二香宗我部隼人君一、而得レ閱二其家所レ藏將家顯官之文書一焉、上自二源二位下文一、下至二神祖致書及井伊本多兩侯書一、總計六十封今現在焉、堀田侯甚愛レ之、恐二回祿災一也、藏二之傑閣一、別寫二其文字一副本、以置二公家及私家一、若有二佳賓一、請二其眞蹟一、則出レ自二閣上一示レ之耳、貫公淹留之間、談及下往歲追遠之儀各相謀隆二盛之一之事上、隼人君不レ堪二感喜一、曰、卽今對二寺主一儼然如レ見二祖先在一二其位一矣、及二其辭去一、頒二賜家寶二一、曰、欲三永傳二其寺一也、其一以二蜀紅錦一韜レ之三箇盃也、此則雪蹊公全盛之時、當朝天子所レ賜、而鳩酸（カタバミ）艸現二出於其中一、以爲二瑞祥一、故今畫二其花於二盃中一者也、及卷物一軸也、寺主大喜齎歸以永爲二寺寶一焉、於戲、名閥之家、自レ天祐レ之如レ此、雖三假令去二其國一、然祖廟乃有二寺主及子孫臣隷猶存一、而保二護之一、不レ廢二其祭祀一、以報二其本一也深矣、豈可レ不レ謂二忠臣孝子一乎哉、曾子曰、愼レ終追レ遠、民德歸レ厚矣、其此之謂乎、

竹村修謹撰

五之

本山防藩、鳴瀧月光山闢雲禪寺輪住、距レ今二十一年、天保甲午、卅七世故大休叟、職務旣允焉、爾來復訂、來々歲丙辰、辱拜請牘、併以二遺例之嚴一、不レ可下以二不敏一辭上也、若夫日時　佛供常恒、僧齋爭得二一鉢所一レ乞能給レ之乎、因淑二舊典一、募二配未之福緣一、而敢權任二挂錫一、僅免二譴責一而已、亦知連年屬歲險且夷防二洽費一、乃檀越施財豈餘二錙銖一乎、然則喩誘勸頗煩二佗力一、又可レ想也、剛舉甲午、再度金數分二署之一爾、伏惟　鳴瀧滋潤、萬松本枝益茂、（本藩楠目、萬松山豫兵寺者、我寺統所レ繫、）洞上□風下掃二兇邪一、倏忽令二秋告一レ豐、黎庶唱二昇平一、卽酬二思效績一、莶蒭所二宜分一（去聲）、請納察、

瑞應現住元明和尚

雪心花押

寶鏡寺大鐘銘

奉ニ寄附ー洪鐘一口、仰冀

當山大開基前太守甲斐左京亮　從五位下金波海公大
禪定門、及其累代諸尊靈、乃至先亡久遠、山川地主曠
野諸鬼神等、乘ニ此音聞ー永證ニ得無上菩提ー、

玆歲癸丑冬、當山主藏峯和尚興行結制大會、余忝レ錄ニ
刹命ー來而宜ニ宗門之規掟ー、暨點ニ撿安居僧員ー、因ニ和
尙請ー、余云、鑄ニ洪鐘ー既就、盍レ爲ニ之銘ー、明也與ニ和
尙ー夙爲ニ莫逆交ー、劣亦不レ獲ニ以辭ー、乃爲レ銘、

曰源氏開闢　于府城東　寶鏡不昧　龍珠玲瓏
華鯨新就　化緣在隆　送昏吼月　迎曉喚風
下徹黃土　上響蒼穹　一聞脫苦　百結共融
大願施主　功德無窮　善哉重器　永鎭梵宮

瑞應現住元明謹撰

維時嘉永六年歲次癸丑冬十月吉祥日、
本藩香我美郡岸本村住　功德施主畠中林右衛門藤
原義就、同郡土居村龍珠山寶鏡禪寺七世住持、
大勸諭主比丘默三藏峯、鑄工何州何郡何之住何、

五百年大忌化簿

日本洞上創業垂統本寺開山承陽祖師五百年忌募緣
啓幷引

惟夫四恩之洪也、誰與●意ニ于報謝ー哉、（不脱歟）其中法恩爲レ
最、是以
承陽祖師云、祖恩逾ニ父母ー、蓋世出世間之所三以有ニ
優劣ー也、謹考却後九年壬申之曆、乃丁ニ本寺開山承
陽祖師半千年之大忌ー也、恭欲下設ニ齋會ー以酬中祖恩
之萬一上焉、由レ此特馳ニ緇介ー、而牽ニ淨財於分派之
諸山ー者、固攀例也、所レ冀各々亮四照枝派之所レ出レ自
レ之與三靈源之所ニ潤澤ー、而不レ違ニ先例ー則幸甚矣、謹
具ニ短啓ー奉告者如レ左、

右伏以

空レ手還レ鄕、　七十州寶山湧現、　渾身陷レ地、
五百年眞風勃興、　萬象大曼陀羅、　縱橫文彩一
時王三塵野、　今古要機、　面目現成、　朝々日
東出、　身心脫落、　夜々月西沈、　格外商量只
自知、　環中消息又誰肯、　宜三指蹈飜ニ窠窟ー英
傑ー　仰稱扶ニ起叢林兒孫ー、

恭　惟

日本國中遠孫諸大和尚、　各坐ニ肉山ー、　共浴ニ福

海、　曾握竹篦任版首、　凜々震法威、　尋
戴綸綍踞堂頭、　巍々聳德勢、　檀信歸嚮瑞
雲湧龍鉢、
參學敲唱淸風起烏藤、
布穀當軒　者裡絕音韻、　銀椀盛雪何處惹塵
埃、　佛天靈鳳展翼翔、　祖域德驥弄蹄驟、
可謂盛矣、　豈不恢哉、
　如月也法門庸流禪席脫進　從來三學俱闕、　仰惟龍天
卽今二嚴亦踈、俯愧遠近、
叨誤公牒、應此時節、
敕董祖席、感彼因緣、
老肩雖癯、　更兩那邊抛檐子、
寸心惟痛、　茲憑諸位馳俵儭、
納衆流成巨浸也、江河淮漢胡分、
積寸土得層嶽、則夷戎蠻狄悉撥、
　只　冀
百味禪晩食　忌中恭營大會齋、
五分法身香、　眞前謹拈小片木、
臨降莫堪書、愼之至、謹啓、
　惟　時

寛保第四歲舍甲子正月穀旦、
北陸道越前國吉祥山永平禪寺第四十一世住持
敕特賜大智慧光禪師江寂叟圓月謹啓
土佐國香我美郡香宗土居村龍珠山寶鏡禪寺者、香宗
我部家所創建也、稽家譜、淸和源氏之一流、從五位
下駿河守武田信義長男、一條次郎志賴、壽永二年六月
六日、於鎌倉所誅、有孤子、被官大中臣秋家、竊撫
爲己子、建久四年賜當所香宗深淵兩鄉、始號香宗
我部氏、歷十有餘世、至出羽守親秀、無嗣嫡、養長
宗我部宮內少輔元親弟安藝守親泰、配其長女、於是
親秀甥泰吉分食□中山田村、因稱中山田左衞門佐、
子孫省田字、遂爲中山氏、當寺有鳧鐘二口、一則出
羽守親秀、大永元年所寄、一則泰吉五代中山專右衞
門氏久、同氏五郎右衞門氏益、中山玄益、享保三年所
附也、雖追末蠡、頃屬豐鑄、音響不諧、讚偈懶怠、
今茲文政癸未、中山氏秀追懷大久之遺功、乃與同族
中山田長、抛財改造法器、正備其所願、永在薦祖
先之冥福、禱將來之榮幸云、
　銘　曰

曉擊昏扣、一百八聲、緬振地府、
徧度迷城、聞々解脫、夢々須驚、
願使含識、等覺不生、
文政六年癸未冬十二月如意寶珠日現住眞石叟誌

施主 中山泰左衛門源氏秀
中山新藏源氏長

鑄工 豫州宇和島
國友佐十郎藤原正富

香宗我部氏記錄終

菅谷傳記

常陸國小田の城主は、讃岐守源政治と申て、累代の弓執にて、武威關東に盛なり、幕下には、信太範宗、菅谷勝貞、其外所〳〵の城主相隨、武備嚴重也、同國太田の城主佐竹義重は、坂東一の名家にて、猛勇日〳〵に秀たり、此時四海大に亂て、國土一日も穩ならず、兩虎二龍は必爭の習にて、佐竹は小田を合せんと志、小田は太田を奪んと謀る、されども互に會盟を守て、近境をも犯さず、禮讓を以て年月を經る、爰に古河の屋形より援兵を乞るゝに依て、政治止事を得ず出張し、援兵を出し、佐竹とも合戰におよぶ事數度也、然るに永正十三壬子年、菅谷攝津守勝貞を援兵として指出す、勝貞士卒を勵、粉骨を盡し相戰故、大利を得條、公方高基より感狀を賜、同十六己卯年八月、上總國推津合戰の節も、勝貞大將として出張、大軍に討勝、感狀賜、其後も古河公方より數度感狀を賜はり、土浦の城に歸けり、

信太範宗木田餘へ引籠事

爰に信太伊勢守範宗は、家子掛馬治部左衛門岩田彦六兩人を招き申されけるは、當氏治國下を保べき將に非ず、某度〳〵諫を入と雖承引なく、古河公方へ味方し給ふ事愚將なれ、小田の家運傾時至りぬると覺たり、我等も代〳〵是まゝ鬱憤無に非ず、此節本懷を達せずんば、何の時をか期せんと有ければ、岩田掛馬此儀可然時節を伺、能に計給へと申ける、さらばとて居城木田餘へ引入ける、氏治は御暇も申さず、範宗我儘に引退條不屆也、早〳〵木田餘をふみ潰さんと給ひける、諸臣委細承、こは大切の事社出來たれと、かたずを呑で扣けり、攝津進出て申樣、範宗いまだ逆心の實否も志れず候、卒に討捕も此節他國の聞へも如何成、暫く御見合も候へかしと申ければ、氏治も此儀に同じ、木田餘の城をば夫なり切りに棄置せ給ふ也、

信太範宗討捕事

天文二十二年、氏治も所〳〵へ御出張有に依て、範宗へも出仕の催促度〳〵申遣といへども、病氣と稱不參也、其上漸もすれば我意を震ふ、愈隱謀相違なし、出討亡さんと、近臣を集評議有る、何れも口を揃へ、信太

は大身と申、大勇の者也、殊に菅谷左衛門太夫も正しく信太の氏族也、政貞所存も計難し、菅谷を召御評議有べし、左衛門範宗劣ぬ者成ば、別心無に於ては、信太討事いと安るべしと申上、氏治是に同じ、政貞を召、竊に仰けるは、範宗が我等をないがしろにし、不參の條甚し、是當家を傾、自立を心掛成べし、御邊も範宗が近き類族也、御邊と範宗と同意せば、我如何ともすべきやうなし、心よく腹切んと有ければ、政貞大に驚、御疑は御尤奉ㇾ存候、我〳〵御代〳〵御幕下に屬し、一度も不忠を不ㇾ存、弓矢八幡も上覽有、政貞に於ては、先祖の忠心忘却せじと、齒がみをなして申ける、氏治御歡有て、其後軍評定折〳〵也、勇猛の範宗、近年は我意におごり、武具兵粮等飽まで詰置事成ば、一だんには乘捕難しと、評議一決せざりけり、政貞竊に氏治へ申上けるは、範宗も期たる事中々力責には叶まじ、日數をも經るほどならば、其内如何成變も計難し、他人の手に掛より、政貞謀を以討申さん、御免有べきやと伺ば、氏治聞召、兎もかくも御賴有よし仰ける、政貞謀の次第を委く申上、中根主膳知矩を招、閑談數刻に及歸ける、其後菅谷政貞中根知矩打つれて、遊獵を催しけるが、醉狂の餘りに、小田殿巡見に出られけるも憚らず、過分のぶ禮を働ける、氏治以の外立腹あり、諸臣を集評議有、先菅谷中根を追込ける、是より政貞は土浦へ引入、愈我意をぞ振廻ける、知矩も手野の郷に引籠り、傾城等を集め、傍若無人の働也、此事隱有ざれば、範宗が郎等掛馬治部左衛門信太にかくと語、範宗大に歎、書簡を以政貞へ無音を問ける中に、我〳〵先祖より忠有て私無、然に近年漸もすれば非義多く小田殿家法を亂さるゝ條、心外の事ども也、貴殿少々誤有とも宥免の沙汰社有べきに、讒臣有て舊臣を潰さんと計、能〳〵思慮有べしと慇懃に被ㇾ書たり、政貞仕濟したりと朦鬱を細〳〵と認、使を饗應し婦されける、範宗此返書を掛馬等に見せ、政貞やしんを含、是時至りぬ、彼小田殿の手を離れば、刀に血を付ず氏治を追出さんと歎ける社運の究達也、其後は一族の中と云心置なく、掛馬等をも差越れ密談有時に、天文二十三寅年八月、忍て出會せんと約して、日限をぞ極めける、政貞父子兼て期たる事成ば、萬事支度して中根知矩が方へ出會せんと、八月十五日土浦木田餘よりと打立けり、然所に範宗の室申さ

れけるは、今日の御出會は御延引候へかし、某打續き夢見も惡敷候得ば、占はせ候に、殿の御身に付一大事有と承る、三日の內は御愼候へかしと申ける、範宗承り、女性心に常〳〵我等を大切におもはるゝ故、戰國の事成ば左樣申さるゝも尤也、古語に南人駝を夢見ず、北人象を夢に見ずと云り、南方に駝なし、北方に象なし、見聞ざる物は何ぞ寢ても氣にふれんや、夢は臟腑の弱也と云り、夢を見たりとて是を用て士たる者約を變ぜんや、御身も知るごとく、政貞父子はまさしく信太の一族にて候、今母方の氏菅谷を稱すと云とも、病難に付、筑波權現の告に依て也、範宗が片腕とおもふ政貞、他人は知らず何條心置べきと、郎等多く引ぐし、中根が方へ入來る、知矩立出、珍敷御來臨と饗應、政貞漸々手廻り少々引ぐし驛より乘來り、家來は不レ殘歸されける、扨對面し互に無音を問、其後三人額を合せ、隱謀の計略を談ける、範宗申樣、かく各と申合る上は、手に立者候はじ、諸士へ氏治の非儀を申觸、小田殿を追出さん事案の內成と評儀一決して、則酒宴に及ける、主膳罷出、今宵は折節最中の秋、御兩殿の御會戰身に餘り忝し、此手野の鄉の月の影色をも寛〳〵御覽も候得かしと、數獻の進め、城邊より呼寄置し遊女共を御酌に出しける、範宗政貞手を打て、是は手野の鄉には心得難き月影かなゝゝ給へば、主膳打笑、御不審は御尤也、某籠居の內鬱散の爲、去頃より呼寄候と申ば、何れも興に入、呑や唄へとさゞめきけり、中にも猿子と云る女やう顏美麗也、範宗飽まで色におぼれる男にて、猿子に打もたれ、政貞も今宵は是にて夜を明されよと、郎等共をば木田餘へ歸けり、死生命有りの天運とは云ながら、傾城傾國の迷の道社薄情なれ、政貞仕濟したりと、我身も共に遊君に打ふれて、しどろもどろの爲躰、中根も元來東國に指を折るゝ大力の、酒は飽まで呑けるゆへ、大盃を引請て深く興にぞ長じける、範宗も酒色に婬する男にて、おとらじ負じと差請引請傾て、本性も亂けり、夜も漸更れば、政貞は時分を伺討んとす、信太も流石に大膽者成ば、容易には討難しと、暫く時刻を移しける所に、範宗運の極にや、腰刀を猿子に持せ厠へ行けるを、政貞跡よりしたひ行、猿子にたわふれ居る所へ、範宗何心なく厠より出るを、左衞門拔打に切付る、返す刀にて水もたまらず首かき落、信太は最期に兩眼を見開、汝

政貞同性のよしみを忘、我をたばかる條きくわい也、七代立じと齒嚙をし擊れけるが、兩眼生るごとく白眼詰て死にけり、左衛門が目に後々もさへぎるやうとぞ語られけり、係て菅谷政貞中根知矩は、信田が首を氏治へ送り、直に木多まりの城へ責寄る、其勢都合九百餘騎、追手搦手へ同時に乘掛、鯨波を發し乘込けり、城兵範宗の死を告るを聞、周章する所へ、政貞追手より無二無三に乘入ば、防べき術を失ひ、奥方を引ぐし、右往左往に落行ける、菅谷入替り萬事堅固に取靜め、近邊の仕置等申付られければ、氏治感狀を以褒美有ける、則信田が首を土浦の城下禪宗神龍寺へ葬りて、華林院殿喜山宗歡と謚す、範宗嫡子紀八、同年八月二十七日自殺す、玉窓院殿宗連と謚す、同二十六日範宗妻憤意して自害す、松月院殿玉質壽輪と謚し、木田餘の城下寶積寺に葬けり、其後土浦にて樣々妖怪有と云ども、政貞猛勇の者成ば事共忘給はず、去ども棄置べきにも非ずとて、高野山清降心院より僧を招、一寺を建、求德山長樂寺と號し、範宗父子等を神になし、其妻に阿彌陀號を謚り、惡魔降伏眞言秘法の祈念懈らず、二六に丹情を盡しけり、

常州無垂合戰の事

光陰矢のごとく、弘治の間も度々のせり合にて、軍の止隙もなし、永祿元午年も、古河公方の援兵として、政貞出陣數度也、其人々には、菅谷彥次郎政賴、由良判官則綱、行方刑部少輔貞久、海上主馬五郎武經等也、佐竹義信も大軍を以、古河殿と對陣也、越後の輝虎も八千の逞兵にて出張し、萬卒苦戰しけり、永祿二年三月、佐竹方よりも、宇留の四郎義元を大將として、二千餘騎無垂に出張し、入替々々相戰、政貞つく〴〵思案し、此軍手延にせば、佐竹の大勢馳加はり、味方敗せん事必定也、佐竹に勢を付なば、氏治父子の爲大事也と、由良戸崎行方に謀を云合て陣を取せ、五百餘騎を三手に備へ、一夜討せんと扣へたり、折ふし風雨烈しくて、篠を突がごとくなり、菅谷父子願ふ所と、子の刻より打立、明る晝までの兵粮を士卒に持せ、ばいを含ませ、鎭りかへつて押寄る、佐竹勢も戰草臥、夜明けば太田の加勢も着すべし、荒手の働を見んと物語して、哀や菅谷頃日の戰に、大半士卒も手負つかれ、其上荒手はなし、味方付ば逃歸ん、追打にせんと寛々として居る所へ、菅谷が勢聲をも立ず柵引破り、

喚叫で突掛る、佐竹も聞ゆる勇將、白幣を振て人數を靜めんとする所へ、由良刑部左右より凱歌を作て後へ廻れば、敵色めくをどつと突掛け相戰、佐竹も一足も引じと踏留る、義元大音揚、爰を引て明日着く味方に何面目か有らん、命を棄よと下知をなす、此勢に力を得、柵より外へ追出す、政頼鐙を引提、きたなし者どもよ、大聲揚て下知するは大將と心得よ、押並て組め、葉武者に目なかけぞ、續け〳〵と眞驀に乘込たり、おくれはせじと云儘に、海上武經踏鐙を合、十文字に駈通る、武經政頼いづれも三十字を花の盛り武者今宵を限りと、縱横無碍に駈立る、政貞是を見て、古河の公方は加勢として出張し、此陣引て氏治へ何の言譯あらん、闇みを紛に近寄て撫切にせよ、必首を取べがらずと、下知に勇んでまたもり返し突懸る、義元の郎等共申けるは、菅谷父子を初味方に援兵加はると聞、死狂ひの働と社存候へ、少し御引退候へかしと諫ける、掛る所へ政頼武經馬を並べ、のかしはやらじと突たりけり、佐竹勢も駈立られ、むれ〳〵に成所へ、由良戸崎後陣をかけ拔け本陣へ打て掛る、依レ之義元勢惣敗軍に成にけり、行程二里追打しける、風雨も漸く靜り、日も東海に輝きける間、人數を集め、敵味方の手負死人を改る所に、大將佐竹宇留野四郎義元數箇所の痛手にて、亂軍の中に討れけり、則勝鯨波を揚、義元が首其外討取首三百餘級、古河の公方へまいらする、則古河殿より政貞へ書面を以、苦戰の勢を問れける、左衞門尉は氏治へ面談し、軍の赴申述、土浦へ社歸りける、

山王堂軍の事

去天文十二卯年、野州宇都宮の城主右馬權頭藤原俊綱は、先年多賀谷家重へ、小田家加勢の儀を深く遺恨に含、小田へ寄らるゝよし風聞に依て、小田家よりも出張して、宇都宮領茨木郡坂戸の城を責落し、人數を入置、度々合戰に及ぶ、小田方毎度勝利を得る、同十四巳年俊綱、小宅三右衞門を爲二大將一責動す、小田よりも菅谷左衞門尉、同隱岐守朝範、小神野、高嶋等も、援兵として遣す、城主信田紀次郎力を得て大に戰ふ、宇津宮勢惣敗軍に及けり、是より暫く俊綱も人數を出さず、時を待てぞ居たりける、爰に永祿二己年越後守輝虎八千餘騎の兵を卒、下野國へ出張し給、幕下に屬せざる城〳〵を、息をもつがせず責しかば、半日も

立ざるに、或は城を開、或は降參落城し平均に成しかば、直に總州常州さして押來る、佐竹、宇津宮、益子、眞壁、笠間、茂木、小宅、下田士、四月二十七日暮時、小田領山王堂につく、依レ之海老嶋の城兵甚騷動す、然と雖、平塚山城守を初として、海老嶋新左衞門、同七騎の者ども駈合相戰ふ、輝虎嚴しく下知しければ、小田勢駈立られて、しどろに成て見へにける、氏治も出馬有り、同二十八日辰の刻より、兩陣入亂れて戰ふ、越後勢備を亂、短兵急に追討、小田勢大亂敗軍す、氏治ものがれ難き所に、菅谷彥二郎政賴馬を返し、見くる味方の面々、此儘落行ば、小田の城をも即時に乘取らるべし、何國にて死るも天命也、心よく山王堂を墓所にせよと下知すれば、是に勵されて取て返し相戰ふ、政賴手勢與力を前後左右に進ませ、本陣を目がけ駈拔〳〵突掛る、其隙に氏治は漸く小田へ引取ける、其日も未の下刻成ければ、政賴と有所へ駈出味方を見れば、郎等與力も爰かしこにて討れ、殘る者どもわづか五騎に成けり、政賴を初數箇所の疵を蒙り、今は切拔て落事も叶難く、何卒輝虎に近寄引組て差違はんと、笠印もかなぐり捨、輝虎の旗本を心掛てしのび寄、旗本備より見あやしめ、血に染つて乘來るは敵とおもふぞ油斷すなと云程社有、時花雄の若者ども鑓を捻て立向ふ、政賴しそんじたりとおもひ、大音揚、是は小田殿の片腕と賴給ふ菅谷彥二郎政賴と申者也、きのふ今日の戰に數箇所の疵はかふむれども、いまだ氣力はおとろへず、大將に組んと志す、其退き給へと突て懸る、にくき敵の振舞かな、物ないはせず突取れと、追とり卷、鑓玉に社揚にけり、哀成かな、政賴生年三十二歲にて、四月二十八日、山王堂の土とぞ成にける、輝虎續て小田を圍責戰ふ、城兵も突て出、夜晝嚴敷爭ひけり、此城小田家數代の居城にて、武具兵粮詰置故、中〳〵急に責落すべしとは見へざる所に、土浦より菅谷左衞門尉も討て出る、越後勢兵粮もとしく成、長陣は難レ成、早々越後へ引入けり、

府中と小川の百姓鬬諍の事

係て輝虎越後へ引取給へば、佐竹義信宇津宮俊綱も歸城ある、此度眞壁が大軍に恐れ、小田をそむく條ふ屆成と、退治に及んとし給ふ所に、ふ慮の事出來て、また合戰に及ぶ、爰に小田領府中の百姓と佐竹領小川の百姓鬬諍におよぶ程に、石礫を以打合、互に疵を蒙

る、府中の百姓小田へ斯と訴る、氏治承り、佐竹とは會盟あるによりて、近境をも犯さず、禮讓を以年月を經る、然るに今度輝虎へ加勢有事謂なしと、氏治立腹の折成ば、評議にも及ばず、時の目代に下知して、小川の百姓十餘人打殺す、佐竹是を聞、家臣を集て此儀如何と評定有る、丹波守申樣、此儀穩便の沙汰成がたく、此方よりも騎馬を遣し、府中のやつ原一人も殘らず討しと申上候、義信此義に同じ、騎馬二十騎遣し、府中の者民何んの手もなく數十人打殺す、氏治よりもまた宗徒の士五十騎差遣し、小川の百姓悉く切殺す、因レ是兩家止事を得ず、互に人數を出、對陣に覃び、足輕を懸て佐竹勢おびき出し、または大田方より手立を替、互に力戰隙もなし、政貞も土浦の城より搦手へ討て出る、佐竹方よりも鹽井内膳正を大將として差向給ふ、兩陣互に鯨波の聲を揚て操合ける、信利荒手を入かへ〳〵、菅谷が小勢を中に取込討んとす、政貞魚鱗に進駈通る、信利も叓を破られじと采牌を振て下知し乘廻、互に子房孔明がはい肝を出たる駈引にて、進めば引、引けば追いり、離るべき勝負共見へざりけり、小勢の政貞戰勞れて、さつと引、大田勢勝に乘り、鯨波を發して追懸る、菅谷が勢は少高き所へ取揚、備を立直し、鑓をつ取、折敷て社待かけたり、信利是を見て、敵は軍を持たるぞと、采牌を振て味方を引揚、軍は是切成とて引入ば、左衞門尉も小勢成ば、重て戰ん事不レ叶、引取て氏治父子の陣所へ參、此軍急に勝負を決せん事難レ叶、扱を入て見候半と、以ニ使者一佐竹方へ被ニ申越一けるは、今度戰陣に覃候、全く目代どもの無念より事發れり、御同心に於ては互に目代を引替申さん、夫にて和談候へと申ければ、佐竹も一先引ばやとおもひ同心し、惣方陣を引にけり、

梶原北條眞壁謀叛の事

小田佐竹の確執止事を得ずして、義信も色〳〵秘計を巡しける、氏治の幕下眞壁入道道夢を竊に飾語て、氏治退治の內通を賴ける、道夢則一味して、小田を亡さんと謀をぞ催しけり、梶原美濃守は、道夢が聟成れば、彼が居城柿岡へ打越、政景に對面し、此事如何と內談す、政景に承り、親にて候三樂にも談じ申とて、軈て片野の城へ使を馳す、何事やらんと東けり、眞壁梶原對面し、彼隱謀を語、三樂打頷き、兩人も存知のごとく、某も時を見合て、本國武藏へ歸らんとおもひ

候、然に氏治斯頼べき將に非ず、此企社幸なれ、義信へ一味し申と答れば、政景申やう、此ぶんにて大事成難し、北條出雲守治高の小田殿へ遺恨ある人なれば、北條を飾語んと、急ぎ治高を招き寄、此事如何と內談す、北條子細におよばず、氏族の由緒を振捨て、一味同心の約をなす、是より評定取〳〵也、梶原進出申やう、我〳〵父子片野の城にて旗を揚る物成ば、氏治父子打て出る事必定也、其時各は小田の城を乘取べし、氏治取て歸し乘返さんとする成ば、我〳〵後より攻掛り、中に挾んで討取べしと申さるれば、皆此儀に同じ、評議數刻に及、各居城へ歸ける、片野の城主三樂齋、二男梶原美濃守與力の勢を招寄、軍の用意頻也、此事小田へ急を告る事櫛を引がごとし、氏治父子自身出馬せんと申されける、菅谷左衞門尉は、氏治父子を諫て、此合戰大事にて候、大田父子元來武州に有、數度の勇猛人の知所、如何智略をば仕出候はん、御出馬然べからず、討手を遣され候へかしと申上る、氏治父子承引なく、三樂父子浪〳〵の所、宇津宮が頼にて、壹萬石の扶助米を以召抱候處、此度逆心を發る條不屆也、自身行向太田を生捕、さかはつ附に懸んと、

兩將七百餘騎を引卒、中軍に備ふ、先陣は左衞門尉政貞三百餘騎、小田を打立手葉井山に陣を取る、三樂父子も一時に雌雄を決せんと、其勢五百餘騎にて押寄、兩陣凱歌を發しける、梶原が郎等鈴木半藏、三人張に十三束暫し堅めて兵と射る、其矢河合五郎が眉間にぐさと立、河合たまりもあへず馬より落る、是を軍の始として、政貞が勢入替〳〵責戰ふ、太田父子は兼て時を移し、眞壁北條等に小田の城を乘取せんと化粧軍して時を移しけり、兩陣共戰勞れ、互に陣を引退く、既に日も夕陽に傾ば、菅谷左衞門尉申けるは、先此軍小田へ歸され可レ然と申さるれば、氏治父子承引なし、政貞言葉を盡、定徒の人〳〵大略此陣に候、殘置れたる面〳〵は、中〳〵御用に立べき共覺へ候はず、不意の變も心元なし、御引取候へて、打手を向られ候へかしと、樣〳〵申上けれど、猛將守治聞給はず、我〳〵父子馬を出し、扶助し置三樂父子が首を落さずんば、末代迄の笑ぐさなりと怒り給ふ、政貞又諫て、太公望が三略の書に曰、柔も設處有、剛も施す處あり、弱きも用る所有り、強も加る處有り、此四ツの物を兼て、其宜を制せよと候へば、變に應じ圖をは

づさぬ社軍にて候、假勝軍仕候ても、手負打死味方多きは實の負にて候と、色〳〵諫れども、父子用給はず、守治是非に夜陣と仰ける、菅谷もあきれ果、小田家運の盡成とおもひ定て、然ば此御陣如何の事候とも必引せ給ふべからず、夜軍の手配仕らんと申棄立にける、其後敵味方また入亂戰ども、梶原はあしらい軍にて、おもふ儘に味方を欺く、由良戸崎も菅谷が陣に來り、梶原父子が軍の躰を考ふるに、謀を用ふると覺へたり、小田の事も心にくし、唯〳〵今宵御引取可然と申、菅谷承り、其儀にて候、御馬を出さるゝさへ、梶原しきに無念也、越後の謙信は梶原に氏をさづけてゑたしき中、先年浪〳〵の時、宇津宮殿御口入にて、當家へ父子召出さるゝ、其節も色〳〵申といへども、御用なく、壹萬石を給、其後段々御加恩有る、三樂父子道に背く條、きくわい也、此陣中〳〵御引取の事おもひもよらずと語るゝ、由良戸崎力を落し、世の諺にいふごとく、若鳶天狗に成ずといふも是等をや云覽めりと、齒がみをしてぞ居たりけり、かくて兩陣引退、夜廻り嚴敷かゞりを燒、明るを社は待にけり、

小田城責事

係て小田の末家北條出雲守治高、眞壁入道道夢、兩人逞兵をすぐつて五百餘騎、佐竹の加勢三百餘騎、未だ曉雲も明ざるに、小田の城へ取かけ、鯨波地震て責掛る、城中には防べき手立もなく、以の外に周章し、先搦手より御簾中を上の山へ落奉り、殘りし者ども手配し、戰んとする内に、敵城内へ乘入ば、裏崩して四角八方に逃散る、北條眞壁城へ入、木戸矢狹間の手配し、手葉井山の樣子を伺ける、氏治父子是を聞、齒がみをなし、先梶原をさし置、小田を乘返さんと、手葉井山より引歸す、政貞申けるは、是は如何成御事ぞや、御後より梶原追來るは必定也、前後に敵を請ては八十梟に勵むとも叶ふまじ、一先土浦へ御引入、所々の御幕下を召て、重て大軍を以討給へと申ける、氏治父子是に同じ、政貞に後殿をさせ、土浦藤澤等へ引入けり、

鳥出の臺戰の事

係て三樂父子も小田の城へ打越、眞壁北條對面、軍評定して、氏治父子へ遠所旅下馳付ぬ、先取掛べしと一決し、三樂と道夢は揃て城を守り、北條、梶原逞兵を撰で、五百餘騎藤澤の城押寄る、氏治是を聞、守治を

大將として、由良、戸崎、菅谷、其勢合て七百餘騎にて、鳥出の臺に陣張る、梶原是を聞、取あへず「敵の首取での臺と聞からに今日の軍に我は梶原」狂歌を詠で打笑ひ、梶原北條一手に成り、魚鱗掛に討て入、由良戸崎「鶴翼に陣を備へ、寄來る勢を圍まんと、命を義のために輕んじ、爰をせんどと戰ける、梶原北條少し引色に成て見にけり、後陣の政貞采牌を振て、息を續ず突掛る、政景治高安からずおもひ、大音揚て味かたを勵し、爰を引て何の面目か有ん、きたなし引なと叫き喚で突合ける、血は流て草を染、勝負はごかくに見へにける、後陣の菅谷、先手の横を打通り、一文字に打て掛る、先陣の由良戸崎、元來勇猛鋭氣の者なれば、後陣に先てを越されなと、眞先に馬を入、大太刀を眞甲に差かざし、堅横十文字に討て廻れば、さしもの政景治高叶はじと、棄鞭打て尾高の邊迄引退く、のがさじ物と則綱長俊軍を亂し追懸、政貞軍士を以先手を制し、勝負は明日決せんと、互に夜陣を張、人馬の足を休ける、敵も味方も諸共に手負死人ぞ夥し、爰に今朝の梶原が返歌と覺へ、高札をたてけり、「軍には梶原と祉おもひしにおくれ取出の臺と祉聞」掛る騷動の中にも、口ずさみして慰む者もふてき也、扨また眞壁勢の中に、鰕鹿嶋新左衞門尉といふ者有、如何したりけん味かたを離れ、歩立に成て引けるが、守治の勢に行合、隱れんとおもひ、傍成る麥畠にふして息を殺して居る所へ、守治の勢稻石與十郎と云者殿りを心掛引けるが、新左衞門を見附、能敵とおもひ打て懸る、鰕鹿嶋もせんかたなく、稻石と渡り合、火花を散し相戰、終に與十郎、新左衞門を切伏て首を取、とある所にさし置、流へおり立太刀を洗て居る内に、長澤清兵衞といふもの彼首を盜み、一鞭くれて走り行、稻石堀より揚り、惡きやつかなと牙齒をかめども甲斐ぞなき、よし／＼返報せんと追て行、清兵衞は鰕鹿嶋新左衞門尉が首を早々氏治の實見に入、感狀を給りける、稻石安からずおもひ、長澤が馬を盜せける、清兵衞何者の仕業成覽と思ふ所に、與十郎が中間盜みたるよし、依レ之以レ使馬盜人を渡さるべきよし云送る、與十郎承り、其方が他人の高名を盜みたるにより、己が心に引くらべ、左樣の事を申か、此稻石に向て下手されして、おもはぬ地獄の罪人と成り、釜煮に成なと散／＼に惡口して、空嘯て居たりける、使歸りて

有の儘に申せば、長澤以の外立腹し、きやつ安穩に置べきかと、稻石が方へ押寄る、與十郎心得たりと拔合せ、人交もせず切結ぶ、互に下人も渡り合、火の出程戰ふたり、此騷動に守治の陣屋上を下へと騷ぎけり、政貞是を見て、梶原北條討て出んは必定也、先手に構ず備を立よと、乘廻〳〵下知し給ふ、漸く備堅固に立させ、敵の方を見る所に、梶原北條眞嶹に驅出る、守治備を固んと、麾を振立〳〵下知すれど、不意に發りし事成ば、如何にも備を立かねたり、政景治高息をもつがず、七てん八倒して突廻る、守治猛將たりと雖、崩る勢に引立られ、一戰にも及ばず引退く、治高梶原に向ひ、此亂たる虚に乘て守治を討ん、逃を追に利有とは、今宵の事成らんと云、梶原尤と同じ、鯨波を作りかけ〳〵、透間もなく追掛たり、政貞敵を逃〳〵と引附、一聲鯨波を作り、靜に備を押出す、梶原も數度の戰に名得し男、先手へ乘出し、後陣の備は嚴重也、長追無用引取と、乘廻し〳〵急に人數を引揚る、政貞さ社と突掛る、梶原北條貪着なく、兩人備を立替〳〵くり引に退けば、政貞も敵の備定るを、見追す味方も有ざれば、輕く先手を引揚けり、梶原も終を慮、味方へ援兵を乞ければ、佐竹も大軍にて出張のよし聞へける、其外宇津宮、越後勢も出張し、木多餘藤澤を一時に乘取べしとひしめきけり、

守治梶原北條と再戰事

斯て稻石長澤が同士討に、大將守治不意を討れ、無念骨髓にてつしけり、其上敵の援兵所〳〵より出張のよし聞へければ、安からず思はれ、菅谷、由良、海上、戶崎等を集め評議有、由良則綱進出申けるは、上杉謙信、佐竹義信、加勢の者共、兩總より搦手へ廻り、木田餘藤澤の兩城を取んと議すよし承、兩城堅固の御手當候て、御出馬候へかしと申上る、氏治守治尤成とて、今度は菅谷左衞門尉を城に殘し置、父子八百餘騎にて打出る、由良海上を横備と定、三百餘騎を引分て、三手に成てぞ向はれける、押寄とひとしく先度の耻を雪んと、面も振らず責立る、梶原眞壁も突て出、縱横に馳廻る、互に人數を颯とひき、暫く息つぎ居所へ、由良海上時分は爰ぞと一聲喚で駈立る、梶原が後陣の馳合て相戰、由良は元より大力樫木の棒の三間程有をひつ提、步立に成て打倒す、梶原勢是に驚き、右往左往に逃散りけり、治高射取て下知すれば、

矢ぶすまを作て射かけたり、由良も遠矢に手持なく、己が陣に引退、扨又政貞は方〳〵へ忍のびを出し、敵の援兵を伺に、未だ二十里に寄ざるゆへ、あんかんと城を守るも無益なりとて、手の者引れ、夜中打立、鳥出の臺の後ろへ廻り、靜り返て忍のび居る、氏治父子、梶原眞壁爰にかばねをさらさんと、一擧に死をぞ爭けり、政貞時分を考、鳴りを靜めて敵陣の後へ旗を出す、北條梶原是に驚引んとするを、由良、戸崎、海上、敵色めくぞ逃すなと、一とかく當て乘込たり、梶原北條前後の敵に術を失ふて、我先にと逃て行、勝ほこりたる味方の勢、追討に討程に、鳥出の臺より小田迄は、木草を血に染なしける、氏治父子勝鯨波を作、首實撿して首塚を築せて歸城ある、扨梶原父子も容易出る事不能、また氏治も佐竹長尾の加勢にあぐみける、また所〳〵に戰最中成ば、互に時を見合、白眼合て年月を送る、梶原も武藏等へ出張し、佐竹も伊達最上等と戰ふ故、手もさゝず、氏治父子も兩總並里見一族と數度相戰、されども足輕せり合等にて、はかばか敷軍もなく押移けり、互に城をかたく守て、境へも容易出ざりけり、

藤澤の城軍の事

係て佐竹義信は、天庵を退治の爲、梶原父子、北條眞壁等を先鋒として押寄、其勢三手に別れて、藤澤へは梶原父子先鋒也、土浦の城へは北條眞壁先手也、三樂五百餘騎にて、藤澤の城を取卷、守治、由良、戸崎、行方、海上、小美河等打て出で、四角八方へ切て廻る、寄ての中より蘆野右京と名乘、守治へ組んと乘掛る、則綱押歸引組で首をかく、大關久米之助則綱に討て掛るを、戸崎大膳亮長刀取延て打ければ、甲を打割、首は左右へ別ける、梶原平左衞門引詰て、兵と放矢小美川が喉吭を射通され、馬より落、寄手の陣より、鈴木半藏大矢を番ひ放ほどに、味方大せい手負ける、爰に河合彌五郎、兼て兄の敵とねらい居けるが、一鞭くれて近寄、馬より飛おり、引組で終に首をかき落、城兵是に力を得、短兵急に駈立れば、寄手こらへず引退、其日の軍は止にけり、明れば足輕を出、互にせり合、對陣に社及びけり、係て守治は諸將を集め、今宵は一入壘深し、一夜討せんとの給ひて、相言葉を定め、袖印ひし〳〵と相究、同十月二十日巳刻、靜〳〵と押寄、舍板を一度にはづし、叫喚で突立る、梶原勢

大に驚き、取物も取あへず逃散るを討程に、七十餘級討取ば、三樂父子も漸〳〵に小田の城に逃歸る、後陣に扣し佐竹勢も崩るゝ味方に引立られ、散〳〵に社成にけり、守治輕〳〵と手勢を引揚、勝鯨波を作歸給ふ、

北條城軍の事

斯て北條眞壁等、佐竹の援兵加て、所〳〵燒働しける、政貞も人數を出し相戰ふ、敵も願ふ所とて、士卒を下知し打て掛る、加茂兵藤、沼尻五郎、田伏次郎太夫、片岡七郎左衛門、沼尻播磨、信太紀次郎、大山の崩るゝごとく鑓を揃へて突懸れば、眞壁北條叶はじと馬引歸せば、惣敗軍に成にけり、政貞先陣を亂、苅田鄉迄追討けり、其後人馬の足を休め、小田の城へ責掛る、守治は五百餘騎にて、城の西成川を隔て陣を取、政貞三百餘騎にて先鋒に進み、晝夜のわかちなく責立る、政貞鄉人を呼出し、金銀をあたへ、舊主氏治へ志有者共は城内の輩を味方に進めよ、急度御褒美給べき旨申ける、鄉人共舊主の御恩報奉べしと、城内の鄉人へ內通し、政貞を城中へ引入る、梶原父子を初、防べき手便を失ひ、返忠の者有と騷立、上を下へ周章す、守治政貞眞慕に突入ば、搦手より散〳〵に落行ける、氏治大歎、政貞が忠義に依て、再小田へ還住し、菅谷攝津守へ感狀をぞ給ける、此勢に北條を乘取べしと、政貞五百餘騎にて押寄、君嶋川に打望給ふ所に、大雨しきりにして、俄に水增し、渡ん瀨も計難く、暫くためらふ所に、敵聲〳〵に古より宇治川利根川なんど渡し候、是は其十ヶ一にも足らぬ小川也、御渡候へ、さなくば早々引給へ、水干は是より案內申さんと、一度に嘲り笑けり、政貞が陣より武者一騎、川端に馬をかけ居へ、適成る御異見かな、北條殿の御首を給らんと罷向候、此川渡さで候べき、田伏次郎太夫が川越を見給へと、手綱かいくり颯と乘込ば、攝津守采牌振て、田伏討すな續けやと、馬を打入給へば、三百餘騎おめいて乘入、向の岸へ打上り、鯨波を作、天維も落、坤軸も碎よと責戰、北條勢まくり立られ、城を指て引退く、味方勝に乘て追掛、要害嚴敷山城へ坂中まで責登る、城兵も爰をせんどと大石數百投落す、寄手是を防兼て、坂より下へ引退く、然に佐竹の大勢夜を日に續て押來、大將額田義房小田山の峠を越、實鏡山の北の方へ打上り、赤白の旗押立て山風にへんほんたり、

其勢幾千騎とも知難し、搦手へ向たる鹽井信利は、十三塚より東の山を越し、北條の城へ加りけり、政貞も此大軍に驚く、一野矢原へ引退、夫より土浦へ引入ける、

藤澤の城軍の事

斯て佐竹の大軍澤藤の城を責落とて、十一月九日辰の刻より城を取卷、鯨波を作、天地も響、山河も崩れ、金輪際に入かと彩し、由良戸塚叶ふべきにあらざれ共、戰ずして退も後代の嘲り、逃難しと追手を開突て出る、平出伊賀守、足高加賀守、志築左近、横山彈正、岩崎勘解由、甲崎四郎右衛門、彼是五百餘騎續て打て出、追つ返つ百騎が一騎に成までも引な引じと戰けり、いざ一方討破覽と喚き叫で駈立れば、引包て討取と、敵も進んで切結ぶ、足高加賀守、甲崎四郎右衛門も討れ、殘六人一所に集り、大息續で扣へたり、敵を矢に射落さんと、四角八面より雨や霰と放けり、由良則綱も馬の太腹に矢二筋立ば、屏風倒に伏にけり、則綱馬に離れ、爲方なく手負たる風情して臥ければ、小野寺將監岩城孫六首を取んと馳來る、則綱むくと起、某いまだ存命也、首をば御覽候へと、孫六をかい抓、四五間取て投出す、將監透さず討て懸を引捕へ、小脇に挾み馬に打乘けり、其隙に平出志築駈附て、孫六を討てけり、敵小野寺を取返さんと追懸る、由良是を見て、出かへさんと云儘に、將監を差上後へ向て提附れば、血を吐て死にける、横山岩崎も討にければ、いざ切拔けて落んずと、眞壁に駈入れば、敵もあへて寄附ず、平出は矢田部の城へ落つ、左近は志築の城へ落行ける、由良戸崎兩人は行がた知らず成にけり、藤澤の城落ければ、討取首實撿して、此勢に木田餘、土浦をもみ潰せと云ければ、北條出雲守進み出、土浦の城と申は、坂東に名を得たる名城、西は櫻川の流末、筑波山の峯より落る男女川、臼井の辨天、稻荷川、其外爰の瀧、かしこの澤水落合候大河也、錢龜橋といふ長橋をかけ、追手と定め、北はまだ廣〳〵たる泥沼なれば、人馬及事なし、南は霞が浦とて入海漫々たる、東一方は、陸地に續候を搦手と申也、然れども眞鍋が臺とて要害あり、卒爾に寄ば難儀成ん、其上菅谷政貞如何成智略をか仕ん、能〳〵虚實を伺候と申ければ、佐竹も重て寄べしと、一先軍を納けり、明けば永祿六亥年、氏治府中大丞淸元と相戰、政貞先鋒として五百

餘騎、三村に於て大戰、味方大半討死、政貞も鑓を取、敵十六人突倒、太刀束切折れ、すでに危所へ、味方もり返し大利を得、府中の城際まで討詰て數級を得る、日も夕陽に成ければ、早〳〵軍を引揚けり、氏治よりも感狀を送られけり、此節對太刀貞俊鑓は嶋田也、則家に傳へけり、

木田餘の城軍の事

斯て佐竹勢出張し、木田餘の城を責とす、氏治父子も追手搦手の人數の配をし給ふ、行形海上を大將として、五百騎にて追手を堅め、由良、岳見、牛久、足高等五百餘騎にて搦手へ向、其外江戸崎監物、寺嶋掃部、片岡七郎右衞門、星野宮亦左衞門、中野平藏、野中瀨鈍齋、沼尻等は遊軍と成て、弱からんかたへ向はんと構、佐竹勢も一時に乘落さんと、寄ると等く追手搦手より鯨波を發して責戰ふ、氏治勢も突て出、いづれ隙有とも見ざりけり、然に西風俄に發、大木を倒し、土煙空を覆ふ、敵味方闇夜の心地して、暫し息を續く、佐竹勢の中より、强弓を勝出し、火矢を烈敷射懸たり、あやまたず矢倉に火移ければ、氏治勢消ん〳〵と上を下へ返す所へ、佐竹義房此虚に乘て込入と、一番に駈出れば、總軍叫で突懸、なじかは城兵たまるべき、右往左往にかけ散され、城へも入べきやうはなし、狼狽するを討程に、城兵數百討れけり、氏治父子も搦手より突て出、一方を打破り、漸〳〵にかけ拔て、土浦さして落給ふ、敵勝に乘、短兵急に追擊す、海上引返大音揚、上總介忠經より二十三代の末葉、海上主馬五郎武經といふ者也、擊留て高名せよと呼はれば、行形氏治の御大事此時と同馬を引返し、昔日源賴光殿の一武者平井保昌が末葉、行形幸菊丸と申者、我とおもはん人有ば、見參せんと鑓を捻て突出す、逃しはせじと追取卷、爰をせんどと突合ふ內、我も〳〵と乘返ば、敵も後陣を待にけり、此しほ合に引取を、梶原士卒を下知し、敵に引添、土浦へ附入にせよと馬を飛せて追掛る、菅谷政貞かくと聞、選兵三百餘騎を勝り、半途に出て備を立、落來る味方を馬手になし、靜り返て扣へたり、追來る先手突掛覽とする所を、政景馬を乘廻し〳〵、菅谷が堅陣卒爾に掛らば味方敗せん、備へを立、後陣を待構へ、動靜を見て戰へと下知すれば、寄手もそうなく近付ず、政貞も目に餘る大軍成ば掛り得ず、城內へ引入ける、

土浦合戰の事

去程に佐竹の大軍、土浦の城を十重二十重に取圍み、夜晝となく 立る、菅谷攝津守も人數の手配をして相戰ふ、政 範政有る夜霞ケ浦の遠淺を竊に打渡し、敵の本陣 押寄所〳〵に火をかけ、爰を突かしこへ廻り、鯨波 正て切散す、追手を堅めし海上行形時分を見合突 れば、前後の夜討に縲立られ、佐竹勢も莵を失ひ、 討を社したりける、され共鹽井內膳正信利備をか 、押太鞁を打、涼〳〵と馳向、菅谷海上も一手に 子早城へ引入ける、今宵擊首三百餘級と記けり、揚 向ひたる梶原、北條も手便替に責れども、由良、一 、能防敵、敵死亡するのみに 引退、遠責に社しな けり、由良岳見、出や居寢むり覺させんと、不意 を發し討て入、散〳〵に切立る、寄手備も立べきやふもなし、東西南北に蜘の子散すごとく逃退く、猿生太左衞門、古塚治部右衞門等嚴敷追懸、半田與右衞門、中吉喜兵衞を初、名有首數級討取引返す、追手揚手共に初度の軍に打負、無念成と、在家を毀て筏とし、是に飛乘〳〵責近く、政貞も兼て期したる事なれば、築山泉水の大石、塀裏へ運せ、靜り返て扣へたり、敵ひし〳〵と塀に附、爲に熊手を打懸打懸引破んとする所を、守治御覽じ、我が力は此時也と、五人十人にて運し大石塀越に投出せば、是に當るもの何かは以てたまるべき、手負死人夥しく出來ければ、敵兵驚騷て川に落、又は己が鑓長刀に突抜れ、疵を請る者數知ず、漸々し引退く、政貞父子是を見て、木戶を開き眞先に馬を出し突立れば、佐竹勢梶原眞壁等も散〳〵に驅立られ、右往左往に落て行、長追せばあしかりなんと、人數を引揚、勝鯨波を行、城中へ引入けり、

氏治土浦へ落事

元龜元壬年大田三樂眞壁道夢小田の城へ取掛る、北郡手這坂へ小田勢出張し相戰、爰に江戶崎監物は、一方を承て防けるが、中〳〵此城持こらへ難しとおもひ、大田方へ內通し、彼是と味方をかたらひ、近〳〵城へ三樂勢を引入と相計る、扨守治は海上主馬五郎を招、我と御邊とが武勇いつの時をか期べき、兩人討出て敵に肝を潰させんと有ければ、武經血氣の勇士にて、是社望所にて候へと、一尺二三寸廻りの樫の木を三間計に捻切に、片手に提、究竟の兵三百人前後に

隨打立ける、守治も爰を晴と出立、五尺三寸有ける大太刀を眞甲に差かざし、眞蕩に討て入、竪横十文字に馳廻る、守治武經兩人が手先へ廻るぞ不運なれ、敵も大將と見知て、餘すな漏すなと十重二十重に取圍て責討ける、範政是を見て、大將深入し給ふ、續けや者共と乘出せば、行形、由良、岳見も追〳〵に突て出、火を散して相戰、梶原下知して、名有者共討出たるぞ、一人も逃ず討死と、麾を振立〳〵乘廻る、江戸崎監物時分はよしと裏切して責立る、味方前後の敵驅立られ、惣敗軍に及けり、漸〳〵と氏治を土浦の城へ引取籠城してぞ居たりける、

木田餘落城並田宮合戰の事

歲月押移て天正十七丑年、大田、眞壁、北條、梶原等、木多勢にて出張す、氏治は木田餘の城を取立居られける所へ、梶原俄に押寄、短兵急に責動す、氏治も命を限りと相戰所に、梶原忍を入、夜に入て火を懸る、氏治防術を失ひ、また土浦へ落給ふ、菅谷範政手勢五百餘騎を率て木田餘へ馳向、三箇日息も續せず相戰、彼の城を取返し、敵大勢討取けり、扨また藤澤の城を修理し、氏治の居城とぞ成にけり、斯て範政は梶原美濃守が居城の近所、田宮の郷に陣取、晝夜相戰ふ、梶原も勇猛のもの成ば、互に透を伺、忍のびを入、手便を替責戰と雖、はか〳〵敷勝負もなく、對陣して祉居たりけり、

土浦の城開事

豐臣秀吉公關東へ發向有、小田原の城を責捕、奧羽まで討平給ふ、爰に於て土浦、藤澤、木田餘等も開城におよびけり、範政、範貞、土浦の城をさり、同所高津村に蟄す、文祿元辰年、淺野彈正取持にて、大久保相摸守、本多佐渡守奉り、家康公へ範政範貞父子被二召出一、上總國平川村にて千石の地拜領す、石田三成謀叛の節、左衛門尉範貞、秀忠公の御供仕、大久保加賀守手に屬し、眞田が城際まで附候所、本多佐渡守下知に依て、惣人數引揚られ候、其後家康公御直に氏治へ忠心の働御尋御感有レ之、慶長八辰年十月、舊地の内常州筑波郡に於て五千石の地拜領仕、同十九寅年、大坂御陣の節御先へ罷立候處に、中途に飛脚を被レ下、佐保山の城御番被二仰付一候間、佐保山に至るの刻、其日の内に重て飛脚を被レ下、伏見へ被二召出一、松の丸の御番被二仰附一、元和元卯年大坂御陣、五月五日御出陣、

前日四日に於二伏見一秀忠公之上意として、松平隱岐守に被二相添一、京都の御番被二仰附一、土井大炊頭奉て申渡す、兩度の御陣御番仕儀、達て御侘言申上所に、本多佐渡守申合候は、忠心の者と思召、京都丹波の入口へ城戸御番被二仰附一候儀、忝存可二罷越一よし申渡候間、上意難二默止一御請申上る所に、御前へ被二召出一、重疊之過分の上意、御番の樣子、萬事被二仰附一候、同八日家康公御開陣の刻、御番所城戸際にて御目見仕候所に、範貞並家來の者まで御詞被レ下、翌九日に二條御城におゐて御前へ被二召出一、銀子五百枚拜領仕候、同三巳年伏見御城へ加番被二仰附一、同四午年於二名古屋一丸御番所にて死去仕、嫡子範重へ家督被二仰附一也、

右傳記蟲喰又者舊記故甚破損往々難用に付政當公御代に至命有て古書の儘に引寫し置者也

寶暦八寅年中秋　　茂木繁稔寫之

菅谷傳記終

箱根山中城責由來

去天正十八年庚寅歳三月廿五日、大閤秀吉公小田原北條氏政爲㆓征伐㆒、諸大將御供にて、豆州草原に御陣張給、駿府內府公者駿東郡長久保後陣被㆑召候、同廿六日山中城責之御評定有㆑之、來廿九日定日と被㆑出㆑仰、其節諸大將並居被㆑遊序にて、大閤之上意には、此度先陣何人か被㆑望候哉と被㆓仰出㆒候處に、諸將一道に御請無㆑之、依而大閤被㆑仰候は、此度之先陣相勤候者には、一箇國心に被㆑任之由被㆑仰候、依而直末公席に進出仰候は、身不勝には候得共、御上意蒙候はゞ、拙者罷向、一戰に踏破可㆑申由言上可㆑致候得ば、大閤御滿足に思召、然者何國か被㆑望候哉と御尋之處、伊豆國者銘國に候得ば、豆州を頂戴仕度旨申上給、左候はゞ伊豆守と名乘被㆑申候樣上意に而、御返答御請被㆑申御退出被㆑成候、依而陣中御歸り被㆑成、物見を出し物見之旨申付候、依而御家臣某早速乘付見分申處に、山中城下出崎有㆑之候處に大筒三丁並、用心之躰に相見候故、早刻立歸り此由言上仕候、依而直末公思召候は、一大事之先陣也、用意に向かたゝ、御かくご被㆑成候、御家臣に被㆑仰候は、此度の先陣大切成、各々得とかくごを究め被㆑向候樣に被㆓仰付㆒、廿九日を相待被㆑申處に、山中大將間宮豐前、小田原城評定之節、松田尾張守評定宜からず故、最早代々御家此度滅ぼうと心にかたく究め、私等も年七十六歳、おしむ所もなし、とても此城以かため候とも、何の益無、一戰に打死して、末代名殘し可㆑申と分別究、上方勢に何のうらみ無㆑之、大筒にて打捨る事無益のせつ生なり、敵之はたの手見へざる內一はなし候はゞ、後は無用なりと下知なし、手勢三間計引連、下長坂迄出張して待所に、一柳伊豆守直末公家來に下知傳被㆑申候は、此度一戰某一大事戰なり、必ず未練のはたらき無用也、名は末代事也、御前おゐて高言申上候處也、面面承知被㆑致樣に御下知有㆑之、明七つ時、巣原出陣有也、夫より三嶋明神江御拜被㆑成、山手江御向被㆑成候、はた手見ゆる比大筒音電如く吹ひゞき、各々きもを消路留る、大將下知して、山中城者殊外あはて候故、かならず恐事なかれ、戰は利有、すゝめ〳〵御下知有、諸兵いさみすゝむ所に、三谷邊迄登り候時分、

間宮が旗の手見へ、下長坂に相待躰、程なく近寄候處、間宮中陣進出て呼り候は、それへ見へ候は、先陣の勢と見ゆる、山中城大將間宮豐前、當年七拾六歳也、早向てちんじやうに戰、我等首取べし、大將は何人也と大聲にて呼りける、一柳きゐて、某一柳伊豆守直末也、不束あらじ打取れと御下知、それより戰初り、入替〳〵九つ時迄戰、人馬つかれ、兩兵大半打死して、惣方入亂火花ちらし戰しが、間宮いらつて進出、一柳初而見參なり、一鑓參らんと、直末公目懸馬を飛せて築て懸る、心得たりと鑓を合せ戰ひ給所に、間宮は坂の上手成、一柳は坂下より築上る鑓也、直末公馬足躪てんじ馬より落候處、間宮心得たりと左のかた先つき立、あまりつき候故か、馬より供に眞さか樣に落候故、一柳兵共主人を打すまじと、むらがり寄所、間宮が家人も共に寄、主人をかひほうして、馬打乘せ、陣中引とす、一柳兵打取らんとむらがり戰ひ、三十六人同枕に打死、其内直末公を介ほうして、其ほとり迄引ゐりぞく、間宮も數所手負、半死半生にて城中へ入事かなはず、上長坂にて打死す、直末公も其手にて御死去成り、城將死去候へば、山中兵共小田原指て引歸す、其内大閤秀吉公、伊豆佐野口より、箱根境木迄御登り有て、小田原へ御發向成り、山中城一夜に落し次第、誠に一柳伊豆守直末公の大功成り、御遺骸は其地葬り、大石を集め塚に築立、亂世の習其儘年を經て、御石碑相竪候由申傳へ候、聞書如レ此御座候、敬白、

從五位下伊豆守越智直末公碑文 御墓出來之砌宍倉氏先祖寫之

公諱直末、濃州厚見郡人也、父又右衛門尉直高、處士不仕、潛隱終レ身、公以二天文二十二年癸丑之歳一生二於岐阜城下西野邑一、幼而穎悟過レ人、及レ長也雄才拔レ群、元龜庚午歳未レ及二弱冠一而事二于豐臣大閤一、而勤仕無怠、屢有二戰功一、是以賜二于宇治眞木嶋城、采地一萬石一、從レ其以後遷二于江州勢田城、采地一萬五千石一、及濃州大垣城、采地二萬五千石一、又遷二於同國輕海河田邑、采地六萬石一、小田原北條氏政負レ險不レ服、大閤征二代之一、公爲二先鋒一攻二于筥根山中城一、卽日城陷、公大振二勇力一而死二于城下一、享二三十有八歳一、家臣住居助四郎亦一所而死、實天正十八庚寅歳三月廿九日也、葬二于遺骸豆州筥根山之内下長坂一矣、公娶二于黑田氏某一、有レ子早世、弟監物直盛嗣二其遺跡一、直盛有レ子、長丹後守直

重、次美作守直家、季藏人直賴、有ㇾ子郎山城守直治也、直治以爲、歲月淹延、陵谷變遷、子孫或失二某墳墓一、故爲下立二石碑一以垂中不朽上矣、
大通院殿前豆州大守天叟長運大定門

此書者駿州駿東郡上石田邑百性に而代々禰者に而、宍倉儀兵衞某子、同致孝と申、名者和助と申、生年廿三才也、私駿東郡江十五箇年程以前、初落付、寶藏寺江安居住居砌、入魂に成候仁也、久々に而思ひ出し參り、一夜滯留仕四方物語之節、風と御墓地咄致候刻、其古戰場物語私方に委、先祖之聞書の者有ㇾ之、御目懸可ㇾ申段申吳候故、望所に候へば、其日緩々滯留致寫參り候、然老筆故分りかね可ㇾ申と奉ㇾ存候、宜御推察可ㇾ然奉ㇾ存候、敬白、

相州愛甲郡荻野邑養德禪寺
現　東溟徒
晩了拜書

忍城戰記

忍城攻之事

天正十八年庚寅之春、武州忍之城主成田下總守長氏舍弟左衞門佐等、隨二北條氏政一、籠二相州小田原一、然處同年四月廿九日、石田治部少輔三成、大谷刑部少輔吉隆、長束大藏大輔正家、速水甲斐守晴之、堀田圖書之助勝吉、野々村伊豫守雅春、伊東丹波守重實、中江式部少輔有能、中嶋式部少輔氏種、松浦安太夫宗清、鈴木孫三郎重朝、北條左衞門太夫氏勝、其外關東諸城之降人、都合二萬三千百餘人、圍二忍城一、成田之妻女、招二家人正木丹波守、酒卷靱負之助、柴崎和泉守、吉田和泉守等一曰、敵兵攻二取於館林城一、而此城寄來由有二其聞一、長氏被レ居二當城一無勢也、敵定可レ爲二大勢一、味方籠城能可レ拒レ之、無二云甲斐一被二責落一者、長氏之死生難レ計、到二百姓、町人、寺法師等一悉驅二籠于城中一、兵粮五穀之類、日比農人、商夫、寺社等所二畜置一、早可二取入一云々、正木答云、縱雖二小勢一馳二向川俣之渡一、防レ敵可レ安乎、雖レ然關東之諸城悉降、敵前後無二味方一、發二兵川俣一、後敵兵襲レ跡、忽可二落城一、只堅守レ城可レ防二敵兵一旨、評議一決、一日之內相二觸近鄕隣里一運二取米穀數萬石城中一、而後所々持口定、

長野口持

吉田和泉守、柴崎和泉守、三田加賀守、鎌田次郎左衞門、成澤庄五郎、吉田新四郎、三田次郎兵衞、秋山摠右衞門、足輕三十人、農人三百餘人堅レ之、

此口之寄手大谷刑部少輔、堀田圖書、松浦安太夫、其外騎西館林之軍勢六千五百人、長野口北谷迄引圍、

北谷口持

酉木十郎兵衞、藤井大學、同右馬之助、橫田大學、沼澤兵庫、江田主水、足輕三十人、農人二百人堅、

佐間口持

正木丹波守、福嶋主水、長谷部隼人正、內田三郎兵衞、櫻井文右衞門、內田源六、足輕四十人、農人商夫、都合四百三十餘人堅レ之、

此口寄手長束大藏太輔、中嶋式部少輔、速水甲斐守、辛、羽生、津久井、關宿之降人、四千六百人圍レ是、

下忍口持

酒卷靭負、矢澤玄蕃、酒卷右衞門次郎、手島采女、櫻井

藤十郎、堀勘五郎、青木兵庫、足輕百人、百姓町人六百七十餘人堅レ之、

大宮口持

齋東右馬之助、布施田彌兵衛、佐東彌市郎、松岡十兵衛、門井圭水、小高右京亮、平賀又四郎、此口之寄手石田治郎少輔、北條左衛門太夫、伊東丹波守、鈴木孫三、並佐野足利之降人、都合七千餘、陣二丸墓一、而下忍口ヨリ大宮口迄圍レ之、

行田口持

嶋田出羽守、吉野源太左衛門、同源三郎、坂本將監、福田治郎左衛門、萩野傳右衛門、吉野源七郎、足輕百廿人、百姓町人五百人堅レ之、

皿尾口持

篠塚山城守、松橋内匠、安藤治郎左衛門、宮原右近、足輕廿五人、百姓町人百五十人堅レ之、

此口寄手、中江式部少輔、野々村伊豫守、並川越、江戸、加治之軍勢五千騎圍レ之、此口深田、而人馬進退不二自由一間、各遠取レ陣、

持田口持

長臨因獄、松本織部、長瀬新六、黒田新六郎、足輕廿五人、百姓町人都合百七十五人堅レ之、

寄手此口開而不レ圍、其故者、城兵之心不レ一、輙可二攻落一謀也、其外城中佐々野萬十郎、栗原攝津守、今村佐渡守、山田又右衛門、加藤五郎兵衛、吉野織部、中村圭水、大水四郎右衛門、鈴木彈正、藤大炊助、林野市右衛門、伴近林、加藤隼人正、吉羽彦之丞、森傳十郎、吉羽織部、八木原織部、茂松刑部、以上十八人、籠二所々一門堅、又城中持口之外所々塀裏、十五歲以上童等添レ旗、百姓少々是雜、令レ見二大勢有一レ之勢敵兵一、預二大鼓一、若敵持口之外攻來、急可レ打二大鼓一由、有二評定一、下二知其外籠城女童一、毎日三個度煮レ飯、所々持運、持口城主之室女甚有二知謀一勇越二丈夫一也、敵若城中攻入、一合戰可レ致旨有二用意一相待、凡城中侍六十九人、足輕四百廿人、百姓町人寺法師雜兵以下、所々持口之人數、都合二千六百廿七人也、十五歲以下之童部等千百十三人、男女都合三千七百四十八人楯籠也、寄手惣人數二萬三千百餘騎圍レ城、此城抱二大沼一、四方道窄、左右深田、而大勢進退不二自由一、細道進順、攻戰之間、寄手々負死人甚多、城中兼日定レ約云、雖二何持口一、味方打勝、可レ吹二立貝一、味方及二難儀一、可二鐘撞一、最螺大鼓鐘等數、毎日評二定

之、若聞鐘音、他自持口互可助合議定、要害尋常堅間、急可攻落不見、爰皿尾口寄手二千騎、欲直進攻破、城中鎮鳴、敵近付、攻口大將松橋内匠、以大鐵炮敵中打入、忽寄手八人被打殺、手負若干也、敵成野白不進得、城兵乘氣、如雨鐵炮打出、内匠又打入大鐵炮本陣、又敵三人忽死傷、大將驚云、此城治在四方、大勢進退不自由、然寄來餘近、爲敵有利、味方無利、今少引退、上栖樓、四方以大鐵炮、自此方可打入引退陣、自是此口止合戰、打合鐵炮送日、

同六月七日、石田三成近習之兵六七騎率而出陣所、登小山忍城下見、而則招諸將云、今見城躰、兵粮玉藥卓散、而究竟之要害也、故雖大勢攻不落、唯今迄關東之諸城輙攻落事、或要害淺間而不防戰、恐大勢乞降、今此城已能防兵、見此城之形勢、地下有流水、便所詮築堤、切掛利根荒川、可致水攻乎云々、皆云、此儀可然、於是石田則相觸于近鄉隣里云、不依男女兒童、來忍城外、運土築堤者、可賜米錢云々、依之近國近隣鄉農人商夫兒童等、端的數十萬人相集、不分晝夜持運土之間、數千間之堤、四五日之中築之、石田相謀賜米錢、晝一人永樂六拾文、米一升、夜永樂百文、米一升也、此時城中之農人商夫、以錢買米入城、奉行人聞是事、告石田云、自城中取米入城、然兵粮不可盡、彼輩一一召取可誅、石田云、不然也、堤成掛水、城兵一人不殘可殺、然兵粮雖有幾十萬石無詮、唯一人多招集之、一時早堤出來樣可相計云々、故不倚、

同月十一日、石田三成所築堤成就間、以人夫堰留利根荒川、切掛於江原堤間、忍之城外數十町四方、忍河水流入、漫々殆如湖水、湛六日、人皆哀可城兵溺死事、然城中敢水不溺、逆浪漲無道路故、城兵解甲冑寬伏、以日來之忘辛苦、

同月廿日、於小田原秀吉公召山中山城守云、汝與忍城主成田相知事久矣、試遣一翰可令降彼吾、山中畏歸陣所、則書馳成田、其狀云、

捧一封伸寸志畢、仍年々預温問事、甚以恐悅之至、更以甚深候、就中關八州氏政家人之城々、或被攻落、或降人成畢、然其御城涸魚迫服前候、貴翁先祖之家業、絕不絕、昌不昌、有唯今寸志、秀吉御前之儀、宜執申之條、急被變御心尤候、委曲

使者可レ得二芳意一之條、不レ違二禿毫一、恐惶謹言、

六月廿日　　山中山城守

成田下總守殿

密通之使者夜半出遣處、無レ恙到二成田陣所一、成田使者對面、聞二口上一、且見二書狀一、以爲北條家之滅亡有レ近、相二續名字一祭二先祖一不レ絶樣可レ仕旨、返翰云、

御内狀之趣辱次第、難二楮上盡一、御前之樣子宜樣賴入外無二他事一、委細之儀御使者任二口上一之條、止二管城一云、恐惶謹言、

季夏念日　　成田下總守

山中山城守殿　同章

山中持二成田回章一、獻二秀吉一、々々御感也、

同月廿四日、秀吉公御家人淺野彈正弼長政、木村常陸介、赤座久兵衛等、昨日武州岩槻城ナルヲ二北條十郎氏房之家人妹尾下總守、片岡源太左衛門等栖籠攻落、而後忍城之未レ陷由聞レ之、今夜寅刻立二岩槻一、未下刻到レ忍、淺野長政陣二長野一、木村常陸介赴二皿尾口一、赤座久兵衛加二石田一屯二崎玉一、于レ時石田三成招二一手之次將等一、長政既攻二落岩槻城一、今日到レ忍、定而急攻二是城一、若爲二長政一被レ落、自レ初軍功如レ無、唯願當手之士卒一心可レ攻二破下忍口一、皆此儀從、仍案内者立レ前、俄以押寄、短兵急欲レ攻二城兵一、以二俄騷動一頗失二防戰術一、于レ時此口之大將酒卷靱負助、鳴二相圖之鍾一、故所々自二持口一分二人數一、救二下忍口一、敵兵進直附二門脇一、後陣之大勢又乘レ塀爲レ入レ內處、所々加勢馳來、而飛二鐵炮一如レ雨、乘レ塀爲レ入レ內輩、以二鑓長刀一突落、此時石田軍兵一度乘レ塀、城兵可二難儀一處、道窄左右先後在レ沼、適入レ沼者進退失レ途、唯的成討、僅四五十人進レ順乘レ塀入レ湟間、城兵防レ之有レ便、此時若寄手揔軍一度自二諸方口々一攻入、可レ落レ城處、石田兼二諸方不一レ狀合、欲レ立二唯一身功敵一、諸將徒見物、於レ是石田兵忽三百餘人討、手負及二五百人一、此時淺野長政在二長野一、當二己手方一、時聲矢呼音聞、搦手既攻レ城、若於二落城一無念之次第也、急押二寄長野口一出張、一慶越レ塀破レ柵附二木戸口一、城兵暫雖二相防一、大勢自二所々一押入之間、頗以レ手如レ防レ水、城兵評云、堅雖三木戸口防二大勢一自二所々一込入之間、被二取切一、復敵不レ可レ叶、所詮捨二此口一成合行田勢可二相戰一者引退、寄手乘レ氣圍レ是、要レ彼攻戰間、城兵大勢討、漸欲二逃入一レ城處、淺野長政進二眞前一可レ附二入城一旨下知、城兵柴崎和泉守、吉田和泉守、同新

四郎、三田加賀守舎弟二郎兵衛、鎌田次郎左衛門、成澤庄五郎、秋山捻右衛門、其外從二城中一爲二加勢一、吉野織部、鈴木彈正、大木四郎右衛門等、踏止々々拒戰、此間足輕農人等漸引二取城内一、既八人之城兵欲レ入二門内一處、大谷刑部少輔、堀田圖書助等組雚、青山九郎八、飯沼主水追番、欲レ入レ門、于レ時鎌田次郎左衛門、成澤庄五郎、秋山捻右衛門三人、猶踏二立橋上一、以レ鑓折敷、突立々々相戰、橋窄前登之兵辟易而敢不二進得一、鎌田云、急可二木戸下一、兵卒則木戸下、此間敵大勢競來、三人一所討死、敵乘レ氣欲二附レ門乘一レ塀、城兵兼防鳴レ鐘、于レ時正木丹波守率二五十餘人一、自二佐間口一出、敵廻レ後放二鐵炮一、發二鯨波一、有二裏切一由喚叫、於レ是敵騷立引退、城兵勇開レ門突出、正木得レ力追レ之甚疾、半途追二捨敵一輕入レ兵、此時長束大藏大輔正家、行田下忍有二合戰一之由見、催進レ兵攻二佐間口一、速水甲斐守、中嶋式部少輔、其外羽生津久井闘宿之軍勢、我不レ劣押寄、道窄人多不二進退自在一、唯進順、此口之大將正木丹波守率二立十餘人兵一救二行田口一間、當手以外無勢也、此由城中へ聞、今村佐渡、山田又右衛門率二手勢一出來、引レ弓以レ鑓一方相防、其外福嶋主水、長谷部隼人、内田三郎兵衛、同源六、櫻井文右衛門以下、馳廻令レ打二鐵炮一、長束老臣家所帶刀、円杵平四郎、一宮喜兵衛、有坂宮内以下十人計、犇々附二門脇一、長束正家爲二下知一、先登之兵討續者共進レ兵處、正木丹波追二捨長野口寄手一、自二佐間口一欲レ入二城中一、敵兵見自二行田一致二後詰一心得、周章騷引二取人數一、誰無二追者一言、或自レ橋被二蹴落一、或深田乘二入馬一、進退失者若干也、被レ討者無レ言、武具悉賦見苦、此時若自二城中一突出、寄手大勢可レ被レ討處、小勢故不レ出、唯作二勝時一鳴レ鑠、討而出不レ追、日暮道不レ見、殿引二味方一、敵追來心得、亂足逃走、本陣不レ留者若干也、凡今日之合戰、長野口寄手々負死人及二四百餘人一、城中又侍三人、足輕十二人、農人商夫八人、若黨九人、都合三十二人討、手負及二四十人一、下忍、佐間、長野三方寄手若干討、或蒙レ疵者不レ知レ數、西之下刻各歸二本陣一、

同月廿五日早朝、自二小田原秀吉公之御陣所一飛脚到來、諸將會合書狀披見之處、秀吉稱レ仰、山中山城守有二申旨一、其詞云、成田長氏事、志通二秀吉一、附レ某乞レ降、仍則有二免許一、城未レ陷早解レ圍、東州若不レ從有レ城可二攻取一、依レ之石田則右之趣告二城中一、今日午刻、請二取

城ヲ拂レ陣、城中男女出レ籠如レ鳥悅、今度正木丹波守武勇、敵味方共感レ之、

天正十八年

右戰記求ニ武州南河原今村氏家家藏之本ニ而寫レ之、今村氏者、佐渡守之末孫也、

寛政十年正月七日書寫畢

成田左衛門尉泰親九代

隆見裔元維(花押)

清正高麗陣覺書

關白秀吉公御治世之事

一爰に本朝人皇百七代帝正親町院御宇に至て、羽柴筑前守秀吉といふ者あり、織田右大臣信長の臣下にて、中國への先手として、備中の國在陣之刻、去ル天正十年六月二日に、信長本能寺に御座候時、明智日向守と申もの信長を恨申仔細有レ之ニ付、本能寺におし寄、信長に御腹を切らせ申候、其到來秀吉陣所に聞へ申付而、中國をバ扱させられ、則京都に責上り、明智日向守を退治し、其後越前の柴田修理亮をうち果し、天正十三年秀吉を被レ任ニ攝政關白一、明る天正十四年に豐臣姓を給り、攝政關白豐臣朝臣秀吉と號、被レ補ニ任征夷大將軍一、然る所信長の嫡子織田三七殿とて御座候が、秀吉を御恨候て、隱謀の企あり、就レ夫織田三七殿を擒、尾張國ニて知行を可レ被レ進之と候て、うつみに被レ遣、うつみニて御切腹被レ成候、其時三七殿自製、

むかしより主をうつみの野邊なれは

酬を待そ羽柴筑前

秀吉思召候ハ、いづれぞ壹人ハ、信長の御子息を御取立候するとの儀ニて、信長三男織田常信に尾張八郡、北伊勢五郡、以上百萬石之積り被レ進ニ御取立一候、されども常信是をも祝着ニ不ニ思召候、乍レ去大閤信長公の御厚恩を請たる人ニて御座候ゆへ、小牧陣以後も尾張八郡、北伊勢五郡、百萬石餘被レ進、御位内大臣迄御へあがり候て、尾張内府と申候、その後小田原陣以後御國被ニ召上一、御法躰ニて常信と申候、其儀ハ信長と大閤記に有レ之付而不レ及ニ書載一候、其後九州陣御座候て、嶋津和平を乞、御馬をつなぎ、九州ニて治申候、左候て天正十七年丑のとし、肥後の國天草合戰御座候、明る天正十八年寅のとし、相州小田原陣御座候て、北條氏直に腹きらせ、それより奥州五畿七道日本國中、秀吉公に不レ隨といふもの壹人もなし、其後ハ天下一統し、上壹人を敬、下萬民を撫られしかば、四海の外も普其權勢に不レ服といふ事なし、堯舜の御代にも越、延喜天暦乃古風にも過たり、寔に天に請たる聖主、地に受たる賢君なりとて、民みな堂々の化に誇、其德

を賞せぬものハなかりけり、され共、天ハ滿を闕ならひなれバ、天正十九年九月に秀吉惣領八幡太郎殿御逝去候ニ付、其年のくれに秀吉甥乃三好中納言秀次を養子に被レ成、被レ任ニ攝政關白ニ、老ゆらくの御城被レ渡、秀吉を大閤と申事、

高麗陣被ニ思召立一濫觴之事

一高麗被ニ思召立一濫觴ハ、天正十九年九月に八幡太郎殿御逝去之時、日本の諸大名小名共におもひ／＼御望のため、もとゆひを拂申候、關白秀吉公も以之外御腫氣にて、御膳もあがり不レ申候刻、加藤主計頭清正御前に罷出申上候は、古より神功皇后應神天皇以來、三韓より日本に御貢を備へ候ども、近代は左樣の手筋も取失ひ無レ之候間、八幡太郎殿御弔に被レ當、高麗に御人數被レ遣候はゞ、清正が先手をうけ給、高麗國王をとらへ、日本に御貢を納させ可申候、適ニ清正被レ申候得ば、其時秀吉玉顏初て解、扨々可レ然儀を申上候、則高麗陣可レ被ニ思召立一との御諚にて、秀吉公卽時に備定被ニ仰出一候事、

高麗御陣備定之事

一秀吉公被レ仰候は、主計頭は先手を望候得ども、清正は高麗への舟道陸道可レ爲ニ無案内一候之間、先手は小西攝津守行長に、有馬、大村、五嶋、平戶、壹岐嶋、宗對馬守を與力ニ付、自分共ニ二萬五千騎、二番手の大將を加藤主計頭清正ニ、龍藏寺、松浦、相良相加り三萬騎、三段は黑田甲斐守父子、豐後之大津義宗相加り二萬五千騎、四段は毛利壹岐守大將にて、薩摩嶋津兵庫頭父子、伊藤修理亮、秋月、高橋相加り三萬騎、五段は小早川左衞門佐隆景、毛利藤四郎秀包、立花左近將監、筑司主水正相加り二萬五千騎、其跡ハ毛利中納言輝元息宰相秀元、四國、中國、五畿內、東海道、北陸道、おく奧州に至まで、日本國中打移し可レ被ニ差遣一之由被ニ仰出一、則諸大名衆に被ニ相觸一候事、

名古屋御城普請之事

一加藤主計頭清正は、筑紫に罷下、肥前國名古屋に城普請仕候へと被ニ仰出一、御暇被レ遣候に付、翌日早天に罷下、九州九箇國の惣人數相催、名古屋の城普請被ニ申附一、九月下旬より十二月中旬迄ニ大坂におとらざる御城出來申候、左候て、加藤主計頭清正其外各爲ニ越年一京都へ罷上候事、

文祿元年正月朔日兩御所御對面之事

一明る文祿元年正月朔日ニ、當關白秀次公の御座候しゆらくの御城江諸大名不レ殘出仕被レ申、それより直ニ大閤樣御座候御所江出仕被レ申、大閤何と思召され候や、御機嫌惡しく、いまだ大名衆江之御對面も無レ之候て、いづれも不興の躰に御座候處に、大鞁うちの樋口と申もの御前江罷出、目出度御正月にて御座候段申上候得ば、秀吉御諚ニは、何が目出度正月にて有べし、天下をバ人ニとられ、かやうに隱居にて物毎手せはき仕合にて、面白も不ニ思召一候よし御諚ニて、樋口も詞なくしていよ／＼大名衆江之御對面延引仕そうニ御座候付而、各被レ申候ハ、今の御きげんニてハ如何敷候間、主計殿御前江被ニ罷出一何とぞ御意に應じ候事ども被レ申可レ然よし被レ申ニ付、主計頭其節諸太夫の官にて御座候ニ付、赤裝束ニて一番に大閤の御前江罷出られ候へバ、御諚ニハ、主計名古屋城普請ハいかゞ候やと御意ニ候、主計頭申ハ、名古屋の御城悉出來ニて、大坂におとり不レ申候、結構に出來申候段申上候へバ、そこにて御きげん直り、扨ハ其通候や、御祝着に被ニ思召一候通御意ニて、諸大名衆江之御對面相調候事、

諸大名衆御暇被レ遣國々江罷下陣支度仕候事

一元日之御目見相濟候て、加藤主計頭淸正、小西攝津守行長、其外諸大名衆江御暇被レ遣、當三月ニハ御出陣被レ成候間、各國元江罷下支度仕候へとの御諚ニて、國々江被レ下候事、

各高麗渡海幷釜山海城落去之事

附けくしう古都發向之事

一文祿元年三月上旬に、小西攝津守・宗對馬守一手之先手衆出船仕候ニ付、二番手加藤主計頭、三番手黑田甲斐守父子、四番毛利壹岐守一手之衆、五番小早川左衞門佐、其外次第／＼に出船仕、肥前國名護屋より壹岐國江乘、それより對馬、それより釜山海江一日おくれに渡海仕候、一番に小西攝津守一手の衆、ふさんかい江切上り、ふさんかいの町を放火し、數千人うち捕、釜山海の城を取、主計頭を相待候處に、次の日早天に主計頭もふさんかいに着陣す、夫より都江の道二手に分り、ふさんかいを右に見候て、やくさん海道江は小西攝津守、ふさんかいを

左に見候て、と、ねき海道へは加藤主計頭おし候而參候、ふさんかいより十三里おくに、けぐ之うとて古都に家の二三萬軒も御座候處へ主計頭着れ、其所を發向し、數千人うち捕申候、則其到來を日本へ被二仰遣一候、其時の使庄林喜右衛門と申ものにて候、歸朝仕、都をさして上り候處に、筑前國めいの濱にて、大閤樣なごやへ御座候路次にて懸二御目一、書狀を差上申候、大閤殊之外御視着にて、使庄林喜右衛門に御羽織ども被レ下、主計頭へは御感狀被レ遣候事

ちく之うにて清正行長一所に行相亂妨物ども燒捨候事

一けく之うより九日路行候て、ちく之うと申所に着陣仕候、そこにて唐人を生捕、是より先へ日本勢通り候やと被レ尋候へば、壹人もいまだ不レ通候よし申候、就レ其ちく之うに二日逗留被レ申候所ニ、小西攝津守一手の衆二萬五千乃人數亂妨仕、ぬのもめんの類を大分とり、牛馬につけ候て、ちく之うへ被レ參候、其故路次のはか不レ行候、それを清正見られ候て、小西に向て被レ申候は、都へ行候へば、きんらん、段子、金銀、珠玉みち〳〵て有レ之ニ、かやうのきたなき物共大分取候て、何の用に可レ立ぞ、悉爰にて燒捨候てかるくさせられ、いそぎ都に着候て可レ然之よし被二申付一候て、右之亂妨物を一所に積置、山のごとくにつみ候て、火をつけやきすて被レ申候事、

清正行長又手分仕兩方に行別候事

附清正都川渡候事

一ちく之うにてまた都への手分仕、東大門口へ小西攝津守、南大門口へは加藤主計頭被レ參候、是より都に之案内者通詞を對馬守にやとはれ候へば、德右衛門と申通詞いまだ都へ參たる事も無レ之と、もりを一人やとわかし申候、それを馬に乘、先へ立、ちく之うより二日半行候へば、大川御座候、爰に至て向へ越可レ申便無レ之ニ付、主計頭先手衆より本陣に此段申越候、清正もいそぎ彼所に被レ參候得ば、川の面二三町も御座候、向ニは播磨の室、備後の鞆のやうなる瓦葺の家ども幾千間共なく〳〵相見へ候、舟も向の地ニは數百艘御座候得共、此方の川ばたニハ一艘も無レ之候、何とも可レ仕やう無レ之候て、跳居

候處、紀の湊の住人峯佐助と申者、私およぎ候て參見可レ申と申候て、川中迄參候へども、向へおよぎ着候事不レ叶、此方の地に相戻り候、然處に、越中國礪並川の邊に住たる曾根彌平兵衞と申者の子に、曾根孫六と申者、歳十八歳に成申者候、彼者すゝみ出て申やうは、是ほどの川をば何とも不レ存候、礪並川はこれよりも大分瀬のはやき川をさへたやすくおよぎ申條、私向へ參候而、小舟を一艘乘候て、可ニ相戻一と申、主計被レ聞候て、一段よき事を申候、さらば早々參候て見候得と被ニ申付一彼孫六およぎ候て、難なく向の岸に取あがり候、左候て大なる家の内へ參見候得ば、はや明退食を燒捨候て置申處を見候て、其食を給(たべ)、酒を呑、しばらく休罷居候て、小舟を一艘乘、此方の地へ戻申候へば、清正嬉しがり候て、其にて知行二百五拾石幷馬具足被レ遣、親の知行貳百五拾石と合五百石の役目を親子仕候、其舟に人を乘、向へ渡し、大船を漕よせ、また人を遣、數百艘を少しの間にこぎよせ、清正先手の衆清正を初め五六千程ハ、其日向の地へ着陣候て被レ居候、跡勢幷鍋嶋勢も如レ此の仕合候間、早々人數差越候へとの使ニハ、木村又藏を被レ遣候、又藏罷越此通跡勢幷鍋嶋勢ニ申聞候へバ、各早彼所に參、舟ニ乘、向の地へ罷着候事、

清正都に一番乘仕候事

一木村又藏主計殿陣所に相戻り、跡勢も次第〳〵に參候通申上候て、それよりうしろの松山へ上り、桑さらしなどの有レ之所を見置可レ申と存參候處に、二三町計原を行候て見候へバ、都の躰見候、高所ハ内裏と覺敷て、少火事相見へ候、其外大小の家何萬軒ともなくおびたゞしく相見へ候ニ付、又藏立歸、清正へ申上候ハ、則爰が都にて候、早々被ニ打立一候て可レ然候、爰ハ都より辰巳ニて候、都より丑寅の方に遠山には、小西攝津守がのぼり相見へ候條、早々御立候て都への一番入をさせられ候て可レ然候通申上候へバ、其時清正被レ申候ハ、都ハ是より日本道四里ばかり先にて有レ之由申候へば、又藏が見候ハ、僻目にて候ずると申され候、其時達而左樣にてハ無レ之候、無レ紛都にて御座候通再三申上候付、さらバ可ニ打立一と被レ申候、具足を被レ召當番の母衣の者、阿波伊兵衞嶋川九兵衞兩人、御右筆下川兵太

夫、主計殿主從四五人、木村又藏を案內者として、馬上ニて至ニ彼所ニ被ㇾ見候得バ、無ㇾ疑都にて候付て、主計頭都へ之一番乘仕候通、太閤秀吉公に被ㇾ遂ニ注進ニ候、其時の使木田孫兵衞と申母衣之者也、名古屋にて太閤御對面被ㇾ成、鞍置馬被ㇾ下、主計頭所にハ高麗之都へ一番乘被ㇾ仕、無ニ比類ニ之通、御感狀被ㇾ下候事、

諸勢都に被ㇾ着候事

附王をとらへ可ㇾ申とて清正行長又手分仕

兩道を押申事

一都に十七八日逗留候て、跡勢被ㇾ待候內ニ、太閤爲ニ御名代ニ浮田中納言秀家、幷石田治部少輔、增田右衞門尉、大谷刑部少輔、其外四國中國衆悉都へ被ニ相越ニ候、左候て、御名代秀家石田治部少輔兩人、小西行長を被ㇾ引候故、王をとらへさせ可ㇾ申とて、本唐道へいあん道へ小西行長を被ㇾ遣候、其故ハ高麗都に之一番乘を加藤清正仕候條、責て王をバ小西ニとらへさせ可ㇾ申との儀と聞へ申候、其續きはんはい道へハ、黑田甲斐守、豐後大津、かせんほへは、小早川左衞門佐、是ハ本唐道へ之道筋也、ゑあん道にハ加藤主計頭清正、龍藏寺、相良宮內少輔、都之續かあん道へハ、毛利壹岐守、大隅、薩摩、日向之衆、其外ハ都と釜山海との間、傳ひ〳〵の城へ被ㇾ遣候事、

長橋と申府中に王御通り候段札を立候事

附鍋嶋異見候へども清正承引不ㇾ仕おして

參候事附りほいれぐ人王をとらへ置候通清

正へ注進申事

一都より五里行候て、かをんほ川を渡り、三里行過別の道有ㇾ之、夫より小西攝津守、黑田甲斐守ハ、本唐口をさして押され候、是ハはんはい道の內なり、加藤主計頭ハ、ゑあん道丑寅をさして押され候、都を出て十三日めニゑあん道のさしより、あんへんと云都ニ被ㇾ着候、文祿元年七月五日ニ着陣候て、あんへんにて鍋嶋を待合候て、十日逗留し、七月十六日ニ清正も鍋嶋も跡勢ともあんへんを立、三日路行、長橋といふ府中ニ着被ㇾ申候、然所ニ長橋の町ニ札を立候て、高麗の王ハ御兄弟ともニ是より奥へ御通り候段申候、其時清正殊之外悅候て、王を追詰生捕候べしときおひ被ㇾ申候所ニ、鍋嶋清正に被ㇾ申候

ハ、異國の習かやうに遠路を一處へおびき込候而、此方をつからかし、討捕候ずるとの手段にて候はんまゝ、誠と御心得候而追過候ハゞ、不覺を御取候ずる條、左樣ニ御心得可レ被レ成候、第一我等者共ハ、都より十六日路、炎天に大難の道をおし候へバ、草臥候て不ニ罷成一候、爰元ハ米大豆などたくさんなる所ニて候間、爰元ニ御逗留候て、都へ御注進被レ成、其樣子次第、都ハ御引取候て可レ然候通、鍋嶋被レ申候を、清正の手勢鍋嶋殿を案内者とて、ほめぬ人ハなかりけり、扨清正鍋嶋加賀守殿へ被レ申候ハ、此札を唐人の立たる札とおぼしめし候や、全非ニ其儀一、天照皇大神八幡大菩薩の御立被レ成候札なり、神慮にまかせ追詰、帝王を生捕可レ申候、加州ハ爰に御まち候へと被レ申候、清正手勢一萬餘騎にてさきへさきへとおされ候、長橋より清正被レ立候て、明ても暮ても東丑寅をさして押程に、都を立て六十八日め、鍋嶋に別れて五十二日ぶりニ、おらんかいの堺なるほいれぐと云城ニ帝王御籠城ニ候、清正はほいれぐより四里こなた鏡の城、唐人ハとぐをんと申候、此所迄被レ參候、此ほいれくといふ所ハ日本にてハ八丈が嶋、いわうが嶋などの樣なる流罪人の配所にて候、朝鮮國の內なり、三里四方の野あり、其中に山あり、石垣を築城取て、都よりの流罪人を置候、廻りの野を開、粟ひへを作り渡世を送り申候、然所ニ其城ニ代々乃流罪人歷々御座候ゆへ、一味にて、帝王ハ我々爲にハ代々の敵にて候、此ときついへニ乘て帝を生捕、日本人に渡し、日來の鬱憤を散じ、我々榮花にほこらんとて、悉生捕申候、帝王御兄をバいもはい君と申候、御弟をバしゆのう君と申候、左大臣の名をバほう君と云、右大臣をバはんしん藏と云、其外月卿雲客十二人の后、次より女官迄以上二百餘人、悉生捕、首がせを入、日本人に注進申候、清正此よしを聞、先伊勢天照大神八幡大菩薩、日頃御しんこう有り、三拾番御拜禮有レ之、終夜惣勢に被ニ相觸一樣は、此中日本馬嗜おけと申は此時なり、明日はみな／＼日本馬に段々備も不レ入、ほいれくをさして來るべしと仰有りて、旣に其夜も明ければ、清正は例のはね月毛といふ爭不レ入の馬に乘、まつさきかけて被レ懸けり、先手三組馬廻り小姓入亂、おもひ／＼に駈出る、清正本陣鏡の城

より此所までは、道の間四里有レ之事、

清正ほいれくの城本へ參着候事

附清正城中へ入王を請取被レ申事

一淸正手勢一萬餘騎有レ之といへども、傳ひ〳〵の城に殘し置、ほいれく迄參候人數八千餘騎也、ほいれくへ參着候て、城を相渡し候ずるかと存候處に、城を不ニ相渡一門をうち罷在候、ほいれくの者申候は、王をば揃置候間、城より外にて可ニ相渡一候、城中には日本人いれ申儀不ニ罷成一候よし申候、淸正被レ存候は、いかやうなる者をか王子と號し渡候ずると被レ存、何とぞ城中へ入り候て、正眞の王か紛者かを見度存候へども、彼城にかたき人數三千餘相籠候、城は能き城にて候ゆへ、取かゝり候事いかがなり、まづ城中にて請取度通り申遣、樣子聞、其上の儀に可レ仕と被レ存、おなじくば城中にて王子を請取申度よし申遣候得ば、左候はゞ大將主計小勢にて城へ御入候へ、王子を相渡可レ申よし申附、淸正入可レ申よし被レ申候、家老共申は、小勢にて彼城へ御入候事はいかゞと達てとめ申候得ども、淸正是まで參り、城へ不レ入候事有間敷とて、無理ニ侍十五六人計ニて城の內へ入られ候、內のやうすは長サ七八町、廣サ六十間程有レ之、大馬場御座候、其脇ニ死筵の家有レ之所に、帝王御兄弟御座候、其所に淸正被レ參御對面申され候、其時淸正被レ申候は、日本辨當振廻可ニ申上一よし被レ申、辨當取よせ申附、かよひの者とて鐵武者に食次椀おしき箸まで一ツ宛侍共持候て入候ゆへ、鐵武者七八十人程內へ入申候、其時門番に申附、門を開候へと申候得ば、はや不ニ相成一門を開申候、淸正當時の御知略不レ淺諸人ほめ申候、淸正王子御兄弟、其外之者ども皆々請取、早速人數千餘騎にて警固仕、鏡の城へ遣し被レ申候、鏡城番ニ置かれ候、田寺久太夫、前野助兵衞兩人に、くつきやうの人數千相添預被レ置候事、

おらん海人の城一日ニ十三取事

附其內一の名城は淸正自身乘崩し被レ申事

一其後はいれくの者、口ひき物がたりども、通詞を以被ニ相尋一、おらんかいの樣子被レ聞候處に、彼者申候は、おらんかいと申所は弓取多、事外すくやかなる國にて御座候通申候、淸正さらば日本人の弓矢取候樣子、おらんかい人ニ弓矢取候て見せ可レ申、是よ

りいか程おくに勢ハ多く居候やと被ㇾ尋候へば、是より四里半程行候て在所御座候、夫より一里計行候得ば、城十三御座候通申候、夫よりまた一日路行候得バ、おらんかいの都御座候通申候、さらばほいれくの者先手を仕候へ、彼の所に御取懸け候て、日本人の手なみを見せ候ずるとの儀にて、味方うち無ㇾ之様ニと候て、ほいれくの者三千計の者にハ南無妙法蓮華經の題目を鎧にも笠にも書附候て先へおし立、日本人八千餘、都合一萬千餘騎にて彼所におし寄られ候、明る早天に城十三有ㇾ之所に着陣す、異國の習にて、前をバ堅固にかこひ候へども、後ハ深山高石垣を頼、さのみ防申躰不ㇾ相見ㇾ候に付、ほいれく人をバ前へやり、日本人ハ後の山へかゝり、當に五十八三十八にて引申程の石をかなでこにて堀崩し、山より下へおとしかけ候へバ、麓に有ㇾ之家ども悉うちつぶし、鐵炮をうちかけ申に付、おらんかい人不ㇾ能ㇾ成ㇾ退散仕候、其城十三の内川上の方の名城一ツをば、清正自身取懸られ乘崩し被ㇾ申候、其時清正うち木田孫兵衛と申もの、名譽の組討高名仕候て、疵をかふむり申候、清正ひざのうへにて看病被ㇾ成被ㇾ遣候事、

清正朝鮮地に歸陣仕候處おらんかい人猛勢にて附送候事

一それより五六里程高麗の方へ引取、山陣を取、清正被ㇾ居候、次の日高麗に歸陣可ㇾ仕と被ㇾ存候處に、おらんかい人幾千萬といふ數も不ㇾ知、清正陣所によせかけ申候、其時清正自身ばれんの馬印を振被ㇾ切懸ㇾ候て、日本人は八千四五之者手を砕き相働候、清正下知にハ、首は不ㇾ入候間切捨との儀にて、日本人壹人としておらんかい人廿卅切不ㇾ申といふ事なし、就ㇾ其敵少々退申候、されどもかれは猛勢にて御座候に付、物の數にもせず及ㇾ難儀ㇾ候、其後また切かゝり候處、日本神國の故にて候や、其日俄に大雨殊之外降て、おらんかい人のつらへ吹かけ申ニ付、又かゝり候事不ㇾ能ㇾ成ㇾ引退申候、翌日朝鮮國の內、鬼せくと申所迄歸陣候事、

附後藤二郎と申通詞をとらへ申事

せいしう浦に罷越せるとうすをとらへ候事

一鬼せくに五日御逗留にて、人馬の足を御休候處、夫より五日路東、せいしう浦と申所に、せるとうすと

申北國の武者大將罷居候よし清正被ㇾ聞候て、鬼せくより五日路東へと行、程なくせいしう浦に着候而、せるとうすをとらへ申候、せるとうす歳の程は五十四五、長六尺五寸計有ㇾ之、かすほひげの大男にて御座候、せるとうすも日本人罷向候と聞、せつ所に引籠り、大勢にて罷在候を、清正內のいかるが平治と申者大將にて、よき人數二千、鐵炮百挺相添被ㇾ遣候て、うしろの山より仕より、無ㇾ難とらへ申候、其所にて後藤と申通詞を壹人生捕申候、此後藤と申者は日本松前より獵船に乘、風に放されせいしう浦へ着候て、廿年計彼所に居申候に付て、おらんかい口をも、朝鮮口をも、日本口をも、自由につかい申候、能通詞にて候ゆへ、清正重寶がり候て、則二郎と名を附られ、後藤二郎と申候、せいしう浦より天氣能時は、富士殊之外近く相見へ申候、彼所よりは、富士山は未申に當りて見へ申候、松前よりは眞北にて候ずると存候、彼せいしう浦にも昆布多く候て、家をも昆布にて葺候て居申候、初は昆布と不ㇾ存候へども、後々は昆布と知り候て、家々の上葺取、汁に仕、日本人給候事、

せるとうす王に對面之事

一せるとうすをとらへ候て、朝鮮國の帝王御兄弟、ほう君、はんじん藏以下悉生捕申候段申聞候へば、せるとうす申樣には、それは朝鮮國王にては無ㇾ之候、町人にて候を王に似せ候て置申候、本王は本唐へ御退被ㇾ成候通申候、此方の者存候にも、是は定而僞にて申すると存候へども、底心には氣味惡敷事を申物かなと銘々存候、左候てせいしう浦より五日路行候へば、鏡の城へ着陣申候、彼所にてせるとうすを王に對面させ候ずるとの儀にて、帝王御兄弟高き間に御座候、其次にほう君、其次に清正被ㇾ居候て、せるとうすを呼出し、對面させ申され候、ゑん迄あがり候へと清正被ㇾ申候へども、ゑんへも上り不ㇾ申候、白洲に罷居、首を地に附、泪をながし鳴申候、左候て首を眞砂にきつく打附申候ゆへ、ひたいより血ながれ申候、其時清正申され候は、せるとうすは定而自害を可ㇾ仕と存、かやうに仕ものにて可ㇾ有ㇾ之間、通詞を以問候へとの儀にて、後藤二郎を被ㇾ遣問申候得ば、せるとうす泪をおさへ申候は、私事は其むかし小身なるものにて御座候へど

も、いもはい君の御親王の時、御目利を以國を被レ下、武官を授、都より南けくい道、ちやくしやく道、けくしやく道、せんらん道、此四海道の武者大將は木曾判官、都より北かあん道、ゑあん道、はんはい道、へいあん道、此四海道の武者大將はせるとうすと定置かれ候所に、無ニ其甲斐一弓矢も不レ取、如レ此王を生捕られ候事、骸のうへのちじよく不レ及ニ是非一候、日本人今少緩々に追附申候はゞ、諸國に觸遣人數十萬餘騎も集り、一合戰仕、王をば生捕れまじきものを、すき間もなく追附申に附、人數あつまり申事不レ叶、王をも生捕れ、我々も如レ此囚人に罷成候事、生々世々に至迄口惜次第哉、生て二度龍顏に對候事何之面目か有べき、せめて打死候はゞ、かやうに悲しき目にも逢まじく候ずれ、警固稠敷候へば、自害も不ニ罷成一、不レ及ニ是非一次第とて愁歎仕候、其時ゑゆの君ほう君をはじめ、日本人も上下おしなべ、せるとうすが申所理りかなと、なかぬ人はなし、

鏡の城よりあんへん迄清正歸陣の事

附つたひ〳〵の城に日本勢被レ置候事

一鏡の城より朝鮮國の帝王御兄弟、ほう君、はんしん藏、せるとうす、十二人の后迄同心にて、清正人數一萬計にて、谷峯大川を越、八日路都の方へ歸陣仕られ候て、吉州と申郡見事なる城の有レ之所御座候、此吉州より案邊迄十三日路をば、此方より持候て年貢を納させ可レ申候、其外ハあまり大そうの儀に候間、捨にさせらるべきのよしにて、吉州より案邊迄ハつたひ〳〵の城ニ人數五百三百ッゝ被ニ殘置一候、吉州は清正持分之端にて御座候ゆへ、肝要の持所とて、加藤右馬允、加藤清兵衛、加藤傳藏、並河金右衛門、永野三郎左衛門、原田五良右衛門、天野助左衛門、山口與三右衛門、以上八人よき人數千五百添候て被ニ殘置一候、それより藏床ニ、近藤四良右衛門、安田善助、たんてん、是は銀山の事にて候、爰にハ、加藤三右衛門、九鬼四良衛、井上大九郎、りせくには、小代下總守、大脇次良左衛門、并組之弓三拾挺、ほくせんニハ、吉村吉左衛門、堤權右衛門、如レ此傳ひ傳ひの城に人數五百三百宛被ニ殘置一候、それより三日路の間は、鍋嶋平九郎、成隅十右衛門、龍造寺七良左衛門、傳ひ〳〵の城に鍋嶋殿人數被レ置候、

長橋には鍋嶋加賀守自身被レ居候、其次はあんへんと申所にて候、爰には加藤主計頭清正在陣仕、霜月十日頃より明る文祿二年二月廿日頃迄あんへんに被レ居候、彼所より一日路有レ之坂の下と申所には、多田茂左衞門に馬廻り之者四五騎添候て被レ置候、あんへんより左手八里過、かあん道堺、はつかいと申處には、小田原半助木戸清助兩人に馬廻二三騎添、爲二代官一被レ置候、其年の年貢浦々よりの上りもの調させ、そこ〳〵の藏に納置候事、

本唐口へ參候小西行長其外日本勢敗北之事

附都南大門合戰之事

一本唐口南海道へあん道の先手は、小西攝津守の人數合て二萬五千、二番はんはい道には、黑田甲斐守大將にて、大津義宗一手にて二萬五千、三番備はんはい道の內かさんほには、小早川左衞門佐隆景、久留米の侍從秀包、立花左近將監、筑司主水正、都合其勢三萬騎、高麗の都迄持つゞけ被レ申候、然所本唐の將軍まんろうや、やろうや二頭、かくなみ勢四拾萬騎にて、小西行長惣陣に切懸り申候、眞先にて、小西兄弟、小西類右衞門討死仕候、其組之者手を碎働候て大分討死仕候、かくなみ勢四拾萬にて野山平地もなく陣取とり卷申に附、小西叶がたくやおもはれけん扱ひを取被レ申候、さらば人質を出し候へと申に付、行長小姓頭竹內吉兵衞と申ものを人質に出し被レ申候、此方へも人質くれ候へと申候へども、人質を不レ出、竹內を唐人請取候て、あつかひにも不レ仕、いよ〳〵取まき攻申に付不レ叶、先手の小西二番備の大津陣に崩かゝり申候段被レ聞候て、小西不レ參候うちに、黑田甲斐守陣には被レ退候、其時甲斐守大津殿に向て被レ申候ハ、行長勢大津殿御陣まで敗軍申やと被レ尋候へば、大津被レ申候は、いまだ我等陣まで人數は不レ參候得ども、先手崩候段まぎれず候に付、是迄退候と被レ申候、其時甲州被レ申候は、それは聞逃と申ものにて候、我等は小西行長是迄不レ參候はゞ、退申間敷候よし申され候て、くひとめ居られ候、此段大閤御耳に立候て、大津身上崩申候、然所にかくなみ勢四拾萬にていよ〳〵追立參候に付、惣勢一同に三番手の小早川陣、かさんほへ被レ退候、左候はゞ、かせんほ川を渡、せん〳〵に都本陣に相加へられ候、其時かくなみ勢四拾萬之內二拾萬

をわけ、やろうや大將にて加藤主計頭清正被レ居候ゑあん道口ゟ遣候、殘り二拾萬騎は、まんろうや大將にてかさんほ川を渡し陣取、都內の日本勢洛外ゟの出入不二罷成一候樣にかくなみ勢數萬騎にて取まき、あひ〱に日本勢下々洛外へ出申候をうち捕申ゆへ、都に被レ居候奉行衆諸大名談合相究、一合戰可レ有レ之由に候、然ゆへに、此度之合戰は、日本大明わけめの軍、一大事の儀共に候間、小早川隆景功者の儀にて候間、先手被レ仕可レ然よし奉行衆被レ仰候、其時小早川隆景被レ申候は、此度之合戰大事の儀ニ存候へども、各御談合之上隆景ニ被二仰付一候間、とかう申ニ不レ及候由被レ申、則陣所ゟ被二罷戾一、一手乃衆立花左近、筑司主水正、高橋主膳不レ殘樣子被二申渡一候、其時左近被レ申候ハ、明日之先手をバそれがし可レ仕候間、右樣ニ被二仰付一可レ被レ下候よし被レ申ニ付、尤の儀に候故、然バ先手ハ左近殿被レ仕候へ、自分乃人數、粟屋四良兵衛井上五良兵衛兩人の組をさし添可レ申のよし隆景被レ申、みなみな陣所ゟ被二罷歸一候、左候て次の日立花左近備を南大門の口へ押寄られ候、粟屋四良兵衛井上五良兵衛兩人の備をもおし出し候、左候て夜明に立花手にて合戰有レ之、十時傳右衛門などと討死仕候、其外手負死人數多御座候、二度めの合戰隆景內、右之粟屋四良兵衛井上五良兵衛兩組之備をくり出し、手を碎き相働申ゆへ、かくなみ勢敗軍仕候、立花左近、高橋主膳儀不レ及レ申、其外小早川一手乃衆押つづき〱追崩し候、都に被レ居候大名小名ともに數萬騎うちとり被レ申候よしニ候、都より四里半有レ之かせんほ川邊迄かくなみ勢退候よし承候、都より十三日路おくニ罷居候ゆへ、都合戰の儀不レ存候得ども、其後立花左近殿家老小野和泉天野源右衛門、清正へ被レ參物語仕候を承候、其以後も都合戰之趣承候處、大形都合戰乃樣子右之通リニ候、委敷次第ハ他家の儀ニ候故不レ存候事、

清正の陣所あんへんゟ北京乃大王より勅使之事

一加藤清正ハ其頃まで案邊と申所に越年にて被レ居候、然所ニ正月五日ニ遠見乃者所より申越ニハ、唐人案邊をさして參候通申越候、清正被レ申候ハ、唐人にて候ハヾ、此方ニて悉切取可レ申由ニて、勢ハ

いかほど有之やと被尋候ハヾ、重而申候ハ、本唐よりの官人勅使にて候や、上下二三十人程ニて候、馬上之上官二人有之よし申候、さらバ不苦候間、かまい申間敷通被申、無程清正陣所へ參、通詞を以清正へ申候ハ、本唐北京乃大主より之勅使ニ參たるよし申ニ付、主計頭もそうち共被申付候山海乃珍物取揃へ、饗應乃支度被申付候、則兩使清正所に參、北京の大王よりの綸旨を渡、口上之通通詞を以申渡候、其樣子ハ、むかしより日本之儀ハ本唐惣帝乃下ニて、七帝乃內其一之覇王ニて候、百王百代之約束ニて王號を本唐乃帝王より御免にて、本唐に御貢を納來候處ニ、近代左樣乃道をも取うしなひ、剩今また日本小國乃王の官下大閤と申者より人數を相渡し、高麗に發向し、狼藉を仕候段叡慮不穩候ニ付、其後凶徒誅戮乃爲まんろうや、やろうやニ人數四拾萬騎差添、れうとう境迄差出し候へバ、一戰にも不及、小西攝津守藤原朝臣行長爲始、日本勢悉武道具を捨逃退申ニ付、高麗都迄追詰、去ル正月廿日ニ、都に籠城候太閤名代の者を先として悉うち捕、釜山海を限り、朝鮮國の內ニ、日本人といふ者壹人も無之、清正計ニて候、爲天高不被上、爲地厚不被入、獄の中の鼠の如くなる身躰ニ清正罷成候、乍去清正ハ法度を能おき、無科唐人をバ切不申候慈悲ふかき者候よし、兼而達叡聞候間、朝鮮國兄弟并高麗第一之美女を清正が手へ生捕候通被聞召候間、是を相渡し候ハヾ、清正人數二三萬も有之由候條、數千艘の舟を北京の都より被仰付、無異儀歸朝させらるべきとの勅使ニ參たるよし、通詞を以口上也、清正勅定之趣謹而承、本唐四百餘州乃大王の御綸旨を、日本秋津洲小國王の臣下太閤が家老として、直ニ拜見仕候段、弓矢の冥加忝次第とて本唐の方へ向、手を合三度拜ミ奉り、勅使をも馳走候て、引出物とて日本小袖二重ヅヽ兩使ニ出され、其時官人らも此樣子を承悅候て、物語ども仕候、然者鍋嶋加賀守渡居候、長橋と申三日路有之所に使を被遣、此段私ニ申遣候、鍋嶋殿被申候ハ、此女の儀ハ、日本太閤に之土產ニ可仕と存候へども、何篇清正の下知に付候へとの太閤よりの仰ニて候間、何事も清正被仰次第との儀ニて、鍋嶋よりも侍壹兩人彼の女に添候て被出候、

勅使を六七日逗留させ、其間ハいろ〳〵もてなし、彼美女參候時、高麗の王御兄弟幷彼女を勅使に見せ候得者、此女の事にて有レ之由申候付而、其時清正勅答の返事被レ仕候、其樣子ハ、朝鮮國の王之儀、日本太閤ゟ問不レ申候へば、其方ゟ相渡候事不レ成候、美女之儀ハ、其元より被二仰越一候樣ニ、爲二天高一不レ被レ上爲二地堅一不レ被レ入と被二仰聞一候間、天へも不レ上、地へも不レ置、勅使の御前にて中に置見せ申候、へいあん道へ參候小西行長と申者ハ、日本堺乃浦の町人にて候へども、宗對馬守と緣者ニ付、本唐道の案内者たるによつて彼所ゟ被レ遣候、日本太閤乃臣下の武者と申者ハ加藤清正也、是ゟ四拾萬騎の人數被レ越候へバ、幸能所ニ罷居候間、此山を能越候とも、一日ニ一萬ならでハ越申間敷候條、一日ニ壹萬ヅヽ、四十日ニ四十萬の人數をバ討果可レ申候、かうろ山の玉もひろへバ盡ると申ならはし候間、我等手勢ばかりニて悉うち捕、夫より直ニ本唐ゟおし入、宮殿樓閣本唐四百餘州悉灰燼となし、北京の大王をも此朝鮮國のごとく生捕、日本へ渡し、異國のやつことなし可レ申段、佃齋と申文者に書せ、豐臣朝(臣)加藤主計頭清正と書留、判をすへ候て勅使に相渡し、扨美女をバ外にて相渡し可レ申と申て、はた物木に上ゲ、清正秘藏之聽長の鑓にていもざしに突候て被レ見候、勅使兩人供之者迄此由を見候て、舌を卷恐るゝ事限りなし、夫よりして朝鮮國の儀ハ不レ及レ申、本唐四百餘州おらん海迄も、加藤清正を鬼上官と申候、是本唐と日本との手ぎれなり、

吉州より到來有レ之ニ付てあんへんより北青と申所迄七日路清正被レ戻候事

附鍋嶋異見之事

一右之勅使罷戻り、一兩日間候て、清正人數被レ置候吉州と申城より注進狀到來す、加藤右馬允、加藤清兵衛、加藤傳藏、並河金右衛門、永野三良左衛門、原田五良右衛門、天野助左衛門、此七人の衆連判にて注進狀參候、其樣子ハきつちうより一里半程有レ之所に、日本之藝なとなる能浦御座候、それへ年取物共越候へと、城より使を遣候へども、陣中の事にて候へバ、さのミ大分越し不レ申とて、下々の者共亂妨ニ罷出、地下人共打果しおし取其仕候ニ付、彼所

之一揆起り、是ハ大上官清正よりの掟ニてハ無レ之候、近頃狼藉なる儀と候て、地下人起り、亂妨ニ罷出候者を中入仕、跡を取切大分討申候、其時山口與三右衛門も討れ申候、左候てきつちうの城を取まき猛勢ニて責申候、されども清正内々掟を手堅被レ仕候ニ付、右之分ニてハ注進不レ申候、おらんかい人猛勢ニて取卷、城を責申候よし注進申ニ付、清正急ニ後詰のためとて、あんへんより三日路被レ戻、長橋ニて鍋嶋へ此通被レ申候へバ、加州被レ申候ハ、彼所迄はる〲と御戻り候事ハ御無用にて候、きつちうへ飛脚を被レ遣、其元切はらひ、爰元へ早々參候へ、都へ一同ニ可レ有ニ御越一通被ニ仰遣一、此方へ御呼候へ、天竺の獅子ハ子をうミ、三日の中ニ數千丈有レ之瀧へなげ落し、かんてうニ才覺候て上り候を子ニ仕そだて、死するをバ捨と申候、武士も其分ニて候、彼者共甲斐〱敷候ハヾ、敵ども追はらひ、此方へ頓て可レ參候、無レ左候て被レ討候ハヾ、御捨候て可レ然候、我等將分も是より三日跡迄持候て、同名之者を始として、歷々急候へども、自然かやうの儀出來候ハヾ、捨ニ可レ仕と被レ申候、其時清正被レ申候ハ、

加州は左樣ニも被ニ思召一候へ、我等ハ左樣ニハ相成間敷候、其故ハ先手へ遣、或ハしつはらひなどをさせ、及ニ難儀一候を見捨申儀ハ不ニ罷成一候、以來之爲にても候間、清正迎に參、及ニ難儀一候ハヾ、其時士卒と共に切腹可レ仕候、さらば加州は是に御座候へ、王を預け可レ申とて、帝王御兄弟せるとうす以下迄悉鍋嶋に預られ、清正はそれより四日路行候て、吉村吉左衛門堤權右衛門を被ニ殘置一候、ほくせんと申城迄被レ參候、然所下々雪やけにあひ、手足損し、鳥目になり、目一圓見へ不レ申條、爰に五日御逗留にて、人馬の足を御やすめ候へど、下々訴訟仕候に付、さらばは爰に五日御逗留と被レ仰、侍下々休足候て罷居候處へ、きつちうに殘置候頭七人、下下千五百、幷藏床たんてんりせ〱に被ニ殘置一候衆中上下三千餘、陣はらひを仕、敵を追崩し、此方へ參候、先手之昇五里つゞきたる松原御座候、其松原よりのぼり相見へ候通、遠見の者所より申來候へバ、各陣屋に休足候て居候者、或ハ親兄弟、或ハむこしうと、皆々無レ之者は一人もなきゆへ、各嬉しがり、皆皆馬引よせ打乘、松原へ出向、誰々ハいかゞ候やと

銘々問、以下共に親兄弟親類に尋あひ、手を取あい悦事限なし、夫より程なくほくせんの清正御座候處へ參候、其時清正は、大釜にて幾所にても食を大分たかせ、清正前へ取よせ、清正自身手にて食をつくね、右馬允參たるか、清兵衛參たるか、扨々苦身仕たるとて、右之つくね食を手づから被レ遣候へば、請取いたゞき退申候、三千計の雜兵迄、壹人も不レ殘手づからつくね食を被レ遣候、扨各も是迄清正迎に御越候事忝次第に候、此君に命を御用に立候事、露ほども命を不レ可レ惜とて、以下三千清正の供之者共壹萬許の軍兵共以下おしなべ、清正の御情を感じ、又は親類無レ恙再參仕嬉しきとて、鎧の袖をぞぬらしける、各數日寒天雪中に參候間、人馬つかれ候へつるとて、ほくせんに又五日御逗留、前三日と引合八日之逗留也、ほくせん米、大豆たくさんなる所に候ゆへ、上下悦申候、ほくせんの地下人殊之外馳走仕候に付、餘の所をば陣はらひとて放火仕候へども、ほくせんをば壹軒も燒不レ申候、八日めには跡勢迎勢一ツに成、日をつぎ鍋嶋の被レ居候長橋へ出、王并せるとうす以下請取召具して、鍋嶋相良清正の勢、都合二萬騎の勢にて、都をさして長橋を出、十六日めに鍋嶋勢は都へ入、清正勢は都へ三里行不レ着、川畑ニ一夜陣をすへ被レ居候事、

せるとうすを取ぬがし申事

一明る日、右之陣所より三里にて候故、早天に打立、都入被レ仕候、清正并王子其外人數大分にて候條、大きなる家を相渡し候ずるとて、南大門より外に大屋形有レ之を、奉行衆より被ニ相渡一、然所にせるとうすをば、去年より津田三四郎と申もの、是は尾張衆にて、信長にも御親類にて、清正内にては、如レ形の身上にて、手勢百四五十も持申者にて候故、是に鐵炮の者三十人添候て、せるとうすを預置かれ候、さる程に其前々夜せるとうすを取ぬがし申候、三四郎も迷惑がり候て、既に切腹可レ仕よし申候所、清正其儀には不レ及之由被レ申候て被ニ差留一候、都に被レ居諸大名衆諸奉行も清正王をとらへ、是迄參たるは第一の忠義なれども、肝要のせるとうすを取ぬがし候事沙汰の限りにて候、是は王よりも大事なる者にて候、鍋嶋同前に其夜都入被レ仕候はゞ、かやうには有レ之まじき物をと、諸人清正をかげにて云か

り申候、あんのごとく明る日せるとうす爰かしこ居候ものを集、朝はや人數一萬計にて爰かしこの山に取上り、馬を乘、方々にねりくり廻り申候、其時いよ〳〵清正をあしくいはんとて、せるとうすを取ぬがし申候は、千里の野邊に虎を放したる樣と各申あへり、されども此せるとうすをかせんほ川の邊合戰の時、清正の手へ討捕申候事、

かくなみ勢十萬餘騎の大將を清正自身討捕候事

附惣人數かせんほ川へ追はめ不殘討捕候事

一南大門の外、清正陣所に日本の諸大名備前中納言秀家を始め、三奉行五奉行の衆不殘見廻被申候、扨扨永々苦身させられ、奥がたの合戰手を碎かれ、御手柄、そのうへ高麗の王御兄弟左府右府の官下まで生捕られ候事無比類御忠義のよし、御名代秀家公、石田治部少輔を先としてほめ被申候事無限候、左候て此中の辛勞忘れニとて、大名衆奉行より廻り振舞など御座候、然所治部少輔被申候は、此都に永々籠城にて、各御座候馬の草葉までそうじ取者をも追たて、何篇手づまりたる仕合に候、是より四里半有之かせんほ川のこなたに、かくなみ勢十萬騎にて陣取罷居候、かせんほ川向には、まんろうや人數三十萬騎にて罷居候、其故方々の通路はきれ、都の內許にて馬の草をさへ自由にからせざる仕合に罷成候、其上兵粮もきれ無之候間、ふさん海へ引取、かいへんに城普請被仰付、日本よりの兵粮取越候樣に無之候はゞ、永陣なるまじく候、此都はふさん海より十三日路奥にて御座候、爰にて唐人ニ仕つめられ候つるよりは、ふさんかいへ出、城を堅固にかまへ、王をも同心にて罷居候はゞ、都は籠中の鳥のごとくに可有之候と申され候、其時清正被申候ハヽ、いや〳〵我等ハさやうニハ不存候、此都各手を碎、如此乘取候を、今更すて候て、敵の手へ相渡し候事如何ニ候、大閤は御一左右被仰御判頂戴之上ならばともかくも候べし、只何となしに都をうち捨、釜山海まで退候へば、敗軍仕たるに異ず候、第一樣子により大閤是まで御身御馬を向られ、異國乃都御覽あるべくなどゝ被仰出儀も可有之候、左樣之節ハいかゞさせられべきやと被申候、其時治部少もまた被申候ハ、いかにしても兵

粮つきて人馬兵粮無レ之と被レ申候、清正ニ左右有レ之迄ハ拘をくはずともこらへ可レ申と被レ申候、加藤遠江被レ申樣ニハ、我等ハ砂をくい候ても相待可レ申と被レ申候、及又清正被レ申候ハ、十萬騎之人數川を渡し、こなたの地に罷居候て、此方を仕つめ申候ハヾ、何とぞ追ちらし候て、見候てハ被レ置せヽそ、彼ハ十萬、此方之人數ハ十五六萬も都ニ可レ有レ之候、十五六萬の儀ハ不レ及レ申、人數壹萬ニても輙儀と被レ申、其時治部少被レ申ハ、左樣輙候ハヽ、清正參り追ちらし被レ申候へと被レ申、それこそ安きほどの儀ニて候、いでさらバ追散し候て見せ候ずると被レ申、治部少被レ申ハ、さらバ鍋嶋人數ハ御同心も御無用ニ候、清正手勢ばかりにて追散され可レ然と被レ申候へバ、其分ニ可レ仕と被レ申候、則時ニ被ニ打立一候、清正家中の者共ハ、無レ詮物あらそひ被レ仕、我々犬死仕候事不レ及ニ是非一候、何か日本國乃諸大名衆寄集り、人數十五六萬ニてさへ不レ成候やろうやを、清正壹人して何としてかハ退散可レ申や、物に被レ狂候か、さて〳〵笑止なる儀と申候て、王の番ニ被ニ殘置一候千餘騎の者に各暇乞仕、與高麗にてぼく〳〵など仕候者共を王の番の者に渡、歸朝被レ仕候て、我々父母、或ハ妻子兄弟、或ハむこ忘うと、是〳〵に渡候て給候へと申、銘々文を書名同號以下迄も、茶湯の爲として書付相渡し、死出立仕、各供仕候、其夜四里半有レ之かくなみ勢陣所に被レ參候へバ、まだ夜ハ不レ明、丑の刻計ニて候、惣陣も寝入、物音少しも無レ之候、そこニて清正被レ申候ハ、一段能時分ニて候ぞ、轡の音高候間、銘々手拭ニてまき候へと被レ申候、各轡をまき、音のせざる樣ニ仕候て、いかにも靜々と本陣の方へ清正馬を乘込まれ候、大將の本陣とおぼしき所ニらうそく爰かしこ燈し、少宛火の有レ之申所も御座候、其所に清正自身つと入、大將を清正自身一討ニうたれ候、それより爰かしこより出申、唐人を各討取、本陣に火を付、又わき〳〵かなたこなたニ火を付燒立、ときの聲をあげ、かくなみ勢十萬餘騎の大將をバ清正自身うち取たるとよばハり、勝どきを上られ候ゆへ、十萬餘騎の人數きる物もきず、赤はだかにてかけ出し、川向の方にまんろうや三十萬騎ニて罷居候所を目にかけ、たおれふためき、かせんは川に飛

つヽり申候、然所都の諸大名衆被レ申候ハヽ清正情のこはき者ニて、一身彼所に參、定て可レ被ニ追崩一と無ニ心元ニ被レ存、各より人數五百三百ヅヽ、清正跡に付て被レ遣候者、ふくればせにて川端まで參、川につづり半死半生の者を引あげ、壹人して二人三人ッッ首をとり、高名仕たる躰ニて、各川ばたニ頸をすへ置罷居候、其時清正祐筆數十人ゑらび出し、感狀之文章ニ、其方事今度かせんほ川の邊ニて追討之節組討被レ仕、手を碎被ニ相働一頸一或ハ二ッ被ニ討捕一手柄之段無ニ比類一候、我等ハ高き所ニ罷居、其方組被レ申候段見屆申候、侍ハ不レ知物ニて候、自然牢人も被レ仕候ハヾ、此狀を以我等所に被レ參候へと書留、年號月日仕、加藤主計頭清正と書判をすへ、數多書置、さて川ばたニて首取被レ申候衆ハ、其元ニ銘々被レ取候頸を前ニおき被ニ相待一候へと、清正只今實撿ニ參候通被ニ申付一、各川ばたに首を備相待候所に、清正被レ參、此首ハ何がしより使ニ參たる何と申者討捕候段披露申候へバ、中〳〵それは清正見申候、鎧ハいかやうなる鎧、ゑるしハ何にて名譽乃高名無ニ比類一候、則感狀を出し可レ申と被レ申、右ニ書置候狀ニ宛所許をそこニて書付被ニ相渡候、いづれも其ごとくヽニ被レ仕、預置候衆中ニハ無レ殘感狀を出し被レ申候、各末代の高名ニ成、御文章旁以忝と申、各可ニ罷歸一と申候時、また清正被レ申候ハ、各是へ被レ參候ハヽ、可レ申子細候と申、各清正の前へ參り候へバ、清正被レ申候ハ、此上の大藏ニ十萬餘騎の人數乘候、馬數千居候、牛も大分居候、米大豆何十萬石有レ之とも不レ知程御座候、此藏を打破り、あの馬牛ニ付ケ候て、一人して五疋も十疋も才斷仕、都へ戻られ候へと被レ申、各畏存、其旨之通申ニて、彼藏に行見候へバ、清正被レ申樣ニ、米大豆何十萬石、馬牛何千疋ともなくミち〳〵可ニ罷居一候、牛馬ニくらを置、米大豆をおヽせ、一人して五疋十疋ヅヽ、才斷して、かさんほより都まで四里半の間引も不レ切牛馬つヾき候て、都へ米を持たれ候、左候て、使之者都へ戻り、銘々主へ此通申上、かさんほ川にて高名仕候とて、清正より給り候感狀出し見せ候へバ、各被レ申候樣ニハ、主計頭ハ人間ニてハよもあらじ、いかさま大ぼさつまりし尊天の化身ニて候ずると申され、加藤主計頭清正をほめぬ人

ハなし、

太閤より御教書參都を明釜山海迄引取候へとの儀に付て各ふさんかいへ引取候事

一都に被レ殘候御名代浮田中納言秀家公幷三奉行衆各大名衆より相談有て、日本名古屋へ被ニ申上一候ハ、都を明釜山海に引取可レ申哉と注進被レ申候、大閤御書にはまづ釜山海まで引取、やくさんこもかいニ城を取、右五人敗軍させたる木曾判官が居候陳州之城に惣勢不レ殘おしよせ、もくそ判官が頸を切、日本に可レ渡との御諚也、惣勢悦都を出、都川に舟橋を渡し、次第〳〵に歸陣仕候事、

陳州之城日本勢責る事

附木曾判官を川に追はめ其頸日本に渡候事

一主計頭は陣ばらひして都を出て、十三日めにふさんかいより左三里おくに着候、清正繩ばりにて、やくさんこもかいに城取を仕、惣勢にて作り立申候、左候て五月中旬にやくさんを立、加藤主計一番に木曾判官が城に着陣候、次第〳〵に惣勢も參候、大閤御名代には浮田中納言秀家、御横目には淺野彈正忠にて、扨惣勢とり卷、陳州の城に竹たばにて寄、夜晝五十日の間責候、然所に加藤主計頭者より口と黑田甲斐守者より口と一所に責申度と、黑田如水より御望にて一所になり、十五日めには清正よりてこつかひ三人、甲斐守殿よりてこつかひ三人おし合、石垣のかどの大石を引はね崩す、左候て主計頭手前よりの一番乘森本儀太夫、飯田覺兵衛、三人めには、加藤主計頭城内へ切こまれ候、續て手勢不レ殘切入候得ば、黑田甲斐人數も一所に入組切かかり申候、此由惣勢見候て、平乘に乘込申候、就レ夫木曾判官は川につかり申候を、川下にて頸を取申候、惣勢は三分一も城中にて頸を取申候、唐人皆々日本の鈲を恐れ候て川へ入り申候を、引あげ〳〵首を討申候、則其日小西攝津守所より早船を仕立、日本大閤に注進申候、陳州の城一番乘を小西仕たるよしを申上候、大閤此由聞召、扨は行長一番乘仕候や、主計めはいづくに居候やと御機嫌よからづ候處に、家康公御取合には、主計頭すはだにて甲計着、一番に飛入、木曾判官に切かゝり候へば、木曾判官主計に恐て川に飛つかり候を、川下にて首を取たるよし町説に申候、能々御聞直し候へと、返々家康

公御取合にて候、是は大閤御前にての物がたり也、扨陳州の城責崩したる次の日、浮田中納言殿、淺野彈正忠殿御出有レ之、諸大名衆を呼よせて、大閤への御注進狀を被レ書、諸大名衆一同に主計一番衆にて候由被レ申候、淺野彈正殿被レ申候は、さらば連判を被レ遊候へと被レ申、承候とて日下に浮田中納言殿判を被レ遊ければ、諸大名小名奉行迄次第〳〵に判を被レ仕候、其樣日本名古屋ニ着し、大閤御覽候て、家康取合被レ申段僞ニ成不レ申候、加藤主計頭陳州の城一番乘をあらそひ申人も無候事、

日本勢諸所在陣之事

附やくさん迄七日路之間浦々日本勢取つゞけ候事

一陳州より三日路奥にはたらきなで切申付候て、各引被レ申候、主計頭ハせつかいと云所ニ在陣す、是先手也、其次に毛利壹岐守、嶋津、秋月、高橋、伊藤與力ニて、せいくわと云處に被レ居候、其次に黑田甲斐守同如水父子ハ、くちやんと云所に被レ居候、其次に美濃衆とくねぎといふ所に被レ居候、是ハふさんかいより東添北四日路の間也、釜山海より西の手先ハ小西攝津守先手にて、ふさんかいの續やくさん迄七日路之間ハ、日本人浦々取續候事、

石田治部少加主計を讒奏仕候ニ付大閤御腹立被レ成加藤主計に切腹可レ被ニ仰附一との儀ニて日本に被ニ召寄一候事

附二ノ傳奏日本來朝之事

一小西攝津守行長事、今度高麗乃御先手被ニ仰付一、加藤主計と兩手にわかり、へいあん道の先手を仕、おして參候處に、敗軍仕候而、かせんほまで居候、清正都への一番乘仕候のミならず、王をとらへ、其上又此度陳州の一番乘をも清正仕候、行長ハ仕合あしく敗軍仕候、大閤御前如何可レ有レ之やと氣遣被レ申、内々石田治部少を被レ賴候處、治部少別而入魂にて候ゆへ、さらバ本唐と日本の和平之儀を行長才覺を以被ニ相調一候ずるとの儀ニて、台長老に狀を書せ、本唐へ被ニ申遣一候ハ、古の如く日本より本唐へ御貢を納、古ニ不レ替北京の下として仰可レ申のよし被ニ申遣一候、左候て小西所よりの人質に、竹内吉兵衛と申者を被レ置候を取返し、内藤飛驒守と申ものを同名ニなし、小西飛驒守と名乘

せ、本唐への人質に出し申候、就レ其日本へ一の傳奏、二の傳奏とて勅使を北京の大王より被二相渡一候、其故ハ本唐へ御馬をつながれ候あつかひ調候ニ付、北京の大王より大閤へ冠を御免被レ成候勅使也、然所ニ一の傳奏歷々の金銀珠玉を持、結構なる躰ニて參候を、清正内三宅角左衛門と申鐵炮大將の手のもの追剝仕候ニ付、二の傳奏日本へハ渡り申候、其頃石田治部少、大谷刑部少、增田右衛門尉を先として、奉行衆の分ハ大閤より召候て、歸朝被レ仕、大坂ニ被レ居候、治部少と清正中惡しく御座候に付て、何とぞ清正をうしなひ候ずると被二心得一、小西とハ入魂ニ候へバ、色々に讒言被レ仕と聞へ申候、其箇條ハ、清正此度高麗にて手柄も仕候へども、大閤樣より今度高麗一方の御先手被二仰附一候小西攝津守行長を、日本堺の浦の商人にて御座候などゝ申、我身ハ御免なきに豐臣の朝臣などゝ北京の大王ゑ之勅答ニ仕、剩今度異國本朝の御和睦之儀を小西攝津守才覺を以相調、唐より日本ゑ御調を納候へつるとの儀ニて、異國本朝和平の勅使參候、其一の傳奏を主計頭内の者三宅角左衛門と申者追剝仕、猥藉之段、前代未聞不レ謂儀共ニ候通折々大閤ゑ被二申成一候而、北京の大王ゑ之勅答の返狀を持參仕られ、大閤被レ懸二御目一候、就レ其大閤御諚ニハ、さてさてにくき主計めが仕樣かな、何とて大唐の大王の勅答に、小西ほどなる者を日本より先手に仕立遣候者を、町人などゝ申事、日本の外聞と申、大閤目利を虜ニ仕と申、一方ならざる曲事不レ及二是非一候、其上御免も不レ被レ成に、豐臣朝臣などゝ書候事、言語同斷沙汰の限りに候、そのうへ勅使を追剝仕候段、何も重科不レ輕とて御腹立有りて、急清正を日本ゑ被二召寄一、切腹可レ被二仰附一との儀ニて、主計頭を日本へ被二召寄一候事、

二の傳奏登城之事

一二の傳奏と申勅使來朝之通、奉行衆見被二申上一候付而、大閤かねてより被二聞召一、御馳走可レ被レ成との儀にて、殊之外御馳走にて御座候、左候て登城仕候て、御對面被レ成候、大閤御高間に御座候て、二の傳奏をば次の間に被レ置候、二の傳奏存候には、大閤本唐ゑ扱を被レ致、本唐ゑ馬をつなぎ被レ申候へば、我等爲には傍輩にて候、無禮なるあいさつとぞ

んじ、大閤を次の間へさがり候へ、北京の大王より御免の冠をきせ候ずると申候、其時大閤すいのはやき大將にて御座候故、御さとり候て、いや〳〵このあつかいは予にはちがひ候、此冠をば何の用に可ㇾ立ぞ、捨候へと被ㇾ仰、廣庭に御なげすて被ㇾ成候て、異國本朝のあつかいはきれ申候、

清正歸朝候て增田右衞門尉所に被ㇾ參大閤に之御理之談合被ㇾ仕候事

附清正家老くやみ候事

一清正は切腹可ㇾ被㆓仰附㆒とて日本に被ㇾ召候をも、さのみくやみ不ㇾ申候、高麗にて仕かけ候城普請御座候を、夜を日に急候て成就之上歸朝仕、急伏見被㆓罷上㆒、先日來增田右衞門とは中能候間、此理之談合可ㇾ仕とて、增田右衞門尉所へ被ㇾ參候折ふし、台長老など被ㇾ居咄半にて候、奏者谷市助申樣には、加藤主計頭殿高麗より御歸朝とて、是迄御見廻之よし、右衞門尉に申候へば、右衞門尉被ㇾ申候は、能こそ御出候へ、是に御通候へと被ㇾ申候へば、清正則急其座敷㆓參られ候、其時右衞門被ㇾ申候は、近年ハ朝鮮中打續御苦身不ㇾ淺などゝの挨拶にて候、其後清正被ㇾ申候は、我等只今こなたへ參候儀餘の儀にあらず、御存候樣に我等を治部少輔めと中惡しく候により、色々我等事大閤に讒言仕候に付、腹きれ脊きれと候て、高麗に御上使參候に付、いそぎ歸朝仕候、治部少と我等中惡敷候段、上にも御存被ㇾ成候、かやうに數年高麗中雪霜をいたゞき辛勞仕、都に之一番乘仕、王御兄弟共に生捕、かさんほにて十萬餘騎の大將を清正自身うち取、十萬騎の軍兵を川に追はめ不ㇾ殘討捕、陳州乃城一番乘を仕、木曾判官を川に追はめ、其首を日本へ渡し、色々粉骨仕候段、大形は日本國中に我等に肩を雙申人も無ㇾ之程相働、遂㆓忠節㆒候條可ㇾ被ㇾ行㆓忠賞㆒とこそ存候所に、依㆓虎口讒言㆒被ㇾ默㆓止莫太勤功㆒、今又腹きれ脊きれと被㆓仰出㆒候事不ㇾ及㆓言語㆒候通、かきくどき被ㇾ申候へば、右衞門被ㇾ申候は、其段は淵底我等も存候、乍ㇾ去此理の儀は、とかく治部少と中さへ御直り候へば可㆓相濟㆒候、今の世に於㆓天下㆒清正の樣に治部少などゝ申者、日本國中に有ㇾ之間敷候、治部少と御中直候ずるとの儀に候はゞ、明日にも我等治部少に申候て可㆓相濟㆒候、無ㇾ左候はゞ我等の才

覺には成間敷候通右衛門被レ申候、其時清正被レ申候は、八幡大菩薩摩利支尊天も御照覽あれ、治部少めと一世中直り候儀は不二罷成一候、其故は此度朝鮮國にて數箇度之合戰御座候へども、一度も手に不レ相入のかげ事のみ申通り讒言をかまへ、人をたおし候ずるとのたくみ計仕、きたなき奴原に一度中直り候ても何かせん、縦大閤の御前直り不レ申候、此儘にて切腹被二仰附一とも、治部少めと中直りは仕まじく候、右衛門殿も被レ聞候へ、寔今度高麗おらんかい迄渡り、六七年ぶりに初て參候からは、清正參候通被レ聞候はゞ、日來のよしみにて候、せめて次之間迄成とも被レ出、久敷なつかしきなど、被レ申事やすき程の事にて候、居ながら首ばかりひねり廻し、能來りたると被レ申候は過分にも無レ之候、所詮我等身などの樣なる禮儀も知らざるものと申談候ても不レ入候、向後賴申間敷と被レ申、つとかけ出し被レ戻候、右衛門も其時に至、左樣に而は無レ之候、今少し御咄し候へかしと被レ申候へども、聞も不レ入被二罷歸一候、清正家老乃者共くやみ申、扨々主計殿は物狂はしき人にて御座候也、左樣之讒言はむかしも今も有レ之習と承候、旣以源義經は正しき賴朝公乃御兄弟にて候へども、梶原が讒言により切腹被二仰附一候、夫は梶原一人が讒言にて候、今又清正ハ三奉行、五奉行之衆共に悉中を違られ惡み申候、其内にてハ增田右衛門尉壹人清正へ御入魂にて候へども、右衛門尉共に如レ此御中違ひ候ては、扨々不レ及二是非一儀共に候、定而御理候ずるとも成間敷候條、切腹被レ仕にて可レ有レ之と申、各々くやみかなしがり申候事、

大地震之事

附清正大閤御座候伏見之御城に參上候事

一其夜は、慶長元年七月十二日之夜也、大地震ゆり候事、二百年三百年にも、かゝる例不レ承、大地震洛中不レ及レ云、五畿七道悉ゆり申候、就レ中五畿内大分ゆり候て、京大坂伏見在之所々の家一字も不レ殘たおれ申候ニ付、おしにうたれ死するものいか程といふ數も不レ知候、其夜清正則起上りて、こつかひ候もの三百召連、てこを持せ、御城に出仕候て、大閤御座候所の邊迄被レ參候へば、はや大閤も不斷御座候間を御出有りて、大庭に出御なされ、敷物をしき、

幕屏風などにてかこい大庭に御座候、折節清正つと被レ參候へバ、大閤様、政所様、松之丸様、高藏主、其外御上臈衆の聲聞へ申候、はや御出被レ成たると清正も悦び、高藏主〳〵と清正被レ呼候、誰ぞと御答候節、加藤主計頭清正是迄參候、大地震おびたゝしく御座候條、上様をはじめ、各おしに御うたれ候て可レ有ニ御座ーやと存、參候て押おこし可レ申と存、てこの者三百人ニ悉てこ持せ參候通、大閤様へ被ニ御上ニ候へと被レ申候、其聲を大閤、政所様被ニ聞召ー、扨扨はやくも參たるものかな、氣の附たるいき者とて、御懇ニ御座候により、其時清正被レ申候ハ、高藏主能御聞候へ、私事此五六年以來、高麗に渡り數箇度之合戰得ニ大利ー、都江之一番乘仕、帝王御兄弟、左府右府之臣下迄悉生捕、せるとうすをとらへ、かせんほにてハかくなみ勢十萬騎乃大將を清正自身うち捕、惣勢を川に追はめ、悉うちとり、陳州の城一番乘仕、木曾判官川へ追はめ、其首を日本へ渡し、隨分粉骨忠義仕候段をバ少しも御耳ニ不レ入、石田治部少めと内々中あしく御座候より、種々讒言仕候を誠と被ニ思召ー、今度腹きれ脊きれと被ニ仰出ー、高麗より被ニ召寄ー候へども、私少しも誤無ニ御座ー候得バ、天道之加護も可レ有レ之とぞんじ、何とも不レ思歸朝仕候、治部少さへにより清正ニ腹を御きらせ候ずるとの儀、只今共ニ三度ニて候へども、誤御座候へバ申ひらき、今ニ此分ニ候、今度之次第も能被ニ聞召ー候ハゞ、我等誤無ニ御座ー段ハ聽て知れ可レ申と、いかにも高聲に高藏主に向て被レ申候を、大閤も御覽候て、具に被ニ聞召ー候、扨清正事ハ五六年以來、高麗ニて寒天炎天ともいはず、方々旁々仕候ゆへ、日ニやけ色黑く、くろぼうの色ニなり、疲おとろへ被レ申候を、大閤御覽候て御淚をながされ、御なげき候事無レ限候、其時清正高藏主ニ向て被レ申候ハ、夜と申ばつらなる躰候條、中門ニ我等者を附置申候と被レ申、高藏主御前に被ニ申上ー候へバ、いまだ物をバ不レ被レ仰御うなづき被レ成候より、清正内之者を附置、清正不レ申内ニハ、誰をも通候間敷候通被ニ申渡ー候、其後石田治部少、其外奉行衆など出仕被レ申候、中門ニてせき申候、其時治部少ニて候、くるしくも無レ之候間、通し候へと申され候、清正内の者申様ハ、何ぞ治部少などゝ申者が今まで

おそなはり候て參ものニて候ぞ、通し申間敷よし申候、治部少申樣ニハ於二天下一此治部少を不レ知門番ハ何者ぞと被レ申、加藤主計頭が者にて候と答申候、其時治部少被レ申候ハ、主計ハ御前を御免被レ成候かと被レ申、清正内の者申候ハ、御前を御免被レ成間敷子細ハ候かと申候を、大閤被二聞召一、治部少通し候へと被二仰出一候、其時主計申樣ハ、彼のせいのほそき男にて候が通し候へと被レ申候、治部少も内へ被レ參候事、

清正ゟ政所樣松之丸樣より御使幷御上ろう衆其外よりも御使御座候事

附清正下城之事

一其後各御見廻に出仕被レ申ニ付、廣庭もせばく成候ニ付、大閤、政所樣、松の丸樣をはじめ、各石垣の後築地犬ばしりへ、ちやうちんを燃させ御のぼり被レ成候、其時大閤御諚ニハ、未御前も御すましなき奴原が御前を玄て廻り候間、石垣のがんぎより上へあげ申間敷候、其外召候ハぬ者をバ壹人もがんぎより上へハ上申間敷通被二仰出一候へども、主計頭ハそれもかまはずがんぎの下に立候て被レ居候、其時迄も清正御前をバ御免不レ被レ成候へども、何と思召され候や、ちやうちんをともし上ケ、清正を細く御覽候て御なき被レ成候、其時政所樣、松之丸樣より御上﨟を主計所ゟ被レ遣、御前ハ大形相濟候、殊之外御かわゆがり候て御なき被レ成候間、主計にハ少しも氣遣仕間敷通、かなたこなたより人のうしろをつたひ、大閤御目をかくれ使を被レ遣候、また内々治部少をバ不レ思、主計に心をよせ候衆も多御座候ニ付、主計が科がなくて治部少にさゝへられ、難儀致候を、脇にて不便がり被レ申候衆、此樣子を聞傳へ、主計わきへ被レ參、心安ぞんじ候へ、清正誤無レ之段ハ、次第〳〵に被二聞召分一、如レ此御懇ニ御座候、日本ハ神國にて候は、扨々目出度と口をはなつて悅を被レ申衆も多御座候、然所に夜もはや明申ニ付、御前をも御免なき者共ハ、早々罷下り候へと、大閤御諚ニて、清正御城より被二罷下一候、其時ハはや御門矢倉共悉くたおれ、御門番横濱市庵などおしにうたれ相果候、道も通じ不レ申ニ付、かなたこなた廻り、毛利殿橋を渡り、主計頭ハ屋敷へ被二罷歸一候事、

三奉行衆より清正所ゟ使之事

一其後政所樣、松之丸樣より清正へ御使御座候、其樣子ハ主計御前之儀ハはや相濟候、殊之外御懇ニ被レ成二御意一候、乍レ去主計など程成大身の者の御勘氣を內儀づく御うら傳などニて被二召直一など丶申儀ハ世間の批判もいかゞ敷候間、御表向家康利家など御取成を以、御前被二召直一候ずるとの御意ニて、只今御廣間へ御出被レ成候間、定て早々可レ被二召出一候、左樣ニ相心得候而可レ然候、進物なども有間敷候間、何にても進上申候ッずると存候物を書立、主計內の者を御臺所へ上被レ申、御物奉行衆にもはや被二仰渡一被レ置候間、可レ有二其心得一との御使也、然處ニ家康より御使御座候、榊原式部少使にて家康利家被レ申候ハ、唯今御廣間に被レ成ニ出御ハ、主計噂御座候ニ付而、我々兩人御取合を申上候へバ、夜前早速罷出候段神妙ニ被二思召一候間、御前を被レ成二御免一候、やがて可レ被二召出一との御諚候間、定而石田治部少、增田右衛門、德善院所より使可レ參候、御使御座候ハヾ、頓而登城被レ仕儀にて可レ有レ之候、御進物以下御用意候へとの御使也、軈而石田治部少所より柏原彥右衛門、德善院より大池清左衛門、增田右衛門尉より谷市助三使參候、則被二出迎一、口上之通被レ聞候、三使口上之趣ハ、清正數箇條不屆儀ども御座候得共、夜前早速登城仕候段神妙被二思召一候、惣而大閤樣に對シ心疎ハ無レ之候得ども、其身不調法ゆへ如レ此之通候と被二思召分一、御勘氣を被レ成二御免一候條、早々出仕候へとの御意ニ候、兼又三人被レ申候ハ、上樣いまだ羽柴筑前守にて御座候時、清正いまだ虎とて御腰本ニ被レ召候樣ニ御答共被レ仕まじく候、今ハ一天下乃主、大閤之御位迄御昇進候へバ、中々左之樣ニ御答共被レ仕候ハヾ、此中乃ごとく御勘氣を可レ蒙之よし被二仰出一候間、何事も被レ仰候とも謹而被レ承、所詮御口答被レ仕間敷との御使也、主計御請ニハ、何申分可レ有ニ御座一候ぞ、何事も謹而奉レ存二其旨一候由、御請被二申上一、三使罷戻候、其跡にて追付、家康公に清正使を以被レ申候は、只今三奉行衆より三使被レ越候、御前をは被二召直一候、御前にて何事を被レ仰候とも少しも御口答共仕間敷之よし被二申越一候、其分にて御座候やと被二相尋一候へば、家康公より御返事ニハ、利家我々御傍を少しも不レ離罷居候が、左樣之儀ハ

少も不被仰出候、何にても申分候て可然儀共候ハヾ、御前に被出候次而に何事なりとも直に被申上候へ、其儀計ニて御満氣ニ候ハヾ、利家我我申分候て可進候との返事にて候付、がつてんニて御前に被罷出事、

大閤清正に御對面之事
附清正科無之段直ニ被申開事　附清正ニ豐臣之氏被下十萬餘騎の大將ニ被仰附垂而高麗渡海之事

一其後御城に出仕被仕候進物ハ、虎皮五枚、三間つゝき猩々緋、御廣間の緣迄被持出候、石田治部少奏者にて披露被申、大閤御諚ニハ、高麗之妨物ニて可有之由被仰候、左候て主計にハ御前近く參候へとの御意ニて被召寄、御刀掛に御腰物御座候を御取候てさゝせられ、腰の刀に御手を懸られ、扨々主計めハにくき奴めニて候、古へ虎とて三人扶持に米五石三石遣候て置候時之分別も、今又國を取らせ五萬三萬の大將を被下高麗に被遣候時分之分別も、少しも不相替、傍輩せりを仕、小西攝津守堺の浦之町人などゝ申段不可然候、日本の人もなきように異國にも可存候、おのれめハ何ぞや、御免も無之に豐臣朝臣などゝ北京の大王之勅答ニ書候事不及是非候、日本ニて豐臣姓を御免被成候ハ備前中納言、大和中納言、筑前中納言、此三人ならでハ無之候、おのれめハ誰が免し候て如此書附唐にハ遣候とて、殊之外御𠮟かり被成候、清正謹而御諚之通承屆候、家康利家能御聞候て可被下候、其狀を書候次第ハ、あんへんと申所ニ罷居候節、北京の大王より勅使參候官人申樣ニハ、往古ハ四百餘州之惣帝より日本乃王へハ百王百代乃約束ニて、本唐より王號を被免、御貢物を備候、其故本唐七帝の內の日本も其一之覇王ニて候、然所に近代ハ左樣之手筋もすたり、御貢物も不納候さへきくわひニ思召候處、日本小國之王之臣下大閤と申者人數を差渡、高麗國へ發向し、剩大唐境迄人數參候ニ付、本唐よりまんろうや、やろうや兩大將に四拾萬騎の勢を添りやうとう境と申所迄差出候へバ、其勢におじ一戰にも不及武道具を捨、小西行長逃退候條、高麗乃都迄追詰、去ル正月廿日ニ都南大門ニて散々遂合戰、大閤名代の者を先とし

て、一人も不レ殘討捕、それより釜山海迄つたひつたひ乃城に置候者迄悉討果、今ハ朝鮮國の內ニハ日本人といふ者壹人も無レ之、淸正ばかりニて候、爲ニ天高ニ不レ被レ上爲ニ地堅ニ不レ被レ入、瓶の中の鼠乃如なる躰ニ淸正罷成候、然共此淸正ハ何篇乃法度能置、科もなき唐人をバ切不レ申候由達ニ叡聞ニ候條、一命を御免被レ成候間、朝鮮國王幷高麗第一の美女を淸正が手へ生捕候段被ニ聞召ニ候條、是を勅使ニ相渡候ハヾ、一命を助、北京より數千艘の舟被ニ御附ニ日本へ可レ被ニ送附ニ候、無レ左候ハヾ、爰元にも四十萬の勢を越、一人も不レ殘可レ有ニ御誅戮ニとの勅使也、其時彼の美女之儀相尋候へバ、淸正手ニハ不ニ生捕ニ鍋嶋加賀守手ハ生捕申候よし候間、加賀守罷居候長橋と申候所にハ淸正居候あんへんよりハ三日路御座候、是に使を遣し呼よせ候て、王御兄弟幷美女勅使に見せ申候へバ、無レ紛此王此女の事ニて候通申候ニ付、其時我等內ニ仙齋と申者に返書を書せ申候、その書やうハ、王を渡し候へと被ニ仰下ニ候へども、此王をとらへ候通、大閤に注進申候條ニ通り大閤に聞不レ申候てハ相渡候事不レ成候、美女之儀ハ天にも不レ上地にも不レ置、勅使の前ニて中に置候て懸ニ御目ニ候、また本唐口へ參候小西行長上官と申者ハ、日本堺と申所之町人ニて候、本乃大將ニてハ無レ之候へども、對馬守と緣者ニ付、本唐道に之案內者たる故差遣たる者にて候條、逃申たる儀も可レ有レ之と日本をかざり候て申候、又豐臣朝臣と書候ハ、小西が本唐とのあつかい狀を書候て遣候を、勅使淸正ニ見せ如レ此と申候、藤原朝臣小西行長と書申候、私ハ四ツや五ツの頃より親にはなれ、然バ系圖をも不レ存候ニ付、何と書可レ申ぞと存候へども無レ之候間、豐臣朝臣と書申候、扨日本大閤が本之臣下大將と申者ハ加藤主計頭淸正上官也、是に四十萬の人數を越候て被レ見候へ、幸よき所あんへんと云所に罷居候、是に參候ハ彼の山道を能越候て、一日ニ壹萬ならでハ越まじく候、壹萬越候ハヾ待うけ候て、卽時に切盡し、四十日に四十萬の人數我等切たいらげ可レ申、其いきほひニ打立、本唐迄責入、都を放火し、北京の大王をも此朝鮮王のごとくとらへ候て日本に渡し、本唐四百餘州悉切とり燒はらひ灰燼と可レ成と、日本をかざ

り、小西をバ惡しく申候、また美女をバ勅使の前にて中に置候て見せ候ずると申、はた物にあげ、我等秘藏の穗長の鑓ニていもざしに致し候て見せ申候、勅使兩人幷下々迄是を見恐れ候て舌を卷逃退候、夫より我等をバ本唐迄鬼上官と名付候よしニ候と、一言も不殘御前ニて被申上候へバ、大閤御泪をながされ、御諚ニハ、扨々大閤ニ能似たる奴あかな、彼れがうしろひもの時より我等ひざの上にてそだて、身が謀を能見置て、其儘大閤が分別乃ごとくニ似せ候圭計めハ、我等ためにハ近き親類ニて候、されども餘りあら者ニて人からかひをちいさき時より仕候に付て、親子名乘を今に不仕候と、家康利家に向て秀吉公被仰候、其時清正又被申候ハ、次而ながら家康利家被仰上御系圖を被下候樣奉願候通申上候へバ、大閤被仰候ハ、おのれめハ本より我等ちかき親類ニて、豐臣朝臣ニて候間、自今以後ハ豐臣氏を被下候よし、清正朝鮮中乃粉骨を盡され候段、直ニ被達上聞候、右之科條の內、本唐より勅使一之傳奏を清正內の三宅角左衞門追剝仕候段をバ、大閤御諚候ハヾ如何申候て能候ハんやと、內々清正談合被仕候時、三宅角左衞門進出申上候ハ、是ハ清正一圓御存なく候、我等も不存候へども、手の者追剝を仕候、乍去左樣ニ御答候てハ、御前ハ相調申間敷候間、三宅角左衞門仕たると可被仰上候、左候ハヾ我等へ御たゝり候て、其者を曲事ニ申付候へと可被仰出候間、私罷出腹を切御用ニ可立候間、左樣被仰上候へと、達而角左衞門訴訟仕候、されども大閤樣何と思召され候や、此條ハ申開成間敷候など、被思召候や、又御失念被成候や、追剝之御沙汰ハ無之候間、右之兩條申ひらき候て、御前は相濟申候、大閤右之次第殊之外御氣ニ相、清正を御褒美被成、此度ハ又十萬騎乃大將軍ニ被仰附、高麗への先手に被仰附、一方十萬騎の大將ニハ小西攝津守被仰附候て、此たびも又清正、行長兩大將ニて人數貳拾萬騎被差遣、悉なで切可仕との御事也、海邊の分ハ船も候と申せバ、やすき道ニて候間、小西行長おし候て可參、中山道をバ加藤清正おして參、手にかゝる程の者をば壹人も不殘なで切ニ可仕候、自然兩道之內いづれなりとも手强方有之バ、廿

萬騎一所に寄候て可ニ相働一と大閤御手分被レ成、また高麗に被レ渡候事、

清正幷高麗渡海之事

附奥十日路なで切幷唐人鼻を切日本に渡鼻塚を御築せ被レ成候事

一其年のくれニ肥後の國熊本に主計頭被ニ罷下一、熊本ニ三十日逗留候て、留守番ニ被レ置候衆中ニも振廻など被レ下、今度讒言ニあひ、朝鮮國より歸朝候へども、大閤御前ニて悉申開、殊更此度ハ十萬餘騎の大將軍ニ被ニ仰附一、重而高麗に渡候事大慶不レ過レ之候よしにて、家老の者共にも振舞などに御座候、家老共もおもひ〳〵御悅振廻ども申上、熊本ニ三十日逗留候て、霜月十日ニ肥後國を被レ立、船中ニて越年いたし、明る慶長二年正月三日に、せつかいと申船つきニ被レ着候、せつかいニ其年七月迄在陣被レ仕候、然處ニ六月十五日ニ日本より御使參候、早々最前備定被ニ仰附一候樣ニ、浦手海道ハ小西行長大將ニて拾萬餘騎、中山道ハ加藤清正大將ニて十萬餘騎、二手に分り、なで切ニ仕、奥へおし候て可レ參との儀也、就レ其惣勢其支度仕、七月十六七日之頃より奥におし候て、せつかいより十日路奥に參候、左候てせんらん道の府中せん志ゆと申所ニて、清正行長兩手より行逢、それより談合候て道を替、二手に分り、十月のすへに被ニ罷戻一候、其時日本人壹人役ニ朝鮮人の鼻三ッ宛被レ當、其鼻高麗ニて横目衆實撿被レ仕、大樽に入鹽を仕、日本に被レ渡候、それを大佛の前に塚を築被レ置候、今に至て其鼻塚大佛の前に有レ之候也、

蔚山籠城之事

附かくなミ人城中へ石火矢打かけ候事

一其年の十月の頃ニ日本大閤より御上使御座候、此中清正罷居候せつかいの城ニハ黒田甲斐守を召置、清正にハ蔚山を惣人數寄合ニて城普請仕置候へとの御上使也、就レ夫惣人數寄合、普請夜を日ニ繼て急候て、詰の丸、二の丸、三の丸普請半ニて、大手の分ハ普請被ニ相調一、堀共附候所も御座候、いまだ附不レ申所も御座候、半普請ニて有レ之所へ、大明朝鮮人四拾萬騎、まんろうや、やろうや兩大將にて、野山平地もなく取卷申候、城中ニ居候者どもハ、清正名代被レ置候、加藤清兵衛、中國毛利輝元家中宍戸備前

守、吉見大藏少輔、成羽紀伊守、其外にも歴々侍人數有レ之、上方衆ニハ淺野左京太夫、御目附大田飛驒守、彼是取あつめ壹萬計籠城申候、此到來清正被レ居候せつかいと申所に聞へ候ニ付、清正御供ニハ、吉村左近、同長右衞門、下川右衞門作、蟹江藤三郎、下川兵太夫、三宅喜藏、相田權内、魚住彥十郎、嘉禮次郎三郎、河原少九郎、母衣ニハ、阿波爲兵衞、村田八右衞門、弓頭ニハ村田市太夫、平野角右衞門、舟手頭梶原助兵衞、小舟に乘、卽時ニ蔚山に被レ參籠城被レ仕候、十二月廿二日より明る慶長三年正月三日迄、夜晝攻申事無レ限候、本丸ニハ、清正名代加藤清兵衞、淺野左京太夫、大田飛驒守、二の丸ニハ宍戸備前守、加藤主計頭、三の丸ニハ、加藤與左衞門、永野三良左衞門、二の丸、三の丸の間にハ、美濃部金太夫、九鬼四良衞、是等ニて持かための申候、此籠城の儀ハ俄之儀ニ而御座候付而、兵粮一圓無レ之候てつまり申候、加藤清兵衞所より清正と淺野左京太夫殿江ハ五人ヅヽの辨當を毎日二所江一日ニ二度ヅツ上ゲ申され候、され共清正も左京太夫殿も自身ハ鳥の玉子程も不レ參、手廻りの小姓其外ひだるそ

うなる者に分候て被レ遣候、廿七日ニ清正二の丸より被ニ罷出一、二の丸、三の丸の間にひらりとしたる芝がらけ乃廣所御座候、城餘りせばく候間、小屋がけを可レ仕と存られ候所がら見合罷出候ニ付、山より北の方ニ蔚山の城より高き山有レ之、是にかくなミ人陣取、蔚山をバ目の下に見さげ申候、され共城中ニハ矢鐵砲もとゞき不レ申、五六町程も御座候、それより石矢を仕かけ、蔚山にうち申候、清正芝からげの所に出られ、人數多付候て罷出候所に、唐人石火矢をうち申候へバ、清正内衆ニ當り候て、胴中より上を打切、腰より下計殘り候て御座候。其時清正被レ申候ハヽ、少しも不レ動候て罷居候へと被レ申候、少の間ニ又壹ツ打申候、是ハ人にハあたらず候へども、芝からげに打込申候得バ、狸の穴ほど打こみ申候、其時も清正被レ申候ハヽ、少しも不レ動罷居候へ、我も人も命のおしき段は同事にて候、清正も少しも不レ退爰ニ居候ぞ、かまいて少しも動申間敷の通手堅被ニ申渡一候、三番目の石火矢詰の丸の城よりも高く大分空を玉通り申候、其時さらバ退候へと清正被レ申候て、各罷立本陣に引入候、唐人存候に

ハ、二番目の玉行能候て敵逃退候と相心得、其後よりハみな〱高くうち申候付而、少しも城中乃いたミニ成不レ申候、其時各行當り候て銘々申候ハ、清正最前兩度之石火矢ニ不レ退、三度目の虚空を通り候玉ニ清正被レ退候段尤之儀と申、上下おしなべ名大將と申者の分別ハ格別ニて有レ之と各々申候事、

蔚山追討之事

附吉川藏人廣家ゟ清正馬印を被レ出候事

一右之分ニ猛勢取卷蔚山を責申事、晝夜すき間も無レ之候ニ付、高麗諸所ニ被レ居候大名小名悉後卷可レ仕とて、せつかい迄被レ集、後卷の人數十萬餘騎、慶長三年正月朔日ニ蔚山乃後の高き山迄取上り、翌日正月二日ニいよ〱近く陣取よせ候て、惣勢罷居候蔚山より南高山有レ之、是に日本人大分備候て、其北の方毛利宰相秀元の陣所より其中ニとんぼうの様成二ッ引兩かと覺敷馬印乃大將まつ先ニ進ミ、おろしかけ被レ參候と存候へバ、惣勢一度におろしかけ申候、其時唐人敗軍仕候、中國衆陣所の奥ニ古城御座候、其所ゟかくなミ勢逃かゝり候を、其時又彼の二ッ引兩の馬印の武者まつ先ニおろしかけ、先を取切申候ゆへ、それゟ唐人退候事不ニ罷成、それより前なる口へ取なをし逃申候、其先ニも池の有レ之所ゟ猛勢逃かゝり候を、日本人悉追詰、壹人してかくなミ二人三人切不レ申者ハ無レ之候、其時清正ハ蔚山の城より右之次第能見られ、中國陣壹番ニおしかけ申候、其中ニ二ッ引兩のとんぼうのごとく成馬印の武者壹騎はやくかけおろし申候、其武者古城の方へ行横きり申候ニ付、かくなミ勢其方へ退不レ申、こも池へ退かゝり候ニ付味方大利を得候、其武者ハ誰なるらんとて人を見せニ被レ遣候へバ、吉川藏人ニて有レ之よし申候、其後清正廣家に被レ逢、右之次第をほめ被レ申候、乍レ去馬印ほそく候て見へかね申たるよし清正被レ申候、其時廣家被レ申候ハ、色をバ替可レ申候條、清正のばれん串を被レ下候へかしと所望被レ申候、清正被レ申候ハ、我等も左様ニ存候處、心底ニ相叶本望ニ存候、我等ばれんの色ハ白く御座候條、其外ハ何色ニなりとも被レ成候へと被レ申、ばれん串を吉川藏人廣家ゟ清正馬印を被レ出候、今ニ至廣家の馬印ハ、赤きばれんニて御座候事、

蔚山籠城之間ニ不思儀之奇瑞共御座候事

一清正籠城仕候より少間御座候て、毛利壹岐守、安國寺、山口玄蕃、上下百人計、是も蔚山のわき迄船ニて被レ參候、其時日本之方の海上より黑かミ(くもイ)か何かと存候處ニ、其あやしき物次第〳〵近く成候を見候へバ、鶏の鳥ニて候、惣て高麗ニて鶏をバ常々終に見不レ申候が、さて〳〵大分なる事と申、見申候處ニ、其數何萬何百萬といふ數も不レ知事々敷御座候、其鶏共蔚山の城の廻り城のうへニ飛上り飛さがり舞あそび申候、此方の衆中存候ハ、鶏ハ天照大神八幡大菩薩の玄しやと哉らん申候間、如何樣日本之神神日本之勢を御守り可レ被レ成ためニ力を添らるゝと賴もしく存罷居候、扨又肥後國に藤崎八幡と申宮御座候、常々清正信仰ニて、神田共寄附ニて被レ置候、其宮の神主の子俄に物付口ばしり候て申は、我等に藤崎八幡宮乘移らせ給ひて候、いかに諸人能能承候へ、加藤清正蔚山に籠城之處、大明朝鮮人異國の夷共猛勢ニて取まき既難儀候間、我等彼の所江罷越城中江心を添、異國夷共明日三日ニ悉追拂ひ申條安堵仕候へと、飛上り〳〵物ニ狂ひ申候、是ハふしぎの事共哉、乍レ去誠からぬ儀と存候處に、正月十八日に飛脚着船候て、蔚山よりの到來御座候が、右之物狂申候ニ少も不レ違、正月三日ニ後卷御座候て、大明朝鮮人敗北仕、大分討捕籠城運を開申候通被二仰越一候、其時ニ至いよ〳〵信心肝に銘じ、歸朝之節清正江各被二申上一候へバ、彌信仰被レ申、藤崎八幡宮江又々社領共寄進被レ仕候事、

蔚山籠城之段并唐人敗軍候通大閤樣江被レ遂二注進一候事

一右之ごとく蔚山取卷かれ及二難儀一候段、大閤江清正より注進被レ仕候、其時御使村田八右衛門と申者にて候、歸朝仕、大坂にて大閤江申上候へば、直に被二聞召一、扨主計のはいつ方に居候ぞと大閤御尋被レ成候、主計頭は其節迄せつかいと申五里餘處に居候へども、其段を聞候て手廻り十人計にて小船に乘蔚山へ籠中通申上候、其時大閤御手を御うち候て、扨は心安候、此城は持拔可レ申條、大閤後卷させられべきと候て、さらば具足を出し候へと被レ仰、御そばへ御取よせ候て、則日本乃諸大名小名に至迄急度高麗江の御陣立と被二仰觸一候、然所其翌日

また清正よりの使阿波猪兵衛と申者着候て、大閤に申上候ハ、去ル正月二日ニ後巻御座候て、かくなミ勢四十萬騎悉敗軍仕候、追詰十萬餘騎日本勢うち捕、籠城運をひらき申候通、具ニ書立を以被レ遂ニ注進レ候、扨々目出度とて大閤樣高麗に御渡被レ成候事止申候事、

重而蔚山籠城之事

附寄手之唐人又敗軍之事

一蔚山敗軍ハ正月三日ニて候、それより後ハ所々ニて草切などを唐人切候ずるとて罷出候を、日本人よりも出合、少々ヅヽせり合など御座候へども、大なる事ハ無レ之候、然所其年の九月ニかくなミ勢評定仕候ハ、當正月の敗軍ハ手だてをあしく仕、後巻有レ之ゆへ敗軍申候、此度ハ後巻無レ之樣ニ二手に分、加藤清正居城蔚山に二十萬騎、嶋津兵庫頭が居城順天に二十萬騎、此兩城に二手に分、とり巻責可レ申と談合にて、慶長三年九月下旬ニ順天蔚山兩城に四十萬騎を二手に分、よせかけ申候、蔚山乃城を夜晝十四五日責申候、されども此城此度は普請も相調、石垣矢倉以下迄堅固ニ御座候、其上兵粮玉藥もたくさんニ御座候へバ、當正月之籠城ノ時ニハ違ひ、城中殊之外くつろぎ申候、敵近く參候へバ、矢倉より矢鐵炮をもて目乃下ニ見おろし射放申ニ付而、城に付申事不レ叶候、然所今度ハ唐人楯の板厚く三寸餘程有レ之板をこしらへ、銘々楯を持上り申候、其時木村又藏存候ニハ、楯の板大分厚く見へ候得共、思案するに是も郡中に當候て出させ候ずる條、端ハ厚くとも中ハ薄く可レ有レ之候間、我等眞中をねらひ候て、鐵炮にて打見可レ申候、此鐵炮ぬけ申候ハヾ、各も楯乃板の眞中を被レ討候へと申、程近くより候唐人楯の板まん中をねらひ打候へバ、案のごとくぬけ候て、うしろの唐人玉にあたりたおれ、血の流候迄城中より見へ申候、夫より後ハ各も楯の板をねらひ打申候ニ付、かくなミ勢不レ叶とやおもひけん、楯を脊におい引退申候、其先ニこも池大沼有レ之所に逃かゝり、泥に埋れ蜘の家に蟲のかかりたる樣に跡へも先にも不レ行、わやくとし候て罷居候を城中より見および候ニ付、惣樣より申候ハ、如レ此候間又藏清正の御前に參、此通りに候條門をひらき打出申候ハヾ、大分切取可レ申候通申

上候へと各申候、又藏則清正の御座候處參候へバ、其時清正は矢倉の家のうへニ毛氈を敷、鐵炮之上手ニて御座候ゆへ、鐵炮をうち候て被レ居候、此段申上候へバ、清正被レ申候ハ、いや〳〵一人も切て出申間敷候、其故ハ大閤ハはや御遠行被レ成候、唐人を大分うち候ても、誰にほめられ可レ申や、不レ入事どもニ候、第一石田治部少輔我等首を三度まで切可レ申企を仕候條、此鬱憤ニハ歸朝候て治部少と一弓矢取可レ申とおもひ定候之條、此度ハ切て出候事ゑかと無用ニて候、歸朝候て治部少との合戰の時、各手を碎馳走候てくれ候へとの被レ申やうニて、切かゝり不レ申候、漸々程近くニ居候もの計、弓鐵炮ニて射殺申候ニ付、頭三四十程取候て、唐人敗軍仕候事、

諸大名衆歸朝候へとの使札參各ふさんかい迄被二罷出一候事、

一其後ハ大閤御遠行被レ成候儀隱密候へども、悉諸大名衆被レ存候ニ付、異國に永々逗留仕合戰仕候ても不レ入儀候間、各歸朝可レ仕と被レ申候處、家康利家より使札を以、異國に被レ居候衆中各ゟ被二申越一候ハ、大閤之御事、當八月十八日ニ御遠行候間、高麗をさし捨各歸朝被レ仕候へと被二申越一候ニ付、各一同に釜山海迄被二罷出一候事、

小西行長釜山海ゟ遲參候ニ付清正迎に被レ參候事

一釜山海にて勢揃ひ仕候て被レ見候へば、小西攝津守程遠き所に居候て、ふさんかいへいまだ不レ被レ參候、其時清正被レ申候ハ、此段不レ及レ聞儀ハ有間敷候、定而猛勢ニ被二取卷一、爰元ゟ不レ被レ參ものニて可レ有二御座一候、小西と我等ハ、內々中惡しく候得ども、それハ私事ニて候、日本之大將を壹人捨候て歸朝仕候事ハ、日本之外聞如何ニ候間、早々小西が居城の所へ參、小西を同心候て可二罷戾一候と被レ申、舟ニて三里、小西被レ居候城の方へ被レ參候、然所ニ小西も此段聞傳候て、高麗を捨釜山海の方ゟ戾候時、道ニて行逢候、清正も此通ニて行長の迎に是迄參たるよし被レ申候へバ、行長もさて〳〵忝候よし被レ申候て、清正の船ゟ乘移り、食どもくい被レ申候、清正も相伴被レ仕候、其時行長被レ申樣にハ、此中清正と我々中惡しく御座候へども、此たびの

御芳志不淺忝存候間、古き事を捨られ、自今以後ハ別而可申談と行長被申候、清正被申候ハ、尤左樣ニてハ御座候へども、行長ハとかく治部少輔と一味被申候ハで不叶はづニ候、我等ハとかく家康を賴ミ申候ハで不叶筈ニ御座候條、行長と我等之間初終ハほつとく成かね可申と被申候、それより行長清正別れ候て、以後ハ再會無御座候事、

釜山海より日本人歸朝之事

一左候て清正も行長もふさんかいゟ被罷戻、惣勢そろひ申候、其時惣中より被申候ハ、歸朝ニて國本〳〵ゟ歸陣可仕候や、また大坂ゟ直樣可有御上候やと被申入候處、各被申候ハ、家康利家秀家など大坂ニ御座候、奉行衆も不殘大坂ニ被居候間、まづ大坂ゟ被上候て可然との儀ニて、各大坂ゟ罷上候事、

清正屬家康公御馳走被申上候事

一清正事ハ、本より家康被懸御目候ニ付而、直に家康公ゟ參、萬事家康公を奉賴候通被申上候へバ、家康も御祝着がり候て、昔より別て申談候間、向後も不相替深重可被仰談との儀ニて、清正を智に御取候て、肥後一國を丸め加藤主計頭清正ニ家康公より被下候、其後ハいよ〳〵家康ゟ御馳走被申上候ニ付、別而御懇ニ御座候て子孫繁昌候、息肥後守にも無相違肥後一國被宛行、當御代にも其通ニて御座候や、

蔚山籠城連開候時之御朱印

黑川氏本奧書
此書下川百兵衛殿より門屋氏借用して寫之下川氏其故加藤清正公ニ仕へ有職たり加藤家斷絕の後御當家ゟ被召出と聞傳此書ハ下川氏代々所持之旨然ハ專加藤家ニ而認置候書ならんか尤本之やうす則文躰旁實事たらん事をおもふにより書寫之置もの也
于旹寬政十二庚申年十月十一日

石川忠總家臣大坂陣覺書

御覺書大坂御軍一卷

慶長十九年冬御陣寅年十月十四日十五日に濃州大垣罷立、但家中

石川主殿頭忠總公也

一殿樣駿府を十月十一日御立にて、伊勢路御上被レ成候、大垣江前嶋孫左衞門御使ニ被レ遣、大久保權右衞門殿ニ惣家中御つれ御上候樣にと御意、孫左衞門十月十一日ニ大垣江參着御意之趣申渡ス、中二日おき、十四日ニ惣家中衆大垣を立、

一醍醐に御一宿被レ成、惣家中御目見仕、彼地より惣家中被ニ召連一御出陣、それより伏見江御着、富田屋所に御一宿被レ成、翌朝御立被レ成候時、惣家中馬乘之分御前に而召出しに御酒被レ下、其上にて御手づから不レ殘金子被レ下候、それより八幡の近所うちさとへ御着被レ成、十日程御逗留被レ成、それより津田に御一宿被レ成、それより平岡江御越被レ成候時、すなの邊ニ而加賀之人數通申候、此人數通リ候跡に御押被レ成候は、大軍勢之事ニ而候之間、二日も御をくれ可レ被レ成候間、加賀の人數之內押破、此方の人數通し可レ然と被ニ思召一、則御馬ニ被レ召御乘破らせられ、御通被レ成候、其跡ニ則權右衞門殿打つゞき、惣家中乘破り、權右衞門殿乘出し、加賀之人數の中江乘込、馬を横に立、加賀の人數ヲ通し不レ申候、此加賀ノ人數とせり合喧嘩になり、さらに互にあらそひ申候、然ども此方の人數せり勝候て、人數を不レ殘とをす也、扨彼所に一兩日御滯留、それより平野江御押被レ成候、御相宿之衆松平下總守殿、西尾豐後守殿、德永左馬殿、稻葉淡路殿、此衆之內、德永左馬殿遲ク御出候付而、久法寺の前ノ河原に暫御待被レ成候內ニ、平野ニ籠り居候敵此方乃旄の勢を見候てか、平野を地燒いたし大坂江引取、平野の宿未燒不レ申候に付て、其夜ハ平野に野陣御一宿、翌日平野乃宿に御打入、平野に十日程御逗留、此所にて番所五個所有レ之、此方より一所張番仕候、此時大坂より物見に出候者三人有レ之、其內一人此方乃物見に出候者討捕、殘ル貳人は城中へにげ入申候、此外ニは諸手江一人も討捕不レ申候、住吉と平野と

の間ニ野陣一宿、それより住吉の濱の松原の北方に野陣、爰に久しく御逗留、穢多瀨に蜂須賀阿波守殿御陣取御座候て、よし嶋江たれぞ被ニ仰付一、其博勞ヶ淵を取申度候と阿波守殿言上被レ成候ニ付て、本多上野殿、水野日向守殿、永井右近殿をよし嶋見せニ被レ遣候、此よし嶋の樣子阿波守殿御申上候通に御座候に付而、御前にて御直に權現樣日向殿へ被ニ仰附一候、然所に日向殿御申上候は、此所ハ舟なくしてハ不レ成所に御座候、私之儀舟を持不レ申、船無ニ御座一候而ハ難レ得ニ勝利一御座候とて御辭退被レ成候由ニ付而、權現樣御不興被レ成候由取沙汰申候、

一殿樣內ニいづ方江成共御先手被ニ仰附一候樣ニと被ニ仰上一候ニ付、主殿頭可レ參哉と權現樣被レ成ニ御意一候ニ付而、本多上野殿(正純)、水野日向守殿(勝成)、永井右近(直勝)殿、堀丹後守殿もよし嶋へ上野殿右近殿など御同道にて御出候、下心ハなにとぞ可レ成所ニ候ハヾ、御申上よし嶋をうけ取可レ申と御內存ニ御座候つれども、川御座候其上、鹽の指引有所ニて難レ叶場ニ而御座候とて、兎角の事御申上なく候と其節取沙汰申候つる、偖よし嶋御うけ取被レ成一夜野陣、此よし嶋鹽滿有レ之所にて候ゆへ、少小高き所御座候付而、御本陣に取申候、殊更其夜に雨ふり申候、鹽の指引有レ之所にて候故、諸侍まで立あかし申候よし、嶋へ人數出し申候と敵見申候而、せいろうより鐵炮をひとうちかけ申候ニ付而、土をかきあげ是ヲかた取、惣家中の者ども一人も休間もなく、終夜鐵炮うち合申候、翌朝ハ洲崎江押出し、向のせいろうより鐵炮打出し候者ときびしく鐵炮うち合申候ニ付、手負ども數多御座候、此所ニ而殿樣御傍ニ居申候御さし物をうちぬかれ申候而、當座ニ相果申候、蝶の羽にも鐵炮いくつも中り申候へども、殿樣御身ニハ御仕合能候而、一ッも中り不レ申候、此所薄田隼人持口之由申候、

此時權右衛門殿殿樣ニ御取附候て、大將の先ばしり用なき事とて御留候へ共、御ふりきり洲崎ハ御出被レ成、向へ越候樣ニと御下知被レ成候得共、惣樣之馬を住吉ニ置申候、其上折節鹽滿候時分にて候故、遲ニ申候處ニ、流舟一艘見出し候て、侍八人乘申候、ろかいも無ニ御座一候故、鑓の柄にて指候て、や

うく中嶋までつき申候、向へ渡りたかり候へ共、ろかい無ニ御座一候而、遲々申候樣子見申候而、蜂須賀阿波守殿船大將岩田甚五兵衞と申者小船こぎ出し、又松平宮內殿船大將橫川次太夫と申者も小舟ニ乘候て向へ着申候、此內に鹽も少々ひき、其上敵の乘すてたる船どもながれ來候を取候て乘、早速惣人數向へ無理越ニ渡り越申候て、則五分一を御乘取り被レ成候とをり御注進被レ成候、其使ニ

權現樣江　久目武太夫　被レ遣

將軍樣江　高木權兵衞

高木權兵衞御使ニ參候へバ、將軍樣殊之外御機嫌能被レ成ニ御座一、御前近所迄被レ爲レ召候て、御障子越ニ五分一乘取候樣子權兵衞ニ委被レ爲ニ聞召一、其時刻權兵衞ニ吳服御羽織被ニ下置一、御前ニ御座候御赤飯をも被レ下候、扨御前罷立候時、本多佐渡守殿御申候ハ、權兵衞召連候者共ニ赤飯くわせ候へと御申、下々迄赤飲被レ下候て、事の外めいげらしき樣子ニて罷歸候、扨追附手柄仕候由にて、

御上使

權現樣ヨリ　加々爪民部殿
　　　　　　豐嶋主膳殿
將軍樣ヨリ　近藤勘右衞門殿
　　　　　。高木九兵衞殿

御出被成候、

博勞ヶ淵を御乘取被レ成、せいろう此方へ御取、それより仙波口へ押詰、大筒を御打せ被レ成候、仙波の塀矢倉などうち破申候、此時向より鐵炮きびしくうち候て、此方の者鐵炮手負申候者數多出來申候、此日晝迄ニ成瀨隼人殿御出被レ成深入いたし候とて、上ニ御不興ニ被ニ思召一候、早速御引取り候へと被レ仰候、殿樣被レ仰候ハ、あの向ノ塀矢倉など打破度候て大筒を打せ申候、向ノ樣子御覽候へ、大方打破申候間、先引取候ハんと存候間、御同道可レ申とて隼人殿御つれ立被レ成御引取被レ成候、其時權右衞門殿ゟ隼人殿御申候ハ、主殿殿若氣ニ而深入めされ候とも、貴殿御留候ハでおなじやうニ御出候事沙汰のかぎりと御申候へバ、權右衞門殿あいさつニ、流矢ニ中りて成共死度候と御申候へバ、又例のこげつきを御申候とて、御笑被レ成候、扨隼人殿

御申候故、則御引せ被レ成候、隼人殿御歸以後、又御はり出し鐵炮御うたせ被レ成候、殊外鐵炮せり合御座候、其晩殿樣御一人敵地に近く御攻寄御座候而、味方の陣に遠ク其上いづれも川隔申故、夜討有レ之事も可レ有候間、無二御心元一被ニ思召一候との上意ニ而、鐵炮四百挺、瀧川豐前殿近藤石見守殿爲ニ上使一御連被レ成御出、其夜御兩使も夜もすがら御起候て御座候き、石見殿ニ御附候て彦九郎殿（七左エ門殿カ）も御出被レ成候、加勢ニ參候鐵炮ハ、鍋嶋信濃殿より二百挺、淺野但馬殿より貳百挺、鐵炮頭之者拾人計參候、

扨右之四百挺の鐵炮つるべはなし二遍御打セ被レ成候てより、御本陣より後に被レ成二御置一候、この時鐵炮頭の者斷申、是非御先手ニ被レ爲レ置候而被レ下候樣ニと達而申候へ共、殿樣御意ニハ、各被レ申樣も尤ニハ候へ共、我等者ども先手ニハ、番所申付置候間、跡に居被レ申候樣ニとて、三四町跡ノ川べりニ所指ヲ被レ成御置被レ成候、

博勞ヶ淵ニ御陣取の夜、仙波地燒仕引取候樣子ニ見へ申候と物見之者ども見來候ニ付、其夜仙波御乘取リ可レ被レ成と思召立候處ニ、佐久間河內殿瀧川豐前殿近藤石見殿ハ爲ニ御横目一御座候而、河內殿申候ハ、是迄御出候さへ深入と上ニ被ニ思召一御不興ニ御座候、仙波へ今夜御乘候事必御無用と達而御留候處ニ、殿樣被レ仰候ハ、我等今夜乘不レ申候而も阿波殿御乘候はん間、我等乘取リ可レ申と被レ仰候へバ、河內殿御申候ハ、阿波殿御乘候はんと御申候而も、瀧川豐前指留申筈に候是仕置候間、阿波殿も御乘有間敷候と河內殿御申候得共、是非參度候と再三被レ仰候へバ、三度目ニ河內殿御申候ハ、我等首を御はね候而御乘候へ、其上討死被レ成候は、御子々孫々迄御跡も立不レ申樣ニ可レ仕と河內殿御申候而御留候、其時權右衛門殿御申候は、討死可レ仕と存候も御奉公ニ成可レ申事と存候而こそかせぎ申候へ、其儀ニ候ハヾ主殿頭可ニ罷出一と被レ申候とも指留可レ申候と御申候、右之仕合故無ニ是非一思召留り候也、其曉物見ノ者ども仙波へ乘込、敵ノのぼり三本首壹取來、則茶磨山へ御上被レ成候、其朝仙波乘取り手柄仕候由、兩上樣ヨリ上使、高麗橋にてきびしく鐵炮せり合、辰之下刻より未之刻迄有レ之、手負死人

数多有レ之、御旗本御知人中も爲二御見舞一掛附々々
御出被レ成候、此鐵炮ノ寄（旨カ）、權現樣被二聞召一引取
候へとの上使衆度々御出候へ共、くひあひ候て有
レ之候所ニ、豐嶋主膳殿上使ニ而人數於レ不二引取一
は、謀叛同意たるべきと被二思召一との上意ニ而、
其上ニ而御引取被レ成候、此以後段々ニ仕寄ヲ附、
堀口迄押寄申候、此後御扱ニ成、惣堀埋申候而京都
迄御歸陣、黃給師庄太夫所ニ被レ成二御座一候、惣人
數ハ伏見より大垣ゟ直ニ致二歸陣一候、以上、

大坂夏御陣卯年卯月七日八日兩日ニ濃州大垣ヲ
立、

石川主殿頭忠總公也
一殿樣駿府御立被レ成、直ニ伊勢路御上被レ成候、惣家
中大垣より罷上ル、江州勢多にて御目見、それより
大津ニ御泊被レ成、それより殿樣京へ被レ成二御座一
いづれの手ニ成共被二仰付一被レ下候樣にと板倉伊
賀殿被レ成二御意一、惣家中人數ハ東寺の近所御所
ノ内と申所へ參着、一兩日逗留、殿樣も御所之內ニ
被レ成二御座一一夜御泊り被レ成、それよりかう谷へ
被レ成二御座一、此節高槻明候而御座候故、伊賀殿彼地
へ御越候得と被レ仰候芳（義カ）有レ之候へども敵陣近ク味
方あたりニ無レ之候故、何も御思惟御座候處ニ、殿
樣より箇樣の所にも參度よし伊賀殿ゟ被二仰入一候
處ニ、尤ニ而候とて、伊賀殿御悅ニ而、如何とも御越
候樣ニと被二仰越一候故、殿樣早速かう谷御立、其晩
高槻ゟ被レ成二御着一、十七日彼地ニ御陣取被レ成二御
座一候、

一三嶋口張番之者之御注進之樣子之事、
此時大坂落人十四五人虜、權現樣すなと申所ニ
被レ成二御座一候故、御引を御上ケ被レ成候處ニ、殊之
外御機嫌能御座候由ニ而候キ、此時京極若狹殿、同
丹後殿合宿いたし候、京極筋押可レ申旨上意之趣御
奉書參候、其日はや申ノ下刻にて御座候故、漸日暮
申候間、柱本迄ハ明日御越被レ成候樣ニと、權右衛門
殿をはじめ、組頭年寄共申候へ共、兎角今晩柱本迄
押寄可レ被レ成と殿樣達而被レ仰、則御馬にめされ御
出被レ成候故、惣人數も追々打立、其夜柱本へ參着
仕候、舟越之川御座候、此柱本其外近鄕、喜多見五郎
左衛門殿御代官にて御座候ゆへ、小舟貳拾艘御肝
煎御借被レ成候、舟越一番二番の鬮取りをいたし、

唯今より終夜越候へと御下知被レ成候に付而、宵より夜明迄ニ惣人數越拂申候、皆々明曉より御越被レ成可レ然と申上候へ共、大勢ノ人數急速には越れまじく〳〵候間、只今より越候へと被レ仰、宵より越候て、夜明時分に越拂申候、殿樣御下知之樣ニ、宵より越不レ申候者、七日之御合戰に御あひ被レ成候事遲運可レ申候ニ、早速御こさせ被レ成候故、七日の御合戰に首尾能御あひ被レ成候とて、年寄候者どもかんじ申候キ、

扨京極丹後殿同若狹守どの先備にて、殿樣ハ三番備にて御座候故、御兩殿にきれと早々御越可レ然之由被レ仰候處ニ、御返答ニきれと前ニ當陣取可ニ罷在一候旨被ニ仰付一候間、越申事罷成間敷候之由申來候ニ付而、又重而とかく御越被レ成可レ然候、實ニ御越不レ被レ成候ば、御兩殿先備ニ而御座候得共、きれと御守候事ニ候間、拙者一人先に越可レ申候由被ニ仰遣一候處ニ、貴樣一人越させ申候而是ニ罷在候事ハいかゞニ存候、然ども右申通きれとヲ守り可ニ罷在一旨被ニ仰附一候ニ、此所を越參候はいかゞ可レ有レ之と存候、後日ニ公儀より御とがめ御座候ば、其節貴樣御指圖にて越申通請ニ御立候ニおいてハ越可レ申と被ニ仰越一、互の御使度々往來御座候處ニ、則殿樣より被ニ仰遣一候ハ、拙者申候而御越候樣ニいたし候通、急度可ニ申上一候間、御心安御越候樣ニと被ニ仰遣一候ニ附而、さらバ請ニ御立候上ハ、御越可レ有とて、御兩殿きれとを御越被レ成候、喜多見五郎左衞門殿も其場ニ御座候、御越候事尤至極に御座候とかろ〴〵と申候へバ、殿樣被レ仰候ハ、きれとヲ越一戰をとげ、うち死仕候へバ、後日ノ御とがめもあるまじ、又一戰にうち勝敵ヲ追崩し候ハゞ猶以御とがめ有間敷候之間、これ程心易請に立物ハなく候と被レ仰、大笑被レ成候、扨京極殿きれと御越候ニ付、殿樣も卽時ニ御越、京極丹後守殿、同若狹守殿ハ、道筋ニ備を立御陣取、殿樣ニハ道筋堤より下ニ御陣取被レ成候、是ニも殿樣御心持御座候而如レ此御陣取被レ成候、大坂人數道筋ニ出、京極殿人數突崩され候ハゞ、横矢ニ相掛り、跡ヲ御取切被レ成、十死一生の合戰を被レ成可レ被レ得ニ勝利一との御行にて御座候、物見之者被レ遣候へバ、一里程先に大軍押出し候と相見へ候由乘歸申上候、其内ニ御本陣

よりも人數押出し申躰相見へ申候ニ付而、其まゝ一戰を可レ被レ成と思召、人數押出しひたものかゝり候處ニ、敵の人數旗指物見へ不レ申候ニ付而、上下共ニ不審をなし、其内にもひたとかゝりゆき申候處ニ、少程在てから大坂の天守より烟一筋高クあがり申候故、烟とも見分がたく、彌不審ニ存候内ニ焔出申候故、扨ハ落城にて候と殿樣被レ仰、彌惣人數早ク押詰一戰可レ仕と御下知被レ成候故、則押かゝり候へバ、大軍にて候へども、落武者故、不レ及ニ一戰ニ崩申候を、追討ニ京橋ノ際迄追打ニ打申候而、首數貳百七拾三討捕、則茶磨山ヘ御上ケ被レ成候、此外切捨に仕候者、首數より多御座候、先ヘ早く御押詰可レ被レ成候間、高名ニ手間入候ハで、切捨ニ仕候へと御下知被レ成候故、大形切捨申候、はやく取申候首ども計持參候故、其分貳百七拾三御上被レ成候、扨京極殿ハ道筋を御押候故遲ク御座候、殿樣之御人數ハ田畠をも搆ず押候故、京極殿御兩殿の人數よりばつくん先へ成申候、京橋近ク罷成、御旗奉行鈴木與左衛門、山崎六郎右衛門御旗を何方ニ立可レ申哉と伺申候處ニ、殿樣旗御引可レ被レ成と

て兩人之奉行ども再旗指被二召連一京橋の橋爪に御立被レ成候故、惣人數則京橋之町ニ屋陣仕候、京極殿御兩殿跡より御押被レ成候故、野陣ニ而俄ニ可レ被レ成樣無レ之間、町屋之はづれヲ本陣計御借被レ成候ハヾ可レ忝旨被二仰越一候之處ニ、殿樣御返事ニ、安キ御事ニ御座候、借可レ申由御返事被レ成、町屋一町餘御渡可レ被レ成と被レ仰、其分之屋陣ニ居申候者ども明候てつぼみ候へと被レ仰、御意ニ付皆々つぼみ申候、何もつぼみ申候者共腹ヲ立申候、春日市右衛門御前ヘ參候而、京極殿ニ用なき町屋御借被レ成、我等共も有付候所ヲ出候而、餘の方ヘつぼみ申とて御前ニ而腹を立申候へバ、殿樣御笑被レ成倚樣之無心申仁ニハ、何時も明て借ス物にて候由被レ仰候、京極殿より御禮狀來ル、其趣ハ、今度ハ御指圖ニ依テきれとを早速越申候故、是へ早々參着申候、其上陣屋迄御借被レ成、忝偏に御かげと重疊忝存候と申來候、五月七日之事ニ而御座候、京橋筋取固備を立御座候、翌八日に權現樣御歸陣之節、京橋にて旗ヲ御覽被レ成、主殿頭是へ押詰候かと御懇之御上使被二下置一、殿樣ハいまだ御前御赦

免無レ之時分ニて候故、御目見不レ被レ成、權右衞門殿修理殿を初、御存知之者ども罷出、其後惣侍共罷出御目見仕候處ニ、御存知之者共にハ御詞ヲ被レ爲レ懸御通被レ成候、

一銀の千枚ふんどう持通申候を追落候て、茶磨山に上ゲ申候、

一生捕三拾人、是ハ手前ニ而穿鑿いたし、侍の分をば切捨、町人百姓をバ追放候へとの上意ニ付而、それぞれに被二仰付一候、

一御歸陣以後於二京都ニ一權現樣御咄ニ、主殿頭方より指上候首、大手より來候首共と追付來候事不審ニ被二思召一候處ニ、翌日御通之節御覽被レ成候へバ、主殿頭はやく押詰候と見へ候て、京橋ノ際ニ陣取候間、是ニ而首ノ早キ所御不審はれ候と上意ニ御座候、此段世間ニ流布候て、京極殿御兩殿先手ニ被二仰附一候ニ、後に成候事御迷惑思召、段々御斷被二仰上一候由、就レ夫主殿樣之樣子御聞可レ被レ成と思召候得共、殿樣ハいまだ御登城不レ被レ成候ニ付而、幸春日又三郎初中後、殿樣御供申參候ニ付而、又三郎を被レ召、本多上野介殿、安藤帶刀殿、成瀨隼人殿、御三人ヲ以テ主殿頭ハ三番ニ而候ニ、先へ押詰候樣子いかやうの子細ニ而候と御尋候處ニ、春日件之趣御老中に委細ニ申上候へバ、御三人之衆も何よりの證據ニハ、橋爪ニ主殿頭之旗を押立候間、何らの事も不レ入候とて、則被二仰上一候へバ、權現樣御機嫌能被レ成二御座一候と承候、此節殿樣御自身御旗御引被レ成、京橋の際ニ御立被レ成候事是一ツ、又京極殿ニ屋陣を早々御借被レ成候ニ而きゝりと京極殿跡ニ成候所、一ツ町之内にてたゞしく一二相見へ申候段皆々存當、殿樣御分別故と奉レ感、春日又三郎も其時最前之腹立をうちわすれ大悅仕候由申候キ、

一京都に御歸被レ成、大宮通貴妙院と申寺ニ御宿被レ成、兩上樣御在京中、京都ニ被レ成二御座一、直ニ伊勢路を駿府へ御下向被レ成候、御人數ハ高槻より直ニ大垣へ罷戾り申候、

一銘物之吉光ノ刀大坂之御物に而候を、七日之日討取ニ致、京都ニ而權現樣に御上ゲ被レ成候處ニ、殊之外御機嫌ニて此刀ハ秀頼より明石掃部ニくれられ候由ニて候間、其討取者ハいか樣の樣子にて被

哉と御詩ニ付而、吉光討取候權田五太夫京都へ急ギ御呼御問被レ成候へども、見知不レ申候ゆへ、其通ニて候、其段五七年も程經候而、台德院樣之御咄ニ、吉光は明石掃部ニ給候由ニ候間、定て主殿手へ討取候者明石掃部ニ而可レ在レ之候か、其後掃部行衛なく候之間、此節相果候ものにて可レ在レ之候得共、主殿が召使ノ者共三河筋之者にて、上方之侍見知候ハぬ故、惣首之中ね押籠候ものにて可レ在レ之と上意之由申候、

卯五月七日於ニ大坂ニ高名之帳

一頸一ツ 卅計具足下黑シ若黨左助討申候　加藤新七郎

一頸二ツ 一人ハ廿七八具足下淺黃一人ハ卅四五具足下かきさめさやの大脇差取申候　石川彌七郎

一頸一ツ 四十四五計具足下計着申候　石川藤太夫

一頸二ツ 一人ハ五十計柿の帷子着一人ハ廿四五淺黃帷子着刀計取申候　加藤與兵衛

一頸四ツ 一人ハ廿五計黑帷子着一人ハ五十計具足下淺黃一人ハ廿四五めひき帷子着一人ハ卅計白帷子着　伊奈主水助

一頸一ツ 卅計甲付鳥毛ノゑころ　石川八郎右衛門

一頸一ツ 四十計黑帷子着刀脇差取申候是ハ若黨堀口忠九郎討取　天野刑部左衛門

一頸三ツ 此内一人ハ若黨討取　伊奈平兵衛

一頸二ツ 此内一人ハ若黨討取　近藤杢右衛門

一頸二ツ　平出右衛門七

一頸一ツ 卅計脇差取申候　和田五右衛門

一頸一ツ 四十計　柘植六兵衛

一頸一ツ 五十計甲付參畑へ手ニ而具足ぬき捨申候所ヲ見出討申候　川澄彥太夫

一頸二ツ 一人ハ廿七八刀脇差取申候一人ハ若黨二助討取申候　大久保新七郎

一頸二ツ 一人ハ四十計具足下高宮一人ハ廿六七白帷子　山崎五郎太夫

一頸五ツ 二人ハ卅計三人ハ若黨彥三郎惣五郎討取申候　平岩新左衛門

一頸三ツ 一人ハ四十計白帷子二人ハ淺黃帷子　淺井藤右衛門

一頸一ツ 四十計刀脇差取申候　成瀨宗一郎

一頸一ツ 廿四五計　太田彌太夫

一頸一ツ 卅計刀脇指取申候　瀧見源藏

一頸三ツ 二人ハ具足下計着刀一ツ取申候一人ハ若黨討取申候　加藤三七郎

一頸二ツ 一人ハ刀計取申候一人ハ刀脇指取申候　細木彌次之助

一頸三ツ 一人ハ卅計脇指取申候一人ハ五十計一人ハ四十計　松井兵右衛門

一頸一ツ　四十四五具足下淺黄大小取申候　成瀬十右衛門
一頸一ツ　卅四五具足下萌黄どんす大小取申候　高木右衛門太郎
一頸二ツ　卅計　戸塚助右衛門
一頸三ツ　前嶋文太郎
一頸一ツ　濱名里右衛門
一頸二ツ　一人ハ四十計若黨二三と申者にうたせ申候一人ハ卅四五脇指取申候　田村齋院之介
一頸一ツ　四十計脇指取申候　片桐角兵衛
一頸二ツ　内一人ハ内ノ者討取　石川甚太夫
一頸二ツ　酒部仁太夫
一頸一ツ　四十計具足下うす柿刀脇指取申候　市川作右衛門
一頸二ツ　一人ハ廿四五脇指取申候一人ハ四十計刀計取申候　稲富傳右衛門
一頸一ツ　廿五計大小取申候　岩田兵庫
一頸二ツ　一人ハ卅四五甲付一人ハ四十計　酒部次郎兵衛
一頸一ツ　卅計黑具足着　田邊與次左衛門
一頸一ツ　卅計　梶川右馬之助
一頸二ツ　卅四五白キ具足下　高岡半兵衛
一頸二ツ　卅計　中黑彌兵衛
一頸二ツ　一人ハ卅計一人ハ卅五六大小取申候　高木權兵衛

一頸三ツ　一人ハ四十計二人ハ家來喜介又助ト申者取申候　大河内金三郎
一頸一ツ　四十計具足下白はぶたへ刀計取申候　大須賀勘左衛門
一頸一ツ　卅計黑キ具足下刀脇指取申候　小柳津新右衛門
一頸六ツ　内二人ハ召仕藤次郎孫介ト申者取申候　神田九兵衛
一頸一ツ　卅計　石川左次兵衛
一頸一ツ　四十計がつそうにて御座候　井出六左衛門
一頸二ツ　卅四五計　曾根又左衛門
一頸二ツ　一人ハ卅計一人ハ五十計朱具足着　增田太郎右衛門
一頸一ツ　村越九太夫
一頸二ツ　一人ハ廿七八具足下紫一人ハ卅四五刀脇指取候　小野田小兵衛
一頸一ツ　卅計淺黄帷子着　加藤九郎兵衛
一頸二ツ　一人ハ五十計具足下淺黄刀脇指取申候一ハ四十計　小寺長兵衛
一頸一ツ　卅計刀脇指取ル　市川長右衛門
一頸一ツ　四十二三　野々山忠左衛門
一頸二ツ　卅計　松井喜右衛門
一頸一ツ　卅計　岡田長藏
一頸一ツ　卅四五計脇指取　芝田少三郎

一頸三ツ　一人ハ廿七八柿ノ具足下　一人ハ卅七八淺黃具足下　一人ハ四十四五　渡部宮内

一頸二ツ　一人ハ卅五六刀脇指取ル　一人ハ四十計　毛利半助

一頸二ツ　一人ハ廿四五具足下黑し　一人ハ卅計具足下なりにみたれ星ゑり金らん　山崎次兵衛

一頸一ツ　四十五六大脇指取申候　奥山金左衛門

一頸三ツ　一人ハ四十五六白キ具足下　一人ハ四十計淺黃具足下　一人ハ卅四五小紋帽子着　栢植左五左衛門

一頸二ツ　一人ハ四十計淺黃ノ具足下　一人ハ卅計　加藤又十郎

一頸一ツ　卅五計刀脇指取申候　松井久兵衛

一頸二ツ　一人ハ卅五六具足下淺黃小紋　一人ハ廿七八計　來鹽忠藏

一頸二ツ　一人ハ卅計　一人ハ十八九計　矢田文右衛門

一頸三ツ　一人ハ　廿五六　一人ハ四十計具足下淺黃　一人ハ卅計刀計取申候　山口左太夫

一頸一ツ　廿七八計具足下淺黃刀計取申候　市本九左衛門

一頸二ツ　淺井庄兵衛

一頸二ツ　一人ハ四十計　一人ハ卅四五計　名倉彌右衛門

一頸一ツ　卅計　村田新介

一頸一ツ　卅二三具足下高宮萌黃　向渡權兵衛

一頸二ツ　一人ハ卅計具足下淺黃　一人ハ卅計　戸丸五郎七

一頸二ツ　一人ハ卅四五具足下かちん　一人ハ廿四五淺黃帷子　板倉五左衛門

一頸二ツ　一人ハ卅計　一人ハ四十四五　半田忠太夫

一頸一ツ　卅計　池田孫右衛門

一頸一ツ　卅計具足下計　矢田忠兵衛

一頸一ツ　卅計黑具足立あけありし　糟屋彌平次

一頸一ツ　卅計具足下アリ　坪平伊左衛門

一頸一ツ　卅計　鈴木市兵衛

一頸二ツ　權田五太夫

一頸一ツ　卅計　鵜殿忠三郎

一頸二ツ　二人なから卅計　松野三郎左衛門

一頸一ツ　卅四五計刀脇ざし取申候　松田勘助

一頸一ツ　四十四五具足下帷子　桑子太郎左衛門

一頸一ツ　曾根宗右衛門

一頸二ツ　一人ハ卅四五具足下こん是ハ召仕若黨今福三八と申者討申候　一人ハ四十計刀脇指取申候　鱸　市郎左衛門

一頸一ツ　松井勝右衛門

一頸一ツ　野澤左太夫

一頸一ツ　高木與五左衛門

一頸三ツ　一人ハ廿七八刀脇指取申候　二人ハ小者四五人ニて打取申候　川井又右衛門

一頸一ツ　卅四五具足下淺黃　山田五郎兵衛
一頸一ツ　卅計具足下高みやノ淺黃　榎本五兵衛
一頸一ツ　四十計具足下くり梅　中川半之丞
一頸一ツ　渡部勘右衛門
一頸一ツ　卅計具足下淺黃大脇指取申候　河井牛之助
一頸一ツ　卅二三具足下高宮萌黃　森　權十郎
一頸一ツ　布施久太夫
一頸二ツ　內一人ハ小者討申候　其原旦三郎
一頸三ツ　刀二腰取申候內一人ハ家來討　中川十左衛門
一頸二ツ　櫻井權十郎
一頸二ツ　內一人ハ內ノ者討申候　伊奈九郎太郎
一頸二ツ　大脇指計取申候　山本佐吉
一頸一ツ　寺嶋慶三郎
一頸一ツ　四十計具足下裏表白きれり　市橋平內
一頸二ツ　成瀨太郎助
一頸二ツ　一人ハ廿計一人ハ卅四五計　久目一平次
一頸二ツ　一人ハ卅四五一人ハ四十計　酒井左平次
一頸一ツ　刀計取申候　高木三十郎

一頸一ツ　四十計　山崎五助
一頸一ツ　卅七八計　淺井又助
一頸一ツ　卅計　淺井少次郎
一頸一ツ　卅計具足下うす柿　小寺作三
一頸二ツ　卅計　伊奈彥九郎
一頸一ツ　刀脇指取申候　矢田光助
一頸二ツ　一人ハ卅計一人ハ內ノ者庄六討　都石三九郎
一頸一ツ　鱸　平介
一頸二ツ　刀計取申候　中澤久太郎
一頸一ツ　淺茅左太郎

歩行衆

一頸一ツ　卅計具足下淺黃脇指取申候　篠窪長左衛門
一頸一ツ　五十計刀脇指取申候山木兵右衛門助ケ申候　臼井四郎兵衛
一頸二ツ　山田作介
一頸二ツ　曾根太郎左衛門
一頸一ツ　廿二三計具足下淺黃ノ帷子　川田平助
一頸一ツ　卅四五刀計取申候　宮內甚內
一頸一ツ　森七兵衛

一頸一ツ　加茂二平次
一頸一ツ　高橋伊左衛門
一頸一ツ　塚本打右衛門
一頸一ツ　細木權七郎
一頸一ツ　渡部角太夫
一頸一ツ　高田甚三郎
一頸一ツ　近藤五兵衛
一頸二ツ　長谷川六太夫
一頸一ツ　桑原吉太夫
一頸　名輪左傳次
一頸一ツ　鈴木伊右衛門
一頸一ツ　渡部勘右衛門
一頸一ツ　山木兵左衛門
一頸一ツ　高橋清八郎
一頸一ツ　祖父清太夫
一頸一ツ　近藤九右衛門
一頸一ツ　鈴木彌平次
一頸一ツ　坪井七郎兵衛
一頸一ツ　加茂次郎左衛門
一頸一ツ　根岸六之助

一頸一ツ　片桐助左衛門
一頸一ツ　八木茂兵衛
一頸　田村兵太夫
一頸　木俣八左衛門
一頸一ツ　新田喜兵衛
一頸一ツ　鳥井吉右衛門
一頸三ツ　近藤七左衛門
一頸一ツ　大原金右衛門
一頸一ツ　天野半右衛門
一頸一ツ　筒井杢左衛門
一頸一ツ　井口作左衛門
一頸一ツ　服部佐左衛門
一頸一ツ廿二計　猪俣六藏
一頸一ツ 卅七八具足下辻が花染さめざやノ中脇指取申候　深井茂兵衛
一頸一ツ 卅八九中脇指取申候　寺澤孫右衛門

大久保權右衛門內

一頸一ツ四十計　中嶋長三郎
一頸二ツ　谷瀬兵衛
一頸一ツ　福田治左衛門

一頸一ツ　久世六太郎

足輕衆

一頸一ツ廿七八刀脇指取申候　美濃組 川崎五兵衛

一頸一ツ廿二三計　鈴木三平

一頸一ツ卅四五計　平井少次郎

一頸一ツ四十計　犬飼市助

一頸一ツ卅四五計　近藤杢右衛門同心 木村作內

一頸一ツ四十四五計　三田村勘十郎

一頸　石垣組 北村角左衛門

一頸二ツ卅五六　和田五右衛門同心 野原吉助

一頸一ツ卅七八刀脇指取申候　大野少三郎

一頸一ツ廿四五計　天野刑部左衛門同心 柳忠次郎

一頸一ツ廿計　同人同心 高瀨長三

一頸一ツ卅四五計　鈴木與左衛門同心 松岡仁右衛門

一頸三ツ　一人ハ甲付四十五計刀脇指取申候 二人ハ廿五六ノ者　新右衛門

一頸一ツ　勝三

一頸二ツ　一人ハ廿二三刀脇指取申候 一人ハ三十計　何右衛門

一頸一ツ四十四五計　作左衛門

一頸一ツ四十計　左內

以上

都合首數貳百六拾七

但家中又者迄

大坂冬御陣之時主殿頭樣御陣取幷大坂迄武者押之次第

一伏見油懸ニて惣家中指物を指可レ參之旨御觸在レ之、扨馬ニ乘參候者之分、千石より切米十五石取申者迄御前に被二召出一、御酒を被レ下、金子壹兩ツヽ被レ下候、此節御前に被二召出一樣、知行高年分無二高下一罷出次第御酒を被レ下候、此段を家中ニ而申候は、高下なしニ被二召出一候事過分成儀と申候、家中又ハ脇々ニ而もすいりやう仕候ハヽ、今度主殿頭樣討死ニ御究被レ成候御心底と心有者ハ申、心なき者ハ酒と金もらひ申と計存ものもあるべく候、

一次之陣所八幡の東內里村と申所ニ陣取被レ成候、それより津田と申所ニ陣取被レ成、此所ニ而ハ最早濫妨を仕候、穴を堀候て埋候米共ヲ取始候事、

一くらがり峠の下、松原と哉らん申所ニ、御陣被レ爲レ取、くらがり峠の上ニ百姓小屋ヲ掛罷有候、小屋落しニ參度と大久保權右衞門殿申所小屋落ニ參候事、

一此頃の陣所くらがりより五三里程先畑ニ陣取候へ共、雨降小屋懸候事不レ成、わらを取よせ面々之身にまとひ罷在候、又手廻し能者ハ其夜ニ小屋を懸候者も御座候、此所ニ而毛利孫兵衞と申者と三宅十太夫と申者し（舍）人足の儀出入ニて打果し申候、

一右之頃住吉表小妻と申所ニ陣取被レ成、主殿様ハ逼息ニ而御立被レ成候故、公儀より萬事御下知も無ニ御座一、責口の被ニ仰附一（茂）無レ之、無ニ十方一躰、諸大名も公儀ヲ恐レ、主殿様と近附申者一人も無レ之所に、松平下總守殿代々の御知音筋目を被ニ思召一か、下總守殿人數之跡ニ續テ御押之様にとの依ニ御内意一、下總守殿之跡ニ附人數被レ爲レ押候事、

一水野日向守（勝成）殿馬喰が淵御責可レ有由被ニ仰附一候へ共、日向殿身躰ニて御責候事成間敷由ニて、公儀へ斷御申、責口御上ゲ候之儀、主殿様、權右衞門殿へ御聞被レ成、權右衞門殿住吉御本陣に被レ參、主殿頭人數を召連參、責戰申度由被ニ申上一候得バ、尤主殿頭權右衞門左様ニ可レ申と被ニ思召一候、早々彼手馬喰淵に參候様ニと被ニ仰附一候、主殿様御悦、馬苦勞ガ淵に十一月廿七日ニ地形責口の善惡爲ニ御覽一ニ御越被レ成、葭ヲ苅如レ山ニ築地之形相御覽被レ成、御歸之節旗をゑぼらせ、住吉へ御歸候、旗をゑぼらせ候儀御心も有レ之哉、次之廿八日又旗ヲ張リ、武者押行列ヲ定御越御着陣被レ成、扨此押陣之時、水野日向守殿責口御上候事殘多被レ存候哉、又日向守人數押出し堤の上ニ罷在候、權右衞門殿主殿様惣人數を召連御越候處ニ、日向守殿人數ニ而道つかへ申候附、何とて人數先つかへ候哉と被レ努（怒カ）候へバ、日向守殿の人數ニて先つかへ申候由申候へバ、權右衞門殿殊之外怒り、主殿人數さしのけ先を可レ仕もの日本の内ニハ有間敷候、ふみたおし通候へ、座敷ニてめとろ成者をなぶりたるまねは此權右衞門ニハ成間敷ぞと被レ申候へバ、日向守殿へ被レ申候ハ、いつてつ人之衆御通りあれ〳〵と被レ申候而通り候處ニ、其場に永井右近成瀬隼人安藤帶刀など罷在られ、權右衞門殿と水野日向殿と知人にいたし候はんと引合被レ申候へども、權右衞門は其通ニいたし

うなづき罷通られ、蜂須賀阿波守殿舟を借、小川ヲ越候時、權右衛門殿被レ申候ハ、日向守人數ハ、壹人も越させ申な、主殿人數ハ、草履取ニ至まで、一人も殘すなと下知いたされ候、此詞をバ誰も脇ニ存たる者ハあるまじく候、大河内金三郎權右衛殿傍ニつき罷在申候、其後主殿樣御押、日向殿前を御通候節、永井右近太夫 主殿樣へ御申候ハ、大三河之寄合にて、さはちの出合あぶなき事と御申候へバ、主殿樣被レ仰候ハ、私口申事ハ聞不レ申候間、左樣ニ可レ有レ之と被レ仰候事、

一右之通日向守殿に權右衛門殿御申候は、遺恨有レ之而被レ申候と相見へ候、伏見ニ而人數押ニ而罷在候節、窓より日向守殿此方の人數を見被レ申、此人數ハたれノ人數と、我が小姓ニ被二聞申一候へバ、石川主殿頭樣人數と申候處に、日向殿被レ申候ハ、あのせがれハ人數かと挨拶致候ヲ、權右衛殿其前ヲ通り合御聞候、左樣之遺恨にて候哉、日向殿ニはをかけ踏たをし候へなど、御申候と下々にて申候事、

一右之通舟を越、馬喰が淵ニ陣取、明廿九日之未明ニ、馬喰が淵へ番船を出候旨申來、扨家中之侍鐵炮足輕鐵炮惣樣罷出、鈴木田隼人持口ヲ鐵炮打懸、互ニせりあひ候處ニ、ぢんけいと申所之方へ人數少出申候を、鈴木田人數敵ニ後を取切れ候かとおもひ候か、主殿樣手より强ク責候故か、敵退口ニ成候節、流舟來ヲ、神田九兵衛取候而、侍九人乘申候事、

一ぢんけいへ出候人數ハ、水野日向守殿手とも申、又ハ蜂須か阿波守殿人數とも申候事、

一右之舟ニ乘候て越申時、蜂須賀阿波守殿之者森甚五兵衛と哉覽、白キ練の單羽織ヲ具足ノ上ニ着、小舟ニのり來て申候ハ、主殿樣へ舟を借可レ申由申候口、尤借候得ど、九人之中より申候へバ、心得申候と申、其節金三郎鐵炮之火繩の火消申候ゆへ見申候へバ、甚五兵衛ノ舟ニ火見へ候ニ付とらへ候へハ、割木ニ火付たるをくれ候て、殿樣陣所之方に乘懸參候、此方ハ鑓の柄にて舟を指、敵陣にすゝみ參候を、甚五兵衛見申、舟ヲもどし候て申候ハ、さらバ某も懸り可レ申と申候、小舟ニ艫あまた立押立候故、此方の舟より少先ニ進申候、此方の舟ハ神田と村田と兩人して、鑓ニ而精ヲ出し、まけじと指申候ゆへ、とたんニ着申候、甚五兵衛船少はやきニ

依テ陸へ上リ首を取申候由、併此首ハ此方の手より強ク鐵炮打懸候故、死人手負幾人も有レ之候、左樣の者之首を申哉、此方の者ハ首ニ心ハかけず、芝居ヲ取堅め可レ申と存、すゝみ申候節、大河内金三郎鐵炮ニ而退候敵ヲ立放ニ打候へ共あたらず、次ニ與五左衞門打候へバ敵たをれ申候、其時詞をかけ參タト申候へバ、はねおき退申候、細道ニ而、道ハ惡敷すべり申候故、すべりころび申候と見へ候、敵の矢ハさし矢ニ射申候間、十五間餘有レ之候、七郎兵衞ニ一ツ袖ニ當ル、新助ニ一ツ具足ニ當ル、扨退候ヲ追懸候へバ、彼白羽織の甚五兵衞跡より來テ申候ハ、主殿樣衆深入にて候間、敵もり返し可レ申と申候故、此方申候ハ、何之可レ爲ニ深入ニ候、仕テみせ可レ申と申、すゝみ追候へバ、三百人計之人數之中へ懸入退申候、其外阿波殿衆手負の首を取居申者御座候、神田申候ハ、此方の打ころし候者の首ヲ取候間、四五人之者ヲ打ころし、首を取返し可レ申と申候へども、味方打ニ可レ被レ成候間、無用と申、相止候事、一不レ燒精樓壹ツ有レ之候、それへ押懸候へば、敵にげ申候、鑓持五人ハ、中黑彌兵衞、坪井七郎兵衞、鹽谷源五郎、村田新助、神田九兵衞、此精樓の脇ニかまへ居申候時、中黑差圖ニ而、精樓の影より出入ヲいたし、敵に大勢に見せ候へと申候而出入ヲ仕候、扨淺井左次右衞門、坂部與五左衞門、大河内金三郎、鐵炮ニ而さきへ出、膝臺ニ而鐵炮に火をはさみ敵を待懸居候へ共、敵不レ懸ニ付、金三郎川端ヲ見廻り候へバ、黑キ頭形りの甲に前ニ金ニ而何やらん紋ある黑具足着タル者、左ニたらいヲ持、右ニハ鑓ヲ持罷在候故、鐵炮ニ火をかけさし向候へバ、味方ニ而候ニて候由申候間、にげ用意に而たらいヲ持候哉、味れうじ仕なと申候間、誰の者と相尋候へバ、宮内少者方ニ而も打たをし可レ申と申候へバ、たらいヲ捨置、それより中黑罷在候所ヲ通り申候、中黑も敵とは不レ存味方と存候而、彼者にむかひ中黑申候ハ、向ノ敵ニ人數大勢ニ見せ候ためニ如レ此出入ヲ致候と申候へバ、彼者申候ハ、一段の御指引とほめ申候而、葭嶋につき罷通り、宮内少殿内横川次太夫ニもとがめられ候處ニ、横川を宮内殿者とぞんぜず、又宮内者と彼者申候哉、かこの者共ニ、ろかいニて打たをされ、首を取り上樣ゟ差上ゲ御感狀取候由承

及候、此者たばかりヲ申、主殿樣御陣場ヲ罷通り候、後日ニ申候ハ、此者の首ヲ取り差上候ハヾ、主殿樣御手柄ニも可二罷成一ものをと殘多儀と申候事、

一其外二ッ之精樓の間ニ葭嶋有レ之候、此方より強ク責候故、手負死人數多出來、手負ども數人葭嶋に隱レ居申候間、夜ニ入大坂ゟ逃込候由、あつかひニ罷成和談之節、大坂籠城之者共ニ承り申候、此段存候ハヾよしニ火ヲ付候て、無レ殘やきころし可レ申ものをと後日ニ申候事、

一權右衞門殿二番舟にて御越ニ、其時中山何右衞門御旗之まとひヲ持來、精樓に押立申候、厥後鹽干ニて惣人數無レ殘越申候、主殿樣御步行之者八十人有レ之、鑓をたばねさせ、中間ニもたせ、物前之時ハ一本宛一人々々ニ渡ス此者共馬の廻を圍備、先手突崩されても、旗本にて幾千萬の敵なりとも突返し申べき爲レ躰、誠良將之生付有人也と覺タリ、手廻リ之步行者ハ、家中之者小身成ル者之惣領、或二番目、三番目の子どもなればバ、馬ニハ不レ乘候へ共、手鑓ひつさげたる時ハ、誰にもおとらざる侍ども也、後に紀伊大納言殿へも申上候へバ、尤ニ思召候也、

一主殿樣ハ精樓ヲ本陣にイタシ、其脇にひさしの樣成所在候而、是ニ權右衞門殿陣取御入候、敵近ク候所に一手諸軍勢より進出、敵陣に陣取、大河を隔御座候儀ヲ、安藤帶刀見被レ申、加勢之鐵炮三百挺持來、主殿樣鐵炮指合、夜半より前ニつるべ鐵炮三つるべうち掛、鐵炮頭召連罷歸候、鍋嶋どの鐵炮と承候而、餘人がらも參候哉、疵とハ不レ存候、其後小屋不レ掛に霜ニうたれ、川端ニ臥罷在候處ニ、神田九兵衞、中黑彌兵衞、坂部與五左衞門、堀際をありき聞申候處ニ、城之内足音高ク候間、退候かと存候間、主殿樣ゟ申上乘籠可レ申由申ニ付、さらバ可二乘籠一とて罷越候、霜月晦日ニ侍十三人乘籠候、此内壹人吉田半左衞門ハ、中黑ニ二番乘りと斷候由、是ハ仙波塀乘一二之書付也、

一仙波塀乘之時、未明一番に乘取候、其以後九鬼長門守殿者來テ申樣ハ、主殿樣御備一番乘御手柄ニ而御座候と申候、此方より申ハ、主殿頭ハ一番乘り仕候、能御覽候哉と挨拶仕候事、

一佐久間河內と申御使番衆被レ參被レ申候ハ、主殿之御手先御法度ヲ背候而、城中へ乘籠候者共ニ切腹

可レ被ニ仰附一候と被レ申候由ニ候、天野刑部左衛門鈴
木與左衛門兩人來、早々引取候へと申候ニ付、先へ
のり籠候者共申候ハ、御旗早々被ニ押籠一候へと申候
へ共、二度か三度、刑部左衛門與左衛門兩人之者、殿
樣御意と申候へ共不レ用、生取り之雜人之者ニハな
わをかけ、軒下ニつなぎ置、城之方へ猶々押籠見申
候得共、彌右之通せいし申候故引取申候刻、阿波守
殿人數ヲバ押込候樣にと河內殿下知せられ候由、
其節此方之人數は阿波殿人數と入違申候、此子細
ハ河內殿と阿波殿と入魂故、阿波殿手柄ニ被レ致度
所存と相聞え候、然ニ付テ大御所樣へ蜂須か仙波
之一番乘と取成を申上候由ニ候へども、後日ニハ
此事無レ隱、主殿樣一番乘と、世上へも相聞へ申候、
一右いましめ置候生捕の雜人の首を何者やらん左ば
り首を切持參仕、一番高名仕候と主殿樣へ申上候
由承候付、右馬喰が淵一番乘仙波之一番乘仕候者
共申候ハ、是ヲ一番高名ニ被レ成候ハヾ、只今迄先ヲ
仕候者ども一人も御家中ニ罷在間敷候、遠クにも
參間敷候、御陣所ならびニ罷在かせぎ候て可レ懸ニ
御目一候と申候へ共、誰とても罷出申者無レ之ニ付、
大河內金三郎を使にいたし、右左ばり首之段々大
久保權右衛門殿ニ申斷せ候へバ、權右衛門殿被レ申
候者、我が胴にくびの付候內ハ、高名ニハさせまじ
く候間、いづれへも左樣ニ申渡し候へと御申候故、
何茂へ其段金三郎申聞せ候へバ、それニて左づま
り申候、
一極月朔日ニ高麗橋を敵方より燒落し可レ申手立之
樣に相見へ候と物見之者申候て、主殿樣權右衛門
殿御聞ニて燒せ申間敷由にて御責懸候節、侍十六
人、外ニ石垣組彌左衛門と申足輕壹人都合十七人、
是ハ成宮彌左衛門事先ヲ仕、鐵炮打申候、敵地燒ヲ
仕退候故、燒殘り候土藏多し、鐵炮持候侍は打合候
處ニ、坂部與五左衛門鐵炮當、其後兄次郎兵衛、高綱
半兵衛、前嶋久太郎兩三人、與五左衛門打たをされ
候所ニよこ切ニ罷越、半兵衛、與五左衛門ヲおひの
き候處ニ、與五左衛門申樣、胴ニ當リ候間たすかり
申間敷候間、捨置敵に首とらせ候へ、我も手柄ニ成
事ニ候由申候へバ、兄次郎兵衛申候ハ、我胴ニ首つ
き居申候內ハ、敵ニ首ハとらせ間敷候之由ニて、又
半兵衛引懸退候節、又鐵炮當リ、半兵衛ともニ打た

をされ申候へバ、彌捨候へと申候へ共、又退ヶ申候處ニ、又鐵炮一ッあたり、以上鐵炮三ッ當り小屋迄いきて參候處ニ、主殿樣ヨリ御使數度被レ下、御念比之御意どもニ御座候、

一大河内金三郎立上り、鐵炮ニ藥籠候處ニ、敵より打鐵炮ニ而、左のひぢかうより右之脇ノ下ノ少しまへめへ打出シ申候、退手ハ大久保八郎五郎右之脇之帶ヲ持、左ノ脇ヲ村田新介、是ハ少中途より出ル、左之手ハ召仕之九郎助と申者引、中黑彌兵衛ハ跡ニ立退申候、歩行ニて小屋迄參道ニて、鈴木與左衛門申候ハ、不レ入先手へこくり懸ニ參、手ヲ負候よし申候故、散々及ニ惡口一、其腹立にて力付、小屋迄心安クあゆみ來り候、此後ハ高麗橋責あひ見不レ申候、橋ハやかせ不レ申承候へバ、我等手負候之後一時程有テ引取リ、先懸之者も引取り小屋へ參候、此節之儀を權現樣達ニ御耳一、權現樣爲ニ御見分一御通り被レ成候節、家中年寄之者共道場へ罷出候處ニ、大久保權左衛門殿ニ權現樣御意被レ成候ハ、餘りきつき責樣いたし、手負死人數多ク有レ之候由被レ爲レ聞候、いかにもゆるくと御責可レ被レ爲レ成候間、此以後は靜ニ人不レ損樣ニ責候へと被レ爲ニ仰付一候、如レ此權現樣達ニ御耳一、主殿樣責口きつく責申儀强キと被ニ思召一候段御手柄と奉レ存候、

右は冬御陣之次第也、

慶長十九年

寅ノ霜月廿九日馬喰淵一番ニ舟ニ而越候者九人

一馬喰が淵仙波高麗橋三箇所先ノ人數　坂部與五左衛門
一右同斷　中黑彌兵衛
一右同斷　大河内金三郎
一馬喰が淵仙波二箇所先ノ人數　村田新助
一右同斷　神田九兵衛
一馬喰が淵壹箇所先ノ人數　坪井七郎兵衛
一右同斷　淺井左次右衛門
一右同斷　鹽谷源五郎
一右同斷　平出右衛門七

同晦日仙波壹番ニ堀を越候者十三人

一三箇所　坂部與五左衛門
一同斷　中黑彌兵衛
一同斷　大河内金三郎
一貳箇所　村田新助

一同斷　神田九兵衛
一仙波高麗橋貳箇所先ノ人數　大久保八郎五郎
一右同斷　坂部次郎兵衛
一右同斷　小泉新兵衛
一右同斷　高岡半兵衛
一右同斷　吉田半左衛門
一仙波壹箇所先ノ人數　毛利半助
一右同斷　板倉五左衛門
一右同斷　都石三九郎

同極月朔日高麗橋先ゟ參候者拾七人

一三箇所　坂部與五左衛門
一右同斷　中黒彌兵衛
一右同斷　大河内金三郎
一高麗橋壹箇所先ノ人數　市川作右衛門
一右同斷　細木彌次之助
一貳箇所　大久保八郎五郎
一右同斷　坂部次郎兵衛
一右同斷　小泉新兵衛
一右同斷　高岡半兵衛
一右同斷　吉田半左衛門
一高麗橋壹箇所先ノ人數　中川半之丞
一右同斷　深澤半右衛門
一右同斷　稻富傳右衛門
一右同斷　松井勝右衛門
一右同斷　鵜殿忠三郎
一右同斷　前橋文太郎

石垣組之者

一右同斷　成宮彌左衛門

夏御陣並押陣之次第

一ごしよの内ニ陣取、其次かう谷ニ陣取被レ成候、其後高槻之城ニ爲レ押主殿樣被レ爲レ置候處ニ、有馬主蕃殿ハ、富田之胴脂屋所ヲ本陣にして御入候、主殿樣ゟ使者ヲ越御申越候は、私爰元ゟ罷越候節、御旗本ゟ御沙汰被レ成被レ下間敷くと使者を以被ニ仰越一候由承及候、去かしながら定說ハ不レ存候、左樣ニ候へバ主殿樣何と被ニ思召一候哉、家中八組之侍共ニ與ッ、高槻之城四口へ具足ヲ着番を御申付、きゝばりヲ出し、不レ寢之番を一夜仕、翌日玄蕃殿ゟ御見舞被レ成候而、其後番を無用と御意ニ而不レ仕候、

一牧方ニ京極若狹守殿同丹後殿陣取御入候處、大坂ヨリ人數ヲ出し、牧方より十四五町下之方ノ大堤ヲ切、淀川を大坂ゟえかけ申候、有馬玄蕃殿ハ程近キ富田ニ被レ居、京極殿ハ牧方ニ陣取被レ居候、眼前ニ而敵如レ此働申候へ共、一圓可レ搆躰に見へ不レ申候、其節主殿樣權右衛門殿被二思召一候は、玄蕃殿不思儀之使を越、又京極も目前之敵を見ながら不レ搆躰にて堤を切せ候之事、若うら切の所存も有レ之哉と無二覺束一思召、此方よりも人數を御出し不レ被レ成候、此敵前後より取懸候ハヾ、敗軍致可レ申候間、大坂迄之内ニハ追打ニ討取り可レ申ものをと被レ存候

一五月六日ニ道明寺表ニて合戰御座候由、家中人數高槻を罷出、夜中舟にて越、夜明ニ越切候ヲ、京極殿も見被レ申、人數ヲ押出し、大坂方へ乘かけ候、此方之家中之人數も備を作り乘懸候處ニ、京極殿兩手右之切レとニ人數ヲ立、切とヲ不レ越候故、主殿樣より春日又三郎ヲ使ニ被レ成、きれと御越候へと被二仰遣一候得共、無二御越一候故、又春日を被レ遣、實ニ無二御越一候ハヾ、御人數御あらけ可レ有候、我等人數越可レ申と被二仰遣一候處ニ、御旗本より切と越候へとの御下知無レ之候間、越申間敷と申來候付、主殿樣重而被二仰遣一候ハ、我等儀ハ親相摸守御改易ニ御座候間、我等方へハ何とも御下知ハ有レ之間敷候間、罷越討死仕、親ゟ之御勘どうをもはれ申度候間、御人御あらけ被レ下候へと被二仰遣一候へバ、無二是非一京極家二手三手之人數越申候付、其跡を主殿樣人數越候而、守口ヨリ壹里程此方ニ陣取申、扨天王寺口之軍大坂方負候て、守口之方へ逃出、人數壹面ニ見へ申候ヲ見而、京極家之人數堤之上ニ備たるが敗軍いたし候而、漸本陣ニ堤(マヽ)へ申者二三十騎殘り、其外ハ五六町もにげくづれ申候、

一主殿樣人數右之躰を見申候て、京極家逃候と申候て、權右衛門殿ヲ初として、一面ニ京極殿備の內ゟ乘籠候へば、京極殿家老か武者奉行か歷々之者と相見へ候者、權右衛門殿ニ乘向、是ハ無行儀成被二レ成樣ニ候、手柄ヲ被レ遊候ても京極手柄にて候、主殿樣之御手柄ニハ仕間敷候由申候處に、權右衛門殿普代之侍久次郎と申者、右之者ニ向て申候ハ、なせにげ候、にげ候ニ依テ主殿人數ハ乘籠候と申候へバ、夫ニハ挨拶不レ仕、權右衛門殿御申候ハ、八組

之組頭ども人數ヲ引連本陣へ引取リ備候へ、我等一騎先へ參樣子見切候て、一左右可レ申由にて、京極殿備の內靜にあゆませ、備のはづれより乘出、扨其先にてかんよしの馬ヲ乘越乘出し急候ヲ、大久保八郞五郞見付、親權右衞門乘籠候を見申候哉と被レ申候付、惣人數馬引寄面々ニ乘出し候て、京極殿備ヲモ乘割乘込候て、大坂備前嶋片原町ゟ晝之八ツ時分ニ乘込候節、落武者の首を數百取、鼻數數百取り、御旗本ゟ被ニ差上一候、其節天守ニ火懸り燒上り申候、主殿樣下々小者足輕ハ、はや食ヲこしらへ申候、其時分京極殿召連被レ參候へ共、天滿町ニも火懸り、又內町八軒屋之あたりも燒申ニ付、京極殿より主殿樣へ使を越被レ申候ハ、私儀遲ク參、小屋場無レ之候間、少可レ被レ下由申來候付、主殿樣家中へ御觸被レ成候ハ、家一軒ニ馬乘二騎三騎ヅ、罷在候而、是より跡ヲ京極殿ゟ相渡候へと御意被レ成候處ニ、春日又三郞申上候ハ、今日深田ヲ乘り骨を折參候者共ニ、只今小屋替被ニ仰付一候ハ御無理にて御座候由、主殿樣へ申上候へバ、御意被レ成候ハ、我等一番に乘込候へバこそ、京極殿より小屋をもらはれ候間、御本陣ヲ望申候由、御自分ニハ野陣ニ被レ成候而も、箇樣之時ハ御借可レ被レ成之由御意被レ成候へバ、春日又三郞是ヲ承り、御尤ニ奉レ存候由御請を申上候と春日直口如レ此御座候、扨翌日京極殿より使者にて御禮狀參候、文躰も春日ハ見申候由にて咄申候、京極殿よりの御狀之文躰有增、

昨日は御指圖ヲ以きれとヲ越、家中之者共ニ高名いたさせ忝存候、扨又遲參候故、小屋無ニ御座一處ニ、小屋ヲ被レ下忝存候由、

右之文躰にて御狀參候間、其御狀可レ有ニ御座一候、

一其後二條之御城ニ而、本多上野殿、安藤帶刀殿ニ被レ申候は、京口へ石川主殿殿も御越候由御座候得共、主殿殿よりは何共不ニ申來一候、京極殿ハ一番ニ大坂へ乘込候之由被レ仰候へ共、我等親子にて相摸守殿父子ヲさゝへたをし申候と評判御座候由ニ御座候、未言上不レ申候と帶刀殿へ被レ申候へバ、帶刀殿被レ申候ハ、御陣場之儀ハ注進次第之ものニ而候間、早々言上可レ有レ之と上野殿ゟ挨拶被レ申候を、春日又三郞承り、主殿頭ハ大坂ゟ乘込候事一番ニ而御座候、京極殿ハ遲御越候付、小屋場も

無ニ御座ハ、主殿頭方へ小屋を御もらひ、翌日右之通御禮狀使者參候、於ニ只今ニ一番とハ被レ仰にくき儀ニ御座候、主殿物ニ搆ぬ人ニ候之間、其禮狀小性共引さき捨候も不レ存候、自然其狀御座候ハヾ、御前ゟ差上候ハヾ、いかゞ可レ有ニ御座ニ哉と上野殿ゟ申候へバ、右之段々上野殿御聞御申候ハ、よくこそ言上不レ申候と帶刀殿ゟ被レ致ニ挨拶ニ、奥ゟはいり被レ申候由、春日又三郎具ニ申候ヲ幾度も承候、是ハ慥成儀ニ而御座候、少も相違御座有間敷候事、

右夏御陣之次第也、

右之次第大河内杢左衛門正重致ニ物語ニ候ヲ口寫ニ書付させ候也、

寛文九年酉閏十月六日夜淀城ニ而

大坂陣山口休庵咄

御陣前大坂衆喧嘩附御天守怪之事

一籠城三年以前、秀頼公御小性衆十八計、幷御詰衆、津田出雲守、渡邊内藏助、野田村藤の盛りニ見物に行、藤の邊ゟ一日酒もりいたし、其後五三人ヅヽ小舟ニのり、福嶋海左江村などへ見物ニ參り候内ニ、津田出雲守壹人、酒に醉て藤の邊ニ休居申候、出雲守家來ハ、野田村の在家へ參り、一人も附不レ申、林齋と申座頭壹人側に罷在候處、薩摩もの六人、四尺計の大刀の鐺ニちいさき車を付たるを指、是も野田の藤見物に參候て、出雲守ニ慮外いたし、口論ニ成り、薩摩もの六人ともに拔合、出雲守ニ切て懸り候處、出雲守十文字ニて六人ながら野田の濱まで追出候へバ、濱ニて六人ともニ返合、出雲守九箇所までふかでを負、危く見へし所を、右之林齋と申座頭、濱表に積置きし割木を取て、六人の方へ無ニ透間ニ投懸防申内に、渡邊内藏助、其時は未權兵衛と申が、脇より懸附、長刀にて渡合、薩摩もの六人の内

三人討留、殘三人に何も手を負せ追拂、出雲守引立看病いたし罷在時、漸出雲守下人野田村より懸付申、其後方ニ見物ニ參り、御小性衆聞附次第馳集り申候、扨出雲守大坂へ歸候て、終ニ其手にて打果申候、其後寅年籠城の初、鈴木田隼人、大野道犬、博勞が淵の取手を西國衆に乘取られ申候故、籠城の手初と云、殊方角野田表にて候故、彼野田にて口論の時、西國ものに出雲守討れ候と存知合、箇樣の事可レ在レ怪かと何も申候、

一其翌年秀賴公御座の間、そつの間の御次、柳の間と申所にて、御詰衆相場備前守を、田屋式部と申もの指殺し、秀賴公の御前にての事にて候故、城中殊外騷申候、式部を御穿鑿なされ候得バ、內々意趣有レ之候由申候故、當座の切腹被ニ仰附一候、

一其後渡部內藏助私用御座候て、天王寺へ罷越候所、關東より參候へバ、からくみと申惡黨どもニ出合、口論いたし、惡黨どもを追拂、內藏助ほう〳〵の躰にて、大坂へ引取申候、其時分內藤新十郎、其外小身ものども、生玉へ參り候處ニ、右の惡黨どもニ出合、大坂もの餘多手を負、大坂へ引取申、兩所ながら方角天王寺表、殊に敵ハ關東ものに仕附られ候、御陣の砌此事存知合、不吉の出何レも被ニ申合一候、其時內藤新十郎ハ、自身鑓の柄切こみをいたし、高名の證據に出し候を、自身切こみ被レ致候段、證人出候て、新十郎面目を失ひ申候、

一籠城の前方、大坂御天守五重目、兩方より烟出申候、御城中幷大坂中のもの御天守燒申候とて騷動仕、女童四方へ逃迷ひ申候、後ニ能々見候へば、御天守の兩方ニうんか集り申候を、烟と見申候、箇樣の不吉ども節々御座候、後々何も存知合候事ども多御座候、

大坂冬陣起り之事

一慶長十九年甲寅の春の頃、家康公より秀賴公の老臣片桐市正を駿河へ御呼被レ成、大坂の御仕置の條條被ニ仰渡一、其上秀賴大坂の城を明られ、大和へ御移、在々におゐてハ大和國可レ被レ遣之候由被ニ仰出一候處、秀賴公此儀如何可レ在哉と大野修理以下の老臣衆相談有レ之候所ニ、大野修理秀賴公幷御母公へ申出候ハ、今度駿河より被ニ仰越一候條々、幷秀賴公へ大和國を被レ進、大坂の城を明被レ渡、御袋

樣を人質に被ㇾ成、其後ハ次第に方々御國替被ㇾ仰附ㇾ、秀頼公御小身に被ㇾ爲ㇾ成候後、織田常眞のごとくニ可ㇾ被ㇾ成との事目前ニて御座候、大和へ御出可ㇾ被ㇾ成よりハ、兎角大坂に籠城被ㇾ成御覽可ㇾ被ㇾ成候、日本之諸大名、縱一旦家康之下知に隨ひ、上洛いたし候とも、大閤の御恩深く、其上秀頼公を守立可ㇾ申との起請文差出申上ハ、殊に內々御味方可ㇾ申との覺悟在ㇾ之よし風聞及ㇾ承候間、とかく諸牢人を被ㇾ抱、急ニ籠城の御用意可ㇾ仰附ㇾ可ㇾ然旨丈きりニ御謀叛すゝめ申候處ニ、片桐市正、同主膳、青木民部少、以下七組の頭分、秀頼公御親子幷大野修理へ能々御分別被ㇾ成可ㇾ然由、種々いさめを申上候得共、大野修理達而すゝめ申故、籠城に相極、市正ハ家康と一身のものニて候故、御成敗可ㇾ相成ㇾとの御相談ニて候を、市正主膳被ㇾ申出ㇾ候ハ、今度駿河より被ㇾ仰越ㇾ候條々、何も秀頼公の御爲を存、達て御いさめ申上候、家康公へ一身にて申上候事ニてハ無ㇾ御座ㇾ候、此上ハ市正同主膳兩人大和へ引籠出家可ㇾ仕候旨申上候、其時最早御城中騷立、方々より鎧武者掛附候故、箇樣ニ候て大坂之騷、殊に七組の頭分市正と一身いたし候、其外いか樣の御大事出來可ㇾ申も不ㇾ存候、とかく市正主膳望申候通りニ被ㇾ成、御城を御出しなされ可ㇾ然との御相談にて、市正ハ則御城ヲ罷出テ、其行列ハ片桐市正ハ本知五萬貳千石、主膳壹萬石、兄弟の人數雜兵ども三四千も在し樣ニ申候、市正ハ白小袖すはだにて乘物にのり、兩の戶を開き、玉造口の御門を出デ申候、乘物廻りには步行持五十人計、おもひおもひの鎧得道具を持、或ハぬきみの取矢、鐵炮に火繩を掛、用心の躰にて罷出候、市正家老多羅尾半左衞門、黑具足ニ金のおとゝひ筋つなりの甲弓と矢を持、乘物の脇ニ引添罷出申候、日比加左衞門と申もの、是も黑具足ニ金の三ヶ月ヲ附、二間計の鑓を持、乘物の脇に引添罷出申候、其あとに市正妻子幷家中の妻子上下鎧武者引包出申候、其次に侍分五百計きび敷鎧得道具取矢鐵炮に火繩を懸出申候、片桐主膳卯の花鎧鑓を持殿仕候、何も指物馬印ハ無ㇾ御座ㇾ候、主膳御門の外にて御城の方を三度ふしおがみ、大和海道に懸り、何も退キ申候、此時私儀玉造口御門赤座內膳役所にて見物仕候、市正ハ

大和海道より牧方の方罷出、津國茨木の城へ引籠申候、其節茨ぎの城を御攻可レ被レ成相談御座候得共、大坂籠城の御用意ニ取紛致ニ延引一候、

諸牢人被ニ召抱一之事

一眞田左衞門佐

五拾萬石の御約束にて、人數六千計相具籠申候、是ハ眞田安房守と申、關東大名の子ニ而御座候、石田治部少輔と一味仕候、關ヶ原以後の牢人、高野山罷出、のぼり指物具足甲ほろ以下上下ともニ、一色赤出立ニて御座候、馬印ハ金のうくゑにて御座候、

一長曾我部宮內少輔

土佐國一國可レ被レ下御約束にて、人數五千相隨籠申候、其後人數二三千も抱申候、是ハ土佐一國の大名にて御座候所、治部少と一味にて、關ヶ原以後牢人仕、京小川通りの上ニ友無と名を附、手習子を取居り申候、のぼりハ白地ニ紋ハ八藤番、指物ハ、ゑないにし御座候、此外人數持諸牢人、五十萬石、三十萬石、其品々より國所の仰附御約束ニて罷出申候、

其以後青木民部少、杉原伯耆守、織田常眞、織田有樂、大坂を退き、江戶へまいられ候、

一仙石豐前

人數初五千着到ニて、後人數抱申候、のぼりハ白地に日の丸ヲ附申候、是も關東衆にて御座候、石田治部少一味ニて、關ヶ原以後牢人ニて御座候、京新町通り二條より上ニ、宗彌と名を附、手ならい子共取居申候、

一明石掃部

人數初四千の着到ニて、後人數抱申候、是ハ出所不レ存候、のぼりハ黑地に白キ丸三つヅ、附申候、

一森豐前

人數四千五百ほど、馬印赤キすみ取紙、是ハ西國大名の由、關ヶ原以後牢人、何方にて被レ居候哉不レ存候、

一織田左門但雲正寺と申候

人數雜兵ども三萬ほど、のぼりは赤地に菊桐の紋、赤地のおもだかの紋、又金の切さき、自身の指物壹間半の竹ニ、四尺の横手三寸計のさいを附申候、是は織田有樂の御子、秀賴公と御一門也、公家のいのくま殿惡事の時牢人、京五條邊ニ居リ申候、初の名

とやかしの坊、中頃ハひよくさい坊と申候、
一京極備前
人數六千のぼりハ白地ニ四つ目結、是ハ京極丹後いとこ、關ヶ原以後牢人、
一石川玄蕃
人數雜兵五千、是ハ信濃にて十五萬石の御大名ニて御座候、國の仕置惡敷御座候故、家康公より改易被二仰附一、大坂へ籠申候、
一石川肥後玄蕃弟也
人數初ハ五千の着到ニて籠リ、後人數千計抱申候、
一後藤又兵衛
人數初六千之着到ニて籠、後人數抱申候由、のぼりハ白黑の段々筋、自身着物は黑き半月黑具足、御役儀ハ足輕物見と申候、黑田筑前家來、小身もの丶よし、
一山川帶刀
人數初貳千の着到ニて籠り、後人數三千ほど雜兵ともニ抱申候、是ハ何國の者も不二存知一候、
一北川次郎兵衛
右同斷、一度に御奉公ニ出申候、

一三宿越前
人數雜兵ともニ貳參百、是ハ出所不二存知一候、
一細川與市郎　一結城權之助　一伊木七郎右衛門　一名鳴民部　一淺井周防　一三浦飛驒　一稻木三右衛門　一南部久左衛門　一多田藤彌
右の衆小身もの也、五騎十騎ヅヽ持申候、大野修理ニ目見いたし、塀裏に被レ居申候、牢人ども少々騎馬のもの後ニ抱申候、
一武田永翁
是ハ大閤御咄之衆ニて御諫役、仕人ニてハ無二御座一候、
一判野源右衛門　一新宮左馬
右兩人ハ馬乘足輕覺之者拾騎ヅヽ、御預ケ、物見役ニて御座候、
一惣がまへ、西ハ高麗橋筋横堀の內、南ハ八町目黑門の內、町ヤハ壹間もこぼち不レ申候、諸職人諸商人ニて其儘居り申候て、細工諸商買仕候、
一諸牢人の妻子ハ大形町ヤニ居申、大名牢人ハ屋敷渡り申候、一騎がけの牢人ハ妻子無二御座一候、

一右諸牢人馬上一騎ニ付、黄金二枚ヅヽの積リニ、竹ながし貳枚ヅヽ被レ下候、御扶持ハ其人ニ應じ被レ下候、大形怪キ牢人ハ諸職人道心者或ハ百性など出申候、

大坂御譜代衆人數高本知高之事

一大野修理　本知壹萬石
此人數雜兵ともニ壹萬餘人、のぼりハ白地上ニぬり笠の紋壹つヅヽ付申候、是は惣大將分にて、諸牢人此仁に目見へいたし相濟申候、御城中をも乘物ニて廻り申候、

一大野主馬修理弟也　本知五千石
此人數雜兵ともに五千人ほど、のぼりハ白地になたの紋を附申候、

一大野道犬修理弟也　本知三千石
此人數雜兵ともニ五千人ほど、のぼり右同斷、是ハ公家のいのくま殿惡事ニ附、家康公より御追放被レ成、大坂へ歸り新參、

一南條中書　本知壹萬石
此人數雜兵ともニ三千五百人程、是ハ大閤御取立のもの、四百石より壹萬石ニ被レ成候處、正宗手ハ引入て內通仕、御成敗被レ成候、

一內藤左馬
此人數千五六百人御座候、

一細川讃岐　本知五千石
此人數雜兵ともニ貳千人程御座候、

一石川伊豆　本知壹萬貳千石
是ハ籠城之內、妻子をつれ、はざまをくゞり落申候、京石川宗林いとこにて御ざ候、

一杉原伯耆
是ハ籠城前ニ江戶へ參リ申候、

一鈴木田隼人　本知五千石
此人數ハ雜兵貳千五百人着到ニて御座候、後人數抱申候、

一赤座內膳　本知三千石與力三十騎
此人數千計御座候、

一村井右近　本知貳千石與力貳十騎
此人數八百計御座候、

一山口左馬　本知貳千石與力五十騎

一槇嶋玄蕃　右同斷

一岩佐右近　右同斷

どやかしの坊、中頃ハひよくさい坊と申候、
一京極備前
人數六千のぼりハ白地ニ四つ目結、是ハ京極丹後いとこ、關ヶ原以後牢人、
一石川玄蕃
人數雜兵五千、是ハ信濃にて十五萬石の御大名ニて御座候、國の仕置惡敷御座候故、家康公より改易被ニ仰附ー、大坂へ籠申候、
一石川肥後玄蕃弟也
人數初ハ五千の着到ニて籠リ、後人數千計抱申候、
一後藤又兵衞
人數初六千之着到ニて籠、後人數抱申候由、のぼりハ白黑の段々筋、自身着物は黑き半月黑具足、御役儀ハ足輕物見と申候、黑田筑前家來、小身ものゝよし、
一山川帶刀
人數初貳千の着到ニて籠り、後人數三千ほど雜兵ともニ抱申候、是ハ何國の者も不ニ存知ー候、
一北川次郎兵衞
右同斷、一度に御奉公ニ出申候、

一三宿越前
人數雜兵ともニ貳參百、是ハ出所不ニ存知ー候、
一細川與市郎　一結城權之助　一伊木七郎右衞門　一名鳴民部　一淺井周防　一三浦飛騨　一稻木三右衞門　一南部久左衞門　一多田藤彌
右の衆小身もの也、五騎十騎ヅヽ持申候、大野修理ニ目見いたし、塀裏に被レ居申候、牢人ども少々騎馬のもの後ニ抱申候、
一武田永翁
是ハ大閤御咄之衆ニて御諫役、仕人ニてハ無ニ御座ー候、
一判野源右衞門　一新宮左馬
右兩人ハ馬乘足輕覺之者拾騎ヅヽ、御預ヶ、物見役ニて御座候、
一惣がまへ、西ハ高麗橋筋横堀の內、南ハ八町目黑門の內、町ャハ壹間もこぼち不レ申候、諸職人諸商人ニて其儘居り申候て、細工諸商買仕候、
一諸牢人の妻子ハ大形町ャニ居申、大名牢人ハ屋敷渡リ申候、一騎がけの牢人ハ妻子無ニ御座ー候、

一右諸牢人馬上一騎ニ付、黄金二枚ヅヽの積リニ、竹ながし貳枚ヅヽ被レ下候、御扶持ハ其人ニ應じ被レ下候、大形怪キ牢人ハ諸職人道心者或ハ百性など出申候、

大坂御譜代衆人數高本知高之事

一大野修理　本知壹萬石
此人數雜兵ともニ壹萬餘人、のぼりハ白地上ニぬり笠の紋壹つヅヽ付申候、是は惣大將分にて、諸牢人此仁に目見へいたし相濟申候、御城中をも乘物ニて廻り申候、

一大野主馬修理弟也　本知五千石
此人數雜兵ともに五千人ほど、のぼりハ白地になたの紋を附申候、

一大野道犬修理弟也　本知三千石
此人數雜兵ともニ五千人ほど、のぼり右同斷、是ハ公家のいのくま殿惡事ニ附、家康公より御追放被レ成、大坂へ歸り新參、

一南條中書　本知壹萬石
此人數雜兵ともニ三千五百人程、是ハ大閤御取立のもの、四百石より壹萬石ニ被レ成候處、正宗手へ引入て内通仕、御成敗被レ成候、

一内藤左馬
此人數千五六百人御座候、

一細川讃岐　本知五千石
此人數雜兵ともニ貳千人程御座候、

一石川伊豆　本知壹萬貳千石
是ハ籠城之内、妻子をつれ、はざまをくゞり落申候、京石川宗林いとこにて御ざ候、

一杉原伯耆
是ハ籠城前ニ江戸へ參リ申候、

一鈴木田隼人　本知五千石
此人數ハ雜兵貳千五百人着到ニて御座候、後人數抱申候、

一赤座内膳　本知三千石與力三十騎
此人數千計御座候、

一村井右近　本知貳千石與力貳十騎
此人數八百計御座候、

一山口左馬　本知貳千石與力五十騎

一槇嶋玄蕃　右同斷

一岩佐右近　右同斷

一木村長門　本知七百石
此人數雜兵八千人、馬印銀のふくべ下に白き練絹三さく切さき、是ハ秀頼公御そば小性四十三人預り、其外馬上の組も少々ヅヽ御座候、
一渡部内藏助　本知五百石ねごろ法師二頭同鐵炮三百挺預ル
一丹羽勘解由　本知八百石
人數千五百、
一別所藏人　本知四百石
人數なし、是ハ太閤御念頃の者ナリ、
一木村主計　馬上貳十五騎
一中嶋式部　本知千石
是ハ人數なし、
一井上小左衛門　本知八百石
人數雜兵とも二千計御座候、
一桑山十兵衛　本知千石
此人數與力とも二五百人ほど、
一內藤宮內　小身もの、人數なし、
一生田忠三郎　同斷
是ハ御役義御膳番、
一內藤新十郎　右同斷

是ハ籠城前、生玉にて喧嘩いたし、散々ひけとり、人中へまし不ㇾ申候、

七組之頭

一速水甲斐　本知壹萬石與力五十騎
一伊藤丹後　本知壹萬石與力五十騎
一堀田圖書　本知七千石與力五十騎
一野村伊與　本知三千石與力五十騎
一眞野豐後　本知貳千石與力九十騎
右七組之頭ハ、諸牢人壹人も抱不ㇾ申、是ハ大野修理、七組頭ハ江戶へ內通有ㇾ之由疑とて、人數抱させ不ㇾ申候、
一籠城之惣人數拾貳三萬在ㇾ之由申候、
內壹萬貳三千ハ馬乘、六七萬程步行侍、五六萬程雜兵、外壹萬ほど御本丸女中在ㇾ之由、

城中手配之事

一城中諸方持口、南門之塀裏に人數持之諸牢人被ㇾ仰附ㇾ候、
一玉造口御門ニは、赤座內膳、村井右近、槇嶋玄蕃固申、以上九千計に御座候、
一眞田左衛門ハ如何存候哉、玉造口御門之南、東八町目之御門の東、一段高き畑御座候を、三方ニから堀

をほり、塀ヲ一重かけ、塀の向とから堀の中と堀ぎはニさくを三重に附、所々矢倉せいろうを上ゲ、塀のうで木の通りニ、はゞ七尺の武者ばしりをいだし、父子の人數六千餘人ニて籠申、是を眞田が出城と申候、

一同所門より東の横手六十間之所、京極備前人數五六千にて固申候、

一眞田取出のおさへに、北川次郎兵衞、山川帶刀、人數壹萬計にて取出へ來り候、御門の塀裏を固申候、

一東八町目の門には、石川肥後人數五千計にて固申候、同所西の方塀うらニ石川玄蕃居申候、其西の方ニ仙石豐前人數七八千計にて居申候、此表攻口は、大方藤堂和泉守などよせられ候通かと覺申候、

一正宗攻口の塀裏ニ、南條中書と申ものかため申候、塀柱の根を引切、其上鐵炮ニ玉を込不レ申候、御穿鑿の上にて上下七十人計御成敗なされ、上下三十人計へいうらニ獄門ニ掛り申候、

一南表寄手よりかね堀に御ほらせ候を、城中より土のすて樣にて見附申候、其通りに自然ほりぬき候て、ふせぎ候へと用意いたし候、和泉守かね堀より八百か西の方よりはゞ壹間計城中へ堀ぬき申候を、城中のこへ汁をながし入、其上へ城中のはきだめの芥を入申候、

一惣構堀は石垣なし、たゝきといニて、堀の向ニさくを一重、堀の中ニさく一重、へいぎはニさく一重、以上三重ぬり申候、何も栗丸太ニて御座候、三の丸にハさくは附不レ申候、

一大御所樣茶臼山ニ御着被レ成、本多出雲守と名乘、上下廿騎計眞田取出の南表へ參り、塀に附申候を眞田人數壹人ヅヽ請取、大勢いだし、鑓玉ニ上討取、首共御本丸に差出申候、ゑつけんの後、大將の首は三方ニのせ、本多出雲守と書附いたし、三ノ丸西の大手ニ首をもならべ被レ置候を見物いたし候、

博勞ヶ淵取出落去之事

一籠城の初頃、大坂より、せん場表惣がまへの外ト、せんばに人數三萬計立居申、せん場表川の中ニ馬苦勞ヶ淵、ゑつたが城と申所、四方川にて道一筋有レ之、用心能所御座候を取出ニいたし、鈴木田隼人、大野道犬、人數壹萬計にて罷在候處に、道犬金田の

船海表よりよせられて、敵に乗とられ申候、其後よせ衆大勢かさなり候に付、小勢ニて此所難レ抱存、とかく千ばへ引取可レ申との相談にて、道犬隼人惣人數大方馬苦勞ヶ淵之とりでを引取申、殿のものども又取出ニ居申候時、蜂須賀阿波守人數を馬苦勞ヶ淵へ被レ向候處、阿波守内中村右近、かちだちにて一番ニ川へ飛込渡リ申候處、川深くたけたち不レ申故、甲をぬぎ捨、鑓をうけになし、塀ぎわへ附申候、其跡に阿波守人數ひた／＼と川を渡し、其まゝ出城を乗取申候、取出のものゝ首五つ六つてきとり申候由、其後隼人道犬ハ御城へ歸り申候得共、とかくの沙汰無ニ御座一候、だい／＼武者と異名を附申し、だい／＼ハなり大く、かぐ類の內、色能ものニて候へども、正月のかざりより外、何の用にも立不レ申候、さて如レ此名附申、其後せんば表の人數共、せんばを自燒致し、城中へ引取申、右之樣子私此表へ不レ參候故、委事ハ不レ存候、此事ハ寄セ衆ハ存可レ在候、御本丸にて取沙汰いたし候を承り申候、

後藤又兵衛中嶋出張の事

一十月初頃かといけん申候、後藤又兵衛被レ申候ハ、西國衆大勢上り、神崎邊迄參り候ヲ相見へ申候、大形今夜中ニ川を越可レ申候間、我等ニ人數貳萬計御添被レ下候て、川を越させ候て、中嶋ニて討取可レ申と申す故、則御普代衆、牢人衆、都合貳萬計御指添、夜中ニ又兵衛中ノ嶋へ來り候處、相づ違ニて、敵人數川を越不レ申候故、漸一同計討取歸り申候、

城中浮勢之事

一何方へも向不レ申候之儀、武者ニて夜廻晝廻りいたし候、大將は、木村長門、後藤又兵衛、明石掃部、長曾我部宮內、森豐前、此外七組の頭、番々ニ廻り申候、織田雲正寺ハ夜廻りの侍、馬上六七騎、其身ハ金のこざねニくれない紫いとにておどし申候鎧ニ、頭なり亥ゝのかつそうの甲、桐の紋の旗、自身指物ハ一間半の竹ニ、四尺計の横手を附、二三寸計のさいをゆひ附指申候、又七十分と申女武者を拵、朱具足、朱ざやの大小、赤ほろをかけさせ、めしつれ、自然ねぶりいしものをば、彼女に申附、討捨にいたし候、

一大野修理ハ大將分にて、城中をも乗物にてありき

て、同主馬道犬もうき武者ニて候へども、夜廻リハ不レ被レ致候、

伴團右衛門蜂須賀手へ夜討之事

一團右衛門致ニ夜討一候意趣ハ、籠城の始、大野道犬ばくろうが淵取手を、蜂須賀阿波守ニ乗取られ、諸人の笑ぐさニ成、大野一門、取分阿波守本陣へ夜討いたし、度々の相談ニて、幸伴團右衛門ハ大野主馬組成故、内々此夜討を心懸ケ、東表桑山十兵衛役所、阿はぢ町筋の矢倉へ至り、廿日計遠見を致候、蜂須賀阿波守本陣ハ、西本願寺の御堂ニて、此筋よりは程遠く御座候、阿波守内中村右近、阿はぢ町筋より南の方御城惣搆より壹町計引退、小屋を掛、堀一重ほり、さくをつけ、えほり門を立居申せ、團右衛門能々見届、有夜桑山十兵衛ニ心を合せ、あはぢ町筋の門より出、中村右近陣場へ夜討いたし、方々の橋何も引候へども、此橋計殘し置れ候子細ハ、十兵衛中筒の名人なる故ニ、人數五百計にて固申候、夫故此橋筋にハ初中後敵立よりいたす事の成不レ申候故、此門より夜討ニ罷出候、團右衛門人數以上廿一人、合印ハ白き三尺手拭にて、甲の上を鉢巻いたし、白き布をわたがみニむすび附候て、合言葉さいかと問バ、さいと答よと定罷出候、中村右近ハ具足着ながら夾箱ニ寄掛リ、甲をぬぎ、具足櫃の上に置、眠リ居リ申候所、團右衛すでに忍び入、小屋の戸を切落し申候時、内より聞附、夜討入申候と申候へバ、右近ハ右の手十文字を取、左ニ甲を持、小やより外へ出申候へども、甲を着可レ申隙も無レ之、甲を捨、十文字ニてつきかゝり候を、團右衛門以下三人、鑓三本ニて右近ニつきかゝり申候、右近ハ三人の敵を十文字ニてあいしらい、うしろへしさり申候所ニ、小屋場のきはニ水だまり御座候ニふミ込申候を、右の敵三人ニてつきふせ、首をバ團右衛門取申候、其後右近人數出合、おもいよらざる事ニて、十方を失、少々どし討致しを、團右衛門組右貳十人ながら、何も高名致し、首以上廿一討取引申候所、阿波守本陣より大勢掛附、夜討をあハぢ町橋迄追附參り候、夜討の者壹人致ニ討死一、是ハ中村右近悴中村若狹生年十五才と名乘、追討にいたし候、其内貳十人ハ戌申へ右の橋より引取申候、内五六人手を負申候へども、何も高名いたし、大將どもニ

首廿指出申候、此內ニ歲十五六ニ成小性の首一ツ御座候、其夜の內ニ伴團右衞門、其外右十九人之者、千疊敷御庭へ御召寄、大野木村長門兩人、千疊敷の緣へ罷出、樣子承り致ニ書附ー候を、私も同所にて委承り申、其翌日右貳十の首、三ノ丸西の大手ニ中村右近首ハ甲なし、さばき髮にて三方ニのせ、土段ニ置れ候、殘の首ハ何も甲附ニて、其儘土段ニならべ置れ候、右近ハ其時とし頃五十計と相見へ申候、

志貴野合戰之事

一霜月廿五日の晚方、後藤又兵衞御本丸へ參り、大野修理木村長門など寄合被レ申ハ、今日天滿の天神を拜見可レ申と存、北表を遠見いたし候處、北より東の敵ども、先そなへを跡へ直し、跡ぞなへを先へくり出し申候、如何樣明日ハ此表に合戰可レ有レ之ニ御座ニ被レ存候、御用心可レ被レ成と被レ申候へバ、木村長門被レ申候ハ、御存知の通り我等若輩ニて、今まで手をおろしたる致ニ合戰ーたる事無ニ御座ー候、明日此表合戰御座候ば、貴殿の御引廻し偏ニ賴申候由被レ申候へバ、又兵衞被レ申候は、御尤の御心掛ケニて御座候、自然明日合戰御座候ば、乍ニ慮外ー老人の役ニ御指圖可ニ申合ーと被レ申候、其後相談初り、諸方持口へ用心可レ致之由可レ被ニ仰渡ー候、同廿二日如レ案玄ぎ野表の敵のそなへ各別に見へ申候故、後藤又兵衞物見のため、青や口の御門よりがもう堤へ罷出候、其內出立ハ黑具足、黑ほろ黑ぬり半月のさし物を指し乘廻り申候處、堤の脇より橫矢ニ鐵炮を打掛ケ申を、是ハ後藤又兵衞と申者也、若キ時分我等の身に鐵炮ハ當り不レ申、いか程も打候へと、かうげん云掛廻り候內、又兵衞草ずりのはづれニ鐵炮當り候へども、うす手にて御座候、其時味方御手をおハれ候やと申候へバ、合戰の度每ニかすりでおハし候は、若き時より嘉例にて候と打笑申候、其後木村長門ハ白きねりの具足羽織に、長サ三尺計のかくの頭をみのゝ如くいたし、甲の玄ころの上に引廻し、銀の瓢葷の馬印、下ニ白きねり絹三尺計、三はゞニ切さきたるを持せ、佐竹そなへを心掛ケ參り候、其時秀賴公御そばの小性ども十人計見物のため、殊ニ木村長門組頭にて御座候故、何も長門諍跡につき申候、然處ニ佐竹そなへより澁江

内膳と名乗、金の馬よろひ掛、其身ハむかし流のにしき直垂を着、こがねざねの鎧に鳥のみの毛の具足羽織を着、星甲ニ鍬方を打、堤の上ゟたり道を唯壹人乗出し、是へ御出候は承及たる木村長門殿にて候やと言葉をかけ申し、長門守如レ仰木村長門にて候と、につこと笑、鑓を合申候、長門ハ廿二三ニなる若武者、内膳ハ七十計と見へ申候を、互ニ乗よせくミ申候が、其儘長門守、内膳が首をもぎ附ニいたし、馬に打乗り申候、此時高橋三十郎と申御小性十四歳ニ成申候が、長門致二高名一候所ニて、佐竹人数にかたれ申候、是ハ高橋彌次衛門と申、大閤よりつたわりたる覺の者の悴ニて御ざ候、それより長門守引取申候刻、堀尾山城人數、横矢ニ鐵炮を打掛、御小性ども四五人手おい候、其内一人別所多門と申御小性、十七歳ニ成り申候が、右の横矢にて討れ申候、是ハ別所藏人おいニて御座候、其後日頃手柄をいたし候渡邊内藏助、此手へ罷出、いかゞいたし申哉、追まくられ、ほう〲の躰ニて城中へ逃込申候、此時私儀長門見つき(リカ)ニ罷越、右の様子見申候、

十二月四日惣せめの事

一十二月二日三日兩日、後藤又兵衛御本丸へ參り申され候ハ、此一兩日ハ茶うす山と岡山との間、ほろかけ武者あなたこなたと鬧敷げに通り申、いか様一兩日中ニ惣寄ニて、一もみもみ可レ申と相見へ申候、御用意可レ被レ成と被レ申候ニ付、持口〱へ加勢仰附られ、浮武者衆へハ、何方へ成とも敵のつよき方へかせいいたし候へと御意ニて、木村長門ハひがし八町目、越前守衆向申候筋、ことの外足場よく候間、定而此口より乗可レ申と、石河肥後守持口より貳町引ゟさり、人數八千ニて三段ニ備へ申候、

一矢ざまハ一間に六ツ、切申候、矢ざま一ツヽニ鐵炮三挺ヅヽ、矢倉の間にせいろうをくみ、鐵炮の積り同斷、塀のうで木の通ニはゞ七尺の武者ばしりをいだし、鐵炮すき間なくならべ申候、

一眞田取出へも、右の積ニ御加勢被レ下候、

一十二月四日夜中より、井伊掃部殿先年眞田取出へ押寄申候、越前衆も夜の内ニ人數三四百計、から堀へ忍入居申候、四日ニは殊外霧ふり申候て、敵の旗先見へ不レ申、少晴申候て、堀の中ニ敵居申候、其上眞田出城へ赤のぼりの武者二三百、さくを切をり、

塀ぎわへ附申候、城の中よりつるべ打にいたし候ゆへ、掃部殿も諸勢も塀ぎわへ附不ㇾ申候、内之塀へ附申者ハ、一人も殘らずうたれ申候、

一東八町目の御門より眞田出城へ寄せ申候敵へ横矢い申候、内々宵より堀へ入申候ものども貳百計、塀ぎわのさくを引たをし、八町目門の東塀貳十間計引をとし申候、是を防ぎ申とて、くすり貳斗計入申候、ゑんせう箱へ火繩とりおとしもへ立申候故、塀裏の肥後守人數をつれ申候肥後守も、わたがみへ飛火入申候故、けがをいたし、持口を引申候、貳百計乘り申候越前衆をバ、木村長門先備ニて引つゝみ、一人も不ㇾ殘打申候、扨諸方持口よりつるべ打致し候故、越前衆堀ぎわより二三町引取申候故、堀へ入申候者、城へハ乘不ㇾ申、跡へハひかれ不ㇾ申候て、城の內を東西へ掛廻り申候を、鐵炮又ハ石ニて不ㇾ殘打殺し申候、其內壹人さくの木を乘越申候を打申候へバ、さくの木に取附死申候、白き指物に野口釼負と書附御座候、其時越前衆の中より武者二騎堀ぎわに參り候て、高聲ニ名乘候へども、城の內へハ聞へ不ㇾ申候、一人ハばれんの指物、壹人ハ笛卷の鎚を持申候、是ハ鐵炮も中り不ㇾ申候、ゑづゑづと歸り申候、此時惣責ニて、何も持口〳〵用心被二仰附一候故、私ハ玉造口御門、赤座內膳役所ニ罷在候處に、組頭木村長門守先手城中ニて合戰いたし由承、長門守爲二見廻一罷越候へバ、塀を乘申越前衆、一人も不ㇾ殘討取申候、もはや方々より戸板疊を取寄、越前衆やぶられ申候、塀をつくろい居申候、それより石川肥後小屋場へ見廻り、朝よりの樣子どもはなし承り申候、

御扱內談之事

一右の通ニ御座候ば、いか樣ニ責申とも、城落申まじくといづれも申所ニ、玉造口よりの御門へ、年頃卅計の男、こんのもめんぬのこ着申候が、まる腰にて二間計の竹ニあみ笠をゆひ付參り候を、御本丸より持口〳〵矢どめ被二仰附一、其後御本丸より女乘物一丁、下女二人ニて玉造口の門へ女中出被ㇾ申候、門より只一人かちにて、彼敵より參り候男とゑバし物を申歸被ㇾ申候、せうぞくハ織すしの小袖、大わたぼうしをかつぎ申、それよりハ毎日彼使參り候、其後御扱の御相談御座候、眞田左衞門

後藤又兵衛など申候ハ、此分にてハ城も落申候事御座有まじく候、又敵も引申候まじく候間、御扱ニ被レ成、家康公と起請文御取かはし候て、來年大和中の小城ども一々責おとし、尾張名小やまでの城ども一々ふみおとし候て、駿河江戸へも寄可レ申候間、先々御扱被レ成御覽候へといづれも申候、其後木村長門御使、大御所樣へ參り候て、起請かけ取歸被レ申候、夫より城中寄衆ども互出合申候、城中より脇引〳〵に寄衆の仕よりなど見物いたし、藤堂和泉守かねほり御入し穴ハ、はゞ貳間半高サ壹間御座候、ひの木にて兩方の程の上けた切張けづりたてニ致候、三尺ニ一ツづゝ兩方ニかけ、灯臺とぼし申候、此穴城までハ殊外遠御座候、何も寄衆ニハ金ほり御座候へども、役ニ立不レ申候、

一夏陣にハ、二の丸堀ハ御座候へども、さくもゆい不レ申候、此度は城ハ賴ニ成不レ申候、何方へも兩御所の御座候處へおしよせ候へとの相談にて御座候、大形役所冬陣同前にて御座候、

樫井合戰之事附伴團右衛門討死之事

一樫井の合戰と申は、大坂夏陣の少前方、藤堂和泉守一頭大坂南表へ被レ參、紀州淺野但馬を相待候處、但馬領分日高郡以上十六萬石の所、一揆おこし大坂へ致二内通一候は、淺野但馬殿大坂表へ罷出候て、跡より一揆ども城乘取、但馬殿をも追討に可レ致候間、大坂より御人數可レ被レ遣候、但馬殿道ニて兩方よりさしはさみ打取可レ申との手筈にて、日高郡へ大野修理家老一人忍びに人數差添遣候處、紀州山口にて但馬殿衆に被二見附一、一人も不レ殘被レ討候と申候、其後但馬殿日高郡へ自分の人數被レ遣、御仕置なされ、夫よりかしの井の南迄出張致され候、淺野右近淺野右衛門かしの井の東西ノ高見に陣を取居申候、大坂大野主馬手勢三千にて、貝塚まで罷出候、大野道犬は、岸和田之城小出右京殿押へに手勢三千にて參り、然處にかいづかの本願寺下の御堂ト半所にて振舞をたべ申され申候内に、物見足輕大將新宮左馬伴團右衛門兩人かしの井を心がけ出申候處ニ、かしのいと貝塚の間に小坂二箇所御座候、此所にて新宮左馬申候者、此さきのくぼみに敵のふせ勢在レ之と見へ、小勢ニて參り候事無用と申、團右衛門を留申候へども、團右衛門承引不レ致、

一段高き堤を乘越候へば、敵のふせ勢鐵炮貳百挺計、一度に打かけ申候へども、團右衛門組ども十一人、何も無ㇾ恙、かしの井の町まで乘込申候、かしのいの町の内に少ひちをり申候所御座候、此所にて八分計の白木の弓を持、團右衛門に立向、脇腹を射ぬき申、團右衛門は馬より落申候へども、敵をおい拂、又馬に乘、右かしのいの町より濱手へ出申候所、敵の馬上十騎計かけ出申候、其内の大將白さぎのみの毛の具足羽織、同みの毛のたおいりけさや下知致し、團右衛門組四人迄討取申候、彼大將龜田大隅と名乘、團右衛門に打て掛り申候所に、團右衛門も伴の團右衛門と名乘、互に色々と寄申候が、いかゞ致候哉、組共に七騎かしのいの町へ引取申所、町の内にて黑具足に黑きほろかけたる小男一人、團右衛門にかけ合、上田宗古と名乘、團右衛門にくみ申候、團右衛門宗古を引よせ、脇にしめつけ、かしのいの町の出口まで引つれ參り候處に、宗古家來追かけ、其中に十七八成小姓、團右衛門しころニ取附、うしろへ引たをし、内甲をつゞけ打ニ十計打申候時、團右衛門宗古ニ首をとられ、殘る六騎の大坂勢其所にて何も殘らず討れ申候、團右衛門指物ハ手嶋莚と金の御へいと白きのぼりニ墨ニ而伴團右衛門と大文字ニて書申候を、かはり〳〵さし申候、此時大坂を出申にハ右の白のぼりを指申候、此時の樣子、一人も不ㇾ殘候故、城中ニ不ㇾ存候所ニ、かしのいの町ニ内々城中へ紀伊國より内通のもの御座候而、明ル日ニ參り、右之樣子申上候を、大野修理木村長門など罷出、樣子承り、彼もの口上書附申候を、私も同所にて承り、大野主馬ハもはや紀州へハ不ㇾ參、大坂へ引取申候、大野道犬岸和田より大坂ㇾ被㆓罷歸㆒候、

五月六日七日合戰附大坂落去之事

一大御所樣ハ天王寺表より御寄被ㇾ成、將軍樣ハ道明寺表より御寄可ㇾ被ㇾ成ニ極り、御先手の諸勢大坂へ急ニ寄せらる由其聞へ候ニ付、五月六日早朝ニ、道明寺表八尾久保寺へハ木村長門、後藤又兵衛、村井右近、鈴木田隼人、山口左馬、此外本參新參小身ものニ至まで、思〳〵此手へ向候、此日方々口々古參新參人數持衆小身衆出向候へども、事急ニ御座候故、何も樣子もつぎ〳〵の事ハ不ㇾ存候内、道明寺

表平野筋へハ長曾我部宮內、後詰ハ眞田親子ニて御座候、此日朝の合戰ニハ、長曾我部、藤堂和泉守先手ニ打かち候由にて、藤堂名字大將分の首三ッ、其外甲附の首數多、馬上一人ヅ、首を取、大坂へ持參いたし候を、玉造御門ニ私朝より罷出、右之樣子見申候、則首共ゑつけんの後、三ノ丸西大手ニならべ置れ候、其內藤堂仁右衞門、同新七、同勘ヶ由、右三人共和泉守同名と云、大將分成ニよつて、首をば三方にのせられ候、此日首とも追々大坂へ參、其後大坂諸大將此表にて討死致候由申來候、井上小左衞門は、此日眞田手ニ附、平野表ニ居リ申候が、眞田ニ暇を乞申候は、唯今道明寺ニおいて後藤又兵衞打負候由承候、又兵衞と申入候旨御座候間、一所ニ討死可レ致と存候由ニて、諸人數ニも暇をとらせ、善四郎と云郎黨一人、源太郎と申小姓一人、以上三騎平野を乘出し、道明寺表へ參り候とて、後藤又兵衞備迄參不レ得、道ニて三人ながら討れ申由、下人大坂へ注進致候を承候、眞田親子はそれより天王寺表へ向、茶磨山ニ陣を取居申候もの、ほうぐ〵の躰にて大坂へ歸申候、長曾我部宮內も、六日の晩、馬上六七騎ニて玉造口の御門より御城へかへり申候、右御門にていづれも長曾我部へ言葉をかけ、今日道明寺表の樣子いかゞ候哉と被レ申候へバ、此躰ニ罷成候と計返事致し、城中へ入被レ申候、私も玉造口御門ニ罷在候樣子見申候、其後長曾我部城中をおち、いけどられ候よし承候、右六日ニ大將分道明寺表へ罷出候衆ハ、長曾我部の外一人も大坂へかへり不レ申候、一同七日早天に眞田左衞門茶うす山ニ赤のぼりをたて、一色赤裝束にて居申候、茶磨山の少東、眞田大助、同赤印にて居り申候、其東に森豐前、其次ニ大野修理、同主馬、其東に織田雲正寺居被レ申候、朝一番の合戰ハ、越前衆へ眞田大助切り掛、其後雲正寺横あひに掛、大野修理、明石掃部のぼりも入亂れ、越前衆つきつぶし申候、二度目の合戰ハ、森豐前一番ニ越前衆ニつきかゝり、眞田大助横あいにかゝり申候、其時もはや雲正寺のぼりハ一本見へ不レ申候、討死致され候も落られ候も終知不レ申候、大野修理同主馬も大坂へ引取申候、のぼり一本もみへ不レ申候、此時眞田大助のぼり西のかたへ少なだれ申を、眞田左衞門茶うす山より貝を

貳ツふき下知いたし、親子の勢一ツになり、敵を四五町おいまくり候所、御旗本衆と相見へ、あらてにて一むれ／＼追々に眞田備へ乘込、たかへにおいまくり、おいもどされ廻合候内ニ、もはや大坂ハ町目筋の方はうだ／＼に火の手みへ申候、私事ハ眞田手へ秀賴公御側衆參りニ附、天王寺表へ罷出、二度目の合戰より此時迄、眞田後詰ニ罷在候へども、最早眞田備もくづれ、大坂ニ火のて上り候故、何もおもひ／＼ニ落行申候、私事ハ森右近殿へゆいしよ御座候附、中嶋の右近殿陣場へ落着申候、

一西國衆ハ未大坂表へ、神崎表より大坂の火の手を見附、私ども中嶋へ落申候時分、中島迄何も懸附申候、天王寺より中嶋迄の間にて、町人百性其外雜兵どもの落人、西國衆ニ首とられ申候、其外たおれ死申候ものども何も取申候由、其時分右近殿家中ニて承り申候、

天樹院樣御城出之事

一同七日方々の攻口ニおゐて、大坂勢打負候故、秀賴公幷御母公大野修理など御相談候て、秀賴公へ御前姬君樣を城中より出し、大御所樣へ御送り被レ成候、御供ニハ南部志摩守と申者一人、馬上ニて御こしの先を拂、大坂より姬君樣御出被レ成候間、何も道を開き候へと敵方ハ相斷、天王寺表へ御乘物一挺にて出し申候、内々ハ敵方より御姬君樣を出候樣ニとの手にても在レ之候由取沙汰御座候、先御城を御出被レ成候ハ、如レ此御座候、

一大御所樣ハ、大坂御天守ニ火の手あがりして、晚方雨少ふり申候ニ、御馬ニ召、京都ニ御上り被レ成候由承り申候、

一秀賴公ハかのへ辰の御としニて、夏陣卯の年廿四ニて御座候、同八日秀賴公御生害の樣子ハ、我等大坂ニ居り不レ申候故不レ存候、是ハ寄セ衆御存可レ被レ成候、

赤座内膳伊藤丹後岩佐右近妙石寺へ行候事

一大坂落城の後、赤座内膳、伊藤丹後、岩佐右近、其外御小性十八計方々ニ隱れ居り申候へども、終ニ御さがし被レ出、耻辱に及可レ申と存、内々賴申候故、京妙心寺へ參り、海山和尙のゑめし請、二條御城へ書附、右面々の名字を印、御撿使被レ下候て、切腹可ニ致せ一申上候へども、兩御所樣上意にハ、大閤よ

り御普代のものども、秀頼公御せんどを見屆候事尤ニ被ニ思召ー候、其内にも大野修理などのごとくニ、よしなき事共すゝめ申候ものども、其上諸牢人ハ石田治部少輔一味の時、一命をたすけ置れ候ニ、又此度秀頼公御謀叛に御味方申事、不屆ニ思召れ候、右のものどもハ、妙心寺より何方へも參り度所へ參り居り可レ申由、御ゆるしニ預り、それより方方へちりぐヽニ罷成り候、私事も右之人數ニて御免るしを蒙、妙心寺を罷出、方々いたし、右のものども妙心寺へ參り候意趣ハ、木下左京と申、大閤御普代のものヽ悴海山和尚の御弟子ニて罷在候故、此よしニて何も妙心寺へ罷越、

國松樣御生害の事とき若狹はなし

一秀頼公の御子國松殿ハ、伊勢より御奉公ニ出られ、女中の腹ニ御座候を、秀頼公の御母公ハ、京極若狹殿御兄弟成故、此若君をバ預り被レ成候處、京極殿より若狹のとき彌左衞門と申者の兄弟、後家ニて居り申候もの、此御子去人の御末ニて、後ニハ世に御出可レ有レ之候、能々そだて候へとて、養子に下され候、此御子七歳迄とき彌左衞門所にてそだて申候所に、寅年大坂籠城ニ附、此御子秀頼公の御實子ニて候故、關東より御せんさく可レ有レ之候間、とかく何方へも失ひ申候樣ニと、京極殿御はからひニて、小舟ニのせ張附ニいたし、おしながし申筈相極申を、右の後家是非とも御供可レ仕由ニて、一ッ舟ニのせ、張附ニいたしおしながし申はづニ取極メ申候、其後十日計有レ之候て、京極殿御袋御扱の御頼可レ被レ成候由ニて、俄に大坂へ人御越候故、幸此度彼若君を大坂へ御返し可レ有との相談にて、早舟を仕立、浦々尋、漸彼舟を尋出し、若君をば長持ニ入、京極殿御道具と書附申候ハヾ、大坂へ入申候、其時御供ニ彼後家と京極殿内田中六左衞門と申もの、若君ニ附申候、其後御和談ニ成、若君ハ其まヽ大坂ニ御座候、田中六左衞門も御守ニ被レ成、大坂ニ居申候、其後京極殿大津之藏屋敷奉行宗語と申ものヽ悴、十二三ニ成申もの、かぶろニて若君ニ附申候、夏陣の時五月八日迄、秀頼公御袋と一所ニ御座候て、何とぞして落し候へとの事にて、秀頼公御親子と御暇ノ御盃被レ成、田中六左衞門幷御守の後家右のかぶろ、以上三人御供いたし、若君京橋ば（衍カ）し堤まで御出

候へば、もはや秀頼公の御座候ゑんせう藏ニ火の手上り申候、それより若君こと牧方迄落し申候處ニ、牧方ニおさへに妻木雅樂頭被レ居候故、爰ニて六左衞門も被レ拂、彼後家ハ雅樂殿家來衆取ものニいたし、若君ハ加賀衆へ取申候、右のかぶろ青山伯耆殿へ被レ申候、其後若君を伏見迄つれ參り候處、腹中御煩候故、伏見の加賀衆宿材木やニ預ヶ置き申候、青山殿ニて、彼かぶろ右の若君の樣子こまぐ\と白狀いたし候故、御所樣より尋可レ申由方々へ被ニ仰渡ニ板倉伊賀守殿より京伏見御尋被レ成候處ニ、彼かぶろ申候は、伏見ニ被レ有候若狹とき と申もの、若君へ參候へバ、何も御おぢと申候間、此ものニ御尋可レ被レ成候由申して、則若狹とき親子御せんさくにあい、町中へ被レ預居申候所、同五月廿二日、右の材木屋より若君をつれ、伏見町奉行へ出申候、則若狹とき親子ニ御見セ被レ成候へバ、若君其儘若狹ときニ御取つき候故、うたがへ無レ之、それより板倉伊賀殿へ若君を渡シ、若狹とき親子も伊賀守殿へ召つれ參り、同廿三日之朝、右の田中六左衞門若狹へ落してかくれ居申候へども、若君を公儀より御尋相成候、其上ふしみニ御座候由承り、伏見へ參り候處、若君も若狹ときも、京都板倉伊賀守殿へ被レ召參候由承り、すぐ伊賀守殿の御屋敷へ參り、右意趣申上候、御供可ニ仕せ申ニ候ニ付、伊賀守殿六左衞門ニ對面被レ成候、振廻被レ下、今度罷出候事きどくニ思召候由ニて、御酒二こん被レ下、緩々休息致候へと御申被レ成、伊賀守殿御勝手ハ御入被レ成候へバ、其儘六左衞門ニ繩をかけ申候、六左衞門申候ハ、此度罷出候事ハ、御供可レ仕候覺悟ニ御座候上ハ、箇樣ニ被レ成候にも不レ及候と申候へバ、伊賀守殿御立歸被レ成、只今御城ハ召れ罷出、殊ニ國松殿御守ニて被レ居候へバ、其儘ニて罷出候事如何ニ候、御ゑつけのため繩をかゝり被レ申候へと被レ仰候へバ、委細かしこまり候とて、繩かゝり申候、其後伊賀守殿六左衞門ことを被レ召御登城被レ成候、若狹とき親子ハ、伊賀守殿御屋しき罷在候、其後國松殿幷田中六左衞門ともニ、七條川原ニて御成敗被レ成候由、伊賀守殿御歸被レ成、若狹親子へ御咄し相成候由承申候事、

右山口休庵咄ハ、村越如泥翁の藏本を以寫申候、如泥翁ハ松浦家之士にして、肥前平戸の產也、軍談にくわしく、古實を知る人ナリ、或時の物語に、山川帶刀ハ、秀賴公の妾の兄也、大坂落城の後、松浦家へ御預ケニ成、百人扶持おくられ、休翁と名を改、百人扶持の内を出入の職人町人など一人分ほどヅヽ合力いたし、物數奇ニて拵候器物等、知人ほめ候へバ、其儘あたへ候よし、子を後孫平次と申、松浦家ニ勤候由、如泥翁若年の時分、休翁をも見られ候、孫平次ハ、友だちニ致され候由なり、又北川次郞兵衞も、大坂落城の後、大村因幡守へ御預、次郞兵衞二男、後に平戸の家中へ養子ニ參り候由咄被レ申候、

享保十一年丙午四月

人見行察寫之

土屋忠兵衛知貞私記

大坂兩陣供奉之御人數

（鈴木本には此條より福嶋黒田加藤平野四人の事までを卷末に記す）

冬御陣御留主夏御陣御供

上總介殿
兵衛督殿
常陸介殿
越前少將

御譜代大名衆

井伊掃部頭
榊原遠江守
酒井左衛門尉
本多美濃守
本多出雲守
松平主殿頭
松平紀伊守
松平下總守（文房）
松平阿波守

（寛永フニ御陣の事チもらす）

松平周防守
水野日向守
本多豊後守

（ヶ甲三、大給右近衛將監成重酒井左衛門忠次も屬して功あり）

松平將監
本多縫殿助
石川主殿頭

（鳥居左京亮忠政御供の事をもらす）
（冬御陣御留主夏御陣御供）鈴木本有和川上

鳥井左京亮
牧野駿河守
戸田左門
岡部內膳正
戸田因幡守

（ヶ癸四、隱岐守吉次は慶長十一年八月二十六日卒恐らくは豐後守光教の誤りなるべし）

西尾隱岐守
三宅越後守
西鄉若狹守

（貞享　番兵小田原箱根）
（ト癸九、但馬守泰朝の父越中守長朝又泰朝の子越中守富朝二人の內なるべけれどもともに坂役の事は中になし）

秋本越中守

後攝津守

稻垣平右衛門
菅沼織部正

後式部

丹羽勘助

（ヶ甲二、庄右衛門昌利は慶長十八年十二月死す其子庄左衛門昌吉は十九年發向元年は江戸の留守番をつとむとあり）

松平庄左衛門

大名衆

松平肥前守
松平陸奥守
米澤中納言景勝
左竹右京大夫 （ケ庚一、右京大夫義宣のフ中に坂役の事なし）
後越中守 細川内記
後松平 淺野但馬守
藤堂和泉守
始蜂須賀 松平阿波守
○稲葉淡路守 （若年故不能供奉）
金森出雲守
松倉豊後守 （寛永フニナシ）
大和衆 桑山伊賀守
同 桑山左衛門佐
同 桑山左近
○松浦肥前守 （兩御陣共不能供奉）
小村大和守 （兩御陣共岸和田之城ヲ守リ居ル）
木下右衛門大夫 （トヨトミ姓右衛門大夫延俊慶ノ五年頃より御家にしたがひ同六年より日出の城を領すフ中坂役の事をもらす）
遠藤但馬守 （長父但馬子慶利かフに坂役の事なし）

分部右京亮
堀丹後守
南部信濃守
津輕越中守
仙石越前守 （ケ丁七、越前守秀久は慶ノ十九年五月六日江戸に卒すとあり恐らくは子息兵部大輔忠政の誤りか忠政は兩御陣をつとむとあり、ト癸七越中守信□かフ疎にて坂役の事をもらす）（□□アへ姓坂役の事ないはす）
秋田城之介
脇坂淡路守
水谷伊勢守
眞田伊豆守 （シケノ信幸坂役の事をもらす）
新庄越前守
堀美作守
六郷兵庫頭
九鬼長門守
一柳監物
細川玄蕃頭
小出大隅守
佐久間備前守
佐久間大膳大夫
市橋下總守

土方掃部頭

堀淡路守

谷出羽守

片桐市正

（ケ壬二、元年より江戸に相務奉仕スとのみあり貞隆）
片桐主膳正

小堀遠江守

（寛永フト巳一かゝろ人なし）
加藤織部

那須衆　大田原備前

同　大關彌平次

同　千本大和

（寛永フニナシ）
同　育王豊後

同　蘆野民部

同　岡本宮内

兩御陣在國（ケ丙一、嶋津大隅守家久フニ坂役の事なし）
松平大隅守

冬御陣御供夏御陣在國（毛利大江長門守秀就）
松平長門守

同斷（ト丙一、信濃守勝茂寛永フニ出陣ノ事ナシ貞享に出陣スベキトノ命アリ）
鍋嶋信濃守

同斷（ケ丁一、池田新太郎光政利隆の子元和二年カトク當時九才なり忠雄利隆の出陣をもらす）
松平新太郎

冬御陣御供夏御陣在國（ト丙二、山内土佐守忠義土佐國より大坂に赴くといへども風波あらく遲参小舟にのりて着岸すといへとも既に落城）
松平土佐守

同（ケ丙四、美作守忠政翌年大坂再亂の時忠政又よせてとなりて仙波御□陣どり敵の首二百五か進上すとあり）
森美作守

同（ケ丁六、內膳正久盛）
中川內膳正

同（智、彦六郎典通といふ人あれども時代あはず）
稲葉彦六

同
加藤左近

同
伊藤修理亮

同（ウタ、能登守茲政は元和五年家をつぐ此時三歳也されば父豐前守政矩の誤り也政矩大坂再亂の時同州を出て伏見より供奉し正信組に屬し御旗本の前備に候すとありホニン政矩慶九年右兵衛注に任じ同十年豐前とあり）
龜井能登守

同（兵チ出ス）（大藏長門守種春家老をもて名代として正信に屬し兩度の軍役をつとむ）
秋月長門守

同（ト庚二、民部大輔純頼）
大村民部

同（清盛對馬守義成元和元年カトク伏に於て兩公に謁ス）
宗對馬守

同（ケ庚四、淡路守盛利）
五嶋淡路守

同（後丹波守）（越智、來嶋右衛門一康親ハ慶長十六年死其子丹波守通春大坂御陣之時病によて國にあり兵士を出して軍事をつとむ丹波守通春はしめ右衛門一といひしならん）
久留嶋右衛門一

福嶋左衛門大夫

黒田筑前守

加藤左馬助

平野遠江守

右四人冬御陣江戸ニ被ニ召置一夏御陣御先江被レ遣候

鈴本 文化乙丑得秋山彦兵衛君本于大河内新右衛門家抄于白藤書屋十月十一日倩鱸氏對挍一過原本美濃紙横帳字極精雅且古色可愛惜未勾摹耳十月念八鈴木恭誌

慶長十九甲寅年（鈴木本題大坂兩御陣覺書）

大坂御陣之節所々御番

大坂兩御陣供奉御城代所々御關所御番駿河江戸御留守居御褒美御知行拜領覺討死之覺改易衆御先手ニ而働有之衆

京諸司代　板倉伊賀守

二條御城御番　御鐵炮　春日左衛門

同斷　栢植三之丞

政所殿爲後見京都有之　木下宮內少輔

此外諸奉行

伏見御城代　松平隱岐守（定勝）

成瀨吉右衛門

日下部兵右衛門

大御番二組　丹後守事兩御陣伏見御番　松平丹後守（重忠）

掃部頭冬之御陣ヨリ佐和山人數ヲ召連御先手江被遣　井伊掃部頭

根來二組　鐵炮百挺　根來愛染院

同斷　同　右京

長田喜兵衛

町奉行　知行七百石　岡野江雪齋

淀　木村惣右衛門

加番　八千五百石　大嶋彌三郎

五千石　同　茂兵衛

三千五百石　大嶋久右衛門

岸和田　小出大和守

膳所　戸田左門

尼崎　後內匠　後丹波守　建部三十郎

上野安中　井伊兵部少輔

武州小佛御關所御番　御代官　高室四郎左衛門

相州小田原御城御番　冬御陣　戸澤右京亮

夏御陣　近藤一黨中

箱根根府川兩所之御關所共ニ守之
駿河御留守居　御鶴君
町奉行　彥坂九兵衛
御留守居　御鐵炮松平加賀右衛門
御鐵炮成瀨吉平

權現樣御供
御老中　本多上野介
松平右衛門大夫
板倉內膳正（鈴木本無）
秋元但馬守
出頭衆　伊奈筑後守
淺井七平
大岡兵藏
城和泉守
御奏者番　榊原伊豆守
永井右近大夫
西尾隱岐
松平筑後守
御小姓　黑田信濃守
長門守カ金森五郎八

川窪主膳
別所軍平
高木善七郎
高力河內守
長野千竹
高井助九郎
長谷川半四郎
鈴木友之助
（鈴木本ニハ長谷川半四郎鈴木友之介の二を欠きて石谷友之介の一名を成す）
石川庄次郎
日根左京
間野庄次郎
柳澤左太郎
蜂屋五郎作
朝比奈勘右衛門
駒木根長次郎
阿部次郎吉
加納九十郎
喜多見主水正
御給仕番　三吉備中守
後河內　後將監佐久間伊豫守

三吉越後守
長野次郎兵衛
石谷友之助
後紀伊守 東城伊豆守
野々村三十郎
後仁右衛門 小栗勘十郎
徳山五兵衛
三木十兵衛
堀田權六（一本作七）
石丸權兵衛（鈴本無）

御小十八組

御旗奉行
庄田三太夫
保坂金右衛門

御鑓奉行
大久保彦左衛門
石丸與五左衛門

御持弓
中根喜藏

御持筒
小栗又市
城和泉（鈴本守）

御使番
横田甚右衛門
瀧川豐前守

眞田隱岐守
初鹿傳右衛門
清水權之助
米倉丹後守
山城宮内
本多藤四郎
嶋彌左衛門
間宮權左衛門
原田藤左衛門
奥山次右衛門
鈴木久右衛門
川野庄右豫門（右スヾ）
山本新五左衛門
服部權太夫
佐久間河内守

御目附
後民部 後町奉行 後御目付 加々爪甚十郎
花井庄右衛門
後刑部 後御目付 豐島主膳
後大隅守 後御目付 後江戸町奉行 日下部五郎八
後御目付 牧野清兵衛

御歩行頭　松平豐前守
阿部左馬助
松平右馬助
三井左衛門佐

御先弓　五十張　與力十人　蜂屋七兵衛
五十張　與力十人　布施孫兵衛

御先鐵炮　五十挺　坪內惣兵衛
同　渡部彌之助
百挺　山岡主計
同日　向半兵衛

大御番　水野備後守
松平石見守
西尾丹後守

後出雲守　寺社奉行（鈴本無）松平忠左衛門

御普請奉行　佐藤駿河守子　勘右衛門
村田權右衛門

江戸御留守居　冬御陣御留守　夏御陣御供　上總介殿

兩御陣共ニ御留守（鈴本冬御陣御留守夏御陣御供）松平下野守
同斷　最上駿河守
鳥居左京亮
冬御陣御留守　夏御陣御供　同　土佐守（鈴本無）
是ハ病氣ニ付兩御陣共ニ宇津宮被有之人數ハ江戸へ差越御留守　奧平大膳大夫
兩御陣共ニ小田原御番　戶澤右京亮
後民部少輔　依爲幼少江戸ニ被召置　土屋平八郎
依爲幼少江戸ニ被召置　北條久太郎

大御番　冬御陣御留守　渡部山城守
夏御陣御留守　土岐山城守

江戸町奉行　後次兵衛　後彈正忠　嶋田兵四郎
後幽也　米津勘兵衛

台德院樣御供

御老中　酒井雅樂頭　組共
本多佐渡守　同
土井大炊頭　同
安藤對馬守　同

奧御小姓衆　田中主殿頭
後長門守　小山左源太
後美作守　後御書院番頭　後御留守居　本多主水正
後丹波龜山城主　松平伊賀守

後阿部對馬守ニ改備中守家督 武藏岩村城主 後大猷院樣御老中 三浦作十郎
後石見守 鳥井讃岐守
內藤左兵衛
後宮內 後御小姓組番頭 神尾猪之助
後隼人正 後御書院番頭 後御留守居 伊澤吉兵衛
後采女又備中守 遠州濱松之城主 後御書院番頭 今道顯 太田新六
安藤甚助
後長三郎 川口左門
後喜多見五郎左衛門 今宗幽 井上半三郎
內藤小市郎
後七左衛門 木造長吉
後惣兵衛 後彌二兵衛 三宅惣十郎

御小納戸

牧又十郎
三宅藤五郎

御花畠御番

一番 水野監物組
二番 後主計正 遠江横須賀城主 今子河內守笠間 井上半九郎組 鈴木え
三番 後諸司代 板倉周防守組
四番 成瀬豐後守

御書院御番

一番 參州吉田城主 後信州松本城主 水野隼人正
二番 武藏岩付城主 青山伯耆守
三番 內藤若狹守
四番 淀之城主 後伊勢桑奈城主 松平越中守

御旗奉行

冬御陣 三枝土佐守
同斷 老人故夏御陣御捨免江戸に留る後意伯 嶋田次兵衛
夏御陣 三枝土佐守
同斷 屋城越中守

御鑓奉行

室賀源七
小坂新介

御持弓

後外記 內藤右衛門

御持筒

青山善四郎

御使番

鵜殿岩見
牟禮郷右衛門
後忠左衛門 後因幡守 後大坂町奉行 久貝忠三郎
後御普請奉行 小澤瀬兵衛
同斷 山岡五郎作
兼松源兵衛
後水戸へ被爲付 村瀬左馬
近藤勘右衛門

後權大夫　荒井御番　服部與十郎
三宅半七
後筑後守　後御持筒　高木九兵衛
山田十太夫
後監物　御目付　長井彌右衛門
青山石見
後土佐守　堺町奉行　後土齋　石川三右衛門
溝口外記
安藤次右衛門
川口長三郎
永田庄左衛門
後御旗奉行　中山勘解由
後御旗奉行　太田善太夫
後大隅守御目付　後伊勢郡代　石川八左衛門
後圖書　御目付　後百人鐵炮　渡邊半四郎

御目附

加藤伊織
太田新左衛門
木村源太郎

御步行頭

後出羽守　大和高取城主　植村志摩守
後市正後石見守　大坂御城代阿部備中守ニ加ル　内藤主税

後大隅守　江戸御留守居　松平内膳
後攝津守　後大番頭　後大坂御城代備中守ニ加ル　御捨免江戸ニ歸ル　後淸部　阿部彌一郎

御先弓

久永源兵衛
本多太郎左衛門
倉橋内匠

御先鐵炮

百挺　近藤石見
同　駒木根右近
五十挺　屋代越中守
同　森川金右衛門
同　服部中
同　服部石見
同　細井金兵衛
同　加藤喜助

大御番後大坂御城代阿部備中守ニ加ル　高木主水正
阿部備中守
後内匠　牧野豐前守
冬御陣江戸御番　夏御陣御供　渡部山城守

御普請奉行

山岡五郎作
小澤瀬兵衛

大坂夏御陣五月七日働ニ付爲御褒美御知行拜領之面々

御花畠一番　水野監物組

三百石　石丸權六郎

二番　井上主計頭組

五百石　後忠兵衛　土屋左門

四百石　後御目付　後長崎奉行　山崎權八郎

二百石　岡部庄九郎

三番　板倉周防守組

四百石　初小十人番頭　後若狹守　後御小姓組　後大御番頭　後留守居　稻垣藤七郎（之本後小姓　元和ニ藤十郎）

二百石　後庄右衛門　初小十人組頭　後御鐵炮（鈴本上文斷）　高田藤五郎

四番　成瀬豐後守組

三百石　後市正　後風軒　中山內記

水戸宰相殿御家老中山備前守子父跡ヲ繼

御書院一番　水野隼人正組

千石　水野田宮

千石　天野佐左衛門

千石　横田五郎三郎

千石　東惣右衛門

五百石　後猪右衛門　東百助

五百石　土方宇右衛門

三百石　本郷庄三郎

三百石　齋藤左源太

三百石　堀田勘左衛門

三百石　芝田三左衛門

二番　青山伯耆守組

千石　後玄蕃　御書院組頭（鈴本御書院番頭）駿河御城代　大久保四郎左衛門

千石　後大隅守　初小十人組頭　後大御番頭　後宗閑　後御書院番頭　中根傳七郎

千石　後肥前守　後主水正　後大御番頭　高木善次郎

是者伯耆守組ニ候得共父主水正御旗本御先故主水正備江參候而之働負レ手ヲ

千石　後下田御番　今村傳四郎

千石　松前隼人

五百石　安藤傳十郎

五百石　後茂右衛門　後ニ鐵炮　川口茂兵衛

五百石　（鈴本同斷一字有）井戸左馬

五百石　後右馬　花房又七

五百石　後甚右衛門　大久保牛之助

三百石　駒井右京

五百石　後源左衛門　御小姓組番頭　後左馬　大久保源三郎

三番　內藤若狹守組

此組御加増衆無之候

四番　松平越中守組

三百石後刑部　後御使番（鈴本御城番）　跡部民部

三百石　後御使番　駒井次郎左衛門

大御番　高木主水正組

五百石　後下總守　後大御目付　後御目付　兼松彌五左衛門

五百石　後御鐵炮　金田惣八郎

五百石　後御鐵炮　高木忠右衛門

五百石　後六左衛門　後豊前守　渡部平六

甲府殿甲州御城代ニ被仰付

惣都合御褒美三拾六人

此内高下御座候樣ニ唯今世間ニ而沙汰仕候下地知行御切米取罷在候上ニ御褒美御加增拜領申候者高知拜領申候樣ニ聞ヱ申候無足ニテ御知行拜領申候者ハ有之儘ニ相聞申候以上

大坂御陣五月七日討死

御書院一番　水野隼人正組

松平助十郎

松平庄九郎

梁田平七郎

平七郎子　梁田平十郎

大嶋佐太夫

山崎助十郎

二番　青山伯耆守組

野一色頼母

別所主水

松倉藏人

服部三十郎

山口小平次

古田左近

大御番　高木主水正組

林藤四郎

大岡忠四郎

筒井甚之助

米倉助右衛門（諸本無）

間宮庄五郎

安藤彦四郎

御書院御番ニ候得共斷ヲ申父帶刀ニ付井伊掃部手

ニテ五月七日討死

奥田三郎右衛門

大和衆故ニ五月六日自ニ大和路一河内道明寺へ寄討死

坂部作十郎

番ハツレ故御先江參討死三四郎子三十郎所江養子

是故坂部ヲ名乘ル

安藤次右衛門

五月七日ニ手ヲ負伏見江歸リ相果申候

戸田藤五郎

五月七日ニ手ヲ負其手ニテ累年相果

改易被ニ仰付一候衆御先手江參討死

五月六日

修理子 山口伊豆守

相摸守末子 大久保内記 十六歳

城主討死五月七日

信州松本之城主 小笠原兵部大輔

上總大多喜城主 本多出雲守

改易衆御先江參働御座候衆

川野權右衛門

權現樣衆御先手ニテ致ニ高名一

權現樣江直訴申上被ニ召出一候

後林三十郎

權現樣衆井伊掃部頭手ニテ五月七日鑓ヲ合以ニ掃部頭御訴訟一被ニ召出一

朝比奈彌太郎

權現樣衆井伊掃部頭手ニテ五月六日鑓ヲ合ス以ニ掃部頭御訴訟ニ被ニ召出一後駿河大納言殿江被レ爲レ付

石川加右衛門

權現樣衆御先手ニテ高名牢人後京都有レ之藤堂和泉守召抱牢人後淺野但馬守召抱但馬守死去以後牢人京北山一乘寺ト云所へ引込丈山ト號スわたらしなせみの小川の淸けれはをひのなみそふかけもはつかしと云歌をよみ加茂川より外へいてす九十歳にて死

大久保半助

台德院樣衆御先手江參高名被ニ召出一駿河大納言殿江被レ爲レ付候

羽柴勘右衛門

台德院樣衆御先手江參高名不レ被ニ召出一

大坂籠城之節籠候人數

古參之者

一知行三萬石歲四十八九秀賴公一所ニ死　大野修理亮

一修理宗領歲廿四修理次男彌十郎者爲ニ人質ニ江戶ニ有レ之後御成敗　大野信濃守

一木村彌市右衞門子トモ甥トモ云知行壹萬石歲卅五秀賴公右大臣任官之時諸大夫被ニ仰付ニ秀賴乳兄弟冬陣於ニ鴫野ニ敵二人突ふせ無ニ比類ニ働夏陣五月六日於ニ若江ニ討死掃部頭內安藤長三郞首ヲ取ル　木村長門守

一渡邊庄右衞門子知行五千石歲三十四六日ニ手負七日於ニ千帖敷ニ自害母庄榮首ヲ討ツ(鈴本六日千帖敷にて自害とす)　渡部內藏助

一修理次の弟歲卅四五計　大野主馬

大坂ヲ出テ後被ニ生捕ニ板倉伊賀守所において切腹申付ル

一輕者之子といへども被ニ取立ニ兩御陣侍大將被ニ申付ニ小姓組大力爲レ勝男也歲四十知行五千石六日若江ニテ討死　薄田隼人

一關ヶ原之節加賀大聖寺ニテ自害をとぐる山口玄蕃次男歲卅七八知行三千石小姓頭六日於ニ若江ニ討死玄蕃惣領右京亮玄蕃ト一所討死　山口左馬

一知行三千石歲七十餘歲大閤之時使番黃母衣大坂ニテハ黃シナヘ冬陣ヨリ赤座內膳と兩人惣軍奉行秀賴公一所ニ自害　郡主馬

一內藤新十郞同前六日若江口大將分討死井伊掃部頭內正木舍人討レ之　佐久間藏人

一御姬樣之御乳母刑部卿子內藤庄兵衞兄親ハ若狹衆牢人內藤庄兵衞也三千石歲廿三六日於ニ若江ニ討死掃部頭內八田金十郞討レ之　內藤新十郞

一小性頭分知行千石計伊藤丹後娚之由出頭人歲廿三四　伊藤美作

一津田長門弟歲廿餘五百石程　津田監物

一野々村伊豫弟歲四十計之者知行二千石程　野々村豐前

一甲斐親類歲四十計小身　速水美作

一因幡子三十餘歳之者五千石　平塚左助
物見ニ出六日於ニ若江ニ討死父平塚因幡者關ヶ原御
陣之節九月十五日討死大閤黃母衣之者戸田民部少
同前之者石田治部少萬事相談相手山內對馬守內樫
井太兵衛ト云者討レ之樫井か筋手レ今土佐ニ有レ之
一覺ノ者郡主馬同前武者奉行知行三千石計歳五十程　赤座內膳
一大閤之時分ハ黃母衣此時は旗奉行歳六十計知行二
千石程　津川左近
一左衛門大夫弟甥大坂後牢人　後道庵　福嶋伊豫
一伊豫弟二千石程　福嶋兵部
一廿四五歳ノ者長門弟又出雲下成腹之子與惣次郎ト
云町人ノ子ニ遣ス　金森掃部
一掃部弟三十歳計牢人ニテ籠城討死　明石八兵衛
一尾張者五百石計足輕頭五十歳計　湯淺右近
一尾張者舟大將千石餘五十歳計　岡田丹後
一用ニ立タル者也尾張者　青野清菴

六十計之者物頭七月壬生寺之船手へ押ニ行候得共
船不レ見候故天王寺口へ引返シ討死仕候哉知不レ申
候
一尾張者足輕大將歳五十計知行千石程　岸勘解由
一右同斷之者　植木六右衛門
一五十計ノ者尾州者黃玄なへ　伊木七郎右衛門
一兵部親類千石計　古田助右衛門
一五百石計大閤之時祐筆秀賴公へ被レ付候大坂陣五
六年前ヨリ物頭ニ被ニ申付ニ千計ノ大將　竹田永翁
一長門伯父物頭千石計四十四五歳程　木村主計
一堀左衛門佐下成腹ノ子二三（千石計鈴本）千石程歳五十計　堀對馬

七組

一尾張者壹萬石七十歳計　速水甲斐守
一甲斐守ヨリ若シ壹萬石　中嶋式部少輔
一同斷　野々村伊豫守
一同斷　堀田圖書助
一同斷　間野藏人頭

一同斷五月七日城ヲ出後被二召出一ル　伊東丹後守

一同斷夏陣之砌秀頼公ヨリ爲二使者一被二指下一江戸被二留置一後被二召置一　青木民部少輔

此外

一四十計千石程若名左門　織田雲上寺
夏之御陣父有樂ト一所ニ城ヲ被レ出有樂者被二召出一兩上樣折々御對面雲上寺ハ病人故不二罷出一相果雲上寺子織田三五郎被二召出一

一尾張者足輕大將　早川主馬

一伊豆親類同斷　石川肥後

一里見房州親類之由五十歳計　里見美作

一五百石程近江者物頭之内　黒川但馬

一尾張者物頭五十計之者　鎌田兵部

一三齋親類　細川讃岐

一佐藤駿河弟今駿河伯父　佐藤主計

一關東者物頭　本多掃部

一豐後弟播磨者（鈴本別所上有駿州侍豐前弟六字）　別所内藏助

一大閤之時分ヨリ有レ之者共出頭人ナリ元者毛利河内親類也甥歟弟之由毛利河内跡ヲ續ク關ヶ原之時分石田治部少一身身ヲ隱シ居候秀頼被二召出一大坂ニテ者物頭鐵炮預ル歳五十計ノ者　羽柴河内

一尾州者譜代覺有リ　山本左兵衛
鐵炮預ル六十歳計之者御家ニ山本新五左衛門ト申者有リ此兄ト云

一小田原者歳五十計布施刑部兄弟刑部ト云者ハあちや一位禪尼甥御家ニテ喧嘩ニ而人ヲ討立退後松平新太郎家中ヘ被レ付　布施武藏

一民部親類大閤家ノ者物頭歳五十餘之者　青木主水

一木下宮内弟之由政所殿之兄ヲ木下法印其宗領後藤若狹少將後長嘯其弟宮内其次右衛門太夫其次秀秋筑前中納言其弟左京其弟外記其弟内記　木下左京

一奥州者松田利助親類　松田圖書
物頭珍齋凡齋トテ陸奥守召仕シ童也其珍齋也

一利助親類奥州者物頭四十歳計　松田次郎兵衛

一信長家之者足輕預五十計其子後被二召出一　福富平左衛門

一尾張者弓大將歳五十計　寺町庄左衛門
一三河者物頭　青山助左衛門
一尾張者物頭　山田惣左衛門
一越後者牢人ニテ當時籠城　荻田藤五郎
一信濃者歳三十計牢人籠城　木曾長次郎
一尾張者下方左近親類歳四十餘之者牢人ニテ當時籠城　下方一左衛門
一尾州者譜代五十歳計使番慶長十九年十月八日從ニ秀頼一使ニ來ル（鈴本ニハ使番尾張者五十計江戸ニテ召置候）　丹羽左平太
一三河者使番右同斷歳五十餘　小笠原左太夫
一大閤譜代秀頼小性立歳三十計　德原三十郎
一關東者歳五十餘ノ者　一色助左衛門
一譜代之者使番半兵衛親　三上外記（鈴本無）
一秀頼小性立之者德原同年比之者　植原八藏
一八藏弟　植原三十郎
一主馬弟歳四十計尾張ノ者　早川九左衛門
一尾張者士二十騎計引まはす歳五十餘覺之者（鈴本大坂にて侍大將とす）　赤座三右衛門

一廿歳計三河者平井久右衛門ト申者有り水野日向守同腹之弟親者大閤家平井氏之者就レ夫秀頼江奉公致シ落城以後罷出候七兵衛者大坂ニテ討死隼人兄久右衛門後被ニ召出一御書院番相勤　平井七兵衛
一堀田圖書弟物頭四十計之者　堀田久左衛門
一堀彌太郎ト申者有り其弟カ三河者物頭　堀野甚平
一譜代者鐵炮五十預リ慶長十九年十一月廿五日之曉今福堤に張番出佐竹手ニテ討死　矢野和泉
一尾張者物頭四十歳餘　山本加兵衛
一四十餘之者元和元年五月六日道明寺に鐵炮百挺預り又兵衛加勢ニ出討死大德寺玉室和尚之叔父爾今其末治兵衛トテ子孫御當家ニテ御奉公仕罷在候大坂之節今時分之籠城如何時節可レ有レ之ト達而御異見申といへとも承引無レ之結句被レ疑候以ニ此故一心懸討死ヲ仕候由就レ夫權現様御感惣領井上治兵衛四五歳之時後被ニ召出一　井上小左衛門
一尾張者（鈴本作上方侍）　桑原勝太夫

一大和者物頭御大工之中井大和カ主人大和ニ名字ヲ進シ候之由　中井次郎右衛門

一秋田城介親類士五十計預ル秋田修理後休齋兄弟年比四十餘五十ニ近　秋田左次右衛門

一遠江守親類使番歳四十程黃シナヘ　平野勘右衛門

一尾州者使番黃シナヘ歳四十餘　安木八左衛門

一越後者物頭謙信譜代筋之者五十計今度城籠歟前廉大坂ニテ不レ及レ聞レ之　淺香勝七

一(使番)　竹田左吉

一秀頼使番クタ鑓ツカイ　田邊與左衛門

歳五十計此子四郎右衛門今尾張殿用人ニテ罷有候與左衛門鴫野合戰クタ鑓ニテ有レ働

一奥州者正宗小姓也　松田利助

大坂ニ而使番黃シナヘ夏陣鐵炮五十挺預リ天王寺表ヘ出鐵炮ヲ爲レ打夫ヨリ立退ク牢人ニテ相果ル歳比五十計ニ而果候大坂之節四十計

一紀伊國者知行千石　伊丹因幡

大閤小性立大坂ニテ奏者番後城ヲ出被ニ召出ニ番ハヅレニテ御奉公仕候大坂之節四十程後五十計ニテ相果ル其筋于レ今有レ之

一齋藤山城守子孫小姓頭三十歳計　齋藤才次郎

一陸奥守親類物頭年五十計　佐々九郎右衛門

一津國侍荒木攝津守者覺有レ之鐵炮預ル　生田清三郎

一物頭歳四十計藤掛三河親類　藤掛土佐

一長門甥廿歳計小性立　木村右京

一堀田圖書親類物頭　堀田武助

一刑部子人數百程預ル五十歳計之者　大谷大學

一尾張者使番黃えなへ四十歳餘ノ者働有之大坂ヲ出後淺野但馬守召抱　大桑平右衛門

一尾張者使番歳比五十計之者　村田將監

大閤取立之者子村田重兵衛其節大坂ヲ出牢人於ニ嶋原ニ討死

大坂籠城之時分籠牢人年來秀頼公扶持被レ置

一友夢秀頼公ヨリ扶助ヲ得六十餘之者　長曾我部宮內少輔

一幡磨者大閤直參ニナリ拾萬石程之身代關ケ原之節

治部少方敗軍以後長曾我部宮内抔同前秀頼御扶持ヲ請今度籠城歳六十計之者掃部者七日討死親子吉利支丹子者後從ニ奥州ヘ被ニ捕出ー

明石掃部頭

一尾張者元豐前ノ小倉ノ城主關ヶ原之時分治部少徒黨歳五十餘土佐山內對馬守ニ御預其內土佐ニテ男子二人女子一人出來候惣領式部ヲ召連土佐守ニ御先ニ可レ參旨斷大坂江籠城ス

毛利豐前守

一仙石越前守子親ノ勘當ヲ請牢人ニテ年來秀頼ノ扶持ヲ請今度籠城歳五十四五

仙石宗也

一安房守次男伊豆守弟

眞田左衞門佐

關ヶ原比ヨリ浪人歳五十計年來秀頼扶持ヲ請今度籠城ス

一元黑田筑前守者大坂ノ節年五十計之由

後藤又兵衞

一歳六十計之者元來上總國養老之里之生之者千葉ノ筋ノ家來ナリ北條左衞門太夫武藏玉繩之城主タリ此家中ニ歩奉公仕居候小田原落居以後上方へ登リ加藤左馬介方へ奉公ニ出高麗陣之節番船ヲ乘取之內功名有リ是ヨリ立身仕候甲ニ天然ト云字ヲ象眼ニ入候元和元年四月廿八日於ニ樫井ー討死淺野但馬守內植田主水討レ之彼が石塔于レ今討死之所ニ有レ之

伴團右衞門

一三齋次男越中守兄歳三十計大坂ヨリ出候ヲ三齋切腹被ニ申付ー

長岡與五郎

一以前三齋者不足有レ之引切大坂籠城後歸參

長岡監物

一駿河者今川家來朝比奈駿河守仕イ立之者若輩之時分駿河ニテ一二度働モ有者也後上方へ罷上リ方々渡リ立身ス大坂籠大野主馬組ニテ士百騎預ル伴團右衞門長岡監物岡部大學三人主馬先手ニテ元和元年四月廿八日岸和田へ出ル相手者淺野但馬守也後出テ身上相濟長岡監物者歸參

岡部大學

一主馬弟秀頼小性立

大野道犬

子細(鈴本子細作ヒゲ)有リテ京之町人松木ト申ス者之所へ養子ニ遣候大坂籠城之節籠リ人數ヲ預ル大坂ヲ出後東福寺前被ニ生捕ー堺ヲ燒ク依レ之昔重衡之例ヲ引堺之町人道犬ヲ申請堺之町磔懸ヶ候

(一五月七日討死

福田左馬)鈴本

一六十餘歳之者小田原ノ者勘兵衞ト申シ越前中納言

殿被ニ召抱ー鐵炮被ニ仰付ー候一白殿代立退其後大坂
ヨリモ合力ヲ請浪人ニテ在レ之秀頼被ニ召出ー時御
約束ニテ御運被レ開候ハヾ越前ヲ可レ被レ下トノ儀
ニテ越前守ニ成候秀頼御判ヲ頂戴シ首ニ掛討死越
前野本右近討レ之右近ヲ見掛言葉ヲ懸ル討取
御宿越前

一足輕百引連大坂へ籠歳五十餘元信長御時代覺有レ
之者 紀州高野根來 田村輪藏院

一同斷歳六十計之者 同斷とスヾ こみちや

一足輕五十計引連籠ル歳五十計之者 同斷 正德院

一同斷 同斷 治德院

右之外一挺鑓之坊主百計籠

(一相國寺之長老 矜長老)鈴本

一熊野神宮侍兄弟四人 堀內左馬

堀內左馬介同大和同若狹同主水主水者天壽院樣ヲ
出シ申ス殘ル兄三人者七日ニ討死ト云又城ヲ出タ
リトモ雜說何モ三百計連ル、子レ今主水末孫有リ

大御番衆

一奧州者又兵衞組ニ付士五十預始ハ政宗ニ奉公其後
浪人秀頼被ニ召抱ー七日城ヲ罷出松浦壹岐守ニ御預
ケ此者重々子細有レ之者也 山川帶刀

一奧州者政宗者大坂之後大村民部少ニ御預ケ此兩人
者重々子細有レ之者也頃日迄存生
北川次郎兵衞

一小田原者覺之者冬陣逆心內通露顯高麗橋梟首歳五
十計人數五十程預ル 南條中務

一加藤左馬內川村權七弟士三十計之頭歳三十計七日
大坂ヲ出ル 川村齋

一尾張者加賀之親類ニテハ無レ之候是ハ別家也物頭
前田主水

一紀州者 鹽川淸右衞門

一淸右衞門兄弟 鹽川淸兵衞

別格ニ鹽川一黨二十計籠奧熊野之者

大坂一手頭分諸物頭所々討死自害被ニ生捕ー城
ヲ出分有增

慶長十九甲寅歳十一月十九日

一蜂須賀阿波守取ニ穢多村之城ー從ニ大坂ー平子主膳人

數千計ニテ守レ之十一月十八日曉蜂須賀阿波守以ニ
一手ニ破レ之大將平子主膳討取阿波守幷家來七人兩
上樣ヨリ一通宛御感狀頂戴

討死　大將 平子主膳

一同日伯樂淵從ニ大坂ニ薄田隼人爲ニ大將ニ人數千計ヲ
以テ守レ之石川主殿頭以ニ一手ニ破レ之敵敗軍大將薄
田隼人大坂へ引退

同十一月廿五日

一上杉景勝堀尾山城守城兵大野修理亮子信濃修理人
數ヲ引連貳千計ニテ靑屋口ヨリ出信貴野ニテ上杉
人數ト鐵炮セリ合間ニ有川其外モ足入然間足輕セ
リ合計信濃人數兩將被ニ打立ニ引入ル景勝内黑金孫左衞門杉原常陸兩人ハ
安藤治右衞門一所ニ有テ働御感狀頂戴

一廿六日朝自ニ大坂ニ今福堤ニ張番ヲ出シ置矢野和泉
以ニ足輕五六十ヲ一守レ之此外甲之緒ヲ爲レ縮武者五
六騎看ル佐竹右京大夫先手ノ人數少々堤之陰ヨリ
曉方忍入テ和泉討取ル足輕大坂へ引入ルヲ跡より
二ノ木戶迄附入少々討取佐竹人數討死十五人此内
先手之將滋江内膳家老討死
討死矢野和泉首友川南右衞門討取候

佐竹手ヘ首數十五討取ル佐竹内梅津半右衞門戶
村十太夫兩人御腰物拜領其外大塚九郎兵衞信太
內藏介黑澤甚兵衞
以上五人御感狀頂戴

一十二月十六日夜丑ノ刻城ヨリ蜂須賀阿波守手へ夜
討翌日小栗又市撿分被レ遣此門小妻口大野主馬持
口主馬以ニ下知ニ夜討ヲ出ス夜討頭分ノ者若原勘太
夫條々又八畑角太夫牧野牛抱田村輪藏院伴團右衞
門此者共爲ニ頭分ニ侍五十程ニテ罷出ル由右ノ外垣
ヲ破ル者小屋ヲ破者火付少々召連罷出由

元和元年四月廿八日

一淺野但馬守與大野主馬和泉國戰ニ樫井ニ

討死　伴團右衞門

大野主馬先手之將三人之内淺野但馬守先手植田
主水討ニ取之ニ首十四伏見へ廿九日ニ獻レ之御城
坂下ニ掛ル

同年五月六日

一松平陸奧守松平下總守水野日向守松倉豐後守堀丹
後守本多因幡大和衆桑山伊賀守桑山修理亮同左近
藤堂將監奥田三郎右衞門討死神保長三郎此外大和

衆自ニ大和路ニ河内路ヘ打越ル自ニ大坂ニ者後藤又兵衛
爲ニ惣大將ニ組 小組頭山川帶刀　北川次郎兵衛　青野淸菴　大谷大學　植木六右衛門　明石八兵衛 明
石掃部頭渡部內藏助毛利豐前守 鐵砲百挺 井上小左衛門
同增田兵太夫戰ニ道明寺ニ此時討死

陸奥守手ノ鐵炮ニ當ル　後藤又兵衛
討死　井上小左衛門
菅沼織部內菅沼權右衛門討ニ取之ニ
同　增田兵太夫
首不レ見

同月同日
一井伊掃部頭與ニ木村長門守佐久間藏人薄田隼人山
口左馬內藤新十郎平塚左助等ニ戰ニ若江ニ
討死　總大將 木村長門守
井伊掃部頭內安藤長三郎討取ル
同　山口左馬
討手不レ知
同　內藤新十郎
井伊掃部頭內八田金十郎討ニ取之ニ
同　佐久間藏人
井伊掃部頭內正木舍人討レ之

同　薄田隼人
同　平塚左助
二人首不レ見
五月六日物見ニ出ル

五月七日
一於ニ天王寺表ニニ討死　眞田左衛門佐
越前少將殿內西尾仁左衛門討取
初勘兵衛後越前ト名ヲ改　御宿越前
越前少將殿內野本右近討取
討死　小笠原權之丞
同　堀內左馬
同　大和
同　若狹
五月七日於ニ千帖敷ニ自害　渡部內藏助

五月八日
一於ニ千貫櫓ニ秀頼一所ニ自害　大野修理亮
修理惣領　大野信濃守
七組之内　速水甲斐守
甲斐子　同　てき

七組之内　野々村伊豫守
同斷　堀田圖書助
同斷　間野藏人頭
同斷　中嶋式部少輔
旗奉行　津川左近

七日敗軍之時旗ヲ不レ亂城中旗ヲ入秀頼一所ニ自害

毛利豐前守
同　式部
森嶋長次郎
加藤彌平太
堀　對馬
眞田大助
高橋半十郎
高橋十三郎
土肥庄五郎
寺町少左衞門
植原八藏
同　三十郎
小室武兵衞
中高將監
同　半三郎
竹田永翁
荻野道喜

以上貳拾六人

女房
大藏卿
饗庭
あこ
右京太夫
たま
正榮渡邊內藏助母

宮內卿者淨光院殿へ使ニ出ル片梧市正內梅戶忠助連出ル

一　京極備中守

七日ニ先手へ使ニ出立歸候得共秀頼公被レ籠候櫓へ火懸候故立退

同斷　今木源右衞門
同斷　別所孫右衞門

右三人者使ニ出ル別所孫右衞門者後ニ被レ召出一
今木源右衞門者後加賀中納言召抱京極備中者牢

人ニ而相果ル

南部十左衛門 始南部家老南部ニ有不足立退大坂へ籠ル
七日ニ落於ニ勢州松坂ー日向半兵衛生捕ル差上ル南部被レ下南部首ヲ刎

長曾我部宮内
七日落十日ニ牧方篠(ヨシ)之中ニテ被ニ生捕ー三條河原ニテ梟首

大野主馬
七日落京都ニテ後被ニ生捕ー被レ刎レ首

大野道犬
七日落京都東福寺前ニテ被ニ生捕ー和泉之國堺之者ニ被レ下於レ堺礫ニ掛大野道犬以ニ下知ー堺ヲ燒ユへ也

城ヲ出ル者

青木民部少
夏之御陣自ニ大坂ー使者ニ來ルヲ江戸ニ被ニ留置ー後被ニ召出ー子孫相續

織田常心
冬御陣ヨリ城ヲ被レ出ル

織田有樂
夏ノ御陣城ヲ被レ出後被ニ召出ー

織田雲上寺
夏御陣城ヲ被レ出 若名左門有樂息

伊藤丹後
七日ニ城ヲ出ル後被ニ召出ー

同斷　伊丹因幡 大坂奏者番

同斷　江原與右衛門

冬御陣十月八日秀賴より使ニ罷越　同斷 小笠原佐太夫

同斷　同斷 丹羽左平太

松浦壹岐守ニ御預ケ　山川帶刀

大村民部ニ御預ケ　北川次郎兵衛

七日ニ城ニ火ヲ懸出ル　大隅與左衛門

七日ニ城ヲ出ル 天王寺表立退　松田利助

七日ニ城ヲ出ル 天王寺表ヨリ立退　三上半兵衛

自ニ大坂ー正宗方へ使ニ遣留(ヲ)被レ置　和久半左衛門

新參ニ籠七日ニ城ヲ出ル者

根來　田村輪藏院

同　こみちや

同　正德院

同　治德院

同　矜(カン)長老 相國寺長老

新宮　堀内主水

後ニ被ニ召出ー

仙波夜討物頭安藤右京進召抱　若原勘太夫
仙波夜討物頭稲葉丹後守召抱　牧　牛　抱
夜討頭分紀伊大納言殿被ニ召抱一今ニ存生　田屋右馬介
仙波夜討物頭森右近召抱後淺野但馬守召抱　條々又八
鳴野ニテ鑓水野日向守召抱　仙石喜四郎
道明寺ニテ鑓合永井日向守召抱　村上次太夫
道明寺ニテ鑓小笠原右近召抱　正庵子　武井松菴（[illegible]太夫ハ三[illegible]太郎次ニ可入）
同斷　同　儀大夫
鳴野ニテ鑓ヲ合紀伊大納言殿被ニ召抱一　山中藤大夫
同斷　赤堀五郎兵衛
黒田筑前守召抱　三浦彦太郎
牢人ニテ相果ル　遠藤八右衛門
蒲生氏郷甥大坂ニテ士大將牢人ニテ相果　小倉作左衛門
酒井讃岐守召抱　増田助太夫
加藤左馬内川村備七弟大坂ニテ物頭七日ニ城ヲ出病死　川村　齋
本多美濃守召抱　渡●三郎右衛門　若名式部
牢人ニテ相果ル　二本松半齋
尾張殿ヘ與力ニ被ニ召抱一　松本權兵衛
尾張殿與力ニ被ニ召ニ抱一　水野猪右衛門

天王寺表ニテ鑓保科肥後守召抱　長井傳兵衛
毛利豐前家老後松平伊豆守召抱　宮田甚之丞
毛利豐前組尾張殿被ニ召抱一病人故牢人ニテ子ハ今存生　賀古次右衛門　初永井九兵衛
（鈴木本）
一性不知　槙　玄蕃　同　青山駿河
同　中嶋式部　同　竹内雲對
同　大野半次郎　長屋平太夫
曾我五郎左衛門　大塚勘左衛門
齋藤加右衛門　右六人壹廻リ有レ之者也
右城中物頭ニテ方々ヘ有付普人之知ル者記置者也

諸家名字計被レ繼分（以下鈴木本無）

一駿河興國寺　天野三郎兵衛
御譜代衆權現樣御代ニ病死子小身繼ニ名字一
一下野之内　由良信濃守
台徳院樣御代ニ病死甥信濃守小身ニ而繼ニ名字一高家ニ被ニ仰付一侍從
一筑後　田中筑後守
台徳院樣御代ニ病死筑後國者被ニ召上一弟久兵衛ニ

萬石ニテ繼ニ名字一依レ無ニ實子一菅沼主殿ヲ養子被レ遣改ニ田中一追付主殿改易被ニ仰付一久兵衛跡之二萬石ハ被ニ召上一其後知行別格ニ被ニ下置一

一讃岐　　生駒讃岐守

子壹岐守代ニ改易壹岐守者御預之内病死其子被ニ召出一生駒主殿壹岐守者土井大炊佐聟

先鋒下野衆
一下野富田　　皆川山城守（後號老甫）

初川中嶋之城守クリ上總殿ヱ被レ爲レ付台德院樣御代改易大猷院樣御代被ニ召出壹萬石子山城守繼レ跡大御番頭ニテ相果ル子又三郎モ病死依レ之又三郎弟七郎五千石ニテ繼ニ名字一

一下總榎本　　本多大隅守（本多佐渡守三男）

台德院樣御代ニ不慮之難ニ逢死ル子繼ニ名字一

一美濃大垣　　松平甲斐守（松平因幡守殿子）

甲斐守子因幡守代ニ小室ヱ所替被ニ仰付一因幡相果無レ子跡絶弟佐渡守壹萬石ニテ伊勢尾張長嶋ヱ被レ遣繼ニ名字ヲ一

一下野宇津宮　　本多上野介

台德院樣御代ニ改易子出羽守共ニ由利ヱ御預ケ由利ニテ父子共ニ相果ル上野介孫出羽守子忠右衛門使番被ニ仰付一當御代被ニ召出一繼ニ名字一

一美濃之内　　別所豐後守

台德院樣御代改易松平丹波守ニ御預ケ病死子軍平今號ニ大藏一大猷院樣御代ニ被ニ召出一千俵被レ下繼ニ名字一

一下野佐野　　佐野修理太夫（富田左近次男）

台德院樣御代改易之內病死子兄弟大猷院樣御代ニ被ニ召出一今佐野吉之允繼ニ名字一

一出羽最上　　最上駿河守

駿河守子源五郎代ニ家中申分ヲ出來源五郎身代御果シ源五郎子刑部五千石ニテ繼ニ名字一

一陸奥之内三春　　松下石見守（松平土佐守聟）

大猷院樣御代亂心相果ル故跡不レ立子加兵衛松平土佐守孫被ニ召出一小身ニテ繼ニ名字一今號ニ加兵衛一

一陸奥會津　　加藤左馬助

大猷院樣御代ニ左馬助病死子式部繼レ跡同御代會津指上ル石見古田兵部御預ケ於ニ石見ニ一壹萬石被レ下病死其子內藏助壹萬石ニテ繼ニ名字一

一出雲隱岐　　京極若狹守

台德院樣御智大猷院樣御代若狹ヨリ出雲國ヱ國替ヲ

被ニ仰付ー追付死去無レ子甥刑部於ニ讃岐ー五萬石播磨立野ニテ一萬石都合六萬石ニテ繼ニ名字ー刑部相果今刑部子備中守

一越後村上　堀丹後守

大猷院樣御代ニ病死十萬石之內ニテ參萬石打出シ二男七郎五郎ニ出ス其跡參萬石七郎五郎子丹波守ニ被レ下繼ニ名字ー丹後守十萬石之知行者上ル
惣領式部病死孫丹後モ病死十萬石被ニ召上ー

一備中之內　池田備中守

大猷院樣御代病死子出雲守繼ニ跡ヲー大猷院樣御代ニ是モ病死但備中守死去之後依レ有ニ出入ー不レ被レ立レ跡出雲守子修理小身ニテ繼ニ名字ー御小姓組ヵ御書院ヵノ組頭

一播磨宍粟　池田三左衛門子　松平石見守

家中公事ニテ大猷院樣御代ニ身代果ル子數馬壹萬石當御代被ニ召出ー繼ニ名字ー

一丹波龜山　野田菅沼初長嶋後膳所　菅沼織部正

大猷院樣御代ニ病死織部子左近繼レ跡早世依レ無レ子弟主水七千石三男越中守三千石都合一萬石ニテ繼ニ名字ー

一伊勢長嶋後三州苅屋　松平能登守

大猷院樣御他界之砌亂心當御代ニ身代果ル松平隱岐守ニ御預ヶ子後被ニ召出ー繼ニ名字ー

一讃岐丸龜　山崎甲斐守

大猷院樣御代病死惣領志摩守繼ニ跡ヲー子虎之助志摩守跡ヲ被ニ仰付ー八歲ニテ早世甲斐守二男志摩守弟勘解由五千石ニテ繼ニ名字ー

一播磨赤穗　池田三左衛門四男　松平右近太夫

黑田筑前守聟大猷院樣御代ニ亂心ニテ相摸守ニ御預ヶ病死當御代ニ子被ニ召出ー繼ニ名字ー

一下總佐倉　加賀守惣領　堀田上野介

松平隱岐守聟當御代ニ亂心佐倉被ニ召上ー弟脇坂中務ニ御預ヶ今度所替依レ被ニ仰付ー今酒井修理太夫ニ御預若狹ヱ被レ遣子豐前ニ一萬俵御合力被ニ仰付ー繼ニ名字ー

一上野安中　水野備後守

當御代ニ病死其子信濃亂心ニテ安中被ニ召上ー水野隼人正ニ御預子千俵之御合力ヲ被ニ下置ー下屋敷ニ被ニ召置ー信濃守ハ松本ニテ相果水野監物聟

一美濃之內　德永左馬

台徳院様御代依レ爲ニ不作法一改易御預之内死去後子下總守被ニ召出一千俵御合力被レ下繼ニ名字一

無跡大名衆

一水戸　武田御萬君

穴山梅雪娘之腹梅雪者勝頼姉聟水戸ニ被レ遣十五歳ニテ御逝去此御跡頃日之水戸中納言殿ニ被レ遣御萬君御養子分也御萬君之衆不レ殘水戸中納言殿頼房卿ニ被レ爲レ付

一尾張　薩摩守殿

井伊兵部少輔聟薩摩守殿御跡者右兵衛督殿被レ爲レ繼薩摩守殿衆不レ殘被レ爲レ付ニ尾張大納言殿義直卿一

一越後　上總介殿

松平陸奥守聟御母公者御チヤア遠江金谷之人也上總介殿者二子(フタゴ)ナリ上總介殿先ニ誕生候跡ニ生ル、ヲ惣領ト致ニ依テ上總介殿ヲバ皆川山城守方ヱ被レ遣信州川中嶋ニ置申候最前之御子御勝君ト申ス追付御遠行故川中嶋ヨリ上總介殿ヲ御取返權現様御子ト號御幼名御辰君ト申ス辰之御年故也權現様御代ニ改易

一駿河甲斐　駿河大納言殿

織田兵部少輔聟宗源院様御腹也台徳院様御代ニ改易以後從ニ甲州一高崎ヱ遷御被レ成於ニ高崎一御自害

一武藏忍　菅沼小大膳

遠江衆忍之城主御譜代衆權現様御代小大膳相果ル

一遠江横須賀　大須賀五郎左衛門

御譜代衆權現様御代ニ病死

一甲斐國　平岩主計頭

御譜代衆權現様御代ニ尾張大納言殿ヱ被レ爲レ付於ニ尾州一病死

一丹波笹山　前田主膳正

太閤之時分町奉行徳善院子也權現様御代ニ亂心死ス

一攝津國之内　伊藤掃部頭

權現様御代ニ別所孫次郎諂諱ニテ相果ル

一越後之内　堀久太郎

本多美濃守聟權現様御代ニ改易之内死去

一因幡伯耆　(初一學)中村伯耆守

小姓ニ被ニ突殺一相果ル

一越後　村上周防守
台徳院樣御代改易之內病死
一伊豫宇和嶋　富田信濃守
權現樣御代ニ坂崎出羽守ト及ニ公事ニ改易岩城鳥居
左京亮ニ御預之內病死
一　三浦監物
御譜代衆本多佐渡守聟台徳院樣御代ニ病死
一信濃松本　石川玄蕃頭
御譜代衆伯耆守子權現樣御代改易毛利伊勢守ニ御
預之內病死
一駿河沼津城主　大久保次右衛門
御譜代衆權現樣御代病死
一伊勢之內　關長門守
權現樣御代改易之內病死
一安房　里見安房守
大久保相摸守聟權現樣御代安房ヲ被ニ召上ニ於ニ豐
後ニ一萬石被ニ下置ニ病死
一出雲隱岐　堀尾山城守
台徳院樣御代ニ病死
一安藝備後　福嶋左衛門大夫

牧野右馬允聟台徳院樣御代ニ改易一萬石ニテ信濃
飯山被レ遣一說三萬石病死（子備後先達而病死）
一肥後　加藤肥後守
蒲生飛驒守秀行聟大猷樣御代ニ肥後國ヲ被ニ召上ニ
一萬石ニテ出羽庄內ヱ被レ遣病死
一美濃加納　松平飛驛守
台徳院樣御代ニ早世
一陸奧會津　松平下野守
氏郷之孫權現樣之御聟秀行之子然故權現樣之御タ
メニモ御孫藤堂和泉守聟台徳院樣御代病死依レ無
レ子弟中務少輔伊豫松山ニテ二十萬石被レ下繼ニ名
字ニ內藤左馬聟病死是モ無レ子（始左京）
一大和高取　本多因幡守
台徳院樣御代病死板倉周防守聟
一石見濱田　坂崎出羽守
台徳院樣御代亂心自害
一上野之內　成田左馬亮
台徳院樣御代病死
一下野西方　藤田能登
台徳院樣御代ニ改易自害之砌上杉景勝者關ヶ原節

御家ヱ來
一大和郡山　筒井主殿
大坂冬御陣之時郡山明退其後病死
一丹波甲斐原　織田上野介
岡部美濃守聟大猷院樣御代病死
一遠江内本坂　水野遠江
水野日向守弟若名八十郎台德院樣御代ニ相果ル雖レ有レ子跡不レ立
一播磨姫路　本多中務少輔
台德院樣之御聟無ニ子息一女ハ松平新太郎ニ嫁台德院樣御代ニ病死
一播磨一國　池田松平左衛門佐
權現樣御孫池田三左衛門惣領大坂兩御陣之勤其後死去
一甲州郡内　鳥居土佐守
駿河大納言殿ヱ被レ爲レ付大猷院樣御代病死
一大和之内御所　桑山伊賀守
大猷院樣御代子加賀守病死
一一萬石　成瀬伊豆守
成瀬隼人次男大猷院樣御代病死

一一萬石　宮城主膳
松平豐前守聟大猷院樣御代病死
一豐後之内府内　竹中采女正
大猷院樣御代長崎奉行被ニ仰付一ル、町人ト公事仕切腹
一美濃之内　大嶋久吉
台德院樣御代病死
一肥前嶋原　松倉豐後守
大猷院樣御代子長門守領分嶋原ヨリ吉利支丹起ル因レ玆吉利支丹御退治以後長門守江戸ヱ被ニ召下一於ニ江戸一御成敗
一豐後府内　日根野織部正
當御代病死
一丹波福知山　稻葉淡路守
松平下總守聟離別大猷院樣御代亂心自害
一肥前唐津肥後天草　寺澤志摩守
大猷院樣御代病死同御代子兵庫於ニ天草一吉利支丹依レ起天草ヲ被ニ召上一耻レ之思ケルカ自害ス兵庫頭者岡部内膳正聟
一遠江久能後同國掛川　北條出羽守

當御代病死
一但馬豐岡　杉原伯耆守
大猷院樣御代病死子帶刀繼ニ跡ヲ一養子吉兵衛早世
一石見濱田　古田兵部少輔
大猷院樣御代病死
一出羽最上之内　酒井右近大夫
大猷院樣御代領地ニテ百姓右近大夫不足有レ之如ニ
一揆ノ徒黨一百姓ヲバ皆張付ニ被ニ仰付一五千石之
處被ニ召上一五千俵被レ下大猷院樣御代病死
一　酒井長門守
平常不作法其上依田源藏ト成ニ不屆一申分仕出因
レ玆兩人トモニ改易領地五千石
一伊豫之内　一柳監物
當御代不作法故改易松平加賀守ニ御預ケ
一丹後宮津　京極丹後守
伊達陸奥守聟當御代親安知隱居之後丹後守惡事ヲ
以書付公儀ヱ訴指上ル依レ之丹後國ヲ被ニ召上一南
部御預ケ子近江守ハ藤堂大學頭ニ御預ケ
一肥前嶋原　高力左近
仕置惡ニ付當御代改易松平陸奥守ニ御預ケ子伊豫
守者立花左近ニ御預ケ

嶋原一揆松倉記

寛永十四年丑十月中旬、肥前國高來郡嶋原松倉長門守領内有馬と肥後國天草との海上わづか三里餘有レ之間に、八嶋と云嶋有て、家數二十軒計有レ之、然るに天草之内寺澤兵庫頭殿領内之吉利支丹此嶋へ通ひ相談す、其比天草甚兵衛が子大矢野四郎僅十六歳にて、若年なりといへども、諸人に勝たる器量有て、種々術をつくし候事仙術の如し、然る故に諸人尊敬す、天草の吉利支丹等有馬の者を密に呼寄、彼次第を三吉角内両人へ進め、四郎己が宗の秘密を傳ふに依て、此貮人又其旨を諸人にすゝむる故に、三吉角内を皆人尊敬する事四郎に同じ、右之次第を丑十月廿二日嶋原へ告來る、長門守家臣田中宗夫岡本新兵衛多賀主水驚合テ相談ノ、足輕頭松田兵左衛門に申含、日附多羅尾杢右衛門侍以上拾人其外足輕以下申附、船にて遣はす、廿二日戌刻彼所に着船して、兵左衛門杢右衛門計を同道し、殘侍共は船端に留置、兩人三吉角内方へ潜に行見る處に、如レ案男女寄合居たる故、三吉角内を呼出し、則時に搦捕といへども、一人も手さす事なし、妻子等迄船に取乘せ、廿三日嶋原へ召連來る、跡にて又思ひ〳〵に村々所々にて寄合を始むるを、其所預りの代官聞出し、次第會合之所へ行打擲致し、繪像を破り追放ス、左かる所に有馬村之代官林兵左衛門本馬九郎左衛門所々にて寄合を見附、右之通に致し、又寄合如レ此と注進するに附て、兵左衛門計行追散し、繪像を取歸る所に、會合之者如何思ひけん、追懸兵左衛門を討殺すと、其まゝ村次に南は、口津村加津佐村小濱村串山村水石村、北は、有家村堂崎村布津村深江村木場村へ觸遣はす様は、此方の代官林兵左衛門を只今打殺す、此上は宗門一揆一味致し、村々代官寺社共に討殺し、破却すべき由申遣はす、依レ之一揆一味して一同に起る、此儀を加津佐村庄屋助左衛門方より代官山内小右衛門安井三郎右衛門方へ告知するに附、一揆共に忍び山道を行所を、一揆之奴原所々案内は知たり、手合をして追懸、小濱と串山村との堺にて追附渡合ふ、小右衛門三郎右衛門手本へ寄來者三人切伏追散し、片原の小家に引取、一揆之奴原何程來る共討るまじとて小橋を取居たりしを、

敵是を見て、里より鐵炮を取寄せ、貳人共にあへなく打殺す、水石村の代官高橋武右衛門ハ、一揆起たる事も不レ知して居たりしを、一揆の奴原家々に火を懸、火事といふ、武右衛門聞附出る所を寄合討殺す、此武右衛門ハ、三會村て討死したる高橋彌次右門爲には惣領也、最前有馬にて討れたる林兵左衛門相代官本間九郎左衛門方へ庄屋長助來て、唯今寄合兵左衛門殿を討殺し候、急ぎ落給ひ可レ然と申に附、九郎左衛門其儘濱邊より卽時に嶋原へ歸り、右之子細を田中宗夫岡本新兵衛多賀主水へ語る、依レ之相談して、此上は村々にて頭立たる者を押寄せ、急からめ捕、船にとり乘せ可レ來とて、新兵衛主水を先として、船二三十艘に思ひ〳〵取乘て、用意之道具とては棒ちぎばかり縄、常之吉利支丹と心得て、武具の用意はなくして我先にと出船す、桑野孫兵衛小崎伊兵衛若村五右衛門一艘に、右之船共一同に出船、嶋原の港より有馬へ陸も海上も五里浦傳也、安德村深江村布津村有家村有馬村迄の浦々の堂寺に一揆共火をつけ、時の聲をあげ夥しく、海上は唯滿月のごとし、有馬村之港近く寄候時、有馬村の代官躰嶋久太夫庄屋一人召連、一揆共に忍び小船にて出向ひ、岡本新兵衛多賀主水に申けるは中〳〵陸へは上ゲ申事にはあらず、礒端に數百人鐵炮を揃待かけ候、一揆共威勢は嶋原の城をも責取べき躰に見へ申也、急ぎ立歸り兵具を着し、其上にて兎も角も指圖可レ然と申す、此儀尤なりとて、新兵衛主水それより取て歸し、寅上刻嶋原へ歸着、富岡彌左衛門岡村源太郎跡船にて、先船に追着んとて、有家と有馬之出先迄來て、陸に時の聲聞へければ、扨は先船の者共早此所に揚たりと心得、礒へ船を押寄て、富岡見分せんとて一人飛揚とかく致內に先船は有馬の方より歸來る、富岡は石原岡村船を沖へ出し、先船一同に嶋原へ押戻す、富岡敵に押へられ、船は沖へ出す故、濱邊まで敵を忍び深江村迄來て、庄屋五郎兵衛方へ行、此一揆之躰心得がたし、其方などは中〳〵一揆一味に成まじ哉と云、五郎兵衛申は、此上は兎角之儀難レ申、急ぎ御歸可レ然、中〳〵一揆共歸し申間敷也、御使之由申候而、送り候者指添可レ申迚、人を添右之次第を雖レ斷、一揆之奴原何之使討捕や者共とて打てかゝるを、一人伏せ餘多に手負せ切廻を、心得たりとて取はさみ、鐵炮にて討殺す、此富國が

妻子町屋敷に居る夫は討れ城へ籠べき事を、敵近きゆへに籠事不成、召仕之下人ハ三會村宇土の者なれバ、在所は心易き所也、在所へともなひ歸んと申處に、思ひの外相違して、一揆にかへらん、千本木之一揆妻子と一ツに巻添に成て、嶋原之城へ籠り、明る年二月落城、二日前廿五日濱邊へ下り、礒の藻草を取躰にて、細川殿濱手の仕寄に親子八人かけ込、萬死を遁無恙歸たるは是也、さて右に深江村一揆一味に成由之注進安德村より告來、依之城中之侍半分ハ、三會村一揆一味に成儀も無心元事なれバ、可走向跡に誰々可殘とも難計とて、岡本新兵衛惣人數之中を左右に乘分ケ、右之分ハ深江村へ可向、左ハ跡に殘り宗夫一所に城を可守とて、則新兵衛主水大將として、廿六日卯之刻嶋原を立て、二里餘之道を過、辰之刻に深江村に押寄る、敵も諏訪と馬場栗木林之前なる廣場へ出會、道城を前にして箕の手にそなへ居敷て待請たり、味方ハ行懸りに道堀を越、敵之合三十間計にして互に鐵炮を一放ツ、打合申、後に一揆の中より三四人懸出此方へかゝる處に、桑野孫兵衛一番にかけ合、なた長刀をもちかゝる敵壹人場中にて突留る、北村市郎左衛門脇田勘藏小崎伊兵衛見之、其後敵味方入違、爰を專途と相戰、一揆之者共雖働即時に三四拾人討るる故、難堪く引退く、味方ハ競懸て敵を藪の中へ追こみ、思ひ〱に追懸討留る、殘敵ハ四郎左衛門屋敷へ取籠る、此屋敷搆表之石堀高サ五尺計、其上に栁を植、前は堀入口違虎口也、此所へ岡本新兵衛多久市左衛門江間十兵衛先達而責入る所を、石垣の上藪之内より見下し、石を以て新兵衛市左衛門を打すゆる、早速乃如く打破といへども、加もひるまず立上り進て懸る、敵も大勢にて是を防ぐ、味方にハ新兵衛を始、同庄兵衛多久市左衛門伊藤半右衛門須賀喜太郎白石市郎右衛門坂田六左衛門桑野孫兵衛山後次兵衛同吉左衛門、其外にも大勢有て、良久せり合、遠きハ鐵炮、近づくは鑓にて敵貳十人餘討取、殘は追込兩品にて敵五拾六人討取、深江村兩度之通合は是也、討死之侍進藤與兵衛、手負竹村新右衛門船田兵右衛門中西甚五兵衛鐵炮手負萩野馬之助、右何も鑓長刀疵、深手、其外石手鑓手淺手負之者數多有之、此時新兵衛申さるゝは、十分之仕合也、追散したる敵に目を懸、日を暮しては惡かりなん、勝之中の緒

を固とは此節なり、早々引取べきとて、壹人も不レ殘まとひ、未の下刻嶋原之本城へ引取也、右深江村より布津村へ注進するは、今朝嶋原より被ニ押寄一大勢討取、唯今四郎左衛門屋敷へ引籠候を續て責寄、すでにあやうくみへ候、急加勢に可ニ馳參一由觸遣はす、依レ之布津村より堂崎村有家村有馬村其次々へ右之次第觸遣はす故に、追々馳集て深江村へ馳來るといへども、引取跡へ來て無詮一揆共こらへかねて、嶋原勢も昨日よりのつかれ貳里半の道を引取共、いまだ半分にはよも過じ、いざ追懸よや者共迚、跡を慕ひ馳來といへども、半時計以前にあぶなげなく引取也、一揆の奴原申の中刻に今村口へ押寄來り、龍泉院櫻井寺二箇寺に火を附、白地町より燒立、南の追手へ責寄、門の扉二尺計切破る所を、山後治兵衛同吉左衛門青木庄七池田半之助伊藤半右衛門須賀喜太郎多賀甚三郎木村彌平次等居合、きびしくふせぎ居たる所に、松明に火を附、門番所の窓より內へ投入燒立んとする所を、山後次兵衛同吉左衛門、林治部右衛門、三人門番所へ走入て、松明を取打消す、其後門の破より吉左衛門鑓を突出すを敵打折、心得たりとて櫓へ走り上り、鐵炮にて打殺す、敵是に難儀して引とるなり、城中惣曲輪西の門之南二三拾間石垣塀共に其節崩たる所有レ之、敵常に案內は是を能知たれば、此破無ニ心元一とて、城中大勢寄合相守り、敵も間近くひかへてかゝらず、桑野孫兵衛は此所に詰る也、右の節城中味方に馳集る在所、三會村東空閑村大野村湯口村多比良村土黑村、此代官近藤源左衛門岡崎傳左衛門瀨戶七郎右衛門足輕頭長屋助左衛門、此四人爲レ頭、外に花房七郎兵衛生熊助之丞同十太夫岡村源太郎、以上八人西之門先敵押レ之爲に、右村々之人數道具を持せ遣出向ひ、敵合三町計にて生熊助之丞を目がけ四五人かけ出、場中にて渡合、助之丞働といへども、相手大勢なれば、突立られて討死す、長屋助左衛門瀨戶七郎右衛門、生熊が子十太夫續て懸合、助之丞を討たる敵之內貳人討取、依レ之敵は跡へ引退て、如レ此せり合村人討れけれども、大勢の敵は懸りもせず、鐵炮も不レ打、然處に味方に備たる三會村之者共、敵へ懸るふりして跡へ向ひ、鐵炮を打懸る、山手の一揆と一所に馳加る、是をみて味方に備へたる村村の者共、我先と在所の方へ逃行、依レ之侍共早々城中

へ引籠る、廿六日も暮て夜に入ければ、新兵衛諸士に向て申されけるは、敵四方に押へ町家不ㇾ殘燒拂ひたり、何方へ責寄べきも難ㇾ計、面々屋敷塀裏を堅め、敵同意に火の用心可ㇾ懸ㇾ心、中間召仕之下人男女共に敵方可ㇾ有、無二油斷一心を附、持口を可ㇾ堅と申附らる、何も此儀尤也とて持口を相定、夜中共に鐵炮を打せたり、桑野孫兵衛小崎伊兵衛兩人權助門より辻も藏左右七八十間を守る、湯江村多比良村之者共在所迄逃行て、其儘在所に居たるは、一揆同前也とて、夜明方に味方へ參、桑野孫兵衛見て聞屆、庄屋年寄百姓人質に取て、健成者六十八留置、籠城之內鐵炮を打せ所々を守る也、惣而嶋原之百姓者餘國に替り常に鐵炮を能打者也、小崎伊兵衛事は翌廿七日年寄衆手前にて物書とて呼れて、桑野一人ニ而勤る、十一月に山內右馬之助來、堀九兵衛石原源助追手先町裏に藏屋鋪有ㇾ之故に、貳人共に此所に住居す、一揆起敵守るを聞て、兎角して城へ可ㇾ籠と妻子共儘船に乘せ、折節九兵衛病氣にて肩腰も不ㇾ立けるを、源助立歸り九兵衛を肩に引懸、船場へ行處に、火附之一揆跡より追懸る、源介是を見て惡き奴原哉とて、九兵衛をおろし置キ渡合リ、敵貳人切ふせ、殘敵を追散し、又九兵衛を肩に引懸シ船場を差て行處を、敵追懸跡よりなた長刀を以て源助を薙倒す、依ㇾ之貳人ともに討れたり、妻子は是を見けれ共、足弱なれば、すご〳〵と船を沖へ出しけり、又藤室甚吉は有馬村の定役人にて彼所に住居す、此忰加兵衛は勘定役人にて嶋原に住居す、一揆起りける故に、親事無二心元一とて、廿五日之夜陸路を通有馬村へ行處を、布津村にて一揆に取卷れ、加兵衛働といへども、敵大勢なれば寄合討殺す、親甚吉をば所の者案內をして、山越に嶋原へ歸る、妻子は在所の躰を見合可ㇾ逃とて、甚吉計廿六日辰の刻嶋原へ來るといへども、一子嘉兵衛は布津村にて討れ、其外妻子は敵に取込て爲ㇾ生甲斐なしと悔みけり、同廿七日廿八日兩日之內に、足輕中間家中召仕下々迄遂穿鑿一、一揆一味之者共百四十一人成敗する事、家老役事早々能き所に心附、無二油斷一故に嶋原籠城無ㇾ恙と、家中面面仕置作法を感心したり、今度一揆初發之次第幷深江村へ嶋原より押寄討散したる樣子、勝家留守居田中宗夫岡本新兵衛多賀主水三人方より江間十兵衛を以て深江村より歸、申之上刻出船爲ㇾ致江戸へ遣し、

同刻に委細豊後府內御目附林丹波守殿牧野傳藏殿注進し、御加勢を願、御兩人之御返答に、加勢之儀達ニ上聞一、重而上意之御下知狀を以可レ被レ爲ニ御沙汰一之由被ニ御下一、依レ之數日徒に送る殘念之至是也、御目附御兩人此時御働あらば、一揆の奴原原之城へ取籠事は難レ成事ならんと、松倉家中にては申也、水石村半分は南有馬村之一揆にくはゝる、庄屋大藏さゐ取て、代官高橋武右衛門を儻寺へ火をつけ、火事と云に附出會たる所を、鐵炮にて討殺す、相庄屋治右衛門は一揆に不レ成者共の足弱を先にたて、水石坂を押上ゲ愛津原へ引取、健成もの共には敵を押へさせ、坂下に殘置、庄屋治右衛門門愛津へ走行、代官槇田長兵衛新甚左衛門兩人へ右之次第注進する、槇田新心得たりとて、則時に預りの村々へ弓鐵炮鑓長刀有合次第之道具手々に持、急ぎ可レ參旨觸遣すゆへに、山田村守山村野井村の者共卽時に愛津へ馳來、依レ之槇田新右之人數を召連坂口へ押寄せ、庄屋治右衛門愛津之庄屋大膳を先にたて、水石村へ押下し、水石村之町所燒拂はせ引取、坂之上に敵押之人數殘置、味方之來る百姓之足弱共敵近き所に置事無ニ心元一とて、敵之方より五六里隔たる山田村へ遣置故に、北內之方無ニ危一事なし、冬津村より嶋原へ道八里、火急之事なれば、相談も不レ成、槇田新兩人之才覺を以如レ此也、此兩人共に常之領地仕置心得有レ之者也、嶋原の城より戌亥之方三會村之內木崎に納米兵粮米有、此所へ道一里餘有レ之、かくて十一月十二日に兵粮米取に遣はす、依レ之爲レ押足輕頭高畑次郎太夫松田半太夫高橋彌次右衛門佐野惣左衛門相添、人々には田中藤兵衛金木善兵衛金澤九郎三郎入江與右衛門小幡勘之進、三會村代官林治部右衛門進藤源左衛門目附横山三九郎、以上侍十二人、雜兵二三百人敵を守、場所は杉谷村之西淸水の出る所宇土といふ所、北面之臺廣みに備る、右者木崎村には、水石海道とて谷道の如し、左は宇土山千本木に續く山也、谷道有、向は江利といふ在所、三方共に林也、東は河原にて流あり、何れも三會村の內也、折節寒氣甚敷、依レ之明屋へ入て寒氣を防く、雜人は物取に行ニ最寄一、兵粮取に來るにも別條なしと油斷の所を、敵見すまして、宇土山に敵の方より物見を置、相圖を定兩方の谷道潛に囘、江利村より小勢にて三方一同に懸る、味方是を不レ知、亂防之

者是を見て、我先にと逃來る、備まばらにて下知をも不ㇾ聞、周章誤計にて、我先にと逃る、高畑次郎太夫高橋彌次右衛門入江與右衛門、此三人は場を不ㇾ去討死す、其外の者の追立足に成り引退、佐野惣左衛門は組之者に鐵炮一放し打せ、河原の方へ引取、右之備悪敷、此方より物見を可ㇾ置所に、不ㇾ置して、油斷を敵に知られたるもの也、此一揆立籠ル千本木は、嶋原城より西山の麓道一里餘、上木場は、未の方道弐里、中木場は、巳午の方道一里餘にて輪の如し、要害能搆にて楯籠り、嶋原山を中にして、千本木へかゝれば、上木場より切かゝり、中木場の敵はかな藏へ山越にかゝる、誠に長蛇の備とも可ㇾ云所にて、小勢にては三箇所一度にふせぎがたく、いたずらに數日を送る、斯かる所に一揆共相談には、天草の城を責取、長崎へ押寄、使を立、一宗門弟に不ㇾ成ば、四方より燒討にすべし、一味同心におゐては、嶋原之城を責取リ天下を引請、幾ケ年も我儘に致す物ならば、天下みな門弟に可ㇾ成と相談する之由、右之次第嶋原より府内御目附兩人へ之注進、十一月九日未之刻於㆓江城㆒言上之由遂㆓上意㆒、長門守卽時に御暇を被ㇾ下、同日子之刻江戸發足して、同十五日卯之刻に大坂に馳着、卽時に出船して、海陸日數十六日に至る、同廿四日嶋原へ歸城す、供之面々武藤七兵衛內藤瀨兵衛 井上次左衛門 西川三右衛門 富岡八左衛門 北村文右衛門 時枝宇右衛門 石井權之丞 平野八郎兵衛 中條傳三郎、以上二拾人、其比茶壺爲㆓奉行㆒、宇治より大町權助 稻垣權太夫 岡村新助江戸へ下る、駿州宇都谷にて長門守に行會、大町、岡村弐人は取て返し、供の人數に加る、稻垣御直に江戸へ下る、さて又南都春日の神職野田次右衛門は、松倉家代々宿願之好み有を以、勝家在㆓江戸㆒故下り居合せたり、是非此度供して嶋原へ下り、數年の厚恩を報じ申さん、殊更先年大坂御陣の時も、私亡父前豐後守殿御手に屬せし吉例有、其時不ㇾ殘歸城まし〳〵て、于ㇾ今御家繁昌、旁以供之人數御召加可ㇾ給と所望す、始終の存命尤至極なれ共、今度之儀は、片時も急ぎ、嶋原へ下着する事可ㇾ爲㆓本意㆒、其上從㆓公儀㆒御傳馬十匹、乘物壹挺之御朱印、此外者曾而以不ㇾ成儀也、延引可ㇾ然と被㆓申進㆒、無念におもひ、相州戶塚迄勝家に先立て待請、是非に無ㇾ搆供に交て奈良をも餘所に見て、直に大坂へ馳ル着、長門守同船にて嶋原へ下着し、一揆楯籠城責口方

方にて甲斐々敷働く、板倉内膳正殿寅の元日討死の時節近出て、内膳出て塀下にて働く、皆人是を感ずる故に、石谷十藏殿より證文二通、板倉主水殿より一通給レ之而所持す、廿四日に長門守下着、其儘千本木に籠居る一揆を可レ責とて、物見を遣はす處に、城主の着岸を聞、有馬村の古城を取立て籠城す、故に長門守も十二月八日に有馬表へ出陣す、

十二月四日、爲二上使一板倉内膳正殿御目附石谷十藏殿神代に御着、此所鍋嶋信濃守殿領内也同日嶋原へ御越、領分御順見、其儘神代へ御引取、翌五日嶋原へ御越、道三里半也、同八日有馬へ御出陣、

十二月五日、鍋嶋信濃守殿人數、同紀伊守殿同甲斐守殿兩大將にて嶋原へ押來る、今村に野陣して、翌六日山手を押給、松倉人數ハ濱手村中を押、鍋嶋殿家老諫早豐前は、一手にて愛澤村より水石村越に南へ廻りて、口津村より有馬へ三陣一所に、十二月十日巳刻に原之城へ押寄、先矢合之鐵炮を放、寄手之方よりも早乘と心得間、近く寄る者共大勢手負死人百人に及べり、鍋嶋殿の足輕城中へ鐵炮を打懸る時、何とかしたりけん胴亂に火を入、皆々が胴亂に火移り、大勢之者共身が火を附、消兼て水田へ轉び入者有て、彌上に成重り、中々取亂たる事也、上使是を見給ひて、卽時に踏破る事難儀、各引取て向陣を張べき旨指圖に依て、鍋嶋殿大江口濱手より北へ小屋を取、松倉は北岡口濱手より先達而三之丸堀切近く仕寄近附築山を築、鐵炮大筒石火矢を晝夜無二懈怠一打懸る、鍋嶋殿にも追附、仕寄近附築山をつかせ、大筒小筒無二懈怠一被レ爲レ打、十日より十五六日迄は鍋嶋殿、松倉殿兩人數にて勤る也、十一月十二日、此兩日に有馬玄蕃頭殿人數、同兵部殿大將にて有馬表へ着船す、依レ之持口數間之事、百九拾間、大江口濱手より北海迄、番船共に鍋嶋殿三十六間、松倉殿百四拾六間、有馬殿北岡口濱手より西南之持口、松倉持口、有馬殿は鍋嶋殿と松倉との間也、此三頭とて丑十一月より寅正月中旬迄晝夜のわかちなく勤る也、立花左近殿十一月十四日十五日兩日に人數着船有て、後陣にひかへ給ふ、有馬殿侍等築山をつき可レ然とて、上使より之御指圖にて則寄合、有馬殿立花殿松倉人數以築立也、十二月十九日に上使より御指圖には、寄手ときの聲を揚て、城中よりも同く聲を合、少も周章たる氣色は

見へざりけり、翌日廿日相圖の如く、鍋嶋殿搦手、大江口西の松山を責取らんとて取登上る處に、爰かしこに旗計を結附置、さまで防者一人もなし、安々と乗取らんと上る處を、本丸より兼而の謀なれバ、横矢に打立射すくめられ、手負死人多く、中〳〵乗取事不レ叶して引退く、然ル處に、立花左近殿一手にて、追手三の丸濱手角より塀下へ忍び押寄せ、堀切迄責寄、一度に懸る、城中の者共兼て拵置く事なれば、少もさはがず塀裏を走り、櫓に上リ、腰より上は出して石飛礫を抛、鐵炮にて夥敷防く、寄手又手負死人大勢有、續て責よする事不レ成してえらみたるを、内膳正殿御覽じて、敵塀の上にて働處を、板倉者可二打取一由被二仰付一、則手々に大筒をかゝへ出間、近く塀際へ寄打懸る、依レ之不レ殘引籠、其内に立花殿人數も引入、松倉者討死、奥田左京計也、手負同多し、立花殿家來討死骸取殘有レ之、松倉仕寄先にて在々に附、立花殿へ以レ使取殘死骸有レ之御取可レ然旨斷申遣はす處に、返答に此方之者不レ殘取壹人も無レ之由に付、則死骸十七幷小旗相印取揃へ、重而立花殿へ遣はす、死骸を取見申處に、御家之相印山伏出立之袈裟十七人共に懸、其上幡指物に道具有レ之由案内申に付、内田清右衛門と申立花殿家來内證にて使し來、さて〳〵面目無しとて、則死體請取歸る、此内田清右衛門は松倉家來多久市左衛門爲に弟也、此つなぎはをもつて也、

於二有馬表一上使軍札之次第

條々

一今度吉利支丹徒黨爲二御誅伐一嶋原表致二發向一家中面々兩人可レ仕二指圖一事、

一兩人無二下知一取掛儀堅停止、若猥先懸之輩有レ之者、物頭可レ爲二越度一事、

附、喧嘩口論幷濫妨狼藉停止事、

一徒黨何茂爲二郷人一之間、致二物具一侍之出立不二相替一族有レ之と云共、不レ撰二其品一可レ被二討捨一事、

附、自然味方討於レ有レ之者、急度可レ被二申附一事、

右堅可レ被レ相二守此旨一也、

十二月十七日　　石谷十藏
板倉内膳正

一今度肥前國嶋原吉利支丹徒黨誅伐被二仰附一、加勢各可レ被レ致二覺悟一事、

一喧嘩口論堅可レ被ニ停止一事、
一猥不レ剪ニ採竹木一事、
一宿賃并人馬駄賃錢御定可レ出事、
一今度嶋原逗留者人返被レ致ニ停止一、互歸國以後可レ有ニ沙汰一事、
右之條々可レ被レ相ニ守此旨一也、
十二月十七日　石谷十藏
板倉內膳正

元日刻限之事

一明七ツ時分より人數出、石火矢を打次第、鐵炮打せ時之聲を上、乘可レ申事、
一人數出之時、陣中さわがしく無レ之樣ニ可ニ申附一事
一大將之外步立たるべき事、
一相印すみ取紙右之肩に可レ附事、
一合言葉さいかさいと答可レ申事、
一從レ跡鐵炮打セ申間敷事、
一小屋之火をゑめし、小屋番堅可ニ申附一事、
極月晦日　石谷十藏
板倉內膳正

板倉內膳正殿辭世、去年の今日は烏帽子之緒をゑめ、今年の今日は甲之緒をゑむる、誠に移り替れる世のならひ、早々打立候、

あら玉のとしにまかせて咲花の
名のみ殘すをさきかけと知れ

寬永十五年寅正月元日惣責之刻、板倉內膳正殿御目附石谷十藏殿兩築山に燈籠を出し、石火矢を打と一度に時聲を上、三陣一度に寅下刻限をたがへず責寄る、城中よりも、鐵炮鑓長刀石飛礫を打て防ぐ、有馬殿人數卯之上刻に崩る、鍋嶋殿人數も此時崩る、依レ之內膳正殿是を見給ひて、手廻計にて有馬殿人數を下知し給ふは、引返事なかれ、返せ〳〵と宣ひ、惣勢より先達而塀下迄進み給ふ處を、城中より待請見すまして鐵炮を放す、あやまたず內膳正殿に中り、ついに討れさせ給ふ、誠に諸軍を進め一時に責落さんと思召御心底皆人感じたり、此故に同時に石谷十藏松平甚三郎殿鐵炮に中り手負給ふ、松倉人數ハ御定の如く責寄、塀下へ着て働、巳之刻に至まで不レ退所に、勢之中横切に崩ゑし事は、黑田右衛門佐殿之足輕共崩れかゝりたる故也、黑田殿足輕共は、金のとつは

い甲を着したれば其隠れなし、此頭大堂六左衛門自身は、塀下に附て松倉人數と一所に働、城中より鐵炮打石飛礫を打、箕に火を●あつ灰をまく事降雨の如く、其外鑓長刀を以防ぐ、塀下に附たる者共石を以て甲を打ひしがれ難儀したり、桑野孫兵衛 木村新左衛門 曾我九太夫 山内右馬之助 栢植角太夫 野中平三郎 須賀半三郎 山後治兵衛 同吉左衛門 塀下に着、寅之下刻より巳之刻に至る迄松倉勢働、御目附より可ニ引取一旨御下知故、塀下より十七八間引退、竹かふ有レ之所に相さゝへ、重而之御下知を請、午之下刻に引取、御目附并諸家之使者牢人衆迄可ニ見給一事也、元日塀下にて、鐵炮以石井勘七爲ニ討死一、依レ之足輕頭無レ之故、塀下より引取と、早刻岡本新兵衛被ニ申渡一、右之足輕山後吉左衛門預り、二月廿七日迄召仕、所々にて竹たば柵を附させ、本丸水手門木戸口にて戰、吉左衛門并若黨迄手負引取迄、晝夜無ニ油斷一働也、爲ニ上使一松平伊豆守殿戸田左門殿正月四日着岸、則原之城御高見有レ之、御軍札立替る、

條々

一今度爲ニ吉利支丹徒黨御仕置一、我等有馬表江被ニ指越一候間、兩人無ニ下知一城責其外之儀被ニ申附一間敷候事、

一喧嘩口論停止之事、

一押買不レ可ニ狼藉一事、

一有馬陣中人返停止事、

一於ニ小屋場一火之本堅可ニ申附一事、附馬取扱不レ申樣に可ニ申附一候事、

一今度申渡儀共無ニ懈怠一樣に下々迄急度可ニ申附一事、

一若陣場屆來諸牢人於レ有レ之者、其家中之者同意軍法も相背間敷旨申定可レ被ニ借置一事、

正月十四日　戸田左門
松平伊豆守

諸大將着岸に付、同月八日九日より中旬迄に仕寄小屋場持口高割にて替る間、數之覺、

一九拾間（北岡口濱手仕寄場築山海上番船有之松倉方より）　細川越中守殿
一拾九間　立花左近殿
一七間半　松倉長門守殿
一三拾九間　有馬玄蕃頭殿
一四拾間　鍋嶋信濃守殿

一貳百間
惣間數〆三百九拾五間半
知行高〆

後に寺澤兵庫頭殿天草支配将明、有馬に渡海有レ之而、黑田殿鍋嶋殿兩將之間、仕寄を附廻、思ひ〳〵に井樓竹把を附寄給ふ、北岡口三之丸、地形高くおのれと坂なり、立花左近殿仕寄場より寺澤殿仕寄場迄は深田、黑田殿方は鹽濱也、寺澤殿持口左右深田鹽濱にて場廣く、右之外諸將近々着岸にて、有馬村之内須川より大江迄取巻陣屋を構置給へ共、有馬口廣き故、大軍なれ共、有馬村之内計にて、他郷へは無レ構、大江荒川より口津村堺迄、三分一は有馬村之内明き所にて有、十一月上旬より明る三月上旬迄、拾貳萬餘ノ軍勢入込、小屋道具薪等伐取れ共、有馬山盡る事なし、持口より井樓を上て、仕寄鐵炮石火矢を、晝夜のわかちなく打掛、井樓より城内を見下す、依レ之城中之者俄に土塀を築、通道之高き所は堀切、外より城中之往來不レ見樣に拵たり、上使物ハ石火矢に迷惑すると見へたりとて、平戸より阿蘭陀船二艘三艘漕寄、石火矢を打セたまへども無二別儀一、依レ之落城より前に、此船平戸へ戻し給ふ、

二月廿一日夜、城中より夜討に出たり、仕寄場へ一番に、酒巻伊左衛門桑野孫兵衛馳着、三原茂太夫仕寄場番居るに附、敵夜討に出けり心得よと斷、後追追馳來る、立花殿松倉仕寄場の間、柵之木を夜討共伐を、桑野見附、岡本新兵衛方へ申は、敵跡へ廻りては惡しかりなん、此人數を跡へくり、柵をぬかせざる樣にと也、新兵衛尤とて、其通に爲二下知一、敵柵を切を、桑野懸り見たれども、深田にて中〳〵近寄働事難レ成、白石一郎右衛門瀬戸七郎兵衛桑野三人にて、鐵炮にて敵三人打留、其外鐵炮夥敷打懸たる故に、立花殿竹束には火を附兼て、城中へ引入也、三人之死骸松倉手へ取といへ共、立花殿仕寄元の事故、是へ遣し可レ然と伊豆守殿御差圖にて、立花殿へ遣ス、此儀伊豆守殿御家來奥村權之丞松倉手之者爲レ討段、之を知り給ふ事也、其夜寺澤殿鍋嶋殿黑田殿手へ敵討取事貳百九拾八人、內生捕七人、是は立花殿へ遣はす三首共也、鍋嶋殿仕寄場竹束井樓を燒れたり、黑田殿仕寄にては、小屋に火を附燒レ

たり、寄手は幾重も柵竹束を附廻したれば、漸小屋井樓に火を附焼たる計にて、敵利を失ひて引籠、若敵が火を附たる間に、寄手無二心得一は、寄手大勢討死せんか危かりしと、松倉家のものいふ、

二月廿七日、出丸へ鍋嶋殿手より乗沙汰を、松倉家來高橋伊右衛門桑野孫兵衛兩人聞附、仕寄場之番所より先へ一曲輪打出し高出之所に、相詰る桑野が組市川平兵衛も居たり、此所へ岡本新兵衛來て、肥前之衆出丸へ乗沙汰無二心元一逆見分する所へ、牢人村上久左衛門來て、新兵衛方へ斷、此方より早乗可レ申哉と云、新兵衛返答には、肥前衆を見合可レ然と申、久左衛門又申、肥前衆之乗様子を見合せんとて、若乗おくれてはいかゞと申時、桑野孫兵衛聞て、心得たりと、人に先を懸られては無念成べしとて、其儘馬出しの口ゑとみ、竹束壹束引のけ、其間より出、二之丸一番にのり込、高橋伊右衛門も續て乗込、一番桑野と名乗、高橋と續たりといふ、塀のうちへ入てみれば、口六尺計の堀有、桑野は刎越たり、高橋は堀より登る所を鐵炮にて討れたり、塀際の小屋より七八間先に人數だまりと相見へ、廣場へ敵七八十人計り居たる所へ、桑野壹人懸り、通堀高さ貳尺計之土手を中に置、敵ふせり合、佐野小平次桑野左之跡に續てせり合、其外追々來るは杉山五郎兵衛村田作右衛門奥山茂太夫三浦十右衛門永田三郎右衛門浪人岸野九郎左衛門、右何茂せり合之内、奥山茂太夫永田三郎右衛門討死、杉山五郎兵衛鑓手負引退、村田作右衛門三浦十右衛門、右手負引退、又小者壹人討死、手負三人、殘者は、桑野、佐野、岸野三人にて、良久敷せり合突崩しげれ共、小平次九郎左衛門又手負、此所に留る桑野は敵の跡をゑたひ行處に、敵三人取て返し、せり合處へ、鳥山權三郎來て助合、敵壹人突留る、桑野も又壹人突留る、今壹人之敵石をもつて鳥山が面をゑたゝか打、本丸の方へかけ出し逃行、鳥山が飛礫にて強く打れ、當座に絶死いたす、桑野も石手鑓手負たれ共、不レ痛して其所にゑばらく休居たる所に、木村新左衛門小畑勘之進立花七郎兵衛伊知地權之丞多羅尾杢右衛門來るを、一同して本丸下蓮池右之方に休み、何方へ可レ懸と見合ゐ居所へ、主君松倉右近本丸木戸口へ乗込給ふを見て懸附たり、右近此責

口にして山後吉左衛門に下知しまふは、本丸へ鐵炮を打せよとなり、畏ると申て、木戸口にて持筒を打セ、一軍して山後手負引取ル、細川殿立花殿濱手より押來て、蓮池本丸角の方へ責良久相攫たれば、日暮に及上使より爲ニ御使ニ惣人數可ニ引取一との御下知也、右近是を聞給ひて、夜に入てはいかゞ可レ乘哉先共と、自身さいを振て、手廻りにも先立て、本丸へ乘込給ふ、桑野も山後も一所に木戸口右の角より乘込、續て伊藤半右衛門内田安右衛門須賀喜太郎野添作兵衛内藤九兵衛來、旗とりかぬるとて、上より桑野取て本丸へ抛入る、右近乘込給ひて、敵にむかひ鐵炮を打セよと、さいを振下知しまふ所を、敵能見すまして右近左之肩根を鐵炮にて打たり、され共場所を去不レ給、伊豆守殿左門殿より再三之御使にて本丸を引給ふ、廿七日日暮に及、諸大將本丸へ乘込給ふは、不レ見右近壹人也、然ば本丸一番乘は右近にて可レ有レ之哉、乘込と其まゝ夜中鐵炮打セ相守し也、廿七日夜明曉に成て、宵に附たる柵の木の根をくつろげ、廿八日の早天に其間よりくゞり、敵の居たる長小屋四郎が指居小屋土手を築廻て、松之丸通口に敵貳人居て、退く者を伺ひ、土手に居たるとせり合、壹人突伏、壹人小屋の方へ逃退く故に、其入口心易く通る也、此入口狹き故に何茂働事成がたし、桑野山後先達而此所之樣子は如レ此、西田角兵衛松原彦左衛門も續て來、長小屋之先廣場に敵數百人爲ニ並居一中より三人鐵炮鈍長刀を振てかけ出、此方へ來、桑野孫兵衛、山後吉左衛門出會互にせり合、初手に桑野突伏セたり、二之手は山後突留ル、今壹人は有馬玄蕃頭殿內に何某と申たる人突留る、廿八日本丸にての働、巳之刻よりは敵草臥、大方働事なし、刻限にて諸人考可レ被レ成事、同未之刻に本丸落城也、

四郎はよし原之中に隠れ居たるを、細川越中守殿家來佐野佐左衛門討取、知行千石給ると也、

右衛門作とて生捕に成し者は四郎が家老也と云、右衛門作、元は有馬左衛門佐殿內に有し者也と云、

二月十日之比より城內に粮盡たると云也、

松倉長門守人數押之次第

鐵炮貳拾挺　伊吹平八郎　　同廿挺　廣田市太夫
同廿挺　矢嶋與左衛門　　同拾三挺　佐野惣左衛門

同廿挺　長屋助左衛門　同廿挺　三浦十右衛門
持筒拾三挺　細彌左衛門　同拾三挺　安澤治太夫
弓廿張　熊部小兵衛　長柄三拾本　西尾七郎兵衛
長柄三拾本　桂六兵衛　持長柄十七本　奥野源左衛門
玉薬奉行　野口孫左衛門　馬印奉行　西川三右衛門
小道具奉行　岡村新助　使番　林治部左衛門
歩行頭　富岡八左衛門　同　高月太郎兵衛
同　太田権右衛門　同　天方又左衛門

左備頭

岡本新兵衛　渡部勘左衛門　池田権之丞
岩本五右衛門　林六太夫　絹川又左衛門
須賀喜太郎　坂部隼人　草野吉之丞
多賀九郎兵衛　本間九郎左衛門　坂田六左衛門
下司庄八　金澤角右衛門　曾我八右衛門
高山彌兵衛　吉良勘太夫　高柳長左衛門
川上八右衛門　栗原彌平次　津田清太夫
野瀬又右衛門　石井権之丞

右備頭

多賀主水　吉尾志摩　岡田作左衛門
金木善兵衛　大塚齋　關内匠

安藤吉兵衛　金澤九郎三郎　山後権十郎
石橋三十郎　小國伯顧　高橋伊右衛門
大町権助　中條傳三郎　白井善左衛門
安藤內藏助　安藤傳兵衛　北村市郎左衛門
內田安右衛門　白石市郎右衛門　黒野喜左衛門
平田権左衛門　宮嶋治左衛門　木村新左衛門
山利孫右衛門　宮都半左衛門　小川長兵衛
岡田角助　伊藤庄左衛門　山後次兵衛
福西庄左衛門　浦嶋久太夫　野村長左衛門
村田作左衛門　鴨野左藤太　近藤源左衛門
宮嶋六右衛門　堀池義右衛門　佐野長十郎
曾我九太夫　若林五左衛門　岡村源太郎
桑野八兵衛　原兵左衛門　柏尾二郎左衛門
三浦利八　土田右馬之助　多羅尾杢左衛門
林小左衛門　酒卷伊左衛門　盧澤喜兵衛
竹村庄左衛門　川勝六左衛門　山本六右衛門
齋藤忠兵衛

〆貳百騎　此五人ハ後ヨリ來ル

松倉右近人數押之次第

旗奉行　中澤孫右衛門　鐵炮拾七挺　伊藤半左衛門

鐵炮拾八挺　熊田忠左衛門　同貳拾挺　岡崎傳左衛門
同拾七挺　高橋半左衛門　同拾四挺　槇田長兵衛
同拾三挺　新　甚左衛門　同拾挺　菅　加兵衛
鐵炮拾挺　岸田長右衛門　持筒拾挺　石井　勘七
鐵炮拾挺　多久市左衛門　持弓廿挺　成瀬源右衛門
同拾挺　伊知地權之丞　同拾五本　伊藤市右衛門
玉藥奉行　橋爪作兵衛　馬印奉行　鹽塚加左衛門
小道具奉行　岩田新九郎　歩行頭　黒野與兵衛
使番　横山三九郎　同　奥村權左衛門
同　稻生半兵衛　同　稻生彥之丞

左備頭

田中藤兵衛　足立又八　下司孫太夫
安原半助　野添作兵衛　內藤九兵衛
田中藤左衛門　長谷川平左衛門　武藤七兵衛
井村助兵衛　栢植角太夫　曾我勘兵衛
酒卷治左衛門　山後吉左衛門　木村勘左衛門
吉田次郎兵衛　荻野加助　佐々半左衛門
柴田才兵衛　石原半兵衛　有馬彌平次
千賀角兵衛　山川半左衛門　宇田右馬之助

右備頭

岡本勝兵衛　杉山五郎兵衛　野本平三郎
須賀半三郎　西科才兵衛　奥田左京
村山加助　小幡勘之進　岡田新左衛門
花房七郎兵衛　伊藤又之丞　井上源右衛門
永田三郎右衛門　植木工之助　相良金左衛門
鈴木次左衛門　伊藤淸太夫　西尾彌七郎
小川伊織　草野作十郎　今寺庄太夫
山岡茂兵衛　大和田五兵衛　村仁左衛門
稻垣權太夫是ハ後ヨリ來ル

〆七拾五騎

侍討死

林兵左衛門　新藤與兵衛　生熊助之丞
富田彌左衛門　山內小小右衛門　安井三郎右衛門
堀九兵衛　藤室加兵衛　高橋武右衛門
高畑三郎太夫　高橋彌次右衛門　入江與右衛門
井上次左衛門　奥田左京　伊吹平八
柴田才兵衛　下司庄八　千賀九郎兵衛
稻生半兵衛　多久市左衛門　小川半左衛門
石井勘七　槇田長兵衛　黒野喜左衛門
近藤源左衛門　金澤角右衛門　小川長兵衛

酒巻治左衛門　中澤孫右衛門　鈴木次左衛門
岩本五右衛門　村中惣兵衛　永田三郎右衛門
奥山茂太夫　村越次郎兵衛　岸田長右衛門
曾我九太夫　時枝宇右衛門
西尾七郎兵衛
〆四拾人

侍手負

岡田新兵衛　竹村新右衛門　松田兵右衛門
松田半太夫　中西甚五兵衛　荻野右馬之助
青木庄七　木村彌平次　菅加兵衛
柴田藏人　伊藤半右衛門　鉢嶋久太夫
長屋助左衛門　成瀬源右衛門　安藤吉兵衛
同傳兵衛　岡田作左衛門　伊知地久左衛門
有馬彌平次　太田權之助　佐野惣左衛門
天方又左衛門　坂田六左衛門　木村助左衛門
佐々半左衛門　宇田右馬之助　松田半藏
伊藤庄右衛門　岡嶋傳左衛門　廣田市太夫
吉良勘太夫　由利孫右衛門　熊田忠左衛門
北村市郎左衛門　井村勘兵衛　白石市郎右衛門
平田權左衛門　武藤七兵衛　福田庄左衛門

小川伊織　池田權之助　三浦十右衛門
安藤內藏介　飯尾彥之丞　渡邊甚左衛門
高橋長左衛門　竹村庄右衛門　同勝太郎
佃彌左衛門　津田庄太夫　佐野小平次
石井權之丞　鹽塚加左衛門　矢嶋與左衛門
伊丹仁右衛門　原久左衛門　小國三郎左衛門
西尾彌五郎　桑野八兵衛　鳥山權三郎
黑野與兵衛　堀池儀右衛門　熊部四郎左衛門
山本吉兵衛　野中孫右衛門　小幡勘之進
以上七拾貳人

隨身之窂人衆

松倉三彌　安宅主馬　片岡雲齋
同三郎兵衛　森又右衛門　辻田加兵衛
伊藤喜左衛門　松村二郎兵衛　林九郎兵衛
黑坂新左衛門　伊藤喜助　岩永善六
岩永權左衛門　同助左衛門　富永惣左衛門
同左京　瀧川道二　神邊次郎右衛門
田中與八郎　中村彌次兵衛　岡本伊左衛門
細迫權左衛門　平野長助　坂川長兵衛
田中吉太夫　岡村文太夫　村田四郎右衛門

久米大學　蘆川權太郎　平塚勘兵衛
山本七郎右衛門　富田與左衛門　富田左兵衛
桑木與一右衛門　小山權之丞　岡部次右衛門
伊飼權右衛門　永井清右衛門　太田忠左衛門
春田左平次　八十嶋宇右衛門　戸田與一郎
黒柳内藏介　安藤權兵衛　大原源兵衛
伊奈與惣左衛門　細井喜三郎　中野助右衛門
中野惣左衛門　井上治右衛門　豐田久兵衛
三村六郎左衛門　岡谷一郎左衛門　才藤十助
岸上左近右衛門　勝野三郎右衛門　勝野八郎兵衛
林源之丞　福田一郎右衛門　奥平五右衛門
須戸半兵衛　岡田太郎兵衛　伊藤忠左衛門
四宮藏人　山口又右衛門　上原一郎兵衛
稻生作右衛門　林市左衛門　田坂喜左衛門
岡田一郎兵衛　大道寺次右衛門　勝田喜助
小倉茂兵衛　内藤新藏　櫻間勘平
宮田八郎太夫　圓城寺甚九郎　布施又兵衛
門野次郎右衛門　渡邊太郎右衛門　振村十左衛門
今枝四郎兵衛　山田勝兵衛　加藤清左衛門
加藤角太夫　石買喜三郎　同茂太夫
同孫四郎　柳生新右衛門　武田九兵衛
大屋半右衛門　瀬尾求馬　鍋嶋新五右衛門
渡部源之丞　村嶋左兵衛　大月仁右衛門
平野才兵衛　齋藤六太夫　谷仁兵衛
馬地三右衛門　岸野九郎右衛門　伊口喜八郎
八渡半兵衛　渡藤彌左衛門　早水源右衛門
三瀧宗玄　今橋久五郎　猪本太夫
平田小善

以上百拾七人、是ハ松倉家中二男三男幷諸方ヨリ追々來る場を借たる牢人衆也、

有馬出陣之時、松倉自分之騎馬都合百七十七騎也、雜兵共ニ人數三千八百餘之外、右之牢人百十七人、鐵炮貳百七拾五挺、弓四拾張、長柄百七本、

嶋原城代留守居

田中宗太夫　長谷川意齋　竹村休甫
伊丹宗仁　黒川玄朔　平嶋勘兵衛
中村太郎右衛門　八條勘兵衛　山本藤右衛門
山岡喜右衛門　鯰江熊之助　大塚喜十郎
絹川彌右衛門　奥山藤右衛門　平野嘉兵衛
細門仁兵衛　小崎伊兵衛　荒川理右衛門

宮田市助　今橋久兵衛　脇田仁右衛門
黒坂茂太夫
右有増爲レ覺分にて候、此外にも可レ有レ之、手負又ハ病人にて、殘るは竹村新右衛門、荻野右馬之助、松田兵右衛門、松田半太夫、中西甚五兵衛、此五人ハ手負、中西ハ手所平癒して、二月中旬より有馬へ來勤る、森數馬、大村勘助、鴨野勘之丞、杉本仁兵衛、此四人病人にて殘る、森大村ハ、病氣能、二月中旬より有馬へ來勤ル、

右籠城之内、武藤九左衛門亂氣にて、相番之者を切殺す故に、寄合九左衛門をも切殺す、岸田彥兵衛亂氣して、並川太郎左衛門を切殺す、雙方相果たり、江戸詰之者共も、追々有馬へ來て相勤るといへども、騎馬之外也、嶋原之城にも足輕中間相應に殘し置、一揆切發に所々にて討死之侍拾三人、供騎馬此分不足也、足輕中間道より右之分不足也、此儀ハ一揆之者共抱置たる分ハ、一揆一味成故に、右に穿鑿して成敗いたす、幷家中又者も同前也、此外口津之藏奉行小谷淸藏大原治兵衛兩人口津に住居するを、右之一揆共取卷て、原之城へ一揆一同に無ニ是非ー籠る也、小谷淸藏親子三人籠城之砌、黑田右衛門殿手へ懸入死を逃たり、黑田殿御斷有て、筑前國へ被ニ召連ーたり、大原ハ落る事難レ成して死たりし、有馬落城之後、一揆之首を塚に築込、死骸ハ不レ殘燒捨たり、本丸之石垣を崩させ、三月上旬に寄衆引取、惣小屋本陣共に其儘指置也、所々事在々諸方より寄集百姓込レ之爲ニ被レ爲レ置、伊豆守殿、左門殿、諸事御仕置被ニ仰付ー、三月中旬に天草御見分、長崎へ御越、名古屋、唐津、筑前國福岡より、豐前小倉小笠原右近殿城外へ御着、太田備中守殿爲ニ上使ー、三月廿七日嶋原へ着岸、翌廿八日出船ス、今度一揆ニ附、有馬へ被レ遣候、豐州小倉右近城外へ四月上旬に至て可レ爲レ着就ニ上意ー、何茂御寄合、松倉長門守も四月四日に着、

上意之趣ハ、長門守領地仕置惡敷故ニ一揆起り、大小大分之人痛ましむる、依レ之改易被ニ仰附ー、森內記方へ御預也、右近儀者、生駒壹岐守方へ御預ケ也、寺澤兵庫頭ハ、天草一揆起を不屆に被ニ思召ー、天草郡四萬石被ニ召上ー、長門守同日晩配所津山森內記城下へ被レ遣、右近儀者手負嶋原に居たる故に、是より配所讃岐へ被レ遣、然所に長門守江戸屋敷御改之節、下屋敷に家來

岡田作左衛門道具入置、藏之內に桶二ツ入たる死骸有レ之、右之旨達二上聞一、依レ之長門守可レ被二召寄一之旨、奉書五月四日作州津山へ到來して、同日申之下刻津山發足、家來谷尾嶋之助、內藤瀨兵衛、大町權助、主從四人、內記殿より道中送レ之面々、組頭赤取主殿、番頭林伊織、足輕頭福田左助、折原與兵衛、伊川彌一右衛門、鐵炮三十挺、弓貳十挺、長柄廿本、前後に備、乘物廻步行拾人、家來三人、乘掛壹人に、手明拾人宛附たり、五月廿一日江戶內記殿屋敷に着す、同廿九日迄上下四人一所に被二召置一、右近三彌江戶着、御待合之內何之御尋も無レ之下着、翌日爲二上使一井上筑後守殿秋山修理殿を以御尋、六月朔日之朝より上下四人、別々に被二召置一御尋、初終長門守不レ存候通無二替儀一被二申上一、道具を入置申候家來ハ何者と御尋之時、岡田作左衛門と申年寄役人申附候者之由被二申上一、依レ之彼作左衛門長崎へ居を、江戶へ被二召下一、公儀籠合に被二仰附一、樣子御尋之時、長門守も不レ存候、大町權助可レ存と申上に附、權助へ色々御尋被レ成候といへども、初終不レ存候通申上る、七月十九日宮城越前守殿、井上筑後守殿御撿使にて、森內記殿屋敷にて長門守切腹、權助も御成敗、岡田作左衛門ハしばり首に被二仰附一、此作左衛門無雙之大惡人なるを、主君見知給ハズして、かれが諫を用給故に、家をも身をも失ひ給ふ、一揆起といふも作左衛門故也、桶に入たる死骸は、小性之佐藤宇兵衛切腹したるを、不二取置一して作左衛門召置たる物也、內藤瀨兵衛、谷尾嶋之助御赦免也、右近儀ハ別儀迚、保科肥後守殿へ御預ケ、羽州山形之配所へ被レ遣、三彌事ハ長門守弟也、奈良成心院之寺を持たれ共還俗したる故、長門守不通なりしを嶋原一揆起といふを聞て驅下り、有馬陣中勤る、依レ之勘當免ス、此事達二上聞一、內藤帶刀殿へ御預ケ、奥州岩城へ被二差遣一也、嶋原之城本丸爲二御番一小笠原壹岐守殿、爲二御番一久留嶋丹波守殿、正月十七日に着岸、松倉城代田中宗夫則城を相渡す、御目附下曾根三十郎殿、二月廿三日嶋原へ御着也、

諸大將旗馬印之覺

一板倉內膳殿馬印、白き絹切割之半月、
一同主水殿馬印、赤き瓢簞上に小熊附、
一石谷十藏殿指物、淺黃之四半に金の五之字、
一松平伊豆守殿旗地白紋登りはしご、まねき同斷、馬

印角取紙のゑつる大印、白き吹貫紋旗同前、家老和田理兵衛、小澤仁右衛門、篠田九郎左衛門、石川作右衛門、
一同甲斐守殿馬印、二段之はぐま、
一戸田左門殿旗、地白紋赤き丸三ッ、まねき同斷、指物地紺に面之の名乘白く、家老大高金右衛門、戸田治部左衛門、
一淡路守殿馬印、菅笠三階、
一同三郎四郎殿馬印、三段之はぐま、
一細川越中守殿旗、地白上に紺之九曜に組之紋、馬印猩々緋之二本ゑなゐ、紋金にて上に九曜下に一からくまで、使番指物赤きなびき淺黄も有り、
一同肥後守殿馬印、黑白段々のばれん、
一黑田右衛門佐殿旗、中白上下に紺下に組みの紋、馬印奉書の切さきの輪ぬける、番指物白き四本ゑなゐ、銘々のたし有、
一鍋嶋信濃守殿旗、上白下黑筋違、染分下に組々の紋あり、馬印大はぐま、
一甲斐守殿馬印、鳥毛の茗荷、
一有馬玄蕃頭殿旗、上白下黑白黑之釘貫、馬印ハ文字はしに鳥毛附て、番指物銀の天衝、
一同兵部殿馬印、白き鳥毛二ッ團子、
一立花左近殿旗、上白下黑きに、白き組々の紋あり、馬印白きゑでの二ッ團子、大馬印旗同前、染分つま下に、金のかちたる珠數附て、房紅、幡指物置ゑなゐ、旗同前、上にかゞみの家附て、
一小笠原右近殿旗、赤し、紋白き三階菱、番指物赤き四半に紋同前、
一寺澤兵庫頭殿旗、地白くこく餅附て、馬印に熊二段之だんご、下に金の切さきの團子一ッ、大馬印白き四半にこく餅、番指物白き二本ゑなゐこくもち、
一井上筑後守殿指物、赤き四半に白き五之字、
一同清兵衛殿指物、赤地金之丸之內に左二ッ、
一榊原飛驒守殿指物、白き四半赤き丸二、
一同左衛門殿指物、赤き四半に白き餅、
一馬場三郎左衛門殿指物、赤き四半に白き五之字、
一松平甚三郎殿指物、赤きのれんに上にとり毛つけ、
一林丹波守殿指物、銀之札にはね題目、
一松倉長門守殿旗、上下黑く、中朱筋一、馬印二段の笠上下共に黑き絹切割白町連引廻し、番指物猩々緋

之羽織、串指物ハ銘々の好次第、是ハ大坂御陣已後前豐後守の仕置、串指物働之障に成事有事故也、

一同右近殿馬印、赤き二ツ團子、

一牧野傳藏殿指物、銀之札にいろはにほへと、

右者患老之覺たる通計書附畢、

天草爲ニ上使ー松平甚三郎殿、林丹波守殿、牧野傳藏殿御越、一揆不ㇾ殘有馬村原城へ引籠に附、天草御見分有ㇾ之、有馬へ御着岸、日限覺不ㇾ申候、

正月四日、松平伊豆守殿、戸田左門殿、中防長兵衛殿御着岸、已後御越之衆、井上筑後守殿、兼松彌五兵衛殿、正月七日御着、同九日に□□□□彌五左衛門殿、日根野織部殿、同八日御着、宮城越前守殿、石川彌左衛門殿、同月廿八日に御着、酒井因幡守殿、駒木根長次郎殿、二月朔日に御着、市橋三四郎殿、同十六日に御着、寺澤兵庫頭殿、有馬左衛門佐殿、小笠原右近殿、同信濃守殿、松平丹波守殿、此五人御着日限覺不ㇾ申候、水野日向守殿、同廿二日御着、下曾根三十郎殿、同日に嶋原へ御着、薩摩衆之渡海不ㇾ知、太田備中守殿、三月廿七日ニ嶋原へ御着、翌日出船、

天草之城爲ニ御番ー松原主膳殿、伊東大和守殿、御目附杉原四郎兵衛殿、

細川越中守殿人數、天草一揆爲ニ退治ー、熊本より三隅之此方、志岐、水般、江之浦へ寄來て、向ニ大矢野ー進之日に、一揆之奴原旗を立雙、夥敷爲ㇾ躰也、三角之瀬戸熊本領と天草領との間、海上僅に三町程も可ㇾ有、潮時惡けれバ船渡する事難ㇾ成、依ㇾ之熊本より渡し兼たる哉、又後陣待揃へしとて、一兩日延引したる哉、其内に大矢野一揆一人も不ㇾ殘引取たる跡へ、熊本勢渡りて、又熊本へ引たると也、右より天草之儀者不ㇾ存候、有馬陣中にて諸家中又ハ諸牢人取て沙汰を聞覺書也、嶋原一揆致ニ蜂起ー、初より有馬原城沒落まで、松倉一家中之事ハ相違なし、

高來郡嶋原領内村次城より、北ハ三會村、東ハ空閑村、大野村、湯江村、多比良村、神代、此所ハ鍋嶋殿領分伊古村、古部村、三箇村高三萬石餘之所之由、舘有鍋嶋彌平左衛門當代歟 西郷村、伊福村、三室村、山田村、野井村、愛津村、此所に關所有、長崎へも越、諫間へも海道にて高來郡嶋是迄也、城下より南村、次萩原村、今村、此二箇村嶋原之内にて 中木場村、安德村、此所平家亂之節、安德天皇之宮、今に有なり、 深江村、布津村、堂崎村、有家村、有馬村、口津村、此湊昔は、唐船入津之由、近き所に早崎といふ瀬戸あり、鹽時悪ければ折節船通りかたきゆへ、近代唐不ニ入津ー也、 加津佐村之内也、串

山村、小濱村、水石村、高來郡之内也、此廻惣廻海上愛津村に歩行道少續て、雞仰形之嶋南北へ十六里、東西へ七里程可ㇾ有、外に長崎近所に三箇村有、此外にも有、西久我村、比見村、茂木村、川嶋、此嶋離嶋にて、家數廿軒計有て、船入之湊有、嶋原の領内なり、

右之領内村々之内より一揆に成村家數人數之覺

三會村家數五百八軒　内　二百六十八軒　一揆百姓　二百四十間　味方

人數貳千六百廿六人　内　千四百廿人　一揆百姓　千二百六人　味方

嶋原村家數百四拾七軒　内　七十三軒　一揆百姓　七十四軒　味方

人數八百拾三人　内　四百廿五人　一揆百姓　三百八十八人　味方

中木場家數九拾九軒　内　八十八軒　一揆百姓　拾壹軒　味方

人數七百拾九人　内　六百三十五人　一揆百姓　八十四人　味方

深江村家數三百拾六軒　内　貳百七十七軒　一揆百姓　三十九軒　味方

人數千八百貳拾四人　内　千六百四十人　一揆百姓　百八十四人　味方

安徳村家數百拾五軒　内　貳十六軒　一揆百姓　八十九軒　味方

人數六百八拾六人　内　百八十人　一揆百姓　五百六人　味方

布津村家數百九拾六軒　不殘一揆百姓

人數千百三人

堂崎村家數百八拾三軒　不殘一揆百姓

人數八百六拾人

有家村家數七百七拾軒　不殘一揆百姓

人數四千五百四拾五人

有馬村家數八百貳拾七軒　不殘一揆百姓

人數五千百七拾貳人

口津村加津佐村兩所數家五百八拾壹軒

人數二千九百四拾九人　不殘一揆百姓

串山村家數貳百九拾貳軒　不殘一揆百姓

人數千九百六拾貳人

小濱村家數貳百四拾貳軒　内　貳百四軒　一揆百姓　貳十八軒　味方

人數千四百六人　内　千六十七人　一揆百姓　貳百三十九人　味方

水石村家數三百九五軒　内　貳百廿九軒　一揆　百六十六軒　味方

人數貳千壹人　内　八百廿五人　一揆　千百七十六人　味方

惣家數合四千六百七拾壹軒

内四千拾四軒　一揆百姓

六百五拾七軒味方百姓

惣人數合貳萬七千六百七拾壹人

内壹萬四千三百人　男

壹萬三千貳百七拾一人女

貳萬三千八百八拾八人　一揆百姓

内壹萬貳千三百卅六人　男

三千七百八拾三人　　壹萬千五百五拾貳人　女
　　　　　　　　　内貳千六拾三人　　　　味方百姓
　　　　　　　　　千七百貳拾八　　　　男
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　女

右之人數ハ嶋原領分計也、天草一揆共には、原之城に爲レ籠、男女三萬餘之積也、

嶋原城内二之丸之北方に、花畠之丸とて一曲輪有レ之、此内に書院、沈、數寄屋、居間、廣間、臺所有、四方長屋南北百廿間、東西百間、門南向、長屋ハ厩百廿疋立、厩之前馬場、南北百間、東西八九間、東之方ニ二百疋立之とつなき有、馬場湯洗場五箇所有、馬之毛燒所五箇所、丸之内惣追廻シ、二之丸之内にも三拾疋立之厩有、是にハ常之馬を不レ置、或ハ百拾四疋、或ハ百貳拾疋、常に馬を不レ絶、前豐後守より長門守両代持來ル故、有馬出陣に俄の事なれ共、騎馬にて百七拾七騎押たり、

　城内に有レ之道具有增覺

石火矢　　八拾挺

長大筒　　百　挺　是ハ五拾目より貳三拾目迄

矢風筒　　三百挺　是ハ貳拾目玉より拾匁玉迄

六匁玉筒　千　挺　此鐵炮ハ、毎年北岡にて鍛冶北岡大膳に申付張セ候故に數多し、石火矢ハ、樹權右衛門定政にはらせたる故也、大坂之御城御普請之後、石火矢松倉進上と朱を以、臺に書附差上たるも、右之同作也、

鐵炮之藥貫目積を以考に、大形石に積而貳百石餘可レ有レ之、是ハ廿年間前豐後守代より毎年毎月、臼四から五がらにて合納置也、依レ之上使へ御斷申上、有馬寄手衆へ何程も入用次第に遣はすなり、

鐵炮玉本丸二之丸櫓に、石積にハ四五十石之積も、木綿火繩所々矢倉に詰置、何萬筋共不レ知、一揆起るより以來、所々攻合、嶋原籠城有馬陣中、木綿火繩にて勤たるハ、何茂御存知之通也、殘有レ之を以、諸人御考可レ有レ之、竹火繩も有レ之也、

弓　　　百挺

長柄　　五百本　　鞘鳥毛

鑓　　　三百本　是ハ鞘色々

具足　　貳百領餘是は若者共之着する爲とて、色々の威なり

指物金之天突長サ七尺、

具足羽織貳百餘、猩々緋、是幡指物代惡騎馬着レ之、

馬具ハ右に相應程有、諸道具損擀直しに、小細工人とて、毎日具足弓矢鐵炮等之揩磨し而、修覆をいたす、奉行ハ、八條勘兵衞、隈部小兵衞、此兩人武事支配役也、
木綿袷五百、色々に染仕立置、肥後ゟほり千端、是ハ急成時何之用にも可ㇾ立とて調置也、
單物五百段、段筋紺に染有、
船大小八拾艘餘、
早船十八艘、七八反共三十四五艘有、大小內ノ小之小早船、荷船、大坂長崎ヘ渡船也、
船大工も多し大勢有ㇾ之毎年船幷道具普請作事之方にて遣、道具、釘金物、かなづき、つるのはし、鋤、鍬、領內に役々鍛治有ㇾ之而、細工所四五箇所にて、毎日致置、奉行山後治郎兵衞、下奉行中村源太郎、依ㇾ之釘金物澤山に出來、其上大坂藏元より直段聞合、下直成時、船切調、戻り船にて積下す、唐物之類ハ、長崎藏屋敷に、比見孫左衞門居住して、入津時分、天川久兵衞、絲屋隨右衞門割符之內、前豐後守代より例を以買取、家中入用之者は、其內にて役人より請取、來年物成之內にて、勘定所にて差引也、百姓納之布、木綿、紙、油、疊、鹽、作事之杉、檜、此外材木、竹ハ三尺廻り、白銀壹兩は、三拾五束宛之積にて、役人方より家中入用次第相渡、來年物成ニ而勘定所にてさし引也、松倉豐後守代、所々城繩張被ㇾ致候、大和國宇知郡二見之城、是ハ大坂御陣以前、肥後國高來郡嶋原之城幷濱城、同國唐津城、同國松浦、肥前守殿平戶之城揣も、肥前守殿より松倉ヘ御賴繩張也、五嶋淡路守殿右同意にて、松倉渡海有ㇾ之、繩張極り、普請役人石切其外之者迄、嶋原より遣し取立る也、
讃岐國丸龜之城、豐前之國小倉之城、細川殿取立之時分、彼之所ヘ重政渡海有ㇾ之、相談之上繩張之口聞及候也、
或人のひめ置しを、能便して求め出しうつしとめ侍、文辭手所於そのくだ〳〵敷、跡先なる事もまゝみへ侍れど、古老の覺書なれば、其如くに筆をそめける而已、
享保第十四酉天初冬下旬　　加正房某

伊豆守殿原之城中ヘ被ㇾ遣候狀
態一翰申遣候、今度古城ヘ楯籠成ㇾ敵條無ㇾ謂、併天下之恨有ㇾ之候哉、又ハ長門守一分之恨有ㇾ之候哉、

其恨可レ通爾天候者、如何樣共叶レ望爲レ遂ニ和談ハ、急下城仕、歸ニ本所之家宅ニ時分、催ニ耕作ニ如レ前之堪忍難レ成覺候條、當時爲ニ飯米ニ貳千石可レ遣候、當御年貢之錢者一切納所仕間敷候、以來定免三成ニ相定、其上諸公役後代迄念入、能有附可レ申候之條不レ可レ有レ僞者也、

松平伊豆守

原之城中より伊豆守殿江遣ス返狀

尊墨畏頂戴仕候、今度栖籠意趣者、天下之恨旁之恨、別條更無ニ御座ニ候、近代長門守殿内撿地詰存外之上、剩高免之被ニ仰付ハ四五年之間牛馬書子介文狀、恨レ他恨レ身、落涙漫レ袖、雖ニ納所仕ハ早勘定切果、無底死去之身依成果候、不レ及ニ他國仕責ハ幷長門守殿江ニ通之恨申舉り、代々之柴之庵於離、妻子緣於切、十月上旬以來、凌ニ寒天之雪霜ハ身襖ニ百重葛ハ頭戴ニ藤烏帽子ニ燒野之蕨出レ手風情、自レ是罷出可レ申覺悟又無レ之候、定彼多勢、是レハ無勢、蚊虻群集被レ成、雷電蟷螂聚似レ覆ニ龍車ハ是昔之諭也、地主之櫻盛之頃、天地霞花散亂方々之掛り御手朝之露ト消身、今生如レ非ニ樂撥ハ邯鄲露情夢、五十年榮花、一日槿花、可レ爲ニ同所ニ候、來世焔魔之帳踏破り、修羅道踊出、皆極樂可ニ安養ニ事何疑可レ有レ之候哉、片時茂今生之暇希計候、恐惶謹言、

天四郎

松平伊豆守殿

右享保十九年庚寅臘月肥前嶋原下向之節以ニ姉川伊兵衞家藏之秘書ニ傳寫畢

嶋原一揆松倉記終

嶋原天草日記

松平甲斐守輝綱撰

國家反レ治弓矢永靖、四海定レ一干戈不レ揚有レ年矣、于レ玆寛永十四年、九州之民虜竊背二憲法一、横二充邪說一、加之動二兵革一、劫二郡吏一、而結二若干之徒黨一、於レ是霜月中旬、板倉內膳正石谷十藏爲二詔使一而發二于九州一矣、同廿八日、松平伊豆守戶田左門、重奉二安邊之命一、馳二于彼地一、乃專二斧鉞之任一、督二藩國十二萬之兵一矣、伊豆守集二諸將一云、關ケ原御陣之時、信綱幼稚而不レ能レ服二戎事一、大坂御陣之時奉二仕儲君一、官居二于江府一、自レ爾以來、世狃二於治平一、逐絕二捨鬪之彊場一、是故兵革之要、未三敢能二簡練一、是人所二親知一也、然有二意外之變一、忝由二兵柄一、信綱雖二不敏一、自レ受レ命以來既懷二元臣宿將之思一、所以如何者、孤二進遠境一數不レ能レ伺二中御一、諸軍之安危總懸二於一人一、誠不下盡二膽力一致中悃忠上時乎、是以揮二一私之胸襟一、肆進二止許多之大營一、諸將亦宜三任從而勿二違非一矣、其所二申令一、縱逆二中旨一雖レ被二大戮一、背不レ擁二怨悔之心一、且自二諸將一至二陪臣一有二權謀異策一、則宜レ諫二說之一、豈拘二一己偏籌一、而爲二捍格一乎、雖レ然約束既布、而後諸營不レ如二法則一、又是不レ能レ無二憤悱之心一、然對二諸將若干之兵一、何爲レ促二我些子之卒一、若得下保二生命一歸中江城上、則須レ達二台聽一、然則饒令雖レ有二高看一、信綱尙不レ得レ已、各朝二府城一之時、當三相對而暢二達素情一、是亦所下以不レ遣レ君且惜中他日之詔使上也、諸將甚感二服之一、乃下レ令而附レ柵穿レ溝、布二列營壘一、整二肅行隊一、營陳之經緯、諸軍無レ不二感悅一、號令申明、擧レ世無レ不二喟嘆一、於レ是近城隣境之商賈、會聚而爲レ市、交易無レ滯而諸卒樂レ之、市中之法令別記レ之又遣二每營于御目附一人一、按二察其教令一、且所レ令二諸軍一之品間、課二郵驛一而上二表之一、或有二廟謨之策一、以二詔書一令レ之、詔書未レ至、軍中既以二其策一、陳二布諸營一、上表聞二達之一、詔書與二上表一多相合、半途遠方城外之謀策、與二中御一如レ合二符節一、故數賜二褒賞之手墨一矣、誠懿恩之冥慮、武門之遭、何以加レ之哉、是行也無レ大無レ小、一不二漏脫一筆二記之一、而藏二兩筒一、可レ謂二累代之重器、家傳之至寶一也、惜乎罹二明曆三年之火災一、而悉燒失矣、於レ是予幸爲二苗孫一、令レ筆二記之一、然服戎之年々、未レ及二弱冠一、只有二壯奮之志一、敢無二瞻顧之畧一、且歲月遙

隔、記憶茫洋、雖レ不レ擇ニ策之藏否、事之巨細ニ、聚纂未レ精、舛誤未レ削、次序紊亂、猶未レ能レ記ニ千分之一ニ、是以不レ要ニ他之摸寫攟布ニ、只於ニ後來之子孫ニ者、有下識ニ大概ニ之小助上、寛文三癸卯二月中旬、從四位下侍從兼伊豆守源姓松平氏信綱嫡男甲斐守輝綱記レ之、

寛永十四年丁丑十月中旬、松倉長門守領地肥前國高來郡嶋原領、幷寺澤兵庫頭領地肥後國天草領之百姓吉利支丹宗門之徒黨蜂起ニ附、霜月小之月也上旬、爲ニ征伐ニ、爲ニ上使ト板倉內膳正源重正行年五十一被ニ差遣ニ、御目附石谷十藏令ニ副從レ之、廿八日、重爲ニ上使執事ニ武州忍之城主松平伊豆守源信綱行年四十二譜代之御家人美濃大垣之城主戸田左門藤原氏鐵行年六十一被ニ仰附ニ矣、戸田左門爲ニ用粧ニ、先達而到ニ大垣ニ、松平伊豆守拜ニ領御馬カ黑御金ニ、極月朔日可レ爲ニ發足ニ之處、公用依レ有レ之、同三日辰一點伴ニ嫡男甲斐守輝綱行年十八ニ、江戸進發、

馬上五十二騎此外乘掛歩行侍　鐵炮八十挺此外父子持筒
弓二十張此外父子持弓　長柄鑓七十本此外父子持鑓
旗五本此外父子馬鐱　從卒凡千三百餘人也

御勘定衆　能勢四郎左衛門　山中喜兵衛
兩人爲ニ兵粮出納ニ、以ニ台命ニ扈ニ從于西國ニ、
中坊長兵衛時祐

極月大、

三日、神奈川、四日、大礒、
小幡勘兵衛景憲爲ニ道行ニ、自ニ江戸ニ來、給ニ冑首ニ、於ニ武田信玄家ニ號ニ之喧嘩笠ニ、

五日、箱根、六日、大雨、榊原、七日、岡部、
八日、袋井、九日、白須賀、十日、岡崎、
十一日、熱田、板倉周防守源重宗爲ニ所司代ニ住ニ京都ニ、爲ニ對談ニ附ニ與從卒於甲斐守ニ、十三日朝到ニ伏見ニ、
十二日、雪降、庄野、十三日、水口、十四日、伏見、於ニ小堀遠江守宅ニ面ニ謁板倉周防守源重宗、幷永井信濃守大江尚政ニ、自ニ女院御所ニ拜ニ領衣服ニ、姉婿天野豐前守藤原長信嫡男長三郎藤原長重自ニ京都ニ來會、即伴ニ西國ニ、戸田左門氏鐵伴ニ次男淡路守三男三郎四郎ニ、自ニ大垣ニ來會、嫡男釆女正以ニ台命ニ分ニ氏鐵十萬石之內三萬石之勢ニ、而令レ留ニ守大垣城ニ、板倉周防守饋ニ內飼一箇於伊豆守ニ、饋ニ鑓二本內飼一

箇於甲斐守一、
十五日晩、伏見出船、十六日、大坂、十七日、同處滯留、石川丈三饋二冑一首號二鐵尖一於甲斐守一、大坂御城代阿部備中守、稻垣攝津守面謁、
十八日、同處滯留、
自二大坂一載二送大鐵炮於西國一、鈴木三郎九郎以レ有二鐵炮之鍛錬一、奉二行之一到二西國一、
十九日未剋、川口ニ到而出船、
伊豆守左門其外上使等、爲二駕行一、豫課二山陽道南海道西海道之大名一、令レ出二關船一、大坂御奉行小濱民部少輔請二取之一、松平伊豆守家中江相渡關船六十艘、載レ馬船十艘餘、各有二晝夜之船驗一、自二紀州大納言賴宣卿役船一者不二課出一、伊豆守爲二饗應一寄二八十丁立之船一、伊豆守駕レ之、甲斐守自二阿波國主蜂須賀阿波守一粧來六十丁立之船仁駕、自二賴宣卿一令下御家人市川甚右衞門、井吉田三右衞門、山中作右衞門、田屋五郎左衞門、寅二月廿七日討死扈二從西國一來上、
廿日、播州室、本多甲斐守、同能登守、同內記面謁、
廿一日、備前牛窓、廿二日、同國下津井、
廿三日、備後鞆、廿四日、同國只海、
廿五日、安藝釜川、
廿六日、防州上關、
廿七日、長州下關、
小笠原右近大夫、同信濃守、同壹岐守、松平丹後守渡二海路一而來謁、
廿八日、豐前小倉、廿九日、同所逗留自レ是至二飯塚一行程十里城主小笠原右近大夫忠眞、贈二步兵着用之曡具足一、晦日、筑前飯塚、自レ是至二原田一行程七里八町、此間號二冷水越一有レ山、
黑田甲斐守、同市正於二驛路一面謁、
正月大、
元日、雪降、筑前原田、自レ是至二寺井一行程十里
二日、肥前寺井、自レ是至二嶋原一海上廿里
自レ是渡二海路一而至二嶋原一、大風漂レ舟、
三日、同國嶋原之渚、自レ是至二有馬一海上五里
去元日、攻二原城一之處、板倉內膳討死之旨告來、伊豆守附二與士卒於甲斐守一、伴二戶田左門氏鐵一、至二嶋原城一而寓宿、明日自二陸路一着二有馬一、
四日未剋、有馬着船、
槍柄與二有馬一之間陣取、
令二于諸手一法則六箇條面二說諸持井陪臣一之、準レ式

別書記レ之、
五日、細川肥後守光利自二肥後國熊本一、引二卒父越中守之兵士一而來、自二大坂御城一令二漕送一、仕寄具足鐵楯配二與先鋒一、
六日、爲レ糺二諸手之仕寄番一、松平伊豆守命二使者番之家人、岩上角之助、酒井三十郎、長谷川源右衛門、奧村權之丞、片山彌五左衛門、小泉彥右衛門一、晝夜令レ廻二諸手之仕寄一、後分二六番一、且加二平例之士一人一令二循行一、
七日、依二伊豆守戶田左門下知一、寺澤兵庫頭自二天草之內大嶋子一引二卒士卒一來、爲二上使一兼松彌五左衛門、極月廿五日江戶發足、今日來着、
八日、兼松彌五左衛門歸二于江戶一、
九日、移二陣屋於西方之岡一、
十日、自二海上一具二鐵炮一而雖レ令レ擊二賊城一、舟小城高、而大的不レ如レ意也、於レ是令レ探二求大船一、幸阿蘭陀大船在二平戶郎一、課二阿蘭陀人一、漕二送其船一、向二賊城一令レ放二石火矢一、
十一日、十二日、
十四日、十五日、
爲二嶋原城番一、小笠原壹岐守久留嶋丹波守被二差置一、
爲二富岡城番一、伊東大和守松平主稅被二差置一、
十六日、上使井上筑後守來着、子息清兵衛伴來、
十七日、十八日、十九日、
廿日、廿一日、廿二日、
賊徒之爲四郎母五十歲計、姉、廿二三才妹、小左衛門、廿七才四郎姉婿甥小平禁二獄肥後國一、依二伊豆守信綱左門氏鐵之命一以レ之來、
廿三日、爲二上使一本鄕庄右衛門來着、
廿四日、廿五日、廿六日、
細川越中守正月十二日發二江戶一、今日來着、有馬左衛門佐幷子息藏人來着、
廿七日、廿八日、
午剋爲二上使一宮城越前守、石川彌左衛門來、諸手久依二在陣一、諸軍疲勞之故、被レ成二下十萬斛六百十九人之扶持方米一、知行高一萬石仁四百人扶持方米之積也、米穀者到二近國之大名在陣之諸將一、課二粮米一、令レ運二漕于此處一、其後於二大坂一給二白銀一、
二萬千六百人 細川越中守 四千七百八十人 立花飛驒守
千六百人 松倉長門守 八千四百人 有馬玄蕃

一萬四千二百八十人　鍋嶋信濃守　四千九百廿八人　寺澤兵庫頭
二萬零八百人　松平右衛門佐　二千百廿人　有馬左衛門佐
六千人　小笠原右近大夫　三千二百人　小笠原信濃守
千四百八十人　松平丹後守　四千八百人　水野日向守
千五百人　松平伊豆守
是者數遍之上使幷井上筑後守父子、中坊長兵衛、鈴木三郎九郎、能勢四郎右衛門、山中喜兵衛相加、伊豆守假屋中之故、多ニ於他之員數一、
四百八十人　板倉主水　六百五十一人　小身之面々十八分
凡十萬零六百十九人
外自ニ長崎一來工匠鍛冶等之作料有レ之、
令レ歸ニ帆阿蘭陀舟於平戸一、
廿九日、未剋、松平伊豆守家人、寺西太郎助假屋失火、卽時撲滅、是太郎助庇ニ置牢人山神彌四郎一假屋之失火也、以下太郎助密契ニ置彌四郎一之科上被ニ追拂一、夜中板倉主水亡父内膳、石谷十藏江着來、靑山大藏少輔使者假屋失火、
二月小、
朔日、爲ニ上使一酒井因幡守、駒木根長次郎、正月廿日發足、今日來着、酉刻、有馬玄蕃頭自ニ江戸一來、
令ニ四郎甥小平持ニ小左衛門狀一被レ遣ニ城内一趣、
一筆申入候、我等共幷召連候四人之者共、五六日以前、有馬江被ニ召寄一、御上使衆、松平伊豆守樣、戸田左門樣、御前江被ニ召出一候、就レ其御上使衆被ニ仰聞一樣子、一ツ書ヲ以申入候、御披見之上御返事待申候、
一御寄手衆細川越中守樣、鍋嶋信濃守樣、松平右衛門佐樣、有馬玄蕃樣、立花飛驒守樣、有馬左衛門佐樣、寺澤兵庫樣、松倉長門樣、此外ニ御上使衆御人數十萬餘ニ而候、此以前ハ城中ヲ大方思召候テ、人數御ソコナヒ被レ成候、カサネテ御責被レ成候樣子ハ、竹タバ楯ノ板カナタテ丈夫ニ被レ成、御責ナサレ候、右之道具共御見セ被レ成候、越中守樣、右衛門佐樣一手ニ而成共急度被ニ仰付一候樣ニト、御所望被レ成候得共、江戸樣ヨリ之御諚ニ、吉利支丹之百姓原ニ侍衆ソコナハセ候事、不レ入儀ト被ニ思召一候間、柵ノ所々丈夫ニ被ニ仰付一、ホシ殺ニ被レ成候樣ニト、伊豆樣、左門樣、御直ニ被ニ仰聞一候事、

一去年今年之内、城ヨリ落ル者合二四人御座候處ニ、命ヲ御助被成、其上金銀ヲ被下、剰其在所ノ内ニテ、當年ハ作取ニ仕、其外色々忝被仰付様ニテ、出候者不大形忝カリ候由承候事、

一天下様ヨリ被仰出候ヲ、伊豆様左門様御直ニ被仰聞候ハヽ、吉利支丹宗之儀ハ、當歳子ニ不依御果シ被成候ニ相定申候、今發起ニ附テ前前ヨリノセンチヨ當分無理ニ吉利支丹ニスヽメラレ罷成候者、被聞召屆、御助可被成候事、上意之由ニ御座候、其子細ハ無科者ヲ御果シ被成候事、天下之仕置ニ相違申候ト御諚被成、就者大矢野者ハ御吟味ニテ、センチヨノ分ハ御出シ可有候、勿論吉利支丹宗之儀具ニ承屆、難有存候者ハマリチリニ合申候カ、又ハ籠舍仕相果候共、其段ハ銘々次第ト存候、就夫我等共吉利支丹宗旨尊ク存候様ニ御尋被成候共、別ニ見屆申儀無之ト申上候、親子親類大矢野不殘吉利支丹ニ罷成候ニ附テ、一同罷成候ト御請申候、此上ハ各様御分別ニ被成候儀者尤マリチリニ御逢可被成候、左候ハヽ、私モ御斷申上、一所ニ相果申度候、ソレモセンチヨノ分御出シ候ハヾ、私共城中エ可被遣トノ儀ニ御座候、但各様我等同前ニ思召候ハヾ、城ヨリ御出シ可被成候事、

一城中大將四郎ト申儀其カクレナク候、其年來ヲ聞召候得者、十五六ニテ諸人ヲスヽメ、加様ノ儀ヲ取立申儀ニテハ無之候ト思召候條、四郎ガ名ヲカリ取立申者可有之ト思召候、左様ノ事ニ候ハヾ、大將四郎ニテ御座候共、罷出タル者於在之ハ、御赦免可罷成之由ニ御座候事、

一惣手ヨリ今度起候マキソヘニ成、無理ニ吉利支丹ニナシ申、センチヨ城中へ籠候者ハ不及申、又其身ヨリ望今度發候附テ吉利支丹ニ罷成、只今ニ至迄後悔ニ存、城中ヨリ罷出、如本センチヨ可罷成儀ニ候ハヾ、是又御免可被成ノ由ニ候、右ノ通ノ者城中ヲ出シ候ハヾ、四郎母、同姉福、妹萬、ヲノコ小平、四人共ニ城中エ御入可被成候由、伊豆守様、左門様、御直ニ被仰聞候事、

一我等共如此之身上ニ罷成、右之通申遣候事、相果候ヲ迷惑ニ存申入様ニ可被思召、御心中御

耻敷存候、努々左樣ニテハ無ニ御座一候、兎角城中ニテ相果候ハントノ儀ニテ候ハヾ、我等共宗旨見屆申事ハ無レ之候ヘ共、城中ヨリ出申度ト申者共御出シ候ハヾ、御斷ヲ申、城中エ參、一處ニ相果可レ申候、加樣ニ申事モ無ニ心元一思召候ハヾ、矢留ヲ被レ成御出合、對面ヲ可レ被ニ仰附一御意ニ候、我々儀永々迷惑成仕合ニ候間、何之道ニモ早カドツキ申度候條、有無之御返事奉レ待候、恐々謹言、

二月朔日　　大矢野

渡邊傳兵衛　　渡部小左衛門

合津七左衛門　　瀨戶小兵衛

瀨戶理右衛門

渡部左太郎

各御中

四郎母遣ニ城内一狀

一筆申マイラセ候、上樣御使ニヽ、松平伊豆樣、戶田左門樣、御前ニ被ニ召出一、則小平ヲ御使ニツカハサレ候マヽ、申越マイラセ候、我々ナト被ニ捨置一候テ、永々迷惑ナル仕合、情ナク存候、城ノ内ニ籠申、センチヨ被レ出候テ、我々共其モトエ被レ遣候ハントノ御事候間、其御心得可レ被レ成候、僞ト思召候ハヾ、何ノ口エ成共返事次第出合對面サセラレ候ハントノ御意、兎角各一處ニ何ノ道ニモ成行申度候ハヾ、御分別ヲ以人替ニ被レ成給候樣ニ御返事待入マイラセ候、賢ク、返々四郎ハ、其元ノ大將之由承候マヽ、ムザト逢申事成不レ申候ハヾ、何ノ矢サマニ成共出合對面可レ申候、小平事頓御返事可レ給候事、賢ク、

二月朔日　　四郎母　マルタ吉利支丹ノ名號

同姉　レシイナ同

益田　甚兵衛殿

同　四郎殿

卽日返牒之趣

御狀之通具ニ披見申候、御無事ニ御座候由、此方同前之儀ニ御座候、扨各御陣場エ御越之通、左樣ニ候ハント存候、申迄ナク候ヘ共、如ニ御存一ヒイラス堅固ニ御屆尤ニ候、我々城中之衆モ對ニ天主一如何樣ニモ

此節身命ヲ可レ奉レ捧覺悟迄ニ候、一門中何ニ相替儀無レ之候、然者他宗ノ者ヲヲサヘテ吉利支丹トナシ不レ申事ハ各御存知之前ニ候、下々不レ及レ申、落人ノ儀ハ如何程御座候トテモ、城中ヨリ打モらし可レ被レ申事ニ無ニ御座一候、恐々謹言、

二月朔日　渡邊傳兵衛
金津七左衛門
瀬戸理右衛門
渡部左太郎
何モ連判

瀬戸小兵衛殿
御返事

小平持ニ返牒一來、穴徒入ニ柿蜜柑砂糖久年母饅頭芋魁於紙袋一而與ニ小平一、此外前後數遍有ニ矢文一、爲ニ計策一有下返ニ落人於城内一之事上、

二日、三日、

有馬左衛門佐家人有馬五郎左衛門、於ニ城壘與レ柵之中間一對ニ話城中之賊徒三人一、是去比以ニ矢文一有ニ通達一之故也、

四日、細川越中守、從ニ樓之前一以ニ望樓一窺ニ見城中一、

五日、六日、立花飛驒守自ニ江戸一來着、

七日、八日、子剋、黒田右衛門佐假屋失火、城中之兇徒望ニ其烟一、相悅而擧ニ凱聲一、

九日、自ニ江戸一鍋嶋信濃守來、

自ニ豐前國小倉一小笠原右近大夫、同國中津小笠原信濃守、豐後國高田松平丹後守來、酒井因幡守、駒木根長次郎、歸ニ于江戸一、

自ニ細川越中守家人細川立卯（越中守弟也）假屋一失火、廿竈斗燒亡、

十日、頃於ニ城中一度々有下鳴ニ大鼓一躍舞上、其歌云、

一カ、レ／＼寄衆モツコテカ、レ、寄衆鐵炮ノ玉ノ有ン限ハ、

一トント、鳴ハ寄衆ノ大筒、ナラストミシラショコチノ小筒テ、

一有カタノ利生ヤ、伴天連樣ノ御影テ寄衆ノ頭ヲスント切支丹、

如レ斯賊徒會集而促（モヨヲス）ニ踊舞一、歌聲鼓音姦ニ于城外一、依レ之諸部怪ニ突圍出城之策一、故各誡備曾不ニ怠惰一、

十一日、自レ初以ニ金堀人一令レ堀レ城之時、城中モ又同ク堀來、故放ニ鐵炮一殺ニ敵一人一、暮時自ニ城中三丸一

炯光遙出、寄手料テ云、爲ニ城中ノ失火ト、然非ニ燒亡ニ、而以ニ生葉ヲ蒸ニ金堀之穿來甬道ヲ之故也、或令レ注ニ糞穢ヲ滿ニ流甬道ニ、

十二日、十三日、十四日、

十五日、自ニ近江國甲賀ニ來隱形者、欲レ入ニ城中ニ、夜々忍寄、然共城中之賊無ニ一人不ニ西國語ニ、且吉利支丹宗門之稱ニ名聞ニ、而不レ得レ知者甚多、是故不レ能レ交ニ居城中之賊ニ矣、一夜忍ニ入城中ニ之時、賊則知レ之而逐レ之、於レ是取ニ緋畔之旗ヲ而出ニ城外ニ、賊以レ石强打レ之、

十六日、寺澤兵庫頭前鋒捕ニ落人ヲ而來、其生口云、城中粮食乏、去九日夜城中三手分雖レ相ニ計破ヲ圍、寄手仕寄萬機嚴蜜之故、休ニ止此策ヲ云々、

大凡攻城之法、圍軍必闕、勿レ攻ニ窮寇ヲ云々、雖レ然此城者吉利支丹宗門之徒黨屯居之故、務要ニ賊徒一人又不ニ亡脱ニ、是以自ニ松平伊豆守着陣ニ、課ニ諸手ニ令ニ下一重堀レ堀設レ柵堀中散ニ蒺藜ニ、其後附ニ竹策ニ擧ニ西樓ヲ築ニ土山ヲ、城中甚屈レ之、

十七日、爲ニ上使ニ市橋三四郎來着、

十八日、十九日、

廿日、市橋三四郎歸ニ于江戸ニ、

廿一日、城中兇徒分ニ其卒於三部ニ、一者竊出ニ大江口ニ可レ決ニ勝負ニ、寄衆諸勢揉集而騷動之時、一出ニ出丸脇口ニ、廻ニ諸手之後ニ、附ニ火於假屋ニ、以ニ其光ヲ討ニ寄手之人數ヲ、城中之老弱又可レ合ニ凱聲ヲ、然則寄衆之敗績必矣、其時一出ニ丙口ニ、亂ニ入假屋ニ、推ニ取粮米鉦前ヲ、則城中得レ勢、防戰可レ保ニ歳月ヲ、如レ此相計丑之刻一手出ニ大江口ニ、發レ鬨而亂入、然共寄衆受レ敵、備之外諸手各守備、曾不ニ騷動ニ、依レ之出ニ出丸脇口ニ一手失レ度、大半歸ニ城内ニ、丙口之賊徒不レ及ニ出向ニ、兇徒之豫謀違失之故、戰鬪失レ利而忽敗北矣、是生捕之口也、松平伊豆守夜廻之家人、岩上角之助、尼子八郎兵衞、紀伊大納言頼宣卿使者、山中作右衞門、相ニ改大江口仕寄番ニ之節、兇徒即越レ柵來ル、角之助先ニ諸人ニ而以レ鑓撞ニ伏兇徒二人ニ、相次而八郎兵衞兇徒一人、作右衞門二人討ニ取之ニ、作右衞門對ニ敵鑓ニ而傷ルレ股、

黒田右衞門佐備　討捕頭數六十四 生捕二人

同家人　手負百六人 討死三十八人

黒田甲斐守備　討捕頭數十五 生捕十五

同家人
黑田市正備　討捕頭數十一　手負十八人　討死一人
同家人
寺澤兵庫頭備　討捕頭數三十三　手負四十五人　討死八人
同家人
鍋嶋信濃守備　討捕頭數百六十九　手負九人　討死五人
同家人
立花飛驒守備　討捕頭數三　手負百一人　討死二十三人
都合頭數二百九十五　生捕七人

寅剋爲二上使一水野藤右衞門來着、
廿二日、卯剋松平伊豆守戶田左門、相伴而被レ循二見昨夜々討之場一、伊豆守左門令而使レ割二賊骸之腹一、其腸中有二青蒼之物一、依二粮米困乏一而食二麥葉一歟、
廿三日、午剋自二江戶一水野日向守幷息美作守來着、
廿四日、　廿五日、雨降、
廿六日、爲二上使一三浦志摩守、村越七郞左衞門來着、
廿七日、自レ初有二詔旨一云、對二黎首之賊一何爲レ殺二士卒一、只絕二糧道一可レ令二饑餓一、且制禁之宗門發起之刑賊也、不レ可レ使二一賊亡匿一云々、因レ茲附レ柵掘レ堀築二距堙一、不レ費二一卒一、而遂屈二賊情一矣、伊豆守左門相議云、台命之要須不レ使二士卒戰死一、不レ使二一賊亡走一爲レ善焉、關ヶ原大坂之兩陣既經二歲月一、當時弓矢之法修鍊之者希也、且爲レ調二習壯年之士卒一、具二器械一而至二城闕一、以二倉卒擧一レ城之策一可レ決二些少之勝負一、共既合二廿六日攻城之計謀一、然廿五六兩日相續雨降、是故議而限二定廿八日一矣、諸手之竹策近二敵城一、其間僅五間計、形見繪圖諸手自レ初雖レ放二鐵炮一、城中橫掘レ地而防二銃箭一、然處自二出丸東脇一、仕寄最先西樓窺二見出丸之內一、至二塀之中一、見處無二遺子一、故橫放二鐵炮一、賊徒無レ所レ依而退散、因レ茲以レ使告下向二出丸一寄手之先鋒上、且賊徒退二散出丸一之時、向二寄手一云、料識寄手平日望二出丸一、今城中弃二渡出丸一云云、則鍋嶋信濃守以二使者一告奏、松平伊豆守相二伴戶田左門氏鐵一到二彼所一、循見之上、謀二信濃守輕卒一、令レ毀二出丸之塀一、輕卒出二入出丸一、登レ塀毀レ之、時自二城中一放二鐵炮一而倒二絕輕卒一、伊豆守左門下知、引二擧輕卒一、伊豆守直到二戶田左門假屋一、集二列陣之御譜代衆一、暫有二閑談一、然處自二鍋嶋信濃守備一令レ攻レ城、他備之士卒見レ之、各自相進、當二此時一雖二紛紜々一、以二約束既明一故、諸部渾々沌々垂二錯亂一、未剋責二取出

丸幷二三丸、西剋乘取本丸海手之方、本丸五分之一程依夜陰附柵、待其夜之明、

廿八日、諸手登入本城、悉放火、賊徒無一人不殺害、午上剋唱凱歌、卽各歸假屋、賊徒口津村山田右衛門作城中察別心、自初面縛、今日寄衆小笠原右近大夫家人得之來、吉利支丹之法有故而制禁嚴密也、是以宗門之徒依舊歸佛法、然而浸々吉利支丹者或藏其繪於壁中、或埋其器於土中、旣經廿餘年之星霜、寬永十四年之春、一人有沈痾之患、不治殆及一年、故街衢之浮說多疑薨殂、於是吉利支丹之徒字闕相言曰、背我最極之法、入彼釋氏之門、是非彼我之心、只所以荷制禁之重也、當時一人薨逝、二君未儲、一天之萬機有誰握之、天主之宗法何人制之、且領主松倉長門守施苛政於士卒、厚聚斂於百性、是以領內之衆庶無處措手足、是繼絕興廢之時也、同志陰謀發起吉利支丹、乘釁而挫長門守城、招集而萬卒柔服肥前國長崎、掠集所々器財、擴宗法於近城之衆民、有不歸依者、則當燒亡其閭巷、斬殺其衆庶、九州者從來歸懷服、以勢平擊、冬中遍安治九州、及春可進師、大坂賊徒之陰謀斯窮矣、

吉利支丹之徒、李右衛門、善左衛門宗意、山善左衛門、廿年以來遁居天草內大矢野千束嶋、自去年六月中旬五人相共語衆人云、天草內上津浦住居之伴天連、廿六年以前自公儀被追拂、卽遺告書曰、自今年當廿六年、善男子一人必可出生、不學而悟諸文、應驗現天、饅頭實于木、靡白旗於野山、立栗栖於諸人之頭、且有雲之燒東西國當此時、諸人之家屋及野山草木、悉可燒失云々、天草大矢野四郞遺告書、所謂善男子也、正爲天使更無疑、五人之徒以斯告諸人、令宗尊四郞、四郞生年十六才也、吉利支丹發起當丑十月廿五日之頃、有慟搖天地之奇事、其時衆庶勿驚、五人之徒告之、

寬永十四丁丑年十月廿四日、松倉長門守代官林兵左衛門、循見村邑之日、到有馬村見號角內三吉二人鄉民勸行於切支丹之法、子粤兵左衛門強罵詈焉、故二人之鄉民不堪、而卽時及殺代官、終其事發露、而聞嶋原城、果如上所謂、丑十月廿五

日之夜、吉利支丹倉卒發起矣、村々之長民合ニ計謀一、誑ニ導衆民一、募ニ集鋭卒一、嶋原所之代官幷他宗比丘、不レ歸ニ吉利支丹一者、悉斬ニ殺之一、屯ニ居村々所々一、松倉長門守留守之臣聞レ之、相驚帥ニ士卒百餘人一、進ニ深江一討ニ賊徒四十級一、卽退ニ松倉城一、賊徒追而責レ之、松倉士卒戰ニ于城外一、卽追而鎖レ門、賊徒破レ門頻進ニ城中一、又竭レ力防レ之、故賊徒遠退、燒ニ亡闤闠道場一、各屯ニ村々一、賊徒議云、立ニ四郎一而爲ニ宗旨之司主一、乃差レ使謂ニ四郎一云、先年背ニ宗門一各存ニ悔心一、今度立ニ足下一爲ニ吉利支丹之大將一、可レ再ニ興宗門一矣、四郎答云、與レ予同レ志則帥ニ諸卒一進レ師、所所不レ歸ニ宗門一者斬ニ殺之一、可レ發ニ起宗門一、予縱進ニ師於何處一、必隨ニ順予令一者、書ニ記其人數一、可レ呈ニ來之一云々、四郎者誘ニ引人數七百計一、發ニ起宗旨一而屯ニ居大矢野宮津一矣、嶋原村々之賊長卽書ニ記人數一、呈ニ四郎一、四郎引ニ率人數四五千計一、至ニ嶋原内大江一、翌日議云、諸卒一萬二千、分ニ二部一、屯ニ日見峠茂木峠一、遣ニ使長崎一、令レ問下歸ニ服宗門一否上、若不ニ歸依一則進擊ニ長崎一、四郎合レ謀既欲レ令ニ進發一、然自ニ天草上津浦一告ニ嶋原内大江一云、今度之子細寺澤兵庫頭留守之臣聞レ之、富岡之城代三宅藤兵衛爲ニ先鋒一、集ニ士卒一既進ニ上浦之近城嶋子志柿一、急可レ令レ差ニ來援勢一、因レ玆止ニ長崎進發之儀一、四郎引ニ率賊徒千五百人計一、至ニ天草一、加ニ上津浦之賊一、與ニ寺澤士卒一戰ニ于嶋子一、殺ニ藤兵衛一、又經ニ一日一伐ニ富岡城一、攻ニ入二丸一、然不レ能レ擧レ城、退至ニ嶋原内津町一、

長門守自ニ江戶一至ニ嶋原城一、且鍋嶋前鋒至ニ唐子一、四郎聞レ之相驚議曰、可レ籠ニ原之古城一、既合ニ計謀一、自ニ丑十月朔日一、村々百姓之飯米、幷長門守所レ藏口津之倉廩粮米、悉運ニ輸古城一、

同三日、四郎至ニ古城一、同四五兩日惣人數男女悉至ニ古城一、同五六兩日城之修補了、同七八兩日城中假屋成、卽立ニ小旗一、同九日、自ニ天草一人數男女凡二千七百許入ニ古城一、其所ニ駕來一船幷大江濱之舟、悉穿破爲ニ城中屛陰之輔一、只遺ニ三十丁立關船一艘一、

城中惣頭覺

上總村　助右衛門　宗右衛門　三平

道崎村　次右衛門　久藏

三會村　次兵衛　次右衛門　六左衛門

フッ村　吉藏　吉右衛門

有馬村 次右衛門 長助 久右衛門　串山村 太郎兵衛 惣左衛門

有宗村 甚左衛門 久兵衛 清藏 善四郎　深江村 作内 甚右衛門

小濱村 久兵衛　安德村 久兵衛 角助 作右衛門 甚左衛門

千々岩村 大藏 五郎左衛門　口津村 甚吉 二郎兵衛 長左衛門

上津浦村 市郎兵衛 七右衛門　大矢野村 七左衛門 深案牢人

以上村々之庄屋也凡三十五人

軍奉行

此前仕修理處醫師 蘆浦仲右衛門 歳五十六七　松倉長門守陪臣 松嶋半之丞 歳四十計

有馬久意 歳六十計　大矢野牢人 相津源アフ 歳三十二

フツ村 大右衛門 歳六十計

十二月廿日之城攻之時、右衛門佐在テ二其守方一、不レ知二子細之事一、正月朔日城攻之事、極月晦日城中知レ之、故豫備テ防レ之、城中戰死者幷蒙レ疵者、凡十七人也、

二月廿一日、夜討之事、千四百人自二大江口一進二松平右衛門佐備一、六百人寺澤兵庫頭備、自二出丸一千人進二鍋嶋信濃守備一、自二三丸一五十八人進二立花飛驒守備、松倉長門守備一、城中戰死幷蒙レ創者、凡四百三十人、此內百三十二人、退歸二城中一、此節右衛門佐依二矢文之策露顯一、巨細之事不レ知レ之、城中鐵炮有二五百三十挺一、玉藥自二正月季旬一已ニ之絕ス矣、雖レ然藏シ二備少計ヲ一、廿七日城攻之時放ツレ之、

所レ籠二城中一之牢人行年五六十之者四十人、主トシテ或爲二計策一、或計二敵之虛實一、或進二退諸卒一、其牢人皆不レ知二何許人一、右衛門佐者、爲二四郎老臣一而主二玉藥賁料幷矢文萬事之進退一、

四郎於二本丸一圍碁之時、自二鍋嶋西樓一自放二石火矢一、穿二四郎左袖一、殺二侍坐之男女五六人一、城中之賊徒以爲、雖レ持二不測之奇妙一、四郎猶中二鐵炮一、且侍坐之男女滅亡、是不吉之至也、依レ之人心更衰、自レ被二西樓放一來鐵炮一、多不レ外蒙レ疵者甚多、城中屈レ之、依レ之右衛門佐心更無レ勇、于レ爰自二有馬左衛門佐備一令レ射レ矢云、汝爲二譜代之家人一、是般コノタヒ以二計策一須盡二忠義一云々、以テ二應諾一報レ之、卽副從之賊七百人之內、得二同志之者五百人一、故廿一日自二我守方三之丸一、導二引寄衆一、發二火於城中一、令三寄衆應二于外一、予

誑ニ四郎ハ、寄衆既亂ニ入城中ハ、急黠ニ濱手之船ハ、宜レ亡ニ出城中ハ、四郎應諸則駕レ船擒レ之、當レ盡ニ忠義ハ、以ニ此策ニ二月十一日射ニ矢文於左衞門佐備ハ、然不レ見ニ得矢文ニ乎、廿一日之約束相違、於レ是猶豫之處、廿一日之晩景自ニ左衞門佐備ニ令レ射ニ矢文ニ云、十一日之矢文遲見ニ得之ハ、故約束相違矣、重限ニ時日ニ宜レ射ニ矢文ニ云々、城中見レ之、相疑卽謂ニ四郎ニ云、右衞門佐恐有ニ逆意ハ、卽面縛而遣ニ松山ハ、廿一日令レ將ニ來于本丸ハ、右衞門妻子者廿七日於ニ本丸大手口外形之內ニ令ニ刑殺ハ、此日小笠原右近大夫家人見ニ右衞門佐ハ而既將レ斬レ之、右衞門佐呈ニ示矢文ハ依レ之擒來、誠出ニ萬死ニ遭ニ一生ニ者耶、此外生口之中少々無レ咎之旨、豫有ニ通達之者ニ而助レ之、

三浦志摩守、船越四郎左衞門歸ニ于江戸ハ、細川越中守以ニ廿七日戌刻ニ落城之趣聞ニ達之ハ、其奏狀三月六日至ニ江戸ニ云々、松平伊豆守、戸田左門、廿八日落城之趣以ニ飛脚ニ聞ニ達之ハ、其奏狀同八日申剋至ニ江戸ニ云々、(次頁之圖在于此)

細川越中守源忠利　肥後國熊本　五十四萬石 ・
子息肥後守光利　家人 討死 二百八十人 手負 千八百九十七人

黑田右衞門佐忠之　筑前國福岡　五十二萬石
家人 討死 二百十三人 手負 千六百五十八人
黑田甲斐守源　家人 討死 二十三人 手負 三百十五人
黑田市正源　家人 討死 十六人 手負 百五十六人
鍋嶋信濃守藤原勝茂
子息紀伊守　家人 討死 百十六人 六百八十三人
同　甲斐守
有馬玄蕃頭源　筑後國久留米　二十一萬石
子息兵部少輔源忠頼　家人 討死 七十八人 手負 百八十五人
立花飛驒守源茂政　筑後國柳川　十一萬石
子息左近將監忠茂　家人 討死 百廿七人 手負 三百九十三人
寺澤兵庫頭源堅高　肥後國唐津 同 天草　十二萬三千石
松倉長門守勝家　肥後國嶋原　四萬石
同　右近重頼 手負　家人 討死 二十一人 手負 九十九人
小笠原右近大夫源忠眞　豐前國小倉　十五萬石
家人 討死 二十五人 手負 二百三人
小笠原信濃守源長次　豐前國中津　八萬石
家人 討死 十九人 手負 百四十八人
小笠原右近大夫弟 松平丹後守源　豐前國高田　三萬七千石

家人討死三十一人 手負百廿七人
水野日向守源　備後國福山　十萬石
子息美作守勝俊　家人討死百六人 手負三百八十二人
有馬左衛門佐藤原直純　日向國　五萬三千石
家人討死三十九人 手負三百十二人
子息藏人康純
板倉主水正源重矩　一萬石
戸田左門藤原氏鐵　美濃國大垣　十萬石
子息淡路守　家人討死四人 手負三十二人
同三郎四郎
松平伊豆守源信綱　武州忍　三萬石
子息甲斐守源輝綱　家人討死六人 手負百三人
松倉長門守備之御目附
三千石
討死手負合　討死千百廿七人 手負七千零八人
八千百三十五人
立花飛騨守
手負
有馬玄蕃頭
牧野傳藏　二千八百石
細川越中守
馬場三郎左衛門
鍋嶋信濃守備之御目附
榊原飛騨守　二千五百石
黒田右衛門佐
寺澤兵庫頭備之御目附
林丹波　二千石
石谷十藏　千五百石

松平甚三郎源 去元日蒙疵　千三百石
井上筑後守安信　四千石
同息清兵衛安信
中坊長兵衛
鈴木三郎九郎　七百石
能瀬四郎右衛門　百五十俵
山中喜兵衛
此陪臣幷諸方之使者牢人戰死蒙疵者、其時不事呈、故不載之、
廿九日、爲上使、下曾根三十郎、杉原四郎兵衛來着、
伊豆守令諸將云、在陣日久、既積勤勞、宜歸其國矣、自古治兵之時、發火而燒營、然此地非敵國、且亡處而絶人家、爲他日移來之百性勿燒營屋、
三月大、
朔日、昨日有伊豆守令、而今日諸將破壞賊城、
二日、懸賊徒之頸於獄門、籠城之人數、男女凡三萬七千人、
三日、賊徒之將四郎一類悉被及殺、其外生捕令斬

罪、剰至二童女之輩一、喜レ死蒙二斬罪一、是非二平生人心之所一レ致、所三以浸二々彼宗門一也、

四日、　五日、　七日、　八日、

九日、松平伊豆守引二率雜兵二百計一、發二有馬一到二嶋原一、家中之士卒十四日發二有馬一、十七日到二小倉一、

十日、嶋原逗留、城主松倉長門守日々面謁、同弟右近、去月廿七日蒙レ疵之故不二來謁一、伊豆守左門巡二行城中一、去十月廿六日賊徒攻二來所々一、其所二穿破一之城門幷至二本丸一、無三處不二循見一、

十一日、嶋原逗留、　十二日、同所逗留、

十三日、肥前國天草内須本、着二船於三角一、有二遊詠一、

十四日、同國河内浦、自二本戸一經二海路一而來、甲斐守渡二海路一、直到二富岡一、

十五日、同國富岡、自レ是渡二海上一、

十六日、肥前長崎着二船於茂木一、經二陸地一而來、

十七日、長崎逗留、爲二上使一松平出雲守源來着、

十八日、同所逗留、　十九日、長崎逗留、

廿日、同所逗留、　廿一日、同所逗留、

廿二日、同所逗留、爲二上使一太田備中守源資宗來着、

廿三日、同所逗留、　廿四日、同所逗留、

廿五日、同國平戸、自二長崎一至二時津一陸路也、大村松千代饗應、自二時津一渡二海路一而至二平戸一、城主松浦肥前守日々面謁、且於二城中一有二饗應一、

廿六日、平戸逗留、

廿七日、同所逗留、阿蘭陀人例年爲二商賣一、來二于平戸一、自構二其住宅一、伊豆守左門、爲二循見一至二彼宅一、二方向レ海築二石壁一、上構二瓦屋一、二方接レ陸、亦構二三層之瓦屋一、其高至二檐間一、六七間許疊レ石爲レ壁、其體恰如レ見二城闕一、

廿八日、同、　廿九日、同

晦日、同國唐津、着二船於名古屋一遊二詠太閤秀吉家康公御陣所一、城主寺澤兵庫頭面謁、且於二城中一有二饗應一、

四月小、

朔日、筑前銘之濱、

二日、同國赤間、黑田右衞門佐、同甲斐守、同市正迎二來于驛路一面謁、

三日、豐前小倉、公用有レ之、至二重諭之時一可レ止二小倉一之旨、初次飛脚奉書到來、依レ之逗留、

四日、小倉逗留、自レ是以前奉二台命一、太田備中守到着、

依レ之有馬列陣之諸將、可レ來ニ會于小倉一之旨、豫相ニ告之一、卽諸將去朔日二日相追而參會、今日辰剋集ニ諸將於戸田左門旅宿一、備中守演ニ說上意之趣一、被レ預ニ松倉長門守美作國森内記一、被レ預ニ松倉右近於讃岐國生駒壹岐守一、被レ沒ニ收寺澤兵庫頭領地天草四萬石一、

諸將欲ニ退散一之時、伊豆守止レ之曰、有馬城縱雖下以ニ一手一屠上レ之、犯ニ軍令一則信綱可レ遂ニ確執一之條、豫相ニ約之一、然鍋嶋信州先鋒背レ法、江府參勤之時發ニ志情一云々、

諸將被ニ退散一、鍋嶋卽剋到ニ伊豆守旅宿一、憑ニ家人小澤仁右衛門一曰、唯今所レ被ニ暢達一御鬱憤之條、誠當然之至、自撫ニ惡縮スルニ一、然非ニ我之背レ令、併御目附榊原飛驒守所レ爲也、達ニ長崎一執ニ榊原證文一、呈示シテ而可レ附レ之、其後令ニ家人鍋嶋若狹守一膺ニ榊原證文一被ニ陳謝一、

五日、小倉逗留、依ニ細川越中守請一、伊豆守贈ニ馬二疋一、

六日、同所逗留、

七日、同所逗留、有ニ相撲之會一、

八日、同、於ニ城中一小笠原右近大夫有ニ饗應一、

九日、同、　十日、同、於ニ近邊之山田一獵ニ麋鹿一、

十一日、同、遊ニ詠海布苅之明神一、自レ是至ニ赤間關之道場一、毛利甲斐守有ニ饗應一、

十二日、同、　十三日、同、　十四日、同、

十五日、小倉逗留、於ニ小笠原信濃守宅一有ニ饗應一、且有ニ相撲會一、

十六日、同、　十七日、同、　十八日、同、　十九日、同、

廿日、未剋小倉出船、長州下關、

廿一日、周防上關、

廿二日、安藝釜刈、甲斐守遊ニ詠嚴嶋一、見ニ清盛一族所納之胴丸一、來ニ會此處一、

廿三日、備前國下津井、生駒壹岐守渡ニ海路一來謁、

廿四日、播州室、到ニ本多甲斐守領地湊之宅一有ニ饗應一、同能登守、同内記來謁、

廿五日、攝州大坂到着、

廿六日、同所逗留、於ニ稻垣攝津守一有ニ饗應一、

廿七日、於ニ淀嶋崎之條亭一永井信濃守有ニ饗應一、

京都、

廿八日、同所逗留、於ニ板倉周防守宅一有ニ饗應一、

廿九日、草津、於ニ小野宗左衛門大津宅一饗應、

五月大、
朔日、水口、於二龜山驛一、本多下總守有二饗應一、
二日、庄野、　三日、熱田、　四日、岡崎、
五日、白須賀、
六日、袋井、於二濱松驛一高力攝津守、
七日、岡部、　八日、吉原、於二小林彦五郎三嶋宅一有二饗應一、
九日、宮根、　十日、大磯、　十一日、江戸到着、
十二日、有レ令曰、爲二吉日一之間、可二登城一云々、依レ之今日不レ逮二出仕一、入レ夜而竊被レ召二二九一、有馬之品有二台問一、御閑談之儀、惣伊豆守不レ出レ口、故今不レ能レ記レ之、
十三日、松平伊豆守、戸田左門、御目見、松平甲斐守、戸田淡路守、同三郎四郎、於二御黒書院一御目見、
爲二撿判一肥前國佐賀城主鍋嶋信濃守、長崎奉行榊原飛驒守有レ命、召二來于江戸一、於二評定所一有二再三之點撿一、而飛驒守蒙二御勘氣一、令レ逼塞一、信濃守可レ停二出仕一之旨有二台命一、令レ閉レ門、信濃守及二歲末一、蒙二看赦一、飛驒守至二翌年一被二免許一、
戸田左門賜二采邑一、大垣歸休之御暇、表二御感一、拜二領御脇指一、其外賜物如二例々一、
松平伊豆守、翌年寛永十六年己卯正月六日、拜二領川越城幷騎西一、祿秩一倍而成二六萬石一、且拜二領去年租税一、正保四年丁亥七月六日、拜二領常陸國府中幷武藏國羽生一、領知高凡七萬五千石、

山田右衛門作物語

予生所イヘバ、難波ガタヨシナキ賤ノ境界ヲ、貧家スコシキニダニオキカ子テ、身ヲウキ舟ノ梶ヲタテ、イヅコヨルベトタヾヨヘバ、ユメミルホドノウタ、子モナシ、コロシモ寛永庚辰秋ノ最中モハヤ過テ、スヱノタノミモシラ玉ノ、消ヌバカリヲタヨリトシ、江城ノ邊ニ芝居シテ、野モセノ空ヲナガムレバ、エフベノアハレスクナカラヌニ、月サヘクモリガチナレバ、ツレヅレナリシアマリニ、トボシ火ヲカ、ゲ、夜モスガラ筆ヲ友トシ、萬ノ事オモヒノコサヌ折カラ、世ハ定ナキモノカハ、我一トセ鎮西ノ傍ニ籠居ノ頃、肥ノ前後兩嶋ニ卒カニ狼烟立サワギ、タエテ久シキ弓箭ノホコリヲ拂ヒ、西戎ノ數勢メヅラカナル行粧ニテ、彼嶋ニ馳ムカフ、愚蒙モナガレニヒカレ行テ、其始終粗見聞ス、マコトニ白地ナルコトナガラ、治亂ノ躰何トナクオモシロフ侍レバ、其場ニイタラヌ郷黨等、サコソキカマホシカルベキト、オモヒ出ルヲタ子トシテ、ソヾロナルヨシナシゴトヲ、此三巻ニツヾリ、舊里ノ友ドチニオクル、若コレ友外ニモレナバ、サコソ世間ノ訕ハヾカリ、千々ニ思ヘドモ、ヒトヘニ下愚ノ私輩、席會笑興ノナカダチノミ、就中徒黨ノ行働ハ、山田衛門作言語ノ以記、攻衆ノ樣品ハサシモオホヒナレバ、聞ニハ精粗モ有ヤセン、唯オロカニ見聞シコトヲ、露モカザラズアリノマヽニ、短筆ニ令レ染畢、

山田右衛門作以言語記卷之一

貴利師檀始發之事

南州ノエビスヨリ、吉利支丹トイヘル宗門、日域渡來ノワウジヲ、カタヘノ老翁ニトフニ、時代分明ノコタヘナシ、タヾイツトナク、グハイケイシユノ心ヲヤヨセタリケン、スデニ元龜天正ノコロホヒハ、シバシバヨウリウストイヘリ、ナホシソノクワンユウヲタヅヌルニ、オキナノ曰、予齡若ノコロ、アラカジメホノキ、シハ、カノ宗旨ノソン人ニ、バテレン◦イルマン、ナドイヒシモノ本朝ニブンサンシ、アマ子クシユマヒテ、ヒソカニセウシンヲナシケルハ、益ナキ佛神ニ心ヲヨセンヨリハ、デイウスヲキカウセバ、今世ハ萬端如意ニシテ、死後ハシヤウテンメイラウナリト、種々ノカウゲンキドクヲジユッシ、秋津洲ノ貴賤ニクワンケンナスニヨッテ、愚民ハコレヲカンニメイジ、一心ヲフランシラス◦レキソンンス、ホウキヤウヲナゲウチ、タニンコノシウニシンシヲウッス、シカルニ南蠻等ホウシンヲト、ノヘ、コンシウ、ケイシユノモノニホドコスアイダ、ショシユノボクミンラ、タチマチニ貧苦ヲサッテ、テイクワノヱイヲナス、シカノミナラズ乞丐非人ニイタルマデ、レンイクヲナスアイダ、センコウブベンノキヤウミンラ、タウジノリヨクニフケッテ、コレイマ、ジヒゼンダウノハジメナリトヨロコンデ、コト〴〵クデイウスニシンキス、サレバアクギヤク無道ノヤカラニカタブクウヘハ、キノフマデ、ハイソンセシジヤドウモ、ケフハスデニ、ハイヱニオヨブ、カルガユヘニ、ホンヲフノキヤウバウハ、ナガクタヘントシタリケルトキアッテ、東照ノ天守、コノム子ゾン意ニタッセラレ、コレ日域ワザハヒノナカダチナリト、オホキニゲキリンアッテ、扶桑ノ人民キビシクキウバツアリシカバ、タチマチ宗旨ヲカユルモアリ、又カノ宗門ニフカク思ヒ入リタル奴原ハ、シゴシマウデントクワン子ンシ、チウバツニノゾミシスルモアリ、シカルアイダ、近年ハ日本國中ニ吉利支丹トイヘルシウシノモノ、コト〴〵クダンゼッシタリヌトカタル、愚オモヘラク、キンカクノセジヤウヲモウクワンスルニ、マコト四カイフウハノナンモナク、上ニ御マツリゴトスナホナレバ、下

ニハ四民ソノワザヲツトメテ、國家アンタイノヲリカラ、コ、ニ寛永十四丁丑十月下旬ニイタッテ、鎮西肥前ノ國タイ嶋原トイヒシトコロノケウミン、フリヨニ、一揆ヲオコス、ソノランヂヤウヲタツヌルニ、コノトキカノシマバラノ守護ヲバ、松倉長門守勝家トマウス、長州ソノコロハ武將ノ御キウジニヨテ、武藏國ニ參勤ス、シヨシユノヒマヲヤウカヾヒケン、カノ嶋バラノケウノ内、イニシヘノ吉利支丹ニコトゴトクタチカヘリ、天守ノキンボウヲサマタグルアイダ、世ジヤウノセイヒツモ、タチマチニソウバウシ、九州ノシヨシフヨウヲオコシ、アマツサヘ天下ノヒヤウケイトナリケル、ソノシホツノケントウハ、大矢野松右衛門、千束善左衛門、大江源右衛門、森宗意軒、山善右衛門トテ、コレラ五人ノヤツバラ、キクワンノトウリヤウトゾキコエシ、カノ五人ノモノドモハ、小西攝津守ノカニン、セツシウハランノジセツヨリ、天草ノコホリ大矢野千束トイヒシ嶋ニキヨジウノモノナリシガ、キン子ンハ肥前國高來ノコホリ嶋原ノウチ深江トイヒシザイシヨニ來ヂウシ、子ンレキヲオクリヌ、カノモノドモソノコロ、キンガウ、リンタウノミンシユラヲチカヅケ、ヒソカニス、メヲナシケルハ、コ、ニフシギノシヨセキアリ、慶長カイリヤクノジセツ、アマクサ上津浦ニバテレン一人アリケルヲ、テンカ御キンボウニヨテ、ソノコロ異國ヘツイホフアル、カノバテレンソノトキ未鑑トナヅケテ、一紙ノシヨヲノコス、ソノシユセキノウチニイハク、向年ヨリ五々ノレキスウニオヨンデ、ジツイキニゼンドウ一人シユツセウシ、ナラハザルニシヨダウヲ留、ツウシゲンゼンタルベシ、サアラバ、ドウザイウン焼シ、コボクニフジノハナサカバ、シヨ人ノカシラニクルスヲタテ、海ゴウ野山ニシラハタナビケ、デイウスヲ尊時至可也ト云々、イマツク〳〵ト、コノシヨシユヲカンガヘミルニ、タウ子ンニオヨベリ、マコトニ、メイシンノユイシヨニタガハズ、トウザイニ雲ヤクルコトオビタヾシ、シカノミナラズ、大江ガニハノサクラヲミヨ、フジニカウクハヲアラハセリ、又ゼンドウナラハザルニ、シヨガクヲ留、ツウゼシメイヨノコトハ、オノ〳〵ツ子ニキ、エタル、アマクサ甚兵衛ガナンシ、四郎コソイマダ若年タリトイヘドモ、キリシタンノゼンニンタリ、カウザイ一アマ子クナ

ラブ人ナシ、サレバイニシヘデイウスヲソンシヤウセシヲリカラハ、セジヤウモカンセイニシテ、タミノカマドモユタカナリシカドモ、ブシヤウノキンボウニミヲマカセ、キリシタンノシウシヲナゲウチ、ブツシンノシン〳〵ニオモムキシヨリコノカタハ、ワヅカナルキヤウガイヲダニセイロイトナナ（衍カ）ミカタク、アルカナキカノウキヨナレバ、デイウスノメグミ、今キタリケン、カタ〳〵イニシヘノテンオンヲオモヒイデ、キリシタンニシンシノヒト〳〵ハ、タウザニハンレンアツテ、テンノタメニ一メイヲオトサントノゾミタマヘ、コノ宗旨ヲタツルモノ、テンカノキンボウトテ、キタイノザイクハニシヨセラル、コト、世ニスクナカラズ、オノ〳〵一ドウニシンキセバ、キリシタンヲシンホツセントイヒケルハ、コレヤ元弘ノコロ楠兵衛正成ガ、グンシノ心ヲトランガタメ、テンワウジミライキニコトヨセ、ホウシヨヲナセシニコトナラズ、サルホドニ、クンシユノ首農等、モトヨリカノシウシヲホカニナゲウチ、ウチニハタモツヤツバラナレバ、ヲリヲエテキエツノマユヲヒラキ、タウザニレンキンヲバナシヌ、カヽルトコロ

ニ、ナヲフシギコソイデキタル、カノムラノカタハラニ、左志來左右衛門トイハルヤジン有、コレモキリシタンニシンシノモノナリシガ、タビ〳〵テンカノカイサクニ、イカヾハシテシヨヂシケン、デイウスノフルキシサウヲカツ（クカ）シオキ、イカニモシテ屏具（ヘウグ）ヲシ、タモチタキトオモヘドモ、世上ヲンビンノコトナレバ、センカタナクテ日ヲオクリ、ジセツトマチシヲリカラニ、イカナルモノ、シワザニヤアリケン、カノ御エイ一夜ノウチニ、左右衛門チンライシヨモウノヒヤウグ出來シ、クダンノケイチウヘカケオキヌ、左右衛門コレヲユメニモシラズ、マイテウ、ミツハイノゴトク、ヲノガテヤウダイヘサシイリ、ハイセントミタリケレバ、アリシミエイニヒヤウ具アリ、左志來オホキニオドロキヨロコンデ、ワレコノ年頃コヒチガヒシシンテイヲ、天ノアハレミマシ〳〵テ、ス、メノタメノズイサウ、今コノ時ニアラハレタリ、カヽルタツトキ御ツゲヲ、ナニカハ人ニツヽマント、リンシヨノフルキリシタンニ告ケレバ、キヽツタヘ〳〵、シヨミンキドクノオモヒヲナシ、カノミエイヲハイセント、左右衛門ガ茅屋ニ群集ヲナスコト、市バノゴトシ、

トコロノ代官コノ由ヲキヽツケ、オホキニオドロキ、ヤガテ左志來ガシユクシヨヘ馳ユキミテアレバ、キキシハモノヽカズナラズ、ケンハイノケイニン、ラウニヤクナンニヨ、オビタヾシ、所司代グンジユノナカヘカケイツテ、コハイカニ、オノレラハ、カホド天下ノ御ハツトニ、カクヲシイダシタルアリサマハ、言絶筆捨ノチウクハナリト、興サメ腹ヲスヱカ子テ、カノミヱイヲオサヘトツテ、サン〲ニヒキサキ、ヤガテクワ中ヘ投イレケル、コレヲミテ、一ザノヤツバラ、コハイカニ、モツタイナシトイフマ、ニ、グンジユノモノドモトリヨツテ、カノ代官ヲタチマチニチウガイシ、コレゾシウモンハハンジヤウノハジメニテアンナレ、カ、ルテンカウシリナガラ、イマナンゾ貴利支丹ニフケイセバ、カヘツテ天ノメグミニソムキ、身ノアダトナランコトカンゼンナリ、ヘンシモキツト、シウモンヲトリタテ、此アイダキリシタンヲ天下ニセバメラレシ、ウツムヲハレント、イソギカノムラノ者ドモヨホシ、ソノキンリンノザイ〲タシウノシユツケ、アルイハブギヤウ、ダイクワンラ、アルヒハ田居ノホソツシニウチヨセ〲、キリシタンニケイシユノホカハ、コト〲クチウバツス、コレフシギノ一キ、コノシマノハメツノジセツ來リヌトゾミエシ、

山田右衛門作以言語記卷之二

松倉人數深江村押寄事
附鄕人等高來ノ城ツケ入ントセシ事

去ホドニ、マツクラ留主イノカラウドモニ、コノ旨チウシンアリケレバ、オノ〳〵オホキニオドロキ、ジコクウツリテイカヾトテ、馬ノリ十四五騎、ザウヒヤウカレコレ三百餘人ニ、テツポウ八十ヨチヤウアヒソヘ、カノザイ所ヘサシムケ、イソギチウバツスベキヨシヲイヒツカハシケル、コロハカミナ月廿六日ウノコクバカリノコトナルニ、深江村ヘオシヨセテ、三百餘人ノモノドモ、キヲヒアマツテ、一ドウニトキノコヱヲアゲケレバ、キリシタンノト、ウドモ、モトヨリゴスルコトナレバ、五六カシヤウノハツバラ、一千バカリオコツテ、タガイニテツポウ打チガヘ、コ、ヲセンドトセメタ、カウ、サレドモ一揆ハタゼイナリ、シロガタノ者ドモハ、ワヅカ三百ヨ人ニテ、カナフベシトハ見ヘザリケリ、シカリトハイヘドモ、シロガタノテツポウニテ、マツサキガケシガウニンヲ、二十餘人ウチタホス、キリシタンノト、ウドモ、コレニスコシキヲクレズ、ウタル、モノヲバコヘ、ヲドリコエ、ヲメキサケンデト、ウドモ、松クラ方ノ人々ヲ一人モモラサジト、ゼンゴサウヲトリカコミ、マツサキガケノ馬ノリ五六騎、ザウヒヤウ、カレコレ百ヨ人、ヤニハニウツテヲトシケリ、日ゴロサンヤヲカリメグリ、カトリヲウチシジヤウズドモ、サゲハリアラソフテツホウナレバ、一ツモアダヤハナカリケリ、コレヲミテ、マツクラガタノ人々、タカクノジヤウヲウチタツニハ、ガウニンノヤツバラ何千騎アリトテモ、シムハシノサ、ヘニモオヨブベキカ、鎗刀鉦箭モイラバコソ、一々ニカラメトリ、武勇ノホドヲガウニンニミセバヤナンドイサミシガ、カレラガセイトウノフゼイヲミテ、センゲンハヅルモノモナク、一センニモオヨバズ、サン〴〵ニウツタテラレ、タカクノ城マデヒキケルハ、アサマシカリシ次第ナリ、アマツサヘト、ウドモ、一里ガホドヲオヒウチシ、コノイキホヒニゼウジテ、タカクノ城ヲセメントテ、モミニモウテオシヨセ、シロジタ町ヲモヤキハラフ、城方ノ人々ト閙〳〵ノテイニテ城内ヘトリコミケル、ガウ人ノ

ヤツバラ、ヤガテツヾイテオツヽツメ、オフ手ノキドヲウチヤブリ、タヾ一ノリニトカヽリシガ、ガウ人バラノコトナレバ、弓ヤリオホクモタズシテ、アルヒハ棒、アルヒハ竹ヤリ、ナタナギナドヲトリモツテ、イヤガウヘニカサナリ、ワレモ〳〵トスヽメドモ、カノ城ト申ハ、長州親父豊後守コシラヘオキニシ城ナレバ、ヨウガイトリワケカジコキニ、城内ノ人々コヽヲセンドヽフセギケレバ、シロガタノテッポウニ、キリシタンノヤツバラ二百ヨ人ウタレケレバ、サシモニタケキトヽウラモ、ツヾイテセムルニ及バズ、ソノママヒイテノキニケル、

山田右衛門作以言語記巻之三

松倉人數籠城ノ事

附城内ヨリ二江村ヘ粮取ニ出シ事

シカルアイダ、松倉ガタノ人々ガウ人ニ恐懼ヲナシ、ソノ後ハ一揆ラ、チウバツノ心ザシマデモナク、ヒトヘニタヾ高來ノジヤウヲガウ人ニ入ラレ、ジトノミ、ロウジヤウニコソ及ビケレ、サレドモ城内ニハ、長州留主イノテイナレバ、サブラヒドモ、多カラズ、ワヅカ五十ヨキ、ザウヒヤウカレコレ七百ヨ人トキコエシガ、ゲニンハミナ所ノ者ニテアリシニヨリ、トヽウニジヨエンノモノドモナレハ、ケライノヤツバラ、コレランゲキニトリマギレ、城内ノブグヲヌスミハタラクヨシニモテナイテ、タブンヨセテノガウニント、一ツニコソハナリニケル、シカルアイダ城内ノ人々、ヨセクルヤツバラヨリモ、ヌシ〳〵ノ下僕ニ心ヲツカヒ、ユダンスンゲキナカリケル、サレドモ、カクテハカナハジトテ、ヨク〳〵センサクヲタヾシ、數百人ガ中ヨリ百ヨ人ヱラビ出シ、タチマチニチウバツス、ナ

ホモ城内ノカボク心モトナク、コトサラ留主居ブニンニテ、此ラウジヤウハナリガタシ、キンリンノ御カセイヲコハバヤトノセンギニテ、鍋嶋細川兩公ハ、在江戸ナリシコトナレバ、リヤウ國ノ家臣ニコノムネ使者ヲタテ、カセイヲコソハコヒニケル、コレニヨテナベシマ信濃守勝茂ノ留守居伊左早豊前、三千ヨキニテ出陣シ、鍋シマノシロモト龍造寺ヨリ五六里オシイデ、マヅ刈田ノ庄ニヒカヘタリ、細川越中守忠利ノ留守居ヨリハ、志水伯耆守トイヒシ者、人數四千餘インソツシ、肥後國川尻トイフ所ヘオシイダシタリケルガ、サレドモテンカノ御ハツトニ、タトヒリン國イカヤウノコトアリトテモ、御ゲヂナキニ國守ヨリソツジニ人數イダシナバ越度ナラント、カチテオキテノ上ナレバ、家臣ドモノ愚慮ニマカセ、加勢ハイカガヤアラント窺テ、鎮西ノ御目附豊後、府内ニキヨヂウアル牧野傳藏、林丹波守ヘ此ヨシチウシンシタリケレバ、イヨ〳〵上意ヲマモルベシ、ソウソク御ハタモトニチウシンシ、追テサシヅヲナサントアリシカバ、兩國ヨリ加勢ハサラニ出ザリケリ、カヽルノビノビナルシワザナルニヨテ、數日ヲウツシ、イヨ〳〵トトウホウキシテ、八千ヨキニナルトカヤ、ソノ、チハ一キノヤツバラ、タカクノ城ヘモオシヨセズ、ヒトヘニ軍起ノケイリヤク、豊群粮集ノヨウイトゾキコヘシ、カクテ日數ウツルホドニ、十一月上旬ノコロ、嶋原ノ城ヨリ北ノ方、三江トイヒシ在所アリ、コレハシロガタノ者ドモナルニヨテ、城内粮絶ノヲリフシナレバ、カノムラニ勝家數萬石ノ粮藏アリ、城内ヨリ兵粮ヲトランガタメ、馬ノリ十四五騎、ツガウ三百ヨ人、テツボウ百チヤウアイソヘテ、カノ三江村ニサシツカヒケル、城ヨリ三江ノソノアイダ一里ガホトゾアリケル、此三江村カズアマタニテ、半分ハ切支丹、又半分ハシロガタナリシガ、リンシヨノ吉利支丹等コノヨシヲハヤクミテ、ト、ウ數百人一度ニドツトオシヨセケレバ、シロガタノ者ドモアハテサワギ、シカジカテツボウヲモハナタズ、トルモノモトリアヘズ、ワレサキニトゾニゲニケル、ソノトキシロガタヨリノ大將ニ、高橋彌次右衛門、高畠二郎左衛門、入江與右衛門、コレラハテツボウガシラナリシガ、一足モトリノカズ、ウチジニヲトゲニケル、ソノ外ノ人々ハ、一支ニモ及バズ、城内サシテ引ニケル、ソノ後ハ、郷人共ミナ

カノ近郷コト〴〵ク、キリシタンニシタガヘイレ、粮藏ヲモ、ト、ウノヤツバラ、ウバヒトリシトキコエシ、

山田右衛門作以言語記卷之四

天草吉利支丹起發ノ事

附大矢野大司庄カラメトラル、事

カ、リケルトコロニ、肥後國内アマクサトテ、四萬ヨ石ノ離嶋アリ、コレハ寺澤兵庫頭忠高ノリヤウ分也、コノ嶋モ一萬ヨ石ノザイシヨ、コト〴〵クキリシタンノ宗旨ヲヲコス、コノトコロノヲコリハ、生住アマクサノ農夫ニ甚兵衛ト申者アリ、カノ甚兵衛キリシタンノ宗旨ヲ偏極ノ者トキコエシガ、ツチニシマバラ長崎邊、カナタコナタト順行シ、ヒソカニキリシタンノ宗門ヲ進致シテ、近年ハ肥後國宇土ノ郡ニ在宅シ、スウ年ヲオクリ、デンサク、シヨウバイニ、セイロヲイトナミシガ、カレガ子ニ四郎ト云ヒテ、ソノコロ十六歳ノワラハアリ、才智ナラブ人ナク、手跡普通ニスグレ、儒學ニ心ヲヨセ、一學兩悟ノウツハニテ、ソノヲリフシ、アマツサイ、シヨジユツヲオボヘ、シヨミンヲ狂見シケルアイダ、名譽ノモノトゾ人々申ナシニケル、シカルニヨテ、近年ハカノ四郎ニ方々遍

進サセ、甚兵衛ハタヾ隱居ノヤウニテ居タリケル、サレバカノ四郎ショジユツトツクシ、アラタニキドクヲナシ、ショミンニミスルニヨテ、ミナ善心ヲヒルガヘシ、コレコソデイウスノウマレカハリ、タヾヨノツ子ニアラジトテ、コト〴〵ク此宗旨ニ心ヲソメヌハンヌ、コトサラアマクサハ四郎ヲノガコキヤウナレバ、父子トモニ所緣音信ノタメニ、アマクサヘコヘ、ヒトヘニコレヲスゝメケル、時ニ嶋原ヲコルトキイテ、アマクサニアリケル四郎父子、天草頭民ノ者ドモヲマ子ギヨセ、サテモワレラガヤウニアリガタキ宗旨ニ心ヲヨセントスレバ、天下ノ御法度トシメシ、スデニ死ザイニオヨブヤカラ多シ、ツラ〳〵事ノヤウヲアンズルニ、此宗旨トダニ云モノハ、科アルモ科ナキモ、トモニチジョクヲアラハシ、人間ニアラザル口ヲシキハテヲスル、シカラバイヅレノミチニテハテンモオナジ、タヾ此宗旨ニ心ヲヨセ、此ウラミヲハラシテ、ハテナントキハメテ、デイウスノタメニ宗門ハンジヤウノ心ザシヲオモヒサダメナバ、チンゼイミナキリシタンニ傾趣センコト疑ナシ、サアラバシヨコクトモニ、コト〴〵クワガ宗門ニトリタテンコト、タナゴコロノ内也、内々嶋原ノ者共ニモソノ細敎ヲナセシガ、テンノトキヲヤカンガミケン、ハヤ意趣オヒラクトキコユ、ヲノ〳〵イカヾハ思フトイヒケレバ、モトヨリアマ草ノ大司庄渡邊小左右衛門ト云モノ、甚兵衛ゲンサイノ弟四郎ガタメニハ叔父ナレバ、イヨ〳〵此ギニドウジケルウヘハ、大矢野ヲハジメトシテ、天草中タブンコノ意趣ニ心ヲヨセベキノクハダテヲナシヌ、カヽルウヘハ、イマダセジヤウニ分明風聞ナキサキニ、四野ガ老母兄弟ヲモ宇土ノ郡ニオキケレバ、コレヲモヒキコシ、又宇土邊ヲモ時宜ニヨテスゝメントヤ思ヒケン、カノ渡邊小左右衛門ヒソカニ上下四五人ニテ、小船ニノリ、細川越中守忠利ノリヤウナイ宇土ノ郡甲ノ浦ト云トコロニ船ヲヨセアガリケル、シカレドモ天草一キノコトハリン國ニカクレナク、肥後ノ大守ノ臣下口々ニミナト〳〵ニ番ヲスヱ、往還ノ者マデモキビシクカイサクスルニヨテ、小左右衛門ガ陳謀ノガレガタク、ソノマヽカラメトラレニケリ、アマツサヘ宇土ニアリケル四郎ガハ、兄弟ケンゾクニイタルマデ、コト〴〵クメシトラレ、ヤガテロウシヤトナリニケル、

山田右衛門作以言語記卷之五

天草城代藤兵衛尉唐津使者立事
附唐津勢天草押向事

此コトハヤアマ草ヘキコエ、ノコル一キドモ手ニアセヲニギリ、ナゲキシトハキコヘケレドモ、カヒアルベキニテアラバコソ、ソノ、チハイヨ／＼一揆ノ心ザシヲ思ヒ定メテ、年貢捧菓ニイタルマデ、スコシモ公納イタサズトコソ、オノ／＼ヨクリウス、アマクサグンカウノダイクワン、田居ノサムラヒドモ、コノヨシヲケンモンシ、イカニトサワギ、ケイバツセントシタリケレドモ、タゼイニ不勢カナヒガタク思ヒケン、コト／＼ク富岡ノ城ヘニゲカヘリ、ジヤウダイ三宅藤兵衛ニツゲケレハ、三宅大キニヲドロキ、コハイカニ嶋原ノホツキヨゾガマシゾキ、ツルニ、アマ草マデカヽルベシトハ思ヒモヨラズ、コレタヾゴトニアラズ、サアラバ大ヤノ上津浦（カウツウラ）邊ニウツテヲイソギ、サシツカイ、イマダ多ゼイニナラザルサキニ、コトゴトクタイヂシテ、靜嶋トナスベシトテ、手勢百ヨ人、トコロノ地サブラヒ、マタカラツヨリザイ／＼シヨシヨニメシオキシボソツノモノドモマチギヨセ、三百ヨ人アリケルニ、テツパウ六十ヨチヤウアヒソヘ、スデニカノザイシヨヘヲシムケントシタクセラレケレバ、カノニゲキタリシダイ官、田居ノボソツドモ、此ヨシヲミテ、コハモツトモニテ候ヘドモ、ハヤ大ソウノ一キニテ候、スデニハヤ、カウツラアタリヨリ、オホ矢野、千束、ゾウ／＼嶋、ヤナギノセトニイタルマデ、コト／＼クハヤ吉利支丹ニ心寄シタルトオボヘ候、ソノウヘ、カリムシヤドモヲ、セウ／＼サシツカハシ、シゼン一キニウツタテラレ、ハイグンニヲヨビナバ、御ブリヤクムナシカルベシ、コトサラ當所ノテイヲモ御ゾンジナクシテ、御勢ヲチラサセ玉フコト、イカヾヤアランシト申シケレバ、三宅モツトモトヤヲモハレケシ、サアラバマヅトミヲカノ城邊ヲオシシヅメント議定シテ、近ガウノヤツバラノ子妻ヲシチニトリコメ、カラツヘ此ム子チウシンシテ、カラツ勢ヲゾマ子ギケル、サテカラツヘ此ヨシキコヘケレバ、家老ドモオホキニオドロキ、オノ／＼ヨリアヒ、ウツテノヒヤウヂヤフマチ／＼ナリ、サレドモ忠高

留守居ノテイナレバ、バンダン一意ニマカセガタク、家老人モチヨリアヒテ、議定バカリニテ日ヲオクル、カヽルホドニアマ草一キノ吉利支丹等、アソコノムラムラ、コヽノザイリニヲシヨセ〱、ミナキリシタンニシタガヱキ、シゼンソノウチニ、城ガタニ深志ノ存民ヲバ、タチマチ打ハタスニヨテ、シタイ不進ノ者ドモ、コト〲クシタガヒキ、サレバ、アクジ千里ヲユクナラヒ、タレツグルトハナケレドモ、トミヲカニ此ヨシキコエケレバ、三宅イヨ〱オドロキ、ナニトテカラツノ人々ハ、カヽルダイジヲキヽナガラ、出デンノ延遲ゾヤト、搔頭拳手ニヲモハレケレドモ、ヱンシヨカイロヲヘダツレバ、心マカセニナバラコソ、トミヲカヨリカラツマデ、四十八里ノ海路ヲバ、チウシンノ使船コギアヘズ、サレバ、カラツニハユウクワンニカマヘテ、與タクセラレシヲリフシニ、一キ大ゾクノヨシ、頻リニ急ヲツゲケレバ、ワカザムラヒドモウチヨツテ、ヨシナヤ、三宅イマダカホドノコトナドニ周章ハ、タヾニ老耄シタマフカヤ、サレバ名ヲエシサブラヒ、ムホンシンバツト云トモ、サホドサワグベキヤカラナラズ、コトサラ、田夫野人ノ一キバラ、鍬鋤ヲトツテ田作コソハ上手ナリトモ、武勇ハイカデシルベキゾ、アマ草ヘハタレユカン、カレユキテケチラサント、望諍ノテイナレバ、申ニヲヨバズ、センホクニイタルマデ、ノコラント云モノハナシ、家老ドモノ下知ニハ、忠高公在江戸留守居ノテイナレバ、アマ草ハワヅカノ小嶋也、此城下ヲアケントハ、イカナルセンギナリケルゾ、一キバラト思ヒ、カヒキニツイテノゾミタマフカ、イヅレモガシヨ存ニハマカセガタシ、サレバトテ、此ミチニイヅレヲワキテトヾメンハ、自餘ノウラミモアランヅレバ、クジトリニサダメテ、イソギシユツヂンアルベシト、オノ〱寄アヒ、センギニテ、サラバトクジヲトリケレバ、マヅ岡嶋次郎左衛門、同七郎左衛門、澤木七郎兵衛、原田伊與守、コノ人々ガ大將分ニテ、千五百人インソツシ、十一月五日ニ、ヒゼンノカラツヲシユツセンシ、順風ニホヲアゲテ、オナジキ七日ニハ、ヒゴノ國アマ草ノコホリ、トミヲカノ城ヘツキニケル、ヲノ〱人馬船ヨリアゲ、ソノ夜ハトミヲカニテ夜ヲアカシケリ、トミヲカノ城ヨリ五里ホドテキヂンヘイタリ、本渡トイヘルトコロアリ、此トコロヘオシイダシ、一キノテイヲモキ

キトヾケ、ソノサタスベシ、カウツラマデ、コノ城ヨリヲシヨセンハ遠路ナレバ、敵徒不相ノウチニ人馬ツカレ、時ニイタツテカナヒガタシトノセンギニテ、オノ〳〵此儀ニドウジ、アクル八日ニハ、トミヲカノ城ヲイデ、本渡ニコソハツキニケル、コノ本渡嶋子ノアタリヲバ、ハヤサキダツテ、ト、ウ等掌隨セシカドモ、ガウ人バラガ計策ニハ、サダメテカラツ勢ムカハヾ、此トコロ一ダイジノモチロ也、吉利支丹ニ心ザシナキテイニモテナシ、カラツ勢トコ、ロヲアハセ、シカルベカラン時コクヲミテ、カウヅラニチウシンヲナスベシ、ワレ〳〵オシヨスルトミタリセバ、メンメンガ家〳〵ニ火ヲカケ、裏切セヨトミツ定シ、シゼン武家ヨリハカラレテ、コ、ロカハリモアレバトテ、本渡嶋子ノト、ウラノ人ジチドモヲ、カウヅラニトリコメケルトゾキコヘシ、カ、ルトコロニ、寺澤人衆ハ、ユメニモコレヲシラバコソ、皆ミンヲクニヂンドツテ、ドウロノ者ヲヨビ出シ、コトノヤウヲトヒケレバ、所豐(農カ)モトヨリ一キノドウルイナリケレバ、カラツガダノ人々ヲオモヒノマ、ニ僞誑シヌ、サン候、此アイダ、カウツラヘンノ者ドモ、嶋子タウシヨヘ使ヲサシコシ申ヤウ、天帝ニシンケイシタテマツルガ、モシマタイハレ是アラバ、タヾイマヲシヨセ、コトコドクウチハタサント云ヒコシヌ、內々嶋子トウシヨノモノドモハ、タガヒニ緣眤ノコトナレバ、一同ニ心ヲアハセ、イマ、デ忠高公ノ御セイレンヲカウブツテ、イマサラ所守ヲソムキタテマツルベキブギヤアラント、タガヒニ頫諾シマカリ有ノトコロニ、アマツサヘ、カ、ルニクテイナルツカイナレバ、ナジカハドウシンイタスベキ、アクコウノヘンタウツカマツリ、カノジトウラヲ、ヲツカベシ候、ソノセツ四鬼ノ御城代ヘ、此旨言上イタサント、センギセシムルトコロニ、カウヅラノヤツバラ、ウツテヲヤコサント、マヅソノヨウジンニ時日ヲウツシ、トカクヱンインツカマツリ候キ、シカレドモソノ、チハ、イカヾヤオモヒケン、シマコ當所ヘモウツテヲコサズ候、コレハタヾトミヲカノ御城代ニヲソレヲナストヲボヘ候、サダメテ御勢コレマデ御出陣ト、ゴウ人ドモウケタマハリ候ハヾ、ナヲシケウクノオモヒヲナシ、カウサムツカマツルニテコソ候ハメ、サナクトモ嶋子邊ヘハ、イヅレナリトモ御一所、ヲシイダサセタマ

ヒナバ、カノチノ者モ、チカラヲエ、カウヅラノヤツバラハ、ヲソレヲナサントゾンジ候ト申ケレバ、オノオノコノ儀モツトモトキ、ナシ、三宅藤兵衛ヲ大將トシテ、アヒトモナフモノドモニハ、林又右衛門、同小十郎、大野助左衛門、國枝淸左衛門、ソノホカサブラヒ十五六人、ツガウ二百ヨ人ニ、テツポウ五十チヤウアヒソヘ、アクル九日ニ、嶋子ニコソハツカハシケル、コノ嶋子ト申ハ、南ニ高山ガヾトシテ、北ハ海上ビヤウ〳〵タリ、東西ハ山道ノケウナンナレバ、ワヅカ一騎ウチノアクショ也、カノ嶋子ヨリ敵所カウヅラマデハ、ワヅカ一里ノアイダ也、ミカタノジンショ本渡マデハ、ソノアイダ四里ニテ、アマツサヘ、一里ノ遠干潟アリケレバ、シホノミチヒニ、トキヲウカヾウトコロナレバ、ナニゴトアリトテモ、カケアハスベキヤウハナシ、マタ栖本ノタチヘモ、吉利支丹等ヲショセンヨシノ風聞アリケレバ、コレニモ加勢トシテ、岡嶋七郎左衛門、柳本五郎左衛門、コノ兩人ニ、テツポウ二十ヨチヤウアヒソヘテ、スモトノタチヘヲシムケル、マタカノシホヒノワタリ口ヘモ、ヨウジンノタメトテ、澤木七郎兵衛ニテツポウ二十丁アヒソヘテ、ハリバンニコソ出シケレ、サレバキリシタンノドウルイ、カラツゼイ、本渡嶋子ヘヲシイデヂンドツテアルヨシヲキヽ、一キバラガ計サクニ、カラツ勢ヲチラサンガタメ、アソコノムラ、コヽノ在里ニヲシヨセ〳〵、ヒヲカケヽレバ、カラツ勢ニコノコトトキヲウツサズキコヘケル、シカルアイダ、アソコニ二十キ、コヽニ三十キ、ヲサヘノタメトテ、ツカハスアイダ、敵徒ノリヨケイニゼウシテ、ホンドニハ、ムゲニ人コソナカリケレ、

山田右衛門作以言語記巻之六

嶋原一揆之徒頭等天草四郎大將立事

サテモ嶋原、キリシタンノ頭民等、ウチヨツテノヒヤウゼヤウニハ、カヽルウヘハ大將ヲソナヘテ、諸人ノ心ヲムスバズバ、全勝ノホドウタガハシ、イザヤ四郎ヲ宗門ノツカサニトリタテ、ウツタヘシト、オノ〳〵ヒヤウギ一ドウシテ、嶋原ホツキノムラ〳〵ヨリ、大矢野四郎ガトコロヘツカヒヲタテ、先年宗門ヲボンヱキシメルコト、コウクワイ也、自今以後貴童ヲキリシタンノ正緣ニサダメ、ハンダン御下知ニマカセナントイヒヤリヌ、四郎此由キヽ、ソノギニオイテハ、ソノテノ人數ヲ着到シ、宗門ノ誓紙ヲカタクシタヽメテ、早速持來アルベシ、アマ草ハ過半我宗門ニケイシユス、イマ手勢五千ヨニテ、大矢野色津ニアリヌトヘントフス、シカレバ嶋原村々ノ人數、マヅ八千ヨアリケルニヨテ、ソノ頂(頭カ)農等四郎ガ下知ニマカセ、誓紙連判ヲトヽノヘ、アマクサヘ打コエ、四郎ニカクト云ケレバ、四郎ヱツキノマユヲヒラキ、我イマダ、レイジヤクナレバ、至極ノケイサクニオヨビテハ、モツトモオノ〳〵ノ謀智ナランシト、ケンシヽテ、サアラバ先嶋原ヘウチコシ、軍ノヤウヲモギヂヤウセント、嶋嶋ノ内、大江トイヒシ在所ヘウチコシ、人遠地離ノ小嶋ヲ談合嶋ト名ヅケテ、オノ〳〵ヨツテヒヤウヂヤフニハ、先人數一萬二千ヲ二手ニワケ、モギ峠日比峠ニ人數ヲサシヲキ、長崎ヘ使者ヲタテ、吉利支丹ニヒケイニヲヒテハ、ヲシヨセ火ヲカケ、ツイトフシ、軍神ニマツリナント、四郎カクトギチヤウシテ、スデニウツタヽントシテ用意ヲナセシトゾキコユ、

山田右衞門作以言語記卷之七

吉利支丹等嶋子へ取懸事
井本渡合戰之事

カヽルトコロニ、本渡ノガフ人等、時節トヤ思ヒケン、ヒソカニ一キガタニチウシンシタリケレバ、カウヅラノキリシタン等、モトヨリ誘有ノ者ドモナレバ、此ヨシ嶋原ヘツグルニオヨバズ、味方小勢ナリトモ、嶋子本渡ノ軍勢ヲケチラサンコト、クビスヲメグラスベカラズトテ、十一月十三日、スデニ嶋子ホンドヘヨセントシタリシガ、ケフハ日柄ヨカラズトテ、翌日十四日ソウテンヨリヲシヨセント、其日ハムナシクトゞマリヌ、カヽルトコロニ、嶋原大江ニウチヨッテ、ヒヤウヂヤウナセシ一キドモ、唐津勢、アマクサ退治ニハツカウスルニヨテ、カウヅラノ者ドモサキダッテオシヨスルト、オノ／＼キイテ、長崎ヘノテダテノヒヤウヂヤウヲサシヲキ、キザサラバ、マヅアマ草ヘヲシヨセ、カラツゼイヲ誅伐シ、手モトノヲゴリヲトドメ、ナガサキヘヲモムカント、四郎時貞ニンジユ五千ヨヒキツレテ、小船ドモニトリノッテ、アマ草カゼイニヲシワタリ、マヅ上津浦ニコギヨッテ、コトノヤウヲ聞ケレバ、翌晨ニヨセントシタクス●（ル歟カ）ヨシヲ云、四郎キイテ、ヨキヲリフシニ來レリ、寺澤人數カ、ルカセイノヨシヲキ、オヨブトモ、ヤガテヨスベキトハヨモオモヒヨリサブラハジ、サレバ太公ガ兵道ノコトバニ、兵勝ノ術ハ、ヒソカニ敵陣ノキヲサッシテ、シカモスミヤカニ、ソノ利ニノッテ、トクソノ不意ヲウテトイヘリ、タヾ今夜深更ニオヨンデ、河内ノ郷、嶋子ナカクヘヒソカニ人數ヲオシヨセ、未明ニ嶋子ヘトリカケナン、ハマ手ハ嶋原方ノ者ドモガ請取ニシテ、フナデヨリカ、ルベシ、アマ草人數ハ山手ヨリ押ヨセ、海陸ノモフ勢一度ニドットトキノコヱヲツクリカケ、ゼンゴヲツ、ミセメカケバ、事ユウテヤウナルカラ津勢、途ヲウシナヒ、中々一タテモアハスベカラズ、身カタ治定ノ勝軍ナラン、ヲノ／＼イカニト云ケレバ、ミナモットモト同ジ、ソノ宵ハ嶋原方ノガウニンハ、ミナカフヅラノナギサニヂンドリヌ、サルホドニ、ソノ夜モアケガタニナリシカバ、號令ヲトトノヘ、ヲノ／＼サダメオイタル相圖ナレバ、海手

ヘハ嶋原ノトタウラ、山手ハトコロノガウニンドモ、コロシモ中冬十四日、マダ夜ヲコメテ押寄タリ、嶋子ノ軍勢ハ、モトヨリガウ人原トヲモヒアナドリ、敵ヨセントハツユモヲモハズ、定テトタフノヤツ原ハ、カラツ勢ノ出陣ヲツクヘキ、、カフヅラヲオチサリナント、ユダンノホドコソフカクナレ、シカレドモナイナイノヨウジンニ、ウヘノ山ニトホ見ソ物ヲアゲオイテ、シゼント、ウノヤツバラガ、ヨセンモヨウヲ見タリセバ、イソギチウシンイタセトテ、五六人召オキシガ、モトヨリトヲミノヤツバラモ、トコロノ者ニテアリシニヨリ、ナジカハチウシンヲイソグベキ、寄クルト、ウトウチトケ物語ナドシ、カラツ勢ノ優緩ノ有サマヲコマ〲ト云キカセ、スデニ夜淺ニナリシトキ、トヲミノヤツバラ立カヘリ、只今テキヨスルトオボヘテ、スマシギノ中ヨリ、白ハタ、白ジルシ、オビタヾシウ見エテ候、イソギマヅ本渡ノ方ヘヒキトラセタマヒ、何レモ御一所ニテ御フセギアルベク候ト云ヒケレバ、三宅藤右衛門オホキニオドロキ、ナニト申ゾ、敵トノ間ハ、カホドニエテアルゾ、太刀ヨ刀ヨ馬物具ト、ヒシメクトコロニ、ハヤ一揆ノヤツバラ、

ウヘノ山ヨリ嶋子ノ東ノ口、大森ノキワヘ五六手、一度ニドツトオシヨセケレバ、海手ヨリハ嶋バラノトトウドモ、フ子ヒタ〱トツケサセ、コレモ五手ヨウチアガリ、東ホクノ一キ、一同ニトキノコヘヲアゲケレバ、陸地モシンドウシ、オビタヾシウゾキコヘケル、二キドモガシタクニハ、難レ働子妻ノ者ドモヲ、オトコノ躰ニサマヲカヘ、白布ノハタ、白紙ノノボリヲイカニモカロクコシラヘテ、カノナントウノヤツバラニサヽセ、左右ニモタセケルホドニ、一人ニハタ三ボンヅヽ、ゾサヽセケル、シカル間、山海ヘンハ、偏ニミナ敵トハタヲナラベ、ナンマンキトモ見エワカズコソオボヘケル、マコトニシヨ天ノコトナレバ、朝ボラケノキリ、マジラウタル中ヨリ、クダンノセイキヲサシアゲタルハ、夥(オビタヾ)シキトモ、中〱ニ申ニオヨバザリケリ、モトヨリアヒヅノコトナレバ、トコロノガウ人ドモ、テヾニ吾屋ニ火ヲカケヽレバ、カボク躰ハ少々ヤケシ、タルモ有トカヤ、嶋原ガセイノモノドモハ、四郎ガゲヂニ隨テ、アマリハタラキニハカマハズ、本渡ノカヨヒヂトリフサギ、中ニトリコメウツベキトテ、西ノ手ヘコソミチ〲タレ、モツトモガウ人ガタ

ニハ、人ジユハオ、シ、敵ノ情ヲバ知ル地形ノケンナン、モトヨリ明知ノコトナレバ、武家コノ時ニ至テハ、ハイグン甚モツトモナリ、シカレドモ、大將三宅藤右衛門ハ、イカヾハセラレケン、ホンドノ方ヘハヤクヒキトリケルトカヤ、ソノ外ノ軍兵ハ、トリカコマレタケレリバ、センカタナクヤ有ケン、南ノ高山ニタドリアガリ、スモトノ方ヘ落行モオホカリケルトゾキコヘシ、コノ南山ハ、ヨノツネ人ノカヨフベキトコロニテハアラネドモ、マコトノトキニハケンナンヲモキラハズ、タニフケヲモエラバズ、ニゲノビケルコソアサマシケレ、サレドモソノ中ニ、林又右衛門、オナジク小十郎、大野助左衛門、コレラ三人ハ、ハヒボクヲヤハヂニケン、オホ勢一キノソノ中ニテ、シバシサ、ヘテタ、カヒ、吉利支丹ノヤツバラヲ六七人ヤリ附シガ、ドウ勢ハツヅカズ、タゼイニブセイ、コトサラガフ人ハテツボウノ上手ニテ、ソノマ、ソコニテウチ死ス、ソノ外ノ者ドモハ、俄事トハ云ナガラ、右往左往ニ逃チツテ、敵徒ニオモテヲアハセ、タ、カヒヌルハナカリケリ、寺澤方ノ軍勢廿餘人ウタレケル、キリシタンノヤツバラ、コトハジメノカツセンニ、カドイデヨシトヨロコフテ、ソノマ、カチドキツクリカケ、イザヤコノキホヒニテ、本渡ノ陣ニオシヨセン、カノシホヒノワタリモ、コレヨリ貳里ノ間ナレバ、ヲリカラ鹽モヒキテンズ、ヤスムニヲヨハズトテ、ソノ足ニテゾカ、リケル、サレバ三宅藤衛右門ヤウ／＼ニヒキトツテ、柳ノセトヲウチワタリ、澤木ニシカ／＼ノヨシヲ云、ソレガシモコ、ニテ一戰トハ思ヘドモ、此小勢ニテ中々勝利ヲウベシトオボヘズ、マヅ本渡ニカケトヲリ、イヅレモユダンスベキニ、コトノヤウヲ云キカセ、アレニカクヒキウケ、一キノヤツバラ、コトゴトク追拂センコトヤスカルベシ、爰シモクツキヤウノサ、ヘバナレドモ、目ニアマリヌルト、ウラガ、ヅニ乘タルコトナレバ、トテモ勝利ハアリカダシ、只敵ヲ半途ニ妨滯セバ、ホンドノイクサ利アルベシ、フカクノハタラキムヤウ也、サキニテマイリアフベシトイヒステ、コソトホリケレ、澤木七郎兵衛ハ、モトヨリヨウイノコトナレバ、ラウジウドモヲ近附テ、アヒカマヘテ、カタ／＼三宅ガコトバヲキ、オチナ、勝利ハ多少ニヨラバコソ、コ、ヲ死場トキハムベシ、ソレ侍ノツネ／＼ノゾムハ此トキ也、只今身方ノ小

勢ニテ、アノ大軍ニウチカタバ、日本一ノ高名也、吉利支丹ノヤツバラナニホドマ近クヨセタリトテモ、澤木ガアヒヅヲ守テ、一度ニワットモミタテ、弓テツボウヲハナツベシト、キウニシカウヲイヒフクメ、五十ヨキノ者ドモヲ、ヤブカゲヘサットヒキカクシ、シヅマリカヘッテ居タリシガ、スデニト、ウノマウゼイイサミス、ンデオシキタル、澤木コノヨシ見ルヨリモ、時分ヨシトヤ思ヒケン、六韜ノ十四變長路ノインハ爰ナリト、イサムバカリヲチカラニテ、一度ニドツトヲコシタテ、爰ヲセンド、ウタセケレバ、アダ矢ハヒトツモナケレドモ、ワヅカテツボウ二十四チヨウノコトナレバ、大ゼイノト、ウラ、スコシモサワグケシキナク、ウッテツボウヲモノトモセズ、ウタル、モノヲバフミコエ〳〵、オメキサケンデカ、リケレバ、澤木モシバシサ、ヘシガ、多勢ニブセイ、カナフベキヤウアラザレバ、二十ヨキホドウタレテ、本渡ヲサシテヒキトリヌ、ガウ人ノヤツバラ、ナヲシツヾイテ進カクル、本渡在家ノガウ人ドモ、コノヨシヲミルヨリモ、カ千テアイヅノコトナレバ、テヾニワガ家ニ火ヲカケテ、ゼンゴ左右ヲトリカコミ、トキノコエ

ヲアゲケレバ、寺澤方ノグンゼイ、アンニサウイノ裏切ナレバ、中〳〵一戰ニモ及バズ、岡嶋原田小笠原澤木ナンドヲ始トシテ、太刀物具ヲタイスルヲ吉(ヨキ)ニシテ、コト〴〵ク四鬼ノ方ヘヒキトリヌ、オリフシ又スモトノタチヘ居タリシ岡嶋七郎左衛門柳本五郎左衛門モ、イヒアハスルコトアリトテ、コレモソノジセツ、ホンドニキタリアヒ、サイハヒナリシコトナレド、ゼンゴノ敵ニアキレハテ、コレラモミナ富岡ノ城ヘヒキニケル、サレドモ、ソノ中ニ、三宅藤兵衛、佃八郎兵衛、並河九兵衛、青木勘右衛門、佐々小左衛門ナド云シモノ、コレラ五人ハ、アトニトヾマリタ、カヒシガ、身カタノハイグンヲミテ、イヅクマデモヒクベキゾ、カヘセ〳〵トイサムレド、タイグンノナビククセナレバ、前ヂンカヘサントスレドモ、後ヂンス、マズ、子バヲヤヲステ、郎從ハ主ヲシラズシテ、ワレガチニトニゲケレバ、太刀トルモノハ刀ヲワスレ、弓トルモノハ矢ヲシラズ、足ガルドモハコト〴〵ク、テッポウ玉ヤクウチステ、、カラ〴〵イノチタモッテ、ハウバウヘコソオチニケル、サテモ大ゼイノシソツノ中ニ、三宅、並河、佃、青木、佐々ハ、フミトヾマッテ、五人一

心ニ同ジテ、ヨセクルト、ウ二十ヨ人、手ノ下ニツキフセ、大ゼイヲ追ハラヒ、猛勇ナリシソノ躰ハ、タグイスクナクキコエケル、シカリトハイヘドモ、ゲニ大ゼイノキリシタン、前後左右ヲトリカコミ、モミニモフテセメケレバ、命脱ノヒマモアラズシテ、ヲシヒカナ、五人トモニ一キノテツボウニアタツテ、空死ノホドコソアハレナレ、大將ユウクワンノテイナレバ、カボクトウハナヲモツテ、ブヨフジンノトコロニ、フトマフゼイオモヒ切タルヤツバラ一萬餘人オシヨセケレバ、ナニ者カコノトキニ、勝利ヲウベシトハ見エザリケリ、

山田右衞門作以言語記卷之八

唐津勢富岡籠城之事

附富岡ノ城ヲ徒黨等兩度攻事

サルホドニガフ人ドモ、ソノ日ハ兩所ノトリアヒニミナツカレ、コトサラ夕日カタブケバ、富岡ヘハ追テモユカズ、ミナ／＼本渡ニ陣ドリヌ、サテソノ日富岡ヘタテコモル人ジユ、マヅ岡嶋次郎左衞門、同七郎左衞門、原田伊豫守、大竹加兵衞、稻田平右衞門、淺井卜菴、三宅藤右衞門、澤木七郎兵衞、嶋田十郎左衞門、テツボウ頭ニハ關善左衞門、國枝淸左衞門、柴田彌五左衞門、小笠原齊介、ソノ外侍十七人、富岡ノ城ヘトリコモリ、ヨウガイカマヘテイタリケル、岡嶋、三宅、原田ナド城内シヨシノ下知ヲナセシトキコヘケル、コノ城ト申ハ、ブン内セバシト申セドモ、ヨフガイ世間ニキコエタル、マコトニカシコキ城内ニ、大石火矢大テツボウヲ、矢ザマ／＼ニシカケケレバ、ガウ人ノヤツバラ何萬キヨセタリトテモ、オツベキ城トハミエザリケル、サル間、ガウ人ドモウチヨツテノセンギニ

ハ、コノ分ニテ打ステオキテハセンモナシ、モトヨリカラツノ軍勢ニ、手ナミノホドヲバミセオキヌ、イマダオクビヤウガミノサメヌマニ、イザヤ富岡ノ城ヘ押ヨセテ、タヾ一攻ニセメオトシ、アマ草中ヲシタガヘテ、富ヲカヲ身方ノ手ジロニモチイント、ト、ウオノ／＼議定シテ、同キ十八日、吉利支丹ノヤツバラ一萬ヨキニテ、富岡マデハヨセズシテ、城ヨリ一里ヘダテ、四鬼トイヒシ所マデ、人數ヲコソハオシイダス、件ノ白ハタ白ノボリヲ、數千本サシツラ子、人數ゾロヘヲシタリケレバ、トミヲカノ城ヨリ一里ヘダテ、見エタルテイハ、凡ソ二三萬モ有ラントコソ見エニケル、ソノ日富岡ヘヨセントヲモヒシガ、人數ノテイヲホノミセテ、ホドナクコソハヒキニケレ、シカルニ依テ富岡籠城ノ人々モ不審ヲナシ、定メテ夜ガケニヤセンヅラント、用心ヲナス所ニ、サハナクシテ、翌日十九日早天ヨリ吉利支丹ノヤツバラ、トミヲカノ城ヘオシヨセ、時ヲドツトヨミタテ、高オトラジトセメケレドモ、城内ヨリノテツボウスキマアラズウチケレバ、集鬪(シウイ)ノコトキヨセテドモ、シヤウギダヲシニスル如ク、二百ヨ人片時ノアイダニウタレケリ、

ト、ウノモノドモ、カクテハ叶ハジトヤオモヒケン、強テ城ヲセメズシテ、ソノマヽ、ヂンヲヒキニケル、城内ノ人々コノ一戰ニ力ヲエ、イヨ／＼ケンゴニヨウジンス、サルホドニ四郎時貞、ガウ人原ヲ近附ス、メテ曰、カホドノ小城ナンドヲバ、コレホドノ人數ニテセメオトサムコソヤスカラ子、ツラ／＼コレヲアンズルニ、持ダテヲモ用意セズ、只ウカ／＼トセメカケテ、味方フカクノ負ヲナシ、敵ニ變利ヲエサセタレ、今度ハ勝負浮沈ノ合戰ナレバ、ソウゼメセントフレヲナシ、一萬二千ノチヤクタウ附、モチダテカイダテ用意シテ、同キ廿一日、マダ東雲モヒカザルニ、又富岡ヲトリカコミ、一度鯨波地ヲウゴカシ、魚リンノ如クオシヨセテ、死テハ昇天、生テハ家トミヲカノ城主也ト、オノガ宗旨ノ子ンジユヲトナヘタテ、竹タバヲツキカザシ、ウタル、モノヲバフミコエ／＼、セメカカリ、オモヒ切タルハタラキナレバ、城内ノ人々モ、フセギカ子テゾキコヘケル、カクテト、ウノヤツバラ、手痛急ニモミタテケレバ、三ノ丸ヲバオシヤブリ、二ノ丸マデゾコミ入ケル、誠ニ城ノ浮雲(アブナキ)コト氷淵ヲフムニコトナラズ、サレドモ城内ノ人々、サイゴノハ

タラキコ、ナリト、死ヲ此節ニアラソヒ、上下一同一心シテ、本丸ケンゴニタモチシガ、ツチ〳〵三宅藤兵衞ヨウイヲヤシタリケン、クツキヤウノ弓ノ射手ドモガ、火矢オビヽタシウイカケケレバ、寄手ノト、ウラ、イサミカ、ツテツキカザストテ、竹タバモバラバラトヤケ、レバ、カナウベキヤウアラズシテ、ウチステ、ニグルヲバ、テツポウノ上手ドモ、スキマアラセズウツホドニ、稻●竹圍（・麻脱カ葦カ）ノゴトクオシヨセタリシ一キドモ、五百ヨキホドウタレケレバ、サシモ氣勇ノガウニンモ、カナフベキヤウアラズシテ、ソノ日モ城ヲエノラズシ、ムナシク陣ヲヒキニケレ、寺澤家賴ノサムラヒノ、ホンド、嶋子ノチジヨクヲバ、コノ城ニテソ、ギケル、浮雲カリシコトドモナリ、ソノノチハ一キノヤツバラ、トテモカナハジトヤヲモヒケン、城ヲモセメズ、四郎ハ加ゼイノト、ウヲヒキツレテ、嶋原口ノ津ヘコソカヘリケレ、サテ又トコロノガウ人ハ、コトゴトクカウヅラニトリ籠、ヨウガイカマヘ、用心シテコソ居タリケレ、

山田右衞門作以言語記卷之九

嶋原天草ノ徒黨等爲ニ退治ニ諸勢押向事
附一揆鄕人等原ノ城ヘ楯籠人數ヲ配事

カヽル所ニ上使トシテ、板倉内膳石谷十藏兩人、尊詔蒙テ、肥前嶋原エ下向アル、ソノ意趣ハ、兩嶋ノガウ人等、一揆ノオモヒヲナスハ、タヾ所守松倉寺澤ニ厚歛恣政ノウツプン有テ、事ヲ吉利支丹ニキスルナルベシ、シカラバ兩使發向ヲト、ウノヤツバラモレキカバ、サウソク路次ヘイデムカヒ、旨趣ヲテンカヘソタクセン、ソノオモムキニシタガヒテ、ソノ沙汰ニ及バント、ヤスキ心ニ思ハレケレバ、路次ヲタヾモイソガズシテ、心シヅカニクダラレケル、サレドモト、ウノヤツバラ、上使ヘ指ムカフマデモナク、カナタコナタヲチヤキシテ、ヒトヘニ一キノ色ヲアラハセリ、シカルニ依テ、兩上使肥前嶋原松倉ガ城ヘチヤクチンナリ、カクテ鎭西ノ御メツケ、豐後府内ニ居住アル、牧野傳藏、松平神三郎、林丹後守、又ソノ比長崎ノ守護代ナリシ馬場三郎左衞門モ、オノ〳〵駿艇鞭掉ニ

テ、高木ノ城ヘハセアツマリ、兩使ノイシユヲ承知シテ、イヅレモヨリ合センギアル、カヽルトコロニ在江戸ナリシ嶋バラノ所守松倉長門守勝家、アマクサノ領主寺澤兵庫頭忠高、兩人モ給知ノ一キ募重ノ旨上聞ニタッシ、御暇給ッテ、夜ヲ日ニツイデ、オノ〳〵本國ヘ歸城セシム、サテモ上使ノ評定ニハ、カクテハコトユクベキニハアラザレバ、マヅリンゴクノグンゼイヲマ子キヨセ、一キノヤツバラケイバツノテイヲホノミセバ、トヽウノヤツバラコラヘカ子、カウサンナドカセザルラン、ヨシ〳〵ソレニモオドロカヌ自業自得、果ヲマ子キナバチカラナシ、トヽウバラ一々ニ運機ヲハ子テスツベシト、オノ〳〵ギヂヤウ一同シテ、リンゴクノ人數ヲコソマ子カレケレ、マヅ同國ノコトナレバ、鍋嶋人數ヲ早速嶋原ヘシユッヂンアルベシト云ッカハシ、又キンリンナレバ、筑後兩城ノ軍勢モ、キット松倉ガ城ヘ出陣アルベシト使ヲタテ、ナラヒノ嶋、天クサヘモ寺澤小勢バカリニハカユクベキニアラザレバ、細川越中守忠利ノ人數ヲアマ草ヘハイダサルベシトチウシンシ、此オモムキヲサッソク江戸ヘ飛馬ヲタテ、ヲッテキウメイツカマツリ、尊意ヲヤスンゼントノ言上トコソキコヘケル、シカル間、肥前龍造寺ノ城主鍋嶋信州ハ、武藏國江戸サンキンニ依テ、チヤク男紀伊守元茂、次男甲斐守直澄、一萬五千ヨ人引卒シ、同國嶋原ヘハツカフアル、サテ筑後久留米ノ城主有馬玄蕃頭豐氏モ在江戸ナリシコトナレバ、子息兵部大夫忠里、八千餘人シタガヘテ、嶋原ヘコソ出陣アル、同國柳川ノ城主立花飛驒守茂政、コレモ在江戸ナリケレバ、猶子左近忠茂五千餘人ヲ引卒シ、タカクノ城ヘハツカウアル、サテ又肥後ノ軍勢ハ、細川越中守忠利父子トモニコレ又江戸在勤ニ依テ、家臣長岡佐渡守有吉賴母佐兩人、一萬餘人ヒキツレテ、アマ草ヲモテヘ出陣ス、カヽルトコロニ、アマ草ノ領主寺澤兵庫頭忠高ハ、居城カラツヘ歸城シテ、在國城ヲカゾフレバ、ノコリスクナク、ヒンヂンシトミヲカ籠城セシムルユヘ、ワヅカ八百餘人ヲヒキグシテ、アマ草ヲモテヘ出船ス、同所軍奉行ニハ、牧野傳藏、松平神太郎、林丹波守コノ三人トゾキコヘシ、爰ニ細川越中守忠利ノチヤク男肥後守光利、イマダ幼歲ノ始ヨリ、武藏國御ハタモトニ在住ニテ、ソノコロ十八歲トキコヘシガ、肥後國人數、アマ草ウッテ

ニハツカウノヨシ告來リ、御暇ヲノゾミ給ヒ、夜ヲ日ニツイデ肥後ノ國ヘハセクダリ、一萬ヨキヲ引卒シ、十二月六日、コレモアマ草オモテヘ出陣アル、詰ル内ニアマ草中ノト、ウドモ、此ヨシヲツタヘキ、、カナハジトヤ思慮シケン、トルモノモトリアヘズ、小船ドモニトリ乘テ、コト〳〵ク嶋原ヘニゲワタリ、一處ニナリシトキコヘケル、シカルニ細川ノ先後ノ軍勢、ナラビニ寺澤兩勢ニテ、アマ草中ヲ尺地モノコラズカイソウセシトキコエシガ、モトヨリキ、落シタリケレバ、ト、ウ一人モ居ザリケル、サルニ依テ細川光利ハ、アマ草ツ、ガナシトテ、寺澤人數ニヒキワタシ、手ヲ空シテ本國川尻ノ津ヘニンジエヲオシ入レ、嶋原加勢ノウツテヲノゾミ玉フトキコエケリ、サテ又天草上使三人ハ、有馬ノ浦ヘオシワタリ、板クラ石谷兩人ニクハ、リタマフトキコヘシ、サテモ嶋バラアマ草兩所ノ一揆等、兩鴻ノ所守、ナラビニ、リンゴクノ諸軍勢、吉利支丹誅罰ニハツカウノヨシヲキ、、四郎ヲ始、一キノ頭首等、オホキニオドロキ、コノマ、シヨ〳〵ニ人數ヲメシヲキ、勝利タヤスカルマジ、サレバタカクノ郡有馬ノウラハラノ城ハ、ムカシヨリ名ヲ得シ城、天守ヨリ一國一城ノ外、キンゼイノ法式タルニ依テ、カノ城守ナクシテ、今ハハヤ荆棘ノハラノジヤウトナリヌ、シカレドモヨウガイチツトモムカシニタガハズ、此城ニコモリナバ、鎭西ハサテヲキ、天守ノ御出馬タリト云フトモ、城中ニ粮米鉦藥ツキセズバ、落城オモヒモヨラズ、ソノ上ヘ天帝ヲ世尊濶廣シ奉ラントノ籠城ナレバ、勝利ヲウベキコト、タナゴヽロノ中ナリトテ、カノ古城ヲ十二月朔日ヨリ十日中ニ、城中普請ヲト、ノヘテ、コト〳〵ク人數粮米ニイタルマデ、トリコミケルトゾキコエシ、カノハラノジヤウト申ハ、二方ハ海マン〳〵トシテ、コトサラ屏風ヲ立タルゴトキノケンソナレバ、船ヲヨスベキヤウモナキ、トリワケ手アキノアク所ナリ、二方ハ又キシタカクソバダチ、ソノ下ハフケ也、城ノソウガハ、マハリ百餘町モアルラン、ソノ間ニ數千ノセイキヲタテナラベシガ、凪ニヒルガヘツテナビクケシキハ、秋ノ野ノヲバナガスヱニコトナラズ、サテ築地ヲタカクツキ、サマヲキリ、サカモギヲヒイテマチカケケレバ、ナニホド多勢ナリトテモ、タヤスク落ツベキトハ見エザリケリ、城中ニハククツキヤウノケンミンラ

二萬餘人、ソノ外働弱子妻ノヤツバラ一萬六千餘、都合三萬六千餘人トゾキコヱ、原ノ城總大將ニハ、件ノワラハヲ受領サセ、アマ草四郎太夫時貞ト號シテ、本丸ニシヤウ用ス、オナジクトモナフ者ドモニハ、蘆塚忠右衛門、渡邊傳左衛門、赤星主膳、馬場休以、會津宗印、同右京、毛利平左衛門、林七左衛門、松竹勘右衛門、三宅次郎右衛門、久田七郎右衛門、泰村休津、打田杢丞、コノ十三人ハ籠城ノラウ人衆トテ、諸民崇用シ、時貞同坐ニツラナツテ、伽慰ノ者トゾキコヘケル、サテ城中モチロノ大將分、山田右衛門作、大浦四郎兵衛、働民二千餘人シタガヘテ、本丸ノ持口カタメタリ、二ノ丸猛農ノ頭首ニハ、千束善左衛門、上總助右衛門、同三平、戸嶋捴右衛門、此四人五千二百ヲシタガヘテ、二丸ヲコソカタメタリ、二ノ丸ノトリ出シヲバ田崎刑部ガウケトツテ、寄農五百デカタメタリ、三ノ丸ヲバ、大江源右衛門、布津村吉藏、堂崎對馬、北有馬久右衛門、此者ドモ二千五百ヲ引卒シ、持口ケンゴニタモツタリ、同出丸ニハ、ト、ウ五百餘人ヲ有馬ノ掃部ヒキマハス、大江口ヲバ、櫛山、小濱、千々輪、口ノ津、上津浦村、此五箇村ノ者ドモヲ、大矢野三左衛門、一千四

百デカタメタリ、池尻口ニハ安德木場ノモノドモ六百ヨ人、蓑村右兵衛木場作左衛門ゾヒキマハス、田尻口ヲバ深江次右門、五百ヨ人ヲウケトツテ、持口ヲコソカタメタリ、コノ外大矢野松右衛門山善左衛門兩人ニ、健民二千餘人アヅケオキ、持ロアヤウキトコロニハ、加勢ノタメノ浮人也、サテ又軍奉行ニハ、有江監物入道シテ休意ト號ス、コレヲ始トシテ、蘆塚忠兵衛、松嶋半之丞、布津村代右衛門、アマ草玄札、此五人ヲバ、軍奉行ニ定ケル、ジヤウ中諸事ノヒヤウ定人ニハ、上總村、有馬村、有江村、布津村、田崎村、深江、三江、木場、チヾ輪村、◦（上脫カ）津浦、下津浦、大矢野、カヤウノ在家村々ヨリ、日來民首ノモノドモヲ、二十三人サダメキヲ、ナニゴトニオイテモ、ヒヤウヂヤウノ時節ニハ、コノ者ドモガウチヨツテ、トカクノ議定ヲナスニヨリ、二十三人ノ談合人トゾ申ケル、使バンニハ、池田清左衛門、口ノ津左兵衛丞、チヾ輪作左衛門、此モノドモトゾサダメケル、夜マハリノバンガシラ、四鬼丹波守義安、柄本左京進之時、此兩人ハ古老ノテガラニントゾ申ケル、城中ノテツポウハ、二千ヨチヤウトキコヘシガ、ソノ總大將ハ、柳瀨茂右衛門、鹿子木右馬

助、時枝隼人正トテ、此三人ハ、何レモ六十猶豫ノ古士ナルガ、日夜朝暮ニハセメグリ、持口ユダンナキヤウニ、テツポウヲコソウタセケル、サテハタガシラニハ、高句權八楠浦孫兵衞兩人也、總奉行ニハ、蜷川左京、森宗意軒、カクノ如ク、ソレ〳〵ノ持口ヤクツケヲナシ、武家ヲウツシ、武勇ヲタモチ、ウヘナキ仕合ドモニフルマフハ、タメシスクナキ次第也、

山田右衞門作以言語記卷之十

十二月廿日原城一番攻ノ事

シカル間、松クラ長門守勝家ヲサキ手トシテ、鍋嶋紀州元茂、同甲州直澄、立花左近忠茂、有馬兵部大夫忠里、オノ〳〵ニンジユヲ引卒シ、ハラノ城ヘオシヨセ玉フ、上使板倉石谷ソノホカノ御目附、何レモ出陣マシ〳〵テ、ハラノ城ヲミ玉ヘバ、アシニ相イノ次第也、コレハユ、シキ大事ナルベシ、ガウ人バラト思アナドリ、ソコツニカ、リ玉ハズトモ、マヅムカヒヂンヲトリ玉ヒ、セムベキテイヲミセシメバ、ト、ウノカリアツメタル勢ナレバ、一和ニケンゴハヨモアラジ、タブンカウサンノ扱佗目前ナリ、ナイシセムベキホドナラバ、諸手不レ合シテナリガタシト、板クラ石谷ギヂヤウニテ、オノ〳〵ムカヒヂンヲゾ居ヘラレケル、サテアルベキニテアラザレバ、ヨセテノ軍勢カズノテツポウ、大石火矢ニテ、日カズ送リウチケレドモ、城中ノヤツバラ、カツテクッカカウタクノテイモナク、サラニコト、モセザリケル、シカルトコロニ、松クラ長州

ノ後陣ナリシ、立花左近、有馬兵部大夫サキテヲノゾミ、敵城マヂカクシヨリヲツケ、ヒトヘニテツポウズクメバカリニテ、ムナシククワウインヲヲクラル、、サルホドニ十二月十九日ノコトナルニ、板クラ石谷諸將ニムカツテノタマフハ、カクテ烏兎ヲオシウツシ、イツマデトテカアルベキゾ、マヅ今夜諸勢ニトキノコヱヲアゲサセ、夜カケノテイヲアラハシ、城中ノヨウダイヲウカヾヒミン、ソレニモオソレズ、强敵ナサバ、ヨシ〳〵寄手小勢ナリトモ、ト、ウバラノ籠城ナレバ、ニンジユハイカホドアリトテモ、セメオトサンコト掌握ナリト宣ヘバ、諸將ノメン〳〵一同ニテ、ソノ日ノ暮ニモナリケレバ、シヨグンゼイ夜カケノテイニソラゼメシ、トキノコヱヲアゲケレバ、城中ノト、ウラモ、同クトキヲ合セツ、、シヅマリカヘツテ居タリケル、シカル間、板倉内膳ノタマフハ、此マ、居テハセンモナシ、一セメセントノギヂヤウニテ、軍ノセイバイヲゾセラレケル、マヅ鍋嶋ノ人ジユニ西松山ヲ乘トラセ、トキノコヱヲアゲサセバ、城中ノトトウドモ、大半ハ西ノ手ヘウチイデナン、シカラバ東ノ大手ハ變隙ナルベシ、ソノトキ立花人ジユハシヅマリカヘツテヲシヨセ、カラメテノトキノコヱヲ相圖ニシテ、一度ニドツトセメイラバ、タトヒフセギタタカフトモ、追手カラメテモミアハセ、タヾ一ノリニ乘捕ント、板クラ内膳指圖ニ依テ、十二月廿日トラノ刻ヨリ鍋嶋人ジユ一萬三千人、モトヨリ、相圖ノコトナレバ、西ノ手松山下ニヲシヨセテ、トキヲドツトツクリカケ、カノ松山ニヒタ〳〵ト乘アガリ、ト、ウノ立オクノボリドモカナグリトツテ、オメキサケンデセメカケヽレドモ、コノ松山ト申ハ、遼見セシニコトカワリ、語ヲヽビナリナル狹山ニテ、人數ヲタツルニトコロナキ切所ノ山ニテアリケレバ、城中ノヤツバラ、スコシモオドロクキシヨクナク、本丸ヨリ橫矢ニミオロシ、弓テツポウヲハナツコト、篠衝雨ニコトナラズ、サシモノ鍋嶋大人數、指圖ノ山ヲバノリケレドモ、此鉦箭ニタマリカネ、四度路ニナツテ見エケレバ、元茂直澄コレヲ見テ、叶ヒガタクヤ思ハレケン、コト〳〵ク人數ヲコソハヒキ入ケレ、サテ又立花人數ハ、丑ノ刻ヨリシノビヤカニ人數ヲイダシ、大手ホリキリギハマデ、夜ニマギレ持ダテ、カイダテトリ持テ、相圖ノ時刻ヲマチシ處ニ、鍋嶋人ジユノ時ノコヱトヒト

シク、左近忠茂手勢五千餘騎ヲ勇メモミタテ、楯竹手把ヲツキカザシ、東ノ大手ヘ雲霞ノゴトクセメヨセテ、只一ノリニトス、メシガ、寄手ノアンニ相違シテ、城中ノヤツバラカチテ定メシコトナレバ、持口切ニハタラク間、三ノ丸ノ大將分、大江布津村堂崎ナド、三千五百揆引マワシ、爰ヲセンドトフセガセケレバ、寄手多勢ノ人々ヲ、遠キハテツポウニテウチヲトシ、近ヅク敵ヲバ大石アマタトリ持テ、オメキサケンデウチケレバ、勢アマツテツキカザス、タテ竹タバモ、ミヂンニウチクダカレテ、タヾヨフ所ヲ、城中ノイテドモ、サシツメ〳〵イケル間ニ、方ノ坂ヨリコロビヲチカサナツテ、友道具ニツラヌカレテ、手負死ヲイタスモノ、ソコバク也、コレニモシラマズ、ナヲ屛ノ手ヘセメヨルヲ、ハヤリ長刀ニテツキチラス、寄手ノ人數、コ、ロタケクハイサメドモ、ドウ勢ハツヾカズ、サシモ勇氣ノ忠茂モ、カクテハ勝利アラジトヤ思ハレケン、ソノマ、陣ヲヒキトリヌ、ソノ日立花左近手ニウチ死ノサブラヒ、マヅ立花三左衛門、十時吉兵衛、佐田清兵衛、渡邊次郎右衛門、綾部藤兵衛、車田三郎右衛門、岡田久右衛門、小野掃部、コレラヲサキトシテ、人持物頭廿八人討死ス、ソノ外手負ノ侍六十九人、ザウヒヤウカレ是討死手負三百八十餘人トゾキコヘシ、鍋嶋手ニハ、强戰ニ及バヂバ、シカルベキ侍ドモハオホクハ損セズ、鉦矢ノ手負ハオホカリケリ、シタジタ足輕ドモ、是モ二百餘人討死ストゾキコヱ、其外方々國々ヨリ、上使ニツキシ武士ドモ、三十四人討死ス、松クラ長州ノ手ニモ手負ヲカウブル者多シトキコヘケリ、ソノ日城中ニハ、死人ハ一人モナシ、手負ハ少々アリトカヤ、是軍ハ勢ノ多少ニモヨラズ、只ハカリコトノ圖ノ當違ニ依ルトハイヘドモ、此時ノヤウダイハ、アナカチ城ヲノルベキ手ダテノゴクイニアラズ、カクセムベキ風勢ヲ城中ノヤツバラミタリセバ、サダメテカウサンヲヤセンズラント、試切ノ意趣トキコヱケレバ、コトワリスギテオボエケリ、

山田右衛門作以言語記卷之十一

元日原ノ城二番攻ノ事

カクテ光陰矢ノ如ク、極月二十日ニナリニケル、カヽルトコロニ、天守ノ御目代トシテ、松平伊豆守信綱、戸田左門氏繼、カサネテ御下知ヲ蒙テ、有馬ヘ下向トキコヘシガ、スデニ著船明々日トフウブンス、板クラ、石谷キヽ給ヒ、何レモ寄手諸將ニムカツテノタマフハ、肥前有馬ノ一キバラ退治ノタメニ、自他ハセムカヒシトコロニ、カサネテ信綱サシ下サルヽ條ハ、サダメテサンヌル廿日ノ城攻ヲシソンジタルニヨツテ、御逆鱗トオボヘタリ、サレバスギニシ城乘ニ、ドウ勢ツヅカザルニ寄テ、寄手フカクノマケヲナシ、世ノ人口オサヘガタシ、ツラ〳〵思按ヲイタスニ、此度ノ城攻ハ、古來ノ例モイリガタシ、其謂ハ必死徒黨等數萬ノ籠城ニ、味方モ敵ニ對揚ニテ、カクマヂカクオシ詰カコムコト、農民トオモヘバコソ、古今珍事ノ城攻也、シカリトハイヘドモ、城ニハ糧道タヘテ、後詰ノ助成ナシ、コトニ一キノアツマリ勢、俄ニ發スコトナレバ、彼是虛實オホカリキ、味方ハ敵ニ對スレバ、一騎當千ノ猛民ト謂、糧道水木自由也、カクノ如キノ實ヲモチ、ト、ウノキヨ城ヲセメンコト、ナニ、ヨツテチ、スベシ、今度ハ前ニヒキカヘテ、諸手一同ニ大手ヨリ、一向ヒツ死トセメイラバ、城ヨリ射出ス銃矢ハ、刹那ノ間ノコトナレバ、手負モサマデハヨモアラジ、塀ウラヘドツトセメ寄テ、ヤリ太刀間ニオヨンデハ、ガウ人ノヤツバラ、イカデカフセギトヾムベキ、ソレニ日カズヲヲクリナバ、近日信綱ハセクダリ、他勢ヲ以テ此城セメヲトサンニ至テハ、カタ〳〵ワレラニイタルマデ、トンナキコトニナリユキテ、ホトンド後日ノ悔ヲイカヾセン、只トニカクニ此勢ニテ、キウニ一揆ヲセメヲトシ、ラチアケバヤト議定シテ、アラタマノ年ノハジメハ、敵モ味方モ祝心不意ノトキナレバ、翌年元日ニ惣ゼメセントゾサダメラレケル、諸將ノメン〳〵コノ儀モツトモシカルベシトテ、ヲノ〳〵用意ヲゾセラレケル、城ゼメノ時ドリハ、辰ノ一天トゾ聞ヘケル、今度大手ノ先ガケニハ、有馬兵部太輔トサダマリケル、松倉鍋島諸手トモニ相圖ノトキヲゾ待タレケル、然所ニ忠里一手ハ素ヨリ先陣ノ用意ナ

レバ、諸手ニ先ヲセラレジトヤオモヒケン、又先ガケノ印シニ諸軍ニヌキンデ夜ノ間ニ城ヲセメヤブリ、後陣ニチンクワイサスベシトヤ思ハレケン、又鷄明ノ比ホヒヨリ、スセンノ人ジユヲクリ出シ、城ノ大手三ノ丸堀キリギハヘオシヨセシガ、城中ノト、ウドモ、此由ヲキ、ツケテ、健ミンノヤツバラ一千バカリウチ出、弓鐵炮ヲトリモツテ、降雨ノ如クウチカケ、レバ、ヤサキニス、ム士卒ドモ、討死手負ノ別チナク、一千餘人時ノ間ニウタレケレバ、心タケクモ押寄シ久留米ノ軍ゼイコト〲ク、寅ノ半バモスギザルニ、サン〲ニ敗北ス、城中ノヤツバラ此勢ヒニゼウジテ、夜討ノタメカ、ヌケガケカ、優シク寄セシ人々ノ暗夜ヲタノミニグルカト、悪言ハイテ追ウチス、ニガ〲シキアリサマ也、寄手殘勢是ヲ見テ、過不及有間ノ城ノリカナト、カボクノヤカラハ云アヘリ、サルホドニ、後陣ノ軍勢ハ、カチテサダメシ元三ノ刻限ニモナリケレバ、諸手一同ニ大手ノ城戸ニオシヨセテ、時ヲドツトツクリカケ、タテ竹タバヲツキカザシ〲、進ニス、ンデヘイウラマデニツキケレドモ、城中大手ノ多勢共、一人モシリゾカズ、テツボウ、弓、ヤリ、ナタ、長刀、大石、大木トリモツテ、近附ヨセテノ軍勢ヲ、ミヂンニナレトウチケレバ、或ハテツボウニウタレ、或ハナタ長刀、大石等ニウタル、モノ、幾千人ト云數ヲシラズ、シカル處ニ、城中ニハ、四郎ヲハジメ老士ドモ、コマカケマハシ、ザイフツテ、ヨセテノ人數ハ手ワケヲセズ、只一方ヨリカ、ルトミエ、カチテノ用意ハ此節也、山大矢野ガ加勢ノ人數ヲサシクハヘヨト下知ヲナシ、助成ノ勢ヲオシアハセ、大手ノ持口五千餘人ノト、ウドモ、コ、ヲセンド、フセギケレバ、ヨセテ多勢ノ軍兵モ、死ヲカロンジ、名ヲオモンジ、討死コ、ゾト思定シテ、オモテモフラズカ、リシガ、モトヨリツヨキ大手ノキドニ、合力勢ハ一倍セリ、テツボウ弓ヲシゲク立、ス、メルヨセテノ軍兵ヲ、近近トヒキウケテ、ヱラビウチニテウツタリケル、サスガ寄手ノマウゼイモ、此キヨクセンニ勇氣折レ、ス、ミカチテゾミエニケル、板クラ内膳コノ由ヲ見タマヒテ、控捲ノアマリニヤ、一陣ニヂ、ミ出テ持タルザイヲ振リマハシ、不進ノ士卒ヲ勇メント下知シタマヒシトコロニ、城中ヨリノテツボウニテ、ハカナクナラセ玉ヒケリ、石谷十藏松平神三郎モセントウニヌ

キンデ、手キズヲカウブリ玉ヒニキ、カクテ寄手ノ軍勢ハ、サスガヒクベキ上使ノ御下知モナカリシカバ、城ヘモカ、ラズ、マタメン／＼ノ陣屋ヘモカヘラズ、タヾモウゼイノ人々、中有ノヒヤウチンニテ、ト、ウノ的ニゾアタリケル、シカル間、諸將ノメン／＼、此ママ有テハセンモナシ、ヲノ／＼人數ヲイレントテ、辰ノ刻ヨリオシヨセテ、未ノ刻ニヒキケルハタヾゴトナラズミエニケリ、軍サンシテキ、ケレバ、ソノ時シモ城中ニハ、ラウシノトモガラウチヨツテ、カ、ルゼンシヤウアリナガラ、イザヤヨセテノヒキイロナルニ、追討セントタクミシガ、サスガ兵家ノシルシニヤ、カホド亂シ大軍ヲ、イクサヲモツテシヅ／＼ト、クリヒキスルヲ、四郎見テ、イヤ／＼十勝ヲコノムハ負招ノモトイタルベシ、今コノトキニ追ウチハアシカリナントセイスレバ、イヅレモナリヲシヅメケルトゾキコユ、ソノ日ヨセ手ニウタル、人數、マヅ有馬忠里家頼ニハ、討死ノサブラヒ九十ヨ人、手負ノサブラヒ百七十五人、ザウ兵ドモニウチ死手負千百有餘人、鍋嶋家頼ノ人々ニハ、大頭モノガシラ、サブラヒブンノモノドモ三百八十三人ウチ死ス、手負ノサムラヒ四百ヨ人、ザウヒヤウカレコレウチ死手負二千五百ヨニンナリ、松クラ長州家來ニハ、討死ノサブラヒ十七人、手負ノサブラヒ四十九人、ソノホカアシガルザウニンドモニウチ死手負三百二十七人、同松クラ右近手ニツイテ、ヲシヨセタリシ諸牢人、二十二人ウチ死ス、コノ外方々クニ／＼ヨリ上使ニツキシ軍使ノサブラヒ三十餘ニンウチ死ス、同手負ノモノドモ五十ヨ人トキコユ、惣ジテソノ日ウチ死手負オシナベテ三千九百二十八人トコソシルサレタリ、前代ニタメシナシ、サテ末代ニアリガタシト、諸人申ゾ合シケル、ジヤウ中一キノ手負死人ハ、ワヅカ九十ヨ人トキコヘケル、コレタヾゴトニアラズ、イカサマテンマノシヨキトゾオロカノ輩云ヒアヘル、サレバジヤウ中ノヤツバラ、カクヨセテノ負勞ノ變ヲウカヾヒテ、夜陰ニオヨンデ夜ウチセバ、ヨセテノ運ノキワメナランニ、ヨセザリケルコソ、セメテノコトナレ、コノゴロハ毎暮夜半ニオヨビ、西天朦朧オビタヾシク、ソノ外禎祥ノ氣オホカリキ、フシギト云フモアマリアリ、

山田右衛門作以言語記卷之十二

松平伊豆守信綱戸田左門氏繼有間下向事
附隣國ヨリ加勢事

サルホドニ、上使ノ人々、カクテハ無人ナリトテ、ソノ翌日二個日、肥後ノ大守、筑前ノ大守、兩國ノ人數ヲモイソギオシムクベキヨシ言ヒツカハス、カヽルトコロニ、御目代松平伊豆守信綱戸田左門氏繼着船アツテ、彼軍陣ヲ御ランジテ、マコトニコレハ無勢也、イヨ〳〵キツト兩國ヨリ人數イタサルベキノムネ、カサネテチウシンアリケレバ、肥後ノ大守ノニン數ハ、モトヨリヨウイノコトナレバ、細川肥後守光利二萬三千ヲ引率シ、正月三日ノ曉天ニ肥後國川尻ノ津ヲ出船シ、同キ四日ノバンケイニ、肥前國洲川ノ浦ヘ着船ス、原ノ城ヨリソノ間ワヅカ一里ノトコロナリ、細川人數、ソノ夜ハ洲川ニ野陣ヲカケ、カヾリヲアマタトコロニタカセ、オビタヾシキアリサマヲ、城中ノドヽウ遠見シ、イトヾケウクヲナスラント、寄手ノ老士ハイヒアヘリ、シカウシテ翌日巳ノ刻ニ、人數ヲ有馬ヘオシイレテ、城ヨリイヌイノ山手ヘ陣ヲトル、サテ原ノ城大手ノサキ手松クラ長門守勝家、舊冬ヨリシヨ〳〵ニテ人數ヲウタセ、アルヒハ手負、アルヒハツカレハテ、長陣ノ働キ不如意ナレバ、何レノ御手ヘナリト大手ヲ上裁ニアヅカラント、御目代ニシキリニ訴訟アリケレバ、オリフシ細川肥後守アラテノ大軍ナレバトテ、スナハチ大手ヲヒキワタサレ、細川光利大手ノサキ手ニテ仕寄ラレケル、カカリタルトコロニ、寺澤兵庫頭忠高モ、アマ草別儀ナキニ依テ、コレモ有馬ヘ出陣アル、筑前ノ守護黒田右衛門佐忠之人數モ、正月中旬ニ忠之在江戸ナリケレバ、舍弟黒田甲斐守、同市正一萬八千ヨ人引率シ、有馬ノウラヘハツカウアル、嶋津人數モ五六千、嶋津下野大將分ニテ、有馬ノウラヘオシワタル、カクテ原ノジャウ強敵ノムネ上聞シ、在江戸ナリシ九州ノ諸大名、何レモ御イトマタマハツテ、原ノ城ヘゾハツカウアル、マヅ細川越中守忠利、黒田右衛門佐忠之、鍋嶋信濃守勝茂、有馬玄蕃丞豐氏、立花飛騨守茂政、小笠原ノ一黨、有馬左右衛門佐、水野日向守、何レモ御下知ヲ蒙テ、夜ヲ日ニツイデ肥前國有馬ノ浦ヘチヤク陣ア

ル、ソウジテ寄手ノ陣ナミハ、敵城ヨリ東西北ヲトリマハシ、オノ／＼陣ヲゾ居ラレケル、マヅ大手東ノ口細川越中守忠利、ソノ次立花飛騨守茂政、ソノ次松クラ長門守勝家、有馬玄蕃豊氏、ソノ次鍋嶋信濃守勝茂、ソノ次小笠原ノ一黨、ソノ並ニ有馬左衛門佐、ソノ次寺澤兵庫頭忠高、西ノハマデヲバ黒田右衛門佐忠之、持口ノムカヒヂン、オノ／＼カクノゴトク也、水野日州ハ、ハルカニチサンナリケレバ、陣處ノアキアラズシテ、後陣ノ山手ニヒカヘタリ、嶋津人數肥後勢ノ陣屋ノハヅレ、城ヨリキタノハマデ、コレモホドヘテヒカヘタリ、サテ御目代伊豆守信綱ヲハジメ、何レモ上使ノ人々ハ、立花松クラ兩陣ノヲク、スコシ小ダカキ山ノ手ニオノ／＼ヂンヲゾ居ラレケル、ソウジテヨセテノ御人數ハ十二萬五千ノツモリトゾキコヘシ、カクテ在陣ノ諸將、イヅレモ御目代ノ指圖ヲマモルニ依テ、スデニコノ城ツリヲトサント、所存ノ將衆モアルラメド、オノレマカセニナラザレハ、名譽ノ老若會陣シテ、謀智ヲアフハスコトモナク、ムナシク日數ヲオクラル、、アルトキ伊豆守メン／＼持口ノ諸將ニムカツテ宣フハ、信綱イマダ軍功ナシトイヘドモ、スデニ御下知ヲ蒙ツテマカリムカツテ候上ハ、ヲノヲノオモンバカリニモレタリトモ、只信綱ニ任セラルベシ、サレバソレガシガ所存ノヲモムキ上意ノム子、ヒトヘニ同意ナルニヨツテ、城ノリ停止セシム、ソノ意趣トテモ別儀ナシ、一キノヤツバラ數萬ニオヨビ、トリ籠リ、スデニ死ヲ宗トシテ、カ、ルヲ待ヌルト、ウラニ、是ヤリアイノ軍ニモアラズ、弓テツポウニハ武農ノヘダテアラバコソ、ソレニ名ヲエシサブライドモヲ、トホヤニカケテウタセンコト、ハナハダモツテ暗事ナリ、ツク／＼敵ノ行粧ヲミルニ、是古跡ノ城トハイヒナガラ、俄ノフシンナリシユヱ、物アサマニハミエケレド、城中必死ノイハレニヤ、ハヤスカドノ城ゼメニ、一度モ味方ニ利ナシトキク、爰ヲガウ人トオモヒアナドルトコロ、カヘツテ不覺ノ至リ也、タヾ／＼サクヲフリマハシ、吉利支丹ノヤツバラ一人モ散セズ、リヤウ盡ノセメニシクハナシ、上意猶モツテソノムネナリ、諸手トモニソコツノハタラキチヤウジアルベシ、セムベキ時節ハヲノ／＼ヘ令觸スベシ、サレバトテ只イタヅラニアランヨリ、竹タバナドヲツケヨセサセ、ツキ山栖樓ナドヲユル／＼ト

コシラヘ、只テツポウズクメシカルベシ、信綱モテツポウヲウタセントテ、長崎ヨリ唐船四五艘マチキヨセ、オランダ人ニ大石火矢ヲウタセ、クワンイノテイニテ見物シテゾオハシケル、サル間諸將何レモ御目代ノサシヅニマカセ、城ノマハリニ二重三重ニ大サクヲノリマハシ、サテツキ山、セイロウ、竹タバタテノ板ヲトリソロヘ、ヲノ〳〵敵城ヘシヨリツヽ、ヒトヘニ鐵ポウズクメバカリ也、海手ヨリハ肥後筑前ノ國守ヨリ五十ヨサウノ番船ヲイダサセ、海上ヨリモ大石火矢大テツポウヲスキマモナクコソウチカケケレ、サレバニヤ城中ノ一キ等モ、アマリニ手シゲキテツポウニ、栖居テリガタクヤ思ヒケン、數千軒ノ民屋ヲコト〴〵ク地ヲホリ、土蔵ノゴトクニコシラヘテ、タトヘバ狐狸ノ栖居ノゴトク、カホドスセンノ民屋ヲ、火矢ノ用心ニヤ、シツカイヌリヤニコソハシタリケル、ムカシヨリ籠城オホシトイヘドモ、本朝ニオイテチンジ也ケルロウ城也、イカサマニモ此城ノコシラヘ、コウガイノカマヘ、諸事萬端ニイタルマデ、農人バラノ智リヤクニハ思ヒヨリナキコトナレバ、諸人不審シヒラカズ、古往ヲヒクニ例ナシ、イカサマニモ籠城ノ黨類ニ、レキ〳〵ノ古老ノ武士ノアルニヤト人々申合シケル、

山田右衛門作以言語記巻之十三

二月廿一日吉利支丹等夜討ニ出シ事

カクテ城中ノト、ウラ、今マデハ鎮西ノ諸大名ノコリスクナクヨセケレバ、今ヤセメン、今ヤノラントマチシカドモ、カノ大サクニキヲ失シ、サテハ城ノリ停止シテ、隍塹ノ攻ニオコビスト、城中ノヤツバラ、イヨイヨ心モツカレケル、カクテ光陰フルホドニ、青陽モウツリ、照月モナカバスギヌ、カヽルトコロニ四郞時貞、城中寺山ノ長首ヲ近開ケ、コノ城ノテイタラク、ツク〳〵トクワンヅルニ、ハヤヨセテ兩度ノ城ノリニ手ヲヂシテ、セムベキ議色ヲトヾメ、兵粮ヅメニスルトミヘタリ、カヽル上ハ、寄手大軍ナリトテ、イタヅラニ日ヲオクリナバ、數萬ノモノドモムナシク飢死センコト、多日ヲウツサジ、ソノ上後詰ヲタノムニモアラズ、クウジヤクニ籠城オホシト云ヘドモ、粮水ツキテハ數日ヲウツサズ落亡ス、當城モハヤ兵粮乏絕ニオヨバントス、シカルニスマンノモノドモイタヅラニ餓死センヨリ、イマダ勢力ノノコルウチニ、イカニモ寄手ノ兵ニムカヒキヨクセンノ勝負ナラデハ、ミカタノリウンアリガタシト思フ、オノ〳〵イカナルテダテヲカリヨケイユシマスト異見ヲトブラヒケレバ、皆頭首等コノ儀モツトモト同ジケル、ソノ中ニ有江ノ休意申スヤウ、時貞ノ言趣モツトモナリ、サレバ武家ノトモガラモ、去年始冬ノミギリヨリ永陣ナレバ、晝夜ノキヅカヒニ、上下トモニミナツカレナン、カヽルキヨヘンヲカンガヘテ、セウ〳〵夜討ヲイタシ、城中ノモノドモニモキヲツケ、目ヲサマサセ、シゼン寄手ニ失アラバ、又イカナル手ズテモアリヤセン、愚老ハ別慮ナシト云、オノ〳〵コノ儀シカルベシト同ジ、サテヨウチノヒヤウデウトリ〳〵ナリ、シカルトコロニ、時貞思案ニイハク、夜討ノ儀大手ヨリイタサンハ、細川人數手シゲク、シヨリヲツケ、キビシキテツポウナレバ、イダスニ人數ヲソンズベシ、有關、立花持口ハカヽリバアシヽ、シカラバ鍋嶋、寺澤、黑田手ニ人數ヲヒソカニオシ出シ、カズノ竹タバ、タテノイタ、ヂンゴヤドモニ火ヲカケサセ、ソノ火ヲ相圖ニサダメテ、城中ヨリトキノコヱヲアゲサセバ、サシモニオホキ寄兵ドモ、ミナアハテサワギ、アルヒハ

ヤケ死、或ハ同士ウチシテ、前後モサダカニワキマヘジ、サアランニ於テハ、ヨセテノ軍兵ノキヲツラチシ陣屋ドモニ、ミヤウクワフキシクホドナラバ、ウンカノゴトクヨセテドモ、ヘンシノ間ニ退散センコトウタガヒナシ、シカラバ大手ノ手シゲキ仕寄ドモ、一陣アフレテハ、ザンタウマツタカラジトオモフナリ、サアラバ寄手ノタモツ粮糧、鉦箭ウバヒトリ、大石火矢、大テツボウモミナ城中ヘトリコミナバ、日本國ガヨセタリトテモ、攻ベキテダテガアラバコソト、イト事モナゲニカタリケレバ、列座ノ者ドモコレヲキヽ、サテモユヽシキテダテヤト、イサマヌモノハナカリケル、サルアイダ、オノ／＼コノ儀ニ定メ、マヅ相言ヲシメシ、サテ二千人ヲ三手ニワケ、千百人ヲ蘆塚忠兵衞、布津村代右衞門、此兩人ニシタガヘサセ、黑田筑前手ヘゾオシムクル、サテ又天草玄札ニハ、六百餘人相ソヘテ、寺澤手ヘゾオシムクル、又千三百ヲ上總三平、千々輪五郎左衞門、兩人ニシタガヘサセ、鍋嶋手ヘゾオシムクル、此兩人ハ手ワケヲシテ、マヅ上總三平ニ五百ヨ人ヲシタガヘサセ、火矢、ヤキグサヲトリモタセ、ヒトヘニ火附ノ役ニソナヘ、大セイロウニオシムクル、同ク千々輪五郎左衞門ニ八百人ヲシタガヘサセ、是ハ一向夜ウチノテダテヲハカラセシトゾキコユ、コノ鍋シマ、クロ田持口ハ、所シモ寄手ヨリハナン所ナレドモ、城中ヨリ出ルニハ足場モヨク、日來モ諸人ノヒハンニハ、一キ夜ウチニイヅナラバ、サダメテ此口ヘイデナント云フホドコソハアリケレ、コロハ如月廿一日ノ夜半バカリノコトナレバ、目刺トモシレヌクラキ夜ニ、五郎左衞門三平ハ、千三百ヲシタガヘテ、鍋嶋手ヘゾオシヨセタリ、ナベシマソノ夜ノ仕寄番數千人ノモノドモ、オモヒヨラザルコトナレバ、アワテサワギ、敵フセガントスルヒマニ、タテ竹タバ、大セイロウ、サテヂンオクニト、ウドモ、手手ニ火ヲカケタリケレバ、オビタヾシクヤケアガリ、ヒルニチツトモタガハズ、ニガ／＼シキコトヾモナリ、コレヲ見テ、城中ノ殘黨ドモ、ヱツキノコ、ロアラハシテ、二萬ヨ人ノヤツバラ、一度ニドツトトキノコヘヲアゲケレバ、ロクヂモシンドウシ、天地モヒヾクナリ、サレドモ鍋嶋家頼ノシソツドモ、數千人居合テ、コ、ヲセンドトハタラキケレバ、夜討ノト、ウヲ百ヨ人討トリヌ、イケドリモ少々アリヌトキコヱ、鍋

シマ家頼ノサブラヒニハ、秀嶋四郎右衛門、石井九郎右衛門、コノ兩人討死ヲシタリケル、其外手負ノ侍二十四人下々足輕ドモニ手負討死八十四人トキコヘケル、サテアマ草玄札ハ、六百ヨ人シタガヘテ、唐津陣ヘ押ヨセ、ケンゴニ仕寄シ、竹手把ドモヲヒタ〳〵ト打破リ、本陣ヲコヽロガケ、ドットキッテゾイッタリケリ、コヽニ寺澤サキテノ大將ニ、三宅藤右衛門コノ由ヲキヽツケテ、スハヤ夜討トコヽロエテ、長刀ヲットリ、マッサキニスヽンダリ、折節有合郎從、又ハ組附ドモ、我ヲトラジトハセムカヒ、前後ヲハウシテタタカヒシガ、タガヒニウツツウタレツ、マコトニキビシキ働也、モトヨリヨセタルトヽウドモ、必死ノ夜討ナリケレバ、ヤリテツボウヲ事トモセズ、コヽヲサイゴトセメタヽカフ、アマリニツヨキトヽウラニ、寺澤方ノ人々モ、フセギカネテゾキコエケリ、サレドモ三宅藤右衛門、粉骨ヲ碎キ、死ヲコノ時トハタラキケレバ、三宅自身ガ長刀ニテ、吉利支丹ノヤツバラヲ二三人キリフセ、大ゼイノ徒黨ラヲカコミノ外ヘ追拂ヌ、ヒルイスクナキハタラキナリ、カヽルキビシキフルマイニテ、大將ノ藤右衛門三箇所手キズヲ蒙リケリ、

ソノ組ツキノ侍ニハ、陰山源左衛門、池田新助、松下半之丞、谷崎八左衛門コレラ四人ノモノドモハ、皆ウチ死ヲトゲニケリ、ソノ外手負ノ士卒ドモ、廿四人トキコエケル、サレドモ夜討ノ吉利支丹、卅五人ウチトリヌ、ソノ中三人ハ生捕タリト聞ヘシ、彼三宅藤右衛門、嶋子ニテノ耻辱ヲバ今コヽニテゾ雪ギシト、キク人ゴトニ言合ヘリ、サテ黑田右衛門佐忠之ノ持口ニハ、忠兵衛代右衛門千百人ヲ引率シ、一度ニドット押寄タリ、ソノ夜忠之持口ノ仕寄番黑田監物大將ナリシガ、毎夜物見ノ用心ニ、忍ノモノヲ十ヨ人、城邊ニ出シヲキヌトキコヘシガ、件ノ忍ノ物見ドモ、夜討ノモヤウヲ告來ル、竹手把裏ノ數千人、堅固ニ居タリシ士卒ドモオホキニサワキ、ツイテイデント仕タリシヲ、監物イカッテオシシヅメ、ヒゴロノソナヘハ爰ナリト、テカズノ人數ヲカコミノ中ヘサヽヘサセ、吉利支丹ノヤツバラヲ竹手把裏ヘイレジトテ、大勢ノ兵ケン刀キヨクセントリ持ヘテ、シヅマリカヘッテヒカヘタリ、モトヨリ寄タルトタウドモ、思ヒキッタル健民ナレバ、千ヨ人タヾ一ドウニドット寄、タテ竹手把ヲモキラヒナク、ヒタ〳〵ト討破リ、オメキサケン

デキツテイリ、大將分ヲト目ニカケ、監物ガ手ハ、面モフラズカヽリシヲ、二度マデドツトツキクヅシ、三度ニオヨブソノトキニ、吉利支丹ノテツポウニテ、惜哉黒田監物頭ヲ左右ニ打ヌカレ、ソノマヽムナシクナリニケル、ソノ子岡田佐左衞門カタハラニナリアヒシガ、タイ松ノヒカリニテ、コノ山ヲミルヨリモ、今ハカウトヤオモヒケン、猛勢一キノソノ中ニ、面モフラズ討死コヽゾト思定シテ、ドツトツイテカヽリケレバ、コレヲ見テ相伴人々、小川縫殿助、菅崎兵衞、郡勝太夫、新見太郎兵衞、杉山久太夫、ソノ外ソノ夜ノシヨリバン、ワレモトオボシキ侍ドモ、五六十、一度ニドツトツイテカヽリケレバ、サシモニタケキトヽウラモ、カナフベキヤウアラズシテ、クモノコノチル如ク、皆チリ〴〵ニ引ニケル、サレドモ夜討ノ吉利支丹、百ヨ人ウチトリヌ、ソノ中生捕十七人、都合忠之兄弟三人ノ手ニ討トルハ、一揆百卄三人トコソキコヘケル、サテ又忠之家頼ウチ死ノ侍ニハ、マヅ黒田監物、ソノ子岡田佐左衞門、相伴ノ者ドモニハ、新見太郎兵衞、杉山文太夫、明石權之丞、是ハ黒田市正[illegible]コレラヲ始トシテ、名ヲエシ侍ドモ七八人討死ス、手負ノ侍ハ卄五人トキコヘケル、惣ジテソノ夜筑前手ニ討死手負[illegible]兵共ニ五十四人トキコユ、サテ又ソノ夜討トッ、捕、鍋嶋寺澤黒田手ニ首帳二百五十八、生ドリ二十四人トシルサレタリ、諸手コレニ目ヲサマシ、用心キビシカリケレバ、ソノ後ハ一キノヤツバラ、夜ウチニモ出ザリケリ、

山田右衛門作以言語記卷之十四

二月二十七日吉利支丹籠城之事

井根村源五右衛門先掛ノ事

カヽルホドニ、イツラチアクベキトモナク、日數ヲムナシクフルトコロニ、フシギニ一キ籠城ス、ユヱヲイカニトタヅヌルニ、鍋嶋信濃守勝茂ノ手ニ、吉利支丹籠出城ヲコシラヘ、オキシガ、一キノヤツバラ、ハジメノホドハ用心ヲモキビシクシテ、當ハ城中ヨリテツポウヲモ打ケレドモ、コノホドハ、鍋嶋ツキ山ヨリノ大石火矢ニヤイタミケン、一キノヤツバラ、コノ出丸ヘハ往來ノケイゴヲトヾムトミエタリ、シカレバホウヨリノテツポウイカホド打テモ、城中イタムトミヘズ、シカルアイダ勝茂カノ出丸ヲトリ、竹手把ヲ附サセ、テツポウキビシクウタセナバ、城中ノト、ウコラヘガヌタテ、ツキイデン、ソノ變ニ乘ジテ、只一ノリニノツトラント計慮ヲナシ、御目代ニ出丸ノ仕寄ヲノゾミケレバ、所望ヤカナヒケン、ソノ日廿七日ノ午ノ剋バカリニ、出丸ヘ仕寄ヲツケタリシガ、シゼン

一揆打出ナントキノ用心ニヤ有ケン、具足武者三百ヨキ、竹手把裏ニニ カクシオキケリ、諸手ノ人數コノ出ヲ見ツケ、コハイカニ鍋嶋ニ拙テサキノリスルト見ハ、ヌリトテ、諸軍勢カツチウヲ帶シ、ヒシメケドモ、サスガ御ノレナケレバ、ツチ〲カヌキ御軍法モダシガタクテ、時ヲウカヾフトコロニ、鍋嶋コソ出丸ヘ竹手把ヲ仕ヨル用心ノヌスト、オノ〱ツヌヘキキ、ナヽバコソトテ、何レモ鳴ヲシヅメケル、カクテナミ鳴ハ數出丸ヘ仕コリヲツクルト見テ、ソノ持口ノ一揆ドモ、數十人トリコツテ、石テツポウヲゾ打ケヽケル、勝茂ハ數モモトヨリ用心ノコトナレバ、テツ炮ヅクメニ仕寄ケル、ゲニハナバシヤモゼイニテ、ソノ手ニスヽム一キラヂ、コトヾ〱ク打シラミケン、時ニナベ嶋手ノ御目附榊原飛驒守ノ子息左衛門佐、當二十七歲、イマダ若武者ノコトナレバ、御軍法ヲモソキマヘズ、ノリシホ吉ト諸見シ、手モトニスヽム時ノ若ヲヒキツレ、二ノ丸ヘイノ手ニノリ上リ、箭讀ヒキツメ、サン〲ニ射サスレバ、矢前ニスヽミムガウ人モ、スコシヒルムトコロニ、左衛門ツト二ノ丸ヘノリコミ、原ノ城一番ノリ榊原左衛門ト、ガウジヤウニ名ノ

ラレケレバ、親父飛騨守コレヲ見テ、御軍法トハイヒナガラ、愚息左衛門ヲ討セテハ、後榮イツヲ期スベシト、猶豫ナクドツト乗コミケレバ、後陣ニツメシ鍋シマ人數、上使討セテセンナシト、ワレモ〳〵トノリコミケル、城中ノ一キラハ、舊冬ヨリ數日ノロウジヤウ、朝暮ノキヅカヒニ草臥、アマツサヘコノ間ハジヤウ中ノヤツバラウヘニ及ビ、ミナツカレハテ、オノレオノレガ民屋ニ疲煩ノテイニテイルモアリ、アルヒハ粮絶ノアマリニヤ、海ヘンニ忍ヒ出、海サウモトムルヤツバラモオホカリケルトゾキコヘシ、サレバナベシマ出丸ヘ仕寄ヲ附ルトハキゝタル餘黨モアルラメド、諸手ハシヅカナリ、コトサラ白晝ニヤワカ寄セント、徒タウドモエダン强敵トナツテ、榊原父子ヲサキテトシテ、ナベシマ人數フト城中ヘノリコミ、ハウロク火矢ヲナゲゝレバ、二ノ丸ノ大手口、カスミトトモニヤキ立ル、コレヲ見テ諸手ノ人々、ナベ嶋ニサキノリセラレテンケリト、ニワカニコソハノリコミケル、マコトニクハキウノ城乗ナレバ、惣軍ノヨセテニカツチフヲタイスル人ハオホカラズ、多ブンハスハダニテコソハセノリケレ、カゝル内ニ大手ノサキテ細川越中守忠利、數萬人ノ軍兵ドモ持口ノ大手、三ノ丸ソクジニノリ破リ、ハタラクトタツラ討ステ突ステ、ガウ人バラノコトナレバ、頸トルマデニオヨバズ、ソノ足少シモタメラハデ、二ノ丸ハマ手ニトリカケテ、モミニモフテゾセメニケル、鍋シマ人數モ、二ノ丸、二ノキドヘトリコミ、コレモ即時ニウチヤブラントス、ミケレドモ、吉利支丹數千人、二ノ丸、三ノキドヘ打出、テツポウ弓ヤリトリモツテ、コゝヲサイゴトフセギケレバ、サスガナベ嶋大人數、押ヨセタリト云ヘドモ、城戸口ヤブリガタクシテ、トキヲウツストコロニ、細川人數ウシロノハマ手ヲ打ヤブリ、働農ノモノドモヲコト〳〵クキリステ、軒ヲツラネシ民屋ニ、手々ニ火ヲカケ、火花ヲチラシセメケレバ、城中ノ一キドモ、オモヒモヨラヌ後陣ヨリ破レニケレバ、前後ノ寄手ニアグンデ、バウセンノ力モツキハテテ、バウゼントシテミヘタリシガ、トテモカナハジトヤオモヒケン、多分本丸サシテニゲコミケル、細川人數ハヤクホンマルヘイノ手ヘセメ加ケヒキトル、一キ等少々討ステ、即時ニ本丸ヘノリ入ラントシタリケレドモ、本丸ノガフ人バラ、大石大木ヲナゲカケ、

或ハ弓テッポウヲハナチカケ、或ハトマ茨ニ火ヲ附ナゲカケ〳〵、ヤリ長刀ヲトリ持テ、本丸ヲノラセジト、爰ヲ最期トフセギケレバ、細川人數ハ後陣ニタダ利父子、コノ手ノ軍奉行ニハ、馬場三郎左衛門、二ノ丸ヘヒカヘ、諸勢ノハタラキ見物シテヲハシケレバ、細川人數殘足ヲヤハヂタリケン、ウタルヽモノヲノリコエ〳〵カヽリケレバ、數百人片時ノアイダニ石木玉箭ニウタレ、勢モスコシコダレテ、乗レツベシトハミヘザリケリ、サレドモ細川人數ゲニハ大軍ナリケレバ、新手ヲイレカヘ〳〵セメケレバ、サシモニ猛キ郷人モ、防戰ノタヨリアラズシテ、ソノ日二十七日ノ酉ノ下刻バカリニハ、本丸ヲ半分ヒガシノハマテヲノリトツテ、九ヨウノボリヲ入サセタルハ、比類ナカリシハタラキナリ、サテ又立花左近忠茂先手ノ家臣十時三彌之助、申刻中半ナランニ、本丸ヲノリトラントコヽロザシ、手勢七八人バカリニテ、モミニモフデカヽリケリ、ソノ組附ノ窂人ニ、根村源五右衛門寺田左衛門眞先カケテスヽミ、本丸ヒガシノ塀下ニツキ、粉骨ヲツクシテハタラキケル、城中ニハ郷人等コレヲ見テ、死場コヽゾト議定シテ、ウヘガウヘヨリオリカサナリタルハ、タヾ高山ヲクヅシオトスガ如シ、刹那ノアイデニ手オヒオホカリケリ、十時三彌之助モオモテモフラズハタラクトコロニ、大石ニアタリテ、手オヒケルトミエシガ、ソノ場ヲスコシ引下ルトコロニ、根村源五右衛門、寺田角左衛門ハ、シバラクフミトヾマツテイタリケルガ、時分ヨシイザノラント云、根村源五右衛門コレヲキクヨリハヤク、本丸ニカケ上リ、立花左近手ノ一バンノリトナノリテ、二人トモニ一度ニ本丸ヒガシノハマ手ヨリノリコミタルハ、タグヒスクナクミヘタリケル、コヽヲセンドトタタカヒシヲ、アヒノコルモノドモコレヲミテ、ジコクウツサズワレモ〳〵トノリコミ〳〵、テンデニブンドリヲゾシタリケル、カヽリケルウチニ日モクレケレバ、細川ノ人數本丸ヲ半分ノリトッテ、大柵ヲフリマハシ、ソノ夜ヲアカストキコヘシ、サテカラメテ黒田右衛門佐忠之、大江口ノ持口ハ、トリワケナン所ナリケレバ、日ゴロモ仕寄ヲハカ〳〵シク附ルト云コトモナク、時節トマチシヲリフシ、諸手ノ様子ヲ見附、コレモ數萬人ノモノドモ大江口、松山、アマ草トウノヤツバラ、コト〳〵ク討トッテ、ソノ日本丸ヲノ

ラントシタリケレバ、軍勢ハツカレタリ、ソノ上幕天ニオコビスレバ、チカラナク、ソノ夜ハ大江ノ丸ニサヽヘ玉フ、鍋島人數モ上使榊原ヲサキ手トシテ、二丸稜魁ヲバイタヽシカドモ、二ノ丸、三ノ城戸ノ夕、[illegible]、マコトニ冽シカリケレバ、カノ城戸口ニテ時ヲウツシ、日暮スレバ、コレモ本丸ハハエノリコマズ、本丸ノ出丸ニオシヨセ、ソノ夜ヲコソハアカシケル、ソノホカ立花、松クラ、寺澤、有マ、小笠ハラ黨、水野日州、有馬左衛門佐、オノ〳〵人數イヅレモ兩〳〵ノ持口、又ハカナタコナタヨリ、オクレバセニ、我ヲトラジトノリコミ、粉骨ヲ碎キハタラキケレドモ、ミナミナ本丸ヘハオモヒモヨラズ、諸手トモニ二ノ丸ヘコツヂンドリヌ、サテモカラメテノ大將黒田右衛門佐忠之、ソノ夜ハ大江ノ丸ニサヽヘ給ヒシガ、家頼ノ武士ドモ近附、サテモ、此口ナン所タリトハ、諸人眼前タリトイヘドモ、今日本丸ヲノリトランコソムネンナレ、翌天ハ自身マヅサキガケテ、天守ノヤメニ露命ヲバ原ノ城ニウヅマントオモフ也、我ニコヽロザシノ者ドモハ趣供セヨトノタマヘバ、家臣黒田美作ス、ミ出テ、御諚モツトモニテ候、サナク候テモ愚私

サイハイヲ給テ、御サキヲ仕リ、老後ノ思出ニ、諸卒ヲヌキンデ乘トラントシキリニノゾミマヲシケレバ、忠之ツク〴〵キヽタマヒ、サアラバサキヲイタセトテ、黒田美作父子ニユルサレケル、ユヽシキ君臣ノ勇士カナトキク人コレヲカンジケル、サテ翌日二十八日アケボノヨリ、諸手一同ニコヱヲアハセ、本丸ヲ半分際固ニタモツテ、大石大木ヲナゲカケ〳〵、アルヒハテツポウ、アルヒハ鑓ナタ長刀ヲ手々ニトリモチ、本丸ヲアラセジト、爰ヲセンドト戰ヘ、寄手ノ軍勢ハマコトニキウナル坂石垣ヲタドリアガリ、面モフラズカヽルトイヘドモ、本丸タゼイノヤツバラ、サヽヘヨリ見オロシ、大石大木ヲナゲカケ、アルヒハ苦茅ニ火ヲツケ、スキマアラセズフセギケレバ、數萬ノ寄手心猛クハイサメドモ、ミアゲテ戰コトナレバ、心力モツカレ、オホクノ武士ドモサヽレケレド、サレドモ西ノ手大江口黒田忠之持口ヨリ、黒田美作同二左衛門父子ヲサキガケトシテ、數萬ノ士卒處是ヲハギテ、鬼神ノチイナレバ、ドヽウハグシクフセグトイヘドモ、忠之人數諸手ヲ入替〳〵セメケレバ、ソノ日ノ本丸サキノリハ、黒田手トコソキコヘケル、シカリトイヘドモ、

木九四郎ガ居陣ヲバ、ソノ日ノ暁天ニ、細川豐後守
手ヨリ火矢ニテヤキタテケルホドニ、オリフシ風ハ
ゲシクテ、數千ノ軒屋カスミトトモニヤケアガル、諸
手ノ人數ヨノ炎上ニテカヽルニ、前後左右ニヒタヒ
タトノリコミ、惣軍勢一同ニ時ドツトトヽヲコナ
ヒ、籠城ノモノドモヲバキリステツキステ、コヽトニ
イサミニイサンデセヽケレバ、トヽウモサイゴノ戰
ナレバ、老若男女ニ至ルマデ、今日ヲカギリトフセギ
ケレドモ、日來遣矢ノ利運ニ相違シテ、ヤリ長刀合ノ
コトナレバ、猛長ノコヽモ手ニ氣ヲ失シ、我モトオボシ
キモノドモモ、名ヲアラハシテ死モナク、ミナ〳〵ヤ
ミヤミト討レケレ、又少々進働ノヤツバラモ、ホノヲ
ニムセンデ寄手ノ面モミエザレバ、今ハカウトヤオ
モヒケン、アルヒハ火ノ中ヘトビイリ、アルヒハウナ
死シタリケル、一揆ノ大將四郎ヲバ細川越中守出羽
ノ家人陣ノ佐左衛門ト申モノ討トリケルトゾキコヘ
シ、ソノ日二十八日ノ午ノ刻バカリニハ、ミナコトゴ
トク亡ビケル、不思議ナリシコトドモナリ、サレバコ
ノ原ノ城ト申ハ、ムカシヨリ亂城々ビ〳〵ナリトイ
ヘドモ、タヤスク落タルタメシナシト、古人モ申合レ
ケル、サシモニヒロキ原ノ城、敵味方ノ骸骨山ヲツキ
タルガゴトシ、死スルトコロノカツ人、老若子供ニイ
タルマデ、三萬七八千モアルラントコソキコヘケレ。
サレドモヽヾゾンハオホク死ケレドモ、寄合ハソンセザリケ
ル、數萬ノヨセ手モ死ヲカロンジ、ヲチオモシヤマデ
ヒニハ一ノ城ノリナレバ、一足モアトニ心ヲノコサ
ズ、先登ヲコヽロザシ、ワレガチニノリコミケレバ、
アマタノ士卒討レケル、マヅ細川越中守忠利ノ人數ニ
ハ、ウチ死二百七十餘人、手負ノ士卒千八百二十六人、
サテ黒田右衛門佐忠之ノ家人、討死二百十三人、手負
千六百五十八人、同舍弟黒田甲斐守家人、討死三十二
人、手負三百四十五人、同ソノ舍弟黒田市正家人、討死
十六人、手負百五十六人、鍋島信濃守勝茂ノ手ニ、討
死百六十、手負六百八十二人、有馬玄蕃頭豐氏ノ手ニ
討死七十八人、手負八十五人、立花飛騨守宗茂家人
ニハ、ウチ死百二十七人、手オヒ二百四十九人、マツ
クラ長門守勝イヘノ家人ニハ、ウチ死二十七人、手負
九十七人、小笠原右近大夫家人、ウチ死二十五人、手
オヒ二百三人、オナジク信濃守ケライノ人ニハ、ウチ
死十九人、手負ノモノ百四十八人、松平[illegible]守家人、

ウチ死三十一人、手オヒ百二十七人、水野日向守家人ニハ、ウチ死百六人、手オヒ三百八十二人、寺澤兵庫頭忠高家人ニハ、討死二十三人、手負三百十五人、有間左右衛門佐家人、討死三十九人、手オヒ三百八人ナリ、戸田左門家人ニハ、討死四人、手オヒノモノ三十餘人、サテ松平伊豆守信綱家頼ノ人々、ウチ死六人、手オヒ百餘人ナリ、ウチ死合シテ千百三十六人、手キズヲカウブル士卒六千九百五十ヨニン、都合ウチ死手オヒノ士僕トモ八千八十六人トコソキコヘケル、ソノ外軍士諸牢人ウチ死多シトイヘドモ、精クシルスニオヨバズ、サテモガウ人、數萬ノモノドモ、カヤウニ一心不亂ニ死ヲサダメ、思ヒキツタルソノ意趣ハ、上古ニモ末代ニモ類スクナキコトドモナリ、

山田右衛門作以言語記卷之十五

山田右衛門作萬死ヲ出テ一生ヲ得ル事

今亡數萬ノ吉利支丹ノ中ニ、山田右衛門作トイヒシモノ、萬人ノ死ヲマヌカレシ、ソノ旨趣ヲイカニトタヅヌルニ、彼右衛門作才覺人ニスグレ、諸學ヲモツパラニ困（マヽ）ナミ、諸道アサカラヌモノト風聞セシガ、カレ原ノ城本丸ノ持口、南人ノ民首ナリシガ、右衛門作コヽロニオモフヤウ、ガウノフ天下ヲヒキウケ、カク一揆ヲ致スコト、恐天何ゾナカランヤト、深理ヲトツテ、ヒトヘニ武家ヘ忠烈ノコヽロザシヲタモチ、孟陽中旬ノコロ、ヒソカニヨセテヘ忠存ノムチ、サイ亳ヲ上聞ニ（マヽ）旨趣ハ、山田右衛門作ニ隨傾ノモノ八百餘人アリ、コレミナ地躰不進ノ吉利支丹ナリシカドモ、徒黨ラソノ發場ニイタツテ押籠ツカマツルアイダ、力ナクタテコモリ候、コレラコト〴〵ク武家ヘ深志ヲ存シ奉ルモノドモナリ、カヽルウヘハ城ノリヲイソギ御催促候テ、時日ヲタカヘズ御告文ヲ拜シタテマツラバ、吾手勢八百ヨ人禦ク由ニテ、ジヤウ中ノ諸屋ニ

火ヲカケ、ミナ〱御陣ヘマキリ候ベシ、又某ハ四郎ガ居陣ヘハセユキテ、一マヅ落ベキフゼイニテ、小船ニトリノセ、タヤスク四郎ヲイケドリテ、御忠節ノソノ一トゾンジサダメ、籠城ノハジメヨリ私慮ヲ以テ、小船少々用意仕リ、召シ置キ候ヨシ、委細矢文ニシタタメ、有馬左衛門佐ノモチ口ヘイタリケレバ、ヨセテノモノドモコレヲトリ、ヤガテ御目代ニ披露ス、信綱コレヲ披見アッテ、オノ〱モチ口ノ諸將ニ會合アリテ、コノヨシヒソカニ御サタトリ〲ナリ、サレドモコノモノ城中ダイ一ノ民首トキコユルニ、黐心ウタガハシクオボシ召、定テガウ人ラ餓饉ノセメニ定シニヨッテ、イッハリノ手ダテナルベシトテ、サラニ御許用ナカリケル、山田默止ガタクオモヒ、重疊武家ヘ深志ノ意趣ヲ諸社ノ牛王ヲヒルガヘシ、倭南兩州ノ誓言ヲ書記シテ、ヒソカニ又捧ク、シカルウヘハ何カイッハリアラント、城ノリノ時節ヲ御定メアッテ、ヒソカニカレガ手ニ旨趣ヲ矢文ニ射サセラル、サレバ城中イマダ小時ノ運ヤッヨカリケン、山田ハコレヲシラズシテ、ヲリフシ夜マハリノヤツバラ拾ヒトリ、四郎ニカクトツグニケル、時貞大キニオドロキ、サテサテカレラハ一向ノ吉利支丹トオモヒシニ、カ、ルベシトハ知ラザリキ、タノム木ノモトニ雨モナントスルトコロニ、天帝ノ冥助アリガタシトテ、ヤガテ右衛門作カラメトリ、カレラガ妻子一族等コト〲クソノバニオイテ殺害シ、山田ハイマダ問フベキ子細アリ、キビシクイマシメ助ケオケトテ、大江ノ詰籠ニクビガセヲイレテ召オキヌ、サテ四郎城中口々ノ民首ヲチカヅケ、此矢文ノ躰、近日武家ヨリ夜ウチノ手段ナリ、モチグチオロカニシテハ、中々大事ナルベシ、ユダンナク警固スベシトテ、四鬼栖本兩人ニイクサ奉行ヲサシソヘテ、三百餘人ヒマナクジヤウ中ヲマハラセ、モチ口心疎ノナキヤウニ、ヨウ心ストゾキコヘケル、カ、リシトコロニ、ジヤウ中ハヤ永陣ニ粮ツキ、落人少々出ニケリ、御目代カノ落人ノ中ニコザカシキモノヲ召シイダシ、ジヤウ中ノコトドモ御タヅ子アリケルニ、ツ、ムニオヨバズアリノマ、ニ吐答ス、ハヤジヤウ中コノ旬ハタブン粮薪ツキテ、ギヨクセンタエ候ヨシヲイフ、サテ又山田右衛門作トイヒシモノアリヤト御タヅ子アリケレバ、サン候、カレハ本丸持グチノカシラ兩人ノウチニテ、人數八百

コ人ノ大將仕ツモノニテ候ガ、コレハ寄手ヘコ、ロガハリノヨシアラハレテ、山田ガ一門コト〴〵ク當時ニ殺害セラレ、右衞門作ヲモ誅スベシ由ニ定メ候ヘドモ、時貞聞ベキ子細アリトテ、手鎖ニテ、大江ノ籠舍トツケタマハリ候ト申ス、上使オノ〳〵キ、トドケ、サテコソカレハシンジツ味方忠レツノモノナリシニ、ナハレジコメイタチナカマホシクオボシケレドモ、サテノミウチスギタマヒシニ、山田ガ運ヤツヨカリケン、日カズホドナク不思議ニラクジヤウキウヲナシ、二月二十八日ニイケドリノ一キノナカニマジハリテ、クビカセナガラトラハレケツ、御目代御ランジテ、右衞門作ニコトノヤウヲ御タヅネアリケルニ、サキノ證人ノ申シニスコシモタガワズ、山田ガ申上ル條、一々ソノ理キコヘケレバ、右衞門作一人ヲバ天下ニ忠存ナリケレバ、助命ノ言上イタサントテ、則チ江戸ヘ召具セラレ、永々害ヲゾノガレケル。サレバオホクノ一揆死運ノ中ニ、天命ノ悳ニヤ、山田一人虎口ノ害ヲノガレケル、人身ノホドコソ不思議ナレ、

山田右衞門作以言語記卷之十六

寄手ノ人數歸陣之事
附松倉兄弟流刑之事

サルホドニ有馬ノ城ヲ、コト〳〵ク崩破平均ニシテ、貝ノ原トナリニケル、則チ寄手ノ諸軍勢、イヅレモ卯月始メニハ、皆國〳〵ヘ歸陣アル、サレドモ御目代信綱氏鐵ハ、直ニアマクサ長崎邊ヘ打コエタマヒ、御仕ヲキ等トリヲコナヒ、ソレヨリヒゼンノ名古屋カラツ邊ヘヲモムキタマヒ、チクゼンノ城下福岡ノ庄ヲウチナガメ、箱崎アラマシ順ランセシメ、豐前國小倉ノサトニツキタマフ、カ、リシトコロニ、御ハタモトヨリ、又太田備中守書諚ヲカウブツテ、コレモ豐ノ小クラニツキタマフ、シカルアイダ九州ノ諸將ヲ又豐州小倉ニメシヨセテ、上意ヲコソハ仰セワタサル、ソノ意趣ハ、今度嶋原アマ草兩所ノ一キハ、スベテ所守ノ政法輕弱タルユヱナレバ、イヅレモ死刑ニオコナハレンヅレドモ、憐愍ヲ加ヘラレ、スナハチ松倉長門ヲバ美作ノ國ヘ流罪セラレ、森内記ヘゾ預ラル、

ソノ舍弟松ノ丞右近ヲバ、讃岐國ヘナガサレ、生駒壹岐守ヘゾ預ラル、次ニ寺澤兵庫ヲモ、罪科カロキニアラザドモ、流罪ヲ免許アリテ、榊原飛驒守父子鍋島信濃守備入モハ御軍法ヲソムキ、魁シタル科ニ依テ、御フシンヲ蒙リシカドモ、ホドナク御赦免トゾキコヘケル、サレバ君ノ御イキドホリフカク、御慈ノ普ヒロキコトヲ思ヘバ、是ヤ史記ノ詞ニ、トガアルヲ誅セザル、明君ヲモオソレズトハ云トモ、罪ノウタガヒヲコレカロンゼラレ、今ノ松倉寺澤ノ死罪ヲナダメラレ、其輕重ニ隨テ、或ハ流刑或ハ安堵ノ思ヒヲナス、アリガメヒリシコトドモナリ、カヽル御成敗ノ上ハ、イヨイヨ海內シヅカニシテ、士農工商ニイタルマデ、ヱイヨフニ住セシコト、ツタヘキク延喜天暦ノ聖代モ、コレニハスキジトゾ見エシ、

山田右衛門作以言語記終

休明光記

こさふかはくもりやすらむみちのくの蝦夷には見せし」となん古き歌にも侍るよし聞つるに、その秋の夜の月の光と明らけき御代にあひて、今彼千嶋の隈くままであらたにてらさせ給ふ御惠のすゑ廣さは、いかにいひも盡すべき、かくて筑前守藤原安論(倫イ)朝臣と正養とに此事を奉はり行ふべきよし仰ごとあり、されどをのれざえみじかく、心あさくして、いかでかかるおほいなる御政をなし得べきわいだめもなし、ゑかはあれど、重き仰のかしこさを、いなみまいらすべきよすがもあらねば、安論(倫イ)朝臣はさらなり、其餘したがふ所の人々のちからをたのみつゝ、たどり〳〵行ひゆく程に、日をつみ年をかさねて、淺からぬ御惠は彼嶋々にぞ及びける、かしこに住るものども、賤しきえびすごゝろにも、朝な夕なに其かしこさをあふひで止ず、いでやかくやごとなき御政のあらましを、千とせの後につたへまほしく、そのもとすゑのひとつふたつを、描き文にかいつけ侍りぬ、ひとへに休明の御代の光りによるものから、いまし此草紙の名とするものならし、

文化四とせ彌生安藝守正養みづから敍す

凡例

一此書は、蝦夷地御處置の始末、其大綱を後世に傳へむために述る也、ゆへに御書附類、伺書などを盡く記す時は、甚煩雜にして、却て分りがたきにより、其要なるものはこれを記し、其餘は多分に其趣きのみを摘取て、爰に記し、諸書もの類は、こと〴〵く附錄に讓る、くはしきを知らむ事をもとめば、附錄を閲して參考すべし、

一其年の事を記すに、近き所は同年と書き、遠き所は年號を記す、是かへりみる事の煩しきを厭ひて也、且其記し方、先は年月の順次に隨ふといへども、其類においては年月に拘らず、たとへば其發端は未年に出、其次申酉戌等にありとも、こと〴〵く引上げ記するあまたあり、これは其類の一つゞきにして、其本末を見安からしめんがため也、故に申年、酉年などの事を去るせしあとへ、また立戻りて未年の事などを記す類あり、是は其事の別なるをもつて也、

一懸り役人の姓名も、初年計を記し、其のち代り合の分は不レ記、役割幷在勤の事も是に同じ、

一奉行の在勤交代の事も、初ての時計を去るし、年々には記さず、事ある時は其とし誰在勤と注す、

一支配向も、初て命せらるゝもの計姓名を記し、其餘は去るさず、

一御用取扱町人共も、其始計を去るし、後の代り合は記さず、

一御用船も、初ての造立のみを去るし、其餘は記さず、

一此書の書振は、煩雜なる事を悉く省き、いかにも簡易にして、聞えやすきを要とす、故に聊も文華を飾らず、後の君子自己の文才を曲げ、俗に隨て書繼給はん事を希ふのみ、

一都て蝦夷地へ立る碑類に漢文を用ひざるは、林大學頭乘衡が曰、今度彼地の擧は、新に本邦より處置せしめ給ふ所なれば、和文こそあらまほしけれとなり、故にみな和文を以記す、

以上

蝦夷地の御處置往々行はれ、百年の後に至らば、皆風をうつし、俗を易へ、盡く本邦の人の如くなりゆくべ

し、故にいま蝦夷人の躰を爰に畫て、後世にしらしむ、

（蝦夷人男、小兒、女、畫略之）

休明光記卷之一

○蝦夷地惣論の事

○蝦夷の地は、陸奥國の東北にして、江城を去る事二百數十里、東は南部の佐井より渡り、西は津輕の三厩よりわたる、北極の出地凡四十三度より五十一二度に係て、至て寒國なり、周廻凡六百里、カラフト嶋、クナジリ嶋、エトロフ嶋、ウルツプ嶋等をはじめとし、有名無名大小の嶋々數をしらず、世に蝦夷が千嶋といふは是なり、三厩より渡れば松前に着き、佐井よりわたれば箱館にいたる、此海路兩所とも凡十里也、抑此地の事は、齊明天皇の御宇、安倍臣をして蝦夷を征せしめ給ひ、後方羊蹄に政所を置たると、日本書紀に見えたり、此後方羊蹄は、今のシリベシと云、蝦夷地第一の高山也、此頃は土人も多く住居したればこそ政所をも置て治められしものならめ、夫より後人も往々に減少し、誰有て制御するものなかりしに、嘉吉年中に、下國安藤太といふもの渡りて、今松前の下國といへるわたりに居たり、其後寶德三年に、武田信廣、

南部の鼬崎より渡りて、下國氏を亡して、天河といふ所に住居す、是今の松前氏の先祖にして、代々こゝに住して、蝦夷を制御す、然るに蝦夷地より東北にあたり、海上數百里をへだてゝ、ヲロシヤといへる國あり、或はこれをミユスコビイともいひて、廣大の國なり、此國數代豪傑の主相續し、近國を盡くなづけ、既に韃靼阿蘭陀なども此國に屬し、國勢甚强大也、此國と蝦夷の境とは、カムサツカといへる湊也、然るにいつの程よりか、彼カムサツカに近き蝦夷地のゑまじま、廿計も彼方へ蠶食し、嶋の名も附改め、代官躰のものを居置、專ら彼國より處置し、剩明和二酉年ヲロシヤ人ノイバンレエンチ、といふもの、蝦夷地の内レシヤハ嶋へはじめて渡來し、カムシリ嶋に越年し、翌戌年ヱトロフ嶋へ渡來し、嶋中の樣子を見めぐり、ウルツプ嶋に越年し、翌亥年歸帆の時、ラシヨア嶋夷人共へ對し、不法に及びたる事などもあれど、彼嶋人勢ひ及ばざれば、其儘に歸帆せさせぬるよし、同五子年にはウルツプ嶋東浦ワニナウといふ所へ、ヲロシヤ人多く乘たる大船渡來し、同六丑年には、ヲロシヤ人イバンホロシヒチニイカノフといふもの、又ウルツプ嶋へ渡來し、翌寅年同所長夷兩人を鐵炮にてうち殺す、此ウルツプ嶋にはもとより住居の夷人はなくて、ヱトロフ嶋より出稼の者なりしが、右のごとくヲロシヤより大船渡來し、剩人をも殺しければ、夷人共大に恐れ、悉ヱトロフ嶋へ立歸りぬ、其跡にてヲロシヤ人共思ふ程漁業などし、安永二巳年歸帆に赴けるが、同所西浦アタツといふ所にて難風にあひ、大船破れ、乘組の者共一同同所アタツトイといふ所へ上り、遂にヱトロフ夷人共と和融をなし、互に交易を以業とし、同五申年まで四年滯留し、其年本國より迎として大船來り一同歸帆せしよし、夫より同七戌とし、ヲロシヤ人ケレトブセメテリヤウコヘツなどいふ者を初として、大勢渡來し、東蝦夷地キイタツプのうち、ノツカマアといふ所の松前家運上屋に來り、彼國より通信通商の事を願ふといへども、彼地詰合の家臣共より挨拶に及びがたきによつて、ひとまづヲロシヤの內ヲホワケといふ所へ歸帆し、其年の秋末、復ウルツプ嶋へ渡來越年し、翌亥年アツケシの内ツクシユコイイといふ處へ來り、昨年のあいさつを待、松前の家臣陣屋へ訴ふる所、叶ひがたきよしを演說し、

船中糧米等をあたへ歸帆せしむ、則アツケシを出帆、其年ウルツプ嶋に越年す、翌子年彼者共の乗船ウルツプしまワニナウといふ所に繫置しに、津波にて山手へ打上げ、おろす事能はず、丑年小船に乗て歸國し、天明四辰年、彼者ども許の山手へ打上られし大船下げ方として、又候ウルツプ嶋へ來りけれども、終に下げ得ざるよし、夫より同巳五年ヲロシヤ人シヨンノスケ、イシユヨハ、クカチ三人の者、ウルツプ嶋へ渡來、そのうちクカチは、翌午年歸帆、殘り二人は同八申年迄四年エトロウ嶋に越年し、此年に船乗歸國せしより、夫より寛政七卯年、ヲロシヤ人ケレトブ、セワシリ、コンチニチを初とし、數千人大船乗組、ウルツプ嶋ワニナウへ渡來し、其内件の二人を始、外男女合て三十二人上陸し、乗船は直に殘りの人數とともに歸帆させ、彼三十四人のものは、其嶋の內トウボといふ所に家居をもうけ、永住の手當をなし、ラツコ其外の漁業を専とし、地方蝦夷地アツケシといふ所の長夷イトコヱといふものを初め、其外所々の長夷共といひ合せ、交易を始め、互のすぎはひとして年月を送り、更に歸國のけしきは見えざりけり、（此者共是より十一年を經て、漸くウルツプ嶋を離散しぬ、其事は猶後文に見ゆ、）

○蝦夷地警衛の掛りを命ぜらるゝ事并東蝦夷地七箇年御試として上地の事

○かくてヲロシヤ國より前件のごとく、蝦夷の屬嶋を次第に蠶食し、又彼國人の蝦夷地へ往來する事、既にあまた度に及び、しかのみならず、寛政の度、御普請役最上德內、御小人目附和田兵太夫、西蝦夷地カラフト嶋へ見巡りの時も、ヲロシヤ人來居、面會もなしたるよし、又東蝦夷地エトモの內、白鳥の澗といふ所へ、寛政八辰年、同九巳年、兩年續けて、異國船渡來し、且前件のごとく、ウルツプ嶋エトロフの內へ、ヲロシヤ人しば〳〵渡來せし時の事にてや有けん、彼國にて信ずる邪宗門に用る十文字木といふものを、エトロフ嶋に建置たる事有、既にかくのごとく、ヲロシヤ國より蝦夷地蠶食の催し頻なりといへども、素より松前氏小家なれば、施すべき術もなく、只其まゝに歳月を過せしに、此事追々公に聞え、かくて其儘捨置なば、終には國家の後弊を生ずまじきにもあらずとて、さま〴〵寛政ころ朝議有、まづ有司を遣して監察せしむべしとて、寛政十年御目附渡邊久藏胤、御使番大

河内善兵衞政壽、御勘定吟味役三橋藤右衞門成方を して、彼地巡見の事を命せらる、御勘定奉行石川左近將監忠房は、江都に在て此事にあづかる、それより渡邊、大河内、三橋の三士、各其屬吏をひきひて進發し、渡邊胤は松前に居をとゞめて事を糺し、大河内政壽は、東蝦夷地シヤマニまで、三橋成方は、西蝦夷地ソウヤ迄巡行して、詳に事の躰を監察し、同年の冬三士とも府に歸り、其始末をつぶさに上達す、是より以前、石川忠房の手より支配勘定近藤重藏に蝦夷地の末々の邊迄遣し、則彼地に越年し、事のやうを謀り、追々に注進す、こゝに於てまた品々朝議有て、其年二月廿七日、御書院番頭松平信濃守忠明をして、蝦夷地警衞の事をうけ給るべき由命せらるゝ旨、執政太田備中守資愛朝臣達せらる、此類の御用御勘定奉行、御目附、吟味役等承るは常の事也、番頭のあづかるべき事にあらずといへども、忠明兼て蝦夷地の事に思ひ含たる品もありて、是よりさき執政方よりも御尋有、策を奉じたる事も有けるよし、さればこそ命有と聞えぬ、翌十一未年正月十六日、御勘定奉行石川左近將監忠房、御目附羽太庄左衞門正養をして、蝦夷地警衞の事を可レ承由命せらるゝの旨、執政安藤對馬守信明朝臣達せらる、大河内政壽、三橋成方にも、また改めて此命あり、渡邊胤は、於二江都一此事にあづかるべき由達せらる、執政にては、戸田釆女正氏敎朝臣、參政にては、立花出雲守種周朝臣これをつかさどらる、奥御右筆組頭近藤吉左衞門、奥御右筆尾嶋鍋三郎、布施藏之允これをうけ給る、其日釆女正氏敎朝臣左之通書附を以達し給ふ、

松平信濃守
石川左近將監
羽太庄左衞門
大河内善兵衞
三橋藤右衞門

今度異國境御取締被二仰附一候に付、東奥蝦夷地の内嶋々迄、當分御用地に相成、其方共御用被二仰附一候、是迄松前若狹守右之土地より年々收納之分は、從二公儀一若狹守江相渡り候樣被二成下一候に付、右之場所には萬端其方共差圖に任せ候樣、若狹守江申渡候間、被レ得二其意一、當土地之樣子も追々申談之上、見分有レ之、蝦夷人敎育之儀を始、風俗を替候儀、幷交易之趣法迄も存寄に任せ、一躰開國之御趣意を含み、服從いたし候儀、第一に可レ被二心得一候、右御用之儀者深き御趣意に而被二仰出一候儀に有レ之、御國境之事にも候得者、其心得を以、銘々粉骨を盡し、今度之御趣意不

レ達樣進退差引、精勤可レ被レ致候、尤不レ得レ止儀者不レ及レ伺取計可レ被レ申候、御入用向等之儀者不レ少儀にも可レ有レ之候間、追々可レ被ニ相伺ー候、

同日對馬守信成朝臣より左之書附松前若狹守江達し給ふ、

松前若狹守江

今度異國境御取締被ニ仰附ー候に付、東蝦夷地之內嶋々迄當分御用地被ニ仰附ー候間、可レ被レ存ニ其趣ー候、尤右土地より是迄年々其方收納之分は、御用中は從ニ公儀ー御取替金御下ヶ可レ被レ成候、右之御用御書院番頭松平信濃守、御勘定奉行石川左近將監、御目附羽太庄左衞門、御使者大河內善兵衞、御勘定吟味役三橋藤右衞門、右五人之面面重立被ニ仰附ー、右土地之蝦夷人教育之儀を始、交易之趣法等萬端差引進退可レ仕之旨被ニ仰出ー候、是又被レ得ニ其意ー、右之面々差圖に任せ候樣可レ被レ致候、委細之儀者、懸り之面々より可ニ申談ー旨相達候條、得ニ其意ー可レ被レ談候、

右の如く御達しありて、則東蝦夷地之内南の方ウラカハより、北の方シレトコ限り、其餘嶋々迄七箇年の間御用地なり、御試として御處置有べきに極りぬ、此場所之松前家收納之分は、御下ヶ金有けり、（此御下金員數事は、後又東蝦夷地、永久上地被ニ仰出ーの條にこれを志るす、）かくて今度蝦夷地の懸り五人の有司に從ふ所の官吏には、御勘定組頭松山惣右衞門、御勘定太田十右衞門、同高橋三平、吟味方改役並鈴木甚內、同水越源兵衞、同大嶋榮次郎、支配勘定佐藤茂兵衞、同近藤重藏、同松田伊左衞門、同竹尾吉十郎、同菊地惣內、同木原半兵衞、同田邊安藏、同格富山元十郎、支配勘定勤方松平信濃守、與力岩間哲藏、御徒目附細見權十郎、同村田兵左衞門、同岩瀨猶右衞門、同藤本德三郎、同湯淺三右衞門、西丸御徒目附堀越友左衞門、同比企市郎右衞門、御徒押より御徒目附勤方宮田次郎橋、表火之番より同斷比留半藏、同小幡千次郎、同正田周平、西丸表火之番より同斷金指專八郎、同岡田大五郎、御小人頭より同斷和田兵太夫、御普請役元〆格寺田忠右衞門、同三浦千藏、同宮本源次郎、同山田鯉兵衞、吟味方下役野々山牧三郎、御普請役最上德內、同中村小市郎、同戶田又太夫、同渡邊大之助、同河野權次郎、同倉橋藤四郎、同安藤三次郎、同庵原久作、同寺澤治部左衞門、御普請役勤方長嶋新左

衞門、同村上次郎右衞門、同佐藤平八、同出役屋代龍八郎、御中間目附深山宇平太、御小人目附大橋善四郎、同青柳貞市、同小林卯十郎、同小林新五郎、西丸御小人目附井上辰之助、同栗山政五郎、同宮川勝助、同内田平四郎、同西村常藏、御小人より御小人目附勤方柿沼吉次郎、同相川平作、同根津清左衞門、同柳田元吉、同安藤巳之助、同塚田富次郎、同田口久次郎、同岡田左市、同古澤常吉、同八田直四郎、西丸御小人より同斷松田仁三郎、御先手同心より同斷高橋次太夫等なり、各精撰の上窺ひを歷てこれを命ず、今度の擧は、世の常の事にあらざれば、面々身命を抛ち、格別に力を盡すべきのよし、各誓ひを立て精勤す、是より後、官吏の增減度々なりといへども、繁雜なるがゆへにこれをしるさず、只最初に命ぜらるゝ所に面々のみを爰にしるす、

〇懸り五人の首司商議幷松前大炊介事

〇さる程に五人の有司會合して商議をなすに、元來蝦夷の土人、其形は五躰備りたりといへども、人倫の道もしらず、男は髮を亂し髯をそらず、身にはアッシといひて、木の皮にて織たる物を膝だけに仕たて、左袵に着し、女は禿のごとく亂髮にて、襟のあたりにてきり、夫を持たるものは口の廻り、又は兩手にことごとく黥し、これもアッシを左袵に着し、男女とも繩を以て帶とし、小兒は多く裸形なり、たまたま犬の皮などを着すもあり、食は五穀をくらはず、魚物或は鳥獸を捕くらひ、或は煮燒し、あるひは生にて食ふといへども、多くは鹽をも用ひず、四方に丸木柱をたて、キナと云草或は熊笹抔をもつて、やね及四方を圍ひ、ゆかはなく、艸莚をしき居、又は穴居抔して暮すものもあり、文書通ぜず、歲次四時もしらず、己が年齡をもわきまえず、病む事あれども醫療なく、只イケマといふ草の根を採て食ふのみなり、されば疱瘡痲疹、其外疫癘の類流行する事あれば、人の死する事其數をしらず、父兄親族死する事あれば、大に哭して其家近き地をほりてこれを埋む、死者の住し小屋は燒捨、年忌祭祀に營む事もなく、其性まことに至愚至直なる、然るに松前家小身にて、廣大の土地家士をもつて制御する事あたはず、場所々々を割附、町人に預け、これを請負と名づけ、運上をとりたて、收納とする事なりしに、彼是次第に勝手むきさしつまり、年々に此運上の取ましを促すにより、場所引受の姦商共は、まづ第一にをのれをのれが利潤をはかり、其あまりをもつて

運上の増を出さむとするほどに、蝦夷人共と交易のとき、米酒たばこ其外の諸品にいたるまで、升目を掠め、秤目をくるはせ、或は腐れ損じたる品をわたしなんど、あるとあらゆる非義を行ふにより、蝦夷人どもは次第に衰微し、松前家の苛政をうらむる事すでに年久し、しかるに彼ヲロシヤ人近年邦内を廣げしは、合戰攻擊の業をなさず、唯仁を假り恵を似せて、人をなづくる事彼國の奇法にて、あまたの國々を悉く屬從としめたれば、蝦夷人もかたのごとく衰へ、松前家をうらむるよしを傳へきゝ、奥蝦夷地の嶋々より段段になつけ、既に廿嶋ばかりも己が有となし、猶前に記す如く、ヲロシヤ人度々東蝦夷地の內へは渡來し、是を伺ふ事しきりなり、去によつて今度警衛の事を命ぜらるゝといへども、蝦夷地は四方海にして、廣大なる嶋なれば、いづこをさして堅城砦抔を設くべき謀もあらず、されば只々夷人共を厚く撫育し、ことごとく國家の仁政にのべふし、衆人一致に心を決し、外國よりいかになつくるとも、敢てかたむかざるやうに敎へなすより、施すべき術もなし、もとよりヲロシヤ國は、攻戰を好ず、人をなづくるをのみ業とすれば、此術よく整ふときは、外寇蠶食の道を斷切る道理にして、則衆人を以、堅城砦となすの法也、然れども若干の夷人故なく是を惠まんとせば、其失費いふべからず、しかのみならず、異人ども恩になれ、愛をたのみて、己々が業を勵む事を忘れ、却て懈惰を勸るの道也、只年頃仕馴たる交易の業を元とし、これを扱ふものは、今迄の如く、町人に命じ、其場所每に悉く官吏を措て、これを點撿せしめ、渠が方より出す所の產物のかへものとしてあたふる所、ことごとく改めて、聊も惡しき品をわたさず、又升目秤目等を嚴にして、些少の不正をも施ざる樣、官吏どもあつく心を用ひてこれを行ひ、交易場所或ひは五里に一屋、十里に一屋、官舍を設け、常は交易の事を行ひ、旅人ある時は旅宿とし、又夷人共漁業をなすに、其具乏しければ、網其外漁具をあまた彼官舍に貯畜、是を夷人に借して漁せしめ、其働き抜群にして、たゞ產物を出すものには、其功にしたがつて程よくほうびを與へ、又第一に憐むべきは、これまで松前の掟にて、いかなる雨雪の時といふとも、夷人共蓑笠草鞋抔を用ゆる事あたはず、若狂するものある時は、つぐのひを出さする事也、

先此禁をゆるめ、猶勝れて困窮なるものには、衣食居所の手當をし、病者ある時は、本邦より醫師をあまた雇ひ、場所〳〵に配り置、是を療せしめ、又錢通用を初めて其便利をえらしめ、産業をはげむこゝろを發させ、専ら和語をつかひならはせ、或時は連々に五常の道をも敎へ、いろは文字をもならはせ、若本邦の風俗にあらためむ事を欲る者有時は、其意に隨がつて是をめし、本邦の服をも與へ、また格別なるものには、其時宜により家居も本邦のごとく補理ひ遣し、往往は耕耘の道をも敎へ、百年の後は、蝦夷地一圓盡く本邦の如くにならむ事を旨とすべし、既に古は今の仙臺領宮城郡の邊よりして、こと〴〵く蝦夷人ばなりしが、漸くに開けて今かくのごとし、多賀城の碑にいはく、去ニ蝦夷國界ニ一百二十里と刻めり、此頃は六十一里なれば、今の道法にては二十里也、此時惠美朝獦等、奥州の蝦夷を征伐し、二十里こなたの宮城野に鎮府を設、此碑を建られし也、是古の蝦夷國境なり、其後延暦中に、坂上田村麿、南部の大淵、津輕の外が濱まで服從せしめて、海より南を日本の地とし、北を夷地と定められたり、是今の蝦夷國界なり、又此郷南部七ノ戸壺村に碑を建、日本中央と記されたり、此邊は日本東北の末なるを、いかに中央と記されたると思ふに、後年蝦夷地こと〴〵く開けぬる時は、正に此邊日本の中央たるべし、今時に至て此擧あらむ事を、數百年前に計られしは、此卿の卓見恐るゝに堪たりといふべし、星霜重らば爰に至らむ事亦難からじ、此廣大の土地左の如くならむには、實に日本の地にあらたに一國湧出たるごとくにて、其益言語を以ていふべからず、去れども是等の事急速に行事などは、此方より促す時は、果して人望にたがふべし、とき至てかれらが方より望むを待べし、都て今度の擧は、聊も功を急ぐべからず、先今さしあたる所は、夷人の服從を第一にはかり、場所〳〵の官舍に官吏を措て、是を用とらしめ、又非常の備には、南部大膳太夫津輕越中守が領國、蝦夷地に隣りたれば、此兩家より軍卒若干を出すべきよしを命ぜられ、便よき所に番舍を補理ひ是を配り、武器を備へ警衞せしめば、今外寇の防はたるべし、夫が中にもウルップ嶋には、既にヲロシヤ人も居をえめたれば、そのこなたなるエトロフ嶋へは、殊更に此警衞を嚴重に設け、官吏をも撰び遣はし、夷

人服従の事も此嶋を第一の眼目として事を謀らば、危ぶき事有べからず、又蝦夷の地は盡く嶮岨にして、通路自在ならず、所としては人蹟を絶え、其海岸搔送り、舟をもつて漸々に通路をなすといへども、風順よからざれば、舟行の道をたち、徒に風を待て日を送る、かくては事あらむ時、急を告るに妨あり、亦常に往來の煩ひなれば、ことごとく道を開て通路をつけ、往來の煩なからしめ、又數里の間旅宿なければ、旅行のもの野宿の勞にたえず、前にいふ所の官舍を建て旅宿とせん、先是等の數事をさしあたる所の急務として手を下さむ、今度の御入用其程はかり難しといへども、凡一箇年金五萬兩ヅヽ、申おろして事をはからんと、衆議既に一決したり、

○松前若狹守父隱居大炊介、寛政十年年より命あつて出府し、營中に於て執政方兩三度談給ふ事有、翌未年二月廿九日、伊豆守信明朝臣より達し給ふは、今度蝦夷地の御用懸りに命ぜらるゝにつき、大炊介事地理案内にて、年來心掛たる趣も聞ゆるにより、御用の品もあるべきに付、先在府して掛りの面々にも諸事申談ずべしとの御事也、此事は、執政方御深慮ある事のよし聞えし、大炊介則在府して、忠明忠房が宅へも度々來り、彼是談の事も有けり、

○蝦夷地經濟の地大本伺の事幷村上三郎右衞門遠山金四郎長坂忠七郎御用を蒙る事
附官吏共役割の事

○蝦夷地の經濟其大本の旨趣既に商議整ひければ、いざや此趣を執政に達し、御旨をも伺はばやとて、前後の數條、猶其上些少の事共もありて悉く調べあげ、伺書を仕立、采女正氏教朝臣、又は出雲守種周朝臣に就て奉るもの數通也、其中には御不審の廉などもありて、再應再々應其譯を申ものも亦あまた也、終には右數條の旨趣をもつて計ふべきとの御事也、爰におゐて五有司謹て申て云、彼地經濟の大本既に前件のごとく思ひ設け候へども、いまだ手を下さゞるの土地に候へば、今爰に議する事の如く、果して行はるべきや、行はるべからざるや知らず、先者大本は前件の旨趣を目當とし、其餘は機に臨み變に應じ、其所置仕るべしと申ければ、尤左に有べき事なりとの御沙汰にて有ける、先ことしの所は、松平忠明、大河内正壽、三橋成方の三士、諸官吏を召具し、彼地へ發し、事の樣

をこゝろみ、前件の數箇條の內、直に行はるべき事は行ひ、又行ひがたき事は猶豫し、後日の所置たるべしと相議して、上啓を遂けるに、其通りたるべしとの御事なりければ、三士專ら旅裝ひをぞいとなみける、

○又寄合村上三郞右衞門常福、西丸御小姓組松平圖書頭、組遠山金四郞景晋、西丸御書院番淺野佐渡守、組長坂忠七郞高景も此御用として、彼地へ遣はさるる旨、寬政十一未年二月十日命ぜらる、是等者今度の御用に相當なる人物により、兼々此方より薦擧せし所なり、此三士は忠明出立の前後に發足し、村上長坂は彼地に越年し、事を計ふべきよし相議し、さらば先官吏共をさきへ發足させしめんとて、各其受持の役を定む、宿割には、長嶋新左衞門、栗山政五郞、普請方の內道造り兼水越源兵衞、最上德內、中村小市郞、長嶋新左衞門、靑柳貞郞、小林宇十郞、場所請取兼交易掛りには、太田十右衞門、大嶋榮次郞、細見權十郞、寺田忠右衞門、中村小市郞、戸田又太夫、村上次郞右衞門、靑柳貞市、大橋善四郞、井上辰之助、安藤巳之助、普請方より南部大畑仕入物御用兼佐藤茂兵衞、正田周平、和田兵太夫、渡邊大之助、河野權次郞、根津清左衞門、岡田佐市、田口久次郞、津輕靑森仕入物御用取扱には、水越源兵衞、藤本德三郞、岡田大五郞、倉橋藤四郞、屋代龍八郞、宮川勝助、柳田元吉、是等を一番立とし、二番立には普請方より場所懸り兼松田伊左衞門、竹尾吉十郞、岩瀨猶右衞門、野々山牧三郞、三浦千藏、佐藤平八、羽州酒田仕入物御用取扱には、高橋三平、宮田次郞橋、宮本源次郞、柿沼吉次郞、場所受取より交易掛り且仙臺石ノ卷仕入物御用兼菊地惣內、小幡十次郞、安藤三次郞、庵原久作、交易掛りには、比企市郞左衞門、比留半藏、金指專八郞、古澤常吉、相川平作、八田直四郞、ヱトロフ嶋懸りには、近藤重藏、山田鯉兵衞、松平忠明手附には、岩間哲藏、內田平四郞、大河內政壽手附には、堀越友左衞門、塚田富次郞、三橋成方手附には、木津半之丞、西村常藏、御船政德丸ヱモロゐ直乘の上乘には、富山元十郞、寺澤治部右衞門、松田仁三郞、高橋次太夫、江戸懸りには、松山惣右衞門、鈴木甚內、木原半兵衞、田邊安藏、村田兵左衞門、湯淺三右衞門、大林久米右衞門、蓮見安之助等也、（是より年々の場所懸り、其年ごとに違ひありといへども、ことごとく記す時は、至て煩雜となり、其家初の役割のみを記して、その以下は畧す、）

○松平忠明大河內政壽三橋成方幷村上遠山長

坂及官吏共出立且澁江長伯蝦夷地に至る事

○かくて懸りの官吏共、前件のごとく役割既に極りければ、寛政十一年二月中旬より廿日後迄に不レ殘出立し、松平忠明、大河內政壽、三橋成方、村上常福、遠山景晉、長坂高景は、三月中旬より下旬迄に追々出立なり、件の面々拝領物御手當左のごとし、

御暇
　金拾枚
　時服四羽織
御朱印
　人足八人馬五疋　　松平信濃守
御證文
　御用長持二棹
　御合力米七百石十二箇月割
　御扶持方分限に應し一倍
　宿代一箇月銀七枚ツヽ
外
　用意金五百兩
　　但二度目より御暇拜領物無レ之、その代りとして金百兩被レ下、此用意金六百兩に成る、

御暇
　金拾枚
　時服二羽織　　大河內善兵衛
御朱印
　人足八人馬五疋
御證文
　御用長持一棹
　御合力米五百石十二箇月割
　御扶持方分限に應し一倍
　宿代一箇月銀五枚ツヽ
外
　用意金貳百兩
　　但二度目よりは御暇拜領物無レ之、其代りとして金百兩被レ下、用意金如二初度一、

御暇
　金拾枚　　三橋藤右衛門
　時服二羽織
御朱印
　人足八人馬五疋
御證文
　御用長持一棹
　御合力米四百石十二箇月割

御扶持方分限に應し一倍
物書料金三拾兩
宿代一箇月銀五枚ツヽ
外
用意金百兩
但二度目より御暇拜領物無レ之、御暇代りとして金百兩被レ下、用意金如二初度一、
御暇
金三枚
時服二羽織　村上三郎右衛門
御朱印
人足貳人馬三疋
御證文
御用長持一棹
御合力米四百五拾俵四物成月割
御扶持方分限に應し一倍
宿代一箇月銀三枚
物書料金貳拾兩
外
一日金貳分ツヽ
但筆墨紙蠟燭品物渡り

右は御勘定組頭之振合也、此年御勘定組頭は出立無レ之、其後村田鐵太郎出立之節此通被レ下、
遠山金四郎
御暇拜領物幷御手當等諸事同レ右、
長坂忠七郎
御暇拜領物幷御手當等請取事同レ右、
御暇
金貳枚　御勘定
吟味方改役も此通也、此年は無レ之、
御朱印
人足貳人馬三疋
御證文
御用長持一棹
御合力米貳百俵四物成十二箇月
御扶持方分限に應し一倍
物書料金拾五兩
賄道具代銀四枚
御手當金一日壹步貳朱ツヽ
宿代一箇月銀貳枚ツヽ
筆墨紙蠟燭品物渡り

但二度目よりは御暇拜領物無レ之、代りとして金貳拾兩被レ下、宿代賄代相止、筆墨紙蠟燭代金七兩被レ下、

御暇

金貳拾兩　　吟味方改役並

　　支配勘定

御朱印

人足貳人馬三疋

御證文

御用長持一棹

御扶持方分限に應し一倍

雜用金一箇月五兩ッ、

御手當一日銀貳拾目ッ、

賄道具代銀四枚ッ、

宿代一箇月銀貳枚ッ、

筆墨紙蠟燭品物渡り

但二度目より拜領物無レ之、代として金貳拾兩被レ下、其外前條同斷、金七兩被レ下、

御暇

金拾兩

御朱印　　御徒士目附

人足貳人馬貳疋

御證文

御用長持二人江一棹

御扶持方七人扶持一倍

雜用金一箇月四兩貳分ッ、

御手當一日銀拾五匁ッ、

賄道具代金三兩貳分

宿代一箇月銀一枚ッ、

筆墨紙蠟燭品物渡り

但二度目より御暇拜領物無レ之、代りとして金五兩被レ下、其外前條同斷、金七兩被レ下、

松平信濃守與力岩間哲藏も被レ下物御徒目附之通り、幷向々より出役御徒目附勤方之者ども此通り、

御暇

支度金四兩　　御普請役元〆

御證文

本馬一疋

雜用金一箇月五兩

御扶持方五人扶持一倍

御手當一日銀拾（二歟）匁ッ、

宿代金三歩

筆墨紙蠟燭代金貳分

但二度目よりは支度金貳兩被レ下、其外書面之通被レ下、

御暇
支度金三両　　御普請役
御證文
本馬一疋　　吟味方下役も此通被ㇾ下、支度金四両、貳度目より貳両被ㇾ下、
雜用金一箇月三両貳分
御扶持方三人扶持一倍
宿代金一箇月貳分ツヽ、
筆墨紙蠟燭代一箇月金貳分
御手當一日銀拾匁ツヽ、
外ニ
帳箱持　但し二度目よりは支度金無ㇾ之、代として金壹両貳分被ㇾ下、
向々より出役御普請役勤方之者も、被ㇾ下物此通り也、
御暇
金三両　　御小人目附
御證文
本馬一疋
御扶持方貳人扶持一倍

雜用金一箇月貳両ツヽ、
賄道具代金貳分
宿代一箇月金貳分ツヽ、
御手當一日銀拾匁ツヽ、
筆墨紙蠟燭品物渡り　但二度目よりは被ㇾ下物無ㇾ之、代りとして金一両被ㇾ下、
向々より出役御小人目附勤方之者も、被ㇾ下物此通り也、

○石川忠房、羽太正養は、江府に在て御用を承り、彼地の三士より申來る趣を執政に達し、御旨を承りて三士へ達る事あまた度也、

○奥詰醫師澁江長伯、採薬の事を命せられて、彼地へいたる、三士に引續て出立し、東蝦夷御用地の方を巡行して、其年の冬府に歸れり、

○御用聞町人共の事
○江戸會所の事
○御用船の事幷政德丸子モロへ直乗の譯
○天文名堀田仁助乘組の事
○無名の御箱訴の事幷中村德三郎作一書の事
○細見權十郎西村常藏態を仕留る事

○シリウチより箱館迄上地の事

○今度の御用取扱の町人、江戸にては、栖原屋角兵衛、栖原屋久次郎、田中屋伊助、角兵衛は、享和元酉年銀五枚爲レ取差免、久次郎伊助兩人に成、後久次郎は甚右衛門と改、伊助は金六と改む、箱館にては、栖原屋庄兵衛、伊達屋林右衛門、阿部屋傳兵衛、平岩平八、傳兵衛は、翌申年差免し、其子伊兵衛に申付る所、病氣によつて間もなく差免す、平八は翌々酉年差免す、庄兵衛は享和二亥年金貳拾兩爲レ取差免す、栖原屋半次郎庄兵衛悴、伊達屋清兵衛林右衛門悴なり、兩人は、御用聞見習、西田屋正二郎は、御用聞助、此三人は享和三亥年に申附、それより箱館は、林右衛門、半次郎、清兵衛、正三郎、此四人之所、正三郎不束之事有レ之、文化三寅年御用聞取放し申附る、京都御用取扱人は、越後屋利右衛門、寛政十二申年申附る、大坂にては、多田清左衛門、伊丹屋四郎兵衛、小山屋吉兵衛、廣屋三之助、兵庫にては、北風庄右衛門、清左衛門、四郎兵衛、吉兵衛は、申年に付、三之助、庄右衛門は、文化二丑年申附る、南部大畑にては、菊地屋與左衛門、新屋元左衛門、此二人申年申附る、同所鍬ケ崎にては、小嶋屋茂左衛門、大坂屋甚左衛門、此二人酉年申附る、津輕青森にては、竹谷與次右衛門、瀧屋善五郎、此二人は、酉年申附る、與次右衛門は、亥年差免し、其代り藤林屋源右衛門に申附る、羽州酒田にては、板屋惣兵衛、五十嵐屋七郎左衛門、二木與助、渡邊多市、此四人戌年申附る、與助亥年差免、其代上林次郎次申附る、越前敦賀にては、綱屋傳兵衛、飴屋治左衛門、此二人申年申附る、奥州岩城にては、鈴木甚左衛門、酉年申附る、常州平潟にては、鈴木屋忠三郎、亥年申附る、總州銚子湊にては、十五屋傳五郎、未年申附る、相州浦賀にては、齋藤豐次郎、石井幸十郎、下田にては、岩田幸右衛門、此三人文化二丑年申附る、長州下ノ關にては、綱屋七郎左衛門、長府屋左兵衛、此二人丑年申附る、又定雇船頭には、攝州兵庫高田屋嘉兵衛、享和元酉年申附る、江戸廻船請負には、筑前屋新五郎、未年申附る、是等のもの共御用向取扱申附、障なきや否の事、町奉行及び領主等に掛合の上申附る、此事兼て伺濟なり、前書町人共の內、栖原屋甚左衛門、田中屋金六、伊達屋林右衛門は、文化三寅年三月、願によりて御用達被二仰附一、御扶持方三人扶持被レ下、御扶持方蝦夷地御用金之內より渡す、同年十月、願によつて苗字御免あり、甚右衛門は北村と改め、金六は田中、林右衛門は伊達と號す、此時より三人とも此方の支配となる、

○又彼地より運送の産物、此方より仕入物等取扱ふ所、其初めは、江戸伊勢町にて、商家の家藏を借り、當分の用を辨じ、其後靈巖橋のほとりにて所を見立、町奉行へ掛合の上、伺ひを歷て、寛政十一未年五月、五百坪の地所を請取、此所は、石屋勘兵衛といふもの請負の地にて、一箇年地代金六十兩出す、會所を

建、此所江戸懸り官吏の詰所にて、專ら御用取扱所とぞ成ける、其後追々に御用も嵩み手狹につき、此地所は、石屋勘兵衛請負地にて、都合九百坪餘有けり、勘兵衛を外へ移し、殘らず受取度旨町奉行へ談ずるの處、當時二百坪渡し、殘りは五年之內渡すべきとの事につき、文化元子年八月、二百坪請取、其段執政方へも申上、河通りに築地して、水門を建、會所もあまたの建足し出來たり、

亦御用船數艘を造る、所謂

政德丸　千二百石積也、此船は、先年蝦夷地御用之節、御買上有レ之、御船手の預りなりしが、寛政十一未年、當御用之方へ受取、

凌風丸　千石積也、同年御買上、文化元子年修理し、千四百石積となる、

神風丸　千四百石積也、同年相州浦賀にて造る、翌申年、南部にて破船、修理して如神丸と改む、

忠敎丸　孝興丸　義溫丸　禮常丸

此四艘は、百石以下也、未年、南部大畑にて造レ之、

隼　丸　二百五十石積也、同年同所にて造る、享和三亥年、蝦夷地シリキシナイにて破船す、

第一丸　千百石積也、寛政十二申年、相州浦賀にて造り、享和元酉年、越後青嶋にて破船、同所酒田にて修理して、安全丸と改む、

同年同所にて燒失す、

飛龍丸　千四百石積也、同年蝦夷地シヤマニにて造る、

翔鳳丸　千五百石積也、同年同所にて造る、享和二亥年、蝦夷地ヤムクシナイにて破船、

濟通丸　六百五十石積也、同年蝦夷地シヤマニにおゐて造る、

鳴鶴丸　六百石積也、同年同所にて造る、其年同所にて破船、

萬春丸　四百五十石積也、同年同所にて造る、

萬全丸　千五百石積也、享和元酉年、蝦夷地シヤマニにて造る、文化二丑年、南部にて破船、翌寅年南部大畑にて修理、

景福丸　千四百石積也、同年同所にて造る、同三亥年上總守谷沖にて破船、

千春丸　六百五十石積也、同年同所にて造る、

吉祥丸　七百石積也、同年同所にて造る、

天祐丸　六百五十石積也、同年同所にて造る、享和二戌年、南部にて破船、

瑞穗丸　三百五十石積、關船仕立也、同年大坂にて造る、翌戌年南部家より願によつて、伺之上引渡す、

榮通丸　同石同斷、同年同所にて造る、同三亥年、津輕家より願によつて同斷、

寧濟丸　七百石積也、同年同所にて造る、文化二丑年、能州沖合にて破船、

安焉丸　同石、同年同所にて造る、享和三亥年、蝦夷地クナシリにて破船、

福祉丸　同石、同年同所にて造る、享和三亥年、志州沖合にて破船、

天福丸　七百五十石積也、同年蝦夷地シヤマニにて造る、文化二丑年、南部にて破船、翌寅年同所大畑にて修理す、

唱德丸　千五十石積也、同年御買上にて、會所船に成る、

歡厚丸　千二百石積也、文化元子年箱館野田追にて造る、

厚德丸　千石積也、文化元子年箱館にて作る、會所船と成る、

安泰丸六百五十石積也、同上、

○寛政十一未年はじめて蝦夷地へ差向たる御船は、政徳丸なり、此船の上乘は、富山元十郎、寺澤治部左衛門、松田仁三郎、高橋次太夫也、抑此船に官吏共乘組せ、江戸より直に奥蝦夷地子モロへ直乘させたる趣意は、今般の催し、定めて夷地の巷説紛々として、夷人共とやく疑惑を懷く事有まじきにもあらねば、諸説流行せざるさきに、早く奥蝦夷地へ官吏をさしむけ、御撫育の厚き趣意を示し、夷人心を安からしむるため也、又御用は、舟路の往來重なれば、天度に熟せるものをいざなひ、星宿を測り、方位を定め、乘筋を辨へ置ん事、一ツの要務なるべしとて、その人數を撰びしに、龜井隱岐守家來堀田仁助といへるもの曆學に長じ、今頒曆所へ出役し、御扶持をも給はるものなれば、此もの然るべしとて、龜井家及び天文方澁川主水へ相議するに、障りなき由申すに任せ、其事を伺ひければ、頓て彼地へ可被遣旨、龜井家へ命下れり、爰におゐて、仁助其門人小普請方出役川村勝左衛門といふもの丶悴五郎八を召具し、政徳丸に乘組、かの地に至りぬ、仁助御手當は、御普請役被下もの丶通りなり、仁助府に歸るの後、其天度乘筋の次第等悉く圖にあらはして出之、則出雲守種周朝臣へ達す、執政方にも一覽し給ひぬとて、後に下げ給ひしなり、

○蝦夷地御處置之事に付、評定所訴狀箱へ無名の訴書をいれたるものあり、是は心得に見置、猶所存の程も申べきとの御沙汰のよし、未七月十五日采女正氏教朝臣より達し給ふ、則忠房正養是を閱するに、今度の御催しこと〴〵く玄かるべからざるよし、數箇條を擧て記せり、其事粗理にちかき事あるべしといへども、一躰の趣意を不知して、只傍見一通りの論なれば、悉く本旨に違へり、仍て兩人相議して、箇條ごとに其得失を論じ、具に解書を玄たゝめ、同廿五日彼朝臣に就て返呈し奉り、又蝦夷地巡行の三士へは其寫しを遣はす、後に三士よりもまた悉く解書を奉る、其外にも浪華の儒士中井善太といふもの丶弟德三郎といふもの、蝦夷御所置の事に付、一部の書を著して得失を論じたり、是も心得に見置べしとて、出雲守種周朝臣より内々見せ給ふに、此書も傍見一通りの論なるゆへ、其趣意悉く齟齬せり、是は解書して奉るべきにもあらざれば、一閱の後彼朝臣に返しまいらせぬ、然れども此書世に傳らば、人をして疑惑を生ぜしめむ、玄かりとて中井氏に對して答ふべきにも

あらざれば、其後正養竊に筆を取て、一部の書を作り、ことく〳〵く彼書の惑ひを解て、則邊策私辨と題して家に藏む、

○御徒目附細見權十郎、御小人目附西村常藏、蝦夷地に於て熊を仕留たる事は、其事三橋成方より申來る趣にて、寛政十一未年六月廿七日、彼地ウラカハといふ處へ寄鯨ありけるが、其臭をや慕ひけむ、同廿九日夜、大なる熊出て、その邊を徘徊し、夷小屋に入、食物を喰ひ、人にもかゝりける故、夷人共驚き逃去り、翌七月朔日、其趣き訴へ出ける程に、彼地に詰合たる村上三郎右衛門をはじめ、各相議し、御徒目附細見權十郎、御小人目附西村常藏に命じて、各津輕家勤番の足輕二人に鐵炮を持たせ、外に夷人を二人ヅヽ召具し、同二日二手に分れ、彼熊を搜しけるが、草深くして見えがたく、終夜尋あかして、翌三日になり、其邊を見尋るといへども見あたらず、とかくして其日も暮れ、ればど、草などをふみあらしたる跡有故、猶々殘りなく蝦夷小屋に止宿し、翌五日早天より段々山手の方へ尋入しに、山中にて獨りの夷人に行逢、其熊を是より一里半程も山奥にて見かけたるよし申により、其道筋凡二十町ほどもたづね入る所に、遙に彼熊を見懸、鐵炮を放ちかくるといへども中らず、召具したる夷人ども、是も走寄、矢二筋射かけたれども、淺手なればとまらず、其行方を見失ひ、翌六日又候所々を尋る所に、思もよらぬ笹原内より彼熊踊出、常藏が具召したる夷人に飛かゝり、少し疵附て其儘逃去たり、すはやと云て追駈たれども、走る事早くして行方を見失ひ、其翌七日又候所々草原の內を殘る所なく狩求めしに、權十郎手より追ひ出し、津輕家足輕に飛懸り、押倒して逃行を、權十郎常藏一手になり、嚴敷追懸しに、彼熊立戾り、權十郎を目懸飛かゝる所を、刀をぬき彼熊の咽喉を突く、其儘常藏へ飛かゝる所を、同じく刀をぬひて、目より口へかけ切下たり、此二箇所の手に弱りてたゞよふ所を、津輕家の足輕共鐵炮を打かけ、終に打留るよし、此熊大サ九尺七寸餘のよし、皮及び膽を添て、成方より巨細に申來る、則其書面を以、七月廿七日正養より釆女正氏敎朝臣へ申ければ、內々台廳へも入ぬるよし、八月廿七日、彼朝臣より左の書取を下し給ふ、

御徒目附細見權十郎、御小人目附西村常藏、蝦夷

地にて熊を仕留候趣、其節の始末三橋藤右衛門より委細申越候紙面一覽之事に候、兩人共いかにも手際よく在勤先之儀、勇氣も引立候働にて、一段の事に候、不慮に骨折候儀と存候段、各一同噂申事に候、此趣彼もの共へ可㆑被㆓申聞㆒事、

正養謹てこれを請取、早々蝦夷地三士の方へ申遣し、三士より、權十郎常藏へ達す、（此兩人歸府の後、權十郎は御勘定、常藏は御普請役被㆓仰附㆒たり、正に此功とぞ聞えし、）

○東蝦夷地七箇年上地の事、ウラカハより以東嶋々までと、當春被㆓仰出㆒之處、有司及び諸官吏の往來、津輕の三厩より松前へ、或は南部佐井より箱館へ渡海の事ゆへ、（是迄佐井より箱館の渡海は、容易にはなかりしが、此御用船初りて此かた、追々乘筋を辨へ、今は專ら此海を渡す、秋の末より冬分は、海上少し荒きゆへ、松前を渡す、）私領其間にはさまり難儀の譯も有により、願くはシリウチ川を境とし、箱館向寄よりウラカハまで、追上地に差上度よし、松前家より寛政十一未年六月中、采女正氏敎朝臣に內願を申たるよし、依㆑之八月十二日、彼朝臣より左之通り書附を以、若狹守へ達し給ふ、（此時松前より代地の事に付、猶內願の品もありけるよし、執政方評議有㆑之、御試中の事なれば、追ての御沙汰たるべきとの衆議なりけるよし聞えぬ、）

松前若狹守

內願申立之趣有㆑之候に付、當分御用地之內爲㆓代地㆒五千石之地所可㆓相渡㆒候間、右之場所年貢等當分收納可㆑被㆑致候、一躰申立之趣意者、無㆓餘儀㆒事に候得共、御試之初年、未其品も難㆓相分㆒候間、追而御沙汰之程も可㆑有㆑之候、且又箱館向寄上地之事も申立之通たるべく候、年限之儀者、最初之上地と同樣可㆑被㆓心得㆒候、委細懸り幷御勘定奉行江可㆑被㆑談候、

八月

右之通此方共へも御達し有㆑之、忠房正養承書して奉る、右五千石之地所は、武州埼玉郡久喜町にて下し賜る、（此五千石の石代は、蝦夷地御用金之內より年々御金藏へ納㆑之、）外に東蝦夷地收納の分は、御下金あり、（此御下ヶ金員數は、後文東蝦夷地永久上地被㆓仰出㆒の條にしるす、）是よりしてシリウチ川より以東殘らず、當分上地とはなりけり、

休明光記巻之二

○松平大河内三橋村上遠山長坂等於二蝦夷地一
品々取計之事幷制札の事
○南部家津輕家勤番之事
○蝦夷地御用執政方惣御取扱となる事
○大河内善兵衛遠山金四郎御役替之事

○かくて松平忠明、大河内政壽、三橋成方をはじめ、村上、遠山、長坂等、五月初迄に松前に着、諸官吏は夫より以前彼地に至り、その持渡〳〵へ行しもあり、又は松前に止りて、三士を待受るもの有、或は諸國買上物の御用として、いまだ松前に至らざるも有けり、夫より三士及び村上、遠山、長坂等を初め、一同箱館に至り、しばらく居をとめて、萬の事を商議し、各蝦夷地に至り、先第一制札を建る、私領の時は、かゝる制度もあらざれども、假にも御料の姿を以御處置あらんには、法制なくばあらじ、されど草昧の地、密なる法綱は、行れがたきにより、林大學頭乘衡と議し、漢の三章に擬へ、三箇條の法を定め、伺を歴てこれをたつる、其詞に曰、

掟

一邪宗門にしたがふもの、外國人にしたしむもの、其罪おもかるべし、
一人をころしたるものは、皆死罪たるべし、
一人に疵つけ、又は盗するものは、其ほどに應じ咎あるべし、

夷人共に通辭を以此旨をよく諭さしむ、また蝦夷人のならはしにて、メッカ打といふあり、死者有時はかりもがりをし、魚肉獸肉其外さま〲のものをそなへ、其前にて兄弟親戚寄集り、慟哭し止ず、しばらくして後互に棒を以撃合、血を出すを祭とす、是をメッカ打とも、ツチ打ともいひて、追善の類ともす、強くうたれたるものは大に惱みくるしむ、又熊祭といふ事有、是は子熊を捕へ、女夷の乳を以て養ひ育る事、子よりも愛を盡し、漸長じたる後に至り、其時有て大勢集り、此熊を殺し、しかも又大に哭す、乳をあたへたる女夷は、殊に悲歎にたへず、さばかり歎くかと思へば、頓て彼男女寄こぞり、此熊の肉を悉く喰ひ、酒をのみ、唄をうたひ、舞樂しみ、更に患のいゐなし、此二

事は、往古より夷中の習はしなりといへども、殊に夷狄の悪風なるがゆへに、忠明以下の有司、彼地に到るのはじめ、前の三章の法制とともに、嚴く此事を制禁す、且耳かね黥の事は、是迄のものは是非もなし、今より後生たつものには絶て是を禁ず、又會所を建る事凡十箇所也、所謂セウヤ、シラヌカ、クスリ、コブムリ、センホウシ、ノコキリヘツ、カンチヘツ、ノツケ、アツケシ、シヤマニ等也、此後年々造立有て、若干にいたる、又町醫師を數人雇ひて、江戸より來らしめ、場所〳〵に置て、和人夷人の病ひを助く、雇醫師手當は、一日銀七匁五分づゝ、又先達て出立の官吏ども、南部に於て馬六十疋、牛四疋を買上來り、場所場所に畜ひ置て、日用を辨ぜしむ、此馬廻りたる時は、蝦夷人共はじめて見るがゆへに、驚き恐れて近寄ものなし、後にはつかい馴て、悦事かぎりなし、此馬年〳〵に子を生じて、今蝦夷地にみち〳〵たり、松平忠明は、チモロよりシヘツ迄巡行し、シントコ崎を見積り、クスリ山越して箱館に歸る、三橋成方も奥蝦夷地迄すゝむ心得にて、ウラカハ迄巡行の所、俄に疾ひを發しすゝむ事あたはず、彼處に止りて療を施し、數日にして愈る事を得、七月に至り、箱館に來りて事を計る、大河内政壽は、シヤマニに至りて、新道を開て、下司には、中村小市郎、最上徳内是を指揮す、抑此所には、チコシキル、トモチクシ抔いふ所ありて、蝦夷地第一の難所也、或は縄をさげ、梯をかけて渡り、又は巖の間をくゞり、或は浪の打寄る隙を見て飛越る所もあり、殆人蹟を絶する程の難所なり、然れ共是を開かん事莫大の入費なれば、私領の力に及ばず、國家の力を以此難所を開き、蝦夷地第一の通路を得たり、其南部家にて猶潤色して、今は車馬の通路自在をなす也、村上常福、長坂高景は、シヤマニに止り、越年して事を行ふ、長坂は翌申年三月、村上は同九年府にかへる、遠山景晋は、ホロイツ迄巡行す、ウルツプ嶋よりは、ヲロシヤ人居を定めたるよしなればとて、近藤重藏、山田鯉兵衛をヱトロフ嶋へ渡らしめ、事をはかるべき手合せなりしが、今年は旬季後れて渡る事能はざる故、シヤマニに越年し、來年渡るべきに極る、斯て忠明以下の人々發足、前議する所の數箇條、そのあらましをおこなひ得て、九月下旬迄に追々府に歸り、釆女正氏教朝臣に就き事の躰を詳に申、猶微細の書を捧る、官吏の内今年限りにて御用濟のものと、引續き勉さすべきものとを撰み、其姓名を呈書し、御用濟のものへは、御褒賜あらむ事を願ふ、翌申年四月御勘定へ銀拾五枚ヅヽ、支配勘定、御徒目附へ同樣拾枚ヅヽ、御普請役

御小人目附へ同貳枚ヅヽ賜レ之、（此姓名事繁キ故略レ之）、南部津輕の兩家より備人數の事、出立前申上、兩手にて百人ほど固めありといへども、以來は、一家より重役之者二三人、足輕五百人ヅヽ、兩家にて千人の積差出させ、便よき所へ番小屋を補理、武器を設け置、警衞せしめむ事を、五有司より氏敎朝臣へ申、則寬政十一未年十月二日、其通り兩家へ命せらる、此勤番所兩家共箱館を本小屋とし、南部家は、テモロ、クナシリ、エトロフ、津輕家は、サハラ、エトロフに勤番所を補理、足輕小頭重役等差添警衞す、

○蝦夷地御用之事、是迄は釆女正氏敎朝臣受持給ふといへども、以來は執政方一同にて取扱ひ給ふよし、御用の事は、月番の方へ可レ申旨、寬政十一未年十一月二日、對馬守信威朝臣より書付を以達し給ふ、

○同年の冬大河內善兵衞政壽は、西丸御先手に被レ命、此御用を離る、是より懸り四人となる、（渡邊久藏胤は、是より以前、西丸御先手に命ぜられ、江戶取扱の事をはなる、）遠山金四郞景晉も御徒頭に命せられ、此御用を離る、

○江戶掛り御手當之事

江戶懸り諸官吏御手當之事、寬政十一未年夏中、御扶持方を願ふといへども、叶ひ難きよしにて、御勘定組頭へ銀拾枚、御勘定支配、勘定及び御徒目附へ同七枚ヅヽ、御普請役へ同五枚、御小人目附へ同三枚ヅヽ、可レ被レ下との御事にて勤來る所、外見合之事も有りて不足に付、同年十二月伊豆守信明朝臣へ左之通りの書札を呈進し、已來如レ此になりたり、此書附は、別錄にありといへども、是江戶懸り御手當の基本なるがゆへに、今また爰に抄出す、

蝦夷地御用江戶懸り之者手當之儀に付申上候書附

松平信濃守
石川左近將監
羽太庄左衞門
三橋藤右衞門

蝦夷地御用江戶懸り之儀、追々御用向差添ひ、當時にては、增御用地も有レ之、場所廣太に相成來、申年御仕入物も是迄之一倍程に可二相成一、旁に付場所〴〵への掛合越年之者共より、來申年之手繰、其外共場所限申越候儀等、追々御用向相嵩、幷御船廻着之節は、出荷物取捌方に付日々會所へ

相詰、誠に取扱共繁用之儀、巨細に者申上兼候程之儀に御座候、勿論右懸り之者共へ、當夏以來御手當被ニ成下ニ一同難レ有出精相勤候儀に者御座候得共、長崎御用江戶懸り、古銅吹所掛り、町會所懸り、伊豆國附嶋々懸り、御手當に見合候得ば、蝦夷地御用江戶懸り之儀は、半減にも屆兼候程之儀に有レ之、御用向繁雜之處者、新規之取扱故、別而手數相懸り、御勘定所にても晩景迄取調等に相懸り、會所へ罷越候節者、猶更雜費も相懸り、內實は、銘々及ニ難儀ニ候哉にも相聞候間、何卒增ニ御手當ニ之儀可ニ相願ニ共奉レ存候得共、一旦被ニ仰渡ニ候儀を、今更增方等被ニ仰出ニ候而者、外々之響にも相成、如何之筋にも奉レ存候間、別段御手當之儀者不レ奉レ願候、乍レ然前書之通御勘定所內諸懸りに見競候得ば、御用向者勝劣も無レ之候處、御手當者格別ニ相劣候而は、出精相勤候身分に取、萬一氣分之折にも可ニ相成ニ哉も難レ計、左候而は、一旦御手當被ニ成下ニ候詮も薄く、恐入奉レ存候間、種種評儀仕候所、前文諸懸り御手當之儀者、其場所場所附金等之內にて被レ下候儀ニ御座候間、蝦夷地御用江戶懸り、御勘定組頭始御手當之儀も、是迄被レ下候分者居置、其餘者蝦夷地出荷物代金之內を以、前之諸懸り御勘定方、其外へ被レ下候御手當相當仕候程に割合相渡候得ば、別段增ニ御手當ニ奉レ願候筋にも相當らず、尤別口御金出方も無レ之、小給之者どもは、別而此上差はまり、勤向勵之ためにも可ニ相成ニ奉レ存候間、右之趣を以、已來御手當相渡候樣可レ仕奉レ存候、依レ之此段申上置候、以上、

未十二月

松平信濃守
石川左近將監
羽太庄左衞門
三橋藤右衞門

下札

本文蝦夷地御用、江戶御徒目附之儀者、御堪定所打込に而御用向取扱候儀に付、支配勘定同樣之御手當相渡候樣可レ仕、御小人目附之儀者、都而江戶內に相勤候、懸り御用定例之御手當通り相渡候樣可レ仕奉レ存候、
別紙見出しなし

蝦夷地御用江戶懸り相勤候者共御手當之儀、是迄被レ下候分は居置、其餘者御勘定所內諸懸り御

手當に見合、蝦夷地出荷物賣立金之内より割合可二相渡一凡積り左之通り御座候、

蝦夷地御用江戸懸り

蝦夷地御用江戸懸り
御勘定組頭

一金拾三兩

是は蝦夷地出荷物賣立金之内より以來爲二御手當一相渡し候積、

外に丁銀拾枚　此代金六兩三分

是は先達て被レ下候御手當之分、

合金貳拾兩

長崎御用江戸懸り、御勘定所支配所懸り、伊豆國附嶋々之懸り、御勘定組頭へ一箇年金貳拾兩ッ、御手當被二成下一候、右同斷

御勘定一人分

一金拾貳兩

是は右同斷

外に丁銀七枚ッ、

此金五兩餘

是は右同斷

合金拾八兩

町會所掛り、伊豆國附嶋々掛り、古銅吹所懸り、御勘定へ一箇年金拾八兩ッ、御手當被二成下一候、右同斷

吟味方改役並支配勘定并出役御徒目附一人分

一金拾兩

是は右同斷

外に丁銀七枚ッ、

此金五兩餘

是は同斷

合金拾五兩

伊豆國嶋々懸り、支配勘定同出役へ一箇年金拾五兩ッ、御手當被二成下一候、

右同斷

御普請役一人分

一金拾兩三分餘

是は右同斷

外に丁銀五枚ッ、

此金三兩貳分

是は右同斷

合金拾四兩餘

古銅吹所、伊豆國附嶋々掛り、御普請役江戸内に而相勤候懸り、御用定例御手當通り、一箇月金三分三人扶持ッ、被レ下候儀に付、右扶持米石壹兩之積金に直し候得者、一箇年一人分御手當金拾四兩餘に相當り申候、

右同斷

御小人目附一人分

一金四兩餘

是者右同斷

外に丁銀三枚ッ、

此金貳兩餘

是は右同斷

合金六兩餘

御小人目附江戸内に而相勤仕候懸り、御用定例御手當一箇月金壹分貳人扶持ッ、被ㇾ下候儀に付、右御扶持米石壹兩之積金に直し候へば、一箇年一人金六兩餘に相當り候、

右之趣を以、蝦夷地御用江戸懸り相勤候、御勘定組頭初へ以來爲ニ御手當一彼地出荷物賣立金之内より相渡候積に御座候、

本文御徒目附之儀、御勘定所打込にて、御用向取扱候儀に付、支配勘定同様御手當相渡候樣可ㇾ仕、勿論以來御用向取扱候節、被ㇾ下候御手當之見合には、難ニ相成ニ筋に御座候、

下り札

右請取高之事は、金銀一所にして、御勘定組頭は、金貳拾兩、御勘定は、同拾八兩、吟味方改役、並支配勘定、御徒目附等は、同拾五兩、御普請役は、同拾四兩、御小人目附は、同六兩貳分、蝦夷地御用金之内より相渡、其外在住之内より江戸懸り之者へは、御目見以上以下之差別なく被ㇾ下、以上五人扶持被ㇾ下、以下三人扶持被ㇾ下候、在住之事は、後文に見ゆ、此江戸懸り之事は、享和二戌年九月伺濟也、

○原半左衛門同斷新助手附之者共召連ㇾ蝦夷地に至る事

○御武器箱館幷蝦夷地場所々々に備る事

○松前獻上之品々相止此方より調進之事

○在住之事

○八王子千人頭原半左衛門願の通、組同心之子弟等召具し、蝦夷地に相越、御用勤むべきのよし、寛政十二申年正月十四日命ぜらる、是は半左衛門兼ての志願、武州八王子は邊土にて、彼地住居之同心、日來耕作に馴たる故、其子弟厄介等凡百人程、蝦夷地へ召具し、可ㇾ然土地に於て耕耘の道を開かせ、則彼等をして農兵たらしめば、一つの警衛たらむよしを、去年中御鑓奉行迄申たりしよし、先達而執政方より其書附を下給ひ、懸り評論の上可ㇾ然よしを申上ける故、今日命ぜらるゝ所也、半左衛門弟新助も、半左衛門手代りとして具召し度よしを願ふによつて、勝手次第たるべきよし、正月廿六日執政方より達せられ、則原兄弟同心共の子弟厄介之内可ㇾ然人物を撰び、百人を召具し、三月下旬八王子を發し、蝦夷地に至り、半左衛門は、シラヌカ、新助は、ユウブツを持場とし、手附五十人ヅ、引分け、鐵炮二十五挺ヅ、備へ、警衛を主とし、兼ては耕作をいとなむ、後手附三十人餘增人有

て、一場所へ十五六人ヅヽ、鐵炮七八挺ヅヽを備ふ、牛左衛門江戸出立之節、御暇金貳枚、在勤御手當貳百俵、四物成月割御扶持方十人扶持一倍、宿代一箇月銀二枚ヅヽ、一日御手當金壹分貳朱ヅヽ被レ下レ之、弟新助は一日銀拾匁ヅヽ、手附の者一箇月金貳分ヅヽ、三人扶持、支度金壹匁貳分、道中本馬貳人江一疋、木賃米代被レ下レ之、肝煮も右之通にて、外勤金貳兩二分、支度金貳兩貳分、本馬一人江一疋、小屋頭も右之通にて、外勤金貳兩、支度金貳兩也、馬は二人江一疋、且牛左衛門兄弟、幷手附之者ども、蝦夷地へ相越すに付ては、往來之御用筋等、千人頭志村又左衛門心得、同人日光在勤、其外故障之時は、同役石坂彦三郎心得取扱ふべき旨、御鎗奉行懸合之後、出雲守種周朝臣へ申上の上相達す、組頭には、川村勝五郎、森田宇右衛門、山本良助、松本六郎、風祭三左衛門、平同心には、小嶋文平なり、其後文化元子年三月晦日、牛左衛門箱館奉行支配調役被レ命、弟新助、牛左衛門に從て箱館へ相越、御馬の御用を承る、夫より手附のもの共は、地役御雇と稱へ、箱館及び場所場所江散在して勤をなす、爰に於て、志村又左衛門以下の事も申上のうへ、江戸取扱さしめし、又左衛門彥三郎へ銀七枚ヅヽ、組頭へ金五百疋、同心へ同三百疋、蝦夷地御用金之內より手當相渡す、

○御武器は、弓鐵炮、大小長柄鎗具、太鼓、徒具足、同心具足等、寛政十二申年正月より年々に廻す事若干也、第一箱館に備へ、其次はエトロフ、其より場所〳〵へ普く備ふ、若黄鷹、若隼、昆布、膃肭臍、寄セ數子、熊膽等、是迄松前家より獻上の品にて、尤西地よりも出るといへども、其品よろしからず、東地の方より重に產するの處、此度御用地成たるうへは、如何心得べきやのよし、松前家より窺ひ申によつて、寛政十二申年二月十一日、伊豆守信明朝臣より其伺書を下給ひ、懸りの面々商議の上、右品々は、已來東御用地の方にて取計、其時々差上べき間、松前家獻上は御免ありて然るべき旨申上、其內寄せ數子の事は、製し方とくと承る所、其仕立清淨なる方にも聞えず、風味も常の數の子と異ならざる趣につき、已來通例の數の子を調進奉るべき哉に伺ふべき處、其通りたるべきよし御下知相濟、翌酉年より追々右調進の品員數相定る所左の如し、

シノリ產
昆布七百枚
年々十一月可ニ相廻一候、

數子二十貫目
年々十月頃一箱、十二月頃一箱可ニ相廻一候、

ニシベツ產
鹽引鮭七十疋
年々十月頃三十疋、十一月頃四十疋可ニ相廻一由、以上三品は、寛政十三酉年正月、御膳番より申立のよし、出雲守種周朝臣より達せらる、

膃肭臍二匹
捕獲次第、鹽漬にて可ニ相廻一由、タケリも有レ之ば、干立て可ニ相廻一旨、御膳番より申立の由、同年二月種周朝臣より被レ達、

椎蕈五百
都合次第可ニ相廻申一、享和二戌年十二月、御側衆平岡美濃守朝臣より達せらる、御扣二百加へ、都合七百年々五六月頃相廻す、

熊膽

黄鷹十五据内巣鷹三据其餘者網掛之積り　上品五ッ、下品二ッ宛可ニ相廻一由、翌亥年二月御側衆高井飛驒守清宣朝臣達せらる、

此鷹之事は、年々數も定らざりしが、文化三寅年十二月、御小納戸頭取長谷川主膳正へ、戸川筑前守談之上如レ此極る、

御先手青山三右衛門組同心井上忠右衛門、後下役になり、喜右衛門と改む、願之通り家族召具し、蝦夷地在住之事、寛政十二申年二月廿八日被ニ仰附一、是在住の始也、此よりして御目見以上以下、御譜代御抱入の差別なく、追々在住被ニ仰附一、此在住のもの御手當左のごとし、

高拾俵より貳拾俵迄

金貳兩　御扶持方一人半扶持

外引越之節一度被レ下候分、支度金貳兩、路用金三兩、厄介一人江金壹兩貳分ヅヽ、賄道具代金壹兩、

高貳拾俵より三拾俵以下迄

金三兩　御扶持二人扶持

外引越之節一度被レ下候分、支度金貳兩貳分、路用金四兩、厄介一人江金壹兩貳分ヅッ、賄道具代金三兩貳分、

高三拾俵より五拾俵以下迄

金五兩　貳人扶持

外引越之節一度被レ下候分、支度金五兩、路用金拾兩、厄介一人江金貳兩ヅヽ、賄道具代金五兩、

同部屋住金拾五兩、引越入用同斷、三十俵以下は、部屋住には無レ之積、

高五拾俵より七拾俵以下迄

金七兩　三人扶持

外引越之節一度被レ下候分、支度金五兩、路用金拾兩、厄介一人江金貳兩ヅヽ、賄道具代五兩、

同部屋住金貳拾壹兩、引越入用一度被レ下候分、支度金三兩、路用金七兩、厄介一人江金貳兩ヅヽ、

高七拾俵より百俵以下迄

金八兩　五人扶持

外引越之節一度被レ下候分、支度金七兩、路用金拾貳兩、厄介一人江金二兩ヅヽ、賄道具代金五兩、

同部屋住金貳拾七兩、引越入用支度金貳兩、路用金

拾兩、厄介一人江金貳兩ツヽ、
高百俵より百五拾俵以下迄
金拾兩　　七人扶持
外引越之節一度被レ下候分、支度金拾兩、路用金貳拾兩、厄介一人江金三兩ヅヽ、
百俵以上之部屋住者、先御用不レ被ニ仰付ニ候積、
高百五拾俵より貳百俵以下迄
金拾三兩　　拾人扶持
外引越之節一度被レ下候分、金五拾兩、
高貳百俵より貳百五拾俵迄
金貳拾兩　　拾人扶持
外引越之節一度被レ下候分、金七拾兩、
高貳百五拾俵より三百俵以下迄
金貳拾貳兩　　拾壹人扶持
外引越之節一度被レ下候分、金八拾五兩、
高三百俵以上
金貳拾四兩　　拾貳人扶持
外引越之節一度被レ下候分、金百兩、
三百俵以上は不レ拘レ高、本文之御手當を以爲ニ此相勤ニ候積り、
右在住之面々、場所〱に於て、別段御手當は、蝦夷地御用地之内より渡レ之、此手當者、場所の遠近によつて各不同あり、事繁きがゆへに是を省く、委しくえらむ事を要せば、別錄の元極を閲てえるべし、江戸懸り御手當の事は、前の江戸懸りの部に注す、

○申年春三橋成方同年冬村上常福箱館に至る事
○戸川藤十郎大河内善十郎蝦夷地に到る事
○豆州波浮湊切割浚御普請之事
○伊能勘解由測量として蝦夷地に至る事
○諸家御買上米之事幷姦人共御仕置之事
○河田甚太郎蝦夷地に至る事
○望月三作蝦夷地に到る事

○寛政十二申年は、三橋藤右衞門成方箱館にいたり、夏より秋迄を處置し、秋より末は村上三郎右衞門常福是をつとむべきのよし伺の上事定る、是は去る未年松平忠明をはじめ、數多の有司蝦夷を巡行し、場所場所の手配りも凡に設けたれば、今年は一先成方箱館に居をしめ事をはかり、來年にも至らば猶又懸りの内巡行せんとの商議なり、かくて成方は、三月中旬江

府を發し、四月中旬箱館にいたり、同所龜田村といふ處に、松前家龜田奉行の住居せし役所あれば、此役所後に箱館へ引、交代やしきをつくる、其あと今鷹部屋となる、その所をすこしく補理なして、こゝに居をしめ、萬事の所置を指揮す、當春出立の官吏どもは、成方に先達而彼地に至り、兼て越年の面々と倶に事を行ふ、箱館に番所と唱へて、私領の時、龜田奉行の用向を扱ひたる所あり、官吏共此所を役所とす、銘々の居小屋は、外に小室を補理て居住す、成方は其年九月府に歸り、夫より末、村上常福、箱館に至て事を謀る、前に番所と唱ふるもの貳箇所あり、其一箇所に常福住居す、今の吟味役の御役宅是なり、常福は翌酉年冬迄在勤するなり、

○寛政十二申年二月十六日、御納戸頭取格戸川藤十郎安論、其年十二月被レ任二筑前守一、後箱館奉行に命ぜらる、御納戸大河内善十郎政養、蝦夷地巡見之事を命せられ、當懸り會合席へも度度出席ありて事を議し、同年三月出立、東蝦夷地クナシリ嶋迄巡行、九月府に歸る、

○東海廻りの船々、豆州沖合にて度々破船し、數年の憂大方ならず、別て當御用初りては、蝦夷地の廻船專ら東海を往來すれば、この恐れ最深し、同國波浮の湊を切割、水底を浚ひ、繫船の設をなす時は、此憂をまぬかるべしとて、伺の上、石川忠房承り、屬吏共を遣して是を行はしむ、此御入費は、則蝦夷内御用金の內より出す、湊普請出來之後、御勘定組頭村田鐵次郎、出來榮見分として相越す、此湊成就してより以來、東海廻りの船々難破船の憂をまぬかるゝ事數多度なり、其後文化元子年より此湊御勘定所惣持に成る、

○西丸御書院番頭津田山城守知行所百姓伊能三郎右衞門父勘解由といふもの、高橋作左衞門門人にて、天文學に通じ、蝦夷地に至り測量せん事を願ふ、先頃堀田仁助をして海路の方位を測らしむるといへども、未陸地の測量あらざれば、則伺を歷て彼地へ至らしむ、寛政十二申年四月、勘解由府を立て、十一月歸り、測量の次第悉く圖にあらはして出し、則出雲守種周朝臣へ呈す、執政方一覽し給ひぬとて、後に下げ給ふ、御役所に藏す、勘解由手當は、雇醫師の通り、一日に七匁五分ヅヽ、御用金より渡す、

○長坂忠七郎申年五月屋敷改に命せられ、當御用を離る、

○蝦夷地へ運送する粮米は、南部、津輕其外奥筋より買上て廻すといへども、若其國々凶作などある時は差支なきにあらず、仍て國々の諸侯領分米、來秋の收納を目當に、兼々御買上有レ之、先方預高に應じ、其米代凡見込を以て七八分程、前年の冬渡し置、萬一奥羽

邊凶作の時は、直に其米を蝦夷地に運送し、奥羽邊恙なく運送に不ㇾ及時は、其米江戸會所へ廻し、御拂をなすべき積り、米代前年に相渡し、家々金銀融通の一助にもなるゆへをもつて、納米の節時相場より米一石に付一升の安の割合を以おさめの積り、伺を歴て寛政十二申年より行ㇾ之、諸家是を願ふ輩年々に增す、其後文化二丑年伺の上、五箇年御買上米有ㇾ之輩は、餘程之有餘米納めも濟たる事ゆへ、六箇年めよりは一箇月五合安の割合を以納方致させ、元石代も年々二步通り引下げ相渡し、跡五箇年に皆濟の積り、其石代を以親規願の方へ相渡す事となる、（此石代最初は、産物代の内より渡す、享和三亥年御勘定所打合せ伺之上、産物代よりは差出さず、有餘米代をもつて元に立、段々利倍して渡す事となる、此石代二十萬兩に滿たる上は、有餘米代元に立ずして、御入用金の方へ用ゆべきとの伺濟也、）此御買上米の事につき口入人抔と唱へ、品々跡形なき事いひ觸し、諸家へ立入不正を働く姦人有よし聞えけるにより、下役深山宇平太を細作として探り索め、既に其證を得たりければ、町奉行にて吟味あらむ事を、享和三亥年十月朔日、伊豆守信明朝臣へ申す、則町奉行根岸肥前守鎭衞承りて是を糺明し、同年十二月廿五日御仕置有、左の如し、

小普請組
溝口相摸守支配
佐々井又太郎父
佐々井古竹

其方儀蝦夷御用會所より貸附金有ㇾ之趣承およぴ、世話人と申成し、謝禮金を可ニ貪取ーため、貸附方割合等取拵、懸り重役人に遠緣之者有ㇾ之、會所にも罷越、小泉仙藏と申役人にも懇意之趣、無ニ跡方ー事共迄申觸、諸家の家來借受之儀申聞の候者へ應對致候段不屆之至、依ㇾ之中追放被ニ仰附ーもの也、

右溝口相摸守組
原井龜太郎

其方儀蝦夷地御入用會所金諸家へ御貸附に相成候儀者無ㇾ之處、佐々井古竹申聞候儀を實事と心得候迚、世話致候て、禮金等有ㇾ之、爲にも可ニ相成ーと古竹、喜三郎申合せ、借受望之先々迄罷越內世話人之由、屋敷役人共にも應對致し懸合候儀共、御家人之身分に有ㇾ之間敷儀不埒に付、御扶持被ニ召放ー、

加賀町新助店
新右衞門

其方儀蝦夷地會所にて、諸家ゟ御貸金と申儀は無レ之處、知人寺田加藤次申聞候を實事と心得候とて、口入致ニ世話一候はゞ助成にも可ニ相成一と、加藤次申にまかせ、同人共會所役人、又者役人ゟ内緣も有レ之右之趣申僞り、出入屋敷其外ゟ引合せ話可レ致と取計候儀共不埒に付、家財取上所拂、

松平相摸守
辻番人
曾我部勘次

其方儀佐々井古竹身分に而、蝦夷地御用會所金等之儀に可レ携筋無レ之處、其心附なく世話致し候はゞ謝禮も有レ之、身分之ためにも可ニ相成一と同人より九鬼和泉守外兩家家來ども願込之書面請取、新左衞門ゟ相渡、同人宅にて懸り役人ゟ右家來共を可ニ引合一積り對談に及び、或は右貸附金有レ之趣、町方同心より先達て承り居候旨、竹内榮助申聞候とて、右手筋をも可ニ相賴一旨、古竹へ申談候ゆへ、追々浮說申觸し候者有レ之始末に相成候儀共、武家方相勤候身分に而、別而不埒に付、武家奉公搆、暇差出候樣申渡引渡す、

下谷善養寺門前
藤七店
甚兵衞

其方儀蝦夷地會所御貸附金之有レ之趣に承り及び、世話致候はゞ助成にも可ニ相成一と存、寺田加藤次は、會所役人、喜三郎は、同所用達と心得、知人に成、出入屋敷等之家來へ申勸め、右兩人之者ゟ懸合等致候始末、不埒に付、急度叱り、

宇田川町
忠兵衞店
善次郎

其方儀蝦夷地御用會所貸附金と申儀は無レ之處、寺田加藤次は、右會所役人之内緣有レ之口入致候由、右世話致候はゞ助成に可ニ相成一と申聞候を、實事と存候迚、得と子細も不ニ相糺一、懇意之者等へ相咄し、追々借受望之武家家來等罷越、其方にて度々會合爲レ致候儀共、不埒に付、急度叱り、

大御番
安藤伊豫守組
山口五郎兵衞家來
川村安左衞門

其方儀蝦夷地御用會所御貸附金と申は無レ之儀に候處、得と糺も不レ致、善次郎申聞候を實事と

心得候とて、寺田甚兵衛口入を以、立花左近將監家來大城勘左衛門を寺田加藤次ゟ爲二引合一候始末、主人方借入取計候儀にも無レ之、右躰之せ話に携り候儀共、武家用役相勤候身分にて、不埒に付、急度叱り、

根岸肥前守組同心
中山政五郎兄　中山幸吉

九鬼和泉守家來　和久山治部之進

松浦壹岐守家來　柏原甚助

松平飛驒守家來　加納清四郎

立花左近將監家來　大城勘左衛門

酒井雅樂頭家來　新井五郎右衛門

榊原式部大輔家來　伊崎喜藏

松平淡路守家來　野入三郎右衛門

鍋嶋甲斐守家來　副嶋（田イ）官太夫

永井出羽守家來　小西藤五郎

南部左衛門尉家來（松平備中守家來イ）　金子八郎

松平備中守家來（南部左衛門尉家來イ）　岡田傳右衛門

芝泉岳寺配下
曹洞宗
鮫嶋千日谷　發昌寺日山

其方共儀右一件に付相尋候處、不埒之筋も無レ之候間、一同無レ構、

芝西應寺町　家主　久兵衛

麻布市兵衛町　五人組持店　佐助

櫻田備前町　半右衛門店　新助

木挽町壹丁目　長藏店彌兵衛門方に居ル　彌左衛門

小松町　源兵衛店　吉兵衛

吳服町　孫兵衛店清次郎親　吉兵衛

龜嶋町
仁兵衛店　藤兵衛

小傳馬町二丁目
市郎右衛門店
九番組人宿
淸兵衛□子　竹內榮助

麻布三軒屋町
五郎兵衛店　彥八

其方共儀右一件に付相尋候處、不埒之筋も無レ之間、一同無レ構、

一喜三郎儀存命に候得は家財取上、江戸拂可ニ申附ニ處、令ニ病死ニ候間、其旨一同可レ存、

堀田大藏大輔家來
梅村源兵衛

寺田加藤次儀吟味中病死せしめ候間、其旨主人に可ニ申聞ニ、

右亥十二月廿五日大目附井上美濃守、町奉行根岸肥前守、御目附佐野宇右衛門立會、美濃守肥前守申ニ渡之ニ、

○大御番市橋下總守組河田甚太郎、蝦夷地在住志願之由、頭より申立るによつて、先一箇年彼地へ被レ遣、猶御用之品により在住を可レ被ニ仰付ニ旨、寬政十二申年十二月廿九日命せらる、翌酉年二月出立、彼地の御用を勤め、同年十月府に歸る、御手當は二百俵高、在住の割合を以、金廿兩拾人扶持、道中入用金三拾兩被レ下、然るに翌戌年東蝦夷地永久上地被ニ仰出ニ、是迄とは御所置の摸樣も變り、是程の身柄の在住御用にも無レ之に付、御免になる、

○小普請組仙石彌兵衛支配御醫師之望月三作、療治爲ニ修行ニ蝦夷地在住願之よし、頭より申立るによつて、寬政十二申年十二月十八（廿九イ）日被ニ仰附ニ、翌酉年二月出立、御手當二百俵高、在住の割合を以、金二拾兩拾人扶持、引越入用金七拾兩被レ下、其後病氣に付、願之通在住御免、享和三亥年正月府に歸る、

○エトロウ嶋開基之事幷高田屋嘉兵衛定雇船頭と成事

○エトロウ嶋と云は、松前をさる事凡三百里、箱館よりは二百七十餘里を隔、御用地以後、東蝦夷地場所々新道を開き、數箇所の近道出來、今は箱館より二百四十里にたらず、東蝦夷地の奥まで、周廻二百六十里の巨嶋也、此嶋の向に、海上十餘里を隔て、ウルップ嶋といふ嶋あり、前にもいふごとく、ヲロシヤ國より蝦夷の屬嶋を段々蠶食し、彼國の人このウルップ嶋にゑば渡來し、既に寬政七卯年渡來の者ども十餘人、今此嶋に安居す、抑當御用の眼目は、此警衛のひとつにとゞまる、さるによつて、ウルップ嶋のこなたなるエトロフ嶋を開き、此所を厚く所置し、外冠を防ぐべし

とて、此嶋の懸り近藤重藏、（其時御勘定なり）、山田鯉兵衛、（其時御普請役元〆格なり）、寛政十一未年蝦夷地クナシリ嶋迄至るといへ共、旬季後れて此嶋にわたる事を得ず、重藏はシヤマニ、鯉兵衛はユウフツといふ處へ立戻りて越年し、翌申年此嶋に至る處、此嶋は外國に近く、殊に前にいふごとく、隣嶋には異國人も住居する事なれば、警衛最嚴格を盡すべしといへども、周廻二百里にあまる巨嶋なれば、番所砦等の設も事ゆくべきにあらず、只々此所の蝦夷人を厚く撫育し、外國よりいかやうになづくるとも、志の傾ざる樣に敎なす事、所望の眼目と心得よと、近藤山田の兩人に能々にして遣しけるに、兩人則領承し、彼嶋に到て其躰を見るに、廣々たる孤嶋に蝦夷人男女老少を合せて七百に過ず、小屋もあるかなきかの躰にて穴居同樣也、衣類は酋長の分、漸熊水豹犬皮の類を着し、其餘は鳥の羽を綴り、又はキナといふ草をとり聚て着し、或は赤裸なるもあり、十五六歳より以下の小兒は、極寒の時といへども惣て赤裸也、朝夕の要器もなし、鍋一ッあれば、五家六家にて用ゆるゆへに、常用をなしがたし、されば食物とする魚類も、多くは煮る事を得ず、燒て食ひ、或は生にて食ふ、彼嶋魚は許多有といへども、漁具なければ取事あたはず、鱒鮭の類旬季後れて海中をはなれ、川々へ上る比にいたり、ヤスと唱て木の先へ釘の如きものを附け、是を持て漸突留め、銘々少しの魚を得て、脯にして冬分の食料とし、猶たらざる時は、夏月草の根を採たくはへ置、四時共に食物とす、されば多く肌寒に迫りて死するもの年々其數をしらず、蝦夷の地何方も此類也といへども、地方の蝦夷は漁具も略備り、魚を捕る事に乏しからず、交易に出し、食料も又足ざるにあらず、唯憐むべきは此嶋のありさまなり、さばかり窮せる折を窺ひ、異國より懷んとするも又むべなり、されば此嶋の塗炭を救ん事第一の急務なりとて、近藤山田心を合せ、專ら其事を行ふ、然るに此ころまでは、海路至て荒汐にて、船の往來容易ならざるよし、古へよりいひ傳へ、私領の時も和人の渡海する事甚希にして、蝦夷船の外通路なし、故に夷人介抱の諸品漁具等をも此嶋に送る事を得ず、斯ては此嶋人を撫育すべき道なきゆへに、攝州兵庫の舟人、高田屋嘉兵衛といふもの、海路の事に鍛練なるゆへ、前年此ものに命じて、エトロウ嶋へ渡海乘筋の事を試まし

むるに、尤烈しき海路にして、汐路も三筋あり、渡り口にて落合、勢ひはするどきに似たれども、礒岩等もなければ、乗方をだに辨へなば、大船の通路自在なるべしとて、汐路嶋懸の様子等悉く見極め、來年よりは大船を以て渡らむといふ故、則申年此ものゝ手船辰悦丸（千五百石積）に、仕入物數多積入て渡らしむ、是エトロフ嶋へ大船通路の始り也、日の丸の印を押立て、彼嶋近くなりければ、夷人共斯る大船を見る事はじめてなれば、驚き仰ぐ事大形ならず、かくて此船に積來りし諸品を夫々夷の共にわかちあたへ、漁業の場所新に十七箇所を開き、悉く漁具を渡し、其業を勸るに、夷人共はじめて衣服を着し、日用の要器ども事足り、漁具も十分に備りければ、新たに晴天白日を觀たる心地して、本邦の御德化を仰ぎ慕ひ、日々天地を拜し、感涙更に止事なし、初て其具を得て魚を取る事の勞なきを志り、我劣らじと漁業にすゝむ事、少しの隙をも爭ふ程になりしかば、許多の産物を出して、又己が食料にも飽充たり、夫より年々大船の往來絶ずして、あまたの交易行はるゝにより、夷人共衣食に足りて、樂みを極るのみならず、又國益をなす事莫大也、此所は前にもいふごとく、至て荒汐にて、古より容易に和人の渡海なりがたきよしいひ傳へ、蝦夷船の外通路する事なかりしに、かの高田屋嘉兵衛初て大船通路の基を開しかば、其功最少からざるがゆへ、以來此者をして蝦夷地御用定雇船頭に申附、當御用金の内より三人扶持をとらせ申度旨、享和元酉年二月出雲守種周朝臣へ伺ひ申せしに、伺の通りたるべしとの御事なりければ、夫より定雇船頭とぞなりける、

休明光記巻之三

○ウルップ嶋に居住せしヲロシヤ人之事

○エトロフ嶋の隣嶋ウルップ嶋には、前にいへる如く、ヲロシヤ人度々渡來し、就中寛政七卯年六十人餘渡來し、其内三十餘人此崎に居を乏めたりしが、又其内追々外へ退きたるもの杯もありて、今十餘人安居する故に、エトロフ嶋よりウルップ嶋へラッコ獵として出稼する蝦夷人共に命じて、彼等が進退の樣子を見せ、又は通辨をさせ、歸國の事を說しむるといへども、素より夷人の事なれば、通辨も屆かね、其委しき事を得ざるゆへ、明年は此嶋へ官吏共の內見糺として遣すべきやと、寛政十二申年十二月伺ひさせしに、其事尤然るべし、扨此ヲロシヤ人共彌安居して、歸國の心なき時は、いかゞ所置すべきや、勘辨の程を可レ申旨執政方申させ給ふよし、出雲守種周朝臣より達せらる、則懸り四人會合して商議をなすに、各異儀ありて決しがたし、故に銘々建議の趣を別々に記し、翌酉年正月十一日、種周朝臣へ呈す、先松平忠明建議之趣は、彼嶋を見糺として相越す所の官吏共、ヲロシヤ人應對之上能々申諭し、歸國いたさすべきは勿論也といへども、素より言語も通せざれば、互の事情も盡しがたかるべく、先年勢州の舟人光太夫礒吉なんどいへるもの、ヲロシヤ國に漂流して、彼國より送り歸せし時、有司を松前へ遣され、請取らせ給ひしが、かさねて事あらば、肥前長崎へ來るべし、我國の法として若實異國の船長崎より外の港へより來るときは、船は打くだき、人は永くとゞめて、歸さゞるの趣、其時之使節のものへ信牌をわたし、おごそかに命ぜさせ給ふ所なれば、彼國にても已に我國法は乏るべし、さればば今ウルップ嶋に在る所の異國人共へ對し、巨細の問答にも及ばす、只歸るか歸らざるかの否計を問答し、歸るべきなれ共、船の用意なしといはゞ、蝦夷船四五艘も手當して與ふべし、若かへるまじといはゞ、一人も殘らず此方へ召具し、口蝦夷地箱館向寄の內にも可レ然所を見立、永く禁獄して置べしとの事也、石川忠房建議の趣は、既に忠明の議する如く、先年松前に於てヲロシヤ國の使へ命ぜられたる趣もあれば、彼國にて我國法を乏らずとは云ひがたし、然るに彼

もの共境を犯して、ウルツプ嶋に住するは、日本を侮りたる振舞也、古より長崎へ黑船入津する時は、九州の諸侯へ命ぜられ、火炮を以船をくだき、人は殘らず打殺す掟にて、既に先蹤も有ときけり、長崎は從來異國應接の地にてさへ猶かくのごとし、況其外の國に於てゆるすべきにあらず、されば此度見分の官吏共、ヲロシヤ人に對し、歸國の事を嚴敷命じ、若拒める色あらば、一人も殘さず打殺して然るべし、日本小國なりといへども、古より武備を以て治る國風なる事を彼國へ知らせて、蠶食の念慮を斷しむべしとの事也、羽太正養、三橋成方建議之趣は、是迄右ヲロシヤ人共へ蝦夷人を以歸國の事を說しむるといへども、既に通辨する事を得ず、今官吏共を遣はし、彼者に應對のうへ、詳に利害を說かしめば、便利となるに似たりといへども、是以異邦の人との應對なれば、果して其事情通ずべきや否をしらず、蝦夷人よりの應對ならば、たとへ歸國の事をいなむとも、先夫なりの計らひもあるべきなれど、官吏共より直對して、もし拒む事有時は、其儘にも置がたし、忠明の議の如く不レ殘此方へ召具し、禁獄せしむるか、又は品により忠房の意のごとく皆殺しにもせずしてはかなふまじ、然れ共其如く事がましき所置などに至る程ならば、初より品々の勘辨にも及ぶべからず、退て思ふに、彼異國人共交易の品々を貯へ、藏抔補理人置て、是迄私かに蝦夷人共と交易を營み來れるよし、其間もあり、されば全く渡世のために居をしめたる樣子なれば、此上の所置は彼是の通辨にも及ばず、エトロフ嶋の詰の官吏共ウルツプ嶋へ渡す蝦夷人の船を嚴しく改め、酒た葉粉其外都て交易にもなるべき品は、其者ども一己の用意の外決して餘分に渡さず、蝦夷人共は素より魚食なれば、粮米等の用意にも及ばず、貸米など與ふる事あらば、歸嶋のうへ渡して可也、凡右の手續を以交易の叶はざる樣にしむけなば、異國人ども所得の道を失ひ、遂には彼方より退くべし、素より僅十餘人の事なれば、たとへ退かずとも、國家の憂とするに足らず、先一兩年の間は、その手續を以、摸樣を見む事可レ然と也、かくて此三等の建議を以、執政方評定し給ふよしの書取、正月廿八日種周朝臣より達せらる、其趣は、右三等の內、凡の所正養成方が議の方なるべし、一躰の異國人共彼嶋に來り居るも、是迄松前の

政事屆ざるより起り、ヲロシヤの方角カムサツカ抔の向寄より連々に移り來る事なれば、今更先年松前にて信牌を與へ、彼地へ來る事を禁じたるを、頻に其辭を盡し說聞すとも、素より他邦の人、其事情異なるには、道理も分りがたく、其詮も有べからず、されば强て此所を退くべしと一概に命じ、夫を受引かざるとて、此方より手荒に所置すべき事其謂なし、此事急速に埒を附むとの所存は、幾重にも不可然、彼者共退く事、たとへ當年に濟きらずとも、聊くるしからず、只只事を急がず持重りに量るべきよし、よつては官吏共の內ウルツプ嶋に遣はし、彼者共に應對させ、此所に來り居るは何等のためにや、交易を志しての事なるや、夫は國禁にて成がたきよしを穩に申諭し、其上いさゝかなりとも交易ならざる樣に計らひ、嚴に其道を斷切、猶暫く摸樣を見るべし、其上にも彌際限なく歸國の志も見えざるにおゐては、忠明が意のごとく連來り、可然所に留置、猶得と事情をも探るべきやなれども、夫は詰る所の事にて、始より所置すべきにあらず、先前文の趣を以、事を急ずして樣子を試み、猶追々其躰を申べしとの事なり、依之尙又懸り商議してウルツプ嶋へ可遣官吏を撰み、富山元十郎其時支配勘定格也、深山宇平太其時御中間目附なり、に一決して、則伺ひを歷て、酉年二月下旬、江府を出立し、六月中旬エトロフ嶋にいたり、彼所にて風待し、同月廿七日右兩人幷八王子の人、同心二人、御船禮常丸に乘組、同所シベトロといふ所より出帆せしに、此所よりウルツプ迄の海上、凡十里餘也、夕方より雨降、雪霧深く、咫尺も辨へがたきにより、針を丑寅に向けて走り、夜に入風も和らぎ汐路をも乘切、曙に至てウルツプの山を見かけ、夫より山に添て七八里も乘戾し、翌廿八日晝頃ウルツプ嶋の內ヲカイワタラといふ所に着船し、同所へエトロフよりラツコ獵とし遣したる蝦夷人サケロクといふもの居合せたるゆへ呼出し、嶋中の樣子及び異國人の躰を尋しに、彼者共はやはり同嶋のトウボといふ所に居住し、其酋長をケレトプセといふ、此者心荒く從者を撻つ事數度にて、當春迄に四人打殺せしゆへ、從者ども殊之外恨み居るよし、其外變る事なしといふ、則サケロフに命じ、此方共は、嶋中見廻りとして渡りたるにより、風順次第明日にもトウボの方へ相越し、異國人にも應接すべし、不意に行むもいかゞなれば、彼者共

に此事申べしといひ附、日和を見合せ居る所に、翌廿九日の暮頃サフロク來て、昨日の趣ケレトブセへ申通る處、殊之外恐怖したる躰にて、何ぞ身上にかゝる事にてはなきやと申により、全くラッコ獵見廻りのために越されたるとの事なれば、氣つかはしき筋には有べからずと答へしに、ケレトブセ安堵の躰にて、此方へ來られなば應接すべし、其節惡敷心なき證據には、鐵炮を放つべし、日本の方にてもあしき心なくば、鐵炮を放さるゝ樣に致たき事なりと申たるよし申、（此鐵炮を放つ事は、玉を拂ひ、害心なきと云ゐるし、又出船入船の祝ひ也といふ、）夫より日々風波ありて出船すべき日和なく、五六日此處に逗留したり、又此嶋へ渡りたる證にとて、左の如く文字を木に彫りて小高き岡に建たり、

天長地久大日本屬嶋

七月四日風順を得てヲカイワタラを出帆し、トウボに至る、此間水路凡十里餘、海岸嶮岨の所多く、巖石所々小山のごとく聳へ、水底にも隱岩ありて舟路容易ならず、かろうじて同日八時過トウボ近くなりしかば、異國人の方にて鐵炮を打事數十聲、此方にても二放し三放し打せ、海岸へ出向ひ待受たる躰也、官吏共上陸する時、ケレトブセ被りものをとり、砂場へ片膝つき、頭を下げて禮をなす、こなたも笠取禮を受て、則ケレトブセ先へ立て案內す、途中從者共海或は山へ向て頻に鐵炮を放す、各懷中鐵炮をも持たる躰也、濱邊より一町餘行て、十文字杭立たる所有、夫より半町程行て彼者共の居所に至る、其搆へは土手を穿て作り、穴藏のごとくして、高サ一間餘、幅四尺程の入口あり、夫より入て三四間程廊下程なる所を行、脇の方に又小き入口あり、先より入れば、其內板穴藏のごとく、內は九尺に二間程、高サ六七尺あり、雲母にて張りたる窓一箇所、天井に小さき煙拔あり、疊はなし、板敷にて兩側に腰掛あり、悉く萌黃羅紗を敷て席を設けたり、其席へ案內にまかせ腰をかけ、互に初て面會の一禮し、ヲロシヤ人の通辨するシモシリ嶋の夷人、及びこなたより召具したる夷人ども其席へ出、雙方通辨するといへども、其言語わからず、只面を見合せたる計也、然ども元十郎は、先年松平にてヲロシヤ人に應對し、少し彼國の詞も覺へたれば、試に問答

するに、漸其旨を得たり、先當嶋へは、何のために來りたるやと問へば、ラッコ獵のために來りたりと答ふ、本國へは歸らざる所存なるや、歸る所存なるやといへば、本國へ度々書簡を贈るといへども、一切音信なき故に歸らずと答ふ、何年以前何程の人數にて來りたるやと問へば、六年以前六十人程にて來、引別れ此所に殘れること答ふ、本國はいづ方のものなるやと問へば、イリコウッカの者也、先年松前へ來りたるエコロイハノヱチとは近隣の者也と答ふ、蝦夷地はいづれ迄行たりと問へば、此嶋より小舟に乘り、アッケシ迄行て見たりと答ふ、ヲロシャ國王の名は何といふと問へば、女帝は崩し、其王子ハアヘヲンヘトロヱチ今の國王也と答ふ、交易を志して來りたるやと問へば、前にいふ如くラッコ獵のために來りたれども、交易行はれば素より望む所也と答ふ、他國交易は、吾國往古より嚴敷制禁なりといへば、心得たりと答ふ、夫よりケレトブセラッコ皮二枚出し、元十郎宇平太に贈らむといふゆへ、請がたしといへば、本國より便なく米酒ども用ひ切、難儀之由により、此皮を受て米酒少々給はれといふゆへ、夫は今いふ所の交易に似て、日本の國禁なれば、決して成がたし、然れども米酒なくて難儀ならば、代りものには及ばず、有合たる品少し取らすべしとて、米一俵四斗入酒一樽二斗入をあたへければ、則米酒をいたゞき、殊之外悦びたる樣子にて、羅紗をかけたるシッポコ臺を出し、女二人給仕に出、鱒のつみ入の吸物、魚の油揚三四種、錫の器又は朱塗の椀にもりてこなたより與へたる酒を出し、上陸のもの殘らずに振舞、又六七歳と三四歳の女子兩人出、殊之外饗應尊敬する躰なり、此女子生れたち奇麗にして愛深く、親の詞にしたがひ憶する色もなく、此方の手足へ顏を摺附て甚親しむ、是彼國尊敬の躰なりと云、扨人物の有さまケレトハセは、年齡五十餘に見え、身の長六尺程色白く鼻高く、眼は淺黄にうるみ、髮は赤くたれたるを三ッ組にして、後へさげ、黑革の唐人笠を被り、衣類は紺色の唐綾留を箇袖にして、合羽に似たる如く仕立たる物を着し、黑天鵞絨の股引に黑革の沓をはき、附添ふもの共は衣類は同じ仕立にて、紺木綿或は赤革を着し、紺黑等の木綿の股引に、黑革の沓をはき、いづれも人物逞しく、長く高く色白く、眼中淺黄にうるみ、赤き髮を三ッ組にして後

ろへさげたり、女も皆長く高く色白く、紅粉は用ひざれ共顔色奇麗なり、是も眼中は淺黄色にうるみて、するどき方なり、赤き髮を三ッ組にして後へさげ、頭をば桃色の絹のごとき物にて包み、衣類は筒袖にて、淺黄色又は桃色の絹のごときを着し、萌黄色の唐綾織の風呂敷の如きものを脊に打掛前にて結び、絞染の羅紗の袴のごとき物を腰にまとひ、黄木綿の前だれの如き物を前にかけ、黒革の沓をはきたり、子供も頭は母のごとく絹にて包み、衣類は紅染木綿に紅染羅紗の袴の如きものを腰にまとひて、しばらく酒宴して暮にも及びたる故、暇乞して立出んとすれば、今一兩日逗留せよかしと、天へ指さし頻にどゞむ、こなたも公事あれば久敷居がたしとて、強て暇を乞ひ立出れば、皆送り出、その時居所の前又は板藏の邊抔に從者數多各鐵炮を携へ居並びたり、其名を尋れば、ケレトブセ一人ヅヽ呼出し、名乘をせしめたり、其名左の如し、

ワシレイコレニヲブズエズトンケレトブセ　五十歳餘

從者

イエフテヘイハプセン　四十歳餘
イハンヤリヤンノフ　三十歳餘
マクセムカアセン　四十歳餘
ステハンドマセフ　同
ミハイヲンクヂチエブフ　三十歳餘
ミテレイセンエペレエニマフ　同
ニハイヲレシイテコウ（ミテ）　四十歳餘
ダニハボトフ　五十歳餘
ステバシガザンツヲウコ　三十歳餘
イハンドロヒム　三十歳餘
（タニハブトゥ妻）ゼナンエヲレノヲリイナ　三十歳餘
（ステバシガザシツチウコ妻）ヲニシヤアレキセエハ　二十歳餘
（イハンドロヒム妻）ヲヒシヤイハノハ　同
女子　ナタリア　六七歳
ヘドシヤン　三四歳
ヲリイナ　二歳位

以上十七人

夫より板藏の中壇に仕立置たる三百目計もあらむと思ふ唐銅の大筒放つ、其板藏へ入て見るに、網類其外

漁獵の具、鐵炮又は古き衣類等を入置、久々本國より便なき故にや、衣類も殊之外手薄なる躰に見ゆ、外に從者の居所一箇所あり、又食粮を入置たるよしの萱藏一箇所あり、是も本國より運送なきゆへにや、食粮の類一切見へず、舟も夷船の如き作りにて、大ぶりなるもの二艘見へたり、其外所々見廻り歸らむとするに、ケレトブセ途中迄送り來り、則暇乞し引別れ、濱邊に出、丸小屋を補理ひ、幕打廻し一夜を明す、其曉方に至り、ヲロシヤ人四人來り、幕の外にてこなたより召具したる蝦夷人に、暫く物語して退きたりし、其蝦夷人に子細を問へば、ケレトブセ手荒なるものにて、從者の內此間股を強く撃れ、其外平生非道にて難儀に付、今度の御役人へ願ひ、エトロフ嶋へ連行給るか、又其事叶ひがたくば、以來手荒にせざる樣御役人よりケレトブセへ申示し給る樣にと申ゆへ、是等の事は、此方の所置に及びがたきと答へければ、其儘歸りぬるよし語りぬ、既に夜も明たれば、出船せんとする所へ、ケレトブセ從者召具し、子供婦人等見送りとして出來り、こゝにかく今一日なりとも逗留せよかしと、天を指し玄きりに留むれども、遲々しがたき譯を告て立別れけるに、名殘おしげに濱邊に立て見送りたり、乘船岸をはなるゝ時、鐵炮を打事きのふの如し、こなたにても打せて、日の丸の帆を上け、同日の夕方ヲカイワタラに着船したり、

圖略之 〇校者曰黑川本之外此三字無

翌六日ハラカイワタラに日和待し、七日に出帆して、同日夕方エトロフ嶋シベトロへ歸船し、彼玄ま懸りの面々へ示談し、以來ラルップ嶋に出稼する蝦夷人の舟、エトロフにて悉く改め、酒たばこ等一己の用意の外は決して渡さず、異國人と交易する事能はざるやうにして遣しける、かくて元十郞宇平太は、その年十月府に歸る、則懸りの面々より上件の趣を盡く記し、人物幷居宅船等の口は一々圖に寫し、種周朝臣に就て執政へ呈す、翌享和二戌年正月に至り、當年もラルップ嶋へ見廻りの者遣し、異國人共彌歸國も致ざるに於ては、兼て伺ひの通り取計候はむやと伺ひ申せしに、當年は見廻りの事は見合せ、ヲロシヤ人の樣子はエトロフにて計り、彌歸國もせざる躰ならば、來年にいたり兼々伺ひ置たる樣所置すべし、當年の樣子によつて猶又伺ふべしとの御事なりければ、則エ

トロフ懸り近藤重藏山田鯉兵衞に其趣を巨細に示しつけて、彼地へ發せしむ、兩人ヱトロフ嶋に至て、其年同所よりウルツプ嶋へラツコ獵としておもむく蝦夷人へ能々命し、ヲロシヤ人共の樣子を伺はしむるに、彼ものどもやはり彼嶋にありて、さのみ變たる樣子なしといへども、是迄とちがひたるはこなたの蝦夷人ラツコ、アザラシ等の獵業をなす時、異國人共其場所へ立廻りて、海獸を追散し、獵事の妨をなし、又シモシリ嶋より先嶋々の蝦夷人共、ヱトロフの繁榮を聞つたへ、彼嶋に渡らむとて、夷舟に乘くみ、ウルツプ邊迄來りしに、異國人さし押へ、直に押返したるよし、ヱトロフの夷人歸嶋の上申レ之、右是迄はヱトロフ嶋の事、松前家より一切手當なし、前に記せる如く彼嶋の者ども衣食に乏しく、死亡するもの少からず、自然と異國人に親みしが、近年ヱトロフの御所置行屆、御仁德に服し、異國人に親しむの情疎くなりし故に、爲獵事抔をも妨け、シモシリ先の夷人ヱトロフを慕ふ心をも偏執して、追返したるにてもあるべきやと、重藏鯉兵衞その年の冬府に歸りて申レ之、爰に於て安論正養相議して、(戸川筑前守安論、羽太安藝守正養、此年二月箱館奉行被レ命、其事は末文に見ゆ、よつて兩人此事を相議す、)此上異國人取計方の事巨細に伺書を記し、重藏鯉兵衞が申旨は、又一通の別書に記し、十二月廿八日伊豆守信明朝臣へ呈す、其伺書の大旨は、ウルツプ嶋に來り居る所の異國人の事、當正月(元イ)三懸り伺濟の通、ヱトロフに於て樣子を計るに、前件の如く歸國すべき躰も見えず、此上は來年に至り松平忠明が伺置る如く不レ殘連來り、蝦夷地の內に場所を見立、生涯とめ置べき手續を取調べ伺ふべしといへども、猶又打返して能き事を計るに、ヲロシヤ國の向寄カムサツカ迄は、蝦夷の屬嶋とはいへども、素より異國人と繪圖面など取かはし、國境取組たる事もなければ、又彼等が方にはいかやうに心得居るも知べからず、尤先年松前へ來りたるヲロシヤ人へ申渡し書幷信牌など有といへども、素より異邦の人、本邦の文義に疎かるべければ、其信牌の趣も了解したるや否を志らず、されば今一概に其罪を責むも聊斟酌有べきか、所詮總計の人數いつ迄彼嶋に居たればとて、憂とするにたらず、彼是年月を歷る內には、死絕べし、殊に當時クナシリ、ヱトロフの二嶋へは、嚴重に警衞も備りたれば、彼者共此二嶋へは立入事叶ふべ

からず、然るに於ては、今懸念すべき謂なし、只々此上は飽まで彼もの共に不自由させ、渠等が方より自然と退かしむる術こそあらまほしけれ、もとより是迄も其合にて、年々ラッコ獵として彼嶋へわたる蝦夷人にも、酒たばこ其外の品々其者一己の用意の外、聊も餘分の品を渡さず、ヲロシヤ人との交易は嚴しく禁じ置、既に今度重藏鯉兵衞より申越にても、ヲロシヤ人と蝦夷人の中、何となく疎意なる樣子に聞ゆれども、是以彼蝦夷人共の申條、僞の程は計りがたし、思ひの外己が用意の酒たばこなどヲロシヤ人にあたへ、ラッコアザラシ等の皮などに交易し、歸國のうへ自分稼の趣に申なすかも云るべからず、左有時は、ヲロシヤ人ども其交易を嗜んじ、いつ迄も歸國の期はあるべからず、仍て先兩三年の內試のため、彼嶋へ蝦夷人渡海の事をひたと止め、ヲロシヤ人との音信を斷切べし、然るときは、ヲロシヤ人交易の道絕、所得のよすがもなければ、自ら歸國すべし、ラッコの皮は、御鞍覆御用の品也、ウルップの往來停止のうへは、暫く此御用は闕べしといへ共、彼嶋の警衞にはかえがたきにより、先兩三年右の手續に取計見候はんやと伺ひ

申に、翌享和三亥年三月廿三日に、伺の通取計べしとの事なり、此年四月、近藤重藏は、小普請方に轉じ、山田鯉兵衞幷下役松田仁三郎、今年エトロフに到る、鯉兵衞此時調役並也、則前件の趣を仔細に申渡し、此時よりして蝦夷人ウルップ嶋へ出稼を差止、異國人との音信を斷切たり、其翌文化元子年にいたり、去年よりウルップの音信を斷切ぬ、此上當年來年と都合三年斷切たる上、來々寅年に至らば、彼嶋へ見分のものを遣し、樣子を試み候はんや、遠路の事ゆへ來年に至り伺ふときは、其手續の成がたきにより、只今申所也とて、子年十二月八日、采女正氏教朝臣へ伺書を呈しけるに、同月十四日、伺の通りたるべしとの御事也、然るに翌文化二丑年六月、ヲロシヤ屬嶋ラショア嶋の蝦夷人共、エトロフ嶋へ渡來したる事あり、此事は詳に後文に見ゆ、此ラショア嶋といふも、元來蝦夷の屬嶋なりしを、彼國より蠶食し、今はヲロシヤの屬嶋と成、此蝦夷人共の申せしは、當夏ラショア嶋を出帆し、レクンチクホイ嶋へ來しに、去る寬政七卯年よりウルップ嶋へ來り居しヲロシヤ人共、男女十四人居合たる故、何として此所に居るやと尋しに、永々ウルップ嶋に居住する處、本國より便なく、持參の衣類諸道具も追々に損失し、

もかのみならず一兩年以來、エトロフ嶋よりひしと蝦夷人渡來することなく、交易のみちもたえたれば、所得すべき所もなし、エトロフ嶋へは、追々日本の人來り増し、次第に警衞をごそかなりと聞ゆれば、いつ迄此嶋に居たればとて、事行べしともおもはれざるにより、小舟を打立、酋長ケレトブセを初め、去年秋の末、一門ウルツプ嶋を引取、此嶋迄來りしに、旬季後れて先の嶋へ渡る事を得ず、またウルツプ嶋へ立戻り越年せしに、當春ケレトブセ、ワシリコンチニチ兩人彼嶋にて病死し、其外女子二人去年病死し、殘り十四人今度ウルツプ嶋を引拂、當嶋にわたり日和待して居る也、日和次第早々本國へ歸る事也と答へけるよし、彼ラショア蝦夷人共申侍りき、此ラショア人共は、則エトロフに留置、取計方の事江戸へ伺ひ申せしに、其御下知いまだ至らざる内、翌文化三寅年三月廿六日、エトロウ嶋を逃去りぬ、則追手として同嶋詰合の下役關谷茂八郎幷南部家勤番の足輕通辭番人蝦夷人等を召具し、出船して追かけたりしが、終にその行衞を求め得ず、さらば兼てヲロシャ人の來り住しウルツプ嶋の内トウボといふ所に行て、その樣を見んとて、かしこに至り悉く見めぐるに、ヲロシャ人共の住居たる穴居の跡のみ空しく殘りて、人は一人も見えず、さきにラショア人共のいひけんごとく、去年の夏こゝを去て本國に歸れる事明らか也、則穴居の樣子等ことごとく圖して、茂八郎エトロフ嶋に歸て、此趣箱館へ申こしければ、さればヲロシャ人共の退きたるあとウルツプ嶋へ御所置を附むやいなやと得失を議論するに、いまだエトロフ嶋の御所置充實にも至らざるを、又此嶋へ手を延さむ事たやすからじ、さればとて空嶋にて置べきにもあらねば、先此嶋は年々見廻りの者に、ラツコ獵として、蝦夷人少々差添て渡らしめ、夏より秋迄も獵業として、冬はエトロフへ引取て然るべし、冬中は四海氷となれば、外寇の恐もなし、先兩三年の程は其手續に取計ひ、追々の摸樣により處置有べしと商議一決し、則其趣を以て同年八月廿一日、伊豆守信明朝臣へ申せしに、子細あらじとの御事にてありければ、翌文化四卯年より、エトロフ詰下役同在住の内一人、幷南部津輕勤番足輕之内三十人、通辭番人兩三人、蝦夷人三十人、ラツコ獵兼ラツコ見廻りとして、年々ウルツプ嶋へ渡海する

事に成りぬ、

○蝦夷地御用得失の議論三奉行へ命せらるヽ事

○松平忠明石川忠房羽太正養蝦夷地巡行之事
幷箱館船作事場出來榮國橋掛る事

○今度蝦夷地の御用は、容易ならざる大御政事にて、當時蝦夷地の方七箇年の御試上地として、懸りの面面追々事を謀るといへ共、此上彌松前家の手を放し、一圓に公儀より御處置あらむ事可ㇾ然哉、其得失後弊の有無深く遠く思惟して、銘々建議の趣一己限りに言上すべき旨、寛政十三酉年二月、三奉行へ命せらるるよし、夫に付三奉行より是迄蝦夷地御用取扱方の事問合する事あらば、覆臓なく物語すべき旨、同月九日對馬守信成朝臣より書取を以、懸り一同へ達し給ふ、則三奉行より巨細に承り度由にて、同三日營中櫻の間に會合す、寺社奉行土井大炊頭、松平周防守、脇坂淡路守、堀田豐前守、町奉行小田切土佐守、根岸肥前守、御勘定奉行柳生主膳正、中川飛驒守、(病氣に付出席なし)菅沼下野守、小笠原和泉守、此方掛り四人共不ㇾ殘出席、右御用是迄取扱之手續、此上見込の趣どもことごとく演説す、夫より後、三奉行各建議の趣を言上し、又林大學頭へも御尋ありて、議書を捧げたるよし聞えぬ、右數輩建議の次第を各一己の見込なれば、他に知る事なし、

○寛政十二申年は、前にいふ如く、三橋成方箱館に到り事を計り、蝦夷地巡行はなかりき、翌酉年は、松平忠明、羽太正養、蝦夷地巡行すべきよし、申年十二月朔日、出雲守種周朝臣より兩人へ被ㇾ達、然るに石川忠房是迄蝦夷地へ赴ず、彼地の事を志らざれば、便利ならざるにより、此度兩人と共に巡行したき旨伺ひかげしに、則つかはさるべきとの御事なるよし、同き六日釆女正氏敎朝臣より達せらる、又忠明は先達而東蝦夷地一通り巡行したる事なれば、今度は西蝦夷地ソウヤシヤリを廻り唐太嶋をも遠望し、警衛の場所等心組可ㇾ申哉と伺ひ申せしに、伺ひの通りたるべきよし、同十九日種周朝臣より達せらる、夫より忠房正養は、翌享和元酉年二月廿六日出立、拜領物御手當等左のごとし、

御暇

金拾枚　石川左近將監

時服三羽織
御朱印
人足八人馬五疋
御證文
御用長持貳棹
御合力米六百石十二箇月割
御扶持方分限に應し一倍
宿代一箇月銀七枚ッ、
外に
用意金四百兩
御暇
金拾枚　　羽太庄左衛門
時服二羽織
御朱印
人足八人馬五疋
御證文
御用長持一棹
御合力米五百石十二箇月割
御扶持方分限に應し一倍
宿代一箇月銀五枚ッ、
外
用意金貳百兩

忠明は二月廿九日出立也、（忠明拜領もの御手當等の事は、去る未年の記に詳也、故に不レ記、）忠房正養等、忠明より先へ出立し、兼て願の上日光山拜禮するが故也、兩人拜禮畢て、三月五日奥州白坂驛に着、忠明は昨四日彼驛に着、一日逗留して待合せ、是より三手一同に旅行、忠明の手附には、同人與力岩間哲藏、忠房の手附には、御普請役寺澤治部左衛門、正養手附には、御徒目附湯淺三右衛門、御小人目附大林久米右衛門也、（官吏共御手當之事も、未年の條に記すごとし、）同き十一日松嶋一見、（是は去年戸川安論、大河内政良、三橋成方等、蝦夷地御用の序、伺之上松嶋一見ありし例を以、今度三人共一見の事、種周朝臣へ口上にて伺ひ申せしに、勝手次第との御事により相越す、）同廿八日南部佐井湊に着、三日風待して、四月朔日箱館へ渡海す、同廿日迄同所に在て、品々の御用を取扱ふ、

○箱館湊船の作事場なく修覆拵する事ある時は、必南部津輕の地に至て修造をなす、此事甚不便利なるが故、内澗町の海岸へ、あまたの地を築出して、作事場とし、又同所に横堀を掘て橋をかく、これを榮國橋と號す、

○同廿一日忠房出立、ヲシャマンへ通り、陸地を經て五ウフッにて落合の筈、其翌廿二日忠明、正養出立、

サハラ渡海して、ユウフツにて忠明と落合のはづにて、三手共箱館を發し、同廿九日忠明正養ユウフツ江着、翌五月朔日忠房も同所へ着、翌二日は逗留し、三日忠明は、シコツ川通り西蝦夷地巡行、忠房は東蝦夷地シレトコ嶋迄巡行して、シャリにて忠明と落合の筈、正養はクナシリ嶋迄巡行の筈也、是は渡海も度度ありて、風順は一日をも爭ふものなれば、旬季の後れざる内、片時も急ぐ方可然との評議にて、則正養は二日にユウフツを發し、兩士は前書の通り三日に發して、東西に別れ巡行す、夫より正養は同十九日ニシヘツに着、二日風待し、廿二日クナシリ嶋トマリへ渡海す、是より同所アトイヤ迄は陸地なし、海岸搔送り舟にて巡見する事故、六月朔日迄風待し、翌二日漸順風を得て出船、夫より所々にて一兩日二三日ヅツ風待し、同十五日にはショケベといふ所へ野陣し、翌十六日アトイヤに着、先是迄にて巡見もすみ、警衛の場所其外の取調も盡く整ひければ、夫より日々風波荒く、或は雨天にて歸路に趣く事を得ず、七月十三日迄アトイヤに逗留す、翌十四日漸順風を得て、アトイヤを出帆は、此所着より二十九日め也、夫より所々風待して、同廿二日クナシリ嶋の内トマリへ歸着す、此嶋に七日風待、此嶋清水を汲で飲食に用ゆるに、其性あしく病を發するもの少なからず、當所の在住重松熊五郎、（清水表向勤番）井水を撰ぶ事に妙を得たれば、其地を見極め井を掘すべしと、六月中正養此嶋へ着の時申置たりし、則熊五郎所々を撰ひて、會所の邊にて其所を見極め、井水をほらせけるに、其水至て淸冷にして盡る期なし、正養が歸る迄に、井桁其外全く成就したり、夷人共井といふものをはじめて見て、水なき所に水を求む、日本人の智測りがたしとて、驚嘆せしもいとおかしかりき、是よりして此嶋に住ものはじめて水毒を免るゝ事を得たり、是熊五郎が功なれば、則此井を重松の井となづけ、永く此嶋の名蹟にせよとて、一首の和歌をそふ、

幾世々にくみてしるらむつくりなす
　板井の水のふかきめぐみを

同廿八日順風を得て、トマリを出帆、シベツ江渡海す、（クナシリに在事、都合六十餘日也、）夫より大雨降つゞき、同所に二日逗留、八月二日同所を發し、段々旅行し、同き十五日ヒロフに至りしに、御小人目附田口久次郎此所を受持た

り、當所にラッコベッといふ川あり、度々洪水の憂あるにより、此川の末を切落したりしに、ヒロフの山上より高サ凡十六間餘の瀧となりて、其絶景いふばかりなし、此瀧に名をつけよと久次郎がいふにまかせて、卽正養幾世の瀧と名づけて、一首の和歌を添ふ、

するたえぬ御代の光はいく世々に
その名もひゝけ瀧のしら玉

夫より段々旅行し、九月五日箱館へ歸鄕、同九日迄同所に逗留、諸御用取扱ひ村上三郎右衛門、其外同所詰官吏共日々入來、諸伺等差圖に及ぶ、かくて松平忠明は、西地見分相濟、七月七日箱館に歸鄕、石川忠房は、シレトコ崎迄巡行相濟、同き十日箱館に歸鄕、兩士共同月十四日同所出帆、佐井に渡海し、九月九日府に歸る、正養は九月十日箱館を發し、松前に至り、一通り見分し、同じき十六日三厩に渡海し、十月十一日府に歸る、忠明忠房巡行の次第、見込の趣等は、正養が歸府より以前、巨細に記して呈進有しよし、正養が巡行の次第、見込の趣、殊にはクナシリ嶋の摸樣、御要害の安危、夷人服從の樣子等委細に記し、繪圖も數度を添て、同じき十七日出雲守種周朝臣へ呈す、且蝦夷地巡

行年々に及へば、夷人共産業に障り、その難儀も少なからず、旣に今年三手の面々東西蝦夷地普く巡行し、御所置の手續場所受持の官吏共へことごとく命じ置たれば、來戌年は、懸りの內巡行に及ばず、御用筋差支無レ之段、種周朝臣へ申上置たり、猶其品にて秋にも至り、村上三郎右衛門箱館へ可レ遣哉と、戌年二月申上置といへども、奉行に被二仰附一により其儀なし、

○カラフト嶋見分として中村小市郎高橋次太夫相越す事

○カラフト嶋見分の者遣すべきやと伺ひ申せしに、遣すべきとの御事なりければ、頓て其人を撰み、御普請役中村小市郎御小人目附出役高橋次太夫にぞ極りける、則享和元酉年五月晦日、西蝦夷地ソウヤより出船し、カラフト嶋入口シラヌシといふ所に至る、此嶋はソウヤより北にあたり十八里の渡海也、此シラヌシは、東北に山を負ひ、西南は岩根の平磯にて、西請の場所也、夏分は廻船の澗懸りもよき場所につき、運上屋及び松前家の勤番所もありて、年々四月末より勤番士貳人、足輕貳人ヅヽ詰越、取締方蝦夷人介抱等の事を計ひ、七月末八月初の頃引拂ひ松前に歸る、此所より東西三四十里の間、專ら漁業の場所にて、年々

商人共多く入込、其內五六人程は越年もする事也、番家板藏物置など多くあり、斯て此時山丹船一艘シラヌシ江着居たるにより、則船主を呼出し樣子を見るに、惣髮を三組にして後へ下げ、髯は至て薄く、中年位にて、其形蝦夷人よりは、却て本邦の人に似たれども、形容至て野鄙也、山丹は則滿洲の屬夷にて、文字不レ通、言語は蝦夷言に似て、音律拙なく聞分がたし、名前及び生國の地名船乘組の人數、彼地出帆の頃合等尋るといへども、曾てわからず、通詞番人等も通辨する者なし、故に年來山丹人と交易を仕馴たる蝦夷人を以て通辨させけるに、少しは分りたり、彼者は山丹タイカサントいふ所の夷人の酋長にて、名はカンテツカイといひ、乘組人數は八人、彼地出帆月日等は辨へず、雪の有うち出帆せしといふ、此方へ着船は五月初のよしなれば、三月中にも出帆せし事ならんか、則山丹地よりカラフトへの渡り口の樣子、其外尋れども都て分らず、夫より東西見分の手配等して日和を待居たる內、六月三日夕、又山丹船四艘一時に着たり、此者共をも呼出見るに、形容前の山丹人に變りたる事なし、則彼通辨に馴たる蝦夷人を以、さきのごとく尋るに、一艘の船主は、山丹マシコ川筋キンチマといふ所の夷人の酋長にて、名はブヤンゴウといひ、乘組八人のよし、一艘は同川筋モンコレといふ處の夷人の酋長にて、名はショショといひ、乘組八人のよし、一艘は同川筋トワンといふ所の夷人の酋長にて、名はバロウといひ、乘組七人のよし、一艘は同川岸ヨイマンチヤといふ所の夷人の酋長にて、名はトンコといひ、乘組は八人のよし、いづれもさのみ隔りたる場所にあらず、彼地一同に出船して、又爰にも一同に着たりといふ、此內キンチマのブヤレゴウといふものは、三十年餘も續て、カラフト嶋へ渡り、交易を仕來りしよし、此ブヤンゴウが舟に乘組の內、カリヤシンといふものは、元西蝦夷地ソウヤ出生の蝦夷人なりしが、十三四歲の頃、山丹人に連行かれ、彼地のものになり、二十四五年以來年々カラフトに渡り、當嶋の夷人と山丹人と交易の通辨をなすといふ、都て今度着船のもの共は、前に渡り居たる山丹人よりは事も分りやすき方なり、則山丹地の樣子、カラフトへの渡り口、カラフト奥地の摸樣等、砂に圖引などさせて、段段尋る所に、山丹の地は格別の高山もなく、先は平山

がちにて、作物をいとなむ事一切なく、夷人どもは、マンコといふ川の縁通り所々に住居し、魚漁を生り業とし、食物は魚類又は犬を喰ひ、皮を着服とし、或は山に入獣を取、肉は食料とし、皮は滿洲の人へわたし、木綿たばこ鍋雜穀其外品々に交易するよし、彼マンコ川といふは、滿洲より流るゝ大河にて、川幅一里程も有べき樣子に聞え、此末流はカラフト嶋北の方へ落るよし、此川下迄は、ヲロシヤ舟も折々來り、船繋等もする躰を見懸たる事度々なるよし、尤いづ方へ行とて滯船するにや、其事は辨へざるよし、此マンコ川筋を廿日ほど渉れば、滿洲の地ホロロツコといふ所へ至る、それより十日ほど泝れば、イチヨホツといふ所に到る、此所は家居も餘程建續き、宮寺抔もあり、佛は座像も立像も太刀を帶し、或は鉾抔持たる形もあり、僧は木綿の衣を着し、一寺に八九人も居るよし、其家つゞきにて高き所に、役人の住居有と云ゆへ、家作等の樣子を尋るに、間口十間餘にて、山丹人間數を辨へたるにあらず、シラヌシの勤番所運上家等に引合せて尋しよし、鐵炮鎗抔かざりあり、此役人の宅へは、年により山丹夷共皮を持、ヲクシヤと唱へ、禮に出る事も有よし、其所よりマンコ川を漸く泝れば、タジタイといふ所にいたり、夫よりキリヲラといふ所に至り、夫よりホチヨンといふ所に至る、此所には餘程重き人住居し、土地柄も至てよく、聊不自由なき所とは聞ど、山丹夷ども其所迄は行かざるがゆへに、委しき事は知らずといふ、又滿洲より山丹へ年年役人下るといふ故、其役人の樣子名前等覺えたるやと尋るに、名前は知らず、頭分と見えたるもの兩人にて、衣服も木綿にあらず、帶劍はなし、鎗鐵炮などはもたせ、其外書役躰のもの一人、供廻り六七人、皆木綿の衣類にて、山丹夷は勿論カラフト奥地より來り居る蝦夷人共交易して歸るよし、扨又山丹よりカラフトへの渡り口は、彼マンコ川の落口より一日路程西南の方へより、カマヲタといふ所有、夫より半日程して、モチツフといふ所あり、此兩所より掻送り、舟にて半日路程行ば、カラフト嶋ナツコといふ所に出るよし、此渡山丹地の方は深く、カラフトの方は至て淺く、汐干の時は通船なりがたく、汐滿を待て渡し、冬春の内は氷海になり、氷の上を犬に船を引する事もあるよし、今年は彼ナツコといふ所より、カラフト西海岸を段々掻送り、舟にてつたひ、三十四泊にてシ

ラヌシへ着たるといふ、カラフトぶまサショロといふ所、同嶋奥地ホロコタンといふ所より近年引移りゐる船蝦夷人イマンランケリヨナイ、ヤンハクといふ両人が申には、カラフト嶋のすゑナッコといふ所の奥より東の方は、山丹の山な押廻し、地續の樣に思はるゝよし、此ものども度々山丹へ渡りけるか、其渡り口はナッコ或はノテといふ所より舟に乗、山丹地カマチタ或はモチップといふ所抔へ着岸する事にて、ナッコより入江になり、奥へ乗込たる事もなければ、碓とは辨へざれども、渡場より見請たる所にては、山丹とカラフトは、マンコ川の落口を隔てたるばかりにて、其奥は山つゞき成べしといふ、此説は、後に次太夫廻嶋の時、彼所夷より聞所也、いまた何れか是なる事をしらず、是迄松前家にて見分せしは、コタントルといふ所迄にて、其末分明ならざるにより、彼コタントルより奥山丹へ渡口のナッコといふ邊迄の様子、彼山丹人共に尋るに、ナッコ迄の間蝦夷人住居の地あまたあり、海岸にも住居又は山中に引籠り住事もあり、その海岸西のかたホロコタンといふ所迄は、蝦夷人の風俗なれども、其所より奥は、山丹の風俗にて、スメレングルと唱へ、年々山丹へわたるキンチマといふ所にて、滿洲の夷人と交易するを生業となすよし、東北裏タライカといふ處の奥、ヲリカタといふ所に住居するものをヲロコ人と唱へ、是も山丹の風俗にて、専ら山丹滿洲と交易するよし、山丹タイカサンといふ所の向寄なスメレングルと云よし、カラフト奥夷共、年々タイカサンにいたるも交易をなすゆへに、其地名を稱するにもあらんが、チロコといふも則スメレングルのうちの別名なるよし、是等は敢て外國より來るものにてはなく、やはり蝦夷人の内なるが、山丹へ近きゆへ、い

つとなく化せられて、風俗も變り、號も別に成たるといふ、夫より兩人手を分て、東海岸は中村小市郎、西海岸は高橋次太夫見分すべしと定め、則小市郎シラヌシを立て巳の方に赴き、一里程にてメトロといふ所にいたる、此處カラフト嶋南の方盡る所の出崎にて、至て急流也、夫より子丑の方より折入たる濱形に随て五里程行ば、チシヤといふ所に至る、夷家二軒あり、夫より半道ほど隔ちベシヤウシヤム同二軒、圖合舟懸り澗有、同所より六里ほどにてコンブイ、同四軒外に番家あり、前後の夷人を集め、地引網を以鰊を漁す、産物は、〆粕魚油鹽鰊等也、此處船着よからず、大舟は遠沖に懸置荷積をし、圖合舟のみ往返す、此所より一里程隔ち、ヤトマリ夷家三軒、圖合舟懸り澗あり、それより十里程行て、イカツチナイ同二軒、同所より三里程にてホロナイボ同二軒、夫より一里程隔ち、ナイブツヲロ同二軒、猶又一里程隔ち、キナイウシ同一軒、夫より一里程にてタナンナイ同四軒、猶又一里程にてリテ同三軒、夫より二里半程にてルヲタカ同四軒、此所番家あり、前後の夷人をあつめ鰊を漁す、幅六十間餘の川あり、圖合船は入ども、大船の懸り場なし、夫より一里半程にて、カモイシ

ヤバ夷家三軒、同所より半道ほどにてフラヲンナイ同五軒、夫より二里程にてシユシユヤ同七軒、ノトロ崎より此處迄凡三四十里、子丑に向ひたる濱形にて、地方高山はあらねども、ホロナイ邊迄はすべて山根の海岸にて、巖石或は欠崩等多く、ホロナイよりシユシユヤ迄は遠山なり、海邊平地にて、漢松に似たる木立おほし、（夷人、此木をクイといふ）濱通は砂地遠淺にて、船附よからず、是よりシレトコ崎の方は、巳午に向ひたる濱形にて、同所より二里程へだち、チナヱボ夷家五軒、夫より夷家引續、いづれも半道ヅヽ隔て、トマリ、ヲンナイ、ヱレルムヲロ、ウンラ、各二軒づゝ、ウシヨウンナイ三軒、クシユンコタン八軒、此處舟附至て能、大小船ども澗懸り自在也、番小屋ありて、春は前後或はシレトコ邊までの夷人を集め、鰊を漁し、夏に至れば其夷人をルヲタカ邊へくり越、鱒を漁す、此所より一里程にてホロアントマリ夷家二軒、圖合舟懸り澗有、夫より半道程隔て、エンルムカ同二軒、又一里程にてヲフユトマリ同一軒、圖合舟懸り澗あり、同所より一里程にてヲタシヤム同二軒、又二里程にてベシトヱ同二軒、又一里程にて、イノシコヲマナイ同

一軒、夫より三里程にて、チベシヤニ同三軒、クシユンコタンより此邊まで海岸平山の裾にて、巖石出踏等もあれど、平地も有、舟路も乗りやすきかたなり、同所より一里程隔て、ホラクブニ夷家七軒、夫より一里半程にて、ナエトム同二軒、又一里半程にて、ヨグシ同四軒、夫より二里程にて、トウブツ同八軒、此所汐入の沼あり、海鼠を漁す、沼縁七八里の間夷家あり、イクヱといふ處に四軒あり、ナエホロに三軒、ホロベツ二軒、ウエンベツに二軒、シヨウニに二軒あり、沼の口六七十間、深サは三尋位より七尋位迄の處ありて、大船も入べき湊に見ゆ、近年ヲロシヤ船沼口迄乗寄せ戻りたる事もありといふ、應對したる者もなければ、何ゆへ戻りたるといふも知れず、此所番家もあれば、漁業の時見廻り迄にて、常は明家也、夫より二里程にてコチヨベツ夷家三軒、チベシヤニより此邊迄平地にて、グイの木多し、遠淺の砂濱にて、トウブツの外舟つきなし、夫より二里程にてイノシケタアンナイ夷家二軒、同所より一里半程へだて、ヤワンヘツ同四軒、又半道程にて、ナエクロト同三軒、同所より一里半程にてホロシヨボ同二軒、夫より一里程

にて、チシウシ同二軒、又一里半程にて、ホンナイホ同二軒、夫より夷家引續き、何れも半道程ヅヽへだて、ヲマヘツに三軒、ワツカタナイ_{ロイ}ホに同二軒、ヲホシナイに四軒、クウシベツホに一軒、チフナヲシに三軒、シヤクトウホに四軒、此所迄の夷人共番家時の場所へ行て稼により、諸色も潤澤のよし、コチヨヘツより此邊迄山續にて、海岸嶮岨なるゆへ、船つきもなし、是よりシレトコ崎の方は、わきて高山續き、海岸も尙嶮岨也、故に夷家なし、シレトコ崎を越れば又夷家あれども、番人等の見廻もなく、夷人の風儀氣隨惰弱にて、諸色もまた不自由也、かのシヤリトウボより七里程の間、ホウル山といふ高山の麓を乘廻り、シレトコ崎に至る、此邊數尋の巖石海岸に聳へ、俄に暴風吹起り、船を覆すべき樣子度々ありて、殊に船着なく、通船至てむづかしき所也、此シレトコ崎を廻れば、濱形子丑にむかひ、六里程にてイチルンといふ所に至る、夷家一軒有、此所則彼ホウル山の後にあたる、前件の同樣の海岸にて、通船甚むづかしき處也、圖合懸り澗一箇所あり、夫より一里程隔、ハシホク夷家二軒、同所より四里程にてヲタシユ同六軒、圖合舟懸り澗あり、夫より五里程にてホントボ同三軒、圖合船懸り澗あり、又五里程にてシヨウヤヲマベツ同四軒、夫より十八里程にて、アエルフ同三軒、イチルンより此邊迄處々圖合船懸り澗あれども、ホウル山の並びにて、山々引續、時々暴風起り、殊に海岸嶮岨にて、舟路よろしからず、此所より濱形南にむかひ、一里程へだて、トウボブ夷家五軒、夫より西に向ひ六里程にて、トンナイチヤ同九軒、此所圖合船入るほどの川有、同所より南海岸トウフツと云所江夷人山越の路あり、小市郎歸路の時、此所な越たり、夫より先々戌亥子にむかひ一里程行て、ヲムトウ夷家一軒、又一里程にてヲチヨホカ同三軒、アヱルフより此邊迄地方平地勝りて風筋よく、舟の懸り場もあり、乘易き方也、此處より二里半程にてウエンコタン夷家三軒、夫より一里ほどにて、ホスベシ同三軒、又一里程にて、ヲブツシヤケ同三軒、夫より二里程にて、シユマヲコタン同一軒、同所より四里程にて、イヌスシナイ同七軒、夫より二里程にて、リヤウシ同二軒、又一里半程にて、シヨウンナイ同二軒、圖合舟懸り澗あり、夫より三里程隔、ヲシヨイコン同三軒、圖合船懸り澗あり、同所より一里程隔、ワシイ同

三軒、圖合船かゝり澗あり、夫より半道程へだて、シャツサツ同七軒、また二里程にて、ホロインルム同一軒、夫より一里半程にて、トウルヽカ同四軒、ヲチョホカより此邊迄山根の海岸にて平地少し、殊にシユマヲコタンの前後は巖石至て多し、玄かれども格別なる高山にもあらず、風筋和らかにて、船路は乘易き方也、同所より二里半程にて、ナイフツ夷家五軒、幅百間程の川あり、圖合舟懸り、川上は南に當り平地にて、濱より一里ほど泝り、右の方は周廻五六里の沼有、近邊にての大河也、鮭鱒アザラシ等も此川にて獵す、トウルヽカより此邊迄平地砂濱遠淺にて舟つきなし、地方は打開きたる廣地にて、グイの木多し、濕地にて水性至て惡く、煤色の濁水也、此處にて七月朔日より三日迄大風雨高浪はげしく、出船成がたく、逗留する内、俄に秋色を催し、冷氣甚しく、召具したる夷人共、歸路の旬季後れん事を恐るゝの情頻にして、更に進む心地なし、故に力なく此所より立戻れり、則トンナイチャといふ川へ船を乘入、此川幅六十間程川上にては、百間より二百間程の水幅也、此川口を一里半ほど泝れば大沼あり、長十八里、横二里餘、此沼を漕渡り小川有、平地より沼へ流れ出る川にて、幅三四間なり、此川を一里半程泝れば、平山に至る、グイの木多し、此處一里程過て、南の方に小川有、幅二間程、此川半道程下り小沼あり、さし渡し一里程、此所漕わたり、又小沼に至る、さし渡し半道程、此沼を過れば、流の末幅十四五間の川に入、此川筋を三里程過て、トラブツといふ沼に至る、さしわたし二里程、此沼水の落口は則南海岸にて、夫より最前の船路を歸る、此時案内として具召したる南海岸ホラクブニといふ所の酋長リクカ、同シヤウトヲボといふ所の酋長シユマシニテといふ二人の夷人は、タライカヲリカタ迄折々行たるよしにつき、廻嶋中寄々奥地の樣子を尋るに、地理の摸樣又はヲロコ人抔の躰も、前の山丹夷がいひたる所に格別の違もなし、ヲロコ人は形容至て野鄙なるものにて、髯薄く、惣髮生立のまゝにて、三ツ組にして後にさげ、言語は夷人言葉少く、山丹詞多く、衣類をはじめ、諸品山丹持渡りを用るゆへ、悉く彼地の風俗に近きよし、タライカより七里程手前ナイブと云處に、長十里程の大沼有、夏中ヲロコ人此所へ出て鱒小魚等を漁す、住所等も定居なく、折々所をかへ、

丸小屋にて、木の皮或は鮭の皮を綴りて屋根とし、をのづから別種のやうになり、蝦夷人共交はらずといふ、又山丹人雪中西地より山越して、ヲロコ人と交易し、夫より彼者ども、段々口地の方へ出て交易するゆへ、衣類其外都ての品、皆山丹の産物を用るにより、ヲロコは勿論、其外の夷人迄も、山丹風俗に馴易し、（正養私考、チロコももとは蝦夷人なるが、山丹人に化せられたるならんといふ説もあれど、チロコ人は皆髯薄しといふ、山丹人も髯薄しといふ、蝦夷人は髯厚きもの也、去からばチロコといふものは山丹より來るものにて、蝦夷とは別格ならん、）彼ヲロコ人先年より夏分に至れば、十徳段切鷲羽魚油等を持、ロレイナイフツ邊迄きたり、ソウヤカラフトの夷人、米麹烟草皮類其外を持、同所迄行て交易せしに、カラフトへ運上家建しより、十年程以來ヲロコ人共ロレイナイフツを打越、クシユコタン番家へ來り交易するよし、頭取たるもの二人有て、名はキミサカ、コヲレンと云よし、夷船二艘に交易の品積入、船方四五人ヅヽも乗組、クシユンコタンに去年迄來りしが、去冬キミサカ病死し、今年は來まじき趣申こしたるよし、彼リクカシユマシンテ兩人の蝦夷人申レ之、扨高橋次太夫は、西海岸を見分すべしとて、シラヌシを立て子丑の方に向ひ、五里程行て、シヤウニといふ處夷家二軒、夫より一里程にて、ルウクシトイ同一軒、同所より九里餘隔て、マツラウシナイ同三軒、夫より一里餘にて、ウエニ同四軒、此所より申酉の間沖合七八里程隔、周廻三里程なる嶋あり、トヾ嶋といふ、冬春の内夷人渡りて、トヾ、アザラシ等を獵す、平山にて樹木薄きよし、彼ウエニより二里餘隔、ナイホ夷家三軒、圖合船澗懸り等はなるべき場所なり、夫より一里半程にて、トルマヱ夷家一軒、此所より半道程へだちトコンといふ處は、春中鰊多く、よりて近邊の夷人出稼の場所なり、前後平礒の岩根を取廻し、夏分廻船澗懸も成べき所也、夫より一里程にて、トンナイ夷家十一軒、此所松前家番家物置藏等もありて、夷人出稼交易の場所なり、西請の片濱なれど、渚より三四町程は、沖合に平礒の岩根ありて、其内へ夏分は廻船も懸るよし、此所より一里程にて、ヲントケシ夷家四軒、又一里程にて、ホロシタイ同一軒、夫より一里程にて、トフシナイホウ同一軒、圖合舟懸り澗有、此所よりヲゴといふ所迄一里程の間、夷家一二軒有、ヲゴより一里程にて、ヲトンクナヱ夷家二軒、夫より一里餘にて、アサンナイ同二軒、又三里餘

にて、タラントマリ同三軒、圖合船懸り澗有、初のシヤウニより此處迄の間、海岸平山續にて、樹木もなし、内山には、夷松樅等の木立も見ゆ、同所より半道程にて、アンチナイホ夷家二軒、又半道程にて、ヲホトマリ同二軒、此所は餘程の入江にて、夏中廻船澗懸りなるべき場所なり、夫より二里程にて、ビロウ夷家二軒、又三里程にて、キトウシ同二軒、又二里程にて、エンルムカヲマツ同二軒、又一里程にて、ヲニチウ同四軒、又一里ほどにて、ホロトマリ同二軒、又一里餘にて、ウツクマカ同一軒、圖合船懸り澗あり、トンナイ番家より鯡漁の時出稼の假小屋もあり、都てヲホトマリより此邊迄は、餘程の入輪に成て、圖合舟の澗懸りは、何方も成べき躰也、此所より二里半程にて、ヲラウチトマリ夷家二軒、夫より二里程にて、トンナイケシ同一軒、又二里程にて、トウブ同一軒、此所より三里程の間地山より一里程も砂先になり、此邊ノトコ崎と唱ふ、夫より二里餘隔、ノタシヤム夷家三軒、此所より八九里ほどの間は山裾なり、浪打つけ、海岸へ崩れ、通路成がたき躰なり、夫より十里餘にて、シラロニ夷家一軒、鯡漁の時夷人出稼の假小屋もあり、夫より二里餘にて、ナヨロ夷家六軒、此所幅二十間餘の川有、水尾口深サ四尺餘、圖合舟懸り場也、灘通は遠淺にて小舟も寄がたし、地方は山際迄打開きたる所にて、山手には、夷松樅柳桙等の木立も見ゆ、此所迄の夷人は、シラヌシトンナイ邊へ年々出て、漁事の手傳し、或は山丹の交易場をも取次よし、爰より奥地の夷人は、其所々に居て、夷人同士或は山丹人抔と交易して事を辨ずるよし、此ナヨロ夷人の酋長ヤエンクルアイノといふもの、折々山丹へも渡りたるよしに付、カラフト奥地より山丹渡口の樣子等を尋るに、最初シラヌシにて山丹人より聞しに先は違はず、去午年三月末、彼ヤエンクルアイノをはじめ、夷人廿四五人乘組出船し、カラフト、ナツコといふ所より、山丹地モチツフと云所に渡り、夫より沼越に川跡を乘下し、マンコ川通りキンチマといふ處へ出、滿洲人へ通辨に馴たる夷人チヲウといふものを雇ひ、同川筋を泝り、ウチヤラといふ所へ至る、此所へ滿洲よりの船五艘着居、頭分の者二人は船に住居、その餘七八人の者は川緣に木の皮を圍ひたる假小屋を補理住居し、その外船方躰のもの、一艘に十四五六人づゝも乘組た

る躰也、則ヤヱンクルアイノより仕來りに任せ、ホイヌの皮拾枚、頭分兩人に土產として遣しければ、彼方よりも挨拶として、錦古着木綿十反贈り、酒など振廻たるよし、其外持わたりたる獺、狐、貉等イヌの皮と段切、木綿、玉、きせる、たばこ抔の類と交易し、八月末にナヨロへ歸嶋せしよし、夷人月數を辨へたるにはあらず、雪消の節出帆し、雪降のせつ歸嶋したるよし、彼地は三月中旬より雪消、八月末は雪降るといふ、故に凡そ月數を考て、こゝに辨ずる也、以前は滿洲の人、マンコ川筋キンチマ迄下りて交易せしが、近年はキンチマより餘程川上ウチヤラ迄來りて居る故、其所へ至りて交易したりと云、滿洲人の姓名を聞たりやと尋れば、玄らずと答ふ、衣服其外の樣子は、先に山丹人のいひたるに似たり、夫よりナヨロを出て二里餘ゆけば、クシユンナイといふ所夷家二軒、此所幅十五六間の川有、此川通り五六里泝り、一里餘山越すれば、東海岸へ出る道有といふ、夫より十八里程にて、ライチシカ夷家二軒、此所幅六十間餘の川あり、水尾口深サ五尺餘、川內は一丈四五尺も有て、三百石積位の通舟は、川園も成べき所なり、此所より五六町も入込、長サ三里程幅一里ほどなる沼有、地方は山續にて、ニイチシカ山などいふ、餘程の高山もあり、木立もあまた見えたり、夫より十三里餘にて、コタントル夷家二軒、夫より十二里餘にて、ウショロ同十五軒、海岸餘程の入江にて、千石積位の舟三四艘は澗懸り成べき所なり、旣に去々未年夏中、ヲロシヤ船二艘此所へ懸り、橋舟四艘に三四十人乘上陸し、薪草抔とり、一夜滯舟し、翌日出帆したる由、所の夷人互に言語通せず、事の譯は玄らずといふ、此入江、春は鰊多く寄り、向寄の夷人出稼に來り漁すと云、奧地ホロコタンといふ所の夷人イコンラン、チリヨナイ、センバク抔といふもの、近年此所へ引移り住居す、此者共度々山丹へ渡りたるよしにつき、彼地の摸樣を尋るに、凡の所は、最初の山丹人、或はナヨロ夷人のいふ所に違はず、然共彼等がいふ所は、カラフトの奧ナツコより、山丹地の渡り口は、七八里の瀨戶なりといふ、此兩人がいふ所をきけば、地續の樣にも思はる、この兩說決しがたし、此說は、最初の地理の所に注す、ゆへに贅せず、扨このウショロより末は、圖合舟の懸るべき場所なしといふゆへ、夷船四艘に乘かへ、粮米のみ積入出船し、五里程行てホロケシといふ處に至る、此所元は夷人住居も有しよし、今は鰊漁の時のみ來りて、定住の夷人なし、夫より十里餘に

て、トヲロといふ所に至る、爰にても前は夷人住しよし、今はなし、夫より五里程にて、リヨナイ、此所の夷人、今はウショロへ引越たるよしにて夷家なし、夫より十二里餘にてノタシヤム、此所も前は夷人住しよし、今はなし、夫より八里程にてリイベシヤ夷家なし、此所よほどの出崎なり、其崎を廻り五里餘にてシユウヤ、此所の夷人も、近年ウショロへ引越したるよしにて夷家なし、爰より凡三十里程の間は、嶋山も見ゆれども、末の限りも乏れず、召具したる夷人共が申には、此所浪靜なる日和を撰び、八九日も掻送らざれば、山丹渡り場所ちかくも至りがたからん、其日和を撰んは、何程の日數を歴んも計りがたし、其内には旬季後て、歸船の期を失ふべしとて、更に進む心なし、其頃七月初なりしが、兩三日大風雨ありて、俄に涼氣を催し、其上夷船四艘へ積入たる粮米も乏しくなり、此上日數を歴る程ならば、第一の難儀なるにより、彼シヤウヤ崎より立戻りぬ、抑カラフト東西海岸の摸樣、ソウヤ方の渡り場、シラヌシの向寄は、格別の高山はあらねども、海邊より段々山續にて、所によりては打開きたる所もあれど、平廣の地といふはあらず、風は至て烈敷、寒氣はソウヤより倍し、雪は四五尺積り、灘通り四五町より七八町も沖へ氷海になり、冬春の内はシケニと唱へ、舟に似たるものに飯米その外のものを積、犬にひかせ往來するよし、住居も暮春より季秋の頃迄は海邊にすみ、冬にいたれば山寄風かげの所を見立、土中より塗立に小屋を補理住居し、たまたま日和よき時は、海面の氷をわたり、トド、アザラシ抔を獵し、肉は食料とし、油は交易に出し、皮は着服又は沓に作りて用ゆ、暑はソウヤより薄く、五月より七月頃迄の間、晝の内少し暑く、朝夕は國地の十月頃の季候のごとし、奥地へ入程山も高く、木立も茂りて見ゆれど、風當り強き故にや、大木見えず、故に夷人船を造るに柳木を丸く彫り、うちより張を入れ開かせて、縁へ板を結ひ付て用ゆ、至て不丈夫なる躰也、此嶋松前家にてこれ迄手の届きたるは、東はシラヌシより四十里餘、クシユンコタンといふ處に出張番家あり、向寄に三箇所程漁場取立、同所より三十里程先ミレトコ崎より内に住居する所の夷人を呼集め、鯡鱒海鼠などを取らせ、介抱交易し、西にてシラヌシより二十里トンナイといふ所より出張番家あり、向寄に漁場

二箇所取立、同所より四十里程先にナヨロ嶋邊に住居する夷人を呼寄せ、鰊鮭鱒等をとらせ介抱交易し、夫より末の場所は手も屆かず、西はアテカイといふ所より奥、東はタライカといふ所より奥地の方は、風俗言葉も山丹を學び、ヲロコ或はスメレンクル抔と別名を唱へ、此ヲロコ人共クシユンコタンに來て交易をなす時は、番家にて山丹人同樣の取扱のよし、此山丹ヲロコ等の交易、其始詳ならず、前にいふ如く、以來はソウヤ夷人、カラフト夷人ともに、同嶋の內は、餘程奥地の方へ出張、山丹人等と交易せしが、シラヌシへ番家建てより以來、今の通になりたりと云、凡松前家にて制御する所は、前件にいへる如くにて、其邊迄の夷人は、伏從も厶たる躰なれど、奥地にいたりては、カラフト嶋を敢て松前家領とも心得ざる歟の樣子に聞ゆる也、是迄の數事は、中村小市郎、高橋次太夫、カラフト嶋より歸て申立る趣なり、則其次第を巨細に書記し、酉年十月廿日、出雲守種周朝臣へ忠明より呈進す、猶來戌年見分遣すべきやと伺ひ申せしに、先見合すべきとの御事なりけり、

休明光記卷之四

○享和二戌年二月廿三日、御小納戸頭取戸川筑前守安論、御目附羽太庄左衞門正養、御座之間に被ニ召出一、蝦夷地之儀奉行可レ仕旨蒙ニ台命一、新規之儀に付、厚く心を用ゆべき旨別段御諚あり、對馬守信成朝臣御請有て退く、安論再度御前へ被ニ召出一、五百石高に御加增被ニ成下一旨之上意有、（元高四百石なり）、同朝臣御請有て退く、夫より新番所溜に於て勤之內、兩人とも貳千俵高に御足高に被レ下、座順は長崎奉行の次たるべき旨、信成朝臣より兩人に達し給ふ、（御役名幷御役料の事は、末文に見えたり）、此日松平信濃守忠明、石川左近將監安房も被レ爲レ召、蝦夷地御用御免、爲ニ御褒美一忠明に時服四、金拾枚、忠房に同上金七枚賜る、（兼て忠明忠房より上書して、蝦夷地之儀、若し奉行被ニ仰付一におゐては、兩人懸り御免を蒙り度旨内願申所なり）、三橋藤右衞門成方は、此日日光奉行被レ命、翌廿四日時服貳、金七枚を賜て、御用を免させらる、出雲守種周朝臣も、此御用にあづかり給ひしが、是も廿四日、時服七つを賜て御免なり、（外遠國並之通、以來若年寄の御懸りは止みたるにより、御用の品は執政方へ御直に申べし、御入費の筋は、その品により、御勝手方、若年寄へ御談じ申べしと、後に達せらる。）

○蝦夷地之儀、是迄心得の事たりといへども、なを又忠明忠房より能々申送り承り、兩人厚く申談、向後諸般之處置追々伺ふべき旨、且忠明忠房よりも、入念申送るべきよし、雙方へ御書附を以、信成朝臣より達し給ふ、

○同廿五日には、御勝手方御勘定奉行へ御書附出、今度安論正養、蝦夷地の奉行被二仰附一新規之儀に付、御趣法の居合迄は、御入費等萬端の手續も定らざるにより、御勝手方、御勘定奉行一統申談じ、兩人打合せ、御用可二取扱一旨、御達有レ之に付、得二其意一可二申談一旨、信成朝臣旨達し給ふ、

○御役宅之事は、箱館の內に究め、當年御普請取懸り、出來の上來年より在勤可レ仕哉と伺ひ申せしに、當年の內一人相越、勤中に御普請出來候樣には成まじきやとの御尋により、是迄村上三郎右衛門がありつる所は、箱館役所と申て、元松前の家士共用向取扱たる會所にて、至て手狹に付、餘程建足摸樣替にてもせざれば、奉行の假住居にもなりがたく、三橋成方が在つる龜田の役所も、同じく甚手狹にて、既に成方が家來も納り兼たる程なれば、是又餘程の建足あらざれば、住居がたし、此御失費誠の不用なり、去かれ共、當年兩人之內不二相越一して叶はざる子細もあらば、其御失費論ずべきにもあらずといへども、先達て元懸りより申上置たる如く、當年は官吏共計り遣し、萬端事足り候手配にいたし置候得ば、奉行の內相越候はずとて、差支候譯も候はず、去かのみならず、此度御所置始にて、至て大切なる御事に候得ば、兩人數度會合し、萬端厚く商議を遂ざれば、容易に事も計りがたく候故、迚も急速に出立も成がたし、其內には、旬季も後れ候により、旁以來年より在勤の積申上候處也と答へ申せしに、其通りたるべきよし、後に信成朝臣より達し給ふ、

○支配向の事は、先組頭兩人被二仰附一、その以下のものは、追々取調可二申上一候間、當時御勘定所御目附方。其外より御用に懸り居るもの共を先に、其儘手附にさし置、此節彼地へ出立も致させ、江戶懸り等も申渡度候間、其趣頭々にも御達し有レ之候樣仕度と申上ければ、則向々へ御達し有けり、夫より組頭の御宛行格式等之事取調、二月廿三日信成朝臣に呈す、御用人書上は、三月朔日、采女正氏敎朝臣へ呈す、（此組頭被二仰附一の事は、末文に見ゆ、御役

名は、吟味役と成る、其外支配向は、當時出立之時節にて、御役替等間に合ざるにより、前書のごとく、先身分其儘にて出立させ、江戸懸りをも申渡す、此もの共在勤御手當、先當年は是迄の懸り役の通り也、追て支配に被ニ仰附一べき節の御宛行格式等の申上は、末文に見えたり、

○同年三月六日、村上三郎右衛門當福被レ爲レ召、蝦夷地御用御免、爲ニ御褒美一時服二、金三枚を賜ふ、

○御入費向取計方伺書御勘定所に爲ニ相談一遣す事并一躰の伺濟見度由御勘定所より申上たるにより御答の事

○箱館奉行の御役名極る事

○東蝦夷地永久上地被ニ仰出一事

○蝦夷地御用御用向之事は、御勘定奉行可ニ申合一との御事に付、則此已後御入費取計方伺書の草稿を仕立、享和二戌年三月十八日、御勘定所に相談として遣し、組頭以下支配向御宛行の事も取調、是又相談として四月八日遣す、此時蝦夷地御用金并産物代を以、是迄仕拂來る所の廉書も取調、心得のため遣し置、然るに當時より以來、彼地の取計の趣意、大躰にも辨へざれば、御入費は勿論、支配人數の多少御宛行の高下等も、可ニ引當一目當なきにより、蝦夷地一躰の取計方伺濟もあるべきにつき、右書面並以來兩人取扱心得の事等、巨細に可ニ申談一旨、兩人に御達し有レ之樣仕度との事、御勘定奉行より執政方へ申立たるよしにて、其書面五月十五日伊豆守信明朝臣より下させ給ふ、然るに此御用元懸りの時より、品々多端の伺濟はありといへども、皆その一廉限の事にて、一躰を統たる伺濟といふはなし、其故は彼地の事、第一の眼目は、御取締の一事にて、是迄松前家の所置、小身にて行屆かざるがゆへに、御年限中、東蝦夷地御用地と成、夷人の介抱を肝要とし、聊も疑心をいだかせず、厚く御仁德に伏從させ、外國へ親む念慮を斷切せんといふ事を主とし、又姑息に流れざる樣に心を用る事、此御用の基本にて、諸般の取計多端なるも、歸する所は此一事にして、畢竟形なき御用なれば、江戸表常躰の御用筋などのごとく、前廣より取極伺といふものにはあらず、去ながら、御勘定奉行の目當なくて、議論に及びがたきと申も、餘儀なき事なれば、一躰御用の趣意は、容易に打明がたき事なれども、御入費筋の事に付ては、萬端打合せ計ふべきよし、先達て御達しも有レ之上は、御趣意のあらましをも申談じ、夫より諸般の手つゞ

きをも可レ申達一やと伺ひ申せしに、其通りとの御事なりければ、則是まで取扱の手つゞき并此末取計の見込等巨細に取調、六月五日柳生主膳正へ達す、

○兩人御役名以來箱館奉行と可レ唱よし、享和二戌年五月十日、伊豆守信明朝臣より書附を以達し給ふ、

○東蝦夷地の儀、永久上地に被二仰出一旨、同年七月廿四日、松前若狹守名代堀三左衛門若狹守在邑也江采女正氏教朝臣より、左之通書附を以達し給ふ、

松前若狹守

蝦夷地之備者前々より其方進退いたし來り候處、東地之方、先達而當分御用地に相成候場所、永永上地に被二仰附一、西地之儀者、如レ是迄一相心得、仕置之儀者、厚く心を用候樣被二仰出一候、可レ被レ存二其意一候、

翌廿五日此方へも左之通書附を以達し給ふ、

箱館奉行江

松前若狹守

今度東蝦夷地上地被二仰出一候に付、爲二其代一向後年々、金三千五百兩宛被レ下候、尤是迄當分御用地之代に渡來候武州久喜町之所務并東蝦夷地收納之內より相渡候御金之儀も、以來相止候段、若狹守江相達候間、可レ被レ得二其意一候、

右東蝦夷地收納の內より相渡したる御金といふは、此收納辻の事、殊の外入組、急速に取調出來がたきにより、先內渡として、未年には金千兩渡し、申年には三千五百兩渡し、酉年には貳千五百兩渡したり、戌年より前書の通になりて、此渡し金止む、

○蝦夷地取計ひ方の事に付御勘定所より存寄書を呈進し御答の事并御勘定所と贈答の事

○蝦夷地取計ひ方之儀に付、御勘定所より段々の存寄を申上たるよし、享和二戌年七月十三日、對馬守信成朝臣より下給ひ、兩人打返し能々評論を盡し、丁箇の程を巨細に申べしとの御事也、仍て段々評論のうへ、御答書を認め、九月朔日呈レ之、此論談甚事長く入組て、一朝一夕に解しがたし、ゆへに煩雜なる事は悉く省き、御勘定所よりの申上書と、此方よりの御答書と、只其趣意のみを摘取て爰に記す、事の委しきを知ん事を要せば、別錄によつて閱すべし、

一蝦夷人介抱御取締筋の事は、御趣意もありて、奉行被二仰附一たる程の事なれば、其手先官吏も

御家人の勤方にあらざれば事ゆくべからずといへども、交易かたの事は、素より町人の所業なれば、身厚なるものに引請させ、相應に御手當被レ下、手金を以仕入物致させ、その仕入金の歩合は相應に被レ下、品に寄下代給料其他をも御手當有て、場所〳〵交易を取計せ、當時勤居候所の通詞番人等は、その儘さし置、官吏は只其上に在て、彼等が不正を糺すのみを勤とせば、御入費も輕く、御人も多からずして辨ずべし、長崎杯も最初は町人共自分仕入にて、交易の後には地役人と唱へ、商賈方幷異國引合の事一式を引請取計ふ例もあれば、然るべしとの事也、此方御答書に申には、此儀場所〳〵に官吏共附添、其不正を糺すと申せば、一通の引受よりは、聊其品は變るといへども、其實はやはり町人請負也、畢竟私領の時、此町人引受より流弊を生じ、蝦夷人悉く難儀し、連々外國人に志を通ずる樣になりけるゆへ、此御用も起りし事也、左かれば當御用御取締の眼目は、全く蝦夷人伏從の一事に歸する事なり、然れども此伏從と申も、猥に介抱のみを厚くし、頻に物をあたへ、美食を給させなんどして、一時の歡をする譯にあらず、其根本は、松前の苛政に引かへ、交易其外萬事進退、向後公儀の御直捌に成たりといふ處、蝦夷人の歡喜第一にて、全く伏從の基本也、其故に山奥嶋々杯へ離散しつるものどもゝ進み出來りて、市に歸するもの月に增日に盛ん也、又場所々々の通詞番人等も、公儀御直捌といふ處を甚重んじ、おのづから格別に愼み恐れ、萬事正路に勤居る事なり、然るに以來其金元は町人に成、仕入物產物拂方等、都て町人の引請に成りたりといふ事を聞ば、同じ町人にて己等のみ正直に骨を折、他人の利潤を助る事面白からず思ひなすは、必ず卑賤の事情なれば、自然と官吏の目を掠め、不正を働く樣に成行べし、初年には彼地へ行たる官吏は六十人に餘りしが、段々御所置も居合、年々に人數を減じ、既に今年などは、拾六人に彼地の在住を打交、二三場所づゝも兼持に心得させ、凡には間に合、町人共の不正もなし、然るに若通詞番人共いひ合せ、官吏共の目を掠る樣に成たらば、必一場所每に改

の役人を嚴重に詰させ、逸々に糺させずむば叶ふまじ、然らば復々最初のごとく、殊之外大勢なくば間に合べからず、今御度勘定所より申立の趣も、畢竟は御人を減ずべきとの見込の所、却て今迄より遙に增べし、然らば是迄の通詞番人等を盡く取放し、彼引受町人の手先のものと入替たらば、此憂は薄かるべしといへども、彼取放されたるもの共、己々が述懐の餘り、種々の流言等をいひ觸し、夷人の心を惑すべし、素より頑愚の夷人なれば、とり留ざる事より騒動に及ぶ事、全く彼地の風儀にて、是迄數度先蹤あり、萬一右躰の事あらば、是迄の御世話も空しくなり、一時に手戻りするのみならず、松前家抔にて却て思はん所もはづかし、殊には南部家津輕家抔へ莫大の物入をかけ、御用をも被二仰附一ながら、公儀にては御入費を御厭ひ、町人の手を借らせられ、剩へ御仕損じにて騒動に及べり抔と申嘲られむは、何ほど口惜き次第なるべし、長崎の例を引といへども、彼地は交易一通の御用にて、介抱撫育の所置は有べからず、蝦夷地は介抱撫育第一の御趣意にて、交易は其次なれば、長崎と同日の論にあらず、扨又前書のごとく、町人引請に成、相應の步合も可レ被レ下との事、たとへば五朱位の隨分輕き步合にて、御金高二萬兩にも及びなば、凡千兩程も下されずしては叶ふべからず、其上御手當も被レ下、右三四人の町人へ各下代給料等も可レ被レ下との事なれば、如何樣に積りても、千五六百兩乃至二千兩にも及ぶべし、當時江戸箱館町人共御手當、其外會所向一切の御入用、官吏共御手當等迄殘らず結ひ上、中々千兩にも及ばず、是利附の金子と無利足との得失也、其上彼引受の町人產物運送の諸懸り船々打立并修復雇船の運賃を初め、惣て交易筋一切の諸入用を綿密に算用し、產物賣立金の內より差引ならば、御收納は何程も有べからず、既に松前家領地の節、運上を頻に取まし、夷人を十分に虐げてさへ、一箇年收納五千兩に過ず、然るに夷人の撫育は潤澤にし、引受町人も相應に利潤を得、前件品々の入用をさし引ならば、甚些少の御收納成べきに、其內より前文町人への御手當下代給料仕入金の步

合等、凡二千兩程も下されむとせば、恐らくは御收納にて足るべからず、其上箱館御役宅幷官吏在住之長屋等、其外場所々々會所旅宿等御普請修復、或は嶮難の土地道造橋懸渡し、惣て御要害向の御入用、松前家へ領地代りの被ㇾ下金奉行初め、諸官吏の御宛行在勤、先御手當等其他許多の御入用は、町人より出金はせまじければ、悉く御金藏渡りなるべし、御國務の故とは云ながら、永久大造成御入費なるべし、依ㇾ之此方評議の趣は、是迄年々五萬兩づゝ御金藏より請取てまかなひ來りしが、已來は廉々格別に取縮め、其半減凡二萬五千兩程にて仕上げの見込、奉行始め諸官吏御宛行在勤御手當等、凡一萬兩の見込、松前家へ被ㇾ下金三千五百兩、都合三萬八千五百兩程之處、凡四萬兩と見込、蝦夷地御收納未年より以來平均し、凡二萬兩程なれば、さし引二萬兩程不足なるべし、此補ひ方は、諸家へ御買上米二十萬兩の元金に備る時は、凡餘分米一箇年二萬兩づつ出る故、是を以補ふべし、然るに當御用御入用金、去る未年より來丑年迄七箇年の間、年々五萬兩づゝ可二請取一筈之御斷濟もある事なれば、來亥年より丑年迄三箇年、やはり五萬兩づゝ請取、其内にて御入用遣ひ拂の殘金の分、成べきだけ御買上米の方へ差入る時は、今二十萬兩には及ばずとも、其内追々餘分米代をも又元金へ結び入なば、遠からず二十萬兩に至るべし、然る時は、亥年より末は、最早御下金請取ずして、永久取賄ひ出來、猶後年には御遣ひ殘金御藏納にも成べし、此趣法既に當三月中取調、御勘定所へ談じに遣し置といへども、未挨拶なし、來亥年より丑年迄受取べきといふ五萬兩づゝは、初年に伺ひの上、元御斷濟もある事なれば、いづれ出すべき筈の御金にて、新規に可二請取一といふにはあらず、凡如ㇾ此ならば、寅年より已來は、御下金に及ばず、前書の町人引受にて、永久莫大の御出金あらむよりはまさるべし、扨町人引受の事は、前にいふごとく、品々の故障あれば、容易に行ひがたしといへども、若仕入方を望む町人あらば、往々は二三人も箱館へ鄽を開かせ、諸色貯へ置せ、其品々を買上て、仕入物に用ひなば、便利なるべし、左あ

れば、其實は自分金の仕入なれども、御勘定所より申立る所の趣法とは品替り、歩合金幷下代給料其外御手當等の沙汰に及ばざる故、是等の事はもし望むものあらば行ふべしと、兼て存居る所にて候也、一躰此度御勘定所より申立る趣、前件段々の故障は有といへども、畢竟御所置始の事にて、何事もいまだ確と見極たる事もあらざれば、今暫く樣子を口し、若往々故障もなき趣ならば、御勘定所よりの申立の趣に成ても可レ然、此一件只今改革せざれば、追てはなしがたしと申譯にはあらず、いつにても摸樣替は成べき事なれば、此上の樣子に隨ひ、若御勘定所建議の趣行るべき時節もあらば、其時可ニ申上ニ候也、

一蝦夷地御用廻船打立、或は御買上船もありといへども、此破損修復又は此上新規打立も有べきにより、此御入用少からじ、以來交易方町人の引受に成時は、此船の入用一切彼等が方にての取計ゆへ、御入用もなく、官吏の手數も減ずべし、若又右の舟御要害の爲ならば、南部津輕の兩家、彼地の御用も承る上からは、右等の備もあるべき事につき、御入用を以てとり計ふべきにはあらじとの事也、此方より答へ申趣意は、此船の事、全交易運送一通りの事にあらず、旣に辰巳兩年打續、近蝦夷地の內へ異國船差寄りたる事もあり、素より海をひかへたる御要害場に候へば、第一に船の御備こそ肝要なるに、商船のみを當にする如き事にては、至て御手薄の儀といふべし、玄かりとて未だ事も見えざるに、悉く軍船の御備を致さんも又おだやかならず、殊にいつ御用あらむも知らざるに、其一事の爲のみに、今莫大の御入用費さんもいかゞなれば、外には交易運送のためと唱へ、專ら產物運送に用ひ、內には萬一の時の御用を含みたる御備舟なり、且雇船の運賃は至て高價なる物故、此御手船最初に打立の時は、餘程の御入用も有といへども、後々修復の入用、御雇船の運賃と比ぶる時は、御手船の御入用遙に手輕なるのみならず、商船と違ひ、拔荷仲買等の憂も薄し、扨右御手船專ら行るゝにより、雇船の運賃殊の外引下り、爭ふて御用を承む事を願ふ、尤雇船も每時入用の事故、受

に於てもひとつの益を得たり、又此御船御要害のためならば、南部津輕の兩家にて備ふべきとの論もさる事ながら、此兩家今度存寄ず當御用を蒙り、御地へ五百人づゝの兵卒に重役人共も添て詰させ、彼等が居所勤番所等も補理ひ、其入費既に莫大なれば、此御備船迄悉く手當せよとは命せらるべき筋にもあらじ、實に左程には手も屆くべからず、依て當御用の方にて取計ひ來り候也、之かるを先達て兩家より艦立の船一艘づゝ用意致度所、仕立方不案内のよしにて、御用船の内一艘づゝ願請度内願の趣により、則伺の上打立の節の御入費納めさせ、兩家へ一艘づゝ渡し、扱遣ひ方の內合、治亂の御備なる趣をもよく〳〵演說し置たれば、則御手船同樣にて遣ひ方自在也、最初より備船の事を命せらるゝ程ならば、其船軍事の如きは兩全の備也、猶此上にも願ふ事あらば、伺の上追々渡すべしと存合候なり、

一諸家領分米買入の事、都合二十萬兩の高にいたらば、凡石高二十五六萬石にも及ぶべし、其米拂方は大造成事にて、一躰の米相場にも拘り、年により右の石高捌兼る事もあるべし、其米の置場、世話人の入用、懸りの官吏も餘程の人數にあらずむば事ゆくべからず、前書の如く町人引請になる時は、此買入米の融通にも及ばず、旁以便利なるべしとの事なり、此方より答へ申趣意は、是全く外見一通りの論議也、元來此買入米の事は、元懸の時より伺濟にて、蝦夷地御用は、奥羽兩州の米買上定式なれば、萬一兩州凶作の年は、用意として、諸家領分來年の收納米を目當に買上、代金は其八九分通り前年に渡し置、萬一奥羽凶作の事もあらば、其領分より直に蝦夷地へ運送させ、又兩州恙なき時は、其米を江戸會所へ納め、卽日に御拂にし、又は納士用米等に買戻しを願ひ、直に渡す類も間々有之、暫くも御藏納する事あらざれば、置所の差支もなく、世話する人もいらず、此米追々に入津次第、右の如く計ひ、一度に拂ひ出すにあらざる故、一躰の相場に拘る事もなし、捌兼るといふ憂は素よりなし、其上此米は、其家々にて是迄年々江戸廻米し來る所

の米高を精々糺しの上、諸國の障りにならざる樣、其石高程買上置事なれば、たとへば其米公儀にて御買上あらずとも、迚も夫だけは年々江戶廻りに成べき石高なれば、是が爲に江戶の米高多く成、相場に拘る抔の謂會てなし、其上自餘の拜借金抔とは事かはり、先々より領分米御買上を願ひ、前貸として請取所の金子なれば、收納の時に至り、不納する事は成がたし、若其領分不作の年は、似寄たる代米を以納め、萬一似寄の品なき時は、名代を以納る規定にて、納めすむ時は、直に又來秋の收納米御買上を願ひ、卽時に前金を請取、いつとてもその代金は、元の如く手に入る事なれば、おのづから不納はなき道理也、去かれども分限不相應の石高に至りては、納方もいかがにつき、凡一萬石に五百石程を內規矩とし、四五萬石以上よりは、猶其割合を減じ買上來れり、此買上米石代二十萬兩に及ぶ時は、餘分米代二萬兩程も全く納る事なれば、前にも申す如く、是を以當御用の御入費の不足を補んと存る所にて候也、

一蝦夷地通用のため、鐵錢壹萬貫文、去る未年江戶より廻り、當時は專ら銅錢通用も有よし、彼地御改正の上は、金銀錢はいふに及ばず、何品によらず通用便利有べきは、勿論の事也といへども、御國內にても、西國は銀通用、東北國は金通用、其外遠國嶋國は、錢通用重もなり、松前は、砂金壹兩を錢六百文と定め、萬の交易をなし、正金の取引は稀にして、錢通用重也、況蝦夷地は、從來品物交易にて、錢通用なき所なれば、此後共に金錢通用は薄き方然るべし、且近年諸官吏彼地に詰、勝手向賄、其外入用の諸品、江戶より御入用を以仕入、彼地へ廻し置、正金錢を以是を求るよし、彼官吏共蝦夷人同樣の品は用ひがたかるべければ、別段に仕入するは止事を得ざる事なれども、正金錢を以求る事は停止し、金札か錢札にて取遣し、追て江戶にて正金錢と引替る方去かるべし、又蝦夷人介抱方の事不正を糺し、實意に取計、飮食等の事にも念を入、伏從を宗とするは勿論たりといへども、元來邊鄙の夷にて、漁事の品をもつて常の食とし、其餘りあれば、米穀其外と交易し、

米は濁酒杯にも手造りにして用ひ、其外衣類器財等何れも品もの交易し、甚不束のよし、本邦にても遠國山方杯にいたりては、飲食衣類等至て不束なりといへ共、其地に生れ得て、他國の事を辨へざれば、自足れりとし、美を好まず、されば蝦夷地も耕作の道、又何にても土地の諸業開けざる内、飲食其他他國の振合にのみ移りゆかば、奢侈に流れ、困窮に及び、それより財用の足らざるを憂ふべし、たとへば酒の事も、是迄多くは羽州酒田津輕青森邊の地酒にて濟來りたるに、御直仕入に成てより以來、大坂灘邊の上酒を仕入て廻すよしその聞えあり、是は其性合損せざる爲にても有べけれど、別して酒は其次第ありて、本邦にても下賤の者の上酒を用ゆる事はなきに、蝦夷人に上酒を用ひさするものならば、果して飲食の奢長ずべしとの事也、此方より答へ申趣意は、此錢通用の事は、去る未年伺濟の通、彼地は前より品物交易なりといへども、多分の交易にいたりては、勘定合も入組、通詞番人其外の姦商ども夫に乗じ、品々不正を行ひ、己々が利潤を謀る故に、夷人共の氣受宜しからず、其不正を逸々糺さんとするには、場所毎に官吏も多く詰合、巨細に吟味せざれば届きがたし、錢通用なれば、何程多き交易にても、算當の上にて明白に分る事なる故、官吏共の手數も懸らず、糺し方も行届、又是迄は品替なるゆへ、數十里に散在したる夷人共、其品々盡く會所へ持運び、又替りの品をも運送する事なれば、多分の産物交易に至りては、甚不便利なりしが、錢通用行はれてより後は、彼等が方にも中買躰の者も出來て、産物を取集め、會所へ出すが故に、山方邊鄙の夷人迄も、盡く交易の便利を得て、自然と銘々精を入、劣らじと稼ぐ事に成たり、且品替といへば、衣類器財其外も有といへども、先重なるものは、米酒たばこの類也、素より辨へなき夷人共なれば、貯へ置べき心もなく、又永々貯へ置時は、其品の損するを厭ひ、多分は一時に遣ひ仕廻ひ、喰ひ仕廻ふ類にて、折角年中骨を折稼ても、全く其日暮しといふ如くなる境界により、御仁慈を以介抱被二仰出一うへは、往々衣食住にも安んずる様にならざれ

ば、御世話の甲斐もなし、然るに錢通用行はるゝにより、自然と銘々其錢を貯へ置、米酒たばこ等は程よく求め、其餘の錢を溜め置、古手布子の一つ宛も求め、己も着し妻子等にも着さする心になり、右樣のもの一人あれば、その近隣の人も五人も七人も其風に移り行は、全く朴素の質なるが故也、是其日暮しの境界を免るゝ兆しなり、又是迄は、女子供など少分の品を稼ぎ、會所へ出すといへども、替物にあたふべき程の品なければ、只酒一盃、飯一盃など、其座にて給さする迄なれば、一向身になるなし、今は二錢三錢の品にても、錢を以交易するゆへ、其錢を溜置、好の衣を求る事を樂しび、女子供迄も精を入て稼ぐ事也、元來蝦夷人介抱の事は、前にも申如く、いたづらに手當のみ厚くし、物をとらせ、美食を喰せなどするは、一旦の姑息にて、實の介抱にあらず、此仕癖募る時は、懈情を生じ、奢りもつきて、御世話甲斐なきのみにあらず、却て以前よりも惡敷風を敎る道理也、是己々が産業に精を出し、一身の立と立ざるとは、全く其業の精と不精とによるといふ事を、よく〳〵會得させざれば、永續の介抱とはいひがたし、然るに此錢通用初りてより以來、少しも多く錢を得たるを手がらのやうに覺え、われおとらじと勵み合て、其かせぎ怠らず、是則彼地産業繁榮の根本はこの錢通用の一益にあり、産業繁榮するにつきては、めい〳〵心おもしろく、其職をはげみ、異國へ心を通するなどいふ念慮はひしと止たり、是全く當地の産業繁榮し、己々が身過も行立により、外國の助力を憑むに及ばざるが故なり、夷人の心を固め、御取締の第一にて、當御用の眼目なれば、錢通用の大益をなす事、爰に於て明らか也、尤今度御勘定所より申立たるも、強て錢通用を難じたるにはあらず、畢竟鐵錢計通用すべきの處、銅金銀なども通用するやの聞えあるゆへ、金銀錢通用は、薄きかた然るべしとの議論と見えたり、此儀は最初伺濟の通、鐵錢の外金銀は堅く通用停止にて、嚴しく制度を立置、萬一夷人共金銀を持來るとも、決して品物渡さゞる事に規定してあれば、彼等が爲に金銀は瓦石も同じ事也、然らば不用の金銀を、若

干の錢と取替、雜物一通りに所持すべきいはれもなし、銅錢の事は、前々より夷人ども寶物と唱へ、少しづゝ首に懸たるもの抔も稀にはあれども、程のしれたる事也、抑金銀銅等夷人の手に渡す事を禁ずる所以は、外國へ洩ん事を恐るゝがためなり、然るに外國交易の事は、先達而林祭酒抔と打合せ、品々議論を盡し、伺の上、永く斷切事に決したれば、たとへ金銀銅等夷人の手にあればとて、異邦人へ洩るゝ道曾てなし、されば此異國交通斷絶の道さへゆるまざれば、蝦夷地は則御國內也、蝦夷人とて別にいやしめ、夷狄あしらひにすべきいはれなければ、やはり金銀銅通用させたればとて其實は害なしといへども、西地の方は私領なれば、萬一彼方より異國へ洩るゝ事もあらむやと恐るゝが故に、彌金銀の制度はゆるさゞる樣精々行ふ事なり、銅錢は前にいふ如く程のしれたる事也、又彼地へ詰居る所の諸官吏勝手賄其外の品仕入物の內より求る時、金銀札の內を用ゆべしとの論あれども、右品々を求るは、官吏のみにあらず、通詞番人幷船方の者、漁事稼方のもの、職人其外惣て此方より渡り居るものどもは、悉く右品々を求る事也、然るに此法にならば、官吏を初め、都て此方より渡り居る數多の人々、盡く金銀札を用ひ、蝦夷人ばかり正錢を以通用する事に成たらば、兩端に分れ、夷人の心に疑惑を生ずべし、しからば官吏より初夷人迄、札通用にすべきともいふべきか、一躰金銀の事、札を以通用し、害なきものならば、其便利なる事故、蝦夷地のみに限らず、天下一統札通用になりて子細有まじきに、御國初より以來其事なし、且勢州山田のみ銀札通用あり、私領には適札通用の所もあれば、もしや山田も往古は私領抔とて、其遺風にもあるべきか、其外御國內に札通用の事は聞及ばず、蝦夷は御新撫の國なれば、何事も疑惑なき樣、金は金、錢は錢と明白に押顯して、致導ども施し度、二つには、夷人はいふに及ばず、此方より渡り居る船方幷漁師抔、いづれも海邊荒働をするもの共なれば、彼金銀札若濡そんずる時は、格別損失にも及び、又後々に至りては、必贋せ札を拵へ、夷人をたばかり、是が爲に科人

を生ずる事あるまじきにあらず、且外々銀札通用の振合を聞に、銀一分以上より札を以通用し、一分以下は札一枚受取、釣の錢を以通用するよし、蝦夷地とても壹錢づゝの札百枚千枚取扱んは甚不便利なるべければ、拾錢以上抔は札通用にし、其以下は札受取、つりの錢をもつてとりやりすべし、左ある時は、やはり錢通用止切には成べからず、扨其上に百文一〆文抔いふごとく、品品の札なくはなるまじ、此方より渡り居るもの共は、夫も會得すべけれども、小兒の樣の蝦夷人を相手にし、是は拾錢の札、是は百錢の札、是は壹貫文の札抔と申敎へ、扨拾錢以下は釣の錢何程を以差引する抔、巨細に申含とも、右樣繁雜なる事は中々會得せず、間違のみ出來、大に疑惑を生ずべし、且支配人通詞番人等は成べき程は、彼地へ妻子抔も召具し、落着居て世話する樣に有たき物なるに、札通用になりたらば、彼等が給分も正金にては渡さず、札にて渡し、歸路の時箱館にて正金銀と引替るの手續に成べし、しかる時は、人情の習、少しも早く正金受取度心より、歸心專らに生じ、永く彼地に居つく念慮は有まじ、扨件の金銀は、歸路の上、南部津輕の潤とのみ成て、蝦夷地の潤ひとなる事なし、かた〴〵以札通用の後弊少からず、又蝦夷人に、大坂灘邊の上酒を用ひさするといふ說は甚しき間違也、初年廻したる酒五百樽程味變じたるにより、一年試として大坂灘の酒少々取寄たるに、性はよしといへども、高價にして引合ざるにより、其年限りに是を止め、扨其酒場所々へ少し宛廻したりといへども、中々行渡らず、官吏等をはじめ、此方より渡り居るもの共計り、少し宛用ひんとするに、夫さへ一向に引たらず、蝦夷人抔に用ひさする事は、思ひもよらざる次第なり、元より夷人に渡す酒は、前々より仕來りにて、越後羽州津輕等の酒を用るといへども、是等さへ夷人のためには甚の美酒にて、平生悉く右等の酒を用るにはあらず、專ら手造りの濁り酒を用ゆる事也、都て何事によらず奢侈を附る類の事は、後弊少からずと申す譯、此方及び官吏共も、兼々辨へ居て、よろづの事を取扱ひ候所なり、

一都て交易の事は、其產物の出高の多少に隨ひ、拂直段高下有ものなれば、出產高多き時は、直段下落して、拂ひの時利潤少く、出產高少き時は、直段上騰して、拂ひの時利潤多かるべし、左かれば仕入金多く出產出增すのみを好むべきにあらず、是等の事も町人の引受にならば、仕入の駈引勘辨有べしとの事也、此方より答へ申趣意は、是全く利潤一通りを目當にしたる論にて、蝦夷人介抱彼地繁榮を主としたる論にあらず、出產高增す時は、拂直段下落すべき事勿論なり、されども夫は全く御手元の御損失にて、御用筋の本躰へ曲尺を當て見る時は、却て恐悅なる事なるべし、其故は蝦夷人共惰氣にあらず、其職に精を入、產業を樂しむ効は、卽產物の出高に見えて、此出高多き程、彼地は潤ふ事なれば、御撫育の根本を得たりといふべし、尤江戶にての拂直段は、下落すべしといへども、下直なる時節は、やはり下直に御拂ありてこそ、正道成御所置と申べけれ、既に町家へは諸色直段引下の事度々觸流しも有ながら、公儀の御拂物は、ひたすら高直をのみ欲るは、一事多樣なる道理にて、强て適當の論とも申がたく哉、勿論出高多き時は、拂直段は、下直成といへども、惣高にては、仕入もの差引、いつとても多方に益あり、左かれば出產多きは、兩全の計にて候也、

右之趣御勘定所より申立たるにより、段々前件の趣意を以答申所也、則右御答書信成朝臣より御勘定所へ下給ひ、此上は箱館奉行へ直談に及ぶべしと御勘定奉行吟味役等へ達し給ふよし聞えぬ、夫より翌享和三亥年正月五日、御勘定所より直談の懸合書來り、同年三月二日、此方よりも答書を達す、其贈答の趣意左のごとし、

一初而段町人引受の事品々の故障有よしなれば强て申難し、若仕入望のものあらば、箱館へ鄽を開せんとの事はしかるべし、後々は左も有べき事也、二箇條御用船の事も申べきむねなし、此上南部津輕にてのぞみもあらば、御わたし方になりて左かるべし、

一錢通用の事は、外國交通斷切の道定て、嚴重なる事なるべけれども蝦夷地に金銀散在せば、異國人

の望又一際深くなるべく、たとへば蝦夷人金銀を得る時、官吏方へ出しては品物も渡さず、瓦石同樣なりといへども、異國人に見せなば、是迄の易物に幾倍の品をかへて交易し、夷人の心を赴かしめん、然る時は交易以前より深くなり、外には御制に隨ひ、內には交通し、密計防ぎ難かるべし、殊に西地の方は私領なれば、いよ〳〵手も屆くべからず、既に長崎表異國通商の事、拔荷其外嚴しく制度有といへども、いつとなく金銀外國へぬけ、唐紅毛に□□（取らカ）るゝ事毎以少からず、されば蝦夷地の事も、當時は何程嚴重の制度有とも、年を重るに隨ひ、終には異國人に利を射られ、國用を減ずべければ、彼地に於て金銀通用は然るべからず、且又札通用の事は行はれ難きよし、品品故障の趣御答書にも見え、既に錢通用の伺ひも濟たるうへは、今更議論其詮なきに似れども、金銀銅錢等御國用の節は、御勘定所主役の內、重なる事により、後年異國へ扱んかとの懸念、やむ事を得ず、猶議論を盡す也、所詮鐵錢計の通用ならば、強ての論もあらざれども、金銀彼地に散在するは、幾重にも宜かるべからず、札通用行れがたきうへは、猶外に良策もあるべきや承りたく、且通詞番人等給分、札にて渡す時は、歸心專らに成べきとの論さる事なれども、迚も正金銀にて通用せざる掟に成るうへは、給分計正金銀にて請取たればとて、其詮なければ、札にて請取通用し、歸國の上早速正金銀に引替んに何の憂かあらむ、又其正金銀早く請取度心より歸心を急ぐ時は、己々が稼をやめ、とり得べき金銀を減ずる道理につき、あながち歸心のみ生ずべき謂も有べからずとの事也、此方より答への趣意は、此儀先達ても申上書にもいふごとく、去る未年伺濟にて、鐵錢計の通用は始りたりといへども、金銀は決して通用なし、勿論通詞番人其外彼地へ立入る者共、一己に所持の金銀はあるべきなれども、素より蝦夷人と商賣交易等は嚴き制禁にて、夷人の產物或は鐵錢をもつて買受、又通詞番人其外のもの等、若彼地產物望の事も有時は、會所より願ひ受、其代物は會所へ納め、其外仕入物等會所より求る諸品も代料、其會所へ納る歟、又は

帳面に記し置、箱館に於て勘定立るにより、蝦夷人の手に金銀散在すべき謂もとよりなければ、外國へ洩ん憂もなし、長崎表唐紅毛の例もさる事なれども、是は元來通信の國にて、其國人も毎時來往する事なれば、本邦の金銀密々に洩む事も有まじきにあらず、蝦夷地とても、若外國交通初らば、何程嚴密の制度を設るとも、鐵錢其外本邦の重寳密々に彼地へ洩む事、實に防ぎがたかるべけれども、元來外國とは交通なきうへ、御用地以來猶嚴敷制度を立、萬々一異國船漂着することあるときは、本邦の人を以て固めをなし、假にも蝦夷人と應對をさせざるにより、たとへ幾倍の替物をもつて金銀と交易せむ事を欲るとも、其應對成がたきうへは、姦通の道爰に於て絕たり、既に當時もウルツプ嶋といへる無人嶋に、ヲロシヤ人十人餘も來り住するにより、其嶋の手前なるヱトロフ、クナシリ抔いふ嶋へ番屋を設け、官吏及び在住御家人、南部津輕兩家勤番のものを遣し嚴重に守り、彼ウルツプ嶋へ蝦夷往來の事を必止とさし留、只年々春夏の內一度づつラツコ獵として、夷人少々彼嶋へ渡すといへども、其節鐵錢は一錢も持せず、酒たばこ類も己己が遣ひ用の外は決して渡さゞるより、彼等が手より金錢の異國へ洩るべき謂曾てなしといへども、夫すら猶懸念につき、彼嶋にヲロシヤ人の在る內は、蝦夷人を渡す事停止すべきやとの伺書上置たり、御下知次第ひしと差とめむ存念なり、然る上は異國の通路寔に斷切により、蝦夷地に金銀散在するといふとも、外國へ洩む憂なき上に、素より鐵錢の外、金銀は決して散在せざれば、その懸念は聊もあらず、然れ共爰に一つの論有べきは、西地の方は私領なれば、制度いかゞあらんか、素より是とても金銀は散在せず、鐵通用もなしといへども、鐵錢の事は東地の夷人より西地の夷人の手に渡り、夫よりカラフト嶋傳ひ、山丹滿洲抔へ洩行むは計りがたし、是とても鐵錢ばかりの事にて、金銀の洩るべき憂はなし、去かれども其鐵錢の內には、自然と銅錢も少しづゝ交り有るゆへ、精々箱館にて撰分し、上蝦夷地へ廻すといへども、猶撰落しも有べし、且通

詞番人其外の者ども、私に所持する錢には、果して銅錢交り有べし、しかれども是迄も彼もの共、其初め南部津輕等にて調べ持來たりる錢のみの事にて、長途重きもの故、多分の錢は持越がたく、夫より後は場所々々會所にて調る事故、やはり此方より撰立廻したる鐵錢なれば、たとへ彼もの共最初持越したる錢に、銅錢殘らず入交たればとて、程の知れたる事なるべし、然共此所に於て其多少はしらず、銅錢の異國へもれまじきとはいひ難し、是を防がむとするには、札通用にも有べけれど、既に前件品々の故障ありて行ひがたし、仍て猶又考るに、若此憂をのぞかんとならば、蝦夷地に限り通用のため、鐵錢を以一文錢、十文錢、百文錢抔といふものを拵へ、常の通用錢と紛れざる樣其形をかへ、是を以通用させる方にも有べきや、此外には手段もなし、扨此銅錢異國へ洩むといふ懸念は、前にいふごとく、全く山丹滿洲計の事にて、ヲロシヤ國の事は、西地とても氣遣あらじ、萬一異國船漂着など有る事有時は、松前家私にははからひがたく、早速御屆被レ申、嚴重に處置あるべければ、猥に彼地の蝦夷人と應對はかなふまじ、然る時はヲロシヤ國へ洩む事は、西地とても懸念有べからず、殊にヲロシヤ國の事は、唐紅毛抔とちがひ、金銀至て潤澤にて、佛像抔も金銀を以造るよし、只米穀不足なる故、若日本と交易をゆるされなば、金銀は何程も持來り、米穀と易ん事を願ふよし、先年漂流人光太夫、磯吉等を送り來りし通詞のいひたるよし、又光太夫、磯吉が申を聞にも、いかにも金銀は潤澤にて、米穀甚乏しきよし、彼等が言一槩に信じかたしといへども、若言の如くならば、强て金銀を望むまじきやと思はるゝ也、又札通用に成たる時、通詞番人共早く正金銀請取度とて、己己が勤の期月をも待ず歸んとするものは、有まじきとの事、成程一季居の者の上を以て論ずるには、此論至極成べきなれども、先達て此方より御答書に申たるは、其事にはあらず、彼等は是迄一年一季居の者共也といへども、願くは以來妻子にても召具し、彼地へ引こし、期月もなく年を重て居つき、世話する樣に有たきもの也、しか

るに札通用になる時は、正金銀請取度心より、永く居住する念慮は薄かるべしと思ふ故也、然れども是等は畢竟枝葉の説にて、札通用の一躰さへ障なく行はるゝものならば、よしや彼等が歸心の遲速は二の次の論にて、いづれにても夫迄の事也、

一産物の出高多きは強て好むべからすといひし一條は、只直段下落のみを厭ひたる末利の論のみにもあらず、たとへ限りなき大海に生る魚類にても、其地方により其品を生る所は有と見えて、東海にて鰊の捕れる事もなく、北海にて鰹の場所ある事もきかず、蝦夷地の鰊は、蝦夷地の海中にかぎり生ずる物と見えたり、然るに強て產物を增んとするには、たとへば前は下網様のもののみにて取得たるを、地引網の類にて引揚る樣にもするならば、其出高は增して、一旦繁榮の姿には似たれども、遠からずして取からし、終には魚の種を減ずべし、是一旦の榮繁にて、後々の衰微に及ぶべしと也、此事は是迄漁業の事を取扱ひたる官吏共に尋ねて、其譯委しく書出させ、別紙に添て答をなす、其趣意は、凡鰊のより來るは、冬より春にて、此漁業は、箱館及び蝦夷地とも暮方より夜を懸、小船にて乘出し、海岸或は沖合一二里の間に悉く網を下げ置、翌朝未明に行て引揚れば、鰊網の目にかゝりて揚る也、此網は差網と唱へ、凡三尺計、長五尋程に仕立、竪横都合五端を一放しといひ、鰊に限り用ゆる事也、右は夜分の漁事といひ、海岸或は沖合一二里の間なれば、多分岩石續き、水中隱れ岩抔ありて、古來より地引網は用ひがたし、其内箱館在有川村、戸切地村といふ處は、岩石少き所有て、彼下げ網を繼合せ、冬の内計り鰊のよせ來る時、引網の如くして漁する事ありといへ共、纔の村方にて、是がために取からすなどいふ譯にはあらず、殊に其引網も從來の仕來りにて、御用地以來始りたるにはあらず、されぱたとへ後來に至り多欲なるもの出來て、地引網をもつて捕得ん事を欲るとも、前にいふごとく海邊岩石多く、殊に夜中の事なれば、いかにも地引網は用ひがたし、扨此鰊寄來る時は夥敷事にて、里俗の方言に群來と唱へ、海

水一面に眞白に見ゆる、其所へ差網を下るといへども、其内より網にかゝる魚は、誠に千萬の一にも及ばず、たとへ是迄の百倍千倍多く捕たればとて、中々取盡すべき躰には見へず、また鮭鱒の事は、海邊川筋有所、眞水を慕ひより來るものにて、前々より地引網を用ひ、又はヤスといふものにて突留る、鱈は沖合にて釣得る也、此鰊鮭鱒鱈の四品は、彼地重の產也、其外の雜魚ども、往古より其所々に仕馴たる漁具を以捕得る事にて、前々は迂遠なる具なるが、御用地已來工みなる具に仕替へて取からなどいふ譯會てなし、彼地の魚類夥敷事は、鯨に限らず、諸魚海中に充滿し、此上いかにとるとも中々盡る期あるべきとは思はれず、殊に鮭鱒などは年魚なる故、人よりとらずとも、秋末に至れば川上へのぼり、己と死して流るゝもの、奥蝦夷地にては、川水の色も見わかぬばかり也、是國土の費といふべし、とらずんばあるべからず、

右御勘定所よりの懸合書、前件の趣を以て答へけるに、猶又同年八月十日書面來て、答への趣承知のよし、漁業の事も前件の趣ならば、とりからす憂もあるまじ、札通の代り蝦夷地限りの通用に、新錢鑄立の事は面白かるべきにより、取調べ伺ひ可ㇾ然との事也、最早此方より別段答書は遣はさず、承知の趣中川飛驒守へ正養より口上にて申述、新錢の事は當時安論箱館在勤なれば申遣し、猶又彼地の形勢も能々監察のうへ、同人歸府の後勘辨に及ぶべしと申達置、夫より安論彼地に於て段々錢通用の得失を糺得と思惟をめぐらすに、ヲロシヤ人の居住するウルップ嶋へ蝦夷人ラッコ獵とし渡海の事は、何の通り停止すべきよし、既に御下知も濟て、必止と涵略ハ請切たれば、彼方へ洩るべき懸念なし、只西地の方カラフト傳ひの山丹滿洲へ渡む歟の一弊のみ也といへども、此事も猶又得と糺しみるに、彌前件にもいへる如く、彼地へ立入る通詞番人其外の遣ひ錢は國許より持來らず、みな箱館幷に場所々々にて調ぶるよしなれば、彼撰立たる鐚錢にて、撰落しの銅錢纔に交るのみなる故、たとへ西地へもれたりとも、何程の事にもあらず、殊に密々松前家の形勢を考るに、迚も永く西地を持惊ふべき様子にあらず、遠からず御用地に成ぬべき趣

なれば、西北の御取締附む事近年にあり、然る時は、山丹滿洲へ洩むとする防がたはいか程も有べし、漸此頃蝦夷人ども錢通用に馴れて、其歡喜する折からなれば、今爰にて改革あらむも又穩ならじ、今暫く樣子を試て後、ともかくもなるべしと思惟し、則歸府後柳生主膳正へ其趣を演說し、先此事は暫く見合になりぬ、

休明光記巻之五

○享和二戌年十月十八日、御勘定組頭村田鐵太郎、御勘定高橋三平、箱館奉行支配吟味役被二仰附一旨、於二御右筆部屋椽頰一執政方列坐、采女正氏敎朝臣達し給ふ、兩人とも兼て當御用に掛り出役し、鐵太郎は江戸懸りに付、直に被二仰附一、三平は箱館在勤に付、御勘定奉行ゟ御書附を以達せらる、兩人共格式は小十人組頭の次たるべき旨、御宛行の事は追て御沙汰有べきむね、御書附を以達せらる、且右兩人とも外遠國奉行組頭並の通、年始、五節句、月次御禮、嘉定、玄猪、御誕生、其外御禮頂戴物の節差出すべきやと同月廿六日伺ひ申せしに、卽刻伺の通たるべきとの御下知也、同年十二月十四日御宛行、左

之通被レ下旨氏教朝臣より御書附をもつて達せらる、

箱館奉行支配
吟味役

御役料三百俵

在勤年
御合力米三百俵四物成

御手當金百貳拾兩是は初め御書附には百兩と出たり、御暇拜領物金三枚と兼て願置處、二枚に成たり、故に翌亥年二月廿七日御書附出直り、如レ此に成、

右之通被ニ仰渡一、在勤御暇之節金貳枚、時服二被レ下レ之、且席高之事は、佐渡奉行支配組頭抔の如く、持高の儘にて御役料計り、右之通可レ被レ下との御事也、然るに此兩人は、當御用初年より出役し、度々彼地へも相越し、格別の勤功も有レ之に付、兩人に限別儀を以、是迄の御足高其儘被レ下候樣にと達て願ひ申せしに、翌亥年閏正月十九日、其通被ニ仰渡一、鐵太郎は御勘定組頭の通三百五十俵、三平は御勘定之通百五十俵被レ下レ之、

○蝦夷地へ此方より參り居るもの死去の時、葬るべき場所壹箇所も取立、墓守の僧差置、猶追々都合次第、少々宛も取立申度、新規の寺院建立の事は、元祿年中停止のよし聞及びたりといへども、寛政十一年豆州波浮湊取上の節、同所へ出百姓病死のもの葬るべき墓所取立、墓守の僧差置度旨伺のうへ濟たる例もあり、殊に蝦夷地は、御國内とは譯も違へば、苦しかるまじきやと、享和二戌年九月廿一日、寺社奉行へ懸合書遣しけるに、新寺院の事停止たりといへども、蝦夷地は外國の境にて、追々御世話もある事なれば、くるしかるまじ、去かし後年にいたり、不正の筋も生ずべきや難レ計により、別紙を以新寺何箇寺と定め、其餘菴室の類は成がたき事に極めて去かるべしと、同年十月十一日、松平周防守より挨拶有けるにより、則其趣を伺ふべしとて、取調て居る所に、同年十一月廿五日、備前守忠精朝臣より正養へ書取をもつて達し給ふ事あり、其趣は蝦夷地へ在勤のもの末々迄にては人數も不レ少、南部津輕より參り居るものもあり、夫等の內死失の時、簡易に取計の爲にも成べきにより、寺院ありて然るべし、新寺造立は制禁たりといへども、彼地往々宗門等取締にも可レ然哉、尤夷人共葬埋の事は、仕來りを變へさする抔いふ事にはあらず、彼等自然と本邦の風俗に移り來る事も又制すべきにあらず、是等の趣を含み商議して、了簡の程を申べしとの御事なり、然るに此一條は前にいへるごとく、此

方にても其催しありて、寺社奉行へ懸合も濟み、伺書の草稿も出來居たる事なれば、早く伺ひ可レ申由を申て退き、其翌廿六日同朝臣へ伺書を呈上す、此伺書の趣意は、則前文の如く、蝦夷地在勤のもの其外死亡の時、取置のため新寺造立いたし度、寺社奉行へ懸合候處、箇樣々々に挨拶有レ之候、凡蝦夷地の內五箇寺程も造立いたし度、尤彼寺院とも檀家等も無レ之によりり、追て檀越等出來迄は普請并出家扶助等も當御用金の內より賄ひ可レ申との伺ひ也、夫より寺社奉行の方へ御沙汰ありける由にて、品々懸合あり、住職等寺社奉行の方にて撰び、上野增上寺金地院の會下より可レ被ニ仰附一との事也、右寺院造立の場所普請の摸樣、住僧所化其外の御宛行、道中の御手當、本尊佛具經籍勝手道具、其外等の事迄、品々寺社奉行と談じの上、連名又は銘々より、追々に數通の伺書を呈上し、夫々に御下知あり、（此數通の伺ひ書夫々御下知ありて、一件事濟たるにより、最初上たる伺書は、別段御下知無レ之、）夫より翌々文化元子年左之通住職被ニ仰附一、

天台宗　歸響山厚澤寺　等澍院秀曉

淨土宗　大臼山道場院　善光寺莊海

五山派　景運山　國泰寺文翁

右住職は、寺社奉行の宅にて申渡、入院の御禮は、御白書院にて申上、彼地へ御暇の節、於ニ躑躅間一時服二被レ下レ之、此三箇寺御手當は、一箇寺へ一箇年米百俵、金四十八兩、扶持方十二人扶持づゝ、子年より先十箇年の內被レ下レ之、外道中諸入用并支度金として拾五兩づゝ被レ下レ之、普請并本尊佛具等も御入用を以拵遣し、僧籍の入用は、代金拾兩づゝ被レ下レ之、皆當御用金の內よりの取賄也、此三箇寺身分は、寺社奉行の支配たりといへども、法義に不レ拘儀は、箱館奉行にて指揮し、願筋も添翰の有無に不レ拘取上の筈、寺社奉行へ懸合、彼方にて伺濟の由挨拶有レ之、都て箱館寺院の通の取扱ひ也、扨此寺院共住職の場所ハウスに善光寺、（箱館より三十六里餘、）シャンニに等澍院（同九十六里餘、）アッケシに國泰寺（同百六十七里、）右三箇寺共、翌丑年三月出立して、各入院濟む、（入院の御屆は、寺社奉行より申上、此方に扱ひなし、善光寺は間もなく病死したるといへ共、此御屆并代り住職等の儀、都て寺社奉行の進退にて、此方にて取扱なし、）

○享和二戌年十一月十一日、蝦夷地御用御入費取計方の事、御勘定所へ打合、伺書を調べ、兼々御入費筋

の事は、御勝手方若年寄へ申せとの事なりし故、京極備中守高久朝臣へ呈せしに、是はやはり御用番の執政方へ出すべき由にて、同十五日戻し給ふにより、即日備前守忠精朝臣へ呈進す、此一躰は、同年三月中取調伺書を草稿し、御勘定所へ相談に遣し置、其後度々懸合有レ之、漸く十月に至て挨拶あり、故に伺に及ぶ、其伺書の趣意は、蝦夷地御用場所々仕入物、御普請幷御船入用町人共手當、蝦夷人介抱等を初め、其外の諸入用、是迄は年々五萬兩づゝ、御遣ひ捨りに成來れる所、此度萬事取縮め、凡半減二萬五千兩の見込、又奉行初諸官吏御宛行、御暇拜領物等、凡壹萬兩程の見込、是は今迄前の五萬兩の外なりといへども、追ては當御用の方より仕埋度積り、又松前家へ被レ下金三千五百兩は、當時御金藏より渡るといへども、是も追ては、當御用の方より仕埋度積り、此三口合せて、三萬八千五百兩程、全く御入用相懸るべき所、蝦夷地產物拂立代金是迄三年平均し、凡二萬兩餘なれば、差引二萬兩足らずも不足なるべし、此不足補ひ方は、諸家御買上米の餘分米を以補ふべし、當時御買上米金高凡六萬兩餘有レ之、此金高二十萬兩に及ぶ時は、有餘米代二萬兩程有べければ、是を以て彼不足を補ふべし、（此御買上米の譯は、前にくはしく記したるゆゑ、爰に贅せず、本文の伺書には、巨細に書載たり、）此御買上米代金是迄は蝦夷地產物代を振向置、御入費の方は御金藏渡りの五萬兩にて取賄來れり、然るに此五萬兩の事は、去る未年より來る丑年迄、七箇年の內可二請取一筈、元御斷濟も有レ之事なれば、三箇年之內やはり年々五萬兩づつ請取、其內にて御入用金遣ひ拂殘金の分成べきだけ御買上、米の方へ差入る時は、二十萬兩には及ばずとも、其內追々餘分米代をも又元金へ結び入なば、遠からず二十萬兩に至るべし、然る時は、亥年より末は、最早御入用金請取に及ばず、取賄ひも出來申べきとの趣也、夫より此伺書御勘定所へ御下に成、同所よりも猶又段々存寄申上たる所、兎角箱館奉行へ得と熟談を遂げ申上よとの御事のよしにて、此方へ數度懸合有、段々相談の上左の通りに極り、翌亥年三月十五日、御勘定所と連名の書面を備前守忠精朝臣へ呈進す、是迄の懸合書等數通なりといへども、事繁きのゆへに省レ之、此書上は後來見合に可レ成ため、其儘にて左に記す、

柳生主膳正

中川飛驒守
小笠原和泉守
戸川筑前守
羽太安藝守
鈴木門三郎
岡松八右衛門
金澤瀬兵衛
澤次郎右衛門

蝦夷地御用御入費取扱方之儀に付、御勘定所にて評議仕候趣申上候處、打合熟談仕候樣申上候樣被二仰渡一候に付、同申談候所、先達而御勘定所より申上候通り、蝦夷地産物拂代金貳萬兩程之分は、諸家領分米買入之方江不二相用一蝦夷地一躰御入用之内江御遣ひ方いたし、御役人御宛行被レ下物等、凡一萬兩程幷松前家江被レ下金三千五百兩之分、御出方に相成候、蝦夷地御入用方へは五千兩づゝ年々御渡り方有レ之候得ば、差支不レ申候得共、産物拂代金之儀は、翌年春ならでは取立揃兼候間、五千兩づゝ御下ヶ金之儀は、翌年之分前年秋相渡不レ申候ては諸拂方差支に相成、尤五千兩にて御金繰不足之節は、別段箱館奉行よりの御斷申上、御取替金御座候樣仕、勿論其分は産物拂代を以、其年限返納仕候積御坐候、且年年五千兩づゝ御出方幷御役人御宛行被レ下物等、凡一萬兩程松前若狹守へ被レ下候金三千五百兩之儀者、買入米代貳拾萬兩之高に相成候迄は、不レ拘二年數一御出方有レ之候積に相成候得者、此末蝦夷地一躰之御入用二萬五千兩之内、二萬兩程は産物拂代を以取賄、五千兩づゝ御金藏より受取、有餘米代貳拾萬兩に相滿候得者、右五千兩幷御役人御宛行被レ下もの一萬兩程、松前若狹守江被レ下金三千五百兩之分共、貳拾萬兩貸附金之内を以取賄候儀に付、別段御金藏より御出方に不レ及相濟申候樣取計候積に御座候、右私共評議仕、以後之所取調候に付、此段申上候、以上、

亥三月

右書面呈進しければ、同月廿四日忠精朝臣より正養へ左の通り書取を以達し給ひ、此趣を以最初の伺書へ承附致すべしとの御事也、

御書面御入用取賄方之儀、蝦夷地産物代金を以

御入用之方取賄差引、不足之分金五千兩づゝ年年翌年分を取越候て請ニ取之一、是迄諸家買上米貸附之儀は、追々利倍致し、右利金にて御入用不足高仕賄出來候迄者、前書之通り取計可レ申候、
委細之儀者御勘定奉行可レ被ニ相談一事、

則右之趣を以承付いたし、翌廿五日返呈す、然るに夫より後蝦夷地産物年々に出増し、御繰合も宜しきにより、此五千兩亥年子年は請取たりといへども、丑年よりは先受取ず、猶四五年も御處置の樣子を樣々御斷返し可ニ申上一との書附、子年七月廿日、釆女正氏教朝臣へ安論より呈進す、且松前家へ被レ下金三千五百兩、年々御金藏渡りなりといへども、此分も諸家御買上米餘分米代を以仕埋可レ申段、丑年八月晦日、右餘分米割下げ、一件伺書の內へ書入、氏教朝臣へ正養より呈進す、則伺之通りたるべき旨、同年九月九日御下知有、のこりて奉行幷諸官吏の御宛行の一口のみ當時御金藏渡り也、是も凡は一萬兩の見込なりしが、其實は五千八百兩程にて事足る也、

○享和二戌年十二月十四日、戸川筑前守安論、羽太庄左衛門正養被レ爲レ召、御役料千五百俵づゝ被レ下旨、於ニ芙蓉間一執政方列座、釆女正氏教朝臣達し給ふ、同日御書附を以、箱館在勤之儀者、來春筑前守御暇可レ被レ下により、隔年に交代すべし、格別遠境邊土の事に付、在勤年は御手當金七百兩づゝ被レ下、初て相越す時は拜借金も有べしとの御事なり、則奉行一人の御宛行左の通りなり、

高貳千俵
外
御役料千五百俵
在勤年
御手當金七百兩
初在勤の時は、拜借金五百兩、翌年より十箇年に上納
御暇拜領物金拾枚、時服二羽織、

此日吟味役始惣支配向御宛行、幷在勤手當の事御書附出る、吟味役の事は、前の村田鐵太郎、高橋三平被ニ御附一の條に委しく記す、其外支配御宛行の事は、御勘定所へ品々談じの上取調、先達而伺置所に、此方の伺よりは餘程減じたり、其事は此末惣支配向被ニ御附一の條に委しく記すゆへ、こゝに記さず、前件のごとく、奉行初其外御宛行御手當等極るといへども、手初の事にて、失費の程も難レ計により、別段用意として、御用金の內より貳千兩持越し、費用足らざる事もあらば、奉行はじめ其外共、右の內を以遣拂、追て申上よとの御事也、此遣拂は猶末文に記す、

○享和二戌年十二月十五日、羽太庄左衛門正養被レ爲レ召、叙爵被ニ仰附ー旨、於ニ御白書院椽頬ー執政方列席、伊豆守信明朝臣達し給ひ、被レ任ニ安藝守ー、

○奉行吟味役交替時節、幷兩人共江戸詰明たる節、支配向身分に付取計方の事、且右樣の節機密の御用あらば、御宅に吟味役を差遣し、御直に申上さすべきやとの伺書、享和二戌年十二月廿一日、伊豆守信明朝臣へ呈進す、翌亥年二月十日御附札有て、交替の事奉行は年々二月中御暇被レ下に付、四月下旬迄に彼地交替すべし、尤一年替りたるべし、吟味役は四月中御暇被レ下、翌々六月中交替し、三年在勤たるべし、(外支配向の事は、末文に記す、)且奉行兩人留守中、支配向身分の事は、外遠國奉行を以て申立べし、機密の御用は、在勤先又は旅中にても書面を以申べし、輕きは吟味役を以申べしとの御事也、

○於ニ箱館ー御仕置筋取計之事、享和二戌年十二月より追々伺濟あり、此一件は委しく別錄に記す、

○支配向被ニ仰附ー事並御用濟御返し人の事

○支配向在勤割並引越の者の事

○奉行並支配向參上御禮獻上物の事

○支配向へ取人の書上、幷御用濟の者御戻し人御褒美願、享和三亥年正月十五日、釆女正氏敎朝臣へ安論正養兩人にて呈進す、同年閏正月十八日、左之通被ニ仰附ー旨、於ニ躑躅間ー備前守忠精朝臣達し給ふ、

箱館奉行支配調役に

御勘定吟味方改役 鈴木甚内
支配勘定 菊地惣内
御徒目附 藤本德三郎
支配勘定 坂本傳之助
同格 富山元十郎

同 調役並に

御代官寺西重次郎手附 御普請役元〆格 宮本源次郎
御普請役元〆格 山田鯉兵衛

外

箱館奉行支配調役に

御勘定 大嶋榮次郎
支配勘定 佐藤茂兵衛
西丸御徒目附 比企市郎右衛門

同 調役並に

支配勘定格 寺田忠右衛門

右之面々者箱館蝦夷地等在勤に付、頭々に御書附を

以被ニ仰渡ヽ

御普請役 庵原久作
戸田又太夫
中村小市郎
長崎新左衛門
支配勘定岸本武太夫手附 御普請役格 關岡右衛門

箱館奉行支配
調役下役に

御先手久松忠次郎組同心 高橋治太夫
御中間目附 深山宇平太
御小人目附 松田仁三郎
御小人 田口久次郎
論所地改手代 御普請役御雇 新規御抱 村上次郎右衛門

右者頭々ゟ御書附を以被ニ仰渡ヽ

都合
調役　六人
同並　五人
同下役　十人

右之內調役は、年始御禮御流頂戴、五節句、月次御禮、嘉定、玄猪、御誕生、御祝其外頂戴物等之事、同年閏正月廿七日伺濟有レ之、支配向御宛行格式等左之通、

御勘定吟味方改役上席
調役
高百五拾俵
在勤年 御役扶持拾人扶持
御合力米百五拾俵四物成
御手當金拾九兩
御暇 金壹枚時服二

吟味方改役並上席
調役並
高百俵
在勤年 御役扶持七人扶持
御手當金七拾兩
御暇 雜用金三拾兩
金拾兩

吟味方下役之上席
調役下役
高三拾俵三人扶持
在勤年 役扶持三人扶持
御手當金貳拾兩
御暇 雜用金四拾貳兩月割
被下物無之

右御宛行之事、去戌年十二月十四日、奉行吟味役在勤

御手當等被ニ仰渡ー之節、御書附之內にも有レ之、尙又今日も御書附渡る、右兩渡之御書附には、在勤御手當、調役は七拾兩、調役並は六拾兩と有レ之、右は御暇拜領物之儀、調役は金貳枚、同並は金二十兩と兼て願置候處、調役は金二枚、同並は金十兩と成たる故、同年二月廿七日御書附出直り、前書之通り御手當之方相增す、右後の御書附の趣を以此處へ記し置、

右之如く御宛行は極るといへども、前に記すごとく、今度手始の事にて、失費の程も難レ計により、初在勤の節、御用金の內より別段金貳千兩持越、奉行始め支配向迄費用不足の事あらば補ふべきよし、戌年十二月被ニ仰渡ーも有レ之に付、亥年安論在勤の節、右御用金持越段々取調る處、奉行吟味役を始め箱館在勤之者は不足もなしといへども、場所々へ持越ものは不足に付、其遠近に隨て、左の通前段に日當の手當渡す、

一ホロイツミ迄相越者　一箇年分
調役者一日銀三匁つゝ　金にして十八兩程
同並は一日銀貳匁五分つゝ　同　同　十五兩程
下役は一日銀貳匁つゝ　同　同　十二兩程

一ヒロウより子モロ迄相越者
調役は一日銀三匁五分つゝ　同　金にして二十兩三步程
同並は一日銀三匁つゝ　同　同　十八兩程
下役は一日銀貳匁五分つゝ　同　同　十五兩程

一クナシリ嶋シコタン嶋に相越者
調役は一日銀五匁五分つゝ　同　金にして三十三兩程
同並は一日銀五匁つゝ　同　同　二十九兩貳步程
下役は一日銀四匁五分つゝ　同　同　二十七兩程

一ヱトロフ島へ相越者
調役者一日銀七匁五分つゝ　同　金にして四十五兩程
同並は一日銀七匁つゝ　同　同　四十一兩壹步程
下役は一日銀六匁五分つゝ　同　同　三十八兩程

一下役共先役吟味方下役、或は御普請役之節、遠國御用御暇の時、支度として被レ下金も有レ之處、當時にては其儀なく、小給者難澁に付、一人に金四匁つゝ手當遣す、

右之通相極以來、共に當御用金之內より書面之通可ニ相渡ー旨、安論歸府の後、子年七月廿一日書附を

以、釆女正氏教朝臣へ呈進す、

同日亥閏正月十八日也御用濟の面々懸り御免、左之通り御褒美被レ下候、

銀拾五枚つゝ　支配勘定　田邊安藏
　　　　　　　　　　　　和田兵太夫

銀拾枚　御徒目附　湯淺三右衞門

但三右衞門は此節忌中にて二月八日被レ下レ之

銀三枚　御徒目附　正田周平

是は江戸懸りに付如レ此

銀三枚　吟味方下役壹人（野々山牧三郎）

銀三枚つゝ　御普請役三人（寺澤治右衞門）
　　　　　　　　　　（井上辰右衞門）
　　　　　　　　　　（渡邊新右衞門）

銀三枚　御小人目附壹人（大森久米右衞門）

銀三枚　湯呑所之者一人（石川友吉）

右之者共名前出ざるにより、朱書を以（爰には括弧を以て）記し置也、

○支配向在勤割之事は、都て廿一人の內、七人は江戸懸り、十四人は在勤にて、其內より一年は三人、一年は四人宛出府、江戸懸りと代合の積、享和三亥年二月廿三日、伊豆守信明朝臣へ伺濟なり、右の割合則一統三年番也、右之內調役鈴木甚內、同並山田鯉兵衞、下役村上次郎右衞門は妻子召具し、彼地に引越可ニ相勤一由申により、則伺ひの上詰越可ニ相勤一になる、引越御手當、甚內へ金三十兩、鯉兵衞へ金貳拾五兩、次郎右衞門へ金二十兩、蝦夷地御用金之內より渡レ之、

○奉行參上御禮之節、獻上物は西御丸に御矢羽一箱づゝ、臺居、大鳥五尻入、若此品差支の時は、椎茸一箱づゝの積、享和三亥年三月九日伺濟なり、其後猶又右兩品若差支の時は、煎海鼠獻上の積り、文化二丑年八月十一日伺濟なり、支配向參上御禮の節には、吟味役調役とも箱肴獻上の積り、享和三亥年十月卅日伺濟なり、

○箱館御役宅出來并御普請懸り御褒美の事

○御黑印御下知狀を賜る事并安論箱館へ出立の事

○蝦夷地場所々行程を定る事并箱館六箇場所の事

○アブタ牧場取立の事

○富山泉の事

○交代屋敷造立の事

○享和三亥年春箱館御役宅出來惣構地坪三千三十坪餘、建坪六百三十坪餘也、御普請懸りのもの共は、御褒美を願ひ、同年七月十七日、調役佐藤茂兵衛へ銀拾枚、林手代より出役手附萩(荻イ)野藤太郎、西丸御持同心より在住向井勘介へ銀二枚づゝ被レ下レ之、

○同年安論初て在勤に付、三月廿五日御黒印御下知狀を賜る、初ての事なれば、正養も罷出承るべきよしにて、一同承る、表御右筆組頭深澤伊兵衛讀レ之、其文章左の如し、

定

一蝦夷地之儀、萬端念入、不ニ衰弊一樣沙ニ汰之一、對ニ蝦夷人一、非分之取計不レ可レ有レ之事、

一異國境嶋之儀、嚴重取計、日本人は不レ及レ申、雖ニ蝦夷人一、異國江令ニ渡海一儀堅可ニ停止一之、自然異國之船於レ令ニ着岸一者、其所々に留置、早々可ニ注進一事、

一耶蘇宗門彌爲ニ制禁一之間、守レ之無ニ油斷一可レ遂ニ穿鑿一事、

右相ニ守此旨一可ニ沙汰レ之、猶載ニ下知狀一者也、

享和三年二月十五日　御黒印

箱館奉行

條々

一箱館之儀、寺社町人百姓等に至迄御法度相ニ守之一、不レ可レ企ニ斯儀一旨、常々可ニ申附一事、

一蝦夷人共隨分入レ念令ニ撫育一、產業不ニ衰微一樣可ニ取計一、奧蝦夷嶋々者共、異國へ親不レ申樣、精々可レ加ニ敎示一事、

一箱館之者共、公事訴訟等有レ之節者、諸事准ニ江戶之御仕置ニ可ニ申附一候、勿論蝦夷人共仕置之儀は、爲ニ別方之事一間、猶又入レ念可レ申事、

一產物取捌方正路取計、商人共猥之振舞無レ之樣可ニ申附一候、私に彼地江令ニ渡海一賣買仕者有レ之歟、密々蝦夷人と直商買致者於レ有レ之者、急度可レ處ニ罪科一事、

一萬一異國之船不慮に令ニ着岸一、及ニ不義之働一、人數於レ可レ入者、南部大膳大夫、津輕越中守江申遣、人數爲ニ差出一、箱館番之人數に差加取ニ計之一、早々可レ及ニ注進一事、

右之趣相ニ守之一可ニ沙汰一之旨所レ被ニ仰出一也、仍執達如レ件、

享和三年二月十五日　大炊守 居判
備前守 同、
采女正 同
伊豆守 同

戸川筑前守殿
羽太安藝守殿

○同月廿七日安論箱館へ發す、今年は奉行はじめての在務にて、御所置の手始なれば、事物之格別に心を用ひ、各其規矩準繩を定む、其靡々至て多端なれば、記に遑あらず、此在衞にして者、御所置の大綱凡成就し、蝦夷地の場所々を受持たる官吏共も各其精好をみがき、夷人の撫育に怠らざる故に、遠き嶋々迄よく治り、異國へ心をよする夷人などは絶てなし、只夙夜に國恩の廣大なるを仰ぎ、己々が産業を勉る事怠りなければ、其國産を出す事、日に添ひ月に增れり、

○東蝦夷地ヱトロフ嶋迄松前より凡三百里、箱館より二百七十餘里なりしが、追々場所々にて山路を開き、近道を附たる程に、今の里程左のごとし、

箱館より大野迄　五里
但休所有川村
大野よりワシノキ迄　八里半
但休所スクノッペ

ワシノキよりヤムクシナイ迄　五里四町
但休所ヲトシベ
ヤムクシナイよりチシヤマンベ迄　八里半
但休所シラリカ
チシヤマンベよりレブンケ迄　六里半
但休所ライハ
レブンケよりアプタ迄　五里五町廿四間
但休所ベンベ
アプタよりウス迄　十二町
ウスよりモロラン迄　六里半　モロランよりヱトモノ迄海上一里餘
但休所ヲサルベツ
モロランよりホロヘツ迄　五里
ヱトモより古へツにも陸地五里
ホロヘツよりシラチイ迄　七里七町
但休所山中
但休所アイロ
シラチイよりヱウブツ迄　九里餘
ユウブツよりサル迄　八里
但休所コイトイ
但休所ムカハ
サルよりニイカツプ迄　六里
ニイカツプよりシツナイ迄　四里卅町
但休所アツヘツ
但休所ウセナイ
シツナイよりミツイシ迄　二里
ミツイシよりムクチ迄　五里
但休所ウラカハ
ムクチよりシヤマニ迄　三里
シヤマニよりホロイツミ迄　六里十七町
但休所ホロヘツ
但休所ホロマンベツ
ホロイツミよりサル、迄　六里二十四町五十間
サル、よりヒロウ迄　六里
但休所タモギサバ
但休所ルベシベツ
セコウよりトウブイ迄　七里八町
トロブイよりチホツナイ迄　六里十四町

但休所アイボシマ
チホツナイより シヤクヘツ迄八里四町
但休所ユウトウ
シヤクヘツより シラヌカ迄四里八町
但休所ラコツヘ
シラヌカより クスリ迄七里
但休所パシタル
クスリより コンブムイ迄四里
但休所ヲタノシケ
コンクムイより ゼンポワジ迄五里八町
但休所カラロコイ
ゼンポウジより アツケシ迄海上二里
但休所ノンデキ
アツケシより ノコベリベツ迄六里十八町
ノコベリベツより アンネベツ迄五里六町
但休所センベ
但休所ヲイナハシ
アンネヘツより ニシヘツ迄川舟六里餘
（アンネヘツよりネモロ迄海上九里餘）
ニシベツより ノツケ迄海上六里餘
（ニシベツよりクナシリ迄海上十里餘ネモロよりシリ迄海上十六里餘）
ノツケより クナシリ迄海上四里程
クナシリ入口トマリより同所末アトイヤ迄四十里程
アトイヤより エトロフ入口迄海上七里程
都合箱館よりヱトロフ嶋入口迄凡二百三十四里餘也、ヱトロフ入口タンネモイより同所アトイヤ迄凡四十八里餘也、故に箱館よりヱトロフ末迄は二百八十二里に及ぶ、
又アツケシよりネモロへ陸路有左のごとし、
アツケシより ビバセ迄七里十九町
ビバセより ハラタウシ迄七里二十八町
ハラタウシより チソチシ迄三里廿六町
チソチシより ネモロ迄六里二町

又箱館六箇場所と云は、
ヲヤストイ　シリキシナイ　ノクヲイ
ヲサツベ　サハラ
ウスジリ　ワシノキ
シカベ

○蝦夷地諸運送のため、先の年南部地より多くの馬を場所々に畜ひ置しに、追々駒を生じたり、安論元より馬術に巧なるが故に、其駒を乘込試るに、頗駿足なるもの數多有、夫が中より殊に勝れたるを三疋撰び、同人歸府の時牽せて、上覽にも備へしに、天晴御用にも立べきとの御事なりければ、重ての下向の時は、父馬にも成べき御馬少々申おろし、蝦夷地のうち可レ然所にて牧を取立申べきやと伺ひ申せしに、其通りたるべしとの御事也、かゝるにより、文化二丑年下向の時、森越栗毛、八戸白栗毛、黑谷鹿毛といふ三疋の御馬を申下し、蝦夷地の內アブタといふ所へ牧を開き、南部仙臺より駄馬を多く買上、彼御馬と共に是を放つ、夫より年々駒を生じ、良馬を出す事限りなし、調役原半左衞門が弟同苗新助、專ら此事に預る、又江間彥八郎といふものを牧士觸頭とす、其下の牧士をも

數多抱入て是を行ひ、今鎮臺に繫く所の良馬既に數疋に及べり、其内勝れてよきものは、江都に送りて、その餘は、鎮臺の備とす、凡外遠國奉行の承る土地に、如レ斯の馬を備へたる事なし、馬は軍用の第一なれば、警衛の土地にして、暫くも欠べきにあらず、今既にかくのごとく數疋を備へたれば、不虞の設け全く整ふれりといふべし、今度始て牧を開き、原新助をはじめ、是にあづかるものども、勤勞大方ならざるにより、文化三寅年十二月三日、原新助へ銀七枚、下役福井政之助へ銀三枚、此ものは牧場御普請かゝりたるゆへを以、別段三枚、牧士觸頭江間彥八郎へ銀貳枚を賜り、同月廿六日安論へは、御用取次平岡美濃守賴長朝臣を以、茶維紗五間をぞ賜りける、

○斯て箱館の御役所成就し、井を掘るに及て、海岸に添たる山陰なれば、巖石多くして掘得がたし、漸ひとつを作りなすといへども、事ゆくべきにあらず、爰におゐて、調役並富山元十郎殊に心を勞し、所々を點撿し、則箱館山の内より清水の涌出る所を見出し、梘をつたへに是を引事をなし得たり、因て其功を不朽に傳むために、一碑を立む事を同職山田鯉兵衛より頻に望むゆへに、則正養其文を撰び、碑を立る事左のごとし、

富山泉碑

梓弓やしまのほかもてらします、御代の光りいたらぬくまなく、蝦夷の嶋人をさへなでやすむせらるべきよし、をきてさせ給へるにつきて、享和二とせ箱館にはじめて政所をまうけられ、筑前守藤原安論朝臣と正養とをして、かはる／＼そこを守らせらる、かくて政所より諸士の官舍にいたるまで、こと／＼く造營なりてのち、井をほらんとするに、こゝは海岸にそびへたる山陰なれば、いはほおほいにしてうがつべきよしなく、かろうじてひとつほりえたれども、あまたの官舍に用ゆるにたらず、これぞ上下のうれへなりける、志かるに被接の官人おほかるなかに、富山元十郎保高といへるが、わきて是をうれふる事せちなりしほどに、ある日蝦棨の山あひより清水のながれいづるをとみになめこゝろみしに、その性清淨にして、あぢはひもまた甘美なり、つゐに岩間をうがちて、あまたの梘して、是を

ひくに、政所をはじめ、もろ〳〵の官舍にひきても、猶あまりあり、いでや水は五行のひとつにして、玄ばらくもかくべからさるものなり、そも保高が功おほひなりといふべし、かるがゆへに此みなもとを富山泉となづくるもの也、

くみそめし泉とゝもにいさをしの
その名もつきぬ世々につたへむ

文化三年二月

安藝守藤原正養誌

屋代太郎源弘賢書弁題額

○文化元年子の春、龜田村にある所の役所を引て、奉行の交代屋敷を造る、則鎮臺の向にして、惣構七百坪餘、建坪二百坪餘也、

○正養箱館在勤新田開發の事

○制札事

○下役御増人の事

○萬年橋の事

○文化元子年四月廿一日、正養箱館へ發し、安論と交替す、かくて箱館近在田作の事、去る申年の頃より試るに、年々に實のりよく、往々成就の事疑ひなく見ゆるにより、此上地味よき場所を撰び、來丑年より開發可ㇾ仕やとの伺書、安論歸府後同年七月廿日、釆女正氏敎朝臣に呈出しけるに、八月十五日、伺の通たるべしとの御下知なりければ、調役並山田鯉兵衞、下役村上次郎右衞門、石坂武兵衞、在住勤方代嶋章平を懸りとし、其下箱館御用達御用濟とも請持にて、諸國の百姓人多き所より望の者を雇ひ入、居小屋を補理、農具の手當し、則丑年より開發せしむるに、其年一年に功を成事、新田百四十町歩、（内九十町歩字庚申塚、五十町歩字文月、）畑二十町歩、（内十五町歩字濁川、三町五反歩字庚申塚、壹町五反歩字文月、）を開く、夫より年々開發記すにいとまあらず、往々廣大の國益をなすべし、扨此事に用ゆる所の御入費は少からず、抑當御用始りてより、彼地へ運送する所の米穀は、重に奧羽の兩州より買上て廻すといへども、若兩州不作の事もあらむかとの備へに、諸侯の領分米收納の前年に約束し、代金前度に渡し置事、前件に段々述る如し、然其國ともまた凶作などあらむ時はいかむともすべからず、箱館をはじめ、蝦夷地場所々迄、本邦より立入る人許多なれば、米穀は一日も欠べからず、然れば何程御入費ありとも、箱館を始、蝦夷地末々迄追々に土地を開き、米穀を生せん事遠大の謀にして、當御用の經營是に過ず

といへども、猶同じくは御收納金銀を以てせずして、此事を成就せんと、懸りの官吏共殊に心を勞し、品々評議の上、一策を考出し、御用船の稼ぎ出し金に主法を定め、其餘計を以此御入費にあつべしとて、則御船の事を統承る、水主同心長川仲右衞門に得と相議し、御用船の事、是迄の主法は、其行所の遠近に應じ、雇船並の通り運賃を渡し、其內にて船中諸入用、水主給分等迄、一箇年限勘定仕上げ、差引殘の分稼出し金と唱へ納め來る法也といへども、元來御用船といふ名目に泥み、舟具の用意其外萬事の取扱ひ何となく手重にて、船中の入費嵩み、彼稼出し金多からず、難破船抔ある時はいふに及ばす、修復小作事等はいつとてもある事なるに、兎に角彼御用船といふ名目に拘り、をのづから不用の所迄も叮嚀を盡すやうに成行、作事入用殊の外に嵩み、難破船抔ある時は、彼稼出し金を殘らず遣拂ひ、猶たりずして、別段に御用金より多分の補ひあり、然れば稼出し金は名のみにて、少しも其益とする事なし、依て此度より法を改め、運賃金の內、何程は船中入用、何步は修復入用、何步は稼出し金と定め、御用船十五艘を江戸箱館御用達御用聞幷定雇船頭高田屋嘉兵衞が引受とし、彼修復入用は、箱館の會所へ積金とし置て、何れの船の破損なりとも是を以補ふべしと定たり、扨步割の事、其船々の大小によりて、各不同有といへども、凡平均して見る時、惣運賃の內、五步程舟中入用、壹步程修復入用、四步程稼出し金に當る也、（譬へば、一船の運賃金千兩なれば、內五百兩は船中入用、百兩は修復入用、殘り四百兩は稼出し金と云割なり、）既に如ㇾ此割合を以、丑年一年試みたりしに、其年は難破船も殊に多かりしが、彼積金の修復入用を以作事等も整ひ、右船々の稼出し金、都合四千三百兩餘初めて全く生じたり、尤船々運送の事は度數にもより、年々少しづゝ不同有べきなれども、先凡の目當は是を以歷然たり、しからば以來開發方御入費は此稼出し金を以計ふべし、左有時は聊も御收納に響ずして、開發全く成就すべしと評決し、則其趣を仔細にしるし、文化三寅年八月十七日、伊豆守信明朝臣へ安論より呈進す、夫より年々に此開發は增り行事にぞ成ける、又百姓町人其外誰にても、自己の入用を以開發せん事を願ふものあれば、各地所を割渡して是を開かしむ、今この箱館の近在空地限りもなければ、ことごとく開なば、廣大の事成べし、蝦夷地の內をも

サルといふ處の番人、一己の力を以少しの場所を開しよしにて、新米をも差こしぬ、彼サルといふ所は、餘程奥地なるが既に如レ此し、しからば蝦夷地の內いづ方か不毛の地あるべき、彼地の夷人共は元より魚食をして、耕耘の術なき故に、世々此事に至らざる成べし、猶此上開發の事段々蝦夷地へ移りゆかば、其國益の事勝ていふべからず、今この御代にあたり、數千載の不毛の地一時に消て、上國とならん事、あふぎても尙餘りある御事也、

○箱館制札の事、亥二月中伺ひ置しが、御勘定所へ御下げになり、長崎表へ懸合ありて、文化元子年九月廿日、備前守忠精朝臣より御下知あり、則翌丑年より建レ之、其文左のごとし

定

一異國人萬一來る事ありといふ共、交易は不レ及レ申、都て通路應對等堅禁制之事、

附若怪敷船等見懸候はゞ、早々其所之役所ゟ可二注進一勿論、差圖なくして右躰之船ゟ堅乘べからざる事、

一蝦夷人と相對て、商賣は不レ及レ申、惣て蝦夷地におゐて、私に產物商賣堅禁止之事、

一蝦夷人に對し非分之儀申掛、或は產業之妨に相成儀、決而致間敷事、

一商人共幷商船之類、私に蝦夷地へ入べからざる事、

一何船に限らず、蝦夷地ゟ漂着之節は、其所の役所ゟ早く申出、可レ受二差圖一事、

右條々可レ相二守之一、若於二相背一者、可レ被レ行二嚴科一者也、

文化元年　月　日　　奉行

定

一親子兄弟夫婦を始め、諸親類にしたしく下人等に至迄、是をあはれむべし、主人ある輩は、各其奉公に精を出すべき事、

一家業を専らにし懈る事なく、萬事其分限に過べからざる事、

一僞をなし又は無理をいひ、惣じて人の害になるべき事をすべからざる事、

一博奕の類一切に禁制の事、

一喧嘩口論を愼み、若其事ある時、猥に出合べから

ず、手負たる者隱置べからざる事、

一鐵炮みだりに打べからず、若違犯の者あらば申出べし、隱置他所より顯はるゝにおゐては、其罪重かるべき事、

一盜賊惡黨之類あらば申出べし、急度御ほうび可レ被レ下事、

一死罪に行はるゝもの有時、馳集るべからざる事、

一人賣買堅停止す、但男女の下人、或は永年季、或は譜代に召置事は、相對に任すべき事、

但譜代の下人又は其所に往來る輩他所ゟ罷越、妻子をも持有附候もの呼返すべからず、但罪科あるものは制外之事、

右條々可レ相二守之一、若於二相背一者、可レ被レ行二罪科一者也、

正德元年五月　日　　奉行

定

一毒藥幷似せ藥種賣買之事禁制す、若違犯のものあらば、其罪重かるべし、譬同類といふとも申出るにおゐては、その罪をゆるされ、急度御ほうび可レ被レ下事、

一似せ金銀賣買一切に停止す、若似せ金銀あらば金座銀座へ遣し相改べし、はつしの金銀も、是又金座銀座へ遣し可二相改一事、

附惣て似せ物すべからざる事、

一寛永の新錢、金子壹兩に四貫文、壹分は壹貫文たるべし、御料私領ともに、年貢收納等も御定のごとくたるべき事、

一新錢之事、錢座之外一切鑄出すべからざる事、

一諸職人いひ合せ、作料手間賃等高直にすべからず、諸商賣物或は前々買置しめうりし、或はいひ合せて高直にすべからざる事、

一何事によらず誓約をなし、徒黨を結ぶべからざる事、

右條々可レ相二守之一、若於二相背一は可レ被レ行二罪科一もの也、

正德元年五月　日　　奉行

定

一きりしたん宗門は累年御制禁たり、自然不審成ものこれあらば申出べし、御ほうびとして

ばてれんの訴人　　銀五百枚

いるまんの訴人　銀三百枚
立かへり者の訴人　同斷
同宿幷宗門の訴人　銀百枚
右之通り被レ下べし、たとひ同宿宗門の內たりといふとも、申出る品により銀五百枚下さるべし、隱置他所よりあらはるゝにおゐては、其所の名主幷五人組迄一類共に可レ被レ行ニ罪科一者也、
正德元年五月　日　奉行
定
一火を附るものをしらば早々申出べし、もしかくし置におゐては其罪重かるべし、譬同類たりといふとも、申出るにおゐては、其罪をゆるされ、急度御ほうび下さるべき事、
一火を附るものを見附ば、是をとらへ早々申出べし、見遁しにすべからざる事、
附あやしきものあらば、せんさくをとげて、早々奉行所へ召つれ來るべき事、
一火事出來の時みだりに馳集るべからず、但役人差圖のものは格別たるべき事、
一火事場へ下々相越、理不盡に通るにおゐては、御沙汰有レ之旨申聞せ通すべからず、承引なきものは搦捕べし、萬一異儀に及ばゞ討捨たるべき事、
一火事場其外いづれの所にても金銀諸色ひろひとらば、奉行所迄持參すべし、若隱し置他所よりあらはるゝにおゐては、其罪重かるべし、たとひ同類たりといふ共、申出る輩は、其罪をゆるされ、御ほうび可レ被レ下事、
一火事の節、地車大八車にて荷物をつみのくべからず、鑓長刀脇差等ぬき身にすべからざる事、
一車長持停止す、譬あつらへ候もの有とも造るべからず、一切に商賣すべからざる事、
右條々可レ相ニ守之一、若於ニ相背一者、可レ被レ行ニ罪科一もの也、
正德元年五月　日　奉行
定
一公儀之御船はいふに及ばず、諸廻船とも遭難風時は助船出し、船破損せざる樣に成程精を出すべき事、
一船破損之時、其所近き浦のもの精を出し、荷物船具等取揚べし、其所揚早々荷物之內、浮荷物は二十

分一、沈荷物は十分一、但川船は、浮荷物は三十分一、沈荷物は二十分一取揚者に可レ遣事、

一沖にて荷物はぬる時は、着船の湊において所の御代官手代庄屋出合遂二穿鑿一、船に相殘る荷物船具等之分可レ出二證文一事、

附船頭浦々のものと申合せ、荷物ぬすみ取レ之はねたりと僞り申においては、後日に聞といふとも、船頭は不レ及レ云、申合輩にいたる迄、其罪重かるべき事、

一湊に永々船をかけ置輩あらば、其子細を所之者相尋、日和次第早々出船致べし、其上にても金難澁は何方之船と承二屆之一、近邊は其地頭御代官、遠方は御勘定奉行、又は其邊の奉行所へ急度可二申達一事、

一御城米廻之刻、船具水主不足之惡船に不レ可レ積レ之、幷日和能節船於二破損一は、船主船頭可レ爲二曲事一、惣て理不盡成儀申二掛之一、又は私曲於レ有レ之は、可レ申二出之一、縦雖二同類一其科をゆるされ、御ほうび可レ被レ下事、

一自然寄船幷荷物於二流來一は可レ揚二置之一、半年過迄荷主於レ無レ之、其揚置候輩可レ取レ之、若右之日數過荷主雖レ爲二出來一不レ可レ通レ之、雖レ然其所之地頭代官可レ受二差圖一事、

一博奕惣而賭之勝負堅停止たるべき事、

右條々可レ相二守之一、若於二相背一は、可レ被レ行二罪科一者也、

正德元年五月　日　　奉行

前々より浦々高札相建、

公儀之船は不レ及レ申、諸廻船共猥成儀無レ之樣に被二仰附一候處、遭二難風一節も所之者ども船之助に者不二相成一、却而破船候樣にいたしかけ、荷物をはねさせ、或は上乘船頭と申合、不法之儀も有レ之樣に相聞え不屆に候、御料は御代官、私領は地頭より常々遂二吟味一、毛頭不埒不レ仕樣に急度可レ被二申聞一候、若此上不埒之儀於レ有レ之者、後日相聞候共、其者はいふに不レ及、所之者迄可レ被レ行二重科一、其上其所之御代官地頭迄可レ爲二越度一事、

一御城米廻近年破船多候に付、今般諸事相改、別而大切可レ仕旨申渡、船足之儀も深く不レ入樣に、大

但船は大坂奉行、其外國々之船は、其所支配之御代官より船足定之所江極印を打、船頭水主之人數を不レ減少ニ樣急度申附ニ運送レ筈に候、依レ之湊に寄候船之分は、船頭水主人數幷船足極印之通り無ニ相違ニ哉、送狀に引合、急度相改帳面に記置、上乘船頭印形致させ、右書物其所に留置、御料は御代官、私領者地頭に差出し、御代官幷地頭より御勘定奉行迄可レ被ニ差越ニ候、且又極印船足深く入候船有レ之候はゞ、積候俵數委細改レ之、御城米之外、船頭私之運賃を取、他之米穀或は商賣之荷物等積入候歟、又は 水主人數定之內分ニ減少ニ候ハゞ、私に積入候荷物は其所に取揚置、水主人數不足之分は、其所にて慥成水主を雇せ爲レ致ニ出船ニ、其上にて右之譯早速御勘定奉行江可レ訴レ之事、

一破船有レ之節、浦々之者出合、荷物船具等取揚候剋、盜取候歟、又は不埒之仕形於レ有レ之は、船頭より不ニ隱置ニ、有躰に早速可レ訴レ之事、

右條々急度可ニ相守ニ、若違犯之輩於レ有レ之は、詮議之上可レ被レ行ニ罪科ニ、不吟味之子細も候はゞ、其所之支配之御代官又は地頭迄、可レ爲ニ越度ニ者也、

辰八月

定

一何事によらず、ようしからざる事に、百姓大勢申合せ候を徒黨ととなへ、とゝふして、しゐてねがひ事くはだつるを、ごうそといひ、或は申合せ村方を立のき候を、てうさんと申、前々より御法度に候條、右類之儀有レ之ば、居村他村にかぎらず、早々其筋之役所江申出べし、御ほうびとして、

ととうの訴人　銀百枚

ごうその訴人　同斷

てうさんの訴人　同斷

右之通り被レ下レ之、品により帶刀苗字も御免有べき間、たとへ一旦同類になる共、發言致候ものの名前申出るにおゐては、其科をゆるされ、御ほうび下さるべし、

一右類訴人致すものもなく、村方騷立候節、村內之者を差押、ととうにくはゝらせず、一人もさし出

さゝる村方有レ之者、村役人にても、百姓にても、重に取ゑづめ候ものは御ほうび銀被レ下、帶刀苗字御免、差續ゑづめ候もの共有レ之者、夫々御ほうび下し置るべき者なり、

明和七年四月　奉行

右制札場箇所

本制札九箇所	箱館	鷲木	砂原
	臼尾	龜田村	有川村
	大野村	泉澤村	木子内村
浦高札十三箇所	乙志部	尻岸村	小安村
	當別村	札刈村	釜谷村
	三石村	茂邊地村	富川村
	三谷村	下湯川村	錢龜澤村
	石崎村		

○下役十人の處、不足に付五人の御增人を願ひ、文化元子年九月十六日、左之通被二仰附一旨、備前守忠精朝臣より書附を以達し給ふ、

御先手水野小十郎組同心
此喜左衛門は九月十四日被二仰附一　井上喜左衛門
御持頭桑山猪兵衛組同心　關谷茂八郎

箱館奉行支配
調役下役江

御先手木原兵三郎組同心　小川喜太郎
千人頭河野四郎左衛門組同心組頭　石坂武兵衛
小普請組彦坂九兵衛組　福井政之助

○文化元子年龜田村萬年橋を造る、龜田村の橋なれば、萬年を以名とす、

○日浦孝女の事

○常盤木橋の事

○千とせ川の事

○箱館の片ほとりに日浦といふ所あり、そこに清十郎といへる民有けり、その子伊之助といふに、同所石崎村の民長四郎が娘れんといへるをめとりて嫁としけるが、寛政十一巳年伊之助身まかりけり、その時れんは三十四五歳にて、いとけなき男子三人あり、舅清十郎は七十七歳にて、年久しく中風の病に係り、行歩も叶はず、素よりすぐれてまづしければ、朝夕の煙だにたえまがちなるを、いさゝかも身に其色を見せず、老人の介抱子供の養育、れん身ひとつの辛勞艱苦の有さまいふにたえたり、親長四郎もとくにむなしくなり、今は兄長四郎といひて其跡はつぐといへども、

これも至て貧しく、漸其日を送り、力を添ふべきよすがもなし、さればれんが齢もいまだ中年の事なれば、後夫を迎へて相應のたつきをなし、此くるしみを遁れよと、近きあたりのもの共擧てすゝむるといへども、既に子供も三人迄あり、今さら二夫にまみへて貞操を折かん事いかにも心憂く、それのみならず其後夫の心底により、若舅へのつかへかたよろしからざるとき、男子の妻を離別するとは譯もちがひ、女の方より夫を離別もなりがたし、左かるときは、亡夫への不貞、舅への不孝、いかばかりかなしき事なるべし、此事は幾重にも免し給へといひて更に受引ず、扨此日浦といふ所は、海邊の內すぐれて邊鄙にて、素より田畑もなく、皆漁業を以てすぎはひとす、至て荒き磯邊なれば、女の手業に漁事も叶はず、海邊へ打寄る所の昆布などを拾ひとり、夫食のたしとし、又は賣代なし、或は春分海岸に生ずる蕗の薹などを摘取賣渡し、些の價を得て少しづゝの米穀をもとめ、薪は海岸へ流れよる古木枯木抔をとり集め、かろうじて其日を送れども、舅へ少しも苦しみを見せず、其中至てむつまじく、舅嫁の躰には見えず、實の親子よりは猶うちとけて隔なく見え、聊も老人の心に違はず、其中にて幼なき子共を養ひそだつる有さま、晝夜の艱苦いふばかりなし、清十郎もよく／＼孝養に滿足したりや、常々近隣のものに申けるは、我はいかなる果報ものにて、かゝる心ざま美しき嫁をとり、年老難病を受たれども、聊もその憂なく、今日を無事に送る事、偏にれんが力也とて、よろこびに堪ず、かくて近村普く其至孝を感じ、各少しつゝは合力杯をもし、既に七箇年程送り來るといへども、素より貧村の事なれば、此上助力も叶ひがたきよし、文化二丑年其所の長等より、場所懸り小川喜太郎迄訴へ出たり、此時正養箱館在勤につき、段々の始末を糺すに、既に前件の通なり、其年清十郎八十三歳、れん四十歳なり、仍之前段の次第を具に記し、正養府に歸るの後、同年六月廿九日下野守忠裕朝臣へ呈進し、御褒美を願ひ申せしに、七月十九日れんへ白銀七枚、清十郎へ老養として一人扶持生涯下し賜る旨、同朝臣より達し給ふ、則於箱館安論より清十郎及び孝女へ台命之旨を申下す、清十郎は病氣に付代のものを出したり、其もの歸て清十郎に達したるに、只感涙にむせび入て、暫くは人心地

もなかりけり、斯てたまものゝ白かね米穀を近隣に少しづゝわかちて、其公恵のいちゞるしきを吹聽し、れんもこれよりいよ〳〵孝道の有難を知りて、益怠りなくぞつかへける、

○文化二丑年、七重村常盤木橋をかくる、其邊は木を多く植附たる故名とす、

○コッブツの内シコツ川といふ川有、此川の名となへ惡しければ改度よし、其所を受持たる山田鯉兵衛よりいふ、彼川は鶴の數多居る所なれば、則千とせ川と改む、是は同年の事なり、

休明光記卷之六

○ラシヨア嶋蝦夷人ヱトロフ嶋へ渡來の事

○文化二丑年六月九日、ヱトロフ嶋シヘトロといふ所へ、異國人と見えたる者男女拾人餘小舟に乘組着岸したり、卽刻同所詰調役菊地惣内下役共引れ出向ひ、件のもの共早速捕へ、會所へ召具し糺問するに、ヲロシヤ屬嶋ラシヨア嶋といふ所の長夷マキセンケレコウリフ、同ケツヒリヤンといふものを初とし、男七人、内三人は十四五歳の小兒、女七人巳上十四人也、則通辨を以渡り來の旨趣を尋るに、（此者共元來蝦夷人にて、近來ヲロシヤに屬し、此方の夷人とは詞少しの違にて大躰通ず、）右長夷共ヲロシヤ人よりの申附にて、年々シムシリ嶋、チリホイ嶋、其外嶋々へ渡り、ラツコ、アザラシ、狐等を獵し、當春ラシヨア嶋へ歸りし所、同所惣長夷ケレコレといふものが申には、昨年ヲロシヤ本國よりカムサツカに居る所の役人迄書翰來り、同所より申こす趣は、此節ヱトロフ嶋へ日本人大勢入込たるや、嶋中の樣子得と相糺申聞よとの事なれば、汝等急ぎ彼嶋へ渡り、委細に見糺し來るべし、

若又交易もなるべくは、酒少々持來るべし、此後交易も行るべき様子ならば、蝦夷舟二三艘つゞ廻すべし、是はヲロシヤ人よりの申附にはあらず、彼ケレコレが存念のよしをいひ含め、交易として鷲の羽少し持參、其外弓鐵炮鎗磁石等所持すゞるがゆへに、件の品々はこと〲く會所へ取上、渡來の者共は嚴敷番人附置、猶追々得と糺問の上申越べきよし、八月中惣内より箱館まで申來る、其時安論在勤に付、先其趣を御屆書に仕立、正養方へ差越、則閏八月廿一日、正養より大炊頭利厚朝臣へ呈進す、夫より惣内彼もの共を追糺聞する處、エトロフ嶋より八嶋目ラシヨア嶋出生の蝦夷人にて、此者共親の幼少の頃迄は、奥嶋々迄も一統地方蝦夷人の風俗にて、嶋々へヲロシヤ人の來る事もなかりしが、追々東蝦夷地の近き嶋々へ押渡り、蝦夷人を敎育し、いつとなくヲロシヤの屬嶋になり、男女一人より狐の皮一枚づゝ年貢として出す事となりたり、然れども未ヲロシヤ人ラシヨア嶋へは來る事もなく、ホロムシリ嶋の長夷來りて、向後ヲロシヤ國へ年貢として皮類差出すべしと申により、出すものもあり遣さゞるものもありて、區々なりしが、明和二酉年の頃、ヲロシヤ國輕き役人のよしイバン・レエンチ、弁ハステンといふものラシヨア嶋へ來り、當浦見分の上、エトロフ嶋へ渡るにつき、當嶋のものども召具すべしと申により、則マキセンケレコウリツといふものをはじめ蝦夷數多附添、シムシリ嶋へ到り越年し、翌年エトロフゟ渡り、嶋中の様子人別等まで悉く改め、ウルツプ嶋へ立戻りて越年す、然るにラシヨア嶋より附添たる夷人共、初てヲロシヤ人の手に屬したるゆへ、その語も通じかね、都ての用事も不便利なるを怒り、ヲロシヤ人夷人を揵事數々なれば、一同に恨み、附そふたる夷人の人の内マキセンケレコウリツ父子をはじめ、少々は逃歸りけるが、逃後れたるものは捕へられ、諸道具は打碎かれ、舟は燒捨られ、歸るべき方便もなく、歎き暮しけるが、流木を以竊に小舟一艘を打立、又少々は逃歸りけれども、尙逃後れたるものは必ならずヲロシヤ人に從て嶋々を巡りける、然るに明和六丑年の頃、ヲロシヤ人イバンホロシヒチニイカノウ、同ケシセンニコウ、同イロヘムと云三人の者ラシヨア嶋へ來り、嶋中のものへ申渡すやうは、去々年イバン・レ

ヱンチ、ヽヱトロフ嶋に渡海の時、當嶋のものを召具し、甚非道の振廻有けるよし本國へ聞え、其もの重き仕置に逢たり、其節召具したるもの共のうち、半は子細有てホロムシリ嶋に殘したり、追々歸嶋すべし、其餘の者共は今則召具したり、以來ヲロシヤ人へ對しいさゝか隔意なく、心を安んじて當嶋に住すべしと申渡し、ウルップ嶋の方へラッコ獵として相越よしにて歸帆せり、然るに前年明和五子年の頃より、ヲロシヤ人大勢大船に乘組、ウルップ嶋に來り、嶋中所々に居所をかまへ、ラッコ其外獵事をなしたりしが、ラッコ獵幷寄鯨の事に寄、ヱトロフ嶋ラショア嶋の夷共とヲロシヤ人爭論に及び、彼夷人共獵業に出たる留守へ大勢押かけ、女子子供を追ちらし、重器等その外諸道具等を盡く奪ひ取、或は打碎きなどし、其餘品品不法の働をなせり、元來彼等境を犯してウルップ其外嶋々へ渡り、十分獵事をなすのみならず、如此無量の狼藉に及ぶ上は、其儘にさし置がたしとて、ヱトロフ、ラショア兩嶋の夷人黨を結び、弓鎗等を用意し、明和七寅年ヲロシヤ人數十人を殺害したり、惣人數何程ありしや詳ならず、多分は討れて七八人本國へ逃歸りたる趣なり、夫よりヲロシヤ人ウルップ嶋へ來る事もなかりしゆへ、ヱトロフ、ラショアのものは、年々彼嶋へ渡りて獵業せしに、安永二巳年の頃、ヲロシヤの大船一艘沖合にかゝり、其內より小舟へ乘組、海岸へよる躰なりければ、扨は先年の復讐のために來るならんとて、夷人共俄に弓鎗等用意し、數百人毎岸へ出向ひけるに、いかゞ思ひけん彼小舟大船へ乘戾したり、其時夷人共相議して、今度ヲロシヤ本國より復讐として來る程ならば、人數も多く武器も手厚なるべければ、迚も敵對は叶ひがたかるべしとて、各ウルップを引取て歸嶋せり、其跡にてヲロシヤ人共ウルップ嶋へ上陸せしが、其年の秋風波ありて、彼大船破船し、其舟具を以海邊に小屋がけし住居するよしを聞、安永三年の頃その樣子を見むとて、又々蝦夷人共いひ合せ、ウルップ嶋へ渡り、大勢弓鎗を持、其居小屋へ近寄しに、內よりヲロシヤ人鐵炮をも持ず立出、向後蝦夷人へ對し聊隔意なきにより、是迄の事は和談し交易をなすべしとて、夷人共へ烟草食物等を贈て、はじめて互に交易の道開けたり、夫より追々ヲロシヤ國よりラシア嶋中迄制度を立、彼嶋の

長夷をはじめ惣首長に申附、又かの國よりヲロマン・ヘイテレイチといふ出家初て渡來し、嶋中へ佛道を敎へ、ケレステと云物首にかけさせ、唱へ事ありて信仰させ、此僧惣て嶋中の事を指揮し、人別を改め、一夫一婦の外妾を持事を禁じ、緣談取結び杯の事も此僧の計ひにて、惣じて嶋中の規矩をさだめたり、是より年々一男一皮の貢物を出し、蝦夷人の風俗も盡く改めて、ヲロシヤ人の風になり、嶋の名もヲロシヤ語に改て、テリナンシヤトイヲ、シトロツプと云、彼年貢殘の皮類は、別段に彼國より交易を司る人折々見廻りて、望の品と交易する事になりける、其外嶋嶋の名を改附たる年歷は、いつ頃といふ事も詳ならざれども、マキセンケンコウリツが親の幼年の頃迄は、其事もなかりしといへば、今推して考るに、凡延享寛延の頃はひより追々改めきたりたるにてもあらむか、當時の嶋の名、此もの共に尋問ふ所左の如し、

クナシリ嶋トハチヤトイチチシトロツプ
ヱトロフ嶋トベツナツシヤトイチ、シトロツプ
ウルツプ嶋ワアシムナツシヤトイチ、シトロツプ
ヤンケチリボイ嶋セムナツシヤトイチ、シトロツプ
シブンケチリボイ嶋同名
マカンル、嶋シヤチユチ、シトロツプ
シムシリ嶋レシナシヤトイチシトロツプ
ケトフ嶋ヘツナシヤトイチ、シトロツプ
ウセシリ嶋チヤチリナツシヤトイチ、シトロツプ
ラシヨア嶋テリナンシヤトイチ、シトロツプ
モトウ嶋ルヘナツシヤトイチ、シトロツプ
ラツコアキ嶋チテンナツシヤトイチ、シトロツプ
モシリ嶋デチヤトイチチシトロツプ
シアシコタン嶋ヤ、ムナツイチチシトロツプ
ヱカルマ嶋チシモイチ、シトロツプ
チルシコタン嶋デバトイチ、シトロツプ
ハルマコタン嶋セントムシ、トロツプ
ヲンネコタン嶋ベヤトヤチ、シトロツプ
マカンル、嶋テレイチチ、シトロツプ
シリンケ嶋センベルトイチチシトロツプ

ホロムシリ嶋ナブトロンチ、シトロツプ

ヲヤコハ嶋アライテチ、シトロツプ

シムチチヤウ嶋ナベロチイチ、シトロツプ

以上廿三嶋

夫よりラショア嶋のものどもシムシリ其外の嶋々へ渡り、ラッコ其外獵業し、年貢の外は交易して經營をなし、今度渡來のものども、去子年シムシリ嶋に越年し、當丑年春ラショア嶋へ歸りしに、此嶋の惣長夷ケレコレといふものゝ申には、昨年ヲロシヤ本國よりカムサツカに來り居る所の役人迄書翰來り、同所より申越す趣は、近來エトロフ嶋へ日本人大勢渡り、夷人を敎育するよしその聞えあり、彌相違なきや、嶋の樣子其外ども得と糺して申聞よとの事也、マキセンケレコウリツは、先年ヲロシヤ人に隨ひ、アツケシ迄至り、エトロフの地理も辨へたる事なれば、汝ケツヒリヤント同伴し、其外手下の者共を召連れ、急き彼嶋に越べし、若又レフンチリホイ、ウルツプ嶋等にエトロフの夷人居合せたる事もあらば、彼等に嶋中の樣子巨細に承糺して歸るべし、其事なくば、直にエトロフに渡り、得と見糺しの上、片時も早く歸るべし、且交易の事は、ヲロシヤ本國よりの申附にはあらざれども、若なるべくは酒少々持來るべし、此度交易の行はるべき樣子ならば、蝦夷船二三艘づゝ廻すべしといふにより、則交易の料として鷲の羽少々用意し、件の兩人幷手下の男女を召具し、以上拾四人弓鐵炮磁石其外の調度を用意し、ラショア嶋出帆し、同年の夏レフンチリホイ嶋迄着岸せしに、去る寛政七卯年よりウルツプ嶋へ來り居しヲロシヤ人共男女十四人此嶋に居合たる故に、子細を尋しに、永々ウルツプ嶋に住居する處、本國より便なく、持渡の衣類諸道具も追々に損失し、それのみならず一兩年已來は、エトロフ嶋より蝦夷人渡來する事なく、交易の道も絶たれば、所得すべき事もなし、エトロフへは追々日本人も渡りまし、次第に警衞をこそかなりと聞ゆれば、いつ迄彼嶋に居たればとて、事ゆくべしともおもはれざるにより、小舟を打立、酋長ケレトフセをはじめ、去年秋末一同彼嶋を引とり此嶋迄來りしに、旬季後れて先の嶋嶋へ渡る事を得ず、又ウルツプ嶋へ立戻り越年せしに、當春ケレトフセ、ワシリコンネニチの兩人嶋にて病死し、其外女一人病死し、殘り十四人今度ウルツプ

嶋を引拂ひ、當嶋に至り風待し居る也、日和次第本國へ歸るなりと語りし故、此方共も今度ヲロシヤ本國より命によりて、ヱトロフに渡る趣など咄しあひ、彼嶋を出帆し、ウルップ嶋へ渡りて見るに、ヲロシヤ人の住居し跡明家となり、人一人も見えず、夫より六月九日順風にて彼嶋を出帆し、直にヱトロフ西浦シベトロ濱へ着船せしに、海岸に番屋を建連ね、津輕家勤番所ありて、こと〴〵く武器を設け、大筒も仕かけ有レ之、日本人大勢居渡り、嚴重の樣子に見え、殊の外驚き、かほどの事にて有べきとは思よらずヲロシヤ屬嶋の者の身分を以猥に渡來せし上は、いかなる憂目にやあふべきと甚恐れ、直に歸帆せんとせしを、引捕へて會所へ呼出し、段々吟味を遂る所、會所の躰嚴重にして、日本人多く詰合せ、爰にも亦南部家津輕家の勤番所ありて、武器を飾り大筒を設け、甚嚴重の樣子に見え、夫かのみならず、當嶋の蝦夷人共悉く御仁政に伏從し、大半風俗をも改めたるを見て、彌恐怖の情切りにして、唯慈悲を以て歸國をゆるされん事を願ふの外他念なし、則會所惣構の内へ一室を補理入置、ヱトロフ嶋中の者の面會を禁じ、嚴しく番人を附置、度々呼出して追々に吟味を遂る所、其申口既に段々前件に記し來る通なり、今度ヱトロフ嶋の樣子見に參りたる旨趣を尋るに、ヲロシヤ本國よりヱトロフ嶋の樣子見て參れと命せられしは、いかなる深き意有かは存ぜず、我輩はかの國屬嶋の夷人にて、極て卑賤のものに候へば、其本意申聞せらるべき樣もなく、只嶋中の樣子具に見糺して早々に歸帆せよとの事なれば、其旨を得たるのみにて候とぞ答へける、扨又此者共風俗の樣子は、男子は髭を延し、髪は三打に組後ろへ下げ、髪の先を細き紐へ青玉を通し結び附け、（ヲロシヤ人は、髪を延す事なし、此者共元來蝦夷人にて、彼國に屬したるのみなる故、蝦夷の風俗を失はず、髪は延したるよし、）上着は鳥の皮を縫合せ、（此鳥は、ヱトヒリカと云て、頭に白き立毛あり、惣身は黒く觜と足は赤く、鴨程の水鳥にて、ヱトロフにも見えたり、）毛の方を内にして皮裏を表へ出し、其くちばしを二つに割り、五六寸より壹尺六七寸程にあみて襟元へ縫附け後ろへさげ、裾には黒白の犬の皮へ彼觜を取添縫附、下着には白緋紺木綿の筒袖胴着、同じ皮の沓をはき、辭儀する時は立上り、兩足を揃え、大指人差指中指のみ指をもつて額胸兩肩を押へ、其後兩度うなづき、又元の如く三度して安座す

るを禮とす、女子の衣服も男子に同じく、少し仕立方の違意也、髪を三つ打にして頭上へ巻上げ、玉蟲茶色のかいき、又は更紗木綿の風呂敷を被る、口元手のあたりへ黥したる事他方の女夷の如し、右男女の圖左の如し、

（圖略之）

右之者共名前左之如し、

長夷　マキセンケレコウリツ
同　ケツヒリヤン
平夷　ヲロキセ
　イバン
　メエテリ
　キート
　イバン
女子　ヲロナ
　マリヤ
　ヘトシヤ
　ヲロナ
　ナミタシヤ
　マリヤ
　ヲツコロペシヤ

以上十四人

右之趣幷繪圖等巨細に取調、菊地惣内より箱館迄差越、前に段々年號を記し來るといへども、ラショア夷人年號を辨へたるにはあらず、天明五巳年御普請役蝦夷地嶋々へ渡り粗記し置處に、此度ラショア人いふところと符合せるものをとつて、其年譜を考へ合せて記すなり、夫より彼者ども取計方の事、安論存念の趣を正養へ談じ越し、則兩名を以伺書を仕立、同年十二月三日大炊頭利厚朝臣へ正養より呈進す、其伺書の旨趣は、彼者共エトロフ嶋中の樣子見糺しとして來りたるよしなれば、不ㇾ輕筋により、歸嶋の事は扨置、いかさま嚴格なる取計方も有べきなれど、此もの共は素よりラショア嶋の夷人なれば、此者共は素より御國法をも辨へず、只惣長夷より申附る趣を守りて渡來せしのみなるゆへ、其罪を責るに足らず、先年ヲロシヤ人松前へ來りし時、御國法の事諭し書も渡したるに、今度彼國の屬夷を以、エトロフ嶋に來らしむる事、カムサスカに在る所の役人の仕方にくむべきに似たりといへども、元より異邦の人なれば、彼國主をはじめとして、御國法の諭し書も了解したるや否をしらず、若了解したればとて、右は畢竟御國地へ渡來の制禁にて、夷地の事は

くるしからずとも思ひたるや、其故は既に明和の頃より彼國の人數度蝦夷地へ渡るといへども、其儘にて濟來り、殊に當時もウルップ嶋へはヲロシヤ人年久敷住居もなす事なれば、蝦夷地嶋々迄往來する事は御國禁の外と心得、今度のヱトロフ嶋へ差越たる歟もしるべからず、左有時は一概に其罪も責がたし、今此者共をもとめ置なば、いかなる事にて歸らざるやと外人をさしこすなども有まじきにあらず、此ものどもヱトロフ嶋の警衛嚴格なるに甚恐怖したる趣なれば、よく御所置あるうへは、蝦夷地嶋々に至るまで、向後は決して渡來すべからず、若犯す事有時は嚴科に處せらるべきの旨を仔細に示し、此度は則議を以歸嶋させなば、却て御所置の整ひたる趣も彼國へ知れ、蠶食の念慮をも斷切べしとの趣を以、いさゐ伺書に仕立呈進せしに、同月十六日則伺の通り計ふべきよし利厚朝臣より達し給ふ、しかるに其頃は氷海に成てヱトロフ嶋へ書狀の通路も叶はざるにより、翌寅年二月にいたり、右取計方伺濟の趣をヱトロフ詰調役佐藤茂兵衛へ申達す、菊地惣内は、前年の冬交代し、此頃は、佐藤茂兵衛ヱトロフ詰なり、然るに其書狀未彼地へ至らざる以前、三月廿六日の夜、ラショア夷人共居小屋外の丸太矢來をくつろげ忍び出、其頃海岸に引揚をきたる漁舟に打乘逃失たり、翌朝是を見つけて大に驚き、卽刻追手として下役關谷茂八郎、南部家勤番の足輕通詞番人蝦夷人等を召具し、早々出船せしめたるよし、猶此追手のもの共否の事は分り次第重て申越すべきよし、茂兵衛より箱館迄注進す、かくて此ラショア夷人共立さりたるはいかゞの故にや、萬一嶋中に手引などせしものにても有たるやと、茂兵衛より色々探索するといへども、更に其躰もなく、依てつら／＼考るに、此もの共去年六月中より居小屋にのみ籠り居、甚退屈して朝暮歸嶋を待兼、當年に至り春色を催し、取分籠居も難儀の躰にて、殊の外勞鬱し、中には病氣附たるもの有により、居小屋近邊計も歩行し、少しは鬱氣をはらし度よし、しきりに歎きて不便なる事なれば、茂兵衛をはじめ詰合のもの共相議する樣は、此ものども素よりラショア嶋の蝦夷人にて、ヲロシヤ人といふにもあらず、却てヱトロフへは最寄近嶋の夷人の事なれば、御武威は勿論、ふたつには御仁恵にも蒙らせたるかたしかるべし、且は居小屋より外へ出すとも、

いまだ氷海の時節といひ、殊に離嶋の事なれば、子細あらじと評決し、通詞番人を差添、その餘の者は、蝦夷人迄も應對はいふに不レ及、ちか寄事も堅くいましめ、居小屋後ろの小山或は會所前海邊内など所々を定め、左右を限り歩行を免し、二三度も出したるに、さのみ歡べる躰もなく、只々愁の色のみ見ゆるゆへ、いかゞ鬱散にもなるやと通詞を以尋れば、只有がたしとのみ答へて、さら／＼歡喜の色なし、是いか成故ぞや、强て願ひたる歩行をゆるしたるうへは、格別に歡ぶべきに、その事なきは、夷とはいひながら何ともいぶかしき樣子につき、内々底意の程をよく／＼探り見るに、兩三度小屋出の時、居小屋入口、勤番所幷シャナ會所前、海口見込の場所、左右へ南部家、津輕家の勤番所武器嚴重に飾り置、殊に彼等が歩行する時は勤番のものも殘らず詰、いかにも嚴格に固をなしたるゆへ、其躰を見受、殊の外恐怖し、右武器の事は、去年上陸の時見受て甚恐怖せしに、猶又此度小屋出の時に度々見受、其度毎に恐惶の情頻りに募りたるよし、其後は小屋出の事も願ひ出ず、益々鬱勞盛むなる躰につき、其愚意の不便さに通詞を以說しむるは、彼飾り置たる武器は不慮の備に常々設置事にて、汝等へ對したる事にはあらず、聊も恐るべからずとくれ／＼申諭すといへ共、兎角疑ひ深く、甚煩勞なる躰也、然れども又御武威を示すためには、强て其上の安易を說にも及ばず其儘にさし置しに、彼恐怖の情頻りにつのりたるゆへにや、終に忍び出、兼て彼等が大切にする所佛の像躰の物、幷弓鐵炮其外の要具、會所へ取上置たるを其儘に打捨置、剩淵口出し風にて一躰の風順をも見定めず出船したる始末、全く恐怖の念慮頻に募りたる故なるべし、此外心當の事もなきよし、茂兵衛より箱館詰調役迄内々申越したり、其内交代の時節にもなり、正養箱館に下りければ、則兩人相議して、安論歸府の後八月十六日、右ラショア夷人立退たる趣を委細に記し、茂兵衛よりの屆書も差添、大炊頭利厚朝臣へ呈進す、（此年正養出立前病氣、安論も交代前病氣にて相延、八月十五日安論歸府す、よつて十六日呈進す、）彼朝臣の給ふは、此ラショア夷人共ヱトロフを立去り、歸國のうへ御所置嚴重の趣を國人共へも物語らば、却て御取締の一端にもなるべきやとの御事に付、安論對へ申樣、なる程其儀は茂兵衛方より箱館詰支配向迄内々申越、彼もの共立去候始

末、段々相糺し候へども別の子細も候はず、當春以來殊之外勞鬱いたし、小屋出の儀を相願候により、箇様箇様の手續にて小屋出致させ候處、飾り置たる武器其外嚴重成躰を見請、殊之外恐怖を生じ候趣、箇様箇様の次第に候とて、茂兵衛より箱館詰迄申越たる趣を具に申述、彼等が所持する所の佛像躰の物は申に及ばず、弓鐵炮抔の類も敢て武用の爲と申のみに御座なく、穀食致さゞる者に付、日々食料に用ゆべき鳥獸を取獲る爲の要具にて、片時も手放しがたき品に候處、夫をさへ其儘打捨置立去り候は、能々恐怖の情募り候事と見え候により、渠等歸國の上は、ヱトロフ警衛嚴格なる事を國中へ申觸し、御取締の一端になるべき事は相違もあるまじと存候得ども、此事こなたより申上候へば、何とやらむ事を飾り候様にも聞え候故差扣候へども、御尋の上はあらましを申上候と申ければ、さも有べき事也、左からば其趣を巨細に書取て見すべしとの御事也けるにより、則茂兵衛より箱館詰迄申こしたる考の趣を委しく書記し、同廿日彼朝臣へ呈進す、扨も關谷茂八郎は、三月廿七日彼ラショア夷人共の追手として、南部家勤番の足輕通詞番人蝦夷人等を召具し、出船して追駈たりしに、折しも雲霧深くして咫尺も分らず、ラショア人の行衞を見失ひ、其内雨も降出し夜に入ければ、せひなくベトブといふ所へ上陸し、一夜を明し、ラショア人共は必定ウルップ嶋へ至りぬらむとて、翌朝未明に出帆し、彼嶋への渡り口、シベトロといふ所迄はせつきしに、風波荒くなり、夫より先へ進む事能はず、日々風雨烈しくして、徒らに此所に日を送る、漸四月十一日に至り、少しく風順を得て爰を出帆し、ウルップ嶋の内ヲカイワタラといふ所へ着岸し、所々を尋るといへども、ラショア人の行方も知れず、扨は眞にラショア嶋へや歸りぬらむ、最早かく數多の日數も經たるうへは、所詮追附事も叶ふべからず、さらば兼てヲロシヤ人の來り住る所へ行て見むとて、トウボといふ所へいたり見るに、前にラショア人のいひし如く、ヲロシヤ人は皆退去して壹人も見えず、則住捨たる穴居の蹟等悉く點撿し、圖に記して空くヱトロフへ立歸りぬ、此時菊地惣內、佐藤茂兵衛と交代にて、ヱトロフ嶋に在りければ、（惣內子年にヱトロフに至り越年して、丑年の冬歸り、直に寅年の春引返して彼嶋に至り越年す、）其趣を仔細に箱館迄注進す、仍て正養より安

論へ具に達す、安論則其趣を記し、利厚朝臣へ呈進し、ラショア人共彌行衞不ニ相知一うへは、其節詰合の調役佐藤茂兵衞不念に付、差扣伺差出させ可レ申哉と內々伺ひ申せしに、彼ラショア人共の事兼々上向より御沙汰にて禁固させ置たるにもあらず、奉行の手限にて差押へ置たる迄なれば、上へ對し差扣等の沙汰に及ばざるとの御事にて故なく濟けり、

〇鍜冶村二孝女の事

〇箱館近在鍜冶村といふ所に清次郎といふ民あり、文化三寅年八十九歲なり、同人妻ひさ七十五歲なり、聟養子勘之丞六十五歲、淸次郎娘勘之丞妻りう五十歲、勘之丞娘きは十六歲なり、去るにより至て貧しき上に勘之丞勝れたる病身にて稼も出來ず、殊に齡も六十を越ぬれば、猶更心に任せず、依レ之妻りう娘きは兩人にて僅ばかりの畑作を仕付、少しの野菜抔をとりてたつきとし、又は村內其外に雇れて、些少の賃をとるといへども、老人二人と病身の勘之丞を附置たる計にては心も安からずとて、一人は必家に殘り、一人づゝ出て稼をなし、漸僅の米穀を求得て、老人共へは米飯を勸め、己等は粟稗やうの雜穀を粥抔にしてくらひ、漸今日を送り、又居小屋は土間にて寒氣堪へがたきゆへ、兼て粟稗の殼を夥敷貯へ置、冬分に至れば爐の際へ此殼を敷、其上へあつしといふものをかさねしきて、老父母を坐せしめ、毎朝新に此殼を取かゆること一日も怠らず、りうきはの內、一人づつ其焚火にて手を得とあたゝめ、老父母の手足より顏の邊まて撫あたゝめ、壹人は食事を炊しぐ事乏しきゆへ、有合せたる衣類殘らず取集め、老人共へうちきせ、又燈油求むべきよすがもなければ、幸ひ寒氣防きの爲とて、樺といふ木の皮を多く取置、是を爐火に焚て燈の代りとし、又老人共の寒氣防の一助とす、二人の孝女は、半夜代に起居て此火を焚き、夜仕事などしながら老者を介抱し、夜もすがら火のたえざるやうに心を盡す事一夜も怠る事なし、近鄕其孝を稱していつくしみ、祝儀或は佛事等ある時、酒飯など振廻んとて招けとも、稼のためは是非もなし、私の事に老人の介抱を欠べきにあらずと斷て行かず、夜は殊更半夜代りの務もあれば、一切門より外へ出る事なし、且此所は至て貧村にて、家數漸十八九戶ありて、皆漁事の手傳に雇れ、纔の賃をとりて世を渡る所なる

に、近年不獵にて一統困窮のよし、金三十兩五箇年賦上納の積を以拜借を願ふにより、去冬中貸渡し遣はしけるに、其內勘之丞へも金壹兩割合村長より渡したるよし、其時勘之丞申樣は、おのれは病身にて稼も叶はず、漸妻子の働を以今日をおくる所なれば、拜借金はありがたけれど、多分にては返納の所も覺束なければ、金貳分拜借いたすべきよしを申により、則其意に任せけるに、やがて勘之丞其金を持歸り、養父淸次郞に見せて、ありがたき御惠の段を吹聽し、玄だひに年も老たまふに、かゝる貧家なれば、何ひとつ心に任せまいらせたる事もなし、せめては此金をもて入用の時遣ひ給へと申けるに、淸次郞がいふやう、我我夫婦は家內打よりて孝養を盡すゆへ、更に不足なし、殊に世を捨たる身なれば、金銀に望なし、汝は正月の支度歲暮の取始末等にも要用の品も多くあらめ、其用にあてよとて更にうけひかず、勘之丞さまざまに詞を盡して申により、玄からば壹分を貰ふべきよしにて受用し、翌朝孫娘きはをよび、汝薄命にしてかゝる貧家に生れたり、ことしははや十五歲なれば、衣類其外定てほしき品も有べきに、其風情聊色にも出さず、父母幷我々へ孝養を盡す志、神妙とやいはむ、不便とやいはむ、此金は有がたくも今度上より下し給はるよしにて、汝が父よりわかちあたへたる品なり、是をもてせめて布子の表にても調へ、目出度新年を迎よとて、かの金をあたへけるに、此娘常々老者の心にさかふ事なければ、一應の辭退もせず有がたきよしにて其儘受納め、其日は十二月廿七日の事なりしが、やがて箱館の町へ行、米味噌醬油其外正月要用の品をとゝのへ、殘りたる錢にて古着の木綿袷を一つとゝのへ歸り、祖父母父母へも見せ、殊の外歡びたる躰にて、其袷をねんごろに仕廻置たる處、大晦日の頃は至て寒氣强、凌きがたきにより、かの袷を取出し祖父へ着せ、おのれは正月に至りても、やはりあつしとて蝦夷人の着る木の皮にて織たるすねたけの物を着て、聊もはづる色なく嬉しげに孝養をぞ盡しける、近村此二婦の孝を稱して止ず、遂に場所懸り石坂武兵衞迄訴出たり、其時安論箱館在勤たるゆへ、事の始末を糺明するに、段々前文に述來る通り也、仍て其行狀を具に記し、安論府に歸るの後、同年八月十七日、伊豆守信明朝臣へ呈進し、御褒美を願ひ申せしに、り

うきはへは御褒美として白銀十枚、清十郎夫婦へ老養として各一人扶持生涯下し給はる旨、九月六日同朝臣より達し給ふ、則於二箱館一清次郎夫婦、勘之丞夫婦、孫女きはを呼出し、正養より台命の趣を申下す、かくて清次郎己が居村へ歸るやいなや、右拜賜の白がねと申渡書とを取持、妻子孫女迄不レ殘引具し、其所の鎮守稲荷の社へ詣て是を備へて厚く拜をなし、夫より宿へ歸り、座の正面へ新らしき樽をすへ、其上へ板をのせ、紙を敷、火を打て清め、かの白銀と申渡書を其上にかざり、神酒を捧げ、燈明をかゝげて、清次郎はじめ家内五人拜禮し、一同只泪にくれたる計にて、更に詞も出ず、夫より村中及び近郷上山村、亀田村などへも吹聴せよとて、柳を遣しけるに、頓て彼村々の者共寄集り、村役人は、各麻上下にて來り、共々に御惠をかしこみて歡を盡す事限りなし、扨彼來り集たる者共白銀とやらむいふものつゐに拜みたる事のなければ、くるしからずばそとをがませて給りなむやと一同に願ふにより、則清次郎嗽手水して恭く取出して拜せけるに、皆々掌を合せてぞ拜しける、夫より彼神酒をいたゞかせ、なをほかに少しく酒肴の用意もして、彼ものどもをもてなしてぞ歸しける、かくて彼拜賜の白銀の内一枚と、さきに正養が鍛冶村へ至りたる時とらせたる金子と、官吏高橋三平、大嶋榮次郎、山田鯉兵衛、石坂武兵衛等があたへたる金子と、各其内を少しづゝ除置、紙幾重にも封し、彼白銀と共に新たに箱を作りて納め、非常の時は直にゑりにかけて持退んが爲に其箱に紐を附、神棚へ納め置、家内一同朝夕此箱に向て拜禮し、朔望には神酒を備へ、燈明をかゝげ、又毎朝門口へ出、箱館の方に向ひ掌を合せ拜をなす事一日も怠らず、かくて勘之丞は病身、きはは年頃に成ぬれば、相應なる聟を取んとて、兼て撰びけるが、箱館の町人和賀や孫三郎方に七年已前より勤居る三郎といふ者、南部三戸の生れにて、きはめて木訥なりといへども、また貞實並ぶ方なければ、此者を貰て聟にせまほしく、過し頃より度々媒介を以いひ入るといへども、孫三郎方にても是迄多くの人も仕ひしが、三郎が如きものは又得がたしとて敢てゆるさず、空しく其儘に過しけるが、はからずも清次郎一家こたび莫大なる御褒美有けるよしを、孫三郎聞及び感嘆に堪へず、かゝる果報いみじきものよりの

望みなるに、なんぞ吾一奴を惜んや、さばかりめで度家なれば、吾も一家のちなみを結ばんとて、孫三郎は彼三郎が親元となりて、翌卯年二月三郎を清次郎が方へぞ遣しける、清次郎家内よろこぶ事大方ならず、則きはにめあはせけり、其夜清次郎、三郎に盃をあたへ、第一汝に申べき事あり、吾家の重寶は是也とて、神棚より彼箱を取出し、御惠の莫大なるをこと〲く說きかせ、汝も又子孫に申傳へ、命にかへて此箱を大切にせよとくり返し〱申けるに、三郎及び其座に居あはせたる一族村役人等にいたるまで、一同に感涙にむせび、廣大なる御惠みの程をぞ仰ぎける、是よりさき同村に嘉之助といふもの丶孫に八五郎といふあり、勝れたる惡少年にて、所にてももてあまし、久離にてもせばや抔議し居たるに、彼二孝女の行狀近村頻にいひもてはやしけるにぞ、八五郎深く心に愧、夫より行狀をあらため、產業に精を出し、天晴の若ものとぞなりける、是は二孝女の公褒より以前の事なり、是德不孤必有隣との本文に闇當したるとぞ覺え侍りき、

○石切地村長壽者の事

○箱館回祿幷鼎の泉の事

○箱館在石切地村蓮右衛門といふ民の祖母とりといふもの、文化三寅年百六歲なり、兼て九十歲以上のものへは老養として生涯二人扶持、其子孫の類は介抱屆きたる故を以、鳥目五貫文づ丶とらする事定例なりといへども、此姥は類の稀なる長により、同年六月十七日呼出し、老養として二人扶持、外に鳥目十貫文をあたへ、蓮右衛門同妻五貫文づ丶取らせぬ、吟味役鈴木甚內此事を申渡す、彼姥耳は聾たりといへども、容貌血色は格別衰へたるさまにも見えず、珍らしき齡なり、此が妹も二人近村にあり、一人は八十五歲、一人は七十四歲といふ、各長壽の血筋と見えたり、

○同年十月十日曉、箱館辨天町河岸市店より出火し、折節西北の風強く火勢盛んなり、正養在勤につき、早速出馬し、消防の事を指揮するといへども、風烈しく人は少く、次第に火勢強く、同所表通兩側內澗町迄燒拔、山の上町へも少し燒入、御役所坂下の惣門、幷門番所、高札場、交代屋敷、且仕入物等入置所の板藏二箇所、土藏一箇所類燒、御役所幷官吏の住居、向會所

等は別條なし、市中にては寺院四箇寺の內、實行寺、稱名寺、淨玄寺の三箇寺、幷町家大小三百十六戶類燒す、元より狹き土地なれば、格別の大火にてぞ有ける、早速會所にて粥を多く煮させ、類燒のもの共にあたへ、又山の上町の芝居を明させ、彼もの共を入置、御役所に假小屋を補理し、御救ひ飯を類燒のもの一軒に米一俵つゝ、御收納方元〆には五俵づゝ、同手代寺院幷名主等へは三俵づゝ與へ、其外許多の拜借米を出し、又南部地より代金千兩分の材木を取寄せ、拜借木に渡しぬ、夫より段々寒氣に向へども、窮民共小屋掛の手當なきものあまたありと聞ゆるにより、坂下御藏の燒跡と御役所前高札場の脇とへ假小屋二箇所を補理、彼もの共を入置て寒氣を凌がしむ、また今度南部津輕兩家の手勢格別の働き有ける故、其趣執政方へも申、重役者を呼出し稱し置たり、かくて此地井水乏しく、今度の火炎にも防ぎの術を失ひたる故、安諭正養心を合せ、市人の爲に井を設けて與む事をおもへども、當町雪深ければうがちがたく、春に成雪の消るを待ちて作らせなんと議し居たる折から、さきに蝦夷地の御用を承りし御勘定奉行石川左近將監忠房、今度函館の火災を聞て驚嘆に堪へず、いかにもして窮民等を救はまほしく思へども、遠路の程なればせんすべもなし、兎も角もよきにはからひてよと、黃金十兩を正養が方へ贈られぬ、さらば此人をもくはへて彼井を成就せんとて、遂に翌卯年の春大町にひとつの井を作りなす、此井地中の巨巖を穿ちたれば、淸泉漲りて止ず、數多の寬して近隣數十家に引、常は朝夕の助とし、事有時は災を防むとす、正養が臣高坂龍介元禎其銘を書て井桁に刻む、其文曰、

此函館の湊は、いはほ多き礒邊なれば、井をほる事たやすからず、民草の茂り行にしたがひ、水自ら乏し、されば去年の冬祝融の災有し時も、これを防ぐによすがなふして、三百宇あまりを失ふ、筑前守戶川の君と我賴みまいらする君とは、時の尹にてましませば、いふもさら也、昔蝦夷が嶋の事にあづかり給ひし左近將監石川の君も、又此事を深く歎かせ給ひ、三たりの君たち心をひとつにして、民の爲にとて此井を作らしめ、其水をあまたの家々にひかせて、朝な夕なの助とし、あるは非常の備とし給ふ、かくてやつがれに

其事を誌し、はた井の名をもかうがへよと仰事
あるにまかせ、竊におもふ、井は養ふて窮らずと
も、また民を勞り勸め相くとも見えし、古き文の
深き心をくみとらせたまふ、みたりの君たちに
擬へ奉らば、鼎の泉ともいはましやと、かしこ
みかしこみ申侍る、

羽太安藝守書記

文化四年三月[四イ]　高坂龍介源元禎誌幷書

休明光記巻之七

○南部領牛瀧村船方の者共魯西亞國へ漂流し
歸帆せし事

○文化三寅年七月三日、東蝦夷地エトロフ嶋の内シ
ベトロといふ所へ見馴ざる小舟一艘着寄り、乘組た
る者を見れば、いつれも惣髮にて、身には鳥の羽を綴
りあはせたる衣を着し、都合六人也、何さま異國の人
共覺しき風情なれば、詰合たる官吏共早束に捕へ、事
の元を尋るに、彼等は異國の人にあらず、南部大膳大
夫領分奥州北郡牛瀧村の船頭繼右衛門、水主專右衛
門、吉五郎、福浦村彌內、勘右衛門、水主牛瀧村炊岩松
といふものにて、去る亥年難風にあひ、翌子年魯西亞
國へ漂流し、今般歸り來れるよしを申により、則官吏
共より其始末のあらましを糺し、彼地の詰合調役菊
地惣內より注進の書狀、八月十四日箱館の鎭臺に到
り、その時正養在勤たるゆへ、翌十五日先其通を江戸
表へ告まいらす、扨此漂流人共の事は、長崎などの例
もあれば、事の始末は箱館にて吟味すべし、急で此地

へ出すべしと、惣內が方へ云贈りける程に、翌卯年四月廿四日、惣內則此六人のものを連て箱館へ出る、（冬中氷海に寄り、エトロフより通路成難きにより、翌年に及ぶ）夫より彼者共を呼出して糺問するに、箱館辨天町湊屋次兵衛、同所大町辰巳屋七郎兵衛と云者より、江戸鐵炮洲栖原屋久次郎、同四日市鎌倉屋庄兵衛といふもの方へ箱館在臼尻村の產物積送りの事を請負、牛瀧村百姓源右衛門といふものゝ持船慶祥丸（五百八十二石積）へ、此六人の外、牛瀧村水主平次郎、脇之澤村庄兵衛、長子村伊之助、河內村仙之丞、吉五郎、藤藏、福松、荷主よりの上乘源次郎、巳上十四人乘組、臼尻村鹽鱈三萬本餘積入、其內三分一は御買上に成べき筈にて、其分は箱館役所よりの送狀を請取、享和三亥年十一月八日、臼尻村を出帆し、巽の風にてはせ行しに、其夜南部領尻谷村の沖にて大風雨になり、高波船の檣を打越し、甚危く見えける程に、積荷物の內五六十石目刎捨て漸く凌ぎ、翌九日仙臺領とうに湊へ入津し、難船の改をうけ、船の繕ひ粮米買入などし、十三日に同所出帆、段々はせ行、廿九日總州九十九里濱沖合に到りたる時、夜中より風雨強く高波打入、翌晦日も同樣にて、彌北風吹募り大時化に成、次第に船も危きにより、追々積荷物も刎捨、後には帆柱をも切捨、乘組一同命限りに働くとも、助るべき躰にもあらざる故、いづれも髮を切拂、神佛を祈り、漸凌き居たりし內、十二月朔日には雨もやみ、其日の夕方には、風も少し和らぎ、十里計も隔て三宅嶋歟に見えける故、いまや彼嶋へ寄せんと思へども、帆柱は切捨、せんすべなさに帆桁を柱の代りにたてゝはせ出しぬれども、捗とらざる內、翌二日西北の風強く吹變り、又もや船中へ高波打込、三宅嶋の地方より遙の沖へ吹出され、波に漂ふ事三日にして、辰巳の風に變りし故、いかにもして地方へ船を寄せんとて、二日二夜程はせたりしに、又西北の風に變り、遠沖へ吹離され漂ひ居る內、牛瀧村水主平次郎は持病の積聚にて果たり、夫より翌子年正月まで引續き西北の風強く、彌遠沖へ吹出され、永々の大荒にて、船中一同疲勞し、今は命も保ちがたしと覺悟せしに、同月下旬より濤和らぎたるにより、何國なりとも地方へ船を寄せんとて、彼帆桁へ帆を懸はせ行しに、何方にやあるらんことの外暖なる海上に到りぬ、此時二月上旬也、脇の澤村水主庄兵衛も積氣にて此所にて果たり、此の海上

に漂ひ居る事三月上旬迄なり、其內東南の風に成り、西の方を心ざしはせたりしが、雨降出し風烈しく大時化に成り、高波度々櫓を打越し、遙に北の方へ吹流され、漂ひ居る事數日にて、四月上旬に成り寒氣堪がたき海上に到りぬ、何れの地にやと見廻せども、四方に山も見へず、薪水に事欠けども、求むべき所もあらず、されば櫓の上へ少しの穴をあけ、船中へ雨水を取りて用水とし、船へ敷たる竹簀又は船梓杯を薪とし、食をも炊しぎ、寒さをも凌ぎ、粮米も追々乏しく成ける故、只飢を養ふのみに粥などにして少しヅヽ用ひ、或は海草寄貝などを取て喰ひ、漸凌ぎ居たる內、永々寒暖不同の海上を漂ひ、殊に食物などよからぬ故にや、乗組の內病人多く、四月下旬より七月上旬（迄カ）の內、長子村水主伊之助、荷主よりの上乗源次郎、河內村水主福松、仙之助、吉五郎、藤藏も果たり、病症皆同樣にて、骨痛み惣身眞黒に成たり、繼右衛門、勘右衛門も病氣故、專右衛門其外のもの共いろ〳〵介抱し、日々漂ひ居れども、山も見えず、いかゞ成行事やらんと心も心ならず いたりしが、七月廿八九日頃、遙に山を見懸し故、すはやと言て一同に歡び、彼方へむけはせ行しに、既に山近く成たるゆへ、碇をもつて舟を繋ぎ、皆々はしけ舟に乗移り、手近なる衣類幷殘米一斗二三升、鍋釜などつみ入、ひとつの嶋に寄りて見れば、礒際に昆布おびたゞしく見ゆる故、定めて蝦夷地の內なるべしとて上陸し、人家を尋るに見えず、四日程の內此嶋に在りて、所々を尋れども一戸も見えず、人にも逢はず、（此時は嶋の名もしらざりしが、後にきけば、ナロシヤ國の屬島ホロムシリと云島なるよし、西浦の方には、人家もあるよしなれば、爰は東浦にて其事なしらず、）其內南風強く吹出し、繋ぎたる慶祥丸碇綱きれて流れ失たり、繼右衛門、勘右衛門は病氣なるに食物さへ乏しければ、此時に在りても詮なしとて、又はしけ船へ一同に乗組さして、行べき心當りもあらざれども、風のまに〳〵東北の方へ船をむけてはせたりしに、四五里も行て廣き地見えたる故、蝦夷地のうちなるべしと思ひ上陸し、所々を見めぐれども、人家見えず、（此所後にきけば、ナロシヤ國の屬嶋シムチヽクヤウと云嶋なるよし、）此時は八月中旬なり、食すべき物もあらざれば、海草などを取て喰ひ、流木をあつめ焚火などして、漸くに凌ぐといへども、繼右衛門、勘右衛門は病氣といひ、迚も飢寒を凌ぎ得べしとも思はれざれば、只故鄕を慕ふの涙のみ催して、濱邊に打臥し居たる所に、遙向

ふの出崎の方に小舟一艘みえたり、あはや人こそ見ゆれとて、一同礒邊に立出て頻に招ぎければ、船よりも見附たるさまにて、こなたへ漕よせ上陸する者の躰を見れば、いづれも惣髪を三ッ打にし、革の服を着し、鐵炮一挺ヅヽ持ち、男女合せて九人也、其内頭立たる者は、衣服などもよく見えたり、（此者ども此時は何者とも知らざりしが、後にきけば、ヲロシヤ國の屬嶋ホロムシリ嶋の夷にて、頭立たるものはヲロシヤ本國の出家なるよし、）扨此もの共何やらん云へども言語通せず、こなたよりは頻りに食を乞ふ眞似して見せければ、會得したりや魚の煮たるを與へけるゆへ、みな〱一口ヅヽ喰ひて飢を凌ぎ、此ものどもにあひたるうへは、命助かる事もあらんやと、少しは心頼みに思ひ居たるに、是より跡の方へもどれば、船を覆し死るよし、眼を眠り死せる眞似をし、此處より先々へゆけば助るよし色々の仕形（本ノマヽ）して教るゆへ、則彼者共に隨ひぬ、舟行する事廿日ばかり也、さるにても此邊ヲロシヤの屬地とは心もつかず、全く蝦夷の内にて、彼もの共も蝦夷人成べしと思ひ居たるゆへ、只々松前へ方（徃方）むと言事を度々いひしに、彼等も聞知りたるにや、松前は遙に遠きよし手眞似して見せたり、夫より段々ゆく程に、明日は赤人の所へゆくべしといふゆへ、扨は赤人の國へ來れりやと、はじめて心附き大に驚き、赤人の方へ至りなば、容易に歸國も成がたからむと思ひしゆへ、元の嶋へ歸りたきよしを頻にいへども、是より歸りては食物もなければ、明年雪消へ草の延たる時節に歸るべしとて、うけひく色も見えざれば、ちから及ばず彼等に隨ひ行しに、あけの日は赤人の所へ參りたるよしいふ程こそあれ、沖合より異形の大船一艘出來り、大銃を打出しけるほどに、すはや打殺さるゝ事やと肝を冷せしに、左はなくて、此大船地方へ向てはせ行、彼異國人共の乘たる船も同く地方へ寄ゆへ、こなたの舟も夫に隨ひ漕寄しに、最上の船繋場にて、大船の入津なども見えたり、異國人共は先へ上陸し、こなたを向て招ぐゆへ、則岸に船つけしに、黑革の笠をかぶり毛髪赤く異國人の人、大勢礒邊に立並び、其中より一人聲かけ、只今船をつなぐ、（此間脱文あるべし、）船頭は繼右衛門といふ者なりと答へければ、左からば先御身ばかり上陸し、水主たちは船を向ふへ廻されよといふにより、則繼右衛門上陸し、爰は何てふ所ぞやと尋しに、是は魯西亞國の内ガハンといへる湊なり、此邊へ

來るうへは、最早心を安堵すべしといふゆへ、さるにても今御身のさまを見れば、全く此國の人と見ゆるに、いかなればかくばかり和語に通じ給へるやと問へば、さればとよ、己は元仙臺の產にて、善六といふ船のりなりしが、先年此國へ漂流し、今は此地の人と成りて、名もヘッテハンと改め、通辭をして世を渡るなり、心安かれ同國の人、いか樣にも世話すべしとて、頓て船を繫たる處へ連行、乘組のもの共も皆上陸させ、そこにある板藏やうの所へ一所に入置、暫く爰にて休息ずべしとて、ヘッテハンは歸りしが、又間もなく來りて、當所詰の役人商人の宅に於て、繼右衛門へ逢んとの事なれば參べしといふ故、則ヘッテハンに打連れてゆきて見るに、其宅の躰一方口にて、土間へ直に板を敷、廻りに腰かけあり、役人躰の者正面に腰かけ、繼右衛門にも腰懸させ、通詞ヘッテハンを以、漂流中食物の事などを尋ね、何れの浦へ漂着したるやと問ふゆへ、海草などを喰ひて漸に飢を凌ぎ、漂着したる所は爰より海上四五里も隔しと覺へたる嶋なりしが、所の名はしらずと答へければ、其後は尋る事もなく、砂糖の入たる茶を呑せて歸りけり、その明の日には、彼役人の宅へ乘組の者殘らず呼出し、いづれも心を安んじて緩々居るべしとて、酒など飲せて歸したり、此ガハン湊といふは、則カムサツカの內にて、ヲロシャ人の家數二十戶ばかりあれども、本國より詰たる足輕躰の者の居所にて、此漂流人共の居べき所もあらざれば、所々へ引分て置べしとて、役人より宿割の事を促し、其內四五日は彼板藏に居たりしが、頓て宿割極りぬとて、繼右衛門岩松は、ヘッテハンが方に同居し、吉五郞彌內は、商家一軒に同居し、專右衛門勘右衛門と商家一軒に同居し、食物は商人ヒヤウトロといふものより、麥の粉を目にかけ革袋へ入て渡す、然るに吉五郞以下の者の住居至て手狹にて難義なる上、專右衛門勘右衛門が同居したるあるじの妻女、心さまよからぬ者にや、言語は分らざれ共、日々の取扱以の外なりければ、永く同居せんも心うく思ひ、彼等が手限にて別家を補理ひ住居たきよしを、ヘッテハンへ談ずるに、兎もかくもと申により、山へ入て木を伐り來り、あやしげなる小屋をしつらひ、繼右衛門岩松は、やはりヘッテハン方に同居し、外四人は此小屋に住居しが、雪中に取建たる家なれば、殊に不

束にて寒氣を凌ぎ兼たりしに、其頃アヰヲツといふ嶋がハンより辰巳の方にある嶋也、へ通ふ魯西亞の商船、此湊に冬籠りして居たりしが、其船頭之内アテヲヤノハシリアチといふ者、此小屋の躰を見て、かゝる家にては寒氣凌ぎ難かるべし、我船方の者どもの居小屋は廣ければ、そこへ來るべしといふにより、則四人共彼小屋へ移り、魯西亞人の水主共と同居したり、此地穀物は至て乏しく、重に魚類を食とすれども、鹽漬或は乾肉などにして貯ふる事もなければ、其度々魚をとりて喰ひ、薪なども日用程づゝ伐出して遣ふ事也、四人のもの彼水主と共に同居し、世話にもなる事なれば、諸事も手傳ひ、或は雪風を犯して、山に入薪をこり、或は湊の內の堅氷をくだきて魚を取る、千辛萬苦し艱難を忍び居たりしが、其年十二月カムサツカの重役人のよしハウイイハノエチといふ者此處へきたり、繼右衛門をはじめ、六人共旅宿へ招ぎ、通辨へツテハンをもつていふ樣、汝等はからずも此所へ來り、萬事便ならずして艱難儀なるべし、先年日本より漂流したる光太夫といふ人を送りて、本國松前へ至りし時、日本の手當殊に厚かりし程に、今年も亦日本より漂流の人を送りて、長崎へ使節を遣し、通商の望をも言をくりたれば、追々日本とは親しく成べし、明年は大船に乘せて送りかへすべしとて、酒など呑せ、此地より日本迄嶋續きの圖、又は日本の地圖など壁に懸置たるを見せしゆへ、日本へ嶋續き海路の樣子を彼ハウイイハノエチがいふ所を歡び、心強く越年し、長崎より使節の歸船を待居たるに、翌丑年五月十日頃、長崎舟歸りし故、すはやと云て歡び、頓にヘツテハンに逢て其便宜をきくに、長崎にて通商の望を申遣しゝが、其事叶はざるにより、以來日本へ便船もなければ、歸國は叶ふまじきよしをいふにより、一同に望を失ひ、いかゞせんと歎じが、此上は力なし、日本迄の海路、嶋傳ひの樣子はさきに繪圖にて見置たり、いざや我々が乘來れる小舟をもつて、嶋傳ひに歸國せばやと一決し、ヘツテハンをもつて其よしを役人へ申けるに、はる〴〵の海上を小舟にては渡りがたし、果して中途にして命を失ふべし、其內には此國の詞にも通じ、なりはひの品もあるべければ、まげて止り候へと頻りに申けれ共、よしや歸國は成難くて、中途にして命を失ふとも、日本

近き所の土と成らむは本懷是に過ざれば、強て歸帆したきよしを押返し／＼申けるにぞ、左あらば心任せなるべしといふにより、則小舟に修理を加へ、食料の魚なども少々貯へ、日和を待ち、六月中旬頃に至り順風に見へける故、ヘッテハン方へ行、今日風順に付出帆すべし、是迄の厚意忘れ置ず、役人衆へも禮謝の程よく／＼賴み入などいひて歸りしが、程なくヘッテハン來り、長崎より持歸りたる米の內を役人より與ふるにより、商人ヒヤウトロ方より請取べしといふ故、彼ものゝ宅へ行しに、則米を秤にかけ、凡一斗五升ほど渡したり、且繼右衞門は出帆前に此ヒヤウトログ方にも暫く居て世話に成りし事も有、衣類なども貰ひける故、別段に暇乞に行て恩を謝し、彼貰ひたる衣服を返しければ、達て受よといへども、こなたより報ゆべき品もなければ、强て請がたしとて押てさし戻し、夫より一同彼小舟に乘組、ヘッテハンは濱邊迄見送りて別をつけ、遂にガハン湊を出帆し、十四五日も舟行し、シムチ、ヤウ嶋遙に見えたれど、逆風にて乘寄せがたく、暫く日和を見合せる內、食料の魚も用ひ盡し、少しの米はあれども、先々渡海の程あひも計りがたければ、まづ米には手を懸ず、海艸或は貝類抔をとり喰ひて飢を凌ぎ居たる內、少し風筋直りしゆへ舟をすゝめ、シムチ、ヤウ嶋近〻成たる頃、又もや向風強く吹出し、遠沖へ吹流され、小舟の事なれば防くべき手當もなく、あはや此所にて一同命を失ふよと覺悟せしに、夜に入沖の方より風吹來りけるゆへ、さらばいづれの地方へ成りと舟を寄んとて、風に任せてはせたりしが、其內夜も明て見れば、シムチチヤウ嶋は見えず、何といふ所かは志らず、廿里ばかりも續きたる海岸へ差よりたり、則此所に滯船して日和を待しが、四五日過て順風なりし程に出帆し、シムチ、ヤウ嶋へ事なく着ぬ、されど食物もなく寄鯨の骨計有しを見出し、其骨の間に殘りたる肉を堀出して喰ひ、僅に飢を凌ぎ、夫より彼嶋を乘離れ、一里餘にしてホロムシリ嶋へ着たり、此時七月上旬也、彼嶋の海岸三日ほど舟行するうち、向ふの出埼に人二三人見えたり、あはやと云て力を得、其所へ船を寄て見れば、則此嶋の夷人にて、去年漂流せしときガハン湊迄送りてくれたるイハンチレといふ夷人なども此內に居れり、彌ちからを得て彼等が小屋へゆき、魚肉

なと與へられて飢を凌ぎ、是より末海路の樣子を尋るに、嶋傳ひに日本迄至んはさのみ難からねど、嶋々船着の所ことの外岩石多ければ、小舟にては覺束なし、是より隔へだて丶ラシヨアといふ嶋あり、其所の人今ヲロシヤ本國へ往て居れり、其歸帆にはいつも此嶋へ立寄るなれば、彼者共の歸船に乘組、先ラシヨア迄至るべし、かしこよりエトロフ迄の海路は程も近ければ、その事はまた彼嶋にて謀るべしと、長夷ランテレといふ者より敎るにより、其意に任せ彼ラシヨア人を待たりしに、日數しばらくすぎてラシヨア嶋長夷マキセンといふ者をはじめ、大船に數人乘組、ヲロシヤよりの歸りとて此嶋へ着けるゆへ、歸船の時同伴の事をランテレと倶に頼しに、心よくうけがひければ、小舟は此嶋に殘し置、彼ラシヨア船に一同乘組、七月中旬ホロムシリ嶋を出帆し、海路凡十八九里にしてヲンネコタレ嶋へ渡り、夫より凡六七里にてハルマコタン嶋へ渡り、夫より凡十一二里にてシヤコタン嶋へ渡り、夫より凡六七里にてモシリ嶋へ渡り、夫より凡六七里にてハルマコタン嶋へ渡り、夫より十七八里にてラクアキ嶋へ渡り、夫より凡五六里にてモトハ嶋へ渡り、夫より凡七八里にてラシヨア嶋へ着たり、此時は八月初旬なり、最早旬季も後れて、先々渡海も成がたきにつき、今年は此嶋に越年すべし、來春は我々がエトロフ迄送りて得させんと長夷マキセンがいふによりて、其意にしたがひ、繼右衞門と吉五郎はマキセンが方に同居し、專右衞門はマツヘといふ者の方、彌内岩松は、ハテといふ者の方、拗右衞門はワシリといふ者の方に同居し、嶋中の者より厚き介抱を受て凌ぎ居るうち、エトロフへは日本人大勢渡海ありしなど彼嶋人の噂するをき丶、既に歸國もしたる心地に頼もしく歡び居たり、然るに先年ウルツプ嶋へ渡り居たるヲロシヤ人、今度歸國せしよしにて、男女合せて十三人小舟に乘組、ラシヨア嶋へ着、マキセンに應對し、彼が住居より一里程隔たる所の夷家二戸を旅宿とし越年したり、其躰犬の皮などを衣とし、ことの外窮したるさまに見えたり、折々マキセン方へも來り出會たる事もあれど、言語通せず、只ガハン湊の樣子を尋たる事のみ少し分りたるゆへ、永々かしこに在りて世話に成りたるよしを答へたり、此ヲロシヤ人共先年商賣のためウルツ

ブ嶋へ渡りて居たりしが、近年エトロフ、アツケシより蝦夷人共の來る事もなきゆへ、所得の道を失ひ、今度歸り來れるよしマキセンが申ける、（此ウルツプ嶋へ來り居しといふは、則卷の三に記したるチロシヤ人なるべし、其事實に符合せり、）夫より翌寅年春に至り出船の支度し、こなた六人の外に、マキセンをはじめ七人合せて十三人乘組、エトロフ嶋まで送るべきに議定したり、然るに歸路の時人數少く、かくては船の都合あしければ、エトロフの蝦夷人少々乘組せて歸りたり、此よし彼地に在る所の役人に申てくれよとマキセンがいふゆへ、其事は兎もかくもすべしといひて、則六月中旬ラシヨア嶋を出船し、海路凡二里計にしてウセシリ嶋へつき、鳥類夥しくあるを捕へて食料に貯へ、夫より凡七八里にてシムシリ嶋へ渡り、夫より凡十七八里にてマカンル、嶋へ着たりしに、夷人共多く見へたり、兼てラショア嶋越年中、彼嶋人のいふをきけば、シムシリ嶋よりラショアの持嶋、チリホイ嶋よりエトロフの持嶋なりといひしゆへ、扨は爰に居る夷人の內にはエトロフの者もあるべし、彼嶋の樣子を聞ばやと思ひしに、左はあらで彼等は去年エトロフ嶋へ渡りしラショア嶋の者共なりといふ、されば彼嶋に暫く居たるよしなれば、そのあらましは知りつらんと詰るに、エトロフへは日本人大勢渡り、役人方も越年して御處置ありといふにより、ことの外に力を得て歡びあいしが、いかなる故にや有けむ、ラショア嶋より送り來りし者どもマキセンをはじめ、是より先へは行がたきにより、新に船を作りて與ふべければ、其船に乘り歸るべしといふゆへ、是迄も同船したる事なれば、とてもにエトロフ嶋迄送り得させよと、ひたすらに歎けども聞入ず、此嶋は流木すくなくて船を作るに便なければ、チリホイ嶋にて作り得さすべしとて、頓て彼嶋へわたり流木をひろひ集め、一艘の小舟を打立て與へ、是より先々海路の樣子をねんごろにいひ教へ、鳥の皮をつゝりあはせたる衣、或は鷲の羽、鷲の爪、又はヲキナといふ魚の牙、其外の品食物などをも手當して夫々に贈り、終に此處にて別れたり、（此事何ゆへと思ふに、卷の六に記したるラショア嶋の夷人共エトロフ嶋に渡りし時、其取計方江戸伺ひの間留置したが、いかなるうきめにやあはんと心得ちがいたりしや逃去りしが、本文のもの共は、則其ラショア人にて、今度此嶋へ來り其事を語りしゆへ、アキセンはじめ又もや捕へられんかとうたがひて、エトロフまでゆく事をいなみしと見えたり、）夫より六人の者共今はせんすべなければ、彼舟與へられし小舟に乘り出船し、海路凡十五六里にしてヤン

チヽリホイ嶋へ渡り、夫より凡四五里にてウルップ嶋へ渡り、西浦通り舟行せしに、風順あしく、此嶋に暫し滞船する内、食物につまり、海草又は山へ入て草の根などを掘り喰ひ、やう〳〵凌ぎ居たる内、六月下旬の頃順風になり、此嶋を出帆し、海路凡八九里にしてエトロフ嶋の内アトイヤの邊迄寄せたりしが、風順あしく暫く滞船し、七月二日に風筋直りて出船し、同嶋の内シベトロに着船せしに、勤番より役人來りて子細を尋るにより、箇樣〳〵と申せしかば、左からば上陸せよとありしゆへ、一同はじめて再生したる心地にて上陸したりと申ゆへ、ヲロシヤ國又は屬嶋に逗留中、其地のもの共に勸められ、邪宗門に入佛など拜せし事はなきやと再應強て推問するに、若彼國の宗門などに入なば、歸國は叶ふまじければ、たとへいかほど勸るもの有とも決してうけひくべからずと、六人一同に兼ていひ合せ置けるに、思ひの外彼國のならはしとて、他國より漂流の人歸國に念なく、彼地へ足をとゞむるに決せざる内は、宗門を勸る者もかつてなく、此六人ははじめより歸國の願ひ甚しかりし程に、誰一人すゝむる者もなかりしといふ、また

南部領より出帆せし時、武器類積入たる事はなきや、金銀錢等も所持も左つらむ、異國逗留の内彼地の人と金銀取やり賣買などしたる事はなきやと尋しに、元來箱館町人より江戸町人へ産物積送りの舟なれば、武器など積入べきやうは素よりなく、運賃の内荷主より請取たる金子の内にて、最初難船の時糧米等買入たる殘りなを少しは有りしが、ホロムシリ嶋へ漂着の時、金錢衣類等入置たる箱は元船に置上陸せしに其船流れ失たるゆへ、金錢の貯へ聊もなく、彼國在留の内金銀取遣り賣買等したる事曾てなく、ガハン湊に居たる内飢寒を凌ぐばかりの衣食は貰ひ受たれども、衣類など餘り損せざる分は出帆の時差戻し、ラショア嶋にて貰ひ受たる品は箇樣〳〵といふより、其品を改めたるに、鳥の皮を綴り合せたる衣類、鷲の羽革にて作りたる履、又は小袋、ヲキナシヤチトドなどといふ魚の牙、アザラシの膽、鷲の爪、鷲の骨などの類にて、はか〳〵しき品にもあらず、其外金銀の類曾てなく、箱館役所幷荷主よりの送狀も所持したる故、則荷主共をも糺問するに、相違なく聊あやしき躰も見えざるにより、長崎にて漂流人の取計の例に

に任せ、領主南部家へ引渡し、領內の外猥りに住居せざる樣申渡す、卯年六月十六日江府へ伺ひまいらせしに、其通り計ふべき旨、七月廿四日伊豆守信明朝臣より下知し給ふよし、村垣左太夫定行（定行は御勘定吟味役也、當御用を取扱ふ事詳に末文のに見ゆ、）の許より八月十三日箱館へ告越され、翌十四日彼漂流人六人及び南部氏の家士を召出し、正養より申渡し、一件落着す、（此一件は、漂流人共の御書を以記したれども、其口狀に載する所は至て煩雜なるゆへ、數事は皆省て、爰には一二の大要を擧るのみ、）

○松前西蝦夷地上地の事

附支配向御增人幷地役雇の者同心名目に成し事

○文化四卯年三月廿二日、執政伊豆守信明朝臣より、左の通り書附を以て安論へ達し給ふ、

箱館奉行江

松前若狹守

右松前西蝦夷地一圓被二召上一、新規九千石被レ下候間可レ被レ得二其意一候、

若狹守には、左のごとく御達しありけるよし、奥御右筆組頭近藤吉左衞門より其寫しを安論へ見する、

松前若狹守

蝦夷地之儀は、古來より其方家にて進退いたし來候得共、異國へ接し候嶋々萬端之手當難レ整樣子に付、先達而東蝦夷地上地被二仰出一、從二公儀一御處置被二仰附一候、西蝦夷地之儀も、非常之備等其方手限難二行屆一段申立、外國々境不二容易一事に被二思召一候間、此度松前西蝦夷地一圓被二召上一候、依レ之其方へは、新規九千石被レ下候、場所之儀は追而可二相達一候、

此新地場所の事は、追て御書出し渡り、奥州伊達郡、上州甘樂郡群馬、常州信太郡、河內郡、鹿嶋郡に而、都合込高とも一萬八千石餘の地所を下されたりと聞えぬ、

一同年三月廿六日、松前先主美作守へ、左の如く被レ仰二渡之一よし聞えぬ、

松前美作守

其方儀家督中、蝦夷地取治不二行屆一異國人手當も等閑に心得、其上隱居いたし候而も言行不レ愼之樣子相聞、不埒に思召候、依レ之永蟄居被二仰附一もの也、

一今度西蝦夷地上地被二仰出一し事は、三四年已前より品々御ゑらべあり、安論正養もさまざま御尋問あ

りて、議書を捧げたる事も數通なりし、又去ル丑年には、御目附遠山金四郎景晋、御勘定吟味役村垣左太夫定行を西蝦夷地御用として遣はされ、景晋は其年の冬松前に下向し、定行は病氣によつて旅中より引返し、翌寅年の春松前にいたり、夫より兩士とも西蝦夷地クウヤシヤリの邊迄見廻り、歸路には東蝦夷地よりユウブツ通りより箱館へ出、正養に面會し、其年の秋府に歸らる、定めて兩士の見込建議の趣など仔細に申述られたるならむ、是かれをもつて御調もとくと整ひ、こたび仰出されたる事なるべし、扱しもたやすからぬ御大政事にてあれば、今より後御處置の立かた、厚く議論を盡して取定らべ伺ひまいらする書もの數通に及べり、至て多端なる事ゆへに爰に載せず、詳に附錄に見えたり、

一四月十日備前守忠精朝臣より、左の通り書附をもつて、安論へ達し給ふ、

戸川筑前守
羽太安藝守

松前西蝦夷地上地被ニ仰附ー候に付、地所請取相濟候はゞ、向後何れも支配可レ被レ致候、

又今度の上地につきては、右の町方在方漁獵請負等仕來りの輩、都て生業筋是迄とかはる事はあらざるゆへ、一同に安堵し、各精出すべき趣を箱館奉行より促すべしと、同朝臣より書附を以て達し給ひ、在勤先正養方へいひ越し、同人より松前在町及び西蝦夷地場所々へ觸流す、

一松前地所引渡しの節、勤番は南部大膳大夫津輕越中守より差出すべきよし達し給ひぬれば、場所等の事は、宜しく沙汰すべきよし、忠精朝臣より安論へ達し給ふ、

一今度の上地につきては、支配向在住等も、是迄の人數にては、間に合がたきにより、御增人の事を取しらべて申上置しが、三月廿九日、先左の面々出役被ニ仰附ー旨、忠精朝臣より書附を以、安論へ達し給ふ、

箱館奉行手附
出役

御勘定 湯淺孫藏
支配勘定 田邊安藏
御船手 仙石次兵衛組水主同心 永倉勘右衛門

又四月十三日、左之通り被仰附旨、躑躅の間におゐて、忠精朝臣達し給ふ、

箱館奉行支配
調役江

御勘定
木原半兵衛

箱館奉行支配調役並
富山元十郎

同
宮本源次郎

支配勘定
三浦喜十郎

同調役並江

御普請役元〆格
小俣次郎八

箱館奉行支配調役下役
高橋次太夫

御賄方
太田彦助

箱館奉行支配調役
大嶋榮次郎

同
菊地惣内

箱館奉行支配吟味役格被仰附、元來御宛行之外、御役金五拾兩、在勤年御手當金六拾兩被下之、

是は今度新規被仰附

同調役並
寺田忠右衞門

同調役江

同
山田鯉兵衞

右は當時在勤に付、御書附にて渡る、正養方へ差越し、五月二日箱館におゐて同人より申渡す、

同調役並被仰附金五郎は引下勤、哲藏は元來地方之內百石被下、勤之內並之通御足高被下之、

小普請組
八木十三郞支配
増田金五郎

御書院番頭
高木伊勢守與力
岩間哲藏

右兩人は在住にて箱館蝦夷地に罷在、頭々より申渡す、

同調役元〆被仰附八十俵三人扶持御役金十兩在勤年御手當金三十兩雜用金五十五兩被下、役順儀は御普請役元〆之上座、

箱館奉行支配調役下役
戸田又太夫

中村小市郎

關岡右衞門

村上次郎右衞門

是は此度新規被仰附

右御書附を以被仰渡、江戸幷箱館にて申渡す、

明屋敷伊賀者　早川八郎
御持頭深澤主水組同心　玉井犀助
西丸御持頭松平信濃守組同心　向井勘助
火消役神保左近組同心　兒玉嘉内
御先手多賀三右衛門組同心　鈴木覺次

同下役江

御先手多賀三右衛門組同心　近藤斧八
西丸御先手渡邊久藏組同心　荻野藤太郎
林奉行手代　杉山良左衛門
御舟手仙石次兵衛組水主同心　中村金右衛門

八王子千人頭山下橘次郎組同心（同心見習）イ　河西祐助

新規御抱

右は頭々江御書附を以被ニ仰渡一

御先手高木又兵衛組與力　高橋藤藏
篠田次郎四郎組御徒　丹田専助

調役江

山本伊勢守組御徒　大西恒右衛門
御先手木原兵三郎組同心　武見辨之助
同荒尾但馬守組同心　遠藤伴右衛門
西丸御先手渡邊久藏組同心　森田祐次

御鐵炮玉藥奉行組同心
齋藤要八郎
御具足奉行組同心
金井泉藏
濱御殿番世話役
和田貞吉
御船手
丸毛甚三郎組水主同心
田村兵右衛門
評定所同心
河久保和三郎
御代官
竹垣三右衛門手附
水谷茂十郎
小普請組
逸見左近組
丹羽鑑次郎
同
蒔田權佐組
石井善藏
同
小濱長五郎組
平川半次郎

蝦夷地在住

右者頭々江御書附を以被ニ仰渡ー、
又四月廿一日左之通被ニ仰附ー、

小普請組
岩本石見守組世話取扱
牛袋左兵衛

蝦夷地在住

御勘定
荒井平兵衛

箱館奉行手附

西丸
村上主殿組御徒
竹內五郎助

出役

右頭々江御書附を以被ニ仰渡ー、

一八王子千人頭原半左衛門、蝦夷地出役の時、同所組同心共の子弟厄介等を召連、御手當金六兩、三人扶持にて勤たりしが、半左衛門支配役被ニ仰附ー候砌、その御手當を高に直し、同心と唱へ申度旨、去ル亥年に伺ひ申せしに、いまだ奉行所の處置も定らざれば、今暫く見合追て伺ふべしとの御事なるにより、箱館地役雇のものと唱へ、身分の進退奉行の手限に取扱置たりしが、今度東西一圓の御料成り支配向も御増人有程なれば、彼等が類の者松

前にも御抱入ありたきにより、以來は御宛行二十俵二人扶持被レ下、同心と唱へ抱入申たく、尤御宛行の出方は是迄の通り、當所御用金の內にて取賄申べしと、四月廿一日忠精朝臣へ伺ひ申せしに、伺ひの通りたるべきよし、五月朔日下知し給ふ、此時より同心と唱へ、自分の進退は是迄の通り奉行手かぎりの取扱なり、

一今度の上地につきては、西蝦夷地へ赴く官吏共、御手當の事を考らぶるに、東地とも違ひ、いまだ居合ざる事なれば、萬事不都合も有べし、奥地などに至りては、諸品も定めて高價なるべければ、今失費の見つもり考がたきより、元懸りの時去ル牛年西蝦夷地へ赴きたるもの共御手當の例もあれば、其通り下されむには論もあらずといへども、其時は臨時の御用なれば、其御手當も亦潤澤也、今度の事は其例にも從ひがたし、去ル亥年官吏共新に命せられ、初て在勤せし時手始の事にて、失費の程も計りがたければ、別に御用金貳千兩持越し、定りたる御手當にて若不足の事もあらば、奉行および官吏の費用をも補ひ、追て申上べしとの御事なりしが、奉行には不足もなし、官吏共の費用少しヅヽ足らざりし故、夫々に割渡し、夫を已後の目當とし、場所場所へ赴く者其遠近に隨て別御手當の基本と成たれば、此度も其例に見合、不足の分糺しの上、夫々に渡し申べきやと四月十八日忠精朝臣へ伺ひ申せしに、伺ひの通り心得、東地の振合を見合せ御手當嵩ざる樣取計ふべしと、同廿七日に下知し給ふ、是西地別御手當の基本也、

一松前若狹守へ新知九千石下されしうへは、松前及び西蝦夷地收納の分は、今年より御藏納に成べき事勿論なれば、若狹守手捌きの場所はいふに及ばず、家士共の給地迄今年の分悉く先納に成り、今更上納の手だてなく甚當惑のよし聞ゆるにより、別紙を以て今年の收納は若狹守へ殘らず下され、新地九千石の物成は來年より被レ下然るべしと伺ひ申せしに、其通りたるべきとの御事にて、則七月廿四日若狹守へ其旨書附を以忠精朝臣より達し給ひ、此方の伺書にも承附して返呈す、

一松前上地と成て彼家の君臣退散の後は、領主の菩提所は更也、家士などの賴みたる寺も俄に檀家に離れ、神社とても同樣の事につき、少しの御手當も

あらまほしく、其頃若年寄堀田攝津守正敦朝臣、夷國船一擧につき松前へ下向し給ひし故、（是はエトロフ嶋へ異國船渡來せし一件也、事は詳に末に見ゆ、）此事を申せしに、夫程の事は江戸へ伺ひ申にも及ばじ、奉行の見切をもつて程よくはからひ、追て執政方へ申て然るべしとのたまふにより、則領主の菩提所法幢寺へ一箇年米五十俵、その外の寺院十六箇寺へ百五十俵、神社七箇所へ五十俵手當として遣し、同年十一月其趣を伊豆守信明朝臣へ申す、

一今度の上地につき、箱館奉行交替中は、御勘定吟味役村垣左太夫定行、長崎懸りの振合に准じ、當御用取扱ふべき旨命ぜられしにより、彼支配向の內、吟味方改役柑本兵五郎、同出役伊藤九左衞門、下役兩人懸りとして御用取扱ひしが、平年の交替中とも違ひ、異國船の渡來もありて、攝津守正敦朝臣箱館松前へ下向し給ひ、下役の內一人は彼地へ赴き、品々の御用差つどひ、殊更いづれも火急の取扱のみにて、晝夜の勤勞いふ計もなければ、長崎懸りなどの振合に准じ、相應の御手當あらん事をねがひまいらするよし、定行より忠精朝臣へ申けるにより、定行へも下さるべし、長崎の例に任せ、箱館會所金の內より渡し方ありて差支なきや、員數等の事も了簡して申上べしとて、十月八日正養へ下給ふにより、（十月六日正養歸府によつて也、）則取調箱館會所金の內より渡し方の事差支候はず、員數の事は長崎の例に見合、箇樣箇樣にて然るべしと申せしかば、頓て定行へ金五十兩、吟味方改役同出役へ十五兩ヅヽ、下役へ九兩ヅヽ下さるべしとの御下知にて、正養よりも承附してまひらせ、則會所金の內よりぞ渡しける、

一松前居所及び村請取として、御勘定組頭男谷平藏、御勘定守屋權之丞遣はされ、九月中旬松前に至る、同月廿七日請取渡しに議定し、支配向よりは吟味役高橋三平、調役木原半兵衞、同並高橋次太夫、下役元〆村上次郎右衞門、下役早川八郎、杉山良左衞門、立合居所玄關前の固は、南部家の人數にて、物頭一人、（上下十二人）目附一人、（上下十一人）小奉行一人、（上下五人）締役一人、（上下五人）扱役二人、（上下五人）醫師一人、（上下六人）鐵炮三十挺、弓十五張、長柄十五筋、足輕合七十六人、裏門內の固は、津輕家の人數にて、物頭、（上下二人宛）下役二人、（上下五人宛）鐵炮二十挺、弓十張、長柄十筋、足輕合三十五人也、松前

家士にて家老下國豊前、用人町奉行兼工藤淸右衞門、用人近藤惣左衞門、勘定奉行松浦喜久右衞門、目附岡口忠藏、牧村忠右衞門罷出、居所在町とも引渡すみ、帳面其外諸書物品々請取、則翌廿八日安論より呈書を添て御屆書、江戸表へ差上、十月十八日大炊頭利厚朝臣へ、村垣定行より進呈す、

西蝦夷地上地之一件、是にて落着といふにはあらざれども、正養が勤役中取扱たるも此所までにて、是より末を知らず、素より今は東西一圓の御料となりたれば、地所引渡し濟たる後は、西地の事とて廉を分て記すにも及ばじ、定めて東西附込にも成べきなれば、此松前請取渡しを見切にして、上地一件の段をきりても可ならん歟、仍て此所におゐて筆をとゞむ、

○カラフト嶋へ異國船渡來の事

○西蝦夷地カラフト嶋は、松前若狹守領地の屬嶋なりといへども、往古は彼嶋へわたるものもなく、同嶋の蝦夷人僅山丹人と交易したる品をソウヤへ持來り、松前の人と交易したり、（錦虫の單などの類也、）漸く寶曆年間より松前家にて彼嶋へ手をかけ、寛政の始に至り運上屋躰の家居も補理ひ、輕き家來も少し渡し、漁業其外處置するといへども、只首夏より初秋迄の事にて、仲秋にも至れば、家來は引取、番人躰の町人三四人ヅヽ、爰かしこの運上屋に越年する迄也、然るに文化三寅年九月十一日、（卯年西蝦夷地上地となり、此時にはいまだ私領なり、）いづくの船とも知れざる異國の大船一艘、彼嶋の東浦ラツイトマリヤといふ所へ懸りたり、此時は例のごとく松前氏の家來は引取たる跡なり、此所に蝦夷家一戸ありて、チウラツシクルといふ夷人住居たりしが、其所へ異國人ども二十人計、革づゝみの橋舟にて上り內へ入り、何事にかあらん心易げに申せども、言語分らず、兎角する內チウラヅシクルが子の十七八歳なるをとらへ、船へ連ゆかんとするゆへ、雙親驚きやらじと爭へば、鐵炮を打懸て威し、遂に彼子を無躰に連行舟に乘せ、其家へは眞鍮の如き板のかねに横文字樣の物ゑり附たるをかけ置出帆し、夫よりクシユンタンといふ所の海岸より一里半程へだてゝかゝり、其日は上陸の躰もなく、翌朝はしけ舟三艘、革船一艘、以上四艘へ異國人凡三十人程乘組上陸し、同所の運上屋へ來り、其內より鎗の附たる鐵炮を持し者戸口窓等の邊を固

ヌ、一箇所に四人程ヅ、彼鐵炮を打違に持て扣へたり、其餘は皆運上屋へ入り、一同に腰をかけたばこを呑居たる故、番人共より飯を出せしに、少し喰ひて跡はまきちらし、首領とも覺しきもの、懷より書附やうの物を出し、何やらん申せども、只日本商ひといふ詞のみ僅に聞へて、其餘の言語はすべて分らず、羅紗のきれを出し商ひ〳〵といふ故、商ひは制禁にて成がたきよし手眞似して知らせければ、首領大聲を發し、外に居たるもの殘らず内へ込入たり、其時居あはせたる蝦夷人皆逃出しけれども、追捕へんともせず、番人共も逃出んとせしを、四人とも殘らず搦とりて、元船へ連行き、繩を解き砂糖の入たる茶を呑す、艫と胴の間とのあいだの穴へ入、蓋をして置たり、此番人は、富五郎、西藏、源七、福松といふもの也、夫より異國人ども運上屋及び板藏等へ亂入し、米五六百俵餘、酒數樽、たば粉木綿膳椀の類、其外仕入物の諸品殘りなく奪ひ取、運上屋板藏へ合せて十一箇所、外に辨天の社一箇所、神體は奪とりたり、網圍合船等まで悉く燒拂ひて、元船へ立戻りぬ、きのふ捕へ置しヲフイトマリの夷人チウラブシクルが子は此時免し歸したり、同十七日迄滯船し、十八日に出帆したり、舟長さ凡十五六間、幅四間程、深さ一丈餘、兩側に大筒二十四五挺仕かけあり、玉は鐵の樣に見へ、玉藥は木綿又は革の袋に入たり、食料は麥豆小豆蕎麥などの粉を餅の如く製し、牛の油を懸て喰ひ、番人共にも是を與ふ、乘組人數は六十人餘、内に女も二人ありて、一人は子持なり、異國人どもは丈ヶ高く色白く、髭のあるもあり、なきもあり、髮は赤みありて亂髮也、首領と覺しきもの三人程ありて、赤色の長き帽子の如きものをかぶり、白き筒袖の衣類に胸の邊に銀の牡丹懸したるを着し、其餘のものも衣類は同じ仕立にて、色は思ひ〳〵なるを着し、一同に股引し、黑き沓をはき、銘々に鐵炮を持たり、首領の内一人は劍を帶し、二人は脇差をさし、其餘帶劍のものは見えず、此船中の樣子、異國人の衣類、其外の事は彼船へ一旦とらはれたる夷人チウラブシクルが子のいふ所と、後にカラフト番人共の歸ていふ所とを參考して記す、彼等が取落したるにや、玉目四五匁計の鐵炮一挺、衣類之内二ッ白木綿、一ッは黑にて地合知れず、いづれも筒袖也、又眞鍮の如き板金に横文字やうのものゑり附たる札一枚、前の蝦夷屋へかけ置たる札とも二枚なり、紙に書たる物二枚捨置たり、此船

十一月下旬ごろまでカラフト沖に懸り居たりとの說もあり、又此船にやありけん、別船にや有けん、翌卯年三月カラフト西浦シヤツニといふ所をはせ通りしなどいふ說々ありて、松前家よりの屆書にも見えたれども、此船は彼四人の番人を乘せ、寅年九月十八日カラフトを出帆し、其冬チロシヤ國カムサツカに越年し、翌卯年エトロフへ來りたる事、彼番人ども後に此船より戻され來て、巨細に申立たり、其事は詳にエトロフ一件に記す、既にカラフト嶋にかくの如き異變有といへども、番人四人とも殘らず捕はれとなり、剩船をも燒捨られたれば、松前家へ注進すべき方便もなくて、其儘に成り居たるに、翌卯年三月に至り松前家よりカラフト嶋支配人徒士格柴田角兵衞といふもの、ソウヤより出帆し、カラフト嶋へ至り、初て此事を聞き、大に驚き卽時に飛脚を立て注進したるが、其飛脚四月六日に松前へ着たるよし、翌七日出同家よりの屆書、同十日箱館の鎭臺へ來り、此屆書はことの外簡易なり、前文の一部の始終は、其後追々糺しのうへ記す、其時正養在勤につき、翌十一日其趣を江府へ注進す、此頃は旣に松前家の領分松前西蝦夷地とも被召上て、いまだ引渡以前なるといへども、公料に成たる上は、扨止むべきにあらず、此一事は過去たる事なれば、今異國人の仕業を考るに、蝦夷人には敢て亂妨せず、和人のみを苦しめたる始末、何さま心ありげなる所行なれば、又もやいづかたへ渡來せんも知るべからず、先西蝦夷地にて肝要とする所は、カラフトの渡り口ソウヤなれば、今箱館近邊に在る所の津輕家の人數をもつて、此所を守らせんとおもへども、先在合たる分八十人に調役並深山宇平太、下役小川喜太郎、其外地役のもの五六輩を添へてソウヤへ遣しぬ、扨西地の要害場は爰のみにあらず、備を設くべき所數多あれば、然るべき勤番の諸侯早々命ぜられ候樣にと江府へも申つれど、猶その至り着む迄も明置がたし、然るに南部家にては、素より國元に千八百の逞兵を備え置、若事あらば承らむと兼て聞えし程に、さらばその內一手分の人數二百五十人を定式の固人數南部津輕の兩家にて、五百人なるゆへ、今二百五十人を以て一手分といふ、當分出し、新規勤番諸侯の人數いづる迄の警衞すべきよしを達し、此旨具に江府へ申、此南部家の人數其後追々着到す、然るに其內又エトロフに事ありて、此人數東西へ配る、江府にてもさま〲朝議ありて、カラフト嶋は懸り隔たる離嶋にて、容易く事整ふべきにもあらざれば、先今年は手を出さず、ソウヤにて見切、彼所を初として地方の警衞專らにすべきよし、執政方より促し給ふにより、則其意を得て事を謀りぬ、此カラフト嶋御處置の事につきては、安論より品々の申上、又執政方より御書取もあまたあり、詳に附錄に見へたり、前にいふ所の異國人共のカラフトに殘し置たる眞鍮札の如きもの二札、紙に

記したる書もの二枚、及び鐵炮衣類等は、深山宇平太ソウヤ迄取よせ、箱館へ越したるゆへ、悉く江府へ捧ぐ、扨も此年四月下旬、魯西亞船エトロフ嶋へ渡來して事ありければ、則此船にてカラフトにて捕へられたる番人共富五郎をはじめ此船中に居たり、（エトロフ一件は詳に末に記す、）其船エトロフへ來り、ヲウエトマリウタカ等又も番屋を燒拂ひ、クイシリ嶋にて船々を襲ひし事あり、それ等は悉くエトロフ一件の內に記す、

休明光記卷之八

○エトロフ嶋へ異國船渡來一件之上

○文化四年卯四月廿三日、東蝦夷地エトロフ嶋シャナ會所より三十里程南の方ナイボといふ所へ、異國の大船二艘はせ寄、大筒を放ち、海岸より凡三里ほどへだてゝ船を繫ぎ留たるにより、先取あへずかしこに詰たる番人の內、シャナ會所へ注進として來りしに、其途中海岸にも魯西亞人六人見懸たれば、彼船は多分ヲロシャ船にてあるべきよしを申につき、會所詰合の官吏共評定し、（此年エトロフ懸りは、吟味役格菊池惣內、下役元〆戶田又太夫、下役關谷茂八郎、兒玉嘉內、其外同心共在住、御家人並南部津輕勤番士足輕等詰合たり、惣內は品々御用ありて立歸りに箱館へ出、此時エトロフには詰合ず、）關谷茂八郎、同心幷勤番の足輕共をつれてナイボへ赴しが、其途中にて追々聞ば、元船は沖合につなぎ置、異國人共小舟にて上陸し、居合せたる番人共をからめ取、大船へ連行き、魚獵小屋其外燒拂ひ立去りたるとの風聞の由、猶委細の事は追々注進すべき旨、戶田又太夫よりの書狀、五月十四日の夜箱館の鎮臺に來る、此時正養在勤に付、翌十五日其趣を江戶表へ注

進し、さきにカラフト騷動により、勤番の諸侯一手命ぜられ候樣にと申つるが、今又かゝる事も候へば、猶一手をまし、以上二手早々命ぜられ候樣にと申上る、又箱館町人和賀屋宇兵衞といふ者の手船、鰊魚積取として箱館より十二三里隔矢尻濱といふ所に沖懸りしつる内、今月六日ごろ沖合三四里程へだてゝ帆二ツ懸りしやと見へたる船一艘見掛たれども、雲霧深くしてさだかならず、其内行衞を見失ひたる由、もし異國船にも有べきや、又は常躰の船二艘つらなりゆきたるを遠目に見あやまりたりやはしらざるよし、彼手船風順あしく暫く滯船し、昨夜歸帆して申出たる旨、十五日の朝宇兵衞より申により、取留ざる事にはあれど、此事も江府へ申上ぬ、

一五月十八日エトロフ嶋關谷茂八郎よりの書狀箱館に至り、四月廿九日異國人どもシャナの會所へ押懸、鐵炮を打懸放火し、戸田又太夫は自殺、其外の者は會所を立退たるとのみにて、ことの外狼狽したるや、事の始末一圓分らざるにより、彼嶋より追追歸り來る船方其外の者に尋れば、異國人共多勢にてエトロフ亂妨より引續き、クナシリ、チモロ、アッケシの地をも襲ふべき勢に聞えたりといふ、扨はエトロフの事は今は悔とも力なし、此上地方へ立入せては安からぬ事なれば、此警衞こそ肝要なれ、先箱館に詰合たる南部津輕の人數の手を分け、早々彼地へ遣はすべし、又箱館の警衞も欠がたし、惣人數何程の内、何程ヅヽはそこ〳〵へ遣はし、何程は箱館に殘すべし、武器玉藥兵粮も差支ざる樣夫々に配分すべし、扨右之人數を以所々の警衞は迚も事足るべからざれば、南部津輕の家來を呼出し、早々增人數差出すべき旨を促し、又彼賊船此上何程援兵あらんも計りがたし、兩家の人數にて足らざる時は、近國の諸侯へ加勢の事申達すべき旨、兼々申上置もありといへども、其期に至りて達する時は、遠路の事間に合ざるにより、羽州秋田佐竹右京大夫、同國庄内酒井左衞門尉へ臨時人數催促の書簡を認、早馬を以て達す、其文如レ左、

東蝦夷地之内エトロフ嶋へ異國の大船二艘渡來及ニ騷亂一、クナシリ嶋へも附寄可レ申趣相聞候に付、南部大膳大夫、津輕越中守彼地勤番候條、今度增人數之儀申達候、然ル處右異國人共追々援

兵を以、此方之地方へ押分可申程も難計、左候得は兩家人數にて引足不申候間、鐵炮組足輕大筒小筒玉藥等支度夫々用意船に而早々箱館へ向ケ可被差立候、右人數一度に揃兼候はゞ、追々にも被差立候樣存候、自然異變之節、兩家勤番人數にて不足之儀有之候はゞ、向寄御領分之方へ可申達旨兼而申上候儀に有之、且寬政三亥年御書附之趣も有之候間、此段申達候、以上、

五月十八日　羽太安藝守印

佐竹右京大夫殿

役人中

猶以酒井左衞門尉役人中へも前書之趣申達候間、爲心得此段申達候、以上、

以別紙申達候其人數之儀御分限高も有之儀に者候得共、火急之變事大切之時節故、其心得を以人數被繰出候樣存候、扨又蝦夷地之儀は、海防第一之地に而、異國人共上陸いたし候而も、海岸遠く相備、重に火炮を以爭戰いたし候儀に付、弓鑓等より鐵炮人數多き方相當之地理に候間、右之心得を以用意被致候樣存候、巳上、

酒井家へ遣したるも同じ文章につき記さず、追て兩家共承知の返書來る、略之、

右の如く其の日の内に悉く手配はなしたれ共、扨江府へ御屆の事、茂八郎が書狀のみにては一向分らざるにより、彼地より歸りたる船方其外の者どもに事の始末を問ひ、かれらがいふ所をもつて、菊地惣内山田鯉兵衞の兩人御屆書を取ゑらべ出せしゆへ、一覽する所、四月廿三日ナイボに來りしヲロシヤ人は、詰合たる番人二人稼方の者三人を捕へ、番屋及び藏々まで燒拂たる事は、先達て風說の通り違ひなく、其節の樣子彼ヲロシヤ人共小舟にて上陸せし故、薪水等の用辨にもあるべきやと思ひ、去ル寅年出たる御書附の趣もあれば、穩に取扱ひ置しに、理不盡に右の始末に及び、彼五人の外も和人風俗に成たる蝦夷人も六七人捕へ船へ連行しが、元夷人のよしを申ければ、とくと改めたるうへ、彼等は殘らず歸し、五人の和人のみ留置、夫より彼大船シャナ會所の方へ赴く樣子により、官吏

をはじめ在住御家人其外一同彼會所に集り、嶋中手當届たる場所の分は番人夷人どもシャナへ引取、且シベトロといふ所は、ウルップの渡り口なるにつき、津輕家勤番のものに在住御家人を添て詰させ、所々手配してまつ所に、廿九日晝過ヲロシャの大船二艘はせ來り、會所の前なる濱へ寄せ、大勢上陸し、鐵炮を打懸たるにより、此方よりも打懸しばらく爭戰するうち、支配人陽介といふもの內股を拔れ引退きたり、一躰彼大船へ人數百人乘組、大銃夥敷つみいれ來りしに、此方には兩家の勤番をはじめ、惣人數二百三十人程詰合たれども、其內より彼シベトロへも人數を分たれば、全くシャナには詰合ず、彼方の人數船には何程あるや知れざれども、追々に上陸したる分凡七百人程もあるべし、此方は少人數をもつての取合なれば、必死になりて爭戰し、異國人の內六七人は鐵炮にて打殺し、其外手負たるもある躰に見へたり、夫より夜に入大銃四五手より打かけ、其內異國人共會所裏手の方へ廻り燒立けるゆへ、今は防戰かなひがたく會所を退、クナシリ嶋の方ルヘツといふ所へ一同に引取る時、戸田又太夫は跡より引しが、異國人共に追かけられ、若し虜と成らば、外國へ對し本邦の耻辱にもならん事口惜しとて自殺したるとの趣也、其次第大躰は事も分りぬるにより、則其儘淸書させて江府へ申上たり、又別紙を添て彼南部津輕增人數の事佐竹酒井へ臨時人數申達せし事に具に聞え上まいらす、此御屆は翌十九日に成たり、

一十九日には箱館沖合牛未の方に當り、凡一萬石積程にて帆を十一字懸たる異國の大船一艘見えしが、次第に近寄、地方より一里半程隔て船を止め、帆桁の上へ五六人のぼり、各遠眼鏡をもつて箱館の樣子を伺ふ躰あざやかに見へたるゆへ、早速南部津輕兩家の人數幷支配向在住同心等夫々に手當し、彼船つき寄り狼藉に及ばゝ打崩さんと手配して待し所に、夕方迄汐首崎といふ所に沖懸りし、夫よりエサシ崎の方へ船をむけ、何地ともなくはせ行ぬ、此日南部領大澗沖にも此類の船見え、きのふは津輕領權現崎の方にも見えたるよし追々注進ある、津輕沖に見えたるは此船なるべし、大澗沖に見えたるは同日にて、所も遙に隔たれば、もし別船

にもありしや計りがたし、則翌廿日には件の趣江府へ注進す、扨此船何方の沖に懸り居て、地方へ着寄らむも計りがたし、又此船にも限らず、かゝる時節なれば、猶類船の來らむも計られざるにより、兩家の人數晝夜とも陣を設け、夜は篝を焚て警衛す、

一今度異國人共亂妨の仕方、和人は捕へ其小屋等は燒拂、夷人夷小屋抔へは手も附ざる心底、全く夷人をなづけむとする手段にもあるべきや、東蝦夷地は既に厚く御撫育もあれば、夷人の心もたやすくは傾くまじけれども、西蝦夷は是まで御國恩も蒙らず、そのうへ松前家こたび舊領に離れたる事も、何となく本意なき樣子に思ひ居る夷人抔もあるまじきにあらず、左あらん所へ異國人共來り、若彼方へなづけなば、傾くまじきともいひがたし、されば今引渡し以前なりといへども、今度上地も被仰出たるにより、すえ永く御撫育ある趣をよく〱いひ諭し、酒たばこやうの物夫々に與へ、厚く伏從を謀るべしと、其場所懸りの官吏共へ促す、

一エトロフ亂妨したる異國船は、五月三日同所を出帆し、何地へ行けんしばしは見えざりしが、同月十四日西蝦夷地ルシヤの沖合に二艘とも見え、廿一日にはカラフト嶋へ至り、去秋燒拂たる番小屋跡などを見廻り、ルウタカといふ所の番屋をまた燒拂たるよし、松前氏の家士共同所シラヌシといふ所に居たれども、（是は去秋カラフトの一擧により、家屋をはじめ百六十人程先達て彼嶋へ渡りた）り、異國人大勢にて防ぎがたしとて、人數殘らずソウヤへ引取たる由、エトロフ詰ソウヤ詰の官吏方より告來る、六月十日江府へ注進す、

一エトロフ詰の面々は一日クナシリ嶋へ引取たるよしにて、エトロフ爭亂の次第をあらましに取しらべ、關谷茂八郎より申越おもむきは、其節支配人陽助鐵炮にて內股を打れ、津輕家の足輕一人足の甲を打れたれども、いづれも薄手のよし、外に名の知れざるものも卽死二人あり、一人は石火矢臺の際に倒れ、面躰こげて分らず、石火矢の發したる時怪我したるにてもあるべきや、一人は岩穴の內に倒れ、敵の鐵炮に中りたるやにも見え、兩人共衣服の躰を見れば、漁業稼方のものにもあるべしと思はるれど、其事頭取たる者彼嶋を逃去りしにより

確と知れがたし、又アリムイといふ所の蝦夷一人、シャナ川向にて鐵炮に中り死たり、敵の方にてはヲロシャ人三人、シャナ會所へ上陸の時打倒し、其外三四人も打しと覺へたれば、確と見留ざる由、又シャナ會所焼跡にてヲロシャ人一人、酒に醉ひ夷人に對し我儘をふるまひ、夷人共集り、五月三日の夕打殺したるよし、また會所番人行十郎といふ者、五月三日夕異國船出帆後、夷人を連れアリムイといふ所の夷小屋へ立寄たるに、夷人の妹と外に一人の夷人居たるゆへ、辨當をつかはんとて內へ入、召連たる夷人兩人はシャナ會所の躰を見せに遣はし、飯を喫し居たる所へ、ヲロシャ人一人鐵炮を携へ來りしにより、彼男女の夷人は仰天して逃去り、行十郎も外へ出、キナといふ草の陰に忍び居て見れば、彼ヲロシャ人は、行十郎が喰ひかけたる飯を喰ひ、所々を見廻し、頓て行十郎が忍び居たるを見つけ、其前へきたり、頭より肩先へ撫おろし、手を取引出し、爐邊へ連行き、何やらん咄し、アメリカ何々とひいて、指を四ッ折、ウルップにポロン〳〵などいひけれども、言語分らず、暫く過て寢る眞似をし、行十郎にも寢よといふ仕形するゆへ、ヲロシャ人の側に寢轉びたるに、頓て行十郎が傍に置たる脇差に手を懸しゆへ、取隱しなどする內、最前シャナへ遣したる二人の夷人も歸りきたり、其夜は四人共同宿す、行十郎は此ヲロシャ人を生捕にせばやと思ひ居たる所に、追々外夷人共大勢集り、是非打殺すべきとひしめき、いかに制すれども聞入ず、たとへ召捕たりとも夷人共大勢にて迚も助くべき勢ひにあらざるゆへ、今は是非なしとて、行十郎脇差を以てヲロシャ人の胸を差通し、夷人共寄合打殺したる由、（此チロシャ人兩人の衣類鐵炮或は蘂袋頭巾等箱館へ來る、後に攝津守正敦朝臣も見給ひ、江府へは繪圖に寫上レ之、）

一又番人喜惣次といふ者と支配人陽助が子與太郎といふ者、五月二日夜アトムイの新道を通りし時、何者とも知ず與太郎へ切懸、右の手の甲一寸餘疵附られ、笹原をくゞり山を越へ、ルヘッといふ所へ逃去たり、其時喜惣次へも切かけたる躰に見へしが、此者の安否はいまだ知ざるよし、（喜惣次の事末に記す、）以上の件々茂八郎より申來り、則六月十日詳に江府へ申す、

一西蝦夷地ソウヤ、シヤリ邊へ送る仕入物品々、松前伊達林右衛門が手船宜幸丸へ積入、五月廿一日過出帆、段々はせ來り、ルイシリ嶋に潮懸りして居たる時、同月廿九日沖の方より異國人大小二艘はせ來る、其船より橋舟四艘をおろし、彼宜幸丸へ向頻りに鐵炮打懸、素より町人の事なれば、防ぐべき手當もなく、元船乘捨傳馬船にてテシホといふ所へ漕戻りたるよし、林右衛門より訴へ出る、此外先達てソウヤへ向け、御武器諸品等積入て廻したる吉祥丸萬春丸といふ御船、地役雇の者ども上乘して出たるが、その安否はいまだ知れず、（此舟の否は末に記す、）則此趣六月十日江府へ申す、

一此時安論は箱館下向の時旅中なりしが、（今年は西地上地の事に付、江戸に御用ありて、例よりは交代の時節後れたり、）先達てエトロフ嶋へ直乘として出帆したる水主同心長谷川仲右衛門、雇醫師新樂閑叟といふもの、東蝦夷地子モロ迄はせ行しに、エトロフ騷動の沙汰を聞、何れ彼嶋へ渡り見屆べきと、猶又海路を急ぎ、クナシリ嶋まで廻りて樣子をきけば、はやエトロフは落去せしといふゆへ、志からば往ても詮なし、此上は片時もはやく箱館へ注進せばやとて乘戾したりしが、風順惡しく佐井の湊へ着、箱館への風待して居る内、此兩人より安論に旅中へエトロフの次第あらまし聞たる趣を申越、五月廿三日安論より江戸へ注進す、其外南部領沖合へ異國船見えたり抔、旅行先へ所々より申わたるにより、（是は五月十九日箱館へ見えたる船なるべし、）其事幷佐竹上杉へ臨時人數被二仰渡一可レ然など品々江府へ申たり、（正養より佐竹酒井へ人數の事申達したるは、安論いまだ知らず、故に本文の如く計ひたり、）

一先達而諸家へ申達したる人數の事、佐竹家への書簡は、五月廿四日に國元へ着、直に翌廿五日より人數出張、追々箱館へ着到の惣人數五百九十一人、酒井家は廿六日に着、六月朔日より出張、追々着到の人數三百十九人、南部家の增人數達しは廿二日着、直に翌廿三日より出張、追々着到の惣人數六百九十二人、外に定式の人數二百五十八人、都合三千二人也、此家々何れも怠りなしといへども、わきて佐竹津輕（南部カ）は書簡到着の翌日直に人數を出し、中にも佐竹は不意に達したる事なるに、神速なる計ひ、家柄とはいひながら格別なる事也、則此趣委細に記して江府へ申す、扨此人數の配り分は、箱館に南部

勢三百四十二人、佐竹勢五百九十一人、合せて九百三十三人、サハラには見張の爲のみに、南部勢三十人、ウラカハに同家の勢百人、アッケシに同家の勢百三十人、チモロに同家の勢百三十人、クナシリに同家の勢三百四十人、松前には南部勢百三十人、津輕家勢三百三十人、酒井勢三百十八人、（着到三百十九人の内一人病死也、）合せて七百八十一人、エサシへ津輕勢二百人、ソウヤに同家の勢二百三十人、シヤリには同家の勢百人、各武器玉藥兵粮等厚く用意して備えたり、

一六月廿一日安論箱館に到着、日々會合して品々議論す、

一さきに安論正養より執政方へ申つる注進狀の御返簡追々に來り、人數の事も安論が申によつて、松平政千代佐竹左京大夫へ達し給ふといへども、（安論よりは、佐竹上杉と申つるが、御評議によりかく成しとみえたり、）佐竹家へは最早正養より達し、人數出張したるよしにつき、此上の人數は箱館奉行より猶申旨あらば出すべし、仙臺家の人數は五百人ほど揃え置、是も箱館よりの沙汰あらば速に差向べしと促し給ひ、猶又南部左衞門尉へも品に寄人數差出すべき旨達し給ふよし、且非常の時節、奉行旗手持せずしては不都合にもあるべきなれば、用ゆべきのよし其外品仰出さる、餘は略レ之、

一今度の一擧につき、若年寄堀田攝津守正養朝臣、大目附中川飛驒守忠英、御目附遠山左衞門景晋、（金四郎改名して左衞門といふ、）御使番小菅伊右衞門正容、村上大學義雄を遣され、追々箱館へ至るべきよし執政方より仰下さる、

一六月十九日ソウヤ詰調役並深山宇平太より書狀來り、先達て異國船へつれ行たるカラフト番人富五郎、酉藏、源七、福松、エトロフ番人五郎次、左兵衞、長内、六藏、木挽三助、外にエトロフにて捕へたる南部家火業師大村治平、都合十人の内五郎次、左兵衞は留置、殘り八人はリイシリ嶋より小舟に乗せ歸したるよしにて、六月六日ソウヤへ着き、彼國より書簡一通を贈れり、表は彼國の文字にして、旗の圖などもゑがき、裏には片假名を以左のごとく書たり、（此文章見安からんが爲に、傍に朱を以文字を附、）

近く　近　所　之　事　に　御　座　候　間　下
チカクキンシヨノコトニコザソロアヘダ、シ

之者に申　附渡海　商ひ　之事
タノモノニモヲシツケ、トカイアキナイノコ
希ひに遣し候而倭　輩同
トコイ子ガイニツカハシソヲロテホウバイド
樣に寄合吟味相談之上商
ウヤウニヨリヤイ、ギンミソウダンノウヘ、ア
ひ首尾好致し候はゞ誠
キナイシユビヨクイタシソヲラワバ、マコト
に仕合に存候得共度々
ニシヤワセニゾンジソヲラヘドモ、タビ〳〵
長崎江使者を遣し候得共
ナガサキヘシシヤヲツカワシソヲラヘドモ、
只返事もなく返辨被成候故
タヾヘンジモナクヘンベンナサレソロユヘ、
異變初而此元之天下樣より大
イヘンハジメテコノモトノテンカサマヨリヲ
きくして腹立て商ひてもなくば
ホキクシテハラタチテアキナイテモナクバ、
赤人同樣に　からふと
アカヒトドウヤウニカラフト、此文不解、からふとを赤人の國同樣に
すべきといふ事にあるや
夫に依て最初願ひ置
ソレニヨツテサイシヨ子ガイヲキ
候得共聞受なく夫故此度
ソヲラヘドモ、キ、ウケナク、ソレユヘコノタ
此元之手並見せ申候而きかな
ピコノモトノテナミミセモヲシソロテキカナ
い時には北の地取上可申候
イトキニハ、キタノチトリアゲモヲスベクソ
ならふ事ならば返事之便にても濟
ロナラフコトナラバ、ヘンジノタヨリニテモスミ

ます事に御座候　からふと　または嶋々
マスコトニゴザソロ、カラフトマタハシマ〴〵
うるつふ迄　赤人　つゐ行れますによ
ウルツフマデ、アカヒトツイイカレマスニヨ
つて追散してやります又は希ひ願
ツテ、ヲツチラシテヤリマス、マタハコイ子ガ
之筋叶はせ候はゞ末代心
イノスジカナハセソウラワバ、マツダイコ、
易く致し度心懸に御座候
ロヤスクエタシタキコ、ロガケニゴザソロ、
左樣無御座候得者又々船々
サヤウゴザナクソヲラヘバ、マタ〳〵フ子フ
澤山に遣し此の如くに致し
子タクサンニツカワシ、コノコトクニエタシ
可申候
モヲスベクソロ、

月日　ヲロシヤ

松前御奉行さま
マツマヘヲブギヨサマ

此文章は、異國人の首領ミカライサンタラエチといふ者、日本詞に記したる小册を所持し、其内より撰び出して詞を作り、カラフトにて捕へたる源七といふ者に片假名をもつて書せたるよし、今度歸りたる八人の者は、下役小川喜太郎差添押付、箱館へ出べきよし、其時書簡の本書は持來るべしとて先寫を差越す、(此八人のもの、追て詳に末文にしるす、)糺問したる申口は、異

國船大之方は千石餘積、小之方は三四百石積、人數は大船之方四十人餘、小舟の方二十人餘、合せて六十四五人もあるべきよし、此二艘の外當年渡來の事は番人共聞及ばず、紅毛イギリス等商船は出居る趣に聞たるよし、此異國乘組の者、名前左の如し、

大船の方首領
　ミカライサンタラエチ　三十二三歲
下役
　ヒヨウトロマルキチ　三十歲
　イワンペトロエチ　二十五歲
船頭
　ヒヨウトロキワノエチ　三十四五歲
商人
　ミハラエチミツチコウ　四十歲位
小舟の方首領
　カブリウハイハノエチ　二十四歲

右異國船當年はもはや歸帆もすべきやの趣に番人共聞たるよし、宇平太より申來り、其始末幷書簡寫等、卽日江府幷正敦朝臣の御旗行先へ同心大貫專助、天野喜右衛門を早馬にて注進す、此早馬正敦朝臣日光御旗行先へ六月廿四日に達し、江戸へは廿六日に達し、二百里餘の行程七日半に達し、格別神速の由を以、御褒美として銀二枚つゝ、外に箱館御用金の內より金三兩つゝ取らすべき旨、大炊頭利厚朝臣のたまふにより、村垣定行計ㇾ之、

一さきにソウヤへ向て出帆したる御船吉祥丸萬春丸の內、吉祥丸は事なく彼地へ至りつきぬ、萬春丸には、御武器其外品積入、地役雇の者森重左仲內野五郎左衛門上乘し、リイシリ嶋の澗內に懸り居たりし折から、五月廿九日沖の方に大筒の音頻りに響き、異國船渡來したるとて、同所に懸り居たる商船共騷ぎたち、其內伊達林右衛門が手船宜幸丸へ異國船より鐵炮を打懸られたるよし、乘組の者ども傳馬船にて逃來り、わなゝき〳〵申により、萬春丸の水主ども一同に狼狽し、我も〳〵とはしけ舟にて逃去り、いかに制すれ共聞入ざるゆへ、是非なく左仲五郎左衛門も、御武器の內百目筒一挺、二十目筒一挺、十匁筒四挺、四匁五分筒三挺、胴亂五ッ、其外火繩口藥等漸にはしけ舟へつみ入、三四里も乘出して跡を見かへれば、リイシリの方に當つて大に煙立たる故、萬春丸は燒拂はれたる事にもあ

るべきやと、六月朔日此兩人ソウヤへ來りて申けるよし、翌二日には萬春丸の見屆として、兩人とも圖合船にて乘出したるに、沖中にて風變り、ノッシヤフといふ所へ着寄りて風待し、同六日に至り漸風和らぎ着船し、バッカイベッといふ所迄至りしが、異船より戻されたる番人共に行あひ、萬春丸の事を尋れば、最早燒拂ひたるよし申により、今は見屆に行ても詮なしとて、その儘ソウヤへ漕戻りたるよし、彼リイシリを立退とき、萬春丸に殘し置たる品々は、徒具足二領、同心具足八領、五百目大筒一挺、四匁五分筒二挺、合藥十五貫目、鉛二十貫目、米三百五十俵、味噌三十樽、醬油三十樽、酒二十樽也、是等は異國船へ取られしや燒拂らはれしや知ざる也、（此品々の事、後に番人共のソウヤ詰より申來り、口書にて、大躰は知れたり、）六月廿八日江府へ申す、（此兩人並船頭水主等箱館へ呼出して糺問の上、口書を取り、後より追達す、此本文はソウヤ詰より申越たる趣と、後の口書の大畧とを併て記之、）

一浪人村上左金吾といふ者、越後流軍學心得あるにより、去ル頃より地役雇に成り箱館に居たりしが、カラフトの一擧により、ソウヤの警衛として調役並深山宇平太を遣すにつき、同人に隨ひ軍事を謀るべきよしを命じ、五月初旬、前の左仲五郎左衛門と倶に萬春丸に乘組出帆させしが、左金吾は地理見分のため、ラショロといふ所より上陸し、六月初旬マシケといふ所へ着するに、四月中エトロフ嶋騷動の事を聞、左あらば異國人此上所々を亂妨し、箱館へ至らむも計りがたしとあやぶむ折から、五月廿九日リイシリ嶋にて宜幸丸へ異國船より鐵炮打かけ、水主共逃去り、萬春丸に乘組たる左仲五郎左衛門なども立退たる趣追々に傳へ聞、心ならず萬春丸の樣子をも見屆ばやと、テシホといふ所よりはしけ舟にて乘出し、三里程も行たるが、風變りソウヤへ乘戻したる所にて、津輕家の飛脚に行逢ひ、五月廿日頃箱館へも異國船渡來し、亂妨の有無は聞ざれ共、かしこも穩ならざるよし、ユウブツ邊にて風說聞たると語るにより、彌心ならず、扨は異國船エトロフ、カラフト等を亂妨し、其上氣に乘じて箱館へも來りしならん、此上數艘東西より押寄せ、援兵米糧等の通路を斷切らば、ゆゝ敷大事也、殊に箱館は防戰すべき地理にあらず、大野市の渡りの邊へ砦搆して、奉行所を移すべきなどいふ念慮頻

に生じ、宇平太へは、其趣を書札にて申通じ、ソウヤへは到らずして、テシホより引返し、六月十九日の夜箱館に歸る、左金吾が所存一理あるに似たれ共、かれはソウヤの軍事を委れ遣しつるに、途中の風聞によつて思案して、奉行の下知にたがい立戻りたる條、いかゞにつき後に糺しの上口書を取て江府へ呈進す、

一かくて、六月廿八日の夜には、彼異國船より戻されたる番人七人と、大村治五平を小川喜太郎が將ひて、箱館へ到り着たるにより、翌廿九日一同呼出して糺問するに、去年九月十一日カラフト嶋亂妨の始末、及び同所の番人共が捕はれたる事などは、前にカラフト一件に記したるが如し、船の大サ、鐵炮の樣子、人物の摸樣等詳にカラフト一件の內に見へたるゆへ、爰に不レ贅、夫より此者共は彼船中に在て、麥豆小豆蕎麥などの粉を餅のごとくに製したる物を與へられて命をつなぎ、九月十八日にカラフトを出帆し、段々はせゆき、十月四日にヲロシヤ國カムサツカ近邊まで到りしが、風順よからず久しく滯船し、漸十一月五日に至り、カムサツカの內へトロハウシユイといふ湊に入澗懸りして居る內、水主五六人ヅヽ日々上陸して、旅宿の手當し、同月廿日過一同に上陸して、彼四人の者は同所の飛脚屋カフリウハメエチンアチキリユウといふ者の方を旅宿とし、四尺四五寸に七尺餘もあるべき一間なる所に一同に住居し、疊はなく板敷にて、カラフトより取來りし薄緣を志き、彼船に乘組居たる鍛冶鐵炮師ヲウセミマキセムエチエヒフラロウといふ者、晝夜附添て世話し、首領より差圖のよしにて、カラフトより取來れる米を日々四升程ヅツ請取、黑米の儘にて飯にかしぎ、鮭の鹽煮などをそへ物にして、朝夕二度ヅヽ給させたり、然るに或時宿の妻女煮たきする鍋にて足を洗ひたるを見うけ、餘りにむさくろしさに、彼附添のものへ談じ、藥鑵を借り手賄ひにし、飯も黑米にては喰ひにくきにより、桶をかり少しヅヽ搗て用ひたりしが、或日首領ミカライサンタウエチ見廻りに來り、是を見て米をいかにするぞと尋るゆへ、米の皮ありては腹にあたり給べにくきゆへ、日本にてはかくして用ゆると答へければ、志からば左いたせよといひて歸りぬ、此所野菜の類は一切なく、魚類鳥類又は牛の肉を赤人共は常の食とす、米も少しはあれども飯にかしぐ事なく、たまく〜粥にして喰ふ、

其米は古米の如く、至て輕くして風味あしく、首領の旅宿は彼等が居所より一軒置たる隣にて、四間に六間程の家なり、硝子窓抔あり、疊はなくて物に腰をかけて居る、臥す時は木綿蒲團に鳥の毛を多く入たるを二ッ重き、其上へ臥せば、左右折れくるまる、其上へ蒲團一ッかけ、枕も木綿に鳥の毛を入て長く縫ひたるを三ッかさね、中くぼみて顏へくるまり、枕元には劒幷鎗の附たる鐵炮を懸置たり、四人の者共日々此旅宿へ呼れ、砂糖の入たる茶幷麥蕎麥粉等を餅の如くしたるを給させける、此所家數三十餘戶、皆山海の獵師なり、商家は只一戶にて、革類反物穀物茶蠟燭油其外品々をひさぎ、反物は羅紗更紗天鵞絨木綿の類也、爰はヲロシヤの內の田舍なるゆへ、よき品はなしといふ、此地一圓海岸にて山もあり、海岸に土手を築き、大筒五六挺或は十挺程ヅヽ、仕掛たる場所九箇所あり、山際に二百間計の鐵炮打傷幷鐵炮車臺抔入たる藏二棟、焔硝藏一棟、穀物入たる藏一棟あり、此藏と幷首領の旅宿へは、足輕やうのもの一人ヅヽ、蝦夷刀の如くなる拔身を持て晝夜とも警衞す、ヲロシヤは寒國なりと聞しが、此地は左程にもあらず、却てカラフト嶋抔よりは凌ぎよき方也、寺も一箇所あり、住居は惣髮にて筒袖の衣に似たる物を着し、袈裟を懸、妻帶肉食也、俗家にも釋迦の像に似たるものを板にゑがき、朝夕拜す、又牛は餘程あり、日本の牛に變る事なく少し小ぶり也、荷物の用には遣はずして皆食料とす、犬も日本の犬にかはらず、雪車を挽せて用をなす、猫は至て拂底也、鳥類も數多あり、馬は一向なし、ヲホツカといふ所には少しあれども、荷物のみに用ひて乘る事はせざるよし、味噌はなく、醬油はあれど拂底也、酒は燒酎のごとく至て强し、去年十二月十五日、大船の首領ミカライサンタラエチ、小舟の首領カブリウハイイハノエチ同道にて、カムサツカの代官の所へゆき、其月の廿九日に立歸りしが、當正月中旬頃に至り、カムサツカの代官ハンコウイハノエチといふ者此地へ來り、ミカライサンタラヱチ其外のものも、渠が旅宿へゆく躰也、其翌日に至り四人の番人、彼代官の旅宿へ越すべきよし、ミカライサンタラエチがいふにより參りたるに、上座には代官其頭にミカライをはじ

め、其外船中に乘組たる足輕以上の役人共何れも席机に腰をかけ、入口には足輕三人鎗の附たる鐵炮を持て守りたり、其時代官四人の番人に對し、ヒサミイ〳〵といひけれども、何事にや分らず、夫よりミカライへ向ひ、此者共は當國の詞を覺えたるや、酒を呑むやと尋ぬ、詞も少し覺え、酒ものむよし答へければ、然からば代官持參の酒なりとて一盃ヅツを呑せ、やがて彼面々品々談しの躰にて、足輕百人も連ゆくべしと代官よりミカライへいひける時、夫にも及まじ、船に有合たる人數にて事足りなむと答へたるをば聞取たれ共、其餘は知れず、此者共去年中よりヲロシヤ人に交り、言語も少しは通じけるゆへ、是ほどは聞取たり、此代官三日逗留して歸りたり、此者は去々年長崎へ使節に來りたる役人の兄のよしに聞り、又或時ミカライサンタラエチ方へ行しに、日本にては何品を好むや、金銀鐵羅紗の類はありやと尋しにより、金銀銅鐵の類は潤澤也、毛類は日本の産にあらざれども、長崎にて交易して事欠事なし、其外絹布織物などは結搆なる品澤山ありて、聊も不自由なければ、何品を好むといふ事もなしと答へけるに、日本人羅紗を衣ふくにせば暖なるうへ丈夫にて然べしと申により、日本は暖國故毛類を着する事なし、只合羽火事具に用ゆるのみ也と答たり、彼國にては何品を好むや知らざれども、米鹽絹類拂底にて、わきて海氣を貯ぶ躰に見えたり、扨又我輩を捕へしは何ゆへにやと尋しに、去々年長崎漂流人を送りて使者を遣し交易の事を願しに、其年叶はず、以來船を寄せば燒拂はむとの事なるゆへ、成べき程は日本を燒拂、彼國の人をも捕へ來れと、國王の命により、カラフトの一擧に及びしと答へしにより、いかで日本にてさばかりの不法の處置あるべき、そは全く其國の聞たがひなるべし、日本へは其譯聞えず、今度の仕方ひたすら海賊の所行とのみ聞ゆべしと申ければ、さればとよ、亂妨の事素より本意にあらず、交易の願ひ叶はざるゆへ、止事を得ざる所也、全く盜賊の筋にはあらざる證據は、彼奪ひ取たる品々燒拂ひたる家藏船等に至る迄巨細に記し置、通商整ひたる日に至ては、悉くつぐなふべきよし國王の命也と云て、暫く思惟したる躰なりしが、然らば通商の願

書を遣はすべし、さればヲロシヤ文字はよむ事難かるべければ、日本の詞を日本文字にて裏書すべしといひて、青き紙を取出し、ミカライ則筆を取て表書を認め、夫より日本詞を記したる小冊を取出し、其内より撰び出して一句〳〵に詞を作り、此通り日本文字にて認よといふゆへ、源七やがて片假名を以て裏書し、よみ聞せたるに、よろしきよしにて受取置ぬ、（前に記したるは、則此書簡也、）夫より四五日過て、猶又二枚裏書せよといふゆへ、何故にやといへば、一枚は本國へ遣し、一枚はミカライが扣にするよしいふにより、則又二枚認め、外に源七が手覺に一枚認め置ぬる由、（此手覺への一枚は、源七荷物の内に入置しが、何方にや失ひたりといふ、）夫より四月三日に至り、去年カラフトより歸航したる大船の方へミカヲイサンタラエチをはじめ、四十二三人乗組、四人の者をはじめ其船へ乗せ、小船の方へガブリウハイハノヱチを初め二十二三人乗組、其日に澗口の外へのり出し、日和を見合、同七日に至り、順風にて二艘とも出帆し、段々はせ行、（此間所々の嶋々へ寄りたる事有、事多ければ畧す、）同月十八九日の頃にはウルッフ嶋へ差寄べき心搆へにてありしが、十九日の夜より大風雨に成り、いづくともなくはせ行き、廿日の朝に至り大なる海岸へ差寄りたれども、小船の行衞知れざるゆへ、或は乗戻し、或ははしけ船などを出して所々を尋ね、廿二日の夕方に至り、漸く小舟と一所に成り、廿三日の朝彼海岸へ差寄り、船頭水主等上陸して、土地の樣子を見るに、船を作りたるにや、林に板などはあれども、濱邊に人は見へざるよしにて、旗一本持歸れり、見ればアッサノボリ大明神と書、下に惣兵衞、三助、作之助、太郎助、豐吉、左兵衞、長助と記したり、扨はウルップへゆく心懸なりしが、彼嶋はいつか乗はづして、爰ははやエトロフ也とて、其月は同嶋のうちナイボといふ所の海岸に懸り居、廿四日の四時ごろに至り、小舟の方より首領カブリウハイハノエチを始め十八人餘、橋舟にて上陸し、其内より首領をはじめ三人、番屋へ入て腰をかけ、帳面とおぼしきものを出し、何やらんいへども、其所に詰合居たる番人どもに言語通せず、只日本といひたる事のみ分りたり、きせるを借せといふ如き眞似するゆへ、番人左兵衞きせるたばこをかしければ、やがてたばこ粉をのみ

居たるのみにて、様子分らず、飯を出しければ、濱の方へ持行き、手をもつてつかみ喰ひ、そこに鱒〆粕の干して有しを見て、くれよといふ眞似するゆへ、莚に一盛り與へたり、又其所にイクニンノといふ蝦夷人の居たりしが、頓て其者を連て一同に元船へ歸り、イクニンノへ鐵炮一挺玉一ッをあたへて歸しけるゆへ、異國人何事をか申つると、長内より尋るに、何やらむ申ぬれども分らずといふ、扨船中に在る所のカラフト番人共は、ヲロシヤ人共又此所にて何事をかするやらんと心ならず思ひ居る内、其日の八ッ半時大船より首領を初め二十人、橋舟に乘、何れの場所へか上陸し、夜に入元船へ歸り、家は十二軒あれ共、人は居ざるよしにて、油一樽三味せん一挺、薄縁一枚、鮮魚少々持歸り、其夜は二艘とも同所に懸り居たり、扨もナイボにては異國船渡來につき、シャナへ注進の飛脚を出し、又も來るべきとて用心して居る所に、廿五日に至り大船の方より首領をはじめ十二人、小舟方より首領をはじめ十一人、ナイボへ上陸し、番屋へ押入、番人五郎次、左兵衛、長内、六藏、木挽三助一同にからめ、橋舟へ連行、藏にある所の米二十三俵、木挽鋸大工道具等、幷仕入物の古綿入四ッ、白紺の木綿二三反ヅッ、其外番人所持之衣類夜具脇差等奪ひ取、番屋所へ火をかけ、一同元船へ歸り、捕へたる番人共は繩を解き、砂糖の入たる茶を呑せ、カラフトの番人共と一所に置たり、廿三日は大風雨にて、二艘共同所に懸り、廿七日の朝出船し、子丑の方へはせ行しに、ヲイトいふ所の沖にて日本船一艘見ゆる由にて、番人共は穴入置、艫と胴との間のあひだな穴といふ、そこへ入て上より蓋をなす、頻りに鐵炮の支度抔する様子につき、あはれ日本船無難にあれかしと一同神佛にねぎごとして居たる内に、俄に卯辰の風強くなり、彼船を見失ひたるよしを申により、各心を安んじ船行する程に、廿八日は雨降り風も強く、頻りに丑寅の方へはせ、廿九日にはシャナの沖に至り、四時頃同所海岸より一里程へだて大船懸、半里ほどへだて小舟懸れり、頓て大船より首領をはじめ二十人程橋舟に乘組上陸し、小舟よりも八人程も乘出せしが、風烈しく陸へ寄りがたく元船へ戻りたり、夫より陸地にての始末はいかゞありしやしらず、七時過に至り、濱邊に五

六箇所の火の手見へ、間もなく大船より上陸したる者共、元船へ歸り來るにより、ミカライサンタラエチえシャナの樣子を富五郎より尋しに、通商願の書簡を持て上陸し、ヲロシャの禮なれば、筒先を空へむけて鐵炮を打しに、日本の方より鐵炮を打懸たるにより、止事なく此方よりも打懸け、日本人五六人も打殺し、味方にも手負三人あれ共薄手也と語りしゆへ、火の手の見へしはいかにと尋ければ、これはこなたより燒たるにはあらず、一同引取し跡にて燃立たりと答へたり、此鐵炮せり合の事は箇樣にはあらで、はじめに赤人の方より打かけたる由、燒打の事も津輕の陣屋は敵の取切らては都合あしきとて、こなたにて燒拂たれど、其外は彼等が方にて燒たるよし、末文エトロフより歸りたる同心共が申口に詳也、番人どもは始終船の內にのみ居たるゆへ、陸の樣子は何事もしらず、彼同心共が申口の條に、陸の次第は委く見えたり、其夜は二艘とも同所に懸り、翌五月朔日には大小の船より凡四十人計上陸し、大筒を打、一同に大聲にてヲラ〳〵といへば、船中にても同じく聲を合せ、夕方に至り品々積入歸船したり、其品數の凡を見るに、大船の方へ取入たる分、酒五六十樽、米三十俵程、具足五六十領、弓十張程、長柄二十筋ほど、幷五百目已上と覺しき大筒一挺、二三百目之短筒三挺、小筒三十挺計、金丸籠の纏一本、旗幕等も見えたれど、數は確と志れず、金屛風二雙、十手一本、大小三通り、脇差四五十、腰玉藥一ツ、火繩幷衣類椀類等なり、小舟の方へ取入たるは二三百目の大筒二挺、小筒十挺餘、長柄二十筋計、貝足二十領、酒衣類椀類等も見えたり、御武具は成丈持除たるよし、猶殘りしは有べけれども、其爰にいふ所は、多分は南部津輕兩家の道具と見えたり、此諸品を持運びしは、朔日の夕より二日の朝迄なり、四時頃シャナ所々に火の手見えたり、是は會所其外を燒拂たる時成べし、又其夜八ツ時頃にもありけん、船中にて助けくれよといふ聲の聞へけるゆへ、番人共目覺誰ぞと問へば、津輕家の足輕なるが、シャナにて捕はれたりといふ、此男一眼にて、顏は一圓に水ぶくれの如くに腫て、至て見ぐるしき躰也、此足輕の名は、聞ざるよし、翌朝に至りミカライサンタラエチ是を見て、此ものあしき病ひあれば舟中に置がたしとて、橋舟に乘せミカライより書附を渡し、此書附ヱトロフの役人に渡すべしといひ合せたる樣にて、陸へ送り歸したり、此書附は、後にエトロフにて殺したる赤人の懷中にありしとて、在住平嶋長左衛門より差越し、江府へも申上ぬ、是則さきに源七が裏書しける、書簡三通の一通なり、又此足輕の事、津輕家へ達して、さま〳〵にせんさくあれど行衛志れず、いかにして赤人の懷中に書附は有けん、いと

いぶかし、又水主イハンミカライといふ者、シャナへ上陸の時手を負ひなやみ居たるを、帆柱へ縛りつけ置けるゆへ、いかなれば手疵あるものをかくはするやらんと、ミカライサンタラエチへ源七より尋ければ、日本人を殺すまじきと兼ていひ附置たるを用ひず、此方よりの差圖もせざる内に、鐵炮を打かけたる故、かくのごとく仕置するよし答へける、(是を以考れば、前の鐵炮せり合は、彌赤人の方よりはじめたる事と見えたり、)夫より三日の夕七時頃、兩艘共シャナ港出帆し、翌四日戌亥の方へはせゆく、船中にてミカライサンタラエチ源七にいふ樣、十餘年以前、ヲロシャ國の者ウルップ嶋にて破船し、彼嶋へ上陸して、いまだ歸らざるにより、行て糺さんと思ひつるに、はからずもエトロフへ着たり、然るに彼所にヲロシャ人の衣類碇などもあり、彼者共をば日本の役人殺したるとの噂をきけり、今船中へ捕へ置たるエトロフの番人共に此事を尋ねよといふ故、則エトロフ番人五郎次に尋しに、碇は先年ウルップへ渡りたる官吏の(富山元十郎、深山宇平太なり、)携へ來りて、今エトロフにあり、衣類はさきにヲロシャへ漂流したる日本人(南部牛尾村繼右衛門が徒なり、)彼

國より貰ひ來れるなりといふゆへ、そのよしをミカライへ申けるに、日本人は僞りのみいひて信じがたし、いづれウルップ嶋へ渡りて實否を糺すべしといふゆへ、彌日本人赤人を殺したるに決しなば、カラフト番人四人共殺さるべしと、富五郎、源七より堅く詞をつがひ、ウルップへ向けはせ行しに、風順よからず所々に滯船し、七日晝頃漸く彼嶋へ着寄り、赤人二三人上陸し、間もなく二尺に六七寸計の板に横文字書たる物を持歸り、先年渡りたるヲロシャ人の内三人は病死し、殘りは彼嶋を立退たるよし書附あり、彌源七が申せし如く、日本人の殺したるにはあらず、和人は僞のみいへど汝等が言は僞なしとて、ミカライ疑を晴したり、夫より十二日迄沖にまきり居、其日の晝過クナシリ嶋アトイヤの邊に至り、暮頃より寅卯の風に成り、西の方へはせ、夫より日々所々の沖をはせ過、十八日の暮頃に至り、カラフト嶋シレトコの海岸より一里程沖に懸り、翌十九日の朝船頭ヒヨウトロマルキチ、其外の人數は確と知れず、同所へ上陸し、間もなく蝦夷人十八人計連來り、大船へ乘せ、酒を呑せ、富五郎

源七にも彼夷人に逢べしと、ミカライサンタラエチがいふに任せ、行て見るに、皆見知りたる夷人なるゆへ、カラフト嶋の様子を尋けるに、去秋富五郎等が捕はれたる後、トンナイといふ所番三人越年して居るゆへ、事のよしを告たれ共、いまだクシユンコタン亂妨跡の見分もなく、當春に至り松前より支配人番人等渡海し、初て其事をきゝ、仰天し、巨細に様子を問ひ糺して、ソウヤへ乘戻したりといふ、夫より夷人共は歸り、ミカライをはじめ同所へ上陸せんと支配し、富五郎源七も參りたく思はば參るべしといふに任せ、則兩人も倶に上陸せしに、其時赤人の内より水主一人逃去り、追駈たれ共、山深く入て知れず、是はヲロシヤの人にはあらず、アメリカより來り居る人のよしに聞えぬ、夫より一同に同所の酋長ユウトロマツカといふ者の所へ立寄りたるにより、富五郎源七より彼酋長へ嶋の様子を尋るに、當春松前より下りたる支配人ことの外疑惑を生じ、去秋番人共の捕はれしは、夷人共赤人に馴あひ手引したるなるべしなどいふゆへ、一同甚迷惑し、早々番人を下し、是迄の通り介抱に

あづかり、漁業なしたきよしを松前家へ小使蝦夷を遣し願ひ出たる由、又ソウヤへは、公儀の御役人も大勢詰、カラフトのシフヌシへは、松前の家士も來れりなど噺し居る内、ミカライ彼酋長へ酒を呑せ、四尺四方程なる緋羅紗と銀にて作りたる國王の像を與へ、外に四五寸四方の紙へ横文字書たる物を渡し、此後赤人船多く參るべきにより、此書附を出し見すべし、左あれば米酒切れ類何にても望の品を與ふべしと懇にいひ含め、外夷人どもへも玉類切れ類など少しヅヽ與へけるにより、富五郎源七ひそかにかの酋長をかたはらへ招ぎ、たとへ赤人より何品を貰ふとも、必なたがふべからず、此よし外夷人共へもよく〳〵申含むべしと巨細にいひ諭し、一同に此家を立出、又もやライシヤモといふ酋長の方へ立寄、酒を呑せ切れ類などを與へ、夫より一同に濱邊へ出、的をたてゝ鐵炮を打て夷人に見する、ミカライは中りあしく、其餘の者はみな中り細かなり、又夷人の飼ひ置たる熊の子を二疋所望し、鐵炮にて打殺し、船へ積入食料とす、夫より一同に元船に戻り、夜に入乘組の者へ夥しく

酒を呑せ、何れも酔臥したる時、ミカライサンタラエチ艫の方へ廻り、太皷を烈しく打ければ、酔ふしたる者共一同に起たち、櫓へ上り銘々鐵炮を打拂ふ、此手廻し至てすみやかなり、その内別して手際よきものは賞し、不手際なるものは其輕重に隨ひ撻つ事二三十より四五十に至る、折々此事をして調練せしむる也、翌廿日には大船の方よりヒヨウトロマルキチを初め十八、番人福松も乘組、小舟の方よりも五人程いづれも橋舟にて乘出し、カラフトの内、ヤハンベツといふ所へ上陸せしに、夷小屋は三戸あれども、人は見へず、其夷小屋の前に杭ありて、ちいさき箱を懸置たり、ヒヨウトロマルキチ其箱をおろし、中より生銀歟硝子の如き玉と切れ類を取出し見て、又箱へ入れ、猶其上へ切れ類を少し足して納め、元のごとく杭へ懸置たり、其さま彼者共、去秋此所へ來りし時、掛置たる箱にてもあるやと見へたり、いかなる故にてかくしつるや知れず、又彼蝦夷小屋よりカモ／＼（酒を入る器なり、）を三ツ取出し、酒を一升程ヅヽ入、濱邊へ杭を三本たてこれを懸たり、前の箱此カモ／＼杯は、夷人へ與へる心にてもあるや、其子細をきかざるゆへ志れず、夫より一同元船へ戻り、翌廿一日には未申の風にてはせ、同嶋の内ヲフイトマリと云所に懸り、ヒヨウトロマルキチ、ヒヨウトロキハノエチを初め、其外何人乘組たるや志れず、同所へ上陸し、番小屋一軒、雜藏一棟、物置一箇所焼拂ひ、元船へ立戻り、又晝過に成りて、クシユンコタン海岸より半里程に懸り、船頭水主八人幷源七も上陸せしに、蝦夷一人も見えず、濱に圖合舟一艘引上あり、長サ一尺に巾七八寸もあらむと思ふ、眞鍮の板がねをみよしへかぶせ置たり、文字ゑり附ありしやいなや見屆ず、是も赤人共去秋參り之時の業ならむ歟、夫より重に一同元船へ戻りたる所へ、エモンカイホ、トタヲリシ、ヲケエンタルといふ蝦夷三人圖合船に乘り、源七等を尋ねて元船へ近づきたるを、ミカライサンタラエチ見附て、頓て元船へ乘組移らせ、酒を呑せ、カラフトの番人共を呼び、逢ふべしといふ故、面會し、いかなる事にて來りしと問へば、異國船渡來につき、夷人共一同山へ隱れけれども、源七を見てなづかしく思ひ、尋ね來れりといふゆへ、カラフト、

エトロフの番人幷大村治五郎等異國人に捕はれ、今日に及びたる迄のあらましを五郎次に認させ、宛名はカラフト支配人平兵衛と記したる書狀、エモンカイホが脊中へ密に押入、早々松前へ屆くれよといひ含ぬ、(此書狀後に松前家より差出し、執政方へも内々に見せまいらす、)頓て夷人共は酩酊したるにより、イハンヘトロエチ送りて陸へ歸したり、其夜同所の沖に懸り、翌廿二日の晝頃、ルウタカ海岸より一里程に懸り、ミカライサンタラエチをはじめ、二十六七人上陸せしが、間もなく火の手見え、七ッ時頃に至り、大釜五ッ持歸りたるゆへ、其樣子を尋ねしに、番家二軒、藏九棟、辨天拜殿燒拂たるよしを申す、廿二三日より廿八日迄は、或ははせ或は滯船し、廿九日にいたり、卯の風にてはせ行たるに、終に見馴ざる山ひとつ見え、何地とも辨へざるに、あれはレブンシリなるべしと、ミカライサンタラエチがいふ内に、もや晴てよくよく見れば、いかにもレブンシリにて、番屋抔幽に見えたり、その時ミカライ大に笑ひ、源七等はをのれが國をしらず、我はつゐに見ざれども、繪圖をもつて知れりとて自負したり、其日七時頃日本船見ゆるとて、番人共をば穴へ入、人數何程かはしらず、橋舟にて乘出し、暮頃鐵炮の音烈しく聞えしが、頓て晦日の朝に至り、橋船四艘にて千石積餘と見へたる大船を挽來る、其船は宜幸丸と題したる大船なり、米五百俵程、酒十四五樽、衣類少々元船へつみとり、六月朔日には鹽三十俵ほど積取り、猶殘りたる鹽其外の品も有とやと見えしが、其日の晝頃此船を燒拂ひたり、(是伊達林右衛門手船宜幸丸、)其日も風あしく、夜中沖の方に漂ひしが、ミカライサンタラエチ、富五郎源七にいふ樣、今度汝等に書簡を折せて松前へ歸すべけれども、其内二人は留置、本國へ連行き來年歸すべし、カラフトの番人共は、去年よりヲロシヤに在りて、かなりに詞も通ずるなれば、書簡を持せ遣はしても分るべし、エトロフの者共は、いまだ通辨も出來ざるゆへ、五郎次左兵衛を殘し置ん、尤隨分大切にいたはり養ひ置べし、エトロフに居たると同じ事に思ひ心を安んずべし、親元にても案じざるやう書狀を遣はすべしと、懇にいひ含たり、翌二日には、申酉の風にてはせ行しが、ソウヤとノッシャフとの沖合に當て、日本船見ゆるよしに

て、番人共は穴へ入、元船二艘共はせ行、大筒二聲發し、間もなく日本ぶねを見よといふゆへ、穴より出て見れば、松前家の手船禎祥丸にて、乘組の人は見えず、（此乘組のもの異國船に恐、立去りしと見えたり、）頓て彼船より長柄二筋、素麵二三俵、衣類の入りたる葛籠三ツ、大船の方へ積取り、小舟の方へも衣類等持運ぶ躰に見えたり、夫より又リイシリの方へ乘戻したるに、同所に帆柱のなき赤船一艘見えたり、（是則森重左仲、内野五郎左衛門等が乘捨たりし萬春丸なり、）其時大船の方よりヒヨウトロマルキチをもはじめ十八大筒をもち、橋舟にて乘出せしが、頓てかの赤船に乘移り、大筒を放ち、一同に大聲を發し、白地の木綿に黑く十文字附たる鎗を押立、鎗一筋合藥焰硝の入たる樽一ッ、具足三領取來れり、翌三日晝頃リイシッ嶋へ水汲に行たる水主共、日本の小舟一艘挽來れり、見れば松前市中の船誠龍丸のはしけ船也、同四日に至り、彼赤船より五百目計の大筒一挺、百目筒程の臺計、焰硝合藥三升程、米數俵、酒五六樽、日本繪圖一枚、蝦夷地繪圖一枚、カラフト繪圖一枚取來れり、此外衣類の夜具等漁船へつみ入たるが、元船近くなり覆り、皆海中に入たり、夫よりヒヨウトロマルキチを始め五六人、リイシリへ上陸せしが、番屋藏にても燒拂たりと覺へて、煙立四箇所に見えて、誠龍丸よりも火の手上りぬ、萬春丸は夜に入燒拂ひたり、翌五日に至りて、ミカライサンタラエチがいふ、始赤船は武器も積入たれば、然るべき大將も乘組たらんが、リイシリ山へ立退たると覺えたり、此大將を捕へなば、番人共は殘らず歸すべし、いざや捜せよとて三十人餘上陸したりしが、晝頃歸り來りて、山には一人も見えざるゆへ、家藏圖合船等燒拂ひ歸りたりといふ、夫よりミカライ、富五郎源七を招ぎ、大將を捕へ得ざるにより、さきにいひつる如く彌汝等が内貳人をとゞめて、八人を歸すべし、土産のため何にてもあれ望の品あらば申べしといふ故、素より望の品はあらざれども、歸國のうへヲロシヤの産物何品をもつて交易を望むやなど、もし御尋もあらん時の爲なれば、羅紗其外の切れ類少しヅヽ、貰ばやと、仲間一同に商議し、ミカライに申つるに、是は安きあいたの事也、爰に有合たるは、去年長崎へ見本に持行たる品にて、古びたれども與ふべしと、卷

物內より裁て羅紗六切レ、魯西亞切レ三切、花布二切レ、小切レ八切レ、外にヲロシャ文字の書籍二冊、頭巾一ツ、コップ五ツ、鏡一面、角細工一ツ、内に針あり、またぁ匕三本、ヲロシャ假名書たる物一枚、繪圖五枚を與へたり、此品々ソウヤへ持來り、江戸へ通じて執政方へ捧く、渡船には彼誠龍丸のはしけを貰ひ請しが、船具不足により、櫂八本、碇一挺、繩二筋、帆一流を貰ひ、又船中の料として白米三俵、素麵一俵、醬油一樽、酒一樽、大藥鑵三ツ、鉞一挺、鋸一挺、鉈二挺、鑿二本、たばこ十玉を與へられたり、其時ミカライ、さきに源七が裏書したる書簡をとり出し、四隅を封じたりしが、又思惟する躰にて、この書簡江戸へ出すべし、松前にては一覽する事なからむには便ならじとて、源七に渡し、松前に至り奉行に達すべしといふゆへ、返簡は何地へ屆くべきやと問へば、來春カラフト、ウルツフ、エトロウの內へ來るべければ、彼三嶋の內へ達すべし、又通商の願ひ叶はゞ、上白中靑下紅の旗を立よ、旗の雛形、書簡に見えたり、叶はずば白地に黑く十文字の附たる旗を立よ、我輩今年はヲホツカへ歸帆する也、汝等相かまへてソウヤへ行事なく、速に松前に至るべしといふ、則其旨を得て出帆せしが、さるにても赤人がソウヤへ行べからずといひしかど、彼所には御役人も詰合たりと聞及べば、夫をさし置松前へ行ば手後れに成べし、いざやソウヤへ行んと船中一同に商議し、頓て彼方へむけてはせたりしが、其夜ソウヤの內、イウツといふ所へ至りしにより、其所に野宿し、翌六日の朝乘出し、一里計も行たるに、もやの內より帆影の見えける程に、すはやヲロシャ船の先へ廻りたるにや、いかゞはせんと驚しが、さはなくて彼萬春丸に乘組たりし地役やとひの者共が、彼船の成行見屆んとてリイシリをさしてゆくにぞ有ける、かくて彼者共より萬春丸はいかにとゝふゆへ、はや燒拂たりと答へければ、然からばリイシリへ行ても詮なし、ソウヤへ歸るべし、汝等もこのふねに乘れといふゆへ、則八人のもの共かのふねに乘り移り、其日八時頃ソウヤへ着て、深山宇平太をはじめ、同所詰の官吏に事の始末をのべたりといふゆへ、五月十八九日の頃、彼等が乘組たるヲロシャ船、松前南部箱館邊のり廻したる事はなきや、其外に彼國より船の出たる事

は聞及ばざるやと尋しに、其頃はカラフトの邊に居たれば、松前地乘廻したる事はなし、ヲロシヤより此外に船の出たる事も聞及ばざれ共、イギリス阿蘭陀商船は出居るよし聞及びたりといふ、是はイギリス阿蘭陀より出たる船にや、又はヲロシヤよりイギリス、阿蘭陀へ出したる商船にやと尋しに、其所は確と志らずといふ、然らば五月十九日箱館へ見えたる大船は、是等のうちにもあるべきや、されどもイギリス阿蘭陀より出たる船ならば、其頃南部箱館の邊乘廻し、下蝦夷地の方へ行べきいはれもなし、恐らくはヲロシヤより彼國々へ行たる船の歸帆するにてもありしや未ゞ詳、

休明光記卷之九

○エトロフ嶋へ異國船渡來一件之下
附新規松前奉行兩人命せらるゝ事
幷箱館奉行の御役名替りし事

○夫より大村治五平を尋るに、かれは南部津輕家の火業師にて、エトロフ嶋に詰居たるに、四月廿九日異國船渡來により、詰合の官吏より差圖にて、足輕共を連れ、會所山上の草を刈取らせ、屯場を手當し、同家の火業手傳役宮川忠作大畑忠平等にも、夫々足輕を差添、各鐵炮をのせ、防ぎの用意をなす、扨戸田又太夫關谷茂八郎がいふには、彼異國人共何歟申旨ありて來れるやも志れざれば、猥りに鐵炮うつ事なく、彼等が事情を聞を專一とすべしとて、支配人陽助といふものに玉止メの志るしを持せて海岸へ進ませしに、彼が方より大筒小筒を頻に打懸け、陽助手負たるより、（此手續は、後の同心共の申口に詳也、事煩しきが故に爰に略す、）今は此方よりも打べしと又太夫より申によつて、忠作忠平其外十四五人、辨天社の脇へ出張り、各鐵炮を打懸ける内、異國人の

方より臺仕懸の大筒を引上、きびしく打懸たるにより、治五平も十匁筒を取て打拂ひしが、玉藥盡たる故取來らんとて會所へゆく途中にて、異國人より打懸たる鐵炮に足の甲を打せ、陣屋へ入、布にてまき立出けれども、歩行不自由にて、防戰も心に任せざるにより、會所川上の山岸に疵保養して居たるうち、其夜の九時頃、會所の人數は引拂たりと聞けれど、歩行なりがたきにより、彼所に野宿し居たるに、翌五月朔日には異國人共上陸し、會所其外を亂妨し、二日には歸帆したる樣子にて靜になり、病も少し和らぎければ、會所の躰を見屆ばやと辨天社の後まで出たる所へ、川下の方より赤人一人出來り、それ日本と聲をかけ、拔身を持打かけるゆへ、治五平も拔合せ、二太刀三太刀打合ふ内、異國人六人ほど各鐵炮を向け取圍みたるゆへ、振返るとて坂の段木へ疵ある方の足を踏かけ、横ざまに倒れければ、異國人ども其儘折重り、二の腕計を繩にて縛り、會所脇土手の上へ引ゆきたり、そこには異國人二十人程もありて、藏々より米豆等を運び居たり、水ひとつくれよと手眞似して見せければ、樂鑵に酒を入て持來り呑せたり、かく運盡て捕はれたれば、とく首うてと仕形して見せたるに、其内頭立たる者が、赤人は日本人を殺さず、やがて送り歸すべきよし手眞似し、夫より腰繩をつけ、サク・ベツの方へ四五町連ゆき、日本人〳〵と指さし、其さま會所の人數は何の方へ立退たるやと尋る躰に見へけるゆへ、頭をふり知らずと答へければ、又會所の人數は何程と問ふ躰にて、役人〳〵といへる事のみ聞えけるゆへ、是又志らざる趣を手眞似しで見せければ、其外色々尋る樣子なりしが、分らざる故答へざりしに、其後は何事も尋ず、扨會所の邊敵味方の死骸なども見えず、異國人二人酒に醉たる躰にて臥し居たりしが、八時頃彼二人と治五平を橋舟に乘せ、大船へ連行、繩を解穴へ入たり、そこには、カラフト、エトロフの番人共も居たり、程なく首領ミカライサンタラエチ、治五平を呼出し、船繩にて腰を三重廻し縛り、みよしの方へ連行き腰を懸させ、半時計置て繩を解き、元の所へ歸したり、是は陸にて捕はるゝ時、刀をぬき刄むかいたるゆへ、一旦の咎なれども、はや搆ひなきよし、ミカライ源七へ申たり、又治五平を役人と心得居る樣子につき、町人なりともなしくれよと源七へ

たのみ、漸に申取帳つけの趣に成れり、又異國人共源七其外の者には咄もすれど、治五平は言語一向通ぜざるゆへ、何事も言はず、夫より彼船ウルップ、カラフト等へ乗廻し、リイシリにて番人共と俱に小舟に乘組、ソウヤ迄歸りたる始末は、富五郎等七人がいふ所のごとしといふ、且異國船の樣子大筒仕懸方等の事、治五平が見及たる所繪圖にして出せしにより、則江府へ捧ぐ、巻之八、番人共の申狀、幷此治五平が申狀、悉く記して執政方へ呈す、其始末甚多端なるがゆへに、こゝには纔に一二の大要のみを摘て記す、

一エトロフ嶋へ詰居たる同心の內、羽生宗次郎、小嶋官藏、柏屋與七、非瀧長藏、橋本義八といふ五人の者ども、追々箱館へ歸來れるにより、彼嶋爭亂の始末を尋るに、四月廿五日の曉、ナイボよりの飛脚シャナ會所に至り、異國船渡來のよし告來れる關谷茂八郎かしこへ越により、宗次郎、官藏、與七、幷梅津富右衛門といふもの、都合四人從ふべきよし、茂八郎より申渡し、南部津輕鐵炮方の者三人、足輕二十六七人、大筒小筒の鐵炮を用意し、圖合船二艘にのり組、其日の四時頃出帆せしが、向ひ風にて捗どらず、夕立シリムイといふ所へ着寄り、野宿して居たる所へ、ナイボよりの飛脚の由、蝦夷人兩人にて書狀持來り、茂八郎其狀を見て、彼飛脚を直にシャナへ遣したり、何等の事いひ來りしにや、其子細は知らず、翌廿六日の朝出帆し、フウシベツといふ所まではせ行しに、風替り彼所に暫く見合せ、七ツ時頃風筋直りて船を出し、夜中も走行、廿七日の曉方に至り、ホロ〳〵といふ所へ差寄りしに、下役兒玉嘉內、ナイボ番人一人、蝦夷人六人、此處の岩穴に有ていふ樣、去ル廿五日異國人共ナイボへ上陸し、番人四人と稼方の者一人を捕へて元船へ連行き、番屋藏々等燒拂ひたる由語るにより、扨はナイボよりはシャナの方心許なく、急いでシャナへ立歸り、備へをなすべしとて、嘉內もこなたの船に乘組、舟子どもをせり立々急ぎし程に、其夜の內にシャナへ乘戾したり、翌廿八日の早天には、同心共一同に會所へ出、各手分して鐵炮玉を鑄立、竹鎗を拵へ、暮頃迄に大小の玉八百程、竹鎗三百本程仕立、夜中は代る〳〵海岸を見廻り、翌廿九日の早朝會所へ出しに、戸田又太夫關谷茂八郎がいふ樣、今度は安からぬ陳事なれば、いづれも身命をなげうつ

て働べし、異國人共上陸したりとも、こなたより差圖せざる内は、猥りに鐵炮打べからず、駈引の合圖は、大皷三ッうたばかゝり、四ッうたば引べし、兵粮方は兒王嘉内引受て計るといへども、猶手廻り兼る事あらば、宗次郎も世話すべしといふゆへ、其旨を得て、各鐵炮玉藥等請取、宗次郎は會所の上手へ蝦夷人二十人程連行、草を刈せ、南部家の火業師大村治五平、足輕二三十人、津輕家の火業師姓名不レ知足輕二十八程連來り、同じく刈取、凡八十間四方ほどに地をならし、兩家の幕張し、又會所前土手上は十間餘の所へ三尺程板を打、其内へ南部家の幕張し、長柄四十筋、旗一流、纒一本たて、津輕家にては、彼家の勤番所うしろ遠見場所へ幕張し、見張の者を附置、各備へを設し所に、九時前に至り、異國船二艘見へ來り、大船の方は、海岸より一里程隔てナヨカといふ沖の方へ寄り船を留め、小舟の方は、シャナ會所より二十町程隔て懸りたり、扨異國人ども何歟申旨ありて來るやもしれざれば、猥りに殺伐を用ひず、其事情を察すべし、先玉止の合圖をせよと、又太夫茂八郎より、支配人陽助といふ者へ促しければ、則白木綿を三尺程長き木の先へつけ、陽助これを持て海岸へすゝむ、其跡へ義八、富右衛門、官藏、與七、幷園田武右衛門といふ同心、いづれも鐵炮を持添ゆき、海岸に至り陽助彼合圖の布をふりたるに、橋舟より三百目計の鐵炮を陽助へ向て打懸たれど、玉は脇へそれたり、其時與七小筒を彼橋舟へむけ一發しけるに、陽助是を見て、今異國船より打懸たるは、玉筋は此方へ向たれども、若や合圖の心なるかもしれざれば、先こなたより船へ向て打んはいかゞなり、山の方へむけこ玉拂して然るべしと申に、異國船二艘とも既に車櫂を押立けるゆへ、扨は合圖を受たるならむと思ひ居る内、異國人ども皆々上陸したるゆへ、會所へ行て其旨を申けるに、しからば異國人共會所へ來るべければ、もはや案内に及ばず、彼等がせん樣を見よやとて暫くためらひけれど、異國人共は只海岸に立並びたるのみにて、何の樣もしれざるゆへ、かくては果じ、何ぞ申旨もありや參りて承るべきと、陽助が申により、然らば最前の如く同心共も附添ゆくべし、もし陽助を捕へなどせば格別、左もなきには、努々鐵炮

打べからずと、又太夫茂八郎より申につき、其旨を得て一同に打連濱邊へすゝみしに、陽助懷中紙を取出し、左り右に振て玉止めの仕方を見せけれども、會得せざるや頻りに打懸ける故、進みがたく引戻しける時、小筒にて陽助内股を打れたるにより、其旨會所へ申、鐵炮打べきやと伺ひしに、今は打拂ふべしとて、又太夫茂八郎をはじめ、兩家の人數と一同に、辨天社の脇へ出張、筒先を揃えて打立しに、異國人共は川向の粕藏へ取籠り、鐵炮を打出すにより、此方の人數は會所土手上へ引分け、左右より打懸、互にせり合居たる內、粕藏脇の蝦夷小屋より夷人一人立出しが、敵の鐵炮に中りて死したり、又辨天社の下にも粕藏あり、官藏その粕藏の板を破り、その所より三百目筒を打出せしに、異國人の籠りたる粕藏を打拔、餘程色めきたる躰に見えたり、又南部陣屋の山手より同家の火業師大畑忠平三百目筒を橋舟へむけ打出したる時、異國人共は彼粕藏へ火をかけて、粕藏五六箇所燒たりと云、且津輕勤番所は、敵に取切られては都合あしきとて、此方にて燒たり、一同橋舟に取乘り、元船へ引取たり、此時七時半頃也、夫より一同會所へ集りしに、兩家雇足輕をはじめ、番人職人漁業稼方のもの蝦夷人等悉く逃去り、兒玉嘉內見えず、嘉內事は、末に見ゆ、大村治五平も七時過より見えず治五平事は、前に見えたり、只會所に居たる者は、又太夫茂八郎御用金を取集め、小者に持せて立退せたり、此御用金クナシリに持ゆき、夫より箱館へ來る、暮時過より異國船にて折々大筒の音聞ゆるゆへ、兩家の人數幷同心ども海岸へ出、此方よりも打懸たり、扨又太夫茂八郎兩家の役人一同に事を議し、もはや玉藥も乏しければ、此會所にては防ぎがたし、一まづ立退き、アリムイといふ所の番小屋へ引取べければ、同心共も附添參るべしといふにより、一同に引取る時、打殘したる合藥を取集め、南部家の火業師小川忠藏に渡し、同家陣屋の前にある一貫七百目の大筒を打せたり、此玉敵の元船なかすりたる躰にて、元船の懸る場をよほど遠ざけたり、九ツ半時頃、又太夫、茂八郎、宗次郎、與七、武右衛門、富右衛門、長藏、幷森彥十郎、大場專藏といふ同心、銘々鐵炮をもち、曉七ツ時頃、アリムイ番屋へ至り、間宮林藏百姓にて、蝦夷地御用雇に成り、彼所へ行たるものなり、海邊を見渡し、異國の橋舟一艘大筒を打、此處へ着寄るべき躰也といふより、左からば爰に在らむは然るべからずとて、同所を立

出行く程に、皆々跡先になり、五月朔日晝頃アリムイ、シベツといふ間にて暫く休らひ、茂八郎も此所へ來り休むべしと、又太夫がいふにより、宗次郎尋に出しが、一町程先に休居たるゆへ、其事を申けれど、ことの外勞れたれば、立戻りがたしとて、其儘居たり、かくて一同に勞れ甚しければ、今宵は爰に野宿して、あすこそルベツへゆかめと、又太夫がいふにより、木の枝などを折て火を焚、一同休居たる內、又太夫見えざるゆへ、彦十郎傍の山手へ登り見たる所に、地役（同心共此頃はいまだ地役と唱へし時なり、）と聲かけ、其さまあやしき樣子により、一同にはせ行見れば、又太夫脇差を咽へ突たてうつぶしに成、はや事きれたり、其時エトロフに來り居たる鍛冶共、又太夫が蒲團を持て居たるゆへ、直に其蒲團を打着せ、彼もの共を番に附置、宗次郎は茂八郎を尋ねてルベツの方へ十四五町行たれども、逢はざるゆへ、立戻り見れば、番させ置つるものども一人も居ざるにより、扨は最早茂八郎來りて見屆のうへ、番に附置たるもの共も引連行たるならむとおもひ、ルベツをさして急しほどに、其夜の初更の頃に至り、かしこに着しが、其所にも茂八郎其外のもの見えざるゆへ、扨はフウシベツの方へ行しならむと、其跡を慕ひ行ばやと思ひしが、其所に大河あり、川向に船は見へたれど、渡すべき夷人もあらざれば、是非なくルベツに夜を明かし、翌二日に至り、夷人一人夷舟に乘て來りしを見受、其舟にのり、川を渡り、漸く八時頃フウシベツへ到りたるに、其所の蝦夷小屋に、茂八郎、林藏、幷仲間の者共、兩家の役人、足輕、雇足輕、稼方、職人など、都合四十人程居たるゆへ、又太夫が自殺の始末を語りしに、茂八郎も則其場所へ至り、樣子は見屆たれ共、騷動の中故、死骸の取始末も成かね、其所に在合たる者共は、一同引連來りし由をいふ、專藏、與七はヲサウシといふ所より海岸を通行したるゆへ、又太夫が變死を知らず、五月朔日夕方にルベツへ着しに、間もなく山の手の方より茂八郎、彦十郎、長藏、富右衞門、武右衞門、林藏、兩家の役人共、足輕其外の雜人等追々に來り、彼者共に又太夫が事を初て聞て驚歎し、夫より何れも一同にフウシベツへ至りつきぬ、官藏は四月廿九日の夜、ナヨカロといふ所へ異國人上陸せしも計りがたけ

れば、見て來るべしと、又太夫茂八郎がいふにより、九時頃かしこに至り、南部勤番所の山より見れば、人五六人居る躰也、闇夜にて確と分らざれば、異國人なるべしと思ひしゆへ、急いて會所へ立戻りしに、はや一人もあらざるゆへ、うしろの山手八九町程退きたる內夜も明ければ、シベツ川の方へ十町程も行たる所へ、山の手の方より、兒玉嘉內漁方の者五人出來り、きのふ嘉內が妻子何方へか立退行衞しれざるゆへ、所々尋居る內、海岸より鐵炮打かけ、會所へ立戻がたく、山に籠り居たる由をいふ、夫より嘉內官藏、ブクシヤといふ草の根あるひは百合の根などを掘て喰ひ、其所に五月三日迄野宿し、同日晝ごろ川上四五町行しに、蝦夷人七人居たりしが、其內より二人矢を射かけたり、是は深き野心ありての事にもあらず、異國人共シヤナ亂妨の紛れ、此夷人共米酒等掠取たる事ありて、役人より其吟味にあはん事をおそれ、かゝるふるまひありしなどいふ說あり、菊地惣內さきに箱館へ出居たりしが、エトロフ一擧につき、とく彼地へ歸りしゆへ、此二人の蝦夷が仕形輕からぬ事なれば、よく〳〵糺明を遂て申越べしといひおくりぬ、 彼蝦夷の內より、ノボリサシとていふもの彼川筋二三町上をのぼれる小屋へ、嘉內、官藏を伴ひ養ひ置しゆへ、此所に五日の朝迄居たりしに、さきにシヤナ會所にて鐵炮疵負ひたる支配人陽助、此川上に保養して居たりしが、異國人歸帆したる由をきゝ、シヤナ會所の樣を見んとて、嘉內官藏が居たる所へ來りしゆへ、則三人一同にシヤナへ行て見るに、會所藏々南部家勤番所悉く燒拂ひたり、會所うしろの草原に一人の死骸あり、身の內に疵なし、其所へ津輕家の雇足輕來かゝり、是は彼家の足輕なるが、腫病にて果たりといふ、又夫より少し脇蝦夷小屋の前に異國人の死骸あり、黑羅紗筒袖の衣類を着し、同じ股引をはき、切疵つき疵矢きずあり、是は夷人ども集りて殺したりといふ、此始末前にみゆ、扨此三人、又太夫茂八郎が成行を知らず、アリムイの方へ行ば逢事もあらんやとて、その日の晝ごろかしこへいたりたるに、こゝにも異國人の死骸疵等あり、是は番人行十郎といふものころしたる由、此始末前にみゆ、時にその所の山の手より、はからずも嘉內が妻子幷津輕家の雇足輕四人、南部漁方のもの五人、大工夫婦のものなど出來り、まづ恙なきを悅びあひ、一同圖合船にのり、ルベツへ渡りて止宿し、六日の四時頃フウシベツへ至りたるに、茂八郎其外のもの蝦夷小屋に居

たるゆへ、面會して品々談じあひける、義八は四月廿九日の暮行よりシャナ海岸を見廻り、五時過會所へ立戻りて見たるに、舟人一人も見えず、其時は陣屋見廻りとして一同出たるよしの處、それとは知らず立退たる事と心得、會所後ろの山四五町行し所に、支配人陽助幷番人喜惣次、小使與七郎、漁方の者十九人居たるゆへ、其所にて夜を明し、五月朔日同所を立てシベツに至り止宿し、二日には其川上へ到りしに、陽助は鐵炮疵にて歩行成がたし、漁方の者に負はれ行しが、笹原深く越へがたきにより、陽助、喜惣次、與太郎は、其所に殘り、其外一同に三日にはルベツに到り、四日暮頃フウシベツへ着、茂八郎其外のものに逢たり、夫より一同商議のうへ、一旦クナシリへわたり、萬事をとり調、茂八郎は、品によりまたエトロフへ戻るべし、嘉内をはじめ同心共、兩家の役人雜人等は箱館へ行べしと、茂八郎が申により、同心共は是迄附添たる事なれば、達てとゞまりたきよしを再三申といへども、粮米等も乏しく、萬端便ならざるにつき、是非ともに登るべきよしを申により、力及ばず出帆し、追々に箱館に至り盡ぬといふ、此申狀も委しく記して後に執政方へ捧ぐ、是又數年は省きて爰には一二の大要を擧るのみ、且關谷茂八郎、兒玉嘉内が申狀は、正養が退役の後を達に成しゆへ、今爰に記さず、

一七月十一日御使番村上監物義雄箱館着、上下三十三人翌十二日御目附遠山左衞門景晋、上下三十三人、同廿六日若年寄堀田攝津守正敦朝臣、上下三百三十七人、同日大目附中川飛驒守忠英、上下六十一人、御使番小菅伊右衞門正容、上下三十三人、小普請役近藤重藏、上下六人奥役御右筆蘆谷源五右衞門、石尾彦四郎、各上下八人、吟味方下役野々山牧三郎、御徒大嶋太左衞門、御普請役岩佐三五太夫、御鷹方山田忠兵衞は、正敦朝臣の手附として、一同に着、其外御徒目附小田切彦兵衞、加藤才助、林餘四郎、神谷勘右衞門、磯野七十五郎、三輪善平、西村吉之丞、御小人目附小林新五郎、田草川傳次郎、前田友之助、古澤半左衞門、末次左吉、近藤文次郎、木村富藏、金子五郎吉、栗原伊八、小林卯十郎、水沼宗一郎、御普請役小林周助等、大目附御目付御使番等之手附にて、役々の到着の日に追々到着す、此諸有司箱館寺院又は町家に旅宿有、正敦朝臣着し給ふ時は、安論正養旅館へ至り、先御機嫌を伺ふ、其時上意あり、其趣は今度異國船渡來に付、堀田攝津守遣はさ

る、御用之儀申談、諸事入念可ニ相勤ーとの御事の由、正敦朝臣より申達し給ふ、畏て承りぬるよし謹て御請申、又江府へ御禮の呈書を出す、翌廿七日より日々正敦朝臣の旅館へ諸有司會して評論あり、扨は今度の一擧は、たやすからぬ珍事なれば、此上の處置いかゞありて然るべからんや、各深く遠く思ひをめぐらし、萬全の策を奉るべきよし、彼朝臣より促し給ふにより、安論正養はじめ、諸有司己れ己れが異見をまいらせ、正敦朝臣よりも數條の書取をもつて厚く議し給ふ事品々也、

一今度の一擧につき、江府より鐵炮鍛練の者を遣はさる、其人々は御先手深尾八太夫組與力黑澤槌右衞門、同井上左太夫組與力西尾鎌次郎、依田大助、其子斧三郎、おなじく荒尾但馬守組與力中里三次、同長田六左衞門組與力龍神數馬、町奉行根岸肥前守組同心平野勝五郎、御先手大林彌左衞門組同心松岡鐵藏、宇田彌一郎、長嶋萬五郎、小金宗次郎、已上十三人、七月廿三日箱館に至りぬ、

一去月廿九日には正敦朝臣箱館奉行の御役宅を見廻り給ふにより、大目附御目附御使番御右筆等も入來、巳刻過正敦朝臣來り給ひ、御用談も一通り終りて後、此度異國船より戻されたる番人どもを白洲へ呼出し、兩奉行委細を糺問し、正敦朝臣諸有司も其席に列りて聞給ふ、其事果て後、馬場にて蝦夷立の御用馬を見給ひて、其外所々見廻りて歸らせ給ふ、

一前の番人其外の者どもなどが申狀をきけば、エトロフ亂妨の一件、さきに正養より江府へ申つる御屆書の趣とは大に齟齬せり、其時はエトロフ詰メ關谷茂八郎よりの注進狀一向分らざるにより、彼嶋より追々歸り來れる船方、其外の者共に菊地惣内山田鯉兵衞が事の由を尋て云らべたりしが、彼等がいひし所取留ざる事にや有らん、いづれにもかく事のたがひぬるうへは、今さらいひとくべき詞なくて、恐れ甚しければ、正養をはじめ、惣内鯉兵衞ども差扣伺の事を正敦朝臣へ申せしに、此節伺ふ時は、事々につき差支甚多ければ、追て歸府の上言上、其外御用向ー通り濟たる後に至り伺ひ申方然るべし、其由は執政方へも彼朝臣より申させ給はんとの御事也ける程に、此上はとて先暫く見合

せぬ、

一八月朔日には、正敦朝臣箱館山脊泊（濱イ）より藥師山水元尻澤邊を見廻り給ふ、大目附御目附御使番御右筆奉行支配向等附添まいらす、

一二日には正敦朝臣の旅館へ南部、津輕の重役の家來を呼出し給ひ、蝦夷地勤番の人數年々出せる上に、今度異國船渡來につき、多分の增人數をも出し出精のよし、殊に南部家は、領分大勢通行の所、人馬其外差支もなく、一段の旨勞ひ給ひ、松前若狹守家來をも呼出し給ひ、今度松前西蝦夷地上地も仰出されたる上、異國船渡來につき、海邊固〆の人數をも出し、彼是心配なるべし、猶又引渡し迄の所、念入べきよしを達し給ふ、

一御徒目附神谷勘右衛門、御小人目附小林卯十郎、木村富兵衛、東蝦夷地クナシリ嶋邊迄見廻べきよし、小普請方近藤重藏、御鷹方山田忠兵衛、御小人目附田草川傳次郎、西蝦夷地リイシリ邊迄見るべきよし、二日に正敦朝臣より促し給ふ、

一三日には、正敦朝臣大森濱まで、南部家の陣營を見廻り給ふ、大目附御目付御使番御右筆奉行支配向等附添まいらす、南部家大小の兵士各甲冑を帶し、兜は脫て高紐にかけ、馬は傍に牽たて、蹲踞して禮をなす、此兵士一備限り幕を張、旗馬印をたて、弓組、鐵炮組、長柄組の列を正し、嚴重に固めたり、一通り見廻り、濱邊に設置したる幕張に入給ひ、重立たる兵士共を召出して勞ひ給ふ、且今度江府より來りし諸組の與力同心共の炮術をも此所にて見分し給ふ、

一四日には、七重濱にて佐竹勢の備立掛引の業を見給ふ、諸有司兩奉行其時附添、きのふのごとく濱邊の幕張には、小高き棧敷を搆へ、正敦朝臣をはじめ一同に列座す、兵士皆甲冑にて、兜は持せ馬を牽せ、棧敷の前を中禮して一同に押行き、夫より兜を着馬に乘り、指物をさし各得物〳〵をもち、金皷を鳴らし、弓鐵炮をはなちて駈引す、進退よく整ひたり、事果て後重立たる兵士等を棧敷の前へ召出、今度異國船渡來により、臨時の人數の事を達するの處、取あへず出張し、殊に今日の備立、隊伍もよく整ひ行屆ける事のよし、正敦朝臣より勞ひ給ふ、又兼て彼朝臣より沙汰し給ひて、此日近場所の蝦夷人共を

呼出し、彼備立駈引等の躰を見せて、御武威をしめし、夫々に物など賜はりけり、

一異國船より歸りたる者どもの內、カラフト番人富五郎、源七、エトロフ番人長内を江戸へ差出すべしと、正敦朝臣の申させ給ふにより、下役小川喜太郎を差添として、口上書并彼國より貰ひ來りし品々など取持て、八月五日箱館を出帆して江府へ赴く、

一エトロフ嶋シャナの蝦夷人日本風俗に成たる勘八といふもの十七八歳なりしが、番人喜惣次といふものと、シャナ立退の時荷物持送りの事より口論に及び、喜惣次を殺けるよし、事の始末は得と糺明のうへ申越すべしと、菊地惣内より申來る、是は先達て閣谷茂八郎より申越したる、五月三日の夜、かの喜惣次と支配人陽助悴與太郎といふもの、エトロフの内アリムイといふ所の新道を通りし時、何者とも知れず切懸、與太郎は手を負ひ、喜惣次は行衞知れざるとの風聞のよしなりけるが、果して此事なるべし、今度の爭亂に拘りたる事ども聞へざれど、輕からぬ事にもあれば、正敦朝臣へも具に申、江戸表執政方へも申上置給はるべしと、八月六日に村垣定行へ申送りぬ、

一御書院番頭水野石見守、與力森重靱負は、炮術鍛練のものなるにより、當御用に出役の事を先達て江府へ申せしが、則その通り命ぜられ、靱負并手傳として、門人大嶋雲四郎組御徒遠藤市之進、小普請近藤登之助組三宅幸之助、松平讃岐守家來本木鎌助、石川千(平イ)勝家來三井友七、牧野豐前守家來齋藤甚太夫、外に内弟子のもの五人、以上十人、八月七日箱館に到着す、

一正敦朝臣近蝦夷巡見として、八月廿九日箱館を發し給ふ、安諭并支配向附添まいらせ、遠山景晋と正養は取しらぶべき御用の事ありて箱館に殘り、その餘の諸有司皆相赴す、東蝦夷地ウスアフタ邊迄見廻り、歸路には直に松前に趣き給はんとの御事なり、

一八月十四日には、正養箱館を發し、十八日松前に至り、（川支にて一日逗留、）遠山景晋は十五日發し、十九日に着し、いづれも松前家士の宅を旅宿とす、

一正敦朝臣蝦夷地巡見終りて、八月廿六日松前に着給ふ、小菅正容も同日着也、村上義雄は廿五日、中

川忠英は廿七日着也、安論は諸有司より一日後れて彼地を立しが、旅中川支ありて、九月朔日松前へ到着す、各松前の家士の宅旅宿となす、

一八月廿七日正敦朝臣松前市中より海岸通り見廻り給ひ、夫より立石野にて酒井勢の備立を見分し給ふ、諸有司幷正養相越す、爰にも棧鋪を搆へて、一同に列座す、扨酒井家は御譜代の事ゆへ、一己の備は立ず、奉行の旗に隨て働くべしと、國元出張の時申附られたるにより、備へは立がたし、只鐵炮の業のみして見せ奉るべき由を申、足輕以下は甲冑、士以上は陣羽織にて、鐵炮織の列を正し、つるべ打早打等さまざまの業をなす、事果て後重立なる兵士等を棧敷の前へ召出し、正敦朝臣より勞ひ給ふ事、幷西地近場所の蝦夷共にも見せて、物賜ふ事なんど、都て佐竹家の例のごとし、

一此節は、異國船も歸國して靜謐に成り、殊に旬季も後れ、もはや渡來も成がたき時節につき、佐竹酒井の人數も歸國させ、松平政千代人數も先當年は出張にも及ばず、來年に至り差出し然るべし、其事はなを追々取調伺ふべしやと正敦朝臣へ議しまいらせけるに、其通りにて然るべしとのたまふにより、則其趣執政方への申上書を仕立、八月廿八日村垣定行の元迄遣し、進達の事をたのみをくりぬ、南部左衛門尉人數の事も、先達て御沙汰有て、彼家より懸合もありけれども、至て少人數にて、當時差配方も不便利につき、追て相應の御用もあらば達すべきむねを申達、其由六月中江府へも申上置たり、

一八月廿九日には、正敦朝臣エサシ見廻りとして發駕し給ふ、諸有司隨ひ行事例の如し、安論はいまだ蝦夷地より着せず、正養は松前に御用あるにより、支配向ばかり附添まいらす、巡見終りて九月四日に松前に歸り着給ふ、

一今度發向の諸有司歸路の時、手をわけて奥羽其外海岸通り要害地理見分せさすべしやと、正敦朝臣より先達て執政方へ伺ひ給ひしが、九月五日その返翰來り、諸有司は伺ひの通りたるべし、箱館奉行は見分の事にあづからず、少も早く歸參して、有し事共具に言上すべしとの御事のよし、江府の若年寄植村駿河守家長朝臣より正敦朝臣の許へいひおこし給ひぬるゆへ、正養は何かをさし置、早々歸府して言上を遂げ、又執政の御方へも此事彼事具に告げまいらすべしと、正敦朝臣より達し給ふ、

一九月五日、正敦朝臣立石野にて津輕家の備立駈引等を見分し給ふ、諸有司幷安論附添まいらす、備立駈引の次第其外ども、都て佐竹の例のごとし、此日森重靭負が火術船軍術を見分し給ふ、附添例のごとし、

一十二日には、順風にて、正敦朝臣をはじめ諸有司と倶に、正養も松前を出帆し、三厩へ着船す、多人數同所に宿しては差支のよしにつき、遠山景晋と正養は今別に止宿す、正敦朝臣は人馬の揃ふを待て、二三日三厩に止り給ひ、中川正英、遠山景晋、村上義雄は、奥羽其外海岸見廻りとして、おもひ〳〵に出立し、小菅正容は正敦朝臣に隨ふ、

一正養はさきに正敦朝臣より沙汰し給ふむねもあれば、翌十三日直に今別を發し、道を急いで行程に、十七日には、南部領の一の戸驛迄至りぬ、そのとき村垣定行の許より書狀來り、先達て異國船よりもどされたる南部の家士大村治五平病氣成しが、快氣に於ては江府へ差出すべき旨執政方より申させ給ふよし申來り、則其段松前表安論の許へ申送る、夫より段々に旅行し、十月六日に江戸に至り着ぬ、七日には御屆として月番執政大炊頭利厚朝臣の許へ參り、定例のごとく、廻勤登城の事を伺ひ申せしに、廻勤は勝手次第、登城の事は追て沙汰し給ふべければ、先見合すべきのよしを申させ給ふにより、則廻勤のみして宅に歸る、その夕方村垣定行來り、進達物等もあらば、同人を以て上べし、若御直に申べき子細もあらば、利厚朝臣の御許へ參るべしと、御同人申させ給ふよし達せらるゝにより、則來辰年蝦夷地御固の人數の事、幷エトロフ嶋御處置の事等をはじめ、品々進呈物をたのみ、又御直に申べき事もあれど、定行は此御用を取扱はるゝ人なれば、素より秘すべきにあらざるゆへ、此事彼等聞えわけ給はるべしと品々演說したり、

一正敦朝臣十月十三日江戸着し給ふ、小菅正容も同樣なり、

一中川忠英村上義雄の兩士は、津輕三厩より西海岸通り、越後村上の邊迄見廻り、忠英は十月十三日府に歸り、義雄は日光拜禮して、同月廿八日歸府す、遠山景晋は、南地より東海岸通り、常陸鹿嶋の邊迄見廻り、十月廿一日府に歸る、

一吟味役格菊地惣内、山田鯉兵衛、下役關谷茂八郎、兒玉嘉内、江府へ差出すべきよし、十月十七日利厚朝臣より書附を以達し給ふにより、則松前表安論の許へ申遣す、

一正養が差扣伺ひの事、箱館にて正敦朝臣の申させ給ひし旨もありて見合居たりしが、當時登城もせざれば、御用向の差支もあらざるにより、十月十八日に、佐渡奉行土屋長三郎を以利厚朝臣へ捧ぐ、其趣意は、當四月エトロフ嶋へ異國船渡來亂妨の趣御屆の節、支配向より取留たる風聞を以取調差出せしを、其儘申上ぬる段不調法の至り、又菊地惣内は、エトロフ亂妨の時詰合のもの不始末に及び、其節惣内は詰合ざれども、陽助懸りの事なるに、申談ども行屆かず、且御屆書取調の時も、取留ざる風聞を以相違の事を申上、山田鯉兵衛も此御屆書を倶に取調たるにより、同樣に不調法のよしを以、正養幷惣内、鯉兵衛が差扣伺、又外に一通には、異國人エトロフ亂妨、幷リイシリ嶋に、御船萬春丸へ狼藉の節、支配向不始末に及び、恐入たる故を以、安論正養連署して捧ぐ、利厚朝臣請取給ひて、暫く御沙汰もなかりけり、

一十月廿四日御納戸頭より御勘定吟味方兼帶河尻甚五郎春之、御勘定吟味役村垣左太夫定行御前へ召出され、松前奉行に命ぜられ、兩士共三百俵高に御加恩あり、春之は、元高二百五十俵、定行は元高百俵、松前へ移り、是迄御役所は箱館なりしが、以來は松前へ移り、安論正養が御役名も松前奉行と唱ふべきよし、此日利厚朝臣より書附を以て達し給ふ、此時より松前奉行四人になる、

一十一月十一日クナシリ、ソウヤに詰合たる官吏共へ御賞詞の事あり、其故は當四月異國船エトロフ嶋へ渡來の折に、クナシリ嶋には、下役向井勘助詰合たりしが、エトロフ爭亂の事は、追々注進あるにより、賊船隣嶋を犯す上は、程なく此嶋へも來るべし、いまその用意せばやとて、先南部家勤番の者へ達し、會所をはじめ東西の番所より、晝夜とも物見をさせ、在合たる番人蝦夷人共迄悉く呼集め、賊船寄來らむ時、防方の手當を巨細に命じ、兵粮方など手を分けて差支ざる樣に用心し、扨其頃は、支配人番人稼方の者なども代り合の時節にて、殊に少人

數なれば、異國人上陸させては事むづかしかるべし、只御武威をもつておびやかすにはしかじとて、有合たる布木綿を取出し、旗指物幕の類を夥しく拵へ、會所をはじめ所々の山の手、或は海岸の船々へも立つらね、夜は所々に篝火をたき、嚴重に構ける程に、山方其外に住ひ居る夷人共聞傳へ、我も〳〵とはせ集り、差圖に應じて防ぐべしとぞはやりける、則此夷人共に命じ、晝夜懸りて半弓毒矢を夥しく拵へ、又常に夷人の態をとるアマツボウと唱へて、努弓に似たるものあるゆへ、其器を多く作らせ、海岸にかけならべ、賊船來らば切放さんとかまへ、其外居合たる鍛冶に鎗を多く打せて、夷人共に渡し、今やよすると待かけたり、扱番人夷人等を集めていふ樣、異國船渡來のうへは、手痛く防べきは勿論なれば、若も戰ひ難儀に及ばゝ、我は速に討死すべし、汝等とても御國恩を蒙りたらば同じけれど、士とも違ふなれば、いかにもして命を全ふし、後詰の來るを待べしと懇にいひ諭しけるに、彼もの共是を聞、左ばかり我々を厭ひ給ふ御志の忝ければ、一命を捨ん事何かおしからんと、夷人共迄一致して心を決し、各身命を無きものにして働んとぞ誓ひける、此あらましは、クナシリ通行の御用船、其外船方のもの共委細に見聞し、箱館へ來て悉く告たり、彼異國船エトロフ亂妨の後、クナシリの沖へも乘廻しけるが、彼躰たらくを見て、多人數籠りて備へ有とや思ひけん、終にクナシリへは寄せざりしとぞ聞へぬ、又勘助より箱館詰合の者へ申越したる趣は、今度の一擧討死すべきは勿論の覺悟なれど、其身分にあらざれば、鎗一筋も持たず、嘸死後の躰見ぐるしかるべし、殘念は只此一事なりと申こしたるのみにて、妻子もある身なれば、それらの事など賴みこすべきは世の常の人情なるに、曾てそこに至らず、輕きものには珍らしき健氣なる心底也、又調役比企市郎右衞門は、子モロ、アツケシ、クナシリ兼持にて、アツケシに詰居たりしが、彼騷動をきゝ、取る物も取あへずアツケシを發して、クナシリに至り見るに、防戰の手當最中なれば、猶又勘助と謀り、さま〳〵に手配りし、殘る所もなく備へたり、夷人ども是をみて、いよ〳〵勢をまし、賊船とく來れかしとぞ勇みける、かくて市郎右衞門

おもふ様、もし運盡て我と勘助打死せば、クナシリ一嶋の御用筋一向に分るべからず、事の靜なる内に諸書物を取圡らべて、箱館へ送らんには圡かじとて、諸帳面をはじめ、其外要用の書物をこと〴〵く封じて箱館へ差越、猶又此末心組置たる御用筋等、一品も殘らず巨細に申越、今は心安しとて、ひたすら討死の覺悟をぞ極めける、又ソウヤへ詰たる調役並深山宇平太下役小川喜太郎也しが、異國船カラフト嶋へ渡りし時に、かしこに詰合たる松前の家來ども防がたしとて、ソウヤへ引取、且リイシリ嶋へ懸り居たる御用船雇船等乘組のもの共、異國船におびやかされ、追々ソウヤへ逃來りし程に、何となく彼地の和人夷ども氣をくじきたるを、さまざまにいひ勵して勇氣を引立、乘捨逃たる船々をも見分に遣し、賊船來らばとりひしぐべき手配等殘る方なく備たり、是等のもの共は何れも心懸よく覺へける程に、さきに正敦朝臣の箱館に下り給ひし時、具に聞えあげまいらせしに、彼朝臣の一己をもて、夫々褒美し給ひ、又惣内鯉兵衛等があやまちをもいましめて歸り給ひしが、今度執政方へ事の始末を申させ給ひしよしにて、左のごとく書取を下し給ふ、

クナシリ詰合　調役下役　比企市郎右衛門
　　　　　　　　　　　向井勘助

ソウヤ詰合　調役並　深山宇平太
　　　　　　下役　小川喜太郎

魯西亞船相見へ候節、防方手配之次第委細老中衆へ申達候處、心懸宜一段之事に候旨被レ申候、此段申聞褒置可レ被レ申事、

右之内小川喜太郎は江戸に詰合、外三人は彼地に在により、名代のもの共へ春之、定行より申渡す、

一十一月十五日、營中に於て酒井左衛門尉へ御達し、蝦夷地嶋々へ異國船渡來の節、人數差出し、彼地に逗留も久しく、家來共大儀之事に思召るゝ段台命の由、伊豆守信明朝臣より達し給ふ、佐竹右京大夫は在國により、彼朝臣の御許へ家來御呼出し御達しありけるとぞ、

一十一月十八日、若年寄水野出羽守忠成朝臣の亭にて、正養へ左のごとく命ぜらる、

羽太安藝守

名代 中嶋政次郎

當夏中魯西亞人ゑとろふ嶋へ罷越及ニ亂妨ニ候節、詰合之者共平日之心懸不レ宜、聊之儀に度を失ひ、防之手段にも至らず立退候、畢意常々申附方不行屆故に候處、兼々取締相整候由申聞候段不都合之儀、且又右之節、其方儀箱館より申上方、其外取計も麁忽之仕形、旁不調法之至に候、依レ之御役御免、小普請入逼塞被ニ仰附ニ者也、

正養職を退きたるにより、此處にて筆をとゞむ、當任の方、是より後を書繼給はん事を希ふのみ、

文化四年丁卯十一月　安藝守正養

追加

休明光記、正養職を退くの條迄を記して、今の松前奉行へ引渡しぬ、夫より後の事は其任にあらざれば記すべきにあらず、然ども異國船一件に携りたる人々の成ゆきは、正養が身にも懸りたる事なれば、聞及びたる所をもつて、ひそかに其一二を記し、私家に藏する事左のごとし、

一關谷茂八郎兒玉嘉内等安論より糺しの上、口上書幷エトロフ嶋へ詰合たる南部津輕の家來共より申立書、其外の書附類、卯年十二日初旬、松前表安論の許より正養が方へ來る、是はまた正養が退職をしらざるがゆへ也、よつて其儘今の松前奉行へをくる、

一十二月七日、山田鯉兵衛、同十一月關谷茂八郎、兒玉嘉内江戶着、是は本文に記したるごとく御呼出しに付て也、菊地惣內はエトロフに在りていまだ着せず、

一十二月十五日、備前守忠精朝臣の御下知にて、村垣定行の宅に於て、左の通り申渡しあり、

松前奉行支配
調役下役元〆
中村小市郎

其方儀當夏クナシリ嶋へ參り合居候節、シャの方へ大筒の音相聞、異國船よせ來候趣に候處、右場所に者向井勘助一人詰合罷在候を、取急ぎ不ニ心附ニ自分持場江罷越とは乍レ申、右場所引取候段不行屆儀に付、急度可ニ叱置ニ旨、牧野備前守殿被ニ仰渡ニ候、

一十二月廿七日、大炊頭利厚朝臣の御下知にて、川尻春之の宅におゐて、左の通り申渡ありけるよし、

松前奉行支配
吟味役格
山田鯉兵衛

其方儀兼てゑとろふ嶋は異國境之事ゆへ、御要害第一に心を懸可レ申處、取締筋にも申聞御備向ゆるかせに有レ之段、初發より相詰候詮も無レ之、當夏魯西亞人及二亂妨一候節も相違之儀を申立候始末、惣而表裏之勤方不埒之至に候、依レ之役儀被二召放一、御目見以下小普請入押込被二仰附一、

松前奉行支配
調役下役元〆
戸田又太夫

右ゑとろふ嶋へ魯西亞人渡來之候節、會所を明退自殺候に付、御宛行幷屋敷上げ候、

此又太夫が悴、後に松前奉行同心に御抱入ありけるよし聞レ之ぬ、

一同日御同人御差圖にて、御奉行根岸肥前守御役宅に於て、左之通申渡ありける由、

松前奉行支配
調役下役
關谷茂八郎
兒玉嘉内

其方ども儀ゑとろふ嶋へ魯西亞人渡來之節、會所を明退候段、未練之始末不屆之至に候、依レ之重追放申付之、

松前奉行組同心
羽生宗次郎
小嶋勘藏
粕谷與七

其方共儀ゑとろふ嶋へ魯西亞人渡來之節、戸田又太夫關谷茂八郎俱々會所を明退候段不屆之事に候、依レ之江戸拂申附之、

一同日御同人より左の通り御書附、松前奉行へ御渡之よし、是は彼地に罷在候もの共より安論の許へ申遣し、翌辰年二月二日、松前に於て安論より申渡しありけるよし、

松前奉行組同心
井瀧長藏
橋本義八

其方共儀ゑとろふ嶋へ魯西亞人渡來之節、戸田又太夫關谷茂八郎倶々會所を明退候段不屆之事に候、依レ之江戸拂申渡之、

松前地役雇之者
森重左仲
内野五郎右衞門

其方共儀りいしり嶋にて船繋いたし候節、異國船渡來候由承り、御武器幷御船を捨置逃去候始末不屆之至に候に付、江戸拂申附之、

松前地役雇之者
村上左金吾

其方儀そふやへ罷越候於二途中一所々へ異國船渡來之趣承り、奉行之申渡を背き、箱館へ引返候段、不屆之至りに付、江戸拂申附之、

此時船頭甚三郎といふものは、急度叱りの御告ありけるよし、

一文化五辰年三月十一日、大炊頭利厚朝臣の御下知によつて、荒尾但馬守宅に於て、左の通り申渡しありける由、但馬守は、去卯年十二月廿二日、御先手より松前奉行被二仰附一、

南部大膳大夫家來
火業師
大村治五平

其方儀主人家法を以相應之仕置可二申附一旨申渡、南部大膳大夫方へ引渡す、

南部家來江申渡

南部大膳太夫家來
吉田一學

大村治五平儀南部大膳大夫方へ引渡、家法を以相應之仕置可二申附一旨、土井大炊頭殿御差圖に依て申渡ス、

右之段主人へ可二申聞一、

一同年四月三日、戸川筑前守安論歸府、翌四日御屆として備前守忠精朝臣之御許へ參りて、登城の事を伺ひ申せしに、先見合すべきとの御事なりしが、同く六日攝津守正敦朝臣の亭に於て、御同人より左の通命ぜられけるよし、

戸川筑前守

去年ゑとろふ嶋へ魯西亞人罷越候節、詰合の者共立退候始末、兼て取締相整候由申聞候とは相違せしめ候、畢竟支配之者江任せ置、申附方おろそかなる故と相聞、不調法之事に候、依レ之御役被レ成二御免一もの也、

右に付翌七日差扣伺ひ申せしに、差扣可ニ罷
在一旨被ニ仰渡一候よし、
一四月十九日、正養逼塞御免之旨、大炊頭利厚朝臣よ
り達し給ふよし、小普請支配朝比奈河内守達せら
る、
一五月廿七日、戸川安論差扣御免之旨、攝津守正敦朝
臣より達し給ふよし、
一五月廿九日、山田鯉兵衛押込御免のよし、
一六月廿二日、菊地惣内江戸着、同廿八日大炊頭利厚
朝臣より御下知にて、荒尾但馬守宅に於て、左の通
り申渡し有けるよし、

松前奉行支配
吟味役格
菊地惣内

其方儀ゑとろふ嶋之儀引請罷在候上者、御要害
第一心懸可レ申所、御備向等閑にいたし置、去年
夏魯西亞人及ニ亂妨一候節も、於ニ箱館一相違之儀
を申立之始末、旁不埒之至り、依レ之役儀召放、御
目見以下小普請入押込被ニ仰附一之、
右十一月四日、押込御免のよし、

休明光記半ば成し時、文化四年の秋、堀田攝津守正
敦朝臣箱館に下向あり、其書を閲し給ひ、頓て左の
ごとく文作りて賜りぬ、

つゝみ紙に
休明光記を見るの詞

ふたりの司へまいらす　正敦

空にみつるやまとしまねの敎おほかるなかに
も、ひじりの跡文みる道と、ゆみ矢とるものゝふ
のわざこそ、こよなかりけれ、されば古よりふた
つを車の輪にたとへ、鳥の翼にもなぞらへしぞ
かし、今や秋津洲の浪たいらかに、朝日影明らけ
き御代の光の、蝦夷が千嶋をかけてくまなかりけ
る、ゑかはあれど、えみしらがすむかぎりは、まか
ち、をろさ、などいふことさへぐ國々の遠からず
と聞へぬれば、ひさうのもうけ怠りなからむこ
とをおぼしけるにや、さいつころかの浦々の政
する所を箱館にすへられ、嶋々の守たつものを
もをかれにけり、其つかさは、ちくぜんの守安論、
安藝の守まさ養のふたりになんありける、安論
はことにものゝふの業を好み、正養はふみみる

ことをたしみぬれば、をの／＼そのざえを撰び給ひけるにやありけむ、こたび思はずも千嶋が磯に浪たちぬと聞えしにより、正敦がたぐひこれかれ見めぐるべきとのみけしきかうぶり、まづかのはこ館にいたりぬ、されどはや夕汐の引のこせる藻くづもなく、あみのめをもれたるいそも見えざりしかば、しばしこゝにとゞまり、後のあらましなどを打よりあげつらふ折から、かたはらなるふばこのふみどもしめされしを見るに、中垣の内外の政はさらなり、夏麻ひくうな原の掟までもいとつばらかにしるし、名づけて休明光記といへり、これ正養が去年の冬籠にかきつどひし所なりとなむ、夫より前栽の處をわけて、うしろなる岡にのぼれば、弓場馬場のたぐひきようにしつらひ、沛艾なる馬どもあまた引つらねたり、音にきく立野が駒、もろこしの冀北とやらむも、おさ／＼おとるまじう見ゆ、これも此ほとりなる阿富多といふ牧よりとりてまいらせしを、安論いつもみづから打のり、これを試み、すぐれたるをば國府のみむやにひかせ、またしき程はなるをば猶みまくさかひて、明くれやしなひたてしかひありて、かくはものせしなりけり、この二つを見て、ふたりの司の其とくに心を盡す事のまめやかなるをしり、はた車の輪、鳥の翼にたぐへしことのむなしからざるをおもひ合せぬ、わがともがらゆくりなく爰に來り、かゝるいさほをみるにつけても、これにしたがふ人は、ものゝふの八十の健男のたけきこゝろをおこし、つるぎたち箱におさめし御代にも、みだれたるをわすれずとかいふひじりの敎を守り、ひさうのまうけ怠らずして、松風のとはに吹つたへつゝ、あづさ弓やしまの外までもよく明らかなる光を仰ぎたてまつらむことをこひねがふのみ、文化四とせの秋葉月、旅のやどりにして、攝津守の正敦しるす、

續々群書類從第四終

黒川眞道
御橋悳言校
小瀧淳

明治四十年六月二十日印刷
明治四十年六月廿五日發行

非賣品

東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地
國書刊行會代表者
編輯兼發行者　市島謙吉

東京市本所區番場町四番地
印刷者　本間季男

東京市本所區番場町四番地
印刷所　內外印刷株式會社